土屋喬雄　監修
荒木昌保　編集

新聞が語る明治史

第一分冊（自明治元年　至明治二五年）

原書房刊

バタビヤ新聞(文久2年正月創刊)，新聞雑誌(明治4年5月創刊)，
太政官日誌(慶応4年2月創刊)の各表紙

平假名繪入新聞

明治八年四月十七日

第壹號

公聞

新聞

平假名繪入新聞　明治8年4月
17日創刊号

時事新報號外

日本帝國萬歲

日本帝國海軍萬歲

○日清の海戰

帝國海軍の勝報

去る二十五日豊島附近に於て海戰あり清兵千五百を乗せたる運送船一隻を沈沒せしめ清軍艦操江を捕獲し靖遠は清國に廣乙は牙山に向ひ遁けたり

時事新報(明治15年3月創刊)の，明治27年7月28日附号外

東京曙新聞社(明治8年頃)

萬朝報

萬朝報，明治25年11月1日創刊号

監修者の言葉

土屋喬雄

原書房は、『新聞が語る明治史』を編集・刊行する計画を立て、荒木昌保氏を編者とし、私に監修を依頼された。私は新聞には寄稿者として関係してきたが、新聞編集のことには関与したことがない。しかし、六十年に近い長い間明治史を研究し、その間新聞をも史料として利用してきた者として、『新聞が語る明治史』の意義を認め、御引きうけすることにした。

私は明治史の研究に当って、前述のように、新聞記事をも多く利用してきた。新聞に類するもの、あるいは新聞の前身と見るべきものに、瓦版があったことはいうまでもないが、新聞は瓦版に比較すれば、史料としての価値は月とすっぽんといった大差がある。江戸時代史の史料として瓦版は僅かな価値しかないが、新聞は明治史の史料として甚大な価値をもっている。大正十五年東京大学法学部の附属文庫として「明治新聞雑誌文庫」が設立されたのも、明治の新聞・雑誌が明治史研究にとって重要な史料となることが認識されたためであると思う。私は明治経済史研究のため、この「文庫」に御厄介になったことが多く、この「文庫」には、常に敬意と感謝の念をいだいてきた。

さらに昭和九―十一年、新聞集成明治編年史編纂会の編集、財政経済学会発行で、『新聞集成明治編年史』全十五巻(うち一巻は全巻索引)が刊行されたのも、新聞の研究資料としての重要さが認識されたためであると考える。この『編年史』は、各巻五段組、四六倍版、六〇〇頁ほどのもの十五巻、合計一万頁に近い尨大なもので、総価格も相当の金額に達するものであったが、重要性をよく知っている私は、これを購入し、長い間これを利用し、今日もなおこれを愛蔵している。この『編年史』には全巻について、アイウエオ順事項索引の詳細なものがあり、さらに挿画索引まであるので、利用上ずいぶん便利であり、わざわざ明治新聞雑誌文庫まで出向き、御面倒をかけて見せていただかなくても、必

要な新聞記事を相当多く利用できてありがたかった。

以上述べたように、私は新聞記事の史料としての価値を高く評価するために、東大の明治新聞雑誌文庫にも『新聞集成明治編年史』全十五巻本にも、敬意を表しつつ利用させていただいてきたのであるが、もし、良識をもった人が明治時代の新聞記事の中核と見られるものをよく抜萃し、『新聞が語る明治史』といったものを編集したら有益だろうと考えたことがあった。

しかるに、原書房も同じようなことを企画され、新聞研究のヴェテラン荒木昌保氏を編者にお願いし、私に監修を依頼されたのである。荒木氏は、すでに数種の著書を公けにしておられる良識に富む方であるが、明治各年（元年より四十五年まで）につき、最も基本的、中核的な記事を、いかんなく良識を発揮して適正に抜萃され、『新聞が語る明治史』（二分冊、各六〇〇頁）を編集された。キク判二段組で、八ポ活字のものであるから、『新聞集成明治編年史』に比較すれば、実質内容はおよそ二十分一ほどに縮約されているのではないかと思う。

だからこの『新聞が語る明治史』は、確実な史料を綴り合わせた明治史の読み物とみることができる。また各年ごとに細目次が巻頭に掲げられてあるから、『新聞集成明治編年史』の約二十分一くらいの縮約版とみることもできる。さらに、かなり詳細な明治史年表であるといってもよい。

最後に、読者におことわりしておきたいが、本書の第一分冊は明治元年二月二十四日から明治二十五年までであり、第二分冊は明治二十六年から明治四十五年七月三十日午前零時四十三分、明治天皇崩御までであるが、七月三十一日の『新帝朝見の儀』の記事をとくに添えてある。第二分冊の方が第一分冊より期間は短いが、頁数は一〇〇頁ほど多い。それは大体において年が進むほどに記事が相対的に多くならざるをえないからである。ともあれ、第一分冊明治二十五年まで、第二分冊二十六年以後であることに御留意下され、御利用下さることが必要であると申上げておきたい。

まえがきに代えて

明治維新の成立ならびにそれ以前の経緯については、今更あらためてその間の事情を詳述する必要もないと思われるので、主要事項だけをごく大まかに振返ってみることにしよう。

嘉永六年（一八五三年）ペリーが浦賀に来航し開国を求める。安政元年（一八五四年）ペリーが再来し日米和親条約が調印される。吉田松陰が密出国を企てて逮捕されたのもこの年である。日米条約に続いて、日英・日露の和親条約も締結された。安政二年（一八五五年）は、安政の大地震と呼ばれる大地震があり、江戸が壊滅的な打撃を受けた年である。この年に日仏・日蘭の和親条約も結ばれた。安政三年（一八五六年）には幕府が洋式の調練を始めている。有名なアメリカ総領事ハリスが着任したのもこの年である。安政四年（一八五七年）蕃所調所が開校した。場所は神田小川町、文久二年（一八六二年）に神田一橋に移って、洋書調所となり、さらに翌文久三年に開成所と改称したが、これは後の東京大学の母体になったものである。この安政四年に下田条約（日米和親条約を補修したもので、貨幣の交換、領事裁判権、領事旅行権などを規定）も結ばれている。

安政五年（一八五八年）は井伊直弼が大老に就任した年である。日米修好通商条約が調印され、続いて日蘭、日露、日英、日仏の各条約も調印された。この年はまた安政の大獄が始まった年でもあり、コレラが流行したこともあって特に物情騒然といった感が深い。安政六年（一八五九年）には神奈川、長崎、箱館の三港を開港して露・仏・英・蘭・米の五カ国に貿易を許可している。万延元年（一八六〇年）には条約批准書交換のために新見正興らの使節団が渡米しており、国内では桜田門外で大老井伊直弼が十八名の浪士によって暗殺された。

文久元年（一八六一年）にはロシア軍艦による対馬占領事件が起きた。これはロシア軍艦ポサドニック号が船体修理を名目にして対馬に陸上施設を建設し、資材、食糧、遊女などを要求した事件である。対馬島民が抵抗し、対馬藩及び外

国奉行も厳重に抗議したが艦長ビリレフは聞入れず、逆に芋崎付近の永久租借を要求したが、イギリスが二隻の軍艦を派遣して退去させ、ようやく収拾したような始末であった。

文久二年（一八六二年）には、水戸浪士などが江戸城坂下門外に老中安藤信正を襲って負傷させたいわゆる坂下門外の変が起こった。これは和宮降嫁などで安藤信正の公武合体論に憤激したのが起因である。この年には寺田屋騒動、生麦事件などもあり、国論の分裂がますます深刻さを加えている。

この頃は、開かれた時代である明治が誕生する前の夜明けの時代だと言えると思うが、それは新聞の記録からも明らかにうかがうことができる。文久二年（明治元年の六年前に当る）の正月には官板の「バタヒヤ新聞」が創刊され、同年八月には、やはり官板で前に述べた洋書調所の訳で「海外新聞」が発刊されている。世界の中に孤立して生存して行くことはできないということを、それまでの歴史の動きから身に泌みて感じ取ったのであろう。

その「バタヒヤ新聞」の文久二年八月十七日号に、次に掲げるようなオランダ総領事（コンシュル・ゼネラール）の長崎から神奈川までの旅行記がある。当時の国内の様子がうかがえて面白い。そして封建制下の平和な日本と強力な外圧の共存が痛いほどはっきりと読取れる。

〇下件に記せるは荷蘭コンシュル・ゼネラール、長崎より大抵陸地を経て神奈川に到るまでの旅中紀行より抄録する者なり。第六月一日、予日本在留の英国ミストル・リユテルホルド・アールコック、並に其書記官ゴエル及び長崎にて其国のコンシュルなるモリソン、画工なるウイルグマンと共に、陸地を行きけるが、日本官吏五人通辞二人にて案内せり。予輩此度の旅行は、随意に所々を見物せんと馬上にて行んとしけるが、日本にては凡そ高位の人は必ず乗物に乗れりとて、遂に予輩をして之れに乗らしめ其行列の前に荷蘭及び英の旗を押立てたり。

旅中は総て障碍なく、何れの土地にても予輩を厚く持為（もてな）し、国堺毎に其の諸侯より警固の人数を出して領分中を送り、町或は村の入口にては番人等出迎へ、日本の礼にて腰を屈めて予輩を案内せり。

道路は能く掃除して、家の前に水桶と盛砂あり。是は道路の塵を防ぐ為なり。但し諸侯の居城には其大手前に一群の騎兵を備へたり。

人民は皆な道路の両側に坐し、予輩をして其中に自由に通行せしめたり。此度日本政府権威を以て予輩を遇せず、故に町及び村にても諸人夥しく集りて甚混雑しけれ共、予輩通行の時は更に差支なく且つ静かにして、談ずる者も無かりし。田野も能く開け樹木も大に繁茂し、且つ菜類も能く生長せり。其畔には綿及び豆類を植付たり。目の届く所は皆な田畑のみ。扨田野の開けること此の如くなれど、領主或は名主等の年貢取立緊しければ、小民は安楽に生活せざりし。

交易を開きし地は只人家のみならず衣服及び其他のもの迄皆な美を尽せり。

九州にて石炭坑を見ること多し。尤も肥前侯筑前侯の領分中には、往来より近き所に貯へ置ける石炭を見たり。予輩其石炭を見物せんとて脇道へ赴きたるが、竹矢来ありて入る能はず。其上肥前侯の士官両人来り、予輩を拒みて本道へ戻しけり。縦ひ脇道とは云へど元と往来なるに、竹矢来を設けしは、全く予輩に本道のみを通行せしむる存意ならんと思ひ、尚ほ矢来を犯して進入り其石炭を見しに、別に善き品にあらず。其傍の岡は石炭坑の入口にて高さ僅に三尺程なり。小半時過ぎてアールコックは其の岡に登り四方を眺望せしに、肥前侯の案内の士予輩を引戻さんとて進来りければ、予輩は之れを拒みたり。其夜旅宿に着しければ、先の案内の士来りて、諸君は何れの土地を通行すとも自由なるべきに、差留めたるは心得違ひなる由を述べて之を謝せり。実に其言の如く、此後は何れの方にても拒む者は無かりけり。

下関に着したるに、此所の港にはアールコックの迎ひの為にとて蒸気船リングドへ（船号）碇泊せり。其他日本海測量に用ゆる英船三艘あり、皆な唐土より来る者なり。

此測量を拒める者ありしが、アールコックは予て江戸に於て日本宰相と評議して既に免許を得たる趣を云へり。

又此測量船の指揮官不図話しけるは、対馬国の港には俄羅斯の軍艦ボサトニキ（船号）に逢ひしが、最早此地に四箇月程も碇泊せる由にて、且つ云ふ、此度此地を測量しければ、先に作れる朝鮮の測量図と合せんとすと。因て其趣を日本役人に語りたり。

其俄船の乗組人数中、上陸するものありて住居を営みたれば、此地に逗留せんことを謀るの意分明なり。

対馬は予が国学者の見る所にては安穏なる地にして、且つ広き港あり。実に日本と朝鮮との間なる肝要の地なりと。

扨下関は其土地広うして且つ繁華なり。偶々市中を遊歩せしに珍らしき事あり、或る見世にて棹銅を見しに、他の所にて未だ見ざる程の善き品なり。売物ならんと思ひ其価を問ひしに、一ピコルにて日本金十二両と答へたり。

此の如き上品なる銅を此価にて買ふことを得たり。他所にては此の如き類を見ず。是れ日本政府より人民に命じて、外国に売

渡す銅は必ず銅線（ハリガネ）又は釘等に作りし品を限りて、其他を許さざればなり。

予リングトへ船中に到りし時、指揮官の勧めに任せ、同船して兵庫に赴けり。ブリッキ船カセロットは帆前なれば、兵庫に到るには数日を費すべし。其後四日にして兵庫に着船せり。翌日市中を遊歩し、船細工場を一覧して其日を暮せり。扨此地に到着せし頃、何れの所にても家々戸を閉ぢ、人民皆な隠れ居る様子にて怪しければ、故あることならんとて案内の士に問ひけるに、此地は人気も荒ければ若しや間違ひのあらんかと恐るる故なりとぞ。時に予輩は無益の慇懃なりと云ひければ、遂に皆な戸を開きて人民各々町の両側に並び居り、聊も障礙は無かりし。

兵庫は土地広く商売頗る盛にして、富饒なる土地なり。且つ此港は碇泊するに尤も便利なり。カセロット船の指揮官云ふ、何の所も深ければ直に本岸に傍て泊するを得べしと。此地より大坂までは陸路七里なり。往来の者多くは水路に従ふと雖も只日本船のみ通行し得べし。扨大坂の人口は八十万程も有る可し。溝及び河ありて縦横に通じ運送甚だ便利なり。又大なる蔵数多ありて種々の品物を貯へ又河端には諸侯方の屋舗ありて此所彼所に建並びたり。実に日本第二の都会と云ふべし。殊更に商売の盛んなること及び生活の易きこと、又其土地の立派なること遙かに江戸に勝れり。

兵庫の大坂に於るは横浜と江戸との如し。然れ共豪家多ければ、売物相場を定むるの権は江戸に比すれば万々勝る可し。

大坂を出立して三日路の間は、淋しき道を通行し、而して後に始めて本道に出ることを得たり。此の通行せし所は間道なれ共、人民の多きこと本道と更に異なること無し。上野及び奈良は外国人の始めて通行する道なり、聞く所にては奈良は公領なり、人口の多きこと他所に倍せり。而して命令また能く行届けり。此に珍事とす可きは、近辺の茂林中に多くの鹿ありて敢て人を畏れず、常に市中を徘徊して頻に鳴叫べり。土人皆な鹿は神に仕ふる獣なりと思へり、猶ほ江戸にて鶴雁鴨を大切にする如く、聊も之れを傷くことを得ず。斯くて荒井に到る迄は更に怪む可きことなし。此所にて又日本人の旧例を守る癖に逢へり。一箇の番所を設け、総て江戸に往来する者を詮議せり。聞く所にては諸侯は総て江戸に夫人を留め置く可き規定なれば、私に国に連行くを防ぐが為なり。

此夜、案内せる士官の外又更に多くの士官来れり。是れ予輩の迎ひの為に江戸表より来る者なり。予輩に語て云ふ、アールコックと予とは馬を並べ、冠物の儘にて関所の前を通行す可し、同行の人は徒（かち）或は乗物を用ゆ可しと。アールコック云ふ。予等及び同行の者は悉く随意なる可れば、皆な馬上にて通行す可しと。此に於て屢々アールコックを勧説しけれ共、更に聞入れざりしかば、士官等予に向て、各々兵器を帯るや否委しく語られよと云ひけれ共、亦聞く者なく、翌朝皆な馬上にて荒井に到着せり。

此所にて予輩を一茶店に誘ひ、渡船の支度整ふまで待たれよと云へり。

予輩馬上より下りて其家に入たる時、外に待居たる同行の一人急に来りて云ふ、馬具類は皆なはづして担ひ行けりと。因て案内の者を呼び此の由を尋ねけるに、全く間違の趣にて、船より取戻せり。予輩之れを熟思するに、関所の前は必ず徒にて通行せしめんと謀りしならん。

此所より凡そ百歩許にして関所の前に到れり。然して何等の事もなく、早くも水際に到りければ、船は已に待ち受けたり。其後四日にして第二の関所なる箱根に到れり。此所も馬上にて通行したれ共、誰れ一人も咎むる者なく、其後三日を経て、第七月三日神奈川に着せり。

第七月五日の夜、凡そ夜半の頃にやありけん、江戸の英人旅館に襲ひ入る者あり。然るにアールコックは之れを畏れず、尚ほ江戸に在留せり。

横浜にて民間の祭礼あり。是れは毎年の事なれ共、数多の人々近国より群集して甚だ混雑せり。斯て今年の祭礼も無事に終りたり。（一八六二年八月十七日　バタヒヤ新聞）

もちろんのことだが、歴史は一直線に進むものではない。外国との通商がそれまでの安定した自給自足経済の均衡を破綻させて、日用諸物価の高騰を招いたとの非難も強かった。同じ文久二年八月の「海外新聞」第二号には、海外よりの修交使節の来日を歓迎しないという次のような記事が載っている。

〇日本に在留する合衆国使節の取次にて、墺地利政府へ五月朔日の日附にて日本政府より書翰を達せり。其文をアウストリアと題せる交易通商に関かる新聞紙中に載たり。之を訳するに、曰、我帝国は殆んど三百年の間外国と交通することなく、我国の産物は我国民の所用に充るに足るのみ。故に日用の諸品其価相当にして時々変化することなく、全国共に安全無事なり、然るに合衆国大統領の勧に由て外国人を拒むの旧例を変じ、合衆国特派公使水師提督彼理と条約を取結び合衆国人と日本人と通商するの道理を開てより、其後追々他の五箇国とも一様の条約を取結び、今方に之を執行ふことと成れり。然るに諸港を開き外国通商を許せしより、我が見込とは大に違ひたる種々の大事出来し、富める者は通商の利益あるを知らず、富ざる者の為にも少しの利益あるを見ず、次第に輸出する物多きが故に、日用欠く可からざる物価は日増に騰貴し、貧者は是までの如く品物を買ふこと能

はず、或は飢寒に迫る者あり、因て終に咎を外国通商と政府の処置の善からざるとに帰せり。抑々外国人を拒んで交らざる事は久しく行へる法則なれば、日本人の心皆之に染りて、此事は一定して替ふべからざるの典型の如く思へり。故に縦令右等の難事なきも、此外交の一事に就ては国人一統と偏く交易の交を結ぶを咎めて、不和を生ずるの故習を除かしめんこと、政府は勿論其他誰人も之を救ふの策なかる可きは一見して知易き所なり。

但し遠からずして我人民も外国と通商にて利益あるを知る時節到来すること疑なかる可し、然れ共当今の事情にては、他の外国と新に条約を結ぶ事、国人一統の好まざる所なれば、強て之を為んとせば容易ならざる事を引出し、或は動乱を生ずるに至る可し。当今の模様にては、条約中既に許せる兵庫及び新潟の開港、江都、及び大坂にて外国人と通商するを前以て断らんとするを必要とするが如し。又吾輩も新に外国人と条約を取結ぶ事能はざる所なれば、今此趣を告ざるを得ず、此書の趣意は我国の模様を虚飾なく真実に通じて我政府と新に条約を結ばんが為めに使節を送り越すことあらんを予め防がんが為めなり。今示す所の事を世界の重立たる国々の諸政府へ告げられんことを、是れ我が政府の企望むなり。(一八六二年八月　海外新聞)

しかし、漫然と無為に過ごすことは許されない。何らかの強力な政策と新しい挙国体制が要求されていることははっきりしていた。それがなければ欧米列強からの圧力に耐えて国家の独立を維持することは不可能であった。同文久二年十月十四日の「バタヒヤ新聞」は次のように報じている。

○第七月、江戸の諸役人は事務宰相の旨を受て外国人の旅館を造らんが為めに広き場所を見立て、堀を開き堤を築かんとせしが、暫らく此事を止めて、仮りに江戸の浜辺なる大君の遊覧所を居留所とせんと云へり。此遊覧所は殊に広く周囲には堀を開き、高き牆を繞らせり。是れ大君が炎暑の頃に二三日づつ逗留せる所なり。二三箇月の中には必ず此国に外国人の居留す可き家室を営造る可し。仮令ひ一日たりといへども外国人に此の如き処を貸んと約せる事は、実に日本政府において、親切なる志あることを知るに足れり。去ながら外国人は種々の故障あるが為めに遂に之れを善とせず。

日本政府に外国人を安穏ならしめんとて、厳重に江戸および横浜を警固せり当今既に横浜にては、二家の大名其士を出して、外国人を警固せるが、夜中は更に往来して見廻ること数回なり。又政府の役人および兵士を載たる船二艘ありて、昼夜となく海面を警回し、且つ遠近を乗廻せり。是れ入津せる日本船を吟味せん為めなるべし。

又第八月中に至りて二箇条の難事起れり。其一は此月の初めと覚えし。日本の一宰相が登城せんとせる時に、一人の浪士あり、途中に構へ、願書を出さんとして其側に近づけり。或は又此浪士数人なりとも聞及べど、其宰相を刺すことは能はずして僅に家来一人を少しく傷つけるのみ。其一は又此月十七日の夜に当り、二三人の悪徒ありて、亜人が旅館の柵を破り、既に入来ると見えしが、番兵の警固せる者速かに役所へ知らせ、警鐘を撞鳴せば、番兵等皆出来りて悪徒に向ひ、小銃二口を打放せるが悪徒は忽ち逃去りて遂に行く所を知らず。

毎に政府の役人へ国主の家来等の途中に於て乱妨せるを考ふれば此地は未だ平安ならず。去ながら横浜は次第に繁昌して、新地を拓き、人家を営み、今は又沼地を埋めて平地と成んことを努めり。此地にて外国人が多く輸出する者は、茶および絲にして、其輸入せる者は硝子、織物を多しとす。又日本政府にては亜の商船一艘を買求めて、此船を唐土へ遣して、交易を為さんとす。又金坑を開かんとて亜墨利加より鉱夫二人を雇はん事を托せるが、是れ前に荷蘭より雇へる者と同じく、日ごとに四百元の給料を与へんことを約束せり。此等の事を考れば、政府に於ては交易を繁昌ならしめんとせる意を知るに足る可し。

英のエスカデル軍艦一艘、蒸気カノン船三艘は、日本政府の許を受けて日本海を測量せんとて出帆せるが、予じめ政府へ乞ひ其役人三名を伴へり。其故は彼此の土地へ到着せる時に便利を得んとせるが為めなり。

長崎に在留せる日本軍艦の役人等は、海軍ロイテナント第一等たるコロネリッセンが病によりて此港に逗留せる事を許せり。此人は既にカセロット船にて横浜へ赴く可き機会を失へるを以て、日本人は幸に航海術の教諭を受けたり。（一八六二年十月十四日　バタヒヤ新聞）

このようにして明治の足音は次第に近づいてくる。だがそれは奇妙なまわり道をする。攘夷論は沸騰して押さえがきかなくなってしまう。文久三年（一八六三年）幕府は攘夷の期限を迫られ、長州藩は下関海峡を通過する米船を砲撃し、薩英戦争も起こった。

その後、ともかくさまざまな経過をたどりながら幕府の支配体制は終り、新しいみずみずしい、そしてある面ではまことに粗野な明治という時代が生まれる。そしてその若い明治が、どのように歩み始め、推移し展開し、そして成熟して行ったかを、当時の新聞記事等のなまの資料で直接眼前に再現してみようというのが本書の主要なる意図である。真の歴史は歴史家の筆端に生ずるものではなく、あくまでも事実の尊厳の裡にあることは言うまでもない。その意味でも

なまの資料の持つ価値は大きい。本書は明治時代の政治、外交、軍事、司法、産業、学術、文化、社会、庶民生活等のあらゆる面にわたって、当時の新聞記事を中心に総合的に、しかも編年体で編纂することによって、歴史的事実の報道のみならず、その裏にある当時の人々の息吹きを肌で感じることができるように企画された。本書の編集方針その他については、巻末の後記にやや詳しく述べてあるのでお読みいただきたい。

ともかくも明治は、われわれの今日の存在と生活の原型が形成された時代である。好むと好まざるとにかかわらず、われわれは明治から逃げることもそれを無視して生きることもできない。そうであればこそ、われわれはより深く自分の体温において明治を知らなければならないのではなかろうか。明治の歴史はわれわれの父祖の歴史である。その父祖たちが、愛と血と、笑いと涙であざなった民族半世紀の壮大なドラマである。

本書の成るに当っては、日本学士院会員ならびに東京大学名誉教授であられる近代史の泰斗、土屋喬雄先生に監修をお願いしたところ、快くお引受をいただいた。編者としてこの上の喜びはない。厚く御礼を申上げる次第である。また本書の刊行を喜んでお引受けいただいた株式会社原書房の成瀬恭社長にも、同様に衷心より厚く御礼を申上げる。

昭和五十一年七月

荒木　昌保

目次（第一分冊）

損する勿れと　第三国立銀行株式募集　米国下関戦争の償金を還付して日本留学生を養成　「血税」の誤解から名東県下に一万の暴徒蜂起　石綿製造法の発明　新聞原稿は逓送無料　明治元年以来の新聞紙七十七種　第一国立銀行開業　大酔して小便、罰金六銭二厘五毛　報徳宗を宣伝　家康の廟所昇格　仮名で示した判決文　銅貨四種となる　第一国立銀行紙幣を発行　富岡製糸場　魯国英領印度に迫らんとす　福岡県暴徒の被害　大涌谷小涌谷の由来　全権大使岩倉具視一行帰朝　国儲殿下御降誕即時薨去　皇子御諡号　坂東三津五郎歿す　米価沸騰、取引休止　参議以下の任免　鉱山寮で分析引受　大阪第五国立銀行が紙幣発行　松茸、百目一銭半　朝鮮討伐の廟議と世論　陛下御尊影を各府県に御下附　兎に課税　課税で兎の御難　蜂須賀侯夫人洋装で帰朝　英国船サガレン島を探検　製薬学校　下田歌子　マッチで気絶　神田大火後の市中歳晩光景　芸妓の税金と揚代

明治七年（一八七四年）……………………………………………………157

家禄奉還者へ資金　陰暦を懐しがる　新橋京橋間馬車道落成　陸海軍資の為家禄税設定　建築局でセメント製造　琉球へ年六回の航路　本願寺光瑩上人印度仏跡を探査　梅村翠山ガルハニ銅版を発明　聯隊旗授与式　陸海軍資として宮中の御用度を割き給ふ　榎本武揚魯国全権に任命　警視庁を鍛冶橋門内へ設置　証券印紙発行　民選議院設立の大論議　邏卒番人が巡査に　江藤新平帰郷して征韓論勢力を得る　仮奈垣魯文一夕の余案　過ぎたる情状酌量　御真影を拝観して万歳を唱ふ　佐賀の賊徒猖獗　佐賀騒動情報　官軍佐賀に入城　征韓問題に憤起したる佐賀暴徒の檄文　国力の充実をと参議木戸孝允の建白　女子師範学校設立　高島嘉右衛門の功績　台湾問罪の鎮台兵出発　米国公使の非難に台湾問罪使取消　江藤新平処刑　駐魯全権榎本に勝安房の別辞　海上現象記事編輯　地方官会議召集されんとす　日本の無定見　三井組利益金を店員に配当　取消命令も物かは西郷都督出征を決意　政府遂に台湾問罪の声明　辻便所は何処か　我が征蕃艦隊台湾に上

立　女子師範は師範へ合併　万年筆を発明　高橋是清渡欧　東京貯金預所　博愛社活動案
内閣組織に関する詔勅　第一次伊藤内閣出現

明治十九年（一八八六年）……………………………………………………………409

潜水艇横須賀で試験　北海道庁を新に設置　鹿鳴館ならでは夜も日も明けず　帝国大学令公布
大学院規程　寝とられた夫を金十円で小作に借用　師範学校令　小学校令　中学校令　諸学校
通則　支那婦人禁足案　メートル条約に加入　大分熊本間の道路開通　小笠原島に命名　エト
ロフ島開拓　米国人の手で看病学校　条約改正の幕切って落さる　高等師範・高等中学・東京商業
朝日新聞、東京に支局を置く　虎の門工科大学本郷へ移転　条約改正本会議始まる　電燈会社を設
立　予約出版の信用薄し　佐渡金山の収支　金玉均に退去命令　慶応生徒西洋料理に舌皷　万
国子午線会議で経度計算等決まる　県令は知事に　ラムネ払底　東海道線敷設で静岡県民狂喜
消防夫等級に不平　金玉均小笠原島に　大審院判事長玉乃世履歿す　清水の次郎長正業に就く
共立女子職業学校　屯田兵を増置　皇城二重橋を鉄橋に御架替　壜詰の酒売始め　朝鮮在留日本
人　露西亜は満洲にまで喰入らんとす　銀座の煉瓦家屋千四百四十四軒　各地鉄道現状　第八回
条約改正会議　洋服流行　今や自転車は欧米の流行物　文部省が小学校教科書編纂

明治二十年（一八八七年）……………………………………………………………425

男女口入宿の扱高五十八万人　観音崎砲台大砲十二門据付　接吻と耶蘇教とで社会矯正　県会と
知事の衝突　西洋娘節用　第二高等中学校仙台に　御用商人追放が入札の弊を呼ぶ　英国遂に巨
文島を放棄　露京から清国への長鉄道　女子の服制に関する皇后宮の御思召書　国民之友第一号
東京慈恵病院　米国軍艦池島住民十一名を殺傷　海軍大学校設立決定　海防の充実のため御内帑御
下賜　伊藤総理大臣国民の献金を募らんとす　皇后宮の金剛石の歌　大阪電燈会社設立　古郵便

挿し絵　宮尾　しげを

慶應四年
明治元年
（一八六八年）

東西物情騒然

薩州の兵七百江戸に向つて出発
會津伊豫備中の諸侯朝家に敵対

〔二・二四、中外新聞〕　西洋三月七日我二月十四日の横浜出板新聞紙より抄出す　○此度神戸より来りし書状の趣にては、箱根の街道既に攻進の路となりたる由を慥に申越したり。然れども諸説一定せず、或は十四五日以前、薩摩人七百人急に京都を出立すと云ふ。是は箱根の備へなきを知りて之を奪ふが為と見えたり。それに付ては人数あまり少くして不相当なりと雖も、若し此説実事ならば、是亦江戸通行の要害なる故に随分尤なる事なり。長崎よりの便に申越したる事万一信実ならば、箱根の要処を取られたるよりも尚北方諸侯の為には大不幸なるべし。

　長崎の書状を次に出す。北方とは関東の事にて南方とは西国諸侯の事なり。原文の儘に訳したり。

　若し紀州侯、他の大名の盟主となりて、江戸を助るが為に朝廷への周旋をなすならば、双方の都合も宜し安全なるべし。実に紀州は徳川氏の頭分となりて、双方の間を取扱ふべき程の権有る家なり。然るに長崎の書中に云へる趣は甚疑ふべし。

　京都よりも長崎よりも左の趣を申し越したり。会津並に伊予の松山、備中の松山、高松、大田喜、此大名は皆京都に敵対せし者にて、其屋敷をも領地をも召上げらるべき由なり。此事を朝廷より布告ありしかば、仙台の在京家老、全く朝敵に非る由の歎願をなし、其他諸方よりも色々の願書出たる由なれども、長き評議の後忽ち征討を仰出されたり。是に於て彼家老は大に驚き、全く其主人の命は左様の事にては是無き旨を申述べ、尚又再願をなしたれども、再び別紙を以て会津の地を攻取るべき由を命ぜられたり。但し是は仙台と会津との間を離すが為の謀と見られたり。何れ今少し日を経たらば委しき事相分るべし。

　此度の朝廷の決定は、全く薩摩と長州との決議より出たる事なるべし。此の如き未曾有の大変革は蓋し、天子を尊ぶの真意より出たるにはあらずして、只、権勢を備へたる名の影有るに依つて、之に及びしならん。故に、北方諸大名の不服なるも亦、其理無きにあらず。

　一橋は只恭順謹慎にして敢て戦争を好まず（一橋とは即ち大君の事なり、或は前将軍とも云へる処あり。是亦原本の儘に記す）

新政府の機構悉く整備す

〔二・一、太政官日誌二〕

三　職

総裁職（宮任之。副総裁公卿諸侯任之）万機ヲ総べ、一切之事務ヲ裁決ス。

議定職（宮公卿諸侯任之）事務各課ヲ分督シ、議事ヲ定決ス。

参与職（公卿諸侯徴士任之）事務ヲ参与シ各課ヲ分務ス。

八　局

総裁局

神祇事務局　神祇祭祀、祝部神戸ノ事ヲ督ス。

内國事務局　京畿庶務及諸国水陸運輸、駅路、関市、都城、港口鎮台、市尹ノ事ヲ督ス。

外國事務局　外国交際、条約、貿易、拓地、育民ノ事ヲ督ス。

軍防事務局　海軍、陸軍、練兵、守衛、緩急軍務ノ事ヲ督ス。

會計事務局　戸口、賦税、金穀、用度、貢献、営繕、秩禄、倉庫及商法ノ事ヲ督ス。

刑法事務局　監察弾糾、捕亡断獄諸刑事ノ事ヲ督ス。

制度事務局　官職、制度、名分、儀制、選叙、考課、諸規則ノ事ヲ督ス。

徴士貢士

徴士　無定員　諸藩士及都鄙有才ノ者、公議ニ執リ抜擢セラル、則徴士ト命ズ、参与職各局ノ判事ニ任ズ、又其一官ヲ命ジテ参与職ニ任ゼザル者アリ、在職四年ニシテ退ク、広ク賢才ニ譲ルヲ要トス、若其人当器尚退クベカラザル者ハ、又四年ヲ延テ八年トス、衆議ニ執ルベシ。

貢士　大藩四十万石以上三員、中藩十万石以上三十九万石ニ至ル二員、小藩一万石以上九万石ニ至ル一員、諸藩士其主ノ撰ニ任セ、下ノ議事所ヘ差出ス者ヲ貢士トス、則議事官タリ、輿論公議ヲ執ルヲ旨トス、貢士定員アッテ年限ナシ、其主ノ進退スル処ニ任ズ、又其人才能ニ因テ徴士ニ選挙スベシ。

総裁　有栖川帥宮

副総裁議定　三條大納言　同　同　岩倉右兵衛督

輔弼　議定　中山前大納言　同　同　正親町三條前大納言

顧問　参与当分外國事務掛兼　小松帯刀　同　同　後藤象二郎

同　同　木戸準一郎

辨事　参与　東園中将　同　同　坊城侍従

同　同　松尾但馬　同　同　松尾伯耆

同　同　十時攝津　同　同　神山佐多衛

同　同　毛受鹿之助　同　同　田中國之輔

史官　生形三郎　同　菱田文藏

○神祇事務

督　議定　白川三位

輔　議定　津和野侍従　輔　参与　吉田侍従三位

判事　参与　平田大角　権　参与　植松少将

同　谷森内舎人　同　樹下石見守

同　六人部雅楽

○内國事務

督　議定　徳大寺大納言

輔　議定　越前宰相

権　参与　岩倉侍従　同　同　秋月左京亮

判事　参与　中川對馬　同　同　辻将曹

同　同　廣澤兵助　同　同　大久保一藏

同　同　中根雪江　同　同　青山小三郎

同　同　土肥謙藏　権　参与　五辻大夫

権　玉松操　同　山中静逸

○外國事務
督　議定　山階宮
輔　議定　宇和島少将
権　参与　東久世前少将　同　議定　肥前侍従
判事　参与　岩下左次右衞門　同　同　町田民部
同　同　伊藤俊助　同　同　五代才助
同　同　寺島陶藏　同　同　井關齋右衞門
同　同　井上聞多

○軍防事務
督　議定　仁和寺宮
輔
権　参与　烏丸侍従
判事　参与　吉田遠江　同　同　吉井幸輔
同　同　津田山三郎　同　同　土肥典膳

○會計事務
督　議定　中御門大納言
輔　議定　安藝新少将
権　参与　長谷美濃權介
判事　参与　戸田大和守　同　同　鴨脚加賀
同　同　三岡八郎　同　同　小原二兵衞
権　参与　石山右兵衞權佐

○刑法事務
督　議定　近衞新前左大臣
輔　議定　細川右京大夫
権　参与　五條少納言
判事　参与　溝口孤雲　同　同　木村得太郎
同　土倉修理助

○制度事務
督　議定　鷹司前右大臣
輔
権　参与　堤右京大夫
判事　参与　松室豊後　同　同　福岡藤次
権　井上石見

玉座近く列藩を召させ給うて
大政一新の詔勅を宣らせ給ふ

〔三・一、太政官日誌四〕　二月二十八日、皇帝陛下親シク列侯ヲ玉座近ク被為召、詔曰、朕夙ニ天位ヲ紹ギ、今日天下一新ノ運ニ膺リ、文武一途公議ヲ親裁ス、国威之立不立、蒼生之安不安ハ、朕ガ天職ヲ尽不尽ニ有レバ、日夜不安寝食、甚心思ヲ労ス、朕不肖ト雖モ列聖之余業、先帝之遺意ヲ継述シ、内ハ列藩万姓ヲ撫安シ、外ハ国威ヲ海外ニ耀サン事ヲ欲ス、然ルニ徳川慶喜不軌ヲ謀リ、天下解体、遂及騒擾、万民塗炭之苦ニ陥ントス、故朕不得已、断然親征之議ヲ決セリ、且已ニ布告セシ通リ、外国交際モ有之上ハ、将来之処置尤重大ニ付、天下万姓之為ニ於テハ、万里之波濤ヲ凌ギ、身ヲ以艱苦ニ当リ、誓テ国威ヲ海外ニ振張シ、祖宗先帝之神霊ニ対ント欲

ス、汝列藩朕ガ不逮ヲ佐ケ、同心協力、各其分ヲ尽シ、奮テ国家ノ為ニ努力セヨ。

南殿に天神地祇を祀らせ給ひ
五ケ条の御誓文を御親告
新興日本の国是ここに定る

〔三・一、太政官日誌五〕三月十四日南殿ニ於テ天神地祇御誓祭被為在、公卿、諸侯会同就約ノ次第左ノ如シ。

一、午ノ刻、群臣著座、公卿、諸侯母屋、殿上人南廂、徴士東廂。
一、塩水行事　神祇輔勤之。吉田三位侍従。
一、散米行事　神祇権判事勤之。植松少将。
一、神祇督着座。白川三位。
一、神於呂志神歌　神祇督勤之。
一、献供　神祇督、同輔、同権判事等立列拝送、同輔。津和野侍従点撿。
一、天皇出御。
一、御祭文読上　総裁職勤之。三條大納言。
一、天皇御神拝　親ク幣帛ノ玉串ヲ奉献シタマフ。
一、御誓書読上　総裁職勤之。
一、公卿、諸侯就約。
　但一人宛中央ニ進ミ、先ヅ神位ヲ拝シ、御座ヲ拝シ而後、執筆加名。
一、天皇入御
一、撤供　拝送如初。
一、神阿計神歌　神祇督勤之。
一、群臣退出。

御祭文之御写（略）

御誓文之御写

一、広ク会議ヲ興シ、万機公論ニ決スベシ。
一、上下心ヲ一ニシテ、盛ニ経綸ヲ行フベシ。
一、官武一途、庶民ニ至ル迄、各其志ヲ遂ゲ、人心ヲシテ、倦マザラシメンコトヲ要ス。
一、旧来ノ陋習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基クベシ。
一、智識ヲ世界ニ求メ、大ニ皇基ヲ振起スベシ。

我国未曾有ノ変革ヲ為ントシ、朕躬ヲ以テ衆ニ先ンジ、天地神明ニ誓ヒ、大ニ斯国是ヲ定メ、万民保全ノ道ヲ立ントス、衆亦此旨趣ニ基キ、協心努力セヨ。

年号月日御諱

○

勅意宏遠、誠ニ以テ感銘ニ不堪、今日ノ急務、永世ノ基礎此他ニ出ベカラズ、臣等謹テ叡旨ヲ奉戴シ、死ヲ誓ヒ、黽勉従事冀クハ以テ宸襟ヲ安ジ奉ラン。

慶應四年戊辰三月

総裁名印
公卿諸侯各名印

畏し切々の御至情

明治大帝宸翰

〔三・一、太政官日誌五〕 御宸翰之御写。

朕幼弱を以て猝に大統を紹ぎ、爾来何を以て万国に対立し、列祖に事へ奉らんやと、朝夕恐懼に堪ざる也、竊に考るに、中葉朝政衰てより、武家権を専らにし、表は朝廷を推尊して、実は敬して是を遠け、億兆の父母として、絶て赤子之情を知ること能ざるやう計りなし、遂に億兆の君たるも唯名のみに成り果、其が為に今日朝廷の尊重は古へに倍せしが如くにて朝威は倍々衰へ上下相離るゝこと霄壌の如し、かゝる形勢にて、何を以て天下に君臨せんや。今般朝政一新之時に膺り、天下億兆、一人も其処を得ざる時は、皆朕が罪なれば、今日の事朕自身骨を労し、心志を苦め、艱難の先に立、古列祖の尽させ結ひし蹤を履み、治績を勤めてこそ、始て天職を奉じて、億兆の君たる所に背かざるべし。往昔列祖万機を親らし、不臣のものあれば、自ら将としてこれを征し玉ひ、朝廷の政、総て簡易にして、如此尊重ならざるゆへ、君臣相親しみて上下相愛し、徳沢天下に洽く、国威海外に輝きしなり、然るに近来宇内大ニ開け、各国四方に相雄飛するの時に当り、独我邦のみ世界乃形勢にうとく、旧習を固守し、一新の効をはからず、朕徒らに九重中に安居し、一日の安きを偸み百年の憂を忘るゝときは、遂に各国の凌侮を受け、上ハ列聖を辱しめ奉り下ハ億兆を苦しめん事を恐る。故に朕こゝに百官諸侯と広く相誓ひ列祖の御偉業を継述し、一身乃艱難辛苦を問ず、親ら四方を経営し、汝億兆を安撫し遂には万里の波濤を拓開し、国威を四方に宣布し、天下を富岳の安きに置んことを欲す、汝億兆、旧来の陋習に慣れ、尊重のみを朝廷の事となし、神州の危急をしらず、朕一たび足を挙れば非常に驚き、種々乃疑惑を生じ、万口紛紜として朕が志をなさざらしむる時ハ、是朕をして君たる道を失はしむるのみならず、従て列祖の天下を失はしむる也。汝億兆能々、朕が志を体認し、相率て私見を去り、公義を採り、朕が業を助けて神州を保全し、列聖の神霊を慰し奉らしめば、生前の幸甚ならん。

右御宸翰之通、広く天下億兆蒼生を思食させ給ふ深き御仁恵の御趣ニ付、末々之者に至る迄敬承し奉り、心得違無之、国家の為に、精々其分を尽すべき事。

三月　　総裁、補弼

朝鮮との交渉宗家へ御委任

〔三・一、太政官日誌八〕 同二十三日宗對馬守へ御達之写二通。

〔宗對馬守へ〕今般王政御一新、総而外国御交際之儀、於朝廷御取扱被為在候ニ付而者、朝鮮国之儀者、古ヨリ来往之国柄、益御威信ヲ被為立候御旨趣に付、是迄之通、両国交通ヲ掌候様、家役ニ被命候、対朝鮮国御用筋取扱候節ハ外國事務輔之心得ヲ以テ可相勤候条被仰付、尤御国威相立候様可致尽力御沙汰候事。

但、王政御一新之折柄、海外之儀別而厚ク相心得、旧弊等一洗致シ、屹度御奉公可有之候事。三月

〔宗對馬守へ〕今般被廃幕府、王政御一新、万機御宸断ヲ以被仰出候ニ就而者、今後朝鮮御取扱之事件等、総而従朝廷可被仰出候条、

此旨朝鮮国へ可相達御沙汰候事。三月

江戸城討入も平和裡に終幕

これ西郷と勝が腹芸の大芝居

〔三・二二、中外新聞〕 三月十五日の御触書 ○此度御征討使御差下相成、今十五日江戸表御討入の風聞有之候付、御歎願相成候処、大総督府へ伺済まで御討入の儀見合候旨、参謀西郷吉之助相答候に付、屋敷幷に市中共猥に動揺いたし意外の不都合相生じ候ては以の外の儀に付、諸事静穏にいたし御沙汰相待候様致候。三月

〔三・二二、中外新聞〕 去る十五日頃より三街道の先鋒追々江戸へ入込み、毎日市中を巡見す。然れども先々平穏にて市中の者一同少しく安堵す、何卒暴発の異変これなき様に致したき事なり。此度かくの如く穏かなるは、日光宮様の御取扱、殊に勝安房守の尽力にて、参謀西郷某の周旋に依り平和に成たる由なり。

薩長土の勢力が過大で
天下の均衡を失する怖れ

會藩勝ちて初めて天下安泰ならむ

〔四・一、中外新聞外篇二〕 持平論 ○天下の勢たとへば権衡の如く其平を得ざれば治まらず。前に徳川氏独り政権を専らにせしかば其勢過重なり。故に諸侯多く之に服せず、徳川氏亦自ら其非を悟りて王政復古の事あり。之より軽重宜しきを得て国務大に治まるべき機会ありしを、惜哉、日本開化いまだ足らざるの故にや、所謂三藩なる者俄に政権を擅にせんとするの心を生じたれば、竟に正月三日の戦争を生ずるに至れり。此戦は元来三藩の専横より起りしには有れど、其勝利を得しは日本の幸なり。如何となれば徳川氏若し勝利を得ば其勢また従前の如く過重に至るべきと必然なればなり。

扨徳川氏敗退の後、三藩の勢過重に至るは自然の理なり。されど此時三藩の徒退て政を修め、盈を持し満を保つの心あらば、亦善く其平を失はざるべきに、更に其心なく、勢に乗じて関東を劫すに至りしは、平を失ふこと最も甚しきなり。

此後いかゞ成行くべきや我が知る所に非ずと雖も、姑く理勢を推して之を察するに、三藩の徒此上なほ徳川氏を削殺し、東方の士民を凌辱せんとするに至らば、其勢過重に堪へず、自ら破れずんば必ず會津の為に破らるべし。

現在會津の兵防戦の企あるよし。會津は地嶮人勇、世の知る所なり、三藩之を伐つと雖も、強弩の末恐らくは之を破ること能はざらん。

試に問ふ、三藩果して之を破ること能はずんば如何。答曰、三藩は過重の勢を失ひ東方は過軽の勢を復し、大勢平均して再び日本の大に治まるべき機会あらん。是れ我等が国の為に希ふ所なり。

又問、三藩の力能く會津を破らば如何。曰く、其勢遂に日本国中を鉗制するに至らん。然れども是れ天下を治むるの道に非ず。且つ外国交通の世に在りては決して行ふべからざることなり。我いまだ

禍乱の底止する時を知らず。

太政官日誌の出版

〔四・一、太政官日誌九〕 同月五日被仰出書ノ写 ○近来太政官ニテ日誌ヲ出版シ広ク天下ニ御布告被遊候儀ハ、上下貴賤トナク御政道筋ヲ敬承セシメ、一意ニ方嚮スル所ヲ知リ其条理上ヲ践行セシメントノ御仁慮ニ被為在候ニ付、諸国裁判所、諸道鎮撫使、諸藩留主居等ヘ御渡シニ相成事ニ候間、大切ニ取計ヒ、遐邑辺陬末々ニ至ル迄、不洩様、速ニ相達シ、右之御趣旨貫徹候様、屹度可相心得候事。

但元幕府ノ預所、元郡代、元代官支配所ヘハ此度取締被仰付置候藩々ヨリ可致通達、寺社領陣屋向等ヘモ、其最寄ノ藩ヨリ可相達候事。四月

「大久保大和」事近藤勇捕はる

〔閏四・一、太政官日誌一三〕 因州藩ヨリ届書之写 ○戊辰四月十七日野州下總之賊徒、既ニ結城ヲ屠リ、勢ニ乗ジテ宇都宮ヘ迫リ、城中兵士、器械トモ乏シク、不得已自焼シテ、舘林或ハ古河ヘ走リ候旨、急報有之右ニ付、因土両藩ヘ出兵被仰付、同十八日寅ノ刻、市ケ谷尾州邸ヨリ三小隊、大砲一分隊繰出シ、同二十日、壬生城ヘ著、是ヨリ先キ、去月中旬頃ヨリ、會賊歩兵、其外種々ノ悪徒共、両總二野間ニ出没シ所在ノ小諸侯、或ハ土豪ナドヲ恐嚇シ、金穀、兵器ヲ横奪シ、所々ノ要地ニ据ノ聞ヘアリ、且結城之城主水野日向守其養父ト隙アリ、一旦城ヲ出テ同国小山近傍ニ潜匿シ彰義隊ノ暴徒ト語リ合、三月廿六日、結城ヲ攻テ、其養父ヲ逐ヒ、會賊ト合シテ宇都宮ヲ屠ラントスルノ勢、不日ニ逼リ、宇都宮ノ重役縣勇記ヲ以テ、火急ニ御総督府ヘ歎訴ニ及ビ、爰ニ於テ大監察香川敬三、小監察平川和太郎ニ鎮撫方被仰付、薩藩有馬、藤田、長藩祖式金八郎、土藩上田楠次ヘ軍略御委任、右三名彦根藩、須坂藩及ビ岡田将監ノ兵三百余ヲ率テ、四月二日、板橋御本営ヲ発シ、同五日、有馬、上田両人、越ケ谷驛ヨリ兵ヲ潜メテ急ニ流山ノ賊ヲ襲フ、賊徒狼狽シ為ス所ヲ不知、悉ク兵器ヲ献ジ降伏ス、賊徒大久保大和（本名近藤勇）ヲ捕ヘテ御本営ヘ送ル。

同六日有馬祖式ノ兵隊四五十人ヲ率ヒ結城ノ城ヲ攻撃シ、賊徒敗走、獲ル所ノ器械頗ル多シ、祖式ハ留テ城ヲ守ル、宇都宮四方三四里之間、土民動揺、所々ニ屯集シ、屋ヲ摧キ火ヲ放チ、乱暴至ラザル所ナシ、依之官軍ノ入城ヲ促ス事頻ナリ、

同七日、香川、有馬等、宇都宮ニ達シ、土民ノ人気少シク安穏、會賊ハ日光山接近ノ村々ヘ、屯集之聞ヘ有之候ニ付、同八日ノ朝、兵ヲ両道ニ分チ香川ハ日光本街道ヨリ進ミ、有馬ハ宇都宮ノ右ニ出レバ、賊輩既ニ去リ、香川ハ斧市驛ニ進ム頃、日光之僧侶板倉伊賀父子伏罪状ヲ捧グ

同九日、右板倉父子軍門ニ来テ降伏シ、同十日、宇都宮ヘ御預ケ、爾後香川始メ日光山ヲ巡邏シ、宇都宮ヘ帰ル、既ニシテ日向守再ビ賊徒ト語合、結城城ヲ襲フ、祖式ノ兵衆寡不敵、城ヲ捨テ走ル、賊徒兵威俄ニ張リ、勢ニ乗ジテ宇都宮ヲ襲フ、是又兵寡難守、城ヲ焼テ逃ル、

同廿一日、壬生城ヨリ南二里許安塚及幕田ト申処、凡半里ヲ隔テ、

其間ニ賊兵千名許出張ノ由相聞ヘ候、廿日ハ弊藩先鋒日ナレバ〔寄日土州偶日弊藩〕山國隊一小隊、大久保一小隊、有馬、戸田、合テ一小隊、大砲三門、未ノ刻頃推出ス、土州モ一小隊差出シ置候処地形甚不便、且賊軍多人数故、猶又繰出候様報知有之、土州ヨリ夜半頃一小隊ヲ出ス、又丑ノ半刻土州全軍進発、河田左久馬ハ壬生城ノ保守覚束ナシト、暁迄守護シ、廿一日黎明全隊皆進ミ、安塚ヲ隔ル事十丁許ノ地ニシテ互ニ発砲、官軍一旦勝利ノ処、賊兵盛リ返シ勢甚ダ盛ナリ、官軍浮足ニ相見ヘ、弊藩手負死傷ヲ荷ヒ帰ルヲ見、何レモ今日ヲ死期ト決シ、激励奮闘十分苦戦、左久馬二小隊ヲ率ヒ吶喊シテ進ミ、左久馬自ラ抜刀シ、大声シテ曰、退ク者ハ他藩ト雖ドモ死ヲ免サズト、依之官軍進テ奮戦ス、賊兵堪兼、少シク引揚レバ、官軍其虚ニ乗ジ、哄々声ヲ出シ尾撃ス、弊藩及附属ノ兵、幕田西河田迄一里許ヲ一息ニ追立レバ賊兵不残宇都宮ヘ引退ク、因テ暫時伏兵喫食ス、此日薩藩有馬藤太、其藩ノ兵ヲ将テ壬生城ヲ守ル、然ルニ、賊兵雀宮ヨリ潜ニ城下ニ逼リ、市中ニ放火シ、且城内ヘ発砲スト雖ドモ、有馬能防禦ノ術ヲ尽シ、賊志ヲ得ズシテ去ル、此日有馬ナカリセバ、一城灰トナルベシ、是ニ於テ諸隊喫食ス、是ヨリ直ニ宇都宮ニ逼リ、必死決戦ノ意アリト雖ドモ、兵卒疲労、且洪雨ニ因テ、衣服沾濡、寒気肌ニ徹ス、不得已一旦壬生城ニ入ル、此日ノ死傷並ニ獲ル所左ノ如シ。〔死傷略〕

同廿三日、薩摩大垣藩ヨリ宇都宮城ヲ攻ントス、弊藩ノ兵モ壬生ヲ発シテ進ム、図ラズ安塚ニ於テ、賊兵ニ衝当リ、一戦シテ賊ヲ追崩シ、破竹ノ勢ニ乗ジテ、急ニ宇都宮城ニ進撃シ、薩二小隊、弊藩一小隊相合シ、一同叱咤奮戦、申ノ刻ヨリ同半刻ニ至リ、竟ニ一城ヲ屠ル、期日官軍死傷左ノ如シ。〔死傷略〕

閏四月　因幡中将内、河瀬萬吉郎

外人の眼に映じた日本の内乱と政体

〔閏四・一二、江湖新聞〕日本政体および内乱の説　○横浜在留洋人某の著せる所にて、本国議事堂へ送りたりと云、余故有て其草稿を得たり、本文は長文なればその大略を摘訳して爰に出す、全文は追而飜訳し別冊にて出すべし。

去年以来日本の内乱一時に起り今日の形勢に及べり、此事態を論ずる者、帝の政府を称誉し旧政府を唾棄するあり、前大君に左袒し新政府を讐視するあり、何れも其見聞に惑はされ、自己の私論より説を醸し正論とは名づくべからず。欧の諸州にありて日本の政体国制を知らざるもの、俄に新聞の説に依り、成敗を以て其形勢を論ぜば大なる謬を引出すべし。余今其大略を概論せん、抑徳川家の政体は家康公以来二百数十年の間、封県の制度にて諸侯を鉗制し、欧州中古の様なり。唯異なる処は帝あると有らざると而已。外国の交際始りてより、日本の諸侯皆自主自立の正権ある事を悟り、隠に徳川家の駁御を免んとす。此時にあたりて徳川家は制度を更張すべき威権漸く衰微し、強弩の末勢に類す。且つ南方会盟の為に帝を擁せられ、前大君京都の戦に敗れ一朝祖先伝承の大権を失へり。事勢の然らしむる処なれども、帝家の大旆は、日本人に取て今以て多少の軽重をなせり。扨会盟の方は三藩と称せるもの魁首となり、其余の諸侯は班に列せる迄なり。政事を採るの法、帝を戴き議院を設け議

官を置輿論を開き、欧州立君裁制の国体を擬摸し頗る開化に至れるが如くなれども、其事業は全き事を得ざるべし、其故何ぞや。

凡そ立君裁制の政治欧州に行はるゝの勢を考るに、封県一変して国君擅制に至り、擅制一変して裁制に及ぶ、いまだ封県より直ちに裁制に変ぜるものを見ず。今帝の政府にある定額の兵員金穀等は皆会盟より出す所なり、会盟一度瓦解せば帝は再び原の空位を擁し給ふべし、これ政府の実権京師の手にあらざる証拠なり。且此会盟は徳川家を偏執するの一念に初まり、其際私意を挿み、既に長崎にては三藩の確執起れりと聞けり。

会盟の兵江戸に来り、前大君江戸城を去り給ひしより殆んど一月に及べども、江戸市中は依然として会盟に復せず。且つ仙臺は會津に破られ、越後信濃日光下總の兵隊蜂起して徳川家を助く、会盟の兵また昨日の勢なしと聞けり。或は曰く帝の勅使は近々かならず江戸を去るべしと、果して然らば横浜は再び徳川家の有となり、遂に日本二つに分るゝの勢ひに至り、内乱うち続き太平の日あらざるべし。

外国公使はみな中立不偏の説を唱へ、是迄の条約を改め、今日は帝を日本の君主と認め、明日は又前大君を政府と名け、日本の国勢を殺ぎ衡平を保たんと欲せり。これ万国公法の趣意なりと雖共、余が所見にては之を西洋に施すべし、之を東洋に施すべからず。

今東洋半睡の民漸く開化の域に進まんとせる処なれば、之を憐み之を諭し、造物主我欧州の人を顧愛せる恩に報ゆべき也。しかるに其内乱を鼓舞し生民の兵刃に苦しむを傍観せば、天理人道二つながら全からざるべし。況や日本の内乱打続かば交易の利も随而衰へ、条約の甲斐なきに及ぶべきをや。

曰く然らば外国政府にて何れを助け、何れを退くべき歟。曰く日本人民の追慕せる威権ある人にて、吾曹の為には好友たらん人を助くべきなり、是迄の外国交際を回想せば自から其人あるべし。試みに見よ、前大君か或は其党の諸侯會津の如き、他日日本を回復せば必ずいはん、外国政府は信ずるに足らず、朋友の難を救はず、条約の大眼目ともいふべき信義の実行なしと。東洋に於て我国の英名を失ふと失はざるとは、今日の一挙にあり。

或は曰く日本北方にあたり密かに前大君を助けん事を欲せる一友ありと。（魯西亜を云歟） この事実ならば、欧州の諸強国は止事を得ず、帝政府を助け、東洋の衡平を保つの策をなし、再び黒海の戦を東洋に開き、数十万の生血を以て日本に洒くべきにいたらん。

時代の先覚福澤諭吉芝新銭座に

慶應義塾を開く

——慶應義塾会社の記——

〔閏四・一八、内外新報〕 福澤諭吉芝新銭座に塾を立て、慶應義塾と号す、閏四月三日工竣りて始じめて塾をひらく、今其塾記手に入りたる故こゝに載す、其塾則と其図とに至りては、他日手に入るときしるすべし。

慶應義塾記

今爰に会社を立て義塾を創め同志諸士相共に講究切磋し、以て洋

学に従事するや、事もと私にあらず、広くこれを世に公にし、士民を問はず苟も志あるものをして来学せしめんを欲するなり。

抑も洋学の由と興りし其後を尋るに、昔享保の頃長崎の訳官某等和蘭通志の便を計り、其国の書を読み習はん事を訴へしが、速に允可を賜りぬ。即ち我邦の横文字を読み習るの始めなり、其後寶歴明和の頃、青木昆陽命を奉じて其学を首唱し、又前野蘭化、桂川甫周、杉田鶴齋等起り専精して以て和蘭の学に志し相共に切磋し各得る所ありと雖も洋学草昧の世なれば書籍甚乏しく且つ之を学ぶに師友なければ、遠く長崎の訳官に就て其疑はしきを叩き、偶々和蘭人逢ば其実を質せり。蓋此人々孰れも英邁卓絶の士なれば、只管自我兆古の業にのみ心を委ね、日夜研精し寝食を忘るゝに至れり、或は伝ふ、蘭化翁長崎に往きて和蘭語七百余言を学び得たりと、是に由て古人力を用ゆるの切なると、其学の難きを察すべし。

其後大槻玄澤、宇田川槐園等継起し、降て天保弘化の際に至り、宇田川榛齋父子、坪井信道、箕作阮甫、杉田成郷兄弟、及緒方洪庵等接踵輩出せり、是際や読書訳文の法漸く開け、諸家編訳の書陸続世に出ると雖も概ね和蘭医籍に止りて旁ら其究理天文地理化学等の数科に及ぶのみ、故に当時此学を唱して蘭学といへり、蓋此時と雖も通商の国は和蘭一州に限り、其来舶するや唯唯西陲の一長崎のみなれば尚を書籍の乏きに論なく、総て修学の道甚だ便ならざれば、未だ隔靴の憾を免れず。

然るに嘉永の末亞美理駕人我に渡来し、始て和親貿易の盟約を結び、又其好を英佛魯普等に通ぜしより、我邦の形勢遂に一変し、世の士君子皆彼国の事情に通ずるの要務たるを知り、因て百般の学術一時に興り、各其学を首唱し、生徒を教育し此に至て始て洋学の名起れり、是豈文学の一大進歩ならずや。

顧ふに一事一運の将に開かんとするや、進むに必ず漸を以てす、譬へば猶楼閣に上るに階級あるが如し、乃ち天保弘化の間蘭学の行はれしは、寶歴明和の諸哲これが階をなし、方今洋学の盛んなるは各国の通好に因ると雖も、実に天保弘化の諸公之が次階を成せり、然らば則ち吾党今日の盛隆に遇ふも、古人の賜に非ざる事を得んや。

抑洋学の以て洋学たる所や天然に胚胎し、物理を格致し人道を訓誨し、身世を営求するの業にして、真実細大備具せざるはなく、人として学ばざる可からざるの要務なれば、之を天真の学と謂て可ならんか。吾党此学に従事するや茲に年ありといへども僅かに一斑を窺ふのみにて百科浩瀚掌に望洋の嘆を免れず、実に一大事業と称すべし。然れども難きを見てなさゞるは丈夫の志にあらず、益あるを知て興さゞるは報国の義なきに似たり。蓋し此学を世に拡めんには学校の規律を彼に取り、生徒を教導するを先務とす。仍て吾党の士相与に謀り私かに彼の共立学校の制に傚ひ、一小区の学舎を設け、これを創立の号に取て、仮りに慶應義塾と名く。

今茲四月某日土木の功を竣め新たに舎の規律勧戒を立てり。冀くは吾党の士千里笈を担ふて此に集り力を育し智を養ひ、進退必ず礼を守り交際必ず誼を重じ、以て他日世に済すものあらば、亦国家の為に小補なきにあらず、且又従来此挙に傚ひ、益々其結構を大にし、益其会社を盛んにし、以て後来の吾曹を視る事、猶吾曹の先哲を慕ふがごときを得ば、豈亦一大快事ならずや、嗚呼吾党の士協同勉励

して其功を奏せよ。

慶應四年戊辰四月

慶應義塾会社

江戸の人口

慶應三年九月の調

〔閏四・二四、内外新報〕　去年九月改め江戸市中の人口戸籍調帳の写。

一、町方支配場町人惣人数高　四拾五万七千零六拾六人
此竈数拾壱万三千百廿五軒
但し家持地借店借召仕等迄の員数
内
男弐拾弐万八千九百五拾九人
女弐拾弐万八千百零七人

一、寺社門前町人惣人数高　八万千三百九拾七人
此竈数弐万零七百廿五軒
内
男四万零九百四十三人
女四万零四百五十四人

通計五拾三万八千四百六十三人　竈数拾三万三千八百五拾軒
内
男廿六万九千九百零弐人
女廿六万八千五百六十一人

外出稼の者
男三千五百九十七人
女一千零十九人

慶應四年

右は当歳迄の人員にて、此他支配違の町人能役者幷町宅にても、武家の家来は此数にあらず。

會津藩の歎願書

〔五・二、中外新聞〕　會津藩の歎願書　○弊藩の儀は、山谷の間に僻居罷在、風気陋劣人心頑愚にして、旧習に泥み世変に暗き土俗に御座候処、老寡君京都守護の職被申付候以来、乍不及天朝尊崇、奉安宸襟度一途の存念より他事無之、粉骨砕身罷在、万端不行届の儀には候へども、朝廷の御重憐を蒙り多年の間何と歟奉職仕居、臣子の冥加無此上難有奉存、鴻恩万分の一も奉報度、闔国奮励罷在、奉対朝廷御後闇き体の心事、神人に誓ひ毛頭無御座、伏見一挙の儀は一事卒然に発し、不得止次第柄にて、是亦異心等有之儀には毛頭無之候へ共、一旦奉驚天聴候段奉恐入候次第に付、帰邑の上退隠恭順罷在候処、此度鎮撫使御東下御両藩へ征討の命相下り候由承知仕、愕然の至り、斯まで宸襟を悩まし奉り候儀、何共申上様無御座候。此上城中に安居仕居候ては何分奉恐入候に付、城外に屏居罷在、御沙汰を奉待候間、一視同仁の御宥恕を以て寛大の御沙汰被下度、家臣挙て奉歎願候、右の段幾重にも厚御汲量被下御取成之程深奉懇願候、以上。

慶應四閏四月　會津家老
西郷頼母
梶原平馬
一瀬要人

徳川に忠なるもの
これ亦皇国の忠臣ならずや
——勝安房の建白——

〔五・二、中外新聞〕　再び大総督府へ差出し候建白書　〇負罪之小臣毎々冒瀆尊威、恐懼不少奉存候へ共、既に不憚忌諱献言可仕令旨をも蒙り居候に付、泣血奉言上候。過日被仰出候朝裁中、玉石倶に焚く御趣意に無之段御沙汰有之、実に神武不殺の王師誠に難有聖慮に御座候。然る処今般御追討として御東下の砌、徳川家譜代恩顧之大名旗本等只管朝命遵奉、既に先鋒と成り罷下候者共、御褒賞を蒙り候哉に奉拝承候。軍機の上可然御事も被為在候御儀とは、万々奉恐察候へ共、其中或は其心底唯利是視、歴世渥恩の主家に背き、人倫の綱常を相失ひ候輩も有之歟、若し果して然らんには如何ぞ皇国の為に忠義を可抽道理あらんやと奉存候。寡君□□恭順の実功相立、寛典の御沙汰被仰出折柄、王政御維新の際、徳川祖宗以来歴代君臣の義理を守り、主家と存亡を共に仕度所存の者共は、殷の頑民と同日の論にて、其実憐む可き者に有之、此輩天下に在ては頑民に可有之候へ共、徳川氏の為には忠臣とも可申者にて、既に其主家に忠ある上は、他日皇国の御為に忠勤を可抽者に相違有之間敷と奉存候。是等の情状幷に被仰出候御趣意等厚く御深考被成下、格別の皇恩を以て、此輩被召上候知行所御差戻被成下候はゞ、天地覆載の聖恩、千万歳の下、天下万民可奉感戴奉存候。此段奉申上候。死罪死罪謹言。

閏四月　　勝安房守

菅原薫子建白書

〔五・三、内外新報〕　菅原のかほる子建白書　〇昧死して奉二言上一候、今般洋夷人入朝拝謁被レ為レ免旨、且又井蛙の管見を去り、是迄夷人を犬羊の如く相卑しめ候儀を止め皇国西洋と彼是の差別無レ之、本朝の旧制を被二相改一、御政度万端も追々西洋各国の法御採用、御国体御変更に相成候旨伝聞仕候、是は定て甚深の聖慮より被レ為レ出、且又文武諸臣熟議被レ為レ在、賛成の御義と奉存候に付、彼是奉二申上一候は甚以て恐入奉存候得ども、狂妄の存意聊奉二申上一候。

彼夷人入朝拝謁の儀は、是迄例無の事にも無レ之、往古は唐国三韓渤海抔、往々国使入朝の例も有レ之候得ども、蕃国の御接待有之候て、天朝の官位を被レ授候事抔無レ之、少しも御尊崇之儀無レ之候間、右様の例にて御接待に相成候儀に候へば、強て異論も差起り申間敷、又後来の害とも相成間敷奉存候へ共、方今の形勢にては洋夷共自ら帝国と称し、尊大を極め居候間、往古の諸蕃来朝の例格にては承伏仕間敷、何れ同等と申儀に可二相成一、只今同等の礼を被レ用候得ば、後来は再拝して臣と称するに至候は自然に御座候。宋朝胡詮が奏に再拝して止まず、必ず降を乞に至らんと申候は、実に想像寒心仕候、且入京拝謁仕候共、是は外来の者にて有之、比喩して申候得ば、来客出入の者同様に御座候間、何者来り候とも、包荒の量を以て夫は夫にして置候が、主人の職に御座候処、只今の形勢にては一に来客を羨み候て、家風迄改候も同様の事に御座候、且又御国体御変更の儀は、実以て重大の事件にて、神州興廃存亡此一挙に被レ為レ在候御義と奉存候。

過日六藩建言の趣にては、漢土人の如く尊大に不レ被レ遊候様と申上候得共是は皇国漢土のみに拘らず、仮令西洋各国と雖ども、其国君臣等は自国を尊大に不レ仕候ては、其国は治り難き者に御座候、門巷の細民人之家僕召使候者にても、其家主を此上もなく尊厳大切なる者に不レ致候ては家治り兼候。

況(まし)て皇国は三千年近く、皇統連綿と御相続被レ為レ在候も、全く衆心合して天朝を無レ限尊崇仕候より、如レ此君臣の大分相乱れず、万国に超絶仕候は、此尊大の効に御座候。又吾国尊大に仕候得ば、他を賤候は自然の勢に御座候、然るに今其尊大を相止候て、自ら御国体を破り候に御座候、御国体破れ候ては、御国威自ら萎靡仕候、彼漢土人尊大にて夷狄に被レ制候と申候得ども、宋、明、清抔何れも貿易和議を以て国を誤り夷人に愚弄せられ候事、漢土人の論明晰に御座候間、乍レ恐只今こそ全く漢土の覆轍を被レ為レ踏候御儀と奉レ存候。加之皇国漢土とは近隣の国柄にて、人情風土も左のみ相替り不レ申候得共、西洋の数万里を隔て風土人情も甚変異候間、皇国人をして旧習を去り、心を変して西洋人を模倣せしめ候儀は、決して不ニ相成一儀に御座候、尤西洋は只々貨利を貪り、礼義廉恥を知らず候て、帝国抔と相称候ても、巨商と同様の者に有レ之候間、皇国抔の仁義勇武を風俗と仕候国とは万々不レ同候。且専ら天主妖教を奉じ、天主を大君大父とし、真の君父を小君小父とし、仮令大罪を犯し候とも天主に媚びざる者は地獄に堕落し候抔と相唱候は、実に君を無し親を無するの教に御座候、此教蔓延仕候へば、三綱五常も廃弛可レ仕候、尤方今の形勢鎖攘の論は迚も難レ被レ行、是非和親交易に無レ之ては、皇国の御安危に可ニ相拘一と申候説も有レ之候得共、即今は和戦両様とも御安危に可ニ相拘一と奉存候、彼は御国体相立候上、此迄諸国和蘭等の御振合にて、県市御免許被為在、国使抔、一通外蕃の御取扱にて御接待被為在、右に付て承伏不仕候得ば戦争に被及可然と奉存候。

若御国体を被為破候て、和親交易御許容に相成候得ば、其禍攘夷の害より甚敷奉レ存候、其故は彼五蛮申合せ大軍を以て来寇仕候共、皇国の人心一致して攘斥仕候得ば、自ら義勇の大奮発激励の心を引起し可レ申、且刀鎗弓矢等我長ぜる所を以て、力戦防禦仕候得ば、定て御大捷可レ被レ為レ在、其時こそ御国威を宇内に照耀可レ被レ遊、又万万一連年の防戦に内地疲弊危殆に被レ及候とも天祖始祖を奉レ初歴朝の聖霊、別て先朝在天の神霊に被レ為レ対、少しも被レ為レ愧候所無レ之奉存候。

此儘にて洋夷の制を被為受候は、天下有志の者のみならず、無知の匹夫匹婦に至る迄、皆天朝を憤怒し奉り、離叛瓦解と相成可レ申、彼逆賊□□大罪を蒙り候本は、外夷交際より起り候間、是又不伏を抱き可レ申、外夷は扨置蕭墻の内に大禍を生じ可レ申、若又内地大変を生ぜず候へば、数年ならずして皇国尽く夷風に相成、君父を無し上下を乱し、妖邪腥羶乱臣賊子の域に可ニ相成一は必定の義と奉存候間、実に痛哭泣涕長大息に堪へず候、薫子婦女子の身を以て、天下重大の事件容易に献言仕候は、間を出ざる戒を犯し、僭踰不遜の罪難レ免候得ども、漆宝離笑(マヽ)の輩皆処女を以つて国事を憂候事、古人も是を非とせられず候間、区々の赤心坐ながら神州夷狄に沈み候事、見るに忍びず奉ニ献言一候。

万一狂妄の管見芻蕘の謀慮等聖聴に被レ為レ達候儀も被レ為レ在候得ば、鼎鑊槍刀の戦を受候事も聊辞せざる処に御座候。在廷枢要の御

方にも、愚衷御憐察にて、此旨可然御奏聞奉レ希候。誠惶誠恐死罪死罪謹白。

菅原朝臣薫子泣血拝上

薫子は伏見宮の殿上人若江修理太夫の女なり。袖蘭と号し又秋菊とも云、年廿三歳草莽を結び、和歌など人に教へ甚博学の誉あり。衆人競ふて之を挫かんと欲し、行て議論すれども、常に皆屈服して帰ると云、想に葵姫、謝女の亜流ならんか。

人材と権門を網羅したる
維新新政府の機構

〔五・一、太政官日誌二二〕

○議政官

議定　江戸在勤　三條右大臣　同　岩倉右兵衛督
同　中山一位　同　正親町三條前大納言
同　徳大寺大納言　同　中御門大納言
同　阿波中納言　同　土佐中納言
同　越前宰相　同　肥前々中将
参与　二岡四位　同　福岡四位
同　小松帯刀　同　木戸準一郎
同　後藤象次郎　同　大久保一蔵
同　廣澤兵助　同　副島二郎
同　横井平四郎　同　西郷吉之助
同　岩下佐次右衛門
史官　嚴谷迂也　同江戸在勤　海江田彦之丞
同　岸良七之丞　同　長松文輔
筆生　桂　西市　同　村岡多門

○行政官

輔相　三條右大臣　同　岩倉右兵衛督
辨事　阿野中納言　同　坊城右大辨宰相
同　大原左馬頭　同　勘解由小路左中辨
同　五辻彈正大弼　同　秋月右京亮
同　神山五位　同　門脇五位
同　田中五位　同江戸在勤　丹羽五位
権辨事　千草前少将　同　戸田大和守
同　坂田莠　同　松室豊後
同　水野助太夫
史官　江戸在勤　新田三郎　同　菱田文藏
同　江馬正人　同　北川徳之允
同　試補　作間正之助　同　同　日下部三郎

（下略）

上野山内山下悉く猛火に包まれ
善戦の彰義隊遂に敗亡す

〔五・一五、新聞日誌〕昨十四日、大総督府参謀より各藩隊長中

へ徳川遺亡の悪徒誅伐出師の御沙汰有之候よし、くれ六ツ時ごろよりして筋違淺草その外御門々々橋々とも〆切りに相成、厳重の御固め出入をとゞめらる。上野もより下谷辺へはたち退き候様とのしらせ有之候よし、市中なにとなく動揺いたし候得ども、雨中といひ夜四ツごろにいたり自然としづまりぬ。

十五日なを大雨、上野のかたにあたりて煙狼（のろし）あがりしといふ、ほどなく砲声しきりに相ひびきしゆゑ人々恐怖の思ひをなしぬ。大雨をやみなく砲声ます〳〵はげしく上野もより出火あり、巳の刻ごろより火勢天をつき火口四五ケ所になり、老幼婦女病者をたすけ、或は葛籠夜具包を背負ひ、東西にはしり南北にはしる。狼狽哀慟の有さま筆舌に述がたく、上野御門主様のうへ御気づかはしくおぼしめされ候てや、大総督府へ、静寛院宮様、天璋院様より御誅伐御猶予の御歎訴あらせられ候得ども、其期におくれしよし。

柳ばし焼落すよし連日の雨湿にて火うつらず橋板をうちはなしに相成候。

筑州様御持場、淺草御門、新し橋、柳橋、兩國橋、

昌平ばし、筋違御門、和泉橋藤堂侯の御人数、東橋の御かためは紀州侯御人数。

官軍方は追々人数くり出し、山内がたには応援の兵なく、午の下刻終に敗軍となり、官軍凱陣となり。されども火勢はいよ〳〵さかんにして上野山内は中堂、御本坊、宮様御殿、鐘樓堂つりがねわれる。宿坊少々やける。東照宮の御宮をはじめ、御靈屋向山王社清水観音、大佛殿、御水屋二ケ所、慈眼堂宮様御門等火災を免るゝ、焼亡場所は池のはた仲町南側とも、下谷御數寄屋町、湯島天神下同朋町、上野町一丁目、元黒門町、北大門町、元黒門町、六あみだ常樂院、仁王門前町五條の天神、夫より山下廣徳寺前までやける。下谷二長町辺まで鉄砲玉飛来る。夜に入り五ツ時ごろ全く鎮火に相成り、聊か安堵いたすといへども、義を結び相盟約するの諸隊諸州の脱走人所々に潜伏するの徒、いかなる事変を生ぜんも計り難く、あるひは本所より兩國橋へおしよせ候などゝ、衆説区々にして十六日の夜まで安き心もなかりしに、天朝の御威光により人々生業をやすんず。

上野廣小路より山内の戦死のもの凡六十人余、山王山に十余人死亡、同所に車台附鉄砲二挺有（藤堂の手へ分捕）その外諸家へ大砲小銃分捕多分有之よし。

十六日朝、淺草御門外橋詰へ、山内脱徒のよし、山田平治郎（二十二三）白金太郎（四十八九）二人の首級青竹へはさみさらし有之。

朝廷至仁の御趣旨高札に掲げらる

〔五・一五、新聞日誌〕高札場へ十七日朝掛り候高札の写。

徳川□□恭順の実効を表するより祖宗の功労を思食、家名相続被仰出、城地禄高等の儀は追々御沙汰に相成、末々の者に到るまで其所を得ざる事無之様被遊度との思召に被為在候処、豈図らんや旗本末々心得違之輩、至仁の御趣意を拝戴し奉らざるのみならず、主人□□の素意に悖り、謹慎中の身をもつてほしいまゝに脱走におよび所々屯集官軍に相抗し、無辜民財を掠奪し、兇暴いたらざる処なく、万民塗炭の苦に陥んとす故、今般不被得止事誅伐せしむ、素より其害を除き、天下を泰山の安きに置、億兆の民をして早く安堵の

思ひをなさしめん為なれば、猥りに離散する事有べからず、篤と御趣意を体認し奉り、末々の者に到る迄聊心得違無之、屹度安堵いたし、各生業を営み其分に安んずべきものなり。

慶應四年五月　　大総督府参謀

覚

過日来脱走の輩、上野山内その他所々に屯集、しば〱官軍を暗殺し、或は官軍と偽り民財を掠奪し、益々兇暴を逞するの条、実に国家の乱賊たり、以来右様のものは見付次第速に可訴出、もし万一密に扶助いたし、或は隠し置もの有之ば、賊徒同罪たるべきもの也。

慶應四年五月　　大総督府参謀

御勝利の御酒御さかな、総督府より諸藩各隊へ下されに相成り候。

我国新聞の濫觴 ―中外新聞の自讃―

〔五・一、中外新聞外篇一九〕　抑我国に於て新聞紙は江戸開成会社の中外新聞に始り、其遺漏を補ふ為めに中外新聞外篇続出し、時に亦海軍会社に於て内外新報次で出、加ふるに公私雑報の刊行あり。則是を日本に於ける新聞局の濫觴とす。爾来各社の新聞連続競ひ出、既に近日に至りては其類凡二十余種あり。然れ共今日斯く新聞の盛なるを致す事は、元開成会社柳川氏の功にして、所謂西洋に於ける公許本局と称すべきもの即是なり。先生昔日より新聞に心を用ひ、事あれば必らず自ら筆記して之を広く同好のものへ貸与し、丹精玆に年ありて、今日漸く公用するの時至れり。然るに世人新聞の因て盛なる所以を知らざるもの多きが故、予其功労を褒揚して普く玆に示すと云。

無盡藏主人述

薩長呼応して白川城を衝く

〔六・一、太政官日誌二九〕　長州藩届書　○東山道出張之兵隊、其転戦、奥羽へ進入、白川城攻撃之次第、先達而御届申上置候処、其後薩垣両藩申合セ、五月朔日暁天、一手者薩人大砲二門、狙撃兵二十人。長大砲一門、三番中隊。忍大砲一門、白坂宿ヨリ本道ヲ進ミ、一手ハ薩大砲一門、五番小隊、垣火箭砲一門、一中隊、忍一小隊、同宿ヨリ黒川通リ原街道ヘ出、白川之西ニ向ヒ、一手ハ薩二番、四番之二小隊、大砲一門同宿ヨリ畑道ヲ進ミ白川之東ニ向ヒ、一手ハ垣一中隊、本道ヨリ東山林之間道ヨリ、諸手同時ニ相進ミ、白川城ヘ押寄候処、賊所々ニ礮台ヲ構ヘ、手強相禦ギ候ヘ共、官軍不顧、死尸ヲ越テ奮進シ、礮台ヲ奪ヒ、遂ニ白川城ヲ乗取候由、賊ハ會兵並旧幕下脱走兵合而八百人余仙臺兵凡千五六百人、棚倉兵凡三百人余ニテ、討取候賊尸未ダ点検ハ不仕候ヘ共、多クハ會仙兵ニテ、凡百三四十モ可有之、手負ニ至テハ其数ヲ不知、生捕モ数多有之、弊藩之隊中ヘモ、會仙兵合而五人生捕候由、官軍死傷、未ダ取調不相附候ヘ共、薩死傷凡三十余人、内差引役田中清右衛門討死、大迫喜右衛門手負。垣同二十人余、内隊長両三人手負。忍死傷各一人有之候其節弊藩死傷左之通御座候。〔左記略〕　六月二日　長門宰相内　寺内暢三

長岡城は藻抜の殻 ―信濃川畔の戦―

〔六・一、太政官日誌三一〕　弊藩一族榊原若狭儀者信濃川畔槇下村、家老竹田十左衛門儀者大島村ヘ繰詰罷在候得共、霖雨洪水ニ付、

戦機見計対陣罷在候処、川向藏王村、草生津村等へ、賊兵台場相設、屯集候ニ付、本月十六日薩長両藩人数等一同、若狭十左衛門手ヨリモ、大島村ヨリ草生津村へ発砲、槇下村ヨリ藏王村へ発砲、翌十七日同様発砲、其夜小船用意、十八日暁、長州二小隊者信濃川上流、薩州二中隊並弊藩人数ハ下流ヨリ乗渡リ、可討入手筈相約候へ共、月明如昼、機会モ無之ニ付見合、此日遠撃如昨、十九日暁七ッ時頃、長州勢並若狭手之内大砲一門相加リ、大島村ヨリ潜ニ中島村ニ向、出船之処、折節烟霧深ク敵兵不知、岸近ク相成始メテ覚之、急ニ小銃二三発打出候へ共、長州勢烈シク打立、乗勢上陸、奮撃苦戦、玉薬殆ド尽ル頃、二之見十左衛門隊鼠島村ヨリ乗船上陸、救応合撃、引続キ長州八番隊ニモ上陸、戮力及烈戦候処、賊兵大敗砲台ニ砲ヲ架シ置ト雖ドモ発スル暇ナク、砲ヲ棄テ走ル、長軍進ンデ其砲ヲ反シ数発ス。薩州人数ハ約ノ如ク槇下村ヨリ渡リ、奮戦進撃ニ付、賊兵益敗走、長州勢及ビ十左衛門手ハ、中島村屯集之賊打払ヒ、城下へ進入候処、石打川ト申処ニテ、賊等暫時抗戦、互ニ死傷モ有之候へ共、速ニ打破リ、長軍ニ継而長岡城へ討入候処、空城無人、城主ハ梶尾之方へ落行候哉ニ相聞候、此日若狭隊之儀ハ、長軍等中島村へ討入、砲声頻ニ相聞候ニ付、槇下村ヨリ大小砲ヲ以、一時ニ砲撃イタシ、兼而奪取置候小船ヲ以テ、天明頃渡川、追々進入、藏王村へ繰込申候、戦争之節討死、手負、分捕等、別紙之通ニ御座候、委細之儀ハ参謀衆ヨリ御届可有之候へ共先ヅ不取敢此段御届申上候、以上。

五月廿三日　榊原式部大輔

〔別紙略〕

會津藩士血を啜つて盟約

君側の奸を屠つて社稷を安泰にせよ
此際最も必要な事は徳川大樹の果断

〔六・二、日々新聞〕○會津藩士之誓書。

一、今日の形勢に相至り候に付ては、大義を明にし、闔国一鉄丸に相成、天地神明に誓ひ不尽死力候はでは、犇と不ニ相成一心義に付、別紙の通一統に布告いたし候。

土津様以来御厚恩を奉蒙候へば尽忠奉国は此時に可有之旨申渡候。

但右に就ては、芝新御社へ参拝、誓て奉ㇾ報ニ御国恩一にて可有之事。

恭惟に癸丑甲寅以来、夷虜航海して猖獗を恣にし、物価騰湧日に益し月に甚しく、終に人心乖戻するに至る。その原を尋れば幕府失体より起る。天皇深く之を憂悶し賜ひ、何となく公武の間一和せざるの勢あり。幕府其罪を悟て旧弊を除き、尊奉の典を興し、衆にゑらびて、我公を以て京師守護に任じたまふ。然るに京師の事情如何叡慮如何と云ふことを不ㇾ知、分を量り力を料て其任に勝ざらんことをおそれて、敢て当り給はず、衆論紛々として一定ならず。昔は幕府の内命に依て、人を遣して京師の状を探らしめ、髣髴として叡慮の在る所を知り賜ひ、今此職を奉じて輦轂の下を護り、言もし信用せらるゝ時は、公武の間を和し、徳川家の危急を救ふこと此時にあ

り。縦令任に勝ずして身を失ふとも、西上して京師を以て墳墓の地と定め、上は叡慮を安じ奉り、下は万民を救はんと断然決心して上京し賜ふ。其以来精忠を抽で賜ふに依て天皇ふかく依頼し玉ひ、大樹愛寵又厚し。是をもつて危難の事或は之ありといへども、必利運に転じ、今に至るまで六年の間誠忠不レ渝、終始如一。天皇叡感の余り幾度となく宸翰を下し賜はり、公曾て病する時、辱なくも自ら内侍所におゐて祈願し賜ふに至る。其寵遇実に無比類と云べし。今春も先帝叡慮遵奉長々守護の職掌相励み其功不少、叡感不斜として褒賞のため参議御推任も有之。

元来□□は先年より外は尊王攘夷に託して実は不軌の志をいだき、王室を誘ひ、幕府を欺き、其罪枚挙すべからず。甲子七月にいたり、終に大兵をあげて、禁闕の下を襲ひ、銃丸御所の屋墻に及ぶに至る。其逆乱の罪誅して猶余りあり。天皇大に逆鱗、大樹又ふかくこれを悪み賜ふといへども、遂に寛典にしたがひ、わづかに官位を脱剝し、領地を削る。其命を用ひざるに至て、其罪を声して之を伐つ。

然るに天皇崩御、大樹薨去、大喪打つゞき、国家多難の時にあひ、しばらく兵を解くの所、姦邪其際に乗じて、無勿体も幼主の明をくらまし奉、事に託し□□の罪を赦し、官位旧に復し、先帝の勅勘を蒙りたる公卿をもちひ、陪臣をして参与せしめ、攝政殿下を始め奉り、大樹、我公乗名侯みな其職を免し、正邪地を易へ、忠奸処を換るに至る。是先帝の意に非ざるのみならず、亦今上の意にあらざるは明白なり。嗚呼一坏の土いまだ乾かざるに、今上をして父の道を改めしむる事、大悪不道のいたりと謂ふべし。其他和州の一揆等、英夷に降て其力を頼の類、其罪亦軽からず。此上は幕府および我公に汚名をおはせ、兵を加へざらんことも豈不レ可レ知。我公多年の誠忠空しく水の泡となる、残念といふも愚ならずや。実に胆を甞、薪に臥の時にして、君辱しめらるれば臣死するの期いたれり。苟人心あるもの、臣子の情において、豈片時も安ず可んや。禁廷に対し奉りて弓を引くことは決して為べからずといへども、姦邪の徒若し綸旨を矯て兵を加る事あらば、関東とちからを戮せ、義兵をあげて君側の姦邪を除かざるを得ず。夫公の忠誠貫徹せずして、今如此の勢にいたる、抑も尽ざる所あるか。畢竟公の意を裁任するの全からざるに由る。恐多きの至りにあらずや。

然者闔藩の四民、貴賤上下となく、祖宗以来徳沢に浴するもの、面々此意を領掌し、ちからを合せ、こころを一にして、兵起らばはやく国家の敵を誅滅し、武威ます〳〵天下にかゞやかさんことを期し、日夜肝に銘し、暫時もわするゝことなく、国論一途に帰し、万人の心一人のごとくならば、我公の精忠天地をつらぬき、神明の擁護ありて、再び青天白日を仰ぐこと、豈疑あらんや。たとへ身死す共厲鬼と成て祟をなし、姦賊を絶滅するの心なき者は、天地神祇其之を殛せよ。

右の誓書は当春頃の由なれど、此文他の新聞に漏れたれば、今爰に録して看官の聞を補はんとす。願くは旧をもて咎め玉ふこと勿れ。

米国大統領入札

〔六・六、中外新聞〕 大統領ジョンソン来春は年限方に満つべきに依て、其跡目に任ずべき者の選挙あり。ゼネラール・グラントは

追々軍功も有りて、人望を得たる者なれば、衆評の内入札の数頗る多し。多分は此人に決すべしとの評判なり。

北越地方の戦状

〔六・一、太政官日誌三四〕 與板藩届書写 ○去月十九日、長岡之賊大敗落去之処、同国彌彦並寺泊屯在之賊塁へ追々馳加り、遂ニ我領内へ侵入之企有之由、斥候之者ヨリ、廿三日来連報有之候ニ付、午小人数夫々分配、且援兵之儀、最寄出張之官軍へ申通ジ、同廿七日家老松下源左衛門、兵隊引連レ、嚮導兼先鋒ニテ金ケ崎へ出張、引続長州、飯山之兵隊相進候折柄、賊軍凡二百人許進来ニ付、身方一同砲撃、打スクメ、勝利ニ乗ジ、遂ニ長駆ニ及候処、賊別隊俄ニ我後ニ起リ、砲声相聞候ニ付、一同追撃ヲ止メ、急速回戦、辛苦奮励之処、昏黒ニ及候ニ付、地理見計、與板表迄引揚申候、賊兵亦尾撃致サズ、尤其節、討斃シ候賊兵モ不少、藩々へ打取候分、且身方死傷等モ可有之哉ニ候得共、匆劇之際、巨細ハ取調兼候ニ付、追而可申上候。

同夜領内荒巻村、出雲崎領島崎、柏崎領北野、猫興野(こうや)等之村落、賊放火侵入之様子而已ニテ、翌廿八日領内本與板村辺へ、賊大挙侵入之聞有之、右者全詐謀之颺言ト相察候へ共、尚兵備ヲ厳整相待居候、晩刻郭内失火、住居向並小屋一棟而已焼失、其外無別条、郭外へ飛火民屋二十軒許延焼、其頃応援之藩々（飯山、長州、薩州、松代、富山、高田、高遠、尾州）繰込居、一同消防全手失チヨリ焼失ニテ、心障之儀無之候へ共、非常之折柄ニ付、尚篤ト取調中ニ御座候、其後本月二日迄之所、賊襲来之勢ヒモ相見不申、尤藩々一同協和、追々奮進之軍議ニ有之候段、早打ヲ以在所表ヨリ急報有之候ニ付、口頭之儘御届申上候、以上。六月十二日 井伊左京亮内 八尾収三

加賀藩届書写 ○賊兵人面村ヲ保守シ屢斥候ヲ縦チ官軍ヲ伺候ニ付、五月廿六日弊藩小川仙之助一小隊並大砲二門、長州隊ト合シ杉澤村迄進候処、賊更ニ文納村へ転出シ、致発砲候ニ付、先大砲一門ヲ以テ応発シ、賊引退候ニ付、続テ二砲門進撃シ遂ニ賊ヲ人面村マデ追靡ケ候、然ルニ賊軍更ニ険ニ拠リ必死防戦致シ候ニ付、官軍一同勇奮益致攻撃候ノ内、弊藩簑輪知太夫手半隊、司令士武部幸之助半隊ヲ率シ斥候ニ出、右戦声ヲ聞、速ニ応援シ、賊之背腹ニ出、其不意ヲ襲フ、賊軍遂ニ大敗致逃散候。右廿六日戦争概略不取敢御届申上候、且分捕死傷別紙之通ニ御座候、以上。

辰五月 〔別紙略〕 加賀宰相中将内、加賀屋十左衛門

韓国漂流人 取扱規則発布

〔六・一、太政官日誌三五〕 朝鮮国漂流人取扱規則御布告写

一、日本人、朝鮮国へ漂到候節ハ、於彼国厚ク取扱、釜山浦草梁項之地ニ、和館ト称シ、宗對馬守家来詰合候場所へ送届、漂流之次第、書翰ヲ以申越、其上對州へ迎取、漂人之国所最寄ヲ以、長崎府、或ハ大坂府へ送リ届、其府ヨリ其領主へ引渡可申候事。

一、朝鮮人、本邦ノ内所々へ漂著候節ハ、其最寄ノ府藩県ヨリ、長崎府へ送リ届、其府ニ於テ漂流ノ顚末相糺シ、衣糧給与、船艦修理ノ上對馬守役人へ引渡、夫ヨリ長崎府ノ浦触ヲ以テ、對州へ為迎取候事。

但浦触ノ主意ハ、朝鮮人薪水乏シク、風波悪敷候節ハ、給与シテ可相通トノ触ニ候事。
一、漂人、長崎村ヨリ對州ヘ迎取候上、對州ニテ更ニ使者相附、彼國ヘ可致護送候事。
一、漂人之内、死スル者アレバ棺斂シテ送リ、日本ノ地ニ不葬候事。六月

大政一新を韓国へ通告

〔六・一、太政官日誌三六〕　對馬藩ヘ御達書写。〔宗對馬守ヘ〕
一、大政第一新、幕府御廃之儀、其方ヨリ朝鮮国ヘ相達可申事。
一、其藩儀、従前金穀等、旧幕府之救助ヲ以、国民撫育、且武備等迄モ整来候ニ付而ハ、迫而御商議之上、相当之御沙汰可有之事。
一、朝鮮国応酬之礼式、其他御国体ニ関係致候事件等、天下平定ノ上被仰出候事。六月

大政一新の意図を拡充
江戸を東京と改称
新都に鎮將府を置かれ、東京府を置かる

〔七・一、太政官日誌四六〕　詔書写
朕今万機ヲ親裁シ、億兆ヲ綏撫ス、江戸ハ東国第一ノ大鎮、四方輻輳ノ地、宜シク親臨、以テ其政ヲ視ルベシ、因テ自今江戸ヲ称シテ東京トセン、是朕ノ海内一家、東西同視スル所以ナリ、衆庶此意ヲ体セヨ。辰七月

×

慶長年間幕府ヲ江戸ニ開キシヨリ、府下日々繁栄ニ趣キ候ハ、全ク天下ノ勢斯ニ帰シ、貨財随テ聚リ候事ニ候、然ルニ、今度幕府ヲ被廃候ニ付テハ、府下億万ノ人口、頓ニ活計ニ苦ミ候者モ可有之哉ト、不便ニ被思召候処、近来世界各国通信之時態ニ相成候テハ、専ラ全国ノ力ヲ平均シ皇国御保護之御目途不被為立候テハ不相叶御事ニ付、屢東西御巡幸、万民疾苦ヲモ被為問度深キ叡慮ヲ以テ、御詔文之旨被仰出候、孰レモ篤ト御趣意ヲ奉戴シ、徒ニ奢靡ノ風習ニ慣レ、再ビ前日之繁栄ニ立戻リ候ヲ希望シテ一家一身之覚悟不致候テハ遂ニ活計ヲモ失ヒ候事ニ付、向後銘々相当之職業ヲ営ミ、諸品精巧、物産盛ニ成行キ、自然永久之繁栄ヲ不失様、格段之心懸可為肝要事。

東京在勤

一、鎮將
右東国事務ヲ総裁ス
一、議定
一、参与
右立法ノ権ヲ執、議政官之体ニ法ルベシ
一、判事分課
諸侯　軍務　社寺
刑法　会計
一、辨事　史官　筆生
右行法之権ヲ執、行政官之体ニ法ルベシ。

右鎮將被差置、東国政務御委任被仰付候ニ付、駿河、甲斐、伊豆、相模、武藏、安房、上總、下総、常陸、上野、下野、陸奥、出羽、十三国管轄致シ、諸侯之事件ニ至ル迄、総テ取扱可致事、尤大事件ハ奏聞ヲ遂ゲ候様被仰付候事。

一、東京府

知府事　掌府内事務

判府事

権判府事

京攝ハ申ニ不及、諸府県ニ至ル迄、政務一定之規則被為立候御趣意ニ付、彼是齟齬不致様被仰出候事。

但於諸藩モ御趣意ヲ奉体認、右政体ニ法リ、追々改革、終ニ天下一定之規則相立候様之心懸、可為肝要候事。

七月

一、今般東京ニ於テ、当分鎮將府被立置、駿河以東十三ケ国（駿、甲、豆、相、武、房、上、下總、常、上、下野、奥、羽）可為支配被仰出候間、此段相達候事。

七月

一、駿河以東十三ケ国諸侯、及中、下太夫、上士等、上京並帰国共、一々鎮將府へ可届出事。

一、同上諸願届等之儀、総テ鎮將府へ可差出事。

一、駿河以東十三ケ国諸藩公務人一両人ヅヽ、東京へ可相詰事。

但相詰候ハヾ、早々鎮將府へ可届出事。

右之通被仰出候事。

七月

奥羽動乱に関して
詔書を賜ふ

〔八・一、太政官日誌四八〕　詔書写　〇朝綱一タビ弛ミシヨリ、政権久シク武門ニ委ス、今ヤ朕祖宗ノ威霊ニ頼リ、新ニ皇統ヲ紹ギ、大政古ニ復ス、是大義名分ノ存スル所ニシテ、天下人心ノ帰向スル所也、嚮ニ徳川慶喜政権ヲ還ス、亦自然ノ勢ヒ、況ヤ近時宇内形勢、日ニ開ケ月ニ盛ナリ、此際ニ方テ政権一途、人心一定スルニ非ザレバ、何ヲ以テ国体ヲ持シ、綱紀ヲ振ハンヤ、玆ニ於テ大ニ政法ヲ一新シ、公卿、列藩及ビ四方之士ト与ニ広ク会議ヲ興シ、万機公論ニ決スルハ、素ヨリ天下ノ事、一人ノ私スル所ニ非レバナリ、然ルニ奥羽一隅未ダ皇化ニ服セズ、妄ニ陸梁シ、禍ヲ地方ニ延ク、朕甚コレヲ患フ、夫四海ノ内孰カ朕ノ赤子ニアラザル、率土ノ浜亦朕ノ一家ナリ、朕庶民ニ於テ、何ゾ四隅ノ別ヲナシ、敢テ外視スル事アランヤ、惟朕ノ政体ヲ妨ゲ朕ノ生民ヲ害ス、故ニ已ヲ得ズ五畿七道ノ兵ヲ降シ、以テ其不廷ヲ正ス、顧フニ奥羽一隅ノ衆、豈悉ク乖乱昏迷センヤ、其間必ズ大義ヲ明ニシ国体ヲ弁ズル者アラン、或ハ其力及バズ、或ハ勢ヒ支フル能ハズ、或ハ情実通ゼズ、或ハ事体齟齬シ、以テ今日ニ至ル、カクノ如キモノ宜ク此機ヲ失ハズ、速カニ其方向ヲ定メ以テ其素心ヲ表セバ、朕親シク撰ブ所アラン、縦令其党類ト雖モ、其罪ヲ悔悟シ改心服帰セバ、朕豈コレヲ隔視センヤ、必ズ処スルニ至当ノ典ヲ以テセン、玉石相混ジ、薫蕕共ニ同ズルハ忍ビザル所ナリ、汝衆庶宜シク此意ヲ体認シ、一時ノ誤リニ因

テ千載ノ辱ヲ遺スコトナカレ。
八月

一旦退却の後遂に
長岡城を陥る

〔八・一、太政官日誌五三〕　加賀藩届書写　○弊藩家老津田玄蕃儀、前月廿五日夜参謀依差図、一ト先長岡ヨリ大島新町マデ引上、弾薬等取調、再ビ下山村ヘ手勢一中隊計引率シ繰出、重而進軍ノ手配罷在候処、同廿九日朝五ツ時頃、妙見口ニ当リ砲声相聞、必定味方之諸隊攻撃ト相察候ニ付、此機ニ乗ジ、直様信濃川ヲ渉リ横撃可致哉ト、則官軍嚮導役平川新之丞ヘ遂示談候処、一段之旨答候ニ付、即チ渡船速ニ押詰候処、賊防グニ堤ヲ楯トシ頻ニ及発砲候得共、賊遂ニ敗走、玄蕃進ンデ堤ヲ乗取リ、尚又奮戦、長岡裏口ヨリ進撃候処、賊所々ヘ散乱、薩長其外諸藩ノ兵モ追々来リ致攻撃候ニ付、玄蕃兵ヲ二手ニ分チ、半隊ヲ先ヘ進メ、城下ヘ攻入リ、賊所々ニテ支ヘ候得共、打破リ、大手口ヘ差向ヒ、直ニ城内ヘ討入候処、賊徒驚怖、終ニ及敗走候ニ付、人数手配所々探索候得共、賊見ヘ不申ニ付、城内兵器等悉致分捕、城口ヘハ若州藩ヘ番兵申談、尚又市中取締罷在候段、出先ヨリ不取敢及注進、尤分捕、死傷等巨細之儀ハ相分リ不申候得共、注進ノ儘先ヅ御届申上候様、申付越候ニ付、此段御届申上候、以上。

官軍――平城を奪取

〔八・一、太政官日誌五四〕　大村藩届書写　○六月廿八日、泉ヨリ平迄攻撃之命ヲ蒙リ、同廿九日未明、薩兵三小隊一同ニ泉ヨリ出兵、富岡ニテ賊兵ニ会シ、河ヲ挟ミ相戦候処、賊兵橋上海浜ヘ注目ニ付、薩兵橋外浜手ヨリ追撃、弊藩中央ヨリ徒歩川ヲ渡リ、賊ノ不意ニ出候処、薩兵首尾相応ジ、各烈敷打立候ヘバ賊兵脚下ヨリ逃出シ、逡巡狼狽致シ候ニ付、水田一面撒兵ニテ、追掛々々打立候エバ、敗兵眼前相斃レ潰裂不支遁逃之折柄、正面山腹之賊兵、山下之大砲ニテ、弊藩大砲隊ヘ狙撃候エ共、此方ヨリモ不撓大礟ニテ応戦之内、薩一小隊、弊藩半隊押寄候処直ニ落城。於湯長谷ハ備前、佐土原戦争相始メ、砲声如雷相聞（湯長谷ハ富岡ノ横ニアタル。）賊兵退散、其折於海浜ハ、薩兵、弊藩半隊、残賊駆逐之央、賊之蒸気船往復砲発候エ共、賊之陸軍既ニ遁走致居候ニ付、小名沖ヘ出船致シ候。依テ敗兵追撃ノ処、中ノ作ニテ仙賊二三発モ打出候エ共、遁走跡形モ無之候折柄、繋船ヘ発砲之処、潜伏之賊徒裸体ニテ海ニ投ジ遁逃、船中ニテ一人討留候。其後土人申出ニハ、大濤ニテ打上ゲ候死骸三十人余、此日富岡ニテ賊ノ死傷百余人有之候。

七月朔日未明、薩兵一同小名濱ヨリ平城ヘ発向之処、賊兵城外水田中ヘ撒兵ニテ待受候ニ付、小名道ヨリ薩兵一小隊、一同進撃駆逐之処、直ニ退散、城外杉木中町家ヨリ小銃ニテ、城中ヨリ大砲打立候エ共、此方ヨリ水田中撒隊ニテ正面ニ掛リ候処、此方大砲五六発、城中砲台上ニ轟発ス。其機ニ乗ジ、銃隊進撃直入、川土手ヲ楯トシ攻撃致シ、薩兵二小隊ハ、已ニ長橋辺之賊追撃候折柄、賊勢挫

折候ニ付、今一際奮戦候エバ、抜城覆巣モ豈難カランヤト存ジ、乱発シ、遠地ニ付大砲モ城下ヘ取寄度存候エ共、杉木中ヨリ打立候故賊兵横撃応戦之内、弾丸雨注之間漸ク大砲取寄セ、銃打立候処、賊兵益畏縮ス。乍去此方銃砲共弾薬乏敷相成候故、薩兵ヘ相通候処、是又十分無之、不得已退軍決議ニテ、徐歩繰引打ニテ小名濱ヘ引上候。

七月十三日暁七時、薩兵引続小名濱ヨリ繰出シ、空地山之険地ニ至候エバ、賊兵土俵ヲ築居発砲候ニ付、薩兵先鋒本道間道二手ヨリ追撃之処、一敗不支遁逃シ、平城出丸ヘ相進候エバ、賊徒猶又発砲ニ付、薩兵諸共追立候処直ニ退散致候。然ル処、城中砲台並小名道正面ヨリ大砲打出候故、此方ヨリモ大砲一門ヲ打立、暫時応戦候エ共、薄磯、湯本両道之兵進入無之故、山上ヨリ賊之形勢相伺、小名道ヨリ突進之覚悟候処、薩大砲隊モ到著発砲候エバ、水田緑秧中ニ埋伏之賊兵、俄ニ大砲隊ヘ狙撃突込候ニ付、直追撃取掛、水田横行進戦之処、賊兵城下杉木中ヘ逃込、其内小名、薄磯両道之薩兵、既ニ城下ヘ押詰、湯本諸藩ハ長橋ヲ隔テ押詰、南北ヨリ賊勢ヲ殺ギ及激戦、大砲モ無之難相進候ニ付、北方城下ヘ相廻候処、賊兵城地ヲ隔テ城壁楼櫓ヘ打込候ニ付、一同相加リ打出候エ共、賊徒要地ヲ擁シ、何分難進、殊ニ湯本勢ハ最早城背ヘ相廻リ、賊之遁路ヲ断切、四方ヨリ攻撃候エ共、賊却テ窮鼠之勢ニ相成リ、折々吶喊鐘鼓ヲ鳴シ、寛容ノ気ヲ示シ、益可憎候エ共、不得已遁路ヲ開候決議ニテ、追手ヘ廻リ候処、弊藩大砲隊而已、城門ヨリ一町余深入、別ニ小銃之応援無之候ニ付暫時休戦候エバ、賊勢益猖獗、処々ヨリ狙撃候故、銃卒進撃中大砲引上候覚悟致シ候エバ、戦士手負多ク有之而已ニ付、険路難進、不得已銃隊引上、因州、佐土原等一同八幡社中ニ出、城門ヘ打込候内、諸藩並弊藩大砲モ引上ゲ同所ヘ繰込、銃砲無間断激戦候エ共、城門城壁崩潰不致、諸藩猛士暴進候エ共、二十間許ニテ手負多々有之、各心配候エ共、日已黄昏ニ及ビ、参謀衆ヨリ引上候様沙汰有之、依之市街ニ転陣、此夜薩兵一同北門城壁之下ヘ繰出シ折々発砲之処、四時過ヨリ賊徒放火遁逃仕候由。

(下略)

八月十日　　　大村丹後守家来　一瀬伴左衞門

布達用語の弁

被仰出・被仰下・被仰付・御沙汰・等々

〔八・一、太政官日誌五八〕八月十三日御布告。

一、被仰出、被仰下、被仰付、御沙汰等之文字ハ、行政官之外不相用候事。

但シ大總督府、鎮將府ハ格別ニ付、御沙汰之文字相用候儀不苦、被仰出、被仰付等之文字ハ不相成候事。

一、五官、府県ニ於テ被仰出、被仰下、被仰付、御沙汰候ト可相認程之儀並ニ重立候御布告等之儀ハ行政官ヘ差出議政官決議之上行政官ヨリ御達相成候事。

一、御達書ニハ、総而行政官ト相認候事。

尤重立候事件ニハ押印。

一、五官、府県ヨリ達書ニハ、其官、其府、其県相記シ候事。

尤重位候事件ニハ押印。
(中略)
一、行政官之外、被仰出、被仰下、被仰付等之換字、申付、申達等之語ヲ相用候事。
但シ行政官ヨリ、御達相成候旨趣ヲ伝候文字ニハ、被仰付、御沙汰等之文字相用候儀、第一雛形文例ニ準候事。
右之通、御規則御取極被仰出候事。行政官

慶喜駿府に入る

〔八・一、鎮將府日誌五〕 田安藩等届書
慶喜儀去月廿一日銚子浦ヨリ乗船、海路無レ滞廿三日夕駿府寶臺院ヘ着仕候旨申越候、依レ之此段御届申上候、以上。
八月　　田安中納言　松平確堂

東京府 新置

幸橋御門内元柳澤邸に

〔八・一、東京府日誌一〕 八月十七日開府　○慶應四年戊辰秋八月十七日、幸橋御門内元柳澤邸ヲ以テ東京府トス。是日烏丸宰相殿、東久世中将殿、午時御移住ニ付、判府事西尾遠江介、土方大一郎ハ書院内、調役囚獄上水方与力同心町年寄ハ御玄関並ニ御門内外ヘ出迎ス。
市政南北裁判所与力同心合併被二仰付一。

兵馬倥偬天下御多端の中に
明治大帝御即位式 挙行
古記に則り古礼に基いていとも荘厳に
而かも内外多事の中、極めて御質素に

〔八・一、太政官日誌六九〕 八月二十七日辛未、天皇御即位御大礼被為行候事。
御即位式の順序
前二日、習礼。
前一日、紫宸殿ヲ修飾ス。
当日早旦、庭上中階以南、正面十有一丈四尺ニシテ、中央ニ大幣旗一旒、其左右日月両幣旗各一旒、其東西ニ御前幣旗各二旒ヲ列植ス、中階以南、左右二方七丈八尺ニ、左右幣旗各五旒ヲ対立シ、東西相距ル七丈三尺、其次ニ各東西ニ退ク五尺五寸ノ地ヨリ、左右小幡各五旒ヲ対樹ス、地球象ヲ階南中央二丈二尺ニ設ケ（此日雨儀ヲ用ラル故ニ、地球象承明門内中央ニアリ）其南二丈二尺ニ奉幣案（此日階上ニアリ）又其南二丈二尺ニ宣命版、其南三丈ニシテ、東ニ折ル九尺外辨諸員ノ標ヲ設ク、当朝宣命文天覧已ニ畢リ、コレヲ宣命使ニ下ス、諸衛各所部ヲ勒シ、前庭ニ立ツ、辨事御幣ヲ南殿ニ設ク、辰刻近衛府列陣鼓、進陣鼓、行陣鼓ヲ順次撃ツコト法ノ如シ、諸門鼓皆応ズ、左右大将、近衛次将、中務省輔及内舎人、左右衛門及門部大舎人、内藏、大藏、掃部、主殿等官人、皆其位次ニ就キ、諸儀已ニ備ル、此時外辨以下幄座ニ就キ、典儀版位ニ就キ、九等官承明

門外左右ニ列ス、外記諸儀備ルヲ内辨ニ告グ、内辨廣幡内大臣源忠禮公東階ノ南幄中ニ就キ、神祇知官事鷹司前右大臣藤原輔凞公、西階ノ西幄中ニ居ル、兵庫頭内辨ノ幄南ニ居ル、既ニシテ兵部丞、兵庫寮皷師ニ命ジテ、外辨ノ装箄皷ヲ撃シム、諸門皷コレニ応ズ、東西腋門ヲ開ク、少頃アッテ褰帳命婦二人（一ハ有栖川穂宮、一ハ上﨟権典侍）威儀命婦二人（一ハ下﨟伊予〇一ノ釆女属之、一ハ下﨟阿波〇於阿嘉々属之）高御座左右ノ座ニ就キ、左ハ中務卿幟仁親王（有栖川）右ハ常陸太守晃親王（山階）東西階ヨリ昇テ高御座ノ両側ニ立ツ。次ニ侍従富小路前中務大輔藤原敬直朝臣、左ヨリ、長谷美濃権介平信成朝臣右ヨリ進テ殿上ニ立ツ。高辻少納言菅原修長朝臣ハ左リ、五條少納言菅原爲榮朝臣ハ右ニ、各簀子ニ対立ス。件、佐伯二氏、承明門下ニ立ツ。門開ク、兵庫頭皷師ヲ召シ、皷ヲ撃シム（以下皷鉦兵庫頭皆コレヲ命ズ）諸門皷皆応ズ。七等官以上、承明門ヨリ左右並進シテ位ニ就ク、輔相岩倉右兵衞督源具視卿、中階東南隅ノ東二丈五尺ノ地ニアッテ、西面ス、議定中山儀同藤原忠能卿、正親町三條前大納言藤原實愛卿、德大寺大納言藤原實則卿、中御門大納言藤原經之卿、越前権中納言源慶永卿、宇和島宰相藤原宗城朝臣、西南隅ノ西二丈五尺ニアッテ、東面ス。参与、知府事、辨事、判府事（今略其名）其南ニ列シ知官事、副知官事、議長、判官事、一等知県事（今略其名）輔相ノ南ニ列シテ相対ス。三等海陸軍将、左第一幣旗ノ北、一丈五尺、東ニ退ク一丈八尺ニシテ、西面ス。又東方ハ一等知県事ノ南三丈、東ニ退ク一丈ニシテ権辨事、権判府事、史官、一等判県事、西方ハ判府事ノ南三丈六尺、西ニ退ク一丈ニシテ、権判官事、三等知県事、知司事等対立ス。夫ヨリ二等判県事、書記、判司事等、一等判県事ノ南一丈ヨリ、西ニ折ル、三尺ノ処ニ列シテ北面シ、二等訳官ハ、三等知県事ノ南一丈、東ニ折ルル一丈五尺ニアッテ北面ス。八等、九等官ハ、承明門外ニアッテ、官掌、筆生、左ニ列シテ西面シ、守辰ハ東面ス。（此日雨儀ヲ以テ、七等官左右廻廊ニ列ス。八等、九等ハ承明門外廡ニ列ス。）次ニ外辨、承明門ヨリ入テ標ニ就ク、又親王、公卿ハ南殿北廂東三箇間、有位ノ諸侯ハ東廂ニ候シ、無位ノ諸侯、狩衣直垂ノ徴士、雇士ハ日華門南側、中下大夫ハ月華門南側ニ候ス。是ニ於テ天皇清涼殿ヨリ御歩高御座ニ着御、内侍二人剣璽ヲ奉ジテ前行玉座ノ左ニ置テ退ク、辨事御笏ヲ上ル、褰帳鉦ヲ拊ツ、褰帳命婦二名高御座後階ヨリ昇リ御帳ヲ褰グ、諸仗警ヲ称ス、群臣斉ク宸儀ヲ拝ス。辨事御幣ヲ御前ニ上ッテ退ク、神祇知官事西階ヨリ昇リ御幣ヲ受テ、コレヲ案ニ奉ジ、再ビ昇殿復奏ス、群臣再拝ス。宣命使版ニ就テ制ヲ宣ブ（制後ニ記ス）群臣再拝ス。外辨上首三條西大納言藤原季知卿、進テ寿詞ヲ上ル（詞後ニ記ス）。畢テ伶官楽ヲ奏ス（大歌）楽畢テ群臣再拝ス。左親王礼畢ルヲ奏ス、垂帳鉦ヲ拊ツ、褰帳命婦昇テ御帳ヲ垂ル、諸仗蹕ヲ称ス、天皇御本殿へ還御、退皷ヲ撃ツ、諸門皷皆応ズ、九等官先退ク。次ニ外辨、侍従、褰帳、威儀、内辨及ビ参役諸員、順次退出、伴、佐伯、承明門ヲ鎖ス。諸衛解陣鉦ヲ鳴シテ皆退ク、諸儀乃畢ル、是ヨリ先連日霪雨、此晨俄霽、人皆聖瑞ノ致ス所トス。此日群臣ニ盛饌ヲ賜フ。二次又四等官以下無位諸員、各黄袍一領ヲ賜フ。

宣命文

現神(アキツカミ)止大八洲国(オホヤシマクニ)所知(シロシメ)須天皇(スメラ)我詔旨(ミコトノ)止良万(ノタマ)宣布勅命(オホミコト)乎、親王(ミコタチ)、諸臣(オミタチ)、百官人(モモノツカサヒトタチ)等、天下公(アメノシタノオ)

民、衆聞食止宣布、掛畏伎平安宮爾御宇須倭根子天皇我宣布、此天日嗣高座乃業乎、掛畏伎近江乃大津乃宮爾御宇志天皇乃初賜比定賜留法随爾仕奉止仰賜比授賜比恐美受賜留御代御代乃御定有可上爾、方今天下乃大政古爾復志賜弖橿原乃宮爾御宇志、天皇御創業乃古爾基伎、大御世袁彌益々爾吉伎御代止固成賜牟波其大御位爾即世賜弖進毛不知爾退毛不知爾、恐美座止佐久宣布大命乎、衆聞食止宣布、然爾天下治賜留君波良弼乎得弖平久布久治賜布物爾在牟止奈所聞、爰朕雖浅劣、親王、諸臣等乃相穴比扶奉牟事爾依弖、仰賜比授賜留食国乃天下乃政波平久安久仕奉止所念行須、是以彌抱ニ正直乃心弖天皇我朝廷乎衆〱助仕奉止宣布天皇我勅命乎衆聞食止宣。

慶應四年八月閏七日

壽詞

八十日日波雖有、今日乃生日乃足日爾掛巻毛畏伎明神止大八洲所知食須天皇乃天津御位爾登里賜留此乃御賀乃庭上爾、親王、諸臣、百官人等、恐美恐毛言祝奉弖朝日乃豊逆登爾称辞竟申賜久言巻波雖畏、未国稚土稚志時高天原爾天神諸、伊邪那岐命伊邪那美命二柱乃大神爾、此多陀用幣流国乎修理固成止詔知弖、言依志賜支、次伊邪那岐命、天照大御神爾詔久、汝命波高天原乎所知止事依而賜伎、次天照大御神、高木神之命以弖皇御孫之命、天津高御座爾坐弖、天津璽止為弖、八尺勾璁、八咫鏡、草那藝劔、三種乃神宝乎捧持賜天言寿岐宣久、皇我宇都御子、皇御孫命、此乃天津高御座爾坐弖、天津日嗣乎天地乃共万千秋乃長五百秋爾、大八洲豊葦原乃瑞穂之国乎、安国止平久所知食止、言寄奉賜伎国中爾荒振神等波神問爾問志賜比神掃々賜比弖、語問志磐根樹立草乃垣葉毛語止弖、天之磐坐放、天之八重雲乎、伊頭乃千別爾千別弖、天降依志賜伎、四方之国中爾山城乃日高見国乎、安国止定奉弖、下津磐根爾宮柱、太敷立、高天原爾千木高知弖天津日嗣所知行須皇御孫之命乃美頭乃御舎乎、天之御蔭日之御蔭止称辞竟奉留、四方国者、天之壁立極、国之退立限、青雲乃靄極、白雲乃墜居向伏限、青海原波棹柁不干舟艫乃至留極、満都々気弖、自陸往道者、荷緒縛堅弖、馬爪至留極、立都々気弖明神止天下国乃八十国島乃、八十島漏留事無久、墜留事無久、彌高爾彌広乃所知食須皇御孫命之大御世乎、手長乃御代止堅磐乃常磐乃、天地止共乃平久安久、所知食牟事乃御賀乃吉詞乎、恐美恐毛称辞竟申賜止波久申須●

慶應四年八月二十七日

大歌

和太都美乃波末乃麻左古遠可楚遍都都伎美賀千登世乃安理可須耳世武

句

楚乃可須耳世武

日本移民　布哇で歓迎

〔八・二七、もしほ草〕　哇希（サンドイッチ島、俗ニサトウ島ト云）より音信ありて曰、先頃日本を出帆せし雇夫たちは、つゝがなく哇希に到着し、土人共もいたつて信切に世話いたし、上陸のせつは雇夫銘銘へ帽子衣服などをあたへ、食物住宅薬湯の心附もゆきとどき、三年の後は、無難にて日本へおくり届べき事に取極め、且ツ給料は一ヶ月洋銀四枚づゝ、頭分のものへは五枚づゝわたし、何不

足なくくらせる趣なり。既に右の雇夫取締牧野富三郎より別紙三通の書状をさしこしたり。

幸便に付啓上仕候、就は私はじめ一同のもの、去ル四月廿五日夕刻横浜出帆、海上三十五日相掛り、無難にて哇希国城下、ホノルル港へ安着仕候。船中にて早速手分ケ相成り、マウエ島又は「ハワイ」「ラナイ」など申所へ三十人又は十人位づゝ罷越申候。それは砂糖製造之為に御座候。城下にて英(イギリス)のコンシユルえ奉公済いたし、小づかひ別当となり、或は外商人の抱となり、夫々ありつき、私儀ハアントンセンゲルと申ものゝ家へ一人にて罷在申候。尤着岸之節より船中にいたるまで、食料等ことの外丁寧にて、一同えの手当向行とゞき、日本にての御はなしよりは、余程よろしき城下にて、大悦罷在候。

一、船中にて船気(ふなけ)のもの随分御座候得ども、いづれもさしたる事に無之、四番の小頭和吉と申者至極のよき人物に候処、大病相成、四月十六日（出帆より二十一日目）死去いたし、歎敷次第に御座候。外の者は別条無之候。

一、当地は随分熱国にて、日本の大暑寒暖計（六十八より八十六）迄位之時候にて、昼中は冷水もぬるま湯同様に御座候。尤年中草木の葉落散不申、霜雪もふらず、水瓜、マンゴ菓、林檎、葡萄桃など、年中相断へ不申、住居よき処に御座候。

一、昼夜とも酔狂人、乱暴人など壱人も往来不仕、人気もいたつて穏にて、一同に大仕合候。扨私ども着岸三日まへ迄、当地へ罷在候日本人三人、アメリカえ出帆いたし候趣、神奈川の産にて仙太郎と申人壱人残り被居、語もよく分り厚く世話いたしくれられ、地ごくにて仏に逢候心地仕候。

アメリカ医者リイ先生は、甚信切の御方にて、病人の事は申に不及、その外の事まであつく御世話有之候。御序(ついで)よろしく御礼御申被下候様奉願候。

猶委細後便に奉申上度早々以上

六月廿七日。ハワイ国　牧野富三郎〔日本横浜、ウエンリート宛〕

右書状は、八月十一日横浜に到着せり。

一千七百七十八年、イギリスの名だかきふなのりコーク、此島を見いだせり。総(そう)て島の名をサンドウイツチと名づけたり。この島八箇(つ)あり、大凡里方六千一百、住民の数十五万あり、左に其図を出す。

徳川軍艦八隻脱走

〔八・一、鎮將府日誌九〕管内各藩へ御達書　○品川沖碇泊有レ之候徳川亀之助所持之軍艦并蒸気運送船共、都而八艘乗組榎本釜次郎以下去ル十九日夜品川脱走ニ及候旨別紙之通、亀之助重役共ヨリ届出候。元来右船之儀始終品川沖ニ碇泊有レ之、主人慶喜謹慎之意ヲ体シ猥ニ揚碇仕間敷旨、屹度御請申上候処、右等妄動脱走致シ、剰ヘ奉レ対二天朝一悖慢不敬之残書等致置、全反乱之所業難レ被レ為二捨置一候ニ付、別紙之通徳川重役共へ御沙汰被二仰付一候間、各藩領海等へ相廻候ハヾ、早々注進可レ有レ之、自然揚陸等致候ハヾ、搦取差出可レ申、若致二手向一候節者人数ヲ以討取不レ苦候旨、兼而相心得可レ申条被二仰出一候事。

但右之趣条約各国ヘモ夫々御達相成候事。

八月
脱走船名　開陽、回天、蟠龍、千代田形、長鯨丸、美賀保丸、神速丸、咸臨丸。

鴉片で命を殞す

〔八・一、崎陽雑報一〕　在崎ノ支那人共、生阿片膏ヲ日本人ニ売ルコトオビタダシク、是ヲ服シテ死スル婦人四五輩ニ及ベリ。一人ハ丸山ノ芸者ニシテ、元ハ小ハマト云ヒ、頗ル全盛ノ名アリ、今ハ其名ヲテイト云フ、当年二十三歳位、八月二日ニ果タリ。

一人ハ華月楼ノ遊女ニシテ、其名ヲアケボノト云フ、当年二十七八歳位、八月九日果タリ。

一人ハ遊里ノ組頭ヲ勤メタル中村金左衛門ト云フ者ノ後家ナリ、此者八月五日ニ果タリ。

今一人ハ同所筑後ヤ松崎ト云ヘル遊女ニテ、当年僅カ十五歳ナリ、此者八月十八日ニ果タリ。

斯ノ如ク人命ニ害アルヲモテ、官ヨリ厳ニ禁令ヲ下シテ輸入ヲ止ラレタリ。

徳川海陸軍が血涙の宣言

主君に離れ生業を奪はれ只楽土を蝦夷に求むるのみと

〔九・五、もしほ草〕　去ル八月廿日の暁、徳川家の蒸気大軍艦、開陽及び外十艘、江戸品川沖を出帆し、いづかたともなく出かけたり。右軍艦へは兵士四千人余も、のりくみたるよしなれば、多分大坂を向けてすゝみ、海路尾州にたちよるべしと、外国人みなうはさせり。然るに尾州の兵士は、当節官軍にて白川口に向ひ、国許は手薄の趣なれば、四千人の兵の為に、不意に攻寄られたらば、大不都合なるべし。一体日本の海軍にては、徳川家の右に出るものなし。その上に海軍総裁榎本和泉守といへる英雄の号令なれば、是迄徳川家の害をなしたる諸大名を相手とし、かけあひに及ばんことといと易きことなるべし。亜米利加より渡来の装鉄軍艦(ストーンウオール)今以同国ミニストルの預りにて、諸大名の手にわたらざれば、開陽と立並び、これを追払ふ程の船なきは必然なり。されば開陽出帆の目的(めあて)は、発輝(はき)と知れずといへども、下ノ關大坂鳥羽新潟の諸港へおしよせ、海岸の地において十分の働をなすことならん。

右の軍艦出帆につき、旧政府徳川家の海陸軍士官より布告書ありて、既に横濱新聞には、英文を以て之を載たり、よつて今翻訳して左に出す。

旧政府の海陸軍士官一同にて布告する趣意左の如し。

此度奥羽出羽越後の諸大名、会盟して南方と戦争を開(ひらき)し以来、今日にいたる迄いまだ勝敗何れとも決せず。かく内乱打つゞく時は、双方にとりて利あらずと思ひ、中立の大名にてこの和議を取結び、太平を復し、日本全国の貴賤とも、兵乱にくるしめるを救ひ、正理を以て国基を建ん事を望めるものあり。しかるにこれまでの形勢を洞見し、且は世界各国の歴史にも照し合せ考ふるに、かゝる和議にて太平を回復せん事思ひ寄ず、其故は和を謀る事心腹にありて、

威服にあらざればなり。今官軍と称せるもの、兵威を以て北方の諸侯士民を圧抑せんと而已謀れり。其事行はるとも、我輩心にちかひて悪む所なれば、決て之に心服せず。南方の諸大名王朝に心を委ねたりとて、錦をもつて肩を覆へども、其実之を尊崇するにあらず、外見丈の事也。且ツ此度南方にてとりたてし政体、みな公平の正理と唱ふれども、其実行のしからざるは万人の知る処なれば論ずる迄もなし。抑官軍我国内に来りしとき、辜なき前大君へたいし残忍の所業をなし、朝敵の汚名を負はしめ、五ケ条の厳罰を蒙らしめ、其居城より退去せしめ、其宝庫をうばひ、家臣の領地をとりはなち、終に徳川氏の宗廟をして、血食を絶むる迄の悪業にいたれり。され共前大君は、王朝へ対し恭順の道を守るべしと諭したまひしに付、徳川家の臣下、かゝる不正のことに逢へども猶之にしたがひ、或は商人となり、或は農民となり、双刀を棄、恥辱をも猶堪へ忍びし也。

新政府にて徳川家の臣下を扶助し仁恵を加ふべしと約せしに、いまだ其扶助を受しものを見ず、殊に新政府は、私利を謀れる大名二三人の手に而已ありて、我国民の称誉せし、官吏の取扱にあらざることを知れるより、其扶助を愉として受しものなし。

つら〳〵天理に従ひ人道によつて考ふれば、徳川家の臣下、今日の不幸に至れるを悲嘆するの外なし、故に我輩先達より蝦夷島を以て、此不幸を得し輩の住地とせん事を願立しなり、然るにそのこと採用られず、家室ともに保存する事を得ざるより、南方の残悪に降伏することを好まざる面々は、兵器をとるべしと決せり、衆人みな国を受するの忠臣にて、謀人にはあらずといふべきなり。

我輩今南方同盟不正の罪を譲ん凡帝の勅命なりとて布告せるものの文言、常に新政府は公平を守り私欲をすて、害を除、利を起し、鰥寡孤独を憐と曰へり。然れ共曾てその実行を見ず。

我輩今日まで信を守り、仮令此上死にいたるとも、南方のもの、猶わが輩を指して反賊なりといふべし、徳川家の臣下、みな此所業の為に艱苦を甞、兵を起せしものあり、或は農商となれるものあり、老幼寡婦は終に凍飢のくをうけるに至れり。

我輩是迄大君の意に従ひ恭敬を尽せしが、今日に至ては既にたへ忍ぶ事を得ず、不辜の罪名を帝へ哀訴せんとすれば、其間によふ蔽ありて天聴に達する事あたはず、故に決きして江戸を去り、不辜のものは不正を以て罰すべからざる事を知らしめんとす。強諸侯たりとも威をもつて弱諸侯を圧抑すべからず、弱諸侯もまた強に降伏し其意を奉ずべからず。

我輩戦争をこのまずといへども、止を得ずして戦はゞ、我国向来の太平を謀りて戦ふべし。唯目当とする所は、百年以来衰弱の風を一変し、紀綱を更張し、我国民の開化をすゝめ、学術武道に於て諸外国と肩をならぶるにいたらんなり。此事は即ち我輩の行ふべきことなれば、かならずこれをおこなふべし、高貴の長官及び隠退の人々、能々この布告を注目すべし。

慶應四年八月

慶應四年九月八日を以て
明治元年と改元
一代一元の制茲に定まる

〔九・一、太政官日誌八二〕　九月八日御布告写

今般御即位御大礼被為済、先例之通被為改年号候、就而ハ是迄吉凶ノ象兆ニ随ヒ、屢改号有之候得共、自今御一代一号ニ被定候、依之、改慶應四年、可為明治元年旨、被仰出候事。九月

○改元詔

詔、体太乙而登位、膺景、命以改元、洵聖代之典型而、万世之標準也、朕雖否徳、幸頼祖宗之霊、祗承鴻緒、躬親万機之政、乃改元、欲与海内億兆、更始一新、其改慶應四年、為明治元年、自今以後革易旧制、一世一元、以為永式、主者施行。明治元年九月八日

新政府を組織する要路の人々

〔九・一、太政官日誌八二〕

議政官

輔相　岩倉右兵衛督具視

議定　中山儀同忠能　正親町三條前大納言實愛

徳大寺大納言實則　中御門大納言經之

松平中納言慶永　山内中納言豐信

伊達宰相宗城

参与　阿野中納言公誠　鍋島少将直大

三岡四位公正　福岡四位孝弟

小松玄蕃頭清廉　後藤象次郎元燁

大久保一藏利通　木戸準一郎孝允

廣澤兵助眞臣　副島二郎龍種

横井平四郎時存　岩下佐次右衛門方平

大木民平喬任

行政官

辨官事　坊城右大辨宰相俊政　勘解由小路左中辨資生

五辻彈正大弼安仲　秋月右京亮種樹

西四辻少将公業　神山五位君風

田中五位輔

神祇官

知官事　鷹司前右大臣輔熈

判官事　植松少将雅言　福羽五位美静

会計官

知官事　萬里小路中納言博房

判官事　池邊五位永盛

軍務官

副知官事同様　有馬中将頼咸

三等陸軍将　坊城侍従俊章

判官事　海江田五位信義

外国官

知官事　伊達宰相宗城

副知官事　小松玄蕃頭清廉

刑法官

知官事　大原中納言重徳

副知官事　備前侍従章政

判官事　中島五位錫胤　土肥謙蔵

京都府

知府事　長谷宰相信篤

判府事　松田五位道之　青山小三郎貞

等謹奉

詔以施行。明治元年九月十二日

大赦仰せ出さる

〔九・一、太政官日誌八一〕今般、御即位御大礼被為済、改元被仰出候ニ付而者、天下之罪人、当九月八日迄之犯事逆罪放殺並犯状難差免者ヲ除之外、総而減一等、被赦候事。

但犯状難差免者ハ、府藩県ヨリ口書ヲ以テ、刑法官ヘ可伺出事。

九月

官軍奮躍して城下に迫り
強剛會津兵城中に死守す

〔九・一、太政官日誌八七〕九月十四日薩州藩届書写

去ル十九日賊地進取ノ軍議一決、廿日二本松出立、長州、土州、大垣、大村及弊藩ナリ。其内弊藩、大村等ノ人数三百位ハ、中山越ノ此方、横川ト申所ヘ、態ト終夜偽勢ヲ張テ、賊軍ヲ分タセ、其余ハ玉ノ井村ト申ス所ヘ、一宿仕候処、近郊ニ賊徒五六百屯集ノ由ニ付土州等申談、人数差向ケ、夕方ニハ不残追払申候、賊ハ旧幕脱走人並二本松人等之由ニ御座候。

廿一日暁五時ヨリ発軍、石莚ト申所ノ前路ヨリ、総勢ヲ三ニ分、右ハ土州、長州人伊達道ト云ル間道ヨリ進ミ、左ハ大垣、弊藩別ノ間道ヲ経テ、賊ノ背後ニ出ントシ、中筋ハ長州、土州等相進ミ候処、第一ノ砲台ハ長サ二町余、高原之下ニ沿テ築立、頻ニ発砲候故、進ンデ是ヲ乗取打取。第二ノ砲台ハ、夫ヨリ十町位先キ、雙方ニ構ヘ有之故、歩銃ヲ諸方ニ散布シテ、大砲ヲ要地数所ニ押出シ、攻掛候処、賊徒暫時ハ烈敷防戦候得共、右ヲ廻リシ長州、土州之人数モ進来リ攻立、正面ヨリハ十余挺ノ大砲ヲ放テ、散兵諸所ヨリ進撃候故、賊徒終ニ大敗ニテ、二ケ所ノ砲台ヲ乗取リ、数十ノ陣屋ニ火ヲ放チ焼捨。尚進デ第三之台場ニ攻掛リ候処、夫ヨリ十余町ニシテ、第三ノ台場ハボナイ峠ノ絶頂ナリ、横二町位、関門二ツ左右竹虎落ヲ結テ有之候得共、攻込ニ至テ賊徒一人モ無之逃亡ス、大砲五挺其外弾薬、兵粮、分捕ス。然ニ日モ已ニ暮ニ及ビ候故、其夜列藩ノ諸隊ハ、峠ニ野営仕候。左ヲ廻リシ大垣、弊藩ノ人数ハ、無人ノ地数里通行、深山ヨリ賊ノ背後ニ出候処、落行ク賊ニ行逢、散々ニ打取、二里許ハ追討、在家ヘ一宿。

廿二日暁ヨリ、大兵進テ猪苗代ニ打入候処、賊徒城ヲ自焼シテ、尽ク落失セ候故其夜一宿、兵粮少々分捕有之、扨二、三小隊ハ、尚進テ其夕方迄ニ、戸ノ口之険橋ヲ乗取ント攻掛候処、賊徒数百人出

迎防戦、石橋少々毀傷致シ居候得共、無難打破リ押渡リ、討取不少。
廿三日、総勢暁四字ヨリ猪苗代発足、是ヨリ先キ、先手ハ既ニ戸ノ口ヨリ、要地ノ山邱ヲ乗取居候故、総勢共ニ進テ會津ヘ攻込候処、賊徒諸所ニテ防戦候得共、悉ク追散シテ城下ニ乗入候。士小路、市中共悉ク落失セ人影更ニ無之故、進ンデ城ニ迫リ候処、爰ニハ賊徒必死ヲ究テ防戦ノ様子故、其夜ハ城下ニ一宿。
廿四日城下ヲ一円ニ焼払ヒ、迎陣ヲ取テ、賊城ニ攻掛リ候手配ニテ、陣所ヲ本ノ市中ヨリ、瀧澤町ト申ス辺ニ据ヘ、偖大砲ヲ放チ、攻近ヅキ、其機ニ乗ジ城下士小路不残焼立申候、東南ノ微風モ有之、元来茅屋ノ事故、一時ニ焼失仕候。
廿五日肥前、尾州、紀州人数、勢至堂口ヨリ著陣、中途賊徒悉ク落失候故、無事ニ到着ノ由也。同日ボナイ峠ヨリ、備前勢著陣、夕方賊ノ火薬庫三ツ焼払。
廿六日天寧寺山乗取、賊ノ火薬庫数所分捕、爰ヨリ城ヲ十町余之眼下ニ見下シ候故、終日城ヲ致砲撃申候。越後口出張ノ賊徒、散々ニ成テ、五十人歟百人位死、追々帰城之様子、乍併城中現兵五六百モ候歟、外ニ槍隊三四百人有之、衝突スル毎ニ必ズ官軍ノ弾丸ニ掛テ被打立候。米澤ヨリ、必ズ加勢ヲ出シ候半歟ト、相待候得共、今ニ相分不申候。
右近日戦争大抵ノ形勢ニ御座候尤弊藩戦死手負等モ不少候得共、尚細々取調可申上候、以上。八月廿八日　會津在陣　薩州藩

×

九月十四日肥前藩届書写

此度鷲尾殿ヨリ、我兵隊並尾州先陣紀州二隊、勢至堂口ヨリ若松進軍之御指図ヲ請ケ、本月廿四日、尾紀両勢ハ本道ヨリ勢至堂ヘ進撃、我兵隊ハ右手間道瀧新田村ヨリ、中地村等所々賊徒屯集之場所ヘ進撃、然処二本松口攻手ノ薩長土、其外猪苗代ヨリ相進、最早若松城下ヘ相進候趣ニテ、右勢至堂口ヲ始、最寄間道固メノ賊兵、若松ヘ引退候故、不レ遂ニ于追詰一、大砲其外致分捕、三世宿ニ於テ尾紀両勢ヘ致会軍候処、本城落候儀ハ、旦夕之様風説有之候ニ付、我勢ノ内四小隊、直様夜通ニテ相進、翌廿五日朝若松城下着陣、参謀ノ人ヘ其段相達候処、外郭ハ乗取リ、未ダ本城ハ厳重ニ楯籠罷在候間、諸道官軍之至ヲ相待候由被申聞。然ル処、多久與兵衞始惣勢ノ儀モ、八字過頃着陣、薩藩ヨリ任示談、右攻口ノ大手口ヘ、我大砲アルムストロング一門、護兵半小隊相進、且又同藩攻口ノ大手口左ノ土手ヘ一小隊差出候。総而賊徒ハ人家或ハ樹蔭ヨリ、出没発砲候ニ付、諸藩共昼夜放発相絶不申候。
同廿六日朝五ツ時ヨリ、天寧寺口、湯本口、両所攻口被相達候ニ付、兵隊且大砲繰出候処、城外東南ニ当リ、山手ニ合薬庫有之候ニ付、薩藩並ニ我二小隊半ヲ以テ進撃候処、賊頻ニ致防戦候ニ付、薩州ニモ倉永助五郎並多久與兵衞、足軽薄手ヲ負候得共、悉ク打散シ、終ニ合薬庫ヲ乗取、則山上山下ヘ分隊、厳重守衛ヲ設ケ候而、山上ノ要地ニ倚リ、我アルムストロング並ニ四封度銃ヲ以、終夜本城ヲ射撃致シ候。然ル処、賊ヨリモ先ニ乗取候薬庫ヘ向ケ、大砲頻ニ打掛候ニ付、評議ヲ決シ、入用丈運取、余ハ尽ク河中ヘ打捨候。
越後津川辺ヲ相守候賊徒、本城後詰トシテ、何時襲来候哉難計ニ付、薩長分隊左右ヘモ相備居候。右津川口、庄内口、藤原口、三斗小屋口、発向ノ官軍未ダ到着セズ、当今城下ヘ押詰候兵ハ、薩、長、

土、大垣、大村、尾、紀並ニ我藩等ニテ、城中ノ賊頗ル多勢、且要害ニ拠リ守禦致シ候ニ付、味方ハ外廓土居ヲ胸壁トシ、市中ハ悉ク焼払ヒ、遠撃ニシテ諸道到着ノ官軍ヲ相待儀ニ御座候。猶又別紙絵図相添差越候条、御評儀可然候、以上。八月廿八日

弊藩ヨリ、奥州白川口へ出張候多久與兵衞、始ヨリ會津城下迄攻入候手続、別紙差越候ニ付、不取敢御届申上候、以上。九月十四日

肥前少将家来　原口重藏

長崎府の阿片禁止

〔九・一五、崎陽雑報〕阿片之儀、其煙毒肺腑ヲコガシ、神心ヲ昏乱セシメ、甚シキハ煙癮ヲ発シ、性命是ガタメニ危フキニ至ル。ココヲ以テ、我ガ政府、先ニ禁令ヲ発シテ厳ニ其舶来ヲ禁ジタリ。然ルニ清商数輩平居是ヲタシナミシニ、卒然是ヲ止メル時ハ、性命保チ難キ等ノ哀訴アルヲ以テ、僅カニ其禁ヲユルメ置シニ、今聞ク、其毒習清人ヨリ出デ漸々転旋シテ、我国人ニ流レ及ントス。因テ向後ハキビシク其上陸ヲ禁制スベシ、若シ隠瞞シテ所持スル者見当次第即刻没官シテ、猶阿片一斤毎ニ洋銀十五枚ヲ罰収スベシ、此段前以テ告知致シ置候事。　年　月　日　長崎府外國管事務所

露国北端を窺ふ

英船は蝦夷に向ふ

〔九・二〇、もしほ草〕英吉利のラットレルといえる軍艦、先月蝦夷地へ向け出帆せり、これは此節横浜にて、魯西亜人日本領の蝦夷地を蚕食するとの説あるに付、いかなる事をいたせしか実現せん為なり。

右の軍艦蝦夷地の西北の隅にあたれるノセヤブといふ処まで着せしに、天気も至て穏にて海上更に浪なく、船は蒸気の力を弱くし静に進みしが、突然と海中の暗礁につき当り船をのせあげたり、船中一同のもの船を無難に引おろさんとて、先づ大砲をはじめ荷物その外とも陸に揚げ、日本人も格別によく世話いたし、十六日のあひだ難船のものを手を尽していたはりたり、右の事箱館へ相知れ、佛蘭西の軍艦直様出帆して右の場所へはせつけ、難船の人をのせよこはまへつれかへり、英吉利の装鉄船(てつばりせん)オセアン蝦夷地へ向け難船を救はんとて出帆せり。

魯西亜のことは聢(たしか)に知れざれども、日本の北地をとらんと心がけしは疑ふ迄もなし、唯々英吉利、佛蘭西の二国に妨げられ、戦争に至らん事を恐れ今以て思ふ如くならず、若英佛日本にて手当の用意なくば、奥蝦夷唐太は全く魯西亜(オロシヤ)の有とならん、恐るべし。

立小便以ての外

〔九・二三、もしほ草〕横浜市中へ御触之趣

御預り所在町之者ども、男女商用向にて大坂兵庫又は長崎箱館追ては新潟えも罷越候付、外国船え乗組望の者は、町村役人差添裁判所へ申立候得者、免状相渡候に付、為(して)ニ手数料一人金壱分ヅツ差出し、乗組候儀と可相心得候。

一、往来端にて小便所も無之所、諸人の見前も不憚、立はだかり小便いたし候義甚不作法至極、外国人え対し候ては別而耻入候義に付

以来右様の義、決而無之様可仕、此上不取用候得ば御取糺し之上、御咎可被仰付候事。

右之御触は日本人作法を正しくする為なれば、至極日本政府のよき御仕法なり、横浜も日に増し繁昌となり、諸国の人も入こむ場所なれば、いかにも住民の行義正しくいたし度事なり、既に日本人亜米利加歐邏巴にいたり、往来へ小便し見廻りの役人に咎められ、不作法のつみにより五ドルラル過料をとられたるよしきゝおよべり、且亜米利加の内にて、往来に於てたばこを禁ずる所あり、之を犯すものは町会所へ引出され、五ドルラルの過料を被申付となり、日本にても往来たばこの禁はあるよしを聞けり。

本拠若松城遂に陥落す

東北の強勇會津武士の孤闘空しく

〔一〇・一、太政官日誌一〇二〕　十月五日肥前藩届書写

一、九月十九日會津手代木直右衞門、秋月悌次郎、桃澤彦次郎三人、鹽川米澤陣門ニ詣リ城中力尽テ不可支、抑今日之事、主人肥後父子毛頭不存儀ニテ、我々三人ノ所為ニヨリ如此ノ形状罷成候儀ニ付、主人父子何卒御寛典ヲ以テ一命被差免、我々儀如何様共、御裁許奉願旨申出候。然処是ヨリ先キ米藩ヲ以、土州参謀板垣退助ヨリ書ヲ投ジ降伏ヲ促シ候得共、其節返書モ無之、今日ニ迫リ前件次第、何共難取扱ト申聞、右三人ヲ縛シ、土州本営ニ送候処参謀会議ノ余、情実無偽ニ於テハ、内分降伏ノ所行ハ不相叶ニ付、公然降伏ノ実ヲ可表旨申諭、一先帰城セシムベキニ決シ候処、同廿日土州人夫城門辺徘徊候ヲ、城中ヘ連帰リ、種々饗応等致シ申聞候ハ、昨日為歎願、城外ヘ三人差出候処、今以不帰、甚痛心罷在候。今又両人城中ヨリ差出候付、土州本営ヘ誘ヒ呉候様相託シ、金子抔ヲ与ヘ候ニ付、人夫領承、同道帰陣致シ候。右両人ヘ、賊方重臣之名判相副、降伏之儀云々、重臣ヘ当テ周旋願書致所持之由ニ御座候。参謀衆ニモ、是ニテ偽策ニテハ無之儀談決相成左之件々申渡ニ相成候事。

一、明廿二日十字ニ、大手城門ニ降旗相立、十二字ニ大小銃、器械引渡、尤船来鉋銃計リ、其外弓、鎗、火縄筒等ハ、庫ニ備付ノ儘引渡相成候様之事。

一、午後、肥後父子軍門ニ降伏シ、手順相整、右相済、一先帰城之末、父子トモ瀧澤村妙國寺ヘ謹慎致候様之事。

附、番兵トシテ、薩長ヨリ一小隊ヅヽ同寺ヘ差出ニ相成候事。

右申渡之趣承知、何レモ帰城致候事。

右ニ付触達左ニ。

軍議之次第有之、探筒等之儀相止候様可致、賊ヨリ襲来ニオヨビ候節、打払之儀ハ申マデモ無之、且又大砲ノ儀モ同様之事。

一、口々町内之人民入込候儀、決シテ無之様厳重取調可有之事。

右之通御達申入候也

九月廿一日　在陣参謀

×

一、肥後父子降伏始末、左之通。

一、同廿二日十字、城中降旗ヲ建申候、依之御使番各藩固場乗廻リ、矢留被相達候事。

一、十二字、御軍監中村半二郎軍曹山縣小太良、御使番唯九十九、

大手門内降伏場出張（場処図面後ニ出ス）幕其外ニ而飾付有之、然処秋月悌二郎一人、熨斗目、麻上下ヲ着シ、無刀ニ而出迎イタシ候。

附リ、薩州土州二小隊、右場所致警衛候事。

一、軍監始ヨリ、悌二郎其外へ、左之廉々手覚書ヲ以申渡ニ相成

一、肥後父子、何時此場所罷出候哉。

一、父子瀧澤村妙國寺へ相退潜居可罷在、家族之儀モ同断。

附リ、父子供廻弐拾人、家族付拾人ニ而立退可申自然交代等イタシ候節ハ番兵方へ相達候ハヾ、護兵可相付事。

一、惣家来、明廿三日猪苗代之方、立退可申候事。

附リ、廿三日一日ハ、自分ヨリ食用相辨、翌日ヨリハ御渡被下候事。

一、病人之儀ハ、明廿三日青木村へ可立退事。

一、婦女子並六十才以上十四才以下、勝手次第明廿三日ヨリ立退可申事。

一、少頃シテ、重役萱野權兵衞、梶原兵馬礼服、場所ニ罷出、肥後父子無程罷出候旨御請申上、其座差控罷在候。引続父子礼服無刀ニ而、後図面之通着座イタシ候ニ付、軍監始、少シ座ヲ進メラレ候処、肥後ヨリ自ラ歎願書差出、宜敷ト之口上ニテ、礼儀イタシ候、山縣小太郎請取之、中村半次郎へ相達ス、右次第相済、父子一ト先城中引取、役々退散ニ相成候。

附リ、父子罷出候節、供廻拾人計、幕外相控、父子腰刀、袋入ニシテ持之。

一、肥後父子引取候上、重役共ヨリ、臣下一同之歎願書モ、此処ニテ差上候而可然哉ノ旨、相伺ヒ、則此所ニテ可然段、軍監ヨリ被相答、右書面モ差出候事。

一、四字比、役々最前之場所、出張相成候処、肥後家来重役之者罷出、父子出城之緩急相伺候処、差付可然旨被相答、追々父子駕籠ニテ致出城候ニ付、山縣小太郎駕籠近ク被相進候へバ、父子一応下乗、挨拶之上、不快ニ付乗輿之段相断、山縣ニハ騎馬ニテ、駕籠先被罷出、薩土二小隊、前後護衛、瀧澤村妙國寺へ転入相成候事。

附リ、家族等男女三拾人計、少シ相後、同寺罷越候事。

一、器械之儀、十二字ニ差出候様被相達置候処、取調ベ届兼候訳ヲ以、重役共ヨリ御猶予願出、其通御聞済相成、父子出城後引渡之手筈ニ付、水藩ヨリ人夫ヲ以運取ニ相成候事。

以　上

一、同日器械請取如左

一、大砲　但弾薬付　五拾壱挺　　一、小銃　二千八百四十五挺
一、胴乱　十八箱　　一、小銃弾薬　二万二千発
一、槍　千三百廿筋　　一、長刀　八十一振

以　上

一、同廿三日、城内ノ兵隊、天寧寺口ヨリ致退城候、帯刀、小荷駄モ少々有之。

一、同日、日光口残賊為打払、諸藩ヨリ兵隊繰出ニ相成、弊藩ヨリ久間梅之允各一小隊、朝倉彈藏一小隊差出候事。

一、松平肥後歎願書写。

臣容保乍恐謹而奉言上候、拙臣儀　京都在職中、蒙

朝廷莫大之鴻恩ナガラ、万分之微衷モ不奉報、其内当正月中於伏見表、暴動之一戦、旨意行違、不憚近畿、奉驚天聴、深ク恐懼候、爾来引続今日迄遂ニ奉抗敵王師、僻上頑陋之訛誤、今更何ト可申上様無御座候、実ニ不容天地之大罪、措身ニ無所、人民塗炭之苦ヲ為受候次第、全臣容保之所致ニ御座候得者、此上如何様之大刑被仰付候共、聊御恨不申上候、臣父子並家来死生偏ニ奉仰天朝之聖断、但国民婦女子共ニ至候而者、元来無知無罪之儀ニ御座候得者、一統之御赦免被仰出候様、代而奉歎訴候、依之従来之諸兵器、悉皆奉差上、速ニ開城、官軍御陣門ヘ降伏、奉謝罪候、此上万一モ王政御復古、出格之御憐愍ヲ以、至仁之御寛典於被仰付者、冥加之至極難有奉存候、此段大総督付御執事迄、冒万死奉歎願候、誠惶誠恐頓首再拝。

慶應四年九月　　　源容保謹上

一、松平若狭家来共ヨリ歎願書写。

亡国之倍臣長修等、謹而奉言上候、老寡君容保儀、久々京師ニ於テ奉職罷在、寸功モナク蒙無量之天眷、万分之一モ未奉報隆恩、剰触天譴、遂ニ今日事体ニ至リ、容保父子城地差上、降伏奉謝罪候段、畢竟微臣等頑愚疎暴ニシテ、輔道之道ヲ失ヒ候儀、今更哀訴仕ルモ、却而恐多次第ニ御座候ヘ共、臣子之情実難堪奉存候間、代而臣等被処厳刑被下置度、伏而奉冀候、何卒容保父子、蒙聖慈寛大之御沙汰候様御取成被成下置度、不顧忌諱、泣血奉祈願候、臣長修等、誠恐誠惶頓首再拝。松平若狭重役萱野権兵衛。〔以下署名略〕

一、人員付左ニ。

内政ニ預候人別。

萱野権兵衛。〔以下三七人略〕

総人数

但軍務局共治官

一、百三十一人　士中　　一、六拾八人　役人

一、六百四十六人兵卒之外下々迄　　一、七百六十四人　士中兵隊

一、千六百九人　士中以下右同断　　一、五百七拾人　病者

一、四拾二人　士中ノ従僕　　一、二十人　鳶ノ者

一、四百六十二人　他領脱走ノ者　　一、六拾四人　奥女中

一、五百七拾五人　婦女子　　総〆五千二百三拾五人

右之外、城外出張ノ人員ハ追テ取調ベ可申上候、以上。九月

肥後父子降伏略図

城南
幕
○肥後
○若狭
○重役
○　○　○
秋月悌次郎
○　○
其外
薄縁
毛氈
○軍監
○軍曹
○御使番
幕
幕
×

出城之節行列

軍曹騎馬　切棒　肥後

薩州小隊　山縣小太郎　駕籠　供廻
　袋入刀持

切棒　若狭　三棹長持
駕籠　供廻　土州一小隊
袋入刀持　両掛二荷

會津表へ出勢ノ弊藩家来多久與兵衞ヨリ、当九月廿四日、同所発足ノ報知、別紙ノ通申越候ニ付、不取敢書面之儘、御届申上候、以上。
十月四日　肥後少将内　原口重藏

庄内藩謝罪降伏

進退共に窮して

〔一〇・一、太政官日誌一一二〕　〇庄内謝罪状写

臣忠篤、恐惶頓首奉歎願候。抑家督以来世上不穏ニ属シ主家德川氏ヨリ江都取締被為委任小藩素ヨリ可行届之儀ニ無御座候得共、澆季之場合、主家奉職、王土至静ニ帰シ候得バ、勤王之端末ト奉存、乍不及尽力罷在候処、正当月以来之事件、実ニ恐懼至極奉存候。尤勤王之儀ハ少モ麁略不仕心得ニ罷在、早速天機伺トシテ、重役上京申付候処、御不審被為在候趣ニテ、途中ヨリ差戻ニ相成候ニ付、猶仙府へ御下向之御鎮撫総督府へ歎訴候為メ重役差上候処、是又御差戻ニ相成、臣ノ厳譴可奉伺様無御座、恐悚至極罷在候折柄、登京ノ蒙御沙汰、先詰之者草津宿迄罷出候処、是又入京御指留ニテ罷帰、実ニ進退相究候仕合ニ御座候。臣乍不肖、元ヨリ抗官軍候意念、毛頭無御座候得共、兼テ指揮不行届且遠路僻地罷在候バ、今春以来之事情形勢モ不奉伺、家来共於出先奉抗王師、終ニ今日ノ形勢ニ立至リ候段、先非悔悟、措身之地モ無御座次第、重畳奉恐縮、勤王之外他志無御座、就而ハ城中ニ罷在候儀恐入候ニ付、早速城外へ謹慎恭順罷在、家来末々迄厳重謹慎申付、奉仰天裁候。此上闔国精々勉励、奉表勤王之実効至願ニ御座候間、未ダ謝罪降伏不仕藩へ、先鋒被仰付被成下候得バ、冥加至極、難有奉存候、仰願バ何卒臣微衷御憐恕被成下、当春以来蒙御不審候処、幾重ニモ御寛典之御沙汰被成下候様、冒死不憚忌諱奉歎願候、誠恐誠惶頓首々々。
九月　臣忠篤

江戸城を東京城と改称

〔一〇・一、東京城日誌一〕　十月十三日御沙汰書
御東臨之節ハ当城ヲ以テ皇居ト被定候ニ付、以来東京城ト可称事。

會津藩処分

下々の者御構なく却つて扶持米下賜

〔一〇・一、太政官日誌一一二〕　鎭將府ヨリ御達シ會津御処置書写。

婦女子　五百七十五人　奥女中　六十四人
今般容保事大典ヲ犯シ候得共、其方共ニ於テハ御構無之、依テ御助扶米二人扶持被下候事。
兵卒之外下々ニ至ル者共　六百四十六人

其方共御構無之、以来心得違無之様、各産業ヲ可勤者也。

従僕　四十二人　　鳶ノ者　二十人

士分以下兵隊　千六百九人

其方共、事実辨ヘ無之者ト雖ドモ王師ニ抗候段、皇国之大典不可許、依之百日謹慎被申付、尚御扶持被下候事。

聖駕　東京に著御

〔一〇・一三、東巡日誌〕十月十三日牢晴、卯之半刻品川駅御発輦、芝増上寺小憩、午之半刻東京東西城御着輦。是日大総督有栖川宮、鎮将三條公、東京知府事、烏丸卿等品川駅迄御出迎御先行、呉服橋門内ヨリ諸官有司列立拝迎ス。外国人亦品川駅御発輦之時ト、芝御少憩及ビ東京城御着輦之時ト、凡テ三度祝砲ヲ発シテ慶賀ス。

新律発布以前の　刑律暫定

〔一〇・一、太政官日誌一三〇〕十月廿九日御布告写

王政復古、凡百之事、追々御改正ニ相成、就中刑律ハ兆民生死之所係、速ニ御釐正可被為在之処、春来兵馬倥偬、国事多端、未ダ釐正ニ暇アラズ。依之新律御布令迄ハ、故幕府ヘ御委任之刑律ニ仍リ其中磔刑ハ君父ヲ弑スル大逆ニ限リ、其他重罪及焚刑ハ梟首ニ換ヘ、追放所払ハ徒刑ニ換ヘ、流刑ハ蝦夷地ニ限リ且盗竊百両以下罪不至死候様、略御決定ニ相成候。尤死刑ハ勅裁ヲ経候条、府藩県共刑法官ヘ可伺出、且総テ粗忽之刑罰有之間敷事。

一、流刑ハ蝦夷地ニ限リ候得共、彼地御制度相立候迄ハ、先旧ニ仍リ取計置可申事。

一、徒刑ハ土地之便宜ニヨリ、各制ヲ可立事ニ付、府藩県共其見込ニ従ヒ、当分取計置可申、追々御布令可被為在事。

右之通、被仰出候条御旨趣堅相守猶不決之廉有之候バ、刑法官ヘ可伺出候事。十月

英語ストーフ　即ち「へやぬくめ」

〔一〇・一、崎陽雑報四〕十月廿九日六字頃、大浦居留地山手十六番ノ地所、即チ、オロシヤ岡士ノ居館ヨリ出火、其起原ヲ尋ヌルニ、英語「ストーフ」即チ俗ノ所謂「ヘヤヌクメ」中ノ残火ヨリ燃出タリトゾ、全家尽ク焼失、僅カニ従僕ノ小屋二ケ所ヲ残セルノミ、十字ニ至テ鎮火、市中ヨリ消防ノタメ火消人足数十人駈付大ニ働ラキ力ヲ尽シタリ。

榎本釜次郎箱館を襲撃す　露国の動静を気遣はる

〔一一・一三、もしほ草〕十月二十二日箱館よりの書状、蒸気船便にて同月廿六日横浜へ到着せしに、左の新報を得たり。

元徳川家の海軍総督榎本釜次郎、蒸気船七艘帆船一艘を引したがへ、箱館を襲ひ攻ん為、鷲の港とて箱館より十三里ほどへだゝりたる処へ入津せり、政府にては大におどろき、同所の固め兵士の手く

ばりをなさんとて、英国の蒸気船一艘をやとひあげたり。

箱舘の台場二ヶ所は要害よろしき処なれども、政府の兵わづかに九百人のみなり、然るに榎本の海軍兵隊は四千七百人余なりといえり、右の有様なれば同所在留の外国人は、今にもゑのもとの兵攻来り、戦争に及ぶならんといづれも之をおそれ、戦争となりて商売品家具等に損失あらば、政府にてその損を引うけ、わきまへなさるべしと申立たり。

○榎本よりは箱舘を取りて、之を勝手交易、運上なしの港となし、商売を繁昌にせんとの所存なりと、外国人に聢と申聞けたれば、何れも安堵のおもひをなせり。

○榎本もし箱舘をとらば、魯西亜はかならず之を援る事ならんとの評判なり。

×

海軍総督榎本は、今にも箱舘市中を攻取るべき姿なれば、早々援兵あるべしと同所役人より蒸気船便にて東京へ申こしたるよし。

然るに英佛の両ミニストルは箱舘に於て戦争を開くときは、同所は開港場のことなれば、外国人の為に敵するものを防ぐべしとて、各々軍艦を箱舘へ廻したり、亞国のミニストルは外国人居留せる処を目掛け、港口より発砲いたすやうなる愚策を出すことはなき理なりとて、今以て軍艦を廻さず、尤開港場にて外国人も碇泊せる所に於て戦争をなす船あらば、之を打払ふべしと最前より決定せしは亞国なり、されば榎本、開陽を以て攻入、港口より発砲に及ばゝ、外国人も止を得ず、之を相手とし追ヒ退ケざるを得ず、殊更開陽其外の軍艦は、朝廷幷に徳川氏の命令にそむきたる船といはれたれば、よほどむづかしき掛引あり、榎本は軍法にも明るき人なれば、決して港口発砲などいふ事をせず、箱舘を攻取るときは兵隊五千人も上陸させ、多分揚手より攻おとすべしと思はる。

別に報ありて曰く、箱館奉行清水某は榎本のために生捕られ、官兵はわづかに千四百人ばかりなれば、はこだては既に榎本の手におちたるべしと。

×

この時に当りて疑を容べきは魯西亜の事なり、榎本いよ〳〵箱館を取り、之を運上なしの交易場となすときは、魯西亜其世話をなし保護を尽すべし、殊に亞国と魯国は近来互に懇信を尽す間柄なればいかやうなる密策あるかも知れがたし、しかるときは英佛とても、この東洋懸隔たる地にて、魯国と戦を開かん事好ましからぬより、その事には口を出さゞるべし。

魯国より箱館の役人え申越せし趣にては、条約は大君と取結びたる故、外の君主と好みをむすぶ理なしといえり。此事故か東京より駿府へ使者を遣はされ、帝の御前へ伺候すべき旨、前大君え御沙汰あれども、前大君は不快の趣を以て之を辞し、亀之助殿名代として参候あるべしとなり。蓋し朝廷にては前大君に命じ、魯国との交際を全くせしめん為なるべけれども不快にては其策も用られざるべし延引に及ばゞ、大不都合の事件を引起さんに、早く処置ありたき事なり。

×

英国ミニストルは書記官箱館へ遣し榎本を説得し、軍艦七艘ながら朝廷へ差上べしと談じ、若し不承允の時は兵力を以て趣意通り行

ふべきつもりにて出立せしめたり。

×

亜国マルスといふ蒸気船東京にて官軍八百人を乗込せ、はこだてへ出帆のつもりにて横浜へ立寄し処、生憎亜国の役人に見当られ、局外中立の法にそむくなりとて右の船を止めたり、依て英船をやとひあげ、箱館へまはす事となれり。

×

当十一月四日の夕タイヒンヨーといふ蒸気船、箱館より来港せり、其新報に曰く、箱館の地は元徳川家の海軍総督榎本の指揮にて攻取られたり、其事は十月廿五日なりと。考ふるに陸地よりはこだての裏手に廻り、攻落たる事ならん、其故は榎本の軍艦箱館港へ入津せしは、十一月朔日なればなり、扨官兵六百人陸地〔に〕ありしが、榎本は之を殺さず、みなゆるして右の蒸気船へ載せおくりかへしたるなり。

右に付同所は市中も穏にて天気は寒くなるばかりとぞ、又カヾノカミとて今春中は亜国の船にてありしが、其後秋田侯の軍艦となり箱館に来りたり、この船も榎本の為にとりおさへられたりとぞ。

米支条約締結

〔一一・二六、もしほ草〕　亜米利加支那条約。

亜米利加と大清とにて大切の条約九ヶ条を取結び、談判行とゞき、双方調印いたし、其条々左之通。

第　一　条

支那の国帝は支那領中別段の条約にて、支配をはなれたる処は格別、その外は全国の裁断をなすべし、支那領中にては、何国の人たり共亜米利加人を襲撃することを許さず、又アメリカ人も支那領にて人を襲撃すべからず、但し襲撃するものあるときは亜米利加人防守する事を得べし。

第　二　条

支那領にて交易通商の免許条約にて取極なき分は、支那政府の取計に任すべし。

第　三　条

支那国帝は、亜米利加の港々にコンシユル役を差置、大英国、魯西亜国のコンシユル同様に、役義を取扱はしむる事勝手たるべし。

第　四　条

支那在留の亜米利加人、アメリカ在留の支那人、何レも心任せの宗旨を信仰し、教法に付ての制禁なかるべし、且死骸埋葬の式も各其好み通りになし、之を差止ることなし。

第　五　条

此国より彼国へ転住する事、差免すものなり、但免許不申受、自儘に他国へ往ものあらば国法を以て罰すべし。

第　六　条

両国の人民は、其国々にて他国の者へ差ゆるしたる丈は、旅行並に居住差支なかるべし、尤アメリカ人、支那人、アメリカの人別に加はる事更に差支なし。

第　七　条

両国にて申談じ、諸国民の為一般の通用となるべき権衡、尺度、貨幣を取行べし。

第 八 条

亞米利加在留の支那人は、諸学術其余の諸業に仕用せらることを得べし、但シ教法政事の事に関るにあらず、且支那条約にて、外国人居留の許せる処にて、アメリカ人学校を取建る事勝手たるべし。

第 九 条

支那国内諸学術の事は、支那国帝心の儘に之を所置すべし、愈業術を開に当り、アメリカに助力を乞はゞ、政府より相応の工作がゝりの学者を選み、支那政府の用に供すべし、然る時はシナにて其当人勿論相当の給料を払ふべし。

諸外国も我が新政府を承認し
各国公使謁見国書を捧呈

◇…………陛下一々勅答を賜はる

〔一二・一、東京城日誌八〕

十一月廿二日伊太利国特派全権公使コーント・テラトール、コンシユル・ゼネラール、ロベツキ、船将ラツクリエラ、士官コビアンキ、ボルレツチ参朝。

公使口上書

我ガ国王、皇帝陛下之近傍ニ於テ我ヲ特派全権公使之任ニ命ジタル書翰ヲ陛下ニ献呈ス。

我王、皇帝陛下ヘ対シ親睦ナル情誼之厚キヲ表セン事ヲ望ミ、我ヲシテ奏聞ナサシム、我ニ於テ実ニ無限之栄ト云フベキナリ、日本国之盛大栄華ナル事、伊太利亞国ニ於テモ、能ク知ル処ニシテ、仁徳公照ナル皇帝陛下之政庁ヘ懇親ノ深キヲ表シ、弥日本国之盛美宏大ヲ祈願ス。

国書

天恵民望之伊太利王ウイクトールマヌエル第二世、盛威卓絶ナル我親友日本之御門ヘ

陛下英邁公平、総テ仁徳ヲ以テ壮美宏大ナル日本国之威儀栄華ヲ盛ニセラルヽヲ見、陛下之政庁ニヲイテ、我等ガ最懇親ナル情誼之厚キヲ顕然表センコトヲ望ミ、是ガタメ人選之上、陛下之近傍ニオイテ、我特派全権公使ノ任ヲ充テシメンガタメニ、コーント、ウイクトル、サリエテラトール命ジタリ、彼レハ貴族ヨリ出タルモノニシテ、事ヲナス着実、且能我ニ服事シテ、性質ノ賞誉スベキコト、我ニ取リ大ニ信任スベキ証ナレバ、陛下ノ厚意アル恩眷ヲ蒙リ、陛下政府之敬愛ヲ得ルニ至ルベシ、将又、日本ト伊太利亞ト取極メシ条約ニヨリ、友睦之情誼、日ヲ逐テ愈厚キニ至リ、両国之人民ヲシテ、日々大益ヲ得セシムル等之事ニオイテ、聊カ尽サヾル処ナシ、依之コーント、サリエテラトール我ニ代リテ、陛下、好意ニ彼ガ述ルコトヲ尽ク信用シ給ハルベシ、就中、両国之裨益ヲ盛ニシ、永世不易之交誼ヲ全フシ、陛下ニ対シ、敬恭之意深キヲ述ル時ハ、別テ信用シ給ハンコトヲ我陛下ニ希フナリ。

紀元千八百六十八年五月十日

フロランス之皇宮ニオイテ

陛下之親友

ウイクトールマヌエル

勅答

貴国帝王安全ナル哉、朕常々貴国帝王健剛及両国交際ノ深カラン事ヲ祈ル、此度貴国帝王ニ於テモ、其情誼ヲ厚クセンガ為、貴国ノ事務ニ通達セル英俊ナル卿某ニ其事ヲ委任シ、今又、貴国帝王ヨリ懇切ナル一書ヲ投ゼラル、朕深ク之ヲ喜受ス、朕平日両国ノ交情懇厚ナルヲ欲ス、今貴国帝王、卿ヲシテ其事ヲ任ジ、我国ニ在ラシム、朕必其能調熟スルヲ信ズ、宜シク朕ガ懇厚ナルノ深意ヲ亮察シ、貴国帝王ニ之ヲ細告セヨ、朕又深ク卿ニ懇接ノ情ヲ尽スベシ、能勉励尽力シテ、永ク其職ニ在テ、両国交際ノ永久不易ノ基ヲ立テン事ヲ希望ス。

○

同日佛蘭西国全権公使メキシミヲウトリー、海軍総督テシアイー、同上等士官ツブリク・アルマン、船将トルムネク、一等書記官モンテペルロー、二等同タシエーデラパセクー、三等同ベアールン、一等通辨官ジブスケ参朝。

公使口上書

佛国、日本トノ懇親友睦ナル交誼ヲ猶厚フセンコトヲ願フノ証トシテ、余ガ淑徳ナル主君佛国帝、其新任目代之吏ヲシテ、全権ミミストルノ権アラシメンコトヲ望ミ、即陛下近傍ニオイテ、其任ニ充ルタメ、余委任スルノ書翰ヲ爰ニ陛下ヘ拝呈スルハ、余ガ大幸ナリ。

余ガ国帝王之望ミニ従ヒ、両国之交際益厚キニ至ラン様、勉励尽力シ、国帝陛下偏ニ日本国之幸福ヲ祈ラルヽノ趣意ニ答フルノミナリ。

陛下全国ヲシテ、静治平寧ナラシムル盛大之権ヲ掌握セラルヽニオヒテハ、海外トノ貿易ヲ盛ニ開カシメ、歐羅巴人之諸事ヲ安全ナラシメ、海外各国トノ交際愈深キニ至ラシムルノ諸件ニオイテ、大ニ之ヲ輔翼セラレンコト、余ガ政府ニオヒテモ、確然疑ヲ容レザルナリ。

只願クハ余ガ任ゼラレシ職務ヲ容易ニ遂グル様、陛下余ニ厚意恩恵ヲ加ヘ給ハンコトヲ望ム。

同国全権ミミストル・ウートリーヨリ差出ス国書之写。

天恵民望之佛蘭西国帝ナポレオン、淑徳英明ナル日本之御門ヘ、日本並ニ佛蘭西国ト取結ビシ、懇親ナル交際之益深カランコトヲ望ミ、両国ヲシテ一和セシムルノ条約ヲ誠実ニ施行セン事ヲ意見鑒センガタメ、我今陛下ト直ニ通信ノ路ヲ開キ、我国抜擢中之一人ニシテ、我ガ深ク信任スル、コンマンドール・デ・レシオンドノールヲ帯有セル、オーチ・ジヨールヂ・マキシム・ウートレーヲ以、我ガ国全権ミミストル之職ヲ委任シ、陛下之近傍ニ差送ルナリ、彼ガ性質俊哲ニシテ実地練磨之才力ヲ備ヘ、頗ル国務ニ勉励スル、総テ我依頼スルノ証ナレバ、必然陛下之愛敬ヲ受クルニ至ルベシ、是我允准シテ委任スル処ナリ、故ニ陛下好意ヲ以テ、我ミミストルヘ恩遇ヲ加ヘ給ヒ、総テ佛国遊歴之人、及ビ貿易ヲ営ムモノヽ身事、並ニ其利益ニ関係セル事件ニ付、我ガ方ヨリ申通ズル事アリテ、彼ヨリ書信又ハ話上申述ルコトハ、総テ信用シ給フベシ、就中尊位ノ幸福ヲ祈リ、陛下聖霊ノ高志貫達スルヲ願ヒ、両国ノ帝位ヲシテ一和友睦ナラシメ、永久不易之交際ヲ全フセンヲ望ム等之事ニ付、彼申述ル事アラバ別テ深ク信ジ給ハンコトヲ、

我陛下ニ希フ。
遍ク人事ヲ管掌シ給フ神明、無限恩恵祥福ヲ陛下ニ降授センコトヲ希フ。

陛下之朋友
ナポレオン
佛国帝陛下之外国事務執政
ムガテイユ

○

勅答　伊太里ニ同シ

同日和蘭陀国公使ボルズブルーク、書記官ケレインチース参朝。

公使口上書

余ガ尊敬スベキ国主タル和蘭国王陛下ノ委任状ヲ、日本皇帝陛下ニ捧ル事、余最栄トスル所ナリ、和蘭王国ト日本帝国トノ間ニ存保セシ和親交際ハ、既ニ二百五十年ニ余リ、和蘭王国ニヲイモテ、貴国ノ常ニ栄華ナルヲ知レリ、余自ラ十二年之間、其徴ヲ見聞セリ、皇帝陛下常々幸福ニシテ、当国ノ永ク栄華ナランヲ、余今真意ヲ以テ希望ス。

国書

神ノ恵ヲ受ケタル和蘭王オランイナス・サウハム・リユキセンビユルフ上公等々衛廉第三、謹テ我善良ナル兄友全盛賢明ノ君主
日本御門へ
帝王陛下ニ我尊敬恭愛之微衷ヲ表シ、並ニ我和蘭王国ト日本帝国トノ間ニ、古来相伝セル親密懇篤ナル交誼ヲ保持シ、更ニ之ヲ隆盛増大ナラシメンコトヲ冀ヒ、其証ヲ帝王陛下ニ奉呈セントノ微志ヲ以テ、今般帝王陛下ノ左右ニ我ミミストル・レシテント職ヲ差出シ置クベキニ決定シ、之ニ依テ、和蘭勲級獅子会ノ顕員ド・デ・カラーフ・フアン・ポルスブルークヲ此職ニ抜擢仕候、就テハ右ポルスブルーク儀ハ、此書翰ヲ持シテ、帝王陛下ニ拝謁シ、帝王陛下ノ御手ニ捧ゲ奉ルノ光栄ヲ荷ヒ可申ト奉存候、抑右ポルスブルーク儀ハ、才能行儀衆ニ勝レ、職ヲ奉ジテ怠ラザルコトヲ、兼々洞知罷仕候事ニ御座候へバ、此度申付候役儀ヲモ必遺失ナク相勤メ、帝王陛下ノ叡慮ニモ相叶候様ニ、精励可仕ト相察申候間、帝王陛下ニモ、無御隔意御待遇被成下、且私ヨリ兼テ申付置候条例ニ基キ、帝王陛下へ申出候件々ヲ始トシ凡我誠実ノ心情ヲ以テ、帝王陛下ノ御為、御政道ノ御利益、日本国泰平全盛ノ御為筋等ヲ申上候節ニハ、殊更御信用被成下度奉希候、其他皇天上帝ノ、帝王陛下ヲ愛護寵眷アランコトヲ黙祈シ奉リ候而已、干時千八百六十八年第七月十八日、海牙ノ王宮ニ於テ認ム。

帝王陛下ノ良友悌弟
(自記)　衛廉（ウイルレム）
外国事務宰相
(自記)　ルースト・フアン・ソムビユフ

○

勅答

伊佛ニ同シ

同月二十三日英吉利国公使シルハリエス・パルケス、アダムス・ミトフオルド、ガワ・フレチヤ、サトウ・ウイリス、海軍ケピテン・ステンホツプルー・シモント、コルスワル・マレイ、マテン・

ウエブ・スミス、フォルサイス・ウイトレイ、陸軍コルネル・ノルマン、バテ・カー・ブリンクレ参朝。

公使口上書

我君主タル英国皇帝安全ナリ、陛下我皇帝之事ニ付、厚キ勅諭アリ、我皇帝ニ於テモ、定テ喜悦スベシ、陛下勅諭之通リ、幸ニ是迄在来両国之交際永久ナラン事、我皇帝モ希望スル所ナリ、陛下今般、東京御着輦之事ヲ拝祝ス、且又、王土不残鎮静之折柄、陛下御仁政且国内之衆議ヲ以テ、此以後改メテ強大同一泰平ナラシメンコトヲ願フ、将又余之儀ニ付、懇篤之勅詔深ク感謝スル所ナリ、貴国之朝廷ニ於テ、洪恩深キ我皇帝之公使職ヲ勤ムル事、是又欣然無相違所ナリ。

勅答（略）

○

同日亜米利加国公使ウワルケンホルブ、船将カルトル・プロウン、領事館総裁ストール、書記官ボルトメン参朝。

公使口上書

合衆国大統領、日本帝国ニテ亜米利加合衆国政府之代人タル事ヲ、余ニ任ゼシ時、是迄之両国和親交際ヲ存保スベキ命ヲ受ケタリ。第一ニ、日本ト条約ヲ取結シハ合衆国ニシテ、右ハ合衆国政府ニ於テ、当帝国及其政府ノ幸福及ビ前進スルニ最益アルモノト考フ、余当国ニ来着セシ以来、世界中之最大ナル蒸気商船ニテ両国之間ニ月々通信スルニ因リ、両国之益尚接近セルニ至レリ、其益既ニ増シ、且国ニ大ナル財勢ヲ開キ、分明開化スルニ従テ連続スベシ、両国之間ニ今存スル交際ヲ、尚懇篤ニセン事、且両国之間ニ速ニ生ズル大ナル益ニ尽力スル事、常々余ガ職掌ニシテ、之レ最希望スル所ナリ、余ガ政府ニ代リテ、当今ノ太平及幸福ヲ、皇帝陛下ニ敬賀ス、日本全国全ク静謐シ、太平幸福ヲ全フスル期、速ニ来ランヲ祈ル。

勅答（略）

○

同日孛漏生国公使フオンブラト、書記官ケンプルアン参朝。

獨逸北部聯邦公使口上書

一、我孛国、日本国ト懇親ヲ結ビシ以来、公使実ニ今日始テ日本国皇帝陛下之天顔ヲ拝スルヲ得ル、何ノ福カ是ニ過ギン。

一、此時ニ因テ、我孛国皇帝陛下ノ、日本皇帝陛下ヘノ懇親ナル情願ヲ、外臣フオンブランドニ因テ通ズルヲ得ルハ、皆外臣之幸福ナリ。

一、我孛国皇帝陛下ハ、日本国皇帝陛下ニ其親睦ノ情思ヲ徴センガ為メ、正ニ新条約ヲ結ンデ以愈両国ノ交ヲ厚フセント願ヘリ。

一、外臣フオンブランド公事ニ勉励シ、以テ皇帝陛下ノ親信ヲ賜ランヲ欲ス、是志願ナリ、仰ギ皇帝陛下ノ聖察ヲ請フ、若シ然ラザル時ハ、外臣獨逸北部聯邦ト日本国トノ幸福ノ為メ公事ヲ務ル能ハザルベシ。

勅答（略）

邪宗門取調

〔一二・一、太政官日誌一六〇〕

〔五島飛騨守へ〕　領民中邪宗信仰之者有之趣、右等之者取調候上、

所置方之儀ハ、総テ長崎府ヘ可伺出候。一己之取計ニテ、外方之差響ニ相成候テハ、一致之御趣意ニ相戻リ候間、向後屹度相心得候様御沙汰候事。

〔長崎府へ〕別帋之通、五島飛騨守ヘ御沙汰相成候間、於其府モ兼而相心得、相当之指揮可有之、尤大事件ハ時々可伺出旨御沙汰候事。

東北諸藩へ 金札割渡

〔一二・一、太政官日誌一六七〕十二月九日東北諸藩ヘ御達書写
当夏御発弘相成候金札之儀、東北紛乱中、其地方諸藩ヘハ、未ダ御割渡不相成候処、今般平定ニ付テハ、石高割賦之内、当節ヨリ御渡シ相成候間、早々請取、洽ク通用可致様御沙汰候事。
但委細之儀ハ、会計官ヘ可承合事。
右之通、於東京被仰出候間相違候事。

美作農民騒擾

〔一二・一、太政官日誌一六九〕

松平三河守

美作国諸領入交リ、政令一途ニ不出ヨリ人心不和ヲ生ジ、且松平右近将監御預所之郷民共、頻ニ徒党騒擾之形状ニ付、鎮撫使御差向被為在度申立之趣、一応尤ニ相聞候得共、元来朝廷之御趣意奉戴セザルヨリ、政令区々ニ相成、民和ヲ失ヒ、騒擾ヲ醸候次第ニ付、其藩ニハ高嵩ニモコレ有、兼テ被仰出候府藩県一致ニ帰シ、天下同軌之御趣意ヲ奉体認、政治教化等、一国ノ標準トモ相成、拡充之力ヲ以テ、隣並之藩々、親和扶植、庶民安堵候様、先導可有之処無其儀、只管微力不束ヲ申立、再三願出之趣不被及御沙汰候。依テハ前顕之次第篤ト服膺致シ、藩屏之職任違算無之様、可相心得旨御沙汰候事。

即日立后の儀仰出さる

女御廿八日を以て入内遊ばされ

〔一二・一、太政官日誌一七三〕来ル廿八日巳刻、女御入内、即日立后被仰出候事。
但、当日重服者、参朝可憚事。

宮、堂上へ

来廿八日、女御入内ニ付、当日禁中、大宮、中宮等ヘ参賀可致事。
一、当日重服者、僧尼参内可憚事。
一、当日浅黄袴着用之輩、薄色袴着用之事。
一、自今中宮ヘ参入之輩、衣冠之事。
但、当時不在其限候事。
一、献物之儀ハ、可為先例之通事。

在京諸侯

女御入内ニ付、為恐悦参朝之儀ハ追テ被仰出候事。

在京諸侯

御着輦ニ付、廿八日恐悦可申上旨相達置候処、女御入内ニ付、来廿七日恐悦可申上候事。

府県管轄地図 ──寸法は一里三寸──

〔一二・一、太政官日誌一七四〕 十二月廿四日御沙汰書写

府　県　へ

先般府県管轄之地図、差出候様相達候処、府県限リニテハ、聢ト難取調儀モ可有之、依テ各藩領地、飛領地共一図、最寄府藩県示合、早々取調差出候様、相達候間、其旨相心得、夫々示合、取調候様御沙汰候事。

但、大凡一里一寸之見図リヲ以テ云々相達候得共、小図ニテハ不分明之儀モ有之候間、一里三寸之割ヲ以、図取可致事。

産　婆　売薬禁止・堕胎禁止

〔一二・一、東京城日誌一六〕 十二月廿四日御布令書写

近来産婆之者共、売薬之世話又ハ堕胎之取扱等致シ候者有之由申聞ヘ、以之外之事ニ候。元来産婆ハ人之性命ニモ相拘、不容易職業ニ付、仮令衆人之頼ヲ受無余儀次第有之候共、決シテ右等之取扱致間敷筈ニ候。以来万一右様之所業於有之候、御取糺之上屹度御咎可有之候間、為心得兼テ相達候事。十二月

東京昌平学校・開成学校開校

〔一二・一、東京城日誌一六〕 十二月廿五日御布令書写

東京昌平学校並開成学校、来巳歳正月十七日ヨリ御開黌相成候間、有志之輩ハ両黌ヘ願出、入学可致候事。

入学規則

一、入学之儀毎月二七ニ相限候事。

一、入学願出之節、当人生国住所年齢姓名、並支配主人等、姓名巨細相認、学校ヘ可申出事。

右之通被仰出候事。十二月

明治二年

（一八六九年）

横井小楠を途上に刺す

覆面の兇徒、退庁を要して

〔一・五、太政官日誌〕 参与横井平四郎退朝ノ砌、途中ニ於テ危難ニ遇候趣、達天聴候処、深ク御驚愕被為在、即刻侍臣長谷少納言ヲ以テ左ノ通被仰下。

今日退朝之途中ニ於テ、危難ニ遇候趣、達天聴、御驚愕被為在、不取敢侍臣ヲ以テ御尋被下候事。

横井平四郎

横井平四郎門人届書写

横井平四郎

今日退朝ノ途中、寺町通丸太町下ル所ニテ、覆面頭巾ヲ被リ候者六人、短銃一発打懸、直ニ抜刀、駕ニ切込、平四郎駕ヨリ出テ立上リ候処ヲ横合ヨリ殺害ニ及ビ、終ニ相果申候。其節門人横山助之丞、下津鹿之助並若党両人相戦、四人共深手ヲ負ヒ、相手モ両人許手負セ候得共、逃去行衛相分リ不申候。委細之儀ハ、猶可申上候得共、不取敢此段御届仕候、以上。正月五日横井平四郎門人共

横井平四郎門人宮川小源太へ御達書写

宮川小源太

横井平四郎儀、今日退朝之節、途中ニ於テ不慮之儀有之候趣、就テハ御聞込之次第モ有之、不取敢右家来並門人共へ、為治療手当金若干被下候事。

宮川小源太ヨリ届書写

横井平四郎

右横死ノ次第ハ、最前不取敢御届仕置候通リニテ、猶仕末ノ様子、精々聞合候処、平四郎引取候途中所々ニ人数ヲ分散致、待受居候ト相見へ、寺町通丸太町下ル所ニテ銃一発打掛ルヤ否哉、数人ノ敵、一同抜進、駕ノ左右ニ逼、切付、平四郎ハ忽駕ノ戸押排、短刀ヲ抜キ立上リ相支候内、横合ヨリ首ヲ討取逃去候由、其場駕ニ付添居候若党共ハ、各敵ヲ引受罷在候故、遂ニ平四郎首ヲ取リ持去候ヲ、追留候ニ遑ナク、在宿仕居候若党、吉尾七五三之助ト申者、変事ヲ聞、駈出シ逃敵ヲ抜刀ニテ追懸ケ、富小路夷川下ル所ニテ間近ク相成候処、四人ノ敵首ヲ捨テ、迯去候ニ付、首ハ取収引取申候。其場相手人数委鋪分リ兼候得共、散リ々々ニ相成候模様ヲ以テ相考候得バ、多人数ト相見へ申候。

横山助之進

右ハ、下津鹿之助ト初ハ立並、平四郎駕ヨリ後、二十間許モ相隔、寺町御門ヲ出、罷越居候処、平四郎駕、寺町通丸太町ノ角ヲ行過候頃銃声相聞へ候故、直ニ駈付候処、纔七八間モ踏出候時、鹿之助へ両三人抜連ネ、切テ掛リ候ヲ其儘見捨、駕ヲ救候半ト、駈抜候処ニ、二三人立向、相遮候ニ付相戦ヒ、敵ニモ手負ハセ、自身モ手負ヒ、敵猶後ロヨリ切懸ケ、其儘丸太町ノ方へ逃行候ヲ追掛ケ候途中、敵又立帰候ニ付、猶一ト太刀切付候処、敵ハ逃去候。然ル処、平四郎事無心元存ジ、最初ノ場所へ引返シ見候得バ、最早平四郎死骸ハ、旅宿ニ引取罷在候。

下津鹿之助

右ハ前文ノ通ニテ、両三人ノ敵ヲ引受、相戦候内、一人ノ敵、刀

ヲ落シ候透間ニ、一ト太刀切付候処、敵後ロヨリ切懸、寺町上ヘ向ヒ遁行申候。外ニ一人、丸太町ヲ逃候ヲ追掛候得共見失ヒ、引返シ候途中ニテ、敵町家ニ逃入候由承リ候ニ付、其方ニ参リ見候得共、居不申、平四郎様子如何ト立帰リ候得共、死体ハ旅宿ニ引取罷在、助之進引取候時刻トハ暫ク後レ引取申候。

国元ヨリ連越候平四郎家来　上野友次郎

右ハ駕ヨリ引下リ、六七間後ロニ離レ参居候内、銃声相聞ヘ候付、駈付候処、敵後ロヨリ横腹ヲ払候ニ付見返リ、其者ヘ切付ケ候処ヲ一人之敵横合ヨリ又頬ヘ切掛、敵ハ其儘逃去、外ニ三人程ノ相手モ皆一同散リ〳〵ニ逃去候付、追掛候処、丸太町酒屋ヘ逃入候ヲ見受駈込、家内雪隠迄相捜候得共、行方分リ不申候儘引取申候。

京地ニテ雇入候家来　越前藩　松村金三郎

右ハ駕ニ付副居候処、銃声相聞候ニ付、見廻シ、二三歩相進ミ候内四人抜連、駕ヘ切掛候ニ付、抜合相防候時、駕ハ二三間程モ前ニ進ミ居候得共、遮ラレ、駕ニ近付得不申、其内右之腕ニ深ク切込マレ、働兼、其内敵ハ散リ〳〵ニ逃去申候。

右之通御座候。

正月五日　宮川小源太

暗殺行為以ての外

〔一・七、太政官日誌〕御布告書写

徴士横井平四郎ヲ殺害ニ及ビ候儀、朝憲ヲ不憚以之外之事ニ候。元来暗殺等之所業、全以府藩県正藉ニ列シ候者ニハ、不可有事ニ候。万一壅閉之筋ヲ以、右等之儀ニ及候哉、御一新後、言路洞開、府藩県不可達之地ハ無之筈ニ候。若脱籍之徒、暗ニ天下之是非ヲ制シ、朝廷之典刑ヲ乱リ候様ニテハ、何ヲ以綱紀ヲ張リ、皇国ヲ維持スルヲ得ンヤト、深ク宸怒被為在候。京地ハ勿論、府藩県ニ於テ、厳重探索ヲ遂ゲ、且常無油断、取締方屹度可相立旨、被仰出候事。

横井小楠暗殺事件

犯人人相書

〔一・一四、太政官日誌〕人相書

元備前藩　上田立男（夫トモ）

一、年齢廿七八歳許　一、面体痩、顔色黒キ方　一、中脊　一、中肉　一、半髪中髷　一、耳少ク薄シ　一、鼻低キ方　一、目クボミ　一、頬骨高シ　一、眉濃セマキ方　一、眉間新シキ刀疵アリ

○

生所不分　土屋信男（延雄トモ夫トモ）

一、年齢廿四五歳許　一、脊一ト通リ高ク　一、総身肥満　一、猫脊　一、顔丸ク、平キ方、黄色（但ソバカスアリ）一、涙眼　一、眉濃キ方　一、口小ク　一、唇厚シ　一、半髪中髷　一、中国言葉

○

十津川郷士　中井刀禰尾

一、年齢廿五歳許　一、中脊　一、中肉　一、頬スボリ　一、目細キ方　一、髭薄キ方　一、半髪中髷

○

同　前岡力雄

一、年齢廿五六歳許　一、丸顔、色白ク、大キ方　一、太リ肉　一、中脊　一、総髪大髷　一、右之手、親指ニ新刀疵アリ

○

（元尾州産ノ僧ニテ、一時大坂ニ住居、其後京地檀王法林寺塔頭清光寺ニ住職、当時無宿）　鹿島　又之允

一、年齢廿四歳　一、脊至而高ク　一、中肉　一、眼丸キ方　一、髪二寸許延ビ　一、右之腕ニ新刀疵アリ

其節着用之衣類

一、澤江呉呂福連無紋割羽織

一、萠黄糸入襠高袴高下駄着ク

右之者去ル五日、横井平四郎ヲ殺害ニ及、遁去候ニ付、府藩県、厳密探索ヲ遂ゲ、見当次第早々召捕当官ヘ差出可申、万一心得違ヘ、隠シ置、外ヨリ相顕候ハヾ、屹度可被処厳科事。正月　　刑法官

大権上に在り、上下の名分は万古不抜と
薩長土肥四藩　版籍奉還

〔一・二三、太政官日誌〕長、薩、肥、土四藩上表写

臣某等頓首再拝謹案ズルニ朝廷一日モ失フ可ラザル者ハ大体ナリ、一日モ仮ス可ラザル者ハ大権ナリ。天祖肇テ国ヲ開キ基ヲ建玉ヒシヨリ、皇統一系万世無窮、普天率土其有ニ非ザルハナク、其臣ニ非ザルハナシ。是大体トス。且与ヘ且奪ヒ、爵禄以テ下ヲ維持シ、尺土モ私ニ有スル事能ハズ、一民モ私ニ攘ム事能ハズ、是大権トス。在昔朝廷海内ヲ統馭スル、一ニコレニヨリ、聖躬之ヲ親ラス。故ニ名実並立テ、天下無事ナリ。中葉以降、綱維一タビ弛ビ、権ヲ弄シ、柄ヲ争フ者、踵ヲ朝廷ニ接シ、其民ヲ私シ、其土ヲ攘ムモノ、天下ニ半シ、遂ニ搏噬攘奪ノ勢成リ、朝廷守ル所ノ体ナク、秉ル所ノ権ナクシテ、是ヲ制馭スル事能ハズ、姦雄迭ニ乗ジ、弱ノ肉ハ強ノ食トナリ、其大ナル者ハ十数州ヲ並セ、其小ナル者猶士ヲ養フ数千、所謂幕府ナル者ノ如キハ、土地人民擅ニ其私スル所ニ頒チ、以テ其勢権ヲ扶植ス。是ニ於テ乎、朝廷徒ニ虚器ヲ擁シ、其視息ヲ窺テ、喜戚ヲナスニ至ル。横流之極、滔天回ラザルモノ、茲ニ六百有余年、然レ共其間往々天子ノ名爵ヲ仮テ、其土地人民ヲ私スルノ跡ヲ蔽フ、是固ヨリ君臣ノ大義上下ノ名分、万古不抜ノモノ有ニ由ナリ。方今大政新ニ復シ、万機之ヲ親ラス、実ニ千歳ノ一機、其名アッテ其実ナカル可ラズ。其実ヲ挙ルハ大義ヲ明ニシ、名分ヲ正スヨリ先ナルハナシ。

嚮ニ徳川氏ノ起ル、古家旧族天下ニ半ス。依テ家ヲ興スモノ亦多シ。而シテ其土地人民、コレヲ朝廷ニ受ルト否トヲ問ハズ、因襲ノ久シキヲ以テ今日ニ至ル。世或ハ謂ラク、是祖先鋒鏑ノ経始スル所トノ。吁何ゾ、兵ヲ擁シテ官庫ニ入リ、其貨ヲ奪ヒ、是死ヲ犯シテ獲所ノモノト云ニ異ナランヤ。庫ニ入ルモノハ人其賊タルヲ知ル、土地人民ヲ攘奪スルニ至ツテハ、天下コレヲ怪シマズ。甚哉、名義ノ紊壊スル事、今也丕新ノ治ヲ求ム、宜シク大体ノ在ル所、大権ノ繫ル所、毫モ仮ベカラズ。

抑臣等居ル所ハ、即チ天子ノ土、臣等牧スル所ハ、即チ天子ノ民ナリ。安ンゾ私有スベケンヤ。今謹テ其版籍ヲ収メテ之ヲ上ル。願

クハ朝廷其宜ニ処シ、其与フ可キハ之ヲ与ヘ、其奪フ可キハコレヲ奪ヒ、凡列藩ノ封土更ニ宜シク詔命ヲ下シ、コレヲ改メ定ムベシ。而シテ制度典型軍旅ノ政ヨリ、戎服器械ノ制ニ至ルマデ、悉ク朝廷ヨリ出デ、天下ノ事、大小トナク皆一ニ帰セシムベシ。然後ニ名実相得、始テ海外各国ト並立ベシ。是朝廷今日ノ急務ニシテ、又臣子ノ責ナリ。故ニ臣某等不肖譾劣ヲ顧ミズ、敢テ鄙衷ヲ献ズ。天日ノ明、幸ニ照臨ヲ賜ヘ。臣某等誠恐誠惶頓首再拝、以表。

正月

毛利宰相中将
島津少将
鍋島少将
山内少将

薩長両藩へ　勅使差遣

〔一・三〇、太政官日誌〕

毛利宰相中将

積年勤王之勲労不少、殊ニ去ル丁卯大政復古戊辰変動之節ヨリ終始励精尽力、遂ニ今日之偉績ヲ奏スルニ至ル。素ヨリ官武諸臣之力ニ依ルト雖モ、抑亦薩長二藩之功ヲ抜群トス。依之、今般其功労ヲ被慰度思召ニ付、為勅使侍臣萬里小路権右中辨被差下候間、此段相達候事。

○

島津中将

積年勤王之勲労不少、殊ニ去ル丁卯大政復古戊辰変動之節ヨリ終始励精尽力、遂ニ今日之偉績ヲ奏スルニ至ル。素ヨリ官武諸臣之力ニ依ルト雖モ、抑亦薩長二藩之功ヲ抜群トス。依之今般其功労ヲ被慰度思召ニ付、為勅使侍臣柳原右少辨被差下候間、此段相達候事。

神田玉川上水普請

〔二・一、東京城日誌二ノ三〕二月二日御沙汰書写

会計官

神田玉川両上水普請之儀、以来其官ニ於テ取扱可致旨御沙汰候事。

○

会計官

治河ヲ始、諸普請等之節ハ、以来刑法官監察司出張被仰付候間、此旨相心得可申事。

但小普請ハ其官限リ取計可致事

○

刑法官

治河ヲ始諸普請等、以来会計官ヘ被仰付候節、其官ヨリ監察出張可致旨、御沙汰候事。

但小普請之節ハ不及其儀候事。

造幣局　新設

〔二・五、太政官日誌〕御沙汰書写

会計官

今般貨幣新造被仰出候ニ付、太政官中新ニ造幣局御取建ニ相成候。依之是迄之貨幣司御廃止、知事以下諸官員被免候様、被仰出候事。

但、是迄貨幣司ニ於テ取扱来候金銀、惣テ決算致シ、出納司ヘ相納可申事。

○

同官ヘ

甲斐九郎会計官権判事被免、造幣局知事被仰付候間、此段為心得申達候事。

但、造幣局知事、被充三等官候事。

○　造幣局

従来旧幕府ニ於テ貨幣屢改鋳致候処、兎角姦吏詐偽ヲ逞シ候ヨリ其度毎ニ粗悪ニ成行物価沸騰之基ヲ開候ノミナラズ、大ニ害人心敗風俗候事ニ候。今般新貨幣鋳造被仰出候ニ付テハ、王政御一新、公平至正御趣意ヲ奉戴シ、深ク従前姦吏ノ悪弊ヲ戒シメ、精金ヲ以鋳立、銖錙至当、遂ニ人心風俗ヲモ敦厚ニ帰シ候様、篤心掛可申旨、御沙汰候事。

○　同局へ

金銀銅幣、雛形之通、全量無相違鋳造被仰付候事。

○　同局へ

貨幣製造ニ付、繰替方融通トシテ金札五千万両増製造可致事。

右之通被仰出候ニ付テハ、器械取建御用掛之者、名前取調可伺出候事。

悪金流布取締

〔二・五、太政官日誌〕御布告書写

近来悪金流布之趣相聞候ニ付、為取締、東京横浜ニ於テ、既ニ御取建ニ相成候通京都、大坂、兵庫、長崎等ニ於テ貨幣改所取建候様、被仰出候事。

東京金銀座――廃止――

〔二・一二、太政官日誌〕御布告書写

今般新貨幣鋳造被仰出候ニ付、太政官中新ニ造幣局御取建ニ相成候、依之是迄之貨幣司御廃止被仰出候ニ付、於東京モ金銀座被廃止候旨、被仰出候事。

一、新金御決議ニ付而ハ、以来朝廷ヨリ正金御遣シ出シ無之候間於東京モ可為同様被仰出候事。金札相場被仰出候上ハ、月給其外御払物総テ一ケ月中、十日平均之相場ヲ以、御渡方有之候。右ニ付租税上納之儀ハ、過不及無之様、時々評議之上可取扱旨被仰出候事。

銅、石炭積出不苦

〔二・一九、もしほ草〕外国官准知事東久世中将より、外国ミニストルへふれられけるは、此以後銅つみだしの禁制は相休み、交易いたしてもくるしからずと、山をひらき、金銀あかがね、石炭をほりいだす事は、余の仕かたよりは、政府の富ますのもつともよろしき法なり、すでに外国人ある海岸にて、あかがねせきたんの山をひらきたり。国中の利益をおこす事うたがひなし。肥前唐津にて出るところの石炭、まことによろしき品なり。外国人の望人おほく、あまたのやくそくに領主もこと〴〵くうけあふことならずといえり。この山ことに深く掘こみたり。

五代才助活躍す

〔二・一九、もしほ草〕大坂は、この六ケ月以来おほきにひらけ、外国人居留地は、川岸より一丈もたかく埋めたて、こゝに異人館を

建たり。判事五代才助、大坂を外国人碇泊のためよき港となさんと、おほひに心配し、川口の出洲まことにあやふくまた狭し、よつて外国の川掘道具にて、百間四方、ふかサ二丈五尺の船の碇泊場をつくらんとこのことを外国人に約束せり、このせつ毎日三千人の人足にて安治川の川すぢを変へ、新規に堀を掘たてゝ居れり。もしこの事成就するならば、大坂は交易にもつとも好き安心なるみなとゝなるべし。

過去六年間の
生糸及茶輸出高

〔三・一六、中外新聞〕　六年以米輸出の生絲及び茶多少比例表。ジヤパンガセツトと名くる新聞紙より抄出す。

文久二壬戌第七月一日より文久三癸亥第六月三十日まで一ケ年の間
〇第七月一日は毎年半夏生の前日或は二日前なり。

絲　二万五千八百八十六苞
茶　六百二十二万三千六百五十八斤

癸亥第七月より一ケ年の間

絲　一万五千九百三十一苞
茶　四百六十八万三千〇四十四斤

元治甲子第七月より一ケ年の間

絲　一万六千五百廿七苞
茶　五百廿三万九千四百八十斤

慶應元年乙丑第七月より一ケ年の間

絲　一万一千五百八十六苞
茶　七百五十二万四千五百六十一斤

慶應二丙寅第七月より一ケ年の間

絲　一万三千五百五十四苞
茶　七百三十八万九千六百六十四斤

慶應三年丁卯第七月より一ケ年の間

絲　一万二千三百〇六苞
茶　九百〇一万一千九百六十八斤

右の内にて絲は英吉利へ持行く事最も多く、佛蘭西これに次ぎ、米利堅及び他邦へ出る分は甚だ少し。茶は米利堅へ出る事最も多く英吉利を次とす。唐国へ行く分も少々有レ之。

案に、米利堅人左程茶を好みて多く自国に用るにはあらず、矢張本国へ送り、其中間にて利を得るなり。

去明治元戊辰第七月より今己巳二月下旬まで、輸出の高左の如し。

絲　英国へ　七千三百〇一苞
　　佛国へ　五千百七十八苞
　　米利堅へ　七百八十一苞
　　他の諸国へ四十一苞
　　通　計　一万三千八百四十一苞

茶　米利堅へ　九百八十三万七千八百五十六斤
　　英国へ　二十五万二千九百九十二斤
　　唐国へ　千八百斤
　　通　計　一千〇九万二千六百四十八斤

名主を廃して組合を設く

〔三・一六、中外新聞〕　町触の写

一、今般東京市中取締御改正に付是までの名主一同被廃候事。

一、御改正に付ては一般区別を立町々組合を相定め、町用為取扱候筈に付、組合の儀は追て被仰渡候間、其旨相心得候様、右相触べきもの也。巳三月

新聞紙印行に関する　開成学校の権限

〔三・二二、中外新聞〕　新聞紙印行条例附録。

一、官板の新聞紙は開成学校の関する所にあらず。

一、各府県にて出板の新聞紙は、其府県裁判所にて検閲すべし。

一、外国人国字を以て出板する者は各地運上所にて之を監し、必ず裁判所に報知すべし。裁判所は皆新に定めるたる条例に拠て齟齬すべからず。

一、開成学校に於ては専ら東京中出板の者を監す。

一、東京出板の新聞紙若し条例に背くものあるときは、開成学校より之を東京府裁判所へ告げ、同所より出板願人を糺問し、罪に従て科断す。三月　開成学校

小学校開設の促進

〔三・一、東京城日誌二ノ一二〕　三月廿三日、御布告書写

庠序之教不備候而者、政教難被行候ニ付、今般諸道府県ニ於テ小学校被設、人民教育之道洽ク御施行被為在度思食ニ候間、東京府県速ニ学校ヲ設ケ、御趣意貫徹候様尽力可致旨被仰出候事。

但学校取調トシテ東京学校ヨリ人撰ヲ以、被指向候間商議可致事

貨幣の分量

〔三・二四、六合新聞〕　今般御製造に相成る貨幣之分量。

金幣分量　金十一分　精銅一分

（十　円）　全量四匁七分二厘　在来の八両に当る

（五　円）　全量二匁三分六厘　在来の四両に当る

（二円半）　全量一匁一分八厘　在来の二両に当る

銀幣分量　銀九分　精銅一分

（一　円）　全量七匁二分　在来の三分三匁に当る

但しドル洋銀に当る、尤メキシコドルよりちいさし。

（二　分）　全量三匁六分　在来の壱分二朱と一匁五分に当る

（一　匁）　全量七分二厘　在来の壱朱と五厘に当る

右者在来壱両に付銀六十目を四十八匁とし、都而是を比較し算盤なり。

銅幣壱両に付銭十貫文を比較せば一両は八貫文に当る。

（以百枚換一円）　全量二匁五分　在来の八十文に当る

（鋳　銭）　全量五分　在来の八文に当る

貨幣定位

英　金壱匁に付銀十四匁三分四厘三毛

亜　金壱匁に付銀十五匁五分七厘八毛

佛　金壱匁に付銀十五匁四分七厘六毛

右三ケ国平均金壱匁に付銀十五匁一分三厘三毛

日本新製の金は金一匁に付銀十五匁にかゆる

御再幸に関し
上方の人心沸騰

〔三・二六、中外新聞〕上方にては激徒頗る多くして、東京御再幸を沮め奉るの議論などを起し、甚穏ならざるにより、御出輦御延引に成るべき由の報告ありしが、虚実詳ならざりしに、此度西京の確報を聞けり。激徒の沸騰一時実に甚しかりしが、吉井幸輔兵隊を分配して洛中を巡見し、其手にて鎮静十分に行届き、今月七日御故障無く御発輦に相成りしと云ふ。

罪人之財産ヲ没入スベカラザル之議

公議所書記　小野清五郎

〔三・一、議案録一〕夫レ人ニ貴賤賢愚之別アリト雖モ、我ノ生命ヲ愛シ、我之財産ヲ護スルニ至而ハ其心同一ニシテ、毫モ異ルヿナシ。故ニ国家刑法ヲ設クル之趣意モ畢竟不得已トコロニシテ、一人ヲ罰シ、其他ヲ懲ラス之所以也。文明開化之国ニ於テハ之ヲ慎重シテ、毫モ其間ニ私ヲ用ユルヿナシ。然ルニ本邦古来之風習、罪アル者之財産ハ尽ク之ヲ官ニ没入シ之ヲ闕所ト名ヅク、是レ人ヲシテワレ之財産ヲ保護スル能ハザラシムルニ非ズヤ。其弊ヲ極言スレバ、政府、人之罪アルヲ幸トシテ、其産ヲ没入シ、ワレ之私ニ供スル之理ナリ。是等之事文明開化之国ニハ無之儀ト伝聞仕候。国家御維新之際、断然此等之事御廃シ、以来罪人ノ財産ハ其妻子或ハ親戚等へ尽ク与フベキ儀可然存候。

銀貨流出の損耗

〔四・七、六合新聞〕去る辰年の冬より外国の人日本の一分銀を夥く買取し、当二月頃より買止みしが、又この頃多く買入るゝといふ。

因に曰、或外国人云ふ、日本の壱分銀を買ひ、支那の上海に積み行き、鋳敗して銀塊に作り、又日本に積来り売る時は、凡三四分の得ありといふ。今是を三分の得とみるときは百両につき三分なり。追て千万両につき三十万両の利得なり。されば弗一枚は銀四十五匁なり、分銀三つを弗一枚に換る定とす。然るを今弗一枚は五十二三銭なり、二月頃は五十八銭の直あり。今四十五銭より五十八銭の差は十三銭なり、此の分割一割七分三三不尽に当る、即百両につき拾七両一分有奇なり。追て千万両につき百七十三万三千三百三十両一分有奇なり、其損失いと大ならずや。されども直は下がる事あれば其差を半折して六銭五分とし見つもるときは分割八分六厘六六不尽なり。(此内五分六六不尽を船賃利足、并に其外の費と見つもりても猶三分の得あり、されば)百両につき八両二分二朱あまりなり。追て千万両に至る時は八十六万六百六十両一分有奇なり、是は真に国損なり。此国損は此国人の身に係はるものなり。されども其身に係る損は後来の事なれば、目前の利あるときは之を売買して益を得る、猶余りあれば後来の損にあたりて窮することなし。(後来の損を補ふといふべからず、たゞ窮することなきのみ、其損はやはり損なり)故に其利を争ふものは、其後来の損を

顧るに暇あらず。されど是の如き事は、政府の経済するところにして、商人の罪にあらず。されども其弗の四十五銭より下直きときは、又亦国損なり。前に述るものは銀幣の国損なり。後に云ふものは物貨の国損なり。乃で貨幣は相場の尺度なり、斗量なり、秤錘なり、故に彼此おなじ位、おなじ量なるときは、売買の便利を得るのみ、其実は紙幣といへども同じ理なり。已に二篇に述たり、照せ見るべし。

新に民部官を置かれ　太政官　六官となる

〔四・八、太政官日誌〕今度太政官中、民部官ヲ被置、神祇官以下六官ニ被定候旨、被仰出候事。

但、従来諸願伺等、総テ辨事へ差出候処、向後六官ニ関係致候事件ハ、其官々へ向ケ可差出候事。

御沙汰書写

各通

神祇官
会計官
軍務官
外国官
刑法官
民部官

別紙之通被仰出候ニ付、尋常普通之事件ハ、其官之見込ヲ以取捌キ、他官他方ニ関係之儀ハ、其向へ商量所置可致候。重大之事件及ビ其官ニ於テ難決儀ハ、輔相へ可伺出、府藩県へ布告致シ候分ハ辨事へ差出可申事。

但、別紙ハ前条御布告、今度太政官云々ノ条ヲ云フ。

○　民部官

掌総判府県事務管督、戸籍、駅逓橋道、水利、開墾、物産、済貧、養老等事。

右之通被仰出候事。

日米航路開始　—当時の「飛脚船」—

〔四・一〇、もしほ草〕サンフランシスコ幷ニ横浜支那の飛脚船、さきだつてより相はじまり、諸国の商人旅人のために、大便利なることいはんかたなし。船の着する時は、カリホルニア往返の旅人、乗組きたる事おびたゞし、且飛脚船諸方の港より、当港さして来りあつまるゆゑに、その三四日のあひだは、横浜のにぎはひおほかたならず。此飛脚船の仲間も、おほきに利を得たるにより、以来は船の横浜へきたる事、ひと月二度づゝともなるべし。当港よりサンフランシスコ迄、海上廿日路なり、支那までは六日路なり。

外人立会で人体解剖

〔四・一六、中外新聞〕四月十二日和泉橋医学所にて人屍の解体あり。解体に外国医師の立会ひ差図せしことは此度を以て初めとす。されば此術も今より益精密に至るべきなり。

神洲安危の決、今日にありと 百官群臣を会して御宸問

〔四・二〇、太政官日誌〕 輔相一等二等官、於小御所宸問。

詔 書 写

詔。朕躬ニ汝百官群臣ト五事ヲ掲ゲ、天地神明ニ質シ、綱紀ヲ皇張シ、億兆ヲ綏安スルヲ誓フ。然ルニ兵馬倉卒、未ダ其績ヲ底サズ、朕、夙夜上ハ以テ神明ニ畏レ、下ハ以テ億兆ニ慙ヅ。今ヤ乃チ親臨、汝百官群臣ヲ朝会シ、大ニ施設スルノ方法ヲ諮詢ス。是神州安危ノ決、今日ニ在リ、誠ニ宜ク腹心法ヲ披キ、肺肝ヲ表シ、可否ヲ献替スベシ。朕、将ニ励精竭力、大ニ経始スル所アラントス。汝百官群臣、ソレ勗哉。

明治二年己巳四月

開成・昌平 両校の経費

〔四・二三、太政官日誌〕 御沙汰書写

開成学校

学校中、諸入費一ケ月千五百両ニテ相弁ヘ可申候。尤教師之給金ハ相除、書籍器械等買入、且臨時之入費共相束ネ、一箇年一万八千両之御賄ニ御治定相成候間、此旨為心得相達候事。

但、入寮之生徒、賄料不被下候事。

○ 昌平学校

学校中諸入費一ケ月八百両ニテ相弁ヘ可申候。尤書籍買入、活板仕立賃、且臨時之入費共相束ネ、一ケ年九千六百両之御賄ニ御治定相成候間、此旨為心得相達候事。

但、入寮之生徒、賄料不被下候事。

時計の見かた

〔四・二九、開知新報〕 横浜野毛の山に於て、西洋の時を撞く事の免許を蒙り、此辺に多くの桜の木を植込み、茶店等を設けて遊歩の地とす。日を追ひ月を重ねなば、益繁昌の地となる事疑ひなかるべし。

西洋の時は天圏の一周三百六十度を一転廻して、一昼夜二十四時を来すに元づき、即ち十五度を一時となし、一時を四分となし、一分時を四秒時となす。夫故に仮令ば今開成学校と昌平学校と南北へ一分度（我半里弱）を距れば、常に四秒時づゝの遅速を生ずるなり。西洋の各国に於ては、前に記載せし如く、昼夜を二十四時に分つ。又我時は四季の節に随て長短あり、故に西洋時計を以て時を知るには、十二時のみ我昼夜の九つ時に適合し、其他は何時何分何秒を以て知るの他なし。故に節に随て図を設け、短針の指示す所へ我時を印して以て童蒙の便に備ふ。

西洋の一時を六十に分ちたる其一を分時といひ、一分時を六十に分ちたる其一つを秒時といふ、即ち六十秒時を以て一分時となし、六十分時を以て一時となすなり。

布告ノ書ニ仮名文ヲ用ヒ且板行ニス可キ事

小学校御用掛　柳　河　春　三

〔四・一、議案録三〕　民間ヘ出ル布告ノ書面ニ、細民ノ読難キ文字ノ多キハ、禁令ノ速ニ行ハルヽヲ妨グルニ足ル、宜シク定三札ノ例ニ従ヒ、可成丈仮名ヲ用ヒ、止ムヿヲ得ズシテ字ヲ用ルトキハ、傍訓ヲ施ス可シ。又一局内ノ細務、一人身ノ進退ニ限ル事ヲ除クノ外、或ハ全国、或ハ各府各県ニ普ク布告ス可キ文面ハ、始ヨリ伝写ノ労ヲ省キ、悉ク上木シ、摺本ヲ以テ各府県ニ分チ、遠隔ノ地ニテハ翻刻ヲ許ス可シ。此ノ如クナレバ、啻紙筆ノ費ヲ省クノミナラズ、諸局ノ筆生以下町役人村役人、其他各産業アル輩ノ力ヲ費ス事無ク、伝写ノ誤モ無ク一挙両便ト奉存候。

銭ノ位ヲ定メ之ヲ其面ニ記ス可ノ議

刑法官判事試補　鈴　木　唯　一

〔四・一、議案録三〕　総テ貨幣ノ儀ハ、其面ニ其位ヲ記ス可キモノナルニ、従前金銀ハ其位ヲ記スト雖、銭ニ至リテハ天保銭ノミ当百ノ位ヲ記シテ、他ハ一切無之、太甚ダ不都合ノ事ナリ。竊ニ思フニ、従来銭ノ儀ハ都テ諸金質ノ等級ヲ区別シ、他ノ貨幣ト比較シ、大小軽重ニ従ヒ其位ヲ定メ、之ヲ其面ニ記サバ、通用ニ故障ナク、体裁又宜ヲ得ベシ、勿論一面ハ旧ニ依リ、文久通寳ナド記シテ可然奉存候。

金札　続いて正金と引換禁止

〔五・二、太政官日誌〕　御布告書写

是迄金札相場被立置候ニ付、夫々引換等モ有之候処、今般正金同様、通用被仰出候上ハ、金札ヲ以、当時通用致居候正金ニ引換候儀ハ堅ク停止タルベシ、尤為融通、釣銭等引換候儀ハ格別之事。

但、大札ヲ以小札ニ換、或ハ小札ヲ以大札ニ換、通用致候儀ハ可為勝手事。

右之趣堅ク可相守、万一心得違、金札ヲ正金ニ引換候者於有之ハ、取引人双方共、曲事タルベキ事。

佐多岬燈台建設

〔五・二、太政官日誌〕〔島津少将ヘ〕

今度燈明台為製造、御雇入之英吉利人ブラントン儀、ソンライス船ニ乗組、当月末横浜出帆、燈明台御取建之場所ヘ罷越、来月中旬頃佐多岬ヘ到着之都合ニ付、着船之上ハ、其筋役人罷出、諸事引合差支無之様可取計候。此段為心得兼而相達候事。

会計官の管轄範囲

〔五・八、太政官日誌〕　御沙汰書写

会　計　官

掌総判、租税、用度、秩禄、貢献、金銀、貨幣、倉庫、検地、営繕、鉱山等。

管一局、六司

造幣局　監督司　租税司

出納司　用度司　営繕司

鉱山司

条令

一、国家ノ財政治マラザル時ハ、知事、副知事其責ニ任ズ可シ。

一、節倹ハ財政ノ要義ニシテ、殊更方今ノ急務ナリ、叡旨ニ出ル事ト雖モ、忌諱ヲ憚ラズ諫争シ、力メテ省約ニ従フベシ。

一、諸官ノ経費並諸官員ノ月給、俸米、旅費等、都テ常額ヲ照シテ支給スベシ。

一、例外ノ出費ニ至テハ、軍用ノ急務等、既ニ決議ヲ経ル者ト雖モ、覆聞シテ止ムル事アルベシ。

一、各官府県共、例外金穀ニ係ル事件ハ、会計官承諾ノ上ナラデハ施行スル事ヲ許サズ。

一、各官並府県ヘ不時ニ属吏ヲ遣シ、以テ出納ヲ監視シ、簿書ヲ点検セシムベシ。

一、官中要務、刑法官、監察司ノ監察ヲ受ベシ。

一、租税章程ヲ創立シ、或ハ変更シ、或ハ例外一時増減スル事アル時ハ、上裁ヲ経ルニ非ザレバ、施行スル事ヲ得ズ。

一、府県ヨリ達出ル租税ノ休免、石高等、宜ク年ノ豊凶ヲ察シ、免除ノ事ヲ決スルヲ得ベシ。

一、検地ノ事、上裁ヲ経ルニ非ラザレバ、施行スベカラズ。

一、凡事ノ定則ナキ者ハ、法案ヲ作リ、上裁ヲ経ルニ非ザレバ、規則トスル事ヲ得ズ。

一、毎歳時日ヲ定メ、国債ノ多寡及前年ノ歳入歳費ヲ総計シ、計簿ヲ鏤鋟シ公示スベシ。

一、新旧貨幣並紙幣ノ増減等モ、亦銀行計簿ノ内ニ載ベシ。

右奉勅確定ス、屹度可相守者也。

五月　　輔相　實美

出板条令

〔五・一一、中外新聞〕「出板条例」

右一本は学校官にて印刷し頒与せらる。然れども尚普く世に知しめんが為に附載す。

一、出版の書は必著述者、出板人、売弘所の姓名住所等を記載すべし。〇たとへ一枚摺の品と雖も亦然。

此法則を犯すものは罰金を出すべし。

一、妄に教法を説き、人罪を誣告し、政務の機密を洩し、或は誹謗し、及び淫蕩を導く事を記載する者、軽重に随て罪を科す。

一、図書を出板する者は官より之を保護して専売の利を収しむ。

保護の年限はおほむね著述者の生涯中に限ると雖も、其親属これを保続せんとする者は聴す。

一、図書を出板するに先だちて、書名、著述者、出板人の姓名住所書中の大意等を具へ、学校へ出し、学校にて検印を押して彼に付す。此れ即ち免許状なり。此免許状を併せ刻すべし。

一、出板を願ふ者は、書面中幾月後刻成を待ちて其書を納むべき事を記し、若し刻成らざれば別に期を延ぶるを請ふ。

一、刻成るの後五部を学校に納むべし。

これ各所の書庫に頒つ為めなり。
一、官に告げずして書を出板する者並に之を売弘むる者あれば版木及び製本を没入す。
但し之を売て得る所の金も亦官に入る。
一、官許を受けずして偽て官許の名を冒す者は罰金を出さしむ。
但し未だ発兌せざる者と雖も亦然り。
一、重板の図書は板木製本尽く官に没入し、且罰金を出さしむ。これを売弘むる者亦同じ。
罰金の多少は著述者出板人の損害の多少に準ず。
但し罰金は即ち著述出板の本人へ附与する償金とす。
一、凡そ新に舶来の図書を翻刻する者は亦専売の利を収めしむ。
旧板漫滅するを見て再刻を願ふ者は磨滅の度に従て聴す。
一、凡そ著述及翻刻の図書双方よりして願ひ出るに於ては、譲り渡しを得て出板自在たるべし。
一、翻訳練兵書類は専ら新式を崇ぶを以て歳月の限あるべからず。且大図を縮小し小図を拓大にし、或は旧本に評注を加ふる等の如き、臨時に議して本人に害無き者は聴す。
一、凡そ活字にて出板する者亦此例に同じ。
一、凡そ図画肖像戯作等も亦之に准ず。

附　録

一、学校中出板取調局を設け、両黌の官員相集りて免許を与ふべきや否を議決す。
一、もし願書にても議決し難き者あれば、時として草稿を出さしむ。
一、学校知官事の許に一箇の印を蔵して免許の検印とす。
一、学校中に於て願済の書目を印行して書肆に付し、毎月或隔月嗣出して著述者の参照に便し、剽襲を防ぐ。
一、三都書肆中の人を選び、年行司を置て互に相議察せしむ。
一、出板の法を犯す者は所在裁判局に於て科断す。
旧例出板検査の法必其稿を呈して閲を受く副本を作り、遠地に送り時日を曠くし事機に後るゝの患ありて、文化を傷する事少きに非ず。本局命を蒙りて出板を監するを以て、議して此法を変じ、以て此患を除く。然りと雖も、厳に約束を為さずして妄に書を刊行して世人を惑はさば其害更に甚しからん。故に条例を頒ちて遵守する所を知らしむ。若し条例を犯す者は固より人々得て責る所の罪なり。

明治己巳之夏四月　　　　学校権判事　附識

書籍出板取調所設置　昌平開成両学校所管

〔五・一四、太政官日誌〕　御布告書写

書籍出板者是迄議政官ニ於テ改方相成候処、今度学校ニ於テ出板取調所被設候間、向後書籍出板致度者ハ、昌平、開成、両学校之内ヘ願出、官許ヲ可受候。仍而出板条例書相達候間、堅可相守事。
但、従来蔵板之図書、題号及著述者姓名官許年月等、行政官ヘ可届出旨相達置候処、未ダ届出ザル向ハ、東京ハ来ル六月中、遠国ハ十月迄之内、両学校ヘ可差出事。

明治二年

卿・諸侯の称を廃し華族と改む

〔六・一九、中外新聞〕 六月中旬御布告写

官武一途上下協力の思召を以て、自今卿諸侯の称被廃、改めて華族と可称旨被仰出候事。

但官位は是までの通たるべき事。

六月　　行政官

榎本釜次郎降服を申出づ

〔六・二四、明治新聞〕 五月十四日於箱館榎本釜次郎、松平太郎より高松陵雲、小野權之進へ降伏の義申越候書写

来書致拝見候、薩州池田次郎兵衛より諏訪恒吉へ談候義、御申越しの件々いさい承諾いたし候、因て衆議をつくし篤と熟案いたし候処、今さら別段申迄も無之、吾輩一同桑梓墳墓を去り、君親を乱し遠く北地に来り候訳は、先再三再四朝廷へ歎願いたし候通、蝦夷地の一分を賜り凍餓に迫る頑民の活計相立度、しかのみならず北門の守禦いたし度志願より他意無之候処、はからず語辞失体挙動不法のかどを以て天兵をくわへられ、至窮切迫のあまり是非なく兵戈を以て是迄の挙動に至る処、今にいたり過を悔ひ兵を休め、朝廷に従ひ可申旨、寛大の御処置謝する所をしらず、乍去吾輩品海開帆以来、もとより成敗には関係致さゞるの覚悟、たとひ一島に於て粉砕相成候とも、志願少しも貫徹致さず候ては外に致方無之、若し歎願のすじ勅許に相成、北地一分を下賜候様相成候はゞ、上は奉仰朝命を、下は北門の関鎖を守り、志力を出し天恩万分の一に可奉報様、一同へも篤と申さとし候上、吾輩両人義、干戈を動し候罪は、如何様の厳罰たりとも甘じて可奉従朝裁候、前文の次第弥以て御明恕無之ては、五稜郭並辨天台場其外出張の同盟一同、枕を共にして潔よく天裁に附可申候。右の段池田氏へ可然御申通有之度奉願候、以上。

五月十四日　　松平太郎
　　　　　　　榎本釜次郎

高松陵雲様
小野權之進様

当日病院に罷在候者ども篤と御取扱有之候趣承知いたし、御厚志の段ドクトルより宜しく御伝聞可被下候、且又別冊二本釜次郎和蘭留学中苦学いたし候海軍書、皇国無二の物に付、兵火に烏有と相成候儀痛惜いたし候間ドクトルより海軍アトミラルへ御送り可被下候。

高松は旧幕の医師にて榎本と共に脱走せしが、後に官軍に降り青森の病院に居候処、藩の参謀隊長池田次郎兵衛より陵雲を以て、榎本を説得せしめしよし。

諏訪恒吉は會津の士にて有名のものなり、脱走して箱館にいたる、其後手負ひて病院にありし処、藩の池田、諏訪高松の両人を諭して榎本へ申込せたるよし。

榎本より贈りたる書籍のあいさつとして、官軍より酒三斗金四十

両をおくられしと、平蜘の釜は日本無二の宝なりしを、敵の手に渡さん事をおしみて、打砕きたる松永久秀と榎本の振まひは、天地の相違なりと申あへるよし。

右は越前大野藩にて取あつかひし由、即ち其同藩よりの確報なり。

是より以前に辨天台場より大砲にて打出したる一首の詩あり。

人見勝太郎

幾万官兵海陸来。孤軍防戦骨成埋。百籌運尽至今日。好作五稜郭下苔。

右人見は元京都所司代附与力某の忰にて、新撰組頭取となり伏見にて戦ひ、其後會津に至り戦争に及び、終に仙台より乗船し箱館に至るといふ。

米澤浪士某両人、何方にて召捕られ候哉禁錮相成居候処、右両人の内一人は強勇にして五人力も有之よし、此者去る四月中、牢を打破り番人に手を負せ何方へか逃去しが、一人は先頃捕られ候処、かの強勇なるものは行方更に相分らず、種々探索に及びける処、南鍛冶町一丁目福井某といへる医師の方にかくれある事あらはれしかば右福井方へ本月十四日召捕として兵隊相向ひ候処、右の浪士見へざるゆへ、福井をはじめ家内の者まで残らず東京府へ連れ行、糺問致候処、かの者かくし置候義相違御座なく、二階天井の上にかくれ居候趣白状に及び候に付、直に人数相むかひ、二階天井の下より鎗にて突とふさんとせし処、右天井より血流れ出候に付、天井打破り見候へば、彼の者は最早自殺いたし居候よし、依て死骸引下し東京府へ持参致せしといふ。

駿州府中を 静岡 と改称
諸侯は其儘知事に　諸制度古名に復す

〔六・二九、中外新聞〕　此度大中小各藩の諸侯いづれも其藩の知事被仰付候。尤大藩を始めにて連日追々拝命あり。

駿州府中は称呼改まりて静岡となる。蓋し知府事と知藩事との称号混ぜざるが為めにや、又は府中の字音善からざるに依ての事にや長府對府の如きも定めて改称あるべし。

御制度追々御取調に相成り昔の職制に復し、神祇官、大政官を置かせられ、式部省、大藏省、兵部省、刑部省等皆古名に復し、只外國省の名のみは新に命ぜさせ玉ふ由。

蝦夷開拓総督　鍋島以下任命

〔六・一、開拓使日誌一〕

当官ヲ以蝦夷開拓総督被仰付候事。

議定　鍋島中納言

参与　大久保四位

会計官判事　島五位

軍務官判事　櫻井愼平

当官ヲ以蝦夷開拓御用掛被仰付候事。

松浦武四郎

佐原志賀之介

相良偆齋

蝦夷開拓御用掛被仰付候事。六月

開拓使総督を長官と改称
開拓志願受附る

〔七・一三、開拓使日誌〕

○七月十三日

鍋島従二位

開拓総督被仰付置候処、今度御改正ニ付開拓使長官ト被仰付、更ニ宣旨下賜候事。七月

鍋島従二位

任開拓使長官

○巳七月廿二日

蝦夷地開拓之儀、先般御下問モ有之候通ニ付、今後諸藩士族幷庶民ニ至迄、志願次第申出候ハヾ、相応之地処割渡開拓可被仰付候事。

七月　　太政官

チュヒス患者もゐる
―横浜病院の病人―

〔七・二〇、中外新聞〕　此病院は医師マイエル氏の掌る所にて、当一千八百六十九年第一月より第六月まで半年間の病人左表の如し。

総人数百四十八人、此内前年より当年へ掛りたる者十八人、全治せし者百〇五人、死せしもの十三人、全快に至らずして病院を出たる者十人、療治中にて第七月まで残りし者廿人、此内英人六十人、日本人十八人、支那人三人、其他外国人六十七人。

病症にてこれを分てば、チユヒス熱廿二人、タイホイド熱廿七人、神経熱二人、瘧三人、初めて伝染せし梅毒八人、経久梅毒廿四人、創傷七人、骨傷四人、挫傷一人、癲症其原因過量の酒を飲たるより起りし者四人、酒に因て起りし胃病一人、腸膜病一人、リウマチス八人、眼病一人、眼の挫傷二人、耳の炎症一人、股の骨衣痛一人、慢性睾丸炎症一人、痙攣症二人、尿道痛一人、脳髄拡張一人、脳髄動揺一人、痢病七人、気管枝の炎症三人、スクルビー七人、疥一人、胃腸病一人、肝瘍一人、ロート一人、癆瘵三人、ニイル（不詳）三人なり。

右の内死したる病人はタイヒユス六人、神経熱一人、梅毒一人、骨傷一人、癲症一人、脳髄拡張一人、癆瘵二人なり。

梅毒は何れも時月を経たるものにて一人は死したり。其余は吾が療法に依て思ひの外に速に治したり。初染梅毒の患者少き所以は、近来吉原にて娼妓の梅毒を改ること極めて厳重なるの効なり。

酒より起りし病症多くは焼酒類を過飲せし者なり。

チユヒス及タイホイドは多く船中にて煩ひ初めしものなり。又それより伝染せし者もあり。

邦人亜米利加に移住
スネルが開いた日本村……

〔七・二〇、中外新聞〕

日本人亜墨利加に移住の事。カリホルニヤ新聞紙に出づ。

スネル氏の開きし日本植民の地は、プラセルフイールを去ること四里半の処にして、爰に移住せし者は多く会津の人なり。此地桑及び茶を植るに甚適当の土地にて、大凡六百アクルの大さなり。一アクルは一間坪一千二百十個にあたる故に、六百アクルは我二百町余なり。

此地従来葡萄多く、他の樹木も有り、人家もあり、牛馬及び車等も既に備はり、水は殊に宜し。地税五千ドルなり。

スネル此地を名づけてワカマツと云ふ。日本人の家毎に桑と茶とを植ゑしめ、蚕を養ひて絲を取り且茶を製して売出すべき手続を定めたり。其他余りの土地には日本種の有益なる樹木、就中竹と漆樹を多く植ゑしむ。

竹は日用の器什細工物に用ひて極めて有益なる者なり。而て其筝の幼なる者は食してアスペルジに代ふべし。

桑は殊に此地に相当して甚よく繁茂すべし、茶は只其葉を用るのみならず、其実を搾りて油を得べし。唐国常用の油は是なり。

漆樹より漆の流れ出るを取るは恰も松樅よりテレピンテイナを取るが如し。漆樹の一種蠟を生ずるもの最も利益あり。（ハゼウルシを云ふ）

此外天生の桝樹多し。依て日本産の山まゆを養ひ試るに、亦巨大美麗の繭を得たり。

日本人は最好みて魚を食す故に魚を養ひ置く為めに池を掘り、沙と石灰とを合して之を塗たり。

米は日本人の食する程を耕作するも亦難からず。

スネル氏の妻は日本の婦人にして能く他の婦女の世話をなしたり

英国王子来朝参内の盛儀

〔八・一二、明治新聞〕　英国王子七月廿五日東京延遼館（濱御殿をいふ）へ着、王子の供にて来れる士官は十二人なり。

ミツトホール、アダムスは高輪より横浜へ迎ひに出、王子に随従して来る、シイホルは延遼館へ出張なり、同廿八日午半刻英王子参内なり、前導に烏帽子直垂の騎馬一騎、其次阿州兵隊二小隊、其次別手組騎馬にて五十騎、其間に衣冠束帯の官員四五人、右は櫻田、中井、井關、寺島等なるべし、兵部省官員一人騎馬なり、其次英人赤色の服にて二小隊、次に英国王子の馬車なり、車中の前に英人二人、其うしろに英の士官又は公使の中かと思ふ者二人、其後ろに英王子と大原御束帯にて同車なり、又馬車一つ此内にも士官と覚しき者二人乗組たり、続て官員一騎又其次に英騎兵五十人、尤も五人づつ一行にて何れも抜劍を携へ、頭に赤色の冠をかぶれり、次に外国方歩行の士五十人ばかり、此間に英士官二騎、次に一橋兵隊二小隊白服なり、終て英士官と覚しき者十四五人、其外歩兵騎兵なり、帰路同断、帰館ありて少しくすぎ、仁和寺宮労問有之候より。

同廿九日赤坂紀州邸にて、英王子へ馳走の能興行有之番組左之通。

弓八幡、羽衣、小鍛冶、経政。

狂言、墨塗、太刀奪。

右の如くにて饗応は日本料理なり、尤も八百善の仕出しにて弘大なる馳走なり、其入費五百金余の由、（献立書有之ども之を略す）

槍術、剣術、駄毬、角力、太神楽、手品、軽業、力持。
右等も見物為致候つもりに有之しょし。
八月一日、延遼館に於て角力有之。

蝦夷を北海道と改称さる

〔八・一五、太政官日誌〕 御布告書写
蝦夷地自今北海道ト被称、十一箇国ニ分割、国名、郡名等、別紙之通被仰出候事。
北海道　十一ケ国＝渡島国　後志国　石狩国　天塩国　北見国
膽振国　日高国　十勝国　釧路国　根室国　千島国

待詔院下局の事務を集議院に移し 言路洞開の道を更に徹底

〔八・一九、太政官日誌〕 待詔院下局之儀ハ、天下之材能ヲ待セラル、所ニシテ、言路洞開、上下壅塞之弊ナク、草莽卑賤ニ至ル迄、各抱負ヲ尽サセ、其所長ヲ御採用可被為在御趣意ヲ以テ被設置候処、今度御詮議ニヨリ、集議院中ニ於テ、是迄待詔院下局ニテ取扱候御用等裁判可致旨、被仰付候間、此旨可相心得候事。

集議院規則

一、集議院中別ニ一局ヲ設ケ、天下之進言献策有用之材ヲ総ベ寄宿セシメ、其徳行才能ヲ考試スベキ事。
一、諸藩士及農工商共、待詔出仕可被仰付者ハ、一応議院之考試ヲ経テ任用スベキ事。
但、人物ニヨリ特命之撰挙ハ此限ニ非ズ。
一、議院ニ関係之議事アル節ハ、長官、次官、判官、正権トモ太政官ニ参預可致事。
一、議員中ヨリ幹事十二名ヲ公撰シ、正権判官ニ準ジ可相勤事。
但、権判官之次席タルベク候。
一、議員中ヨリ名指シ撰挙有之節ハ、議院ニ於テ、長官、次官、正権判官、幹事等、其材能可否ヲ熟議之上可申出事。
但、任用之官等職務トモ前以内諭可有之事。
一、議員中名指ナク挙任被仰出候節ハ、長官、次官、正権判官、幹事等二名ヲ撰定シテ可伺出事。
一、議員中ヨリ撰挙之節ハ、奏任以上ニ可相任事。

○

建言之輩、是迄待詔院へ罷出候処、自今集議院へ参上可致事。

淫雨長く歇まず 国内大不作 畏し節倹救恤の詔書を賜ふ

〔八・二五、太政官日誌〕 詔書写
朕登祚以降、海内多難、億兆未ダ綏寧セズ、加之今歳淫雨農ヲ害シ、民将ニ生ヲ遂ル所ナカラントス、朕深怵惕ス、依而躬ラ節倹スル所有テ以テ救恤ニ充ントス、主者施行セヨ。

御布告書写

詔書被仰出候通、兵馬之後、庶民未ダ安堵ニ至ラザル折柄、当年諸道不作、物価日増ニ騰貴、無告之窮民ハ勿論一同之難渋差迫リ、

殊更東京ハ近来衰微之砌、人口ハ従前之通莫大ニテ遊民最多ク、漸次産業ニ基クベキ、御施法モ未ダ行届カセラレザル中、今日ノ姿ニ相成、且又京都ニ於テハ、即今御留守ト相成、自然職業ヲ失ヒ、困窮ニ立至リ候者モ不少、全ク時勢之変遷、無拠次第トハ申ナガラ必至難渋、彼是以テ深被為悩宸襟、格別之御節倹被遊、既ニ舗饌供給ヲモ御減少被為在、窮民御扶助被遊候。就而ハ於諸官モ、官禄之内ヲ以テ、救恤ニ被充候様願出候段、神妙之儀ニ被聞食候、右ハ御不本意ニ被為在候得共、願之趣、至誠貫通セザルモ御残念ニ被思食、当年之所夫々減少、返上之儀御許容相成、両京救荒ニ可宛行旨御沙汰候事。

但、救荒ハ一時之変ニ処スル事ニテ、総而遊手徒食之者無之様仕法立、最可為急務事。

天晴れエンサイクロペヂヤ

漢字廃止の実行者瑞穂屋卯三郎

〔八・二六、中外新聞〕紀州産石炭鑒定の説（瑞穂屋卯三郎）

過日宇都宮大人を訪ひしに、大人黒く光ある炭の如き物を示して曰、是は紀州より出るものなり。常にたけども焚えず、焚えても烟無し。因て俗にけむなしいしずみと云ふ由なりとて見せられたれども、吾も其学を務めしにも非ればたゞ見捨て帰りしが、さりとてかゝる時の為にもとて往年佛朗西(フランス)より求め来つる砿石(ミネラル)の見本あれば、其箱を開き見るに、其中にあんたらしとといふ物あり。さもよく似たればこれをすこし砕きて焚やし見るに、烟無くいさゝか石炭のにほひ有り。全く宇都宮大人の見せたるものに疑ひ無し。因て亞(ア)墨利加(メリカ)板のえんさいくるぺぢやといふ書を披(ヒラ)けば、

あんたらしいとはぎりしやのあんたらくす　すなはち　すみ　といふ　ことば　より　いでたり。これ　は　すみ　の　うまれだちなる　やまいろ　ものにて、すみね(炭素)　と　わづか　の　みづね(水素)をふくむ。いろ　くろく、ほろ〳〵と　かけて　やや　かねの　ごとき　ひかりあり。よりて　かゞやきずみ(グランコール)　また　ひかりずみ　とも　いふ。しづかに　もえて　けぶり　なし。よりてまた　めくらずみ(ブラインドコール)　とも　いふ。やまし　は　これ　を　つねの　いしずみ　の　きくさ(植物)　を　たね　と　して　なりたつ　かみわざ　の　あまり　の　やけがら　と　す。さて　これ　をいしずみがら(コオク)　の　ごとく　たきもちふ。これ　は　いるらんど・に　おほく、また　えぎりす　すことらんど　ならび　に　えうろぱ　の　ひがし　の　いしずみばら　にも　いづる。あめりかには　いと　おほく　いづる　なり。

この　あんたらしいと　は　くろく　ひかりて　もろく、もえがたく、けぶり　なく、わづかに　あをき　ほのほ　ある　のみ。さりながら　ひ　の　いきほひ　は　いと　つよくして　ほくず(硫黄)の　け　なし。ゆゑに　じようきしや　など　の　かまには　もつとも　よろし。しろきはひ　を　のこす　もの　を　よし　とす。

卯三郎はかねてより仮名のみを用ひて書を著し、西洋文を訳するにも漢字を仮ること無らんとの説あり。即ち此訳文の如きも其一例なり。

位階官等制定さる

希望によっては米で月俸支給

〔八・二六、中外新聞〕 官位職制追々御定めに成り、位階は正一位より従九位まで、九位の下に大初位少初位あり、通計廿階なり。古は従八位の下に初位を置かせられて正九位従九位の二階無く、且正四位より以下は各々上下の称ありしが、今は上下の称を廃せられたり。

但し四位以上は勅任、五位六位は奏任、七位以下は判位の官なり。

此位階と官職との相当表は既に官板にて彫刻あり。近日御公布に成るべければ爰に記さず。只大蔵省より出たる官禄定則の大略を抄録す。

等	禄	等	禄
第一等	現米千二百石		
第二等	千石		
三等	七百石	四等	六百石
五等	五百石	六等	四百二十石
七等	三百四十石	八等	二百七十石
九等	二百石	十等	百三十石
十一等	八十五石	十二等	六十七石
十三等	五十石	十四等	三十三石
十五等	二十六石		
十六等は更に三等に分つ			
十六等の一	二十石	十六等の二	十五石
十六等の三	十二石		

使部仕丁は十六等の二を以て賜はり、等外の禄は十石及び七石と定む。

右官禄は一ヶ年の月数に割合、隔月に二ヶ月分づゝ渡さるべし。

但し前月の平均相場を以て金渡しに成る。たとへば一ヶ年千二百石の割なれば二ヶ月分現米二百石、此代金一石八両の相場なれば千六百両にあたり、一石十両の相場なれば二千両にあたる。他は准じて知るべし。

米を願ふ人は渡り日より十日前に申出づれば、第六等以上は四分の一、第七等より十等までは三分の一、第十一等以下は半数を賜はるべし。

遠国在勤或は府県に於ても金渡しの例右に同じ。

准ずるの官禄は本官四分の三、心得勤は三分の二、試補は半数、出仕官禄は諸官共に其下等を以て賜はるべし。

右当八月御定の大略なり。

世界の最大工事蘇西運河開通

米大陸貫通鉄道と共に日本への影響絶大

〔九・上旬、もしほ草三九〕 本年世界において、称讃すべきの壮観は、匠作の大業を成就せし第二件事あり。右は実に驚駭して、各位これを祝賀して可なるべし。彼の亜米利加の鉄路成就して、三千五百里の間に、線通ずるの便易を得ると、彼の麥西(エジプト)に於て、蘇西(スエズ)の海峡遂に疏通して、亜弗利加、鷗羅巴を幷せて、一ならしめしとに

あり。

○一千八百四十九年の頃かとよ、佛帝那波倫の后妃の甥なる、レセツプスル君、独座吹烟の折柄、商物輸送の為、数多の駱駝を用ひて彼沙漠の平処を行々然として行き過ぎしを見て、因てレセップス君の自ら考るに、地紅両海を弁一するために、彼の江溝を疏鑿して、舟揖の利を広めずんば、有べからざる事を発明せり。其後麥西の政府に於て、衆庶に免許をあたへ、一千八百五十四年に於て、会社を組立て、一人の出銀百元として、相積んで五億元の元金を寄進せり。

○大抵疏通の約定は、九十九年にして成るべしと也。而して麥西の政府に於ては、疏通の年々の儲金百分の十五を取り、総而会社の衆人は平均に其余金を取り、而して右の江溝は、尽く麥西に属すべく規定せしとなん。

○麥西の国王の考には、二千年間には、此江溝の設けにより、紅地両海を幷せて一葦航すべきの便に及ばしめんと、深慮黙計せり。此に於て、最初疏通の手段は始しなれども、然かも金高相嵩みしと、工職の練熟少きとに由て、大に十分なる仕事のなす事叶はず。加之さかまく沙漠に漂蕩られ、少しは手始なす迚も、忽ち明日は一口に沙に埋まれ、遂に其功を果す能はずして有し処、時しも仏帝那波倫、兵隊を引連れ、此地を過ぎし頃、帝これを見て、彼職人に仰せて、是非に此江溝を疏鑿せよ、との命ありけれども、彼職人答へていふには、所詮成功覚束なく候。そも如何となれば、彼紅海は地中海に比較すれば、海水の高さ二十フート（一フートは日本一尺に均し）の差あれば、迚も水勢の疏通すべき様なし、とぞ言ひあひける。夫よりして、或は流金の熱さに堪かね仕事もなし難く、或は沙礫面を打つの苦しさにて、工職なしがたしと、紛論決し難き折から、思はず数ケ月を送りし間、鴎洲人睖と開鑿の功なるべしとの企ありて、至妙の方法を以て殆ど疏通の功を奏し、初めて蒸気船一隻、此江溝を経過せり。而して此江溝は長さ九十九里にして、地峡の両岸は九十六フートなり。而して江溝の幅サ百九十七フートにして、水底は二十九フートに入れば、其大船を浮る事自在なるべし。

○鑿通を遂げし入費を算するに、既に八億元を耗せり。

○此江溝の両岸は、砂漠より通路の為に、片石を取集めて築き立しなれば、其堅牢なる事、美嘉毛石も及ばずして、実に年久しく立といへども、水損等にて片欠せざるべし。当時紅地両海の、水面の差を考るに、十四インチ（一インチ三分なり）なり。在昔側地家の算計せし如く、二十フートの大差にはあらざるなり。

○此江溝を算するに、支那英吉利の間、凡六千里（一里半は日本の一里にあたる）の間隔を保つなるべし。三千世界に於て、何処にても此江溝の成功によって、麥西の政府に至大なる称誉を与るなるべし。且又此入費若干なるにより、以来は大利益を、此政府に網尽すべし。

○此挙は佛蘭西と英吉利との、嫉忌に関係する成ば、英国政府に於は、此仕組の助けをなさゞりしとぞ。

窮乏訴ふるに道なく

已むを得ず贋金を私鋳

——鹿児島藩罪状を告白——

〔九・一七、中外新聞〕　鹿児島藩の願書

頃日伝承仕候処、贋金天下に布満し、万民これが為に一方ならず困苦を蒙り、剰へ外国人より種々御難題申立、於朝廷必至御配慮被為在候趣奉恐縮候、然るに内実は当藩において鋳造仕候儀相違無御座候、抑通寳私鋳の禁は不易の大法にして、犯すべからざるは必然に候処、旧幕府の政、名分紊乱し、道の以て履む可き無く、法の以て取るべき無く、終に干戈を開き、復古の今日に至らせられ候程の形体に有之、具に既往の次第申上候へば、一図に皇国恢復の表目上よりして、闔国独立割拠の断決に及び専行仕候、畢竟東西奔命の疲労莫大にて、財尽き途窮り百方訴ふる所を知らず、所謂大行細謹の格言も有之、実に前後不得止の至情にて、天地無愧の心底に候へ共、大権帰朝、信賞必罰、名正言順の時に当り、殊に前条一大事の御国害を醸し候に付ては大罪遁るべからず、畏縮の仕合に御座候間、此上は明白に情状を陳述し、天裁を仰ぎ奉るの外無御座候旨、今般申進候趣に御座候に付、速に御評議被為在、御所置被成下候様奉願候、此段申上候、以上。八月廿四日　鹿児島藩公用人　姓名　〔辨官宛〕

優諚三條岩倉両卿へ下る

〔九・二六、太政官日誌〕

○三條公へ

汝實美、皇道ノ衰運ニ際シ、夙ニ恢復ノ業ヲ期ス。竟ニ躬天下ノ重ヲ係ケ、出テハ則鎮将入テハ則輔相、能中興ノ業ヲ成ス。洵ニ国ノ柱石、朕ノ股肱、朕切ニ厥偉勲ヲ嘉ミス、乃チ賞賜シテ厥労ニ酬ユ、吁将来輔導益望ムコトアリ、汝實美其懋哉。

○岩倉公へ

汝具視、皇道ノ衰ヲ憂ヒ、大ニ恢復ノ志ヲ抱ク、竟ニ太政復古ノ基業ヲ輔ケ、躬ヲ以テ天下ノ重ニ任シ、夙夜励精、規画図治、以テ中興ノ業ヲ成ス、洵ニ国ノ柱石、朕ノ股肱、朕切ニ厥偉勲ヲ嘉ミス、乃チ賞賜シテ厥労ニ酬ユ、吁将来輔導益望ム事アリ、汝具視其懋哉。

アイヌ土人と協和し樺太魯人に心用ひよ

〔九・一、開拓使日誌四〕　開拓使

一、北海道ハ皇国之北門最要衝之地ナリ、今般開拓被仰付候ニ付テハ、深ク聖旨ヲ奉体シ、撫育之道ヲ尽シ、教化ヲ広メ、風俗ヲ敦ス可キヿ。

一、内地人民漸次帰住ニ付、土人ト協和、生業蕃殖候様開化心ヲ尽ス可キヿ。

一、樺太ハ魯人雑居之地ニ付、専ラ礼節ヲ主トシ、条理ヲ尽シ、軽卒之振舞曲ヲ我ニ取ルノ事アル可ラズ、自然渠ヨリ暴慢非義ヲ加ル事アルトモ、一人一己ノ挙動アル可カラズ、必ズ全対決議之上是非曲直ヲ正シ、渠ノ領事官ト談判可致、其上猶忍ブ可カラザル儀ハ、

廷議ヲ経、全国之力ヲ以テ相応ズベキ事ニ付、平然小事ヲ忍ンデ大謀ヲ誤マラザル様心ヲ尽スベキ事。

一、殊方新造之国、官員協和戮力ニ非ザレバ、遠大之業決シテ成功スベカラザルヿニ付、上下高卑ヲ論ゼズ、毎事己ヲ推シ誠ヲ披キ、以テ従事決シテ面従腹非之議アル可カラザルヿ。九月　右大臣

大政復古の恩賞

〔一〇・一九、中外新聞〕大政復古有功の賞典を行はせられし事。

五千石　三條殿　同　岩倉殿
千五百石　中山殿　同　中御門殿
千石　正親町三條殿　同　東久世殿
八百石　澤殿　従一位　尾州老公
正二位　五千石　土州老公　同　因州公
同　淺野公　同　越前老公
正三位　西郷吉之助
千八百石従三位　木戸準一郎　同　従三位　大久保市藏
千石　小松帯刀　同　後藤象次郎
同　岩下佐次右衛門
五百石　正五位　成瀬隼人正
四百石　田宮如雲　同　中根雪江
同　福岡藤次　同　辻將曹
金千両　田中五位
金五百両　神山四位

右伝聞に任せて記す。故に次第不同なり。尚脱漏もあるべし。

露国人樺太に上陸暴行

〔一〇・一九、中外新聞〕カラフトよりの書翰の写

六月廿四日午後二字、魯艦一隻ハツコドマリ（久春古丹近傍）へ来り、其地我国詰合役人の応接を待たず種々暴行いたし追々上陸、即日より家作取建、已に此頃は大小十軒余に及べり。其より三四里四方程の地は所々へ小屋掛いたし候。

右人員

トウブツ　三百人　チベシヤニ　二十人
ハツコドマリ　百七八十人　ホロアントマリ　二十人
チナイボ　二三十人　久春内　三百人

此外、シントコ、ロモウ、シツカ川等迄も来り候由なれども、人数詳ならず云々。

英吉利大字典発行

〔一一・八、中外新聞〕昔し蘭学の始めて行はるゝや、世の字書無きを以て学者之を困苦せしに、和蘭字彙出てより、大に学者の労を省き初進の助力となれり。今や英学漸く開け、全国を挙て英書を講ずるもの日に盛んなり。而るに英学の字書に於ては、却て和蘭字彙の如く全備したる者無く、学者をして常に遺憾を懐かしむるは、是れ今日の欠典にあらずや。然れども全備したる字書を編成するときは、飜訳校合より板行に至るまで、その事甚だ煩しく、其費はなはだ夥く、一個の大業なるを以て、更に之を企つる者無し。今吾社

中大に奮発して其労費を厭はず此書を成し、英吉利大字典と名け板行して以て学者の補益となさんとす。之を座右に備へ披閲に便ならしめんが為に、精巧なる細字の活版を以て之を刷し、体裁及び装本は和英語林集成の如く、都て洋製に倣ひ全部となし、其価は今より定むべからずと雖も、金拾余両の外に出でざるべし。凡そ活版は定員若干を刷すれば、直に之を頒与するを以て、世の学者之を求めんと欲する者は、預め入用部数並に本人の姓名を識して社中に投ぜらる可し。然らざれば此書を求むるを得ず。全部発兌明年十月を期す。因て此事を書して学者に布告する事然り。

明治二年己巳十月　　北門社長　山東一郎謹て白す

府藩県で勝手に楮幣製造相成らぬ

〔一二・五、太政官日誌〕御布告書写

先般御布告有之候通、追テ新貨幣御鋳造、御国内金銀貨幣御改正昨年御施行之楮幣ハ、追々御引替可相成儀ニ付、諸藩ニ於テ、旧幕府ヨリ許可ヲ受、従前製造之楮幣、以来其数ヲ増益致シ候儀、厳禁被仰出候間、是迄製造惣高調、来午ノ二月中迄ニ、大蔵省へ可届出候。且御一新後、府藩県ニ於テ、楮幣製造之向ハ、以来通用停止被仰出候間、此段相達候事。

但、製造無之府藩県ハ、其趣早々同省へ可届出事。

大学南校・大学東校

〔一二・一七、太政官日誌〕御沙汰書写

〔大学校へ〕自今大学校ヲ大学ト改称、開成所ヲ大学南校、醫学校ヲ大学東校ト可称事。

小学教育を施行せよ

〔一二・一八、太政官日誌〕〔東京府へ〕今般大学句読所被止候ニ付テハ、其府ニ於テ小学教育之道、施行可致候事。

但、従来之句読所、其儘引移之儀ハ、大学商議之上、取扱可申事。

義公・烈公へ御贈位

〔一二・二〇、太政官日誌〕御沙汰書写

徳川従四位昭武

其先贈二位中納言光圀、兵革始息文教未明之時ニ方リ、首ニ尊王之大義ヲ唱ヘ、君臣ノ名分ヲ正シ、殊ニ心ヲ修史ニ尽シ、以テ千古之廃典ヲ興ス、其功績深ク御追感被為遊、依之贈従一位宣下候事。

○　徳川従四位昭武

祖父従二位大納言齊昭、祖先光圀之遺旨ヲ継ギ、専ラ心ヲ皇室ニ存シ、内ハ綱紀之衰頽ヲ憂ヒ、外ハ辺備之怠弛ヲ患ヒ、自ラ奮テ国家ヲ維持セントス。其忠志深ク御追感被為遊、依之贈従一位宣下候事。

宣下状写

贈従一位　　贈従二位源朝臣光圀

明治二年己巳十二月廿日

○

贈従一位　　贈従二位源朝臣齊昭

明治二年己巳十二月廿日

明治三年

（一八七〇年）

明治三年

外務省で定められた 外国官名訳例

〔一・一、外務省日誌〕 外国官名訳例。

特命全権公使　アムバサドル
特派全権公使　ヱンウヲイ、ヱキスタラ、オルヂナレイ、ヱン、ミニストル、プレニポテンチヤリ
全権公使　ミニストル、プレニポテンチヤリイ
辨理公使　ミニストル、レシデント
代理公使　チヤージ、ダ、ヱツフエール
総領事　コンシユル、ゼネラール
代辨総領事　アクチング、コンシユル、ゼネラール
領事　コンシユル
代辨領事　アクチング、コンシユル
副領事　ワイス、コンシユル
代辨副領事　アクチング、ワイス、コンシユル
領事代　コンシユラル、ヱゼント
書史　セクレタリイ
大日本事務書史　ジヤパニース、セクレタリイ
書記　チヤンセロル
訳司　イントルプレール

明治三年庚午十二月　外務省文書司

テレガラフ由来

——駕籠よりも電信が早い——

〔一・一三、もしほ草〕 爰に日本の諸人東海道を旅行せしに、一丈五六尺ばかり地をはなれて、すべて障碍を除るため、棒の上に引渡せし伝信機(テレガラフ)の線を見出せり。各々におゐてはこは如何用達ものやと驚嘆せり。扨又右を委敷解明さん、先づアメリカに於てフランクリンと呼びなせし人、最初に潑墨ながす、かんだち雲のあはいより、電光のさしくる、ありさまによりて発明せり。其他モルスと名付し人其後に針金の設けによりて、流動を遠隔せし場所に送り込む事の器械を発明せり。右に付往復は多分に出来るべし。ある仕事に巧者なる人の仕方を以て、一時間に二千言を送る事相叶ふべし。

○近頃開化文明の人民は、尽くテレガラフを用ひたり。如何んとなれば右は手紙を送るより、手軽にして迅速なるを以てなり。

○若右の設けあれば、ある一人役人となりて、箱館又は長崎の裁判所にゆかんとする時、いまだ右便船の出帆なさゞる前、既にテレガラフにて、かの役人は、先きの同役よりの返答を速に落手するを得べし。

○若もテレガラフの設け、一般に日本へ流行すれば、其便益多分にして、昔し驚きし郵夫幷駕等も、更にはやしとするにたらざるべしと思はる。

海外旅行規則発布さる

〔一・一三、もしほ草〕今度日本政府に於て、諸人外国行をなさんとする者には、免許状幷御教書を賜ることを発行されし、そは次ぎの条例を見て知るべし。就ては吾等もこの条款を見て、政府の最も教化政令に急にして、卓然たる不羈の見識を立られしを大に喜んでいゝたゝへたり。

○日本人外国に旅行する一条については、実に日本の損害にあらざるべしと余は思へり。政府幷全国に取て、大に利益を得る事少からず、如何んとなれば数人外国行をなし、又家に帰る砌は世界の学業、芸術を得て、直にこれを近在(あたり)に施しなば、その外国行を成せし光は一般に世界に投打如くなるべし。 (中略)

○こゝに日本諸人に告ぐる事あり。親と疎とは毫厘の間にして、千里を謬るに至るものにて、諸人におゐて無心置、外国人に接待するより、大に海外におゐて得がたき新友を沢山に得べし。若も諸人に於て心にわだかまりを持ち、種々の談話に向て故障をいゝ立るあらば、そは外国を待ずして禍も国中より起るなるべし。故に開化文明の国は治平を助る多くの良友を得、鎖国の風習ある土地には、忽に争乱起るは必然の理なり。故に国を窺ふ敵は親と疎との間より生ず、慎まざるべけんや。〔免状略〕

規　則

一、各国御条約書中に有之候条々は、一々相心得可申候事。

一、何事によらず、皇国之御為と可相成筋見聞之節は、精々心を用ひ穿鑿を遂げ候上、書面を以て外国官又は神奈川、大坂、兵庫、長崎、新潟、箱館之内、外国掛御役所え飛脚便之節可申越、若又書通不便之節は帰国之上可申出事。

一、銘々父母之邦をはなれ外国へ罷越候儀に付、各覚悟可有之儀に候得共、一身之慎方は不及申、聊之事なり共御国の御外聞不相成様心懸け可申、且引当無之外国人より借財之儀決而不相成、万一旅費其外差支、無余儀外国に於て借財いたし候はゞ帰国之節迄に何様にもいたし償戻、決而不義理之事仕間敷、若又引負等いたし其儘逃れ帰り、追而相顕るゝに於ては、当人は勿論主家一類迄、其時誼により急度御咎之上、償戻之義可被仰渡事。

一、海外旅行中、御国人に出会候はゞ、仮令不相知ものに候とも互に相親み、其もの不心得之事有之候はゞ異見さし加へ、或は病気等艱苦之体見捨兼候はゞ、可成丈扶助いたし遣可申候事。

一、外国人え対し恨を含候事有之候とも可成堪忍いたし、不得止節は其土地の役所へ訴立、静かに筋合糺しもらひ可申、何程忿怒に堪へざる事也とて、決而外国人を殺害いたし、又は為疵負抔之挙動致間敷事。

一、御渡之御印章は大切に取扱、帰国之上可奉返納、尤当御役所に不限、前書何れ之港にても帰着之都合次第、相納候て不苦候事。

一、他国の人別に加はり候事、幷宗門相改候儀堅く御制禁之事。

一、年限之儀は別段御定無之候得共、凡十ヶ年は御許容可被下候事。

一、年限相立、無滞帰国之上は、旅行中之始末委細に可申上候事。

右之通申渡候条堅相守可申事。

明治二年巳　月　日　　役所㊞

ハルリスのお蔭で　阿片から救はれた日本

〔一・一三、もしほ草〕　支那国風聞。支那国におゐて、昨年（一千八百六十九年のこと也）の出入高を算計せし報告を得たり。凡そインデアより鴉片の輸入高八万八千百四十八箱にして、其価六千四百五十万ドルラルなり。しかして茶の輸出高百拾弐万弐千斤にして、其価三千五百万ドルラルなり。絹の輸出高七千万ドルラル程あり、右を併せてアヘンの価ひよりは六百万ドル程余計なり。実にこれは支那の交易に取て、不幸なる事といはん歟、如何となれば、茶并絹は支那に取りて重立たる年々の産物にして、此の上へなき大切の商物なり。然るにこれを以て、かの茶及絹製造の景気を破壊（こわす）アヘンの如き、無用の長物と交易せしは、果して如何んぞや。

○支那の人民は、政府の目を忍んで、右の品を愛すれども、かのアヘンは外国の田舎におゐては、沢山に出来るものなり。

○アヘンを用るもの、支那におゐては限量すべからず。且又若もこれを一度用る時は、其側をはなるるあたはず、遂にはこれより貧乏の種を蒔、或は病気となり、或は身体を衰弱せしめ、末には死に赴くにおよぶ。

○此時に当て、たとへ支那人大利益を得るといへども前文の訳けよりして遂に交易并利益の根元を溶解するに至りたり。支那と外国との交易の高大なる景気におよぶ成果（なりはて）こそ、実にわれらにおゐて疑はしけれ。

○外国人に属せし支那人を嫌ふ訳は、委細に書載して、アヘンは至て支那国に景気好きよふ、外国人にいゝふらし、又外国人の名をかりて、それに依頼して、悪敷不幸なる事を醸成し、或は又外国人はすべてわれわれの悲嘆をさし起す様、彼此と苦み、天性を忍んで同国人に語ることあるに至る。

○かくアヘンを用ゆる事甚しければ、今に凶年飢歳になりて、戦争の有様に心を寒ふすべし。しかし今日に至りてはアヘン烟の禁制は、所詮卓然たる豪傑出るともこれを行ふ事叶ふまじ、遂には人民富豪のものも箸も持たざる乞食と相成べきは、顕然たることなりけり。

○爰に日本国にとりて、幸ひ中の幸ひなり。十有余年前、我亜国初めて此地に渡来し、それよりしてハルリス君の手にて、双方の協議を尽し、条約最初に取結ばれたり。かのハルリス君には、いとかしこくもインデアのアヘンを此国に輸入することは堅く断りたしと、外国人に布告せしかば、今日迄此地にこの憂へなし。若も他国人アメリカに先達而、日本国と条約取締に相成しならば、かれ等は此地に無用のアヘンを十分に輸入するに至るべしと思われたり。

米佛人　北海道に著目す

〔三・一、外務省日誌〕　三月朔日、洋暦一千八百七十年第四月一日、米利堅佛蘭西両国士官ノ来翰

此程蝦夷島測量目論見書一通、拙者共ヨリ北海道開拓長官閣下へ差出候処、拙者共見込ノ趣長官閣下ニ於テモ御同意ノ旨ニテ、右ヲ天皇陛下政府へ差出候様被申聞候ニ付早速閣下ノ手ヲ経テ右見込ノ趣申上候。抑蝦夷島肝要ノ儀ハ申上候迄モ無之、同島ハ大国ニテ鉱山農産并魚漁数多ノ土地ニ候へ共今僅ニ開ケ、殊ニ魯西亜国領并朝

鮮国ノ近隣ナレバ追日海陸軍攻守ノタメ肝要ノ場所ト相成可申、依テ同島海岸幷港内其外警衛ヲ備フベキ場所等ノ測量或ハ其鉱山幷外産物ヲ開カン事最モ肝要タル旨拙者共謹テ貴政府へ致忠告候。且方今蝦夷島東西北海岸ノ景況ヲ諸人不案内ナルヲ以テ其海岸ニ近寄ル船大ニ危難ナルコハ既ニ数艘ノ破船ニテ明亮ニ有之、加之内地ノ通路モ充分出来ザルヲ以テ兵ヲ備フベキ場所等モ知ザル由承リ候。但シ武備ヲ為スベキ国ニテハ平常其国ヲ巨細ニ測量スル事第一ノ要務ニテ、之ヲ量リ知ザレバ海陸軍ノ備アルトモ格別ノ功ヲ奏シ不申候。

一、蝦夷島海岸幷港内測量其外鉱山産物等篤ト鑒定可仕為メ、拙者共ヲ御採用被下度、閣下ノ手ヲ経テ謹テ貴政府へ奉願候。

一、島中ニ未ダ開ケザル金銀銅鉄幷石炭山数多有之由致伝聞候、右ノ出産高ヲ熟知スル事貴政府ノ為肝要ニテ、拙者共申立ノ通此等ノ事聊ノ入費ニテ取調出来可申候。尤拙者共老練或ハ才能ノ事ニ付、閣下又ハ貴政府ニテ尚御聞糺被成度儀有之候ハバ、委細ノ儀ハ亜墨利加幷法蘭西両国公使へ御聞合被下候ハバ相分リ申候。貴政府ノ御見込モ可有之候間何事モ命ノ如ク致シ度存念ニ付、閣下御都合宜敷折御面会御許シ被下度、其砌拙者共見込ノ趣委細弁明可致候、謹言。

千八百七十年第四月一日

在東京　米利堅合衆国、其国海軍士官幷測量方
ワルトン・ギリンネル

同鉱山師
リウルモウル

佛蘭西国　大砲方士官幷陸軍　建築方　アントアン

澤　卿　閣下

シーボルト遺品 日本へ寄贈

〔四・二〇、外務省日誌〕　大貌列顛国訳詞ノ来翰

以書翰致啓上候、然バ閣下御賢知ノ通私亡父シーボルト儀凡五十ケ年前貴国滞留中万緒御高庇ヲ蒙リ深謝不知所述候。其砌同人微力ヲ以テ医術其他洋学ノ大概ヲ伝習致シ、且貴国文学ヲモ聊毫末ヲ学ビ得、本国へ帰帆ノ後、欧羅巴洲ニテ始テ貴国文運ノ盛大ナルヲ了解シ、将又貴国ニ於テモ漸ク文華開盛ニ赴候事伝承仕居、又十ケ年前再度渡来ノ砌ニモ貴国へ洋学ノ道相立、物故及ビ候。然ル処其以前ヨリ追々取集置候書籍等満笈提携致シ置候。則其巻数大凡一千二百部、其他貴国柯太朝鮮、或ハ貴国近海ノ絵図八十余種、巨細ノ章程ハ別紙横文一通、和文覚書一綴ニ掲載致シ置候。右書籍類今般崎陽ヨリ取寄候処、従来右書類ヲ亡父遺シ置候主意ハ、貴国人民ヲシテ洋学ヲ講究セシメ文明開化ニ赴カシメ、文事ヲ以テ貴国ノ権ヲ強大ナラシメン事ヲ希望致シ居候事ニ有之、依テ私儀モ兼テ亡父ノ遺志ヲ継、貴国ニ文事ヲ開度胸臆ニハ候へ共、浅才不肖不任宿志候間、右遺書ノ内ニテ御国益ノ一端ニモ相成候廉有之哉ト存、此度諸冊共七箱ニ拾収致シ、貴政府へ致献呈候。本文ノ主意柄御諒察ノ上、閣下ヨリ貴政府へ可然被仰達被下度、右ノ趣可得御意如斯御座候、拝具謹言。

庚午四月廿日

大貌列顛国訳司　アレキサンドル、フオン　シーボルト

澤　卿
寺島　大輔　閣下

種痘励行

〔四・二四、太政官日誌〕 御布告写

種痘之儀ハ、済生之良法ニ候処僻陬之地ニ至テハ、今以不相行向モ有之趣ニ付、於府藩県、末々迄行届候様、厚ク世話可致事。

但、施行之法則等取調度向者、大学種痘館へ申出、伝習可致事。

其の当時の事情を酌量して

貨幣私鋳偽造を罰せられず

〔四・二九、太政官日誌〕 御布告写

貨幣偽造之儀ハ元ヨリ厳禁ニ候処、国家紛擾之際、於各藩往々私鋳シ、或ハ兵馬之費用ヲ資ケ、或ハ焼眉之急ヲ救ヒ、無智之小民ニ至テハ其流布スルヲ見テ其厳禁ナルヲ忘レ、終ニ其罪ヲ犯候者モ不少趣、全ク御政令之未ダ広布セザルヨリ右様立到リ候ニ付、今般深キ思食ヲ以テ、去歳五月箱館残賊平定ヲ期トシ、其以前犯罪之者ハ、已発覚未発覚、已結正未結正ヲ不問、一切赦宥可致旨被仰出候事。

大友帝、廃帝、九條廃帝

三帝に御謚号 **御追贈あらせらる**

〔七・二四、太政官日誌〕 御布告写

大友帝　弘文天皇
廃帝　淳仁天皇
九條廃帝　仲恭天皇

右之通三帝御諡被為奉候ニ付、此旨相達候事。

日本も世界的の行動

孛佛戦争に対し 局外中立を宣す

〔七・二八、太政官日誌〕 御布告写

今般孛漏生、佛蘭西両国交戦ニ及候趣ニ付、於我皇国ハ、局外中立之儀、堅可執守旨被仰出候、就テハ交易場ハ勿論、海岸諸要区ニ於テ、左之条々相心得、不都合無之様可取計候事。

一、局外中立之上ハ、交戦之理非曲直ヲ品評致ス間敷、文書上ハ勿論、応接言辞之間、専ラ注意可致事。

一、港内及ビ内海ハ勿論ニ候得共外海之儀ハ、距離三里以内、両国交戦ニ及候儀ハ不相成、尤軍艦商船共、通行ハ是迄通リ差許候事。

一、薪水、食料等ニ欠乏シ、或ハ艱難ニ出逢ヒ、我開港場ハ勿論不開港場へ来候右両国之軍艦、商船共、今般之戦争ニ関係無之分ハ、兼而御布令之趣ニ基キ、通例之手続ヲ以テ、偏頗ナク給与可致候事。

一、一方之軍艦、我港内へ進口致シ、他方之軍艦追来、双方共一港内ニ入込候節ハ、先入之船出帆後廿四字内ハ、後入ノ船出帆不相成候儀ニ付、差止可申事。

一、一方之軍艦、我港内ニ進口致シ、他方之軍艦、我港口迄追来待受候体相見へ候節ハ、右船帆影相消候迄ハ、港内へ先入之船退帆

不相成候事。

一、港内ニテ交戦ニハ不及候共、両国船艦分捕之姿相見ヘ候ハヾ差止可申候事。

一、交戦国之軍艦、大洋中ニテ接戦ニ及ビ、敗北之余、帆檣等毀損シ、我港内ヘ遁込候節ハ、其船艦乗込人員並兵器等、悉ク此方ヘ為引渡、再度戦地ヘ赴キ候事ハ不相成、双方平和相成候迄預リ置可申、但、病人瘡者、養生之儀ハ不苦候事。

一、我開港場内ニ兵士ヲ置、軍艦滞泊、其外海軍屯所差許置候国モ有之候得共、右ハ全ク平時我港内在留之其自国商民保護之為ニテ、他国交戦ニ付、右場所ヲ相用候儀ハ不相成事ニ付、右場所ニテ戦争ハ勿論、兵士、武器等俄ニ相備ヘ、戦地エ出帆致シ、或ハ戦地ヨリ直ニ右場所ヘ引取、交代休息致シ候等ハ、右場所ヲ以テ其敵国ヲ伐之利ニ資シ候儀ニ付、決而不相成候事。

一、交戦国之軍艦、兵士等、戦争ニ赴ク為ニ我港内ニ碇泊シ、或ハ上陸イタシ、戦備ヲ整ヘ、又ハ兵士、武器等ヲ増載イタシ候儀ハ、不相成候事。

一、御国船艦ニテ、交戦ニ及候方ヘ、兵士、武器、其外直ニ戦争ニ供候品物、運輸イタシ候儀、不相成候事。

一、御国人並我管内在留ノ外国人共、交戦ニ及候国々ノ軍艦及商船ニ候共、其戦争ニ使用ノ船々ヘ被雇乗組、又ハ他国船タリトモ其戦争ニ関係ノ事柄取扱候為ニ乗組、或ハ其他軍事ニ相携候事件、及ビ品物等、世話イタシ候等ノ儀、不相成候事。

一、戦地ニテ分捕イタシ候品物ヲ我港内ニ於テ売買イタシ候儀、不相成候儀ニ付、其事実分明ノ者ハ、取押預リ置、其旨伺出候事。

一、御国人民ハ勿論、荷物等、交戦ニ及ビ候軍艦並ニ其国々ノ商船ニ、積込候儀イタス間敷候事。

右規則中、外国人ニ相拘候件々、万一違背及ビ候節ハ、開港場ハ其国々コンシユルヘ掛合差止可申、若シ不服ノ節ハ、其港軍艦ニ相達シ、兵部ノ処置可有之候事。（下略）

細川侯熊本城を毀たんとす

管内固陋の弊を打破せん為

〔九・七、太政官日誌〕　熊本城廃堕ノ上表

臣護久、謹按スルニ、兵制一変、火器長ヲ専ニセシヨリ、昔時ノ金城湯池、今已ニ無用ノ贅物ニ属セリ、加之、今日各地ノ城郭アルハ、應仁以来強族割拠、織田氏安土ノ築キアルニ始リ、諸豪相傚ヒ、務テ塁壁ヲ高スルニ由ル、即戦国ノ余物也。今也王化洪流、三治一致ノ際、乱世ノ遺址猶方隅ニ基峙スルハ、四海一家ノ宏謨ニ障礙アルニ近シ、熊本城ハ加藤清正ノ築ク所、宏壮西陲ノ雄ト称ス、臣ガ家祖先以来、倚テ以テ藩屏タリ、豈甘棠ノ念無ラン哉、然リト云ドモ維新ノ秋ニ膺リ、建国ノ形跡ヲ存シ、却テ管内固陋ノ民俗ヲ養ヒ、以テ辺土ノ旧習ヲ一洗ス可ラズ、願クハ天下ノ大体ニ依リ、熊本城ヲ廃堕シ、以テ臣民一心ノ微ヲ致シ、且以テ無用ヲ省キ実備ヲ尽サン、伏乞、速ニ明断ヲ垂レヨ、臣護久、誠惶頓首敬白。

庚午九月五日

熊本藩知事　〔辨官宛〕

（御附紙）被聞食届候事。

平民の苗字許さる

〔九・一九、太政官日誌〕御布告写

自今平民苗氏被差許候事。

海軍は英国式　陸軍は佛国式

〔一〇・二、太政官日誌〕御布告写

兵制之儀ハ、皇国一般之法式可被為立候得共、今般常備兵員被定候ニ付テハ、海軍ハ英吉利式、陸軍ハ佛蘭西式ヲ斟酌、御編制相成候条、先ヅ藩々ニ於テ、陸軍ハ佛蘭西式ヲ目的トシ、漸ヲ以テ編制相改候様、被仰付候事。

海軍旗章 国旗章

其他旗章制定

〔一〇・三、太政官日誌〕御布告写

海軍御旗章、国旗章並諸旗章、別冊之通ニ候条、各省府藩県ニ於テ、紛敷印相用申間敷、地方官内外国形運送船ニハ、後桅縦帆桁ノ端ニ国旗ヲ掲ゲ、中桅ニ其省府藩県ノ符号旗ヲ掲グベキ事。〔別冊図面略〕

東京在留外人　遊歩の時の扱方

〔閏一〇・一二、太政官日誌〕御布告写

東京在留外国人遊歩期程、別紙之通ニ候条、此旨相達候事。

別紙

東京居留外国人遊歩ノ期程、別紙図面之通、新利根川（又江戸川トモ云）口ヨリ北ノ方金町迄、夫ヨリ西ノ方水戸街道千住宿大橋迄、夫ヨリ隅田川ヲ登リ、古谷上郷迄夫ヨリ小室村、高倉村、小矢田村、荻原村、宮寺村、三木村、田中村諸村ヨリ、朱引ノ通日野ノ渡場迄、夫ヨリ玉川口迄ヲ以テ限リトシ、右区内ハ外国人共遊歩御差許之儀ニ付、勝手ニ徘徊イタスベク、就テハ彼我礼儀モ異リ、殊ニ彼方貴人モ手軽ニ旅行イタシ候振合ニテ在々之人民、未ダ外国人之情態ヲモ熟知セザル故、接対方ニ於テ、不都合ノ筋ハ勿論、不作法等有之候テハ、不相済儀ニ付、末々迄相互ニ心附、兼テ御布令之趣、心得違無之様可致事。

一、外国人遊歩之節、若途中ニオイテ休息、又ハ薄暮ニオヨビ止宿等相望候ハヾ、所役人方へ案内イタシ、差支無之場所ニ候ハバ、望通取計可遣、旅籠代之儀ハ、相対ヲ以請取可申事。

一、外国人出先ニオイテ、差掛リ人足雇度旨申出候ハヾ、相当之賃銭請取、身元相分リ居候モノ差出候様可致事。

一、外国人共門塀等アル場所ハ勿論、招キニアラズシテ人家へ猥リニ不立入筈ニ候得共、若シ庭構園池等、一見イタシ度旨申聞候ハヾ、立入不苦場所ヘハ案内致スベク、差支有之場所ハ相断可申事。

一、社寺ハ、庶人立入、拝礼致候場所迄立入候儀ハ不苦、霊秘ニイタシ、庶人猥リニ不為立入場所、其余廟所、墳墓、又ハ境内〆切之場所ハ相断可申、尤彼方懇望ニテ其主司ニオイテモ、強テ差支

無之候ハヾ、臨機之取計ヲ以、差許候トモ不苦事。

一、東京開市場之外、諸村ニオイテハ、外国人ト商売取引不相成筋ニ候得共、通行之節聊ノ土産物等買得ノ儀、相望候ハヾ、売渡候テ不苦、万一抜荷、密商等之所業ニ及ビ候ハヾ、屹度咎可申付候条、若抜荷、密商等見出シ候歟、又ハ企候モノ有之ヲ承リ込候ハバ、速ニ東京府又ハ其支配之役所ヘ可訴出、其品ニ寄御褒美可被下事。

一、宗門之儀、前々ヨリ之御法度相守、弥以堅ク可相制、若異宗門之噂イタシ、又ハ申勧候モノ等有之候ハヾ、其段早速其支配之役所ヘ可訴出事。

一、阿片煙草吸喫致候儀ハ、厳禁ニ付、万一竊ニ相用候歟、又ハ所持イタシ候歟、或ハ外国人ヨリ密ニ買取候モノ及見聞候ハヾ前同様可訴出事。

一、外国人ニ対シ、乱暴狼籍ニ及ビ候テハ、礼儀ヲ失ヒ候恥辱ノミナラズ第一威光ニモ相拘リ以ノ外ノ事ニ付、兼テ御布令モ有之、今後右様心得違ノ者ハ無之筈ニ候得共、町村ニオイテモ兼テ手筈申合セ置、万一狼籍ニ及候者有之節ハ所ノモノ打寄搦取若シ手ニ余リ候ハヾ、打果シ候トモ不苦候、若シ取逃シ候ハヾ地元町村ヨリ時刻ヲ不移、其支配之役所並東京府ヘ口上ヲ以成トモ手分ケイタシ、迅速ニ可届出候、其余詮議ノ手掛ニ可相成儀等及見聞候ハバ、聊之事ニテモ不隠置、是又早々可申出、其品ニ寄、夫々御褒美可被下事。

附、乱妨ヲ受候外国人国名、姓名等、相分リ候丈ケ承糺シ可申立、且当人ハ手当行届候丈ケ介抱致シ、精々心附可遣万一絶命ニ及候ハヾ、大切ニ守護イタシ差図相待可申事。

右之条々急度可相守、若シ後日之引合ヲ遁ンガタメ及見聞候儀ヲ押隠シ、追テ相顕ルヽニオイテハ当人ハ勿論所役人迄モ、夫々厳重咎可申付候条心得違無之様可致、自今以後、毎年一度ヅツ、其所役人ヨリ、前書之趣、小前之モノヘ為読聞、無遺失様可相守モノ也。

太政官

〔図面略〕　庚午閏十月

海軍所　築地へ移転す

〔閏一〇・二三、太政官日誌〕　元濱殿海軍所ニ被仰付置候処、右被相止代地トシテ築地元尾州邸ヨリ西仙臺橋並三ノ橋南元海軍所迄、一円御渡相成候様、此旨相達候事。

諸楽道伝授並秘曲相伝返上

〔一一・九、太政官日誌〕　○琵琶道ニ付御沙汰

各通

伏見宮
菊亭従四位
花園従四位
西園寺公望

今般太政官中、雅楽局被置候ニ付、琵琶道伝授之儀、於其家致来候処被止、向後大曲秘曲伝授之者ヨリ相伝可致事。

○神楽道ニ付御沙汰

各通

綾小路正二位
持明院従五位

今般太政官中、雅楽局被置候ニ付、従前曲所之号ヲ廃シ、神楽道

ヲ始諸取扱並伝授等、於其家致来候処被止、向後諸事総テ雅楽局ニ於テ取扱、教授之儀ハ大曲秘曲伝習之者ヨリ相伝可致事。

○神楽附物、琴道、三方楽所執奏ニ付御沙汰

四辻宮内権大丞

今般太政官中、雅楽局被置候ニ付、是迄神楽附物ヲ始、琴道伝授並三方楽所執奏等、於其家取扱来候処被止、向後諸事総テ雅楽局ニ於テ取扱、教授之儀ハ大曲秘曲伝習之者ヨリ相伝可致候事。

○大曲、秘曲相伝ノ事

各通

綾小路正二位
四辻宮内権大丞
綾小路従四位

大曲秘曲之儀、向後華族楽所ニ不拘、芸道熟達之者ヘ相伝可致事。

○諸伎芸ニ付三方楽所ヘ御沙汰

三方楽所

今般太政官中、雅楽局ヲ被置、伏見宮始別紙之通、御沙汰ニ相成候条、神楽道ヲ始、諸伎芸勉励習熟御用御差支ニ無之様可致事。

但、及第規則之儀ハ、追テ御改正可被為立候事。

○大曲、秘曲返上ノ事

各通

綾小路正二位
四辻宮内権大丞
多久顕
多忠寿
多忠誠
多忠功

御取調之儀有之ニ付、大曲秘曲伝返上可致事。

○神楽御人数仰付ラル

各通

綾小路正二位
持明院従五位

是迄神楽道之儀、元堂上ニ於テ、其家ト称シ候処被廃、更ニ神楽御人数被仰付候事。

但、本文之趣、京都元神楽家々ヘ可相達事。

○

綾小路侍従

同上。（但、本文之趣東京以下同上。）

○伶員ノ事

雅楽局

三方楽所、大中少伶人被任候外、総テ伶員ト為シ、芸道練磨可為致候事。

将来は兵制一変　全国募兵が理想
——差当って一万石に五人づゝ徴集——

〔一一・一三、太政官日誌〕御沙汰書写〔府藩県へ〕徴兵之儀、別紙之通被仰出候間、此旨相達候事。

別紙

兵制之儀、先般先ヅ石高ニ応ジ定員被仰出候処、兵事ハ護国之急務、皇威ヲ発輝スル之基礎ニ付、宇内古今ノ沿革得失ヲ御洞察被為在、前途兵制一変、全国募兵之御目的ニ候処、即今先ヅ左之規則ヲ以テ、徴募被仰出候間、来ル未ノ正月ヨリ、順次ヲ以テ、各道府藩県士族、卒、庶人ニ不拘、身体強壮ニシテ、兵卒ノ任ニ堪ベキ者ヲ

撰ミ、一万石ニ五人ヅヽ、大坂出張兵部省ヘ可差出候事。
　但、従来之常備ハ勿論、各地方緩急応変之守備ト可相心得事。
庚午十一月　太政官

百姓町人　長脇差　禁止

〔一一・一四、太政官日誌〕
百姓町人共、襠、高袴、割羽織ヲ着シ長脇差ヲ帯シ、士列ニ紛敷風体ニテ通行致シ候儀不相成候事。

郵便開始

〔一二・四、太政官日誌〕御達書写

名護屋藩	静岡藩	淀藩
膳所藩	桑名藩	豊橋藩
亀山藩	小田原藩	高槻藩
岡崎藩	水口藩	苅屋藩
品川県	神奈川県	韮山県
度會県	大津県	堺県

信書郵便御取開ニ付、東海道品川ヨリ大津迄、城州伏見ヨリ河州守口迄、管内駅々ヘ書状集メ箱並切手売捌所、可取建筈ニ付、右書状集メ箱、切手売捌所掲札、別紙雛形之通リ、至急製造可致、尤右寸方自然辨解兼候儀モ有之候ハヾ民部省ヘ申出可受差図事。〔図面略〕

金のしやちほこ　方今無用の長物

〔一二・一〇、太政官日誌〕名古屋藩知事伺書写
名古屋城天守之金鵄尾、方今ノ際全無用ノ長物ニ候間、右金ヲ剝シ、乍聊御用途ノ末ニ貢納仕度、且城内建物逐次取毀将来修繕ノ冗費ヲ省キ、公廨ノ闕乏ヲ補ヒ、一挙両得ノ処置仕度、此段御指揮奉伺候、以上。　庚午十二月十日　名古屋藩〔辨官宛〕
御附紙　伺之通。

日田県地方不穏　巡察使を派遣

〔一二・一八、太政官日誌〕
〔四條陸軍少将ヘ〕近来浮浪之徒、豊後路辺各所ニ潜伏致シ、時時出没暴行ニ及候趣ニ付、為巡察使、日田県ヘ被差向候、依之二中隊随従被仰付候事。
但、河野彈正少忠、兼テ為取締被差遣置候ニ付、打合可申候事。

○

〔兵部省大阪出張所ヘ〕今般四條陸軍少将、為巡察使、日田県ヘ被差向候ニ付、其省二中隊随従被仰付候事。

○

〔高尾兵部權大丞ヘ〕今般四條陸軍少将、為巡察使、日田県ヘ被差向候ニ付、同行被仰付候事。

○

〔鳥居小彌太ヘ〕今般四條陸軍少将、為巡察使、日田県ヘ被差向候ニ付、同行被仰付候事。

明治四年
（一八七一年）

丁抹の海底電信線　肥前千本へ陸揚

〔二・三、太政官日誌〕御沙汰書写

各　通　　　　　　　　　佐賀藩
　　　　　　　　　　　　長崎県

今般丁抹公使ヨリ海底伝信線、肥前国千本辺ヨリ内、便利ノ地所へ陸揚致シ、居留地迄相通ジ度趣願出、御許容相成候ニ付此旨為心得相達候事。

但、委細之儀ハ外務省ヨリ可相達候事。

北海道沿岸測量

〔二・一三、太政官日誌〕〔兵部省へ〕今般北海道沿海測量、其省へ御委任被仰付候条、英国軍艦付添、諸事不都合無之様、取計可致候事。

大阪造幣寮開設　各国公使日本官員と大会同

〔二・一五、太政官日誌〕大坂造幣寮御開キニ付、出張之官員並各国公使、会同左之通。

三條右大臣、大隈参議、多久少辨、長松少辨、北川大史、伊達大藏卿、吉井民部権大丞、岡本大藏権大丞、馬渡大藏権大丞兼造幣頭、田中大藏少丞、立廣作、吉田太郎、山田平兵衛、澤外務卿、柳原外務大丞、九條彈正尹、毛利弾正少忠、四辻大坂府知事、西園寺大坂府権大参事、土肥大坂府少参事、石井大學少博士、遠藤造幣頭、久世造幣助、谷造幣権助、長谷川造幣権助、羽太造幣権助、加藤造幣権助、丘造幣権助、矢島造幣権助、渡邊監督権正、小森出納権正、長谷川出納権正、山口營繕権正、吹田通商権正、

英公使　ハルリー、パークス　佛公使　マキシム、ウートレー　米公使　デロンク　班公使　ロトリゲ　蘭公使　ハンドル、フーフェン　英水師提督　ケ　ヲ

外ニ各国公使付書記官並岡士等五十余人。

漁師を水兵に採用

〔二・一七、太政官日誌〕今般海軍水卒検査之上、御撰用相成候間、海辺漁師之内、十八歳ヨリ廿五歳ヲ限リ、身体壮健ニシテ且懇願候者地方官ニ於テ名前取調べ、来六月中、兵部省へ可申出事。

東京守備兵として　熊本藩兵差出

〔二・一九、太政官日誌〕御沙汰書写

〔兵部省へ〕熊本藩兵一大隊、今般日田県へ出張被仰付候ニ付テハ兼テ其省ヨリ相達置候東京御守衛兵一大隊、右県へ差出候様、更ニ可相達候事。

鉄道敷設地測量

〔三・七、太政官日誌〕御達書写

今度鉄道線地所測量之為メ、中山道板橋宿ヨリ京坂迄、街道筋其外共、地理取調トシテ工部省官員出張、其藩々管内道筋測量致シ候条、為心得此旨相達候也。辛未三月〔辨官宛〕

英国公使パークス日本を去る

〔三・二九、太政官日誌〕　英国公使パークス参朝。

勅　語

貴国大皇帝安全ナルヤ、今般汝帰国ノ由ヲ聞キ、朕甚之ヲ惜ム、汝久ク我国ニアリテ能ク其職ヲ奉ジ交際之道ヲ尽スコト、朕深ク感悦セリ、汝国ニ帰ラバ宜シク大皇帝ニ告ゲ、爾後益交誼之厚カランコトヲ冀望スルノ意ヲ伝ヘンコトヲ依頼ス。

公使口上

我皇帝陛下安全ナリ、今般我ガ主上ノ許容ヲ得、暫時帰国スルニ付参内スルノ砌余闕下ニテ公使ノ職ヲ奉ズル久シク、貴国ニ在テ聊尽力シ、両国ノ交際倍々親密ニ至リシヲ陛下感悦シ玉ヒシヲ聞、余ニ於テ深ク欣悦スル所ナリ、且余帰国シ、貴国往昔以来交際ヲ拒絶シテ、種々ノ不利アリシヲ貴国政府調理シ玉ヒ、万国並立ニ至ラシメンガ為、専ラ尽力シ玉ヘルヲ我主上ニ奏聞スベシ、然ラバ爾後倍倍交誼ノ厚カラン事ハ必セリ。陛下賢才大臣ノ輔翼ヲ以テ此道ヲ履ミ、速ニ従来ノ弊習ヲ除キ、万国ノ風土、法律、教導各相異リ、又生産気候ハ固ヨリ、人民ヲ保護スルタメ、上帝ヨリ賜ハル恩義モ亦自ラ相異ナルト雖モ、之ガ為メ他国トノ交通ニ隔意ヲ生ズルノ理ナキヲ、庶民ニ覚知セシムルニ至ルベシ。右大改革ヲ行ヒ、庶民ヲシテ各其意ヲ得セシメ、交易ヲ自由ナラシメンガ為メ、陛下ノ長寿壮健ヲ祈ル、乍序余ガ留主中、我主上ノシヤルデダフエールノ職ヲ勤ムル、アダムス氏ヲ披露ス。尤同人ハ貴国大政一新以来在留シ、貴国ノ事情ニ通ジ、余ト同様、陛下並貴政府ニ対シ懇親ノ意ヲ含ミ、貴国一致シ、倍々開化繁栄ナランコトヲ望ムハ、敢テ論ヲ待ザル所ナリ。

勅　語

汝帰国ノ後、アダムス氏汝ニ代テ事務ヲ理スルコトヲ告グ、朕之ヲ領ス。

○瀧見離宮ニ於テ、再ビ御引見、賜物アリ。

勅　語

汝我国一新ノ際、紛擾ノ時ニ方テ能ク職務ヲ掌リ、我国ノ為メニ尽力尠ナカラズ、朕甚之ヲ喜ブ、惜クハ今汝帰期近ニアリ、之ヲ留ムルニ由ナシ、朕偏ニ祈ル、遠洋風波無恙帰国センコトヲ。猶我国ノ為ニ慮ル所アラバ、宜ク朕ガ為ニ大臣等ニ告ヨ、菲薄ノ土宜聊以テ別ヲ送ル。

賜品目録

金造太刀　金襴七巻　硯箱　料紙箱　文台

公使口上

余貴国政府ノ為ニ纔ニ尽力致セシニツキ、陛下懇切ノ上意深感佩スル所ナリ。先年貴国政体追々変革セントスル際ニ当リ、王政ニ非レバ国内平定スルニ至ラズ、且公明正大ノ政治ヲ施ス時ハ、外国トノ交誼永久厚カランコト必セリト察ス。新政府信義ヲ以テ条約ヲ遵奉シ、両国人民互ニ情ヲ通ジ、其有益ヲ謀ラルヽ際ハ、余尽力セントト最初ヨリ決心セリ。其以来陛下並大臣等実意ヲ以テ条約ヲ守リ、大臣及ビ主宰タル華族、国内ヲ一致セシメ、堅固ナル基礎ヲ立テ、一般ノ公法ヲ設ル事ニツキ、不絶同心協力セシヲ感喜ス。然ルニ未ダ右大業ヲ終ル場合ニ至ラザレバ仮令余今帰国スルト雖モ、是迄ト

変ルコトナク、貴政府ノ所置ヲ遙ニ注意スベシ。貴国ノ開化ヲ増進セン為メ、貴国ニテ未ダ広ク知識セザル諸芸術ヲ、外国人ヨリ学バンコトヲ要シ玉ハヾ、方今外国ニテ行フ処ノ新法ヲ、唯一目スルノミニテ足レリトスベカラズ、故ニ陛下ニ事へ奉リテ、貴国ノ為ニ裨益トナルコトヲ計リ、是迄同心協力セシ外国人ヲ信ジ賜フベシ。来年ハ各国ト取結ビタル条約改定ノ期ナレバ、其時ニ至リ貴国ニテ、交際上ニ彌懇親ノ意アルコトヲ、外国ニ表スルハ最肝要ナル可シ。海外ニ赴キタル貴国人ハ、其国々ニテ、其国人同様徘徊スルコト自在ナリト雖モ、貴国在留之外国人ハ大ニ異ナレリ。外国ノ教道ニ付貴国政府ノ布告書中、外国ニ対シ親切ナラザル意アル様、各国ニテ之ヲ信ズ。右貴国ノ名誉ヲ立テン為ニ、是ヲ改革スルノ時、既ニ今日ニアラズヤ。余爰ニ至ツテ言ヲ止メ、今日内謁ヲ恵ミ賜フコトヲ感謝シ、殊ニ精美ナル品々ヲ賜ハル事ヲ多謝ス。且前々告述セシ条条、其他余常ニ希望スル処ノ、貴国ノ繁栄ヲ進ムベキ件々ヲ、大臣等ニ再述スベシ。

戸籍の基本明春を期して成る

〔四・五、太政官日誌〕御布告書写

今般府藩県一般戸籍ノ法、別紙ノ通改正被仰出候条、管内普ク布告致シ可申事。

　戸籍検査編製ハ、来申年二月一日ヨリ以後ノ事ニ候得共、右ニ関係スル諸般ノ事ハ今ヨリ処置致ス可ク、尤三都府及各開港場ハ、人民輻湊ノ地ニテ、取締向速ニ不相立候テハ難相成ニ付、送籍入籍並旅行寄留ノ者へ鑑札渡方、寄留表取調方等、当六月廿九日ヨリ後ルベカラザル事。

　但、不審ノ廉ハ民部省へ可承合事。

右之通被仰出候事。

　寄留、職分、戸籍、三表有リ、略之。

○

人生始終ヲ詳ニスルハ切要ノ事務ニ候、故ニ自今人民天然ヲ以テ終リ候者、又ハ非命ニ死シ候者等埋葬ノ処ニ於テ、其時々其由ヲ記録シ、名前書員数トモ、毎歳十一月中、其管轄庁又ハ支配所へ差出サセ、十二月中辨官へ可差出候事右之通、管内社寺へ可触達候事。

○

戸数人員を詳かにして猥りならざらしむるは、政務の最も先じ重ずる所なり、夫れ全国人民の保護は大政の本務なること、素よりいふを待ず、然るに其保護すべき人民を詳にせず、何を以て其保護すべきことを施すを得んや、これ政府戸籍を詳にせざるべからざる儀なり、又人民の各安康を得て、其生を遂る所以のものは、政府保護の庇蔭によらざるはなし、されば其籍に逃れ、其数に漏るゝものは、其保護を受けざる理にて自ら国民の外たるに近し、此れ人民戸籍を納めざるを得ざるの儀なり、中古以来、各方民治、趣を異にせしより、僅に東西を隔つれば忽ち情態を殊にし、聊か遠近あれば、即ち志行を同ふせず、随て戸籍の法も、終に錯雑の弊を免れず、或は此籍を逃れ、或は彼籍を欺き、去就こゝろに任せ往来規によらず、沿襲の習、人々自ら度外に附するに至る、故に今般全国惣体の戸籍法を定らるゝを以て、普く城下

の通義を弁へ、宜しく粗略のことなかるべし。〔各則略〕〔振仮名原文ノマヽ〕

発明ものは専売許可

〔四・九、太政官日誌〕何品ニ寄ラズ、新発明致シ候者ハ、爾来専売御差許相成候間、府藩県管下ニ於テ願人有之節ハ、別紙規則ニ照準シ、当分ノ内、民部省ヘ可伺出事。〔専売略規則略〕

横浜山手公園を　外国居留民に貸与

〔五・四、外務省達〕千八百六十六年第十二月二十九日、江戸に於て決議せし約書に基き、下名の神奈川県権知事日本政府に代り、別紙絵図面之通、山手妙香寺附近の地、一区都合六千七百十八坪並に其地に附属の樹木共、日本国と条約済の各国コンシユル並に其嗣官へ貸渡し、以て外国の居留人民の用に供す。但し右地所は、前文の約書に附属の絵図面（は）号に掲ぐる山手の地所、即ち公けの遊園として存し置たる分と交替し、而して前文の各国コンシユル右地所を居留人民の為め請取、左条の規則に傚て、之を公けの遊園に供す。〔図面略〕

第一　前文の約書に所定の如く、毎年の地租は百坪に付六弗宛にして、総計墨是哥銀四百三弗八セントの額を居留の人民より、年々前払に致べし、但し修理其他の為に、右銀額の内より減却する事なし。

第二　右委托のコンシユルより居留の人民に、右公園の支配及び取扱方を命ずる歟、然らざれば右居留人民の名代として支配組を定むべし。右支配組の者は、公園取扱方の規律を設け、地租は毎年第四月一日、居留地掛へ納むべし。但、右に云ふ規律は、日本長官並に各国コンシユルの承諾を受べし。

第三　右委托のコンシユルに貸渡せし地所は居留の外国人用の公園として用ふる外は、決して他の用に供する事なし、且右地所へは建物を設くる事なし。但し公園に附属の建物は此例にあらず。

第四　右の規則に背く時は、此地券は無用に属し、而して右地所属の物、其儘日本政府の所有となるべし。尤此後に至りても、日本長官と各国コンシユルと決議し、設くる規則ある時は之に従ふべし。

明治四年辛未五月四日

神奈川県権知事

招魂社大祭で　懸賞……競馬執行

〔五・一〇、兵部省達〕

海軍兵學寮　武庫司　造兵司　会計司　糺問司

来ル十五日招魂社大祭ニ付テハ本日第十二字ヨリ競馬執行有之候ニ付、先駈之者エ左ノ品物為褒賞差出候間、有志之面々ハ来ル十三日迄ニ、姓名御廻有之度、此段申進候也。

但、一勝一品宛ニ候事。

記

一、袂時計　五ツ
一、羅紗戎服地　五着
一、フランケツト　五枚

天保山・和田岬・淡路島に燈台新設

〔五・一二、工部省達〕航客へ布告

一、千八百七十一年第六月十四日（我明治四年四月廿七日）ヨリ、大阪安治川口ノ天保山砲台ニ、毎夜日没ヨリ日出マデ、第四等不転ノ明瞭ナル燈明ヲ点ズ。

一、燈台ハ四角ナル白色ノ木製ニシテ、其高サ燈籠ノ中央マデ三十「フート」ナリ。

一、燈光ハ高サ海面ヨリ五十三「フート」ニシテ、海里十「マイル」ヲ隔テ、船ノ甲板上ヨリ見ユ。

一、光線ハ全度ヲ輝照ス。（下略）

〇

一、千八百七十一年第六月十四日（我明治四年四月廿七日）ヨリ、神戸碇泊場ノ西南ナル兵庫和田岬ニ第四等不転ノ赤色燈明ヲ設ケ、毎夜日没ヨリ日出マデ点燈ス。

一、此燈明台ハ木製ニシテ白色ニ塗リ、燈籠ノ中央マデ、高サ四十六「フート」ナリ。

一、燈光ハ海面ヨリ高サ五十二「フート」ニシテ、光線ノ達スルコト海里十「マイル」ヲ隔テ、船ノ甲板上ヨリ見ユ。

一、燈光全度ヲ輝照ス。（下略）

〇

一、千八百七十一年第六月十四日（我明治四年四月廿七日）ヨリ、淡路島ノ北岬ニ第一等不転ノ明瞭ナル燈明ヲ設ケ、毎夜日没ヨリ日出マデ点燈ス。

一、此燈光ハ峡門内ノ東口ニ於テ明石海峡ノ通路ヲ輝照ス。

一、燈明台ハ石造ニテ、燈籠ノ中央マデ高サ十五「フート」（一フートハ我一尺）ナリ

一、燈光ハ、海面ヨリ高サ百五十八「フート」ニシテ、其達スルコト、海里十八「マイル」半ヲ隔テ、船ノ甲板上ヨリ見ユ。

一、燈火ハ、海方ニ向テ西南六十一度二十分ノ所ヨリ、東北八十六度迄ノ間、二百四度四十分ノ広サニ発ス。〔中略〕

右工部省ノ命ニ依テ諸方ノ航客へ布告スル者ナリ。

千八百七十一年第四月

於横浜辨天燈明臺局日本政府機械方

アール・ヘンリー・プラントン

樺太境界─談判

〔五・一三、太政官日誌〕御沙汰書写〔参議副島種臣へ〕樺太境界談判之為メ、魯国ポシエット湾へ被差遣候事。

〇

〔外務小丞田邊太一へ〕樺太境界為談判、参議副島種臣、魯国ポシエット湾へ被差遣候間、為差副随行被仰付候事。

乗物止標札に横文字書添

〔五・二〇、外務省達〕

〔東京府へ掛合〕

其御管轄内ニヲヒテ、橋梁道路等御修復之節、馬駕籠又ハ車留標札被建置候処、是迄ハ御国字而已記載ニ而、外国人通行之節、彼是

不都合差起り候事有之候間、以後ハ都テ標札ヘ英仏文之内御書添有之度、右之趣各国エ書簡ヲ以テ通達及候ニ付、即今御修復之場所々々、至急ニ右之横文御書添有之候様、其筋ヘ御達シ有之度、此段及御掛合候也。

米国船朝鮮近海を測量す

遂に米鮮両国砲火を交ふ

〔五・一、新聞雑誌二〕 朝鮮砲戦新報

朝鮮ニ向ヒタル米国一隊ノ海軍、海霧ニ遮隔テラレ、久シク洋中ニ漂流ヘリ、四月六日小火輪船四艘ヲ進メ、朝鮮近海ヲ測量セシム、先年佛船航海ノ時伝ヘタル「インボイシー」ハ碇泊究意ノ処タルヲ知リ、十一日進デ其地ニ泊ス、朝鮮ヨリ下官ノ者三名ヲシテ軍艦ニ来ラシム、其時訳官ヲシテ談判セシメ、米船ノ来リシハ戦ノ為メニ非ズ、測量ノ為メナリ、貴邦ヨリ争端ヲ開カズンバ、我ヨリ敢テ侵サズト云フ、朝鮮人欣デ去レリ、

十四日午刻、アラスカノ船将、フレーキ二百人ヲ率ヒ、パロース船ニ乗リ、モノケシー船幷ニ、小蒸気四艘、内一隻ハ十四斤砲ヲ載セ、外三隻ハ皆十二斤砲ヲ載ス、此六隻ノ船、朝鮮ノ、カンホウ河ニ泝リ測量ス、河流彎曲シ、処ノ両岸ニハ絶壁上砲台ヲ列ス、右ナルハ小ニ、左ナルハ大ナリ、水勢急激ニシテタヤスク進ムヲ得ズ、更ニ馬力ヲ増シテ進行ス、河身漸狭キ処ニ至リ砲台中ヲ望ムニ、白装ノ兵卒充満、其数二千有余人、旗章ヲ翩ヘシ気色揚々タリ、是時一隻ノ小蒸気船、螺旋機ヲ損ジ、少シク後レタリ、五艘ノ船、河流彎曲ノ処ニ至リ稍々大砲台ノ直下ニ進ム時、忽チ岸上ノ砲台ヨリ号砲二門ヲ放ツ、一時ニ四面ノ砲台ヨリ大約七十門ノ砲ヲ連放ス、其声震雷モ比スルコト能ハズ、弾ノ尤大ナルハ二十斤ノ長砲ナリ、又船中ニ向テ小弾ヲ放ツコト雨ノ集ルガ如シ、米船忽伝令シテ即時ニ対砲セシム、モノケシー船ハ暗礁ニ触レ、船腹ノ損ジタルモ敢テ顧慮セズ、大ニ発砲攻撃セシニ、各処ノ砲壁一時ニ崩壊シ 朝鮮人狼狽失措或ハ旗ヲ持チ或ハ剣ヲ提テ鳥ノ如ク逃散セリ、

甲必丹舘フレーキ、令ヲ守テ上陸セズ、河ヲ泝テ碇泊セリ、朝鮮人再ビ砲台ニ集リ小蒸気後レ来ルヲ狙撃ス、小蒸気亦発砲シテ遂ニ諸船ニ追付ケリ、砲台ヨリ一時連発ノ勢、極テ猛烈ナリシモ、七十門ノ砲毎砲唯一二弾ヲ発スルノミニテ且古風ノ砲、旧染ノ人其照準モ亦甚疎ナリ、敵ヨリ発スル弾数約二百五十乃至三百ニ至ル、米船中敵ノ弾八箇ヲ受ケ手負死人僅ニ二人、砲発ノ数凡百五十発也、測量既ニ了リテ船ヲカヘシ、砲台ノ下ヲ過ギ二三弾激発セシニ、朝鮮人後ロノ林中ニ退キタリ、諸船落潮ニ乗ジ、河口ヲ出テ、ホイシー島ニ帰ル、水師提督船中ノ無難ヲ祝シ、上海ヨリ引船到着次第不日船隊ヲ進メ再ビ戦ハントス、乗船上陸ノ兵凡八百人、前ノ六隻ノ船ハ此兵ノ上陸ヲ助ケ、砲台ヲ撃ニ備ヘリ、昨日死人ヲ本島ニ葬レリ、

今朝、朝鮮人又来テ談判ス、未ダ其故ヲ知ラズ、朝鮮素ヨリ鎖国ヲ唱ヘ、当今ノ風俗恰モ数百年前ノ如シ、今現ニ西洋ノ戦陣熟シタルヲ見テ、希クハ自カラ其時勢ニ後レタルヲ暁リ、頑愚ノ眼ヲ開キ各国ト和親ヲ結バン事、是尤欲スル所ナリ云々。

鈴ケ森と小塚原 ―罪人の梟首場―

〔六・一四、刑部省達〕〔弾正台へ申入〕梟示ニ行候者、是迄牢庭ニ於テ断頭致シ、鈴ケ森、小塚原両所之内へ梟示行来候処、自今関西ノ罪徒ハ鈴ケ森、関東ノ罪徒ハ小塚原ト相定、右場所ニテ断頭致シ梟示ニ行候様取極候、此段申入候也。

梟首場変更

〔七・二、刑部省達〕〔囚獄司へ〕

自今梟示之者、鈴ケ森、小塚原両所ニ於テ、断頭行刑之筈、過日相達置候処、今般更ニ小塚原一ヶ所ニ改定候間、此段相達候也。

布哇国と通商条約締結

〔七・四、外務省達〕明治四年辛未七月四日（西暦千八百七十一年第八月十八日）於東京調印、同日本書交換。

大日本国天皇陛下と布哇諸島皇帝陛下、両国の間に親睦の交際を起さん事を欲し、両国利益の為め条約を結ばん事を決定し、大日本国天皇陛下は、大臣従三位守外務卿清原朝臣宣嘉、大臣従四位守外務大輔藤原朝臣宗則を、其全権に任じ、布哇諸島の皇帝陛下は、大臣チヤルレス・イ・デ・ロングを、大日本国天皇陛下政府の下に在る、特派全権公使に任じ、雙方互に其委任状を示し、其情実順正適当たるを察し、以て左の条々を同意決定せり。

第一条　大日本国天皇陛下と布哇諸島皇帝陛下、各其後嗣並両国人民の間に、永久の平和無窮の親睦あるべし。

第二条　爰に条約を結べる両国の臣民は他国の臣民と交易するを許せる、総ての場所諸港及び河々に其船舶及び荷物を以て、自由安全に来り得べし、故に両国の臣民、右諸港諸地に止り、且住居を占め家屋土蔵を借用し、又之を領する事妨げなく、諸種の産物、製造物、商買の法令に違令せざる商物を貿易し、他国の臣民に已に許せし、或は此後許さんとする別段の免許は、何れの廉にても他国へ一般に許容する者は、両国の臣民にも同様推及すべし。尤爰に条約を結べる両国領内にて事業を営み、或は居留する、他国の臣民より取立べき租税は、常に払ふべし。

第三条　爰に条約を結べる両国、若し然るべきと思はゞ、ヂプロマチツク・エゼントを命じ、両国政府の首府に在留せしむべし、又コンシユル、或はコンシユラル・エゼントを命じ、国中にて他国臣民と貿易する事を許せる諸港、或は諸場所に居留せしむべし。右両国のコンシユル、或はコンシユラル・エゼントは、他の最も懇親なる国の同位階を有せるエゼントの、今現に得たる公理、別段の免許、免除、自由の殊典を得べし、或は此後得べき者も亦然りとす。

第四条　大日本国天皇陛下より、他国或は臣民に免許し、或は向後免許すべき諸事は布哇政府及び其臣民にも、同様に之を推及すべき事を玆に約せり。

第五条　布哇人は日本人を雇ひ、是を法度に於て禁ぜざる諸用に給する事、日本政府に於て之を妨ざるべし。

第六条　外国人雇置く日本人、開港場知事に願出れば、海外行の印章を得べし。

第七条　爰に条約を結べる両国、此条約の趣を実地経験の上、何れ

の方にても不都合の廉あるを知らば、六箇月前に報知し、雙方協議の上改定すべし。

第八条　此条約は、大日本国天皇陛下と、布哇諸島の皇帝陛下、互に確証し、本書は東京に於て、此条約と同日に取替せり。又此条約の趣は、右本書取替せの日より、直に施行すべし。

右証拠として、大日本明治四年辛未七月四日、西暦千八百七十一年第八月十八日、東京に於て雙方の全権、此条約に名を記し、印を調する者也。

従三位守外務卿清原朝臣宣嘉印
従四位守外務大輔藤原朝臣宗則印
チャーレス・イ・デ・ロング印

旧来の因襲を打破し政令を一途に出でしむべく
廃藩置県の大詔下る

〔七・一四、太政官日誌〕　詔書写

朕惟フニ更始ノ時ニ際シ、内以テ億兆ヲ保安シ外以テ万国ト対峙セント欲セバ、宜ク名実相副ヒ、政令一ニ帰セシムベシ、朕曩ニ諸藩版籍奉還ノ議ヲ聴納シ、新ニ知藩事ヲ命ジ各其職ヲ奉ゼシム。然ルニ数百年因襲ノ久シキ、或ハ其名アリテ其実挙ラザル者アリ、何ヲ以テ億兆ヲ保安シ万国ト対峙スルヲ得ンヤ、朕深ク之ヲ慨ス、仍テ今更ニ藩ヲ廃シ県ト為ス。是レ務テ冗ヲ去リ簡ニ就キ、有名無実ノ弊ヲ除キ、政令多岐ノ憂無ラシメントス、汝群臣其レ朕ガ意ヲ体セヨ。

鹿児島、山口、佐賀、高知四藩ノ知事へ勅語写

汝等曩ニ大義ノ不明ヲ慨キ、名分ノ不正ヲ憂ヘ、首ニ版籍奉還ノ議ヲ建ツ、朕深ク之ヲ嘉ミシ、新ニ知事ノ職ヲ命ジ、各其事ニ従ハシム。今ヤ更始ノ時ニ際シ、益々以テ義ヲ明ニシ名分ヲ正シ、内以テ億兆ヲ保安シ、外以テ万国ト対峙セントス。因テ今藩ヲ廃シ県ト為シ、務テ冗ヲ去リ簡ニ就キ、有名無実ノ弊ヲ除キ、更ニ綱紀ヲ張リ、政令一ニ帰シ、天下ヲシテ其向フ所ヲ知ラシム、汝等其レ能朕ガ意ヲ体シ翼賛スル所アレ。

熊本、名古屋、徳島、鳥取四藩ノ知事へ勅語写

朕惟フニ、方今内外多事ノ秋ニ際シ、断然其措置ヲ得、天下億兆ヲシテ其方向ヲ定メシムルニ非レバ安ゾ能ク宇内各国ト並立シテ、以テ我国威ヲ皇張センヤ、是朕ガ宵肝憂慮スル所ナリ。曩ニ汝等ガ建議スル所、互ニ異同アリト雖モ、之ヲ要スルニ深ク従前ノ弊害ヲ鑑シ、遠ク将来ノ猷謀ヲ画ス。是汝等ガ衷誠ノ所致、朕之ヲ嘉ミシ将ニ施設スル所アラントス。汝等更ニ能ク朕ガ意ヲ体シ、各其所見ヲ竭セヨ。

○此日在京知藩事ヲ召、御前ニ於テ免官ノ御達アリ。翌十五日在藩ノ知事名代トシテ、在京ノ参事ヲ召シ、同様御達アリ。

御布告写

藩ヲ廃シ、県ヲ被置候事。

御沙汰書写

今般藩ヲ廃シ県ヲ被置候ニ付テハ、追テ御沙汰候迄、大参事以下、是迄通事務取扱可致事。

東京府

今般諸藩被廃候ニ付テハ、元知事ノ面々、一同御用有之候条、九月中帰京可致事。（下略）

大学を廃して 文部省 を置く

〔七・一八、太政官日誌〕御布告写

大学ヲ廃シ、文部省ヲ被置候事。

御沙汰書写

従五位 江藤新平

任文部大輔

制度局兼勤被仰付候事。

二分金と壱分銀 価格暫定を通達

〔七・三〇、大蔵省達〕

開拓使 東京府
大坂府 神奈川県
兵庫県 長崎県
新潟県

新貨幣御発行ニ付テハ、在来通用貨幣ト之比較之内、弐分金ハ弐百箇、壱分銀ハ三百拾壱箇ヲ以、新貨幣銀ハ百円金ハ百零壱円ニ比較之積及御達候処、各国公使ヨリ云々申出之趣モ有之、去ル廿八日大蔵省連名ニテ、弐分金比較之差ヲ書面ニテ「コンシュル」ヘ預置、追テ決議之上差戻候歟、又ハ取立候歟ニ、御取計可被成旨申達置候処、猶各国公使協議之上、西洋千八百七十二年一月一日我ガ辛未十一月廿一日迄ハ、是迄之姿ニ据置候積各国公使集議談判相決候間、右「コンシュル」ヘ預置候分モ彼ヘ差戻シ、過日各国ヘ布告致候書簡之趣意ハ、前書一月一日ヨリ施行候事ト御心得可被成候、此段申達候也。

辛未七月三十日　外務省

追テ、各国公使ヨリ、其国民ヘ布告之訳写一通、御心得トシテ御廻シ申候也。

横文訳写

第十二月三十一日ニ至ル迄ハ弐分金ニ換ル商社楮幣（是ハ東京、横浜等ニテ、専ラ取引ニ用ユル紙幣ニシテ、其表面ニ帆前船ノ形アルモノナリ）ヲ、壱分銀弐箇ニ付弐分金一箇之相場ニテ、入出港税及ビ其他之租税ニ収納セラルベシ。

千八百七十二年第一月一日ヨリ後ハ、前ニ云ヘル楮幣ハ一切更ニ収納セザルベク、猶弐分金ハ壱分銀三百拾壱箇之代リニ、弐百零弐箇之相場ニテ収納セラルベシ。

帝大の前身

大学南校の教師と生徒の現在

――洋行の人員――

〔七・一、新聞雑誌㈥〕五月中大学南校教師幷ニ生徒員、教師米(アメ)人四名、英(イギリス)人五名、佛(フランス)人三名、孛(プロシヤ)人三名、瑞(スキッツル)士人一名。生徒入舎生四百八十五人（貢進生三百十二名、員外生百七十七名）外来生七百六人総計千百九十五人（英学七百十名、佛学三百二十二名、獨乙学

百六十二名)。

同洋行ノ人員

官員

佛　中博士　入江文郎

英　中博士　鈴木　暢

英　小倉良儔

米　少助教　柳本寛敬

英　大助教　小林儀秀

英　丹羽武治

英　菊池大麓

生徒

孛　松本銈太郎（静岡藩）

米　長谷川雉郎（姫路藩）

米　香月經五郎（佐賀藩）

白耳義　松原且次郎（金澤藩）

米　高戸賞士（福山藩）

米　松本荘一郎（大垣藩）

米　目賀田種太郎（静岡藩）

米給の弊を訴ふ

〔七・一、新聞雑誌六〕　或夜本局ノ中エ、屏外ヨリ一封ヲ投ゼシモノアリ、翌朝始テ之ヲ知リ披キ見ルニ、左ノ一書ヲ得タリ、依テ茲ニ録ス。御維新ノ始ニハ百官俸禄悉ク金給ナリシガ、今ハ改マリテ米給トナリタリ、然レドモ愚ヲ以テ之ヲ見レバ金給ノ方却テ公平ナルニ似タリ、抑米給ノ弊タルヤ、米貴ケレバ俸増シ、米賤シケレバ俸減ズ、故ニ豊年ハ万民ノ楽ニテ官人ノ憂ナリ、凶年ハ万民ノ憂ニテ官人ノ楽ナリ、情勢相反スル事此ノ如シ、安ゾ官民心ヲ一ニスル事ヲ得ンヤ、或ハ云フ金給ナレバ凶年ノ時官人困窮スベシト、是或ハ然ラン、然レドモ凶年ハ全国ノ災ナリ、全国ノ災ハ全国倶ニ之ヲ困シムベシ、官人独リ困シマザル事ヲ得ンヤ、之ヲ要スルニ金給ナレバ平庸ノ胥吏ト雖モ能衆庶ト憂楽ヲ倶ニスベシ、米給ナレバ有徳ノ君子ト雖モ或ハ之ヲ異ニセン事ヲ恐ル、法ノ利害亦明ナリ、方今国事日新ノ折柄、只此一事退歩スルニ似タリ、盛時ノ為ニ惜マザルヲ得ズト云々。

皇漢学私塾生徒現在

〔七・一、新聞雑誌八〕　東京府中皇漢学私塾幷生徒ノ数。

皇学	神祇少副	福羽美静	生徒十四名
皇学	侍読	平田延胤	同三十九名
皇学	医道御用掛	權田直助	同三十七名
漢学		吉川愼堂	同十八名
漢学		青木敬藏	同二十八名
漢学		大沼捨吉	同五十三名
漢学		日尾宗三郎	同十六名
漢学		植村蘆洲	同二十名
漢学		金内格三	同二十八名
漢学		川田甕江	同四十七名
皇漢学		蒲生重章	同十名
漢学		渡邊魯輔	同十三名
漢学		大野倹次郎	同六十名
漢学		安井仲平	同五十名
漢学		嶋田源六郎	同八十五名
漢学		司馬　勝	同十九名
漢学		宮崎尙藏	同十一名

漢学　大橋　燾次　同三十五名
漢学　芳野　立藏　同六十六名
漢学　石合　黙翁　同八十二名
漢学　猪野銀次郎　同四十二名
漢学　鹽谷　修輔　同　十一名
漢学　金枝鐵太郎　同二十六名
漢学　古屋文太郎　同　十一名
漢学　岡　千仭　同　二十名
漢学　小笠原至善　同二十四名
漢学　櫻井鑛八郎　同　十　名
漢学　海保辨之助　同四十五名
漢学　布治歸一郎　同　十五名
漢学　藤川　三溪　同　十　名
漢学　穗積　耕雲　同　十四名
漢学　高知　達三　同　十六名
漢学　吉田　賢甫　同　百八名
英学尺振八算術須藤時一郎生徒打混
漢学　小笠原賢藏　同　十八名
漢学　林　國太郎　同七十四名
漢学　市川源次郎　同　十三名

士族の横暴戒飭

〔八・一七、太政官日誌〕　士族ノ輩、旧来武門ノ流弊ニ泥ミ、動モスレバ下民ヘ対シ瑣屑ノ不敬ヲ咎メ、甚キハコレヲ刃殺スル等、御維新ノ今日、右様ノ所為ハ無之筈ニ候得共、僻邑遠陬ニ至リ自然心得違ノ者有之候テハ不相済事ニ候条、各地方官ニ於テ篤ク告諭可致事。

全国一途の兵制改革に先んじ
四鎮台を東京、大阪 熊本、仙台に置かる

〔八・二〇、兵部省達〕　今般廃藩被仰出候ニ付テハ、従前所管之常備兵総テ解隊之上、全国一途之兵制御改正可相成之処、差向キ内外警備之為、別紙之通各所ニ鎮台ヲ被置、管地ヲ被定候条、此旨相達候事。

（別紙）

○東京鎮台　常備歩兵十大隊
直管　武蔵　上野　下野　常陸　下総　上総　安房　相模　伊豆
　甲斐　駿河
第一分営　新潟　常備歩兵一大隊
第二分営　上田　常備歩兵二小隊
第三分営　名古屋　常備歩兵一大隊

○大阪鎮台　常備歩兵五大隊
直管　山城　大和　河内　和泉　攝津　紀伊　丹波　播磨　備前
　美作
第一分営　小濱　常備歩兵一大隊
第二分営　高松　常備歩兵一大隊

○鎮西鎮台　小倉当分熊本　常備歩兵二大隊
直営　豊前　豊後　筑前　筑後　肥前　肥後　壹岐　對馬
第一分営　広　島　常備歩兵一大隊
第二分営　鹿児島　常備歩兵四小隊
○東北鎮台　石巻当分仙台　常備歩兵一大隊
直管　磐城　岩代　陸前　陸中
第一分営　青森　常備歩兵四小隊

鎮台本分営之常備兵ハ、元藩下之常備兵ヲ召集シテ充之ベキ事。
元大中藩之常備兵ハ、其県下ヘ一小隊ヅヽ備置ベキ事。
元小藩ニテモ地方之形勢ニ依リ県下ヘ多少之兵隊備置候儀モ可有之事。
但、壱万石以下之諸県兵ハ、解隊被仰付候、依テ大砲小銃都テ兵器ハ、当分其県庁ヘ可収置、何分之儀ハ追テ可被仰出事。
地方城郭之儀、兵部省管轄被仰付候事。
但、県ニ於テ明細之図面相調、早々兵部省ヘ可差出事。
徴兵差出シ方期限、西海道当十一月廿日ヨリ月末迄、東山道、山陽道壬申三月廿日ヨリ月末迄ニ、大坂当省出張所ヘ可差出旨、当二月御布告相成居候処、右差出方延引可致事。

華族と平民とお互に結婚出来る

〔八・二三、太政官日誌〕　華族ヨリ平民ニ至ル迄、互婚姻被差許候条、双方願ニ不及、其時々戸長ヘ可届出事。
但、送籍方之儀ハ、戸籍法第八則ヨリ、十一則迄ニ照準可致事。

工部省製鐵所　赤羽根に建設

〔九・一、新聞雑誌一三〕　今般東京芝赤羽根元久留米藩邸ニ於テ、工部省製鐵所ヲ設ラルルヨシ、竿鉄、平鉄等ノ如キ我邦ニテ未ダ見ザル品モ容易ク得ルニ至ルベシ、其器械衆目ヲ驚カス機関ナリト云。

岩倉大使一行欧米へ差遣

〔一〇・八、太政官日誌〕
右大臣　岩　倉　具　視
特命全権大使トシテ欧米各国ヘ被差遣候事。
各　通　参議　木　戸　孝　允
大藏卿　大　久　保　利　通
工部大輔　伊　藤　博　文
外務少輔　山　口　尚　芳
特命全権副使トシテ欧米各国ヘ被差遣候事。
各　通　外務少丞　田　邊　太　一
外務大記　鹽　田　篤　信
福　地　源　一　郎
今般特命全権大使、欧米各国ヘ被差遣候ニ付、一等書記官トシテ随行被仰付候事。（下略）

東海道の松並木　電信線の犠牲となる

〔一〇・一、新聞雑誌一七〕　東海道路傍ノ並木ハ、夏ハ日蔭ヲナ

シ、冬ハ風雪ヲ防ギ、且ツ其観美ニシテ大ニ旅情ヲ慰スルモノナリシヲ、近頃東京ヨリ大阪ヘ伝信線ヲ懸クル為メ、横浜、小田原ノ間此並木ヲ切払ヘリ、此ノ如ク切ラズトモ決シテ暴風ノ為メニ破ラルルノ患ハナカルベキニ、大ニ街道ノ風景ヲ失ヘリ、伝信線ヲ張ルノ後ハ他日必ズ鉄道ヲ設ルナルベシ、其時ニ及テ復ビ植ルモ能ハズ、実ニ殺風景ト謂フベシ。

洋服屋開店広告

〔一〇・一、新聞雑誌一八〕

西洋衣服類品々　奇なり妙なり、世間の洋服頭に「普魯士」の帽子を冠り、足に「佛蘭西」の沓をはき、筒袖に「英吉利」海軍の装、股引は「亜米利加」陸軍の礼服婦人の襦袢は膚に纏て窄く、大僕(おほをとこ)の合羽は脛を過ぎて長し、恰も日本人の台に西洋諸国はぎ分けの鍍金(めっき)せるが如し。こは御客様方の罪にあらず、事物を知らざる唐物の古着屋か、さなくば袋物師の変化たる洋服仕立屋の所為(しわざ)ならん。此度私店に於ては西洋の仕立師を召抱、羅紗フランネル、其外反物精製、最上いまだ日本人の目に触ざる程の名品を本国より取寄、御注文次第御銘々様の御身丈に合せ、一分一厘の大小なく仕立致し、沓の外は一切手袋手拭に至る迄、時々の流行に従ひ、正真の洋服取揃て下直に奉㆓差上㆒候間、多少に不㆑拘御用被㆓仰付㆒被㆓下置㆒候様、伏而奉㆑希候。

横浜五十二番　ロースマンド
東京表茅場町　柳屋店

政府所有の古金銀三百万円を引当に

拾円・五円・壱円の証券発行

——為替座三井組の引受——

〔一一・二三、太政官日誌〕　御布告書写

大坂造幣寮ニ於テ、既ニ新貨ノ鋳造盛大ニ御施行有之候ヘ共夥多ノ古金銀一時ニ改鋳、国内一般新貨遍ク発行難相成候処、弐分判ヲ厭忌シ候ヨリ、自然上下ノ不融通ヲ醸シ候ニ付、今般為替座三井組ヘ申付、政府在来ノ古金銀ヲ引当トシテ、凡高三百万円ノ正金引替、十円、五円、壱円三種ノ証券ヲ製造シ、来ル十五日ヨリ発行致シ、海関税ヲ除クノ外、租税其他ノ上納物、日用公私ノ取引ニ至ル迄、総テ正金同様ニ通用セシメ候。尤右証券ノ儀ハ、新貨鋳造ノ高ニ応ジ引揚グベキ筈ニ候得共、若シ差当リ正金引換方望出候モノハ、何時ニテモ三井組ニ於テ、在来ノ弐歩判ヲ以引換遣シ候条、諸民一毫ノ疑念ナク、従前金札同様、互ニ通用致スベク此段相達候事。

はだかは御法度　外国人に笑はるゝな

〔一一・二九、東京府達〕　府下賤民共衣類不著裸体ニテ稼方致シ、或ハ湯屋ヘ出入候者モ間々有之、右ハ一般ノ風習ニテ御国人ハ左程相軽シメ不申候得共、外国ニ於テハ甚ダ之ヲ鄙ミ候ヨリ、銘々大ナル恥辱ト相心得、我ガ肌ヲ顕シ候事ハ一切無之由、然ルニ外国ノ御交際追々盛ニ相成リ、府下ノ儀ハ別而外国人ノ往来モ繁ク候処、

右様見苦敷風習此儘差置候テハ、御国体ニモ相拘リ候ニ付、自今賤民タリトモ、決シテ裸体不相成候条、稼方ニ付衣類ヲ著シ不便ノ者ハ、半纏又ハ股引腹掛ノ内相用ヒ、全身ヲ不顕様屹度相慎ミ可申、万一相背候者有之ニ於テハ、取締組ニテ差押ヘ可申筈ニ候条、此旨兼テ相心得候様、小前末々無洩様申諭者也。

種痘医指定

〔一一・一、新聞雑誌一九〕 痘瘡は人間一世の難症にして父母たる者之が予防すべきは勿論、自今小児生れて七十五日の後は、必ず左の姓名の医官へ銘々相対にて種痘を頼み天然痘に罹らざる様可レ致旨御布令ありたり。医官は左の十一名なり。

大野松齋　下谷金杉村　奥山玄仲　芝赤羽根町　吉田親安
東校構内　中野良範　同　中川良二　日本橋木葺屋町　赤
城良閑　青山宮方門前　吉田文輔　下谷中徒町　竹井隆玄
赤坂一木　桂川甫眞　浅草新堀端　村田甫忠　芝二葉町
村井養脩　美倉橋

小学校の教科

〔一一・一、新聞雑誌二〇〕 西京小学校課業表左ノ如シ。

第一等
(句読) 日本外史、易知録、万国公法、太政諸規則
(諳誦) 内外国旗章、外国里程、英獨語学五百言、
(習字) 公用文、即題手柬
(算術) 平価、損益、利足、求積、衆税

第二等
(句読) 日本政記、五経、真政大意、西洋事情
(諳誦) 内国里程、本邦環海里程、英獨語学三百言
(習字) 世話千字文、諸券状、諸職往来、復文
(算術) 正比例、転比例、合率比例、和数比例、較数比例、雑題

第三等
(句読) 国史略、孟子、小學、地理事始、生産道案内
(諳誦) 帝号、英獨語一百言、
(習字) 諸国郡名、商売往来、私用文
(算術) 自諸等化法、至諸等除法五法

第四等
(句読) 職員令、戸籍法、学庸論語、世界国尽、究理図解
(諳誦) 年号、国名
(習字) 受取諸券、苗字尽、山城郡名地名、京都町名
(算術) 九々合数表、乗法、帰除法、除法

第五等
(句読) 孝経、市中制法、郡中制法、町役村役心得、府県名
(諳誦) 五十韻
(習字) 五十韻（平カナ、片カナ）数名、支干、三枚御高札、名頭
(算術) 数目、珠顆用法、名種数名、加表、加法、減表、減法

金金金 金の忙がしいこと昔に十倍

〔一一・一、新聞雑誌二〇〕 或夜行路人ノ咄シニ、常時総テノ商

ヒ儲ケ薄ク骨ガ折ルヽ故、商人ハ褌ヲシメテカヽルト云、町人ハ金ヲ上ゲロト云、士族ハ金ヲ下ゲロト云、芸妓、娼婦ハ金ヲ遣ハセント云、坊主ハ金ガ納マラヌト云、禰宜、山伏ハ金ガ出来ヌト云、比丘尼ハ金ガナイト云、札ノ勢ヒ能ク金ガダレタト云、金ノ急ガシキヿ昔ニ十倍セリ、ブラ〱トシテハ居ラレヌ金玉ヲ握ツテ暮ラス人モナキ世ヤ。

幼少の女性五名米国へ留学す

— 中に九歳の津田梅子もゐる —

〔一一・一、新聞雑誌二三〕今般黒田開拓次官周旋ニテ女学生五名「亜墨利加国」留学トシテ、同国全権公使「デロング」ノ妻ニ托シ、十一月十二日横浜港出帆「紐育」府へ差送レリ、其人員ハ

東京府出仕吉益正雄娘　亮子　十六才。
東京府士族津田仙彌娘　梅子　九才。
外務省中録上田畯娘　悌子　十六才。
静岡県士族永井久太郎娘　繁子　十才。
青森県士族山川與十郎妹　捨松　十二才。

右ノ者同月九日宮内省へ召サセラレ、皇后ノ宮ヨリ茶菓幷紅縮緬一匹宛下シ賜リ、左ノ御書付御渡アリタリ。

其方女子ニシテ、洋学修行ノ志誠ニ神妙ノ事ニ候、追々女学御取建ノ儀ニ候ヘバ成業帰朝ノ上ハ婦女ノ模範トモ相成候様心掛日夜勉励可致事。

検黴で騒ぎ立つ

室に錠を卸して逃走を防ぐ

〔一一・一六、大阪日報〕浪花医学校に於て黴毒の療治を施行するに付、府下の遊女町へ触れて家々の抱子供を呼上げたり、其日集りたる妓は一室に入ず、医四五人立会診察して暫く休息させ、今日は引取り可申、追て療治の沙汰可有之と何事なく返しけり、程経て呼出したり、衆妓先日之通相集る、又一室に入れ今日は室の内外より厳に錠を鎖したり、室内には椅子を設け置、妓一人づゝ裾裙掲げ、尻を現はし腰をかけしむ、椅子の敷板に円径五寸程の穴ありて是を覗けば、黴毒の根元大蛇の口を張たる如く、奥の院迄洞見すべし、此時衆医集まり椅子の下よりして大蛇の口へ管を挿し入れ、器械を用て押広ろげ、間口より奥行を熟覧点検す、妓のがれんとすれば左右補介の医員挫圧して動かさず、此体を見て衆妓一時に騒ぎ立つ、医員告て曰く、此点検を不受ば以後渡世を禁じ、眉を落し一生偶を不得と説得す、衆妓たとへいか様ありても、此療治は受けがたしとて或は声を揚げて泣き、或は遁れんとして狂走せしが、一室厳に鎖したれば、一人も不残改られ、大蛇の口を遁れたるものなかりしとぞ。前日此室に在て診一診し、烟茶談笑して還す、今日此室に在て此術を施す、是もまた匙頭無量の配剤なる哉乎。

旧藩札は　大蔵省で始末

〔一二・一七、太政官日誌〕御布告書写　○旧藩札之儀ハ、当七

月十四日之相場ヲ以テ引換可相成旨、先般御布告有之、尚新県ニ於テモ、支消之見込相立可申出段相達置候処、右ハ追テ大蔵省ニ於テ悉皆支消之方法相設候ニ付、別段見込申出ニ不及、尤準備金ノ儀ハ調書差出、早々同省へ可相納事。

華族も士族も　職業者になれる

〔一二・一七、太政官日誌〕華士族卒在官之外、自今農工商之職業相営候儀、被差許候事。
但、職業相営候者ハ、其業体人名等、管轄府県ニ於テ取調、大蔵省へ可届出事。

小学校開かる

〔一二・―、新聞雑誌二五〕今般童業教育ノ為メ、東京府下左ノ数所ニ小学校幷ニ語学所ヲ設ケラレ、男子八歳ヨリ二十歳マデ入学差許サル丶由。告諭書学則等委シク後号ニ出スベシ。

芝増上寺内源流院　小学第一校
市ケ谷田町一丁目洞雲寺　小学第二校
牛込神楽坂善國寺　小学第三校
湯島切通シ麟祥院　小学第四校
浅草新堀西福寺　小学第五校
深川船蔵前西光寺　小学第六校
裏六番町　語学所

人力車はびこる　西京は振はず東京は四万台

〔一二・―、新聞雑誌二五〕○先般大阪ヨリ帰リシ人ノ話ニ、彼地ニテハ人力車日ヲ追ヒ盛ニ行レシガ、西京ニテハ未ダ数十輌ニ満タズト又東海道箱根以西ハ、静岡ニテ一輛、草津ニテ一輛見受タルノミ。之ニ反シテ、中仙道ハ高崎辺マデ数百輌連接セリト云。○当時東京府下人力車ノ惣数四万余ニ至リ、一車ノ税銀一ケ月八匁宛ナリト云。

石油製法発明

〔一二・―、新聞雑誌二五〕我国ニテハ未ダ石炭油ノ製法ヲ知ラザリシガ、石坂霞山翁始テ之ヲ発明シ、当秋其製法ヲ実地ニ試ントテ信濃ロニ至リ、長野県管下ノ山野ヲ跋渉シ、水内郡ニテ不図草生津ノ油井戸ヲ探リ出シタリ。然ルニ従来此油運上年々永百五十文宛ヲ納メ勝手ニ之ヲ用ユルコトヲ許サレシカドモ、其製法ヲ知ル者ナクシテ多分ノ国益ヲ土中ニ埋メ置ケリ。世ノ開クルニ随ヒ、翁ノ素志始メテ伸ビ、庁ニ告ゲ衆ニ詢リ、之ヲ製シ試ルニ、油質最モ純美其焔温和ニシテ、自カラ劇炎ノ患ナク、最上ノ佳品トナレリ。依テ官許ヲ得、会社ヲ結ビ、諸方ニ売捌所ヲ設ケ、以テ偏ク世ニ行ハルルニ至ラバ、国益ノ最モ大ナルモノナルベシ。

明治五年

（一八七二年）

東京府下　大区小区表

〔一・一、日要新聞二〕

第一大区（小区十七）

御廓内筋違橋ヨリ柳原筋大川ヲ限芝口橋マデ

小区　（一）馬場先、和田倉内。（二）トキハ橋、神田バシ内。（三）呉服橋、スキヤバシ内。（四）西神田。（五）日本橋ヨリ本銀丁マデ。（六）日本バシヨリ京バシマデ。（七）中バシヨリ京バシマデ。（八）京バシヨリ尾張丁マデ。（九）尾張丁ヨリ新バシマデ。（十）木挽丁ヨリ中ノハシ通。（十一）東神田。（十二）小傳馬丁和泉バシヨリ浅草御門マデ。（十三）兩國ヨリ新大橋マデ。（十四）油丁ヨリ小網丁辺。（十五）八丁堀辺。（十六）靈岸ジマ箱崎ヘン。（十七）ツキヂ。

第二大区（小区十六）

芝口ヨリ麻布目黒高ナハ辺。

小区　（一、二）外サクラ田幸バシ外海手マデ。（三）柴井丁ヨリ金杉バシマデ。（四）溜池ヨリアタゴ下。（五）芝辺ヨリ赤羽根マデ。（六、七）飯クラ、アサブ。（八、九）金杉ヨリ三田辺。（十）田丁ヘン。（十一）高ナハ。（十二、十三）白カネヘン。（十四、十五）アサブ辺。（十六）目黒ヘン。

第三大区（小区十六）

竹橋ヨリ小石川御門江戸川筋青山マデ。

小区　（一、二、三、四）竹バシヨリ永田バヾ迄西ノ方。（五）牛込ヘン。（六）小日向。（七、八）高田バヾ、市谷。（九、十）四谷ヨリ新宿ヘン。（十一、十二）クヒチガヒヨリ代々木ヘンマデ。（十三、十四）赤サカ。（十五、十六）青山、澁谷。

第四大区（小区十六）

一ッ橋御門ヨリ小石川、王子、下谷辺。

小区　（一）一ツバシヨリスルガ臺。（二）雉子バシヨリ小石川御門内。（三）小石川。（四）本郷。（五）ユシマ。（六）池ノハタ根津。（七）コマ込。（八）大ツカ辺。（九）音羽ヘン。（十）巣鴨ヘン。（十一）千ダ木ヘン。（十二、十三）王子ヘン。（十四、十五、十六）雑司ケ谷ヘン。

第五大区（小区十五）

浅草、外神田ヨリ北一円

小区　（一）浅草御門外。（二）サミセン堀ヘン。（三）和泉バシ向。（四）外神田。（五）新堀バタヨリ並木ヘン。（六）新寺丁ヨリ三枚バシマデ。（七）下谷廣小路ヘン。（八）浅草寺ヘン。（九）金杉ヘン。（十、十四）上ノヨリ道クワン山。（十一）猿若丁ヨリ今戸バシ迄。（十二）吉原ヨリ三ノ輪ヘン。（十三、十六）今戸、山谷、小ツカ原迄。（十五）三川ジマヘン。

第六大区（小区十六）

本所深川

小区　（一）永代バシ向。（二）油堀ヘン。（三）寺丁ヘン。（四）

新大ハシ向。（五）森下ヘン。（六）両國向。（七）南ワリ下水ヘン。（八）大川バシ向。（九）小梅ヘン。（十一、十二）木下川隅田ヘン。（十三、十四）亀戸ヨリ大島マデ。（十五）扇バシヨリカメ原。（十六）砂村一円。

日本最初の女学校

〔一・一、日要新聞三〕十二月中文部省ヨリノ布令ニ云ク、人々ソノ家業ヲ昌ンニシ、是ヲヨク保ツ所以ノモノハ、男女ヲ論ゼズ各其職分ヲ知ルニヨレリ。今男子ノ学校ハ設ケアレドモ、女子ノ数ハ未ダ備ラズ。故ニ今般西洋ノ女教師ヲ雇ヒ共立ノ女学校相開キ、華族ヨリ平民ニ至ルマデ受業料ヲ出シ候ハバ入校サシ許シ候間、志願ノモノハ向フ申正月十五日マデ、当省ヘ願ヒ出ベキヿ。

女学校入門之心得　但当分英学ノヿ

一　受業料毎月金二両相納ベキヿ
一　書籍等ハ銘々持参イタスベキヿ
一　稽古時間ハ毎日五字間ノヿ
一　生徒ハ女子八才ヨリ十五才マデノヿ
　但シ凡テカヨヒケイ古ノヿ

専門学校 開設

〔一・一、日要新聞五〕今般専門学校取設ケ、理学、化学、法学、重学、星学、伝習致スベク候間、志願ノ者ハ右科目ノ内銘々見込候ハバ、科相認メ当月廿九日マデ南校ヘ願書差出スベシ。但シ英、佛、蘭、獨乙学ニ論ナク、学力優等ノ者幷是迄訳書ニテモ、右科目ヲ学ビ居者、試業ノ上入学差許サル、旨ノ御布令アリタリ。

天皇の海外御巡狩を抑止
流言を信じて起った伊勢の暴徒

〔一・一、日要新聞六〕十二月廿九日伊勢度會県下ニヲイテ、佐々木半三郎以下廿五人暴徒ヲ結ビ、内外宮司ニ迫テ建白書ヲ捧ゲタリ。其大意ハ龍駕海外ニ巡狩シ玉ヒ、就キテハ神宮御同艦ニテ、洋域ニ神行アラセラル、哉ニ承候間、我党身命ヲ抛チ、留メ奉ンガ為ニ、生兵ヲ以守護スル趣ナリ。而シテ愚民ヲ煽動シ、騒擾大方ナラザリシカバ、追々県庁ニ捕縛シタルヨシナリ。夫前説ノ如キ、虚妄タルコト言ヲ待タズト雖ドモ、僻遠ニ住テ我レニ知識ナキトキハ、却テ御政躰ノ変遷ニ驚キ、浮萍ノ造言ニ狂惑シテ、終ニ天咎ヲ蒙ルニ至ル、其愚モ亦憐ム可ナリ。抑田舎辺邑ノ人ハ勉メテ知見ヲ広クシテ謹テ御趣意ニ背カザランコソ肝要ナラメ。

ランプの取扱方 ―東京府の布令―

〔一・一、日要新聞六〕ランプ取扱方心得ノ為東京府ヨリ布告ノ略ニ云ク。

一、石脳油ヲ混合タル石炭油ハ火災ヲ醸成候ニ付、右等ノ分不売出様渡世ノ者ヘモ急度申渡スベク候得ドモ、猶亦気ヲ付下直ノ油ハ決テ不良ノ油ト心得買求ベカラザルコト。
一、ランプヲ掃除シ油ヲツグハ屹度昼間ニ致シ置クベシ、夜火ノ近処ニテ取扱マジキヿ。

一、ランプ幷油壺ヲ火ノ近処ニ置クベカラズ。
一、ランプハ全ク石炭油バカリヲ焚ク器ニ非ル故燈心管甚太シ若細キ燈心ヲ用テ火ヲ点候得バ、空気入込破裂シ火災ト相成可申ヿ。
一、石炭油ヲ衣服足袋ニカケ、或ハランプヲ取落シ、又ハ転倒スニ依テ其油畳或ハ敷物ニ染ケルモ遂ニ火ヲ伝ヘ燃上リ火災ト相成可申コト。
一、万一燃上ル節ハ風呂敷又ハケツトノ類ヲ以テ押消スベシ、水ヲ注グベカラザルヿト云々。

大江戸の名残　いろは組の廃止

〔一・一、日要新聞七〕イロハ組火消人足ハ、享保年間ニ創起セシヨリ追々強勢ノ余リ、間々暴動ノ聞エアリ、然ルニ方今火防ノ器械製セラレ、又本月廿一日第一大区内人足ノ数額ヲ定、第二大区以下総テイロハ組ヲ廃セラレタリ。是ヨリ後旧弊ヲ芟除シテ純良ニ其職ヲ尽スナラン。

第一大区火消人足略表

〇五ノ小区　四拾一ケ町　い組人足百十三人、
〇六ノ小区　弐拾三ケ町　ろ組人足百四人、
〇七ノ小区　弐拾三ケ町　せ組人足七十八人、
〇八、九ノ小区　三拾六ケ町　も組人足百廿一人、
〇十、十七ノ小区　四拾四ケ町　す組人足五十一人、
〇四、十一ノ小区　四拾八ケ町　よ組人足百四十人、
〇十二、十三ノ小区　四拾三ケ町　に組人足百十二人、
〇十四ノ小区　三拾一ケ町　は組人足九十八人、
〇十五小区　弐拾二ケ町　百組人足八十五人、
〇十六小区　弐拾ケ町　千組人足九十八人。

小学校、女学校、語学校設立に関し　童蒙教育奨励の告諭

〔一・一、新聞雑誌二六〕童蒙教育ノ為メ、東京府下所々ニ小学、洋学二校ヲ設ケラレ、其中一校ハ女学校ナリ。文部省ヨリ左ノ告諭書幷規則書毎区ノ札場へ掲示セラレタリ。

開化日ニ隆ク、文明月ニ盛ニ、人々其業ニ安ンジ、其家ヲ保ツ所以ノ者ハ、各々其才能技芸ヲ生長スルニ由ル。是レ学校ノ設ケアル所以ニシテ、人々学バザルヲ得ザルモノナリ。故ニ方今東南校ヲ初メ、処々ニ於テ学校ヲ相設ケラレ、教導ノ事専ラ御手入有之ト雖モ、素ト限リアル公費ヲ以テ限リナキノ人民ニ応ズ可カラズ。然ラバ人民タル者モ亦自ラ奮テ其才芸ヲ生長スルコトヲ務メザル可カラズ。依之先ヅ当府下ニ於テ共立ノ小学校並ニ語学校ヲ開キ、華族ヨリ平民ニ至ル迄志願ノ者ハ学費ヲ納メテ入学セシメ、幼年ノ子弟ヲ教導スル学科ノ順序ヲ定メ、各々其才芸ヲ生長シ、文明ノ真境ニ入ラシメント欲ス。父兄タル者ハ此意ヲ体シ、別紙ノ個条ヲ心得、其子弟ヲ入学セシム可キ也。但シ右志願ノ輩ハ其最寄ノ校エ可願出事。

同入学規則

教授料毎月金二分可相納事。
修業ハ書算筆ノ三科タルベキヿ、書籍ハ銘々持参可致事。
稽古時間ハ毎日五字間ノ事。

男子生徒ハ八才ヨリ十五才、女子生徒ハ八才ヨリ十二才迄凡テ通ヒ稽古ノ事。

語学校入学規則

当分英(イギリス)、獨乙(ドイツ)学ノ事。

教授料毎月金三両可相納事。

稽古時間ハ毎日六字間ノ事。

生徒ハ男子十才ヨリ二十才迄、凡テ寄宿稽古ノ事。余ハ同上

小学第一校教師　森山朔之助　同　第二校教師　八木弘二郎

同　第三校教師　於保　武十　同　第四校教師　櫻井鑛八郎

同　第五校教師　村上　準作　同　第六校教師　莊司　熙

女学校教師ハ、南校御雇入英人「ウヰドル」ノ妻御雇入ニ相成ル由、斯ク教育ノ事専ラ御手ヲ尽サセラレシニ、何ヲ憚リテヤ願出ノ者稀ナル風聞アリ。是レ全ク父兄ノ公旨ヲ奉体セザルニ依レリ。男子ハ勿論女子モ歌舞雑劇ニ長ズト雖モ書ヲ読ミ字ヲ書スルコトヲ知ラザルハ実ニ可愧コトニテ、遠クハ西京学校ニテ俊秀特試ノ二級ニ上リシ十三女子（第五号ニ詳ナリ）、近クハ「米国」ニ留学セシ五女子（第廿二号詳ナリ）ニ劣ラザルヤウ督責シ、各最寄ノ学校ニ入学セシメタルコソ、輦下ノ民タルニ負カズ。成業ノ上ハ婦女ノ模範、父兄ノ面目ナルベシト或人語レリ。

中古以来の禁をとかれ　聖上も御肉食

〔一・一、新聞雑誌二六〕我朝ニテハ、中古以来肉食ヲ禁ゼラレシニ、恐多クモ天皇無レ謂儀ニ思召シ、自今肉食ヲ遊バサルヽ旨、宮内ニテ御定メ之アリタリト云。

榎本大鳥等　禁獄を免さる

〔一・一、新聞雑誌二七〕正月七日榎本釜次郎、大鳥圭介、松平太郎、永井玄蕃、澤太郎左衛門、新井郁之助、其他九人ノ者禁獄御免ニ相成リタリ。尤モ榎本一人ハ親類預ケ被仰付タル由、孰レモ幽囚中志操正シク、殊ニ榎本ハ屑紙撚紙ノ類ヲ以テ蒸気諸器械ノ雛形ヲ製シタリト云。

開化ドンく節

〔一・一、名古屋新聞三〕県下比日流行ノ童謡。

「イキナ斬髪(ザンギリ)　イヤミナ茶筅　ドンく

髪ノアルノハ野蛮人(ヤボナヒト)　ホンマカネ　ソウジヤナイカ　ドンく

古人謡占ヲ重ンズ、放慮スル勿レ。

白衣の御嶽行者直訴を企て　抜刀して皇城大手門に迫る　四人は其の場で射殺さる

〔二・一、新聞雑誌三二〕二月十八日暁第四字、左ノ名前ノ者十人各白衣ヲ着シ、長杖ヲ携ヘ念珠ヲ襷トナシ、修験者ノ装ニテ御嶽山行者ト記セル提灯ヲ持チ、皇城大手御門ニ到ル。御親兵七番大隊ノ警兵之ヲ止メ、且其旨趣ヲ問フニ、太政官ヘ直訴スベキノ旨ヲ申立テ、強テ押入ントス。因テ之ヲ舛形御門内ニ導キ、尚願ノ旨趣アラバ、其筋ヘ出ヅベキ由、再三申懇諭ニ及ブト雖モ、更ニ聴入レズ。

却テ抜刀挺身門戸ヲ壊リ入ラントス。因テ不得已頭立タル者四人ヲ銃殺シ、残ル六人ヲ捕縛、司法省へ引渡ニ相成タリ。此者共千百石積ノ船久寶丸ニ乗組ミ、前夜品川港ヨリ上陸セシトゾ。尚尾州産船頭楠見佐兵衛、熊野産庄吉、本船ニ潜伏ノ処、是又直様、当府鎮台兵ヲ差遣サレ召捕ニ相成タル由、歎願ノ旨未ダ詳ラカナラザレドモ、各左ノ書面ヲ懐中セシト云。

　カクワレ〳〵ハ御嶽御前ヨリ神チヨクニ付、神仏又ハシヨコフチキヨフゴフクノ、サシズニヨリ総モンイタス行者ナリ。

　伊豆産行者即死、熊澤利兵衛。〇三河産行者即死、嘉七。〇東京深川能井半町住即死、八幡屋清七〇尾州宇津見出即死、秀吉。〇伊豆加茂郡大河村大工虎吉悴、重傷、恒吉。〇尾州産、源之助。〇同左肩玉傷、斧吉。〇同胸股右手玉傷、平吉。〇伊豆大島産、清吉。〇藝州産、清吉。

横須賀造船場落成

〔二・一、萬國新聞六〕横須賀ノ造船場ハ殆ド落成ニ至リ、器械モ大概全済シテ歐羅巴洲中ノ第一等造船場ニ比スベキ者ナリ、此造船場ハ官船ヲ造ルノ用ヲ為スノミニアラズ、既ニ外国人ノ用ヲモ達シタリ、此造船場ハ彼我ノ差別ナク、自由ニ百般ノ諸用ヲ達スルヿヲ旨トシテ所置アランヿヲ須要トス。

新紙幣の発行と 民部省損札焼却

〔三・一三、東京日々〕新紙幣去月十五日御発行ノ儀御達シ相成候。付テハ追々御引揚ノ太政官并ニ民部省ノ損札三百五十五万千七百四十三両余、明後十五日東京八代洲河岸旧紙幣寮ニオイテ焼捨相成、本日下民拝見苦シカラザル旨御布令アリタリ。

榎本釜次郎出仕

〔三・一、新聞雑誌三七〕榎本釜次郎今般特命ヲ以テ親類預ヲ免ゼラレ開拓使四等出仕仰付ラレタル由。

兵制改革と外人の傭入れ

〔三・二六、日新眞事誌〕孛国近ゴロ日本ノ軍制練兵ニ関係セリ、右ニ付コノタビ其国ノ士官七人、近日出帆ノ郵船ニ乗リキタル由、（マドラス）新聞ニ曰ク、皆元ノ孛ノ将校（モルケ）ノ教練ヲウケシモノニテ（ヘルチペン）ノ選任ナリト。（ヘルチペン）ハ嘗テ日本ニ住シ、当今日本兵部省御傭ヒノ人ナリ。

　コノタビ来朝ノ孛人ハ大砲科、機械学、歩兵科、騎兵科、医術等ニ熟練セシモノナリ、殊ニ砲兵（リウテナント）官名（プリエルプ）ハ才智超絶ス、嘗テ（グラベロット）及ビ（パリス）ニオイテ重職ニ任ジ孜々トシテコレヲ勤メタリ、又孛佛戦争ノ折ソノ配下ヲヒキイテ（メッツ）ヨリ逃亡ノ節（ブラジル）兵ノ掩襲ニ逢ヒ、ホトンド其兵ヲ失ヒ、身数創ヲ被リタル人ナリ。其他二三人ハ孛軍ノ（セルジアント、マヨール）ヲ勤メ、先ノ戦争ノ折軍功アリ、故ニ格別ノ抜擢ニテコノタビ日本陸軍ノ教師ニ傭ハレタルナリ、皆コノ人ハ五ケ年間在官勉強シタル人ナリ。故ニ孛ノ制法行ハルレバ、自然日本ノ為ニ十分ツクシテ、一万五千余ノ兵卒ヲ編制スベシ。

此度兵制改革ニ付、孛ノ大砲及ビ螺旋銃数種日本ヘ輸入ニ成ルベシ。（ペン）氏自ラ螺旋銃ノ見本ヲ日本ヘトリヨセタリ。其銃ハ四尺バカリニシテ、東洋人ノ体力ニ適当シタル新製ノ元込銃ナリ、装薬スルニアタリ、常ノ元込銃ノゴトク筒ト筒尻ト分ル丶仕掛ニアラズ、戸ニ付ケタル関機ノ如ク滑カナル牒番ヒヲ引上ゲ弾薬ヲ其跡ニ充ス、実ニ装薬ヲナス軽便ニシテ非常ニ疾速ナリ、銃口ニ二尺バカリノ銃劒ヲ附スレ𪜈更ニサマタゲヲナサズ、其劒ノ宗ヲ鋸ノ歯ノ如ク切リキザム、コレ軍中ニテ木ヲキリ、薪ヲ削ルタメナリ。若シコノ銃ノ弾道ト（チエスポット）佛製ノ銃ノ弾道ト全ク相等シケレバ、日本兵ノ今日ノ人ハ一欧洲人トイヘドモ、賤シメザル好便ノ武器ヲ荷担スルヿ実ニ明ナリ。日本ノ兵士コノ法ニ熟シタラバ、兵力昔日ニ充倍セン。

女人禁制の解除

〔三・一、日要新聞一八〕神社仏閣ノ地ニテ女人結界コレ有シ処、自今廃止セラレ、登山参詣勝手タルベキノ旨御布告アリタリ。

陸海軍省　新設さる

〔三・一、萬國新聞一二〕兵部省被廃陸軍省海軍省被置。

佐渡の金山近況

〔三・一、開化新聞九〕佐渡島内に於て現今掘出す所の鉱坑廿ケ所、職人の数四千人余とぞ、近頃又鉱石を破砕し、且つ金を製産する器械を装置するため、外国人（コウル）氏御雇入相成たり、是迄木槌を以て打しゆへ、砿石の破砕甚だ粗末なりしに、新たに備へられし器械は尤も至当の使用にて、一日間に二十トン余の鉱石を破石し得べしと、尚不遠して他の金鉱且つ許多鉱物の種類を掘出に至るべしと云。

床屋の看板標

〔三・一、名古屋新聞六〕東京府下結髪店凡三千余軒アリ、近来紙格（シヨウジ）ニ英佛髪ハサミ所ト題シ、店前ニ赤ト青ノ捩レタル棒高サ九尺許、頂ニ金ノ玉ヲ附シタル看板ヲ建タリ、定価新規ハ金百疋、刈込ハ一朱ヅツナリ、府下ノ住人概シテ八分ハ散髪ナリト。

横浜で競馬挙行

〔四・二、日新眞事誌〕今月二日ヨリ三日ノ間横浜ニ於テ競馬ヲ興行ス、其シカタ勝負ニヨツテ種々ノ褒賞アリ、其ノ品数八ツ、或ハ九ツヲ出ス。昼九時ヨリ始リ、夕刻迄アリ、見物ノ場所広クシテ其ノ中央ニ大ナル建物ヲ設ケ、桟敷ヲ構ヒタリ。コノ所ニテ見物スレバ馬場ヲ一ヱンニ見オロシテ、ヨキ見物所ナリ、見料ヲ出ス方ニハコノ建物ニテ見物シ玉フベシ。外国人ハ日本ノ見物人アルヲ望メリ、見料ハ他ノ用ニセズ、褒賞ノ費用ニスル趣向ナリ。

全国の地図作製

〔四・三〇、東京日日〕公聞　○今般当省ニ於テ、全国地理図諸

編輯ニ付、御用有之候間、各管下元一藩或ハ一県限リ、兼テ取調有之候国郡村々明細地図幷ニ城市村落山河海岸ノ形状、其外風土記等幷ニ別紙ノ廉ニ関係スル分、詳悉記載、早々可指出旨、陸軍省ヨリ布達アリタリ。

御雇外人の数

〔四・一、新聞雑誌三八〕 方今諸官省ニ於テ御雇人外国人総員二百十四人ニ及ベリ。内英百十九人、佛五十人、米十六人、孛(フロイス)八人、蘭二人、伊一人、葡一人、白一人、嗹(デルマルク)一人、馬四人、支九人、印二人ナリ、其給金一ヶ年ノ総高五十三万四千四百九十三元(ドル)ナリト云。

裸体、肌ぬぎ、男女混浴、春画、性具、刺青

いづれも厳禁

〔四・一、新聞雑誌三九〕 四月上旬東京府下ヘ左ノ通リ厳禁ノ令アリタリ。

一、裸体又ハ袒裼ニテ往来致シ候儀ハ勿論、見世先其外総ジテ往還見通シノ席ハ同様不相成候事。

一、男女入込洗湯不相成候事。

但シ湯屋二階幷ニ入口等ハ葭簀暖簾ノ類下ゲ置、往来ヨリ見通シ不相成様可致候事。

一、春画ハ勿論都テ猥ケ間鋪錦絵類、売買不相成候事。

一、俗ニエンギト唱ヘ陰茎ノ形チヲ模造シ、売買候儀ハ勿論、仮令小児ノ翫物タリトモ右様ノ品取扱儀不相成候事。

一、俗ニホリモノト唱ヘ身体ヘ刺繍致シ候儀不相成候事。

右ハ孰モ風俗ヲ紊候而已ナラズ如斯弊風有之候テハ、第一御体裁ニモ関係致シ、実ニ不相済事候間、自今取締組ニ於テ厳密ニ相糺シ、万一心得違ノ者於有之、無用捨相当ノ所置可致云々。

電信線には処女の生血を塗る

〔四・一、新聞雑誌四一〕 西国ヨリノ報来ニ、今般御取設ノ電信線ニ付、安藝長門辺ニテ種々ノ邪説ヲ生ジ、機線ヲ以テ音信用便ヲ達スルハ、是ゾ所謂切支丹ニ相違ナシト、且機線ニハ女子未嫁者ノ生血ヲ塗リ用ユル由、則チ軒口ニ記セル戸数番号ノ順次ヲ以テ、処女ヲ召捕ラルベシナド、暴説風伝シ、或ハ処女ニシテ俄カニ歯ヲ染メ、眉ヲ卸ス者アリ。又ハ電信本杭機線等ニ毀損スル徒アリテ、人心恟々之ガ為頑民煽動ノ勢ヲナシ、実ニ浅間舗次第ナリ。抑電信ノ妙用ハ追々官諭モ之アリ、便宜ノ為御取建ニ相成リシコトニテ、従来田舎ニテ至急ノ用便ニハ汗多ノ賃銭ヲ出シ、脚夫ヲ雇ヒ時日ヲ費セシニ、電信ナレバ、数百里外ノ事モ立ドコロニ辨達スルコトヲ得ベシ。斯ル便宜ノ設ケナレバ、各厚ク心得、疑念ヲ起スベカラズト云々。

僧侶の妻帯肉食 ——自由となる——

〔四・一、日要新聞二二三〕 自今僧侶肉食妻帯蓄髪可レ為二勝手一、但法用の外は人民一般の服を着用不苦の旨、四月廿五日御布告有りたり。

耶蘇教抑圧の方策

〔四・一、教部省日誌一〕邪宗ノ患浸々乎トシテ日々ニ迫ルノ勢アリ。之ヲ防ノ術、尤容易ナラザル儀ト奉存候訳ハ、古来三百年ノ久キガ間、一ニハ厳刑ヲ設ケ之ヲ懲シ、二ニハ僧徒ヘ宗門改権ヲ委ネ且葬祭ノ式ヲ設サセ、殊ニ右宗旨ノ入来ヲ厳禁シ、古来之ヲ犯スノ徒ヲ戮スルコト数十万ニ及ブト雖モ、長崎近傍ニハ尚往々其遺種アルノ形勢ニテハ、重ク御用意ナクテハ不相済義ト奉存候。因テ建言如左御座候。（無名子）

一、人ノ一念タルハ政令刑法ノ能ク移ス可ニ非ルコトハ古来ノ論ニモ判然仕候、前文邪宗ノ儀ハ所謂教化ノ然シムルニ非レバ、恐クハ能スベカラズ。若シ此儘ニテ此ヲ擱カバ、仏ノ廃滅スルニ随テ耶蘇教ハ次第ニ盛ニ相成、共和政治ノ論起ルニ至ンコト知ル可ラザル也因テ宣教使モ担当仏徒モ尽力有之度、是故ニ寺院省ヲ設ラレ、左ノ如キ目的ヲ立テ諸宗相奉ジ、人民教化致候様有之度存候。

一、奉敬神祇候事。

一、君臣ノ大倫ヲ明ニスベキ事。

一、国家ヲ保護シ忠愛ヲ可存事。

（下略）

但宣教使ノコト神祇省ニテ其儀アルベケレバ爰ニ贅セズ。

京都大阪神戸間の電信開通

〔五・一、新聞雑誌四四〕京坂神戸ノ間電信線ノ通信四月二十二日ヨリ取開キニ相ナリタリ。

熊本鎮台兵肥後藩士と衝突

〔五・二、日新眞事誌〕肥後ノ新聞

コノ頃肥後ヨリ東京ヘ来リシ人ノ話ニ、熊本ヘ鎮台ヲ置カレシニ兵隊ノ者ト肥後ノ士族卒ト抗激シテ、屢々争闘ヲ生ゼリ。コノ地ノ士ハ元来固陋ニシテ旧習ヲ脱セズ、方今モ依然トシテ双刀ヲ帯ビ、平民ヲ蔑視シテ誇大ノ風アリ、鎮台兵ハ官威ヲカリテ横行スルニ、互ニ道路街上ニ出逢ヒ、誇大譲ラザル所ヨリ、終ニ争論ヲ起シ、闘撃スルニ至ル。兵隊ハ銃劒ヲ以テ抗スレバ、士ハ白刃ヲ以テ往々兵隊ヲ斬殺セリ。士族等罵テ云フ、嗚呼洋兵ノ拙キイヅクンゾ我ガ神劒ニ敵セント、コノ地ノ土俗概ネ斯ノ如シト云ヘリ。

煉瓦建築請負広告

〔五・一、新聞雑誌四四〕総テ人々繁盛ノ地ハ火災ノ憂ヒナキコト能ハズ、故ニ其防策種々アリ。住居向ハ往古ヨリ土蔵石倉ヲ以テ第一トシ、塗家ヲ以テ之ニ次グ。乍然石倉ハ火ニ化シ易ク、塗家ハ表面ノ飾ノミニテ鎮火ノ功ヲ奏セズ。僕往年支那ノ上海ニ在リシ時、彼地ニ火災アリシガ各戸多クハ煉化石ヲ以テ築造セルニヨリ、大火トナラズシテ鎮静セリ。其砌初テ煉化石ノ火ニ接シテ防禦ノ枢要ナルヲ知ルヨリ、彼地ノ土師ニ従ヒ、煉火石製工築造ノ伝習ヲ得、帰朝ノ後東京府下ニ此産業ヲ開キ、継デ諸方ノ注文ヲ得テ国益ニ充ルニ、此頃此業ヲ倣ル者、諸方ニ発リ、僕ガ微志モ稍貫キ歓喜シケレド、多クハ生半熟ナル製方ノミ、遮莫二月二十六日大火ノ折モ、煉化石ニテ築造セシ家ハ十ガ二三ハ類焼瓦解セリ、是製工ト畳方ノ不

化不熟ナルヨリノ過ナリ。僕多年経験デ其等ノ事ニ用心セリ。府下ノ諸子前月大火ノ類焼ヲ以テ其物ノ真偽ヲ混ジ、此品ノ益アルヲ捨ルコトナク、今般ノ御布令ニ従ヒ、煉化石ヲ基礎ト頼ミ営繕アラン事ヲ祈ルト云。

煉化石ノ儀ハ支那上海ニ於テ伝習ヲ受シ後、新発明煉達ノ品ヲ以テ御好ニ任セ築造共御請合可申上候。

東京浅草材木町　松村春助誌

築地精養軒の広告

〔五・一五、日新真事誌〕私儀今般西洋料理店ヲ開候所、中外ノ賓客御愛顧ヲ以テ日増ニ繁昌仕候ニ付、尚又酒並ニ魚肉其外品精撰シ、風味ヲ第一ニ仕候、従テ器物飲席マデ清潔ニ致、他ノ料理ヨリ下直ニ差上候間、四方ノ御方御光来御試シ相願候。

東京木挽町五丁目二ノ橋角　精養軒

開局当時の電報料

〔五・一八、東京日日〕音信料

東京府内電信局及賃銀表

局名	日本橋	浅草	四ツ谷
築地	両国	本郷	赤羽根

和文片カナ廿字、横文字廿語ヲ以テ一音信ノ料ト定メ、廿字廿語ヨリ以下ノ少字数トイヘモ、一音信ノ料ヲ払フ可シ、府内各局互ノ音信ハ、イヅレノ局ニテモ、和文廿文廿字銭五百文、其余十字毎ニ二百五十文ヲ増シ、横文廿語銭一貫五百文、其余十語毎ニ七百五十文ヲ増シ払フベシ、東京各局ヨリ横浜マデ和文廿字ニテ銭七百文、横文廿語ニテ銭二貫五百文即金一分ナリ。

和文ハ宿所宛名トモ字数ノ代価ナシ、横文ハ宿所宛名ノ語数ニ応ジ其料ヲ払可シ。

届賃

其局ロヨリ五町マデハ無賃、五町外ハ銭二百文、夫ヨリ五丁毎ニ二百文増シ。

築地ハ既ニ開局、日本橋、両国、浅草三局五月十二日開局、其他ノ局ハ追々可相開事。

文部省師範学校設立さる

〔六・一、新聞雑誌四七〕頃日文部省ニ於テ師範学校ヲ設ケラルルニ付左ノ通リ御達相成リタリ。今般東京ニ於テ師範学校ヲ開キ候、師範学校ハ小学ノ師範タルベキモノヲ教導スル処ナリ、全体人ノ学問ハ身ヲ保ツノ基礎ニシテ順序階級ヲ誤ラズ、才能技芸ヲ成長スルニアリ。仍テ益々小学ヲ開キ人々ヲシテ務テ学ニ就カシムルノ御趣意ニ候処、差向小学ノ師範タルベキ人ヲ養ヒ候儀第一ノ急務ニ有レ之、且外国ニ於テモ師範教育所ノ設ケ有レ之ニヨリ、其意ヲ取リ外国教師ヲ雇ヒ、彼国小学ノ規則ヲ取テ新ニ我国小学課業ノ順序ヲ定メ、彼ノ成法ニ因テ我教則ニ立テ以テ他日小学師範ノ人ヲ得ント欲ス、今立校ノ規則ヲ定ムル事左ノ如シ。

○外国人一人ヲ雇ヒ之ヲ教師トスル事。

○生徒二十四人ヲ入レ、之ヲ師範学校生徒トスル事。

○別ニ生徒九十人ヲ入レ、之ヲ師範学校付小学生徒トスル事。
○教師ト生徒ノ間通弁官一人ヲ置ク事。
○教師二十四人ノ生徒ニ教授スルハ一切外国小学ノ規則ヲ以テスル事。
○二十四人ノ生徒ハ九十人ノ小学生徒ヲ六組ニ分チ、其一組ヲ四人ニテ受持チ外国教師ヨリ伝習スル処ノ法ニ因リ、彼ノレッテルハ我ノ仮名ニ直シ彼ノオールドハ我ノ単語ニ改メ、其外習字会話口授講義等一切彼ノ成規ニ依リ、我ノ教則ヲ斟酌シテ之ヲ小学生徒ニ授ク、右授受ノ間ニ一種良善ナル我小学教則ヲ構成スベキ事。
○二十四人ノ生徒ハ和漢通例ノ書ヲ学ビ得タル年齢二十才以上ノ者タルベシ。然レドモ成丈ケ壮者ヲ選ムベキ事（但二十四人ハ一ケ月金十円宛九十人ハ一ケ月金八円宛ノ事）
○生徒入校成業ノ上ハ他途ヨリ出身スルヲ要セズ、小学幼年ノ生徒ヲ教導スルヲ以テ事業トスベシ。故ニ入校ノ節成業ノ上必ズ教育ニ従事スベキ証書ヲ出スベキ事。
○成業ノ上ハ免許ヲ与へ、速ニ之ヲ採用シ四方ニ分派シテ、小学生徒ノ教師トスベキ事。
右之通相定メ、師範学校不レ遠開校相成候間、御趣意ヲ奉認シ生徒タルベキ志願有レ之者ハ、来ル七月晦日迄、其地方庁ヲ経テ当省エ可レ願出一候事。

九段招魂社新築竣工す

〔六・一、郵便報知二〕 五月十日九段坂招魂社落成、その月十五日より例年の祭典あり。惟みるに今を距る二三年前は、都下の形勢寥々として、此社に参るものもなく却而此社を蔑視するに至れり。かくてこゝに賽するものは僅に西陲各藩有志のもの、昔を追思して涙を拭ふのみなりしが、頃日新社既に成り、官人庶民を問はず、歩騎陸続して通衢紅塵を起し、その景況往事の比にあらず、さて此大祭は正月三日、五月十五日、九月十八日の三回にて、即ち伏水、上野、箱館の大事件の日なり。

三潴県の採炭業

〔六・一、日要新聞三〇〕 三潴県所轄の内元柳川県は夙に旧習をすて、開化に進歩せる勢ひにて、中にも石炭坑二ケ所を新開して、其業盛なれば向来大に国益を助くべし、其一は三池郡稲荷村の稲荷山と云ふ山を鑿り横に入ること凡十町許り、濶き処にて廿間四方に至り、或は漸く踞入する処あり、坑の内の左右に十六の岐穴あり、之を間分と唱ふ、最も盛に掘出す間分高さ七尺許切出し、猶足下を測るに四尺許は悉く石炭なる由、さて間分口に会所を置き万事を総轄す。士民男女を論ぜず望次第使役し、賃銀は石炭百斤に付銭七十文の積にて之を給す。担夫日々四百に近く、又坑中に溝を□□水車を掛けて炭液を落す。此人夫百五六十人なりとぞ、賤民為に潤沢し城下に演戯場などを開き、甚だ賑はへる由、その二はをなじ山つゞきなる生山と云ふ、こは運輸の便よからぬを以てトジと唱て大塊疎散を論ぜず一所に集め積て火を放ち、燃ること半ばにして一面に土を覆ひ全炭に徹底する時、土を払へば恰も百畳敷の一石版の如し、之を適宜に切出し柴薪に代て民利を為す、若都下に輸出し風呂屋、割

烹家、瓦斯燈に用ひなば利益も大ならむか。

品川・横浜間鉄道　発著時間と賃金表

〔七・一二、東京日日〕鉄道時刻賃金表

	横浜	神奈川	川崎	品川
午前	七字	七字六分	七字廿二分	七字四十分
	八字	八字六分	八字廿二分	八字四十分
	九字	九字六分	九字廿二分	九字四十分
	十字	十字六分	十字廿二分	十字四十分
午後	二字	二字六分	二字廿二分	二字四十分
	三字	三字六分	三字廿二分	三字四十分
	四字	四字六分	四字廿二分	四字四十分
	五字	五字六分	五字廿二分	五字四十分
	上等	十八銭七五	五十六銭二五	九十三銭七五
	中等	十二銭五	三十七銭五	六十二銭五
	下等	六銭二五	十八銭七五	三十一銭二五

×

	品川	川崎	神奈川	横浜
午前	八字五分	八字廿二分	八字卅九分	八字四十五分
	九字五分	九字廿二分	九字卅九分	九字四十五分
	十字五分	十字廿二分	十字卅九分	十字四十五分
	十一字五分	十一字廿二分	十一字卅九分	十一字四十五分
午後	三字五分	三字廿二分	三字卅九分	三字四十五分
	四字五分	四字廿二分	四字卅九分	四字四十五分
	五字五分	五字廿二分	五字卅九分	五字四十五分
	六字五分	六字廿二分	六字卅九分	六字四十五分
	上等	三十七銭五	七十五銭	九十三銭七五
	中等	二十五銭	五十銭	六十二銭五
	下等	十二銭五	二十五銭	三十銭二五

朝鮮竹島の開拓者　八右衛門の子孫召出さる

〔七・一四、東京日日〕過ル天保年間石州濱田在松原村の農八右衛門なる者、洋中にて強風に遇ひ、竹島と云へる地へ漂着し、はじめて針路を覚へ、其後数回渡海し、地理及び物産等を探索なせしに、竹島の名空しからず、囲り三尺余、盥に用ひて可なるべき大竹有之由。是において、其頃石州某藩の有司に懇意の者あり、竊に其有司と計り此地を開墾せんと欲す。抑、深山幽谷を開かんとなすには、火を以て樹木を焼払ふと言り、之は悪獣の住ん事を懼れてなり。然るに此竹島は朝鮮国釜山浦と海上を隔る僅なれば、彼国より此火光を見て日本より襲撃なすにやと愕き、檄を飛して對州へ通じたり。是に於て對州侯、其事情を捜索あるに、前書八右衛門官にも告ず、竊に地を開かんとなせし事発覚し、殊に同人外国船と私の交通なせるの趣遁れ難く、遂に旧政府の律、密商の刑に行せられしが、方今至仁寛大の秋に際し、其子孫を召出され、同所を開拓せらるゝ由。不日速に開拓ならば、必ず国家の大益となるべき也。

三井為替座全国に出張所を設く

〔七・一、愛知新聞一八〕　今般為替座三井組、三府七十二県ニ出張所ヲ設ケタリ。其法譬ヘバ、名古屋ノ商人名古屋ニテ金千両ヲ為替座エ預ケ、其証券ヲ得テ九州又ハ箱館等ニ千両ノ品ヲ買フトキ、其証券ヲ其所ノ為替座ニ持参スレバ、子細ナク此金ヲ其主ニ渡スハ勿論、若シ此商人千両ノ証券ヲ以テ三千円ノ品ヲ買フトキハ、預ケ金ヨリ二千円不足ナレトモ、其訳ヲ述レバ其品ヲ為替座エ受取、売主エ三千円ヲ渡シ、其品ハ同所ヨリ名古屋座エ運送ス、依テ買主ハ労セズシテ品ハ名古屋エ達シ、買主帰国ノ上残二千円ヲ名古屋為替座エ償ヒテ、其品ト引替ユト、簡易ニシテ融通ナル至便ト云ベシ。

東校南校改称して　醫学校、中学校

〔八・五、東京日日〕
東　　校
右第一大学区醫学校ト改称
南　　校
右第一大学区第一番中学ト改称
大坂開成所
右第四大学区第一番中学ト改称
長崎廣運館
右第六大学区第一番中学ト改称
右之通リ改称相成候ニ付、此段及御達候也。
壬申八月　　文部省

神葬祭執行の為　青山墓地設定

〔八・一、新聞雑誌五六〕　七月中旬ノ御布告ニ、今般神葬祭仰出サレ候ニ付テハ、差向埋葬地コレナクテハ差支可申ニ付、宮方華族葬地ニ御取設有之候青山百人町続足シ山、幷ニ澁谷羽根津村両地ノ所先以更ニ士民一般ノ葬地ニ相定メ、且地所取締ノ儀ハ左ノ神職共ヘ申付候条取行ヒ、埋葬地ニ差支候向、自今右取締ノ者ヘ一応引合埋葬致候儀苦シカラズ候事。

親不知の険を開鑿

〔八・一、郵便報知一五〕　越後国高田より報知　○越中越後両国の境、親不知駒返しといへる難所は、国内無双の嶮道にして、秋冬の間波濤の為に数日の往来を絶し、或は激浪に溺没して死せる者屢屢なりしは世人の遍く知る処にて、前年来此難道を通行せし大小藩より、度々道換の事を建議ありしに、あさましき戦国の余習にて、嶮道は国の要害などと称へて、其儘打過ぎけるに、今日開明進歩の運に際し最も貴き人命を害する大患有、片時も捨置べきにあらず、且数日の間郵便を阻て公私の要務を愆る弊も寡からずと、県管より大蔵省へ申立てられ、即ち巨多の御下げ金にて道換の許可を得、頃日工業を刱められしに、衆民大に官の仁恵を歓び子来して其工を勉め、不日落成の功を奏すべし。

ルツボ製法の発明

〔八・一、愛知新聞二一〕　貨幣鋳造地金分析ノ要器ニ、ルツボト

云者アリ、澳地利ノ国産ニシテ此土質他国ニ未ダ顕著セザリシガ、西京油小路一條下ル工永樂善五郎発明ニテ、三州猿投山下菊谷ノ蓬砂ニ名倉山中ノ砥石ヲ研リ合セ、製造スルニ天下ノ絶品ヲ得タリ。因テ這回三井組為替会社ヨリ更ニ同人ヲ遣シ冶舎ヲ創立セシガ、自余土石薬品希有ノ品物数多ヲ検出シテ、既ニ額田県博覧会ニモ展観シタリト、自今無量ノ国益ヲ出スベシトナリ。

芝神明の由来

〔九・六、東京日日〕　芝神明宮祠官常世長胤ヨリ、東京府へ差出セシ書付

当社天照太神鎮座ノ根元ハ、壽永三年五月、源頼朝卿ノ祈願ニ依テ、伊勢皇太神宮ヘ当所飯倉卿ヲ以テ、御厨ニ寄進有シ事、東鑑二ノ巻ニ見ヘタルガ如シ、依テ今三田ノ地名アルモ、御田ト申儀也、又神風抄ニモ、武蔵国飯倉御厨トモ見ヘタリ、依テ祭神ハ天照皇太神ニマシマス事、古今紛ナク候、偖又、小田原北條ノ分限帖ヨリ出タル、江戸古絵図面ヲ始メ其余ノ書ニモ、太神宮ト見ヘタルガ如シ、然ルニ其後徳川家康公入国以来、故アリテ今ノ芝地ニ遷坐アリ、然レ𪜈、其頃ヨリ、当社ヲ以テ神明宮ト相唱来候由ニ御座候、乍併天照太神ヲ神明宮抔申来ルヿ更ニ謂レナキヿニ御座候、右ハ全ク東叡山末寺金剛院ヲ以テ、当社ノ別当ト定メタル時ヨリノ所為ト相見申候、然ルニ方今復古御一新ノ秋ニ候得者、右ノ弊風ヲ一洗シ、神明宮ヲ改テ旧号ニ随テ、以来芝太神宮ト相唱申度奉存候ニ付、此段奉伺候、右御差支無之候ハヾ教部省へ御披露被下度懇願仕候、以上。

魯国魔手を伸して満洲へ侵入

〔九・一、郵便報知一七〕　満洲新聞抄訳

亜細亜洲中オロシヤ領は、元シベリヤ地方のみなりしが、追々南へ広がり興安嶺を越へ満洲に跨り黒龍江の南に至る。黒龍江の入口ウラテイホストクと云ふ処あり。大平海へ続きたる地にて、開港の企往々有しが、頃日ヲロシヤの政府より官吏出張して、夫々取調べありて、波止場造船所運上役所抔頻に其用意あり。然るに此処五十五度前後の寒地なれば、材木に乏し。他邦より買入る時はその費少なからずとて議論まち〱なりしに、支那在留のヲロシヤ人をして此地を検分させしに、花剛石大理石など多分にして、地を甎に用ゆべきネバ土生ず。石炭は近き山々より出で亦サガレーン島よりも多きゆへ、流罪人に命じこれを掘すべしと云へり。此地開港の上は東満洲の大都会にして、亜細亜洲中大平海の一要港となるべしとぞ。

聖上陛下御臨幸を仰ぎて
鉄道開通式挙行の大盛儀
市民及団体の祝詞に御勅答

〔九・一、郵便報知一八附〕　鉄道開行ニ付御布達等ノ事。

一、九月九日東京横浜間鉄道開行ノ趣国内ニ御布告、外国諸公使ニモ其筋ヨリ告達ノ事。（但九日延引十二日ナリ。）

一、本日勅奏任官ハ御所ヨリ供奉ニ列スルノ外、都テ新橋鐵道館ニ

出頭ス可ク御沙汰ノ事。
但シ着服直垂ノ事。
外国諸公使ヲ本日同所ニ招請ノ書翰ヲ外務卿ヨリ贈ル事。（公使ニ列スル官位ノ外国人居合サバ同様招請ノ事。）

一、本日ハ祝日ニシテ右ノ開行ヲ衆庶縦観ノ恩許預メ御布告ノ事。

一、横浜在留各国領事ノ望アル者ハ横浜鐵道館ニ来リ同所ノ領事ト立列シテ拝礼ヲ許ス旨、東京府知事ヨリ達スル事。

一、都テ居合ヒノ外国官員領事以上ノ者、預メ或ハ臨時ニ式ニ加ハルヲ願フモノハ領事ノ席ニ列スルヲ許ス。尤場所満テ余地ナキ時ハ之ヲ辞スル事。

右三ヶ条外務省扱之。

幸臨鉄道開行ノ式

一、本日朝第九字御出門、供奉ノ列本式ノ行装ニテ護兵ヲ列ネタル予定ノ街路御通行、新橋鐵道館ニ行幸（着御ヨリ御発車）ノ際（国旗ヲ挙げ国楽ヲ奏ス）工部省長官鐵道頭其奏任官（式部披露）ヲ率ヒ、欄廓ニ奉迎シ直チニ長官頭先駆シテ館内ニ入御、此処ニテ外国公使（礼服着用外務卿披露ス）並勅任官拝迎（此時各国公使ヘ御会釈アリ外務卿之ヲ伝フ）鐵道頭其掌管ノ鉄道図一巻ヲ奉献ス。此礼終リテ長官頭等前駆シテ進御、出頭ノ奏任官（式部披露）南廊ノ側ラニテ拝礼。此ヨリ外国公使勅任官及ビ工部省ノ奏任官供奉ノ列ニ加ハリ列ヲ正シ徐（シズカ）ニ乗車場ニ御進行、列車ニ入御、一同乗車。

一、第十字同所ヨリ十輛ノ列車ニテ御発行、第十一字横濱鐵道館ニ着御（御着車ノ時国旗音楽等ノ式新橋ニ同ジ）工部省長官鐵道頭先駆、供奉列ヲ正シ乗車場ヨリ徐ニ御進行、神奈川県令同所居合奏任官（各国領事ノ望アル者）同所ノ鐵道掛奏任官御雇外国人職長等館内ノ両傍ニテ拝迎（県令以下式部披露）館内ヲ御通行、便殿ニ御着座、供奉列ヲ始メ県令各国領事等正シク立列ス。此時中外衆庶ヘ勅語アリ。次ニ外国公使祝詞ヲ上ツル。勅答アリテ後外国商人頭取便殿ノ階上ニ昇リ祝詞ヲ申シ上グ。外務卿御答辞ヲ伝フ次ニ横浜ノ我商人頭取祝詞ヲ上ツル。県令御答辞ヲ伝フ。畢テ館内楼上ノ一室ニ御休憩。

一、第十二字同所ヨリ御発車供奉及諸式前ニ同ジ。第一字新橋鐵道館ニ還御（御着車ノ時国旗音楽前ニ同ジ）直チニ同所ノ便殿ニ御着坐、供奉ノ列尽ク立列ス。奏任官亦之ニ列ス。勅語アリ（此時諸官員御前ニ向フ）大臣百官ノ総代ニ詞ヲ上ツル。終リテ衆庶ヘ勅語アリ。東京商人頭取祝詞ヲ上ツル。知事御答辞ヲ伝フ。後工部省長次官大少丞並局長鐵道頭又ビ同寮ノ奏任官御雇外国人ノ職長等（式部仰ヲ奉リテ召ス）ヘ御賞詞アリ。工部省長官祝詞ヲ上ツル。各国公使御会釈アリ。了リテ御帰輦、夫ヨリ外国公使大臣参議勅任官工部省奏任官延遼館ニ至ル。天皇陛下ノ幸福、鉄道盛大ノ祝酒アリ。

鉄道開業ニ付臨御ノ節兵隊祝式

一、新橋鐵道館並ニ横浜鐵道館ニ各近衛歩兵一大隊ヲ置キ、天皇臨御ノ節横隊ニ布列シ、捧銃式ヲ行ヒ喇叭ハヲーシヤンノ曲ヲ吹シム。

一、皇城ヨリ鐵道館迄ハ近衛騎兵ヲ以テ警衛セシム。還行ノ節同断。

一、御上車ノ刻近衛砲隊日比谷操練場ニ於テ祝砲百一発ス。横浜御着車ノ刻ハ東京鎮台砲隊横浜ニ於テ祝砲同前。

一、同日天皇新橋鐵道館ヘ臨幸ノ節、御道筋大手ヨリ幸橋辺近衛歩兵三大隊、幸橋ヨリ新橋鐵道館迄ノ間東京鎮台歩兵三大隊布列警衛

ヲ為サシム。
一、御道筋。皇居ヨリ櫻田御門、夫ヨリ練兵所脇左ヘ幸橋外左ヘ新橋鐵道館。

同日海軍ノ式

一、当日御発車ノ時、品海碇泊ノ軍艦ヨリ廿一発ヅヽ賀砲ヲ放ツ。
一、横浜御着車ノ時、同港碇泊ノ軍艦モ同断。
一、新橋ニ楽兵隊ヲ出シ、御発車。御臨車ノ時楽ヲ奏ス。

附　録

一、本日出頭ノ判任官ハ袴羽織ノ事。
一、途中鐵道枝館毎ニ障碍ナキ場所或ハ其近傍又ハ鉄道線ノ両傍ニ於テ男女ノ縦観ヲ許ス事。
一、鐵道諸館及ビ其線傍必要ノ場所毎ニ邏卒ヲ配リ置ク事。
一、本日朝第八字横浜ヨリ列車ヲ出ス。同所居留ノ公使及ビ登桟ノ印票ヲ持テ新橋ニ来ル者ヲ載ス。夕五字半新橋ヨリ列車ヲ出ス。右ノ人々横浜ニ帰ルヲ送ル。
一、本日ハ右往返列車ノ外平日ノ列車ハ休業ノ事。
一、本日鐵道館地内ニ桟棚（サジキ）ヲ架シ之ニ登ルヲ許ス。印票ヲ鐵道寮ヨリ出シ、内外ノ紳士豪家及ビ其姑娘ノ来リ見ン事ヲ望ム者ニ与ヘ、又官省使府御雇外国人各国領事等ニ之ヲ送ル事。
　但シ印票ハ期日ヨリ早ク出ス可シ。
一、本日濱離宮ノ園庭ニ諸芸人ヲ集メ官員衆庶ノ歓楽ニ供ス。
一、衆庶ノ縦観ヲ恩許ノ上ハ、鐵道館ノ地内障碍ナキ所ニ、下等ノ庶民ノ群集ヲ許シ、又鐵道寮ヨリ出ス右ノ印票ヲ持来ル紳士豪家及ビ其姑娘等ハ、右ノ桟棚（サジキ）ニ登ルコトヲ許ス。此ノ輩ハ後チ濱離宮ノ園庭ニ入リ諸芸其外ノ縦観ヲ得、其飢ニ充ルタメ（赤飯煮染）ノ折ヲ印票ト引替ルコトヲ得。
一、夜ハ鐵道館横濱離宮ニ賀燈ヲ点ズ。又濱離宮ヲ遠ク離レタル海面ニ烟火ノ戯ヲ設ク。
一、横浜行幸ノ間新橋鐵道館構内ニテ烟火ヲ設ケ軽気球ヲ飛ス。
一、桟欄（サジキ）賀燈烟火横浜モ同ジ。

鉄道開行ニ付百官へ勅語

今般、我国鉄道首線工竣ルヲ告グ。朕親ラ開行シ、其便利ヲ欣ブ。嗚呼汝百官此盛業ヲ百事維新ノ初メニ起シ此ノ鴻利ヲ万民永享ノ後ニ恵マントス。其励精勉力実ニ嘉尚スベシ。朕我国ノ富盛ヲ期シ、百官ノ為メニ之ヲ祝ス。朕又更ニ此業ヲ拡張シ此線ヲシテ全国ニ蔓布セシメンコトヲ庶幾ス。

太政大臣始祝辞

東京横浜ノ間鉄道ノ工成リ、爰ニ我天皇陛下群臣ヲ率テ親臨、其開業ヲ落（ラク）ス。臣等此盛典ニ於テ謹テ一辞ヲ奉ジ之ヲ祝ス。抑国益ヲ興シ民利ヲ与ルハ経世ノ要治国ノ務トス。陛下大政維新ノ始ヨリ夙夜励精、百度皇張大ニ更始スル所アツテ、全国ノ景象漸ク昌盛ノ運ニ進マントス。乃チ此工業ノ如キ、国ニ益アリ民ニ利ナル、固ヨリ言ヲ俟ズ。是偏ニ陛下ノ励精ト群臣ノ協力トニ由レリ。臣等更ニ望ラクハ、此挙ヲ首歩トシ其大益厚利ヲ全国ニ洽カラシメ、人民ヲシテ永世感戴シテ不朽ニ伝ヘシメンコトヲ。

東京人民へ勅語

東京横浜間ノ鉄道、朕親ク開行ス。自今此便利ニヨリ貿易愈繁昌、庶民益富盛ニ至ランコトヲ望ム。

東京人民奉祝之詞

己巳ノ春東京ヲ帝都ト御定メ御遷座遊セラレシ以来、官能ク束縛ノ政ヲ解キ民自ラ自由ノ権ヲ得ルノ勢ヒ日々進ミ、保護ヲ蒙リ生業ヲ安ズルハ、全ク上至尊ヨリ下庶人ニ至マデ共ニ天賦ノ福ヲ享ケ、共ニ地有ノ利ヲ分タントノ厚キ御仁慮ナルコトハ言ハズシテ明カナリ恐レナガラ其美挙屈指ニ遑アラザル程多キ中ニ、今般東京横浜ノ間鉄道成レリトテ恭クモ幸臨マシマシ、御躬親ラ之ヲ開セラレ、其大典ノ縦観ヲ庶人ニ恩許アルノミナラズ、勿体ナクモ有難キ勅言ヲ賜ルコト、我国千古未曾有ノ盛業ヲ開御ノ機ニ当リ、又千古未曾有ノ慈心ヲ施シ賜フ、衆皆手ノ舞ヒ足ノ踏ムヲ知ラズ。熟(ツラツ)ラ鉄道ノ利ヲ惟ルニ、東京横浜ノ間僅ニ一日ノ里程ヲ隔ツルスラ、従来人ノ往還物ノ運輸障碍少カラザリシニ、今ヤ之ヲ瞬間ニ縮メ、貿易ハ勿論諸事便ヲ得ルコト多シ。況ヤ此線全国ニ蔓布スルノ日ニ於テヲヤ。其便ニ依リテ人皆隔遠ノ地ヲ近隣ノ如ク自在ニ往復スルヲ得、国民和親ノ情因テ厚ク、財貨融通ノ便因テ大ヒナランコト更ニ疑ヲ容レズ終ニハ挙国協力同心シテ商業ヲ盛ニ興シ、国ノ富ヲ大ニ進メ以テ有名ノ外国ト峙立スルノ基ナラン。此盛業ヲ朝政一新国事多端ノ央(ナカバ)ニ興シ賜。奉命ノ官員勉力シテ急ニ其功ヲ奏スルハ全ク奇巧ノ機関、人智ヨリ出、世上ノ便ヲ助クルコトヲ我等衆庶ニ示シ、頓ニ愚昧ノ夢ヲ醒シ、漸ク人智ヲ開キ、普ク文明開化ノ域ニ至ラシメントノ厚キ御意ナラント唯感泣ノ外ハアラズ。嗚呼我等衆皆何ノ幸カ、此ノ如キ明徳ヲ備ヘサセラルヽノ君ヲ戴キ、此ノ如キ鴻恩ニ浴スルノ民下ナルコト、豈千歳ノ一遇ニ非ズ乎。然ラバ我等皆愚蒙ト雖モ、而今憤発シ、協力同心シテ以テ我国益ノ一端ヲモ助ケ奉リ、此鴻恩ノ一毛ナリトモ酬ヒ奉ラズンバアル可カラズ。故ニ今爰ニ数行ノ賀言ヲ叙ベ、以テ天皇陛下ノ明徳万世ニ垂レ、我億兆ノ民余慶ヲ蒙ランヿヲ謹ンデ祈ル。仰グ君万歳君万歳。

東京人民エノ御答辞知事伝宣

祝言嘉バシ、汝等自ラ其意ヲ体シ其功ヲ奏セヨ。

工部省竝鐵道寮官員同寮御雇外国人エノ御賞詞

汝等殊ニ勉力事ニ従ヒ、此功ヲ奏ス。朕満足ノ至ニ堪ヘズ。且是レ外国人ノ職長等熟練ノ力ニ依ル。朕之ヲ嘉賞ス。

工部省長官始メ祝詞

臣等誠恐謹言ス。今般東京横浜間ノ鉄道成功ニ因リ天皇陛下臨幸大ニ開行ノ典挙サセラレ、百官万民ニ勅宣ノ後、当省ノ官員奨労ノ綸諭ヲ蒙ル。臣等幸ニ聖時ニ遭逢シ盛儀ニ拝列シ、又此恩諭ヲ蒙リ、歓忻悚懼並至リ感激ニ堪ヘズ候。臣恭シク仕(ママ)候ニ、抑此大業ノ竣功ヲ得ルハ其始メ二三ノ重臣衆口ト叡智明断トニ因リ、太政維新国事多端ノ際ニ於テ、此大工作ヲ創起セラレ、大藏又能ク広費ヲ度支シテ、竟ニ此首線ヲ成就シ始テ鉄道ノ至便ヲ衆庶ニ明示スルニ由リ、朝野挙テ此鴻業ノ興隆ヲ企望スルニ至ル。是全ク陛下ノ大仁ニシテ即チ万民ノ幸福ナリ。臣等叨(ミダ)リニ微労ヲ有シテ敢テ恩賞ニ当ランヤ更ニ今又其盛典ヲ挙行セラルヽニ当リ、陛下皇国ノ富盛ヲ期シ此線ヲ全国ニ蔓布センコトヲ庶幾シ給フノ旨勅諭アラセラレ、臣等愈感励ニ堪ズ。更ニ夙夜努力シテ此鴻業皇張ノ時ニ迨(オヨ)ビテ、聖恩ノ万一ニ報ゼンコトヲ期スベク候●仰ギ願クハ皇国ノ工事日月ニ盛大ヲ成シテ、聖旨速カニ貫徹シ、愈国益ヲ興シ、愈国民ヲ利シテ、陛下ノ大功大徳ヲ万々歳ニ垂示シ給ハンコトヲ。誠恐誠恐謹言。

横浜中外衆庶ヱ勅語

東京横浜間ノ鉄道、朕親ラ開行ス。自今此便利ニヨリ、貿易愈繁昌庶民益富盛ニ至ランコトヲ望ム。

各公使奏文之訳文

闕下ニ奏ス。今日ノ大典ニ列セシメンタメ恭ク陛下ノ寵呼ヲ蒙リ、公使一列斉シク其誉ヲ受ル限リナシ。今此鉄道ノ首線ヲ開クノ祝典ハ、美政ノ光輝ノ茲ニ発見セル所以ニシテ而カモ貴国ノ此レヨリ駸々歩ヲ進メ、昭然タル文明ノ域ニ伍列スルノ徴験ナリ。予輩モ近年親シク見聞ヲ経且ツ欧米両洲ニ於テモ深ク心意ヲ注ギタル此ノ如キノ天業ヲ、陛下及諸政官ノ黽勉止ムコトナキノ偉力ヲ以テ、忽チ成功ニ至ラシメタリ。仍テ庶希ハクハ衆庶之ヨリ尚ホ幸ヒニ物足リ性修マリ、福禄益々増進シ、全国ノ威力モ其栄誉モ共ニ盛隆ノ地ニ至ランコトヲ。是各国公使一列シテ均シク陛下ニ切実欣希シ奉リ、併セテ敬意ト賀悃ヲ呈奏スル所ナリ。

各国公使へ勅語

我国鉄道ノ首線ヲ開行スルノ日ニ方テ、列国公使等斉ク来テ祝意ヲ表セラル。朕欣喜ノ至ニ堪ヘザルナリ。朕更ニ庶幾クハ、自今中外人民共ニ鴻利ヲ享ケ、永ク幸福ヲ保チ、公使等ノ祝詞ニ負カザランコトヲ祈ル。

横浜在留各国商人奉祝ノ詞

曾テ帝国ノ恩恵ヲ蒙リ、其政府ノ護ヲ受ケ、以テ横浜ニ羈住スル各国人民、今幸ヒ天皇陛下照臨ノ機ニ際シ、甚歓喜ニ堪ヘズ。殊ニ帝国史伝ニモ未ダ曾テ有ラザル鴻益緊要ナル此機会ニ臨ミ、衆庶ニ代ツテ今其慶賀ヲ陛下ニ謹言。

既ニ鉄道ヲ開行セシ国ニ在リ、其便宜ニ因テ許多ノ利益ヲ得タリ則チ其国繁栄ヲ生ジ、阻礙ヲ脱却シ、之ガ為隔絶ノ地モ自カラ近隣ノ如ク、従ツテ財貨ヲ起シ普ク利潤ヲ分ツノ益アリ。今日右開行ノ時ニ当リ、天皇陛下親カラ照臨シ賜ヒシハ、豈隆盛ナラザルベケンヤ。天皇陛下今此ノ規式ニ照降シ玉ヒシカバ、諸民モ此大業ニ感激シ、後来ノ繁栄ヲ醸成スルニ至ラン。貴国政府ノ開化タル、此大業ヲ既ニ開行シ玉ノ上ハ、未ダ其衆益便利ヲ暁知セザル者モ、之ガ為メ終ニ開化ノ域ニ至リ、此ノ如キ大業益広大愈進歩センコト、敢テ疑ヒ容レザルナリ。日本ト各国ノ間ニ行ハルヽ貿易交際モ漸々盛ナルニ至リ、国中専ラ勉励シ、平和繁栄ヲ起スコト疑ナキヲ知レバ、今帝国ノ商法ヲ広大ニ為シ、永世不抜ノ基礎ヲ立ント、帝国自ラ尽力セラレンコトヲ希望ス、然ル時ハ陛下ノ権威益輝キ、貴国人民ノ安寧ヲ増シ、貴国政府ト各国政府トノ友誼愈親睦広大ナルニ至ルベシ。天皇陛下国家ノ為メ、公工ヲ施行シ玉ヒ赫々タル叡慮普ク国中ニ彰明シ、貴国人民モ深ク之ヲ感佩シ、其御趣意ニ感激シ、歓喜正ニ溢レントス。外国ヨリ此景況ヲ観ル時ハ、誠ニ帝祚ノ殷富洪福ナルヲ証スルニ足ルベシ。爰ニ此協和繁栄ノ人民ニ対シ、此ノ如ク深恵ノ公工ヲ作シ玉フニヨリ、天皇陛下ノ宝寿長久繁蕃ニシテ、其成果ヲ叡覧シ賜ハランコトヲ、誠惶懇願スルヲ容レ賜フベシ。

在横浜千八百七十二年第十月十一日

横浜在留商民ヱ勅答

横浜居留ノ外客ヨリ今呈奏セル趣ヲ、朕聴納シテ深ク嘉悦ス。

我帝国ニ住セル人ハ元ヨリ此地ニ生レ出タル者モ、仮ニ此地ニ寓セル者モ、偶然此地ニ来会セルモ、自ラ好ミテ航渡セルモ、保護ニ

泄(モ)レズ権義ヲ失セズ、康福今ヨリ猶進マントス。且我国歩ヲシテ文明ニ向ハセント猶斯ノ事業ヲ盛大ニシ、既ニ両間ニ存セル和楽ノ交誼ノ永ク続カン其限リハ、中外ノ人民ヲシテ治ク提撕ノ下ニ在ラシメン。

横浜人民奉祝ノ詞

方今皇国隆運ノ勃興ニ際シ、聖徳洪荒ノ表ニ洽被シ、当横浜ノ如キハ日ニ繁華ニ赴キ、諸商モ栄昌ニ至リ、且ツ郵便行ハル以来、四方ノ通信自在ヲ得、就中鉄道ノ成功ニ及ビ、隔地モ隣ノ如ク、東京往復ハ一日数回ニ至レリ。而シテ軽重ノ運輸モ之レニ準ゼリ。右ハ文明各国中ノ最功奇機ニシテ、近頃之ヲ皇国ニ伝ヘリ。其神速便捷ニシテ、貨財ヲ興シ、利潤ヲ生ズル誠ニ口舌ノ能ク尽セル所ニ非ズ。殊ニ当港ハ貿易首場ノ地ナレバ、商旅ノ者其仁恩ヲ蒙ル亦甚ダ夥シ。抑モ皇国ノ開化ニ赴ムケル、僅ニ数年ノ前ニ基ヒセリ。然ルニ夙ク斯ル盛大ノ偉業ヲ開カセラレシコト、既ニ各国人民モ欽称嘆美シテ措ザル所ナリ。尚ホ此之宝祚ノ悠久ニ従ヒ、殷富洪福ノ基礎ヲ興立シ、永世不抜ノ事業ヲ成就シ、五洲万国ニ卓立傑出センコト必セリ。今日ニ在ツテ、衆庶一般将来未曾有ノ御鴻徳ニシテ、慶賀ニ余リ有リ。就テハ今般御照臨ノ折柄港内衆庶聊カ敬祝ノ儀ヲ表シ、一同歓楽ヲ縦マヽニシ、恭シク宝祚ノ万々歳ヲ寿シ奉リ、賤民等衆庶ニ代リ、謹テ祝辞ヲ奉ル。恐惶恐懼謹言。

横浜人民エ御答辞県令伝宣

祝詞喜バシ。汝等自ラ其意ヲ体シ其功ヲ奏セヨ。

鹿児島県の男色衰ふ

〔九・一、新聞雑誌六一〕近日鹿児島県ヨリ帰リシ人ノ話ニ、同県管下ハ旧来男色ノ悪弊アリシガ、近時ハ其風稍衰ヘタリ、依テ妓楼ヲ設ケンコトヲ企ツル者コレアル由。

浅草奥山で落花狼藉

〔九・一、新聞雑誌六一〕頃日浅草観音奥山ニテ、五十有余ノ老人十二三才ノ丁稚(デッチ)ヲ見カケ、忽チ男色ノ悪心発動シ、傍ノ人ナキ水茶屋ニ連行キ、終ニ淫欲ヲ恣ニセシ処、四隣ノ店婦参詣ノ人々、丁稚ノ叫ブ声ニ驚キ来リ見レバ右ノ有様ニテ何レモ驚天セシトゾ。

文部省の学制確定　全国を八大学区に別つ

〔九・一、新聞要録一〕今般文部省ニ於テ学制御確定(サダメ)相成タリ、其略ヲ記ス。

全国ヲ大分シテ八大区トス、之ヲ大学区トス。之ヲ大学区ト称シ大学校一所ヲ置ク。

○一大学区ヲ分テ三十二中区トシ、之ヲ中学区ト称ス、区毎ニ中学校一所ヲ置ク。

全国八大区ニテ其数二百五十六所トス。

○一中学区ヲ分テ二百十小区トシ、之ヲ小学区ト称ス。区毎ニ小学校一所ヲ置ク、一大区ニテ其数六千七百二十所、全国ニテ五万三千七百六十所トス。

大学区ノ分別左ノ如シ

第一大区　東京府　神奈川県　埼玉県　入間県　木更津県　足柄県
印旛県　新治県　茨城県　群馬県　栃木県　宇都宮県　山梨県　静

岡県
計一府十三県　東京府ヲ以テ大学本部トス。
第二大区　愛知県　額田県　濱松県　犬上県　岐阜県　三重県　度會県
計七県、愛知県ヲ以テ大学本部トス。
第三大区　石川県　七尾県　新川県　足羽県　敦賀県　筑摩県
計六県　石川県ヲ以テ大学本部トス。

（下略）

琉球藩主へ邸宅を賜はる

島義勇宅を三千円で買上の上

〔一〇・三、東京日日〕　正院ヨリ大蔵省へ御達ノ写
今般琉球藩主へ東京ニ於テ邸宅可下賜候処、空邸無之ニ付、飯田町橋木坂島義勇邸宅疊建具共金三千円ニテ、御買上相成、下賜候間、此旨相達候也。
但本文三千円ハ、兼テ外務省へ御渡相成候接待入費金一万円ノ内、被下品并諸雑費共八千円程ニテ相済可申ニ付、残金二千円へ千円相増、都合三千円ヲ以テ買上候儀ニ付、右千円同省へ可相渡候也。
壬申九月廿九日

郵便蒸氣船会社創立

〔一〇・一六、東京日日〕

郵便蒸氣船会社頭取へ
各港御蔵所ニオイテ収入ノ貢米大廻運漕ノ儀、当壬申ヨリ来ル甲戌迄、三ヶ年ノ間其会社へ、大蔵省ヨリ委任相成候条、其旨可相心得事。
右大蔵大輔ノ令ヲ以、此段相達候事。
明治五壬申年八月
驛遞頭前島密

為替会社廻漕取扱所へ、旧藩県ニテ買入置レシ蒸気船十数艘ヲ御下相成、且別段ノ御監護モ有之趣、厚キ御説諭モ有リタルヨリ、同所頭取高崎長右術(ママ)門、山路勘介、岩崎萬造ノ三名、従前所有ノ船々ト御下相成タル船トヲ合テ、日本政府郵便蒸氣船会社ノ名号ヲ以テ結社致シ、皇国環海枢要ノ地ヘハ、月々日時ヲ定メテ、往復致度旨願出、則准允相成、諸規則其他ノ方法最モ整粛、国内未曾有之堂々タル一大会社ヲ創成セリト。

大阪港に於る魯国皇子の歓迎

花火に檜提灯に市中は不夜城と化す

〔一〇・一六、大阪新聞〕　魯国(ロシヤ)皇子本月九日上官士官凡三十余人ヲ従ヒ神戸ヨリ運貨丸ニテ大坂来着、朝八字比川口ヨリ上陸、坂府知参事其他官員本朝服ヲ着ケ、一同騎馬旅館西本願寺エ誘引ナリ、入門之時、伶人奏楽、昼十二字比出館、城内ヲ一覧、晡後帰館、薄暮ヨリ知参事招伴饗応始ル、松島自由亭ノ割烹ナリ、其善美ヲ尽セシハ中々筆ニ尽シ難シ、皇子ヲ始メ快酔淋漓大ニ調理ノ妙ヲ悦バレタルヨシ、偖夜八字比ヨリ本堂ニ於テ、舞、手ヅマ一覧アリ、堂内黄黒

又ハ紅白ニ染メ分ケタル挑燈ヲ数千懸並ベ、光輝彩粲、所謂不夜城モ是ニ過ジ、皇子随官知参事楊ヲ連ネ、東向シテ並ベリ、南妓ハ北面、北妓ハ南面、眩装倩服左右ニ臚列ス、既ニシテ南妓場ニ進ミ、雛妓ハ舞ヒ、大妓ハ歌フ、舞フ袂ハ翩遷花ヲ飄シ、歌フ曲ハ綿蛮鶯ヲ囀ズ、魯人手ヲ打テ賞嘆セリ、次ニ手ヅマ師、其次ニ北妓ト、コレヨリ代ル代ル奏芸、就中柳川一蝶斎、小卵中ヨリ長線ヲ操出シ、線頭ヨリ花火ヲ出ス、又一卵ヨリハ双旗ヲ出シ、続テ二生鳩ヲ出ス、此時魯人又鳴掌感嘆ス、結末南北ノ花併舞同歌、壮観爰ニ至テ極マレリ、時刻ハ已ニ十一字ナリ、

翌十日九字出館、皇子随官知参事一斉ニ人力車ニ乗リ、游歩ス、車引ハ坂府印付ノ法皮ヲ着シ、黄木綿ノ綱ヲ付ケ一車ヲ両丁ニテ牽リ、其迅速馬車ノ走ルガ如シ、辻々ハ邏卒警固、取締長官馬ヲ飛シ前駆ス、植木屋吉助ノ園ヲ踰エ、高津ニ登リ、天王寺ニ至リ、終ニ車ヲ進メ住吉ニ参詣ス、裏門ヨリ入リ本門エ帰ルソリ橋ヲ渡ルニ及ンデ、各々傴身膝行、橋ヲ下リ相顧テ大笑ス、伊丹ヤニ小憩アリ、二字比帰館、夫レヨリ角力一覧アリ、一番勝負ナレバ忽チニ了局セリ、一同直ニ人力車ニ乗移リ、堂前エ車ヲ立並ベ写真ヲ取ラセタリ、尤モ随官数人ハ騎馬ナリ、四字比旅館ヲ退去、川口ヨリ運貨丸ニテ神戸帰港、知事ハ神戸マデ送リ行レタリ。

翌十一日坂府諸官員一族引纏ヒ、旅館ヲ参観スルヿヲ許サレ、其跡四日四大区人民エモ拝見ヲ許サレ、万衆雑沓余程賑々鋪キ様子ナリ。

付言、九日十日ハ市中檐挑灯ヲ出シ、御堂近辺ハ別而店向美々鋪飾リ立タリ。

医局開設広告

〔一〇・一七、東京日日〕報告

旧大病院ハ医学ヲ主トシ治療ハ傍ニシ軍医寮ハ其管スル所ヲ寮シ、八町堀会社医院ノ如キハ、専ラ邏卒ノ為ニ設ケ、未ダ市中医院タル者一モ之レナシ。故ニ吾友議シテ、医院ヲ創立セン事ヲ望メドモ、其議未ダ調ハズ、是ヲ以テ、今仮リニ私宅ニ医局ヲ設ケ、左ノ人々ニ出張ヲ乞ヒ、専ラ諸人ノ疾病ヲ治療セン事ヲ企ツ、四方疾病ニ苦ム人ハ、来テ診察ヲ受ケ給フベシ。

壬申十月

東京本町二丁目
博愛舎主人
橋爪助信誌

出張ノ医員
佐藤少典医　須田泰嶺　今居元吉　佐々木東洋　宮下愼堂　其他一両人

毎日十字ヨリ診察致候事。

琉球国正使来朝謁見を賜ふ

新貨幣三万円其他の御下賜あり

〔一〇・一、新聞雑誌六二〕本月十四日、琉球国正使伊江王子、副使宜野灣等参朝シ、皇帝陛下ヘ謁見セリ、式礼畢リテ左ノ通賜物アリ、琉球藩ヘ新貨幣三万円、国王ヘ大和錦五巻、遊猟銃三挺、鞍

鐙一具、中宮ヨリハ金地織ノ天鵞絨二巻、博名織三巻、西洋敷物三巻ヲ賜ヘリ、マタ王夫人ヘモ種々物品ヲ下サレ、正使伊江王子ヘハ大和錦三巻、天鵞絨三匹、白縮緬三匹、紫縮緬一匹、七宝焼小判形盃二枚、蒔絵文台硯箱一組、新貨幣二百円、副使贊儀官其他附属ノ従官マデ右ニ準ジ若干ノ賜有リタリト云。

琉球国主我が藩臣となる

——同国に内地紙幣を通用——

〔一〇、新聞雑誌六三〕今般琉球国主ノ儀、藩臣ニ被列候儀ニ付テハ、同国貨幣無之、従来寛永通寳而已ヲ以テ通用罷在候処、此度御発行ノ新貨幣幷紙幣相交、都合三万円右王ヘ被下賜候ハヽ国内ヘ頒布致シ、其恩沢ニ浴シ、愈皇恩ヲ感戴可仕ト存候云々ノ旨、外務省ヨリ正院ヘ伺済ニ相成タリ。

ポリス三千人

府下警衛の為に新しく配置

〔一〇・一、新聞雑誌六三〕府下人民保護ノ為メ、辛未十月ポリス三千人新置相成、壬申四月千人増員ノ上市街日夜巡査、盗難火災ノ憂ナキ御恩沢、衆庶ノ知ル所ナリ、右ハ欧米各国ニテハ、民費設立ノ由、府下ニ於テモ各国ノ方法ニ倣ヒ、人民出費至当ノヿニテ、既ニ其論モ有之候得共、多分ノ出費府下差向可致難渋ニ付、不得止当今官費ヲ仰ギ、前条起立以来壬申八月廿四日司法省管轄被仰出候マデ、当府所轄中九月分諸費大蔵省ヨリ被相下仕払候金高、左ノ記載之通候条、区々無洩可触知旨、各区ヘ布達相成タリ。

一、金四拾七万七千百弐拾六円八銭弐厘五毛

内、金九万七千百八拾弐円七拾六銭五毛　第一大区之分

金七万六千七百四拾六円三拾四銭七厘五毛　第二大区之分

金七万三千六百拾六円弐拾六銭一厘　第三大区之分

金七万四千二百八拾三円九拾八銭四厘三毛　第四大区之分

金八万二千四百八円五拾二銭三厘八毛　第五大区之分

金七万二千八百八拾八円二拾銭五厘四毛　第六大区之分

琉球国王の待遇

〔一〇・一、新聞雑誌六四〕琉球国主尚泰、自今一等官ノ可為取扱旨被仰出、府下飯田町樆木（モチノキ）坂ニ於テ邸宅ヲ下シ賜ハリタリ、本月五日同国正使等帰藩セリ。

高島嘉右衛門の美挙

〔一〇・二九、東京日日〕横浜湊町高島嘉右衛門なる者、従来開化を助る志篤く、学校を建設け、教師数名を雇ひ、書籍器械等を買入るゝの入費、三万円余を散じ、其上貧生徒を養ふに、月々二百円程宛、自費を以会計の不足を補ひ、其費許多なりと雖、退縮の色なく、愈従事せる篤志、県庁大に奇特とし格別の御賞誉有之度と、大蔵省へ伺ひ相成し所、則御賞誉として、大径り六寸中小之に倣ふ代価四十円の銀盞三ツ組一具下し賜り候旨、本月二十八日、同県へ御達しありたり。

海運橋畔へ五層楼の大洋館

三井三野村等豪商結束の大商社

〔一〇・一、博聞新誌二〕　当地三井家ノ豪商タルハ言フマデモ是レナク天朝御為替方ニテ其勢ヒ甚ダ盛ナリ。外国ニテモ日本第一ノ商人ト称ストカヤ。尚又海外ノ各国ト商法ヲ盛ニセンガ為メ三井八郎右衛門、三井三郎助、三井次郎右衛門惣頭取ニテ三野村利左衛門、齋藤純造発起人トナリ、海運橋兜町ヘ西洋形五階作ニテ高サ十二丈余、間口十五間、奥行二十八間余ノ商館ヲ造営シ、柱、瓦（シラカハラ）其他周囲、惣テ唐銅ヲ用ユ。其宏壮美麗ナル見ル者驚駭歎賞セザルナシ。当地横浜等宏大ノ洋風家屋アリト雖モ、此ノ館ニ及ザル遠シ、是日本第一ニテ其名ハ永ク不朽ニ伝ヘ、益盛大ナランコト知ベシ。天下亦広シ其貯積三井ニ過ル者ナカランヤ。大概守銭（ケチ）ノ虜トナリ、其金ヲ活用セザル者多シ、豈遺憾ナラズヤ。

何卒陋見ヲ破リ、活眼ヲ開キ、物産商法ヲ盛ニシ、国家ノ為メ富強ノ道ヲ務メ、此三井家ノ如ク有タキコト也。依テ其略図ヲ載テ世ニ広告ス。　（図略）

国立銀行条例発布さる

〔一一・一五、太政官達〕　第三百四十九号　（諸省府県局廻シ）

貨幣流通ノ宜ヲ得、運用交換ノ際ニ梗阻ノ弊ナカラシムルハ、物産蕃殖ノ根軸ニシテ富国ノ基礎ニ候処、従来御国内ニ於テモ為替両替等ヲ業ト致シ、欧亜各国ニ通称スル（バンク）ノ業体ニ等シキモノモ有之ト雖モ、其方法ノ精確ナラザルト施為ノ陋拙ナルヨリ充分人民ノ便益ヲ得ルニ至ラザルニ付、此度政府ノ公債証書ヲ抵当トシテ正金引替ノ紙幣ヲ発行スル銀行創立ノ方法ヲ制定シ、普ク頒布セシメ候条、望ノ者ハ其力ニ応ジテ願出、右銀行創立可致、尤モ其創立手続営業ノ順序等ハ都テ別冊国立銀行条例同成規ノ条款ニ照準シ、毎事確実ニ取扱候様可致候事。

右ノ趣各地方官ニ於テ管内不洩様可相達候事。

但条例成規ハ書肆ニ於テ発売差許候条、此段モ為心得相達候事。

壬申十一月十五日

神武天皇御即位を紀元とす

〔一一・一七、東京日日〕　公聞　〇今般太陽暦御頒行、神武天皇御即位ヲ以テ、紀元ト被定候ニ付、其旨ヲ被為告候為メ、来ル廿五日御祭典被執行候事。

但当日服者参朝可憚事。

壬申十一月十五日

紀元節

〔一一・一七、東京日日〕　第一月二十九日、神武天皇御即位相当ニ付、祝日ト被定、例年御祭典被執行候ヿ。

壬申十一月十五日　　太政官

女は相撲見物さへ出来なかつたが
女権拡張　それが出来る時勢

〔一一・二四、東京日日〕　相撲の説。府下の相撲は従来勧進の故を以、婦女の覧観を許さざりしが、当暮場所、第二日目昨二十三日より、婦女の見物を随意とせりと、実に方今自主自由の権を賜ふの際、角力に限りて、婦女を禁ずるの理非ざる筈、尤至当の事と云ん、然るに未だ怪むべきは、角力中、オサへとか唱へ、年功積ざれば強も弱に勝能はざるの則ありとか、是則束縛の弊害にて、且看客を欺くに似たり。人々自立の権ある今日、断然此弊を解ざるべからず、固より力を弄して、糊口するの業、何ぞ年功を論ぜん。或は云、男女の相撲裸体、祖裼、半腕半脛を露はす等は、違式詿違の御例に処せらるゝを、角力のみ依然として裸体也と、説喋々論紛々たり。予按ずるに角力の如きは、無用の長物と雖、肥碩の男子数百人偷安に今日を営む、又昇平の余沢と云ん歟、聞く目今邏卒を罷て、町兵を置ると。若此挙実ならば、角力等宜く玆に注意し、町兵に代りて、巡邏を乞、賊を制し、非常を防ぐ等に勤労せば、無用を反して有用の端緒に至らん。是予が撲癖の婆心也。第五大区住、肥男子記。

三井小野島田等　自費で鎧橋架設

〔一一・二八、東京日日〕　兜町より小網町へ従来鎧の渡しと唱へし舟渡しありしを、今般三井小野島田の三家自費を以、新に大橋を造架し之を鎧橋と名く、大木巨材堅牢を極む、其効既に落成し、十一月二十七日より、始て通行を開けり。噫々普く世人の便を得る其徳量るべからず。

断乎太陰暦を廃して陽暦採用
改暦の詔書下る
明治五年十二月三日を以て—
明治六年一月一日と定めらる

〔一一・一、新聞雑誌六九〕　改暦詔書

朕惟フニ、我国通行ノ暦タル、太陰ノ朔望ヲ以テ月ヲ立テ、太陽ノ躔度(テンド)ニ合ス、故ニ二三年間必ズ閏月ヲ置カザルヲ得ズ、置閏ノ前後時ニ季候ノ早晩アリ、終ニ推歩ノ差ヲ生ズルニ至ル、殊ニ中下段ニ掲ル所ノ如キハ率(オホム)ネ妄誕無稽ニ属シ、人知ノ開達ヲ妨ルモノ少シトセズ、蓋シ太陽暦ハ太陽ノ躔度ニ従テ月ヲ立ツ、日子多少ノ異アリト雖𪜈、季候早晩ノ変ナク、四歳毎ニ一日ノ閏ヲ置キ、七千年ノ後僅ニ一日ノ差ヲ生ズルニ過ギズ、之ヲ太陰暦ニ比スレバ、最モ精密ニシテ其便不便モ固ヨリ論ヲ俟タザルナリ、依テ自今旧暦ヲ廃シ、太陽暦ヲ用ヒ天下永世之ヲ遵行セシメン、百官有司ソレ斯旨ヲ体セヨ。

○謹デ按ズルニ、方今国家百度維新勉メテ旧習ヲ革メ、国民ヲシテ文明ノ域ニ進マシメントス、暦法ノ如キ最モ改正セズンバアル可ラズ、夫本邦通行ノ暦タル、太陰ノ朔望ヲ以テ月ヲ立テ、是ヲ太陽ノ躔度ニ合スル故ニ、三年間必ズ閏月ヲ置カザルヲ得ズ、置閏ノ前後季候ノ早晩アリ、終ニ推歩ノ差ヲ生ズルニ至ル。且時刻ノ如キ一日

ヲ百刻トナシ、昼夜長短ニ従テ其時ヲ定ムル、之ヲ百般事業ニ施ス極テ不便ヲ覚ユ、殊ニ二十四候日月食ヲ除クノ外、中下段ニ掲ル所ハ、率ネ妄誕不稽ニ属シ、民知ノ開達ヲ妨グルモノ少シトセズ、蓋シ太陽暦ハ太陽ノ躔度ニ従テ月ヲ立ルヲ以テ、日子多少ノ異アリト雖モ、季候早晩ノ変ナシ、四歳毎ニ一日ノ閏ヲ置キ、七千年ノ後僅ニ一日ノ差ヲ生ズルニ過ギズ、之太陰暦ニ比スレバ、其便不便固ヨリ論ヲ俟ズ、抑各国交際ヲ結ビシヨリ以来、彼ノ制度文物ノ資テ我治ニ補アルモノハ、之ヲ採用セザルナシ、太陽暦ノ如キ各国普通之ヲ用ヒテ、我独リ太陰暦ヲ用ユ、豈不便ニ非ズヤ、此レ速ニ暦法ヲ改テ可ナリ、然ト雖モ、今遽ニ之ヲ改ムル時ハ三月猶陰寒、月首或ハ満月ヲ見、一時民間ノ擾々ヲ免レズ、耕稼ノ期ヲ誤ル恐レナキニ非ズ、故ニ姑ク太陽暦ノ下ニ於テ太陰暦ヲ比較シ、妄説ヲ删リ、祭典ノ諸ロヲ掲ゲ之ヲ行フコト三両年、其慣習ノ後ヲ待テ太陰暦ヲ删リ去ラバ、下民モ必ズ其便ヲ覚フベシ、時刻モ亦昼夜中分ノ時ヲ用ヒ、太陽暦ヲ頒行スルノ日天下ニ令シ、時鐘ノ制ヲ改ムベシ、此ノ如クンバ暦法ノ正ヲ得ル而已ナラズ、国民ノ開化ヲ助クベシ、此宜ク広議ヲ尽シ、其可否ヲ審定シテ上裁ヲ乞フベキナリ。

一、今般太陰暦ヲ廃シ、太陽暦御頒行相ナリ候ニ付、来ル十二月三日ヲ以テ明治六年一月一日トサダメラレ候事。

　但新暦鏤板出来次第頒布候事。

一、一ケ年三百六十五日十二ケ月ニ分ケ、四年毎ニ一日ノ閏ヲ置候事。

一、時刻ノ儀是迄昼夜長短ニ随ヒ十二時ニ相分チ候処、今後改メテ時辰儀時刻昼夜平分二十四時ニ定メ、子刻ヨリ午刻迄ヲ十二時ト分チ、午前幾時ト称シ、午刻ヨリ子刻迄ヲ十二時ニ分チ、午後幾時ト称シ候事。

一、時鐘ノ儀来ル一月一日ヨリ右時刻ニ可改事。

　但是迄時辰儀時刻ヲ何字ト唱ヘ来候、以後何時ト可称事。

一、諸祭典等旧暦月日ヲ新暦月日ニ相当ノ施行可致事。太陽暦一年三百六十五日閏年三百六十六日（四年毎ニ置之）。

一月大三十一日　其一日即旧暦壬申十二月三日
二月小二十八日（閏年廿九日）同癸酉正月四日
三月大三十一日　同二月三日
四月小三十日　同三月五日
五月大三十一日　同四月五日
六月小三十日　同五月七日
七月大三十一日　同六月七日
八月大三十一日　同閏年六月九日
九月小三十日　同七月十日
十月大三十一日　同八月十日
十一月小三十日　同九月十二日
十二月大三十一日　同十月十二日

　大小毎年替ルヿナシ。

時刻表

午前

○零時（即午後十二字）子刻。
○一時、子半刻　○二時、丑刻　○三時、丑半刻　○四時、寅刻
○五時、寅半刻　○六時、卯刻　○七時、卯半刻　○八時、辰刻

○九時、辰半刻　○十時、巳刻○十一時、巳半刻○十二時、午刻
午後
○一時、午半刻　○二時、未刻　○三時、未半刻　○四時、申刻
○五時、申半刻　○六時、酉刻　○七時、酉半刻　○八時、戌刻
○九時、戌半刻　○十時、亥刻○十一時、亥半刻○十二時、子刻

トマト栽培

〔一一・一、新聞雑誌六九〕　府下某氏ノ菜園ニ蕃茄(洋名トマト、和名アカナス)ヲ植付シガ、能ク地味ニ適シ、多ク菓ヲ結ベリ、此菓近来迄米国土人ノミ之ヲ食セシガ、無病壮健ナルニヨリ、移住ノ英人試ミニコレヲ食シ、滋味身体ヲ養フニ益アリトテ、当節ハ日々欠ベカラザルノ食物トナレリ、且熱病、走馬(ソウバ)、牙疳(ゲカン)等ノ病ニ之ヲ食シテ大効アリト云、今コヽニ食方一二ヲ聞ケル儘左ニ掲グ。
○生ヲ食フニハ一二分ニ切リ白糖ト醋トヲカケテ食ス。
○三盃醋又ヨロシ、之ニ橄欖油ヲ加フレバ更ニ妙ナリ。
○焼方ハヨク洗ヒ之ヲ串ニ刺シ、火ニカケ、茶褐色ニ変ゼシ時、之ヲ皿ニ取リ、塩梅ヲ付クベシ。
○蒸焼ハ塩及胡椒ヲ以テ味ヲ付ケ、之ヲ掻キ交ゼ、少シ牛酪ヲ加ヘ、深キ皿ニ入レ蒸焼ニスベシ。

当時の警察処罰令　違式詿違条例
——其の罪目と罰則——

〔一一・一、新聞雑誌六九〕　今般別冊条例ノ通司法省ニ於テ施行可相成ニ付テハ、兼テ覚悟モ可致タメ五日ヲ猶予シ、来ル十三日ヨリ厳重施行ノ筈ニ候条、此旨可相心得候事。
右之趣区々無洩様至急可触知者也。
壬申十一月八日　東京府知事大久保一翁

違式詿違条例

第一条　一、違式ノ罪ヲ犯ス者ハ五拾銭ヨリ少カラズ、七拾五銭ヨリ多カラザル贖金ヲ追徴ス。
第二条　一、詿違ノ罪ヲ犯ス者ハ六銭二厘五毛ヨリ少カラズ、拾二銭五厘ヨリ多カラザル贖金ヲ追徴ス。
第三条　一、違式詿違ノ罪ヲ犯シ無力ノ者ハ実決スルヿ左ノ如シ。
一、違式　笞罪(一、十ヨリ少カラズ二十ヨリ多カラズ)
一、詿違　拘留(一、一日ヨリ少カラズ二日ヨリ多カラズ)
第四条　一、違式幷ニ詿違ノ罪ニヨリ取上グベキ物品ハ、贖金ヲ科スルノ外別ニ没収ノ申渡シヲ為スベシ。
第五条　一、違式詿違ノ罪ヲ犯シ、人ニ損失ヲ蒙ラシムル時ハ、先ヅ損失ニ当ル償金ヲ出サシメ、後贖金ヲ命ズベシ。

違式罪目

第六条　一、地券所持ノ者諸上納銀ヲ怠リ、地方ノ法ニ違背イタス者。
第七条　一、贋造ノ飲食物幷ニ腐敗ノ食物ヲ知テ販売スル者。
第八条　一、往来又ハ下水外河中等ヘ家作幷孫庇等ヲ自在ニ張出シ、或ハ河岸地除地等ヘ願ナク家作スル者。
第九条　一、春画及ビ其類ノ諸器物ヲ販売スル者。
第十条　一、病牛、死牛其他病死ノ禽獣ヲ知リテ販売スル者。

第十一条　一、身体ニ刺繍ヲ為セシ者。
第十二条　一、男女入込ノ湯ヲ渡世スル者。
第十三条　一、乗馬シテ猥リニ馳駆シ又ハ馬車ヲ疾駆シテ、行人ヲ触倒ス者。
　但殺傷スルハ此限ニアラズ。
第十四条　一、外国人ヲ無届ニテ止宿セシムル者。
第十五条　一、外国人ヲ私ニ雑居セシムル者。
第十六条　一、町火消鳶人足共、町ニ普請造営ノ節、地所組合違ノ者ヲ雇フヿニ故障スル者。
第十七条　一、夜中無燈ノ馬車ヲ以テ通行スル者。
第十八条　一、人家稠密ノ場所ニ於テ妄リニ火技ヲ玩ブ者。
第十九条　一、火事場ニ関係ナクシテ乗馬セシ者。
第二十条　一、願ナク床店、葭簀張等ヲ取建ル者。
第二十一条　一、戯ニ往来ノ常燈台ヲ破毀スル者。
第二十二条　一、裸体又ハ袒裼(ハダヌギ)シ或ハ股脛(モヽハギ)ヲ露シ醜体ヲナス者。
第二十三条　一、馬及ビ車留ノ掲示アル道路橋梁ヲ犯シテ通行スル者。
第二十四条　一、無検印ノ舟、車ヲ以テ渡世スル者。
第二十五条　一、男女相撲幷蛇遣ヒ其他醜体ヲ見セ物ニ出ス者。
第二十六条　一、第二十二条ノ如キ見苦シキ容体ニテ乗馬スル者。
第二十七条　一、川堀、下水等エ土芥、瓦、礫等ヲ投棄シ、流通ヲ妨グル者。
第二十八条　一、軒外ニ木、石炭、薪等ヲ積置ク者。

註違罪目

第二十九条　一、狭隘ノ小路ヲ馬車ニテ馳走スル者。
第三十条　一、夜中無提燈ニテ人力車ヲ挽キ及ビ乗馬スル者。
第三十一条　一、暮六ツ時ヨリ荷車ヲ挽ク者。
第三十二条　一、酩酊ナク馬車ヲ疾駈セシメテ行人ニ迷惑ヲ掛シ者。
第三十三条　一、人力車挽ノ者強テ乗車ヲ勧メ過言等申掛ル者。
第三十四条　一、他人園中ノ菓実ヲ採リ食フ者。
第三十五条　一、馬車及ビ人力車、荷車等ヲ往来ニ置キ行人ノ妨ヲナシ、及ビ牛馬ヲ街衢ニ横タヘ行人ヲ妨ゲシ者。
第三十六条　一、禽獣ノ死スル者、或ハ汚穢ノ物ヲ往来等エ投棄スル者。
第三十七条　一、湯屋渡世ノ者戸口ヲ明ケ放チ、或ハ二階エ見隠簾(ミカクシ)ヲ垂レザル者。
第三十八条　一、居宅前掃除ヲ怠リ或ハ下水ヲ浚ヘザル者。
第三十九条　一、婦人ニテ謂レナク断髪スル者。
第四十条　一、荷車及ビ人力車行逢フ節、行人ニ迷惑ヲカケシ者。
第四十一条　一、下掃除ノ者、蓋ナキ糞桶ヲ以テ搬送スル者。
第四十二条　一、旅籠屋渡世ノ者、止宿人名記載セズ、或ハ之ヲ届ケ出ザル者。
第四十三条　一、往来筋ノ号札又ハ人家ノ番号、名札、看板等ヲ戯レニ破毀スル者。
第四十四条　一、喧嘩口論及ビ人ノ自由ヲ妨タゲ且ツ驚愕スベキ噪閙ヲ為シ出セル者。
第四十五条　一、往来常燈ヲ戯レニ消滅スル者。

第四十六条　一、踈急ニヨリ人ニ汚穢物及ビ石礫等抛澆セシ者。
第四十七条　一、田園種芸ノ路ナキ場ヲ通行シ又ハ牛馬ヲ牽入ル者。
第四十八条　一、物ヲ打掛ケ電信線ヲ妨害スル者。
第四十九条　一、市中往来筋ニ於テ便所ニ非ザル場所エ小便スル者。
第五十条　一、店先ニ於テ往来ニ向ヒ幼子ニ大小便セシムル者。
第五十一条　一、荷車及ビ人力車等ヲ並べ挽キテ通行ヲ妨ゲシ者。
第五十二条　一、誤ッテ牛馬ヲ放チテ人家ニ入シメシ者。
第五十三条　一、犬ヲ闘ハシメ戯ニ人ニ嗾スル者。
第五十四条　一、巨大ノ紙鳶ヲ揚ゲ妨害ヲナス者。

北海道移住者
烈寒に堪へ兼て内地へ続々引上げる

〔一一・一、新聞雑誌七〇〕 北海道札幌ノ地エ、内地人民移住セシ者、烈寒ニ堪カネ、追々箱館迄帰リシ由、兎角開拓ノ功終ラザルハ、半歳ハ寒気ヲ避テ土功ヲ廃絶シ、譬バ十年ノ年月ヲ経、漸ク五年ノ業ヲ成コトナレバ、成功モ余程手間取ベキトノ由。

中学教則の布告

〔一一・一、日要新聞五二〕 外国教師にて授くる中学教則を布告あり、生徒は小学を卒業せるもの十四才より入る。最初予科二級を洋語にて授く、是中学の階梯にして此限一ケ年とす、其書名を抄す。初学習字英佛獨ハーレンス氏板十二段習字本、或は南校板習字本。綴字、アべセ英ウエブストル氏綴字書、佛モラット・ペリエ・メイサ及ミンユロー四氏佛語階梯飜刻。獨日耳曼階梯読方。英サンデル氏第一読本。佛ガルリグ氏読本。獨ヒユツトネル氏下等読本。暗誦、英ベルリンシエ氏会話篇、佛クリフトン氏同、獨バルテルス氏同。算術、テービス氏算術書、佛エイセリツク氏算術書、獨リユブセン氏同。体操。上級会話、英ベルリンシエ氏会話篇、佛クリフトン氏同、獨バルテルス氏同。文法、英クエツケンホス氏小文典、佛ノエルシヤスサル氏同、獨グルケ氏文典。中学教則こと長ければ、今之をはぶく。

韓国外国の通信を禁ず

〔一一・一、博聞新誌七〕 朝鮮ニ於テハ外国ノ通信ヲ禁ズルガ為、文ヲ石ニ彫テ国中ニ建タルヨシ、其文左ノ如シ。
洋夷浸犯非レ戦則和主レ和売国戒二我子孫千万世一

人力の発明者音吉

〔一一・一、愛知新聞三一〕 凡ソ発明ハ容易ナル者ニ非ズ、発明容易ナレバ其器多ク便要ナラズ、器ノ便要ニシテ発明ノ容易ナルハ抑人力車乎。東京八町堀八百屋音吉ナル者、嘗テ馬車ノ奔馳自在ナルヲ視テ謂ラク、如シ軽車ヲ製シ人力ヲ用ヒバ亦便ナラント、二三有志ト議シ試製スルヨリ濫觴セリト。今ヤ各府県下往来繁盛ノ地、人力車アラザルナク、多キハ万ヲ以テ数へ、少キハ千百ヲ以テ数フ、馬車ヨリ軽便ニシテ価モ亦廉ニ、急行ノ利従前ノ輿轎ヲ一洗シ

テ妙ナリ。聞ク近来西洋各国ニモ間々摸製スルアリト、曩ニ洋人我ガ輿轎ヲ見テ嘲リ曰ク、人ニシテ人ニ駕シ、又人ニ駕セラル、共ニ馬鹿ナリト、然ルニ今之ヲ摸倣スルハ特ニ其要ニ服スレバナリ、豈復発明ノ容易ナルヲ以テスベケンヤ、是ニ於テ音吉専売ノ利ニ準ジ、登時坐ナガラ月給百五十円ヲ受クト、凡ソ発明ハ因学究理ヨリ成ル、今音吉ノ不学偶然ヨリ得タルニミレバ、老テ学ブベカラザルノ人ト雖モ、速ニ陋習ヲ脱卻シ、苟モ活眼ヲ開化底ニ注ガバ所謂老馬ノ智自弁スベカラザル者アラン。

十一月廿八日　徴兵令の詔書

朕惟ルニ古昔郡県ノ制、全国ノ丁壮ヲ募リ軍団ヲ設ケ以テ国家ヲ保護ス。固ヨリ兵農ノ分ナシ。中世以降兵権武門ニ帰シ、兵農始メテ分レ、遂ニ封建ノ治ヲ成ス。戊辰ノ一新ハ実ニ千有余年来ノ一大変革ナリ、此際ニ当リ、海陸兵制モ亦時ニ従ヒ宜ヲ制セザルベカラズ、今本邦古昔ノ制ニ基キ、海外各国ノ式ヲ斟酌シ、全国募兵ノ法ヲ設ケ、国家保護ノ基ヲ立テント欲ス。汝百官有司、厚ク朕ガ意ヲ体シ、普ク之ヲ全国ニ告諭セヨ。

徴兵告諭

我朝上古ノ制、海内挙テ兵ナラザルハナシ、有事ノ日天子之ガ元帥トナリ、丁壮兵役ニ堪ユル者ヲ募リ以テ不服ヲ征ス、役ヲ解キ家ニ帰レバ農タリ工タリ亦商賈タリ、固ヨリ後世ノ雙刀ヲ帯ビ武士ト称シ抗顔坐食シ、甚シキニ至テハ人ヲ殺シ、官其罪ヲ問ハザル者ノ如キニ非ズ。抑神武天皇珍彦ヲ以テ葛城ノ国造トナセシヨリ、爾後軍団ヲ設ケ衛士防人ノ制ヲ定メ、神亀天平ノ際ニ至リ、六府二鎮ノ設ケ始テ備ル、保元平治以後朝綱頽弛、兵権終ニ武門ノ手ニ墜チ、国ハ封建ノ勢ヲ為シ人ハ兵農ノ別ヲ為ス、降テ後世ニ至リ名分全ク泯没シ其弊勝テ言フ可カラズ、然ルニ大政維新列藩版図ヲ奉還シ、辛未ノ歳ニ及ビ遠ク郡県ノ古ニ復ス、世襲坐食ノ士ハ其禄ヲ減ジ刀剣ヲ脱スルヲ許シ四民漸ク自由ノ権ヲ得セシメントス、是レ上下ヲ平均シ人権ヲ斉一ニスル道ニシテ、則チ兵農ヲ合一ニスル基ナリ。是ニ於テ士ハ従前ノ士ニ非ズ、民ハ従前ノ民ニアラズ、均シク皇国一般ノ民ニシテ、国ニ報ズルノ道モ固ヨリ其別ナカルベシ。凡ソ天地ノ間一事一物トシテ税アラザルハナシ、以テ国用ニ充ツ、然ラバ則チ人タルモノ固ヨリ心力ヲ尽シ国ニ報ゼザルベカラズ、西人之ヲ称シテ血税ト云フ、其生血ヲ以テ国ニ報ズルノ謂ナリ。且ツ国家ニ災害アレバ、人々其災害ノ一分ヲ受ケザルヲ得ズ、是故ニ人々心力ヲ尽シ国家ノ災害ヲ防グハ、則チ自己ノ災害ヲ防グノ基タルヲ知ルベシ。苟モ国アレバ則チ兵備アリ、兵備アレバ則チ人々其役ニ就カザルヲ得ズ、是ニ由テ之ヲ観レバ、民兵ノ法タル固ヨリ天然ノ理ニシテ偶然作意ノ法ニ非ズ、然而シテ其制ノ如キハ古今ヲ斟酌シ、時ト宜ヲ制セザルベカラズ、西洋諸国数百年来研究実践以テ兵制ヲ定ム、故ヲ以テ其法極メテ精密ナリ、然レドモ政体地理ノ異ナル、悉ク之ヲ用フ可カラズ、故ニ今其長ズル所ヲ取リ古昔ノ軍制ヲ補ヒ、海陸二軍ヲ備ヘ、全国四民男児二十歳ニ至ル者ハ尽ク兵籍ニ編入シ、以テ緩急ノ用ニ備フベシ、郷長里正厚ク此御趣意ヲ奉ジ、徴兵令ニ依リ民庶ヲ説諭シ、国家保護ノ大本ヲ知ラシムベキモノ也。

明治六年

（一八七三年）

改暦と同時に会計年度の変更

—明治五年に十二月なし—

十一月が二日伸びてそれに伴ふ算法種々

〔一・九、東京日日〕公聞。第三百七十四号　○今般改暦之御沙汰相成候ニ付テハ、金穀出納件々取扱方等左ノ通可相心得候事。
一、従来前年十月ヨリ翌年九月迄ヲ以テ一ケ年ト見做シ、金穀出納致来候処、自今総テ第一月一日ヨリ十二月三十一日迄ヲ一ケ年ト相定メ勘定仕上可致事。
一、家禄賞典其外年給ヲ以取極候分ハ、今般改暦相成候ニ付旧暦十二月分一月丈ハ月割ヲ以差継可申事。
一、外国人接対御手当金、公使以下外国在留御手当金、及留学生徒学資金等ハ、前章ニ準ジ一月分差継可申事。
一、従前年季ヲ以年賦拝借返納物ノ類、納方期限是迄ノ通ト可相心得、自然旧暦十二月納ノ分、本年ハ第一月限相納、爾後ハ年々十二月限上納ト可心得事。但利足割年何分ト定有之候ハヾ、当年ハ全年分取立、明治六年分ハ全年ノ内二十八日ヲ除キ取立可申、尤月賦定ノ分ハ月割ヲ以相算シ可申事。
一、当十二月ノ分ハ朔日二日別段月給ハ不賜、尤傭入外国人月給ハ約定、旧暦ヲ以取極候分ハ諸官員同様タルベク、年給ノ分ハ右ニ準ジ月割ヲ以差継ギ、残リ年月ハ改正新暦ニ拠リ条約改定渡方取計事。但日数ヲ以約定取極置候分ハ、勿論改正ニ及バズ候事。
一、官員免職ノ節満年ヲ以下賜候儀ハ壬申十二月ハ算入セズ、奉職十二月以上ヲ以一ケ年ト為シ、二十四ケ月以上ヲ二ケ年ト定メ可申以上準之候事。
壬申十一月廿七日　太政官

日本人も段々牛を食ふ

東京一日の屠牛二十頭に及ぶ

〔一・一二、公文通誌〕牛馬会社へ出る人の説に、馬は運輸に用ひ牛は食料に充つべき物ならん。牛は沈勇なれども遅緩にして、運輸に用ひて今日至当の利を得る難し。耕作にも亦しかり。今牝牛の肉を賞味とすれども、牡牛と雖も陰嚢の玉を抜て養へば肥大にて牝牡佳味異るなし。又曰、明治の初年東京府下一日屠牛一頭半二頭に過ぎず、旧冬に至りて一日二十頭に及べり。二十頭の肉は一人半斤と積れば五千人の食なり。如斯肉食開け行けば、三四年の後は一日四五十頭に至るべし。即今牛馬繁殖の方法を設給ふ事急務なりと、或人の語りき。

東京大阪間の電信開通す

途中故障の際は郵便で中継

〔一・一二、大阪新聞〕別紙ノ趣電信寮ヨリ達有之候間、管内無洩相達スルモノ也。壬申十一月　大阪府権知事　渡邊　昇

×

此頃東京ヨリ西国筋ノ電機漸ク架線、既ニ大阪神戸迄ハ為試開局、

追々内外一般ノ際ヒ技業未ダ熟セズ、且ツ長遠線路種々之妨碍モ有之、夫ガ為沿道吏員ヲ奔走セシメ、修繕等ニ日夜尽力スト雖モ、動モスレバ渋滞不通之患ヲ醸シ、彼ヨリ此ニ発スル信モ或ハ中途ニ而止マルコトアリ、其局ニ於テハ直ニ郵便ヲ以テ送達スベシ、然レ圧、用便ヲ害ヒ、迅速ノ順度ニ至ラザルハ遺憾ト可謂、乍去創業ノ間不得止ノ情状ニ付、宜ク前文ノ旨ヲ辨知シテ、通信頼ミ出ベシ、左モナキ者ハ、線路渋滞ヨリ何等之苦情訴来ル共、一切承聞セズ、其内東京長崎間ノ全線モ竣功、大試験等相済シ候半者、更ニ便利之挙アルベシ、因テ茲ニ公諭ス。

明治五年壬申十一月　　電信寮

売女根絶の珍論

〔一・一八、東京日日〕　昨冬芸妓売女解放の御布告あり、実に淫風を一洗し少年痴魂恍惚を去の機に至るべし、仍て考るに、凡そ人たる、一小天地を具し、男女名義を以て琴瑟を皷するはもとより博物の長たる不待言、即今開化日進遷漸法則改正の際に至と雖も、未陰陽自然の具を全くせず、男女淫するに猥に散財淫税を賦与するを以て通情とし、曾て之を怪む事なし、芸妓酌女等三絃放歌杯盤に役するの労を以て税を遺る、豈淫するに税を出すの理あらんや、男女各自の去情愉快を極め、男子而已其税を出す、嗚呼何の依る所ぞ、解放以降市街芸妓等各自意の欲するに任せたらんには、必ず彼よりも情を欲し終に税を出す事なかるべし、是天賦なり、然るに世人陰陽品位の度を失し財を散ず可歎々々、冀は遊蕩の客其理を解し其具を全せん事を要せよ。（花街隠逸）

私生児の取扱方

〔一・二〇、東京日日〕　第二十一号　〇妻妾ニ非ザル婦女ニシテ分娩スル児子ハ、一切私生ヲ以テ論ジ、其婦女ノ引受タルベキ事。
但男子ヨリ己レノ子ト見留メ候上ハ、婦女住所ノ戸長ニ請テ免許ヲ得候者其子其男子ヲ父トスルヲ可得事。

明治六年一月十八日　　太政官

太陽暦に疑ひあり

〔一・―、新聞雑誌七二〕　足羽県下越前九崗白道寺住持佐原秦嶽、新暦ノ事ヲ論ジテ云、朝廷命アリ太陰暦ヲ廃シ太陽暦ヲ頒行シ給ヒ、一年三百六十五日之ヲ十二月ニ分チ壬申十二月三日ヲ以テ一月一日トス、余愚昧ニシテ疑ヲ生ゼリ、夫レ月ハ朔ヨリ晦ニ至リ盈欠一周之ヲ一月トス、猶旭日ヨリ夕陽ニ至ルヲ一日トスルガ如シ、然ルニ月ノ盈欠ニ関セズシテ一月ノ名目ヲ立ルハ是虚設ニシテ、日出日没ヲ廃シテ一日ノ名目ヲ立ルトキハ総テ月ノ名ヲ廃シ、壬申十一月三日ヲ以テ二千五百三十三年第一日トシ、次ヲ第二日トシ及ビ太陽暦ノ十一月十三日（陽暦十二月三十一日）ヲ以テ第三百六十五日ト称スルトキハ則チ名実相協ハン歟云々。

法談、説法の名目　説教と改称

〔一・―、新聞雑誌五〕　教部省ヨリ諸宗管長中エ左ノ通布達アリタリ。
従前法談説法等ノ名目自今廃停シ、総テ説教ト可相唱候事。但其

管長ヨリ許可無之者等自儘ニ説教候儀ハ禁止可致候事。

全国を六鎮台とし兵力量決定

〔一・一、新聞雑誌七五〕今般邦内鎮台兵数総計左ノ通改定相成タリ。

鎮台六所（東京、仙台城、名古屋城、大阪城、広島城、熊本城）
営所十四（東京、佐倉、新潟、仙台、青森、名古屋、金沢、大坂、大津、姫路、広島、丸亀、熊本、小倉）
歩兵　十四聯隊即四十二大隊
騎兵　三大隊
砲兵　十八小隊
工兵　十小隊
輜重　六隊
海岸砲　九隊
人員総計平時ハ三万千六百八十人、戦時ハ四万六千三百五十人。

兎会は破産の本

〔一・一、新聞雑誌七六〕今般府庁ヨリ区々戸長エ左ノ通布達之アリタリ。

近来兎会ト唱ヘ所々ニ於テ多人数集会、無謂格別ノ高価ヲ以テ売買致シ候趣相聞、右ハ心得違破産ノ本ニテ、自今集会致シ候者有之候ハヾ、屹度相止サセ可申候、此旨相達候事。

右兎会ハ昨年十月頃ヨリ起リテ日ヲ逐ヒ盛ニ行ハレ終ニ所々待合茶屋等ニテ日々集会シ、種々ノ兎ヲアツメ高価ヲ争ヒ毛色ヲ競ヒ、之ガ為メ戸外市ヲナスニ至レリ。近頃東花兎全盛ト題セル番附ノ摺物ヲ出セリ。其東西ノ大関ニ出ルモノハ石丸某、若松某ノ所畜ニテ孰レモ更紗ト呼ビ、一羽数百金ヲ以テ外国ヨリ買得セシモノナリト。又勧進元ハ芦澤大耳、秋元垂耳ト名ヅケ、最モ異形ナル品ノ由、其外兎全盛ノ者百余名之アリト。嗚呼無用ノ品物ヲ以テ家産ヲ破リ、東京子ノ気骨抔ト誇ルハ可笑ヿナラズヤ。頃日布令ノ後ハ集会モ少シク衰微ニ赴キシト云。

石鐵県の断髪令

〔一・三、東京日日〕石鉄県管下布告の写　○夫れ人の頭部は精神の存する所にして一身の主要なれば固より天理自然擁具備り、強ちに作意を加へ人性の健康を害す可からざるは今更論を待たず。然るに英雄割拠戦国の流俗、弊習因襲の久き人々得て怪しとせず、今也文明の運に際し万国交りを厚するに至り、荏苒野蕃の頭様を墨守、海外の嗤笑を取るの理なし。依て決然頭髪を断截し、以て方今隆運の盛恩を戴ん事を銘し、厚く相心得、速に剪除可致事。

右断髪の布告ありしが、町人、農夫孰れも速に剪髪し、洋帽の売れる事数万にして、商人大に利を得ると云へり。

寅年の男で　朝鮮征伐をやる

〔一・一二、東京日日〕此頃市街湯屋髪結床等にての説に、日本と朝鮮と矛盾の事起り、寅の年の男子を徴して、兵と為し、朝鮮に役せしむると、是に於て其年に当れる男子ハ為に懼怖し、其父母たる者ハ大に患苦す。尚之に関係無き者と雖、愚民概して落胆せざる

なし。先般募兵の令ありて、青年の男子を徴さるゝの設ありと雖、太陽暦遵行の以来、既に干支ハ廃するに近し、何ぞ令するに寅を以てせん。況や朝鮮と隙ある抔、無根の甚敷と云べし。何者なれば斯る妄説を唱へて、人民を疑惑なさしむるや、或ハ云、悪漢今徴兵の令あるにさいし、如斯邪説を唱へ、其説の行はるゝと行はれざるに由て、之を賭博の賽に換へると、実に憎むべく、罰すべき事ならずや。若斯る詐謀ハ無きにもせよ、愚夫懦婦為に恐怖を抱き、大に勉職励業の障碍となれり。（下略）

飛んだとばつちり　夫を訴へて過料

〔二・一、郵便報知四〇〕濱田県より報知　〇管下石見国邑智郡湯谷村日雇稼万平なるもの、近村の農某の妻と奸通せしを、右万平の女房りとこれを知り、直ちに其由を県庁に訴へたれば、糾弾の上、姦婦姦夫は徒刑三年、りとは夫を訴へたる科に因り、金七円五十銭の過料を申付られたり。

地は震ひ熱湯は沸出し河川色を変ず
惨たり　阿蘇山の大噴火

〔三・五、東京日日〕白川県ヨリ阿蘇山覆害ノ儀大蔵省へ御届ノ写　〇当管下阿蘇山噴火ノ儀、常日ノ事ニ候、去壬申十一月朔日午後俄ニ鳴動、一時烟勢盛ニ相成、砂礫ヲ飛ス弾丸ノ如ク、山上ニハ又所々廿箇持程ノ石ヲ吹上げ、折節登山ノ硫黄取共数人怪我致候内、四人即死致候程ノ事ニテ、其後漸鳴動モ鎮リ居候処、同廿四日ニ至、尚亦鳴動、火烟砂石ヲ飛シ、日トシテ鎮静ナラズ、時ニ又地震ヒ、所所熱湯沸出シテ山下ニ溢レ、県下白川ノ流レ阿蘇山ヨリ熊本ヲ歴、海上ニ至ル凡ソ十五里余ノ川筋一円硫水ニ変ジ、真ニ白川ト相成、魚介モ尽ク死亡致候事ニ候処、本月八日ヨリハ、昼夜猶一層ノ鳴動ヲ嵩メ雷声ノ如ク、近郷戸障子ニ轟キ、夜暮ハ火天ヲ焦シ、昼日ハ黒烟数里ヲ覆ヒ、白日モ昏暮ノ如ク、風ニ随テ降ル事四方四五里間ニ及、連日ニシテ満地寸余ノ堆ヲ為シ候付、右方角村々菜麦作等、目今ノ景況ニテハ殆ンド皆無ニ立至リ可申見込ノ段、懸リ戸長ヨリ申出候。右ハ畢竟地中硫黄ノ厚薄ニ因リ、火勢強弱ノ形相見候付、懸官出張、実地遂見分、此向作毛ノ成行等ハ猶後日取調御達可仕候得共右ノ次第不閣御届仕候也。　明治六年二月

敦賀県下　暴徒蜂起の原因

〔三・二〇、東京日日〕敦賀県下越前国大野郡頑民暴動の議、一と先鎮静の模様なりしが、再度動揺せりと。此一揆の名とする者は、邪蘇宗拒絶の事、眞宗説法再興の事、学校に洋文を廃する事、此の三ケ条にして、其頑民共唱ふる所の者は、朝廷邪蘇教を好み、断髪洋服は邪蘇の俗なり、三条の教則は邪蘇の教なり、学校の洋文は邪蘇の文なりと。其他地券を厭棄、諸簿冊悉灰燼とし、新暦を奉ぜず旧暦を固守し、喋々浮説妄誕を唱へ、兎角旧見故態を脱せず、然而已ならず、同国の儀は宗門の弊宗浅鮮ならず。近頃説教の一件疑惑の機に乗じ、姦窮出没煽動致し、愚夫愚婦に至る迄一つの雷同応ぜざる者なく、人気騒然たり。是併ながら大野一郡のみにもあらず、吉田丹生、今立の三郡へ波及蔓延、竟には挙国沸擾の形勢有之、不

容易大事件、兵力を備て鎮圧せざるを得ずと、県庁より名古屋鎮台へ出兵の儀を申入、又貫属の強壮を募り、鎮静方に専ら尽力せらるるとなり。嗚呼斯る時勢を知らず、弊習固守の頑民を制す、官吏苦配以想ふべきなり。

欧洲の人種(ひとだね)を得ん為に

未婚者は歐羅巴へ

〔三・一、新聞雑誌八四〕 駿州大宮辺ニテ、此頃一奇説ヲ唱ヘ触セル由、其故ハ女子十三才ヨリ二十五才迄他エ縁付ザル者ハ都テ歐羅巴エ遣ハサル丶旨不日庁ヨリ布令有之シトノ事ニテ、日本ノ女子ヲシテ彼欧洲ノ人種ヲ得サシメン為抔暴説ヲ伝ヘ、区々戸長共屢説諭ヲ加フレドモ、素ヨリ頑愚ノ民信用セズ。女子アル者ハ俄ニ婚姻ヲナシ、或ハ十二三才ニテ未ダ花唇モ綻バザル者ヲ、俄ニ歯ヲ染メ他ニ嫁セシメ抔人気ノ動揺大形ナラズト。右ハ区区巧手ノ女子ヲ撰挙シ、欧洲便利ナル職業ヲ伝授セシメンヿヲ公布ニ可相成哉ノ説ヲ誤解セルヨリ起リシ事ナル由。

聖上陛下　御断髪

〔三・一、新聞雑誌八六〕 本月二十日聖上御断髪遊バサレ候由。

六分利附公債証書発行さる

金禄公債十三年限銷却成らず

〔四・四、東京日日〕 第百廿一号 ○明治元年戊辰太政更始ノ際、官省札ヲ十三ケ年限リ発行候処、速に収却ノ儀ヲ決シ以テ交収シ、遺残ノ札ヘハ一ケ月五朱ノ利子、毎年七月十二月両度ニ割合払渡スベキ旨、己巳五月廿八日布告候処、政府ニ於テ尚収却ノ都合ニ至兼候ニ付、金札所持人ヘハ約ノ如ク一ケ月五朱ノ割合ヲ以テ利子可相渡候得共、各処散在一々難払渡ニ付、明治六年第三月十五日ヨリ金札所持ノ者ヘ一ケ月五朱、即チ年六分ノ利息付公債証書ヲ可下渡候条、別冊公債証書発行条例ヲ遵奉シ、証書譲渡等可致候。若此条例ニ犯違スルヨリ差起リタル訴訟等ハ一切裁決不致候、此段兼テ相達候事。

但金札所持人ノ勝手ヲ以テ証書ヲ不望者ハ其意ニ任スベキ事。

明治六年三月三十日　太政官

東京鳥羽間直航開始

〔四・一四、東京日日〕 日本國郵便蒸氣船会社と度會県下有志の者相結びたる鳥羽会社と条約し、蒸気錫懐丸を以、当三月開港の創めとし東京鳥羽港毎月二度の往復をなし、非常の外他港へ寄船不致、熟達西洋人も乗組、規則を厳に致し候間諸運輸物は勿論、両宮参拝並に東京鳥羽往復の方に便宜御乗船被降度広告致候也。

東京日本國郵便蒸氣船会社

鳥羽会社頭取

小津清右ヱ門　長谷川次郎兵ヱ　長井嘉左ヱ門　小津新兵ヱ

竹内嘉之助　西村三郎右ヱ門　中井平右ヱ門　服部源三郎

吉田善三郎　土井嘉八郎

同荷物替方　三井組
明治六年三月

第一番中学を　開成学校と改称

〔四・一七、日新眞事誌〕　第一大学区　第一番中学
右開成学校ニ改称相成候事。明治六年四月十日　文部卿　大木喬任

八大学区区分変更

〔四・一七、日新眞事誌〕　八大学区区分之儀並ニ大学本部等学制中ニ掲載相示置候処、今般詮議之次第有之、更ニ別紙之通及改正候条、此段相達候也。
明治六年四月　文部卿　大木喬任
大学区ノ分画改正（アラタメ）スル左ノ如シ
第一大学区　東京府、神奈川県、埼玉県、入間県、木更津県、足柄県、印旛県、新治県、茨城県、群馬県、栃木県、宇都宮県、山梨県。
計一府十二県、東京府ヲ以大学本部トス。
第二大学区　愛知県、濱松県、岐阜県、三重県、度會県、筑摩県、石川県、敦賀県、静岡県。
計九県愛知県ヲ以大学本部トス。
第三大学区　大坂府、京都府、兵庫県、奈良県、堺県、和歌山県、飾磨県、豊岡県、高知県、名東県、岡山県、滋賀県。
計二府十県、大坂府ヲ以テ大学本部トス。
第四大学区　広島県、島根県、鳥取県、北條県、小田県、濱田県、山口県、愛媛県。
計八県広島県ヲ以大学本部トス。
第五大学区　長崎県、佐賀県、白川県、宮崎県、鹿児島県、小倉県、大分県、福岡県、三潴県。
計九県長崎県ヲ以大学本部トス。
第六大学区　新潟県、柏崎県、置賜県、酒田県、若松県、長野県、相川県、新川県。
計八県新潟県ヲ以大学本部トス。
第七大学区　宮城県、磐前県、福島県、山形県、水澤県、岩手県、秋田県、青森県。
計八県宮城県ヲ以大学本部トス。

吃度叱り置く刑

〔四・一八、東京日日〕　明治六年四月十七日
下谷区豊住町六番地借店　平山銕五郎
其方儀、なをは夫有之者と乍弁同人と姦通致す科、犯姦律に依り徒罪一年申付る。
同　町　山本金次郎妻なを
其方儀、夫有之身分にて、平山銕五郎と姦通致す科、犯姦律に依り徒罪一年申付る。
第五大区十五小区金杉村十七番借店　塚本半五郎
其方儀平山銕五郎儀、山本金次郎妻なをを連れ参るは、姦通致す儀にも可有之と心付ならば、得と子細を可相糺処、無其儀、銕五郎

任頼、なをを親元へ差遣し其儘に致し置故を以て屹度叱り置。

蒲田梅林　行幸

〔四・一八、東京日日〕府下第七大区中蒲田村の梅林は人の知る所、近郊の名園なり。千百株の梅花咲初る日は、皚々の色遠く房総の雲に映じ、馥々の香遙に杉田の雪に連る。今茲に三月六日辱くも、聖上行幸あり。又翌日皇太后宮行啓なりし、実に梅花の清徳といふべき也。園主名は又三郎、夫婦共に性篤実なりしが、かゝる聖恩を報じ奉らんとて、其後毎日皇城の方に向ひて遙拝する事日々怠る事なし。正直は天も捨玉はずと諺の如く、花散し後も鳴鞭の雅客雑沓して例年よりも殊に繁昌せり。皇恩と花徳と正直の福と三対する者か。

皇居炎上の顚末

紅葉山長局より出火

〔五・一、新聞雑誌九七〕皇城炎焼ノ顚末　〇五月五日午前第一時、皇居内ヨリ出火、皇城一円炎焼第六時頃鎮火セリ。火元ハ紅葉山局女官下婢部屋前ニ柴小屋アリシ所、前夕米屋ヨリ藁灰ヲ持参リ右小屋エ入レ、当日製ヘ候ニ付水ハ掛ケ湿シ置候得共、猶気ヲ付候様申伝ヘ帰リシニ、全ク下婢不念ニテ右灰ヨリ燃上リ候由。聖上、皇后宮ニハ早々吹上御茶屋エ御立退被遊五時前御同車ニテ赤坂離宮エ御遷座被為在、賢所、皇霊、剣璽モ無御別条御同様御遷座其外御重器等御焼出無之由ナリ。偖深夜宮中ノ急火ニハ存外ニ焼死怪我人等少ナク、女官ノ下婢三人、内一人焼死、二人怪我バカリノ由。死人エハ葬式料三十円、怪我人エハ十五円宛下シ賜ハリシ由。

赤坂離宮を仮皇居と治定

〔五・七、東京日日〕第百四十四号　〇赤坂離宮ヲ以仮皇居ト被定候　明治六年五月廿五日

海外留学生　——三百八十二人——

〔五・一、新聞雑誌九五〕海外、米、英、佛、獨、魯、蘭、清七国ニ留学セル人員合計凡三百八十二人、内女五人。学資合計凡三十五万五千六百六十弗。文部省三百二十一人、二十九万六千九百六十弗。大蔵省二十三人、二万弗。工部省十二人、一万三千三百弗。宮内省二人、二千弗。開拓使二十三人、二万二千四百弗。軍醫寮一人、一千弗。

聖上近衛兵を御指揮　千葉県下に御露営

其の地を「習志野」と名けらる

〔五・一、新聞雑誌一〇一〕去月二十九日聖上自ラ近衛ノ兵隊ヲ指揮引率シ給ヒ、下總国千葉郡大和田辺ニ行幸、露営二泊、大ニ兵隊ヲ講習シ給ヒ、更ニ其地ヲ習志野原ト名ケ、長ク講武ノ地トナスベキ旨、勅語之アリタル由。時ニ陸軍中佐白戸隆盛営中ノ詩一首ヲ

賦シテ奉献セリト云フ。

平原漠不ㇾ辨ニ西東一　深夜無ㇾ燈物色空　点滴徹ㇾ衣営裏雨　驚濤衝ㇾ耳野間風　戎駒蹴ㇾ地蹄生ㇾ火　羌笛穿ㇾ雲韻破ㇾ穹　枕ㇾ石衾ㇾ蒿軍陣事　卑尊共臥幕家中

皇居炎上の責任者処罰さる

新樹典侍下婢の責任

〔五・一、新聞雑誌一〇一〕司法省一等裁判所ニ於テ申渡。

新樹典侍高倉壽子　下婢　榮　枝

其方儀御場所柄別テ火ノ元念入可心付処、無其義、町田文吉方ヨリ藁灰持参リ、当日焚拵エルニ付、火ノ気心附呉候様申出ルヲ承リ乍罷在、外用ニ取紛ル丶トテ粗漏ノ取計致シ置ヨリ、右藁灰再ビ燃上リ、終ニ皇城及炎焼次第ニ至ル科、失火律准流十年ニ擬断シ、収贖金十三円五十銭申付ル。

第一大区七小区畳町　十六番地借地　町田　文吉

其方儀新樹典侍方ヨリ藁灰アツラヘ受、即日取拵ヘ持参リ、火ノ気心付呉候様申断ルト雖モ、府庁布令ノ趣ニ背違致ス科、違式律ニ依リ懲役二十日可申付処、宥恕ヲ以テ贖罪金一円五十銭申付ル。

皇居炎上に関し　有難き聖旨を賜ふ

朕が居室の為に民産を損する勿れと

〔五・一、新聞雑誌一〇一〕太政大臣ヱ勅諭ノ写。

朕前日〔五月五日〕回禄ノ災ニ遭ヒ、宮殿之ガ為ニ蕩尽スト雖モ、今ヤ国用夥多ノ時ニ際シ、造築ノ事固ヨリ之ヲ速ニスルヲ希ハズ、朕ガ居室ノ為ニ民産ヲ損シ、黎庶ヲ苦マシムルコト勿ルベシ、汝實美其レ斯意ヲ体セヨ。

第三國立銀行　株式募集

〔六・三、大阪新聞〕報告。今般左ノ発起人共、第三國立銀行創立ノ許可ヲ蒙リ、本資金一百万円ヲ以テ、大阪今橋通三丁目ニ仮店ヲ開キ、阿波国撫養及ビ、徳島市中ニ枝店ヲ置キ博ク事ヲ行ハント欲ス、四方有志ノ諸君入社セント欲セバ当五月廿日ヨリ同八月卅日迄右三店ノ内、最寄ノ場所ヘ株敷願書差出シ玉フベシ、本資金ハ一百円ヲ以テ一株トシ、既ニ六千二百株即チ、六十二万円ハ発起人共ヨリ入社セリ、残リ三千八百株即チ、三十八万円ハ諸君ノ請求ニ応ジ分割スベシ、幾庶クバ同心協力シテ共ニ洪益ヲ謀ランコトヲ。

但社中取扱等ヲ委シク知ント欲セバ、別ニ株主募方ノ布告表ヲ彫刻セリ、発起人ニ望玉ハヾ呈スベシ、一覧シテ其方法ノ正シキヲシリ玉フベシ。

大阪鴻池善右衛門、名東県西川甫
廣岡久右衛門　天羽　兵治
井上市兵衛　日比野克己
浅野小右衛門　泉　三郎
中原庄兵衛　笹田　宜幣

アメリカ合衆国の胆の切れぶり

下関戦争の償金を還付して
――日本留学生を養成す――

〔六・一、新聞雑誌一〇四〕 ジャッパンガゼット新聞抄訳 ○合衆国観学ノ徒議院ニ建白シ、日本償金ヲ還サシメ、欧亜二洲ノ学校ニ於テ文学技術ヲ伝習シ、能ク其学科ニ通達スル日本生徒ヲ撰抜シ、更ニ之ヲ教育シ、以テ其科ノ教師トナラシメンガ為メ、所謂師範学校ナルモノニ此金ヲ用ヒシメンコトヲ謀レリ、実ニ美事ト謂フベシ、政府何ノ為ニシテ此ノ如ク償金ヲ処スベキヤ、其論ズル所ノモノ条理明白更ニ一言ノ間然無カルベシ。其略ニ云ク、下ノ關戦争ノ為メ合衆国政府損失ヲ受ル所ノモノ、日本政府ニ逼ツテ収ル所ノ償金ノ如ク多カラズ、其損失ノ総計纔ニ二万弗ニ過ギザルガ故、公明正大ヲ以テ之ヲ処スルニハ、現ニ失フ所ニ過ルモノハ之ヲ日本政府ニ返スカ、否ラザレバ全ク日本人ノ利益ト為ルコトニ用ユベシ。

「血税」の誤解到る処に起り

名東県下に一万の暴徒蜂起

〔七・一六、東京日日〕 名東県管下土寇蜂起、七月四日附ヲ以、正院ヘ御届ノ概略 ○讃岐国西郡第七十六区、及七十二三区三野郡、豊田郡辺ノ士民、六月廿六日頃ヨリ俄然暴動、右原因ハ徴兵御規則、血税ノ条ヲ誤解シテ、妄説ヲ附会シ、或ハ学校ヲ厭ヒ、又ハ肉食行ハレシヨリ牛価騰貴シ、貧民困却等ヲ唱ルヲ名トシ、只管暴威ヲ逞シ、飛語ヲ以各区ヲ協従シ、官員戸長ノ説諭ヲ用ヒズ、頓ニ風靡蔓延スルニ付、高松営所ノ兵二小隊半ヲ繰出シ、更ニ邏卒ヲ以テ暴徒ヲ縛シ煽動ヲ防グ、此挙人数凡一万人余、多クハ山ニ拠リテ聚散シ、出没頗ル速ニシテ、全数ヲ概計シ難シ、数ケ所ヘ放火ス、其中丸亀多度津両地ハ貫属ノ勉励ニテ異動無之、高松支庁、西南五里程ノ地ニテ兵隊ノ為ニ退散シタリ、又転ジテ支庁東南四里半許ノ山外ニ出ヅ、凡千余人、数ケ所ヘ放火ス、砲撃山中ニ四散ス、高松支庁近傍ハ、其地貫属更ニ戒厳動揺コレ無シ、高松支庁出張、西野権参事ヨリ報告ニ付御届ノ趣ナリ。

一、土寇放火村数凡百三十ケ村
一、焼失凡五百二十七ケ所
　内三ケ所　掲示場
　卅四ケ所　戸長事務取扱所　但此内寺院有之
　八ケ所　邏卒屯所
　卅四ケ所　学校　但此内寺院有之
　五十三軒　正副戸長家宅
　二百六十軒　村吏家宅
　五ケ所　寺院
　百三十軒　農民家宅
一、土寇横行里程凡廿七里　但区数凡三十四
一、同捕縛凡二百八十人
　但兵隊邏卒戸長ノ手ニテ捕縛　内十四人　浅手傷者
一、討死二人　邏卒

名東県士族　小嶋　勝封　同　宮崎　瀧松

一、傷者一人　三野郡新名村　眞鍋　龜吉

石綿製造法の発明

〔七・二三、東京日日〕 石綿製造発明の件 ○筑摩県管下、信濃国筑摩郡伊深村の医師黒岩利恭外二人の者、兼て富国の術を計り、慶應年間より頻りに苦慮ありしに、今慶寶根基礎の策を獲たりと。そは石綿を採り布紙等を製造するの発明にて、上書の略に、石綿は数千年間国内山中の石心に、綿質あるを知らず、空しく雨雪の湿ひをうけ、徒らに腐物となるは惜むべき事にて、今発明の術を以て、石綿を採て綿布に製造し、細末なるを紙に漉かば、紙帛ともに水火に損ぜず、又虫のはむ事なし、殊に火を防ぐ事は銅片に劣らず、上製の紙は其質常紙の如く滑にて、火中に投ずれども其書するもの不失。抑我邦の綿布は火浣布（ステインフラス）と少しく異にて、防火の利は却て勝れり、故に貿易品とすれば価黄金に超ゆ。今建白する旨趣は、この製造の法を弘く人民に教授して、即かの石の生産所を知らしめ、且此が社を設立するの件を略言す、但一反三丈二尺の代価千三円にて、白紙は一枚銀廿匁、墨の価は未だ知り難し、これを盛んに海外に輸出し、布紙墨ともに入費を除きて、利益十の二を税とし、石綿山鑿の儀、官許を蒙り度と、製する所の石綿布を添へ、建言せし由。

新聞原稿は　逓送無料

〔七・一、新聞雑誌一一四〕 新聞原稿逓送規則

第一、各新聞社ノ願ニ依テ、驛遞寮ヨリ、府下遠国等ヱ逓送配達ヲ聞届タル新聞紙ニ限ルコトヽス。

第二、重量ハ四文目ヨリ踰ベカラズ。

第三、帯封或ハ開封ニテ検査シ易キ様致シ置クベシ。但帯封或ハ上包ヘ報知スベキ新聞紙、本社及ビ報知者ノ姓名地名等ヲ詳細ニ認メ、且朱ニテ新聞原稿ト記スベシ。

第四、原稿紙中ニ他ノ封物ヲ竊ニ差入ルヽハ勿論、報知スベキ事柄ノ外一語タリトモ書簡様ノ文字、或ハ暗号隠語等書載スベカラズ。

第五、此規則ヲ犯ス時ハ、原稿ヲ報知者ヘ差戻シ、定額一倍ノ郵便税ヲ払ハスベシ。

第六、原稿報知スル者ノ姓名宿所不分明ナルハ、之ヲ驛遞寮ニ止メテ廃紙ト為スベシ。

明治元年以来の新聞紙七十七種

〔七・一、新聞雑誌一一四〕 文部省報告 ○明治元年新聞誌ノ発行アリシヨリ、今明治六年ニ至ル迄各種ノ新聞概数七十七類ニ至ル、以テ本邦開化ノ度ヲ観ルニ足ル、因テ左ニ其ノ目録ヲ掲載ス。

中外新聞。影響新聞。遠近新聞。モシホグサ。内外新報。明治新聞。天理可樂怖。六合新聞。江湖新聞。金港雑報。日新眞事誌。日要新聞。東京日々新聞。新聞雑誌。内外各種新聞要錄。新聞摘要。京都新聞。新聞輯錄。各國新聞。廣島新聞。報知新聞。愛知新聞。愛知週報。神戸新聞。大阪新聞。撮要新聞。峡中新聞。日益新聞。海外新聞。博聞新誌。日新記聞。東京毎日物價表。教養新聞。報告

新聞。米子新聞。茨城新聞。公文通誌。三重新聞。信飛新聞。假名書新聞。足柄新聞。埼玉新聞。長崎新聞。木更津新聞。福島新聞。飜譯新聞誌。北港新聞。評論新聞。新聞誌。四十八字新聞誌。度會新聞。マイニチヒラガナシンブンシ。新聞心得草。静岡新聞。内外日誌。東京新聞。石川新聞。和歌山新聞。カナヅケヲフレガキ。島根新聞。徳島新聞。山口縣新聞。小田縣新聞。日新異聞。横濱毎日新聞。滋賀新聞。琵琶湖新聞。甲府新聞。若松新聞。宮城新聞。信陽新報。岐阜新聞。新聞抄譯。〇以下未刻。山形新聞。東北新聞。磐前新聞。京都新報。療病院新報。博覧新聞。以上七十七種。

第一國立銀行開業

〔八・六、東京日日〕　銀行ノ営業ハ、世間融通ノ便利ヲ増シ、人民一般ノ洪益ヲ資クルハ、既ニ官板ノ会社辨又ハ経済書等ニヨリテ、大方諸君ノ能ク了知スル所ナリ。就中、此国立銀行ハ、去ル明治五年八月中、御頒布ノ銀行条例ニ遵ヒ、創立スルモノナレバ、其方法ノ精確ナルハ、銀行条例成規等ニヨリテモ、世ノ共心ヲ全クスルモノニシテ、今更ニ縷述ヲ煩スヲ要セズ、兹ニ当銀行ノ儀ハ、去明治五年壬申十一月中、株主募方ヲ公告シ、追々諸社ノ都合相整ヒ、入金其他開業前ノ手続ハ全ク斉備セシニヨリ、去ル七月廿日開業ノ公許ヲ得タルニ付、向後左条ノ件ニハ其人ノ要望ニ従ヒ、簡便ト誠実トニ注意シテ之ヲ取扱フベシ、冀クバ四方ノ諸君、早ク光顧アリテ、以テ交通ノ自由ヲ得、各其業ノ昌盛ヲ謀ランコトヲ。

一、当座預リ金ヲ為スコト。

銀行ニテ、当座預リ金通帳ヲ作リテ金子ヲ預ル時、預ケ主ニ相渡シ置キ、其預ケ金ハ通帳中ノ小切手ニテ、勝手ニ之ヲ引出ス事ヲ得ベシ。但此当座預リハ、無利足タルベシ、尤モ一口百円以上何程ニテモ之ヲ預リ、十円以上ハ何程ニテモ之ヲ渡スベシ。

一、此法ハ諸商人、又ハ傭員等、毎月又ハ其時々ニ収入シタル金銀ヲ、商業及諸雑費払方等ニ入用アルト、見込ミタル分丈、此方法ニヨリテ銀行ニ預クレバ、第一盗火難ノ患ヲ省キ、且計算ノ労ヲ除クベシ。

一、定期預リ金ヲ為スコト。

是レハ三ケ月以上ノ期限ヲ以テ銀行ニ預ケ金ヲ為サント望ムトキハ、慥ナル預ケ証書ヲ出シ、(預リ期限利足割合トモ、証書ニスベシ) 之ヲ預ルベシ。但其ノ高ハ百円以上タルベシ、尤モ利足ハ其時々之ヲ相談シテ、取極ムベシ。

一、諸引当品ヲ預リテ、金銀ヲ貸附ルコト。

是レハ公債証書、地券、金銀貨幣又ハ地金、其他慥成物品等ヲ引当トシ、期限ヲ定テ、金子ヲ貸附クベシ、但シ其高ハ、金千円以上タルベシ、尤モ利息ハ、日歩又ハ月定共、成ルベク丈低価ニテ之ヲ約束スベシ。

一、新旧公債証書、又ハ金札引換公債証書、又ハ金銀地金類ヲ買取ルコト。

是ハ普通ノ方法ヲ以テ、可成丈高価ニ之ヲ買取ルベシ、尤証書ハ一枚以上何程ニテモ所持人ノ望ニ随フベシ。

一、西京、大坂、神戸、横浜等ノ金銀為替ヲ取組ムコト。

是レハ手形面一口五百円以上タルベシ、尤為替打歩ハ、可成丈低価ニ之ヲ取組ムベシ。

右ノ件々ハ当明治六年八月二日ヨリ、一般ノ御祭日并ニ一六休暇ヲ除クノ外、当銀行事務取扱時限中ハ、来客ノ望ニ従テ其引合ヲ為スベシ。

明治六年八月一日　　第一國立銀行

大酔して小便　罰金六銭二厘五毛

〔八・一九、郵便報知〕公判

武州荏原郡紘巻村農鈴木一作弟　　鈴木三郎

其方儀大酔の上道路へ小用致すに付、警視出張所にて被取糺、贖罪金（六銭二厘五毛）差出し、被差免立出る折、不取留儀高声に相呼はり、故さらに再び往還に小用致す科、不応為律に擬し、懲役三十日可申付処、宥恕を以て贖罪金二円五十銭申付る。

箱根福住楼の父　報徳宗を宣伝

〔八・一九、東京日日〕相模国小田原に、二宮金二郎といふ者あり、天保弘化年間に、報徳仕方と唱へ人を教導し、富国安民の術を施す事盛んなりしが、同人没後右教方衰廃したりしに、同国湯本村の福住九藏の父、正兄なる者、此の教法の絶ん事を歎き、過日報徳仕方取行方見込書を認め、教部省の官許を得て、諸国の同志の愛国に志ある人に告げ、再び其法を興起せり、因て其仕方の富國捷經一巻を、不日に発兌して、報国法の大意を示す趣なり。

家康の廟所　それぞれ昇格

〔八・二五、東京日日〕上野山内なる家康公御廟所は、此度府社とせられ、芝増上寺山内同公の廟所を郷社とせられたりと。曩に日光は官祭の旨仰出され、今又府下に此令あり、誠に三百年の久しき平天下を奏せし光輝赫々たり、豈明世の政と云ざるべけんや。

仮名で示した判決文

〔八・二九、郵便報知〕公判

トウキヤウダイヽチダイクハチシヤウクミナミコンヤチヤウ、

マレトウジヤドナシ　　ヘイキチ

ソノホウギ、ヌスミイタシ、ロクヂウタヽカレ、ソノヽチ、フタタビヌスミイタシ、トラワレルセツ、ヤマヒモチユエ、キンゴク三十ニチニ、シヨセラレルヽミブンニテ、ナヲマタオヽカンニオイテ、オヽライニンノ、フトコロノキンセン、ヌキトル、ゾウキンイチエンヨノトガ、セツトウリツニヨリ、チヤウエキ七十ニチ、モウシツケル。

此者唖(をし)にして且跛(あしなゑ)なれば、申渡を仮名書にて、当人に読ませられしとなり。

銅貨四種となる

〔八・三一、東京日日〕第三〇八号

○辛未年中頒布新貨条例中、銅貨幣ノ儀ハ、一銭、半銭、一厘ノ三種ニ候処、今般人民ノ便利ヲ謀リ、更ニ弐銭ノ一種ヲ加ヘ、且各種ノ図面等モ、別紙雛形ノ通、改正鋳造候条、此旨布告候事。〔雛形略〕

明治六年八月廿九日　　太政大臣　三條　實美

○銅貨弐銭　径曲尺日本一寸〇五厘、英一インチ二五。量目日本三

匁七分九厘五毛、英二百二十〇ゲレイン。
〇銅貨一銭　径曲尺日本九分二厘、英一インチ一〇。量目日本一匁八分九厘七毛五、英百十〇ゲレイン。
〇銅貨半銭　径曲尺日本七分二厘、英〇インチ八七。量目日本九分四厘八毛七五、英五十五ゲレイン。
〇銅貨一厘　径曲尺日本五分二厘、英〇インチ六二。量目日本二分四厘一毛五、英十四ゲレイン。

第一國立銀行紙幣を発行す

〔八・一、新聞雑誌一二七〕当銀行ノ儀ハ兼テ御頒布ノ条例規成ニ従ヒ諸般ノ手続全ク斉備セシニ付、大蔵卿ノ公許ヲ得テ紙幣頭ヨリ左ノ開業免状ヲ交附セラレタリ、其全文ヲ写取リテ以テ稠衆ノ広聞ニ供ス。

第一國立銀行第一番

大蔵省紙幣寮開業免状

武蔵国東京第一國立銀行ヨリ差出シタル証書ニ拠リ、此銀行ハ大日本政府ノ公債証書ヲ引当トシテ紙幣ヲ発行シ、之ヲ通行シ、之ヲ引換ヘル儀ニ付、明治五年八月五日大日本政府ニテ制定シタル銀行条例ノ趣意ニ従フテ創立シ、其開業ノ手続ハ都ベテ此銀行条例ノ規則ヲ履行シタルヿ分明ナルニ付、今此開業免状ヲ交附シ、自今銀行条例ニ従テ銀行ノ業ヲ営ムヿヲ許可スル者也。

右ノ証拠トシテ、明治六年七月二十日余ハ大蔵卿ノ命ヲ奉ジテ爰ニ姓名ヲ自記シ、官印ヲ鈐スル也。

明治六年七月二十日

紙幣頭　芳川顕正　印

大工場富岡製糸場

—三大局の一つ—

〔八・一、新聞雑誌一三四〕近頃我国ニテ三大局ト称セシハ、大阪造幣寮、横須賀造船場、富岡製糸場ナリ。東洋諸国ニテハ稀ナル事業ナリト、西洋人モ屢賞誉セリ。此頃富岡製糸場繰糸高比較例、並ニ工女人名記ヲ得タリ、左ニ掲ゲテ漸次国産ノ盛大ニ赴クヲ知ラシム。一日ノ中九時間、操糸高一等、元繭四石四斗ニシテ此出来糸三貫七百四十文目ナリ。但一升ニ付目方八文目五分、一等工女八十八名一人ニ付五升取ノ割合ナリ。同二等元繭二石八斗、此出来糸二貫二百四十目、但一升ニ付八匁、二等工女七十名一人ニ付四升取ノ割合ナリ。同三等元繭四石二斗六升、此出来糸三貫三百二十二匁八分。但一升ニ付七匁八分。三等工女百四十二人宛三升取ナリ。（下略）

魯国英領印度に迫らんとす

英露遂に東亜に戦ふに至るか

〔九・三、東京日日〕魯国ノ政府ハ次第ニ亜細亜中央ノ地ヲ侵シ、英国ノ印度領ニ迫ラントスルノ勢ヒアリ。既ニ今般亜細亜中央ノ「ギバ」国ヲ征討シテ、其酋長ヲ降服セシメシガ、其ノ後ノ処置未ダ如何ナルヲ知ラズト雖ドモ、恐ラクハ其地ヲ以テ自国ノ版図ニ帰スベシ、因テ思フニ、英露ノ両雄并ビ立ザルノ勢ヒヲ為シ、数年ヲ出ズシテ此二国「アフガニスタン」若シクハ印度ノ地ニ於テ、終ニ雌雄ヲ決スルニ至ルベシ。

福岡県暴徒の被害

〔九・九、東京日日〕　本年六月中福岡管内、兇民蜂起乱暴の始末幷家屋其外破毀焼亡の廉々、大略左の通也。

一、家屋敷四千五百九十軒　毀焼

此訳

家屋二千三百四十三軒毀

内、公布掲示場　四軒　大破　官舎　一軒　大破
官員幷士民住居家八百卅七軒　同　納屋四百四十二軒　同
土蔵　五百二十六軒　同　小学校　二十七軒　同
村役場　三十三軒　同　士民住居家三百十四軒　小破
納屋　六十軒　小破　土蔵　九十軒　同
村役場　九軒　同

家屋二千二百四十七軒焼

内、村社　一軒　焼亡　官舎　六軒　焼亡
士民住居千五百六十三軒　同　納屋　百三十六軒　同
土蔵　三十一軒　同　寺　一軒　同
小学校　二軒　同　村役場　一軒　同
士民住家にて半焼六軒

一、党民七十人死傷

此訳

二十八人死亡、十八人重傷、二十四人軽傷。

一、電線柱百八十一本　損じ

右暴動に付、防禦鎮撫に尽力せし官員、幷士族左の通り。

上等の部　十等出仕　小野新次　大宰府禰宜　三木證助
士族越知彦四郎〔外六人略〕
中等の部　十四等　清水魁五郎　士族海澤彌助〔外七人略〕
下等の部　士族　梅野義郎〔外十八人略〕

大涌谷小涌谷の由来

〔九・一二、東京日日〕　箱根温泉場の改称　○足柄県下相模国箱根山中に、温泉の多き人の知る処也、其中最も熱湯の大に涌出る処を大地獄と号（なづけ）、夫に亜（つぐ）を小地獄と唱ひ来りしが、本年八月、聖上皇后箱根宮の下温泉へ行幸在せられし時、右大地獄を大涌谷、小地獄を小涌谷と改称すべき旨、宮内省より御沙汰ありし由也。

新興日本の対外使命を無事に果して

全権大使岩倉具視一行帰朝

〔九・一三、東京日日〕　本日午前第八時前全権大使岩倉公、及び随行の官員横浜へ着港せり。官省諸有司及諸民之を迎ふ。外務省出張所に於て午餐、夫より第二國立銀行にて、会社頭取始め饗饌を設け、祝詞あり、終つて午後第三時乗〔蒸〕気車にて帰京せられたり。

横浜は開花首唱の地なればこそ、諸商人に至ても自ら世間普通の道理を知り、斯る大切の国事を担任する大使を饗して、其労の万分一に奉酬する事、其国民たる道に背く事なきを表するに足ると云べし。

国儲殿下　御降誕即時薨去遊ばさる

〔九・二〇、東京日日〕　十八日午後三時三十分、権典侍葉室光子分娩皇子御降誕ノ処、即刻御逝去被遊ニ付、三日ノ間音曲等停止候事。但日数ノ儀ハ布告到達ノ日ヨリ算シ候事。

明治六年九月十九日　　　太政大臣　三條實美

皇子御諡号

〔九・二四、東京日日〕　第三百二十七号　○故皇子稚瑞照彦尊（ワカミツテルヒコノミコト）ト、御諡号被仰出候条、此旨布告候事。

明治六年九月二十三日　　　太政大臣　三條實美

坂東三津五郎歿す

〔九・一、新聞雑誌一四〇〕　猿若町有名ノ俳優阪東三津五郎、過ル十一日死去セリ、病症ハ流行疫ヲ煩ヒ纔ノ時日ニテ鬼録ニ入レリ、年令三十一オナリシト、当時立於山トモ賞スル大和屋ノ後ヲ継グモノナキヲ惜マザルハナシ。今十三日芝増上寺内アカン堂エ野辺送リセシガ、賑敷葬礼ニテ阪東家ノ踊リ師匠連、又念仏講中、門弟役者等三百余モ付添ケリ。三津五郎辞世ノ句アリ、「道連のなき旅立や蝉の声」諸俳優手向ノ句、「誉そやす盛りを散るや美人草」芝翫、「乙声の霞と消え行く黒羽鳥」三升、「ひと吹の風に折けり野撫子」半四郎、「それ程の風もなきのに芥子の散る」仲藏、「紫の雲間隠れやほとゝぎす」訥升、「虫干に残る尾上の草履かな」菊五郎、「惜むうちさそふ風あり深み草」翫雀、「蝉もやゝ啼つかれたる夜明から」新車。

二十万石の買で米価沸騰
堂島の米相場五円に噴出し
遂に腕力買が祟つて取引休止

〔一〇・一九、東京日日〕　堂島米相場の盛栄　○大阪より来書に云、坂地堂島米相場の儀ハ、近来未聞の繁昌にて、既に去る六月限りには、薩州の商人買方にて、八万石余の取引ありと、是さへ未曾有の事と云たりしに、本月初旬東国人の由なるが、僅四五日間に十日限り二十万石余買入たるに付、米価俄に沸騰し、殆ど五円に至らんとす、依之頭取惣掛りより売出し、一先四円五六十銭迄下落の処、又々去る九日十日両日の間に四円六十五銭にて、買方何十万石たり共買取るべき筋に付、頭取より又々売出し、右両日には五十万石余の取引あり、右に付、米会所へ双方より持込む約定金五十万円余、午後七時に至ると雖も、金改め済まざる故を以て、二番相場八時頃より立会せり、此事府庁へ聞へ、頭取不残召させられ、本月十日より、卅日迄日数僅に廿日なるも、如何して七十万石の正米を取引なすやと尋問ありしに、返答不都合のよしにて、十一日より休会なりと云々。

参議以下の任免

〔一〇・二七、東京日日〕

板垣参議
後藤参議
江藤参議
副島参議

右四公依願本官を免ぜられたり。

○

任参議兼工部卿　伊藤博文
任参議兼外務卿　寺島宗則
任参議兼海軍卿　勝安芳
兼任大蔵卿　大隈参議
兼任司法卿　大木参議

木戸、大久保両公は、参議故の如し。且三條公十七日暁より御不例の処、漸々御快気の由なり。

鑛山寮で分析引受

〔一一・二、東京日日〕公聞　○今日ヨリ以向東京永田町ナル鑛山寮ニ於テ、諸人ノ需メニ応ジ、次ニ掲タル規則ヲ以テ、金属非金属ノ諸品ヲ分析致候事。

第一

其物ニ含有スル金属一品ノ分量ヲ試験スル料ハ金拾円、又二品以上ハ、其一品毎ニ右金高ヲ致増加候事。

但シ其品同種ニシテ、数多キ節ハ其分析料ヲ減ズベシ。

第二

料ハ必ズ前払ノ事トス。此時鑛山寮ニテ其請取書ニ時限ヲ記シ置キ、其時間ニ分析ノ結末ヲ頼主ニ報知スベシ。

第三

非金属ノ分析、又ハ金属諸山物等金塊ノ分析、并ニ其他ノ験究ハ別段取極ヲ以テ之ヲ行フ可シ。

第四

以上ノ分析試験ノ為請取リタル諸品ハ、試験ノ後尚余量アレバ、分析一回ニ当ル丈ケノ分量ヲ、見本ノ為メ此局ニ留置ク者トス。

但金銀等ノ貴品ハ此段ニ非ズ。

明治六年十月　日　　鑛山寮分析局

大阪第五國立銀行が紙幣発行

公私の取引に正金同様に通用

〔一一・一七、東京日日〕第三百七十八号　○今般大坂第五國立銀行ニ於テ国立銀行条例ノ趣意ニ拠リ、公債証書ヲ抵当トシテ、本月十七日ヨリ弐拾円拾円五円弐円壱円五種ノ紙幣ヲ発行セシメ、海関税并公債証書ノ利足ヲ除ク外、租税其他公私ノ取引等総テ正金同様令通用候条、此旨可相心得、尤右紙幣ノ儀ハ何時ニテモ、人民ノ望次第左ノ場所ニ於テ無差支正金ト引換ル筈ニ付、聊無疑念取引可致、此旨布告候事。但紙幣ノ儀ハ、本年八月第三百四号布告、第一國立銀行ニ於テ発行ノ品ト同様ニテ、唯表面銀行名号地名及ビ頭取

支配人ノ名印幷裏面割印相異リ候迄ノ儀ニ付、別段見本相添ザル事。

明治六年十一月十四日

右大臣　岩倉　具視

第五國立銀行発行紙幣正金引換場所

本店　大坂西八組第十三区立賣堀五丁目

枝店　東京第一大区十四小区新和泉町

松茸　百目一銭半

〔一一・一九、東京日日〕西京よりの来書に云、本年は夏以来連雨にして、稲荷山をはじめ東山其他諸山共雨松の枝を洗ひ、其根に滴るもの多くして、是が為に茸の生ずる事夥しく、松茸量百目に付六銭位なりしも、漸々廉価にて一銭半迄に至れりと。物価下直なりし十年の昔にて敢て譲らずとなん。

朝鮮討伐の廟議と世論

〔一一・一、新聞雑誌一六一〕先月来朝鮮ヲ伐ツノ説世間ニ起リ、議士論客紛々トシテ喧シク、随テ書生或ハ商人ニ至ル迄之ヲ主張スルアリ又ハ之ヲ排スル者アリテ、中ニモ兵卒ノ壮者ハ久シク無事ニ苦ミ居タリシ処、日本兵ヲ海外ニ出セシハ、豊公以来始メテノ挙ナレバ、愈快極メリ抔云ヒ、切歯ノ余リ已ニ隊ヲ脱セントスル勢ノ由ナリシガ、廟議ノ許サレザルコトアリシニヤ、頃日其議論モ稍鎮静ニ及ベリ。

陛下御尊影を各府県に御下附

〔一二・五、日新眞事誌〕去月二十八日、我天皇陛下ノ御影真写ヲ以テ毎府県ヘ御下附相ナリシ由、但其御影ハ竪一尺五寸余幅一尺位ニテ玉躰ハ軍服ヲ召サセラレ、椅子ニ倚リ杖ヲ持セ玉フ処ノ尊像ナリ。往昔天皇ハ九重ノ深宮ニ在シマシテ、国内ノ人民絶ヘテ龍顔ヲ拝スルコトナク、御一新以来万機ヲ親裁シ国家護持、万民扶助ノ為メ、百般ノ聖慮ヲ砕カセラレ、鋭意治ヲ図リ、天下億兆ト休戚ヲ倶ニスルノ御仁旨ニテ、国務ノ為メニハ風雨寒暑ヲモ厭ハセラレズ、諸所ヘ御親臨、勿躰ナクモ万民疾苦ノ情ヲ御巡察ノ為メ諸国御巡幸モアリテ、億兆ヲ見ルコト慈母ノ赤子ニ於ルガ如ク、人民モ親シク龍顔ヲ拝シ、聖恩ニ浴スルコトヲ得ルハ、実ニ千載ノ一遇、君民和合ノ盛世ニアラズヤ。今ヤ府県ノ願ニ依リ至尊ノ写真ヲ下シ賜フ。余等思フ、府県ニテハ人民ト倶ニ拝観、今日ノ昭代無量ノ聖恩ヲ感戴スベキナリ。

兎　跳ねすぎて課税さる

〔一二・一、新聞雑誌一七七〕東京府達　○当春以来兎売買ノ儀ニ付テハ度々告諭致シ置候処、未ダ相止メズ左ノ上税申付候間、区区無洩所持人名取調、月々二十五日限リ集金可相納、此旨相達候事。

一、兎売買候者ハ、双方ヨリ其区扱所ヘ増減可届出事。

一、区々扱所ニ於テ、姓名無遺漏記載致置キ、月々税金可取立事。

一、兎一羽ニ付月々一円ヅヽ可相納事。

一、無届ニテ所持候者有之候節ハ一羽ニ付金二円過怠申付ベキ事。

一、多人数集会競売ノ儀ハ、是迄ノ通一切不相成候コト。

課税で　兎の御難

〔一二・一、新聞雑誌一七八〕　兎税ノ布令アリテヨリ、坊間店先ニ出シアリシ兎一羽モ残ラズ即時ニ形ヲ滅セリ。税金ニ驚テ打殺スモアリ、川々エ流シ棄ルモアリ、猶陰ニ床下ニ匿スモアリ。就中狡猾人ハ直ニ諸方田舎ニ走リ行テ痴漢ヲ誑キ売ルモアリ、其狼狽実ニ心地ヨキニ堪ヘズ。唯可憐ハ昨日数百金ノ声価ヲ保チテ美麗ナル籠ニ入リ、今日忽チ打殺流棄ノ惨ヲ蒙ル、兎ノ心果シテ如何ゾヤ。

蜂須賀侯夫人　洋装で帰朝

〔一二・一五、東京日日〕　昨十四日華族蜂須賀氏夫婦幷に同行の人々と共にアメリカより帰朝せり。其婦人の衣裳尤も美にして且その着用のよく似合たること、真の西洋の貴女に異ならずといへり。

日魯衝突の風説に刺戟され

英国船サガレン島を探検す

クシユンコタン港に日本開拓使

〔一二・一七、東京日日〕　近来各西洋人ノ間ノ風説ニ、我国ト魯斯亜ト隙アルノ趣紛々タルヲ以テ、兼テ英国ヨリ亜細亜洲調護ノ為ニ備へ置タル軍艦ノ内、アイロンドツク、フラリキ、カルメス、テーソ此四艘北海道ノ北岸ナル満洲地方ノ魯斯亜ノ諸港ヲ巡航シテ其動静ヲ察シ、出兵アリヤ否ヲ探索セントテ、横浜在留ノ兵士ヲモ人撰シテ乗組マセ、九月初旬ノ頃横浜ヲ出帆シテ先箱館ニ至リ、夫ヨリ又サガレーンノ北岸ナル諸港ヲ廻リテ、バルロトペイト云フ一港ニ碇泊セリ、爰ニハ魯斯亜ノ兵少々屯シ居タリ。家作ハ皆平家ニテ板屋根茅葺ナリ土人ハオロツコ人種ニテ、山ノ麓ニ穴ヲ掘テ住マヘリ。面体ハ支那人ニ似タリ、但シ男女トモ髭アリ。頭髪ヲ三組ニシテ後へ下ゲ、毛付キノ皮ヲ首ニマキ、木綿ノ衣裳ヲ着タリ。火縄付キノ小銃ヲ持チテ鳥獣ヲ取リ、或ハ刳抜キノ丸木舟ニ乗リテ海魚ヲ取リテ食トナス。通用ノ貨幣ナシ、金銭ノ何物タルヲ知ラズ、只米ヲ貴ブコト珠玉ノ如シ。英艦中ニ乗組シ日本水夫一合ノ白米ヲ以テ鮭六尾ニ換タリ。英人モ上陸シテ処々散歩セシガ、如何シタリケン或山下ニテ火ヲ失シタルニ、寒地ユエ大木ハ無ケレドモ千古以来曾テ斧鉞ヲ入レザル山ナレバ、古木倒レ横タハリ落葉枯草イヤガ上ニ重ナリタレバ、忽チ大火ト成リ山ヨリ山ニ焼移リ、火勢炎々トシテ遂ニ撲滅ス可ラザルニ至リ、二日二夜ヲ経テ漸ク鎮火セリ。此時英ノ軍艦ヨリハ兵士皆隊伍ヲ整ヘテ上陸シ火ヲ防ギシト云。数日ニシテ此処ヲ出帆シ、サガレーンノ地方ナル或ル一港ニイタリ、又転ジテクシユンコタン港ニ碇泊ス、此所ニ着船スルヤ否、魯斯亜ノ兵営ヨリ軍装ヲ着タル人数名出迎ヘリ。英ノ船将某等礼服ヲ着シテ上陸シ、共ニ魯斯亜ノ営中ニ行キタリ。魯斯亜ノ兵卒凡千人程屯シ居タリ。皆美ナル軍装ナリ。大砲二十門余アリ、暫シテ船将軍艦ニ帰リ来レバ魯斯亜ヨリモ酒肴ヲ贈リ、且楽器ヲ持参シテ通宵歓楽ヲ尽セリ。船将上陸シタル跡ニテ、シツプコンマンドル、トペーマストル某ト二人モ亦上陸シ処々徘徊シ、日暮ニ至リテ竊ニ日本ノ役所ニ行キ当所ノ情景ヲ探索セシニ、開拓使ノ堀元ト云人ニ逢ヒ委細ヲ聞取リ、書付ニシテ持帰レリ。但シ此処魯斯亜属地ト日本領トノ堺目ニテ、

両国人民ノ間甚不和ニシテ朝夕ニ喧嘩アリ。但シ魯斯亜人勇敢ニシテ暴行多ク、数々日本人ヲ殺シ或ハ居宅ヲ放火セリ、日本人ソノ凌辱ニ堪ルコト能ハズシテ、此地ヲ去テ南方へ移ル者多シト云。

製薬学校　併置

〔一二・二八、日新眞事誌〕先般文部省ヨリ東京醫学校ニ製薬学校ヲ附シ、毎年冬少年生徒二十名ヲ入学セシメ、預科二年本科三年、期スルニ五年ヲ以テスルノ旨御布告相ナリシニ、去ル十一月初旬、右製薬学生徒二十名入学セリト云フ。

皇后宮御側に出仕の　平尾(下田)歌子の光栄

〔一二・一、新聞雑誌一八〇〕岐阜県士族平尾柔藏の女子歌子と云へる人官級十五等にて、皇后宮御側近く出仕せしに、当十八才にて和歌に巧みなれば、此頃十三等出仕に昇級せりと。斯女先般、皇后宮濱殿へ幸啓供奉の節和文にて作りし道の記を得たれば左に掲ぐ。

十月の廿日あまり五日なりけん、言の葉の花をもつどへて見そなはさんとて、后の宮濱殿に御車つかふまつらせ給ふ。風なき海の面しづかに、紫だちたる雲のけはひいと長閑なり。ときは猶秋なるを、四方のうらうら打かすみて、小春めく空のけしき、げに新たまるるをきてに従ふなるべしと、かしこみ思ふほどに参り付ぬ。引つゞきて近ふひづめの音しつゝ、はや御車はてさせ給ひぬると、つかさ人等、にし東にけじめはしりありくさま、をごそかなり。をほゆかには青き赤き唐織のしき物して、白きやまと織の御帳などこゝろにくうしなし玉へり。あでになまめいたるすき影ほのめきて、白妙のうちきはまだきに雪のいろをうらやみ紅のはかまははやくいり日のかげを奪ふに似たり、さとかほりくるときめき、妙になよびかなり。「花鳥のにしきの戸ばりのどかにて、はるに知られぬうめが香ぞする」南をもてにいしたてさせて、御覧ぜさせ給ふなるべし。けふは米田侍従番長の姨本子といふ人と、閭宮の八十子と、花蹊女とめし給ひしなりけり。すなはち浦秋といふ題賜はらせたり。ゑじま、わかの浦に春秋のなさけを集むる中に、あまの子のみ筆のやどりも定めかねて、たゞよふさまよそ目むつかしかるらんとてひそむ。かのゑあはせならましかば、己れぞまけ方なる、あなくるしとみじろぎて、「面白く見ゆるゑじまも有ものを、たどりわづらふうたの中山」あながちなるはこともこちたしや。さるからに海山のにた物あまなからなと見とゝのへて、てうじさせ玉ふ。御しつらひ残る所なく召させ玉ひし後達にもたまはらせつ、海のさち山のさちさへ、をほみけにいかなる神かとりあつめけん。みやつこたちのへいしもて出て、めでくつがへりつゝ、こよろぎのいそしき中にかれこれとさゞめくもをかし。こかめやいづらと問むもあまりつき〴〵しくやとて笑ふ。うち渡したる沖の千舟は、松の梢によするとのみ見ゆめり。「まつばらの梢はなれぬ小舟哉、誰木によりて魚もとむらむ」目にかゝる雲もなくてみつふたつ、飛ぶとりのみぞ空のちりなりける。ふちにをどる鯉は龍の門にのぼるかとあやしまれ、きしに落る雁は龍のみやこに使ひするかとうたがわる。いはほなすべきさゞれ石の、清くながれたる汀に望む梢は、さかさまにたてたり。なみのうへはいとゞ霞まさりて、いぶさげなる舟の煙りも中々に見どころあり。御前の池に馴たる水鳥はうき寝をわぶるさまもなし。大君の恵みも広

きいけ水にところを得たり。にほのひとむら浜のかたにあたりて、こほこほとなる音やゝ近ふ成りて、耳にさしあてたらん様なり。いかづちならずば、某の君のわび玉ひしからうすにかと思ふに、夕顔のまつはるべき垣根などは猶はるかなり。ひたと近づく儘に見れば、是なん黒木たく煙にはしる車なり、とき事鳥のかけるにゝて聞しよりもけなりかし。「目の前のほのわ車にのり馴て、はすのうてなをいふ人もなし、」なゝめなる夕日に少しなびきかゝりたる薄雲のたゝずまひ、哀に露見へ初る芦かやのみだれも秋の深さして、まだ青葉なるかへ手の色なきのみぞ、ものたらぬこゝ地せらる。「唐錦けふのとばりにかけよとは、などやま姫にしらせざりけん」ながくも哉と思ふ日影もかぎりありて暮行ぬ。「夕づく日まねき兼たる淋しさもほにあらはるゝ花すゝきかな」（下略）

マッチで気絶

〔一二・一、新聞雑誌一八四〕四五日前夜、柳橋或船宿ニテ、日本橋辺ノ商人某、芸者小熊ト云フ者ヲ聘シ遊楽中、燈火ヲ滅シ暫クシテ一人懐中ヨリ「マッチ」ヲ取出シ、火ヲ点ゼントセシニ、芸妓オバケト思ヒ、アット一声ニ気絶セリ。薬医者ト種々介抱シ、漸クシテ蘇生セリト、亦歳晩ノ一笑奇事ナリ。

神田大火後の市中歳晩光景
兎は遂に「しめこなべ」

〔一二、新聞雑誌一八四〕府下歳晩ノ景況　○窮鬼福々千万無量ノ其中、火災ニ焼出サレ板囲ヒノ内ニテ未ダ神棚ヲモ釣得ザルアリ、早クモ大家ヲ恵方ニ建タルモアリテ、第一材木屋諸職人ハ豊カナル越年ヲ為スベシ。又娼婦芸者モ座敷ハ少ナシ税金ハ高カシ、初春衣裳ノ用意ニ後ルヽモアリ、古着ヲ抱キテ富澤町エ走ルモアリ、首飾ヲ懐ニシテ飾屋エ典スルモアリ、店先ノ売品ニ見切物多ク、火災ニ付込ミテ高価ノ売屋夥シ。裏町ヲ狼狽セル貧孀ハ、早ク兎ヲ嫁セント欲シ、路次ヲ奔走セル大爺ハ店賃ノ催促ト見ヘ、総ベテ一刻千金働キ勝チノ時世ナリ。就中最モ浅マシキハ兎ニテ、処々街頭ニ持出シ無銭ニテ路人ニ与ヘ、稀ニハ馬鹿ナル田舎漢ハ猶一二円ノ宝貨ヲ抛テ買フモアリ。又藏前筋違久保町辺ノ大道ニハしめこなべヲ出シ一杯十文計リニ立売ヲナセリ。兎ニ角ニ憐ムベク笑フベキ有様ニテ、或人ノ狂歌ニ、去年の暮餅をつきけり玉兎今年の暮は餅につきけり。

税金をとられたとて　芸妓揚代の値上

〔一二・一、新聞雑誌一八五〕府下芸娼妓ノ税ヲ定メラレ、諸街日割ニシテ新規鑑札御渡ニ相成リ、本月二十五日吉原娼婦芸妓貸座敷渡世ノ者、府庁エ出デシ由。又柳橋ノ芸妓ハ揚代三時間金二十五銭、一日約束金一円、遠出船遊山等ハ金一円二十五銭ニ値上ゲセシ由ナリ。

明治七年
（一八七四年）

家禄奉還者へ資金被下方規則

〔一・六、郵便報知〕

○第一条　家禄、賞典禄共百石未満の輩、自今奉還出願の者へ、産業為資本永世禄は六ヶ年分、終身禄は四ヶ年分一時に下賜候事。
○第二条　前条合算高各府県、当酉年貢納石代相場を以金に替、凡半数現金、半数公債証書を以相渡、公債証書の分は年に八分の利息、年々十一月に各地方庁より相渡可申事。但公債証書は五百円、三百円、百円、五十円、二十五円の五種を製造する故に、金高の都合に依り、歩割増減も有之べく事。
○第三条　公債証書は外国人を除の外、何人に不限譲渡質入とも可為勝手、都て取扱方の儀は、新公債証書同様たるべし。但し巨細の儀は猶公布可及事。
○第四条　公債証書は三ヶ年目より政府の都合に因り、七ヶ年の間に抽籤の法を以、現金に引換可申事。
○第五条　元一代卒にて民籍へ編入終身禄被下候分も奉還願出者は前条に照準し処分すべき事。
○第六条　年限給の分奉還願出候へば、是迄渡済及残年限等詳細取調、管轄庁より別段大蔵省へ可伺出事。
○第七条　既に貫属替致せし者は、家禄受取来候御管轄庁へ可申出事。
○第八条　農業或は牧畜等志願の者は、官林田畑荒蕪の地等、故障無之分は、別帋払下規則の通取計ふべし、尤右代価は此度可相渡、公債証書を以、上納不苦候事。

国中到る処新時世に狃まず
陰暦を徳川暦と称して懐しがる

〔一・六、東京日日〕　昨日芝辺ニテ午飯ヲ喫セント、或ル小酒楼ニ上リシニ、又跡ヨリ一人来リテ座ニ就ケリ。珍ラシキ大雪ニテ候ヒシ抔云ヨリ、不斗四方八方ノ咄ニ及べリ。此人攝州平野ノ産ニテ河野某ト云フ。此頃東海道ヲ経テ東上セシトテ途中国々ノ景光ヲ咄ス。其略ニ云ク大坂ハ近年稀ナル不景気ナリ、是マデ豪商ノ聞エ有リシ者モ閉店スル者少ナカラズ。近年俄ニ金ヲ儲ケタル米商人唐物屋又何商社ナド申ス者モ、損毛多クシテ質ノ取リ手モ無ク、金銀ノ不融通ナル事実ニ云ハン方ナシ。其上金札引換ノ期限御布令アリシヨリ、下々ノ者ドモ、ドノ札トモ見堺モ無ク、是ハ最早通用セヌゲナ、イヤ此札モ又何日限リニ成ルトテ、種々ノ浮言ヲ唱ヘ、日々ノ取引甚ダ面倒ナリ。神戸ハ鉄道モ出来町幅モ広ガリ、新道立派ニ出来シテ能キ所トナリタレドモ、商人ハ金儲段々ニ少ナク成リ、外国船モ入港甚ダ稀ニテ一般ニサビシキ様子ナリ。只酒楼妓院ハ随分ニギヤカニ見エルト云ヘリ。

東海道処々ニテノ咄シニハ、専ラ又昔ノ大陰暦ニ返ルト云ヘリ。或ハ某県ハ已ニ其布令アリシト云ヒ、或ハ伊勢大神宮ノ神託アリシ抔評判セリ、大抵ミナ大陰暦トハ云ハズシテ徳川暦ト唱ヘリ。三州ヨリ道連ニ成リシ者咄ノ序ニ云ヘリ、東京ノ親類ノ所ニ行キテ云々ノ用ヲ達シテ、又国ヘ帰リテ年ヲ取ルト、其日数ナキヲ以テ是ヲ問詰レバ、是モ又徳川ノ正月ヲ云ナリト答フ。

江州伊勢尾張辺ノ人気殊ニ宜シカラズ、且御上ノ御布命ヲ呑込タル者更ニ無シテ、兎角御上ヲ疑フ心アリテ、政府ハ百姓町人ヲ困ラセル事ニ斗リ掛リテ居ラセラル丶様ニ思ヒ込ミ、頻リニ昔ノ時世ヲ慕ヒテ、何事ニ付テモ昔シ世ノ能カリシ時ハ云々ト斗リ云ヘリ。最モ是ハ大坂神戸等ニテ立派ナ人達ノ内ニモ斯ク思フ輩多シ。今ノ世ハ天下一般文明開化ニ成リ行キタル様ニ諸方新聞紙ニハ書イテ有レドモ、中々サウ斗デモ無シト云ヘリ。折節又隣席ニ居合セタル備中賀陽郡ノ人沼木某右ノ談ニ付テ云ハク、民間ノ情実ハ中々戸長村役人等ノ御上ヘ表向キ申上ベキ者ニ非ズ、其間ニ立ツ者ハ実ニ難儀ナリ。縦令バ御上ヨリ一令出ル毎ニ先ヅ云ハク、又何ゾヤカマシイ事ヲ云テ来タカ、今度ハ何ノ税ヲ取ルゾ、能クモ能クモ取ル事斗リ触出ス事ダナド云ヘリ。己々ガ身ノ為ニナル事ニテモ新規ノ事ハ総テ不便利ナリト思ヘリ。先日上京ノ時蒸気船中ニテ、阿州人ノ咄ニ、四国ニテモ学校ヤ説教ハミナヨンドコロ無ク、只申訳ケ丈ケニ数ヲ揃ヘルトノ話ナリ。諸州共此類ナラントテ、猶色々物語リテ歎息シケルハ、素ヨリ知ラヌ人同志ナレドモ、心ハ同ジ愛国ノ日本人ナリ。依テ其姓名ヲモ聞キ置ケリ。

新橋京橋間馬車道落成
街路平坦神仙園の閣道に似たり

〔一・七、日新眞事誌〕　東京京橋以南新橋ニ至ルノ間新築馬車道落成シ、五日ヨリ諸馬車ノ往来ヲ開ケリ。其工ノ概略ハ已ニ前号ニ記載シテ、粗其壮景ヲ観ルベシ。其之ヲ目撃スルヤ街路一直線ニシテ平坦砥ノ如ク其両橋ニ立テ相望ム、宛モ神仙園ノ閣道ニ入ルガ如ク、其清楚美明ナル、一川ノ白水碧樹ヲ穿テ流レ、一帯ノ皎雪緑野ヲ界シテ残ルカト疑ハル。実ニ厭フ馬車蹂躙シテ蹄痕ヲ落シ、輪線玉卵ニ触ル丶ガ如シ、須ラク知ル東洋第一ノ当府タルヲ。且聞ク瓦斯ノ建燈タル、其議已ニ決定シ、瓦斯元ヲ金杉ニ築キ、新橋ステーシヨンヨリ遠ク筋違ニ至リ、又本町通リ浅草橋ニ引キ、建燈ノ凡数五百有余ナリト、其工ノ已ニ成ルニ及ンデハ真トニ不夜ノ都府タルヲ見ルベシ。嗚呼駿々然タル開明ノ盛代ナラズヤ。

陸海軍資の為家禄税設定さる

〔一・一、新聞雑誌一八八附〕　即今内外国事多端費用モ夥多ノ折柄ニ付陸海軍資ノ為メ明治七年以後当分ノ所、別冊ノ通賞典禄ヲ除クノ外家禄税被設候条、此旨華士族ヘ布告スベキ事。但金給ノ分ハ前年貢納相場ヲ以テ、米ニ直シ別冊税額ニ引当ベキ事。華士族賞典禄ヲ除クノ外、家禄税課泒方法、別冊ノ通相設候条、明治七年以後管庁ニテ家禄相渡候節、一般致取入、収税帳相添大蔵省ヘ上納方可取計、此旨相違候事。

明治六年十二月二十七日　　太政大臣　三條實美

華士族禄税則〔摘略〕

家禄現米	禄税
六万五千石未満六万四千石マデ	二万二千七百五十石
六万石未満五万九千石マデ	二万八百七十五石
五万石未満四万九千石マデ	一万七千百廿五石
四万石未満三百九千石マデ	一万三千三百七十五石

三万石未満二万九千石マデ	九千六百二十五石
二万石未満一万九千石マデ	五千八百七十五石
一万石未満九千九百石マデ	二千四百七十四石
五千石未満四千九百石マデ	千百八十石
千石未満九百九十石マデ	百六十八石三斗
五百石未満四百九十石マデ	八十一石
百石未満九十九石マデ	十二石九斗
五十石未満四十九石マデ	六　石
十石未満九石五斗マデ	五斗四升一合
五石五斗未満マデ	一　升

一百十石ノ禄税十四石七斗、百十石未満百九石五斗ノ禄税十三石。如此ノ類ハ百十石ノ禄税ヲ引去リ、残高ノ石数ヲ越ヘザルヲ以テ準拠トシ禄税ノ額ヲ定ムベシ。

一百十石	禄税十四石七斗	残高九十五石三斗
一百九石五斗	禄税十四石二斗	残高九十五石三斗
一百九石	禄税十三石七斗	残高九十五石三斗
一百五石	禄税十三石	残高九十二石
一百石	禄税十三石	残高八十七石

百石前後トモ此算則ニ拠ルベシ。

建築局出張所で　セメント製造

和製初めて世に出づ

〔一・一、新聞雑誌一九〇〕府下深川清住町建築局出張所ニ於テ、頃日「セメント」ヲ製セリ。其質油石灰(シックイ)ニ似タルモノニシテ、能ク水火ヲ防ギ年数ヲ経テ石トナリ、竟ニハ石ヨリモ堅固ナリト。然ルニ国内ニハ未ダ之ヲ用ユル者ナク、唯油石灰ノミヲ用ユ。油石炭ハ初メ美麗ニシテ堅固ナレドモ水火ノ難ニ逢フ時ハ、再度ノ用ヲ為サズ、又難ニ逢ハザルモ数十年ノ久シキヲ保ツ能ハズ。故ニ今ヨリ国内ノ建築及ビ家屋土蔵ノ土塗リニ「セメント」ヲ用ヒテ、其功能ト其利益トヲ知ランヿヲ要ス。是迄諸省司ノ建築用ニ舶来ノ品ヲ一樽六円ヨリ七円以上ニテ買求メシガ、和製ハ四円以上五円以下ニテ払下ゲニ成リ、且其質却テ洋製ニ勝レリト或人来説セリ。

琉球へ年六回の通航開始

琉球事情概観

〔一・九、郵便報知〕今般琉球藩へ郵便の線路を開かれ、当明治七年一月より一年六回の郵便蒸気船航海を創業せられ、従つて上下の便益を起す大なりと云ふべし。就て即今刊行の琉球便覧を概見するを得たり。其略に、王統歴年天孫氏二十五紀年間、凡一万七千年余舜天王より当代に至る三十八代歴年六百八十六年にして、当世藩王中山尚泰は年齢癸酉三十一才、即位嘉永元戊申の年にありて、藩置は明治五壬申年九月中山王華族に列し琉球藩王となり、同年同月藩王自今一等官の取扱たるべき旨仰出されたり。其地幅員南北凡三十四里廿五丁余、東西凡広所五里廿八町程、周囲島回り凡百十里十五町四十間、属島大なるもの九あり、郡数三十九、郡内属島四郡、村数五百八十七ヶ村内属島百廿八村、石高九万四千二百三十石七斗余、学校官学四校生徒四百五十八人、村学二十二校生徒二千八十六人、締約国は米佛蘭三ケ国と云ふ。

本願寺光瑩上人　印度仏跡を探査

〔一・二、教義新聞〕　去年本願寺光瑩上人、遠ク海外ニ航シ、印度ノ仏跡ヲ拝シ、夫ヨリ洋教ノ是非ヲ探リ、本年十月帰朝セリ。其費総計一万余金ナリト。然ルニ信者上人ノ帰着ヲ聞キ、其無事ヲ祝サン為メニ陸続上京シテ、多少ノ施物ヲ納ムル者、殆ンド三万余金ニ及べリ。

梅村翠山　ガルハニ銅版を発明

〔一・一九、東京日日〕　石町一丁目十八番地に住する梅村翠山は銅版彫刻を以て世に名あり、然るに追々銅版の製は精緻に至ると雖も、その刷製に至ては速ならずして不便なるを憂ひ、この弊を救ふにガルハニ銅版を製造せんとて、日夜工夫を凝したれば、其門人銀座二丁目三番地の安藤某も師の力を助け共々勉励刻苦して屢々ガルハニ銅版を試験なせしに、去る明治六年十二月八日はからずも一奇法を発明なせり。その法は尋常銅版の白字ぼりをエレキの力にて朱字にかへし、遂に西洋ガルハニ銅版よりも一層精美詳明のガルハニ版を製造せり。此人元来師伝なく、諸家の祕を折衷して自家発明する所多し、今又この新発明あり。此術盛に行はるれば、我国の書籍は三年を待たずして、悉く活版となるべし、後来読書家の便利を開くに至るべし。

聖上親臨　聯隊旗授与式

〔一・二三、東京日日〕　聯隊旗授与式　来ル廿三日午前第十一時日比谷操練場ニ於テ、玉座ヲ設ケ皇族及ビ三職院省使長官陸軍将官等、各位次ヲ正シ玉座ノ左右に陪列ス。而シテ式部頭聯隊旗ヲ執テ其傍ニ立兵隊ハ玉座ニ面シ広ク距離ヲ取リ隊列ヲ立テ、其中間ニ於テ隊旗ヲ受ケ取ルべキ旗司諸官左右ヨリ左ニ順次列立ス。

聯隊ノ大佐　一人　同古参大尉　一人

同古参ノ中尉　一人　同旗手ノ少尉　一人

同老練ノ下士官　四人　合八人

天皇玉座ヲ下リ二三歩前面ニ進ミ玉フ（皇族以下従テ座ヲ下ル）式部頭隊旗ヲ天皇ニ奉ル、天皇手ヅカラ其旗ヲ執リ、勅語アリ、聯隊長奉答ス、天皇乃チ隊旗ヲ聯隊長ニ授ケ玉フ。聯隊長之ヲ拝受シ故ノ地位ニ復ス。天皇玉座ニ復御（皇族以下従テ座ニ復ス）諸官及兵隊皆分列式ヲ行フ。本日衆庶ノ縦覧ヲ許サル。

畏くも陸海軍資として　宮中の御用度を割き給ふ

〔一・二五、日新眞事誌〕　勅語。一月廿日宮内省中エ詔書ノ写今般陸海軍費ノ為メ新ニ禄税ヲ設クルハ、要スルニ国力ヲ強クシ、人民ヲ保護スルニアリ、朕モ亦マサニ自ラ簡約ニ従ヒ、以テ其費ニ充ツベシ、汝有司等斯旨ヲ体シ、凡ソ宮中ノ用度ニ於テ、務テ減省スル所アレ。

右ニ付宮中御用途ノ内、三万六千円年々兵備ニ充サセラレ候旨ヲ仰出サレタリ。

榎本武揚　魯国全権に任命

〔一・二六、東京日日〕　開拓中判官榎本武揚、曩に海軍中将に任ぜられしが、今般魯国全権公使を命ぜられたり。

警視庁を鍛冶橋門内へ設置

〔一・一、新聞雑誌一九五〕　第十号正院布告。東京警視庁鍛冶橋門内元津山邸ヱ被置候条此旨布告候事。

証券印紙　発行

〔一・四、新聞雑誌〕　去年六月ヨリ証券印紙ヲ発行シ、爾来大蔵省ヨリ各府県ヘ下附セラル、印紙十二月マデノ総計四千零三十一万四千一百九十枚、且生糸諸印紙ハ去一周年ノ総計九千一百二十二万三千九百六十八枚ナリト云。

輿論公議の壅塞を慨して
民選議院設立の大論議
板垣、江藤、副嶋等の建議

〔一・六、新聞雑誌附〕　某等別紙奉建言候次第平生ノ持論ニテ、某等在官中屢及建言候者モ有之候処、欧米同盟各国ハ大使御派出之上、実地ノ景況ヲモ御目撃ニ相成リ、其上事宜斟酌施設可相成トノ御評議モ有之、然ルニ最早ヤ大使御帰朝以来既ニ数月ヲ閲シ候得共、何等ノ御施設モ拝承不仕、昨年民心洶々上下相疑ヒ、動モスレバ土崩瓦解之兆無之トモ難申勢ニ立至リ候義、畢竟天下輿論公議ノ壅塞スル故ト、実以残念ノ至ニ奉存候、此段宜敷御評議ヲ可被遂候也。

明治七年第一月十七日

高知県貫属士族　古澤迂郎
高知県貫属士族　岡本健三郎
名東県貫属士族　小室信夫
敦賀県貫属士族　由利公正
佐賀県貫属士族　江藤新平
高知県貫属士族　板垣退助
東京府貫属士族　後藤象次郎
佐賀県貫属士族　副島種臣

左院御中

臣等伏テ方今政権ノ帰スル所ヲ察スルニ、上帝室ニ在ラズ而独有司ニ帰ス、夫有司上帝室ヲ尊ブト曰ハザルニハ非ズ、而帝室漸ク其尊栄ヲ失フ、下人民ヲ保ツト云ハザルニ非ズ、而政令百端朝出暮改、政情実ニ成リ賞罰愛憎ニ出ヅ、言路壅蔽、困苦告ルナシ、夫如是ニテ天下ノ治安ナランコトヲ欲ス、三尺ノ童子モ猶其不可ナルヲ知ル、因仍改メズ恐クハ家国土崩ノ勢ヲ致サン、臣等愛国ノ情自ラ已ム能ハズ、乃チ之ヲ振救スルノ道ヲ講求スルニ、唯天下ノ公議ヲ張ルニ在ル而已、天下ノ公議ヲ張ルハ民撰議院ヲ立ルニ在ル而已、則有司ノ権限ル所アッテ而テ上下其安全幸福ヲ受ル者アラン、請遂ニ之ヲ陳ゼン。夫人民政府ニ対テ租税ヲ払フノ義務アル者ハ、乃其政府ノ事ヲ与知可否スルノ権理ヲ有ス、是天下ノ通論ニテ、復喋々臣等ノ之ヲ贅言スルヲ待ザル者ナリ。故ニ臣等竊ニ願フ有司亦是大理ニ抗抵セザラン事ヲ。今民撰議院ヲ立ルノ議ヲ拒ム者曰、我民不学

無智未ダ開明ノ域ニ進マズ、故ニ今日民撰議院ヲ立ル尚応サニ早カル可シト。臣等以為ラク若果シテ真ニ謂フ所ノ如キ乎、則之ヲシテ学且智、而テ急ニ開明ノ域ニ進マシムルノ道、即民撰議院ヲ立ルニ在リ。何トナレバ則今日我人民ヲシテ学且智ニ開明ノ域ニ進マシメントス先其通義権理ヲ保護セシメ、之ヲシテ自尊自重天下ト憂楽ヲ共ニスルノ気象ヲ起サシメントスルハ、之ヲシテ天下ノ事ニ与ラシムルニ在リ、如是シテ人民其固陋ニ安ジ、不学無智自カラ甘ンズル者未ダ之有ラザルナリ。而テ今其自ラ学且智ニシテ自其開明ノ域ニ入ルヲ待ツ、是殆ンド百年河清ヲ待ツノ類ナリ甚シキハ則今遽カニ議院ヲ立ルハ是レ天下ノ愚ヲ集ムルニ過ザル耳ト謂ニ至ル、噫何自傲ルノ太甚シク而テ其人民ヲ視ルノ蔑如タルヤ有司中智巧固ヨリ人ニ過グル者アラン、然レ共安ンゾ学問有識ノ人世復諸人ニ過グル者アラザルヲ知ランヤ。（下略）

巡査 —邏卒番人の名称かはる—

〔二・八、新聞雑誌〕今般従来ノ邏卒番人ノ名唱ヲ廃セラレ、一般巡査ノ名目ニ改メラレタル由。

江藤新平帰郷して　俄然征韓論勢力を得来る

〔二・一二、東京日日〕昨今の電報に因れば、佐賀県士族等征韓論を主張して小野組に迫まれりと、或は云、江藤新平君不図帰国の所、此騒擾に際し、士族為に勢ひを得たりと云。抑其起れるを聞くに、当一月十六日の夜、士族高木太郎以下十二名、同県参事の居宅へ詰かけ、面謁の上謂て云く、今般庁下へ開かるゝ所の議事処を、我党に貸給はれ、明日同所に於て会議為すべき事ありと、参事答て云、然らば其情実書面を以て申出づべし、可否は衆議の上に任せん、士族尚迫つて云、議事所を貸すと貸さゞる如き、速決成らざるは参事の職と云べからず、蓋し征韓の論に於て意見あらば承らんと、いきまき暴く詰寄るを、参事程よく之を制し、一先帰宅なさしめしが、彼等喋々征韓を唱ふる時は、所謂万犬虚に吠えるの譬へ、他をも煽動なさんは必定、如何にしても彼党を取押へ度事と思案の折柄、士族山田平藏、中島貞藏、朝倉彈三の三名より我々三人高木太郎以下の者へ議事所借用の旨相托し、参事邸宅へ差出せし所、豈図らんや大不敬の応接に至り候条承之愕然恐懼申謝するに語あらざるなり、依て右太郎以下の罪科我々三人に引受け至当の御処置蒙りたしと書面を以て云出たるに、尚高木以下十二名よりも謝罪の書面を出したり、是に於て十八日彼者共を訴訟課へ呼び出され、一応糺弾の末高木太郎以下は罵律、山田平藏ハ不応為律に処せられたり、然るに此者等は、人民義務より来れる所にして、敢て政府に於ても御構ひなき条理にてやありなん、故に我々力を尽して此事を主張せんと陳述せりと、蓋し此時林大藏大丞巡回中、同県へ来臨ありしを以て、県官より此顛末を開申なせしと云り、是より日を追ふて此論盛んとなり、昨日の電報に因れば、其党二千五百人に余れる由。

假奈垣魯文 ——一夕の余案——

〔二・一八、新聞雑誌〕神奈垣魯文一夕の余案
王政復古既に其期に接せんとするの初め、意を尊王に労し、力を

鎖攘に尽し、旧幕に抗抵し、奮て天誅の伍をなし、錦旗東征の役、叱咤の風に櫛り、弾玉の雨に沐し、殺罰を行ふや恰も酒菜の調進に比し、鮮血を見る殆ど酒瓶に臨むが如き、欺鬼拉虎の一猛子あり、彼人凱歌を奏するの後、僥倖に招魂社の祭祀を遁れ、維新の今日沿革の官吏に列し、世界交誼の通情を悟り、活眼之に稍く開け、躬ら結髪の紫紐を解き、退て双刀の兇器を廃し、一の日の閑務花街の金瓶楼に銀燭の光りを増しめ、六の日の休職柳橋の梅川亭に絃妓の鶯声を鳴さしめ、始て知る不夜城の大快楽、後背を顧る往時の殺風景、玆に於てか俄然として、文化に遅歩を促し、進て外客に知已たらんを欲し、会席割烹の滋味なるを覚へ、洋饌牛乳の膏梁なるを賞し、百事の奇観ならざるなく、百食珍味ならざるなし、さながら野蓄帳幕を出て、欧州の壮館に棲息する如く、目撃する物皆驚駭に絶ざるはなし、漸次春情放逸を誘ひ、隆日花香奢の風を成し、曩者の甲冑に換るにラッコの冠を頂き美服皇漢を交淆し、履靴行装に依て異なり、指環の金剛石は賜給の一ヶ月を費し、煙草嚢括の珊瑚珠は家禄の一歳を減ずるに到る。此人や従前の櫛風沐雨をして、今日の潤沢に一洗し、殉難蘇して天上界に再生せし者と謂べし。

附云。此投書を一読一校して、想起せしことあり。往時山東京伝の戯述、黄表紙野史中に、建久の始め源頼朝干戈を鎌倉に収め、諸勇士甲冑を解て、初て太平に坐するも、殺気未だ散ぜず、腕を按り拳をうち、寂徒の間頼朝を勧め、富士の牧狩を催し、勇気を養ひ、武威をかゞやすに、此狩畢り頼朝逝去の後、頼家箕求を嗣ぐに、果て大小名等太平の化に浴し、漸々游忌の弊を生るに、より家も亦酒食に耽り、好奇の癖を生じ、豆州伊東が崎なる富士の人穴の浅深を索らしめんとの命あるを、仁田忠常日頃坐食を嘆ずるより、抜んでて此役を望み、小具足に弓箭携へ、洞穴暗路数歩にして、一帯の江河あり、暴虎の勇士既にかちわたりせんとする時最明暁天を払ひ唯看る方向、一葉の舟中二三輩の美女躬ら竿を採て小舟をさしよせ、強て仁田を請乗し、陸に上し誘引して花街の娼廓に導き、或流行の船巷に進め、烟花絲竹の遊戯、奇観眺望の逍遙、至れり尽せるより、流石の忠常も大に驚き身を省るに、単装の武骨なるを愧ぢ、自ら武具凶器を廃し、髪を変じ、髯を剃り形容都て時好に傚ひ、往日の血戦一夢となり、責て朋友の武辺者等にも、此別界あるを知らしめ、快楽を倶にせんと一度去て柳都に帰せんと、既に洞穴を出るに当り、代は実朝に至りて三世、治極て乱を萌し、八つ七郷兵馬のいななき、鯨波箭喚び陸続するを見れ共、忠常昔日と異り勇弛気挫け、いで鎌倉の用をなさゞりしを著述せるあり。此を以て彼を惟ふに、虚実悉皆天造の一大機関と謂ふべし。

過ぎたる情状酌量

〔二・二二、新聞雑誌〕

言渡　　石毛周助

其方儀、妻やす石毛貞蔵ト姦通致シ居ヲ取押ユル処、孰レモ心得違ノ段申訖ルニ付、以後ヲ誡メ宥恕致置候処、尚恋情ヲ尋ギ田間ニ於テ、姦通致シ居候ヲ見止ムルニ付、可取押ト存候処、両人共逃去。翌日貞蔵右姦通ノコトニ無頓着、父甚平儀倶々自宅エ入湯ニ罷越候ニ付、忌憚カラザル仕方ト憤リ、其場エやすヲ連レ参リ、両度姦通ノ始末ヲ問ヒ糾スニ、貞蔵儀姦通致スニ相違無之間勝手ニ可致旨返

咎シ、入浴致シ其罪ヲ慙悔セザルノミナラズ、抗言無礼飽マデ耻辱ヲ被与候段、一時義忿ニ堪兼両人共可殺ト脇差ヲ持来リ、先ヅやすヲ斬捨テ続テ貞蔵ヲモ斬殺ニ至リ候段、勢ヒ然ラザルヲ得ザルノ情状ヲ酌量シ、人命律殺死姦夫条例ニ依リ無構。

御真影を拝観狂喜して
賽物を捧げ万歳を唱ふ

〔二・二六、新聞雑誌〕山梨県に於て本月十一日より十六日迄、天皇陛下の御写真を、庁内に掲て衆庶をして拝覧せしめたり、四民を合して老若男女種々の姿装にて、賽物を捧げ万歳を唱へながら参拝する者、日々幾千万を知らず。遂に区長総代理より廿日迄の日延を願ひ出、許可を得たりと云。

熊本鎮台兵大敗、県庁焼失し
征韓、封建、攘夷三党結合して
佐賀の賊徒勢猖獗を極む

〔二・二六、東京日日〕本月十四日中村陸軍大尉、熊本鎮台兵二中隊ヲ引率シテ、岩村佐賀県権令ト共ニ、海路ヲ経テ、佐賀ノ旧城ニ入リ、説諭鎮撫ヲ謀ラントセラレシニ、翌夜賊党ニ襲撃セラレ、鎮台大敗北ナシタレバ、翌十六日早天、県庁尽ク焼亡セリ、中村、岩村ノ二君生死タシカナラズ、此ヨリ征韓、封建、攘夷三党合併シケレバ、勢ヒ強盛トナリ、大村、平戸、島原ヲ除クノ外都テノ賊軍凡七八大隊ノ人数ニ至リ、肥前一円蜂起シタリ、器械、弾薬等ノ物ヲ具ヘ、必死ノ景況ナリ、其後二十日、大坂鎮台兵ト所々ニテ小戦争アリ、翌廿一日午前八時頃ヨリ烈シク砲戦ニ及ビシカバ、官兵進撃シテ、同日十一時頃ヨリ接戦三四時間終ニ賊軍ヲ打チ破リ、賊徒ノ死亡凡三百五十余人、其他手負多キヨシ、翌廿二日ニ至リ、散乱ノ賊兵再ビ所々ニ屯集シ、又小戦アリト云フ。

佐賀騒動情報

〔三・二、新聞雑誌〕本月二十四日発、小倉ニテ岩村通俊ヨリ工部省エ電報ノ伝聞。昨二十三日内務卿始メ田代口中原戦地マデ出張、佐賀支庁轟木ニ建ル筈、小倉兵隊五百人余出兵命ゼラル、東京御静謐ノ由恐悦。○同二十五日着広島鎮台ヨリ電報ノ伝聞。福岡ヨリ予備兵二大隊ト大砲一小隊催促アリ。依テ大坂ヨリ一大隊ト大砲至急福岡へ出サセ、当台ヨリ二中隊ト山口分屯一中隊ト共ニ、福岡ヨリ船廻リ次第井田少将率テ進発シ、高松ヨリ一中隊呼寄セ、当台ヲ守ルノ手筈、福岡ヨリハ始終大勝利ノ電報アリ、此旨届マス。○同二十六日発、大久保卿ヨリ電報ノ伝聞。昨日戦ヒ休ム、今日攻撃賊格別不戦、追々退ク、籠城ノ覚悟ト見エ路筋橋ヲ落ス、賊ノ隊長鍋島市之丞一昨日打取ル、最早策モ尽キ力モ尽キタル模様ナリ。○同二十七日発、福岡ニテ、野津陸軍少将ヨリ電報ノ伝聞。二十三日後ハ戦休ミ、恭順ノ体ナシ、明日又進撃ノ筈ナリ。賊議論出来半ハ散乱ノ由ナリ。委細ハ紙面ニテ申ス。○同二十六日発、肥前轟木駅出張大久保内務卿ヨリ、山縣陸軍卿エ電報ノ伝聞。電信承知セリ。白川鎮台多クハ出兵セリ。福岡兵ハ「ミツゼグチ」ヲ固メタレ

ドモ二度敗北、夫故小倉兵ヲ以テ敗ラント率テ、此ニ来レリ、不日勝利アラン、官軍少ナシ遙カニ君ノ策ヲ待ツ。○同二十五日発、野津少将ヨリ電報ノ伝聞。鹿児島兵ヨリ納メシ長臼砲一門、弾薬共早ク送ルヲ要ス。○同二十六日発、広島ヨリ電報ノ伝聞。予備ノ為メ「エニビール」三千三百。弾丸三十万、タス三千二百ト兵隊井田率ヒテ午後五時出帆セリ。○同二十六日発、轟木駅ニテ大久保卿ヨリ電報ノ伝聞。広島鎮台、山口、小倉、大村、福岡エ出兵ヲ達セリ、籠城ニ成ル時ハ少兵ニテハ堪エザルナリ、此上ノ十分ヲ考ヘテノコトナリ。明日ハ進撃ノ筈故賊弥窮スベシ。必ズ気遣ナシ。○同二十六日発、四條少将ヨリ電報ノ伝聞。歩兵一大隊今晩直ニ乗船福岡ヘ出立ス。○同日同時大坂鎮台ヨリ電報ノ伝聞。福岡ヨリ報告ニテハ、追々城攻メノ手続ニナルベキ由ニ付、モルチイル十三門ノ弾薬、沢山直ニ福岡ヘ御送リアルベシ。

官軍佐賀に入城

〔三・四、東京日日〕三月二日内務卿ヨリ本省ヘノ電報ニ云ク、佐賀県全ク平定シ、三月一日官兵入城セリ。

征韓問題に憤起したる 佐賀暴徒の檄文

〔三・六、新聞雑誌〕夫レ国権行ハルレバ則チ民権随テ全シ、之ヲ以テ交戦講和ノ事ヲ定メ、通商航海ノ約ヲ立ツ、一日モ権利ヲ失ヘバ、国其国ニ非ズ。今此ニ人アリ、之ヲ唾シテ而嗔ラズ、之ヲ撻ツテ而怒ラズ、爾後婦人小児ト雖ドモ之ヲ軽侮スルヤ必セリ、是人ニシテ其権利ヲ失フ者ナリ。嚮キニ朝鮮我国書ヲ擯ケ我国使ヲ辱シムル、其暴慢無礼実ニ言フニ忍ビズ、上ハ聖上ヲ初メ下億兆ニ至ル迄、無前ノ大辱ヲ受ク。因テ客才十月廟漠尽ク征韓ニ決ス、天下之ヲ聞テ奮起セザル者ナシ、已ニシテ二三ノ大臣偷安ノ説ヲ皇張シ、聖明ヲ壅蔽シ奉リ遂ニ其議ヲ沮息セリ。噫国権ヲ失フ実ニ此極ニ至、是所謂之ヲ唾撻シテ而嗔怒セザル者ト相等シ、苟モ国トシテ如此失体ヲ極メバ、是ヨリシテ海外各国ノ軽侮ヲ招ク、其底止スル所ヲ知ラズ、交際裁判通商凡百ノ事、皆彼ガ限制スル所トナリ、数年ナラズシテ全国ノ生霊卑屈狡獪、遂ニ貧困流離ノ極ニ至ル、鏡ニ掛テ見ルガ如シ、是有志ノ士ノ以テ切歯扼腕スル所ナリ。是ヲ以テ同志ト謀リ、上ハ聖上ノ為メ下ハ億兆ノ為メ敢テ万死ヲ顧ミズ、誓テ此大辱ヲ雪ガント欲ス。是蓋シ士民ノ義務ニシテ国家ノ大義、而テ人々自ラ以テ奮起スル所ナリ。然ルニ大臣其己レニ便ナラザルヲ以テ我ニ兵ヲ加フ、其勢情此ニ至リ、我亦止ヲ得ズ先年長州大義ヲ挙ルノ例ニ依リ、其処置ヲ為スナリ。古人曰精神一到何事カ成ラザラン、我輩ノ一念遂ニ此雲霧ヲ排キ、錦旗ヲ奉ジ朝鮮ノ無礼ヲ問ハントス。是誠ニ区々ノ微衷死ヲ以テ国ニ報ズルナリ。

先づ内に国力を充実して然る後兵を外に用ゐよと 参議木戸孝允の建白

〔三・九、東京日日〕参議木戸公建白

臺灣ノ残暴ヲ我ガ琉球人ニ加ル、其無状ナル固ヨリ問フニ師ヲ以テセザル可カラズ、朝鮮ノ交欵ヲ我修好使ニ拒ム、其無礼ナル固ヨリ征スルニ兵ヲ以テセザル可カラズ、二国ノ事一ニ我ガ憤辱ニ帰ス

ルモノ豈ニ智者ノ辯説ヲ俟タンヤ、然リ而シテ民ニ内外本末ノ差アリ、事ニ先後緩急ノ別アリ、国ヲ治ルノ義務ハ民ヲ撫スルヨリ先ナルハナク、兵ヲ用ルノ方略ハ力ヲ養フヨリ急ナルハ無シ、請フ敢テ其義務ヲ言ハン、嚮キニ幕府政ヲ失ヒ、百紛随テ生ズ、朝廷乃チ時変ノ測ル可カラザルヲ察シ、大ニ国事ヲ釐革セント欲スルヲ以テ、断然兵ヲ擁シテ数世ノ権ヲ奪フ、当時我邦偃武ノ久キ、百姓枕ヲ高クスル者茲ニ二百余年、金鼓一度ビ動クニ及ンデ、遠近驚惶手足ヲ措ク所ヲ知ラズ、民敢テ朝廷ノ暴怒ヲ恨ル者ナク、姦雄因テ以テ起ラズ、大盗因テ以テ出デズ、纔ニ戎衣ヲ脱シテ四方復安ク、初ヨリ兵禍ヲ経ザルモノヽ如シ、コレ豈他アランヤ、朝意唯斯民ヲ安ズルニ在ルヲ以テ、其議令セズシテ天下ヲ感孚スレバナリ、然則緩御益益其方ヲ尽サヾル可カラズシテ、維新以来五六年間改制ノ趣キ或ハ未ダ其宜キニ適セザルモノアリ、天下ノ処置ヲ失フモノ亦日ニ多シ、若シ朝廷力ヲ用ヒテ之ヲ撫セズンバ、用兵ノ挙竟ニ其義ヲ果サズ、暴ヲ以テ暴ニ易ルノ跡ニ出ヅ、焉ンゾ民ヲ安ンズルニ在ルヤ、内地ノ民心ヲ失フ或ハコレヨリ初ラン、且前年内地ノ窮民ヲ蝦夷ニ移シ、其人ト共ニ地方ヲ開拓セシム、此地烈寒不毛ニシテ、動モスレバ又魯人ノ暴掠ニ困ム、内政局モ其余浴ヲ得ズ、宜ク先ヅ施シテ其民ヲ保護スベクシテ、力未ダコヽニ及ブ能ハザルナリ。今乃チ又兵ヲ境外ニ動サバ、独リ内地ノ民塗炭ノ怨ヲ累スルノミナラズ、其北地ニアルモノハ皆相率テ云ハントス、我政府ハ北方寒地ノ事ニ従ヒ難キヿヲ憚リ、南方暖地ノ与ミシ易キニ偏依スト、苟モ政ヲ布テ其公平ヲ失フ時ニ至テハ、内外政府ヲ依信セザルノ端是ヨリ生ゼン、（下略）

女子師範学校設立

〔三・一五、東京日日〕　文部省布達第九号　○今般第一大学区東京府下ニ於テ、女子師範学校設立致候条此旨布達候事。
但生徒募集ノ方法等ハ追テ可相達事。　明治七年三月十三日

高島嘉右衛門の功績

〔三・二三、東京日日〕　十八日朝かしこくも聖上横浜なる高島嘉右衛門の家に御臨幸あらせられ、瓦斯燈の事御尋ありし由、誠に古今未聞の栄なり、是文明の昭代言路洞開して上下和睦のありがたさといへども、又高島氏素より英傑の才ありて且勉強の力能く事業を為すの功に依れり。人或は是を羨み或は是を猜みしも今日に至りて感歎せざる者なし、世又是を誹謗する者あり、是運なり、彼れ能く機会を失はず、以て文明の進歩を助くる者は素より英傑の才あればなり。方今商売の有名なる者、岡田平藏なり、西村勝藏なり、西村七右衛門なり、糸屋平七なり、皆其為す所の事業小なりと云ふに非らず、素より尋常一様凡商估にあらずと雖も、又大抵身を肥し自から私するの策のみ、開化を助け、人智を進むるの功に至りては、高島氏に及ばざること遠し。鉄道と云ひ瓦斯燈と云ひ、学校と云ひ、皆大に世道に功あり、是を運なりといふ時は、所謂果報は真に寝て待べしと思へるにや。夫れ高島氏の始じめて鉄道を開かんとするの時に当てや、自から手に長鞭を執り、朝より夜に至るまで神奈川海中に立ちて人を使役せり、其後の諸業も亦斯の如し、高島氏今日の栄ある者は、其勉強労苦の結果せる者なり、世の人願くは是を見習

ひて、興起奮励せん事を。今高島氏齢ひ僅に四十に満ちて、其名天下に遍ねし、若し猶此上勉強して止まざれば、奥羽の鉄道も亦たその手に成らんも計るべからざるなり、嗚呼一代の偉人と謂はざるべけんや。

臺灣問罪の鎮台兵出発す

〔四・一四、新聞雑誌〕臺灣問罪ノ鎮台兵二十小隊、熊本、鹿児島両営ヨリ出発ノ由、隊付ノ士官其他蕃地事務関係ノ官員、昨十三日品海出帆ノ趣ニテ、十二日両國辺処々酒楼ニ於テ盛宴ヲ張リ、別杯ヲ催セリ。又彼地陣営修繕ノヿハ、神田三崎街有馬屋ナル者請負ニテ、木材等昨今府下ヨリ積廻シ相成ル由ナリ。

臺灣問罪使急遽取消に決定

米国公使の非難に政府狼狽

〔四・二三、郵便報知〕今度臺灣問罪の事は昨今御取消に相成し由を伝聞す。其は米国公使の論に、日本政府支那と条約を結びたる上は、支那へ応接もなくして兵隊等を臺灣へ発向せらるゝこと然るべからず、殊に日本御雇の上海領事官某を案内者とせらるゝことも承引難しと云ひ、又右発向の為めに船艦を借すことも肯(がへん)ぜずとなり。斯る仔細もあれば更に廟議ありて、出発の儀は御見合になりし由の風説なり。

明治の功臣もあはれ梟首

江藤新平、島義勇以下処刑

〔四・二八、東京日日〕佐賀県暴徒告標ノ写ヲ得タリ、乃チ左ニ。

江藤新平
島義勇

其方儀不憚朝憲名ヲ征韓憂国ニ托シ、党与ヲ募リ、兵器ヲ集メ、官軍ニ抗敵シ、逆意ヲ逞スル科ニ依テ除族ノ上梟首申付ル。

朝倉尚武　香月経五郎
山中一郎　西義質
中島鼎藏　右征韓
副島義高　重松基吉
村山長閑　福地常影
中川義純　右憂国

其方儀不憚朝憲、名ヲ征韓憂国ニ托シ、江藤新平、島義勇ノ逆意ヲ佐ケ、官軍ニ抗敵スル科ニ依テ除族ノ上、斬罪申附ル。

駐魯全権榎本に勝安房の別辞

〔四・二九、東京日日〕榎本武揚既ニ魯国全権欽差ノ勅命ヲ拝シ、発纜将ニ日有ラントスル時、参議勝公ニ辞訣ス、公之ニ贈ルノ一語ナリトテ聞ク所ヲ記ス

○卿、曩時幕府ノ顛覆ニ際シ、名分ノ方向未ダ定マラザルニ方リ、誤テ巨艦ヲ擁シ、衆亡ヲ率シ、函館五稜閣ニ拠リ、驚傑猖獗以テ王

師ト鏖戦ヲ経シ以来、世人卿が斗大ノ胆ニ驚キ、其勇敢鬼神ヲ欺クベシト為シ、宛カモ遼来児啼ヲ歇ムルノ赫名ヲ取レリ、然レ共予ハ之ヲ一笑ニ附シテ曾テ卿ニ許スニ大丈夫ヲ以テセズ、更ニ卑怯未練ノ心胆ナリト思ヘリ、今ヤ聖朝卿ヲ擢デヽ命ズルニ一大重任ヲ以テス、士林ノ栄孰レカ其右ニ出ン。予聞ク魯国積年胚胎ノ強国漸々其機ニ当リ、今已ニ鋒鋩ノ微露スルニ至レリ、卿若シ在魯日久シキニ及バヾ、予恐ラクハ一朝未曾有ノ大錯愕大困頓ニ会シ、殆ド出ル所ヲ知ラザルノ大艱難アルベキカ、未ダ知ル可ラザル也。斯時ヤ是レ卿ガ真贋ヲ識ルノ試金石ナリ、予卿ガ其際ノ措置挙動ヲ見ルニ及ババ、始メテ卿ガ真胆略アリテ、実ニ鬼神遼来ノ名ニ愧ザル志勇ノ士ナルニ、刮目歎服センノミ。若夫レ卿ノ事変ニ処スル、予ノ期スル所ニ負カバ、畢竟卿亦小丈夫ニシテ前日函館ノ一挙、譬ヘバ狂夫ノ命ヲ惜マズ、酔漢ノ剣ヲ舞ハスニ類シテ、予ノ一笑ニ付セシハ更ニ活眼トナルベシ云々。

海上現象記事編輯

〔四・三〇、郵便報知〕　第五十七号

〔省使府県へ〕　水路寮に於て各洋海上現象記事、本年より以後、年々編輯候に付、各庁所轄竝人民所持の西洋形船艦は、航行及碇泊中の晴雨寒暖針路方向羅鍼差違等、都て別表の通記載せしめ、毎年六月十二月両度管轄庁より同寮へ可差出、此旨相達候事。但航行竝碇泊日誌の用紙望みの者有之候はゞ同寮へ申可出事。

明治七年四月廿七日

太政大臣　三條實美

○別表二通略す。

囂々たる民選議院の運動を抑へて
地方官会議召集されんとす
御誓文の御趣意漸次に拡充

〔五・四、東京日日〕　太政官達書第五十八号

〔府県へ〕　今般各地方官会議御開ニ相成、議院憲法并規則別冊ノ通被定候条、此旨相達候事。

但召集日限ノ儀ハ追テ可被仰出候事。明治七年五月二日

議院憲法発布

朕践祚ノ初、神明ニ誓ヒシ旨意ニ基キ、漸次ニ之ヲ拡充シ全国人民ノ代議人ヲ召集シ、公論輿論ヲ以テ律法ヲ定メ、上下協和、民情暢達ノ路ヲ開キ、全国人民ヲシテ各其業ニ安ンジ、以テ国家ノ重ヲ担任スベキノ義務アルヲ知ラシメンコトヲ期望ス。故ニ先ヅ地方ノ長官ヲ召集シ、人民ニ代テ協同公議セシム、乃チ議院憲法ヲ頒示ス。各員其レ之ヲ遵守セヨ。

議院憲法

第一条　会議ハ各地方長官事ヲ議スルノ会ニシテ、毎年一度之ヲ開キ、以テ常例トス。臨時ノ会議ハ特旨ヲ以テ其開院ノ期日ヲ予メ布告スベシ。長官若シ来集スル能ハザレバ次官ヲ出シテ代理セシムベシ。

第二条　会議ノ節、各省ノ卿或ハ其代理議院ニ出、会議ニ列席シテ其説ヲ述ブベシ。然レドモ事ノ可否ヲ決スルノ数中ニ入ルヲ得ベカラズ。

第三条　開院幷終会ノ時、朕自ラ之ニ臨ミ諸大臣ヲ率従シ、其式ヲ執行スベシ。
第四条　朕ヨリ垂問ノ事件アレバ議案ヲ下シ、且或ハ委員ヲ遣シ、其旨ヲ詳述セシムベシ。
第五条　一切ノ議案ハ議長ヨリ之ヲ衆議ニ附シ、其可否ヲ決定シテ奏スベシ、其施行スルト否ザルトハ、朕自ら之ヲ裁スベシ。
但シ第十条十一条共ニ並ビ行ハレンコトヲ要ス。
第六条　議事ノ本意ハ施政上ニ於テ便ト不便トヲ斟酌シテ、其議ヲ尽スヲ以テ緊要トス。宜ク公平中正ニシテ彼是相顧ミ相負カザルベシ。
第七条　議事ノ可否ヲ決スルハ同論ノ多キ方ニ依拠スベシ。若シ同数両立タルトキハ議長之ヲ決スベシ。
第八条　会議ノ席ニ於テ各員充分ニ審論スベシ、或ハ忌諱ニ触トモ之ヲ糺弾スルヲ得ベカラズ。
第九条　垂問付、若シ議員ノ議論時勢ノ適度ヲ得ザレバ、勅旨ヲ以テ其議案ヲ収ムベシ。建議上ヨリ起ル議案ハ此例ニアラズ。
第十条　凡テ地方及租税等ニ関係スル方法ノ垂問ハ、之ヲ衆議ニ附シ其可否ヲ決定シテ奏スベシ。其施行スルト否ザルトハ朕自ラ之ヲ裁スベシ。
第十一条　議員ヨリ建議スル事件ニ付、会議ニ於テ可ト決スレバ奏スベシ、其之ヲ採用スルト否ザルトハ朕自ラ之ヲ裁スベシ。
第十二条　議長撰任ハ議員中ヨリ之ヲ撰挙スルコト勿論ナレドモ其良法ヲ議定スル迄ハ朕自ラ之ヲ撰任スベシ。
第十三条　議長ノ職ハ議院中ノ規則ヲ掌リ、議員ヲ総轄シ、垂問建議ニ就テ衆議ヲ興シ、議員之論ノ旨趣ヲ熟考シ、同数両立ノ衆議ヲ判定セヨ、惟会議ノ席ニ於テ自己ノ論ヲ発スルヲ得ベカラズ。

日本の無定見　コキおろす

〔五・一二、日新眞事誌〕横濱新聞ニ曰ク、日本ニテハ無用ノ費ヲ散ジ四年ノ歳月ヲ尽シテ鉄路ヲ作レリ。其長サ少カニ英国里数ノ廿五里ニ過ギズシテ、其工モ亦見ルニ足ラザルナリ。其他電線ノ架スル者アレド、其工拙ナキヲ以テ、輙スレバ切断シ、常ニ之ヲ修繕セザル無キ能ハズ。然ルニ或ハ之ヲ過称シ、頗ル吾人ヲシテ日本政府ヲ信ゼザルニ至ラシム、又何ノ妄ナルヤ。今日本ノ外国ト交接スル所以、及ビ互易ノ景況ヲ見ルニ大ニ此言ト反シ、日ニ其悪シキニ就ク者ノ如シ。支那ニ至リテハ、大ニ日本ト異ナリ、其国官人ノ失錯固ヨリ其ノ多キモ、亦日本官人ノ如ク、奇ヲ追ヒ、新ヲ好ミ、独リ朝令暮改、民ヲシテ其向フ所ヲ失ハザラシムルノミナラズ、其国力ヲ計ラズ、妄リニ大業ヲ企テ、民人ヲ駆ツテ水火ノ中ニ投ズル如キハ、稍ヤ少ナシトス。此レ支那ノ商業日ニ盛ンナルヲ致シ、日本日ニ衰敗ニ赴クガ如ク、更ニ進ム能ハザル所以ナリ。嗚呼何ゾ日本独リ過ルノ甚シキヤ、且ッ夫レ支那ニ於テハ（コンシル）ヨリ得シ所ノ往来券アラシムレバ、則チ外国人ヲシテ内地ニ往来スル自由ナラシムルニ、日本ニテハ、外国人ノ内地ニ行キ、二十五里ヲ越レバ、之ヲ捕縛ス。此ヲ以テ日本ノ情実ヲ察スルニ、蓋シ其国内治マラズシテ、外国ノ交際ニ就キ、大ニ其ノ怯スル所アルニ似タルニ非ズヤ。
既ニ往キシ六月間、日本ニテ書載セシ外国交際ノ法ハ、頗ル外国

人ト親睦スルニ似タリシニ、今日ニ及ンデハ、既ニソノ言フ所ト大ニ逕庭ス、故ニ智アル人ハ、皆日本ニ於テ其失望セルヲ嘆ズルノミナラズ、欧洲中皆其反異セルヲ訟フ云々、以下略ス。

豪商三井組利益金を店員に配当
一等は一万五千円

〔五・一五、郵便報知〕 豪商三井組は維新以来王事に尽力し、勲功の大なるは天下一般人民の能く知る処にて、戊辰の際より本年迄、諸省各県の用度を勉務し、近頃若干金の利益を得たり、依て本月其金を有名の三野村氏を始めとして、同家に仕ふる者、一等より十三等迄の人員に賦与す、上一等は一万五千円余、下十二等に至ても五百円を下らずと、是れ畢竟比年公益を謀て、更に私利を顧みず、却て利益ある果して大商の能く致す所にして、且家政宜しきを得て、人々の協力によると、或人は語れり。

臺灣問罪使取消の命令も物かは
西郷（従道）都督断乎出征を決意

〔五・一六、郵便報知〕 臺灣問罪の挙に付て、昨今評説あり曰く、英米公使より云々物議を生ぜしは、彼の人員と船舶を借るの事に係り、遂に還旆（はたをかへす）の議を生じ、参議大久保公を以て出征を止められしかども、都督西郷公は兼て勅命と特諭の重旨を奉体する処あり、兵士は勇気凜々進むの勢ひあり且更に深き御算も立させられて、頃日断然出征のことに決し玉ひ、汽船二艘を長崎にて御買入れになり、三國号を借り上げ、士官兵員追々蕃地社寮に向け解纜すと、既に都督公も御発艦の由、之れより先き大久保公は神戸迄御帰着にて、両三日御滞港、昨今御帰京あり、又大隈公及び随行の官員方も、一昨十四日長崎御出帆、近日御帰京あるべしとの噂なり。

政府遂に臺灣問罪の声明

〔五・二二、郵便報知〕 第六十五号。

〔院省使府県へ〕 明治四年十一月琉球藩人民臺灣藩地へ漂到し、土人の為に劫殺せらるゝ者五十四名同六年三月小田県人民四名漂到し亦兇暴の所為に罹り候事共有之、去歳全権大使清国に於て此事談判に及び置候。抑臺灣島の儀我国に接近し、往々漂流人も有之、殊に方今航海次第に盛なるの際、向後我人民彼地方へ航する者可有之、然るに前件の如き所為屡有之に於ては、甚以て憂慮すべき事に付、依て今般陸軍中将西郷従道を都督に任ぜられ、発向為致、曩に我人民を暴害せし罪を問ひ、相当の処分をなし、且は従来我人民航海の安寧保護の為め、屹度取締の道を可相立御趣意に候条、此旨可相達候事。

明治七年五月十九日　　太政大臣　三條實美

辻便所は何処か

〔五・二九、東京日日〕 或人僻邑より七年来にて東京に来り、市

上を徘徊し日新開化の景色実に物々敷を驚しが、爰に一つの困苦あり、路辺猥りに小便すれば、巡査の是を制して贖罪金をとらるゝは一般のことなるが、折節小便せんと便所を尋れども得ず、依て路人に問へば一二丁間毎に便所の設ありと教ゆ、又索れども知れず、其内に小便内攻して小腹いたみ、寸歩も数町の思ひなり、再び問ふに一の便所を教へ呉れ、漸く匍匐して初めて快便を得たり、其人曩に此便所を見て夜中巡査の立番所なるべしと心得居たり、顧ふに僻陬より偶此地に来る人、必ず便所に惑ふことあらん、願くば便所毎に大小便所と、仮名付にて記し置たらんには、迷ふ人も少なく、遠僻より始て此地に入る人に便なるべし。

我が征蕃艦隊臺灣に上陸す

土人は却つて支那人を仇敵視

〔六・一〇、新聞雑誌〕　在臺灣国南部車城港春日某ヨリノ来簡

本月〔五月〕三日第十二時諸艦祝砲ヲ轟シ、艦隊長崎港ヲ発ス。同日朝ヨリ烈風ニテ此夜洋中船体大ニ動揺ス、諸艦航力不均、或ハ先、或ハ後トナリ出発ヨリ著地マデ共ニ同国ノ艦体ヲ見ズ。併シ安全ニ航海シテ、七昼夜臺灣国極南西ノ部分、車城港ニ著ス。一周間先発ノ有功丸ハ、支那厦門港ニ寄泊シ、両三日前蕃地ニ著セリ。当艦ハ昨十日暁天ニ著、同日十時頃御艦日新著、孟春艦護送三國丸等ハ未ダ不達、先著ノ鎮台及当艦乗込ノ兵隊直ニ上陸、蕃地事務参謀赤松海軍少将、佐久間陸軍少将ノ令ニテ、臺灣南部沿海ノ地リヤンキヤウ車城等ノ河辺ニ天幕ヲ張テ野陣ス。此辺人種ハ皆支那ニテ風俗モ類スルナリ、野蛮ノ風俗裸体、漁猟ヲ以食トス。此地一帯ノ山ヲ境トシ土人等穴居スル由、最猛烈ニシテ人ヲ殺シ喰フト云。此野営近傍ノ人民ハ、文字モ通ジ且ツ端下船ヲ以テ我軍ヲ助ケ、土人等退治ノ事ヲ大ニ悦ブノ躰アリ。土人等ハ短鎗、半弓、牛刀ノ類ヲ帯ビ、他人ヲ害スルヿ甚ダシ、実ニ蛮夷互ニ殺戮シ、勢力勝ルモノハ魁長ト為リ、弱キ者ハ奴隷ト為テ役セラル。如此獣類同然ノ人種故、此分ニテハ功ヲ奏スルコト近キニ可有之ト察セラレ候。此地ハ赤道ヲ距ルヿ北緯纔ニ二十度ニシテ、温熱殊ニ甚シク、即今九十度ヨリ百度ニ垂ントス。又常ニ雲気冥々トシテ霖雨連旬、稀ニ天気晴ルヽ日ハ殊ニ煩熱ナリ、故ニ人身ニ適セズ、往々疾病ヲ発スルモノアリ、殊ニ恐ルベシ。当国ト支那間ノ古来事情ヲ察スルニ、支那国厦門ヨリ此島ニ至ル里程纔ニ五六十里ニ不満、支那人、土人ヲ見ルヿ犬馬ノ如クシ、土人、支那人ヲ見ルヿ仇敵ノ如ク、互ニ不好故、我軍ハ之ニ易ルニ務メテ恩愛ヲ売リ、干戈ヲ不動シテ土人ヲ引導セント、朝四暮三ノ術ヲ施スヿト察セラレ候。実ニ又此全島ハ我九州ヨリ小ナラズ、横袤殆ド百三十里、北緯二十一度半ニ起リ、二十五度半ニ至テ止ム。気候極熱トハ雖ドモ、五穀菜類モ繁殖スベシ、目今土人等ハ砂糖ノ木ヲ作リ之ヲ製シテ以テ食トス。其木ハ本邦ノ種類ヨリ大ニシテ、木ヲ嚙テ之ヲ味フニ、其汁三盆砂糖ノ如ク殊ニ美ナリ。依テ思フニ今北海道ノ寒地ヲ開墾センヨリ、此地ニ力ヲ用ユルトキハ功之ニ倍シ、他日本邦ノ干城トモ可成カト存候。明十三日後軍ノ嚮導トシテ有功丸帰帆ニ付、不取敢事情大略申上候云々。

五月十二日発

臺灣戦報——西郷都督の報告

〔六・一三、東京日日〕 蕃地事務局録事〇五月廿六日蕃地発西郷都督ヨリノ来翰節略〇明廿七日高砂丸開帆ニ付、一書拝啓、前日崎陽ニ於テ御示談置候通、容易不開兵端見込候処、日進、孟春両艦及其他滊船等、当垠璚湾先着、連日ノ滞船中、日進艦近傍海岸測量ノ為、脚艇乗廻ノ折柄、陸地ヨリ不意ニ小銃四五発打掛ケ、水害ノ虞有シ当地本管ヲ距半時程、所謂牡丹社道路四重溪口ニ転陣ノ見込ニテ、十八日斥候差遣シ候処、不意ニ被狙撃、其後廿一日モ同断処々埋伏狙撃及候間、四重溪口辺三村落ノ土人不審ニ付、探偵且兵器取揚ノ為メ、廿二日ニ及ビ総人数二百人許差遣候処、悉ク兵器取揚、午飯ヲ喫シ他日進撃ノ為メ試ニ渓間ニ進コト四五町計、蕃人石門ト称スル要害ニ拠リ、頻リニ狙撃スルヲ以テ、不得止接戦二時間ニシテ、蕃人遂ニ敗走、首十二級ヲ斬リ、其他死傷モ極メテ多カラント察スルニ、右首級中牡丹社酋長ノ首モ有之由、土人来テ之ヲ鞭笞スルニ至レリ。我兵亦死傷十四名有之候へ共、爾後石門ノ戦争生熟両蕃之間ニ伝聞シ、大ニ恐怖ノ色ヲ顕ハシ、両蕃共追々帰順ノ体ニテ、或ハ来テ牛酒ヲ献ズルモノ有ニ及ベリ。昨廿四日ニハ生蕃十八社中ツラリー一酋長カルトアイ、レゾアン之酋長ヒナライ、カチライノ酋長ツールイ等六名社寮酋長ミヤニ因テ牛鶏等ヲ献ジ、帰順ヲ乞フニ至レリ。即拙官及ビ両参軍参謀等面会、牡丹人見当次第捕縛可差出旨之書面等夫々相渡シ候事ニテ、面話中、彼等ノ申出ニモ石門ノ戦、牡丹人三十名戦死、就中酋長父子共ニ戦没ニ付、大ニ恐怖ノ由、其地ニテモ同様ノ風聞有之、且其死体ニモ昨夜面会之諸酋長同様袖徽章幷ニ銀輪ノ腕貫等相用候得バ、相違モ無之儀ト相見候。就テハ我根営諸事相整次第、来月二日三日頃ヨリ、牡丹地進撃ノ筈ニ付、左候得バ不日必平定ノ見込ニ御座候。将亦去ル廿二日支那軍艦一隻、英軍艦一隻当湾ニ来泊、英支那両官員モ親シク面会、二十三日両国軍艦抜錨ノ時、支那艦トモ互ニ祝砲発応等有之候条、当地之儀ハ相成丈実効ヲ挙可申心得ニ候得バ、必御安心有之度、此段申進置候也。

支那、日本の臺灣出兵を詰る

〔七・二新聞雑誌〕 支那総理衙門外務執政某侯ヨリ日本外務卿ニ寄書。横濱新聞抄出

謹テ書ヲ閣下ニ呈ス。貴国支那ト盟約ヲ結ビシ以来、二国互ニ信誼ヲ固守シ、交際ノ日愈久フシテ親睦益厚ク、加フルニ客歳、副島氏ノ北京ニ至ル猶数条ノ事ヲ約ス、信懇至ラザルナシ。

同年五月随官柳原氏、及書記官鄭氏、副島氏ノ命ヲ以テ、我総理衙門ニ来リ、質スニ三条ノ事ヲ以テス。其一ニ曰ク、「マカヲ」島ハ支那ニ属スルカ、将タ葡萄牙ニ属スルカ。其二ニ曰ク、朝鮮独立シテ支那ノ版図ヲ脱スルヤ否ヤ。其三ニ曰ク、台湾ノ民残暴ヲ我琉球ノ漂民ニ加フ、故ニ使ヲ発シテ、其罪ヲ正サント欲スト。僕其会坐ニ在テ、審ニ其三条ノ是非ヲ辯論セリ。後再ビ鄭氏書ヲ我ニ贈リ、曰、日本マカヲ島ト互市ヲ開クコトヲ得バ、予メ盟約ノ基礎ヲ置カント欲ス。故ニ貴国ノ領省タルヤヲ究問ス。二ニ曰ク、日本朝鮮ト隙ヲ構フ日已ニ久シ、今貴国ニ頼テ此ヲ治メント欲ス。其三ニ

曰ク、日本使ヲ臺灣ニ遣シ、専ラ蛮民ニ説諭シ、後来吾国民ノ彼島ノ赴ク者ヲシテ、不意ノ変ニ逢フコトナカラシメント欲ス。敢テ干戈ヲ動カスコトナシト。是ニ於テ両国交際信ヲ重ンジ、敢テ介心ナキコトヲ表スルニ足レリ。且ツ副島氏ノ帰国セントスルニ臨ミ、之ニ語テ曰ク、和親ノ約ハ必ズ忽視スル莫クシテ、而シテ両国各其国ヲ専治シ、互ニ侵スコト勿レ。副島氏対テ曰ク、固ヨリ我欲スル所ナリ、敢テ貴命ニ違フコトナシト。

同氏其国ニ帰ルノ後、星月ヲ経ルコト稍久フシテ、貴国又三条ノ儀ニ付キ、一モ問フモノアラズ。而シテ我政庁ニ於テモ更ニ貴国ト結ビシ約儀ヲ変換スルコトナシ。故ヲ以テ二国ノ間異論別儀ヲ生ズルノ由ナシト。然ルニ頃日北京在留各国公使ノ説ヲ聞クニ、曰ク、日本兵ヲ臺灣ニ遣シ、蕃人ヲ討伐セントスト。又海外ノ風説ヲ聞クニ、今年二月貴国ノ軍艦厦門ノ港ニ碇泊シ、日ニ船夫ヲシテ水戦ヲ戦ハシムト。

抑モ臺灣ノ地タル遙ニ支那ノ東南絶海ノ中ニ屹立スル一島ナリ、而シテ我政府未ダ法ヲ設ケテ之ヲ戒制スルコトナク、又為メニ政府ヲ置カザル所以ノモノハ、蓋シ「レイライ」（書名）ノ諺ニ順ヘバナリ。語ニ云ヘルアリ、曰ク、人民ノ風習ヲ変ズルヿ莫レ、宜ク彼好ム所ニ従ハシムベシト。然レドモ蕃地ハ支那ノ版図ニ非ズト謂ニアラズ、固ヨリ辺鄙ノ民ト雖ドモ皆然リ、僕竊ニ貴国ノ臺灣ヲ征スルヲ聞キ大ニ驚愕セリ。而モ未ダ確報ヲ得ズ、若シ果シテ信ナラバ、何ゾ予メ支那ニ議シテ之ヲ行ハザル。且ツ擅ニ船ヲ厦門ノ港ニ碇泊セル、是何ノ意ゾヤ。伏テ足下ノ顧慮アランコトヲ請フ。

同治十三年三月二十六日（即我五月十一日）

銭湯道徳

〔七・三、東京日日〕予は朝暮入湯癖有り三馬の浮世風呂にはあらざれ共、湯屋の様子を見るに、先表入口の戸を明はなしにせず、二階より裸体をあらはさず、是無事也、然るに兼而湯かげんの事は、府庁より平がなにて御懇諭被遊候事、難有も又賢し、此御仁慈を守る湯屋一軒もなき事は、兼て諸方新聞にて諸家の御評拝読致し、実に賤民の愚は教へても守らず、誠に歎息の外他なし。旧弊甚敷野蛮の醜体、数件有り、これ君子には入らぬ事ながら、彼の凡愚にわかるよう、俗語を以てことごとく平がなに認め、御諭告の下に張出し置かば、誰も人なり、すこしは恥るを知り、追々改むる事にも成り到るべしと左に、

記

〇御府兼て湯かげんの御ふれ守らざる者〇巡査の目を忍び、はだかで出入するもの〇喧嘩口論をするもの〇湯の中でうたをうたひ、或は大声上きやりをいふ者〇ざくろ口に立ふさがり、風呂の縁に腰かけ居る者〇人の汲置湯をほしい儘に遣ふこと、但混雑のとき桶の不足にかまはず、湯を汲み置く者〇岡湯の前、幷に水船のほとりに居て、人のさまたげに成者〇風呂より出て、いきなりぬれ手拭をかたにかけ、人に湯をはねかすもの〇たんをはき、こうやくをはがし、ながし去らぬ者〇浴中にて、からだをあほり、突然と出て人に湯をかまはねかす者〇衣類脱時人前にて褌をふるうもの〇人にかゝるをかまはず、上り湯を立てあび、又は水をあびて人にはねかすもの〇朝湯に入、無益ともしらず浴中の湯をあびるもの。

右条々人としてはぢる所なれば銘々心附ケ、是等の所業無之様致度者也。
右男湯の部、女湯は次号へ譲ると云ふ者は、式亭三馬の後胤、井戸三輔誌。
此文俚語ニ属スト雖モ、専ラ御客ノ造次ヲ誡シムルニ足ル、因テ記ス。

岩倉具視邀撃の一味斬罪

〔七・一〇、東京日日〕　申渡

高知県貫族士族

武市　熊吉　　岩田　正彦　　武市喜久萬　　中西　茂樹
山崎　則雄　　中山　泰道　　島崎　直方　　下村　義明
澤田悦彌太

其方共儀、征韓之議行ワレザルヲ不平ニ存ズルヨリ、岩倉大臣ヲ殺害シテ廟議ヲ動カサント欲シ、同志九人申合、当一月十四日夜喰違ニ於テ刺傷スル料ニ依リ、除族ノ上斬罪申付候事。

明治七年七月九日

三宅島噴火の惨状

〔七・二二、新聞雑誌〕　三宅島噴火ノ儀ニ付、池田俊道ヨリ音羽清逸エ来書写○本月三日晴天南風、諸民各其業ニ就ク、日脚十二時ニ至ル頃、神着邑字東郷ノ山頭ヨリ火脈噴裂シ、其音雷ノ如ク地動キ戸鳴ル、時ヲ移スニ従ヒ其勢益熾ンニ異雲邑ヲ掩ヒ、咫尺ヲ分タズ。砂石雨ノ如ク牛馬数頭立所ニ斃ル。島民一同色ヲ失ヒ、家財ヲ捨テ老ヲ負ヒ子ヲ携ヘ相叫テ、西ノ方伊豆村ニ走ル。其悲惨騒擾ノ景、筆舌形容スベカラズ。午後二時頃ヨリ火穴、俄ニ七ケ所ニ分レ、千万ノ氣車一時ニ発出スルガ如シ。東郷ノ人家百軒余ヲ潰滅シテ、海岸ニ衝出シ、海水沸騰スルコ六七里、洲觜新ニ突出スル五六丁、夜ニ入テ火勢益甚シ、諸人胆落チ魂飛ビ火洞ニ入ルノ想ヲナシ、相呼テ之ヲ御神火ト云ヒ、神仏エ参詣無難ヲ祈リ、或ハ浜辺ニ出船仕度ヲナシ、村方エ焼出シナバ伊豆地エ渡ルベクト待ツ者アリ。吁神カ天カ何ゾ此ノ如キノ憂ヲ抱カシムルヤ。四日火声未絶、烟火ノ中髣髴トシテ新築ノ山アリ、大小二三須臾火穴復山頭ニ起ル、焼潰ノ地横十丁余、竪一里計リ、田野変ジテ砂石トナリ、艸木化シテ畑トナル。幸ニシテ人民ノ死傷少ナク、唯炭焼傳右衞門一人ヲ斃スノミ。八日ニ至リ尚、噴烟止マズ、然レドモ人々少シク安堵ノ思ヲナセリ。大凡此災損失幾万円ナルヲ知ラズ。数百ノ島民一時活計ニ苦メリ、是僅ニ目撃スル所ノ万一ヲ記スノミ云々。

米国の——日本品輸入税

〔八・三、東京日日〕　方今（千八百七十四年三月）合衆国ニ於テ日本品物上ニ課スル税左ノ如シ。
○装飾土器　従価五割。○粋白土器　同四割。○木製物　同三割半。
○紙　同一割ヨリ三割半ニ至ル。○珍奇物。
右ハ其製作ノ物質ニ因テ税ノ差アリト雖モ、尋常ハ従価三割半位ナリ。
○玩物　従価五割。○青銅製造物　同一割ヨリ三割半ニ至ル。○吸煙用物品　同七割半。○絹端物　同六割。○絹縐紗端物　同五割。

○絹縫物　同四割。○水晶細工物　同四割。○革製造物　同一割ヨリ三割半ニ至ル。○醤油　同三割半。○茶　無税。○抹漆器

従価ト云フハ、船積セル港ニ於テ、其物品ノ実価ヲ云フナリ。

合衆国税則中ニ、巻煙草ハ一俵毎ニ三千本ヨリ少ナキ時ハ之ヲ陸揚セズ、又箱詰ハ一箱毎ニ五百本以上ヲ積マザルヲ要ス、然ルニ右規則ニ背キ若シ右俵中ニ三千本ヨリ少量ヲ詰ルトキハ、右税則ヲ破リシ廉ヲ以テ、税関ノ官員之ヲ没収ス、又箱詰トテモ五百本以上ヲ積ムトキハ右同様没収セラルベシ。

製造シタル煙草ヲ卸売ノ為、船積スルニハ十磅以上ヲ目方セザル俵詰ニ為スベシ。但シ卸売ニハ五磅掛ヲ最上トス、小売ニテ少量ヲ売与スル為メニ、船積スルニハ四半磅、半磅或ハ一磅目掛ノ俵詰ト為シ、但シ此大サノ俵ニ用ユル内国税印ヲ付スルニ便宜ト為スベキナリ。上報告ヲ了知シ、船積ヲ為スニ於テハ、合衆国ノ税則行ハルル間ハ、陸揚ノ時、困難或ハ荷物ノ損失等起ル事ナシ。

髭で威張る官吏

〔八・四、新聞雑誌〕　全国人民ノ頭髪今ニ一定セザルノミナラズ、該府ニテハ下賤ノ民ハ漸々旧ニ復シ、ヘッツヒ頭ヨリ又因循シテ追々結髪スル者日ニ多シ。加之近来官員ノ口髯ヲ延ス事大ニ流行セリ。勅奏官ノ紫毛森然、馬車ニ駕シ路塵ヲ蹴立テ、喝々疾駆セルハ高位貴官ノ威儀仰ガレテイトモ殊勝ナレド、更ニ抱腹ニ堪ヘザルハ、下等官員ノ叨リニ之ニ摸擬シ、鼻下ニ少シノ毛ヲ蓄ヘ、世ニ所謂ル那波列翁(ナポレオン)ヒゲト云ルモノノ如クシ長袴ヲ着ケ、行厨(ベントウ)ヲ腰ニシ、沓音高ラカニ歩行ス。宛モ参議卿輔ノ有様ノ如シ。其級ヲ問ヘバ十二三等、其居ヲ問ヘバ某街幾番地水菓子渡世某楼上寄留ナドヽ、其形ヲ視テ其中ヲ察ス、識者ノ嘲リヲ免レズ。抑人民ノ開明独リ頭髪衣服ニ在ラズト雖モ、世ノ虚飾名利ニ走ル、其弊果シテ何ノ日ニシテ止ンカ。

大久保内務卿を清国へ欽派
全権辨理大臣として

〔八・四、東京日日〕　昨日大久保内務卿を以て特命全権大使とす云々と記載したるは誤りにて、全権辨理大臣に任ぜられ、清国へ欽派せらるゝの命ありしと、蓋し臺灣生蕃の事件談判の為なるべし。

江戸っ児
下等の人種

〔八・一七、東京日日〕　東京に一個下等の人種あり、江戸ッ子と号す。言語駃舌にして、殆んど辨ずべからず、性頑固にして怒り易く、悍愚にして教ゆべからず、世の文明開化なる者茫乎として知らざるが如し。自から卑賤に安んじて常に溝渠を浚らへ、地行を坦らし、立前を為すを業とす、其足場に登り、丸太を走る事殆んど臺灣生蕃の猿の如し。好んで天狗邪神を信ず、此人種東京中に在ては最も神田を多しとす。

頃日数百人群を為して大なる燈籠を押し立て、以て大馬鹿の看板と為し、東京の街衢を横行せり。予未だ何の意なるを解せず、或人云はく、是れ邪神を祭るなりと。

樺太の魯兵邦人に暴行を加ふ

〔九・七、新聞雑誌〕　樺太州苗淵漁場ニ於テ、魯人暴行ノ儀御届

樺太州榮濱ノ内苗淵漁場ノ儀ハ、従来渡島国津軽郡福山商、伊達林右衛門、栖原小右衛門両名出稼場ニ有之、ます漁罷在候処、同所居留魯人ノ漁業ニ障害有之旨ニテ、七月十三日函泊在留兵隊首長シンタラフスキーヨリ命ジタル由ヲ以テ、右ます網引揚候様懸合越候ニ付、詳細理解致候ヘ共一切聞入不申、遂に魯兵卒三十名程罷越、網具等理不尽に引揚候趣、榮濱会所ヨリ届出候ニ付、樺太支庁在勤中判官長谷部辰造連、右首長シンタラフスキーへ照会ノ上取払タル網具等、一切最前ノ通取繕ヒ返シ候筈ニ結局相成候段、同処ヨリ申越候条、別記書類相添、此段御届申上候。別記略之。

十一歳の津田梅子　英文を綴る

〔九・八、新聞雑誌〕　先年米利堅ニ留学セシ我邦ノ女学生五名、已ニ三年ノ星霜ヲ経、孰レモ勉学倦マズ、殊ニ教師ノ愛顧ヲ蒙リ教授親切ナルニ依リ、追々等級ヲ昇リ、其美名同地新聞紙ニモ屢記載セリ。内、津田梅子当氏十一年最少ク、過日試験ノ節モ四箇ノ褒賞ヲ得タリト。左ノ文章ハ教師ヨリノ分題ニテ、英文ニ綴リタルモノヲ訳シタルナリ。

○我が家ハアメリカと日本とにあり。○我々ふたつの家あることをよろこぶなり、されどアメリカの家よりも日本の家をよしとす。その訳は我尤も貴き母の住む所なればなり。○わが家を去りし後に、父の住居を移したりとぞ、元すみし家は風景も誠にうつくしく住よき家なりし、この家は東京の近在にありて、近所には人家のすくなき所なり。庭もひろく家の傍に深き泉水□細き処に一つの橋あり、其橋の下と橋の右の方に蓮の生るあり。門の外には稲を植へつけたる田にて、其田を回れば、大道へ行なり。其大道の側には桜の木の一行に並びたるあり、花の時の美麗なる事、言語に尽し難し。春は人々之を尋ねとひ来る者多く、いと賑かなり。しかし邏卒のこれを守るありて、花の枝を折り取るを許さず。我が住み家は二階家にして、上下とも皆我一家の所有たりし、母の書帖にて承るに、我の父近来新地に移りたりしといふ。凡そ二十アツクルの地なりと。

（下略）

紙幣が留守居役　—金銀貨海外流出—

〔九・二二、新聞雑誌〕　メキシコ屋ドル蔵門口に入り、モシ金さんは御内に居らつしやいますか。丁穉銅助手をつかへ、金旦那は龍動（ロンドン）へ参りました。ドル、左様ならば銀さんに御目に掛りましやう。ドウ助、是も先日より香港へ参りまして。ドル、それでは皆さん御留守で御座りますか。ドウ、内には唯かみさん計りで御座ります。ドル、かみさんならば用事は有ません、ハイ左様なら。

北海道地名　官製当字の一例

〔九・三〇、新聞雑誌〕　第百一号正院布告

開拓使管下、千島国振別郡ノ東部ヒトカップ山近傍の海湾自今単冠（ヒトカップ）湾と称呼候条、此旨布告候事。

言論の道を開く一端として　建白書の無税逓送を許さる

〔一〇・二、新聞雑誌〕第百二号正院布告

明治七年、日本帝国郵便規則中、凡ソ国ノ大事、人民ノ大利害ニ付、其管轄庁ヲ経テ、官院諸省等ヘ差出ス建白、訴訟、歎願ノ類、上包アルモ開キ封ニテ差出スニ於テハ、目方拾六匁迄無税逓送ヲ許スベシ云々、掲載有之候処、自今建白書ニ限リ、目方ノ軽重及ビ其管轄庁ヲ経ルト経ザルトヲ論ゼズ、都テ無税逓送差許候条、此旨布告候事。

日支事件不安に関し　支那人へ告諭

〔一〇・二、新聞雑誌〕蕃地事務局領事（居留支那人へ告諭）〔漢文略〕

往年臺灣ノ兇民、我日本人民数十名ヲ殺戮、掠奪セシコトアルヲ以テ、已ニ其罪ヲ問ヒ、我人民ヲシテ再ビ遭害ナカラシメンガ為メ、其処分ヲ為シタリ。時ニ清国政府異議アルニ因リ、我政府官員ヲ派シ談判セシム、未ダ決セザルナリ。聞ク汝寄留ノ清国人等、両国交和保チ難キヲ想像シ、一旦戦端ノ開クルアラバ、其身ハ捕縛投獄ニ苦ミ、其財ハ剝奪没収ニ帰スト過慮百端、自ラ危テ措ク所ヲ知ラズト、果シテ聞ク所ノ如クンバ実ニ憫諒スベキナリ。仮令事已ムヲ得ザルニ出テ、開戦ノ時ニ至ルト雖モ、汝寄留人民等何ノ咎カアル。苟モ其間諜、探偵、戦事ニ関係シテ、我国ノ妨害ヲ為ス者ニ非レバ、之ヲ捕縛シ之ヲ剝奪スル等ノコトハ、我大日本政府ノ為サヾル所ナリ、汝等宜シク此意ヲ体シ、将来我政府頒布スル所ノ法令ニ遵ヒ、安堵シテ営業シ、決シテ動揺スルコトナカレ。

外人の横暴已まず

〔一〇・三、東京日日〕此頃一洋客あり、人力車に乗りて新橋蒸気車ステーションに至る。途上車中より小便を放て車夫に注掛けたり。車夫怒つて打懸らんとするに、洋客忽ち車夫の膝頭に嚙み附しかば、車夫は恐れて遁げ退きたりしが、洋客は忽ち其車を傍の堀中へ投げ込みて遁げ去りたりとぞ。

東都十賞十歎

〔一〇・四、郵便報知〕東京府下十賞十歎

賞。闇夜街燈、正午磬礮、銀座芸樹、万世橋園、盛夏堅氷、寒室洋炉、道路煉化、橋梁鉄石、稚童入校、頑爺肉食

歎。馬車狂走、巡査列行、巨商不遜、車夫謾言、謡曲淫章、絃歌乱声、商不景気、金無融通、都無遊園、街有野店、

銀巷梅生

玉川上水の分析　欧洲の水と比較

〔一〇・二六、新聞雑誌〕鑒第百六十三号文部省達○玉川上水析出来候。別紙試験表相添此段相達候也。

東京玉川上水上流試験表

此上水ハ清澄ニシテ毫モ臭気ナク、且ツ味ナク（コロールバリユム）及ビ消酸銀液ヲ加ヘテ、少シモ沉澱ヲ生ゼズ。修酸（アンモニ

ヤ）ニ由テ少シク混濁ヲ生ズ、金液及ビ過コンカン酸加里ハ、此ノ水ニ由テ少シモ分離セズ。此上水一（リートル）則一万立方（センチメートル）中左ノ固形成分ヲ含ム。

炭酸曹達　○ガラム一〇七三八
炭酸石灰　○ガラム二三七五〇
炭酸加里　○ガラム〇〇一七六
炭酸亜酸化鉄　○ガラム〇〇四九三
総　計　○ガラム三五二三七

右ノ表ニ因テ見レバ、此レハ極メテ清浄ニシテ、諸般ノ用ニ供シテ甚ダ良トス。此水ハ欧羅巴洲ノ水ニ比較スルニ、其質英国スコットランドノロフカトリーン湖ノ水ト大概相同ジ。此ロフカトリーン湖ノ水ハ、其質清潔ニシテ流レテ、グラゴー府ニ入リ、諸物製造ノ用ニ供ス。玉川上水ハ東京府下過半ノ用水ニシテ、若シ水道中ニ於テ他物ヲ混ジ、其質変化スルヿナキ時ハ極メテ上等ノ水ト云フベシ。

文部省　司薬場

噛み砕いて教へる　讀賣新聞の記事振

〔一一・二、讀賣新聞第一号〕説話

明日は天長節といつて、日本皇帝睦仁陛下の御誕生日でございます。以前将軍家で国中の御政治をあづかつていた頃とちがつて、今では皇帝さまが御自しんで御政治を遊すやうになつたからは、此日本に、生れた人々は旧の五節句などと違ひ、大祝日ゆゑどんなにもして、朝廷を御祝申上また銘々も気げんよく楽しまねばなりません。本文にいふ睦仁とは恐多くも天子様の御名まへで、陛下といふのは天子様を敬ていふ言葉、天子さまの様の字にあたります。総て国に二人となき君主をうやまふことばゆゑ、御布告などの様な表だつたときには様とはいひません。英吉利、魯西亜、阿蘭などの帝王もおもだつたときは陛下といはなければなりません。しかし亜米利加、佛蘭西などは王がなく、大統領といふものが首で、政治をしますから、これらは陛下とはいひません。彼様事は追々分るやうに申します。又皇帝の御名まへも知らずに居る人がいくらも有りますが、此国に生れて知らずに居ては親の年をしらぬやうなもので済ない事だから、よく覚えて居ねばならず。又天長節も是までは大神宮の御祭だの、天子様の御先祖の御法事だのと思つて居る人も多くありますゆゑ、序ながら申て置ます。

本土北海道間の海底電信竣成

〔一一・二、新聞雑誌〕第二十七号工部省達

本年八月中、第二十号ヲ以テ布達及ビ置候、陸奥国今別港ヨリ渡島国福島湾ノ間、海底電信線設置竣功ニ付線路並両海岸ヘ別紙図面ノ通、標示ヲ設ケ、右線路弐百間以内ニ於テ、船艦投錨ハ勿論、漁業等堅ク禁止候条、此旨布達候事。別紙略之。

国旗掲揚日

〔一一・四、郵便報知〕番外〔市在各区々長戸長へ〕御祝日等の節下方申合にて、毎戸軒先へ御国旗の雛形を相掲候儀は差許置候処、右定日は昨六年太政官第三百四十四号御布告に基き、左の御祭

日御祝日に限り候儀と可相心得、此旨一般へ可相達候事。

　右日並

元　始　祭　一月三日
新年宴会　一月五日
孝明天皇祭　一月三十日
紀　元　節　二月十一日
神武天皇祭　四月三日
神　嘗　祭　九月十七日
天　長　節　十一月三日
新　嘗　祭　十一月廿三日

臺灣事件の談判に成功して
大久保辨理大臣近く帰朝す
――岸田吟香の祝辞――

〔一一・二〇、東京日日〕　辨理大臣大久保公の勅を奉じて清国北京に入玉ひし以来、我が日本全国の人民みな翹首佇立して談判の結局和戦いづれに決するやを待たざる者なし。然るに今この佳消息を得る、実に国家万民の幸福これに過る者あるべからず。我が人民をして益々開化文明に進ましむべく、不平憂慨の輩をして始て協和一致に至らしむべし、則ち国家隆盛の基礎これよりして確立すべし、是我が辨理大臣独立自主、国の権利を恢張し天理人情の至当なる処置を以て、其まさに務むべきの正義を尽し、清国総理衙門と論辯せられしより遂に此美挙に至りし所にして我が帝国の光輝を増し栄誉を欧美各国に博するに足る者なり。嗚呼我が三千五百万の兄弟、誰か是を慶賀朴舞せざらんや。抑々此一挙に付ては、彼我の人民議論紛起し内外の謡言囂然として朝野に満ちしも、忽まち此電報を得るに至ては、曾て此挙を不可なりと為せし輩も亦必らず之れを僥倖偶中の事とせずして、我が辨理大臣、公明正大の議論を以て、彼の富有を恃み頑固尊大なる清国政府を説得し其条理を開悟せしめられたる、其談判の委曲苦心も亦想像すべし。清国政府始には公法通義を知らざる者の如く、議論や驕暴に渉りしも、遂に其頑固の説を主張せずして、条理至当の処置を以て我が辨理大臣に決答せしは、亦その国の品位を進めし者と認め得べし。実に此度の一挙は、両国の安危存亡に係るの一大事にして、我等人民の日夜憂慮する所なりしを、遂に此吉報を我が政府に送られたる、辨理大臣大久保公の英邁卓才にして、我が国家柱石の元勲たる、啻に之れを今日に精述すべき而已に在らず。之れを後来の史籍に伝へて以て芳を千載に流すに足るべし。而して我が輩の最も抃喜称揚するに足る者は、琉球両属の曖昧たりしも、是に於て乎竟に判然として我が版図に帰し、又他日の論辯を煩すに足らざるべし。朝鮮すでに威服し、琉球単に我に属し、臺灣も亦其所を得て、而して支那国永く善隣の好を修せば我等人民偏ねく太平無事の聖沢に浴して疑を容ざる所なり。思ふに大久保大臣の帰朝必らず近きに在らんか、予じめ知る錦纜横浜に繋ぐの日、内外人民の歓呼頌声山河を振撼し日章国旗街衢に翩翻たらん事を、故に聊か菲言を題して恭しく国家の為に拝祝す。

岸田吟香

お布令がむづかしくて解らない

〔一一・一二、東京日日〕　昨日或る商人の処に行きしに、其主人小さき紙に活字にて摺りたる物を手に持て考へ居たり。何ぞと尋ぬれば御触なりと云ふ。何事の御布告ぞと尋ぬれば、イヤ夫れがどうも解りません。此節の御役人様はみな学者で困る。私どもは皆学校の無い時に生れた人間だから読めません。子供は有ても忙しくて、中々こんな六かしい字ばかり稽古させては置かれませず、誠に面倒な世の中なりと歎息せり、此数語大に味はひあり。当事の諸君宜しく察し玉へ。

三井組と拮抗して財界に雄飛せる
豪商小野組破綻の顛末

〔一一・二三、東京日日〕　世に名高き小野組は、当十一月二十日に戸を鎖たり。そも此小野組は小野善助を総本家とし小野一家の組立たる所にて、御一新の初より三ツ井組と共に朝廷に対し会計向の御用を勤め、日本国中に於て三井小野と並び称せられ、世上より見る時は万代不易とも云ふべき程の豪家なるが、今日に至りて俄に戸を鎖したるは実に我輩の思ひ掛けざる所なれば、大に怪しみ驚かざるを得ざるなり。

　戸をしめ商業を止むる上は、其落着により此節専ら世間に流行する分散の仕末に至るやも計り難し、若し左ある時には、此の小野組が豪家だけに其響にて難儀を受け迷惑を蒙むる者は幾千百人ぞや。誠に日本国中の理財上に付きての大騒動とも云ふべし。抑々小野組は大蔵省を初めとし三府六十県の内にて凡そ五分の三(四十県余)程の出納御用を一手に引受け、其外に諸華士族豪富の人々より預りたる金額も必らず莫大の高なるべし。而して此度の騒動直様日本全州に聞こえなば、貴賤上下共に豪家を信ず可からずとし、金融を人に託す可からずと又もや昔日の風習を思ひ出すに及ぶべし。(中略)

　小野組の戸を閉めたるは思ひ寄らざる事と驚きたれども、熟考すれば誠に当然の事にて我輩は能くも今日まで持ち堪えたりと怪しむべし。如何となれば、是まで日本の豪家は大抵其主たる人々才もなく能もなく、只先祖以来の財宝を伝へ受け、番頭手代任せにて其家政を釐(オサ)む、故に名は町人と雖ども実は大名も同様なり。其大名も廃藩立県より元の大名に非ざれば、町人とても争(イカ)でか其の実力なくして数百万の素封を擁し永く長者物持の栄名を為すべき理あらんや。能々考へて見よ、東京大坂其外日本国中の豪家にて、戸を鎖し分散に及びたる大家は、此の四五年以来何千百人ぞや。而して其来歴は皆当主たる人々其才能に乏しく、全権を委ねたる番頭等が時勢に暗くして方向を謬まりたるに依らざるはなし、情を以て論ずれば気の毒なれども、理を以て論ずれば又尤の次第なり。小野組の如きも矢張この来歴に依て今日の衰兆を起したるは豈当然の事に非ずや。此小野組は御一新以来三井と立並びて御用を勤め、常に三井の上に出ん事を心掛け、日本国中に枝店を設け公私の金を預かり、而して商売向は蚕卵生糸米穀鉱山等手を下さゞるなし。(是れ即ち「バンク」銀行と外商売と二軒の店を一つにしたる有様にて、苟くも理財の法を知りたる人の眼を以て見る時には頗る安全ならざる仕法なれど

も、日本の風として此仕法を行はざる豪家は甚だ少なし。）而して一般の規則章程なきに付き、此枝店なる者も其全権たる支配人番頭の独断にて諸事の取計を為し、各自みな非常の大功を奏せんと著目し、（御一新頃の諸藩の如し）却て同店互に相争ふの姿を為せり（下関の枝店にて米を売出したる時に広島の枝店より人を遣はして之を買たる由の風聞あり）。斯の如くに広く手を延したる故に、さしもの小野組と雖ども限りある資本金を以て、限りなき商業工業を兼ね有する事能はざれば、他の手段を以て其資本金を集めざる事を得ず。此に於て小野の発言にて三井小野第一國立銀行の三家は詰り同商業なれば、預り金の利足も同じ割に為すべしとの趣意にて、三家共に預り金利年六分と定めたり。三井と銀行とは正直に此約束を守りたる故に、諸省庁県を初とし諸方の得意より預け金を取り戻され、又小野は六分以上の利足を払ひたり、故に其預り金も増加し遂に四十余県の得意を古めたり。今日となりて考ふれば増減は三井の為には幸の種となり、小野の為には却て衰微を招ねきたる基とぞ成りにける。

然るに官省府県の公金を預る者は其の預り高丈けの抵当物を差出すべき旨の御達あるに付、仮令ば公金百万円を預かる時は百万円丈けの地券か公債証書か、又は株手形証文の類を政府へ差出さゞるを得ず、三井は預り金高も少なく、又是まで金貸の外には余り商法に手を出さぬ家風ゆゑ、此度も右の抵当物を御達通りに差出し、且つ三井小野両組の御用為替座の如き合併したる箇所は、前以て其筋に願ひ出て分離を為したれども、小野組は之れに反し此段に至りてハタと差支へ、止むを得ずして今日の手続きに至れり。是れ則ち此両家の禍福自から抉て来る所なりと思はる。然れども唇亡びて歯寒きの道理なれば、三井組と雖ども銀行と雖ども此小野組の騒動に付き必らず差響きあるべく、而して此時に臨み三井組は如何なる処置を成すか、第一國立銀行は重立たる株主の盛衰には拘らぬ者か、又大蔵省は日本全国の金融通の壅さがる事には更に貪着(トンジャク)せぬものか、此数条は我輩が尤も力を尽して問ひ糺し成丈け速かに（明日にも）世間に報知すべき緊要の事柄なり。

ランプ愈点火　街頭白日を欺く

〔一二・一四、新聞雑誌〕去ル十一日夜ヨリ日本橋ト京橋ノ間、左右中通リニ英国新製ランプヲ点火セリ、街頭炳然白日ヲ欺クノ光景ナリ、望クハ本通リノ瓦斯モ速ニ竣功アランコトヲ。

外字新聞の観たる　日本対朝鮮の問題

〔一二・二八、新聞雑誌〕横濱横字新聞ニ云、日本政府ニ於テ今後配慮注目スベキ一条、朝鮮国ニ欽差ヲ派遣シ、該国ヲシテ泰西諸国ノ風儀ニ従ヒ、交際商方ノ条約ヲ結び、又管内ノ各港ヲ開テ、外国人ト貿易ヲ盛ンニセシムルニアリ。蓋シ此一挙タルヤ、商議幸ニ落決スルトモ、或ハ兵力ヲ以テ之ニ迫ルトモ、到底達スベキモノナリ。然ルニ方今ニ於テハ、余輩新報ヲ得ルコト甚ダ稀ニシテ、偶々新聞ト云ベキ如キハ、日本ハ方今ノ一条ヲ纒メ、全ク無事ニ属スルト云ヒ、毫モ信憑スルニ足ラザレバ、日本ハ欽差ヲ朝鮮ニ派遣スルト云フコトハ、トスルニ堪ヘタルモノニ非ズ。且夫レ先年欧米ノ諸国ヨリ之レニ迫リ、其国ヲ開港セシメント欲シテ失望困却セル所ニ

臨ミ、日本ヨリ此一条ヲ該国ニ迫ルハ、稍怪ムニ堪ヘタルモノナリ。然ルニ今若シ日本人欧米ノ諸国ニ摸擬スルコトナキニ於テハ、果シテ之ヲ着意スルコトナク、又朝鮮ヲ開港スルコトニ及バズ、而シテ其遅速ハ予メ期スベカラズト雖ドモ、終ニ開港スルニ至ルベシ。抑朝鮮文化ノ域ニ赴クコトナク、其孤立ヲ甘ジテ交際商法ヲ開カントスルノ標的ヲ以テ、偶々他国船ノ駛入スルアレバ悉ク之ヲ擯斥スルノ習ニシテ其ノ国界ハ日本ニ接近スル故ニ、日本ハ之レト情誼ヲ厚フセザルノ理ナキヲ以テ、日本ハ朝鮮ヨリ依頼スベキ国ト云フベシ。蓋シ今ニ至ルマデ日本ハ彼レト戦ニ及バンコトヲ欲シ、事未ダ果サズト雖ドモ、一朝ニ牡丹人ヲ征服セシ故ヲ以テ、頻リニ其ノ規模ヲ拡張シ蓋シ牡丹人ハ現今流行ノ武器ヲ有スルナク、毫モ文化ノ道ヲ解セザルモノナリ)、従テ其ノ偉業ヲ奏シ、又九州ノ旧藩士ヲシテ各其事業ニ従事セシメント黽勉ス。然ルニ其意思或ハ行ハレザルコトアルニ於テハ、蓋シ大胆ノ気象ヲ抱テ彼国ノ半島ヲ征服スルハ、毫モ難事ニアラザルト思ハレタリ。然シ此ノ一条ニ於テハ更ニ開手ノ事業ナルガ故ニ、到底平穏ニ和約スベシト雖ドモ、日本使節彼国ニ至リ其ノ待遇ノ善悪ニ応ジ、和戦孰レカ決定スベキナリ云々。

新富町守田座　新富座と改称す

〔一二・二九、郵便報知〕新富町守田座今度仕方を改め社盟を結び、十一名座元となり、新富座と改称し、来一月十五日より開場、天一坊の実説を演ずるよしなり。

小倉県通信

〔一二・三一、東京日日〕県下一般ノ人気至テ穏ナリ。元来ノ風習甚ダ遊惰ナリシガ、近来追々奮発シテ、力食ノ目途ヲ立ル者多シ。○本年地租改正ノ一事ハ、地方官ヨリ、区戸長ニ至ルマデ、実ニ未曾有ノ勉強ナリ。或ハ十字法ノ器械ヲ以テ、阡陌ノ間ニ奔走シ、或ハ簿冊ヲ把テ、昼夜訂正シ、務メテ反別ヲシテ、整々ナラシム。炎々ノ暑中ト雖ドモ、曾テ憩フコトナシ。故ニ一時面色黎黒ナル者ハ、総テ目シテ区戸長ト為スニ至ル。○学校ハ追々盛ンナリ。○説教ハ方法未ダ立ズ。○頭髪ハ大抵皆野郎ナリ。士族ニハザンギリ多シ。○桑ハ昨年ヨリ、少々植ル者アリ。本年ニ至テ益々多シ。○櫨ハ元来此地ノ物産ナレドモ、今年ハ風害ニ因テ、出来ヨロシカラズ。○茶モ亦追々、植付ントスル者アリ。○石炭坑ハ、第二大区田川郡ノ内、処々ニ多クアリ。其品唐津ニ亜グト雖ドモ、若松港ニ出スニ、川船十三里ナルヲ以テ、運賃ノ掛リ多クシテ、利益少ナシ。○肉食ハ二三年前ヨリ、中津ニ行ハレテ、此頃漸ク小倉ニテモ盛ンナリ。○熊本鎮台ノ分営此ゴロ建築中ナリ。兵隊モ少々来リ居レリ。○道路修築ハ、追々成功ナルベシ。○人力車ハ、小倉ヨリ中津マデノ間、尤モ多シ、中津ヨリ宇佐ノ間ニモ多シ。賃銭ハ一里凡ソ七銭ナリ。○小倉小糸織、幷ニ縮織リハ、元豊津士族ノ内職ナリシガ、近来流行セザルニ依テ、大ニ衰微セリ。○米作ハ、本年近県中ニテ尤モ悪シク、五分ニ至ラズ。故ニ米価モ亦高シ。

明治八年
（一八七五年）

日米郵便交換条約締結さる

〔一・一三、東京日日〕 本年元日より日本とアメリカとの郵便条約を実地に行なひ、日本の郵便切手がアメリカまで通り、又アメリカの切手が日本まで通ることゝなり、是からは東京よりニウヨルクへ手紙を出す時も、わざ〳〵外国の切手を買つて張付けるにも及ばす、日本の切手で差支へなくニウヨルクまで其の手紙が届くべし。是は全く駅逓頭前島密殿の大骨折で出来たる事にて大切とも申すべき事なり。（下略）

双子三子の兄弟順

〔一・一四、東京日日〕 内務省伺書。凡婦女分娩ノ際、稀ニ双子又ハ三子等ヲ出産スル者有之、兄弟姉妹ノ順次取定メ方従来民間ニ於テ産婆ノ妄説ニ泥ミ、前産ヲ弟妹トシ、後産ヲ兄姉ト唱ヘ来候趣、其顚倒無稽ニ属シ不可然ト存候。右等区々相成候テハ不都合不尠候間、今後ハ前産ヲ以テ兄姉トシ、後産ヲ以テ弟妹ト順次相定候方可然ト存候、此頃伺出候向モ有之候間、此段相伺候。早々御指令被降度候也。

明治七年十二月十三日

指令　伺之通前産ノ児ヲ以テ、兄姉ト定候儀ト可相心得候事。

米人築地に立教学校設立

〔一・一四、あけほの〕 我社の近き辺りに魯人ニコライ氏巨大の館を築き、教法専らに生徒を教育すること世の普く知る所なるが、近頃は築地入船町五丁目の一番地にて、米人ヒショップ・ウキリアム、スブランチツト、クーパルの三氏立教学校といふ者を開き、束脩もなく月謝もやすく、バイブル専らに教授する由。又佛人某も一番丁の古き稲荷堂の跡にて、生徒二三十名を集め、バイブルの如きものを読み居るよし。彼教徒の勉励する日に復た盛なる此の如し。我邦の教職諸君御奮発の程を冀望す。

北境の開拓と兵備充実の急務
屯田兵を編制す

〔一・一五、東京日日〕 開拓使録事

緒言。開拓ノ業漸ク緒ニ就キ、戸口従テ繁殖ス、之ヲ保護スルノ兵備無カルベカラズ。故ニ今般政府ノ允裁ヲ経、古兵ヲ農ニ寓スルノ意ニ基キ、屯田ノ制ニ倣ヒ、新ニ人民ヲ召募シ兵隊ニ編入シ、永世其ノ土地ノ保護ヲ為サシム。凡ソ其撰ニ充ル者、専ラ力ヲ耕稼ニ尽シ、有事ノ日ニ方テ、其長官ノ指揮ヲ稟シ兵役ニ従事ス可シ、故ニ平日農隙ヲ以テ調練ヲ為シ、極テ欠失ナキヲ要ス。因テ条例規則ヲ左ニ掲グ。

屯田兵

編　制

編制、検査、□級、勤務、休暇、給助、諸官ノ職務。

一、屯田兵ハ、徒歩憲兵ニ編制シ有事ニ際シテ速カニ戦列兵ニ転ズルヲ要ス。

一、上下士官ノ数多キヲ以テ、聯隊大隊ニ属スル列外諸員ノ内、平常ハ別ニ之ヲ置カザルモノ多シ。故ニ聯隊大隊ノ長官、適宜ニ編制諸隊ヨリ取リテ、其員ヲ充タスベシ。

一、屯田兵ハ一伍ヨリ組テ終ニ至ル、即チ左ノ如シ。但シ一分隊ハ六伍、一小隊ハ四分隊、一中隊ハ二小隊、一大隊ハ二中隊、一聯隊ハ三大隊ニシテ、之ヲ附属スル諸官ヲ合ス者ナリ。（下略）

嘉永以来の国士招魂社へ合祀

〔一・二八、讀賣〕乙第六号〔府県へ〕嘉永六年癸丑以来、憂国慷慨ノ士皇運ノ挽回ヲ期シ、未ダ其志ヲ不遂、致寃死候者ノ霊魂、今般厚キ思召ヲ以、東京招魂社へ合祀可相成ニ付、京都東山配祀ノモノ及ビ是マデ各府県招魂場ニ於テ祭祀執行来リ候モノ共ハ勿論、其余戊辰以前旧藩々ニ於テ、殉難死節ノモノ、其名湮滅シ、未ダ祭祀等ノ列ニ漏レ候者マデモ精密穿鑿ヲ遂ゲ、各人ノ履歴及ビ殉難死節ノ顚末、小伝ニモ可充程ニ詳細取調可差出、此旨相達候事。

明治八年一月二十五日

内務卿　大久保利通　代理　内務大丞　林　友幸

嘉永六年このかた明治元年以前に、国のため忠義のために死んだ人を東京の招魂社へ合せ祭られるゆゑ、調べ出せといふ事で有ります。

トッチリトンマ氏の独々逸考

〔二・七、朝野〕ドヽ一沿革考

独々逸学者トッチリトンマ氏述。抑ドヽ一の濫觴は其確証を得ずと雖も、隆達ぶし廃れて以後享保元文の間に起りしは論なし。但其曲節を異にするは各其時代によりて易はるなり。文化より文政の初年までは是をヨシコノ節といへり。其比は歌一曲終ればコレラモヨシコノ〳〵と囃したる者にて、三絃も亦今の調子とは異なり。今ドドイツと呼べる者は之と三味線の手の名なり、猶チンツヽトッチリトンといふの類の如しとす。此一曲専ら文政の末年より行はれ、天保に至りて最盛んに、今日に至て未だ廃れず、其間少々の異同ありて、吉原ドド一、深川ドド一などゝ、其地方に因て自から其曲節を異にす、此曲は始め芸妓の手より出たる者にて、御客様方御調子御はづれ次第といふ一見識を立てゝ、何んでもいきなり、トントンとぶつつけて、唄ひ人の勝手次第に屈伸させ、其結末に至て一関の絃声を激撥す、これひくも唄ふも楽なる故に自然と流行りし者なり。此歌起承転合の句法正しくして、起句七文字、承句七文字、転句七文字、合句五文字即ち三十一文字なり、起承合の末字は韻をふみ、転句の末字は韻なく、所謂フミオトシなり、是を正格とす。其韻をふまず、又字余りなるは共に変格とす、其古調の正格より流俗の変格に至るの大略を左に出し其沿革をして一目瞭然ならしむ、

伊勢は津でもつ津は伊勢でもつ　おはり名護屋はしろでもつ

さかはてるてるすゞかはくもる　あひのつちやまあめがふる

この類最古調にて、正格とす、始終一韻を用る者なり。

高い山から谷そこ見やれ瓜やなすびの花ざかり

これはら行を用て韻とす、下皆之に類す。

首尾のよし原品川もどりともに田町は朝時雨。

船じや寒かろこれ着てござれわしが部屋着の此どてら。
多い人目の関路は越しぬこゝが勧進帖のもの
いつの間に来て最う首尾の松、遠くて近いは船のみち。
しやくるとしりつゝおまへをかげでわるくいはれりやはらがたつ。
はなれまいぞへ二人が中は立てし屏風の蝶つがひ。
貞女たてたり気がねをしたり人にやこけだといはれたり。

此類皆正格中の一種なり。

竹に雀は品よくとまるとめてとまらぬいろのみち
高田五万石あらそとまゝよ新潟がよひがやめらりよか
今の苦労を添ふての後のむかしがたりにしてみたい
うきを払ふの玉はゞきでもすごしや大事を尚わする
親をふりすて古郷をはなれ手鍋さげるもおまへゆゑ
念がとゞいて四海の波もしづかにおさまる床のうち

これ等は皆変格とす、されど何の字にても引き唄ふ時は、皆アイウエオに帰する故、自然と韻語を為す者なり。

記者曰作者博識強記最熟于韻語敬々服々。

日本政府の規律に信頼し
英佛両国共に駐兵を引揚ぐ

〔二・一四、東京日日〕　太政官記事。

横浜港ニ屯集ノ英佛両国之兵隊引払ノ儀ニ付、両国公使ヨリ外務卿へ差出候書簡

以手紙致啓上候然バ両国公使一同申進候趣ハ、右両国政府ニ於テ、横濱ニ従前駐留ノ英国幷佛国ノ兵隊引払ノ儀、当今決定イタシ候。尤此趣申進候ニ付テハ、最初我両国政府ニ於テ、条約ノ権理ヲ保護ノ為メ貴国へ兵ヲ差出シ、貴国平穏ニシテ且ツ堅固ナル政体成就スルマデ、右之保護ヲ遂ル事ヲ肝要ナリトセシ時勢柄ヲ、今更演説スルハ不要ノ事ト存候へドモ、貴国一通リナラザル変革有之、自然邦国ヲ治メ勢力堅固ニ至ラザル中、若外国人ノ身命或ハ所有物等危害ノ件有之候テハ夫ガ為メ不容易葛藤醸生イタシ候トモ量リガタカリシニ、其ノ患害ヲ予防イタシ候ハ、此兵隊ノ庇護ニ有之事、兼テ御承知ノ通リニ有之候。然ル処国土追々平穏ニ帰シ政令全備スルニ随ヒ、締盟両国ノ兵員漸々減少イタシ候事ハ、皇帝陛下ノ政府ニ於テモ御注目アルトコロニテ、昨年ノ暮ニ近キコロマデニ、貴国太平ノ障リニナルベキ紛擾弥消滅スルニ当リ、我両国政府ニ於テ残兵ヲ引キ取ル事、速ニ決定イタシ候段、御諒解有之度候。将又皇帝陛下ノ政府ニ於テ、貴国在留各国人民ニ安堵得セシムル望ミ有之、夫ガ為メ要スル処ノ権力盛ンナルヲ固ヨリ信用候ニ付、貴国皇帝陛下ニ対シ、懇親ノ確証ヲ表シ候段、両国政府ニ於テ、深ク欣悦スル所ニ候。就テハ我国ノ兵貴国ニ於テ其務ヲ尽シ候事態ヲ察スルニ、大ニ我兵ト貴国ノ面目ニ相成、則両国ノ兵隊在留中、貴国ノ士民ト懇切ノ交リヲイタシ、且相互ニ其用ヲ助ケ候ニ因リ、両国ノ交際一層厚ク相成シ一端ト存候、右之趣可得貴意如此御座候、敬具。

千八百七十五年一月廿七日

外務卿ヨリ両国公使へ返簡（略）

平民の苗字　差許さる

〔二・一五、あけぼの〕　第二十二号、平民苗字被差許候旨、明治三年九日告布候処、自今苗字相唱可申、尤祖先以来苗字不分明ノ向ハ、新タニ苗字ヲ設ケ候様可致、此旨布告候事。

死人の睾丸を売る

〔三・五、讀賣〕　大坂の玉造りといふ所のほとりにて、一人の男が紙屑かひに己れが睾丸を売らんといひ紙屑かひも買ひましやうと戯言まぎれがつひに実と成つて、五円ときまり手附に五十銭わたして翌日取ひきを為んと、紙屑屋はその男の家へ参ると、今日は少しさし支が有りますゆゑ二三日待つて呉れといふ言葉に任せて、両三日たちいよ〱今日は睾丸を引取りに来たといふと、畏まりましたといひつゝ奥へはいり、正しく睾丸を切つて持つて来たゆゑ、紙屑屋は驚きながらも約束ずみの事にて拠どころなく四円五十銭渡して、鼻をつまみながら持つては来たが一文にもならぬ品ゆゑ当惑してゐるうち、或る寺の和尚が墓場へゆくと、男の新葬が掘り返してあるのを見て不思議におもひ、その死人を改めると睾丸が切られて居るゆゑ、是はと驚駭し、早速その筋へ死人の睾丸を盗んだものが有る事を訴へたるが全く此男が困りはてゝいたした仕業で有らうとて、此せつ糺し中であると、俳優の宗十郎を送つて大坂へ参り此ほど帰つて来た人が咄したといふ。

行政警察規則制定　「邏卒」が出来る

〔三・一八、朝野〕　第二十九号　○行政警察規則別冊ノ通相定候条、本年四月一日ヨリ施行可致、就テハ従前捕亡吏取締組番人等ノ名称ヲ廃シ、邏卒ト改称可致、此旨相達候事。〔別冊略〕

但捕亡費ヲ改テ、警察費ト称シ定額ハ先従前ノ通ニ候条、出張所并ニ吏員配置ノ儀ハ適宜タルベク、尤モ差向規則ノ通施行難致事情有之向ハ、其段内務省ヘ可申出事。

明治八年三月七日　　太政大臣　三條實美

兵役免除の特典

〔三・三一、東京日日〕　陸軍省録事。布告第百号　○陸軍諸兵下士服役中、其父母兄弟姉妹、其他何人ニ限ラズ家事担当之者、死亡癈疾或ハ老羸且貧窮、或ハ幼稚ノ者ノミニシテ、本人免役不相成候而者、一家活計ノ路無之等不得已者ハ、其事故ニ依リ免役之詮議ニ可及候条本人家族願書ニ、家族人員年齢書、瘟疾ニ罹リ候者ハ地方医師ノ診断書、并ニ戸長及親族ノ証書相添、管轄庁ノ奥書証印ヲ以、近衛局若クハ鎮台等、其本人ノ所管ヘ可願出此旨布達候事。

明治八年三月二十五日

陸軍卿山縣有朋代理　陸軍少輔　大山巖

勲等賞牌の典を定めらる

〔四・一四、朝野〕　第五十四号　○今般賞牌別冊ノ通被定候条、此旨布告候事。

明治八年四月十日

勅書

朕惟フニ、凡ソ国家ニ功ヲ立テ、績ヲ顕ス者宜ク之ヲ褒賞シ、以テ之ニ酬ユベシ、仍テ勲等賞牌ノ典ヲ定メ、人々ヲシテ寵異表彰スル所アルヲ知シメントス。汝有司其斯旨ヲ体セヨ。

太政大臣　三　條　實　美

勲等賞牌

明治八年二月

勲等ハ勲績及功労アル者ヲ賞スル為メニ設クル所ノ階級ニシテ、位階ト異ナル故ニ、各種ノ賞牌ヲ佩用セシム。

勲等ヲ分ツテ八級ト為ス。

勲一等　右ニ叙スル者ハ一等賞牌ヲ賜フ。
勲二等　右ニ叙スル者ハ二等賞牌ヲ賜フ。
勲三等　右ニ叙スル者ハ三等賞牌ヲ賜フ。
勲四等　右ニ叙スル者ハ四等賞牌ヲ賜フ。
勲五等　右ニ叙スル者ハ五等賞牌ヲ賜フ。
勲六等　右ニ叙スル者ハ六等賞牌ヲ賜フ。
勲七等　右ニ叙スル者ハ七等賞牌ヲ賜フ。
勲八等　右ニ叙スル者ハ八等賞牌ヲ賜フ。

従軍牌

従軍牌ハ将卒ノ別ナク、軍功ノ有無ヲ論ゼズ、凱旋ノ後従軍セシ徴ニ之ヲ賜フ。

一、賞牌及従軍牌ハ、佩用本人ニ止リ、子孫之ヲ用ルヿヲ得ズ。

賞牌、従軍牌、佩用式

一、賞牌ハ勲一等ニ限リ、必ズ勲二等ノ牌ト共ニ両箇ノ牌ヲ佩ベシ、其他二等以下ハ一箇ヲ佩ルヲ規則トス、譬バ三等ノ牌ヲ佩ル者勲二等ニ叙スルトキハ、嘗テ佩ブル所ノ三等牌ヲ止メ、二等牌ノミ佩ルガ如シ。

一、賞牌ハ礼服ノトキ佩ベシ、平服ニハ佩ブベカラズ。平服ニハ略綬ヲ左襟見返ノ釦穴ニ掛ケ、其表トス。

一、一等賞牌ハ幅広キ綬ヲ以、右肩ヨリ左脇ヘ斜ニ佩ブ。

一、二等賞牌ハ右肋ノ辺ヘ、綬ヲ不用針ニテ狭ミ佩ブ。

一、三等賞牌ハ綬ヲ頸ニ纏ヒ、喉下ニ佩ブ。

一、四等以下ノ賞牌及従軍牌ハ、左肋ノ辺ヘ左ニ列シ佩ブ。（下略）

立憲政体の実現を期し給ふ

元老院を設け大審院を置き又地方官を召集して

〔四・一五、東京日日〕　太政官記事。第五十八号　○別紙詔書之通被仰出候条、此旨布告候事。

明治八年四月十四日　　太政大臣　三　條　實　美

詔書写

朕即位ノ初首トシテ群臣ヲ会シ五事ヲ以テ神明ニ誓ヒ、国是ヲ定メ万民保全ノ道ヲ求ム。幸ニ祖宗ノ霊ト群臣ノ力トニ頼リ、以テ今日ノ小康ヲ得タリ。顧ニ中興日浅ク、内治ノ事当ニ振作更張スベキ者少シトセズ。朕今誓文ノ意ヲ拡充シ、兹ニ元老院ヲ設ケ、以テ立

法ノ源ヲ広メ、大審院ヲ置キ、以テ審判ノ権ヲ鞏クシ、又地方官ヲ召集シ、以テ民情ヲ通ジ公益ヲ図り、漸次ニ国家立憲ノ政体ヲ立テ、汝衆庶ト倶ニ其慶ニ頼ント欲ス。汝衆庶或ハ旧ニ泥ミ故ニ慣ルルコト莫ク、又或ハ進ムニ軽ク為スニ急ナルコト莫ク、其レ能朕ガ旨ヲ体シテ翼賛スル所アレ。

明治八年四月十四日

大教院分離問題

〔五・九、朝野〕今度大教院が潰れて神仏各宗が別れ〱になり、勝手自由に布教する様に仰出されしは結構な事で有ります。兼ねて分離は悪いと言張り、一本立ちの本山にならうと企てたる興正寺花園教正殿も、此度は大きに前非を悟り、本願寺の方へ降参の掛合を始められたとの評判なり、此教正はさすが老練の人故、一時は不都合の挙動も有たれど、正理の敵し難きを知れば、忽ち悔悟なさるとは実に感服す可し、それに引かへ本願寺の末寺、驚愕寺始め不分離党の坊様は、今度の発令に驚愕したれど、矢張り神官六宗一所に大教院に神留まりまして、八百万の神たちと共に、南無法蓮陀仏と、メチヤクチヤの教法を播かんと騒ひで居るとの事、誠に面白い禿顱で御座いますと、真宗の婆さんより報知せり。

和唐内人々

〔五・二三、横濱毎日〕和漢乱題（国政屋和唐内）〇偖々世ガ紊冥怪化ニナレバナル者カナ、諸君請フ見ヨ世ニ怪物ノ多キヲ、然ドモ我所謂怪物ナル者ハ一身両頭一面三目或ハ大江山ノ酒転、頼政ノ怪鳥、阿菊ノ亡霊、宗五ガ寃魂等ヲ云フニ非ズ、我怪物トスル者ハ非ノ如ク是ノ如ク、愚ノ如ク智ノ如ク、忠ノ如ク奸ノ如ク、一身ニシテ二影ヲ現出スル者ヲ云フ。我国之レヲ目ケテ和唐内ト云ヒ、支那之レヲ呼ンデ怪物ト云ヒ、英ニハ之レヲ「ゴースト」「幽鬼」ト云フ。皆各形跡ヲ曖昧ノ中ニ現シ、飄杳暗淡、迫テ攫ベカラズ、放テ滅ザル者ナリ。今其所見ニ依テ之ヲ点出シ、之レニ与フルニ和唐内ノ三字ヲ以テス。若夫レ看官ノ意ニ適フトハ適ザルトハ、我輩亦和唐内。

民権家ダカ君権家ダカ和唐内　加藤弘之、福智源一郎
御家老ダカ県官ダカ和唐内　鹿児島県大山綱良、酒田県松平秦楢
俗人ダカ坊主ダカ和唐内　中村敬太郎、大内青巒
愛国者ダカ亡国者ダカ和唐内　西郷隆盛、勝　安房
儲ル積ダカ損スル積ダカ和唐内　三菱商会、米ノ四番船

余ハ閑ノ時ニ出シマス。

尾去澤鉱山官没事件

前大官井上馨に暗影あり

〔五・一、評論新聞六〕前大蔵大輔井上馨君ニ関スル銅山一件ノ投書

此度ノ勅書ヲ拝読シテ、我ガ三千万ノ民権ヲ果シテ恢張シ得ベキ千歳ノ一週ナリト喜ビタリシニ、豈ニ料ンヤ、コヽニ一大障碍ト為ルベキ一醜談ヲ得タリ。此レハ是独リ自カラ祕スベキニアラズ、従来我ガ儕ト同志ナル真民権家ノ諸君ニ告ゲ、此ノ如キ大障碍ヲ除ク

コトヲ議シ、幷セテ偽民権家偽議ヲ排斥セントス。是レ他ニアラズ、旧盛岡藩ノ外債一件ヨリ尾猿澤ノ銅山ヲ官ニ没収シタル一事ナリ。戊辰ノ役ニ南部家方向ヲ謬リタルニツキ、封土ヲ変ズルノ命アリ、之レヲ贖ハントシテ七十万円ヲ上納スベキコトヲ許サレタレドモ、其納ムベキ金ナキヲ以テ外国人ヨリ借用シタリ。然ルニ其貸金ノ都合変リタルヲ以テ、既ニ借リタル金ハ不用トナリタリ。之ヲ直ニ返済スルトキハ外人へ罰金ヲ払フベキ利息ヲ出サシムルコト丶為シタリ。而後其事ハ外人ヨリ訴へ出テ、民部省幷ニ大蔵省ノ裁判トナル。爾後大蔵ノ長官タリシ井上馨ハ、村井茂兵衛ニ言掛ケヲ以テ、即時三万円余ヲ上納スベキ旨ヲ命ジ、其家財ヲ惣テ封印ヲ附ケ金銀ノ融通ヲ断チ、而シテ其者ノ第一ノ利窟タル尾猿澤ノ銅山ヲ遂ニ官ニ没収シタリ。

其銅山ハ日本橋釘店ニ住スル貧商岡田平藏ト云フモノ丶名ヲ以テ願ヒ出デ、現在其坑業ノ利益ヲ得ルモノハ他人ニハアラズシテ、即チ井上馨ナリ。

此事既ニ村井茂兵衛ヨリ北洲舎ノ長タル島田正五位ヲ代言人ニ頼ミテ訴へ出タリ。亦其頃司法省ニモ事発覚シテ刑事裁判ハジマリ、其時ノ従タル小野義臣等ハ既ニ呼ビ出サレ吟味中ナリ。然レドモ其本人タル井上馨ガ司法省へ呼出サレザル間ハ、其事情ハ分明ナラザルナルベシ。司法省ニテハ馨ヲ呼出ベキ伺ヲ正院へ上申スト雖モ、正院ヨリハ封書ヲ以テ鞫問スベシ呼出スコトハ御沙汰ニ及バレズトノ指令アリタルヨシ。裁判ハ天下ノ司直ナルユへ、馨ニ罪アリト見ル上ハイヅクマデモ呼出スコトヲ乞フナルベシ。馨ハ亦進退維ニ谷マリタルヲ以テ、百方身ヲ投ジテ哀ヲ乞フナルベシ。（下略）

千島との交換を条件に
咄！樺太は放棄せられたり

〔六・一三、東京曙〕　樺太割与ノ電報ハ、去月二十五日ノ横濱メール新聞ニ登録セルヲ以テ、各新聞社ハ争フテ之ヲ訳出シ、其議論已ニ世上ニ紛々タリ。然ルニ吾政府ニ於テハ未ダ一言ノ吾人民ニ公告スルナク、徒ニ之ヲ海外ノ電報ニ得ルニ過ギザレバ、吾輩ハ其事ノ或ハ訛伝ニ出ルアランヲ疑フナリ。若シ聖彼得堡（シントペートルブルグ）ノ談判ニ於テ果シテ此等ノコトアラシムレバ、安ゾ其確報ノ吾政府ニ達セザルアラン、而シテ政府モマタ此等ノ大事件ヲ以テ天下ニ告知セザルノコトアランヤ。然レバ其電報ナルモノハ即チ海外ノ事ヲ好ムモノ之ガ傅会ヲ成セシニ出ルヲ疑ハザルヲ得ザルナリ。然レドモ樺太ノ処分ハ吾国ノ体面ニ於テ其関係スルトコロ極メテ大ニシテ、吾輩新聞記者ニアリテハ最モ探訪ニ力ヲ尽シ、速カニ其信偽ヲ決定セザル可カラザルナリ。吾輩ハ今日道路ニ流伝スルトコロト、吾輩想像ノ力トニヨリテ、樺太割与ノ或ハ訛伝ニアラズシテ、已ニ両国ノ間其訂盟ノコトアリシナランヲ知ルヲ得タリ。吾輩ノ伝聞スルトコロニヨレバ、彼ノ開拓ノ長官タル黒田公ハ、夙ニ樺太ヲ棄ルノ論ヲ主張セラレ、政府ニ於テモ其説ヲ可トスルモノ少カラズ、全権公使榎本公ノ魯西亜ニ赴カル丶ニ当リテ、吾政府ヨリ樺太ノ土地ハ其臨機ノ処分ニ任ズベキノ委任状ヲ賜リタリ。即チ其魯国政府ト応答ノ末ニ於テ全権公使ノ特決ヲ以テ、其土地割与ノ処分ニ至リシハ未ダ深ク怪ム

ニ足ラザルナリ。

開拓長官ノ北海道ニ至ラザルハ已ニ数年ナリ。然ルニ黒田公ハ堀中判官、小牧七等出仕其他数人ト五月十五日ヲ以テ東京ヲ発シ、樺太地方ニ赴カレタリ。廟堂改革ノ際ニ当リ其枢要ノ官ニ居ルモノ安ゾ一日モ政府ヲ離ルベケンヤ、今即チ然ラズ吾輩元ヨリ北海ノ地ニ非常ノコトアリシナランヲ疑ヒシナリ。今ヤ道路ノ言ニアリテ之ヲ考ウルニ、黒田公ノ北征ハ即チ樺太割棄ノ処分ニ出シモノタルヲ知ルベキナリ。蓋カール新聞ニ載ストコロノ電信ハ五月十二日ヲ以テ倫敦ヲ発シ、黒田公ノ北海道ニ赴カレシハ十五日ナリ。然レバ聖彼得堡ノ決議ハ五日ノ差入ニアリテ、十日前後ヲ以テ魯国電報ノ吾政府ニ達セシモノアルナルベシ、若シ然ラズンバ其決議ニ先立チテ榎本公ヨリ一報アリテ、吾政府ハ預ジメ之ガ処分ヲナセシモマタ未ダ知ルベカラザルナリ。

世人或ハ曰フ、吾政府ハ樺太ヲ以テ千島ノ内(チルブイフルトン)及ビ他ノ一島ニ易エタリト。吾輩ノ聞クトコロハ之ニ異ナリ、彼ノ千島ノ内、僅々タル小島安ゾ樺太ト相比較スベケンヤ。必ラズ其土地ノ価位ヲ定メ若干ノ金額ヲ魯西亜政府ヨリ請取シナルベシ、未ダ其約束ノ詳ナルヲ知ルアタハザルナリ。右ハ世上ノ流伝スルトコロニ就キ、我輩ノ想像ヲ以テ之ガ説ヲナスノミ、然レドモ其形跡或ハ此ニ近キモノアラシムレバ、夫ノ北門ノ鎖鑰ニ於テ大ニ其ノ心ヲ用ユルトコロナカルベケンヤ。魯国ノ大志アルハ世人ノ遍ク知ルトコロナリ、今其手ヲ吾北海道ニ下サザルモノハ、樺太境界論ノ未ダ結局ニ至ラザルモノアルヲ以テスルナリ。今日樺太ノ全島ヲ挙ゲテ之ヲ棄テ、一葦ノ水能ク魯西亜ヲ限リテ、其南侵ノ志ヲ遂グルアタハザラシムベキトスルカ、吾輩ノ未ダ信ゼザルトコロナリ。夫レ政府ニ於テ天下ノ大事ヲ隠密ノ範囲ニ入レ、吾輩人民ヲシテ之ヲ与聞(アヅカリ)クヲ得ザラシムルガ如キハ、即チ其平生ノ慣手ナレバ未ダ之ヲ以テ其事ノ有無ヲ断ズベカラザルナリ。

女の湯もじで火事を防ぐ謂れ

〔七・三〇、郵便報知〕近世平賀源内といふ者、戯号を風来山人、又は福内鬼外と称し、根なし草、神霊矢口渡などいへる著(さく)ありて世に聞ゆるより、人皆小説家と看做せるも実は此人博学多識にして天性窮理の学に精しく、曾て石綿を採りて火浣布を製するの一事業を発見せり。此物たる火災の時屋上に張置けば火気移らず故に延焼を防ぐの要具となすよしは人口に膾炙して今日尚世の知る所也。頃日石川県下加州金澤に旅寓の際、前説と同一理の一奇聞を得たり。此地火災の時は、毎戸屋上に婦人の褌を張り置、延焼を防げり。其最汚垢に染みたる程霊験著しとて、西家東隣争つて此汚穢物を飄し、以て祝融(くわじ)氏の暴を鎮圧せり。故に猛火焰々の外は四面恰も帷幕を垂るゝが如しと。噫惜かな、風来子地下に在て此和姦布の理を考究し得ざることを。因て復一説あり、故名江戸と唱ふる頃、諸侯の防火丁を評するに、先づ加賀のオテコなる者を以て魁首とす。孰れも身幹長大骨格堅剛の人物にて能く防禦の方法に練磨せり。今彼の説を聞き此の事を思ひ出せば、実に旧加州藩は頗る防火の術を得たるものと謂べし。

因みに曰、横濱新聞に岐阜県下の農民、屋上より女褌若干を得たることを載す、是蓋し防火の呪咀にして本文と同一般の意ならん。

又貴社新聞に愛知県下の豪商、古褌を尊崇して例年祭典を行ふの奇聞を記す。是褌の三幅対（愛知県士族池田澄氏が、献上の褌は、此類に非ず）醜らしく長たらしき話ながら、日を同して談笑すべし、呵々。

新聞条例と讒謗律

石川県下金沢の客舎に於て　飯野生記

〔七・一、評論新聞一六〕此頃中、新聞紙条例ノ改正アル由、風説紛々タリシガ、前月二十八日、讒謗律八条、新聞紙条例十六条布告ニナリタリ。

評云、此律ト条例トノ出タルヤ、官吏ヲ始メ人皆想像ス世ノ論者ハ之ヲ畏怯シ、喙ヲ閉ヂ口ヲ噤シテ天下悉ク唖トナラントハ思ノ外ニテ、各種ノ新聞紙上反覆、之ヲ論駁スル愈激切ニシテ、隠然政府ニ抗スルノ色ヲ露シ、未ダ数日ナラザルニ、其論鋒ノ鋭、政府ノ権勢ヲ以テスルトモ、畢ニ圧抑スル能ハザラントス。余曾テ之ヲ聞ク、清国人民ハ其性狡猾、政府之ヲ理ムルニ寛ヲ以テスレバ、狎侮シテ其法令ヲ用ヒズ、其国人民ヲ制御スルノ術ハ権勢ヲ以テ人民ヲ恐嚇スルニ如カズ、恐嚇スルトキハ皆畏怯シテ、能ク法令ヲ尊奉スト。之ニ因テ世々其国ノ政権ヲ執ル者ハ、圧抑専制ヲ以テ第一政治ノ好手段トナシ、人民ハ唯ニ従順ヲ以テ最上ノ徳トナシ、日ニ卑屈ニ趨キ、今日ニ至リテモ人間権利ノ何物タルヲ知ラズ、国ヲ挙テ狡猾風ヲ成シ、遂ニ衰頽救フベカラザルノ形状ヲ現スニ至レリ。幸ナル哉、我国人民ノ如キハ大ニ之ト反シ、政府新聞条例ヲ頒布スルヤ、人民ハ大抵此条例ヲ苛厳ニ渉ルモノト看做シ、直チニ力ヲ極メテ之ヲ排セントス。（下略）

越後のツヽガ虫

〔八・一〇、郵便報知〕越後国蒲原郡新潟県下阿賀野川は、県下の一等川にして、其の水源は野州日光より濫觴するは、世の人の知る所なり。此川岸及び川中の小島に、往古よりツヽガの虫といふ悪虫ありて人を害し、其の甚だしきは同県下第廿一大区小五区横越駅なり。駅内より字中島といふ所に反別二十余町の小島ありて、当今隅より隅まで開墾して悪虫の住む所とも見へざるに、昨七年抔は此悪虫のために脳まさるゝもの数十人、本年も又数人に及びたり。依て病院の官医を請して療を乞ふといへども、十が八九は性命に関係せざるものなし。右悪虫はその躰見へずして又螫れしを知らず。はやきは五日遅きは十日を経て、其さし口青くなり赤くなりて、驚き医を招きて療を乞ふといへども、最早其甲斐もなく死するもの多くして生るもの少し。嗚呼可恐の悪虫にあらずや。依て是を江湖の諸君に広告す。諸君良療、又能防あらば御報知あらんことを願ふ者は、横越駅に寓する平田姓なり。

世の公論今や既に非征韓に傾く

〔八・一二、郵便報知〕社説　○征韓云々の一件に就き、世の公論は既に非征韓に傾きたれ共、猶或は其得失を疑ふものあり、是我我が深く憂慮に堪えざる所なり。何故に世の愛国を以て自ら任ずるの徒は軽忽に征韓の議を主張し、一国の独立如何を顧みざるや、何故に国民の安寧康福を慮らざるや。我々は時事を熟察し思ふて之に

至れば未だ曾て切歯流涕せざるはあらざるなり。嗚呼我同胞よ、一朝の怒りに其国を忘るものは、真の愛国者に非ざるなり。

我々は、数回の論説を以て、征韓の今日に大害あるを痛論したり。世の論者も亦、往々我々と憂を同ふするものありて、異口同音互に相応じ相和して、終に征韓を非とするの公論を敲き出したり。我大政府も亦、必ず耳を世の公論に傾け、軽卒に国の凶器を動かし、国民の安寧康福を攪乱し、文明の進捗を妨碍するを欲せざるは、我々の篤く信じて疑はさる所なり。

然と雖ども我々は甚だ恐る、政府は飽く迄も一国の繁栄を祈り、忽諸にも干戈を海外に動かさんことを好まずと雖ども、止むを得ざるの勢よりして、止むを得ざるの大難事を引起し、止むを得ざるの大不幸を国民に蒙らしむることあるも計るべからざるなり。(下略)

出版条例改定発布さる

――内務省の所管に変更――

〔九・五、東京曙〕　第百三十五号

明治五年(正月)文部省布達出版条例相廃シ、更ニ別冊ノ通相定候条、此旨布告候事。　明治八年九月三日　　太政大臣　三條實美

出版条例

第一条　図書ヲ著作シ又ハ外国ノ図書ヲ飜訳シテ出版セントスル者ハ、出版ノ前ニ内務省へ届ケ出ベシ。但シ社則塾則引札ノ類印刷シテ発売セザル者ハ此例ニアラズ。

第二条　図書ヲ著作シ又ハ外国ノ図書ヲ飜訳シテ出版スルトキハ三十年間専売ノ権ヲ与フベシ。此ノ専売ノ権ヲ板権ト云フ。但シ板権ハ願フト願ハザルトハ本人ノ随意トス。故ニ板権ヲ願フ者ハ願書ヲ差出シ免許ヲ請フベシ。其願ハザル者ハ各人一般ニ出版スルヲ許ス。

第三条　出版届板権願トモ草稿ヲ添ルニ及バズト雖ドモ、時トシテハ草稿ヲ徴シ検査スルヿアルベシ。

第四条　草稿又ハ納本ヲ検査シテ世治ニ害アル者ト認ムルトキハ其出版又ハ販売ヲ禁ジ、或ハ刻版ヲ毀タシムルヿアルベシ。

第六条　図書ノ特ニ世ニ鴻益アル者ハ板権ノ年限終ルノ後、仍ホ十五年ノ延期ヲ許スヿアルベシ。

第七条　板権免許ノ為ニ其年限ヲ記セル証書ヲ附与スベシ。年限終ルノ後ハ各人一般ニ出版スルヲ許ス。

第八条　著訳者大部ニシテ卒業数年ニ渉リ、編ヲ逐ヒ漸次出版スル者ハ毎次ニ板権ヲ与ヘ年限ヲ起算スベシ。

第十一条　既ニ板権ヲ有スル自己ノ著訳書ヲ校訂シ或ハ節略シ、或ハ註解附録絵等ヲ加ヘテ出版スルトキハ、更ニ願出ルニ非ザレバ板権ヲ保ベカラズ。其製本ノ式ヲ改メ、若クハ冊数ヲ分合シテ改板スルニ止リ、若クハ旧式ニ依テ再刻スル者ハ板権ヲ存ス。但シ届書ヲ出シ、製本ヲ納ムルハ各々本条ニ依ルベシ。

第十二条　著訳者死後ニ至リ相続人遺板ヲ出版スルヿヲ得。其版権ヲ願フトキハ之ヲ与フベシ。

第十三条　板権年限未ダ終ラザルノ間ハ版主ノ相続人ニ伝フベシ。但板権譲受ノ由ヲ相続人ヨリ内務省へ届ケ出ベシ。

第十四条　他人ノ著訳書ヲ出板スル者ハ必ズ著訳者ノ承諾ヲ得べ

シ。其板権願書若クハ出板届書ニハ必ズ著訳者ト連印スベシ。
第十五条　板権ヲ得タル者ハ他人其条章ヲ剽竊スルヲ許サズ。但シ論辯若クハ証明スルタメニ引用スル者ハ此例ニアラズ。
第十六条　同時若クハ前後ニ偶然同様ノ図書ヲ著訳シ板権ヲ願フ者二人以上アルトキハ、共ニ板権ヲ与フベシ。其事情明白ナラザル者ハ事由ヲ検査シテ後チ之ヲ許シ、或ハ許サヾルベシ。
第十七条　外国ノ図書既ニ甲者ノ成訳アリトイヘドモ、乙者又之ヲ訳シ、甲者ノ誤謬ヲ正シ又ハ闕漏ヲ補ヒ及ビ其文意ヲシテ一層明瞭ナラシムルノ確証アルモノ板権ヲ願ヒ出ル時ハ、検査シテ後チ之ヲ許シ、或ハ許サヾルベシ。
第十八条　著訳ノ図書同名ノ者アリト雖ドモ文理不同ナルニ於テハ妨ゲナシトス。但表題ノ上ニ（何某著訳）ト記載スベシ。
第二十条　図書刻成ノ上ハ製本三部ヲ内務省ヘ納ムベシ。其板権ヲ得ル者ハ外ニ免許料トシテ製本六部ノ定価ニ納ムベシ、納本セズ及免許料ヲ出サヾル前ハ発売ヲ許サズ。但シ出板ノ上毎部定価ノ印ヲ押スベシ。
第廿一条　出板ノ図書ニハ著訳者ノ住所氏名ヲ記ス、著訳者ノ主名ヲ知ルベカラザル者ハ其由ヲ記スベシ。而シテ何年月日出板或ハ何年月日板権免許ト記シ、板主ノ住所氏名ヲ記スベシ。氏名ヲ記セズシテ別号ヲ記スルヿヲ得ズ。板権ヲ相続シ若クハ売買シ若クハ分板シタルトキハ、相続人、買主及分板ヲ受ケタル者ノ住所氏名ニ改ムベシ。
第廿三条　板権ヲ分テ譲リ、若クハ売リ、同一図書ヲ各自ニ出板スルヿ妨ゲナシ、之ヲ分板ト名ク。但シ双方連印シテ届ケ出ルヿ前条ノ如シ。
第廿四条　板権ヲ相続シ若クハ分板シ及ビ改板シテ届ケ出ザル者ハ其板権ヲ失フベシ。
第廿五条　願済ノ表題ヲ変改シ若クハ納本ノ後ニ新タニ序跋ヲ加フル者ハ、其趣ヲ届出デ更ニ納本スベシ。若シ届出デズ又ハ納本セザル者ハ其板権ヲ失フベシ。
第廿六条　免許状ヲ失フ者ハ其趣ヲ届出タル上更ニ之ヲ与フベシ。但シ手数料トシテ製本三部ノ定価ヲ納ムベシ。
第廿七条　小説歌謡ヲ出板スル者亦此ノ条例ニ従フベシ。
第廿八条　雕画ノ類ハ出板スル毎ニ届出ルヿ第一条ニ依ルベシ。但シ板権ヲ与ヘズ。〔出版条例罰則略〕

活字王本木昌造　我が文明の恩人

〔九・五、東京日日〕　長崎の本木昌造は、一昨三日の朝六時ごろ死去せりとの電報を得たり。鳴呼をしむべし、まだ老人の仲間に入るほどの歳にもあらぬに、何ゆゑ早く此世を見すてたるならん。抑抑此人は、我々同業の新聞紙屋、そのほか、活字版を以て業とする者なら、厚くお礼を申さねば成らぬ筋がある。如何となれば、此人は、我が日本に於て、西洋の法に倣ひ、鉛製の活字版を開き始めたる元祖と云ふべし。今を去る十四年前、文久壬戌のとし、長崎に於て社を結び、電力活字の業を起したれども、時運いまだ至らず、世人これを用ゆる者なきより、月々五百余金の損と成り、数年の間にて、既に三万余両を失なふに至れども、昌造もとより剛毅なる性質にして能く乏しきに堪ふるを以て、更に其志ざしを析かず、多くの

艱難を忍び、益す〳〵精神を凝し、必らず日本に此業を盛んならしめんと勉強せし功ありて、八九年の後に至り、漸やく世に行はるに至りしが、猶も勉強して、国家の文運を助けんと、明治三年の秋、その社中の一人たる平野富二を択んで、東京に出店せしめ、築地二丁目二十番地に、活字製造所を取り立て、盛んに是を製し出したる折から、文明開化の盛運と成りて、新聞紙屋は一雨〳〵と殖る、彼所にも此所にも活字の印行場が始まる、茶や料理屋の引札から、芝居の番付まで、みな活字版を用ゆる世の中と成り、人々も便利を喜こび、新聞屋も渡世が出来、製する方でもお金が設かる様に成たる元はと、本木に返つて見れば、昌造先生が多年の辛苦を厭はず、力を尽して仕揚られたる御蔭にあらずや。(下略)

倫敦タイムスの樺太論（一）

〔九・一六、東京日日〕 樺太沿革。五月廿八日魯京聖彼得堡発通信（倫敦タイムス新聞）○近頃日本ハサガレン（樺太）ヲ其属地トスルノ権ヲ棄テ、其代リトシテ魯西亜ハクーリー島（千島）ヲ以テ日本ニ割与シタル条約ニヨリ、五六十年来両国ノ間ニ蟠カマリシ争論ハ、始メテ安全ニ終局ヲ結ビタリ。

是ヨリ先一千七百八十七年（天明七年）ラ・ペロース氏並ニ一千八百五年（文化二年）クルセンステルン氏ノ此地ニ航セシヨリ、サガレン島ノ地形ノ大概ヲ世上ニ知ラシメタリ。

然レドモ、ブロートンニ次イデ、クルーセンステルンハ、サガレンヲバ島ニ非ズシテ、一所即チ現今韃靼海峡ト名クル所ニ於テ、陸地ト聯合セリト仮想シタリキ。

日本ノ一航海者ハ、右ノ海港ヲ経過シテ舟行シタルコトアルモ、此ノ地ノ全ク海島タルコトハ、一千八百四十九年（嘉永二年）カピタン、ネエルスキー氏ノ此ニ航行セシ以前ハ、世上一般ニハ知レザリキ。日本ノ航海者ノ事歴ハ後ニ夫ノ博物士シーボルト氏之ヲ書ニ刊行シタリ（訳者曰クシーボルト氏ハ久ク医ヲ以テ長崎ニ留マリシ人ニテ数多ノ著書アリ、洋客ヲシテ日本ノ事情ヲ知ラシメシハ此人ノ力多ニ居ル、今度澳国維納府ニ於テ記念碑ヲ建ントノ企アリ。）

一千七百年代ノ中頃（寶暦度）マデニ遡レバ、サガレンハ支那ノ名ノミノ所属也シガ、其後之ヲ棄ツルニ及ビ、日本ノ漁猟人並ニ移植人ハ、早ク既ニ一千七百八十年(安永九年)ノ頃ヨリ玆ニ来レリ。

日本ガ、此島ハ其所属ナリト主張スル書類ニ拠レバ、其曖昧ナル年代記ニ基キ、紀元前六百五十年（神武天皇十一年）ノ昔、既ニ此地ヲ巡見シ、随テ七百二十年（養老四年）ニモ此事アリ、且ツ一千七百八十六年（天明六年）ヨリ以後多年日本政府ガ植民ノ業ヲ総理スル官員ヲ発遣セシハ、マタ疑フ可ラザルノ事ナリト云ヘリ。

クルーセンステルンノ航行ノ後チ、一千八百七年(文化四年)ニ魯西亜人玆ニ来リ、リーテナント、クロストツフ氏ハ、之ヲ魯西亜ニ聯属セシメタレドモ、其後数年ニシテ、ゴロドニン氏ガ日本ニテ禁獄中ニ、魯西亜人ハサガレンヲ所属ト云フ名義ヲバ公然ト打棄テ、クロストツフノ所為ハ、政府ノ許ヲ得タル者ニ非ズト云フコトヲ公告シタリ。

一千八百五十三年（嘉永六年）魯西亜征兵ハ、黒龍河口ニ占拠ノ後チ、此島中ニ石炭鉱ヲ発見シ、且ツ処々ニ魯人ノ集屯所ヲ造リタレドモ、幾モナククリミヤ戦争（安政初年英佛土ノ聯合兵ト魯兵ト

大ニ地中海ニ戦フ是ナリ）ノ起リシガ為メニ、悉ク引キ揚ゲ去リタリ。此時使節トシテ日本ニ在リシコウント・ピウチエーション氏ハ、石炭鉱発見ヨリシテ、此島ハ魯西亜ノ為メニ緊要ナルベキトノ思ヒヲ起シ、一千八百五十三年並ニ五十四年（嘉永六年安政元年）下田ニ於テ、両国通商ノ条約ヲ結ブ談判ノ時ニ、既ニ此島ノ統轄主タルコトヲ公認セラレタル日本ヲシテ、強テ魯西亜ト日本ノ両植民地ノ境界ヲ立ルコトヲ承諾セシメント骨折リタリ。

日本ノ理事官ハ緯度五十度ヲ以テ恰モ双方ニ折半センコトヲ企テタレドモ、ピウチエーション氏ハ、南部ノアニワ湾並ニエトロフ（千島ノ一島ニシテ既ニ日本ニ属ス）ヨリ、多クヲ日本ニ与フルコトヲ欲セズ。

此情実アルヨリ遂ニ協同ノ立約ヲナスニ至ラズ、一千八百五十五年（安政二年）下田ニ於テノ条約ニテ、エトロフハ日本ニ属シ、ウラツプ其他ハ魯西亜ニ属シ、樺太ハ其後近来マデノ有様ノ通リニ、双方トモ限界ヲ立ザルナリニ差置クコトニ決シタリ。

一千八百六十年（万延元年）江戸在留魯国使臣モーラウキーフ氏ハ再ビ境界論ヲ発シ、同氏ハ、境界線ハ蝦夷ト、サガレンノ中間ナル、ラ・ペロース海峡ナルベキコトヲ主張シタリ。日本政府ハ之ヲ肯ンゼズシテ又立約ニ至ラズ。

一千八百六十二年（文久二年）日本ノ使節ハ、聖彼得堡ニ来リタレドモ、日本ハ猶緯度五十度ヲ主張シ、魯国ハ、ラ・ペロース海峡ヲ主張スルガ故ニ、遂ニ此一事ハ、他日特別ノ全権使節ヲ以テ、互ニ協議スベキコトニ定メタリ。

日本内地ノ争乱ト、京都ヨリ将軍ノ脱走セシ等ノ事ニヨリ、魯国ハ全権使節ヲ発遣シタリト主張スルニモセヨ、此協議ハ未ダ着手ノ場合ニ至ラザリキ。

一千八百六十六年（慶應二年）日本ノ使節マタ此一事ニ付キ、聖彼得堡ニ来リタリ。此時談判ノ結局ハ、魯国ハサガレン全島ヲ領セント欲ス、其代リニ日本ニハウラツプト称スルクーリー群島並ニ其接近ノ小島三箇ヲ与ヘント云フコトヲ書シタル決議書ニ調印シタリ。然モ日本政府ガ此議ヲ承諾セザルガ故ニ、矢張リ始メノ如ク雑居トシ、双方トモ何レノ部分ニテモ其思フ所ノ地ニ植民シテ苦シカラズト極メタルガ、魯西亜ハ直チニ日本ヲバ、島ノ南端ノ小部分ニ限画スル如キ地歩ヲ占メタリ。

是ニ因テ、一千八百七十年（明治三年）日本政府ハ、此事ノ仲裁ヲ合衆国政府ニ訴ヘタリ。此訴ヘハ一千八百五十八年（安政五年）日本ト合衆国ト取結ビタル条約ノ第二条ニ「合衆国大統領ハ、日本政府ノ請ニヨリ、欧羅巴ニテ日本トノ間ニ紛紜ノ起リタル国アル時ニ其親切ナル仲裁人トナルベシ」トアルニ基キタルモノナリ。

去リナガラ魯西亜ハ更ニ仲裁ノコトヲ肯ンゼズ、是レヨリシテ、日本人ハ全ク島地ヲ追ヒ出サレタリ。

政府所有船を三菱へ無償払下

更に助成金年々二十五万円を交付

〔九・一八、東京日日〕去る十五日駅逓寮より、内務卿の命を以て、東京丸以下十四艘の官船を無代価にて、三菱郵便汽船会社へ御下げ渡しに相成り、猶その外に、助成金二十五万円づゝと航海術習

学入費として、一万五千円づゝ、年々御下げ渡しに相成るべきの御沙汰ありしよし。是れ我が大政府の我輩人民を保護して、各々其営業を遂げしめんが為に、三菱会社の能く其任に堪ふべきを択びて、特別なる英断ありし事なるべし。我邦航海の術、是より進み、運漕の業ます／＼盛大に至り、物産の出入、商売の往来を便にし、以て国家富強の基礎も是よりして開るに至らん。

倫敦タイムスの 樺太論 (二)

〔九・一八、東京日日〕 樺太沿革〔の二〕 ○サガレン島所有ノ権ニ付テ日本人ノ志気ハ甚ダ強ク、殊ニ近頃其海陸軍威ヲ拡張セシ以来ハ、一層ノ勢力ヲ増シ、世人ヲシテ、日本ハ其力能ク彼ノ島ヲ恢復スル目的ノ為メニ、行軍ヲ成スニ足レリト思ハシムルニ至レリ。

去レドモ、魯西亜人モ亦同ク此事ノ結尾ヲ整フルコトニ骨折リ、聖彼得堡ニ日本公使館ノ設立セシヲ機会トシ、再ビ前年ノ如ク、サガレンノ代リニクーリー千島群島ニテ接近セル二三島ヲ割与セントス云フ議ヲ始メタリ。

日本公使ハ、本国人民ノ不満ヲ知ルガ故ニ、パラムシン島トモ合セテ、クーリー群島ヲ悉ク受取ルニ非ラザレバ、交換スルヲ欲セズト主張セリ。此諸島ハ海獺猟ニ付若干ノ利アリ、此談判ハ数次ノ掛合ニテ、遂ニ日本公使ノ言ノ如クニナリタリ。

尋イデ、本国政府ノ許可ヲ得テ条約書ヲ造リ、魯帝ハ日耳曼遊行数日前ニ之ニ調印シタリ、本条約ハ、遠カラズシテ蝦夷ニ於テ取行フベシ。

此談判ノ一条ハ、実ニ日本公使海軍中将榎本氏ノ力多キニ居ル。榎本氏ハ、サガレン島ノ遂ニ恢復スベカラザルヲ知リ、又本国人民ノ義気ヲ慰スルニ十分ナル回償ヲ得、所置其宜ヲ得テ以テ東方ニ於テ、将ニ免レザラントスル日魯間ノ葛藤ヲ未然ニ防ギタリ。

サガレンノ北部ハ、黒龍江下部ト同種族ナルギリアクト云フ人種ノ住スル所タリ、南部ハ千島ト同種族ナルアイノー種（蝦夷人）住セリ、魯西亜人及ビ若干ノ日本人ノ外ニ、僅々ノ支那人アリテ、石炭鉱ノ工夫タリ。

サガレン島ガ、魯西亜ノ為ニ価値アル所ハ、其石炭ニアリ、必ラズ此地ニハ澳国出ノ品ニ勝ル種類ノ大鉱アリト云フ。其中最上ノ鉱ニハ、黒龍江地方ノ魯国総督官アドミラル、クローン氏ノ許可ヲ以テ若干年間上海ノオリーフアント会社ヨリ出張シ、引続テ掘取リシガ魯西亜政府ニテ罪人ヲ此地ニ送ルコトニ決定シタル時ニ、始メハ石炭鉱ニ従事スル外国人ヲバ、是マデノ通リ差許ス方ガ利アリト定メタリ。而シテ其免許中ニ鉱山ノ所持主ハ魯国ノ法律ニ服従スベシト云フ箇条アルニ基キ流罪人居住地ニ極メタル場所ニハ、外国人ノ鉱業ニ従事スルヲ許サヾルベシト云フ新法ヲ設ケタリ。是ニ因テ前ノ免許ヲ廃解セラレ、既ニ掘出シテ貯ヘタル数千噸ヲ官没セラレタリ、是時ニテハ、金属ノ鉱山ハ未ダ発見セズ。（下略）

神戸は肉食大流行

〔九・二二、郵便報知〕 肉食の昌(さかん)なる処は、神戸が第一だと申しますが、かの地にては一ヶ月に八百頭の牛を屠り、次に横浜は六百、東京は五百、大坂名古屋抔は三百位、其外諸県々には二百或は

一百のよしであり升が、追々寒が強くなりましたから、まだ〳〵沢山に殺しましよふ、その商売手合が話しました。

新聞条例の威力　記者相ついで投獄

〔九・一、評論新聞二〇〕　八月七日曙新聞編輯長末廣重恭君ハ、本年七月二十日、同二十九日ノ曙新聞第五百三十一号同三十九号へ新聞条例ヲ論ズル投書ヲ載スルニ付、罰金二十円禁獄二月ノ公裁ヲ受ケ、同十二日、日々新聞編輯人甫喜山景雄君ハ本年七月三十日ノ日々新聞第千八十二号ニ林氏ノ投書ヲ掲載シ、教唆スルニ止ルノ廉ヲ以テ罰金十円禁獄三十日ノ処断ヲ受ケタリ。同十八日報知新聞ノ編輯人栗本鋤雲ハ同月四日ノ報知新聞社説ノ義ニ付キ、度々法庭ニ喚出サレシニ、遂ニ犯触ノ廉ナク、御構ヒナシト申渡サレタリ。同二十日曙新聞編輯長末廣重恭君、七月五日曙新聞第五百十七号ニ高橋矩正子ノ投書ヲ掲載セシニ付、又々罰金十円禁獄一月ノトコロ、一罪先キニ処断ヲ経ルヲ以テ不論ニ附セラレタリ。投主ノ高橋矩正君ハ法庭ニ喚出サレシニ、病気ニテ御断リヲ申セシカバ、四月十九日小警部大山政吉君、医官徳齋君ヲ同道ニテ、高橋君ノ病軀ヲ験察アリシトナリ。同二十八日朝野新聞編輯長成島柳北君ハ、四月九日朝野新聞五百九十一号ノ論説条例ニ触ルヽノ廉ヲ以テ、禁獄五日ノ処決ヲ受ケタリ。同卅一日報知新聞編輯長代理ノ岡敬孝君モ、本年七月二十六日報知新聞第七百三十一号小幡氏新聞条例ヲ論ズル文章、及ビ信州松本住窪田氏口述スル地租改正ノ論ヲ掲載スル科ニ付、罰金十円禁獄一ケ月ノ公判ヲ受ケタリ。

雲揚艦砲撃に黙する能はず　我兵朝鮮に上陸台場を奪取

〔一〇・五、郵便報知〕〔使府県へ〕
先般我雲揚艦、朝鮮国東南海岸廻艦の末、猶又西海岸より支那牛荘辺へ向け航海の次、九月廿日同国江華島辺通行の処、不図彼れより砲発に及び候に付、上陸台場を乗取り兵器を分取り、我水夫二名手負有之、長崎港まで回艦の趣電報有之候。此旨為心得、相達候事。

明治八年十月三日　　太政大臣　三條實美

樺太・千島　交換結了

〔一〇・一六、東京日日〕　樺太と千島との交換は、愈々事済となり、日本の委任官は千島を受取り、魯西亜の使節は樺太南部を受取りたり〇千島の土民は日本属籍となるとも、どうなりとも、三年内に決着せよと許されたり。去れども、其過半の者共は、来春魯西亜の助力にて眷族家財とも積込み、魯西亜領に引移るなるべしとぞ。

征韓非征韓両論者の主張　東亜の天地を洋夷の蹂躙に委するな

〔一一・一、評論新聞三三〕　社説。征韓論
江華ノ砲撃一報以来、有名ナル同業記者ハ互ニソノ筆鋒ヲ逞フシ、論議喋々、前月中ハ各社ノ論説、征韓ノ可否ヲ論ジテ殆ド寧日

ナキニ至ル。ソノ之ヲ可トスルモノハ曙、横濱大元帥タリ。ソノ之ヲ否トスルモノハ日報、報知、朝野ノ三大将ナリ。互ニ雄辯高論、或ハ虚栄権道ノ字ヲ以テ之ヲ貶称シ、或ハ畏戦忘機ノ字ヲ以テ之ヲ妄評シ、罵詈駁撃至ラザル所ナカリシガ、真成ノ勝敗未ダ決セズ、唯ダ其語気ヲ咎テ字句ノ濫用ヲ責ルニ止リ、近日ニ及デ各自論鋒ヲ収メテ、休戦ヲ催スニ至レリ。

夫ノ非戦論者ノ主トシテ論ズルトコロハ、自ラ非栄ト実益ノ両派ニ分レタルナリ。

非栄論者ハ亜細亜ノ和戦ハ我国ノ栄辱ニ関セザレバ、朝鮮ノ事件ハ之レヲ捨テ置キ、夫レヨリカ夫ノ暴横ナル欧洲ノ鬚面ニ打チ掛ラザル可ラザルナリト首唱シタリ。実益論者ハ虚栄ハ実益ニ如カズ、実益ヲ離レテハ真正ノ栄誉ニ非ズシテ無用ノ虚栄ナリ。故ニ朝鮮人ガ我ガ頭ヲ張リ廻サウガ、何ノ無礼非義ヲ仕掛ケヨウガ、謹デソノ恥辱ヲ頂戴シ、タヾ金儲ケノ方ニノミ従事スルヲ要トスベキ旨ヲ首唱シタリ。

且夫レ実益論者ノ称スル虚栄ハ実益ニ如カズ。吾曹ハ寧ロ無用ノ虚栄ヲ取ランヨリハ、金儲ケヲ為スヲ善ノ善トス、金儲サヘ出来レバ栄誉モ面目モ名モ恥モ顧ミルニ及バズトノ論説ハ、御用新聞社ノ大着目ナリ。是何等ノ妄言ゾヤ。今此ノ如ク論ジ来レバ、世上ノ論者ハ必ズ吾輩ヲ指シテ言ハン、汝ハ虚栄ノ主戦家ナリト。吾輩ハ粗暴無考ノ徒ト雖モ、豈自国ノ亡滅ヲ顧ミズシテ、無算ニ外征ヲ首唱スルモノナラムヤ。請フ試ミニ其ノ見ル所ヲ陳述セン。(中略)

非戦論者ノ戦ヲ危ブムロ実ニ云ク、朝鮮ハ支那ノ属国タルモノ、如シ、之ヲ征シテ支那政府ヨリ救援セバ之ヲ如何。嗚呼是レ何ノ臆病ゾヤ。夫レ支那、果シテ朝鮮ヲ主領スルモノナレバ、我国ハ断然ト使節ヲ支那ニ馳セ、支那ニ向テ其償罪ヲ責ムルハ、固ヨリ公法上ノ通義ナリ。支那如シソノ属国ナリトセバ、之ヲ支那ニ責メテ可ナリ。何ゾ四百余州ノ巨大ヲ憂ヘテ、コノ栄誉ヲ失ヒ、コノ気勢ヲ摧クベケンヤ。(中略)

非戦論者ハ忘機失面目ノ譏笑ヲ避ケンガ為メニ、揚言シテ曰ク、英米其他ノ西洋諸国ノ如キハ文明ノ国ナリ、必ズ戦ノ一字ヲ忌ンデ、支那ノ葛藤モ平穏ニ済スベシ。是ヲコレ省顧セズシテ無暗ニ好機好機ト云フモノハ、時ト勢トヲ察セザルモノナリト、左モ悪クラシク評ヲ主戦論者ニ賦与セラレタリシガ、吾輩ハ実ニ笑止千万ニ堪ヘザルナリ。抑モソノ時ト勢ハ果シテ何ナルモノヲ指スヤ。試ニ反省セヨ、西洋諸国ハ文明ノ強国ト雖モ開明未ダ充分ナラザルニヨリ、其外国ニ接スル義ノ一字ヲ重ンゼズシテ、利ノ一点ニ着目スルコト明カナリ。今我ガ日本人モウカ〱トシテ奮励セザルトキハ、我国モ亦阿米利加土人ノ如キ接待ニ遇フベシトノ意ハ、非戦論者ノ一派タル非栄論者ガ、曾テ其著書中ニ於テ公言スルトコロニシテ、吾輩モ亦同思想ヲ抱クトコロナリ。其故如何トナレバ、彼ノ西洋ノ所業ヲ見ルニ、我日本人ヲ軽蔑シテ、動モスレバ無理ノ条件ヲ我ニ仕掛ケテ、我ヲ怒ラシメンコトヲ計リ、或ハ新紙ヲ以テ我ヲ讒謗誹議シテ人心ヲ攪動セントシ、唐太小笠原ノ一条ノ如キハ、地ヲ亜細亜地方ニ略セントスルノ最モ較著ナルモノニテ、駿河台ノ伝道師ノ如キモマタ怪マザルベカラザルモノアリ。

且ツ我輩之レヲ聞ク、欧洲人ノ意ハ常ニ亜細亜地方ノ地味気候ノ佳美ナルニ流涎シテ、亜細亜国中一寸ノ誤謬アレバ、之レヲ尺丈ニ

為シ、以テ略地ノ口実トナサントスルナリト。実ニ今日ノ地毬上ノ如キ万国一政府トナルニ非レバ、未ダ強ヲ以テ弱ヲ呑ムヲ免カル、能ハザルナリ。豈油断スベケンヤ、非栄先生ノ憂ヲ外国ニ抱クモ、蓋シコノ外ナラザルベキナリ。

此レニ由テ之ヲ推ストキハ、夫ノ洋人ハ其外貌頗ル温淳ナル如キモ、心ハ虎狼ヨリモ猛キコト知ルベキナリ。世界ノ不文不明ナル此ノ如シ。豈文明ヲ口実トシ、馬ヲ華山ニ放ツノ暇アランヤ。今日清英談判ノ如キモ、英人ウエード氏ハ常ニ和義ノ成ラザルヲ欲スルノ意アリ、是レ已ムヲ得ザルニ出ルニ非ヲ求テ其寸瑾ヲ尺疵セントスルノ大企望アルヲ知ルベキナリ。コノ時勢ニ当リ、自ラ奮起シテ外国ノ無礼ヲ問ヒ、以テ東洋ニ雄視セザレバ、彼ガ亜細亜大洲ヲ席捲スルノトキニ至リ、我国モ亦之レガ為メニ籠絡セラルヽヲ免レザルナリ。是レ我輩ガ韓ヲ征シテ我ガ英誉面目ヲ全フシ、併セテ内国ノ擾々ヲ外国ニ洩サントスルノ主意ナリ。（中略）

弓町寓宮本松五郎曰ク、愉快ナル哉此議論ヤ、世上ニ征韓ヲ唱フルモノアリト雖モ、皆ナンダカ一皮ヲ蒙リテ、表テ向キノ議論斗ヲ唱フル故ニ、人ヲシテ快絶ナラシムルニ足ラズ。曙、横濱ノ如キモマタ免レザル所ナリ。此ノ文ノ如キハ少シモ修飾ヲ用ヒズ、皮ヲ剝テ肉ヲ見ハシ肉ヲ除テ骨ヲ見ル、コレコソ真成ノ征韓論ト謂フベシ。吾輩ノ如キハ一読シテ妙ト呼ビ、再読シテ快ト叫ビ、手ノ舞ヒ足ノ蹈ムヲ覚ヘズ、几上ノ墨壺ヲ引クリ返シテ席上ノ烟拿盆ヲ蹴飛セリ。快絶妙絶世上ノ征韓家ヨ、此勢デドン〳〵ヤラカシテハ如何ン。（下略）

全国皆兵主義　徴兵令改正

〔一一・八、郵便報知〕第百六十二号

今般徴兵令別冊の通改訂候条此旨布告候事。

明治八年十一月五日　太政大臣　三　條　實　美

改定徴兵令

朕惟フニ、古昔郡県ノ制、全国ノ丁壮ヲ募リ、軍団ヲ設ケ以テ国家ヲ保護ス、固ヨリ兵農ノ分ナシ。中世以降、兵器武門ニ帰シ、兵農始テ分レ、遂ニ封建ノ治ヲ成ス。戊辰ノ一新ハ実ニ千有余年来ノ一大変革ナリ。此際ニ当リ、海陸兵制モ亦時ニ従ヒ、宜ヲ制セザルベカラズ。今本邦古昔ノ制ニ基キ、海外各国ノ式ヲ斟酌シ、全国募兵ノ法ヲ設ケ、国家保護ノ基ヲ立ント欲ス。汝百官有司、厚ク朕ガ意ヲ体シ、普ク之ヲ全国ニ告諭セヨ。

明治五年壬申十一月二十八日

〔徴兵告諭略〕

耶蘇禁制解除の噂　―宣教も公然許可か―

〔一一・一三、東京曙〕昔からして御制禁の耶蘇教も、追々時代の移り変りで、最早先頃からしては、いはゆる黙許の体になりましたが、遠からず宗旨の自由に御任せなさつて、公然と宣教することを御免になるか知れんと、其御筋の立派なる御役人様の御内話を伺つた人がありましたさうだ。しかし極内々の咄しだから、皆さん左様御承知くださりたう存じます。

樺太千島交換条約

〔一一・二六、東京曙〕　第百六十四号
今般露西亜国ト千島樺太両島交換条約、別紙ノ通取結相成候条、此旨布告候事。

明治八年十一月十日　　太政大臣　三　條　實　美

天佑ヲ保有シ、万世一系ノ帝祚ヲ践ミタル日本皇帝、此書ヲ以テ宣示ス。朕全露西亜皇帝陛下ト望ヲ同シ、朕ノ樺太(薩哈嗹島)ノ内、朕ガ所領タル部分ヲ全露西亜皇帝陛下ヘ譲与シ、全露西亜皇帝陛下ハ其ノ所領タル千島群島（クリール、アイランス）ノ全部ヲ、朕ニ譲与スルヿヲ互ニ決シタルヲ以テ、双方ノ全権重臣明治八年五月七日、彼得堡ニ会シ、其条約ヲ締盟調印セリ、即其条款左ノ如シ。

樺太千島交換条約

大日本国皇帝陛下ト全露西亜皇帝陛下ハ、今般樺太(即薩哈嗹島)是迄両国雑領ノ地タルニ由リテ、屢次其間ニ起レル紛議ノ根ヲ断チ現下両国間ニ存スル交誼ヲ、堅牢ナラシメンガ為メ、大日本国皇帝陛下ハ樺太島（即薩哈嗹島）上ニ存スル領地ノ権理、全露西亜皇帝陛下ハ「クリル」群島ニ存スル領地ノ権理ヲ互ニ相交換スルノ約ヲ結ント欲シ、大日本国皇帝陛下ハ、海軍中将兼在魯京特命全権公使、従四位榎本武揚ニ其全権ヲ任ジ、全魯西亜国皇帝陛下ハ太政大臣金剛石装飾魯帝照像、金剛石装飾魯国シントアンドレアス褒牌、シント、ウラジミル一等褒牌、アレキサンドル、ネフスキー褒牌、白鷲褒牌、シントアンナ一等褒牌、及シント・スタンスラス一等褒牌、佛蘭西国レジウン・ド・オノール大十字褒牌、西班牙国金膜大十字褒牌、澳太利国シント・エチーネ大十字褒牌、金剛石装飾孛露生国黒鷲褒牌、及其他諸国ノ諸牌ヲ帯ル公褒爵「アレキサンドル・ゴルチヤコフ」ニ其全権ヲ任ゼリ。

右各全権ノ者左ノ条款ヲ協議シテ相決定ス。〔各款略〕

廟堂尚ほ朝鮮問罪を不可とす

木戸孝允病と称して出でず

〔一一・二九、東京日日〕　参議木戸公ハ、一週日コノカタ廟堂ニ参ゼラレズ。世ノ説ヲナス者或ハ曰ク、公ハ廟議ニ於テ不満ヲ懐ク所アルヲ以テ、辞ヲ病ニ托シテ、門ヲ閉サレタルナリト。夫ノ公ハ国家柱石ノ大臣ニシテ、今日更迭ノ後ニ当ル寔ニ一身ヲ以テ朝野ノ観望ヲ繋ギ、去就ヲ以テ蒼生ノ休戚ヲ決スルニ足ルノ人ナリ。如何ゾ、二三ノ論議ノ相協ハザルニ快々シ、尋常ノ士流ニ倣ヒ、急退勇去ソノ心事ヲ潔スルノ一点ニ区々タランヤ。況ンヤ未ダ公ノ論議ニシテ行ハレザルノ徴効アルヲ見ザルニ於テヲヤ。吾曹深ク公ノ不出ヲ怪シミ之ヲ道路ニ探訪セシニ、公ハ五六日前、卒然麻痺ノ病症ニ罹リ、起臥ソノ心ニ任セラレヌ程ナリ。蓋シ、此病ハ初テ昨年ニ起リ、一旦平癒シタレドモ、現時公ガ国歩ノ艱難ニ際シ、非常ノ精神ヲ労セシヨリ、頭脳ニ激触シテ、宿痾ヲ再発セシ者ナル可シト云ヘリ。吾曹ハ此ノ報知ヲ得テ、世説ノ信ナラザルヲ喜ビ、而シテ公ガ今日ニ於テ、此ノ二豎ニ苦メラルヽヲ憂フル也。

吾曹ガ曾テ慨言セシ如ク、巷説ニ拠レバ、曰ク雲揚ノ一挙ヨリ日本政府ハ朝鮮ノ罪ヲ不問ニ措クコトヲ得ズ、廟議ハ粗々問罪ノ遣韓使ヲ派出スベキ論ニ赴キタル模様ナリト。此説ヤ吾曹ハ初メヨリ、之ニ置クニ七八分ノ不信ヲ以テセシガ、甲説キ乙話シ遂ニ信疑ヲシテ相半セシメ、今日ニシテハ実ニ七分ノ信ヲ与ヘザル可カラザルニ至レリ。夫ノ問罪ト征韓トハ、其ノ密附スル恰モ薄紙一片ヲ隔テタルガ如クニシテ、其距離ハ僅ニ是レ咫尺ノ間ニアルノミ。而シテ征韓ノ我邦ニ利アラザルハ、論者ソノ舌ヲ爛シ、記者ソノ硯ヲ凹スルニ至ル迄ニ切言シタレバ、智者ニ非ザルモ猶非戦ノ是ナルヲ知ル、堂々タル廟堂ノ賢明諸公ニシテ、豈ニ此ノ判然タル利害ノ岐路ニ迷フベキ理アランヤ。利害斯ノ如ク夫レ然リ、而シテ廟堂ノ之ヲ不問ニ措カザル者ハ何ゾヤ、日本政府ハ所謂ル軍人政府ノ類ニ非ザルヲ得ンヤ。

開化新題の戯詠

〔一一・三〇、朝野〕

戯詠開化新題　山田稲磨

電信機　千万の里をへだてゝ語らふも糸一筋の力なりけり
蒸気車　小車のわづかばかりの時の間にいく千里をかめぐり行らん
郵便　玉章を誰か雁には頼むべき早き便のよにいでしより
小学校　硯の海書の林に遊ぶめり文字をしりぬることのわらはべ
新聞　日の本のことばかりかは外国に有しさまをもみする文哉
国立銀行　市中に積める黄金は世の民のその業ひの資けなりけり
瓦斯燈　左右照る燈の光ありて都大路は闇の夜なき
徴兵　仇までも業とることにならしのゝつゆおこたらずはげめとぞ思ふ
富岡製糸場　君の名の富むてふこともとる糸の長く絶さぬ業に在りけり
石脳油　湧出る石の油は大方の燈火よりも光まされり
洋学生　西国の文よむ人よはげみつゝ我日本の光そへなん
肉店　日にそへて鍋の数ますことぞうし薬てふ名の世に立しより
休暇日　官人暇あるひは酒の池肉の林にあそばぬはなし
巡査　昼も夜も道のやちまた行巡り民を保護の絶ずぞ有ける
写真　鳥は鳴人は語らふ心地せり物のまことをうつす鏡は
博覧会　有とある品の限りを集めつゝみするもみ代の光なりけり
煉化屋　いくまんの黄金つみてか建にけんよに動きなく見ゆる市ぐら
人力車　東より西より賤のほろ車とどろくをとの絶まなきかな
身代限　露の身のおき処なく成にけりおひめ償ふことならずして
蒸気船　からくりの力に走る此船は風のたすけも頼まざりけり
金不融通　かくばかり開け行なる君が代に黄金の花のなど萎むらん
千里軒　千里行駒にひかせて賤が曳く車のりこえ行くくるまかな
萬世橋　動きなき千引の石をたゝみあげてわたせる橋や万世のため

右は神田五軒町の桂屋三綱子より投ぜらる。

陸軍中の強硬論者　山縣、西郷、大山

〔一一・一、評論新聞三五〕陸軍省中ニ於テ、山縣西郷大山ノ三人ハ頻リニ征韓論ヲ主張シ、政府ニ迫ラルヽ由、尤モ西郷ハ使ヲ支

那ニ遣ハシ、朝鮮ノ所属ヲ質セシ上ニテ進退ヲ決スベキト云ヒ、山縣大山ノ両人ハ、直チニ兵ヲ用ユベキヲ主張セラレ、三人共互ニソノ征韓ノ大将軍タランヲ冀望セラル、トノ風説ナリ。

琉球藩の哀訴歎願

〔一一・一、評論新聞三六〕 琉球藩ヨリ三條公へ歎願セシ由、或人ノ口述。内務大丞松田道之殿ヲ藩地へ差向ケラレ、是迄清国へ隔年進貢、或ハ清帝即位ノ節、慶賀使ヲ差遣シ、且ツ冊封ヲ請来リシトコロ、今度差止ラレ、藩制改革ノ儀モ御厳達相成リシ故、松田殿ヘ孤藩ノ情状ヲ縷々願ヒ出デシニ、一切御採用コレナク、因テ拠ナク願ノ上、今般上京イタシ、形行御届申上ゲシトコロ、藩内ノ情実言上致スベキ旨御直沙汰ニ依リ、左ノ条々ヲ上陳ス。

琉球ト支那トハ五百年来ノ恩義有之、今之ヲ断チ絶チテハ恩意ニ背キ、信義ヲ失ヒ、人タリ国タルノ道ヲ廃スルニ当リ、且ツ往古ヨリ両属ノ儀ハ、各国ノ明知スル所ニテ、新タニ他邦へ臣事スルトハ訳合モ相変ルニ付、仰ギ願ハ琉球支那トノ続合モ信義ヲ失ハザル様、寛洪ノ処置アラバ、天皇陛下ノ大徳益々相顕レ、宇内ノ輿論ニ係リテモ、御不条理ノ儀ハ有ルマジク、海陬僻居ノ小邦両大国へ依頼シ、以テコノ国ヲ立テ居リシトコロ、五百年来ノ礼節モ名義ナク、俄然断絶致シテハ、仮令船泊ノ往来万貨ノ需用等、随意ニ之ヲ行フヲ得ルトモ、何ノ面目アッテ渡世スベキヤ。然ルトキハ今日必用ノ物貨並ニ交易上ニ不都合ヲ生ジ、琉球一国ノ経営向ニ於テ差閊ヲ生ズベシ。此等ノ情義ハ実ニ止ヲ得ザル所ニシテ、藩内ノ安否ニ関シ、人心騒然、上下安堵ノ場ニ至ラズ、且ツ征臺ノ末、支那側トノ御談判ハ相済ミシ由、松田殿ヨリ御沙汰アレドモ御信書ヲ拝見致サズ、支那ヨリモ何ノ沙汰モ之レナキノミナラズ、去秋渡清進貢使、当三月北京へ参着シ、表文貢物共異儀ナク受納シ、同治帝殂落ノ白詔幷新帝即位ノ紅詔共、当夏帰藩ノ貢船ヨリ到来シ、懐柔ノ厚キ都テ従前ニ替ルコト之レナシ。何卒海外小邦ノ事故、出格ノ御仁恤ヲ以テ是迄ノ通リ御処置ニ相成度、自然其事行ハレ難クバ何分致シ方之レナク、皇国ヨリ支那ト御談判ノ上、名義分明ノ御処分之レアリ、確乎断然ノ道ヲ立テラルレバ、イカ様トモ奉承スベキ旨、藩議ヲ遂ゲ罷登リタリ。此儀ヲ御採用成サレ難クバ、何カ様ニ御沙汰之レアルモ、微々タル小邦ノ及ビ難キコトガラニ付、此段モ前広ニ言上イタシ置ケリ、宜シク垂憐セラレヨ。

職制ノ儀ハ国柄ニ応ジテ相定メ官吏ノ職掌庶民ノ承順、実際ノ景況ニ適シ、藩内安穏ニ相始リ候処、職制改革致シ候テハ、政令民情貫徹致サズ、藩治行届カズ、人民困難ニ及ブベキ段申上候処、此ノ藩制アレバ、此ノ職制ナカルベカラザル旨、松田殿御説論コレアリ候得共、琉球ハ開闢以来ハ勿論、皇国支那へ両属スル以来モ王位ニ叙セラレ、職制モ別段相立、御内地トハ御同視成サレ難キ所ヨリ、藩ニ封ゼラレ候テモ、国躰政躰永久相変ラズ、是迄ノ通リ仰付ラルル段、一昨年外務卿ヨリ御達之レアリ、昨年内務省へ御管理替ノ砌モ何廉是迄ノ通リニテ、更ニ相変義ハ之レナク段、林友幸殿ヨリ御口達相成、藩内一同難有拝承御礼申上置候処、御内地同様ノ職制ニテハ、藩内安堵仕ラズ、旁別段ノ御取訳ヲ以テ是又従前ノ通リ仰付ラレ下サレ度候。右ハ国家危急存亡ノ懸ル所ニテ、松田殿へ情義ヲ

陳ジ、歎願スレドモ聴許セラレズ、藩中ノ者共憂欝ノ余リ歎願スルトテ、多勢雲集騒動ニ及ビ候ニ付キ、具ニ藩情ヲ言上シ、御寛容ヲ蒙ムルベキ旨申諭、漸ク制御シ置候次第ニテ、願意御採用コレナキニ於テハ藩中迚モ安心不仕、事変難計、藩王初メ一同憂慮ニ堪兼申候、云々。

樺太と交換の クリル諸島

〔一二・二、東京日日〕 太政官記事。第百八十号

樺太島ト交換相成候クリル諸島、開拓使管轄被仰付候条此旨布告候事。　明治八年十一月廿八日　太政大臣　三　條　實　美

「一倍」は「二倍」に（倍＝壱倍＝弐倍）

〔一二・五、東京日日〕 太政官記事。第百八十三号

自今公文中総テ計算上一倍ノ称呼ヲ止メ、従前ノ諸規則等ニ一倍ト記載有之分ハ、二倍ト改正候条、此旨布告候事。

但譬バ原金高一円ノ二倍ハ二円、十倍ハ十円ト計算候儀ト可心得事。　明治八年十二月二日　太政大臣　三　條　實　美

東京 から 鶴岡 まで

〔一二・一九、東京日日〕 東京より鶴岡までの道中筋は、何処もかしこも一体に不景気の姿にて金の融通も悪く、随つて身代限は大流行と見えて、何処にも多く掲示が掛てあり、又この夏の洪水にて損害を被りし所も多し、然れども一般の作柄は殊の外に上出来なり、是を平均すれば大なる差はなかるべし。

會津より太田原駅まで、新道を切り開いて、本街道よりは大に近く難所も無けれども、未だ旗籠屋が出来ぬゆへ、往来する者は少し。又山形県下の大石田より清川までの道は、甚だ嶮隘なるゆへ、此ごろ二十町ばかりも山の底を切り抜て、穴道を作るとの風聞あり。

人力車は、如何なる僻地にても無き処なし、一里七銭ぐらゐにて酒代は決して貪らず、旗籠は大かた十五六銭なり。鶴岡県の景況は去る十月の末に初雪が降り、また去月十八日より雨雪まじりにて、今に降り続き寒気甚し。元来この所は四方高山にて取囲みたる土地ゆへ、殊に産物等もなき処なれば人の出入すること稀なるに依り、他国人を見ると、東京あたりで外国人を見るよりも珍らしいと見えたり。然るに、人気は思ひの外狡猾にて、人を欺いて金銭を貪ぼるの風は、繁華の地より甚だし。士族は簑を着し、柴薪を荷ひ、馬糞を拾ひ歩く者まで帯刀せり。また子供の学校通ひも、同じく双刀を帯す、女は年増も新造も一様に、前帯なり。男女の別なく一尺ばかりの切れを肩に掛けたる様は、折助の合羽に似たり。住居食料は不潔にして、諸事の居動甚だ野鄙なり。人物は都て悠々として、光陰を惜しむの気なく、人気の頑固なることは依然たる旧庄内の景況なり。淫風も甚だしく、地獄も多分あり、娼妓もありて、一夜揚げ切り一分なり。

却て物価は東京より高く、旗籠料は十八九銭より廿二三銭なり。米は一石四円五十銭ぐらゐ、肉類は至て少なく高価なり。まだ家の内にては煮ず、まづ鶴岡県の近況は斯の如し。兼て人気は質朴なるべしと思ひたりしに、豈はからんや、士民とも狡猾にして且つ廉恥

を知らず、婦を娶るにも嫁るにも、是で六度目だとか、七度目だとか云ふことは、通例の様子なり、右は着後目に触れたる儘なり、云々。

東京開成学校沿革略志

〔一二・二二、東京曙〕東京開成原ト洋學所ト名ヅク、飯田町九段坂ニ在リ。幕府徳川氏ノ時、筒井肥前守、川路左衛門尉、大久保右近将監等ニ命ジ、協議創建セシムル所ナリ。紀元二千五百十五年(安政二年)、古賀謹一郎ヲ以テ洋學所頭取トス。

二千五百十六年(安政三年)二月蕃書調所ト改称ス。杉田成卿、箕作阮甫ヲ教官トシ、和蘭ノ語ヲ教授セシム。其後英佛二語学及ビ化学一科ヲ増設シ、又獨逸、魯西亜ノ二語学ヲ加フ。二千二百十七年(安政四年)十月、北米合衆国使ハルリス通信条約ヲ商議セン為メ江戸ニ至ルヤ、幕府命ジテ、蕃書調所中ニ寓セシムト云フ。

二千五百二十二年(文久二年)一橋門外護持院原ニ黌舎ヲ新築シ、之ニ移ス(今ノ東京外國語学校)。同年五月洋書調所ト改称ス。

二千五百二十三年(文久三年)八月、又開成所ト改称ス。尋デ数学一科ヲ加設ス。同年始メテ生徒ヲ外国ニ遣シ、二名ヲ魯ニ、二名ヲ英ニ留学セシム。二千五百二十六年(慶應二年)外国教師ヲ招聘シ、蘭人「カラコタ」ヲ以テ化学教師トス。

二千五百廿八年(明治元年)王師東征ニ際シ、暫ク校ヲ閉ヅ。是年九月朝廷之ヲ再興シ、川勝近江、柳川春三ヲ以テ開成所頭取トシ、校務ヲ督セシム。既ニシテ松岡七助、内田恒次郎之ニ代リ、亦幾バクナラズシテ両氏職ヲ解ク。其後校長屢々代ル。

二千五百二十九年(明治二年)正月一日、佛国人「プーセー」ヲ以テ、佛語教師トス。同月十七日開校ノ式ヲ行フ。尋デ英国人「パーリー」ヲ以テ英語教師トス、於是創メテ生徒ニ英佛語学ヲ教授ス。同年四月米国人「ウエルベッキ」ヲ以テ英語及学術教師トシ、尋デ教頭ニ任ズ。其後二千五百三十三年(明治六年)九月ニ至リ、同氏職ヲ解ク。是ヨリ先二千五百二十九年(明治二年)六月獨逸語学ヲ加設シ、瑞士国人「カデルリー」ヲ以テ教師トス。

同年十二月校名ヲ改メテ大学南校トス。習年七月各藩ニ命ジ、貢進生ヲ致サシム。二千五百三十一年(明治四年)七月詔シテ大学ヲ廃シ、文部省ヲ置キ、闔国ノ教育事務ヲ総理セシム。是ニ於テ大学ノ二字ヲ去リ、単ニ南校ト称シ、更ニ教則ヲ改正シ、学科ヲ増加ス。其他釐革スルモノ亦尠シトセズ。二千五百三十二年(明治五年)三月二十九日、天皇陛下南校ニ臨幸シ、学業ヲ叡覧セラル。同年八月文部省始テ全国ノ学制ヲ定メ、此校ヲ以テ第一番中学トス。

二千五百三十三年(明治六年)四月、遂ニ今ノ校名ニ定メ之ヲ専門大学トシ、先ヅ法学、理学、工学、諸芸学、鉱山学ノ五門ヲ設ケ、進脩ノ生徒ヲシテ専ラ一学ヲ修メシム。而シテ又生員ノ増加、学業ノ進歩ヲ俟チ、更ニ他ノ学科ヲ設ントス。是ニ於テ学校近傍ノ隙地ニ就キ新校ヲ経営シ、同年八月落成ス。十月九日天皇陛下臨幸シ、親ラ開業ノ儀ヲ行ヘリ。其後旧校ヲ以テ外国語学校トス。同年十二月富山義成学校長トナリ、二千五百三十四年(明治七年)十月濱尾新学校長心得トナル。爾来集議改定スル所ノ規則即チ左ノ如シ。〔規則略〕

明治九年
（一八七六年）

糞盗人〔一・一四、讀賣〕マア何といふ事で有ましやう、馬喰町四丁目の旧郡代やしき跡の二十四番地丈は、今月四日に一軒も残らず下糞を盗まれました。掃除をして呉たのはよいが、糞いまいましい奴だと、差配人さんは気を揉ましたらう。

和製の舷燈出来

〔一・一〇、東京曙〕本日の官報中に掲載したる、太政官第十一号御布告、海上衝突予防副則第六条なる舷燈は、官命によりて品川東海寺のガラス製造所において見本を製しましたに、舶来品に少しも替らぬ極上製の上、代価も大きに下値にあがると申すこと、我国の工業もこゝら迄進みましたは、いかにも目出度いことではござりませんか。

英国商船三菱と航路を争ふ

〔一・二三、東京曙〕此節は色々と困難なことの多い世の中でござりますが、又も我々人民の不幸なことがおこりました。なんだといへば日本国で一番に大切なる近海通航のことを、先頃三菱商会へ御委任になりまして、其手順が整ふか整はぬにとんだ邪魔なものが出来いたして、無三菱ではご心配でござりませう。先達ても一寸新聞に見えました、ペンシユラル（半島）エンド（及）オリエンタル（東方）スチームネビケーシヨン（蒸氣船航海）会社といふ、英国有名の航海会社が、横浜上海兵庫長崎の間を往復することになりましたにより、三菱でも来る廿六日より左の広告を出して、運送賃を下げたりといふ。むやみにこんなことをいたしましては、双方ともにつまり困難をかさねるだけの設けにて、人民のためにはなりますまひ、赤毛といふものは、変なものでござりますねへ。

三菱蒸氣船会社

蒸気船　東京丸　船将フランクダン

右本月二十六日土曜日、午後二時諸港ヲ経テ、上海ニ出発スベシ。

当会社ノ船ハ、皆練熟セシ外科医ヲ付ス。

通漕賃	上等	下等	貨物通漕賃（一頓ニ就テ）	
横浜ヨリ神戸迄	七弗半	三弗	横浜ヨリ神戸迄	一弗
同　下関迄	十二弗半	六弗	同　下関迄	一弗半
同　長崎迄	十二弗半	六弗	同　長崎迄	一弗半
同　上海迄	二十弗	九弗	同　上海迄	二弗

元老院で決議した「壮年」の定義

〔一・二五、東京曙〕世上にて壮年といふ年頃は十七八才位といふ説があれば、二十才だともいへ又は二十二才といふものもあつて、しかとした極りがござりませんゆゑ内務省より上申になりました所、今度元老院の講堂において二十才を壮年と御決議になつたといふ咄しを一寸道路で聞込みました。

大蔵省で簿記の研究

〔一・二八、東京曙〕当節大蔵省にては、専ら簿記（ブックキーピング）法の御研究がありまして、いよ〳〵当七月より惣ての御帳面が西洋の簿記法に御改正になると申しますが、そふすると御役人さんの数が只今の半分で済むだらうかしれません、結構なことではござりませんか。

朝鮮と修好条約成り

黒田井上等帰国の途に上る

〔三・三、東京日日〕　昨日早朝に下ノ關から電信にて、朝鮮一件の大吉報が達しましたが、最はや配達人も出切りの跡なれども、皆様お待かねの事件なれば、態々小紙に摺りまして、東京だけは別配達に致しましたが、猶また今日の新聞にも記します。朝鮮の談判は、先月廿七日に条約みごとに調のひ、双方互ひに調印済にて、翌廿八日に特命全権辨理大臣黒田清隆公、同副辨理大臣井上馨公を始め、随員一同江華府を出立せられ、一昨一日午後三時ごろ、下ノ關港へ着船に相成り、昨二日午前四時に同港を出帆せられたれば、来る五日の下午までには相違なく御帰京に相成るべしと、下ノ關の探訪者小杉某よりの確報なれば、是までと違ひ、誠に慥かなことで五座ります。三千万の兄弟衆、ナントお互ひに有難い嬉しいことでは五座らぬか、是まで種々様々に（米屋さんは猶以て）五心配なされましたが、先々大安心で五座ります。定めし皆様も大喜こびにて、一昨年の暮に、大久保辨理大臣が支那から御帰りの時の如く家々は国旗を立て、賑々しく御出迎へ成さることで五座りませう。

黒田井上両大臣　練武堂の談判

〔三・九、東京日日〕　二月十日江華府に於て、黒田井上の両大臣と朝鮮の両大臣と始めて応接の大略は昨日記したり。

明れば十一日の午後一時より練武堂にて談判始まり、此日は四時ごろに至て終り、夫より饗応ありて、五時ごろ両大臣その外随員とも公館に帰られたり。馳走の品は、茶、クワスリ、生栗、乾柿、色餅、薬菓、梨子、煠鶏卵（ゆでたまご）、鶏南蛮の蕎麦など十二にて、蕎麦は真鍮鍋ながら出し、其外は孰れも、径り六七寸の皿に山盛りに積み重ねたり、蕎麦の外は跡にて皆公館に送り届けて来りしよし。

翌十二日も、午後一時より執事庁と云ふ役所にて談判あり、両大臣の帰館は五時四十五分なり、十一日も十二日も、随員二三名の外には兵隊は一人も召し連れられず、此日より彼の懇請により十日の間の談判を猶予することに極りたれども、十三日もまた故ありて、今一度会同ありたり。去りながら、此日は固より格別の事件にも非ざる様子にて、三時にはハヤ帰館に成りたり、夫より十日の間を待つ内に、彼より段々の掛合ひ有りて廿日の日に至りても、彼の云ふ所は、遂に我が両大臣の意に叶はず、因て此夜また使者を以て、彼の大臣と会同の事を云ひ送り、夜の七時半ごろ、俄かに執事庁に於て談判ありて、十二時過ぎ帰館せらる。

翌二十一日には諸手の荷物等を頂山島に運び返し、明れば二十二日の朝に、両大臣は遂に公館を出立せんとするに、彼の両大臣申尹両氏自から公館に来りて、我が大臣に数日を留まらんことを乞へども聴かずして、只二三名の随員を残し置き、遂に十一時ごろ出館せられ、頂山島に碇泊したる船中に帰られたり。猶四日の間は相待つべきに付き、篤と思慮せられて、留め置きたる随員より相談あるべしと云ひ残されしかば、彼の両大臣は大いに狼狽して速に留め置かれたる随員に相談して、我が両大臣に請ふ所ありけるが、事始めて順便に帰する由にて、二十六日に我が両大臣は再たび副帥營に帰館

せられ、翌二十七日午前九時三十五分、練武堂に於て目出たく談判整のひ、条約の調印相済みたり。

此日は両大臣始め、随行の奏任官は何れも大礼服にて其座に臨まれ、護衛の儀仗兵も礼服にて随がへり。練武堂の前には、彼の国の楽隊左右に列して楽を奏し、且つ去ル十一日の通りに饗応物を出せり。両大臣は只その礼式を受けて、直に練武堂を出でられ、十一時半ごろ鎮海門より脚艇に乗り込み、小蒸気船に引せて頂山島の碇泊場に帰られ、明くる二十八日、直ちに彼の地を出帆せられたりとぞ。本社の前編輯長末松氏の見取り絵図を借り得たるに付き、其内にて練武堂調印の所の景況を摸写して爰に出します、二月二十七日と云ふ日は、如何にも目出たい日では五座りませんか。〔図略〕

大森村の梅屋敷　〔三・一〇、郵便報知〕大森村の梅屋敷は海辺暖地故か昨今満開にて、風流人は筆硯を携へ富豪家は芸妓を帯て乗合馬車人力車の駈せ来ること夥しく、取分け人の出で升たは五日六日の両日で、荘内押切れぬ程で茶店主人梅林久三郎の家では日に五十円より少なからず、百円より多からずの儲のよし。

官庁が大分砕ける ——東京府庁の控所——

〔三・一九、郵便報知〕東京府庁も何から何まで追々御改正になるので幾ら人民の結構だか知れません。既に諸願伺届等に出る控所までが今までと違って辨当抔も一朱から二銭五厘迄のがあつて差支なく、書面を認直そうと思へば紙はあるし大きな火鉢には火がドン〱と活けてあり、湯呑所には小使が一人居て色々用をたしてくれます、其所の張紙に

一、諸願伺等に出頭の人民、湯茶のみたきものは控所脇湯わかし所へ下番詰居候に付、無遠慮のむべし。
一、火鉢の火なき節は下番に断り入れさすべし。

九年三月　用度掛

日韓修好条約公布せらる

〔三・二四、郵便報知〕第三十四号。
今般朝鮮国ト別冊ノ通リ条約取結相成候条、此旨布告候事。
明治九年三月廿二日　太政大臣　三條實美

修好条規

大日本国
大朝鮮国ト素ヨリ友誼ニ敦ク、年所ヲ歴有セリ、今両国ノ情意未ダ洽ネカラザルヲ視ルニ因テ、重テ旧好ヲ修メ親睦ヲ固フセント欲ス、是ヲ以テ日本国政府ハ、特命全権辨理大臣陸軍中将兼参議開拓長官黒田清隆、特命副全権辨理大臣議官井上馨ヲ簡ミ、朝鮮国江華府ニ詣リ、朝鮮国政府ハ判中樞府事申櫶、都摠府副管尹滋承ヲ簡ミ、各奉ズル所ノ諭旨ニ遵ヒ、議立セル条欵ヲ左ニ開列ス。

第一欵

朝鮮国ハ自主ノ邦ニシテ、日本国ト平等ノ権ヲ保有セリ、嗣後両国和親ノ実ヲ表セント欲スルニハ彼此互ニ同等ノ礼儀ヲ以テ相接待シ、毫モ侵越猜嫌スルヿアルベカラズ、先ヅ従前交情阻塞ノ患ヲ為セシ諸例規ヲ悉ク革除シ、務メテ寛裕弘通ノ法ヲ開拡シ、以テ双方

トモ安寧ヲ永遠ニ期スベシ。

　第二欵

日本国政府ハ今ヨリ十五個月ノ後、時ニ随ヒ使臣ヲ派出シ、朝鮮国京城ニ到リ礼曹判書ニ親接シ、交際ノ事務ヲ商議スルヲ得ベシ、該使臣或ハ留滞シ、或ハ直ニ帰国スルモ共ニ其時宜ニ任ズベシ、朝鮮国政府ハ何時ニテモ使臣ヲ派出シ、日本国東京ニ至リ外務卿ニ親接シ、交際事務ヲ商議スルヲ得ベシ、該使臣或ハ留滞シ或ハ帰国スルモ亦其時宜ニ任ズベシ。（下略）

三菱の運賃大値下

〔三・二六、東京日日〕　三菱商社の郵船はまた運賃が下りまして、滅法界に安く成りました。是では船に乗らぬのも馬鹿げて居ますから上方筋の博覧会を見物かた〴〵下ノ関から上海辺まで、新聞の探訪にでも出掛けようかと思ひ升、マア左の表を御覧なさい。

船賃	上等	下等	荷物一噸ニ付
神戸まで	四円	一円半	五十銭
下ノ關迄	十円	二円半	七十五銭
上海まで	十五円	三円半	一円七十銭

横須賀造船所略史

〔四・一六、朝野〕　横須賀造船所略史　〔ジヤツパンメール訳〕

横須賀造船所ノ惣監督エム・エル・ベルニー氏ノ退職セラレタルハ、吾輩ヲシテ玆ニ造船所設立ノ略史並ニ其設立ヨリ以来日本及ビ外国ノ航海ニ補益シタル事実ヲ記録スルノ好機会ヲ得セシメタリ。

　一千八百六十四年ニ於テ、旧幕府ノ海軍艦隊ハ猶甚ダ未熟ニシテ、而シテ其軍艦ハ纔カニ数艘ニ過ギズ、且ツ此軍艦ト雖モ皆外国商人ノ手ヨリ購求シ、日本ニ於テ武器ヲ装置シタル者ナリキ。此等軍艦破損ヲ生ズル時アレバ、必ラズ長崎ニ送リテ之ヲ修復セシメタリ、蓋シ旧幕政府ハ此地ヲ阿蘭ノインジネールヲ傭フテ之ヲ監督トシ、一ノ製鉄場ヲ設立シテアリシ。此時ニ当リ旧幕政府ハ既ニ長崎及ビ歐羅巴ニ於テ購求セル夥多ノ器械ヲ所有シタリト雖モ、此等ノ器械ノ使用法ヲ詳記シタル精細ノ画図并ニ法則書等ナキガ故ニ、其器械ハ徒ラニ倉庫ノ内ニ散乱セリ、此ノ諸器械ノ用ヲ辨ゼンガ為メニ以前佛国海軍ノ士官タリシ某氏ニ依頼シテ、横浜ノ海港ニ連接シタル二浦ノ間ニ於テ新タニ広大ナル工場ヲ造立シ、以テ製造ノ事業ヲ開ケリ（此工場ハ其後横須賀ノ附属トナレリ）。

　然リ而シテ日本ニハ未ダドライドツク（修復ノ為メ船ヲ入レオク所）スリツプ（船下シスル場所）ナル者アラザリシナリ。旧幕政府ハ其海軍ノ漸次盛大トナルニ至リテ、造船場及ビ製鉄所ノ欠クベカラザルヲ先見シ、乃チ此事ヲ以テ佛国領事官ニ談判シ、製鉄所ノインジネールト為スベキ人物ヲ請求セシカバ、ローチエス氏（領事）当時支那在留ノ佛国艦隊ノ指令官アドミラール、ゾールス氏ト評議シテイコールポリテクニクノ学生ニシテ佛国海軍ノインジネールト為リ当時支那国海岸ノ海賊ヲ鎮圧スルニ要用ナル砲舶ノ製造ニ従事セルエム・エル・ベルニー氏ヲ撰挙シタリ。

一千八百六十五年ノ二月ヲ以テ、エム・ベルニー氏江戸ニ来着シ、造船場ノ事務掛リヲ勤ムル幕府ノ官吏松平某、山口某、木下某、栗本某、浅野某等ニ面会シ、夫レヨリ地理ヲ測量シテ相州横須賀ヲ以テ造船場ノ地位ト定メタリ。

蓋シ当時横須賀ハ甚ダ細小ノ一漁村ナリシト雖モ、其位置江戸湾ノ中ニ在テ而シテ太平海ノ入口ニ接近シ其湾形広濶ニシテ水底甚ダ深ク、且ツ江戸ノ近方ニシテ万事便利ナルガ故ニ斯ク造船場ノ地位ニ撰ミシモノナリ、太平海入口ノ形状ト近辺山嶺ノ形状トヲ以テ横須賀ノ地勢ヲ考フルニ、実ニ屈強ノ地ト謂フベシ。元来此地ハ山嶺四方ヲ取リ囲ミ平地ハ甚ダ僅小ナリ、然リト雖モ皆格別ノ高山ニアラズ、其上地質ノ柔軟ナルニ因リ容易ク山ヲ切リ開キ、ドライドツクヲ掘リ穿チ、而シテ其土ヲ以テ土堤ヲ築造スルヿヲ得タリ。

お国ぶり丸出しの
朝鮮修信使入京の行列

〔五・三〇、東京日日〕 昨廿九日は皆さま御待ち兼の客人すなはち朝鮮使節の入京だと申す事にて、何が扨、もの見高き東京人の持前にて、面白くない陸釣さへ立留りて見物する位の気風なれば、通り筋は朝飯まへからの大騒ぎ、ソレモウ来るだろうなる程あそこへ烟に見える様だなどと、新橋の方を見たり京橋の向を詠めたりして当も無き取沙汰は、恰も御祭りの出しを待つにさも似たり。巡査がたはまばらに往来の左右に羅列し、往還の邪魔をせぬ様に制せらるるは甚だ行届き、昔の家主が金棒を引かせ大声にてどなりたるに比すれば固より雪と墨ほどの違ひあり。其の墨に劣らぬ顔色のおかみさんたちが此の人立ちを見て、何事とも知らぬ前に急に薩摩の単ものを着替たり他所往きの前垂をしめ直し、後歯の減た駒下駄を足の指をまむしにして穿ながら路次口を駈出すとは、些と朝鮮の御客には御馳走すぎる様なり。中に尤も上出来は絵入新聞の先生が、当らずと雖も遠からずと云ふ大見識で、まだ見もせぬ先から朝鮮の行列を立派に図し、新橋のステーションにて是は今日参着の朝鮮人行列の番附と売らせ、オレも一枚ワレも一枚とさしもに多き紙数を二三時間に売切らせたはあつぱれの妙策なり。待つま程なく十二時の汽車がピューと鳴らせて新橋に着し、乗組の旅客が出て仕舞ひたるを相図に、朝鮮使節の一行は徐々と上等中等の汽車より下りて行列を正し、音楽を奏しながらステーションに這入り、使節はじめ上官の向は二階の控所に上り、下等の連中は下の控へ所(即はち上等旅客の待合所なり)に入りて夫々に衣服を改め凡そ三十分ばかりにて愈愈ステーションを出掛けたり。

真先には近衛の騎兵一分隊(士官とも凡そ十八人ばかり)正服にて静々と先行し、其次に洋服の御方が一人づゝ人力に乗り二行に成りて進まれたる、大かた御掛の官員さまなるべし、さあ是からが本統の朝鮮の行列に成るぞ。

白木綿の衣服の上に白の薄き上衣を着し、黒の笠を冠りたる(仕丁体の)下官二人(一行)、白き揃ひにて赤の上衣を着し手には真紅の綱をもて包みたる螺の貝吹きが二人(一行)、長き真鍮の喇叭が二人(一行)、小さき喇叭(ヒチキリ)が二人(一行)、右が竪笛左が片手ぶきの横笛で二人(一行)、篳篥が二人(一行)、さし担の大鼓并びに叩き

手一人（一行）、右は大なる大鼓を掛け左は小なる大鼓を提げたのと二人（一行）其次は又藍色の木綿に赤の令の字を縫ふたるけん旗が二本、赭色の六尺棒が二本、黄色の短き毛槍が二本何れも二人一行にて進み、夫より少し引さがり二人の下ケ髪が左右に分れ、一人は小さき黒の皮箱を首より前に掛け、また一人は同じ様の箱を左の肩より右の脇に斜に負ひたり。是は兼て噂に聞た朝鮮貴官の孌童どので、其の箱は大かた大切なる御用書物と思はれる。併し何れも少年かは知らねども面色の黒々としてきたならしき有様は、どうも孌し悪き程なれば孌童の説は覚束なし、矢張り官員の部に入る連中だろう。右の二童を左右にして、正使禮曹参議正三品金綺秀閣下セキセレシーは輿に座し、後より水色切レの廻りのある白笠をさし掛けさせ、其身は黒冠黒袍を着し、輿の後には虎の皮の下敷き赤毛氈の上敷きを掛けて坐し、年の頃は五十位と見え面色は少し黒く髪は斑白にてデップリと肥満し随分智恵ありげに見える人なり。扨その輿と申すは我邦の歩行渡しの川に用ふる蓮台と云ふものに似て、黒塗の四寸角を五六本づゝ縦横に組み其の中央に寄り掛りある座を造り附け、外に屋根天井の様なものは更に無し、朝鮮の下人が凡そ十六七人にて各々角本の端に肩を入れて担ぎ歩行く様は、全く蓮台の上に足の無い椅子を置きて担ぐと同じ。

正使一人が蓮台で其余は皆人力車なり、尤も車引の法被にはみな篆書の外の字が附て有るから、是れ必らず外務省にて御設の車たるを知るべし。一車に一人その左右には何れも歩行の下官（下人か）を従がへ凡そ十五車なりき。此の面々は別派堂上嘉善大夫立昔運、別派堂上嘉義大夫李容禮、上判事前参奉立濟舜、副司勇永喜、書写官副司果朴永善、画員同果金鏞元、軍官前郎庁金設植、前判官呉顯者伴倫副司果安光默、前郎庁金相弼その外に名を知らざる人が三人にて都合十五名なりき。其跡押へは外務其他の御役人がたなれば何も書く程の珍らしき事は無し。

朝鮮楽隊は其楽器に応じて衣服の色も違ひ、青赤赭色海老色なと種々に分れ、冠りものも亦随て異なり。已に鞨鼓手大鼓手の冠は絹切にて製したる直径七八分位の黄白赤の玉を珠数繋ぎにして、冠頂より左右の耳辺までづらりと下げたるは少し淡島さまの行者に似たり。其ほか士官の衣服は各々差異ありて一ならず。併し何れも冠の紐は珠玉琥珀を繋ぎたるが如くに見へて立派なり。又一奇とすべきは正使を初め乗車の上官に限りては、近眼か又は衰弱眼か但しは流行かは知らねども何れも皆目鏡を掛け、歩行の人々は一人も目鏡を用ひず、朝鮮の風にて目鏡を以て尊卑を別つの章となすや未だ知らざれども、目鏡のお揃ひは一奇と云ふべし。又音楽の合奏に至りては記者も之を写すに苦しむ、暫らく読者がその飴売の楽に類するものと思ひ給はんことを欲するのみ。

英国女皇帝は　又印度の女皇

〔六・一、東京曙〕今日英国女皇帝（外務省御達ニ従ヒ、「クイン」ヲ皇帝ト訳シ来ル）ハ、印度女皇帝ト称セラルベキ布告ヲ発セラレタリ。且ツ附録ニ於テ証書委任状、免許状等都テ是レニ類スル書類等ヲ除クノ外、以後便利ニ任セテ其称号ヲ記載スルニ、「インデヤインペヲトリキス」ナル拉丁語ヲ用ユベキコトヲ布告セラレタリ。且ツ皇帝満悦ヲ広布セラルヽマデ、総テノ貨幣ハ附加ノ称号ナ

クシテ定達通リニ引続クベシ。（四月二十八日倫敦電報）

朝鮮国使来る　邦人凌辱蔑視

〔六・一〇、近事評論〕　明治九年五月二十九日、朝鮮国使節正使禮曹参議正三品金綺秀以下八十人、我東京ニ来着シタリ。府下ノ人民ハ此行列ヲ観ルガ為メニ群集シ、通衢ヲシテ立錐ノ地ナキニ至ラシム。観者ハ韓客ノ衣服風俗ノ日本人ノ目ニ新奇ナルニ因リ、或ハ其陋ヲ嗤ヒ或ハ其迂ヲ嘲リ、凌侮蔑視至ラザル所ナシ。我輩ハ此間ニアリ、衆人ト其思想ヲ同フスル能ハズ、独リ天ヲ仰デ浩歎シ声ヲ呑デ痛哭シタリ。（中略）

　追憶スレバ纔ニ十余年、我邦ハ東洋ニ孤立シテ頑然固守、外国交際ノ何物タルヲ知ラザリキ。偶マ米国メコンモドル、ヘルリ氏ノ為ニ脅迫セラレ、安政六年始メテ各国通商ノ道ヲ開キ、其翌年幕府ハ条約交換ノ為メニ、新見伊勢守以下、凡ソ百余人ヲ米国ノ首府華盛頓ニ派遣シタリ。此時ニ方リ我使節ノ服飾風俗ハ、果シテ如何ナリシゾ、結髪ナリ、帯刀ナリ、羽袴ナリ、行列ナリ。吾輩ハ当時米国刊行ノ絵入新聞ニ於テ、其事ヲ明載セシヲ秘蔵セリ。今日ニ於テ之ヲ一閲スル毎ニ、未ダ曾テ浩歎悲痛シ、之ガ為ニ赧顔汗背セズンバアラザル也。況ンヤ安政六年ノ条約ハ、本年江華湾ノ条約ト幾何ノ優劣カアル。馬關ノ償金ハ江華ノ問罪ト幾計ノ差違カアル。彼ヲ思ヒ是ヲ想ヘバ、今日傲然自負シテ韓人ノ風采ヲ嘲笑スルハ、安ンゾ内ニ顧テ忸怩タラザルヲ得ンヤ。

　然リト雖ドモ、我使節ノ往年米府ニ笑ヲ取ルモ、韓客ノ我市人ノ嘲リヲ得ルモ、同ク是服飾儀装ノ外面ニ過ギザルノミ。（下略）

大森駅の下車人僅か五六人

〔六・一七、郵便報知〕　今度新築になりました大森のステーションは、滊車の往返毎に五六人の下車はあれど、上車するものは開業以来稀れだと門外の茶店で咄して居りました。

レモン水広告

〔六・二〇東京日日〕　黎檬水（れもんすい）は清涼甘美にして第一渇を止め暑を消して夏の炎に当ては一日も欠くべからざるの飲料なり、若し是を氷水に点じて一喫すれば如何なる山海の珍味も及ぶべき物なきが如し、午睡はじめて覚るのとき、盛宴すでに終るの処或は凉を柳外に納れ床を竹陰に移すの際に至ては必らず此飲料に非ざれば何を以てか炎熱の毒を解（げ）することを得ん、然るに近ごろ市中に売る所の物を見るに其の名は美にして其実は非なり、只その非なるのみならず甚しきに至ては人身に害ある物も亦往々見及べり（硫酸を用ひたる物あり）誠に恐るべきの事ならずや、依て此たび弊店に於ては西洋人の伝法により精良なる黎檬を選び十分に精製したれば、全く世間にありふれたる麁悪品の類にあらず、伏して希庶くは輦下の諸君幸に一瓶をお上り有てお試し下されよ、実に其味ひ極りなしで五座り升。

　銀座二丁目一番地　　岩田吟香拝

精錡水本店に於て卸し小売仕候代金は跡で申上げ升。

三井銀行開業式

〔七・四、東京日日〕　三井組が願ひ済の上三井銀行となりし事は

前号に記載致しましたが、去る一日に開業式を執り行ひ、午後第二時を以つて各株主は例の家根に鯱のある三層楼に集まり、総長三井八郎右衞門代理として、副長三野村利右衞門が株主の方に向つて開業の祝辞を朗読し、次で各役員の祝辞を読上げ、終て一同手を拍ち階を下り、食堂に於て西洋料理を食して退出せしと。

亞米利加独立 百年記念祭

〔七・四、讀賣〕 今日は亞米利加の独立した百ヶ年の期日に当りますので、アメリカ人は皆それ〴〵祝ひを致し、上野公園にて花火を興行致し、外務省お雇の法律学者スミス氏は其筋へ願ひ、ゼンドル氏とステーヴエンス氏は精養軒で外の人へ饗応いたし、品川の台場では百発の鉄砲をうち、中々さかんな事で有ります。

五代友厚政府の補助を得て 藍玉製造

〔七・一三、浪花新聞〕 鹿児島県の士族五代友厚さんが藍を極く精製した見本と、外国の試験を経て取り置し位付の書付を添へ、盛んに製造いたしたなら御国益にも相成らうからと、抵当を上げて相応の資本御貸し渡しを願ひたいと、府庁を歴て内務省へ伺ひに成りし処、資金は無利息で御貸し渡しになるから、其費用の高に応じた抵当を出すやうにと御沙汰になりし由。其願ひの内に五年の間一手拵へを免許有るやうにとの事は御聞届に成り兼るとの事なりといふ云云と朝野新聞に記ておりますが、其の藍製造場は当府下木津川町辺で一万坪ほどの地処を御貸下になり近々普請に取りかゝるといふ。又お貸し渡しを願つた金額は十万円ばかりだといふ風説。

京都大阪間の汽車開通す

〔七・二八、浪花新聞〕 地第百二十一号。〔大阪西京鉄路沿線之各区区戸長へ〕明二十六日ヨリ大坂西京間之汽車運転相開候ニ付、先般モ及諭達候通猥リニ右線路へ立入間敷、且児童斗汽車通行之際近傍ニ立寄危害ニ罹リ候儀無之様、父兄ヨリ兼テ可申聞置、此旨各区内へ無洩可相達事。

明治九年七月廿五日

大阪府権知事　渡邊　昇

金の鯱鉾 うろこ三枚紛失

〔七・二九、郵便報知〕 先頃山下御門内の博物舘に在る金の鯱鉾の鱗が三枚紛失せしかば、頻に其の賊を捜索中、一昨廿七日四ッ谷傳馬町辺の古道具屋へ彼の鱗を売払はんと持参せし者ありければ、兼てお達のある品ゆゑ忽ち其筋へ訴へたればソレと手が廻り直に捕縛になりましたが、其の賊は溜池榎町二番地に住む山田義高と云ふ立派な士族様だと申すこと。

国立銀行の機能

〔八・八、郵便報知〕 太政官布告。第百六号別冊
国立銀行条例。国立銀行ハ政府ヨリ発行スル公債証書ヲ抵当トシテ之ヲ大蔵省ニ預ケ、紙幣寮ヨリ銀行紙幣ヲ受取リ引換ノ準備金ヲ設ケ之ヲ発行シ、以テ其業ヲ営ムモノナリ。今之ヲ創立スルニ付大

日本政府ニ於テ制定シタル条々左ノ如シ。
第一章　銀行創立ノ方法、創立証書銀行定款ノ差出方、及ビ開業免状ノ下附並ニ諸役員撰任法等ノ事ヲ明カニス。（下略）

〔八・一六、**郵便報知**〕**告知。**三井物産会社

私共両人組合ヒ右の社号を以て商業相創め候に付き此段広告仕候。

但御国内は勿論、海外諸国とも広く取引仕候間、送り荷或は買品注文其外諸事御依頼次第御引合可仕候。

東京第一大区十五小区坂本町四番地

三井武之助
三井養之助

大倉組が齎らした　釜山の近情

〔八・二三、東京日日〕大倉組の富田某が、此ごろ朝鮮の釜山浦より送りたる書状の内に、兼て和舘と朝鮮との界には厳重なる関門ありて、朝鮮人その所を守り日本人をば一切通行させぬことなりしが、去る七月二十日に和舘に於て東莱府主と宮本氏が談判に成りければ遠からず勝手に往来することに成るだらうとのことなり。日本より朝鮮に向く品は天竺木綿、唐更紗、茜金巾、銅丁、蠟、鋳鍋、蒔絵の膳、錦手の徳利、小倉縮、改機（カイキ）、生平（キビラ）、紅粉、紫粉、傘の類なり。朝鮮の物産は牛皮、馬皮、犬皮、米、大豆、小豆、金海鼠、人参、白木綿、天草等なり、併し是まで對州人が甚だ不都合なる取引を為し置たるに依り、日本の商人を信用せざる者多し、朝鮮人も人気よろしからず。（下略）

府県廃合確定して三府三十七県

〔八・二五、東京日日〕諸県ヲ廃合シ、或ハ其ノ管轄替ヲ令セラレテヨリ我国ノ政図ハ又再ビ其ノ所轄ヲ改メ、更ニ吾曹ヲシテ地図上ニ向テ新線ノ分劃ヲ施スコトヲ緊要ト成サシメタルニ付キ、吾曹ハ指ヲ屈シテ府県ノ数ヲ数フルニ、明治九年八月廿一日以来ハ実ニ民治ノ首都ハ三府三十七県タルヲ以テ今其ノ更換ヲ地図ニ引合セ其ノ治所ヲ左ニ報告スルハ敢テ無益ノ労ニ非ザルベキヲ信ズ。

東京府　武蔵ノ国内ニテ荏原、豊島ノ二郡及ビ足立、葛飾ノ内。
京都府　山城、丹後及ビ丹波ノ四郡（船井、何鹿、桑田、天田）
大坂府　攝津ノ内ニテ七郡（島上、島下、豊島、能勢、西成、東成、住吉）
神奈川県　相模及ビ武蔵四郡（多摩、久良岐、都筑、橘樹）
埼玉県　武蔵十六郡
群馬県　上野（元ノ熊谷県ニシテ高崎ヲ本庁トス）
千葉県　安房上総及ビ下総ノ九郡
茨城県　常陸及ビ下総ノ三郡（香取、匝瑳、海上）
栃木県　下野
堺県　大和、河内、和泉
三重県　伊賀、伊勢、志摩
愛知県　尾張、三河
静岡県　駿河、遠江、伊豆

福島県　岩代、及ビ磐城十一郡
宮城県　陸前及ビ磐城ノ三郡（亘理、伊具、苅田）
岩手県　陸中
青森県　陸奥
秋田県　羽後
山形県　羽前
石川県　加賀、能登、越中及ビ越前ノ七郡
滋賀県　近江、若狭及ビ越前ノ敦賀一郡
長野県　信濃
山梨県　甲斐
岐阜県　美濃、飛驒
新潟県　越後、佐渡
兵庫県　播磨、但馬、淡路及ビ攝津ノ五郡（八部、有馬、川邊、武庫、兎原）丹波ノ二郡（多紀、氷上）
岡山県　備前、備中、美作
島根県　伯耆、因播、出雲、石見、隠岐
広島県　安藝、備後
山口県　周防、長門
和歌山県　紀伊
愛媛県　讃岐、伊豫
高知県　土佐、阿波
福岡県　筑前、筑後及ビ豊前ノ六郡
大分県　豊後及ビ豊前ノ二郡（下毛、宇佐）
熊本県　肥後
長崎県　肥前、壱岐、對馬
鹿児島県　日向、大隅、薩摩。

徴兵を恐れて　一家三人心中

〔八・二九、讀賣〕　播州龍野の柳屋石七の悴梅吉は二男ゆゑ、かねて別家をさせる積りで未だ弘めはしないが去年の秋嫁を貰ひ、夫婦中も睦まじく暮してをりましたが、今度徴兵にあたつたので両親も驚き、殊に母親はとりわけ徴兵ときくよりも、モウ此世ではあはれぬ物かと思ひ、金で出ないでもしまへるといふ話もあるから、親父に金を出して下さいと嫁と二人がしきりに頼んでも聞ないので、梅吉も覚悟をしていよ〳〵徴兵に出るとなると、女房は夫にすがりついて、あなたがお出なさるならば私は生てはをりません、もしや御無事でお帰りなされたら跡の回向を願ますと、母も可愛い嫁や悴を先だてゝ生て居ても詮がない、私も生きては居ないと、母と女房に泣たてられて堪へかね、私も徴兵になつて苦しい思ひするより、イツソ死んだがましと無分別にも覚悟をきめ、三人とも首をくゝつて死んだといひますが、まだ徴兵に出るのは死に行と思つて居るものゝ有るには困ります。

製糸場の女工　一日一円から二円

〔九・六、朝野〕　生絲の大当りより洋銀の相場が下落するにより、三井組にても大そう買ひ入れるよし、大坂辺からも買ひ入れの為めに出京した豪商四五人もあるといふ。当節上州信州並に奥羽諸国にては絲をとる婦人の雇ひ賃が、一日一円より二円位にて、十一

二才の女子でも一円五十銭位の仕事をするよし、夫れ故洗濯稼ぎなどをして居るものは一人もなく、自分の着物もすこし悪くなれば売つて仕舞ひ、新たに買つて仕立屋に縫はせる位ゐの景気、誠に結構な事だが奢りの癖がついて、今に仕事がなくなる可、絲が下がると俄にヒイヒイ風車の絲をとつても食へなくなるだらう。早く今の内覚悟サツシヤイ。

国憲制定の儀を勅命　国憲取調委員任命

〔九・一一、東京曙〕今度各国の憲法と日本帝国古来よりの慣習を参酌して、国憲制定のことを議長有栖川宮へ勅命あり、又議官柳原、中島、神田、細川、福羽等の諸君に、国憲取調べ委員を命ぜられしよし。

番町皿屋敷の井戸

〔九・二五、東京曙〕世人の知らざる者なき番町の皿屋敷と唱ふる所は二番町にて、おきくの幽霊が出るといひ伝ふる井戸へはしめ縄を引まわし、昔より住居する者なければ草村深く生ひ茂りたる明地凡そ四五百坪程の地面なり。かく世人の知る所なれば、御一新後に至りても御払ひ下げを願ふ者なく打すぎたりしに、先頃御払ひ下げを願出し者ありて許可になりたれども猶幽霊のおそろしきにや又外に子細のありしにや、先頃迄只其まゝに捨置しを、今度佐藤某とかいふ人が右の地面を買受け、彼井戸をば埋めて仕舞ひ、新に居宅を建築せんと地形をならし礎を居ゑなどするに、近辺の人々はいかに地価がやすいとてあの地面を買ふ馬鹿があるものか、今に御覧なさい、家が建つたら屹度幽霊姿を顕すに相違ないから、迯出して忽ち明屋になるだらふなどとりぐ〵に岡評判するを聞いて、同じ番町なる富士武良といふ人が「旧習はさらりとよしてさらに今作る長家はながくひさしく」「幽霊はさら〳〵出ないさらやしきさらに迷ふな人のことばに」と読まれたりとぞ、さて今の開けゆく世にはかゝる怪談妄説に拘泥せぬ人の出来て、年久しく鈴ヶ森か小塚原同様ニなり居たる荒廃の空地に、人家の建つことに至りしを広く世にも知らせましとて、同人より歌を添へて贈寄せられました。

高知県下では　極端に官吏を蔑視

〔九・一、中外評論一六〕高知県下ニ於テハ近来士族一般ノ風習トシテ官員ヲ蔑視スルコト殊ニ甚シク、或ハ祭礼見物等ノ如キ、衆人群集ノ中ニ於テ若シ官員ナラント認ムルトキハ、壮年ノ者争フテ馳セ集リ、言フベカラザルノ凌辱ヲ加フルコトアルニ因リ、近来ニ至リテハ官員輩モ余程注意シ、決シテ多人数群集ノ場所ヘハ行カザル由、又夜中ナドハ一切門外ニ遊歩スル等ノ事モ出来ズ、大ニ迷惑ノ趣ナリトノ風説。

琉球藩未だ安定を得ず

〔九・一、江湖新報九〕琉球藩派員池城親方等ガ、我政府ニ歎願ノ事件ハ未ダ採用ニ至ラズ、近来ハ彼地ニ於テ一層警察ヲ厳ニセラルヽ由。

評云、琉球藩ノ事件ハ久シク多少ノ紛紜ヲ生ジ今ニ至ルマデ其ノ

安全ノ処置アルヲ聞カズ。該藩ノ派員ハ久シク府下ニ在留シ、哭訴歎願幾回カ悲痛悽惨ノ情ヲ吐露シ以テ政府ニ請求シ今尚ホ之ヲ促ガシテ已マズ。我輩ハ其詳細ナルヲ知ルニ由ナシト雖モ偶々耳目ニ触ル、所ノ風説ヲ以テ考フルニ、該藩ノ請求スル所モ亦其理ナキニ非ザルガ如シ。何トナレバ則チ我国ノ該地ヲ藩属ト認メ且ツ該地人民ノ兇殺セラレシガ為メ堂々タル臺灣ノ遠征ヲナシ、巨万ノ貨財ト数百ノ人命トヲ費シテ顧ミズ、以テ国家人民ヲ保護スルノ道ヲ尽シタリ。当時北京交換ノ条約中我ガ征臺ノ役ヲ認メテ義挙トナスノ明文アリ。是レ内外人民ノ普ク目撃セシ所ニシテ決シテ塗抹スベカラザルモノナルニ似タリ。然ルニ其後清国政府ニ於テハ琉球ノ貢物ヲ納レ其使節ヲ延キ、加フルニ光緒帝即位ノ紅詔ヲ頒布シ、之ヲ遇スル純然タル藩属ニ於ケルガ如シ、又何ゾ奇ナルヤ。夫レ曩ニ征臺ヲ義挙ト認メバ何ゾ今日属国ノ礼ヲ以テ琉球ヲ待ツノ理アラン。而シテ已ニ此ノ如キ前後錯乱ノ挙動ヲナシテ自ラ怪シマザルハ何ゾヤ。吾輩千慮モ之ヲ解スル能ハズ。或ハ曰ク当時日清談判ノ時ニ於テハ言琉球属否ノ事ニ及バズ、唯臺灣ノ事件ニ就イテ双国ノ談判ヲ遂ゲ、以テ条約ヲ交換セシナリ。故ニ其後ニ至リ之ヲ清国ニ明辨シ琉球ニ公達シ確然不抜ノ処置ヲナサントスルトキハ、其間多少ノ紛々ヲ来タスノ恐レアルヲ以テ、姑ラク之ヲ遷延シテ時機ヲ待チシナリト。吁嗟何ゾ言ノ曖昧ナルヤ。夫レ双国ノ交際上ニ於テ一地方ノ属否ヲ争フガ如キ大事件ヲ以テ模糊ノ中ニ消了セントスルハ、豈国ヲ立テ政ヲ行フ者ノ為スベキ所ナランヤ、我輩ハ因テ信ズ此一説ハ誣罔ニ属スルヲ。今該藩ニ警察ヲ置クハ何ノ故ゾ、大体ヲ舎テ枝葉ヲ弥縫スルガ如キアラバ恐クハ一時ノ姑息百年ノ大患タランコトヲ。

囚獄人の腰縄と手錠

〔一〇・二、東京曙〕 是迄囚獄人に掛けられし縄は御廃止にて、腰縄を付け手錠をうけることになされますと申す風説。

朝鮮貿易の自由

〔一〇・一五、朝野〕 第百二十八号 ○従前朝鮮国貿易ノ儀ハ、羅馬国人民ニ限、取引イタサセ候処、本年三月第三十四号布告修好条規及今般第百二十七号布告修好条規附録、並貿易規則ノ趣旨ニ遵ヒ、一般ノ人民同国釜山港ヘ渡航セント欲スル者ハ差許サレ候条、海外行免状又ハ航海公証ヲ、使府県庁又ハ其支庁ヨリ申受渡航可致候。尤旅行先ヨリ急ニ渡航セント欲スル者ハ、本人ヨリ其貫籍ヲ明白ニ書記シ、旅行先地方ノ庁ヘ願出許可ヲ受ベク候。此旨布告候事。但釜山港ノ外、開港ノ在所ハ、追テ確定ノ上、尚可布告事。

明治九年十月十四日　太政大臣　三條實美

突如熊本の士族暴発し

県庁を襲ひ鎮台に乱入

〔一〇・二七、東京日日〕 熊本鎮台の騒は、昨今処々へ来たる電報を合せて考ふるに、二十四日の夜十一時すぎ熊本の士族が凡二百人、かねて合図やしたりけん処々の兵営へ一時にどつと攻め寄せ、先づ番兵を切り倒して四方より乱れ入り、当るを幸ひ切り立て薙ぎ立て、営内の部屋々々を残る隈なく四方八方に暴れ廻りければ、兵

卒どもは元より思ひもよらぬ事ゆへ、取る物も取り得ず右往左往に逃げ惑ひ、或は起揚らんとして切らるゝも有り、或は追ひ詰られて胴斬に成も有り、折から処々に火の手あがると見えしが、忽ち猛火天に漲り火粉四方に迸しる、中より烈しく砲声の響き渡るは暴徒等すでに営内の銃砲兵器を奪ひ取たるならん、此とき県庁にも既に放火し、県令参事其ほか文武の官宅にも火を掛けたれば、天地も国家も顚覆するかと思ふほどの乱筑騒動なりと、公私電信の往来櫛の歯を挽くが如し。県令も参事も余ほどの怪我をせられたるよし。種田少将は大疵にて生死の程も知れず。一昨日小倉よりの電報に拠れば、暴徒は追ひ〳〵に人数が加はり、猶ほこの外に蜂起するも料られずと有りし由なり。右に付昨日弊社よりも既に一人の探訪者を差し遣したれば、追ひ〳〵確報を記しませう。（下略）

熊本の暴徒神風連の信念

〔一〇・三〇、東京日日〕　此たび熊本暴動の張本は、全く前日の一説に記したる神風連の由なり。巨魁は上野謙吾とて七十ちかき老人と、加陽（カヤ）榮太、大野鐵兵等にて、兼てより尊王攘夷の説を立通し、我が日本は世界万国に秀たる真の神国なれば、苟にも外夷どもの下風に立つべからずと心得たるに、如何なる曲津比の神の魔業にや、神代より伝へ来れる我が神国の風俗までも、外夷（えみしら）等が国の姿に替んとするは苦々しきの至りならずや。先には武士の魂魄たる帯刀廃し、また我等が頭上に神世より居残の推髻を切り放ち、ザンギリに成れと厳命を下すとは如何にも慷慨の至りに堪ず、此上は彼の外夷どもの真似をする洋服連の官吏が宅へ押し寄せ、思ふまゝに日本刀を振り廻して心よく討死せんこそ大和魂の本意ならんと、評議一決して去る二十四日の夜、俄かに軍兵を催し上野謙吾、加陽榮太は烏帽子直衣に大刀を佩き、長刀を提さげて真先に進み、散々に戦ひて兼て期したる如く討死し、大野鐵兵は処々にて戦ひ、翌朝に及びて数名の同志と共に自から刃に伏して死したりけるが、其余七十人ばかりは処々にて討死し、残りの者は、秋月小倉等へ志ざして落行たる由なり。実に此神風連の一党は尤も頑固極りたる者ども斗にて、千石の硫酸を頭上から浴せかけるとも容易に溶解すべき輩に非らず、平日の言にも鷹は死すとも穂を啄ず、武士たるものは縦令野山に餓死すればとて、農商などに帰するやうな卑劣な心を持つべからず抔と尊大に構へたる代りには、金銭などの事に付ては至て潔白にて、何事も天照皇太神宮を始め藤崎八幡宮加藤神社の神慮を伺ひて執行なふ例なりしかば、此たびの暴挙も定めて、神々よりの御神宣にて有りしなるべし。然れども此輩は決して大なる望ある者どもには非らず只一己の私憤を快よくする迄の事なるべし。惜しむべきはこの禍に罹りたり安岡、小關、種田、大田黑の諸君なりとの一話を聞たるままに記す。

前原の一党官金を掠奪して逃走

〔一〇・三一、郵便報知〕　廿八日十二時五分広島よりの報に、萩地の形勢いよ〳〵切迫し、今夜六時萩を出発すべき模様を探偵せり、又同日山口よりの報には萩地の形勢益穏かならざれば、説諭の為め兵営と図り二中隊をイタサキへ派し、県令も出張せり、且西鄕より銃器を送りしと云ふ報知は、全く虚勢を張るの策ならん、併し

何れよりか兵器は取寄せし様子なり。
〇廿八日山口県士族前原一誠、横山利彦、奥平健助等百余名集会せるに付、県庁より解散せんことを諭せども聞入れず、終に兵器を携へ官金を掠奪して、石州路へ向け脱走せりとの報ありたれば、追捕の儀夫々へお達ありしと。（路上の説なればいづれよりの報なるか詳ならず。）
〇廿九日広島よりの報に、山口の動揺容易ならざれば当鎮台より出兵せり、鳥取には五注意有り度、広島岡山は無事、高崎出京なれば急に五返事ありたし。

三條太政大臣北海道巡察中
黒田長官遂に出でて会はず
開拓使高官続々辞表提出

〔一〇・一、中外評論二三〕先般三條諸氏北海道巡視ニ付テ黒田開拓長官発行ノ報アルヤ、大判官松本十郎君ハ直チニ辞表ヲ出シテ勇退セリ。其由縁ハ、兼テ両氏ハ柯太交換ノコトヨリ稍々持牴牾ノ稜アリテ、松本君ハ今回黒田氏ト面会スルヲ屑トセザリシナリト。是ヲ以テ今回北海道中ハ道普請モ行レズ深草脛ヲ没シ、僅ニ一人行キ位ノ一線ヲ余セリ。此ノ有様故ヘ人民ノ困却言語ニ堪ヘズ、実ニ不体裁千万ノコトナリシ。黒田氏ハ彼地へ着後、此景況ヲ目撃シ慍怒ニ堪ヘズ、面色火ノ如ク大ニ主任ノ諸氏ヲ詰責セリ。之レニ依テ中判官長谷部辰連君、少判官安田定助君ハ継テ辞表ヲ出セリ。黒田氏ハ三條公ヘハ遂ニ彼地ニテハ面会ナカリシ由。

神風連の檄文

〔一一・八、東京日日〕熊本の神風連は多く三種の神器を書写し恭々しく懐中し、また銘々小さき神鏡を錦の袋に入れ、首に掛け所持して居たるよし。又その連中の檄文あり、左の如し。

熊本賊徒の檄文

夫鎮台県庁ノ設ケタルヤ、天朝ヲ補翼シ万民ヲ保全シ、専ラ禦侮治安ノ任ヲ可尽ノ処、反テ醜虜ニ阿順シ、固有ノ刀剣ヲ禁諱シ、陰ニ邪教ノ蔓衍ヲ慫慂シ、既ニ神皇ノ国土ヲ彼レニ売与シ、内地ニ雑居セシメントスルノミナラズ、畏クモ聖上ヲ外国ニ遷幸ナシ奉ラントスルノ姦謀邪計顕然シ、真ノ大逆無道、神人共ニ怒ル所ノ国賊タルコト、更ニ辯ヲ待タザルナリ。依テ我々輩、臣子ノ情義、雌伏ニ不忍、上ハ国躰不測ノ御危難ヲ防護シ奉リ、下ハ万民塗炭ノ苦患ヲ解カンタメ、畏クモ神勅ヲ奉ジ、諸邦ノ同盟ト義兵ヲ興シ、悉令誅鋤以テ皇運挽回ノ基ヲ啓ントス。嗚呼士農工商、誰カ神皇覆載ノ鴻恩ニ浴セザル。宜シク四民有志ノ輩、神速城内ニ馳参シ、皇国ノ御為メ忠誠報効可有之者也。但羈旅ノ官吏ハ文武ヲ不問巨魁ト同視シ鏖ニスベキ処、若シ罪ヲ悔悟シ降伏致シ候ハバ、時宜ニ応ジ本属ニ罷帰ラシムルモノナリ。

前原一誠等島根県下で就縛

〔一一・一〇、郵便報知〕一昨八日の夜山口県の賊魁前原、奥平、佐瀬、馬來、山田等の暴徒は、島根県下出雲国宇龍港に於て捕縛に就けり。此の末の処置は、司法省へ打合せ指図相成るべくとのこと

なりと云へる吉報を聞けり。是れ将さに平定の期至れるなるべし。

神風連遂に其の計成らず
巨魁相ついで倒れ又縛に就く

〔一一・一〇、郵便報知〕 本月二日筑後久留米を発せし亀遊堂主人よりの郵報に、秋月の賊徒は小石原町に屯集す。因て本日台兵前後を狭で攻撃すべき手筈なるに、賊徒は反て今暁四時頃、秋月の残賊探偵の為め甘木と秋月の境なる女夫石へ警部巡査等出張せし処へ襲来し火を各所に放て攻め立てければ、巡査等多く死傷ありしと云ふ。又熊本の賊徒神風連の中にて巨魁といふべきは、

戦死	祠官	太田黑伴雄	同		加屋 霽堅
自尽		鬼丸 鏡	同		小林恒太郎
戦死		上野 堅吉	自尽		富永 守國
自尽	祠官	愛敬 正元	同		加々美十郎
戦死		福岡 應彦	同	祠掌	野口 守光
自首		緒方小五郎	同		吉田 十郎
戦死		深水 宗喜	自首	祠官	高津 週記
自尽		上野 常美	自首		高野彦九郎
自首		齋藤松之助			

左の一書は小林、野口、鬼丸の三賊自尽の折りの遺書なりとて、友人の許に在りしを其の儘謄写して寄送す。書中九月十二日とあるを見れば、彼の賊徒は常に旧暦を用ひしと思はる。此の一事にても頑固なるを知るに足らん。

皇国ノ奸臣ヲ誅鋤シ醜夷ヲ攘ヒ皇国ヲ維持シテ万民塗炭ノ苦ヲ救ント欲スル積年ノ志、戦疲レテ其実効不建事ヲ恨ム。故ニ尚同盟ノ士ヲ募リ再ビ義兵ヲ挙ント欲スルノ処、道ニシテ我等ニ導レテ一時ニ与スルノ士皆縛ニ就キ禍害ヲ被ルコトヲ聞ク。故ニ其情ニ不忍帰テ割腹シ畢ル。

明治九年九月十二日

小林長保
野口守光
鬼丸親臣

聖明を掩うて天下を私す
——前原一誠の飛檄——

〔一一・一四、東京曙〕 長州の賊魁前原一誠、横山俊吾、白井林藏、奥平鎌介、佐瀬一正、馬原來木備等去る四日五日島根県下出雲国宇龍港において捕縛になりし旨、尤賊徒散乱潜匿の程もはかりがたきに付き、猶又注意するやうにと筋々へお達しになりしよし。

○今回山口藩の前原一誠、熊本の暴徒に応じて大逆を謀らんとせしは十目の見る所、十指のゆびざす所のみならず、反跡天下に明白にして罪天地にいれざる国賊たることは、前号にも記載したる關口県令並に鎮台に贈りし書翰と德山士族を教唆したる書翰にても知るべきことなるに、今また一篇の檄文らしきものを得たればとりあへず左に掲載し、黠奴が言行相表裏して天下の大罪人たることを江湖に報告す。

太政大臣〇〇〇〇以下数十名ノ大吏鄙猥ノ資ヲ以テ顕栄ノ位ヲ竊ミ、盗賊ノ心ヲ以テ収斂苛刻ノ政ヲ行ヒ、海内ヲ掊克シ尺寸余リナク之ヲ外夷ニ輸出シ以テ苛安ヲ謀ル、又自カラ其為ル所人意不満ナルヲ知リ、刺客ノ禍或ハ己ノ身ニ及バンヿヲ恐レ、天子ノ邏卒ヲ以テ其ノ身ヲ衛ル而シテ天子ノ左右皆大臣以下数十名ノ私人、名ハ君ヲ奉ズト謂其実ハ之ヲ幽スルナリ、天誅赦サヾル所神人同ジク憤ル所、忠義ノ士以テ刃ヲ其腹中ニ剸センヿヲ欲スル者多年ナリ、本月二十五日肥後人義兵ヲ熊本ニアゲ一戦鎮兵ヲ鏖ニシ、其器械ヲ奪ヒ風馳シテ東ス、諸県守城無ク野ニ交兵無シ、小倉以南糧ヲ裹ミ以テ待スト云。一誠不敏ナリト雖モ、聖天子其嘗テ微労アルヲ記シ一誠ヲ卒伍ノ中ニ抜キ之ヲ参政ノ末ニオク、論議〇〇ト不合、引退シテ待者今ニ八年、天子ノ幽辱ヲ悲憤シ〇〇ノ跋扈ヲ慷慨シ、将ニ大義ヲ天下ニ唱ヘ、以テ聖知ノ万一ニ報ゼント欲ス。肥後ノヿヲ聞クニ及デ懐已ム能ハズ、袂ヲ投ジテ一呼従者如雲、賊ヲ山陰ニ討ツテ敢テ一人我鋒ニ攖スル者ナシ、又神州ノ禍福宜ク神州ト之ヲ共ニスベシ、一県得テ私スル所ニ非ズ是ヲ以テ飛書天下ニ示ス、凡ソ我同志糧ヲ裹ミ馬ヲ躍ラシ、首ヲ東シテ元悪ヲ東都ニ誅シ、天子ヲ幽辱ニ出シ、以テ敵愾ノ誠ヲ表セヨ、今ヲ失テ時ナシ矣、慎デ狐疑猶予シテ以テ、後至ノ誅ヲ貽スヿ勿レ、其功罪ニ至テハ国有定律、天子存ス。

明治九年十月　　　　前原一誠

×

御一新以来諸大吏徒党ヲ結ビ、朝廷ヲ欺キ、上天子ヨリ下万民ニ至ルマデ困窮切迫至ラザル所ナシ。吾輩天子ノ粟ヲ食ヒ、万民ノ上ニ立チ君民ノ至急視ルニ忍ビズ、故ニ同志ノ士申合セテ山陰道ヲ登リ、禁闕ノ下ニ伏シ誠実ノ心ヲ以テ諫言奉リ、諫メ御採用無之節ハ一死ヲ以テ是ニ継グノ決心也、嗚呼吾輩ノ赤心如此、是ヲ以父母ヲ省セズ妻子ヲ見ズ既ニ数日ナル、心ニ関セザルニ無之候得共、天子ノ御為諸人ノ為其暇有ラズ、心迫リ語拙ク縷々不能尽、吾心事諒察被下度候也。

十月廿八日

忠諫死士　各中

防長人民　御中

海軍礼砲条例 ——祝砲の色わけ——

〔一一・二八、東京日日〕　此たびお定めに相成りたる海軍礼砲条例の砲数を聞くに、

廿一発は、天皇、太上天皇、太皇大后、皇太后、皇后、皇太子、皇太子妃、皇子、皇女、親王への礼砲にて、是を皇礼砲と号す。

十九発は、太政大臣、左右大臣、特命全権辨理大臣

十五発は、大将、海陸軍卿、特命全権公使

十三発は、中将、辨理公使。

十一発は、少将、代理公使

九発は、大佐、総領事

七発は、艦長への答砲、領事

五発は、商船に対し答砲、若し二艘以上なれは七発とす。其ほか大将以下一軍あるひは一艦隊を指揮する陸海の司令長官は、定数に二発を加へられ、皇族陸海軍の官格を以て乗艦するときは、その官相

当の数を以てせらるゝと申すこと。

第三国立銀行に紙幣を発行せしむ

〔一二・一一、東京曙〕　甲第二十七号

今般国立銀行条例ノ旨趣ヲ遵奉シ、東京府管下第一大区十四小区小舟町三丁目十番地ニ設立シタル第三國立銀行ニ於テ、公債証書ヲ抵当トシ、更ニ引換ノ準備金ヲオキ、廿円、十円、五円、二円、一円ノ五種ノ紙幣ヲ発行セシメ、右本店ニ於テ通貨ヲ以テ交換為致候条、公債証書ノ利息ト海関税ヲ除クノ外、租税其他一切公私ノ取引上総テ無疑念受授可致此旨布達候事。

但右紙幣ノ儀ハ、明治六年八月第三百四号布告第一國立銀行ニ於テ発行ノ品ト同様ニシテ、唯表面銀行ノ名号地名、及ビ頭取支配人ノ名印幷ニ裏面割印ノ異ナル耳ニ付、別段見本相添ヘザルヿ。

明治九年十二月九日　　大蔵卿　大隈重信

東京タイムス　〔一二・一二、郵便報知〕　東京タイムスと題す毎週西字新聞を、米人イー、エッチ、ハウス氏が来一月五日より毎土曜日刊行を初むと云ふ。

小笠原島愈々開拓

〔一二・一四、東京曙〕　小笠原島の開拓は、いよ〳〵御着手になるに付て、五六日前内務権少丞少花君が右島内務省出張所専務官の命を蒙られ、随行の判任官三名と共に、明後十六日横浜港より解纜せられますよし。

百姓一揆と米価の関係

〔一二・二八、東京日日〕　今日ノ百姓一揆ガ暴動ノ口実トスル所ハ専ラ貢租ノ一義ニ根スルモノハ、他ナシ、本年ノ米価ハ昨年ニ比較スレバ其価ノ廉下ナルニ外ナラザルノミ。有益ナル中外物價新報ノ言フ所ニ従ヘバ（新報第二号）、日本全州の作割ハ昨年ニシテ平均六分七厘二毛ヲ得、本年ハ六分六厘七毛ヲ得ルニ付キ、差引五毛ノ弱ミアリト云ヘリ。此ノ五毛ノ取リ劣リニテアリナガラ、米価ノ昨年ニ貴クシテ本年ニ賤シキハ必ズ其ノ原由ナカラザル可カラズ。彼ノ新報記者ハ吾曹ト同一ノ見解ヲ以テ之ヲ其ノ第四号ニ論ジテ日ク、本年ノ作柄ヲ昨年ニ比スレバ聊ナレドモ不登ナルガ故ニ、価格モ亦従テ高価ナルベキニ、昨年当期ノ相場ハ五円三四十銭ナリシニ、本年ハ却テ四円二三十銭ノ上ニ出ズ。一体毎年冬季ノ末ニ至レバ、租税上納ノ為ニ農家一般金円必需ノ時ナルニ付キ、競テ新米ヲ糶売シ、頓ニ其価ヲ減ズルハ自然ノ勢ナリ。況ヤ本年ノ如キ都鄙一般ニ不融通ナルガ上ニ、地租改正ノ調査ニ非常ノ入費ヲ要シ、一層切迫スルニ於テヲヤ。故ニ常州、勢州ノ農民等ガ、口実ヲ地租改正ニ仮リテ一揆ノ兇徒タルモ、其実ハ米価ノ下落ニ従ヒ金融壅塞シ、貢金ノ手段ニ困迫シテ不得止ノ窮作ニ出タルニ非ザルヲ得ンヤ。ト此言ヤ誠ニ然リ、吾曹試ニ昨今二年ノ歳晩ヲ比較セシニ即チ左ノ如シ。

〇明治九年十二月ノ米相場

十二月一日　東京兜町　四円二〇銭
　　　　　　蠣殼町　四円二六銭
　　　　　　大坂堂島　四円三五銭

九日	東京正米	二斗四升
	東京兜町	四円二五銭
	蠣殻町	四円二七銭
	大坂堂島	四円三九銭
	東京正米	二斗四升
十六日	東京兜町	四円二六銭
	蠣殻町	四円二九銭
	大坂堂島	四円二七銭
	東京正米	二斗五升
廿三日	東京兜町	四円六三銭
	蠣殻町	四円六九銭
	大坂堂島	四円四五銭
	東京正米	二斗五升

○明治八年十二月ノ米相場

十二月一日	東京商社	五円〇七銭
	中外商行社	四円九一銭
	大坂堂島	五円二七銭
	東京正米	一斗九升八合
九日	東京商社	五円〇八銭
	中外商行社	五円〇五銭
	大坂堂島	五円一九銭
	東京正米	一斗九升五合
十六日	東京商社	五円二五銭
	中外商行社	五円二〇銭
	大坂堂島	五円一三銭
	東京正米	一斗九升二合
廿三日	東京商社	五円四〇銭
	中外商行社	五円三七銭
	大坂堂島	五円二四銭
	東京正米	一斗八升九合

吾曹ハ、又勧商局ヨリ報告セラレタル毎月末物価電報表ニ拠リテ、昨今二年ノ十一月三十日ノ米価ヲ比較スルニ、

今年（廿六ケ所ノ平均）米一石ニ付金四円十五銭
昨年（廿七ケ所ノ平均）米一石ニ付金五円十四銭

右ヲ以テ、吾曹ハ太ダ明瞭ニ米価ノ二年ニ相違スル所ヲ読者ニ確徴シタリト信ジ、此ノ廉価ヲ来ス所以ノ者ハ即チ金融ノ壅塞タリト云ハザルヲ得ズ。

扨貿易市場ヲ見ルニ、生糸ノ輸出ヲ意外ニ高価ニ得タリト雖ドモ、茶ハ之ニ反シテ又甚ダ本年ニ下落シタリ。現ニ内地ノ電報ニ拠リテ之ヲ比較スルニ、

○生糸一貫ニ付、十一月末ノ相場
今年（十五ケ所平均）金四十円二十四銭。
昨年（十六ケ所平均）金廿五円八十三銭。
○茶中物百斤ニ付同上、
今年（十六ケ所平均）金廿二円七十八銭。
昨年（十七ケ所平均）金三十二円廿三銭。

（下略）

明治十年

（一八七七年）

地租引下と歳出の節減
二分五厘に改定の詔書を下し賜ふ

〔一・六、東京日日〕第一号　○今般地租ノ儀別紙詔書ノ通被仰出候ニ付テハ、明治十年ヨリ地価百分ノ弐分五厘ト被定候条此旨布告候事。　明治十年一月四日　太政大臣　三條　實美

　詔書写

朕惟フニ、維新日浅ク中外多事、国用実ニ貲ラレズ。而シテ兆民猶ホ疾苦ノ中ニ在リテ未ダ富庶ノ沢ヲ被ラザルヲ愍レミ、曩ニ旧税法ヲ改正シテ、地価百分ノ三トナシ偏重無カラシメントス。今又親シク稼穡ノ艱難ヲ察シ、深ク休養ノ道ヲ念フ、更ニ税額ヲ減ジテ地価百分ノ弐分五厘ト為サン、有司宜ク痛ク歳出費用ヲ節減シテ以テ朕カ意ヲ賛クベシ。

明治十年一月四日　太政大臣　三條　實美

魯国浦塩に築塞

〔一・六、東京日日〕我輩ノ聞ク所ニ拠レバ魯人ハ将ニ砦ヲ、ウラヂウオストツクニ築キテ、数千ノ軍卒ヲ該地ニ募集シ、マタ数隻ノ軍艦ヲ北亞桑港ニ差向ケントスル様子ナリ。〔上海ユーリール〕

教部省廃止と　東京警視庁廃止

〔一・一三、東京日日〕第四号　○教部省被廃候事。

但従前ノ事務ハ内務省ヘ被付候事。

東京警視庁被廃候事。

但従前ノ事務ハ内務省ヘ被付候事。

右布告候事。

明治十年一月十三日　太政大臣　三條　實美

千葉県の行政整理

〔一・一九、東京日日〕千葉県にては減租の聖詔ありてより、其御趣意を早く貫徹せしめんと去る十五日に判任以下官員の等級を左の表の如く改正し

(旧)八等相当	(七十円)	(新)補九等出仕	(五十円)
(旧)九等相当	(五十円)	(新)補十一等出仕	(四十円)
(旧)十等相当	(四十円)	(新)補十三等出仕	(三十円)
(旧)十一等相当	(三十円)	(旧)十二等相当	(二十五円)
(新)補十三等出仕	(二十円)		
(旧)十三等相当	(二十円)	(新)補十六等出仕	(十五円)
(旧)十四等相当	(十五円)	(旧)十五等相当	(十二円)
(新)補十七等出仕	(十二円)		

また同県にては来る三月十五日より県会を開くに付き、県令より管内への布達に、

来ル三月十五日ヨリ県会ヲ開キ候ニ付テハ、左ノ発題議目中ニ就テ民費ニ関スルモノハ最モ人民ノ休戚ニ係ル大ナルモノニ付、苟モ民費減省ノ方法アラバ採択審議セシメントス。已ニ本年太政官第一二号公布之趣旨モ有之且当県ニ於テモ切々及告諭置候次第篤ク体認シ、何人ニ拘ハラズ民費減省ノ法案ニ係ルコトハ、各自ノ意見ヲ陳

述シテ住所姓名等ヲ詳記シ、二月廿五日迄ニ可申出此段布達候事。

明治十年一月十三日　　千葉県令　柴原　和

発題議目

〇第一大小区費減省ノ方法ヲ設クル事〇第二村町費ヲ減省及ビ取扱ノ規定ヲ定ムルコト〇第三民費ヲ節減シ共有貯金法ヲ設ケ、区内災害ノ救恤ニ虞備スル事〇第四正副区戸長ノ給料ヲ減ジ又ハ定員ヲ減ジテ事務ヲ整挙セシムル方法ノ事〇第五村町用掛ノ人員ヲ減ジ給料ノ剰ヲ立テ及ビ勤務規程ヲ定ムル事〇第六大区会議員人員及ビ任期ヲ定ムル事〇第七貧民ノ子弟ヲ就学セシメ及ビ学校資金保存ノ方法ヲ設クル事。

斯の如く他県に先だち民費の減省に注意せらるゝので、管内の人民は大喜びで居ると云ひますが、是でこそ牧民の職を尽すと申すもので五座らう。

『禁裡様がお帰りぢや〱』

聖上京都著御の御模様

〔二・一、東京日日〕去る二十八日に、主上西京へ御着の時の市況を承はるに、兼て鉄道開業式の時に用ゐんと、家々にて新製したる紋付の幕は早く今日の用を達し、軒端ごとに国旗を掲げ花燈を列ね、金屏風を立廻したるは、祇園祭りと天長節が一度に来るが如し。主上は午後六時に烏丸のステーションへ着御あらせられ、東本願寺にて暫らく御小休ありて、夫より烏丸を北へ、三條東へ、堺町を北へ、南門より入御あらせ玉ふ。華族は建禮門外にて奉迎す、夫より承明門を入らせられ、紫宸殿より常の御殿へ入らせ玉ふ。御道筋の町々は殊に綺羅を飾りて、筆紙にも尽し難き有様なり。区々の界目には、常盤木の緑葉を以て高く大きなる衡門を造り、奉迎と書たる大燈籠を掲たる者あり。又無数の球燈を以て宝祚万歳の字を作りたるものあり、本願寺にては縮緬五色の幔幕を張り廻し、正面には紫檀のテーブルを居付たり。主上は屛重門（俗に菊の御門と云ふ）より入御ありたり。京都にても行幸と云ふ者は少なく、禁裏様がお帰り〱と嬉しがりて、婦人小児までが拝見に出る、八脊や大原の賤の女を始め、遠近より辨当を持て朝から出かけ停車場へと集りたれば、本願寺前の広場から本堂前まで、立錐の地も無きほどの羣聚なりしとぞ。

徴兵忌避の傾向歴然

〔二・三、東京日日〕左の御布達は一昨日使府県へお達し有りたる由なれば能々心を留めて御覧なさい。

兵役ハ国ノ大事、人民必ズ服セザルベカラザルノ義務ニ候処、人民未ダ全ク之ニ通暁セズ、徴募ノ際動モスレバ、遽カニ他人ノ養子ト為リ又ハ廃家ノ苗跡ヲ冒シ、甚シキハ、自ラ其支体ヲ折傷スル等ヲ以テ規避スル者往々有之、是レガタメ遂ニ定員ノ不足ヲ生ズルニ至リ、不都合少ナカラズ候条、猶一層精密ニ注意シ、管下人民ヘモ丁寧説諭シ、勉メテ是等ノ規避ヲ防ギ候様可致、此旨相達候事。

右大臣　岩倉　具視

私学校党の挙動ます〱奇怪

〔二・一三、東京日日〕　鹿児島の学校党は県庁を取りしより、いよ〱勢強く成りしとのことに付き、熊本鎮台の長崎に分屯したるだけは既に出兵に成り、また熊本の不平士族も八九十人ほど、甘木町へ屯したるとの電報が届いたなど丶云ふ風聞なれど、浮(ウカ)とは信ぜられず。

○鹿児島にて、去る六日に同所の裁判所より出張したる権少警部山崎何某は、学校党にて巡査を奉職する者の為に捕縛され、又県庁より出したる警部も同じく学校党の為に捕はれたりとの説あり。或は政府より出したる探偵人の中にて数人この党の為に捕はれたるもの有りとも云へども、虚実の程は料り難し。

○宮崎の士族も鹿児島に応じ銃器弾薬などを送りたりとの説あり。又久留米には既に鹿児島人が数人（噂には百人余りと云へり）入り込みしとも云ひ、或は久留米柳川熊本佐賀の士族は応援すべき勢ありと雖も、是まで薩州の為に度々売られたることもあれば、容易には動かず、いよ〱鹿児島にて開戦したらば、片時も猶予せず同時に起り立んと、片唾を飲んで扣へたる模様ありとも云ひて、区々の取沙汰あれども虚実は如何あらんか。

○薩摩の国境を固めたるは如何なる党派かは知らざれども、口実とする所は、此人心恟々の時に当りて他国より無頼の徒が入り込み、暴少年の気を挑撥し薩摩一国の安寧を妨害されては迷惑致すに付き身ども此処を相固め、通行人の本貫姓氏を改め申す、併し胡乱なる者に非ざればづん〱通行させると申し居るよし。

○学校党が此挙動に至りし名義は何故か分明ならざれど、先ごろ西京の御巡幸先へ数ケ条の申立を成したる由なれば、言を左等の事に藉りしには非るかと云ふ説あり。

○林内務少輔は最はや鹿児島に入ること叶はざりしと云ひ、或は国境に入りて後士族の為に大困難に逢ひたりとも云ひ、又一説には既に入城して大山県令と鎮撫の方略を議せられ居るとも云ひて、孰れを真なりとも定め難し。

○島津前左大臣父子は、此度の暴挙には固より与せられず、また楢原氏も暴徒の為には大に疑はれて居る位の事ゆゑ、曾て一味されしなど丶云ふ事は無く、既に東京に在りて昨日も太政官代へ出頭し、大久保内務卿に面会を乞はれたるを見受けたるもの有り。或る新聞に同氏は京坂の間に周旋されるなど丶記せしは如何なる誤聞なりや尤も鹿児島の内田正風氏は京坂の間に在りとの説を聞けり。

○郵便も肥後のはずれまでは達すれども、薩摩の地へは不通なれば郵便の出入一切なく、電報は密かに使の者が熊本へ持ち来りて夫より通信する手続なりとか申すことを聞けり。

○鹿児島の暴徒は、先づ熊本鎮台を襲撃するの軍略なりと云ふ説あり。

戦禍西陲を蔽尽

叛徒説諭の御内勅も甲斐なく

鹿児島暴徒遂に火蓋を切る

〔二・二一、東京日日〕　一昨十九日午後に到着せし電報の趣にては、鹿児島の暴徒等は其勢を三手に分ち一手は水俣より熊本へ向て

押寄せ一手は海を渡りて天草島に向ひ、いま一手は豊後に掛りて鶴崎に向ひたりと聞く。右に付き多分明日（廿日）開戦いたすべしと、若し此報の通りに相違なくば、昨日は戦争を開きたるならんと云へど未だ其確報を得ず。

○昨日の午前十一時三十分に当城焼失同午後二時頃鎮火せり。兵器弾薬糧食及び各兵営とも別条なき由、熊本鎮台より電報ありたれども、其原因は知れざる由。

○ある説に拠れば廟議は深く人民の兵乱に苦しまん事を憂ひさせられ、特に有栖川宮を鹿児島へ遣はされて、御説諭あるべき積に決定し、其の御内勅もありて御軍艦に乗り込ませられ、護衛兵なども附添ひいたし、早や出帆の処なりしに、去る十七日の朝に暴徒等が既に熊本県下へ乱入したりとの電報ありしに付、直様征討を仰出されたるなりと云へり。

聖上京都御駐輦仰出され
賊徒征討の勅語を賜ふ

〔二・二三、東京日日〕 行在所布告第一号 ○西京御駐輦被仰出候条此旨布告候事。明治十年二月十九日 太政大臣 三條 實美

○行在所布告第二号。

鹿児島県暴徒擅ニ兵器ヲ携ヘ熊本県下ヘ乱入、国憲ヲ不憚叛跡顕然ニ付、征討被仰出候条、此旨布告候事。

明治十年二月十九日　　太政大臣　三條　實美

猛攻十数日遂に之を陥る
薩摩隼人が死守せる田原坂

〔三・三〇、東京日日〕 戦報採録。昨日ノ続キ（福地源一郎）○木の葉の官兵が田原坂を攻るは本月四日よりの事にて、指を屈すれば已に十七日を費せり。此間連日連夜すこしも間断なく攻立れども流石に薩州武士等が死を極めて天然の要害に砲塁を築きこゝを先途と防戦することなれば中々に抜けず。官兵は地理の我に利あらざるを知りながら、此の処を攻立るは此の街道を切り開き、一日も早く熊本に通じて城囲を解かん為なり。去ればこそ無理の戦を成し、先隊仆ふれば後隊つゞき、死体を踏越え越え追々と賊塁を陥いれ、今日は中央の電信柱まで進み、殆ど街道を中断する迄に致したり。斯る大軍を以て、徒らに数日を此要害に喰ひ止めらるべきにも非ず。是非とも突進せずでは、相成るまじとて、昨十九日は大山野津の両将も大に将校を上木の葉の本陣に進めて軍議を定め、各々持口を極め万事の手筈をも致されける。右に付き、十九日は僅に虚撃の砲声だけにて、先づ休戦の姿にてありき。廿日は前夜より降り続きたる雨は更に止まず、暁五時ごろに我軍の集合を成し、第六時より進撃をぞ初めける。其法は右翼の横平山（吉次越へ通ずる路也）及び左翼の田原坂の本道へ向ては、何れも守備の兵を厳重に置き、中軍は二俣より出でて谿を渡り、植木と田原坂との間の横合よりして、街道の中央を断切らんとて進みたり。賊は連日の防戦に疲れ、よもや官軍がさばかりは攻撃はせまじ、殊に雨天なればと、所謂る来らざ

るを恃みたると見え、我が官軍が暁雨を冒して突進するに驚ろき、勇気も挫け防戦するの力なし。我兵は進撃の喇叭を用ひず、敵塁の間近に進みし時に、小銃三発を連放し之を合図に鯨波を作り、ひた攻に攻立たれば、賊兵は不意を襲はれながらも心得たりと防禦すれども、最早我兵の勢に当り得ず、見る間に崩れ立ち街道の砲塁をぞ抜かれけり。官兵は此勢に乗じ、すは勝軍ぞ追打せよと、打掛〳〵追立たれば、賊は枕を並べて討死し、さしもに猖獗なりし猪武者等も浮足になりて逃出し、背より打たれて仆るもの数を知らず。〔賊の大砲四門小銃百余挺を分捕せり。併し其外にも小銃刀剣弾薬を捨たる夥しく、未だ尽く分捕するに至らず、又賊の死骸も数十百か未だ其数を調べず、然て今日の進撃に味方の死傷は甚だ僅なりと云〕官軍は勝に乗じて敵の後を追掛〳〵、九時頃には植木へ達し、同所の賊拠を放火し、午後一時には向ひ坂まで攻寄せ頻に戦ふと聞り。植木より熊本へは三里にして近く、且向ふ坂さへ取り切れば其跡は平担の地にてつま先き下りの路なれば、賊が何程に働くとも決して防禦すべき要害は無かるべきなり。植木の賊陣にてはよもやと思ひたるに、早くも官兵に攻立て焼立られ、皆散々に打悩され、止め足も出来ざる勢なるよし、追々と伝令使の注進にて聞及びぬ。

○初めわが軍が中央を取切りたる時間迄は、左右翼の賊塁は依然として攻撃を防ぎたるに、十二時すぎと成りぬれば賊の砲声はいつと無く止みたり。こは不審なりと進撃せしに、横平山の方は賊どもが何地へか逃去り、又田原坂の方は第一に官軍を悩ませたる倔竟砲塁なれば、如何と思ひしに、同じく砲声止みぬ。わが士官は一人にて進みて砲塁に攀ぢ登りたるに、一人も賊なし、依て赤旗を揮りて、味方の兵に知らしむるに、味方は敵か味方かを知らず怪みて進みかね、斥候兵が来りて我兵たるを知り、一同乗込みたりと云へり。思ふに右翼の賊は原倉のかたにや落行けん、又左翼の賊は多分山鹿の方に落行しならん。此の坂さへ抜くれば、高瀬より本街道にて植木に往来も出来るゆゑ仮令賊が向ひ坂にて一防ぎなすとも、熊本の城兵と連絡を附くるに難からざるなり。

黄金作の桐野の名剣　〔四・六、横濱毎日〕　賊将桐野利秋の帯せしサーベルは正宗の名劒にて、維新の際九條公より恵与せられし物なるが、先年在東京の節千五百両を費やし、純金にて装飾し常に秘蔵せしことは、陸軍にて誰れ知らぬ者なき程なり、此度右のサーベルを帯びて出軍せしと聞き及べり、是れを得たらんには能き分捕りなりと或人の咄しを朝野新聞に載せたり。

西郷の贋写真　〔四・六、東京曙〕　先年佐賀暴動の折、賊魁江藤新平が梟首の写真を売出したるを世人競つて買ひましたが、此節鹿児島の賊魁西郷隆盛が写真を、五銭或は三銭にて売出したるに買求るもの多き由。

然るに此西郷は是迄終に写真を取りしことなきよしにて、いかなる好事者流がよい加減にゑがきたるを写真に取りしものにや、容貌も似付ぬ廉があるよしなり。

それも知らずに買求る無茶苦茶連の了見は何の訳だか分りませんと或人の咄し。

籠城五旬熊本城に救援到る
総督本営も熊本に移さる

〔四・一八、東京日日〕（十六日午後一時五十分西京発）只今左の報知あり、昨十五日久留米よりの電報左の通り。坂梨口へ遣はせしもの今暁帰る、檜垣の手、先日、坂梨、内の牧を捨て退き居りしが、十二日進撃し、原の通り内ノ牧、坂梨に進み固守す、此旨報知すと。

○同日午後一時五十五分（同所発）只合〇〇〇よりの報に曰く、本日〇〇中佐木ノ葉よりの電報左の如し。昨十五日勝戦にて熊本へ連絡を通じ、先鋒の将校は出町にて樺山児玉等に面会し、緊急の攻所に守備を置く、賊は日州街道木山に向て遁る、又八代口の兵も一昨十四日熊本に通じ、之また激戦はなき由、先鋒より報じ来る、本日米穀等を運輸の手筈整ふたり、此段御報知に及ぶと。

○同日午後八時五十分（同発）明十七日総督本営所も熊本へ転移の旨只今報知あり。

○同日午前八時五十五分（同所発）城外四方の賊徒を打攘ひ、去る十四日午後八時頃より諸道の官軍追々入城せり。

○同日午後十一時五十分（同所発）今十六日より当県庁元の場所へ開きたり、此段御届に及ぶ。

○同日木ノ葉より電報に、明十七日総督本営を熊本へ転移候条為心得此旨相達す。

○十七日午前十時二十分（西京発）熊本県官よりの報に曰く、八代口の官軍一昨十四日城に達し、植木も昨十五日城に達したり、品川富岡以下無事なり、石井は十六日午前六時高瀬出発にて、熊本に到り、其他当県属官警部昨夜より今日に掛て熊本へ差し立てたり、賊は諸方口々共に大津の方へ逃れ去れり。

熊本籠城日記

〔五・一、朝野〕西報。四月廿四日、高橋基一郵寄。熊本籠城日記。（品川氏所有）、

○明治十年二月十八日熊本県下小島より上陸、同夜十時過熊本県庁に着す。賊兵は既に当県下佐敷宿に着すると聞き、大久保伊藤両参議へ電信を送り、追討の命早く御発し相成度旨を報ず。

○二月十九日午前十一時鎮台本営誤て火を失し、天守始め不残焼失し、唯宇土櫓の一棟を残すのみにして、焔火延て藪ノ内、坪井、千反畑（いづれも城の東外れ）等千戸余焼失す。城中貯ふる所の糧米（八百石）其外悉とく烏有に属するを以て、県官各所に派出し糧食の買入に着手す。

○此日鎮台の給仕人夫六七名遁逃す、本営へ放火せしは恐らくは彼等ならんか。

○昨日鎮台にて非常の号砲を発するや、直ちに城の四方より警備線を定め台兵守備を厳にす。県庁は城南の尖線内に在るを以て移庁の議紛々起りしが、人心に関係するを以て今日延遅にす。鎮台営の失火するや庁中混雑大方ならざれば、本庁へは一等属近藤行止と外十余名を留め、終に御船に仮庁を設けて転移す。

○今日午前鹿児島暴徒征討被仰出、有栖川宮へ総督被仰付との電報来る。
○二月廿日午後賊軍川尻駅（熊本より二里）に着す。昨日鎮台の失火より引続き熊本市中焔烟天に漲り、要衝に在る架橋は鎮台より破壊し、人民は難を避けんとて東奔西走実に目視するに忍びざるの景況あり。
○二月廿一日暁天鎮台兵一中隊を出して賊を川尻に襲ふ、利あらずして帰る。
○午時富岡県令と共に御船を出て熊本鎮台に入る。時に城外四面の市街には台兵より火を放ちて、鎮台は炎焔の中にあり。午後電線切断して通ぜず、依て井阪八等属を久留米電信局に遣し、目下の事情を東西京に報ず。
○西京より第一第二旅団本日出発の電報熊本鎮台へ来る。
○二月廿二日賊兵熊本に進み城の西方に迫り攻撃す。（皆小銃のみ）我兵大小砲を以て之に応ず。藤崎口（城の西方）の戦尤も烈し。賊の七番小隊長宇都宮良右衛門を討取る。是日樺山中佐與倉中佐銃創を被る。與倉は病院にて死す。昨日来の戦状を東西京に報ぜん為め、青山八等属をして城を出で南の關に行かしむ、達せずして帰る。
○二月廿三日午前第三時賊兵城の西南に進撃、藤崎及び古城に向つて散砲す。午後五時に至り戦止む。此日賊兵大砲を華岡山に据る、此所は城中を望下する一小山にして本丸を距る纔に十町余、加藤氏の熊本城を築くや此山を掘下げんことを欲し、人民随意に土石を取るを許せしと云ふ。此日県庁を立退き本丸の焼跡に天幕を張りて雨露を凌ぐ。此夜賊兵又城の東西に迫り戦ふ。

○二月廿四日午前一時比より賊兵段山（城の西方）より砲撃す。同八時藤崎より同断、台兵之に応ず。開戦より本日迄疵傷にて入院する者六十余名。
○此夜鎮台看囚宍戸某と共に、県庁雇古藤某布田某をして小島碇泊の軍艦に消息を通じ、且東西京へ電報を差出す為め城中より潜出せしむ。同夜青山八等属を出して団兵弁に南の關に在る仮県庁へ城中の消息を通ぜしむ。
○二月廿五日賊兵焼残の土塀抔に拠りて狙撃す。間々弓矢を携ふ者あり。当県神風連の残党が城中酒尽くるを以て焼残の土蔵に就て酒を求む。敵兵の為めに遮られて果さずして帰る。開戦より今日に至る迄台兵の死するもの三十七名。
○二月廿六日午時植木地方（熊本を距る二里）に当り頻りに砲声の響きあり。小倉兵或は団兵の賊軍と戦ふならんと、城中将士快を称せざるなし。午後六時頃より小島沖にて発する砲声、金峰山（城の西に在り）に轟く。十九日より今日に至る迄城の四方に炎焔絶えず。夜城中に煙火数発を揚て春眠を覚す。
○二月廿七日聚粮に出でし兵、城南京町に於て大豆三俵、生酒廿四樽を得て帰る。午後第三時台兵三小隊、巡査一小隊を以て坪井村（城の東）に突き出し、賊の砲台を攻め落し巣窟を焼て第六時帰城す。此日大迫大尉軽傷を蒙り、池端警部即死す。
○二月廿八日城南洗馬に聚糧に出し兵玄米二十俵を得て帰る。城中牛肉尽きて馬を屠る、其肉の美なる賞せざるなし。
○三月一日、去月廿二日の戦ひに台兵藤崎より賊兵を進撃する際、兵卒齋藤彌七なるものゝ行衛を知らず、皆以為らく必らず賊丸に中

りて死せりと、其戸を探せども得ず。然るに本日に至り藤崎の麓より仰ひで麾く者あり、台兵以て賊とし一丸を発す、中らず、尚ほ麾いて止まず、依つて台兵其の側らに至り之れを見れば則ち前の齋藤某にて、頬部及び足脛を射徹され、白昼動く時は賊に認められんことを恐れ、菰を被りて静かに臥し、夜は間を窺ひ僅かに匍匐し八日を経て終に帰営せり。其間固より一飯食を為さず、疲労甚だしと雖ども八日間の艱苦を相語れり。本日城中の兵糧を実査するに現石六百石余あり。尚二十三日を支ふべきといふ。頃日一日分廿九石を費す。

○三月二日坪井京町辺にて米五十俵を得る。

○三月三日鎮台より外情探索に出でし宍戸某帰営して高瀬南の關辺の情を告ぐ、午前第九時比より高瀬地方に当り大小砲の響遙かに聞えり。

○三月四日昨日来賊の砲台花岡山より本営に向けて不絶発砲す。

○三月五日開戦以来本日迄我兵戦死する者五十二人、軽重傷を受くるもの都合百八十二人なり。

○三月六日鎮台のテントを出で又県庁に移住す。

○三月七日午前八時まで賊兵城の東南西より大小砲にて烈しく攻撃す暫時にして去る。

○三月八日九日十日例の如く花岡山処々の砲台より発砲し、小銃の小迫合あるのみ。

○三月十一日午前賊兵より左の矢文を片山邸(城の西)へ放射せり。

(矢文は之れを略す。)

赤坂で巻煙草製造

〔五・三、朝野〕赤坂紀尾井坂辺の巻き烟草を製造する家では、三百人程男女打交り子供も年寄も一同に製造して居升。此間も外国人から何万本とか三日の内にと云ふ注文、日が延びると罰金だと大騒ぎをして居ました。手間賃は千本で六銭、上手なものは一日に二千本の余も拵るとの事。平均一人が千本として三百人では手間計りも十八両、是も国益の一端骨を折つて稼ぐがよし。

官賊両軍の握り飯問答

対陣久しくして此の余暇あり

〔五・九、郵便報知〕戦地直報第三十回、石井列造郵報　○聞説す七八十年前熊本城下白川の急流氾濫し、溢水市街に漲りたる時、立田口に僅か一夜にて堤を築きたれば爾後之れを一夜塘と名けたり。此の時堤下の立町は水檐頭を浸し、同町に在る閻魔の像は流れて通町の角に漂着し、通町も水床上に注ぎたる程の大洪水なりしかども、終に城の石垣へも及ばざりしを、今度賊兵其の下流を堰て水攻めにせんとするは、実に絶倒に堪へざる拙策なりと嘲罵する者多けれど賊の流を堰きたるは、決して城を水攻めにせんとの意匠にはあらざるべし。要害堅固なる名城を囲むに、兵寡くして陥る能はず、左れど攻落さゞれば後顧の念生じて前進し難く、全力を孤城に尽すの際官兵の別隊川尻に上陸すと聞き、腹背と脇と三方に敵を受けたれば先づ囲城の兵を半は解て川尻口へ分遣せざるを得ず、故に水を

城下に注ぎて、城兵が押し出す道を阻て、此の水に頼りて一方の囲城兵を減じたるなり。蓋し寡兵を以て城を囲むには、余程策の宜を得たると云ふべし。

川尻大禅寺の裏面に賊の墳墓千有七基あり、賊徒に使役されし農夫の言を聞くに、当初の死屍を埋むる時、横幅一間、竪三十間、深サ一間余の穴を一町四面の地へ縦横に堀りて、屍を重ねて埋葬せし由なれば、賊兵も既に過半は死傷せしならんと。

賊軍が熊本城を囲む日数既に重なり、間合も接近せるより、砲戦の余暇には賊兵数輩時々城下に来り罵つて曰、ワイドモ降参せぬか、若し降参せんとなら兵器を捨てゝ来れ、城兵曰、誰か賊に降参する者かある、我々は此の城に籠る官兵なり、賊曰、刀魚(たち)を与ん歟、城中に女はあらざるべし、之れを与へん歟、此の時城内には弦を弾じトンヤレ節を唄ひて曰、此の如とく女には不自由せず、却て汝等は弾薬が不足ならん、之れを与へんか、賊兵も答へ渋りしが、暫くして曰く、借セヨ、城兵曰、即ち与へん、と云ふより早く小銃を連発す、賊怒つて曰、夫れは打つのジヤ、ワイドモ早く持ち来れ、城兵曰、何ぞ汝等賊兵に弾薬を与へん、早く来つて戦はざる歟、賊曰、ワイドモ地雷火を伏せてヲイドモに近か付けと云ふとも、何ぞワイドモの百姓に欺かれん、城兵曰、薩摩の芋掘ピンタハゲ〳〵と、一斉に罵り笑ひ、汝等賊徒戦はざれば早く降参せよ、賊曰、ワイドモに降参する者があるか、ワイドモは一日に握飯三個よりは喰ものあらざるならん、三日を経ずして餓死するに相違なし早く降参せよと、此の答には城兵も少し支へしが、暫くありて握飯数個を投出して曰汝等は粟飯より外に喰ふものはあらざるならん、官兵は此の如き白米を喰ふぞ、汝等が大将とか隊長とか恃む篠原は戦死せしにあらずや、汝等も死なぬ前に早く降参せよ、賊曰、ワイドモの隊長與倉も戦死せしにあらずや、ワイドモは人面獣心なりと（此の人面獣心の一語は城兵も会得し難きを以て隊長に質問したれども、笑つて答へざりしと）此の如とく数回罵り合ひたる後、賊はワイドモ最ふ寝よヲイドモも寝るから又明日と、互ひに言葉を替はして去る如き事屢次に及びたり。

（右四月廿八日附熊本よりの郵報に依る）（下略）

維新の元勲国家の柱石
木戸孝允西京の客舎に逝く

〔五・二八、東京日日〕吁嗟悲いかな従三位内閣顧問木戸孝允君は、去る廿六日の午前六時三十分を以て西京の旅館に卒去せられたりと、君は実に維新の元勲国家の柱石にて、主上の御覚も他に勝れ、朝野の倚頼する所たりしに、一旦病牀に就かれしより諸名医の治療も其甲斐なく、終に鬼籍に上られたるは惜みても猶余りありと申すべし、嗚呼悠々たる蒼天彼何人ぞや。

ジヤム、砂糖漬製造

〔五・二九、讀賣〕四ツ谷内藤新宿の勧農局にて、西洋風のジヤム、桃李などの砂糖漬を製され、八官町十七番地の長久にも売り捌きますが、中々味がよく、追々お国で珍らしいものができるのは結構でござります。

後の赤十字社

博愛社愈々設立さる

――佐野常民大給恒の主唱――

〔六・二七、郵便報知〕　議官佐野常民大給恒の二君が願出たる博愛社の事件は、一時阻格して行はれざるの報を掲載せしが、再び許可せられしに付、其事の採聞し得たるを取りて左に掲ぐ。

博愛社設立の願書幷規則

余輩此惨烈ナル戦時ニ当リ、聊カ報国慈愛ノ義務ヲ取ラント欲シ別紙ノ通、征討総督本営ニ願ヒ出デシ所、速ニ其許可ヲ得タリ、由テ四方ノ君子右ノ主旨ト衷情トヲ洞察シ、厚ク協参アランコトヲ冀フ。

明治十年五月　　　大給恒　佐野常民

此度鹿児島県暴徒御征討ノ義ハ実ニ容易ナラザル事件ニテ、開戦以来已ニ四旬ヲ過ギ、攻撃日夜ヲ分タズ、官兵ノ死傷頗ル夥多ナル趣、戦地ノ形勢逐次伝聞致シ候処悲惨ノ状誠ニ傍観スルニ忍ビザル次第ニ候、抑モ死者ハ深ク憐レムベシト雖モ、生ニ復スル法ナシ、唯ダ傷者ハ痛苦万状生死ノ間ニ出没スルヲ以テ、百方救済ノ道ヲ尽スコト必要ト被存候、固ヨリ政府ニ於テハ、看護医治ノ方法整備スト雖モ、連日ノ激戦、創痍ノ者漸ク増シ、自然御行届相成兼候場合モ可有之ト料察致シ候。

聖上至仁大ニ宸襟ヲ悩シ玉ヒ、屢々慰問ノ使ヲ差セラレ、皇后宮亦厚ク賜フ所アリタル由、臣子タル者感泣ノ外ナク候、就ハ私共此際ニ臨ミ、数世国恩ニ浴シ候万分ノ一ヲ報ゼン為メ、不才ヲ顧ミズ一社ヲ結ビテ、博愛ト名ケ、広ク天下ニ告ゲテ有志者ノ協参ヲ乞ヒ社員ヲ戦地ニ差シ、海陸軍医長官ノ指揮ヲ奉ジテ、官兵ノ傷者ヲ救済致シ度志願ニ有之候、且又暴徒ノ死傷ハ、官兵ニ倍スルノミナラズ、救護ノ方法モ不相整ハ言ヲ俟タズ、往々傷者ヲ山野ニ委シ、雨露ニ暴シテ収ムル能ハザル哉ノ由、此輩ノ如キ、大義ヲ誤リ、王師ニ敵スト雖モ、亦皇国ノ人民タリ、皇家ノ赤子タリ、負傷座シテ死ヲ待ツ者モ捨テ顧ミザルハ人情ノ忍ビザル所ニ付、是亦タ収養救治致シ度、御許可有之候ハヾ、朝廷寛仁ノ御趣意、内外ニ赫著スルノミナラズ、感化スルノ一端トモ可相成候、欧米文明ノ国ハ、戦争アル毎ニ、自国人ハ勿論、他邦ヨリモ或ハ金ヲ醵シ、或ハ物ヲ贈リ、若シクハ人ヲ差シ、彼是ノ別ナク救済ヲ為スコト甚ダ勤ムルノ慣習ニテ其例ハ枚挙ニ暇アラズ候、本件ノ義ハ一日ノ遅速モ、幾多ノ人命ニ干シ、即決急施ヲ要シ候ニ付、何卒丹誠ノ微意御明察、至急御指令被下度、仍テ別紙社則一通相添へ、此段奉願候也。

明治十年　　　議官　大給恒　同　佐野常民

征討総督二品親王有栖川熾仁殿願之趣聞届候事。

但シ委細ノ儀ハ軍団軍医部長へ可打合候事。

五月三日

博愛社々則

第一条　本社ノ目的ハ戦場ノ創者ヲ救フニ在リ、一切ノ戦事ハ曾テ

之ニ干セズ。

第二条　本社ノ資本金ハ社員ノ出金ト有志者ノ寄附金トヨリ成ル。

第三条　本社使用スル所ノ医員看病夫等ハ、衣上ニ特別ノ標章ヲ著シ、以テ遠方ヨリ識別スルニ便ス。

第四条　敵人ノ傷者ト雖モ、救ヒ得ベキ者ハ之ヲ収ムベシ。

第五条　官府ノ法則ニ謹遵スルハ勿論、進退共ニ海陸軍医長官ノ指揮ヲ奉ズベシ。

近日戦地ニ於テ博愛社事務着手ニ付、同所ヘ救療手当差送リ、事務取扱所ハ東京第三大区四小区富士見町四丁目甲ノ九番地華族櫻井忠興邸ニ相定メタリ。

同邸ヘ日々社員事務掛リノ者相詰メ、有志者ヨリ差越ス寄附品ヲ受付ケ、及戦地ヘ差送リ方、并ニ社員或ハ有志者ノ戦地ヘ派出スル世話ヲ取扱フ。

同邸博愛社ノ日用諸物品ハ、悉皆社員ノ持寄リニテ辨ジ、有志ノ寄附スル金円ハ、右等ノ事ニ用ヒズ尽ク戦地救療所ヘ送リ、患者況療ノ用ニ供ス、救療所患者ノ形況及寄附金円遣払ノ計算ハ、明亮ニ有志ノ寄附者ヘ報告シ、其慈善ノ意貫徹シ、本社ニ浪費ナキヲ明カニスベシ。

博愛社ノ願、総督府ニテ許可相成タルコト、新聞紙ニ出シ以来、左ノ郵信ヲ得タリ、府下ノ遠村ニ居リ、殊ニ婦人ノ義、新聞紙ニ注目スルサヘ感服ノ所、義務ニ励ミ先鞭ヲ着ケ、有志者ノ魁ヲ為シタル慈善ノ精神、感心ノ義、士君子亦之ガ為メ一着ヲ譲ラザルヲ得ズ。

郵信ノ文

朝野新聞第千百四十三号海内新報博愛社設立ノ願書并規則ヲ奉ジ手製ノ太白胡麻一樽寄附仕度尤府内ハ手船ニテ即日ニモ運輸仕候聊一片ノ微志夫々経ヘテハ素情ヲ失シ候ニ付不顧無学猶足下ニ言上仕度儀モ候得共急速御指令ヲ相待頓首謹言。

明治十年六月二十四日午前六時投函。

東京第十一大区二小区八右衛門新田六番地所有地

左一郎母　笠原　は舞

博愛社御中

二白、代価相納メ候共就其納候場所相分不申此段至急奉伺候也

前文不為文難読処候得共原文ノ儘ヲ写ス。

右ノ答書博愛社ヨリ其芳志ヲ謝シ、即今戦地救療所ノ入用品不相分候故、代価ニテ差送リ候方便利ト考ヘ候義、且本社事務扱場所ヲ報答セリ。

小学女教員募集

〔七・六、東京日日〕　東京府録事　○女子ニシテ府下小学校教員志願ノ者ハ、試験ノ上採用可相成ニ付来ル十五日迄ニ申出ヅベシ。東京府師範学校ニ於テ、女子公費生募集ノ儀報告候、付テハ各公立小学校女生徒、上等小学科修業ノ者、試験ノ上入学可差許ニ付、志願ノ者ハ来ル十日迄ニ当師範学校ヘ申出ヅベシ。

豪商大倉喜八郎よりの消息

朝鮮に活躍しつゝある

〔七・一二、東京日日〕　此通信は大倉喜八郎氏の来状に係る。大

倉氏は本年二月初旬に、朝鮮に赴かんと横浜より出帆せられしが、途中にて薩賊の乱起るに会し、遂に熊本、長崎、下ノ關等の間に奔走して陸軍の御用を勤め、大に力を国事に尽せり。然るに熊本の連絡既に通じ、賊勢南に遷るに当り、大倉組の手代も処々に出張して、御用を達するに差支なきに至りたれば、喜八郎氏は、宿志の通り六月初旬に朝鮮に渡られたるなり。

釜山浦は日本商人の互市場なり是は兼て徳川家の初頃より、對州に開きたる和館と称する地にて甚だ隘狭なれども、近ごろ大に補理を加へて略ぼ開港場の形を成せり、弁天町と本町の二街あり、海岸通りには数棟の倉庫連なりて其後に房屋あり、管理官は本町の上に在りて遙かに海上を見晴し、左右は松杉森々として生ひ繁り風景ことに宜し。前に一島の横はるあり牧島と云ふ。韓府の牧馬場なるよし是また一景を添得て妙なり。

○右の居留地内には、現今日本人は二百余人ほど住居せり。此外に旅客と旅人などにて二百五十人ばかりも有るべし、大小の和船三十余艘も入港碇泊せり。

○酒もあり、魚類もあり、気候もさほど悪しからず、併し友達はなし、新聞はなしモー一ツもなし、誠に不自由云はんかたなし。（吟香云ふ。僕は曾て大倉君と共に臺灣に従軍せしが、其の時は酒も魚類もなく気候は悪し、友達も新聞も其モー一ツも無つた。

○海岸に一小丘あり、龍尾山と云ふ、清正の祠ありて頗る好景なり。然るに韓人の海岸に来る者、多くは此処を以て放尿所と為す。故に其周囲は甚だ不潔にして臭気甚し。或は時疫等を醸すの恐れあり、近ごろ管長近藤氏の発意にて、其小丘を洗ひ清めて居留地人民の遊歩地と為し、人民の健康を害すると無からしめんと専ら着手中なり。又居留地中に在る川を浚へて不浄を掃除し、井水を注意しなど両三年前に比すれば実に面目を改めたりと云へり。

○朝鮮の国法として、従前より婦人は日本人の居留地館内に入ることを許さず。若し法を犯す者ある時は斬罪なりと云ふ。然るに昨年以来韓地一般の大饑饉にて、貧民の飢餓に迫る者多く、婦女子夜間竊かに和館の内に来りて（居留地を総て館内と云ふ）食を乞ふ者多し。是に於て船人または居留の商人ども、是を憐れみ遂にまた是を愛し、衣食を与ふる者あるを以て、婦女子は容易に去らず。実に横浜のラシヤメン的と一般相似たる景況なり。（西洋人は綿羊毛を以て製したる羅紗を服とす。ラシヤメンの名は蓋し是に因るか、朝鮮は虎皮多し、故に此等の婦女子は宜しくトラメンと名づくべきなり）先ごろこの売淫のことが韓吏の耳に入りて、東萊よりトンビ来り婦人五名を捕縛したるよし。（捕縛吏をトンビと云ふ）然れども此厳法を犯して、夜間竊かに来て食を乞ふ婦人は今に絶えず、凶年の惨状その一斑を見るべし。

○釜山浦より日本道の三十里ほど北に大邱と云ふ所あり、毎年旧暦の二月と、十月に日数二十日ほど大市あり、是を大邱市と云ふ。此時は韓国八道の商人が競ひ集りて、互ひに物貨を交易などして大なる商内あり、重に日本品を持出し、見物もあり、商人もありて甚だ繁昌する事のよし。又平安道の義州昌城にも同様の大市ありて、是には重に支那の品物を持出すよし。此市には支那人も来りて、朝鮮全国の商人が雲集するとの事なり。

○朝鮮政府の人民を牧するや、殊に圧制を極めたる者にて、人民も

また権理の何者たるを知らず、貧を常とし苦を甘んじ、富貴を羨やむの念なきが如く飩食を喰らひ水を飲んで足れりとする風あり。(其くせ狡猾なること猿の如くなれ共) 偶々民間に富裕の者あれば、府使より強て献金を命ず、命に従ふ者には位記等を与ふのみ。(徳川氏の時に御用金を出したるものへ、苗字帯刀を許したるに同じ) 若し命に従はざる者あれば罪科に処するに至る、是に依て人民間に富んで罪を得んよりは、貧にして安眠するに若ずと云ふ里諺あり、故に質素を貴ぶと云ふは口実のみにして、一般に遊惰を事とし、何なりとも口腹さへ満れば足れりとし、又事業を営むの意なし、実に蠢蠢たる愚民どもなり。此調子にては、幾百年を経るとも文明開化の域に進むの日あるべしとは思はれず。

○朝鮮政府の無状なる亦言語に絶したり、昨年の饑饉の如き、人民の道路に飢死する者陸続として相望めども、官吏は恬として見ざるが如く、尚も例に依りて暴政を行なへり。人民は素より無気無力なれば、艱苦を忍んで暴政を甘んじ、更に竹槍席旗を掲ぎ出す程の気力も無き者どもなれば、一人として官吏の暴虐を責むるの意なく、政府は斯の如き者と思ひて只恐るゝこと虎の如く、尊ぶこと鬼神の如し。是に於て官吏は八道無事にして天下太平なりと云ひ、政府は堯天舜日、万民鼓腹の世なりと思へり。

○韓人の衣服を見るに、男子は宛も我国の直垂に異ならず。(思ふに我国の衣服も往古は斯く如くなりしを、人の事業いそがしくなりて、平生に小袖ばかり着ることに成り、夫より今の通りに成りたるか。併し吉備大臣は唐服を模して製せられしと云ふ) また女の衣服は、大に西洋の農婦や下婢の服に似たり。上は筒袖にして腰より下は支那の女の如く、襞の多くある袴を着せり (臺灣生蕃の女は頭が西洋に似たり)。併し感心な事は、婦人はもとより男子にても、馬子、船頭、人足、乞食に至るまでチャンと衣服を着して、胸を広げ袒を脱ぎなどすること無し。日本より出張して居る商人どもが裾を端折り、両脚を出して歩行し、猥りに人に肌を見せることを何とも思はぬをば、韓人ども大いに嘲笑し、無礼の野蛮なりと云ふ者もある由。

○韓人一般に今日の応対の礼は甚だ厚きが如く、談上には閣下云々など総て礼敬を尽したる言語多けれども、其座作進退の様は不行儀千万なること恰も支那人と同様なり。筆談をすれば終日倦まず長座して下らぬことばかり云ふには大に困却せり。又韓人は店頭に来りて、品物を買ふこと両三度に及ぶ時は最はや親友なり、交際厚しとて代金を払はずして、物品を借り去ること一般の風なり、若し借さざれば人情薄しとて怨み憎よし。又僅かの買物に来ても、酒を飲ませよ飯を出せよと云ふ。若し断れば交誼疎しとて嘲る気味あるは変な習慣なり。(我国にも横浜神戸あたりにて、西洋の商館に立入る小商人には此風ある由に聞及べり。)

○昨年の饑饉ゆゑか竊盗は次第に多く、店頭に来りて物を盗み去ること甚だ功者なり。中には用ありげに店に来りて筆談などしつゝ、右の手には高尚なる聖経賢伝の語を写しながら、左の手には鼠小僧の流儀を行なふ者あり、油断の成らぬ奴等どもなり。

○又下等社会の風俗を見るに、男子は懶惰にして女子田畝に耕し男子を養ふ者多し然れども中等以上に至れば、一男子にして妻妾数人を蓄ふる者あり。貴官顕職の者は、六七人より十人位の妾を置く

は、珍しからずと云ふ。
○国内仏教は盛なり。十余年前法国の伝教師ありて、江華島附近まで入込みしに、土人これを憎み乱暴を起しけるにぞ、官史より伝教師を追ひ払ひ、或は是を殺したることある由。
○近頃釜山浦近辺へ四十人ばかりの僧侶が雁行して来たりしは、慶尚道晋州の梵魚寺の禅宗坊主なるよし。此寺には僧侶凡そ三千人も居ると云へり。
○和館内にも仏寺の跡あり、對州西山寺より出張して、東向寺と云ふ寺ありし由、しかれども仏寺の取扱は少なくして、重に朝鮮官吏と往復の文書類を吟味するを以て主任とせしよし。
○東向寺跡より三町ばかり北に日本人の墓場あり此辺を伏兵（ホツペン）と云ふ是は和約以前は総て和館の周囲を柵を以て囲ひ、四方に門ありて其外に朝鮮より番兵を置いて守らしめたりしが、其傍にある墓地ゆゑ伏兵の唱へありと云へり。墓の数は数千あり、みな對州人なるべし。
○和館内に病院あり、濟世醫舘と云ふ、医官矢野氏之が長たり。和韓の人を論ぜず治療を施せり。本年疫病流行の際は、其の効験尤も大なりし由。近ごろ一韓人あり、リウマチスにて久しく片手はきかぬ様に成り居たるが来りて療治を乞ひければ、院長これを診察し、エレキ器械を手に握らせて是を掛けたれば、患者は大いに驚きしが遂に其感力に依て、数年屈伸の成らざりし片腕が立所に自由を得る様に成りしかば、韓人どもは是を見て、是必らず神農の再来ならんと評判せりとぞ。
○貿易物産の内にて、良好の砂金は咸鏡の端川聖代山、平安道の寧邊、江原道の洪川、慶尚道の漆原、咸安その外にも、全羅道の内等より出るよし、人参、牛皮、木綿は諸道に産す、全国すべて鉱脈に富めりと云へり。

利根川治水工事開始さる

封建時代の遺制破壊の賜

〔七・二四、朝野〕投書　○我邦従来治水ノ制タルヤ、一流脈中各管領ノ殊ナルト、工事ニ公私ノ区別有リシトニ因リ、多クハ全川ノ流絡ニ関セズ、一村一己ノ堤塘ヲ保護シテ啻ニ眼前ノ防禦而已ヲ図ルヲ以テ、其ノ施ス所ニ一時其ノ宜シキヲ得ルモ、其ノ上流或ハ水末ノ利害得失ニ至ツテハ、初メヨリ予定セザル故ニ、一朝洪水或ハ水路ノ変換ニ遇ヘバ忽チ其ノ衝路ヲ異ニシ、甲ヲ防禦スレバ乙乃チ破壊シ、随ツテ土功常ニ絶エザルニ至リ、官民ノ費用実ニ鮮少ナラズトス。是ヲ以テ往々改良ヲ要スル有志輩ナキニアラネド、皆旧習ノ蟬脱スルノ難キト至良ノ法無キニ苦シミ、空シク歳月ヲ経過スルコト久シカリシ。頃日聞ク所ロニ拠レバ、土木局御雇工師蘭人ゲアーエツセル氏及ビ同局五等属早川智寛君等、刀根川筋へ派出シ、堤防危殆ノ地ヘ原名「ケレツプ」ト称スルモノヲ築造スル由ナリ。抑モ此「ケレツプ」ハ能ク河心ヲ洩盤シテ全流ノ水勢ヲ均一ニシ、専ラ水路ヲ直流ニ導クノ為メニ造ルモノニシテ、其ノ堅牢ナルコトハ殆ンド三百年間ヲ保存スベシト云フ。去ル明治八年中千葉県下ノ江戸河畔松戸駅ヘ初メテ築造セシニ、爾来幾何ナラズシテ水面稍ク低下シ、大ニ其ノ効績アルニ因リ、這回内務省ニテハ毎歳三万円ヲ消費シ漸次刀根川ヲ改修スルノ（是ヨリ先キ山城ノ澱河モ亦、許多

ノ定額ヲ以テ起業セラレタリ。）目的ナレド巨流ニ比較シテハ定額甚ダ僅少ナレバ、迅速其ノ功ヲ奏スルニハ難キニ由リ、茨城千葉其ノ他本川ニ関渉スル諸県ハ、一週歳ノ土木経費ノ幾分ヲ節減シ、其ノ剰余ヲ積ミ「ケレツプ」築造ノ費ニ充ツル見込ナリト。目下該水工ノ業ヲ伝習ノ為メ、茨城、千葉、埼玉、栃木、山形県等ノ官員数名出張シ、下總ノ關宿、同国中田新田村下金野井古ヶ崎ノ数ヶ所ハ既ニ其ノ業ヲ起シ、最早竣業ニ至ルモノ有ル由。此ノ功成ルニ至ラバ将来堤防に倚ラズシテ水災ヲ免レ、頗ル臨時ノ費用ヲ減少シテ、且ツ通船ニ便ナルハ固ヨリ言フヲ俟タズ、実ニ夏禹モ夢視セザルノ偉業ト称スベキナリ。若シ逐次他ノ水路ニ普及セラレバ、其ノ利全国ニ遍ネカル可シ。（下略）

土佐の三大政党
立志社―静儉社―中立社

〔八・一〇、東京日日〕　土佐国に三大社あり、一を立志社と云ひ二を静儉社と言ひ三を中立社と言ふ。立志社は民権党にして明治七年内閣議合はず、副島、板垣、江藤の諸参議職を退きしとき、板垣君に従て帰県したる海陸軍の士官兵員の設立したる者にして、爾後旧兵員の者増加し、現今は社員凡そ一千二百余名あり。本社は新橋に在り煉瓦石を以て造る、毎月金曜日を以て社員の集会あり。第二局は洋学校を開き生徒三百名を教育す、山田喜久馬氏校長たり。第三局は法律を研究す、島地某之れに長たり。該局の人員は三百余名に過ぎずと雖ども、立志社の精脳は凡て第三局にあるが如し。○静儉社は全くの封建党にして原傳平氏之れが長たり、社員一千五百名と称す。然れども真に同盟の士は八百余名に過ぎず、他は皆な同論の者と言ふ可し、本社は旧城内に在り、漢学校を開き生徒四百余名を教育す。近頃皆な山野の開拓に勉励す。　（以下次号）

〔八・一一、東京日日〕　中立社は民権党に非ず封建党に非ず、恰も立志と静儉の間に中立したるが如き社なり、社員四百余名に過ぎず。今春の頃社員議論紛々として一定せず、殆んど瓦解の勢を成したりしが、佐々木議官入県後は社論忽ち一定し、遂に社説を新聞紙上に公告するに至れり。本社は漢学校を開き生徒六十余名を教育す。此の社は佐々木議官、谷少将の発意に由て設立したる者なれば社員の半は官員なり。其他に県下に在る小社は枚挙に遑あらず、新町に在る者を共行社と言ふ。此社は人員八十余名に過ぎずと雖ども、皆な過激論者なり、素より社員挙て議論あるに非ず、二三有力者の煽動に由て民権を唱ふ。昨今捕縛に就し藤、村松の二氏も亦た此の社員也。

大川淵にある者を南洋社と言ふ。此の社は要伸舎、一歩舎、擴権舎と称する代書代言舎の合併し始て一社を成す者にして、社員八九十名あり。該社の頭取たる可き者は皆な代書代言を以て糊口に安ずと雖ども、壮年輩は激論党なりと云ふ。上町に在る者を方圓社と云ふ。此の社は封建の時代に鶏口組と称する一派の変じたる者にて現今社員七八十余名ありと言ふ。井口に在る者を愛身社と云ふ、此の社は旧と不免俗と称する一派の変じたる者にて、社員は八九十名あり。近頃学舎を設立し少年輩の就学する者百余名あり。右の二社なる頭取たる可き者は皆な立志社員なりと云ふ。江の口に在る者を又

新社と云ふ。此社は近頃書生輩の設立したる者にして人員百余名あり。一時隆盛を極めたりしも此の節に瓦解したり。潮江に在る者を明進社と云ふ。此の社は南洋社員の分裂し玆に此の社を設立す、社員二三十名に過ぎずと雖ども、名誉の在る処は遙に南洋社の上に位せり、真に之を自由党と云ふ。

西郷桐野等脱走——延岡鎮定近し——

〔八・二二、東京日日〕八月十九日午後四時四十分大坂発、山縣参軍より左の通報知あり。昨十七日以来各旅団四面より合囲攻撃、根拠の地既に抜たり。西郷桐野以下窘縮に堪へず、精兵数百を率ゐてエノタケの絶壁を攀登り、我第一第二旅団の前軍と後軍の間に出で、哨兵線を突て西へ向ひ脱逃す、只今尾撃中なり。余賊数千尽く降る、十八日午後五時発。〇日向臼杵郡熊野井浦、萩原三等大警部ら十九日午後十一時着、去ル十五日延岡へ向け進撃の諸道の官軍斉しく進入、賊をショウ野無鹿の両村に攻詰めたり。賊の位置僅か一里四方にすぎず、鎮定近きにあるべし。

唄で知る西郷の企み

〔八・二四、東京日日〕左の唱歌は兼て賊将の何某が作りて昨年より各郷に伝播せしめ、女童部までも謡ひはやす様に仕掛けたるものなりとて、或る人の寄せられたり。其巧拙は暫く措き、早くより今日の企てありしを知るに足るべし。

い　まもむかしも神国なるに
ろ　しやあめりかよふろつぱ
ば　かな夷風に目はくらみ
に　ほんのみだれは顧みず
ほ　うを異国に立かへて
へ　たの将戯の手前見ず
と　られさうだと金銀を
ち　ゐあり顔に無分別
り　よく我儘仕ほうだい
ぬ　すみは官員とがは民
る　ろうの士族おびたゞし
を　ほくの租税罰金を
わ　たくしがちの政事故
か　はる布告は朝夕に
よ　の行末はいかならん
た　かきいやしきわかちなく
れ　いも作法もなくなりて
そ　んは我国益は彼れ
つ　まり夷国の計略に
ね　い奸ものはうち合ふて
な　には兎もあれ角もあれ
ら　い名つふした其時に
む　かしに復るといふたのも
う　そと今こそ知られけり
ゐ　のちを捨て国の為
の　がさず討てよ佞奸を
お　ほ久保三條ちぎり合
く　らす此世は面白や
や　められうかや花の夢
ま　よふ心の末いかに
け　たうじんらに国をうり
ぶ　具も刀も捨てよとは
こ　んきかざる布告なり
え　ぞ地も最早おひとられ
て　ん下の治乱は只今よ
あ　すはかゝらん暗殺に
さ　らば逢はんと思へども
き　よき心は神ぞ知る
ゆ　う士はあまた隠れ居て
め　いを奉ずるものもなく
み　すく〱二人が居る故に
じ　職の人は勤王家
ゑ　い名あへて好まねど
ひ　道を責るは天の道
も　はや此上忍ばれず
せ　めてはつくす武士の
す　まんの民を救はんと
京　をかぎりの死出の旅

官軍の諭達に対する賊軍の返信

〔八・二四、東京日日〕〔前略〕同七日昨六日古江の山上なる哨兵警視二番小隊より、熊ノ江の賊兵等へ宛て一書を投じ、懇ろに大義を論じければ、賊兵等より左の返書を送り来れり。

辱ク警視本部ノ来翰ニ報ズ、抑我ガ義兵ヲ起ス所以ハ、政府タル者人民ヲ保護スベキノ職分ニ有リナガラ、大久保内務卿、川路大警視等何等ノ故ナキニ、陸軍大将西郷隆盛ヲ暗殺セント謀リシコト大久保川路等ノ内諭ヲ受ケシ少警部中原尚雄其他ノ者共白状ニ及ビ、又野村綱ガ自首セシ次第ヲ以テ事明白ニ付、西郷ヲ始メ愛国有志ノ者一同上京シ、何等ノ故ヲ以テ右通ノ御処分相成候ヤ、終始闕下ニ哀訴尋問セント存ジ、途中熊本ニ至レバ恐多クモ在廷ノ奸臣等、上ハ天皇陛下ヲ欺キ奉リ、下ハ万民ニ偽リ己レガ非ヲ覆ハンガ為メ、恣ニ暴徒ノ名ヲ付ケ砲撃ニ及ビ候故不得止場合ヨリ応戦ニ及候儀ハ承知モ有之ベク、素ヨリ天皇ヲ敬シ奉リ、国家ヲ愛スルノ義務ヲ以テ起ルノ我輩ナレバ、我数万ノ兵聊暴逆政府ノ下ニ立ツヲ好マズ、天地ノ義ト倒レ尽キント欲ス。不仁ノ師ヲ以テ我ガ仁義ノ兵ニ抗セントセバ、来リ以テ我鋒鏑ニ当レ、是レ我ガ欲スル所ナリ。書シテ警部士官ニ報ズ。

と書きたり。其迷頑死に至るまで悟らざるは実に憫笑すべし、此後の景況は猶逐次に報道すべし。

静寛院宮（和宮）薨去

〔九・四、東京曙〕第六十三号　〇二品親子内親王本日薨去被遊候条此旨布告候事。

但三日ノ間歌舞音曲等令停止候条、東京府下ハ本日ヨリ、其他ノ地方ハ到達ノ日ヨリ可算事。

明治十年九月二日　太政大臣　三條　實美

×

〔九・四、東京日日〕二品親子内親王（即ち元の和宮様）静寛院宮は、先頃より脚気の御悩みありて、箱根塔の澤の湯にて御養生なりしが此ほど追ひ〳〵重らせ玉ふとの報もありし由にて、既に山岡宮内大書記官は、侍医の諸君と共に去る一日出立にて御容体を伺はれしがその甲斐もなく、一昨二日午後五時すぎ薨去あらせられしよし、同六時発しにて山岡大書記官より電信を以て報ぜられたり。依て即刻杉宮内少輔は属官四五名と共に途に上り箱根へ赴かれしが、御遺骸は明五日に東京へ還らせ玉ふと承はれり。

愛妾お杉涙の別れ

西郷つや物語

〔九・八、朝野〕西郷に愛妾あり、其の名をお杉といふ。都ノ城落去前、西郷延岡に在りてお杉を招きよせ、流石に猛き武士も物の哀れを知りたるか、最早此世の別れぞと、許多の金子を与へつゝ、是れ迄我が身に附き添ふて多年の苦労有り難し、去れど我が身も斯く迄に武運に尽し上からは、是れを此世の名残りとし、何くへなりとも身を寄せて、無事に余年を終られよと、事を分けたる一言に、お杉はワッと泣き伏して、暫し言葉も泣く々々に、せきくる涙押し拭ひ、仰の通りに候得ど、物数ならぬ此身をば、冥加に余る御寵愛、受けし御恩は海よりも、深き情のお言葉に、背くも如何の事ながら、

軍の門出の其の時に、呉れ〴〵御供を願ひしは、女ながらも君のため、惜からざりし命さへ、今まで存へ附き添ひし、君の御最後余所に見て、どうまあ此の場が落ちられませう、此の身は仮令ひ如何なる事ありとも、君の御側に置てたべ、それも叶はぬ事ならば、手打ちになされて下されよと、頻りに歎き悲め共、遂に聞入れなく〳〵も、在り合ふ人々に宥め諭されて、是非なく其の場を去り行し、心中サコソと察せられ、見る人涙に暮れしとぞ、此のこと西海新聞に見ゆ。

西南戦争茲に終幕
巨魁西郷哀れ城山の露と消えて
一朝賊名を蒙りて転戦まさに七ケ月

〔九・二五、東京日日〕 九月廿四日午前十時十分着、鹿児島東伏見少将よりの電報に、今朝四時我手一中隊諸旅団と共に攻撃し、四時半我手城山に登る、賊大敗五時すぎ諸口砲声止む、最後の一戦思ひしより易し。手負八九名即死なし委細は跡より。(右同日午前八時二十五分田ノ浦発)。○同日午前九時三十分田ノ浦発同十時五十分着、鹿児島県官石丸より、小石川砲兵本廠第一課への電報(伊藤工部卿より御屆けに相成る)に、只今賊の根拠を陥いれ西郷、桐野、村田戦死せり。○同日午前五時、加治木発、安藤中警視より電報に、只今都合よく落したり、委細は跡より。○右の如く陸続と其筋に通信の電報にて、さしもの西郷、桐野、村田等の人々が皆戦死して、賊徒の乱は九月二十四日を以て平定せしを見るべし。抑も此の人々等が自己の私憤とは云ひながら、無名の謀叛を起してより天下の兵を引受け、東西に転戦する茲に七ケ月に至り西海道の一半は概ね修羅の巷と成り、官賊両軍は死傷は申も更なり、無辜の人民に禍せしは一方ならぬ事どもなりしが、征討の王師に敵し難く遂にかく殲滅せしは寔に我国の慶福にぞある。某は曰ふ、西郷等は昨日の攻撃に遇ひいづれも自尽せりとの電報ありしと、然るや否やを知らず。但し戦死とある故に、花々しく戦ひて討死せしか、又は腹十文字にかき切りて相果しかそは近日の細報にて判然するを得べし。回思すれば今を距る十年前、即ち明治元年九月二十二日の事なりき、此日は掛巻も畏き天皇の御誕辰にておはしますに付き、此年より始めて天長節の儀式を行はせ玉ひしに、翌日に(九月二十三日)若松の城陥りて、會津の城兵は軍門に降伏したりける、その後に暦制あらたまりて陰陽の別はあれども、十年の後に至り九月二十三日を以て竹の園生の御子の御降誕ありて、其の翌日に鹿児島城の賊を平定せしは、偶然とは申せども僅か一日の違ひにて前後その数を合はするが如きは、誠にいみじき事にていよ〳〵明治の御代の吉兆とぞ存じ侍る。

コレラ全国的に流行 聖慮を煩はせ給ふ

〔九・二六、東京日日〕 前号に記せし如く、聖上は深く虎列刺病流行を歎かせ玉ひ、侍医を召して薬品を調進せしめ、左に掲ぐる心得書を添へて昨日官院省使局、并に東京府へ頒ち賜りしと云ふ。

○コレラ病を発するとき、医師の来る迄に施すべき心得。

第一、暴瀉するときはコレラ薬を二十滴或は三十滴少許の水に和し

十分時或は十五分時毎に用ふべし。（但し吐又は下痢止むときはやむべし仮令吐下やまずとも十回以上は連服すべからず）
第二、手足少しく冷れば温めて半身浴又は全身浴を行ひ、後ち温に着て発汗すべし。
第三、嘔吐はげしくて、薬及び水おさまらざるときは氷の細片を頻に与ふべし。
第四、嘔気心下苦悶等あるものには、胃部又は下腹に芥子末三握麺粉一握を早く混合、酢にてかたき糊の如く煉り、六七寸四方ほどの木綿の切にのばし、皮膚紅くなりて痛をおぼゆるまで貼し置くべし。（凡そ十五分時間より二三十分程まで）。

残忍見るに堪へず聞くに堪へず
日本人と通じた韓夫人の斬罪

〔一〇・二、郵便報知〕朝鮮婦人が日本人と姦通する科にて斬刑に処せられしことは前号の紙上へ掲げしが、此頃其詳報を聞くに、一体朝鮮国にては内国婦人の他国人と通ずるを厳に禁じ、若し此国禁を犯せば本人は勿論、所轄の地方長官も罷職となる程の国禁なるが、打ち続く凶歳に韓婦の食を得るに術なき者居留地に来り、食を乞ふ為に窃に禁を犯して婬を鬻ぐ者あると聞しに、六月十五日三人の韓婦東萊吏員に縛され、七月廿二日其婦人等は右の科に因り、旧設門辺の旧刑場に於て斬罪の刑に処せられたり。其刑場の様子は、東萊釜山水営の三役所より各長官出張し刑案を宣告したる後ち、小さき白羽の箭を耳孔に貫き荒縄にて縛り上げし婦人を刑場に仰臥せしめ、其頭下に木枕を置き、鉈様の刃物を咽喉に当て、上より槌にて打ち首を切り落したりと。此婦人が刑場へ引き出さるゝ時、蕭然として四辺を顧みながら、疾に餓死すべき命を日本人の為めに四五十日生き延び、今日より始て饑餓の苦を免るゝことを得ると云ひ了り涙を流したりと。

西郷の首を拾つた人

〔一〇・四、浪花新聞〕西郷隆盛が首の埋てありし処を見出して取り来られしは、名古屋鎮台の園尾少尉なりと。

鹿児島賊徒征討費莫大
——先月までに三千八百万円——
臺灣征討費の五倍に及ぶ

〔一〇・八、東京日日〕先年佐賀県の賊徒征討費用は、総計九十一万六千二百八十四円七十銭四厘。
臺灣征討費は、七百七十一万八千二百十四円七十一銭六厘。
朝鮮事件の費用は、四十九万五千六百二十三円二十五銭三厘。
にて、右の三口を合計すれば、
九百十三万百二十二円六十七銭三厘。
と成る。然るに今度の征討費を承はれば、先月三十日までに支出せられし高は、
三千八百十六万八千五百七十三円余

なりと云ふ。

隆盛以下埋葬人名

〔一〇・九、大坂日報〕 先般鹿児島浄光明寺内へ埋葬成りし人名は左の通なる由。

西郷隆盛　桐野利秋　村田新八　池上四郎　桂久武　逸見十郎太　別府晋助　山野田市助　郷田庄之丞　高城十次　岩本平八　松田幸内　蒲生彦四郎　平野正助　濱田庄八　小倉壯九郎　石塚長左衛門　西郷休右衛門。

同断降伏の魁首。

高城七之助　別府九郎　伊藤直次　小久保新助　野村十郎太　河野圭一郎　土師孫一郎　伊知地宗之助　神宮司助左衛門。

同断降伏の際、殺されたる人名は

仁禮新左衛門　中島健彦　松本龜五郎　汾陽五郎右衛門。

其の挙其の心に非ざるを知り
吾、君の心を悲しまざるを得ず

山縣参軍より西郷に送れる書

〔一〇・二四、朝野〕 左の一篇は山縣参軍が本年四月下旬熊本に在るの日、西郷へ贈られたる書簡なる由。

山縣有朋頓首再拝謹デ書ヲ西郷隆盛君ノ幕下ニ啓ス。有朋ガ君ト相識ルヤ茲ニ年アリ。君ノ心事ヲ知ルヤ又蓋シ深シ。曩キニ君ノ故山ニ帰養セシヨリ已ニ数年、其ノ間謦咳ニ接スルヲ得ザリシト雖ドモ旧雨ノ感ハ豈一日モ有朋ガ懐ニ往来セザランヤ。図ラザリキ一旦滄桑ノ変ニ際遭シ反テ君ト旗鼓ノ間ニ相見ルニ至ラントハ。君ガ帰郷セシヨリ以来世論ノ鹿児島県士ニ於ル、其状ヲ云々スルモノ概ネ皆曰ク、西郷其謀主タリト。曰ク西郷其巨魁タリト。有朋独リ之ヲ排斥シテ然ラズトセシニ、今ニシテ乖離ス、嗚呼復何ヲカ言ハンヤ。雖然窃ニ有朋ガ見ル所ヲ以テスレバ、今日ノ事タル勢ノ不得已ニ由ル也。君ノ素志ニ非ザル也。有朋能ク之レヲ知ル。夫レ君ノ徳望ヲ以テ鹿児島壮士ノ泰斗タリ、寔ニ君ニシテ初ヨリ異図ヲ懐カバ何ゾ其名ナキヲ患ンヤ、何ゾ其機ナキヲ苦マンヤ。而シテ今日薩軍ノ公布スル所ヲ見ルニ、罪ヲ一二ノ官吏ニ問ハント欲スルニ過ギズ。是果シテ挙兵ノ名義ニ適セリト云ハンヤ。佐賀ノ賊先ニ誅セラレ、熊本山口ノ叛後ニ敗レ、天下ノ士民ハ漸ク自省ノ志ヲ立ントス。是果シテ掲旗ノ好機ヲ得タリト云ハンヤ。君ノ老練明識豈之ヲ知ルニ難カランヤ。而シテ今日アリ乃チ君ノ干リ知ル所ニ非ザルヲ見ルニ足ル也。説者曰ク、天下不良ノ徒ハ密ニ西郷ガ山林ニ韜晦セシヲ奇貨トシ、功名ヲ万一ニ僥倖スルノ念ヲ懐キ、其時勢ニ阻隔スルノ機ニ乗ジ、百方其辞ヲ巧ニシテ朝廷ノ政務ヲ譏誣シ、人心離散シテ黎民其生ヲ聊セザルガ如キ妄説ヲ虚構シ、西郷出ズンバ蒼生ヲ奈何セン、西郷ニシテ義兵ヲ鹿児島ニ挙ゲ、人民ノ塗炭ニ座スルヲ救ハント欲セバ、天下皆靡然之ニ応ズベシト慫慂セシモノ蓋一ニシテ足ラザル也。西郷ノ卓識ヲ以テ其虚構タリ譏誣タルヲ洞察スルニ難カラズト云ヘドモ、奈何センヤ浸潤ノ致ス所ハ衆口以テ金ヲ鑠シ、遂ニ西郷ヲシテ今日アルニ至ラシメタリト。聴者皆之ヲ然トス。而シテ有朋独リ之ヲ然リトセズ。蓋シ君ニシテ此志アラバ単騎ニシテ輦下

ニ来リ、従容利害ノ在ル所ヲ上言スルニ何ノ妨アランヤ。君モ亦固ヨリ之ヲ知ラザルニ非ザルベシ。是有朋ガ説者ノ言ヲ聴テ君ノ志ヲ得タリトセザル所以ナリ。（以下嗣出）

〔一〇・二五、朝野〕山縣参軍より西郷へ贈られたる書簡の続き。

思フニ君ガ数年ニ育成セシ壮士輩ハ初ヨリ時勢ノ真相ヲ確知シテ人理ノ大道ヲ履践スルノ才識ヲ欠キ、成ハ不良ノ教唆ニ慷慨シ或ハ一身ノ轗軻ニ悒鬱シ、不平ノ怨嗟ハ一変シテ悲憤ノ殺気ト成リ、再変シテ砲烟ノ妖気ト成ル。君ノ名望ヲ以テスルモ尚之ヲ制馭ス可カラザルニ至ル。而シテ其名ヲ問バ則曰ク西郷ノ為ニスル也、其議ヲ聴バ則曰ク西郷ノ為ニスル也ト。情勢已ニ迫ル斯ノ如ク夫然矣、君ガ平生故旧ニ篤キノ情交ニ於テ、空シク此壮士輩ヲシテ徒ニ方向ヲ誤リテ死地ニ就カシメ、独リ余生ヲ全ウスルニ忍ビズ、於是乎其事ノ非ナルヲ知テ壮士ニ奉戴セラレタルニ非ズヤ。然則今日ノ事タル、君ハ初ヨリ一死ヲ以テ壮士ニ与ヘント期セシニ外ナラザルガ故ニ、人生ノ毀誉ヲ度外ニ措キ、復天下後世ノ議論ヲ顧ミザル而已。噫君ノ心事タル寔ニ悲シカラズヤ。有朋ガ君ヲ知ルノ深キヲ以テ君ガ為ニ悲ムヤ亦太ダ切ナリ矣。雖然事既ニ今日ニ至ル之ヲ言フモ益ナシ君何ゾ早ク自ラ謀ラザルヤ。交戦以来已ニ数月ヲ過グ、両軍ノ死傷日ニ数百、朋友相殺シ骨肉相食ム、人情ノ忍ブ可カラザル所ヲ忍ブ、未ダ此戦ヨリ甚シキハナシ。而シテ戦死ノ心ヲ問バ敢テ寸毫ノ怨アルニ非ズ。王師ハ兵隊ノ武職ニ依リ、薩軍ハ西郷ノ為ニスト云フニ出デズ。夫レ一国ノ壮士ヲ率キテ天下ノ大軍ニ抗シ、劇戦数旬挫折シテ猶未だ撓マズ。又以テ君ガ威名ノ実アルヲ示スニ足レリ。而シテ君ガ麾下ノ将校ニシテ、善戦フ者ハ概ネ死傷シ薩軍ノ復為ス可カラザルヤ明ナリ。将タ何ノ望ム所アリテカ徒ニ守戦ノ健闘ヲ事トスルヤ。説ク者ハ必ズ曰ハン、西郷ハ事ノ成ラザルヲ知ルト云ヘドモ其余生ヲ永クセンガ為ニ、千百ノ死傷ヲ両軍ノ間ニ致スヲ愍マザル也ト。有朋固ヨリ其然ラザルヲ知ルヲ以テ、君ノ為ニ之ヲ痛惜セザルヲ得ズ。願クバ君早ク自ラ謀リ、一ハ此挙ノ君ガ素志ニ非ザルヲ証シ、一ハ彼我ノ死傷ヲ明日ニ救フノ計ヲ成セヨ。君ニシテ其謀ル所ヲ得バ兵モ亦尋デ止マンノミ。嗚呼天下ノ君ヲ今日ニ毀誉スルヤ極レリ。憲ノ存スル所ハ自ラ然ラザルヲ免レズト云ドモ、想フニ君ノ心事ヲ知ル者モ亦独リ有朋ノミニ非ズ。何ゾ公論ノ他年ニ定ムル所ヲ慮ラザルヤ。故旧ノ情ニ於テ有朋切ニ之ヲ君ニ冀望セザルヲ得ズ。君幸ニ少シク有朋ガ情懐ノ苦ヲ明察セヨ。揮涙草下不得尽意、頓首再拝。

「猫入らず」売出

〔一一・九、郵便報知〕神田旅籠町三丁目は門並み芸者屋にて、一名講武所芸者新道と唱ふ位なるが、此程同町内に風雅な家を造り門口に猫入らずと筆太に記せし看板を見掛たり。是は定めて当時流行の半会席三分亭の趣向にて、割烹に吟味すれば芸妓の為めに糊口するのにはあらぬとの用心ならめと立寄り見れば、料理店めきし容子もなきゆへ訝りて尋ぬれば、矢張り例の鼠取薬を売る売薬家なりしと。

東京府大森で古代遺跡発見

〔一二・一六、朝野〕一昨十四日田中文部大輔より上申になりし

大森村古物発見概記の写。

考古学ノ世ニ明ラカナラザルヤ久シ、曩ニ漸ク古物学ノ一派欧米各国ニ起リシヨリ、古代ノ工様ヲ今日ニ徴スベキ者ハ普ク之ヲ採集シテ博物館ニ貯蔵シ或ハ之ガ為メ特ニ列品室ヲ設クル等競テ下手セザルハナキニ至レリ。現ニ東京大学理学部教授米国人エドワルド、エス、モールス氏亦夙ニ意ヲ此ニ着シ、乃大学ニ於テ特ニ列品室ヲ創置センヲ明シ、嘗テ古物採集ノ挙ニ拮据セシニ、本年九月中汽車ニ駕シ東京府下大森村ヲ駛行スルノ際、玻璃窓ヲ隔テヽ一丘崖ノ貝殼ヲ堆挾シ隠々トシテ含有物アルノ兆象ヲ瞥見シ、心頭頗ル感触ヲ発シ他日二三ノ生徒ヲ率キテ其地ニ至リ更ニ確鑒スル所アリ。因テ□掘ノ工ヲ起セシニ、果シテ古代人種ノ製造ニ係レル物品ノ埋セルヲ発見セリ。其種類ハ凡ソ奇形ノ陶器或ハ牙角及石製ノ器具等ニテ其他未ダ何状何用タルヲ詳ニセザルモノ若干アリ、是ニ於テ該品ハ悉皆大学ノ所有ニ帰セシメ、其中各色ノ文彩ヲ存シ、体質苟完ナル部類ヲ撰択シテ教育博物館ノ儲備トナセリ。玆ニモールス氏ノ所見ニ拠ルニ、此発見品ノ中同種ニシテ複出スルモノハ、之ヲ海外著名ノ博物学士ニ逓与シ其国剰余ノ古物ト交換セバ、互ニ地球上往古人種ノ実蹟ヲ徴照スルノ利益アルベク、且此種ノ品類ハ務メテ之ヲ悠久ニ保存シ、私利ヲ営ズルノ徒ヲシテ或ハ海外ニ濫出セシムル等ノ弊害ヲ未萌ニ防止スベキ緊務トナセリ、今謹デ該品ヲ把テ聖覧ニ供スルニ方リ、聊カ事由ヲ概記シテ進呈ス。

明治十年十二月　文部大輔　田中　不二麿

コレラ病治療の医者を 竹槍一揆が叩き殺す

〔一二・二六、朝野〕避病院の事に付いては、東京でさへ我利々々連中は、生肝を取られるの生血を絞られるのと言ひましたが、房州長狭郡貝渚村を始め各村の者共が例の妄説を信じ騒ぎ立ち、幾ら役人が説諭されても聴き入れず、去月下旬数百人集会し銘々竹槍棒千切木等を携へ、前原町の病院を取り巻き院長沼野某を打ち殺し、他の医員は辛じて僅かに逃げ去りしかば暴民共は病人を引き出して夫々連れ帰る処へ、同所の警察分署より巡査が出張して種々説諭すれども聴き入れざるのみか渡辺某に疵を負はせたるにより、千葉警察署よりも同じく出張して説諭され漸く鎮まりたるが、追て暴民共は日々十名づゝ拘留になり此ごろは大に悔悟したる体なりと。沼野氏はとんだ災難にて誠に気の毒な次第で御座る。

明治十一年
（一八七八年）

年賀広告の始

〔一・四、大坂日報〕 三始新ニ開ケ三朔新ニ頒ツ、万里同風芽出度五辛ノ盤ヲ奉ジ、七松ヲ折リ、四方ノ君子万福御越年ヲ賀シ奉ル。次ニ弊舎ニモ多子ノ鴻恵ヲ以テ、恙ナク年ヲ加フルヲ得タリ、又何ノ幸カ之レニ過ギム、一々芝顔ヲ拝シ謝辞申シ述ブベキノ処、時運ノ便、新聞紙ノ余端ヲ藉リ、四方ノ君子足下ニ万謝シ、兼テ愛顧ノ年ト換ハラザランコトヲ、一ニ是レ希フ、頓首敬白

大坂東横堀新築地一番地
宿屋料理業　多景色楼
寶田　寅之助

後年重大の問題となりし
乃木聯隊の軍旗紛失事件

〔一・八、朝野〕 歩兵第十四聯隊は昨年二月下旬、薩賊熊本城を囲むの初め、応援として小倉営所より迅速熊本に繰り込むの際、植木に於て賊の別軍と行逢ひ直ぐに開戦し、聯隊長は負傷、大隊長及旗手は戦死を遂げ、軍旗を失ひしにより右の趣征討総督より奏聞せられ、更に軍旗授与を仰出され、総督より谷少将へ左の通り達せられたりとぞ。

歩兵第十四聯隊、本年二月植木駅ニ於テ劇戦ノ際、旗手戦死ヲ遂ゲ軍旗紛失之処、爾来益奮励各地ニ転戦能其効ヲ奏ス、依テ更ニ軍旗授与候条、此旨該隊へ可相達此旨相達候事。

高島嘉右衛門の創設せる
横浜瓦斯局を市に買収
其の前払金一件で大紛議

〔一・二六、朝野〕 各社の新聞にも出ましたが、此比横浜にて早矢仕有的（丸屋善八後見金澤廉吉外七十四名総代）外三名が、同所区長今西相一外六名の正副戸長を相手取り、去る八日神奈川裁判所へ訴へ出たる一件は、去る明治八年六月高島嘉右衛門創設の瓦斯局を大凡卅万円にて横浜市民へ買ひ入れ、十万円は共有積金、二十万円は大蔵省より同所市民への借入金を以て仕払ひ、猶負債を存せり、然るに、区戸長は明治十年七月専断の所置を以て、共有の金一万三千五百円を高島嘉右衛門へ附与せし理由了解し難きに付、尋問に及びたる処、瓦斯局の営業上純益あらば年々其の二十分一を高島へ附与すべき約束にて、本年に至り純益を見たるに付、向ふ三十五ヶ年同様の利益有るものと見据ゑ一時前払ひになし、永久二十分一を払ふ約を廃せり。区戸長は学校水道等にも皆専断の権有り、瓦斯局のみ専断すべからざる理なしとの答なれども、正副区戸長の印のみを以て共有の地所建物を売買したるものは、総て売買の効を有せずとの公布も之れ有り授受の効無きものに付、与ふると与へざるとは一同の評議を以て決定仕度、右金員は利子を添へ一旦取戻し候やう仕度、公明の御裁判を仰ぐとの趣意なり（跡は追々）

玄関も破風作で純日本式の　番町小学校

〔二・四、東京曙〕　番町学校を建築されしや、洋風めきたることは少しも交へられず、玄関は破風作り屋上は一体柿葺にて、正面に番町學校四大字（楠本知事の筆）の額を掲げ、講堂の両側三十間を生徒の修行場となし、外に食堂あり運動場等もありて、頗る広大なる構へなり。さて前号に記載の通り、一昨二日の開校式には、日本全国図の軸を床に掲げ、左右に松竹梅を瑠璃色の鉢に植て飾られしは艶麗なる異花奇草よりも却て見所ある心地せられたり。午前十一時東京府知事式に臨れ、学務掛りの官員数名第三区々長これに従ひ、校長始め男女の教員五六名にて男女の生徒は四百名余、それ〴〵の席に列し、教員はいづれも祝辞（数通あれど略す）を朗読せし後、生徒等読書、運動の業をも一見の上退校せられたるは、正午十二時なるべし、右開校の祝意を表して華族井伊直憲君より蒸籠十個を贈寄せられ、議官福羽美静君よりは左の歌を贈られたり。

番町学校の落成をことほぎて

議官従四位　福羽美静

たふとしな学の庭のとのつくり　つくるは人をつくると思へば

いひふりし雪のまどにも螢にも　まされるかげとたのむ軒かな

日本朝野の同情をあつめたる

支那北部諸省の大飢饉

〔三・五、朝野〕　支那救恤記事

今度第一國立銀行頭取澁澤榮一君始メ合議シ、現今支那ニ於テ飢饉ニ迫ル窮民ヲ救助セン為メ、同志ヲ募ラルヽノ挙有リ、実ニ美事ナリ。因テ雑報内ニ当分一欄ヲ設ケ其ノ顚末ヲ記セントス、今先ヅ其広告ヲ記シテ諸君ニ報道ス。

支那北部諸省ハ往々歉食ノ災ニ遇ヒ、特ニ去年ノ凶歳タル陝西山西ノ二省ヨリ直隷ノ南方ト河南ノ北方ニ跨リテ最モ不登ノ甚シキヲ以テ、其積蓄ノ米穀疏菜ノ類ハ已ニ昨冬ニ消尽シ、現今ハ諸省数千万ノ人民ニシテ食ヲ求メテ得ザルガ為ニ餓莩道路ニ相望ムニ至ル。是ヲ以テ清国政府ハ鋭意シテ救恤ヲ事トシ、遠ク南部ノ粟ヲ移シテ其急ニ周クシ、各省ノ縉士豪族モ亦財ヲ擲チ、資ヲ醵メ、以テ其ノ餓死ヲ救援スルヲ懈タラズト雖ドモ、奈何センヤ彊域ノ広キ窮民ノ多キ未ダ其凍餓ヲ免レシムルニ足ラズ、今日ニ於テ益々其惨状ヲ極メ、吾輩ガ聞クニ忍ビザルノ苦境ニ陥リタリ。

其邦域ヲ殊ニシ其言語ヲ異ニシ其風俗ヲ同ウセザルモ、均シク是レ坤輿ノ生民ナリ、彼ノ諸省ノ民ニシテ独リ餓死ノ窮厄ニ遭フヲ傍観シ、恬トシテ之ヲ憫マザルハ、之ヲ生民ノ道ト云フベケンヤ、夫レ窮ヲ憫ミ厄ヲ救フハ慈善ノ情ニ発シテ、実ニ人生ノ徳行タルハ識者ノ知ル所ニシテ、今ヤ隣邦ノ人民ノ此厄運ニ際スルヲ見、吾人亦宜シク今日救助ノ義挙ヲ以テ、公ニシテハ善隣ノ誼ヲ表シ、私ニシテハ惻隠ノ心ヲ発スベキノ時ナリ。是ヲ以テ吾輩ハ玆ニ若干ノ醵金ヲ集合シテ先ヅ賑恤ノ資ニ供シ、併テ世上ノ諸君ニ勧奨セント欲ス。蓋シ瑣々タル捐資ハ固ヨリ、四省数千万ノ飢餓ヲ救フニ足ラズト雖ドモ、苟モ数円ヲ以テ一人ノ為メニ数日ノ命ヲ繫グニ足ラバ、則チ数千円ヲ以テ数千人ヲ援クルヲ得ベシ、是即チ吾輩ノ志ナリ。

冀クバ諸君自ラ其家庭ノ豊厚ニ応ジテ捐助セヨ、捐金ノ大モ之ヲ吝ム事勿レ、捐金ノ小モ之ヲ慙ル事勿レ、吾輩ハ吝且慙ヅル事ナク、既ニ応分ノ捐助ヲ為スニ決セリ、諸君幸ニ之ヲ詳カニシ、左ノ開条ニ従テ施行スル所アレ。

一、醵金預リ所ハ第一國立銀行及ビ三井銀行ノ両店ト定ム。

一、故ニ両行ノ支店アル地方ハ其支店ヘ預クベシ、其支店ナキ地方ハ郵便為替等ヲ以テ直ニ両行本支店ノ内ニ送ルベシ。

一、各本店ハ金額人名ヲ日報〔東京日日〕朝野報知ノ三新聞ニ掲ゲテ出金ノ諸君ヘ領受ノ意ヲ表スベシ、故ニ両行支店ニ於テハ此醵金ヲ預カラバ、即日其品数及人名ヲ本店ニ郵送スベシ。

一、醵金ノ募集ハ来ル四月三十日ヲ限トスベシ、故ニ遠方ノ諸君ハ右期限ニ後レザルヤウ注意アランヲ乞フ。

一、募集ノ金額ハ可成丈ケ本邦ノ米穀ニ替ヘテ輸送スベシ。

一、輸送セシ米穀ヲ実地賑済スルノ手続及ビ募集ノ金額仕払ノ計算等ハ、追テ前ノ三新聞ニ掲載シ、詳細報告スベシ。

第一國立銀行頭取　澁澤榮一
三井物産会社総括　益田　孝
三菱会社社長　岩崎彌太郎
廣業商会社長　笠野熊吉

芸を売る者は乞食にあらず

〔三・一〇、朝野〕街頭にて三絃などを弾じ、芸を鬻ぐを名とし、其の実は暗に米銭を哀求するの外ならず、右等の如きは尋常乞丐を以て取扱ひ然るべき哉と、六方面署長より本署へ伺はれし処、芸を鬻ぐ者は乞丐と見做し難しと指令に及ばれたり。

川村海軍大輔が力瘤を入れて

築地に海軍兵学校の新築

海軍本省などは一の事務所であればよいと

〔三・一六、東京曙〕今度新築さるゝ海軍の兵学校は、工部省より掛りの官員出張の上、海軍営繕掛りと共に建築せらるゝに総体煉瓦造りにして、生徒等房室の間取りを便利にかまへ、殊に空気をしてよく流通せしめ、第一身体の健康を害せざるやうに注意せられ、且つ暖室器を設くるはいふに及ばず、瓦斯を曳て燈を点ずる等のことに至るまで、諸事完全なる建築方なるよし。さて河村海軍大輔の兼ての見込みは、右の学校に海兵の営所と軍艦さへ全備整頓するにおいては、本省などは事務を取扱ふに差支へなき程にて事足れりとのことなるよし。

宮内省と工部省との間に

初めて伝話機を架設す

〔四・五、朝野〕伝話機は近比米国のボストンに於て発明になり、本年二月比我邦に舶載し、宮内省と工部省との間に架け渡しになりし事は世人の知る所なるが、今度府下南金六町九番地諸器械製造所田中久重氏は、其の機関の理を推測して新たに之を製出し、其表通りの本店より裏通りの往還を隔てたる店へ之を架け渡せしとの

報を得て、社員も早速出張して試みし処何事も話しが出来て、更に差支無し、其の器械は至て軽便なるものにして、形は長さ五寸計りの横槌様の物なり、中間に二条の銅線を通じ置き、双方にて其の機械に口を当て、切り辞にて話しを為せば用向は十分に辨ぜり。其の電気を用ひず、唯其の機械の中部に用ひたる「マグネット」の力に由れるものなり、実に近来新奇なる巧思と謂ふ可し、日用の事に供して便利なるは勿論、戦地等に用ひなば其の巧用は定めて著しかる可し、且つ甚だ廉価にして出来する由。斯る便利なる機械が内国人の手にて製出し得るに至れりしは、誠に悦ぶ可き事なり。

又同店に於て新たに、タイムスイッチと云ふ東京正午の号砲を一時に全国に報ずる機械を製造し、今度木挽町の中央電気局に装置になり全国の各分局へ通ずる筈なりしが、線が間に合はずして開業式には後れたりと。

小笠原の戸数三十　木耳取が大儲

〔四・六、朝野〕 小笠原島へ米を持渡りて、此頃帰京せし人の語りしに、漸く家数は三十軒計り、外国人の家も三十軒程あり、造り方は草屋根にてざつとした物なれども、追々戸口は増しさうな様子。扨驚くべきは此島の木耳(キクラゲ)取りなり、是れは谷々の間を捜す事故危嶮をわたり、随分骨の折るゝ事なれど其の代りに一日に八円位の木くらげを取得る事ありと云ふ。

海上も噂と違ひ至つて渡海も容易すければ、追々往復の商人が多くなる、此々は暖気にて、茄子南瓜が盛りに熟す、余り珍しければとて南瓜など持帰りしと云ふ。

東京市中の景気 ——盛衰さま〴〵——

〔四・一一、朝野〕 此節東京の商法は如何と探訪するに、呉服物は中位の景気、古着は勢ひ甚だ善し、質屋は場処によれども入質少なく出質多し、建物荒道具は気込みよく中道具は先づ可なり。古物小道具に至ては安ければいくらでも売れる、書画は善き物稀なる故か沈みたり。書林は随分繁昌、殊に近来は古本類大に売れる。舶来品は、先達ての洋銀の狂ひより、元方が高くなり損得さま〴〵、時計はちと剱さきがとまり、米価は下り口が立ちし様なれど、行く先きは意外の高直有る可き気色。其他小間物、荒物、漆器、陶器、紙、煙草類は平穏にして、勉強次第の盛衰なり。料理屋も甚だ繁昌の家もみゆれど、花の三月且つ天下太平の時節に比較しては不印の方なり。待合船宿も客は有れど棒の降る天気を心配の様子。此頃の流行は大道の煮売り見世と西郷講談、辨当持参の散歩、書画俳人の会、風邪に疝気、説教、おやまかちやんりんに巾着切りだと云ふ、併し探訪が違つたら御免。

越後高田　石油の概況

〔四・二一、朝野〕 ○頸城郡石油脉は高田東山（高田城中より近きは一二里遠きも四五里を出でず）より米山辺迄約十里間に亙り、石油の出づる越後第一等に居れり。其穿井汲取の業は既に数十年の前に起り、俗に草生水(クサウヅ)と唱へ人家稀に用ひ来りし者なるが、近頃西洋石油の輸入して其大切なるを知りたるより、一時に掘取の事業を盛んにし、竟に石油盛出の今日あるを致せるなり。

其最も古るくより掘取り来れるは、東山手立野、筒形の油井にして其他深澤、玄道寺、四ツ谷、田屋、澤田等凡そ十ヶ村に蜂の巣の如く穿ちたり、皆彼の遠州の相良、中越後の妙法寺抔に同じく、最良の軽油（其澱滓僅に原油十分の一）にして信州地方、秋田、下越後等の重油の比にはあらず、就中尤も盛なるは深澤なり。同村字荻平に昨十年七月より西洋鑿井機械一基を据え付け、其間種々の失誤もありたれど、即今に至りては追々出油の見込も立つ程になれり。此器械は元来石坂周造氏が米人「ダン」氏を雇い出雲崎に於て起業せし者を、当高田石油穿井協力社にて借り受けたる由、瀧澤定之助氏之が頭取となり篠原某等之が補助と為り、大に将来に期する所有り、而して方今も石坂氏とは絶へず交通すれども、資金の一項に於ては絶て関係なしと云ふ、若し此の挙其目的を愆らざらしめば追々は盛んに西洋油井を穿つを得べく、さすれば第一外国の輸入を拒絶し、遂には米国と頡頏するを得るに至るの大補益ともなる可し。却説く深澤に在るは成坑四百田油坑百ヶ所にして、月々の出油六百石其他、玄道寺、立野、筒形等の、石油商会製造の手を経ざるもの毎月五百石に下らず。是れ固より今日迄の概算にして、明日幾百千石を出すの油坑を得ざるを保たず先づ一月千石と低下の平均を取り、製油一升拾銭の割を以て算するも一月一万余円を得べし。其輸出は重に長野県下一般、加能越、羽前羽後地方にして、追々は東京大坂其他の需用にも盛んに供し度き見込なり。其製造方は当高田稲田飛地に在る石油商会最も盛んなり。資本金二万円を以て立てたる者にして、西洋風の築造数棟あり、蓋し製造の方盛なれども製造すべき原油の乏しきには困ると云ふ。

〔四・二五、朝野〕〇穿井汲油の方を述ぶれば、即今未だ一つも西洋法に出づるものは無し、皆因襲の本邦法を以てす、其の和洋を比較して利害の一端を挙ぐれば、本邦法は油井の広さ四尺五寸四方程のものならざるを得ず、随て地中隠在の石油其の幾分を蒸発し去るの患あり、幸に石油の為めに身を犠牲にする役夫あるに因り、蹈鞴の功を以て新鮮の空気を獲て、能く地中数十間の深底を掘鑿するを得るも、之を西洋錐鑿機械の油坑の直径僅に六寸にして、其深さ幾百十間の遠きに達し、容易に堅石を穿ち敢て湧水を恐れず、快活の地上に安坐して、無量沸出の石油を得るに比すれば、其優劣復た多辯を須たざるなり。（下略）

大久保内務卿遭難実記

〔五・一五、東京日日〕前に掲げし太政官の御布達を見よ、嗚呼明治十一年五月十四日は是れ如何なる日ぞや、参議兼内務卿正三位勲一等大久保利通公は参朝の途中、紀尾井町に於て兇賊の刃に掛り遂に命を隕されたり、此日は太政官に於て海陸軍の将校に勲章を授与せらるゝに付き、公は午前八時馬車にて裏霞ケ関の邸を出でられ紀尾井町一番地へ差掛らる、爰は右の方は北白川宮の邸の後ろに当り、左の方は華族壬生基修君の邸なり、両側ともに小高き土墻を築き、壬生邸の方は墻の内に桑の樹を植ゑ其間には夏草たかく生ひ茂りて人の背をもかくしつべく、常にさへ往来のまれなるに、早朝と云ひ空かき曇り今にも雨降り出ん気色なれば、道行く人もなくて只前路に書生ともおぼしき二人りの若き男が、手に花を持ち立止まりて何か戯れ居たるが、先きを払ふ馬丁（名は芳松とか云へりと）は駈

け抜けて紀尾井坂の方へ走る後ろより、馭者（名は太郎とか云へりと）は馬に鞭ち、赤坂御門の前を左へ曲て壬生邸の横を走らす折しもあれ、左の方に板もて囲ひたる街厠の蔭より四人の男現はれ出で、おのおの表着袒ぬぎて両袖を腹のあたりに緊と束ね白き筒袖の肌着を袪はし、手に〳〵長脇差を抜きつれ左右一時に馬の前足を薙ぎ倒せば、馬は堪らず足を折り一声嘶きて倒れ臥すにぞ、馭者は驚きて手綱を放し狼藉者と呼はりつゝ飛び下らんとする処を、兇徒はツト進みて一刀にて肩先きより乳の下まで切り下ぐるや否や、二三間先に歩みし二人の男も手に持ちたる花を捨て、那処にかかくしたりけん同じく抜刀を振りかざし、六人ひとしく車の上へ走り上るを、内務卿は車の左の方より地上に下り立んとせられしに、先きに立ちたる一人りの兇徒が頭を目がけ支へられし手と共に眉間より目際まで切り付け、車より引出して乱刀に切り倒し、頓て短刀を採り直し留めを刺んと頸の横より鍔際まで貫きしまま抜もせず、其余の刀も馬車の中へ投げ込み（或は云ふ道傍の草中に捨てたりと）、早くも麹町の方へ立去りける。（下略）

米国の友誼と正義の主張

下ノ関事件の賠償金残余を日本政府に還与せんとす

〔五・二三、東京日日〕下ノ関ニ変アリテ、日本政府ニ償金ヲ要求シタルヨリ今ニ至ルマデ実ニ十余年、而シテ日本政府ハ其後数度ニ其償金ヲ払渡シタレトモ、其期限ハ約定ヨリモ後レタリ、故ニ今条約ノ明文ニ由テ、日本ヨリ受取リタル金額ヲ総計スレバ、元利ヲ併セテ殆ド百五十万弗ニ達セリ。

千八百六十三年ニ長州侯ガ米国ノ商船ペムブローク号ヲ下ノ関ニ襲撃シタルヨリ、日本政府ハ合衆国ニ右ノ償金ヲ払渡スコトナリタリ、元来長州侯ハ当時ノ幕府ガ外国ト和親貿易ノ条約ヲ訂盟シテ、条約ノ義務ヲ尽サント欲スルニ拘ハラズ、既ニ米船ヲ襲テ又佛朗西及ビ荷蘭ノ船ニ砲発シタルニ付キ幕府ハ条約諸国公使ノ助言ニ由テ長州侯ヲシテ幕府ニ服従セシメタリ、於是ヤ条約諸国ハ其損害ト失費トノ為メニ償金ヲ日本政府ニ要求シ、日本政府ハ遂ニ三百万弗ヲ条約諸国ニ払渡スベキ旨ヲ承諾シタリ。（合衆国ニ受取ルベキ割前ハ七十八万五千弗ナリ）

右ノ償金ヲ以テ合衆国ノ損害ト失費トヲ尽ク払ヒ了リテ尚ホ多分ノ残余ヲ生ジタレバ、委員ハ乃チ日本ト合衆国トノ交誼ヲ重ジ、忠愛ノ心ヲ推シテ、其残余ヲ日本政府ニ還与スベキ旨ヲ主張シ、之ヲ以テ合衆国ノ正義トナス。

東京株式取引所設立広告

当時の定款の一サンプル

〔五・二四、東京曙〕明治十一年五月四日太政官第八号公布株式取引所条例を遵奉し、其創立証書及び定款申合規則を大蔵省に上申し、明治十一年五月廿二日を以て大蔵卿閣下より左の開業免状を下附せられたり。

第一号　開業免状

東京株式取引所

右差出シタル創立証書ニ拠リ、此取引所ハ明治十一年五月四日太政官第八号公布株式取引所条例ノ旨趣ヲ遵奉履行スベキヿ分明ナルニ付、今此開業免状ヲ下付シ自今其業ヲ営ムヿヲ許可スルモノ也。

明治十一年五月廿二日　大蔵卿　大隈重信㊞

当株式取引所の創立証書は左の如し。

東京株式取引所創立証書

明治十一年五月四日、大日本政府ニ於テ制定セラレタル株式取引所条例ニ基キ株式取引所ヲ創立シ、其商業ヲ経営シ株主一同ノ利益ヲ謀ル為メ此証書第五条ニ連署シタル者、協力結社シテ左ノ創立証書ヲ取極メ候也。

○第一条　当取引所ノ惣員ハ株式取引所条例ノ旨趣ヲ遵奉シ、且取引所定款及申合規則ヲ確守ス可シ。

○第二条　当取引所ノ名号ハ東京株式取引所ト称ス可シ。

○第三条　当取引所ハ、東京第一大区十五小区兜町六番地ニ取建ル可シ。

○第四条　当取引所ノ営業年限ハ開業ノ日ヨリ満五ケ年タル可シ。

○第五条　当取引所ノ資本金ハ二十万円ニシテ、一株ヲ金百円ト定メ之ヲ二千株トナシ、各自所持スベキ株数幷ニ其属籍住所姓名ハ左ノ如シ。（株主連名ハ之ヲ略ス）

○第六条　当取引所ノ株主ハ、其責任ヲ保証有限ト定ムベシ、故ニ若シ取引所ノ鎖店又ハ非常ノ損害ヲ受クル場合ニ際シテハ、其負債及ビ右ニ関シタル入費ヲ償辨スル為メ、現在所持ノ株高二倍迄ヲ負担シ更ニ出金スベシ。

○第七条　当取引所ノ株主及ビ仲買人ハ内国人ニ限ルベシ。

右ニ掲ル条款ハ株主一同必ラズ遵守践行スベキ証拠トシテ、爰ニ姓名ヲ自記シ調印致シ候也。

明治十一年五月　（株主連署）

右の次第により当株式取引所は来る六月一日を以て其業務を開くべし、此段広告仕候也。

明治十一年五月二十二日

東京株式取引所　頭取　小松　彰
肝煎　小室信夫
肝煎　福地源一郎
肝煎　澁澤喜作
肝煎兼支配人　小林猶右衛門

泰明学校開始　〔六・一八、東京日日〕山下町の泰明学校は、いよいよ来る廿五日開業あり、該校の玄関の上に扁たる泰明學校の四大字は、三條公のお筆にて校内の築造総入費は、七千円内外なるべしとのこと。

明治四年工を起したる

工部大学校竣成開校さる

聖上親臨勅語を賜ふ

〔七・一六、東京日日〕兼て仰せ出されし如く、昨日聖上には午前八時の御出門にて工部大学校へ臨幸あらせ玉ふ。御馬車には佐々

木二等侍補陪乗し奉り、供奉には徳大寺宮内卿、杉宮内大輔、其ほか侍医侍従書記官の面々ぞ候らひける。同八時二十分大学校へ着かせ玉へば、門外には儀仗兵として東京鎮台歩兵一小隊整列し、門内には陸海軍の楽隊奏楽す、此時先着せられし有栖川、両伏見、北白川の宮方をはじめ、両大臣参議、陸軍の将校、工部の官員および各国公使外国教師等は校前に出で迎へ奉り学校長大鳥大書記官御先を奉(ウケタマ)はりて、設けの玉座に導き奉る。暫らくして式場へ出御あり、伊藤参議（工部省御用取扱の名義にて）御前に進みて、大学校規則、新校図面及び学校の鑰を呈すれば、左の勅語あり。

曩ニ工部大学校ヲ経営セシメ、今工竣ルヲ奏ス、朕親カラ臨デ開業ノ典ヲ挙グ、朕惟フニ百工ヲ勧ムルハ経世ノ要ニシテ、当今ノ急務ナリ、自今此校ニ従学スル者黽勉シテ以テ利用厚生ノ源ヲ開カンヿヲ望ム。

畢りて鑰を同公へ下し賜へば、謹で拝受あり、左の答辞を奏上せらる。

明治四年旨ヲ奉ジ工部大学校経営ノヿヲ起シ、本年工事成ルヲ奏シ、龍駕親臨開校ノ盛典ヲ挙ゲ給フ、臣恐惶感銘ノ至ニ堪ヘズ、窃カニ惟ミルニ、百工ヲ勧ムルハ経世ノ務ナリ、況ンヤ今港ヲ設ケ、道ヲ開キ、土木橋梁ノ事方ニ急務ニ属シ、金石動植ノ産之ガ采択精練ヲ要スルモノ亦多シ、鉄道電信ノ如キハ既ニ造築ノ端緒ニ就キ、猶之ガ敷衍拡張ヲ望ムヿ誠ニ切ナリ、今聖旨ヲ欽ム実ニ工ヲ勧メ、芸ヲ励マシ、以テ生民ノ利ヲ厚クスルニ在リ、臣恭シク盛意ヲ奉体シ聖猷ヲ賛褒センヿヲ翹望ニ堪ヘザルナリ謹奏。

明治十一年七月十五日

工部省御用取扱　参議正四位　伊藤博文

（下略）

金禄公債地方へ出廻る

〔七・二三、東京日日〕金禄公債証書は本日大蔵省より東京府へお廻しに相成るよし、その金高は三千五十八万三千八百六十五円にて、証券の種類は五千円、千円、五百円、三百円、百円、五十円等の八種にて、枚数は三万千六百七十六枚なりと。右に付き府庁にては至急に下げ渡すべき様に手配せらるれど、多数のことなれば夫々調査の手順も容易ならねば、その掛り員を増して速かにお渡し方に着手せらるゝよし。尤とも他管下の者は明治九年までに東京府庁にて受取方を願出の分は此たびお渡しに成れど、十年以后願出の分は跡廻しに相成るとのこと。

〇一昨廿日大蔵省国債局より開拓使出張所へ、金禄公債証書千八百五十枚をお廻しに成りたり、此の金額は廿三万六千三百円なりと云ふ。

郡区町村編制法制定

〔七・二三、東京日日〕第十七号　〇郡区町村編制法左ノ通被定候条、此旨布告候事。

明治十一年七月二十二日　太政大臣　三條實美

第一条　地方ヲ画シテ府県ノ下郡区町村トス。

第二条　郡町村ノ区域名称ハ総テ旧ニ依ル。

第三条　郡ノ区域広濶ニ過ギ、施政ニ不便ナル者ハ、一郡ヲ画シテ数郡トナス（東西南北上中下某郡ト云ガ如シ）
第四条　三府五港其他人民輻輳ノ地ハ、別ニ一区トナシ、其ノ広濶ナル者ハ区分シテ数区トナス。
第五条　毎郡ニ郡長各一員ヲオキ、毎区ニ区長各一員ヲ置ク、郡ノ狭少ナルモノハ数郡ニ一員ヲ置クヿヲ得。
第六条　毎町村ニ戸長各一員ヲ置ク、又数町村ニ一員ヲ置クヿヲ得（但シ区内ノ町村ハ区長ヲ以テ戸長ノ事務ヲ兼ヌルヿヲ得）。

府県会規則制定さる

〔七・二三、東京日日〕　第十八号　○府県会規則左ノ通被定候条、此旨布告候事。

明治十一年七月二十二日　　太政大臣　三條實美

第一章　総則

第一条　府県会ハ地方税ヲ以テ支辨スベキ経費ノ予算及ビ其徴収方法ヲ議定ス。

第二条　府県会ハ通常会ト臨時会トノ二類ニ分ツ、其定期ニ於テ開ク者ヲ通常会トナシ、臨時ニ開ク者ヲ臨時会トナス。（中略）

第二章　選挙

第十条　府県会ノ議員ハ郡区ノ大小ニ依リ毎郡区ニ五人以下ヲ撰ブ。（中略）

第四章　開閉

第三十一条　府県会ハ毎年一度三月ニ於テ之レヲ開ク、其開閉ハ府知事県会ヨリ之ヲ命ジ、会期ハ三十日以内トス。（下略）

氷の大流行で　鋸屑の暴騰

〔八・二〇、東京日日〕　物の捌けるは妙なものにて、近年氷の大流行よりそれを囲ふ鋸屑が払底になり、是までは一俵一銭ぐらひで蚊薫し屋へ卸せしものが、今年は六七銭に上り、夫れにても品物が引足らぬとて、当冬の仕込みに今から深川木場への材木問屋へ前金にて約束をするものがあるよし、徒然草の某し入道に聞かせたら、惜しい事をしたと申すなるべし。

陸奥宗光政府顛覆を謀る
大江卓、林有造等の陰謀に加担し

〔八・二二、朝野〕　八月廿一日大審院申渡。

和歌山県士族　陸奥宗光

其方儀明治十年鹿児島賊徒暴挙ノ時ニ際シ、元老院幹事ノ職ヲ以テ京都府行在所御用出張中、大江卓ガ林有造ト共ニ兵ヲ挙ゲ、政府ヲ顛覆セントスルノ企ヲ承知シ、岩神昇ヨリ重臣暗殺ヲ謀ルコトヲ聞キ、同人等ガ暴挙ノ勢焔ヲ仮リテ政体ヲ改革セント企テ大江卓ト通謀シ、明治十年四月二十一日京都ヨリ暗号ノ電信ヲ以テ、卓ニ約シ置タル密謀ノ報知ヲ促シ、其翌二十二日卓ガ電信私報ノ禁令ヲ犯シ、元老院ノ暗号ヲ用ヒシ詐称官員ノ電信ヲ以テ、挙兵ノ密謀ヲ謀合スル報知ヲ得テ卓ガ下坂ヲ待受ケタリ。右科ニ依リ、除族ノ上禁獄五年申付候事。

竹橋暴挙の原因

〔八・二六、東京日日〕近衞砲兵ノ暴挙

去ル廿三日ノ夜十一時近衞砲兵ノ暴挙ハ、其事不意ニ出テ大ニ輦下ヲ騒ガシタリト雖モ、時ヲ移サズシテ之ヲ鎮定セシハ、吾曹ガ其翌朝ヨリ今日ニ至ルマデ連次詳細ニ報道スル所ナレバ、読者必ラズ其顚末ヲ諒知シタルベシ。殊ニ昨朝発行セシ号外附録ノ如キハ確実ナルガ上ニモ確実ノ報道ヲ得ンガ為メニ、吾曹ハ親シク此変ニ処シタル諸君ノ検閲ヲ乞ヒ、誤ヲ正シ、遺ヲ補ヒタレバ、読者ヲシテ十分ニ信ヲ措カシムルニ足レリトス。

然ルニ此暴発ノ原因ハ即夜陸軍卿ヨリ太政大臣ニ進呈セラレタル書面ニ拠レバ未ダ確然イタシ難ク取調中ナリトアレモ、其翌日ヨリ当局者ニ就テ探問スレバ、蓋シ減給ノ事最モ其原因タルニ似タリ。初メ近衞砲兵ハ他ノ諸兵ニ比スレバ多給ヲ賜ハリタルニ、嚮キニ陸軍省定額減少ノ故ヲ以テ、已ムヲ得ズ砲兵減給ノ挙ニ至リシカバ、隊卒ハ為メニ不平ヲ懐キ、其無智無識ナル遂ニ此暴挙ニ及ビタル者ナルカ、陸軍裁判所ノ法廷糺問ニ於テ、愈々然ル也ト招承セバ、是挙ヤ恰モ先月下旬高島石炭砿ノ坑夫等ガ大ニ暴動セシト何ゾ異ランヤ。（下略）

輦轂の下を去る数十里秩父山中に
皇化に浴せざる此の山村ありと

白根埼玉県令の上奏

〔九・三、朝野〕奏ニ中津川村事ニ疏

埼玉県令臣白根多助、恭シク僚属ヲ率キテ大駕ヲ奉迎ス。宜シク奏スルニ治比ノ遍ク及ベルコトヲ以テスベシ、而シテ未然ルコト能ハザル者アリ、今将ニ其故ヲ陳ゼントス。臣始メ恩ヲ蒙リ本県ニ入ル、遠翠髻ノ如キ者ヲ西方ニ見ル、之ヲ土人ニ問ヒテ秩父山ナルコトヲ知ル。既ニシテ其地モ亦臣ノ管スル所ニ帰セリ、是ニ於テ部民ヲ巡撫シ行コト数日、大宮郷ヲ過グレバ山谷漸嶮シク人烟漸稀ナリ、三峯村ニ至ル、茅屋数椽、土人皆襤褸ヲ服シ稗黍ヲ食トス、其状実ニ都人士ノ未ダ夢ニダモ見ザル所ナリ。臣其貧ニシテ且陋ナルコト、蝦夷人ト殊ナラザルヲ視テ歎息スルコト良久シ。土人笑テ曰ク此ヨリ西北六里ニシテ中津川ト名ヅクル村アリ、其地万山ノ中ニ僻在シ、民皆農樵ニ従事セリ、二十五戸、一百二十九口有リト雖ドモ其貧ニシテ且陋ナルコト更ニ此三峯村ヨリモ甚シク、世ニ学校、薬舗、酒店、魚肆アルコトヲ知ラザル者多シト。臣之ヲ聞キテ、惻怛ノ情自已ムコト能ハズ、往キテ其地ヲ検セントスルニ、攅峯四周シテ荒川其間ヨリ下リ、桟道アリテ雲ニ架セリ。臣螺旋シテ之ニ上ル、目眩シ脚戦キテ、其境ヲ窮ムコト能ハズ、悵然トシテ帰レリ。此ヨリ常ニ道路ヲ其地ニ開キテ、皇化ノ及ブ所ヲ仰ガシメンコトヲ欲シ、去年十一月、僚属ヲ遣リテ荒川ノ源ヲ窮メ、上野信濃ノ国界ヲ跋渉セシメ、中津川ニ止マルコト数日、其目ヲ製シ、土人ノ衣食ヲ獲テ帰レリ。臣既ニ三峯村ノ衣食ヲ以テ都人士ノ、未夢ニダモ見ザル所トス。今又之ヲ見レバ、涕泗頤ニ交ハルヲ覚エザルナリ。顧フニ衣食ハ細事ノミ、天下ノ広キ生歯ノ繁キ、卉服ヲ衣テ稗実ヲ餐スルノ地豈独中津川ニ止マランヤ。臣ノ特ニ悲ム所ハ、其民、輦轂

ノ下ヲ距ルコト僅カニ数十里ニ過ギザルニ、生レテ綿布ノ衣ル可キコトヲ知ラズ、長ジテ文字ノ学ブ可キコトヲ知ラズ、病ミテ死ニ至ルモ亦医薬ノ治ス可キ無ク、寺院ノ葬ル可キ無キコトヲ。然レドモ此ノ数者、其地ニ在リテハ素ヨリ慣レテ以テ常トスト雖ドモ、苟モ任ヲ親民ノ職ニ承クル者、豈契然タルコトヲ得ンヤ。是ヲ以テ臣僚属ト相議シ、修路ノ方法ヲ計画シ、将ニ之ヲ内務卿ニ稟議セントシ、会北巡ノ盛挙ニ際ス、陛下万上ノ尊キヲ忘レテ、親シク民ノ疾苦ヲ問ハントス。臣無似ナリト雖ドモ、亦叡思ノ存スル所ヲ察セリ。故ニ先ヅ、中津川ノ民情ヲ奏シ、恭シク地図数幀ヲ上進シテ、副フルニ土人男女ノ卉服二領、及稗実二盂ヲ以テス。陛下若此化外ノ民ヲ憫ミ臣ヲシテ道路ヲ開クコトヲ得セシメバ、鹽澤以北梓山以東、山ニハ巉巌ヲ疏シ、壑ニハ橋梁ヲ架スルモ亦未難シトセズ。因リテ米ヲ信濃ヨリ致サバ、其食唯ニ稗実ノミナラズ、絹ヲ甲斐ヨリ運セバ、其衣唯ニ卉服ノミナラズシテ、病ミテハ医薬アリ、死シテハ寺院アリ、文字ノ学ブベキコトヲ知リテ、皇化ノ仰グベキ事ヲ知ラシメンコト、必当ニ数年ヲ出デザルベシ。果シテ然ラバ中津川、独生成ノ沢ヲ被ルノミナラズ、秩父郡咸覆育ノ恩ニ沐セン。夫人民ノ貧ニシテ且陋ナル荒服ノ外ニ在ルモ、亦且聖主仁君ノ憫ム所ナリ。故ニ嚮ニハ北海道ヲ置カレ、開拓ノ事ニ従ハシメタリ。況ヤ今京ヲ距ルコト四十里以内ノ地ニ於ケルヲヤ。嗚呼一民モ其処ヲ得ザル者アルハ、陛下ノ耻ル所ニシテ、臣竊ニ恐ル、或ハ以テ聖徳ノ万一ヲ累サンコトヲ。是ヲ以テ未内務卿ニ稟議セズト雖ドモ、先ヅ之ヲ陛下ニ陳ズル所ナリ。臣至誠懇款ノ至リニ任ヘズ、誠恐誠惶頓首謹言。

明治十一年八月三十一日

埼玉県令従五位　白　根　多　助

小笠原島に　小学校を開く

〔九・一三、郵便報知〕　小笠原島へは昨年中に学校を開かるゝ筈なりしに、教員某の病気にて其事果さず、漸く某も全快せしに付、去る四月一日仮に小学校を開き、当日は内外人とも該校に参集し、小花権少書記官は、和英諭明書を演説されしと。然るに昼は夫々産業に従事すれば夜学と定められしに、生徒は一里以上を遠しとせず来て習学に勉強する趣を、此程小花君より詳細上申に及ばれし由。

兜町の株式取引所に　東株その他の株式を上場
日本の商業も追々西洋丸出し

〔九・一九、東京日日〕　兜町の株式取引所は、発行の公債証書のみならず、政府の法律をもて許されたる諸会社の株式を売買する都合なるが、差向き毎月五日、廿日（日曜日にあたれば其翌日）の両日に、第一國立銀行兜町、蠣殼町両米商会所、東京株式取引所等の株式売買を行ふよし、其時間は午前十一時と申すことなり。又た他の銀行も同所の規則に随ひ、申込書を送りて承諾を得たる上は、其市場にて公に株式売買をなすと云へり、是が即ち欧西に謂ゆるストツク、エキスチエンジにて、日本の商業も、追々西洋丸出しになつてきます。

鈴ケ森の無縁塚　――眞島弘七の奇特――

〔九・二〇、郵便報知〕品川鈴ケ森の刑場は旧幕の時、寛保の末年に取設けられてより、去る明治五六年頃迄犯罪者はこゝにて刑に付きしことなれば、昔から火炙り、磔、獄門の類ひを始め、□□の手に掛け亡骸の数多埋葬になりし場所にて、既に当今は廃止となり不毛の地なるゆへ、同所に永く番守せし某なる者、該地開墾の儀を願ひ此程お払下げなりしに付き、土中を発きて人骨馬骨とも悉く海中へ投込んとするを、南佐久間町の眞島弘七が聞知り、右の骸骨を申受けたしと云入れ、人夫数名を雇ひ残りなく掘出せし首の数六百四十余を、側らに安置せる日蓮宗の寺院にある題目堂の無縁塚へ合葬し、有縁者の詣でゝ香華を手向るやう致さん迚、自費を以て着手に及びたりと。抑も此人は、希代の奇特者にて、既に今を距る十三ケ年前愛宕下天徳寺中長谷院へ無縁塚を建立せし事ありしが、今又此慈善の挙ありと云ふ。

我造船技術の著しい発達
築地川崎造船所の建造船好成績

〔一〇・七、東京日日〕先ごろ築地の川崎造船所に於て打立てし西洋形風帆船は、二艘とも貨物を積み入れ品海を出帆せしに、壮洋丸は三昼夜にて石の巻に着し、第二の青龍丸は四昼夜にて大坂へ入津せり、其速力と動揺の少なきは、誠に製造其宜しきに適したるものなりと船主よりの来書に見えたり、造船術の斯く上達するは我国の幸福と云ふべし。

金沢の製糸会社

〔一〇・一五、朝野〕北巡私記（横瀬文彦）

該社は銅器会社の北隣に在り、其創立は前と同じく長谷川準也、大塚志良等の発起に係る。明治七年二月結社の許可を得て、同年五月建築の功を竣る、其の機械は本県下の匠津田吉之助が、富岡の製糸場に於て其模様を目撃して之を模擬せる者なり、工事頗る精巧を極めり。機械場は総て三区に分割し、各五十人列の機械一台を列し、総て百五十人なり。其の中央に水車一輪を装置し、犀川の水流を引いて之を運転す、其の力は十五馬力なり。西の一室には十五馬力の蒸気罐を据ゑて湯を温め其の水車の作用に由てポンプ二台にて井水を汲み揚げ、場中の結構具備せざる所無し。今回の臨幸に因り場内に一室の製糸陳列場を設け、青白機械製糸、白機械製糸、真綿、熨斗糸、信濃国産繭、加賀国産繭、飛騨国産繭、試験糸、揚籰(わく)、採籰を左右に陳列し、正面には製糸、熨斗糸、真綿繭を以て作りたる養老の瀑布を飾れり。其工場の傍には、繰返機械、燥殺機械、繭倉各一所有り、其の使用する工女総て二百二十五人、其の上等の工女は日に繭六升を採る、総機械にては日に四貫四五百目を製す可し。元来加州は養蚕の業甚だ進まず、其の糸質は下等に属すれば、此の工場にては飛騨信濃の繭を製す、然れども近来は養蚕の業稍く将に起らんとするの勢有りて、諸方にて頻りに唐桑及び江州の円桑類を植ゑ附け蚕種の改良に従事す。蓋し今日該地にて此の如く養蚕の勢を振作せしは、此の製糸会社起立の影響に由らずんばあらざるなり。

竹橋事件の処刑三百名

——死刑は五十三名の多数——

〔一〇・一六、朝野〕昨日陸軍裁判所にて竹橋暴徒の処刑になりたるは死刑五十三名、準流十年百十五名、徒刑三年四十三名、同二年七名、同一年十八名、戒役十六名、杖五十一名、錮六名にて其の内各府県へ配附になりし人員は、京都府九名、島根県二十名、滋賀県十三名、岐阜県十三名、愛知県十名、福島県十三名、岡山県十二名、山梨県十二名、青森県十二名、岩手県十二名、秋田県十三名、広島県十三名、兵庫県十一名なりと聞けり。
○右の死刑に処せられしものどもは、前三時三十分に仮囚獄より人力車に乗せ、越中島刑場へ護送され、砲殺の十字架は五本宛三組に立て並べ、一時に十五人宛処刑になり、前五時比より始まり九時比に畢はり、死体は桶に入れ青山陸軍埋葬地へ送られたりといふ。

隣誼公約を無視する朝鮮

〔一〇・三〇、朝野〕朝鮮国ノ政府ハ猶ホ其ノ鎖国ノ頑見ヲ固守スル者ノ如シ。彼レ曩キニハ我ガ大使ノ正論ニ辟易シ、又我ガ鉄艦巨礮ノ壮鋭ニ冷胆シ、自カラ屈シテ其開港条約ヲ為スニ至リシト雖ドモ、要スルニ、是レ彼レガ一時止ムヲ得ザルノ方略ニ出タルノミ、決シテ其ノ宇内ノ現状ヲ視察シ、人間交際ノ為サヾル可ラザルヲ覚知シテ以テ此ニ至リシニ非ザルナリ。故ニ朝鮮政府ハ当時ノ条約ニ調印シ、其ノ使臣ヲシテ我邦ニ来リ歓ヲ通ゼシメタルニ関ハラズ、其ノ真成ナル政略ハ鎖国ニ在ル也、外交ヲ拒絶スルニ在ル也、然リト雖ドモ彼レモ亦自カラ国土ノ偏小ナルヲ知リ、民生ノ寡少ナルヲ知リ、其ノ弓箭火縄銃ハ鉄艦巨礮ノ敵手タルニ足ラザルヲ知レリ、之ニ由ツテ彼レ陽ニ鎖国ヲ主張シ、我ガ日本人ニ命ジテ釜山浦ヲ去ルベシト言フ能ハザレドモ、陰ニ必ズ我邦ト交通スルノ道ヲ絶タント希望スルヤ、疑ヒヲ容レザルナリ。

去ル二十五日ノ報知新聞ニ記載スル所ニ因レバ、「朝鮮政府ハ九月中旬ニ於テ釜山浦地方ノ人民ニ命ジ、貿易品ニハ輸出入トモ悉皆重税ヲ課ス、其朝鮮輸出品ニテハ牛皮、牛骨、海草ノ類、輸入品ニテハ天竺木綿、金巾、木綿等ヲ以テ重立タル品類トスルニ、今ヤ牛皮百斤ニ付（原価朝鮮銭ニテ六貫五百文。日本通貨ニテ金十円位）一貫文、天竺木綿一疋ニ付（朝鮮買直段一貫二百五十文位ニテ我二円五十銭位）三百文ノ税ヲ課シ、其他牛骨海草等モ右ニ準ジタル苛税ナレバ、朝鮮人ハ此税ヲ納ムルコト能ハズ、日本商人ニ売ラントテ内地ヨリ釜山ニ持出シタル牛皮等モ皆支那地方ニ向テ運搬シ、日本ヨリ舶載セシ木綿類モ更ニ買入レズ、貿易ハ為メニ廃絶シ、殆ド禁止ノ如キ景況ナレバ、昨今我々ハ大ニ当惑シ居ルナリト、某商人ガ天城艦ノ士官ニ話セシ由ナリト。

而シテ日日新聞記者ハ其ノ二十八日ノ社説ヲ以テ之ヲ論ジ、且ツ曰ク、此説ヤ吾曹ガ採問スル所ニヨルモ、亦果シテ其確実ナルヲ知レリ（中略）、当局者モ亦実ニ政府ノ決議ヲ経テ朝鮮ニ掛ケ合ヒ、彼レヲシテ保護税ヲ行フガ為メニ其税目ヲ擅マニセシメザラント欲スル目算アリト。報知新聞已ニ此ノ説ヲ播布シ、日日新聞又之ヲ確実ナル事ナリト認メシ上ハ、吾輩モ亦遂ニ之レヲ真実ナリトシテ見

ザル可カラズ。而シテ吾輩ハ我日本人民ニ不利ナル此ノ朝鮮ノ禁止税ヲ廃止セシム可キ方案ヲ陳述スルニ先キダチ、何故ニ彼ノ未開政府ヲシテ、此クノ如キ不正ノ税目ヲ施行スルノ特権有ラシムル乎ヲ論究スルヲ要トスルナリ。（下略）

聖上名古屋裁判所へ臨御

児島惟謙時務を奏上

〔一一・二八　朝野〕　北巡私記（横瀬文彦）

○十月二十七日快晴、主上には前九時名古屋行在所御出門にて名古屋裁判所へ臨御在らせらる。其の式は前日御通輦の各所の如し。所長児島惟謙氏は民刑事勧解一覧表を奉呈し、其の奏上左の如し。

明治十年十月、天皇陛下ノ親臨ヲ賜フ、臣惟謙裁判所長ノ任ニ在リ、僚属ト倶ニ龍駕ヲ奉迎シ、敬ンデ陛下ノ宝祚万歳ヲ祝シ奉リ、随テ臣ガ辨理スル所ノモノヲ具シ聖意ノ万一ニ答ヘントス。抑モ当衙ノ開設ハ、明治九年十月ニシテ続テ安濃津岡崎ノ両支庁、名古屋其ノ外ノ区裁判所ヲ置キ、尚ホ明治十年九月松本裁判所ノ所轄タリシ岐阜支庁モ亦当衙ニ属セラレ、於是総テ三支庁十三区庁ト為ル、其ノ所管ハ尾張、三河、美濃、飛騨、伊勢、伊賀、志摩ノ七州及紀伊牟婁郡ノ半部ニ亘リ、戸数六十六万三千八百二十五戸、人口二百九十二万二千八百八十、之ニ備ルノ官員奏任九人、判任六十六人、等外八十六人、充ル所ノ定額金五万二千七百円ナリ。然シテ其開庁ノ始メヨリ本年八月ニ至ルノ間、審理スル所ノ者民事九千九百八十八件、刑事二万三千五百三十五件、勧解十二万千零五十二件、此合数十五万四千五百余件ナリ。夫訟獄ノ多キ此ノ如クナレドモ、逐次審按渋帯スル所ナク、現在スルモノ僅ニ民事百九十一件、刑事百六十件、勧解千七百四十三件ニ至ル。従前民事身代限リノ処分ヲ受ケ、産ヲ失フ者甚多キモ恬トシテ怪シムナク、以テ民事ノ常典ト為シ、狡徒ハ此ニ依テ以テ奸ヲ計リ、儒夫ハ此ヲ恃デ以テ安ヲ偸ム、其弊害実ニ言可ラザル者アリ。然ルニ本衙開設以来稍其ノ数ヲ減ズ、試ミニ其ノ前後ヲ比較スレバ、七百二十戸明治九年中処分。三百四十三戸同十年中処分。二百二十戸同十一年八月以前処分。

其レ如此調理其序ヲ得、争訟ノ日ニ減少セシ者ハ、臣ガ鈍劣ノ能ク及ブ所ニアラズ。是レ偏ニ僚属黽勉ノ致ス所ト、旁々勧解ノ良法ヲ設ケラレタルトニ基ク者ニシテ人民漸ク廉恥ヲ存シ自棄ヲ戒スルノ端トナル。而シテ特リ刑事ノ数曩日ニ増加スル者ハ、他ナシ警察ノ日ニ密ニ諸般ノ罰則漸ク備ハルニ由ル。進歩今日ニ在リ亦怪シムニ足ラザル也。今ヤ本衙ノ新築方サニ成リ、衆庶耳目ヲ属スルノ際会マ親臨ヲ忝ウス、孰レカ叡慮ノ厚キヲ感戴セザル者アラン乎。臣等此盛典ニ遭遇シ偏ニ訟獄ノ情況ヲ詳悉シ、天覧ニ供セント欲スレドモ玉蹕ヲ駐メラルヽ限リアリ、其ノ意ヲ尽ス能ハズ、因テ本庁及安濃津、岡崎支庁ノ民刑事勧解一覧表、并ニ管内合計表同比較表ヲ上ル。管内ノ部ハ既ニ臣ガ代理官芹澤政温ヨリ上呈スル所ナリ。伏シテ願クハ万機ノ余叡覧ヲ賜ランコトヲ謹奏。

明治十一年十月二十七日　　判事　兒島惟謙

十時裁判所御出門ニテ、公立師範学校幷ニ公立中学校へ臨御、夫れより旧城なる名古屋鎮台へ臨幸になり、同所にて御昼食を召され天主閣へ登らせられ、練兵式を天覧有りて後三時十分御出城にて、

行在所へ還御在らせられたり。（下略）

東京府の区郡名称区域設定
区郡役所の設置場所

〔一一・四、東京日日〕　東京府録事。甲第四十九号
本年太政官第十七号公布ニ依リ、従前ノ大小区劃ヲ廃シ、区郡名称区域別冊之通相定候条、此旨布達候事。
明治十一年十一月二日　　東京府知事　楠　本　正　隆
〔区郡名称区域ノ別冊略〕
甲第五十号。今般区郡制定ニ付テハ、右区郡役所左ノ場所へ設置来ル四日開庁事務取扱候条、此旨布達候事。
明治十一年十一月二日　　東京府知事　楠　本　正　隆

麹町区役所　麹町隼町八番地
神田区役所　小川町一番地　元小川女学校跡
日本橋区役所　岩代町一番地　旧区務所
京橋区役所　築地一丁目四番地　同上
芝区役所　芝公園地大門通　安養院
麻布区役所　麻布宮村町三十七番地　旧区務所
赤坂区役所　赤坂表三丁目五番地
四谷区役所　四谷傳馬町一丁目廿一番地　旧区務所
牛込区役所　神樂町三丁目三番地
小石川区役所　小石川表町廿三番地
本郷区役所　湯島切通町八番地　根生院
下谷区役所　上野公園地内下寺通　修禪院
淺草区役所　淺草諏訪町四番地　旧区務所
本所区役所　元町廿三番地　旧区務所
深川区役所　深川伊勢崎町二十二番地
荏原郡役所　北品川宿百七十七番地
東多摩郡役所 ｝内藤新宿二丁目廿八番地
南豊島郡役所 ｝
北豊島郡役所　下板橋宿六十八番地
南足立郡役所　千住北組十五番地
南葛飾郡役所　西小松川村百五十八番地

東京大学医学部　附属病院開院式

〔一一・一三、郵便報知〕　昨日神田和泉町の東京大学医学部附属病院の開院式を行はれしに付、其景況を目撃せしに、同院の内部は、事務局、器械局、医局、薬局、内外科講堂二ケ所、廿一の病室ありて、いづれも美々敷、柵内は樹木を植付け、庭前の構造も亦美麗なり、偖副院長は三浦義純にて、桐原、樫村の両氏教授方なり、池田陸軍軍医総監兼医学部総理には一週間毎に出張、又橋本陸軍々医監にも折々出頭して講義を致さる由。先づ昨日より、病理研究の為め、医学部変則生徒百六十人を移されたり、此の日楼上正面には大国旗、窓には数旒の国旗を掲げ、文部省より野村大書記官、辻権大書記官等来会され、其他参集の客百五十余名、生徒二百人余にて、午後四時より楼上にて祝宴を開かれたり、又同院にては、尚ほ解剖局と伝染病院の二棟を建設さるゝ目的にて同邸内三千坪を借用

したき旨、東京府へ照会中なりと云。

風月堂新製の　ショコラート

〔一二・一一、郵便報知〕　菓子舗若松町の風月堂にては、曾て西洋菓子を製出し江湖に賞美せられしより一層勉励して、猶此度ショコラートを新製せるが、一種の雅味なりと、是も大評判。

参謀本部条例　公布せらる

〔一二・一六、東京日日〕　陸軍参謀本部の条例は、左の通り太政官よりお達しに相成りしと。

参謀本部条例〔抄〕

第一条　参謀本部ハ東京ニ於テ之ヲ置キ、近衛各鎮台ノ参謀部ヲ統轄ス。〇第四条　凡ソ平時ニ在リ陸軍ノ定制節度、団体ノ編制布置ヲ審カニシ、預ジメ地理ヲ詳密ニシ材用ヲ料量シ、戦区ノ景況ヲ慮リ、兼テ異邦ノ形勢ヲ洞悉シテ、参画ニ当リ遺算ナキハ本部長ノ任ニシテ、之ニ就テ其利害ヲ陳ズルヲ得。〇第五条　凡ソ軍中ノ機務戦略上ノ動静、進軍、駐軍、転軍ノ令、行軍路程ノ規、運輸ノ方法、軍隊ノ発差等其軍令ニ関スル者ハ、専ラ本部長ノ管知スル所ニシテ参画シ、親裁ノ後直ニ之ヲ陸軍卿ニ下シテ施行セシム。（下略）

二重安全摺附木（広告）

〔一二・一九、郵便報知〕　敝社々長清水誠儀、先般洋行彼地巡視の処、豈図らん嗹喴摺附木製造法已に一変し、頗る善良の点に達せり、現今製造の摺附木は発火尋常の分に異なることなしと雖ども、消火の節火軸同時に黒色となり、室中に散布すと雖更に火難の憂を残すことなし、故に之れを二重安全摺附木と云、其佳好衆愛を得、彼地家屋概略鉄石を以建築すと雖ども、尚日用の需用は専ら二重安全摺附木を用ゆるに至れり、我家屋木材等悉皆焼燃質を以建築する国には尤至良の摺附木なるを以、不取敢社長其製造法を示造せり、今其方法に依て製造する処更に洋品に異なることなし、請ふ江湖の諸君、昔日の愛顧を失はず、多少を論ぜず試に購求あらんことを●

但し二重安全摺附木は木支赤色にして、前記小箱符標紙も赤色を以通常黄色の分と区別す、此段併せて広告す。

明治十一年十二月

東京本所区柳原町一丁目十三番地　新燧社
長崎西仲町二百七十八番地　同　出張所
大坂高麗橋通三丁目三番地　同　出　店
摺附木賣捌所　東京日本橋通三丁目　丸屋善七

（下略）〔商標略〕

集会演説に警察官が臨監

〔一二・二〇、郵便報知〕　昨日警視局より各分署へ左の通り達せられたり　〇政談講学ヲ目的トシ演説若シクハ論議スル会場ニ、警察官監臨候旨甲第六十六号ヲ以布達候ニ付、本署会場掛員派出候条、当日其分署警部補警部試補ノ内一名出場可致此旨相達候事。

（但出場中ハ掛員ノ指図ヲ可受義ト心得ベシ）

明治十二年

（一八七九年）

東京府の水道改良　木管の発明

〔一・六、郵便報知〕　府下水道の大切なるは、万民の衛生より百工製作及火災消防等に至る迄、関せざる事無き者なるが、唯其本樋朽損し易く、悪水混入の患無きを保し難きより、嚮に府庁に於て、水道改設八ヶ条の利益を挙げ、鉄管改造に決議ありしと雖も、其製造を外国に仰ぎ且つ費用夥多にして、急速施行することを得ざるの憾あらしめしに、這般米国人の発明せるウアイコーフ法の木製円管は、費用殊に僅少にして鉄管と均しき圧力あり、又鉄管と同じき歳月を保つを以て、慈善人児玉少介氏慨然として之を府庁に請ひ、去月廿七日工作分局に於て、始て二百七十尺の水量器にて試験ありしに、些々の破損も無きのみならず、此余猶ほ千尺或は二千尺の圧力に堪ゆべくして、然も管材より職工に至る迄、悉皆内地の物を用ゆれば、輸出の金額は僅々に止りて、其功効は至て大なり、愈よ改設の功竣らば、実に府下無上の幸福ならんと云ふ。

佐渡のお寺　取潰して又再興

〔一・六、東京日日〕　佐渡国は元来仏寺(てら)の多き地なりしが、維新のころ奥平健輔が知判事たる時、堂塔は無用の長物にして到底人民の厄介ものなりとて、由緒不分明なる分は悉皆取潰し、釣鐘をはじめ仏具の銅器類は残らず天保銭に鋳替えしにぞ、心あるものは竊かにその挙を賛したれども、廃寺の僧侶、愚智無智の族は恨み憤ほらざるものなかりしに、此ごろ再び廃寺再建の令下りしかば、この連中は縁起を調らべ檀家を募り、宗旨々々の総代を選みて、去暮中に新發田新潟辺へ派出するもの甚だ多かりしと聞けり。

玉川上水と神田上水　──実測図出来──

〔一・八、朝野〕　玉川神田上水の水路は是迄確かなる測量図も無かりしに、近日玉川上水路実測は府庁より官員出張になり、神田上水路実測は彌左衛門町の測量社へ依託せられ已に絵図も出来せり。玉川上水は大木戸より羽村水門迄、長さ二万三千五百零六間、高低三百零一尺余、神田上水は小石川花水橋より井の頭水門迄、長さ一万二千三百六十八間半、高低百二十六尺余なり。

惨刑梟首廃せらる

〔一・一一、東京曙〕　凡ソ梟示ノ刑タルヤ五刑ノ中ニ在リ、而シテ其法タル罪人ノ首ヲ斬リ刑場ニ梟首シ、看守人ヲ置キ犯由牌ニ罪状ヲ書シ、其側及ビ各所ニ立テ、三日ヲ経テ除棄スル者タリ、是則チ兇残ノ甚シキ者ヲ待ツ所以ナリト雖モ、其刑モ亦惨酷ノ甚シキ者ニシテ人情ニ於テ忍ブベカラザル刑律タリ。残ヲ制スルニ残ヲ以テス終ニ其残ナル所ヲ知ラザルガ如キハ、文明国ノ法律中ニ存スベカラザル者タレバ、我ガ大政府ハ疾ク其我国律中ニ保存スベカラザルヲ察知シ、則チ明治第十二年一月四日太政官第一号ノ布告ヲ以テ、左ノ通リ達セラレタリ。

名例律五刑条例中左ノ一条創定候条、此旨布告候事

五刑条例

凡梟示ノ刑ヲ廃シ、其罪梟示ニ該ル者ハ一体ニ斬ニ処ス。

誰カ首級ノ梟ニ架セシヲ見テ、心ニ慊シトスルモノアランヤ、誰

カ面ヲ側ラニシテ其醜状ヲ避ケザルモノアランヤ、之レヲ見ルニ忍ビザルハ人情ノ普通ニ然ル所タリ、然ルヲ強ヒテ路傍ニ梟首シ、行人ノ観ヲ求ムルハ抑々何ゾヤ、(下略)

花房公使の 朝鮮談判早分り

〔一・一七、郵便報知〕 先般花房公使が、朝鮮の東萊府城中別部使館へ到着ありて、同国政府へ収税の義を談判に及ばれしに、同政府も敢て拒まず収税廃止し、又双方の人民が喧嘩の事は両国共に不問に置くに決したるは粗ぼ前日紙上に載せたるが、右不都合の収税を起せし所以を西海新聞に載せたるを見るに、従来釜山港には對州の宗氏と交易の時代迄は輸出入品とも収税を行ひ来り、又支那人と交易場なる義州の港にても現に収税を行ふことなるが、明治九年我国と新条約を取結び、釜山港の貿易は一切無税となりしより、同港は益々繁昌するに随ひ、義州の方は次第に衰微を醸すにぞ、義州の官吏より其苦情を政府に訴へ釜山港に従前の通り収税ありたき旨を上申したるに付、政府は何の分別もなく直に其上申を採用して斯くは不都合の収税を行ひしなり、尤も日本人の輸入品には関せず只外国人民の輸出品にのみ課したる事なれども、結局日本人にも迷惑を及ぼす道理にて、条約面に違背するは勿論ながら、世間知らずの政府ゆへ夫等の道理に気の付かざりしなるべしと、又花房公使は彼の政府より返答遅延せしゆへ、一時は自から兵士二中隊を率ゐて直に京城に迫り、其返答を催促せんと思ひ立れしかど、何分沍寒にて士卒殆ど指を堕すの時なれば已むを得ず東萊府に滞在さるゝ内、漸く彼方より謝状到来せし由、又公使滞在中ノロ(此獣はノロ麝香と唱へ、薬剤に用ゆる麝香を得)の猟を催されしかば、同国寄留の我が商人等も皆な公使に随従して山の所々に幕を張り、酒宴を開らきて興を添へ、ノロ一疋を生獲して公使に献じたりと云ふ。

全国六鎮台の徴募兵数

〔一・二二、東京曙〕 東京鎮台を始め大坂、広島、名古屋、宮城、熊本の各鎮台に於て、本年徴募せられし徴兵人員の総数を去る十七日陸軍卿より夫々へ達されたるは、歩兵九千百五十七人、騎兵百十一人、砲兵六百八十三人、工兵二百七十人、輜重兵七十九人、同補充兵の総数は歩兵三千四百十四人、騎兵八十八人、砲兵二百五十人、工兵九十六人、輜重兵四十八人にて、合計一万四千百八十七人なりと。

小学師範・中学師範

〔二・八、朝野〕 ○師範学校 小学師範校の数、百零二箇、内官立七、公立九十一箇。女子師範学校、官立一箇、公立三箇とす。而して中学師範学校は石川県啓明学校と、文部省所轄東京師範学校内に設くるものと二箇あるのみ、其教員の数二十八名、生徒の数百五十七名。小学師範学校教員の数七百零九名内男六百九十名、女十九名。生徒の数は八千八百十五名、内男八千三百五十二名、女四百六十三名。之を前年に比較すれば、小学師範学校十二箇、教員百二十一名を増加し、生徒男七百六十三名、女三百五十六名、合計一千百十九名。中学師範学校二箇、教員二十八名、生徒百五十七名を増加

せり。
然るに明治八年に於ては、明治七年に比較するに、師範学校三十七箇、教員二百九十六名を増加し、生徒は二千六百二十四名を増加せり。
而して明治九年に至り其増加の数明治八年に及ばざるものは、是より先き各大学区内に官立師範学校一箇を置き、尋で各地方師範学校開設の挙ありて、入学志願の輩は概ね既に入学せしを以てなり。独り女生徒の明治八年に比較するに、三百五十六名を増加するものは、各地方師範学校に於て女子の入学する者少なからず、加ふるに岡山県女子師範学校、及び石川県女子師範学校富山支校の開設ありしに由れり。亦以て、地方教育者の意を女子教育に用ふるを見るに足る、然れ共之を男生徒の数に比較するに、僅かに二十分の一に過ぎず、蓋し児童を訓導するは温容保育を主とす、故に女子天然の美質を以て之を薫染陶冶するときは、其の功効男子に優るものあり、故に女生徒の数益々増加するに至るは、果して将来人間の福祉を殖成するの地を為すものと謂ふべし。

大臣参議の護衛巡査
官棒をやめてサーベル佩用

〔一・一三、東京日日〕 大臣参議の邸を護衛の巡査は、以来官棒を止めて洋剣を佩用することに定められたりと。

琉球は依然支那に款を通ず
久米村の住民 殊に日本を敵視

〔一・一六、朝野〕 前号に巷説のまま、琉球藩より政府の命に決答し難き旨の書面を差出したる事を掲げしが、藩王は病気の由にて、一度も松田君へ面会せず、伊江王子が一切の事を担任して応対し、其政府へ差出したる書面の本紙は、藩王より太政大臣宛なれば、松田君は封書の儘にて持ち帰られたりと云ふ。猶該藩の景況を道路に聞くに久米村と云ふ所に往古支那より移住せし者一万人計りあり、皆士族にて他村の者と縁組をせず、常に日本を敵視し、慶長年間島津家と戦争の時も、此の村民が奮ふて先陣を為したり。此処も松田大書記官の使命ありしを聞き、何れも支那へ奉事す可しとの議論を主張せしと。概して言へば、該藩の人気は久米村に限らず、多くはチャンチャン的を慕ふの景況ありと云ふ。
本社一月十日の論説に掲げたる琉球藩より和蘭等へ送りし書翰は東京藩邸詰の者にて草案を作つて之を本国へ送り、藩庁の手を歴て夫々へ送付せしとの噂さ。琉球藩の官員は日本へ書出す外に、各々別の姓名あり、支那に対する時に之を用ふ、彼の書翰に署名せる毛鳳來は富川親方、馬兼才は與奈原親方のことなりと云ふ。以上皆風説で御座る。

名古屋の金の鯱　旧巣へ帰る

〔二・一九、朝野〕　紀州和歌山より田邊までの険道は旅人の困難大方ならざるより、同所士族の有志連が協議して、一線の新道を開き有名なる雲雀山近傍の険阻は悉く隧道になさんと、其筋へ出願せし処此程許可になり、又同国の浦方にては、以後捕鯨の節には、火薬を用ふることに決議せり。又尾州名古屋にて有名なる金の鯱魚（シャチホコ）どのには、已に旧城へ復座ましまし、此程鎮台よりお祭りがある趣、お祭りとは妙案。

北海道のラッコ

〔二・二〇、朝野〕　北海道擇捉（エトラフ）島海獺（ラッコ）の景況

該島は千島の中央にある大島にして此の近海には多く海獺を産すれども、従来捕獺の業は独り外国人の専有する所となりしが、曩きに開拓使を置かれし以来官にても捕獺の業にお世話ありて追々盛んになり、毎年海外へ輸出する海獺の皮二三百枚の多きに至り、其価一万円に下らず。海獺は常に水中に入りて栗貝の類を食とす、然れども其の性永く水底にあること能はず、時々水面に浮び出で頭を擡げて空気を呼吸し、或は岩礁の上に登りて眠るあり、又静かに波平かなる日には、昆布の丈け長く伸びて其の末の水面に浮べる上に登り、二三十頭も群をなして遊ぶあり。元来海獺は海中に生活する者なれども、遠く陸地を離るゝを好まず、偶ま沖合に二三頭の海獺を見るとあるは、漁船の為めに討洩らされて逃げ退き未だ旧巣に帰る能はざる者なり。左れど近年は捕獺の益す盛んなるゆゑか海面の穏かなる日には朝から二三里許りの沖合に出て銃殺の難を避け、日暮に至れば又元の処へ帰り来たると云ふ。（下略）

琉球藩を廃し沖縄県を置く　鍋島直彬県令となる

〔四・八、東京日日〕　明治十二年四月四日琉球藩ヲ廃シ、沖縄県ヲ被置候旨ヲ天下ニ布告シ、其翌日ヲ以テ従五位鍋島直彬ヲ沖縄県令ニ原忠順ヲ沖縄県少書記官ニ任ゼラレタリ（去ル五日及ビ七日ノ紙上ニ詳ナリ）吾曹謹デ今史ヲ按ズルニ、明治五年壬申九月十四日琉球国使臣伊江王子尚健、副使宜野灣親王向有恒等入朝シテ、国王尚泰ノ賀表ヲ上リ方物ヲ献ズ、詔シテ尚泰ヲ冊封シテ琉球藩王ト為シ華族ニ列シ、待遇ハ一等官ヲ以テシ、藩王夫人及ビ使臣ニ物ヲ賜フ等アリ、尋デ第宅ヲ府下ニ賜ヒケレバ、翌明治六年癸酉一月廿八日琉球藩王尚泰ハ其臣與那原親方馬兼才以下六人ヲシテ、東京ニ駐在セシメタリトアリ、然則チ琉球ノ藩制ハ明治五年ニ創マリテ明治十二年ニ罷ム者ト云フベキナリ。（下略）

蒟蒻玉を支那へ輸出計画

〔四・一三、朝野〕　茨城県下より府下へ出す蒟蒻玉は常陸第一の国産にて、年々凡そ十五万円程の金高なりしが、去年以来格外に支那地方の評判が善いと聞き込み、海外への輸出をも盛んにせんと、此比同所那珂郡の村々にて該品の培養に一層尽力して居る由。

奇怪事とされた 神前結婚式

〔五・二、郵便報知〕 神葬祭のある以上は神婚儀もある訳なれば別に怪しむには足らぬもの丶、是れが正則やら変則やら記者も少し困る一話は、新潟県下刈羽郡安田村の上野權衛が長男善太が、同村阿部頼氏の妹つなと婚姻の式をば、神崇めに崇めたりし座席上壇の神床に本居神眞澄里神社を斎き奉り、装束整ひて時刻至るに、斎主祠掌権少講義五十嵐道翁着座ありて大秡を修し、神座幷びに神饌を清む、次に婿婦着座す（男は左女は右）親戚これを導く、次に神饌を供し斎主誓文を奏し、畢りて拍手再拝、次に婿婦も拍手再拝す、次で神酒を戴かしむ（此時媒人之を扱ふ）、次に斎主誓文の意を講じ且つ夫婦の道より事親の義を演説す、次に双方の介添人等順次拝礼して神酒を頂戴し、次に神饌を撤し次に饗宴を開き、親戚を持てなして退散せり、翌日はまた婿及び親類中が婦家に行き新縁の熟せしを祝せし由、随分共に妙な儀式にてありしと彼地より告げ越せり。

琉球藩王子遂に上京参内す

〔五・五、東京日日〕 旧琉球藩中城王子は本日午前十時、仮皇居へ参内して謁見を仰せ付けられ、次に賢所参拝をも仰付られ、畢て麝香間に於て酒肴を賜はり、随従の湧川古謝の両按司を始め、其他の親方親雲上へも宮中にて酒肴を賜はるよし。（下略）

樺太漁場から邦人放逐計画
土人は却つて日本人に親しむ

〔六・四、朝野〕 左の一篇は函館在留の某より、前月十九日附けを以て報道せし者の由中外物價新報に掲載せしが、大に我邦物産上関係有る者に付之を採録す。

樺太は曩日我管治せし時、産出の物品は鯡絞粕鱒鮭の三種なり、今日に至つても渡航して漁業を為すは主として鱒鮭なり、然るに昨年魯領浦潮港に居住する魯人セミヲーフと云ふ者、樺太に於て昆布を採収せんと欲し、昨年西海岸、トンナイよりエンルモコマナイ辺にて獨逸人英人等に其事を差配せしめ、満洲人及び土人を使役して昆布を採収せり、本邦人の樺太に至り漁業を為すものは、多く東海岸よりアイロツフ辺よりシツカ迄に至る間に漁業の許可を得たる網場七十七所計りにして、其中昨年現に漁業を行ひしは五十余なりと云ふ、且漁業の尤多きはシツカにて其総数の十の八に居れり、而してシツカ川には鱒尤多く鮭之に次ぐ、西海岸には纔に網五六箇に過ぎずして営業者二名なり、其漁場は即ちエンルモコマナイ辺にて魯人の営業場と相接し居れり、昨年も此二名の者渡航して営業を為せり、然るに魯人昆布を採収するに此辺の土人を使用せんとせしに、土人之を承諾せずして皆本邦人に使役せられんことを請ふ、玆に於てセミヲーフの支配人等本邦人に向ひ立去んことを促し曰く、今日本人の為に我等の営業を為す能はず、且日本人に営業無税なり我等

は税を納む、而して外国人の為に此地の人民を使傭すること能はざるの理あらんや、依て茲を立去るべしとて銃砲鎗の類を以て本邦人を恐嚇せり。

東京招魂社を靖國神社と改称
別格官幣社に列せらる

〔六・六、東京曙〕　三条太政大臣より一昨四日附を以て左の二件を達されたり。

　東京招魂社　　　内務省

右靖國神社ト改称、別格官幣社ニ被列候条、此旨相達候事。

　　　内務省

東京招魂社ノ義今般靖國神社ト改称別格官幣社ニ被列候ニ付テハ自今内務陸軍海軍三省ニ於テ管理可致、尤モ祭典其他ノ常務ハ左ノ区分ニ従ヒ可取扱、此旨相達候事。（下略）

〔六・一〇、東京日日〕　東京府録事甲第六十三号

東京招魂社ヲ靖國神社ト改称、別格官幣社ニ被列候条、此旨布達候事。

　明治十二年六月九日　　東京府知事　楠本正隆

旧琉球藩王華族に列せらる

〔六・一八、東京日日〕　旧琉球藩王尚泰并に中城王子尚典、宜野灣王子の三君其ほか按司、親方とも、昨日午前九時参内、小御所に於て拝謁仰付けられ、夫れより太政官へ出頭、尚泰君は従三位に、尚典君は従五位に叙せられ、東京府華族に列せらる、猶ほ尚泰君は麝香間詰を仰付られ、太政官宮内省の各科を一覧畢りて後ち、麝香間において酒肴を賜り帰館の節、青山御所へ参内、皇太后宮へ拝謁仰付けられ、帰路尚典君は大臣参議の邸へおん礼として参られたるよし。又た是まで、宮内省の官吏幷に巡査等は同邸へ出張せられしが、昨日引払ひに相成りたり、又尚泰君には、兼ての病気の未だ全治せられぬにや、参内の折馬車の上り下りにも附添ひの親方が手を取り、腰を抱いて介抱せられぬ、右に付き近日宜野灣王子と一時帰県せらるゝよし。

四十年前の漂流者山本乙吉
其の子が帰朝して入籍願

〔六・一八、東京日日〕　尾州知多郡の産にして、四十年前は亞墨利加へ漂流したる山本乙吉の子ジョンダブリュー、オトソンは此のたび帰朝して、神奈川県へ入籍を願ひ出たり、其の願書に曰く、

　入籍願

私儀日本人民の籍に入り、神奈川県へ入籍奉願度、抑私父は日本人民にして山本乙吉と申、尾張国知多郡小野原村の者にして、常に東京名古屋の間に船乗を業とし罷在候処、凡四十年前航海の折柄暴風に逢ひ遂に米国に漂泊し、是にて私父及其他二名の者亞墨利加印度人の為に助られ、其後父其他英人の救助により日本へ携伴いたし

呉候処、其時日本の法律として、凡そ何人にても日本人民たる者、一旦本邦を去る時は再び帰るを免されず、且帰国するも死刑に行はるゝの法なれば、不得已同船にて上海へ携へられ暫く同処に在住し其後同処に於て私母なる者を娶り一千八百六十三年上海を去り、シンガポールに赴き、其後同処にて鬼籍に入り申候、兼て私父存命の節より、私儀は日本国へ帰り日本人民の籍に入り候様の志願に付、日本人民の籍に入り当県へ入籍仕度、何卒御領承被成下度候様奉願候、再拝謹言。

ジョンダブリユーオトソン

神奈川県令殿

日支両国間の貿易

〔六・二四、東京日日〕 日支両国間の貿易日を追うて盛昌に赴くは世人の知る所なれど、試みに近年の輸出入を比較すれば、

明治八年度 輸出 二百六十四万千九百四十五円余
　輸入 四百四十四万四千零九十四円余
同 九年度 輸出 二百九十三万六千零六十二円余
　輸入 四百九十九万二千六百三十二円余
同 十年度 輸出 五百四十二万七千四百三十一円余
　輸入 五百零二万四千七百零九円余
同十一年七月より十二月迄
　輸出 二百五十八万七千二百零一円余
　輸入 二百十一万九千九百七十一円余」

両国の貿易斯く年々に増加し来り、就中輸出物品の著しく近年に増殖せしは決して偶然の事にあらず、故に香港太守ヘンネッシー氏の演説せし如く、此の貿易品の性質を考究し而して之れを拡張するの方法に論及せざるべからず、支那輸出の物品を見るに其最も重なるものは食料にして、乾物乾魚塩魚等是なり、其支那に於て之を消費するや、只食用に供するのみならず大ひに珍重嗜好し中等以上の食味に充つ。(下略)

飼主不明の犬 及び狂犬は殴殺

〔七・一、東京曙〕 飼主の標なき犬又は狂犬殴殺の事は、下谷練塀町三十一番地当府士族村上弘重、同車坂町二十二番地橋本義年の二名へ委托の鑑札を下附せられたる旨、昨日警視局より心得の為め夫々へ達されたる由。

日米和親通商条約改定

〔七・二、郵便報知〕 第二十五号

今般亜米利加合衆国ト別冊ノ通改定結約相成候条、此旨布告候事

明治十二年七月一日 太政大臣 三條實美

日本国合衆国間現存条約中或箇条ヲ改定シ、且両国ノ通商ヲ増進スル為メノ約書

日本国皇帝陛下及ビ亜米利加合衆国大統領ハ、従来幸ニ両国間ニ現存スル所ノ親睦ナル交際ヲ維持センコトヲ希望シ、且追加ノ約書ニ因テ庶幾クハ尚一層其交誼ヲ固クシ、両国間ノ貿易ヲ拡張シ且堅実ナラシメントス、其為メ双方ニ於テ各自ノ全権委員ヲ選ブ、即チ

日本国皇帝陛下ハ、亞米利加合衆国ニ駐劄スル特命全権公使従四位勲三等吉田清成、合衆国大統領ハ国務卿ウヰリアム・マツキスウヱル・エウワーツ、右双方ノ全権委員ハ各其委任状ヲ相示シ、双方其確実正当ナルヲ識認シテ左ノ各条ヲ協議決定セリ。

第一条　慶應二年五月十三日即チ西暦一千八百六十六年六月廿五日、一方ハ日本国委員、他ノ一方ハ亞米利加合衆国大貎利太泥亞佛蘭西和蘭ノ委員江戸ニ於テ調印シタル改税約書、幷ニ右約書中ニ載セタル輸出入品運上目録及借庫規則ハ、日本ト合衆国トノ間ニ於テハ玆ニ之ヲ廃棄シ、而シテ現ニ其施行ヲ止ムルハ此約書ノ第十条ニ掲載スル約束実施ノ時ニ於テスベシ、又江戸ニ於テ取結ビタル安政五年即チ西暦一千八百五十八年条約ノ中、港海関税及ビ諸税ノ諸規則ニ関スル条欵、幷ニ右安政五年即チ西暦一千八百五十八年ノ条約ニ添ヘタル貿易章程モ悉皆之ヲ廃棄スベシ、此約書実施ノ日ヨリ日本海関税幷ニ其他ノ諸税ヲ自由ニ賦課シ、及ビ日本開港場外国貿易ニ関スル諸規則制定ノ権利ハ、独リ日本政府ニ属スルコトヲ合衆国ハ識認スベシ。

第二条　然レドモ合衆国ヨリ日本ニ輸入スル諸物品ニ課スル税額ハ、他ノ外国ヨリ輸入スル同種類ノ物品ニ課スルモノニ超過ス可カラズ、而シテ若、日本政府ニ於テ其領地内ヘ或物品ノ輸入若クハ輸出ヲ禁止スルコトアルトキハ、合衆国ノ産物船舶或ハ人民ニ対シ、他ニ異ナル所ノ禁止ヲ為サヾル可シ。

第三条　合衆国ハ日本ニ向テ輸出スル物品ニ輸出税ヲ課セザルヲ以テ、此約書実施ノ後ハ日本ニ於テモ亦合衆国ヘ向テ輸出スル物品ニ輸出税ヲ課セザルベシ。

第四条　安政五年即チ西暦一千八百五十八年ノ条約第六条第一節即チ最初ノ三句現存スル間ハ、右現存条約ノ違犯若クハ此約書ニ因テ、日本政府ニ於テ時々制定スル海関税借庫及ビ港ノ諸規則違犯ニ関スル没入品或ハ罰金ニ付、日本政府ノ要求ハ悉ク合衆国領事裁判所ニ訴フ可シ、而シテ該国領事ハ各訴訟ヲ公正ニ審按シ、右条約及ビ諸規則ノ条欵ニ照ラシ之ヲ裁断ス可シ、而シテ右没入品或ハ罰金ハ日本官員ニ交付スベシ。

第五条　日本沿海貿易統轄ノ権利ハ、独リ日本政府ノミニ属スル者タルコトハ、固ヨリ双方ノ識認スル所タルヲ以テ此ニ之ヲ明言ス。

第六条　然レドモ日本開港場ニ来着スル合衆国ノ船舶ハ日本海関税則ニ随ヒ、其船載スル物品中幾部分タリトモ其望ニ任セ陸揚スルヲ得ベシ、而シテ其船舶ハ右陸揚シテ積荷目録中ニ其事由ヲ記載シタル部分ノ外ハ、輸入税其他一切ノ諸税ヲ払ハズシテ、其残余ノ物品ヲ載セ出港スルヲ得ベシ、右船舶ハ其後他ノ日本諸開港場ニ航行シ、其望ニ依リ残リノ物品ヲ右諸開港場ニ陸揚スルヲ得ベシ、然レドモ凡テ船舶ノミニ対シ課スル諸税諸費ハ、最初其積荷ノ幾部分ヲ陸揚スル港ニノミ於テ払フベシ、而シテ該船舶其後引続キ航海シテ到ル所ノ港ニ於テハ、其地方港内諸税ノミヲ入港ノ為メニ払フベシ。

第七条　合衆国ハ上文第一条ニ約スルガ如ク、日本輸出入品運上目録、運上規則及ビ其他ノ諸規則ニ関シ譲与スル所アルヲ以テ日本政府ハ互相ノ理ニ基キ左ノ事ヲ譲与ス、即チ従前開港場ノ外ニ、更ニ二港ヲ此約書実施日ヨリ合衆国人民幷ニ商船来往貿易ノ為メニ開ク可シ（但シ二港中一ハ下ノ關タルベシ、而シテ他ノ一ハ此

後双方協議ノ上決定スベシ)。
第八条　両国間ニ結ベル安政五年即チ西暦一千八百五十八年ノ条約第五条ハ、必用ナラズト認ムルヲ以テ、右条欵ハ此約書実施ノ日ヨリ廃棄スベシ。
第九条　従来両国間ニ結約シタル条約或ハ約書ノ条欵中、今玆ニ廃棄ヲ明掲セザルモノニシテ、此約書ノ条欵ニ抵触スルモノハ悉皆廃棄ス可シ、且ツ此約書ハ両国間現存条約ノ一部分ト為ス可シ。又右条約中、此約書ニ因テ変更若クハ廃棄セザル部分ノ重修幷ニ此約書ノ重修ハ、此後双方ノ中ヨリ要求スルヲ得ベシ、又此約書幷ニ此約書ニ因テ変更スル所ノ右条約ハ、其全部或ハ其一部分ノ重修ヲ為ス時ニ臨ミ、廃止若クハ年限ヲ約定スル迄、引続キ之ヲ施行ス可シ。
第十条　此約書ハ日本ト他ノ締盟各国ト現実此約書ト均シキ所ノ約書或ハ現存条約ノ重修ヲ取結ビ、右現行ノ時ニ至リ実施スベシ、此約書ハ批准ヲ要スルモノトス、而シテ其交換ハ此約書調印ノ日ヨリ十五ケ月以内ニ、成ル可ク速ニ華盛頓府ニ於テスベシ、右ノ証トシテ上文記載ノ全権委員各自カラ其名ヲ署シ印ヲ鈐ス。

華盛頓府ニ於テ
明治十一年七月廿五日　吉田清成㊞
西暦一千八百七十八年七月廿五日
ウヰリアム・ヱム・ヱウワーツ㊞

天祐ヲ保有シ、万世一系ノ帝祚ヲ践タル日本国皇帝（御名）此書ヲ見ル有衆ニ宣示ス、善良適宜ナル朕ガ特別ノ全権ヲ有セル特命全権公使吉田清成ヲ以テ、千八百七十八年七月廿五日、華盛頓府ニ於テ日本国及ビ合衆国ノ間ニ取結ビシ約書ヲ、朕親ラ閲覧点検セシニ、能ク朕ガ意ニ適シ更ニ間然スベキナシ、故ニ凡テ其約書条欵ニ掲グル本趣ハ、朕玆ニ之ヲ嘉納批准ス。
神武天皇即位紀元二千五百三十九年、明治十二年二月七日、東京宮中ニ於テ親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム。

御名　国璽
奉勅　外務卿　寺島宗則㊞

小笠原島へ帰化した外人
家作料廿五円給与の計画

〔七・三〇、有喜世〕　小笠原島へ帰化移住の外国人中微力の者へは家作料金二十五円を賜はり、若移住後三年未満で再び他へ移転者は、家作を取上る様致度旨、出張の小花少書記官より其筋へ伺はれし由、朝野新聞に見えましたが、該島は明治九年開拓に着手せし以来、方今は余程開たとの事。二三日以前同所より帰京せし人の話に、種々珍しい事が有ますから、追々に掲載（カキノセ）ませう。

コレラ患者七万六千
死亡四万余

〔八・二〇、東京曙〕　各地方虎列刺病患者初発より本月十七日まで合計は患者七万六千五百九十七人、内死亡四万千九百十五人にして、治癒九千七百八十八人なりと。

虎列刺病撲滅に関する告諭
中央及東京地方衛生会に下る

〔八・二三、東京曙〕

各　通　中央衛生会
　　　　東京地方衛生会

今般虎列刺病流行ニ付、深ク叡慮ヲ被為悩、別紙之通リ被思召候条、衆医師ニ於テ厚ク聖旨ノ所在ヲ奉体シ、奮発黽励衛生ノ功ヲ奏シ候様尽力可致、此旨相達候事。

明治十二年八月二十二日　　内務卿　伊　藤　博　文

人生ノ一大禍害タル病毒ヨリ甚シキハ無ク、其最惨烈ナル伝染病ニ過ル者アラザルナリ、抑々安政五年ニ於テ虎列刺病ノ我国ニ起ルヤ、其病勢ノ劇烈ナリシヨリ、爾今数十年間ヲ過レド其勢猶ホ未ダ退治ニ至ラズ、之ヲ思惟スルニ、爾来医学者ノ未ダ進歩セザルニ由ルカ、将タ病勢ノ勢力ニ由ルカ、然リト雖ドモ近世医術日ニ月ニ進ムノ時、何ゾ其理ノ明カナラズ其術ノ精シカラザル有ンヤ、且其予防法ハ貧富ノ力ニ因ルヲ以テ、其斃ルル者ハ貧民ノ其力ニ能ハザル者多シ、豈慨然ノ至ナラズヤ、即今京坂及ビ各地方ニテ斃ルル者少カラズ、今又東京ニ及ベリ、爾後ノ病勢如何ナルモ未ダ知ルベカラズ、此際ニ当リ医学者一層精神ヲ奮発シ、断ジテ此病ヲ克治スルニ期シ、夜以テ日ニ継ギ病毒ノ原因ヲ闡明シ治療ノ方法ヲ精練シ、予防ノ規則ヲ簡便ニシテ病者ヲシテ斃ルルニ至ラシメズ、貧民ヲシテ予防ニ易カラシメ、速ニ衛生ノ功ヲ奏セン事ヲ欲ス。

避病院は生胆を抜く所
石炭酸と石炭油をゴッチャ

〔八・二三、東京曙〕　石炭酸と石炭油とを同物と誤解したる話しは多きが中に、阿州徳島通町二丁目の鍵屋某は隣家に虎列刺病人のあるを恐れ、留守居の男を雇ひて僻遠の地へ店を移したる留守中、留守居の者は予防法なりとて石炭油を家の隅にそゝぎしに、如何にして火の移りけん一時に燃上りて既に大火にも至るべかりしを、近隣の人々の駈付て漸く消止めたりと、又同地の戸長某氏は、石炭酸を予防の為に服して中毒の重症を発し危篤の体なりといふ、徳島地方抔に未だ斯る頑固先生のあるは尤も至極の事にて、輦下にすら避病院は西洋の唐人に売る生胆をぬく所と心得、グラント氏と香港大守ヘンネツシー氏が胆一つに付金千円余に買上に来りしなどゝ喋々語りあふを傍らより物しる人のさとしていへるは、西洋人が病者の生胆を買ふたとて何に使用もなく、又政府に於てはそのやうな残酷の事をしたまはで、人民を愛撫したまふが故に、金千円を此予防費に出され、大臣参議の方々も醵金して金千二百円を予防費中へ差出されたりといへば、頑固連は更に服従する景色もなく、大臣や参議が沢山に月給をとりながら、僅に胆一つだけの金を出したとて大勢殺せばすぐに本は上つてしまふと、隅田川の渡し舟のうちにて農夫が語りゐたるを聞し記者は、あまりの事に呆れて明たる口をふさぐ事さへ忘れ歎息の外はあらざりき。

大内山に瑞雲棚曳き
天日嗣の皇子生れまし給ふ

〔九・二、東京日々〕 去月三十一日太政官より番外を以て、官省院使東京府へ左の通り達せられたり。

今卅一日午前八時十二分、皇子御降誕被遊候ニ付、東京之奏任官以上麝香間祇候及ビ華族ノ輩、本日ヨリ三日ノ内宮内省へ参賀可致此旨相達候事

×

〔九・三、東京日々〕 維明治十二年八月卅有一日午前八時十二分皇子平安ニ降誕アル、天下之歓娯、宮中之眉目也、昔シ清原元輔ガ、朝マダキキリフノ岡ニ立ツ雉子ハ千代ノヒツギノ始メナリケリト祝ヒ参ラセシ如ク、実ニヤ此ノ皇子ノ行末ハ百敷ノ大内山ニ弥高キ神ノ宮居ノ大柱トナラセ給フ皇子ナレバ、鵜葺屋ノ二葉ヨリシテ早ヤ頼モシク思ハレ給フ哉、ワガ日本ニ住ム者ハ尊キモ賤キモ都モ鄙モ押ナベテ誰カ今日ノ御降誕ヲ祝シ奉ザル者ノ侍ルベキヤ、吾曹ガ筆ノ詞ハ固ヨリ、心ノ思フ程ヲ顕ハスニ足ラネバ、姑ク古ノ博士ノ語ヲ仮リ、抑皇子降誕之事ハ誠ニ主上ノ御為メ、天下ノ為メニ大慶ナリ、凡ソ天下ノ為ニ継次ヲ得タマフハ誠ニ可欣感ト申シ奉ルニ外ナラザル也。(下略)

米国前大統領グラント
御暇乞の為参内
聖上御引見勅語を賜ふ

〔九・三、東京日日〕 前号に記せし如く、グラント君には去月二十日に御暇乞として米国公使ビンハム氏同道にて参内せられ、謁見のとき左の謝辞を奉らる。

僕イマ奉別ノ為メニ参内シテ陛下ノ謁見ヲ辱ウシ、敢テ謹デ陛下政府ノ百官及ビ貴国人民ニ向テ、僕ガ貴国在留中ニ拝受シタル歓待優遇ノ厚志ヲ感謝ス、僕ガ東京及ビ其近傍ニ遊寓スル実ニ二ケ月ニシテ、前二週間ハ貴国ノ南部ニ在リ、僕ガ貴国ニ来ルヤ到ル処トシテ満足ノ歓待ヲ受ケザルナク、未ダ曾テ一タビモ不愉快ノ事ナカリキ、恭ク惟ルニ、貴国人民ハ一般ニ安寧ノ有様ニテ非常ノ豪富者アルヲ見ザルモ、亦タ必死ノ貧窮人アルヲ聞カズ、是僕ガ是マデ遊歴セシ諸国ノ人民ト全ク相反スルノ情態ニシテ、僕ガ頗ル喜ビ且ツ好ム所ナリ、僕ガ将来ノ望ヲ貴国ニ属スルヤ大ナリ、何トナレバ貴国ニハ現ニ未墾ノ地尚ホ多ク、其地味ハ豊饒ニシテ頗ル未鑿ノ鉱山ニ富ミ、海岸ハ広ク良港ハ多クシテ魚猟ノ利ハ蓋シ尽クル時ナク、其人民ハ概ネ勤倹智巧ノ良民ナレバナリ、是ノ如ク富源ニ饒カナルガ故ニ、只政府ノ智策ヲ以テ内外ノ平和ヲ保チ、外人ヲシテ敢テ貴国ノ内政ニ干渉セザラシメバ、貴国ノ富ハ自カラ内ニ盛ニシテ外ニ求ムル所ナカルベシ、僕ハ貴国ノ愈

愈富ミ益々強クシテ、西洋諸国ト同ク外人ノ干渉ヲ受ケズシテ其独立ノ体面ヲ保全センコヲ望ミ、又タ貴国ノ政務ノ愈々振挙シテ開明世界ノ尊敬スル所トナランコヲ冀フヤ切ナリ、是レ蓋シ僕一人ノ望ム所ニ非ラズ、寔ニ合衆国人民ノ共ニ冀フ所ナリ、僕ハ今陛下ニ別レテ本国ニ帰ヘリ、復タ貴国ニ来遊スルノ期ナシト雖モ、僕ガ貴国ニ於テ見聞シタル諸事ハ生涯コレヲ忘レザルベシ、伏シテ冀クハ陛下ノ永ク此ノ昌盛安寧ナル国民ヲ統治シ、久シク天福ヲ享有セラレンコヲ。

右畢りて聖上より親しく左の勅答を賜はる。

君ノ来遊ハ朕ガ頗ル満足シ喜悦スル所ニテ、告別ノ時ノ既ニ来ルヲ惜ムナリ、時下炎熱ニシテ加之悪疫流行ノ為メニ屢々君ノ巡遊ヲ妨ゲタルヲ恨ム、君ノ在留中幸ニ屢々君ト相ヒ会話シ、今又タ告別ニ臨デ君ノ謝辞ヲ受ク、朕甚ダ之レヲ満足セリ、抑々貴国ト本邦トハ只一海洋ヲ隔テタル隣国ナルヲ以テ、両国ノ交際ハ愈々将来ニ親密ナルベシ、而シテ今幸ニ君ノ来遊ニ会シ、朕親ク君ト相見テ愈々両国ノ和親ヲ鞏クシタリ、是レ又タ朕ガ甚ダ喜ブ所ナリ、朕君ガ海旅恙ナク帰国シテ、貴国人民ノ平安昌盛ナルヲ慶セラレンコヲ望ミ、且ツ君ガ宗族ノ長寿富福ヲ祈ル。

又た聖上より公使ビンハム氏に其健康を望ませ給ふ旨の勅語を賜はりしに、ビンハム氏は乃ち左の答辞を奉られたり。

僕謹デ勅語ノ辱キヲ拝シ、且ツ合衆国ノ大統領及ビ合衆国ノ政府人民ニ代テ、陛下ノ我前統領ヲ欵待セラレタル厚意ヲ謝シ奉ル。

（下略）

明宮嘉仁親王御命名式

〔九・八、東京日日〕　前号に記し奉し如く、一昨六日は皇子御名付の御式を行はせられ、御諱を嘉仁（よしひと）親王と命ぜられ、明宮（はるのみや）と称し奉る。右の御諱は直に勅使を以て青山御産所へ進ぜられ、夫より聖上には旧御学問所へ出御あらせ玉ひ、御前に於て皇族大臣参議を始め、宮内省の勅任官等へ酒饌を賜はり、又た宮内省の奏任官以上は省中に於て祝酒を賜たり、右畢りて皇族、大臣、参議、勅奏官は一同に青山御産所へ参賀せられたり、又同日執行せられし御降誕御祭典式は左の如くなりと。

午前第十時御殿へ御装飾ヲ奉仕ス〇次宮内省式部寮斎床〇次開扉三前、此間奏楽〇次神饌ヲ供ス、此間奏楽〇次祝詞〇次御代拝御玉串ヲ捧グ、畢テ一品内親王代拝〇次親王大臣参議省中勅任官麝香間詰等拝礼〇次省中奏任官判任官拝礼〇次神饌ヲ撤ス、此間奏楽〇次閉扉、此間奏楽〇次各退出。

琉球に関する断乎たる処分
日支関係の危機を孕む
清国使臣何如璋日本を去る

〔九・二三、大瀛新報〕　曩キニ我政府ガ英断ヲ以テ琉球ノ処分ヲナシタルヨリ、日清両国ノ間ニ紛議ヲ生ジ、已ニ清国使臣何如璋氏

ハ、断然日本ヲ辞シテ本国ニ帰航シ、再タビ日本人トハ兵馬ノ間ニ相ヒ見ルノ期アルベシト言ハレタリトノ風説街衢ニ囂々タリシガ、今ヤ両国ノ交際破絶ノ形勢ニ迫リ、近頃米国ヨリ帰朝シタル人ノ説話ヲ聞ニ、清人ハ続々米国ニ航シ兵器ヲ購求シテ本国ニ送致シ、頻リニ戦争ノ用意ヲナスト云フ。

横浜瓦斯事件 ―和解成立―

〔九・三〇、東京日日〕　横浜の瓦斯訴訟件も和解して、全く片付たるに付き、其関係の人々は来月三日に同港大江橋なる外務省出張所を拝借して夜会を催ほし、火花(はなび)などを打ちあぐるよし、又もとの被告の代言人たりし小山茂氏は、昨日神奈川庶務課の御用掛を拝命したりとぞ。

財界混乱の警戒

藤田組事件と

〔九・三〇、朝野〕　去る二十三日大坂府知事より管下へ、警視出張所に於て藤田組拘引一件に付贋造紙幣流布の由申伝へ、更に真贋を論ぜず都て紙幣の受渡しを拒み候者有之趣以ての外の事に候。就いては忽ち金融の道を塞ぎ各自営業上の損害を招き候儀に付、心得違ひ無之様可致云々。また管下の各新聞社へ同件に付、贋造紙幣云云の浮説を新聞上に記載有之、右者理財上不容易関係を来し候儀に付、浮説は勿論想像を以て彼是記載之儀不相成旨達せられぬ。

（下略）

教育令発布

明治五年布告の学制は廃止

〔一〇・一、東京曙〕　第四十号

明治五年（八月）第二百十四号ヲ以テ布告候学制相廃シ、更ニ教育令別冊ノ通相定候条、此旨布告候事。

明治十二年九月二十九日　　太政大臣　三　條　實　美

教　育　令〔要略〕

第一条　全国ノ教育事務ハ、文部卿之ヲ統摂ス、故ニ学校、幼稚園書籍館等ハ、公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルベシ。

第二条　学校ハ小学校、中学校、大学校、師範学校、専門学校其他各種ノ学校トス。

第三条　小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ、其学科ヲ読書、習字、算術、地理、歴史、修身等ノ初歩トス、土地ノ情況ニ随ヒテ、罫画、唱歌、体操等ヲ加ヘ、又物理、生理、博物等ノ大意ヲ加フ、殊ニ女子ノ為メニハ裁縫等ノ科ヲ設クベシ。

第四条　中学校ハ高等ナル普通学科ヲ授ル所トス。

第五条　大学校ハ法学、理学、医学、文学等ノ専門諸科ヲ授ル所トス。

第六条　師範学校ハ教員ヲ養成スル所トス。

第七条　専門学校ハ専門一科ノ学術ヲ授クル所トス。

第八条　以上掲グル所何ノ学校ヲ論ゼズ、各人皆之ヲ設置スルコトヲ得ベシ。

第九条　各地方ニ於テハ、毎町村或ハ数町村聯合シテ公立小学校ヲ

設置スベシ、但町村人民ノ公益タルベキ私立小学校アルトキハ、別ニ公立小学校ヲ設置セザルモ妨ゲナシ（十、十一、十二条略）
第十三条　凡児童六年ヨリ十四年ニ至ル八ケ年ヲ以テ学齢トス。
第十四条　凡児童学齢間少クトモ十六ケ月ハ、普通教育ヲ受クベシ。（下略）

振出手形発行制限

〔一〇・八、新潟新聞〕去る三日大隈大蔵卿より、左の通り自第一至第百五十二國立銀行へ達せられたり。

振出手形之儀ハ、自今左之通相心得発行可致、此旨相達候事。
第一　此手形ハ一枚ノ金額百円以上タルベシ。
第二　此手形ハ振出シタル年月日及預ケ主ノ姓名ヲ記入シ、授受ノ際ハ必ズ裏書ヲ要スベシ。
第三　此手形ニ対シテハ利足ヲ付ス可カラズ。
第四　此手形ハ発行店ノ外、其支払ヲナス可カラズ。
但売買割引ハ此限ニアラズ。
第五　此手形ハ銀行紙幣幷ニ預リ金ノ準備トナスヲ得ザルハ勿論金銀有高ニ算ス可カラズ。以上。

新橋横浜間の鉄道に従事したる
外人機関手等悉く解雇

〔一〇・九、東京日日〕先ごろより噂さのありし新橋横浜間往復汽車の機関手に雇はれし外国人は、先月下旬残らず解雇になり、又土木掛りの外国人も本年中満期解約とのこと、跡は悉皆日本の工土にて受持つとのこと、誠に悦ばしきこと。

旧琉球藩王に　二十万円御下賜

〔一〇・九、東京日日〕華族従三位尚泰君（旧琉球藩王）は、廃藩の例に依りて家禄を賜はるべき所なれど、既に禄制を廃し、金禄公債の制を定められしに付、金禄公債証書二十万円を賜はる旨、去る六日に太政官より達せられたりと。

我国警察制度確立の恩人
川路大警視の卒去を悼む

〔一〇・一六、東京曙〕陸軍少将兼大警視正五位勲二等川路利良君ハ、去十三日午後三時病ヲ以テ終ニ鍛冶橋内ノ官邸ニ歿セラレタリ、顧ミルニ君ガ公命ヲ奉ジテ遠ク欧洲ニ赴カレシハ当春ノ間ニ在リシガ、其佛国ニ至ルニ及ビ不幸ニモ肺病ニ罹リテ頗ル危篤ノ症ニ聞ヘ、一時ハ已ニ滞留中ニ物故セラレタリ抔トノ説ナキニ非ザリシカドモ、君ハ幸ニ万里ノ波濤絶海ノ航路ヲ凌ヒデ恙ナク去ル八日ニ帰朝セラレシヲ以テ、此上ハ漸次快愈ニ赴カルベシト想ヒ、且ツ之ヲ冀望セシニ図ラザリキ天之ニ命ヲ仮サズ、遂ニ一去復タ還ラザルノ凶報ヲ聞クニ至ラントハ、誰カ其レ日本帝国ノ為メニ一個ノ人物ヲ失ヒシヲ悲マザル者アランヤ。（中略）

本邦警察ノ制度体格ヲ固定シ、以テ大ニ其事業ヲ振興シ、人民保護ノ功用ヲ一般ニ普知セシムルニ至リシハ近ク維新以後ノ事ニテ、

其警察ノ隆興此ノ如キヲ致セシハ則チ川路君ノ最モ与リテ力アル所ナリト言ハザルヲ得ズ。之ヲ聞ク川路君ハ元薩藩ノ極メテ微賤ナル家ニ生レ、維新以前ニ在テハ未ダ名ヲ為スニ至ラザリシト、然則チ川路君ガ今日ニ在テ赫々ノ位ニ立チ、赫々ノ名ヲ負フニ至リシハ全ク維新以後ノ勲績ニ生ズル者ニシテ、其勲績ハ則チ終始孜々トシテ警察ノ事務ニ従事シ、全国中苟モ耳目ヲ具フル者ハ、警察ノ盛ヲ了知セザル者ナキガ如キノ事業ヲ拡張セシガ為メナラズシテ何ゾヤ、是ニ由テ之ヲ論ズレバ、川路君ハ実ニ警察ニ興リテ警察ニ終リシ者ト言フベクシテ、其事業ノ盛ヲ我邦ニ開キタル勲績ハ決シテ磨滅スルコナカルベシ。（下略）

芸者の風呂銭倍額

――高崎つ妓がイキリ立つ――

〔一〇・二六、朝野〕なんぼ商法なればとて能くも考へず直計り引上ると却て損を来たす道理。上州高崎駅の風呂屋渡世某は、東京湯といふを思ひ付き、東京同様の湯銭にして芸妓に限り一人一銭五厘と張出したので、芸妓連は不平を鳴らし、取締へ出掛けて喋々喃々言ひ立てた故、取締も大腹立にて湯屋へ掛合ひを付けると、芸妓達は娘やお神さんの三増倍も湯を遣ふ故、少し直上げをせねば引合はぬとの返答に、取締はムッとして、よし〳〵夫れなれはおらが方でも芸妓計り這入る湯屋を願ひ立ると大悶着が始まりし処、土地の口利が中に立入り湯屋へ諭して云ふに、湯の遣ひ方の荒いのは尤もで有るが、爰が考へもので、芸妓が入湯しておつな匂ひをさせたり白い肌を見せたりすれば、それを当て込みに来る人も多く、到底五一三六の訳け、諺にいふ猫に無益飯を与ふるは鼠を除く為め、何ぞ無益湯の応報なからんやと、茲に於て湯屋の主人いかさまと暁り、矢張り八厘に直下げして仲直りとは妙な話し。

徴兵令改正の布告

〔一〇・二八、東京日日〕太政官記事　第四十六号

徴兵令別冊ノ通改正候条此旨布告候事。

但徴兵令ニ関スル従前ノ布告達及ビ指令ハ渾テ廃止トス。

明治十二年十月廿七日　　太政大臣　三條實美

第一章　徴兵編制

第一条　徴兵ハ全国ノ男子ヲ徴集シ以テ兵役ニ充ル者ナリ、今陸軍ヲ大別シテ四ト為ス、常備軍、予備軍、後備軍、国民軍是ナリ、又其ノ兵丁ノ身材ニ従ヒ、歩、騎、砲、工等ノ兵種ニ区別ス。（但シ海軍徴兵ノ方法ハ別ニ之ヲ定ム）。

第二条　常備軍ハ男子年二十歳ニ至ル者ヲ各軍管下ノ国郡ヨリ徴集シ、其当籤者ヲ以テ之ヲ編制シ、三ケ年ノ役ニ服セシメ所管鎮台ニ備フルナリ。

第一項、殊ニ技芸ニ熟スル者、平時ハ服役未ダ終ラズト雖モ、詮議ノ上仮ニ帰郷ヲ許スベシ。

第二項、強壮ニシテ技芸ニ熟シ行状正シキ者ハ、在営六ケ月ニシテ近衛兵ニ抜擢シ、更ニ三ケ年ノ役ニ服セシメ、役終ルノ後予備軍ニ編入シ、二ケ年六ケ月ノ後後備軍ニ編入ス。（但近衛兵

編制ノ方法ハ別ニ之ヲ定ム)。
第三項、上下士官ト為ン事ヲ志願スル者ハ、検査格例ニ照シ士官学校又ハ教導団ニ入ラシム。
第四項、技芸ニ熟シ且才気アル者ハ、之ヲ抜擢シテ下士ニ任ズ。
第三条　輜重輸卒、看病卒并ニ職工ハ各其志願者ヲ徴募スト雖モ、若シ不足スルトキハ壮丁ノ身幹定尺ニ満タズ、又ハ銃器ヲ執ルニ適応セザル者、或ハ合格ノ者ト雖モ各自ノ職業ニ依リ、便宜ヲ以テ諸兵ト同ジク徴集シ該役ニ服セシムル事アルベシ。

(下略)

徴兵令改正と兵制完備

〔一〇・二九、東京日日〕　徴兵令ノ改正。茲ニ明治十二年十月廿七日ヲ以テ我政府ハ改正徴兵令ヲ発シ、凡ソ徴兵令ニ関スル従前ノ布告達及ビ指示ハ渾テ廃止トスル旨ヲ布告セラレタリ（新定ノ徴兵令ハ、昨日ヨリ引続キ之ヲ我紙上ニ登載ス）蓋シ今時ニ於テ尤モ国家ニ大関繋アルノ法令ハ焉ヨリ至大且ツ至重ナルハ莫シ、此ノ改正徴兵令ハ曩ニ布告セラレタル教育令ト相並ビ、以テ明治十二年ニ挙行セラレタル文武ノ二大改正ト做スモ、敢テ其倫ヲ失ハザルヲ信ズル也。（下略）

紙幣及新銅貨　沖縄県に通用

〔一〇・二九、朝日〕　沖縄県の産物砂糖、紬の類は、是迄旧銅貨にあらざれば取引が出来ざりしが、当今は紙幣及び新銅貨にて取引する故、至極便利よくなり、本年は紬が多分来ましたと。

藤田組の贋札事件から
十円・五円・一円の紙幣改造
半円以下は銀貨銅貨と引換

〔一一・八、東京曙〕　藤田組に於て贋造したるにより、通用の紙幣に疑を容る者も多き由なるが、各官省支局等にて未だ贋札に類似の物を見ずと雖も、印刷局にては従来の紙幣より一層精工に十円五円　一円の紙幣を製造し、是迄の一円紙幣を当分取交て通用し、漸々悉皆引換相成といふ、又半円以下は銀貨銅貨を以て引換相成趣にて、目今造幣局に於ては鋳造を取急がるゝ由に聞たり、我が紙幣は衆人の知る如く、日耳曼にて製造し、大蔵省印刷局にて捺印の上発行したるも、今般新造の紙幣は海外人の手をからずして製造する其技術の進歩したるは、実に官民一般の幸福といふべし。

馬上で安々とお産

〔一一・二〇、東京日日〕　陸中膽澤郡西根村のものが男女十六人申し合せて九月の初め信州善行寺詣りに出掛けしに、其うち高橋榮作の女房お初(卅七)は最はや臨月に近く大腹を抱へて立出しが、首尾よく参詣も済みて去月廿七日帰村との先触あれば、其留守宅より隣村まで迎ひの馬を出だし、お初も此の馬に跨りて来りしに、鞍にて揺れたる所為か俄かに虫が痛み出してモウ産れさうだと云ふに、同行のものも慌て騒ぎて、こゝで飛び出されては耕地中故医者も薬も間に合はぬ、家までは今ま些こした辛抱しなさい、しかし馬の上で

は苦しからうと抱き下さんとするに、お初は平気にて皆さん騒ぎなさるナ、些とお慮外をしますと云ひて尻を引立てゝ鞍の前輪に寄ると見えしが、忽ちやすくと男児を産み落して我が襦袢にて赤子を包み、手早く汚物の始末などして遂に馬を下らずして、女の一大厄難を畢りたるは古今に例しなき咄しと云ふべし、畏きことなれども三韓に渡らせ給ひし神功皇后も、斯くやすくと御産の紐を解き給はゞ石を腰に挾みたまふ禁厭にも及ぶまじきにと、其地より申し来りしまゝ。

筑前十五郡の有志博多に会し
国会開設促進の運動を開始

〔一一・二二、朝野〕 去る五日六日の両日筑前十五郡の有志輩凡そ八百余名博多の聖福寺に集会し、国会設立等の一件に付左の条々を決議せり。「綱領。甲、国権皇張の基礎たる国会の開設を請求する件。乙。各国通親条約改正の断行を請求する件。条目。第一条、筑前一国を団結し漸時近国及び諸国を慫慂し、日本全国の結合を期するの件。第二条、福岡区に於て本社を開設し、毎年四回大集会の処とし各郡を支社とし小集会を為すの件。第三条、東京に於て各県連合大会を開き、日本全国の一致を以て国会に関する件々を討論計議するの件。第四条、今般来会の有志者に於て、各其の本郡区団結の尽力を担任し、其の団結の後十二月一日を期し各区郡各社より五人以下の委員を定むるの件。第五条、本年十二月一日を以て博多聖福寺に於て筑前全国の大集会を開くの件。第六条、会議事務委員を選定し、十二月一日会議に至る迄の事を任ずる件」其の建言の手続き等は後会に決議する筈なりといふ。抑も此の会議の起りは、前月中旬条約改正の事に関し会議を開かんと、会主惣代郡利、中村耕介、大庭弘等九人の名を以て各郡へ書翰を廻はし、又徳重正雄、松田敏足をして各郡の有志輩を勧誘せしめしに、同志陸続として来集せしより、右会議の数日前福岡にて内会議をなし、継で本会議を開きしが、最初は条約改正の一途に止まりしか共、遂に拡充して国会設立の件に及びしと聞く。

沖縄県士族にも
金禄公債下附

〔一一・二四、東京日日〕 沖縄県士族にも一般に金禄公債証書を下渡さるゝ由にて、此ごろ同県庁にて取調べに着手せられたるが、其の現高を廃藩の時の東京相場に引当てたる金高を公債証書にして下附せらるゝ筈にて、都て調べ上りまでには余ほど日数を費すべしと云ふ。

東本願寺の 勅額奉戴式

〔一二・五、朝野〕 去月三十日東本願寺の勅額報告式は近来の盛事にて、大法主は自ら勅額を見真大師の影前に捧げられ、翌日同寺の寝殿に於て勅額を下し賜はりし次第を門徒に報告し、諸参詣人へ拝礼を許されしかば、さしもに広き寝殿すら立錐の地もなかりしとぞ。

大阪に手形交換所新設
——東京に先んじて——

〔一二・八、東京日日〕　交換所は多くの銀行の集まりて互に切手手形類を交換する場所にて、貿易上に切手、手形類を使用すること盛なるに至りては、必要のものたるを既に理財新報にも論述せしが、今度大坂の各銀行は協同して同府下にこの交換所を設け、左に掲ぐる条例を定めたりと。流石に大坂は昔より商業繁昌の地なれば、切手手形類の商買上に行はるゝ他に比類なく、其取引の金額二億万円余なりしと、維新の後ち此事すたれて大に金融を妨げ、為めに商業の衰頽を招きしが、銀行の同府下に開けしより未だ幾ばくもなきに、為換手形、振出し手形、当座預金引出し小切手等の使用おほく、金融ひらけて商業も次第に恢復すべきの勢あればこそ終に此交換所を設立するに及びしなり。何とぞ東京の商人たちも切手、手形類を商業上に使用するの便利たるを悟り、一日も早く大坂に次ぎて、交換所を開設するの日に逢ひたきことにこそ。

大坂交換所規則

第一条　此交換所ハ、為換手形、振出手形、当座預リ金引出シ小切手等ヲ相互ニ交換決算スル為メ、大坂市内ノ銀行相共ニ結約シテ之ヲ設立スルモノトス。

第二条　此交換所ハ大坂府下東区北濱通五丁目廿二番地ニ於テ設置スベシ。

第三条　此交換所ニ於テハ午前午後一日二回ノ交換ヲナスベシ、而シテ午前交換ハ午前第九時ニ開キ、同第十一時ニ閉ヂ、午後交換ハ午後第二時ニ開キ、同第四時ニ閉ズベシ。（下略）

桓武帝御陵　発見

〔一二・一八、郵便報知〕　桓武天皇の御陵は元祿年度以降頻りに其趾を捜られ、維新後は別して教部省等にて調査ありしかども、いまだ所在を詳かにせざりしが、此頃伏見旧城内字三人屋敷の辺なることを発見し、いよ〳〵該地に確定せらるべき旨、宮内省より上申に及びたりとか。

福島県の三大会社
製糸会社、産馬会社と開成社

〔一二・二五、朝野〕　福島県よりの報知に、同県下にて三大会社と唱ふるは岩代国安達郡二本松の旧城址に設置の製糸会社、同岩瀬郡須賀川駅の産馬会社、同安積郡桑野村の開成社是れなり。製糸会社は資本金凡五万九千百二十円三十五銭七厘にして、内五万三千四十五円三十五銭七厘は官の貸下げ金なり。産馬会社は資本金二万〇六百二十五円にして、内三千円は官の貸下げ金なり。開成社は資本金三万九千三百五十九円七十九銭六厘にして内一万五千八百四十七円七十九銭六厘は官の貸下げ金なり、其他之に亜ぐべき会社は、磐城国磐前郡北目村の牧牛共立社、及び同所の開産会社にて何れも追追盛大に赴けり。又福島町は従来水の悪しき処にて、飲水は遠方より汲み取り或は買ひ求め不自由極まりしが今度該地の西南に当る和泉村より水道を引く事に決議し、客月より着手せり云々。

明治十三年

（一八八〇年）

陸海軍通信

〔一・六、朝野〕　陸軍将校の軍帽は是迄正帽のみを以て兼用せらるゝ御規則なりしが、自今は略帽にて兼用するも妨げなき旨陸軍省より達せられたり。○陸軍々楽隊は、是迄一隊なりしが、同隊の生徒多人数卒業せしに付き、近々二隊に編制せらるゝ由。○又陸軍には軍用電信隊を創制相成筈にて、同隊の編制幷に召募規則等を調理せらるゝ由。○海軍省医務局に於ては当春卒業すべき生徒二十名程あるを以て、是まで軍医の欠乏を告げしも為に補ふに至るべしと云ふ。○昨年召募せられたる水兵八百名は、已に年内に満員せり、因て旧水兵中満期帰郷する者あるも尚ほ現在四千二百人の水兵あり。

東京大火に対する横浜外人の同情

罹災調査発表

〔一・八、東京日日〕　去暮の東京大火を救助せん為にとて横浜のガゼット新聞社が世話人となりて、遍く同港の外国人より募りたる醵金は一昨六日を以て其局を結びたるに、集金高は三千五百九十九円四十八銭と相成りたり。此慈恵金は同社より追々に東京居住の伝教師に送付したれば、不日にこの僧徒の手より窮民に分配するなるべしとガゼットに見ゆ。
○又この火災に付其筋にて取調べられたる明細表を見るに、惣町数は六十五ケ町にて棟数六千五百五十二棟、宿舎四棟、学校二ケ所、土蔵六十余ケ所、橋二ケ所、船六艘、此戸数一万四百三十余戸、人口三万五千九百八十余人、此中焼死凡そ廿三人、負傷五十余人あり又昨今各所の立退所にて救助を受る者五百五十余人也と。（下略）

長崎港通信

〔一・九、東京曙〕　戸数一万と云へども管内一覧表及び地誌略の頒布なきを以て委敷（クワシク）知り難し、地誌略は本年一月より書林にて売出すと云ふ。○県庁は外浦町旧奉行更代邸を以て洋風に造れり。○裁判所は旧代官高木邸、上等裁判所は旧六人年寄邸、共に博多町なり。○区裁判所は中町旧会所、中学校は旧町奉行邸に対す。○警察課警察署及び第十八國立銀行は新濱町にあり。○三井銀行および郵便支局は元博多町にあり。○鎮台分営は、旧肥前の蔵屋敷なり。○租税局出張幷大蔵省の米廪は旧平戸邸。○美麗なるは電気局にて西京大坂の遠く及ばざる処。○師範学校語学校病院等悉く設置したれど生徒は僅少なりと云ふ。○私立病院は深町にあり。○司薬場は新橋町に設く。○洋客来港は至て少く南京人のみ多く住居す。○櫻町の旧代官邸は勝山学校、戸長役場は文会社に変ぜり。○公園地は東照宮の廟跡と諏訪山とを以てす。眺望言語に絶し桜樹多し、博覧場は此山に四五の棟を別てり、麓に高島砿の石炭高さ一丈二尺周囲一丈八尺の巨大石と、小城郡多久産なる量目千二百貫目の同炭を並立するは全国中にあらざる品なりと云ふ。○暖気は京坂と錦衣一枚違ひ火爐の設けなし。○市中は高低その上に敷石の割目多く、木履の歩行は殆んど困却。○人力車は坂道の町故、平坦の廻り道するを以て殊更の高価。○売淫は厳なれど、黒縮緬と称する一種の賤娼随分ありと。○子女の私通を草餅と唱ふるは何に原きし俚言なるにや。○漢

医の流行は驚くべし、甚敷は洋医を廃して漢法を習ふあり。〇五節句は今も盛んに行へり。〇太陽暦は概してとらず。〇神仏の崇奉家は殊に多し。〇寺は高臺寺第一に位を占るも、眞宗西派の大光寺光永寺の盛んなるには遠く不及。〇書家は池原大所出京の後は大宰府の宮小路康文殊に流行し新地警察署の門牌を揮筆せしは評判よし、画は鐵翁の門子守山湘帆に限れり。(下略)

コレラ患者遂に十六万八千
死亡十万を超ゆる驚異的記録

〔一・一四、東京日日〕 昨年コレラ病の初発より十二月廿七日までの患者総計は十六万八千三百十四人、うち死亡十万千三百六十十四人、治癒四万七千八百七十五人、治療中一万九千六十五人、また右予防として全国にて消費せし金額は凡そ百万円余なりと云ふ。

朝鮮元山津開港の布告
修好条約の約款に基いて

〔一・二九、東京曙〕 第二号 〇明治九年二月我国ト朝鮮国トノ間ニ取結ビタル修好条規第五款ノ旨趣ニ遵ヒ、両国人民通商ノタメ朝鮮国ニ於テ開クベキ二港ノ内、咸鏡道元山津ヲ明治十三年五月一日ヨリ開港相成候条此旨布告候事。但右期日ヨリ渡航ノ者ハ、明治九年(十月)第百二十八号第百二十九号布告ノ通可相心得事。明治十三年一月二十八日。右大臣岩倉具視。

日増に育つ民犬
うつかり手を出すとくらひ附く

〔二・七、團團珍聞〕 民犬党吠(みんけんたうぼへ) 〇「愛国の患者どもが演説粥(かゆ)や連合粥(かゆ)を食はせて養ふので、何時の間にか肥太り、大きな犬に成りをつた。三ぜう飯を食ひ、岩をも徹す勢ひに成ては手が附られぬから、今の内棒に合せ、首ツたまへ鎖でも附ずば成るまい。ワンだのキヤンだのと言て吠まはるので困(こま)りきらアツ。

「太郎どのゝ犬や次郎どのゝ犬が油一升かん嘗たのと違ひ、此様に大きく成た蝉犬(みんけん)を押へ様と為ると遠吠をして党を集め何処へ食ひ附(つ)くか知れぬ故、北條高時か德川六代将軍の様に可愛がつて呉たがよい。

東京府の政治結社は大小十七社

〔二・七、朝野〕 府下にて政談を為す嚶鳴社、交詢社、協議社、共存同衆、講談会社を始め、大中小十七社の社員は一万六千六百七十余名ありといふ。

三井物産会社々長 益田孝の宣言

〔二・一四、中外物價新報〕 三井物産会社々長益田孝謹で同業諸君に告ぐ、夫れ商店の要訣は其商業の情況を詳悉するにあるは余が辯説を待たずして諸君の了知せらるゝ所なり。而して内地の商事は諸君既に之れを能くす、唯り海外の商業に至ては其情大ひに異にし

て風俗も亦同じからざるを以て、其状況を詳かにする能はざるに困しむ者多く、所謂暗中物を探るが如き情態あり。是を以て或は在留の外商に就き或は其番頭に頼り四方に奔走して其云ふ所を聞き、纔かに其顔色を見其気息を窺て以て情勢如何を臆測し、自己の趣向を決定す、豈に危殆ならずや。

其商情を詳悉するの不便なる如斯の甚だしく確算の商事を営む能はざるを以て、着実を旨とするものは常に躊躇し大いに其鋭気を抑へざるを得ず。又進取を主とするものは往々失錯に陥るを免がれ難し。然り而して那の外国商人に在ては自ら其便あるのみならず平素能く此に注意し進退するを以て、聊か躊躇する所なく機会に投ずる亦其度を誤ること寡し。是れ那の商人の毎に利益を博し身代を富ますもの多き所以にして、抑も又商権の彼れに帰して其籠絡を免がれざる蓋又謂れなきに非ざるなり。三井家夙に此に憂ふる所あり、物産会社を設立し而して余の不肖を顧みず其商事を担当するも亦其意志同一に帰するを以てなり。故に創立以来社員と協力主として海外の商事に孜々励精し、英京倫敦佛都巴里米国紐育清国上海香港等に支店を開らき以て海外の商事に訓熟し、所謂独立の商事を営み外商の籠絡を脱却せんと期し茲に三年の星霜を経たり。

然りと雖も創立以来日尚ほ浅く殊に内外商事を経営するの方便を欠き、未だ全般の順序整備せざるものあるを以て有志者を慫慂鼓舞して直輸出を為さしめ、直取引を営ましめんと欲するも遽かに其功を奏する能はず。故に今日に在りては我が商估をして海外の状況を知らしめ、其の胸算籌画を誤らしむるなきを期し、那の外国商人の籠絡を免がれしむるより急務なるはなし。是に於て乎苟も目下海外貿易を事とするものは該地市場の商状を探尋し、其情勢を熟察して以て之を有志者に通告するは公衆に尽すの義務なりと信ず。弊社幸ひに前陳の如く海外各地に支店あり未だ商状の全貌を窺ふと云ふべからずと雖ども、漸次業務其緒に就き輸出入とも其最重の物品に就ては需用供給の景況本地の積出し高(輸入品)彼の地の販売模様(輸出品)現場の価格を始めとし、輸出品なれば外国にて売価何程の手取収益に当る歟、輸入品なれば我国に入着して何程に当る歟を知るも寔に容易なりとす。若し同業諸君中参考の為めにもせよ之を聞かんと望むものは直に弊社へ賁臨あれ、弊社創設の目的既に前述の如くなれば余不肖と雖ども其知り得し所は余蘊を慳まず辯明し、余が未だ取扱はざる物品は夫々報知の手続を以て其問に応ずべし。且幸ひ商事に訓熟せし外国人の社務顧問役として弊社に在るあれば是れに諮りて大に其要望に副はんとす。如此同業諸君に通告慫慂せば、或は己れを殺して仁を為すの徒にあらざれば、則ち弊社為にする利あるに出たるの疑を懐くものなきにあらざるべしと雖も、弊社の冀望する所は一に前陳に外ならざるを以て同業諸君夫れ之を介意することなく、幸ひ之に因て以て聊か裨補する所あらば弊社従来の目的を達し、兼て此間亦自ら便益を蒙ること鮮からざらん。因て茲に新報の一隅を借り謹で諸君に告ぐ、幸ひに其狂愚を咎むる勿れ。

鹿児島征討費決算四千万円

〔一一・二五、東京日日〕 西南征討総理事務局長官大蔵卿大隈重信公より鹿児島征討費計金四千百五十六万七千二十六円六十八銭五厘の決算表を太政官に差出され、本月十三日を以て其計算の正確なる

を証認せられたり。其上申書は吾曹これを得たれども本日の紙上に余白なければ明日に譲るべし。

国会開設を促進する為

一府十七県委員の聯合協議会

〔二・二七、東京曙〕去る廿二日東両國中村楼に於て開たる各府県議員の親睦会に列席せし者は、岡山、茨城、宮城、栃木、神奈川、東京府、大坂府、広島、愛媛、兵庫、千葉、滋賀、埼玉、青森、岩手、秋田、岐阜、石川、新潟、山梨、三重、静岡、山口、長野の諸府県議員なるが、偶ま国会論の議起りしを以て、更に廿三日午後一時過より同楼へ一府十七県の議員等三十七人集会し、先づ会長及び幹事を選挙せし処、茨城県の中山三郎氏が会長、岡山県の忍峡稜威兄氏が幹事に当選し、各々国会論の建議を協議し、廿五日には同議二派に分れ岡山、栃木、茨城、宮城、新潟、愛媛、山形、福島、秋田、大坂の一府九県の議員廿四名は直ちに今度の建議なし、長野、神奈川、長崎、石川、岐阜五県の議員十二名は帰県の上、有志者を団結して更に建議する事に決したりと。

内閣と各省長官との分離

政府組織の一大変革

〔三・一、東京日日〕政府ハ遂ニ一昨日（即チ二月廿八日）ヲ以テ内閣ト各省長官トヲ分離シタリ、是レ実ニ政府組織ノ一大改革ナリト云フベシ。（中略）

茲ニ分離ヲ視ルニ当リテハ、先ヅ是迄ノ内閣各省兼任ノ組織ヲ顧ミザル可カラズ。此ノ兼任組織ハ明治八年ニ初マリ、夫ヨリ本年マデニ往々其人ヲ左右シタリト雖ドモ、組織ニ至リテハ之ヲ変更スルコト無クシテ五年間ニ保存セル者ナリ、由テ旧新ヲ上下ニ列記スル左ノ如シ。

		旧組織	新組織
○内閣太政大臣		三條 實美	三條 實美
左大臣			熾仁 親王
右大臣		岩倉 具視	岩倉 具視
参議	兼大藏卿	大隈 重信	大隈 重信
同	兼司法卿	大木 喬任	大木 喬任
同	兼文部卿	寺島 宗則	寺島 宗則
同	兼参謀本部長	山縣 有朋	山縣 有朋
同	兼内務卿	伊藤 博文	伊藤 博文
同	兼開拓長官	黑田 清隆	黑田 清隆
同	兼陸軍卿	西郷 従道	西郷 従道
同	兼海軍卿	河村 純義	河村 純義
同	兼外務卿	井上 馨	井上 馨
同	兼工部卿	山田 顯義	山田 顯義
○元老院議長		熾仁 親王	大木 喬任
副議長		河野 敏鎌	
幹事		柳原 前光	柳原 前光
○外務省 卿	（兼任）	井上 馨 兼任	井上 馨

大輔	二等出仕	榎本　武揚	上野　景範
少輔		上野　景範	芳川　顯正
○内務省　卿	(兼　任)	伊藤　博文	松方　正義
大輔		大山　巖	前島　密
少輔		林　友幸	品川彌二郎
同		前島　密	
○大藏省　卿	(兼　任)	大隈　重信	佐野　常民
大輔		松方　正義	
少輔			吉原　重俊
○陸軍省　卿	(兼　任)	西郷　従道	大山　巖
参謀本部長	(兼　任)	山縣　有朋　兼任	山縣　有朋
○海軍省　卿	(兼　任)	河村　純義	榎本　武揚
○文部省　卿	(兼　任)	寺島　宗則	河野　敏鎌
大輔		田中不二麿	
少輔		神田　孝平	九鬼　隆一
○工務省　卿	(兼　任)	山田　顯義	山尾　庸三
大輔		山尾　庸三	
少輔		吉井　友實	吉井　友實
○司法省　卿	(兼　任)	大木　喬任	田中不二麿
大輔		玉乃　世履	玉乃　世履
少輔			渡邊　驥
○宮内省　卿		德大寺實則	德大寺實則
大輔		杉　孫七郎	杉　孫七郎
		土方　久元	土方　久元

○開拓使長官　(兼　任)　黑田　清隆　兼任　黑田　清隆
次官　三等出仕　西村　貞陽　三等出仕　西村　貞陽
○警視局大警視　(兼　任)　大山　巖
中警視　石井　邦猷

右ノ新任中ニテ有栖川熾仁親王殿下ニハ、未ダ左大臣ノ御請アラセ給ハザルヲ以テ大木公モ亦議長ノ御請ナキト聴ク、其然ルヤ否ヤヲ知ラザルナリ。斯ノ如ク今日ノ内閣ハ三大臣十参議ヨリ組織セラレテ、全ク各院省使ノ長官トハ分離スルノ実ヲ顕ハシタルハ最モ深重ナル廟議ニ由リテ此事ニ及ビタルニ相違ナケレバ、昨日マデノ兼任組織ト今日ヨリノ専任組織トニ於テ如何ノ差別アル乎ハ世論ノ最モ観察スベキ所タルベシ。尤モ十参議中ニテモ専任ハ七公ニシテ、井上公ノ外務卿ヲ兼ヌル、黑田公ノ開拓長官ヲ兼ヌル、山縣公ノ参謀本部長ヲ兼ヌルアリト雖モ、蓋シ此三職ハ今遽ニ其適任ノ人ヲ得ルニ難ク、三公ガ自カラスルニ非ザレバ不可ナルノ事情アリテ兼任セラルヽ者ナリト思ハル。大山、榎本ノ二君ノ陸海軍省ニ卿タルハ最モ世上ノ其人ヲ得ルヲ喜ベル所ナリ。(下略)

石見の山国にまで　民権論旺盛

〔三・三一、郵便報知〕　石見国の景況　○全国島根県の管轄にして千峯万岳崛起連亘し最も僻陬なるを以て蒙昧固陋の野民多く、或は山間に蟄伏して終身都会に出ることなく、碧海を見ずして死する者あり、其卑屈なること推して知るべし。」松江裁判所支庁は濱田に在り、此頃新築に着手し土木の功将に近きに竣んとす、外観頗る美なり、判事は田川篤忠君。」人家稠密の地は警察厳重なれども、山間の

地は巡査を見ること稀なる故か、強賊竊盗屢々出没して人民を悩まし博徒は常に夥しと。」小銭貨尠し、故に売買に困しむ。」演説会は随分盛んなり、津和野には時言社と云ひ有志輩集合して演説す、論旨は大概民権拡張に外ならず、其他濱田にも時々行はる。」近頃国会開設論大に起り、当国人民も翕然一致し、将に濱田中教院に聯合会を開き諸事を商議せんとす、津和野は別に団結を為し、既に委員を選び上東せしめしと云ふ。

政府言論の弾圧に著手
集会条例発布さる

〔四・七、東京日日〕第十二号 ○集会条例別冊ノ通被定候条、此旨布告候事

明治十三年四月五日　　太政大臣　三條　實美

集会条例

第一条　政治ニ関スル事項ヲ講談論義スル為メ公衆ヲ集ムル者ハ開会三日前ニ講談論義ノ事項、講談論義スル人ノ姓名住所、会同ノ場所年月日ヲ詳記シ、其会主又ハ会長幹事等ヨリ管轄警察署ニ届出デ其認可ヲ受クベシ。

第二条　政治ニ関スル事項ヲ講談論議スル為メ結社スル者ハ、結社前其社名社則会場、及ビ社員名簿ヲ管轄警察署ニ届出デ其ノ認可ヲ受クベシ。其社則ヲ改正シ及ビ社員ノ出入アリタルトキモ同様タルベシ。此届出ヲ為スニ当リ警察署ヨリ尋問スルコトアレバ社中ノコトハ何事タリトモ之ニ答弁スベシ（下略）

砂糖由来記

〔四・一二、郵便報知〕綿糖共進会の第八室なる諸器械列品場へ、砂糖の説を額面に記して掲げられしとて其写を寄送せしゆへ左に載す。

扨て砂糖はむかし我国に無つたものである、其頃は千歳蘽（今の甘茶）といふつる草を煎じた汁や、或は柿の粉熟柿（紀州の山中にては近来迄餅団子の類に是を用ひ味を付る）、また飴などで食物に甘味を付けた。抑世界の内で一番早く砂糖の製法を初めたは印度人である、是より次第に世界へ広まつた、就中支那へ伝はつたのは余程古時代の事である。夫は扨置、我国へ砂糖が初めて唐から渡つたのは今より千百廿八年程前（孝謙天皇天平勝寶中）の事で、南都東大寺の献物帳には蔗糖二斤十三両三分（秤目なり）とある、是が砂糖の初めて舶来した証拠である。此時唐で白砂糖の製法未だひらけなんだ、してみれば是も定めて麁末（そまつ）な黒砂糖に相違ないなれども、遙々と少量の品を贈つたといふは支那でも余程珍らしかつたものと見へる。是より八百年間は殆んど両国の交際が絶へた故、別段云ひ立る程の事がない」。永祿年中（三百年前）から慶長元和へかけて支那和蘭の交易はじまり、彼方から重に反物薬種の類を持つて渡つた、又此方からも暹羅（シャム）臺灣カンボチヤ抔へ押渡つて盛んに交易したものじや（京の茶や角倉泉州の唐金、長崎の末次などの類）、砂糖は其頃から追々に渡つたであらふ、しかし此時は重に薬用につこふた故、砂糖の味をしつた者はまだ世間に少なかつた。其後追々砂糖を遣ひ

覚へ、又干菓子ようかん饅頭など種々の食品を造り出してからは、年々四百三十万斤（正徳年間調査）程外国より買はねばならぬやうに、砂糖について日本金を外国（支那和蘭両国）へ取られるのは、返す返すも歎かはしき事と徳川八代将軍（吉宗）が深く心をこめて享保十二年に琉球から甘蔗の苗を取りよせ（薩摩の属島大島にては慶長の頃支那から苗を伝へたといふ、琉球も其前後の代ならん、是が我国で甘蔗の伝来した本源じや、しかし他国へは弘まらなんだ）、濱や吹上の庭にて躬ら製法を試み、関東又は東海道西国筋へも苗を分て栽させ、百方手を尽したけれど五十余年（寛政の頃迄）の其間は諸国ともに良い砂糖は出来なんだ、其上手間雑用計り多く掛つて引合ず、一旦初めた者も身代を滅し終には気根が尽きてやめるやうになつた。其頃泉州日根郡の子守歌に「甘蔗作るなる薦から作れ、かんしよしもたらこも被ぶれ」とうたひしは、甘蔗作る時は必ず零落て乞食非人の身となるぞと人を誡めたるこゝろなるべし、此土歌にて甘蔗の利益なかつた事がしれる」。右の次第ゆへに砂糖は日本では迚も出来ぬ者と皆あきらめて居た、中には猶根かぎり骨を折て製法に工夫をこらしたものもあつた、砂糖の製法は寛政の頃讃岐国から開け初め、舶来にもおとらぬ佳品を作り出し其後追々諸国に広まり、文政の末天保のはじめから益盛になり、夫から甘蔗で身代をおこす者多く、例の薦かぶれの歌は真の昔話となつた。旧藩々にても或は両換金又は肥料の元仕込など種々世話をした、夫らの関係から砂糖の産出は夥しく殖へた。今一二の例を挙てみれば、讃岐(旧高松藩)で天保七年より安政六年迄（二十四年間）甘蔗の植附反別は四万九千二百六十三町五反十四歩より、白下砂糖を製する凡十二万三千百五十八樽なり。右の運びゆゑ甘蔗は諸国共年々殖ねばならぬわけなれど、其時世では種々法令あつてそうもゆかなんだ、例へば本田に甘蔗を栽へつけるを許さず（其実米の出来る所も作ることならず、中には役人見廻り引抜かれたとあつた）、又製法を他国に伝へる事を止め、株鑑札などあつて自儘に砂糖を作り売出す事叶はず、又右砂糖を栄耀のものとなし用ゆる事を禁じた類である。（以下次号）（下略）

甲斐絹の騰貴で甲州は女天下

東京見物も亭主が荷持

〔四・二二、朝野〕甲府近在は本年は海気が上直段にて、昨年まで一反八円位の品が十一円位にて売捌ける故、随て機織女の年給も高くなり、是まで十五円乃至二十円位が止りの処、当春は四五十円位にても雇はるゝ者少なければ、昨年は六十円以上にて雇主は頻りに募集中の由なるが、夫れに引き替へ作男の年給は大概三十五六円位なれば、亭主よりも女房の方が余程銭儲けをする故、自然と女権が盛んになり、是れ迄東京見物に来る道中は、女房が包みを背負ひ来たりしに、本年はうらかへにて女房は羅紗の引廻しを着て絹張の蝙蝠傘をさし、亭主は包みを背おひ跡の方よりショボ〳〵お供をして来るさうです。

京都島原に検番——先斗町の線香代——

〔五・五、郵便報知〕島原の遊廓にて太夫或は転進を招くに、是

迄は夫々の家方へ云ひ込み来りしが不便の事あるに依り、此頃申合して各遊所の所謂見番よふなる店を設け、招かんと欲するものは同店へ云込めば直に取扱ふ事に定めたり。又先斗町の芸娼妓は、是迄花一本に付金三銭宛なりしが、五月一日より金三銭五厘に直上げし、朝より昼まで十五本、昼より夕まで十八本、夕より夜十二時まで十八本、夜十二時より翌朝まで十五本にて、上等娼妓は別に約束をなし、各々一本宛を増加することに取極めたり。

小笠原航路 年四度に増加

〔五・一三、朝野〕 是れまで小笠原への通船は年に三度なりし処、該島も近来大に開け、物産運輸の都合もあるに付、自今は春夏秋冬の四度になるといふ。

魯清間の葛藤から
浦鹽の日本人優待

〔五・一九、朝野〕 浦潮斯徳よりの報に云ふ、此節日本人の漁業を為す者百名許りあり、彼国は近頃清国と葛藤を生ぜしより巡吏の巡廻甚だ厳重にして、午後十時よりは支那人、朝鮮人の無提灯にて歩行するを禁ぜり、然るに日本人をば問はざるのみならず、近来待遇益す厚く、此程或る人が我が漁者の家什を携へし者七八名と、彼国の軍艦に便船を乞ひしに、賓客を以て待ち賃銭をば辞してうけざる故、皆大に迷惑せり。〇此地には海陸兵各千人、軍艦十隻あり、又居民は満洲人、朝鮮人相半す、道路甚だ不潔にして家屋は皆狭隘なり、盗児随分多し。〇魯国語学校二ケ所（一は小学）あり、又書籍館あり、旅館は二三軒ありて、上等は諸器備れり。〇魚類甚だ廉価にして、此地の名産なる王餘魚（かれひ）は二尺位にて価十銭なり。〇此地満洲学に通ずるものなし、故に若し此学に従事せんと欲せば、六七百里も距るイコリスク地方へ往かざるべからず、去れど近来蒙古の小民相集まりて掠奪横行、就中朝鮮人に害を為し、同港にも此の兇徒が往々潜伏し居る趣にて、防禦の為め夜分寐るにも戎器をはなす可らずと云ふ程故、右の地方へも容易に往くを得ず。〇我が在留人は月に一回位三菱汽船の往復を開き、且つ日本商館の増加せんことを希望せり、市中の模様は我が長崎よりも余程宜し、年々人口繁殖す、野菜は満洲人が能く作れり。〇此節（去月下旬）の季候は、日本の二月下旬位なり、井戸などには凍氷あり、塵溜所等には雪塊あり、寒気推して知るべし。〇土人の称してマンザといふ連中（郷土を逃亡して此処に活計を為すもの）が争闘を為す時は、巡吏が来て取押へ、三人位は一緒に頭髪を結び付け、髪を捉へて引き行く体は、恰も牛馬を馭するが如く、極めて残酷なり、又金主、請負人の間に訴訟を起し、曲直を辨ずる為めに訴訟に於て捷うたるゝは毎度にて、賄賂も相応に行はる云々。

蝙蝠傘溝骨 発明

〔五・二二、東京横濱毎日〕 蝙蝠傘溝骨の製造は余程六ケしきよしにて、蝙蝠傘製造家は皆之を輸入に仰ぎ来たりしが、此程上州高崎の原熊吉と云へる人の発明にて製造したる溝骨は、その質毫も舶来品に譲らずと云ふ。

露清間の危機を醸したる
伊犁回復問題遂に解決す

〔五・三一、東京日日〕 今時東洋政論ノ一大問題タル露清ノ条約、即チ清国大使崇厚ガ嚮ニ露国ニ往キテ結締シタル伊犁条約ノ要旨ハ、吾曹今漸ク上海クーリール新聞ニ由リテ之ヲ伝観スルヲ得タリ、乃チ之ヲ訳出スル左ノ如シ。

第一条 露国ハ清国ノ請求ニ応ジ伊犁回復ノ事ヲ承諾ス。

第二条 清国ハ伊犁住民ノ犯罪者赦免ノ儀ヲ承諾ス。

第三条 伊犁住民ノ露領へ移住シタル者ハ露国人民ト同等ノ取扱ヲ受ケ、且ツ同等ノ権利ヲ有スベシ。

第四条 是マデ伊犁ニ於ケル露民ニ属セル財産ハ将来トテモ其所有者ニ属スベシ。

第五条 伊犁引渡ノ談判ハ、清国ノ方ニテハ清廷ノ特命ヲ受ケタル左曾棠外数名、露国ノ方ニ於テハ其特命委任ヲ受ケタル将軍コーフマン之レヲ履行スベシ。

第六条 清国ハ伊犁回復ノ為ニ五百万「ループル」ノ金ヲ露国ニ償フコトヲ許諾スベシ、此金ハ条約本書交換スルノ時ヨリ一ケ年間ニ皆済スベキモノトス。

第七条 清国ハ伊犁ヲ回復スルヲ以テ「エコシ」河ノ西及ビ「リ」山ノ南ヨリ「テケス」河ニ至ルノ地ヲ露国へ譲与スベキモノトス。

第八条 「タチエン」(タシケンド歟)国堺ヲ改定スベキヲ議定ス。

第九条 特命委員ニ於テ国堺ヲ改定シタルノ後チハ、其界標ヲ建立スベシ。

第十条 喀什噶爾並ニ庫倫ノ旧条約ニ因テ建設シタル各領事館ノ外ニ、嘉峪關、ウコー、哈密、タルフハン、烏魯木齊、及ビクチエノ各所へ更ニ領事館ヲ建設スベシ。

第十一条 領事及ビ地方官ハ、其職務ニ関スル事件ヲ商議スルニ当リテハ、互ニ往復ニ文書ノ礼ヲ以テスベシ、且ツ慣例ニ依リ賓客ノ礼ヲ以テ領事ヲ遇スベシ。

第十二条 蒙古ヲ始メ、天山南路及ビ天山北路各地ニ在ル露商ノ商貨ハ悉ク無税タルベシ。

第十三条 商貨ノ蔵庫ハ領事庁ノ在ル各地及張家口ニ設クベシ。

第十四条 露商ハ、トンチヨウ、西安村、及ハンチヨンヲ経テ張家口、嘉峪關、天津、漢口ノ各地へ、及ビ其各地ヨリ貨物ヲ運輸スルヲ得、且ツ清国ノ物産ヲ露国ニ運輸スルニモ亦同地ノ通路ニ就クベシ。

第十五条 此条約ハ、皇帝批准ノ後五ケ年ヲ経ザレバ改正若クハ変更ヲ行フ可カラズ。

第十六条 粗茶課税ノ儀ニ付キ、露商ヨリ願望ノ次第ハ総理衙門ニ於テ之ヲ決定スベシ。

第十七条 各地方官ハ従前ノ条約ニ於ケル如ク、国境外へ逃遁スル家畜ヲ捜索スベシト雖モ、其損亡ノ為メニハ費額ヲ出サヾルモノトス。

第十八条 此ノ条約ノ本書ハ、此条約ヲ結ビ之ニ帝璽ヲ鈐セラルヽノ後チ一ケ年中ニ、露京ニ於テ之ヲ交換スベシ。

廃妾案を元老院に上議?

振つた反対論も続出

〔六・四、東京日日〕 廃妾案は頃日又々元老院の議に附せられし由なるが、議員中にも原案を可として飽までも廃妾を主張するあり、又畏くも我が皇統の今日に連綿たるも、女御掌侍あるに拠るなれば、先づ暫らく廃棄は見合する方が然るべからんかなど云ふもあり、又其中には妾を廃すること素より当然の理なれども、我国の進歩はいまだ玆に至らず、今妾のみ喧しく云ふも余事が今日の如くならば結句不釣合なるべしとて、頻に不釣合説を唱ふるもありて議論数派に別れたるが、到底蓄妾説が勝利を得て折角の原案は敗れたるやうなりしと聞く。

×

〔六・七、東京日日〕 前号に記せし蓄妾説の元老院の会議にて勝利を得し云々は無根の説なるよし、さる方より慥かに申来りたれば取消しとす。

土下座に及ばず

老人達は勿体ないと不同意

〔六・一二、朝野〕 東多摩郡高井戸村辺にては、御巡幸御通輦の節は、新筵を敷き平伏して拝し奉らんと頻りに其準備をなし居たりし処、村吏よりかくしては却つて宜しからざる故、只恭しく立礼するこそよかんめれと諭しければ、其者等は漸く其意に服したりしが、老人は唯勿体ない〳〵と言ふて何分同意せぬとの事。

焦眉の大事件　李鴻章へ打電

葦原将軍が

〔六・一二、東京自由〕 去る六日、千住の電信分局へ一人の男が飛で来て、拙者儀は何を隠さう正三位勅任官勲一等左大臣蘆原将軍藤原の諸味(もろみ)なり、今日眉を焼くの大事件あつて至急支那の李鴻章へ電報打て貰ひ度と、四辺を白眼で申立てしを、該局の者は吃驚して事実如何と最寄の分署へ照会せしところ、兼て有名なる下谷金杉村蘆原金次郎と云ふ狂人賤生(きちがひせんせい)。

横須賀造船所　外人全部解雇

〔七・三、東京自由〕 相州横須賀の造船所は、今を距る十四年前慶應二年丙寅の十月八日に開設せし者なるが、今度は残らず外国教師を解雇され、万事我が職工の手のみにて差支なくなりたる由、其官吏の尽力と職工等の敏捷なるを知るべし。

国会開設は不平士族の唱道に非ず

知識も財産も今や平民の物

――時世を知らぬは当路者のみ――

〔七・九、朝野〕 国会開設の請願は全く太政官にて拒絶せられ、門内へすら入るを許されざる程なれば孰れも大失望にて、山梨県の

総代も一人は府下に止まり、一人は同志に協議する為め帰県する由。然るに新潟県越後佐渡両国一区十五郡有志人民惣代島田茂、山際七司の二氏は、此程出京になり国会開設の献言書を元老院に差出されたり、右は暫時模様を見合せし上にて、改めて請願と出掛る見込なりと。但し新潟県の有志者は概ね平民にて士族は三分の一に過ぎず、一同奮発して目的を達せざれば已まざるの意気込みなりと。又聞く、此比茨城県有志総代の二氏は、右大臣の邸に至り拝謁を請はれしに早速に面会あり、種々談話の末に二氏が純粋なる平民なるを知り、何として平民が国会等の事を知りしやと云ふ様なる口気ありしが、今日府県会議員なども士族は至つて少なく、財産も知識も併有するものは多く平民に在り、国会の冀望を以て不平士族の唱道に出づるなど〻思惟するは、恐らく時節後れの考へならんかと、請願連中の取沙汰。

県会議員の日当

〔七・九、東北新報〕 県に会あり、之を県会と言ふ。議員は各郡より公撰せられて出るなり。而して此の議員たる者為す所の要たる、一県人民の代議を尽し、公衆の為に意見を吐く者なれば、県会中の入費は勿論旅費に至るまで之を人民より仕払はざるを得ざるは当然の事なり。余亦此の事に就て彼是論ず可き所なし、然れども旅費といひ日当と言ひ、大概相場のある者なり。素より議員の論を日給にて買ひ取りたる者にあらざれば、甚しく多分に給するには及ばざるなり。然るを以て昨年の宮城県会の原案に議長、副議長の並旅行二円、日当一円、議員の並旅行一円六十銭、日当七十銭とあるを、千葉胤昌氏は之を修正して、正副議長の日当を七十銭とし、議員の日当を五十銭とせん事を述べ、多数の賛成にて可決せり。是れ至当なる修正説にして、滞在中の実費を償ふに足れば可なり。儲づくに議員をするにあらざればなりといふ公平心より出たるなり。故に昨年の県会は創始なりと雖も、此等の用意は余も感心したる所なりし。然るに当年は日当を一円五十銭となせり、何等の用意か、設ひ物価騰貴とは言もの〻三倍に騰りし物価は有るまじきなり。殊に本年の如く六十日間を費すも閉場覚束なき程の長会議に、此の相場外れの日当を取られては人民は甚だ喜ばざるなり。聞くが如くんば本年の会は一万円も掛る可しと言へり。諸氏がいくら減額説を吐きたりとて、自れが日当を増して他の費用を減ずるといふ訳にては吾人未だ感服する能はざるなり。請ふ希くば少しく反省する所あれよ、切に望む所なり。

工部大学生の洋食

倹約の為日本食に代へる

〔七・一二、東京日日〕 工部大学校の生徒は、是まで常に洋食なりしが、節倹のため本月より日本食に代られしよし。

聖上御乗車遊ばさる

西京大津間鉄道竣成して

〔八・八、朝野〕 大津西京間の鉄道は此の程御巡幸に際し開業し、聖上御乗車遊ばされ、其の建築速かなるを御満足に思食されし

由にて、御還幸後井上鉄道局長へ縮緬一匹、野田権大書記官、飯田小技長へ羽二重一匹宛、判任官并に御雇ひの者へは酒肴料を賜はりたり。

開国以来輸入超過の連続
日本の財政ます〱危険
国民蓋ぞ発憤節約を断行せざる

〔八・一二、東京曙〕　本邦開港以還茲ニ廿有余歳ノ星霜ヲ閲シ、之ト互市通商ノ盟約ヲ締ブ者十有八国ノ多キニ渉レリ、萬延元年庚申（西暦一千八百六十年）ヨリ明治十二年迄、廿年間ノ輸出入ヲ看ルニ、

輸出価額（廿年通計）三億二千万円余。
輸入価額（廿年通計）三億五千二百万円余。
出入合計六億七千二百万円余

又明治元年ヨリ昨十二年迄ノ輸出入ヲ看ルニ、

輸出（十二年間通計）二億四千六百万円余。
輸入（十二年間通計）三億二千百万円余。
出入合計五億六千七百万円余、十二年間差引出不足七千五百万円余。

輸入ノ常ニ輸出ニ超過スルハ珍ラシカラヌコトナルモ、苟モ愛国ノ志気アル者ハ誰カ之ヲ視テ感憤セザル者ゾ、頃日米国エキスポルトル新誌ニ、日本輸出入ノ状況常ニ日本ニ不利ナルコトヲ記シ、又之ヲ評シテ曰ク、昨千八百七十九年ノ日本輸入総価額ハ其輸出ニ超過スルコト五百万弗余ナリ、日本人民ノ為メニ気ノ毒ナルハ其海関税改正ノ遷延際限ナキニ在リ、吾輩米国人ハ日本ノ為ニ其海関税改正ノ一日モ速カニ行ハレンコトヲ冀ヒ、且在東京ノ米国公使ビムガム氏モ亦好情ヲ以テ、暗ニ日本条約改正ノ挙ヲ賛成スルガ如シト雖ドモ、西洋ノ一強国ハ元来射利貪饕渓壑ノ慾ヲ逞フシ、強ヲ恃ミテ弱ヲ凌グノ慣手ナルガ故ニ、肯テ容易ニ日本ノ所望ヲ承引セザルベシ現ニ昨七十九年日本ニ輸入ノ総価額三千万弗余ニシテ、之ガ輸入各国ノ仕出シ歩合ヲ算スレバ、

英国…………五割七分
支那…（香港ヲ合セ）
　　一割七分五厘
佛国…………一割〇五厘
北米合衆国…………一割
日耳曼…………〇・三歩五厘
其他ノ諸国…………〇・一歩五厘
　合計…………一〇・〇〇

右ノ如ク、日本ニ向テ輸入貿易ノ利ヲ占ムルヿ最モ多キ者ハ英国ナレバ、条約ノ改正、海関税ノ増加ヲ忌ムヿ最モ甚ダシキ者ハ其何国タル乎、問ヲ不俟シテ瞭然タリ、然レバ日本人民ガ何様ニ其海関税権ノ恢復ニ熱中スルモ、迚モ意ノ如クニ捗取ランヿハ覚束ナシ、未ダ知ラズ日本人民ガ満足ナル好結果ヲ其条約改正ニ得ルノ時ハ、果シテ那ノ日ニ在ラン耶ト云々、米国新誌記者ノ所評ハ日本ヲ愛スルノ友義ニ出ヅル耶、将タ我ヲ軽蔑スルノ傲眼ヨリ此見解ヲ下セルカハ姑ク之ヲ措クモ、外人ヲシテ我ガ国民ヲ睥睨憫弔セシムルコト如

此其甚キニ至ラシムル者、其ハ果シテ誰ガ責ゾ。（下略）

輸入を転換して 燐寸輸出国 となる

新燧社大発展

〔八・二五、朝野〕新燧社にて製造する摺附木は是れまでは重に人工を用ひし処、追々製造高増加せしより、本年より第二製造所を深川に設け、舶来の蒸気器械を据ゑ置き、現に木織小箱用薄板等も此の所にて製作す、また同所にて傍ら其の器械を模造して、多数の器械を据附け、益す盛んに製造する見込みなりと云ふ、聞く創業の際に当り、一ケ月に大箱三百箇（大箱一箇は小箱七千二百入り）を製出する目的なりしが、此節に至り現に一ケ月の製造高千五百箇に及び、内五百箇は内地販売にて、此の売価凡そ一万五千円、残り千箇は支那地方へ輸出し、売価凡洋銀二万五千弗此金三万五千円、合計五万円にて一ケ年六十万円の計算なり、然るに右の如く一層奮発に付今六七ケ月を過ぐれば一ケ月に二千五百箇を製するに至る可し、然れば一ケ年一百万円以上の売価を得るの計算なり、是迄西洋より輸入する「マッチ」の数は頗る巨額なりしが、此節に至り全く輸入を止めしのみならず、我れより支那地方に向ふて盛んに輸出をなすに至れりと、是れ畢竟該社員が忍耐と勉強との功績にして、我が製造品が此く迄に盛大に至りしは誠に喜ぶ可き事なり。

村田少佐の元込銃 十万挺製作

〔九・二、東京曙〕村田陸軍少佐は兼て銃器製造に研究され居たりしが、同君が発明されし元込薬用銃を今度十万挺ほど陸軍砲兵本廠に於て製造に着手され、満五ケ年にて悉皆出来上る見込みなりと。

仙台の各政社結合

河野廣中等東北政社大合同斡旋

〔九・二、東京日日〕仙台には是まで本立社、進取社、鶴鳴社、断金社等の有志結合ありて各々方向を異にしたる民権社なるが、今度県会議長増田氏初め議員四十余名が中裁となり、各社及び議員等を合して一大結合をなすことに定まりたりと。尤も是は政談社にてはなかる可きも必らず国会請求の為にするものゝ如し。又た仙台には当時河野廣中氏を初め米沢、酒田、相馬、山形等の有志者会合して東北に一大政談社を起すべき目論見あり。右に付き本立社の村松龜一郎、高瀬眞之介、田代進四郎氏等は非常に尽力せらるゝよし。是には磐城岩代の両国及び茨城などの人々も多く加はり居るとの趣きと同地よりの報に見ゆ。

蠟燭から瓦斯へ 陸軍省一足飛び

〔九・四、朝野〕陸軍省は従来石炭油を用ひられず、蠟燭のみを用ひられしが、今般更に瓦斯を引くことに定められしと聞く。

釜石に良質の 鉄鉱を発見

〔九・四、朝野〕是れまで日本にて産出の鉄鉱は其の質不良にし

て、製鉄となすにも多分の費用を要するより、工作分局等にても総じて舶来の製鉄を用ひらるゝ事なりしが、近来岩手県下釜石地方より出づる銕鉱は其の質善良なるを以て先づ試みに之を使用し、いよく便益なる見込が立たば盛んに開鑿に着手せらるべしといふ。

北海道開進社 五百町歩開墾

〔九・一〇、朝野〕 北海道開進社にては、渡島国亀田郡へ第一会所、同爾志郡へ第二会所、膽振国山越郡へ第三会所を置き、盛んに開墾して、麻、藍、蘆粟、玉蜀黍、燕麦、大小豆、稗、粟、大麦、米、蕎麦、馬鈴薯、落花生、野菜を播種し、現在の地積は九十五町九反零十五歩にて、本年中には五百町歩に及ぼすべき見込の由なるが、植物は何れも能く出来る中にも、麻は地味に適当すること判然たれば、来年は此播種を最も多くし、堂々たる一の国産となして、盛んに海外へ輸出すべしと、社員一同雀躍して競ひ居らるゝといふ、賀すべき事にこそ。

戸長殿の旅費明細帳拝見 「鰻頂戴仕候」まで明記の事

〔九・一〇、朝野〕 遠国の戸長殿が折々非凡絶類の挙動を為し、新聞の好種子を蒔かるゝ事は珍しからねど、思ひきや輦轂の下を距る僅か十里ならざる処に、斯る非凡絶類の戸長殿のあらんとは。武蔵国某郡某村の戸長殿は、此比郡役所より新地券を受取らんと、二里足らずの郡役所へ三度往復せし総入費金廿四円三十六銭を村費へ割付けしに、大抵は異議なく承諾せしが或る人は之を不当の入費なりしとし、戸長役場へ出頭し明細帳の一見を乞ひければ、初めの程は堅く否みて見せざりしを、強て迫られ已むを得ず差出したる帳面を一々質問の上写し取りたりとて、新田武良といふ人より寄せられたる書付を見るに左の如し。○金六十銭（是は郡役所腰掛書記の手数料に遣す）○金卅二銭（是は昼飯代三人分）○金卅銭（是は郡役所腰掛茶番へ遣す）○金一円五銭（是は杉戸宿福田屋多郎方にて昼飯飲酒代）○金廿五銭（是は人足賃也）○金五銭（是は荷車損料）○金廿銭（是は途中休吉成吉之助方へ茶代）○金一円二十銭（是は旧地券証返納、新地券証印税上納出頭費）○金七十銭（是は杉戸福田屋多郎方へ茶代）○金一円五十銭（是は杉戸宿川端にて鰻を頂戴仕候）○金三円四十六銭五厘（是は四日夜より六日夕刻迄滞在三日二夜泊料及少々宛酒を飲候也）○金五十銭（是はすし代）○金八十銭（是は杉戸宿福田屋多郎方女中へ花遣す「但四人分」） ○金廿銭（是は料理番へ遣す）○金八十五銭（是は幸手宿川端にて鰻酒代）○金五十銭（是は人力車賃也）○金廿五銭（是は山林原野の小拾帳及券証福田屋多郎方へ置帰り候に付取りに遣す人足賃也）○金廿五銭（是は旧地券証返納の節人足一人、最も忙がしき時なれば無余儀高賃銭相払候也）○金十一円三十七銭五厘（是は旧地券返納新地券証相違の手直し、山林原野の廉々）○合金廿四円三十六銭。

女人登山再解禁 ――高野山立直し名案――

〔九・一一、有喜世〕 女人禁制の紀州高野山は、御一新後女人の登山を許したるところ、又論が立て、当年五月より断然女人を禁じ

ると、急に山が寂しく成つて賽銭も上らず歯骨も納まらず、護摩の頼み人もなく、是では第一坊さんの腮が釣とて評議をし、此程また女人登山勝手次第といふ標札を立てたが、弘法大師もいろく気が替るて。

条約改正につき 各国全権委員渡来

〔九・一六、東京日日〕今どの条約改正に付き各国の全権委員はいよいよ来十四年一月までに渡来すべきよしの報知ありしと。尤も我が政府は本年中に結約せらるべき兼ての御見込なりしが、前にも記せし如く草案に各国の意見おこりて遂に斯く延引になりたるよし。

米価暴騰細民餓死 田舎の百姓大浮れ

〔九・二〇、東京曙〕目下の米価騰貴に際しては府下の細民らは活路を失ひ、殆んど餓死するばかりなるに引替へ農民はいづくも鼓腹をならし福々としてゐるといふ証拠は本年ほど田舎漢が東京見物に出京せるを見ず、既に新吉原の俄にも景気よきは、全く此お客に限ると、又た久松座、中島座の大入も七分通りは馬喰町辺の旅人宿より出来る者なるよし、さてまた各県下にて鎮守の祭典を執行ひし景況を聞けば、都府の東京も恥づべきほどにて、殊に武州橘郡無田村の鎮守祭礼は大層な景気にて、踊り家台や花車(だし)などは目うるさしとて、其筋の許可のうへ大きな小家を建築なし、市村座、猿若座の俳優甲乙を雇ひ本月十七日より十九日まで演劇を興行なせしに、此入費は僅に三日にて三千円もかゝりしよし、又た揃ひの衣装などは男女とも縮緬絹布の類を用ひ、三日の間だ日替をなしたりと云ふが、実に未曾有の珍事イヤ鎮守の祭典にて、東京ツ子も三舎をさけるほどなりしといふ。

博徒警察へ斬込 親分を奪還す

〔九・二九、東京曙〕近頃府下近在にては博徒が次第に延蔓して、親分とか頭とか称せらるゝ者は、子分を従へ派を分ちて各々互角の勢を張る中に、千住在元木村の忠吉、榎木戸村の米太郎は百有余名の子分を引具し、警察官をも物の数とも思はず思ふ儘に暴れ廻りしが、先頃も賭場の崩れより大喧嘩に及びしを、千住の親分何政とかの仲裁にて其際は納まりしが、いまだ双方に遺恨をふくみ千葉、茨城、埼玉の県々より長脇差の党を募り来て竹鎗などを沢山に仕込み、若し先方より押寄せ来らばひとひしぎにして呉れんと双方防禦の備へをなし居れば、其近所の人々等はいつ争闘を開かんかとて安き心はあらざる由なるが、殊に去る廿五日は埼玉県下戸ヶ崎村にて鎮守の祭典に付き、近村伊勢ノ村にて親分と称せらるゝ悪漢仁三郎が賭場を張りしを、最寄りの警察所より巡査が出張して彼の仁三郎を捕縛なし拘引なしたるによりて、子分の内にて指折りの毘沙門虎、霹の安、幽霊宗次抔といふ者どもが外の子分を呼び集めて、親分が分署へ引立てられたを子分の身として打捨ておくは恥辱なれば、今夜深更に至り不意に起つて警察署を襲ひ、親分を救ひ返さんとて各々其用意をなし、数十名が同日午後十二時ごろ各々竹鎗、長刀などを携へ無二無三に分署へ切り込みしかば、この騒動にさしもの警部、巡査も不意をうたれ、前後の備へもなく傷を蒙る者多く、サツと辟易したる透を覗ひ、奕党勢は勝鯨声あげて、獄に繋がれたる仁三郎

を救ひ出し引退くを、最寄の分署よりこの変を電報にて聞及び馳せつけ追かけたれども、此大勢はかねて期したることゝ見え、いづれへか潜伏して影さえも見せざれば、その筋に於ても厳重に探偵中なりと。

海軍兵学校 新築

〔九・三〇、東京日日〕 兼て噂の海軍兵学校の新築は既にまづ生徒館より着手せられたり、この館は煉瓦石造の六百坪余にして費用は九万九千円の見込なりと、又た本館も同じく煉瓦石造にして六百五十余坪なるが、其の費用は十三万五千円の見込にて是は来春より着手の筈なりと云ふ。

横浜正金の輸出荷為替取扱

〔一〇・二〇、中外物價新報〕 横浜の正金銀行にては今回三百万円の紙幣を備へ、我商人の海外直輸出を為すものに荷為換を貸し出す由。是等は実に正金銀行の職任と云ふべし。斯くありてこそ我商人の直輸出を試むるものには極めて便利ならん、我々は一日も早く該行の此任に当るを希望す。

諸官有事業を払下げに決定
「工場払下ゲ概則」発布

〔一一・六、東京日日〕 又同日〔五日〕同官より三省一使へ左の通り達せられたり。

各通 内務省、工部省、大蔵省、開拓使

工業勧誘ノ為メ政府ニ於テ設置シタル諸工場ハ、其組織整備シテ最初目算ノ事業漸ク挙ガルニ従ヒ官庁ノ所有ヲ解テ之ヲ人民ノ営業ニ帰スベキモノニ付、別紙概則ニ準拠シ、其省使所管諸工場漸次払下ゲノ処分ニ及ブベシ。此旨相達候事。〔工場払下ゲ概則略〕

天長節飾隊式を観兵式と改称
文官供奉も廃止

〔一一・八、東京日日〕 是まで天長節に行幸ありて閲兵あらせらるゝを、飾隊式を天覧あらせらるゝと申し奉りしを、本年より改め観兵式を行はせらるゝと称し奉つることに定められしと。又た従前は閲兵の節にも大臣参議及び各省の長次官も供奉を仰せ付られしが、本年よりは宮内省官吏の外は文官の供奉を廃せられ、唯拝観を許さるゝことになりしと承はる。

大蔵省の銀行検査
その裏を行く銀行の偽瞞策

〔一一・一四、中立政黨政談〕 近頃諸方の銀行にて、大蔵省の検査官が出張し準備金を検査せらるゝ時は急に其前日より七箇所(ところ)借りをして当日の間に合はせ、尚ほ不足を生ずるときは様々の手品をして目を眩ますもの多き由なるが、此頃奥州仙台ずつとまた東のどこかやらえ、検査オット見物人が出張されし時、彼の銀行流の手品を

以て先づ第一号の倉庫を見せ、なかをよく〳〵改めさせ、時分もよしとて昼餐を出し、鬼の見ぬまに第一号の準備を第二号の倉庫へ搬び、そしらぬ顔にていざ第二号へと案内し、まんまと首尾能く事を済ませしは、一蝶斎も跣足の妙術と謂ふべし。

各省予算削減で　工部大学最も困る

〔一一・一四、中立政黨政談〕　今度各省の正金銀支用の額を減ぜられしうち、工部省の減じ方が尤も多きゆゑ、大変革を行はるゝ中にも、是迄工部大学の支用高最一なるを以て、先づ大学より非常の改革を行はるゝといふ、又是迄内務省の正金銀支用高は十七万円の処、今回は五万円限りに減ぜられしと聞く。

偕行社落成式

〔一一・一五、東京曙〕　前号へ記載せし通り、一昨十三日は九段坂上の陸軍偕行社新築落成式を行はれたるにつき、表門には西洋飾をなし旗章を掲げ、楼上の第一室には聖上皇后宮の御写真を懸け奉られ、三條太政大臣の揮毫されたる有備無患の四字の大額、又た第二室には有栖川大将の御筆なる爰整其族の四字の大額を掲げられ、其他種々の盆栽を陳列し、午後五時より社長有栖川宮、局長小澤少将を始め、将校方百六十余名にて祝宴を開かれ、又た余興には教導団軍楽隊を招聘して楽を奏し、頗る盛大なりしといふ。

沖縄に瓦屋根　播州へ註文

〔一一・一七、東京日日〕　沖縄県下はいづかたも土質宜しからず、故に陶器に製すべきの土なく、家屋はどこも草葺きなるが、其うへ風ありて荒ければ昔より是を困難の第一とせしが、今ど県庁のお世話にて瓦屋根にするとて、播州明石郡東大藏谷の煉瓦職人に数万枚の瓦を注文したりと云ふ。

日本は火事泥か

琉球事件の日支交渉と魯清の葛藤

〔一一・一九、東京日日〕　太政官大書記官井上毅氏ガ北京ヨリ帰京シタルニ付キ浮説紛々タリト雖ドモ、其構造信ヲ置ク可カラザルハ吾曹已ニ之ヲ前日ニ論辯シタリ。今マタ横浜ガゼット新聞（本月十六日）ニ、井上大書記官ガ数月前ニ北京ニ赴キタルハ、琉球ヲ日本ニ全属スル事ニ付キ総理衙門ノ予諾ヲ得ンガ為ナリキ、清国ガ露国ニ向テ大葛藤ニ際スルヲ機トシテ其機ニ乗ゼント欲シタレドモ、恭親王ハ断乎トシテ之ヲ拒絶セリ、尤モ清国ハ此論題ヲ時機ヲ得ルマデ延スベシト雖ドモ、決シテ之ヲ止ムルニ非ザルナリト信ズトアリ。是レ亦報知新聞ニ載セタル浮説ト其出所ヲ同ジクスルノ浮説タルヲ疑ハザルナリ。抑モ我国ト清国トノ間ニ琉球ノ論ヲ開キタルハ前論ニモ述ベタル如ク、清露ノ間ニ於テ未ダ伊犁談判ノ葛藤ヲ起サザルノ前ニ在リ。而シテ米国前大統領グラント大将ノ忠告ニ基キ、懇和ノ談判ヲ以テ其局ヲ結バント謀リテ双方ノ協議ニ取掛リタルモ亦未ダ崇厚ガ露京ヨリ復命セザルノ前ニ在ルナリ。事実ノ前後ハ以テ我朝廷ガ琉球談判ニ付清露ノ葛藤ニ乗ゼザル事ヲ明瞭ニスルニ足レリ。新聞記者ニシテ事実ノ前後ヲモ察セズシテ浮説ヲ信ズルハ寧

ロ其識見ナキノ嘲ナキヲ得ンヤ。（下略）

西洋の鳴物ピアノ—十一台を購入—

〔一一・二二、諸藝新聞〕文部省では既に本郷追分の附属地内に設けし音樂講習所へ、一台六百六十弗宛のピヤノ（西洋の鳴物）十一台を買入れて据付に成しが、尚も追々盛んにせらるゝお見込とか。

陸軍士官学校幼年生の官費支給を廃す

〔一一・二四、江湖新報〕陸軍士官学校の幼年生徒は、当分のうち武官の孤児を除くのほか、官費生徒の召募を差止められ、自費生徒のみを召募せらるゝよし。

国会期成同盟会の機構と其の統制

〔一二・一、東京日日〕国会期成同盟会は議事を終り去る廿七日を以て閉鎖したるよしは昨日記せしが、前号より同会議事の模様は度々掲げたれど、未だその始末を見るに足るものなきを遺憾なりとて、竹芝櫻水氏よりその顚末の要領を会員より聞き得しまゝに記して寄せられたれば其を左に記さん。

國会期成同盟の会は廿七日を以て議事全く結了せりと。扨て其の決議の顚末を聞くに、当初本会を開く有志の素志は、先づ全国を数区に分ち、区毎に一の首部を置き一区を数部に分ち、東京に其の全国数区の聯合本部を置き、聯合本部の権限職掌と各区及び各部等の結合方法等各別に分任規画し、又聯合本部は本部長あり附属の役員ありて全国の結合を提起統制し、此れより視察員を各区に分遣して各個の結合を督す。而して各区各部は各規画する処ろに依りて其力を出すものたり。則はち之れを以て全国の精神を萃むるの法とし、其の精神の萃まる処の方便として一の政党新聞を刊行せんとするの趣旨なるに依り、今回公然と会議を開き順序方法を決定し大に天下の公衆に示して同志を募るの方案なりしが、衆論は是れ啻に外に勢力を張るの策略にして、盛なるは則ち盛んなりと雖も、真に実力を養成して人心を鞏固にするの策にあらざれば、今の時情に適切ならずとし、又東京には一の常務員を今会の会員中より選挙し、之れに東京の交際或は各地の通報等を任じ、各地方は全国を八区に分ち、其区々に於て彼此結合の力を相ひ誘導し、先づ近きより遠きに及ぼすの路を履み、一区の結合十分ならざれば敢て力を外に駛せず、一区の力余りあるの後之れを他の区に及ぼし、来年十月に至り全国有志者過半数の同意を得て東京に会同すべし、各々此くの如く其実力を養成せざれば、再び大会を開くも無用となるべければ、厚く此に注意し来年は憲法見込書の如きも十分の考案を提携し来りて、討論審定せんとの事に決定したりと。故に本会議を開くに至らざれば、公然開会を其筋へ届けずして解散したりと。

銀米限月相場　牽制の効果如何

〔一二・二、東京日日〕中央政府ハ本年四月ヨリ鋭意シテ銀貨及ビ米穀ノ限月相場ヲ牽制シタリ。爾来月ヲ閲スル已ニ八月、而シテ其牽制ハ果シテ如何ノ成迹ヲ今日ニ現呈シ得タル乎、吾曹頗ル疑ヲ此間ニ懐カザルヲ得ザルナリ。顧想スルニ去年ヨリシテ銀米両ナガ

ラ相並ビテ其価ヲ昂貴シ諸物品ノ価格ミナ之ニ従テ昇リ、今春ニ及ビテハ其底止スル所ヲ知ルコト能ハザルニ至ラシメタリ。是レ紙幣下落ノ明カニ形迹ニ顕ハル丶、モノナレバ苟モ其本ヲ治ムルニ非ザレバ其標ヲ治ムルヲ得ザルハ経済識者ノ評言セル所ナリト雖ドモ、当時ノ世論ハ挙テ其咎ヲ銀貨ト米穀ノ限月相場ニ帰シ、其相場ハ純乎タル賭博ナリ、其相場会所ハ公然タル賭博場ナリト云ヒ、銀米ノ昂貴ハ此賭博アルガ故ナリト云ヒ、此相場ヲ禁止スレバ忽ニ銀貨ハ二十銭以内ニ、現米ハ八円以下ニモ下落スベキモノ丶如クニ云ヒ囃シ、堂々タル諸新聞ノ如キ皆争テ此皮相論ニ左袒セリ。偶々吾曹ト毎日新聞、物價新報ノミ銀米相場不足禁ノ説ヲ講ジタレドモ、衆口鑠金ノ勢ニハ敵シ難ク、罵詈百出甚シキハ吾曹諸社ヲ目シテ投機者流ノ為ニ遊説スルモノ丶如クニ誹謗スルニ至レリ。而シテ政府ノ廟議就中大蔵ノ省議モ亦時論ト其見ヲ同フセシガ故ニヤ、四月十三日ヲ以テ突然銀米ノ両相場ヲ停止シタリケレバ夫ノ政府ノ挙措ト云ヘバ便否ヲ問ハズシテ反対自ラ喜ブノ新聞論者モ此停止ノ一事ニ付テハ讃嘆ノ声ヲ発シ以テ一大快事ナリトシ、銀米下落佇立而待ツベキガ如クニ論弁シタリキ、是レ読者ノ能ク記憶スル所ナルベシ。（下略）

練馬大根の澤庵漬支那へ輸出

〔一二・二、東京日日〕 前日の紙上に支那人が練馬大根を買込むことを記せしが、是は廣東の辺に売る目論見にて、尤も彼地には此まで澤庵漬様のものありて、土地の者は賞翫すれど品の悪くて味ひの宜からず、依て練馬のを買入れて澤庵にして高直に売る積りなるよし。中々太いの根ではない、商法にかしこき算段と云ふべし。

米価騰貴で怨嗟市に満つ

三度の飯が食へず蕎麦焼芋で凌ぐ始末

〔一二・六、東京日日〕 近来蕎麦粉の追々高直となりて一合一銭三厘までに昇りたるは、貧乏人が米のかはりに蕎麦がきにして食ふもの丶多分なるを以てなりとか。又愛宕下辺の焼芋屋は去年までは午後ならでは余り売捌けぬところなりしが、昨今は夜明より八時ごろまでに大概五六俵ぐらゐは売れると云へり。是も同じく飯の糧にする故なるべし。さるほどに此等の窮民どもが謂ふところを聞くに、八公は、此せつ三度が三度ながら正直の飯を食ふ奴は月給取か行険者（ヤマシ）か左なくば盗賊だと云ひ、又熊的は、鯰の子が地震になろうが赤髭が威張ろうが琉球人が将軍になろうが、米さへ安くなつて元の様に一日三度づ丶米飯が食はれ丶ば、己達は外に望みも願ひもなしと云ひ、權公は夫婦喧嘩で、人並はづれた大きな軀幹を持て居ながら意気地なしにも程がある、今日で四五日つづけて芋ばかり喰はせて置ながら夜の事ばかり気にしあがる、寧（イッ）そ雇ひ奉公に出て往くはと夫婦分離の論も始りて、イヤハヤ目もあてられぬ始末でござると、探訪者が実地見聞のま丶を茲に記し、以て下情に通ぜざる人に告ぐ。

高島炭坑の　暴動真因

〔一二・七、東京日日〕 先ごろ高島炭坑を騒がせし坑夫幷に其巨魁ども彼の折り召捕れて近々処刑になるべしと聞けり。扨この暴動

の原と云ふは、元と同坑は炭質も良く出高も多く我国にて屈指の良坑なれども、年来の大借なる上に近来上海その外にても石炭相場の下落したるより維持の方六づかしく、依て去ころ社則を改革して在来の雇人の中にて懶惰のもの、又不用の人員等を放逐し或は減給し、また用便に足るべきものを東京横浜より雇入れなどして専ら冗費を省くことのみ要としたれば、社中の会計もやゝ立ち掛りたるに、右の放逐減給等の者がいたく恨みて手を換へ品を替へ坑夫を煽動して今に貴さまらの方にも減給と放逐のおはちが廻るぞ、早く身の用心せよと云ひ触らせしに坑夫どもは鈍くも謀られて、無体に我らの雇賃を減らされては食ひ続けず、さればとて穴掘の外に身すぎすべき仕事もなし、いつその腐れ騒動を始めて其紛れに金銭を攫ひ他郷へ走らんなどゝ謀し合せて其尾に附て暴れ出し、竟に斯る騒動に及びたるなりといふ、されば此の暴挙の為に炭坑舎の損失も少なからず、殊に商売向の事に付きても競争する事あり或は妨碍をなすことなどありて、折角の改革も其功を見るまでには余程の骨折なるべく、到底此上は社中の有力者が非常の力らを尽すにあらざれば維持方は甚だ難かるべしと云へり。我々局外の者といへども日本の為にはかく坑山の繁昌して、廃業の不幸を見ざるべきを願ふのみ。

らしやめん大浮れ

〔一二・七、東京日日〕 横浜山手百四十二番館英人レインの妾長谷間むめ（二十）は四五日前に洋妾仲間を三四人集めて、主人が留守事の酒宴から高島町へ押出すとの相談が決まり、或る楼へ上りて娼妓はもとより芸妓幇間も七八人呼寄て底を抜しての大騒ぎに、翌日の勘定を見れば持合せの金にて七八円不足なるにぞ、館へ帰つてから金をよこすと其日の昼ごろ雇婢の相州三崎生れのおみき（十八）に十円札一枚を渡して払ひにやりしに、おみきは途中にて風と気が迷ひて、アレ程ある金の中を十円ぐらゐ盗(クス)ねたとて巾着も痛むまじ、是れが此方にあれば前垂半襟の新しいものから、焼芋大福の買食ひまで心のまゝと頓て途より引返して、唯いま馬車道でお金を昼鳶とかに攫(さら)はれましたと云ふ顔色も不審しければ、さる者のお梅はソレと悟りて矢庭におみきを明部屋に押込みおき、夜主人の帰るを待てゆる〳〵と取調んと考へたるに、其おみきは大胆にも其部屋に釣したる硝燈(ランプ)を打毀し、火事の紛れに逃出でんとせしを直にお梅に見附けられ、兎角するうち警部巡査も出張ありておみきは堺町の警察署に拘引せられたるよし。悍婢も類おほしといへど、おみきの如きは稀れなりといふべし。

明治十四年

（一八八一年）

強迫主義に半転の新教育令

〔一・一四、東京日日〕 吾曹ガ本年刊行ノ初ヨリ連日ノ官令中ニ登載セル教育令ハ、即チ昨明治十三年十二月廿八日、第五十九号ヲ以テ改正ヲ布告セラレタル教育令ナリ。蓋シ我国中世ヨリ教育ヲ一般ニ令セル事アラザリキ、其コレアルハ即チ明治五年八月ノ学制ニ始マルナリ、此学制ハ当時専ラ日耳曼国ノ制度ヲ模範トシ、之ヲ折衷スル所アリテ創立シタルモノナレバ、其制ノ往々我国ノ民情ニ適セザルモノアリシニ係ラズ、各地方到ル所トシテ庠序学校ヲ設ケザル所ナク、所謂ル咿唔之声ハ犬鶏ト相和スルマデニ至リヌ、然レドモ其強迫制度ノ民情ニ適セザルノ議ハ比々トシテ起リ、廟堂ニ於テモ亦其実ニ然ルヲ察シ、乃チ明治十二年九月ヲ以テ更ニ教育令ヲ布カレタリ。此教育令ハ前ノ学制ヲ執行スル七年間ノ後ヲ受ケタルモノナレバ、夫ノ強迫主義ヲ廃シテ此ノ自由主義トナシ、大ニ各地ノ民情ニ適スルヲ得タリト雖ドモ、教育ハ稍々其歩ヲ漸ニシ復タ昔日ノ鋭ナルニ似ザリキ、於是乎政府ハ夫ノ教育令ヲ実行スル僅ニ一年有余ナルニ、又モヤ之ヲ改正シテ今日ノ新令トセラレタル者ナリ。

吾曹謹デ改正教育令ヲ按ズルニ其改正ハ前令ニ比スレバ幾分ノ検束ヲ加ヘタル所アルニ相違ナシト雖ドモ、之ヲ将テ其前ノ学制ニ参照スレバ、明カニ強迫主義ト自由主義トノ差異アルヲ徴スルニ足ルヲ知ルナリ。之ヲ聞ク文部卿河野敏鎌君ハ親シク諸県ヲ巡廻シテ其学事ノ隆替如何ヲ観察シ、深ク感ズル所アリテ此ノ改正ニ熱心シ、遂ニ今日ノ新令アルニ及バシメタリト云ヘリ。或ハ云フ文部卿ノ素論ニテハ教育ハ政府コレヲ奨励シテ、邑ニ不学ノ戸ナク家ニ不学ノ子ナキニ至ラシムルノ職掌ヲ挙行セザル可カラズ、之ヲ挙行スル為ニハ時トシテハ一個人ノ家事ニ干渉シ、又時トシテ強迫スル事アルベシト雖ドモ、是レ決シテ人民ノ自由ヲ妨害スルモノニアラズ、故ニ教育令ヲ改正シ其学童ニ若クハ其ノ父兄ニ向テ就学ヲ検束スルトモ、敢テ自由政治ノ目的ヲ失ハザルモノナリト云ヘリ、是言蓋シ然ラン。（下略）

警視庁新置　総監統轄

〔一・一五、朝野〕 予て噂有りし警視局の改革は彌よ昨十四日施行され警視局を廃し警視庁を置かれ、警視総監をして総轄せしめ、第一課は国事上一般警察に関する事を取扱ひ、第二課は是迄通り、第三課は外国人に関する事及銃器弾薬翻訳等の事を取扱ひ、第四課は是迄通りの外に文書部、書記部を置かれ、又是迄の各分署を改め左の個所へ警察署又び巡査屯所を置かれたり

○麹町区馬場先、麹町○神田区今川町、小川町、和泉橋○日本橋区坂本町、日本橋、久松町○京橋区京橋、新富町、築地○芝区宮本町、二葉町、赤羽根、高輪○四谷区傳馬町○赤坂区本町○牛込区原町、船河原町○小石川区表町、水道町○麻布区仲ノ町、宮下町○本郷区龍岡町、森川町○下谷区西黒門町、坂本町○浅草区猿屋町、蔵前、北松清町、田町○深川区南富岡門前、森下町○本所区元町番場○荏原郡品川○南豊島郡新宿○北豊島郡板橋○南足立郡千住○南葛飾郡向島（但水上巡査屯所は是迄の場所）以上の警察署は一等二等の警察使をして署長の事務を管掌せしめらる。又巡査の数は特別巡

査四十人、巡査長二百人、副巡査長二百人、部長二百五十人、巡査二千四百八十人と定め、警視庁第一課内にて管理せらるゝ由。又消防本部を消防本署と改められたり。

集会条例には触れぬと大威張
汽車中の大演説

〔一・二二、東京日日〕此ほどのこととか、西京大坂間の上りか下りか知らず吹田停車場へ汽車の着きたる折、駅吏は列車を巡りて乗客の下乗を調べんとするに、或る一車の中にて囂々たる人声がして、拍手喝采の騒がしき音すれば、何事やらんとそつと扉を開きて中を窺ふに、威風堂々たる豊瞼隆鼻の一個の辯士が、中央に立ちて乗客に向ひ、眉を上げ口を尖どくし、大声にて演説する最中なれば、駅吏は立ち入り、此の車中にて然ることは無用なりと制するに、辯士は大に怒り、是は甚だ心得ぬ口状かな、未だ車中において政談演説をなすを禁ぜらるゝを聞かず、又た集会条例にも触るゝところなければ、我は吾が言論の自由を以て演説し、乗り合せたる人々へ演述して聞するなり、由なき制止は其方こそ御無用と一言二言争ひ居るうちに、はや発車の汽笛鳴りて器械の運転を始むるにぞ、駅吏は出で行きしが、辯士は猶ほ車の駛る中にて滔々と演説しつゝ往きたりと云へり。近ごろ雑誌等に是は汽車中の咄などゝ取り止めも無き風説のあるよしは往々に見ゆれど、政談演説のあるを聞くは是れが始めなるべし。

全国医師六万五千
免状所有者は 僅に五百人

〔一・二八、江湖新報〕現今全国にて医を業とするものゝ総計六万五千二百人あり。其内本開業免状を得たる者は、纔かに五百四人にて、内東京府下は五十人なりといふ。

最近五十年間の東京大火記録（三）

〔一・三一、東京日日〕明治元年維新ノ際ニハ、上野ノ兵燹ヲ除クノ外ハ冬間モ穏ニシテ差シタル火災アリトモ覚ヘズ、続テ其翌年ニ及ビテモ亦火事ノ沙汰ヲ聴カズ、公衆ミナ江戸ノ火災ハ幕府ト共ニ其跡ヲ滅シタル事ト思ヒタルニ、是レ忘想ノ空頼ミニシテ、其翌年ヨリ惨毒ノ火災ヲ府下ニ見ルハ更ニ前時ニ異ナラザリキ。

（第十六）明治三年庚午岩井町火事。十二月十六日ノ夜半ナリキ神田元岩井町ヨリ出火シ、冬間ノ習トテ北風ノ烈シキニ伴ハレテ、忽ニ近隣ニ延焼シ、材木町亀井町ニ広ガリ、相追テ傳馬町通旅籠町通油町元濱町田所町新乗物町新材木町長谷川町新和泉町浪華町住吉町辺ヨリ人形町ノ通ニ出デ、葺屋町堺町元大坂町蠣殻町ヲ一円ニ焼払ヒ、小網町四丁目ニ至リテ鎮定セリ、但延焼ノ町数等ハ我ガ国庫中ニ於テ文書ノ徴スベキモノナキヲ以テ之ヲ知ラズ（神田日本橋ノ両区）。

（第十七）明治五年壬申和田倉御門内兵部省構内（元ノ會津藩邸）ヨリ火ヲ失シ、西北風ニ乗ジテ忽ニ一円ノ大火トナリ、線路ヲ丸内

ニ取リテ數寄屋橋ヲ飛ビ越ヘ、西紺屋町元數寄屋町山下町山城町辺御堀ニ沿フテ一面ニ延焼シ、相伴フテ銀座町尾張町竹川町金六町ニ延焼シ、北ハ京橋ニ南ハ新橋ニ及ボシテ三十間堀ニ至リ対岸ニ飛デ木挽町一円ヲ焼キ、新富町入船町新榮町新湊町本湊町舟松町明石町ニ掛ケテ焼払ヒ、築地ヨリ南小田原町ニ至リテ海ニ達シテ止ミヌ、今日ノ銀座通リ煉化石造ハ即チ此焼跡ニ建築セラレタルモノニシテ実ニ火災予防ノ第一着手ナリ。此災ヤ今日ノ京橋区内ニテ靈岸島八丁堀中橋以南ノ一部分ヲ除ケバ尽ク延焼スル所タリキ、但シ延焼ノ町数ハ詳ナラザレドモ、戸数ハ一万四千七百三十五戸ナリト云ヘリ(麹町京橋ノ二区)。

(第十八) 明治九年丙子數寄屋町火事。十一月廿九日ノ夜午後十一時半、日本橋數寄屋町ヨリ出火シ、西北ノ風烈シク火勢東北ニ向テ広ガリ、其状ハ摺扇ヲ披キタルガ如ク、南ニ走ルモノハ鍛冶橋外ヲ一円ニ焼払ヒ、東ニ走ルモノハ通リ三丁目ニ出デ新右衞門町ノ西側ヨリ箔屋町ヲ焼キ、材木町ヲ渡リテ八丁堀ニ越エ、元ト越前邸跡ヨリ岡崎町ニ移リ、八丁堀中町ヨリ日比谷河岸ヲ焼払ヒ此ニテ止リタリト雖モ、材木町ノ一路ハ島原ニ焼ケ広ガリ新富町一円ヲ焼キ、東シテ新湊町三丁目ヨリ六丁目マデニ及ベリ、而シテ鍛冶橋外ノ火ハ南ニ延テ京橋際ニ至リ、西ハ北紺屋町ニ至リテ止ミ、又其広袤ハ東西十町余、南北六町余ニシテ、火元ノ數寄屋町ヨリ斜ニ火先ノ新湊町マデノ直径ハ大凡二十七町余(詳細ハ吾曹当時コレヲ明治九年十二月一日ノ紙上ニ報道シタリキ)、其町数ハ凡八十ケ町ソノ戸数ハ凡一万余戸ナリト云ヘリ。此火災焼跡ニ家屋ヲ建築スルモノハ、塗家若クハ土蔵タルベキ旨ヲ東京府ヨリ論達シ、現ニ京橋以北ヨリ材木町ニ掛ケテハ悉皆塗家ヲ此時ヨリ建テ始メタリ、是ヲ火災予防ノ第二着手ナリトス(日本橋京橋ノ両区)。

(第十九) 明治十二年己卯箔屋町火事。十二月廿六日正午、日本橋箔屋町ヨリ出火シ、西北ノ烈風ニ乗ジテ忽ニ近隣ニ延焼シ、榑正町下槇町和泉町ニ燃広ガリ、西ハ通四丁目ヨリ中橋廣小路南傳馬町二丁目ノ裏、ソレヨリ斜ニ焼テ大鋸町南鞘町松下町因幡町ノ火ト合シ常盤町ヨリ本材木町三丁目ニ至リテ止ルト雖ドモ、東南ノ火ハ新右衞門町ヨリ本材木町二丁目ニ出デ久安橋ヲ落シテ松屋町ニ飛ビ、斜ニ北東ニ走リテ北島町ノ隅ヨリ龜島町二丁目ノ河岸ヲ焼キ、水谷町ヨリ向フ河岸ノ川口町ニ飛ビ、八丁堀ヲ尽ク焼払ヒテ越前堀一丁目ヲ飛ビ日比谷町ニ進ミ、川口町東湊町新船松町榮町ヲ焼キ、海辺ニ出テ飛デ石川島ノ造船所ヲ焼キタリ。其延焼ハ北ハ新場橋ヨリ南ハ彈正橋ニ至ルマデ通町ノ裏手ヨリ材木町河岸ヲ一面ニ焼キ、八丁堀ハ三代町北島町龜島橋川口町越前堀新船松町東湊町ニ達シ、高橋ヲ渡リテ本湊町船松町明石町入舟町六丁目新富町四丁目南八丁堀一丁目ヨリ白魚橋ニ達シ、彈正橋ニ合シタルモノナリ(詳細ハ吾曹当時明治十二年十二月廿七日ノ附録ヲ以テ之ヲ報道シタリキ)、延焼ノ戸数ハ一万五千二百六十八戸ナリト云ヘリ、此火災焼跡ニ向テ、東京府ハ本建築ヲ見合スベシト令シ、又河岸地家作ノ制度ヲ定メタリ、是ヲ火災予防ノ第三着手ナリトス、(日本橋京橋ノ両区)。

(第二十) 明治十四年松枝町火事。即チ一月廿六日ノ火災ニシテ吾曹之ヲ連日ニ報道スレバ、復玆ニ贅セズ、延焼ノ町数戸数ハ未ダ其精確ヲ得ルニ至ラザレドモ、一万五千二百六十一戸ナリト云フ。而シテ東京府ハ一昨廿九日ヲ以テ急ニ十五区選挙ノ府会議員ヲ招集

シテ、十五区共有財産処分臨時会議ヲ開キ、又日本橋神田ノ両区ニ向テ焼跡本普請見合ノ令ヲ発シタレバ、是レ将ニ火災予防ノ第四着手ヲナサントスルモノ歟。（下略）

佛国に則る　我が陸軍の編制

〔二・四、東京日日〕　我が陸軍の制は素より各国の兵制を参酌して編制せられしものなれど、殊に主として佛国の制に摸して、既に参謀本部、監軍本部まで置かれたれど未だ憲兵のみは無かりしに、今どは憲兵も設けられたれば、最はや陸軍の編制に於ては残る所なく、彼国の良法を採り用ひて遺憾なければ、此の上は兵員を増し、其の実力を強大にするを望まるゝのみなりとぞ。（下略）

巡査の夏服　〔二・三、朝野〕　東京巡査の夏服は是れ迄黒呉絽を用ひられし処、常夏より陸海軍兵士の如く白木綿の服に改めらるゝよし。

一事件に判事三名
大審院以下裁判の慎重を期す

〔二・二四、東京日日〕　是まで大審院及び上等裁判所の判事は、一事件を一人にて引受け判決せられしが本月十六日より改正となり、自今大審院にては一事件三名とし、一人は主任二名は副任とせられ、上等裁判所は、主副任二名にて判決せらるゝことになれり。右に付き大審院は甲乙丙局の判事、上等裁判所は甲乙局判事にて判決せらるゝよし。

佐渡の冬期航路

〔二・二六、朝野〕　佐渡と越後は海上相距る僅か十余里なれど、冬月は風浪荒く船舶の往来も時として絶え、両国の不便甚しきを慨き、秋山美丸、阿部傳二の両氏を始め両国有志の人々申合せ渡海商社を設立し、今度平野富二氏の造船所にて占魁丸と云ふ汽船を造り、一昨廿四日船卸しも済みたり。此船は其の形体に較ぶれば木材より機関に至るまで精巧堅牢なること他船の比に非ず。是れより追追両国の通航便利になり、此の会社も亦多少の利益あるや必せり。

聖上布哇皇帝と御会食

〔三・一五、朝野〕　布哇国王陛下には昨日後一時参朝、宮中八景の間に於て御会食在らせられ、我天皇陛下より大勲位を進呈せられ、随従の宮内卿及事務官へは二等勲章を賜り、皇族大臣参議の方々にも御陪食仰付られ、皇后宮にも御席に於て御対顔在らせられ、同三時退朝、又主上には今十五日後一時三十分御出門、御暇乞として延遼館へ行幸在らせらるゝと承る。

三宅島に病院設立

〔三・一九、朝野〕　伊豆七島の中三宅島は最も僻地にて往時は人民も住せぬ程なりしが、数十年前より移住人の出来てより次第に開け人口も繁殖し、現時は戸数一千個に近くなりたれども、原より孤島にて医員の如きも無く、病人は見殺しにする有様なるを其筋にて

聞き及ばれ、昨年東京府より医師一名派遣させられしに付、人民漸く医師の尊きを知り治療を乞ふ者多きに至り、一名の医にては手廻り兼るに付、戸長壬部氏が尽力され、富家より醵金して三宅病院を設立し、落成次第東京より医員数名出張を願ひ立てんと目論見中の由。島にまで斯く衛生上の行き届くは実に喜ぶべき事にぞある。

東北七州自由党の盟約

〔三・二三、朝野〕曩きに記載したる東北有志会は今回の決議にて東北自由党と結合し、其の主義及び申合条約を制定し尚ほ遊説の方法を議せられしが、今日の急務は国会期成の一点にあれば、是非とも本年中に東北七州戸数の過半数に満るだけの国会同志者を拵へねばならぬとの議論にて、其の各州部内の遊説は勿論、進んで北海道及び山形県下へも及ぼさんと、仙台と福島の自由党は山形の遊説を負担し、秋田と酒田の自由党は之に応じて至急に同志を募ること になり、北海道は青森、岩手、秋田の自由党より遊説員を出す事に決せり。又右の遊説書通信のために仙台に本部を置き、委員を定めて諸般の通信を掌る事に決せり。扨其申合規約は左の如し。

東北七州自由党盟約。

第一条、吾党ハ国家ニアリテ自由ノ主義ヲ以テ相合ス、故ニ自由ノ主義ハ吾党ノ心軸ニシテ始終渝ラザルモノトス、

第二条、吾党ハ前条ノ主義ヲ以テ社会ノ改良ヲ図リ、吾人最大ノ幸福ヲ得有スルコトヲ務ムベシ。

第三条、吾党ハ我日本国民ノ当ニ同権ナルベキヲ信ズ。

第四条、吾党ハ我日本ハ立憲政体ノ其宜シキヲ得ルモノナルヲ信ズ。

七州自由党申合規則。

第一条、凡ソ党衆タラント欲スル者アルトキハ、査検ノ上之レヲ許シ而シテ各部ニ報告スベシ。

第二条、吾党ハ吾党ノ主義ヲ拡充センガ為メ、毎年一回若クハ二回公会ヲ開キ、諸般ノ事務ヲ議定スベシ（但シ公会ノ期日及ビ会場等ハ前会ノ議決ニ拠リ之ヲ定ムルモノトス）。

第三条、通常会ノ外緊要ノ事件アルトキハ全部過半数ノ同意ヲ得テ臨時会ヲ開クコトアルベシ（但シ臨時会ハ仙台ニ於テ開ク者トス）。

第四条、公会ハ各部ヨリ撰バレタル総代人ヲ以テ成立ス。

第五条、七州ヲ七部ニ分チ一州ヲ一部トス（但シ地勢ノ便宜ニヨリ分合スルコトアルベシ）。

第六条、総代人ハ一部十名ヨリ多カラザルモノトス。

第七条、各部党衆ハ常ニ交通往来シテ斯ノ主義ヲ拡充スルコトヲ勉ムベシ。

第八条、各部ニ於テ委員ヲ定メ其住所姓名等ヲ詳記シ、相互ニ之レヲ交換シ置クベシ（但シ撰任解職等ノ変更アルトキハ直ニ之ヲ報告スベシ）。

第九条、各部委員ハ少クモ毎月一回該地方ノ景況ヲ通ズベシ。

第十条、吾党衆中斯ノ主義ヲ拡充セントスルノ際変故ニ遭逢シタル者アルトキハ相互ニ之ヲ救恤スベシ。

日本ロイド社 創立

船舶に関する一切の仲介業

〔三・二九、東京日日〕築地三丁目鈴木安六、新小川町二丁目渡邊尚の両氏が発起にて、新橋竹川町の櫻水舍内に、日本ロイド社と云ふを設け、猶ほ各港にも分社を設くるよし。此の社は汎く船舶に係る事業を懇切に周旋し、蒸気并帆走船製造仕様書を製し、内外人の古船を購ふに、其船齢の年限及び修復箇処の鑑定を引受るを業とし、毎月一回づゝ造船航海の事業に関せし要件を集録したる航海新報をも発兌するよしにて、既に其第一号を発兌せり。

星亨代言人広告〔三・三〇、東京日日〕拙者儀、司法省附属代言人ニテ有之候所、今般右ヲ廃サレ候ニ付、更ニ通常代言ノ許可ヲ相受ケ候、由テ従前ノ通リ代言倚頼ヲ相受ケ可申、此段広告候也。

明治十四年三月廿六日

東京府京橋区日吉町二十一番地出張 星 亨

日本一の大たわけ

妻子四人と全財産を人妻と交換

〔四・一三、東京日日〕越後国古志郡栃尾の郷なる吉水村に、代々医を業とする加藤儀庵（三十九）といふは、妻のおちん（三十五）との中に男女の子三人あり、其の所有の田畑もあり貸金もあれば、医は表家業にてさして流行らぬもいと豊かに暮せり。こゝに隣村なる原村の鹽谷入と唱る往来ばたに、幽しく住居する佐藤権松はいささか飴菓子を売るものなるが、女房のおよし（二十五）は田舎にまれなる容儀にて掃溜に鶴ともいふべく、されば権松は果報ものと羨やまぬ者なし。儀庵は病家への往通ひに偶には此家へ腰かけ休むこともありしが、見る毎におよしの勝れし容色にいつとなく心迷ひ、或日権松に向ひ、ものは相談なり折いつて聞きたきとは別儀にあらず、知らるゝ如く愚老は代々医者でまづは困らぬ身代なり、失礼ながら貴公は株式もなく、いはゞ水呑百姓なれども、妻女の容儀は栃尾一郷には及ぶものなし、相談はこゝのとなり、何と愚老が身代田畑家財并に女房子供一切を進上し、貴殿のぼろ家と妻君およしどのを拙者へ譲り渡し、交換ては下さらぬかとの頼みに、権松も余りの事に呆れて串戯ならんと思ひしが、儀庵は真面目に思ひ入たる風情にて、其後も一二回の応接にて先月廿五日に熟談とゝのひ、さらば後来紛紜の起らぬ為と、女房其他一式交換の証文をば中道学校の生徒に認めもらひ、金澤村の渡邊某を証人として印紙を貼用して、互ひに親類等へは無沙汰にて本月二日を双方の黄道吉日と定め、身代限りの例に習ひ、儀庵は家業道具の薬籠一個を携へ、鹽谷入の権松が家へ移れば、権松は此まで首も廻らぬ借金とむさき襤褸を錦に脱かへ、吉水村の加藤の家へ乗こみ、元よりこれあるが如くおちんを妻とし、三人の子を子としたるは、風教地を払ひ彝倫を乱すの咄々怪事といふべし。戸長組合親類縁者が後れてこのことを聞つけ、途方もないことゝ説諭に及べど、儀庵は頗る別品を得たるより外に余念なく、筵屏風の陰に袱卓を敷て座り、新女房の顔をじろ〳〵見て

本人どもが承知のことを、なんの余人がいらぬ世話だと聞入るけしきなし、先に讃州に津島好松、大西由雄らあり（二千七百八十七号に出づ）今この二人あり、噫。

佐夜の中山夜泣石 〔四・一九、東京日日〕 飴の餅と並びて佐夜の中山の名物となりし夜泣石は、先年御東幸の折にか、街道の中央にありしを掘起して路の傍によせ置かれしが、今度新道の開設に付き、又た此石をも其道へ据付けるとて、去る十日に人夫あまたして持往くを見たりと、此ごろ東海道を上りし人の物語れり、眞間の繼橋、安達が原の黒塚など、後人の作りたる名所名物が、竟には真の物となりて、往昔の真の物は跡方もなく成り行きたるが多し、夜泣石も亦此類ひならん。

流行語パアの解剖

〔五・一八、朝野〕 近比東京府下ノ俚語ニ何々何々パアト云フ語尾（間投詞ノ種類ニ属スルカ）ヲ用ヒ、市中到ル処パアノ声ヲ聞カザル無シ。蓋シ其ノ出処ハ一個ノ下等ナル落語家ノ口ヨリ出デシトカ云ヘリ。（此等ノ考証ハいろは新聞記者ナドニ問フ可シ、我々ハ其学ニ浅シ）謹デ其ノ字義丈ケヲ考フルニ、パアハ人ノ驚愕スル所有テ瞠若タルノ際、思ハズ口内ヨリ発出スルノ声ナリト、天竺ノエブストル氏ガ札幌ノ大学校ニ於テ著述セシ説文ノ三千三百三十三巻目ノ三丁ニ載セタリ。扨何故ニ其パアガ我邦ニ近来行ハルヽヤト尋ヌルニ、是レゾト云フ確証モ無ケレドモ其ノ一二ヲ挙ゲントナラバ、先ヅ第一ニ我等ガ同業ハ不注意ニモ某々君ノ奏議ヲ掲ゲ、門並三百円取ラレテパア。豪商社会ハ高クナル〳〵ト思込ミシ洋銀ガ一時ニ下落シ、鉅万ノ損ヲシテパア。諸国行脚ノ出願先生ハ、思案ノ的ガ妙ニ外レ、書面ノ通リノ許シヲ受ケ旅ノ衣ハ煤ダラケ、今更後悔パア。朝鮮ハ開化頑固ノ争論モ、暗殺ニ驚イテパア。支那ハ大喪ニ紛レテ面倒ノ談判モ当分パア。米ヲ買込ンダ連中モパアナラ、公債ヲ売ッタ人物モパア。自由新聞ハ飛ンダ災難ニ出遇フテ立消エパア。圧制党派モ意表ノ爆弾ヲ食ラッテ閉口パア。斯クノ如キパア〳〵ノ世界ナレバ、今ヨリ後如何ナルパアヲ我々ガ眼前ニ呈出スルモ亦知ル可カラズ。我々ハ唯ダ案外ノ善キコトニ驚イテパアノ声ヲ発センコトヲ希望スル者ナリ。深ク祈ル、今ヨリ悪イ事件ニ出逢ッテパアト叫ブコト無カランヲ。

朝鮮国朝士日本研究に渡来
――開進守旧の呉越同舟――

〔五・二〇、朝野〕 今度来航の朝鮮国朝士は一概に開進党とのみ云ふべからず。一党は守旧、一党は開進の両派にて、京城に在る時は互に持論を執り、氷炭相容れざる勢ひなれば、今度共に日本視察の内命を蒙り同行釜山へ下ると雖ども、猶隠然両党相容れざる勢ひありと云ふ。而して右朝士中甲は陸軍、乙は海軍、丙は外務、丁は内務、戊は大蔵、工部、文部、税関、郵便、電信、鉄道、汽船と各各分担する所ありて、其体要を得ざる間は帰国せざる心組なりと。右に付一奇聞あり。釜山にて近藤領事が此一行を訪はれたる際、参議沈相學手を以て目を掩ひしかば、領事は之を見て其故を問ひ、若

し病の起りしならば医師を迎ふべしと云はれしに、開化党の魚允中傍より進み出で曰く、沈が病は日本の水を以て洗ひ、日本の風に吹かるゝときは忽ちにして癒べしと。此事を聞くや守旧党の沈相學は大に怒り其故を詰りしに、允中之れに答へ、公等の眼光徒らに烱々たるも所謂明盲にして未だ物を見るの眼にあらず、今日本に航して其開化を目撃し、以て胸憶を一洗せば、設ひ眼は閉たるも亦憂とするに足らざるべしと云ひしより、遂に一場の争論を引起したるよし。又た過日記載せし如く守旧党の巨魁李萬孫が韓廷に上りし奏議の写を得たれば、次号の紙上に掲ぐべしと東京横濱毎日新聞にあり。

擇捉島に開拓使支庁

〔六・四、有喜世〕開拓使にては千島の海防を修し水産を起さん為め擇捉地方に支庁を設け、東京出張所の官吏を廻さるゝとかいふ。

眞宗大谷派と改称

本派本願寺の改称に対抗した東派が

〔六・一九、朝野〕眞宗東派本願寺は今度官許を得て眞宗大谷派と改称あり、昔より東派西派と世間にて区別したるに、近比西派は本願寺派本願寺と改称（略して本派とも云ふ）有りしより、東派も亦大谷派と定め（略して大派と唱ふる由）られしと聞けり、併し東六条に在れば東にて西六条に在るは西なれば、新聞上抔には矢張東西を以て別かつ方が人に分かりやすからんと記者は思ふなり。

會計検査院と会計法発布

〔七・一四、東京日日〕同院〔會計検査院〕は佛国のクールデ、コント、英のヲジタ、ラフス等に倣ひ設置せられしものにして、其の趣意は全く一の会計高等法院の如きものにて、検査官は猶ほ判事の如く、其職たる政府諸般の会計を審査し正否を判決し、若し会計上不都合を見出すときは、相当の罰を課するものなれば、自然其の法律を一定するを要するが故に、先ごろ会計法を発行せられてより、毎木曜日に検査官幷に補とも会議して諸事を議定せらるゝ由。

轉輪王のみこと　天理教の中山みき

〔七・一七、大坂新報〕近頃奇怪なる一老婆こそ現れたり。処は大和国丹波市辺に齢九十有余の老婆あり、自ら轉輪王と号し、昼間は何処へ潜伏なすものか更に影だに見せざるも、毎夜十二時を過ぐる頃より忽然と現れ出で、頭には蓬々たる霜髪を振乱し、身には皎々たる白衣を纏ひ、諸所を徘徊しながら「万代の世界を一れつ見はらせば、棟の分かれた物がないぞや」と妙音を発して口吟し、且我宗門の徒に帰するものは一百五十年の長命を授くべしと、あられもなき妄言を吐くにぞ、近郷の愚民等はこれぞ天より降り玉ひし神女ならねば山より出で玉ひし仙人なるべしと、神仏は棚に上げ、一心不乱に此老婆を信仰する者、現に該地方には三百余名もあり、その影響は遠く我が本田及び九條辺へも波及し、この邪説に惑わされ妄信者となりしものまた二百余名の多きに至りたる而已ならず、その内五十余名は丹波市地方に出張し、親しく老婆の体を拝み日夜これを

守護するよし。また近々妄信者一同申し合せ、甘露臺と名づくる高さ三丈余の物を石にて造り、老婆に奉納せんと協議中なるが、世には愚民も多きものなりとの投書を得たり。信偽はもとより保証せざるも、記して該地方の人に問ふ。

海軍機關学校

〔八・一、東京日日〕 今度海軍部内へ設置せられし機關学校は、横須賀の兵学校を其儘用ひられ、校長は当分廡生六等出仕が心得らる〻よし。

絶影島租借問題朝鮮拒絶す

朝鮮守旧党の勢力強く開化党は陰忍

〔八・二三、朝日〕 近日達したる朝鮮釜山浦よりの通信に云ふ、嘗て花房公使より借受けたき旨朝鮮政府に掛合はれし絶影島（釜山港日本人居留地前にあり、其對州の影を絶と云ふを以て斯くは名けたり、俗に牧の島と称す周回七里なり。）は彼れ遂に謝絶したるが今度同島に水営を置き正品李正弼が節度使として既に釜山まで来り、日々数多の農民を狩集め土木の事を指揮し居れり。」近来開化党の勢ひ衰へて守旧党は漸次熾なり。嘗て京都（ケイト）に馳上り政府に上書せんとしたる慶尚道安東の守旧党千人は、巨魁李萬孫が流罪に処せられしに因り、仮令幾度上書をなせばとて政府にては容易に採用せられまじ、夫れよりはむしろ京都（ケイト）に上り開化党の首領金宏集、閔泳翊をはじめ其他の者を殺すに如かずと、追々上京するにより、開化党は大に恐れて専ら用心せり。到底大院君死せざれば守旧党の勢は強かるべし。開化党中屈指の人なる金玉均、李白玉等は時尚早しと云ふ見識にや、守旧党の気焔を避くる様子なく、又修信使金宏集の一行は已に都を発せしとも云ひ、或は守旧党の挙動を恐れ、日本軍艦の渡来を待ち乗船して、京城より直ちに海路を渡来すべしと云へども、未だ判然ならずと。

日本全国人口表

同胞三千五百万

〔八・二五、東京日日〕 内務省戸籍局にて取調べられたる、明治十三年一月一日調の日本全国人口表を此ほど刊行せられたるを見るに、皇上、皇族御人員は卅七人にてましまし、うち男廿人、女十七人なり、東京府は九十五万七千百廿一人。京都府は八十二万二千九十八人。大坂府五十八万二千六百六十八人。神奈川県七十五万七千四百六十二人。兵庫県百三十九万千九百二十八人。長崎県百十九万三百三十五人。新潟県百五十四万六千三百三十八人。埼玉県九十三万三千九百五十五人。千葉県百十万三千二百九十二人。茨城県八十九万四千三百七十六人。群馬県五十八万千五百五十六人。栃木県五十八万千三百五十八人。堺県九十五万七千四百七人。三重県八十四万二千百十三人。愛知県百三十万三千八百十二人。静岡県九十七万二十二人。山梨県卅九万五千四百四十七人。滋賀県七十三万八千二百十一人。岐阜県八十三万九千六百十三人。長野県百万四百十一人。宮城県六十一万九千百二十人。福島県八十万八千九百三十七人。岩手県五十九万千八百八十一人。青森県四十七万五千四百十三人。山形県六十八万二千九百二十九人。秋田県六十一万八千八百三

十三人。石川県百八十三万三千七百七十八人。島根県百三万七千二百六十人。岡山県百万五百七十人。広島県百二十一万三千百五十二人。山口県八十七万七千六百十四人。和歌山県五十九万七千七百二十八人。愛媛県百四十三万八千八百九十五人。高知県百十七万九千二百四十七人。福岡県百九万七千二百十五人。大分県七十三万千九百六十四人。熊本県九十八万六千六百九十五人。鹿児島県百廿七万四百六十三人。沖縄県三十一万五百四十五人。開拓使十六万三千三百五十五人。小笠原島百五十六人。総計三千五百九十二万五千三百十三人。内男千八百廿一万五百人。女千七百七十一万四千八百十三人なり。

千人塚

大学医学部解剖記念祭

〔九・一、東京日日〕大学医学部　○同部にて研究のため解剖せし死体の数は千に満ちたれば、近々に地を撰びて千人塚と云ふを建て其亡霊を弔はるゝよし。

釜山居留地に　日鮮人の大乱闘

〔九・七、朝野〕朝鮮釜山浦の我居留貿易商亀谷某の手代堀田忠太郎仲買商梅野德治外二名が、去月十八日の夜に定約里程外なる九浦と云へる地に往き、彼の国人と聊かの争論より相手の一人を痛く打擲したれば、同国人は之を聞いて二三百人許り忽ち馳せ集り、各得物を携へて四人を取り巻き打つて掛りし故、多勢に無勢、堀田、梅野の二人は散々に打ちなされ大怪我をなせり、此の報を聞くや我協約社の連中は三百余人一時に集会し猟銃刀剣などを携へ、其夜八時過ぎ直ちに九浦を指して押出し、巡査の制止も聞き入れず、翌十九日前四時比同所へ押寄せたるに、彼の国人は早くも何れへか逃隠れしが、同所に出張の我が参謀本部の人々が、大勢の者を制止し、漸く乱暴を取鎮められ、警察官も出張になりて、府尹と談判を開かれしに、何つの間にか押寄せたる者の内四五十名計り水營玉壘關の門前に至り乱暴を始め、彼の国人一名を切殺したるにより、今回は彼の辨察官より我が領事館へ掛合に及び、近藤領事は鎮定の為め属官を引連れて東萊府へ出張になり、警察官を派して暴徒の巨魁を捕縛し兇器を取り上げられ、漸く鎮静の色を顕はしたれど、人気兇角穏かならず、領事は深く心配せられ、居留地の者の心得違ひなき様諭達され、又同所商法会議所の六十余名は臨時会を開き、協約社へ忠告委員を遣はし、同社の暴挙を諫止したるに同社にては少しも聞き入れず、益す激昂し居たる趣、会議所にては深く之を憂へ、此の如きの姿にては、一人一己の恨みより両国の和親交際を害するに至るも測る可からず、との旨趣を領事館へ上申されしといふ、実に我が居留民が毎度粗暴の挙動をなすは歎息の至り。

開拓使官有物払下の主物件と其方法

〔九・七、東京日日〕吾曹ガ曾テ報道セシニ違ハズ、關西貿易商会ガ開拓使大書記官安田定則、権大書記官折田平内、金井信之、鈴木大亮四氏ノ名ヲ以テ払下ヲ願ヒタル趣意ハ、東京函崎物産取扱所官舎倉庫地所共、大坂貸附所々属官舎倉庫地所共、敦賀官舎倉庫地

所共、玄武丸、函館丸、矯龍丸、乗風丸、清風丸、西別丸、函館船場町地所、同常備倉地所共、札幌牧羊場、眞駒内牧羊場、新冠牧羊場、葎草園、桑園幷ニ蚕室、麦酒製造所、葡萄園、小樽収税庫幷ニ敷地、根室別海鑵詰所、厚岸鑵詰所、擇捉臘虎猟所、牧馬場等ニシテ、其自定価格ハ三十八万七千八十二円〇一銭七厘ナルヲ、無利足卅ケ年賦ニテ払下ゲラルヽヿ、東京、札幌、根室ノ各営業資本金十四万二千五百二円四十九銭七厘ナルヲ、年三朱利付十五ケ年賦ニテ官貸セラルヽヿ、従来開拓使ニテ運送販売シタル北海道収税品取扱方ヲ、明治十五年ヨリ廿四年マデ十ケ年間委託シ、手数料トシテ売捌代金百分ノ六ヲ支給セラルヽヿ、北海道準備米幷ニ食塩ノ購入方ハ悉皆任セラレ相当ノ手数料ヲ給セラルヽヿ即チ是ナリ。（下略）

判事五名検事二名　大審院の審問席

〔九・八、東京日日〕来一月より新法施行に付き、大審院にては、判事五名以上の列座にあらざれば審問を開かれざるなれば、七名づゝ座すべき様に調所を広められたるを以て、自今は試みに判事五名、検事二名づゝ列座にて折々審問せらるゝよし。

札幌農学校は小学校に非ず
最も整頓せる優秀の学校として
外人広く之を知り内地人却つて知らず

〔九・八、東京日日〕我国に学生を教育する高等専門学校三個あり、曰く東京の文部大学四学部と工部大学と、北海道の札幌農学校是なり。然るに文工両部の大学は輦轂の下に在るを以て遍ねく人の知るところなれども、札幌にあるものゝ如きは蓋し知る人鮮なし。翻つて外人にして之を知る者多し、前年香港知事ヘンネッシー、英国公使パークス、領事ユースデン、博物館掛メエヤ及び博士ミルン、ペリーの二氏等交々来観ありて、僻陬不似合に、斯く完備したる大学校あるを賞嘆せり。是等の縁故を以て夙に英国人の知るところとなれり。又た該校創立の際、米人マサクセッツ、農学校長理学博士クラークの二氏を聘して、校長兼教頭の任を委ね、尋で同国より学士を招きしこと屢々なるを以て、米人の此校あるを知る所となり、該国の新聞雑誌中往々札幌農学校の名を見る。又彼の勧業会社より植物の見本を贈寄し及び三五の新聞社よりその発兌せる新紙を毎々寄贈するなど、漸やく英米人の知るところとなりしにも拘はらず、内地の人の未だ此校の名をだに知らざる人多きは如何にぞや。その北海道の事情に通暁するを以て自得する開拓雑誌の記者すら、其誌中に目して小学校となすに至れり、(誤まりかも知れず) 是我が深く遺憾とする所なり、今我が現に此地に遊歴中該校の事に関し見聞する所を略言せん。

札幌農学校は、札幌市街の北端に在り、地凡そ十四エークル（我が一万六千余坪）を占む。その建物は生徒舎、演武場、化学製錬所、書籍庫、物理学講堂、観象台及び雑品儲房等なり。その生徒舎は三十個の学房事務所、演説場、食堂、浴室、雑品儲蓄所とす（生徒舎は本年御巡幸のせつ、供奉官のうち奏任以上の宿所となる由）。その演武場は楼上を練兵場とし、内に一個の武庫あり、同所は冬間積雪

殊の外はなはだしく、十一月より翌年四月まで凡そ半年の間は校外にて操練すべからざるを以て此設けあり、而してこの演武場は該校の諸建築中最も宏壮なるものにして卒業式その他大集会等にはみな此所を用ふるなり（以下次号）〔次号以下略〕

聖上北海道に上陸せさせ給ふ

〔九・二二、東京日日〕 御巡幸の記（第廿七報の続）斯く風雨の御悩みもあらせ玉はず、天顔殊に麗しく見えさせ玉ふに人々の喜こび言ふばかりなし。此時同港〔小樽〕の東岸なる丘上には兼て設けやありけん、御上陸〔八月三十日〕を見て狼烟を打上げて祝儀を表し奉る黒田開拓長官及び同地の屯田兵は埠頭に出て奉迎し参らす。聖上には設けの汽車に召させ玉ひ、同所の海岸なる御小休所（御小休の為に新築せし所にて、跡は同所の工場になす積りなりと）にて暫らく御休憩あらせ玉ひ、又も汽車に召させられ午後九時には札幌停車場へ着御ありて是より御馬車に召し替へさせ玉ふ、徳大寺宮内卿御陪乗にて同時十五分に同所の行在所豊平館（此館は貴賓を延く為に設けたるものなりとぞ）に御着輦あらせ玉ひぬ。此日は量徳町停車場側なる量徳学校を御昼の行在所に充て同所にて御昼食を召させられ、又た銭函駅にて御野立あるべき筈なりしが、前にも記せし如く御着艦の後れたれば、此等の所を通御の砌ははや夜に入りたれば立寄らせ玉はざりし。扨て通御の道々は申もさらなり、札幌へ御着輦あらせ玉ひし時は夜陰なれど、拝観の老若男女は鱗群羽集し恰も堵の如く、手々（テンデ）に持てる提灯は、爛漫として宛ら昼に似たり、供奉の人々も少しは舟中の苦を慰せられたるならめ。此輦路の左右には屯田兵整列して通御を見て捧銃の礼をなし、市中にては数十本の烟火を打揚げて祝意を表し奉る。此時又もや雨の降り出でたれば、兼ての数は打畢らで止みぬるぞ口惜し。山田青森県令は供奉の艦船に乗込て聖駕を奉迎し、是より供奉し参らせらるゝよしなり。（以下次号）

国会開設の大詔降下
明治二十三年を期して

〔一〇・一三、朝野〕
朕祖宗二千五百有余年ノ鴻緒ヲ嗣ギ、中古紐ヲ解クノ乾綱ヲ振張シ、大政ノ統一ヲ総攬シ、又夙ニ立憲ノ政体ヲ建テ、後世子孫継グベキノ業ヲ為サンコトヲ期ス、嚮ニ明治八年ニ元老院ヲ設ケ、十一年ニ府県会ヲ開カシム、此レ皆漸次基ヲ創メ、序ニ循テ歩ヲ進ムルノ道ニ由ルニ非ザルハ莫シ、爾有衆、亦朕ガ心ヲ諒トセン。

顧ミルニ、立国ノ体、国各宜キヲ殊ニス、非常ノ事業、実ニ軽挙ニ便ナラズ、我祖我宗、照臨シテ上ニ在リ、遺烈ヲ揚ゲ、洪謨ヲ弘メ、古今ヲ変通シ、断ジテ之ヲ行フ責朕ガ躬ニ在リ、将サニ明治二十三年ヲ期シ、議員ヲ召シ国会ヲ開キ、以テ朕ガ初志ヲ成サントス、今在廷臣僚ニ命ジ、仮スニ時日ヲ以テシ、経画ノ責ニ当ラシム、其組織権限ニ至テハ、朕親ラ衷ヲ裁シ、時ニ及デ公布スル所アラントス。

朕惟フニ、人心進ムニ偏シテ、時会速ナルヲ競フ、浮言相動カシ、竟ニ大計ヲ遺ル、是レ宜シク今ニ及デ謨訓ヲ明徴シ、以テ朝野臣民

ニ公示スベシ、若シ仍ホ故サラニ躁急ヲ争ヒ、事変ヲ煽シ、国安ヲ害スル者アラバ、処スルニ国典ヲ以テスベシ、特ニ茲ニ言明シ、爾有衆ニ諭ス。

奉

勅

明治十四年十月十二日

太政大臣　三條　實美

開拓使事件遂に御前会議

官有物払下の御裁可は御取消
大隈辞職問題は御聴許となる

〔一〇・一五、郵便報知〕聞く所に拠れば、聖上長途の巡狩をおはらせられ、去る十一日仮皇居へ還幸あらせ玉ひ、大臣参議へ御陪食を仰せ付られし後、お労れをも厭はせられず直ちに開拓使事件の御評議を開かせられ、其夜一時過るころまで衆議を聞しめされ、遂に開拓使所属官有物払下の裁可を取消し更に聖諭を垂れさせられし趣なるが、其節大隈参議の辞職に付種々討議ありて諸参議は願の通り免さるべしといはるゝを、独り山縣参議のみ席を進み、大臣の去就は往古より忽かせにすべきものにあらず、況んや別に指すべき廉なき維新以来の功臣を、容易く解職せしむるは国家の不祥と存ずれば、此儀は聞届けられぬこそよけれと抗論されしを、有栖川左大臣は初めより説を立てゝ動き玉はず、大隈参議は十四年来大政に参して功勲あるを、争かで俄かに解職さすべきと激論ありしが、山縣君を除くの外諸参議一同大隈参議の辞職は聞届けられよと奏上せられたるが故に、聖上にも涙を揮ふて其言を容れ玉ひしなりといふ者あれど、元より九重裏夜陰の御評議なれば誰か之を聞かん、大方想像の説とは思へど其言の稍や実に近き所あるを以て掲出す。

一大政党「自由党」を結成す

国会期成同盟会大合同して

〔一〇・三〇、朝野〕我ガ天皇陛下ハ明治二十三年ヲ期シテ国会ヲ開ク可キ旨ヲ天下ニ勅諭シ給ヘリ、然レバ今ヨリシテ十年ヲ出デズ、善良ナル立憲政体ノ設立ヲ見ルニ至ル可シ、豈天下ト与ニ慶賀セザル可ケンヤ。然レ𪜈天皇陛下ノ国会ノ開設ヲ以テ之ヲ明治廿三年ニ期シ給ヒシハ、要スルニ在廷ノ臣僚ニ時日ヲ仮シ、之ヲシテ経画ノ責ニ当ラシムルニ在リ、夫レ我々ガ一ノ家屋ヲ建築スルニモ予ジメ之レガ経営ニ従事セザル可カラズ、況ンヤ一国人民ノ幸福ヲ保護シ、我ガ国家ノ安寧ヲ永遠ニ維持スルガ為メニ設クル国会ニ於テヲヤ。然レバ我ガ廟堂君子ハ我ガ皇上ノ聖意ヲ奉戴シ、今ヨリシテ相共ニ国会開設ノ用意ニ着手シ、其時期ノ已ニ達スルニ及ンデ顚倒狼狽スルニ至ラザル可キハ、吾輩ノ深ク信ジテ疑ハザル所也。夫レ政府ニ於テ已ニ国会ノ用意ヲ為セバ、社会人民ハ一切ノ事務ヲ官吏ニ委託シ、座シテ以テ時期ノ来ルヲ待ツ可キカ、嗚呼其レ何ゾ然ランヤ。夫レ国会ヲ設クルハ即チ人民ニ任カスニ参政ノ権利ヲ以テスルノ謂ナリ、故ニ我ガ邦民ハ十年ヲ出デズ、一国ノ政務ヲ分担スルノ大任ヲ負ヒナガラ、予ジメ之レガ操練経営ニ従事セザレバ、国会ノ設立ノ時期ニ至リ、決シテ百事ノ整頓ヲ望ム可カラザルナリ。然

レバ今日ニ於テ人民ノ急務ハ自ラ進ンデ国会開設ノ準備ヲ為スニ在リ、而シテ其ノ第一着手ト為ス可キハ政党ノ団結是レナリ。

夫レ国会ヲ以テ公議輿論ヲ反照スルノ場域ト為シ、政権ヲ一私党ノ手ニ占有セシメズ、新陳交代シテ政治ノ運転ヲ活潑ニスル者ハ、要スルニ政党ナル者アルニ因ルナリ。今ヤ我ガ邦ハ立憲政体ヲ立ルノ時期已ニ定マルモ未ダ真成ナル政党ノ設立ヲ見ザル者ハ、実ニ社会ノ一大欠典ナリ、吾輩人民ニ於テ、天皇陛下ノ盛意ヲ奉戴シ、至善至美ナル立憲政体ノ確立ニ尽力セント欲セバ、何ゾ自ラ進ンで政党ノ団結ニ従事セザル可ケンヤ。聞ク本年各地方ヨリ東京ニ集合セル國会期成同盟会員ハ、本月十二日ノ勅諭アリシ以来、其組織ヲ改テ自由党ト称シ、其盟約ヲ議定シ、総理以下ノ役員ヲ選挙シ、愈ヨ各地方ニ向フテ同志ヲ召集シ、一大結合ヲ為ス見込ミナリト。其ノ規模ノ大ナル組織ノ広キ、一二ノ地方ニ成立スル某社某会ト云フ者ト日ヲ同ウシテ語ル可カラズ、是レ我ガ邦ニ団結スル政党ノ一大萠芽ニ非ズシテ何ゾヤ。此等政党ノ根幹成リ枝葉繁茂シ、然ル後チ始メテ天皇陛下ノ盛意ヲ貫徹シ、立憲政体ノ利益ヲ実地ニ見ルノ時至ルヲ待ツ可キナリ、今ヤ吾輩ハ自由党ノ盟約ヲ左ニ掲載シテ、之ヲ全国ノ同志者ニ告ゲ、従フテ吾輩ノ意見ヲ陳述スル所アラント欲スルナリ。

自由党盟約

第一章

吾党ハ自由ヲ拡充シ、権利ヲ保全シ、幸福ヲ増進シ、社会ノ改良ヲ図ルベシ。

第二章

吾党ハ善美ナル立憲政体ヲ確立スルヿニ尽力スベシ。

第三章

吾党ハ日本国ニ於テ吾党ト主義ヲ共ニシ、目的ヲ達スベシ。

自由党規則

第一章

東京ニ中央本部ヲ設ケ、地方部ヲ置ク、其地方部ハ各国地方ノ名称ニヨリ、自由党何部何某ト称スベシ。

第二章

党中ニ於テ総理一名、副総理一名、常議員若干名、幹事五名ヲ公撰シ、自由党全体ニ係ル事務ヲ管理セシム、其任期ハ各一ケ年トス。

党中ニ於テ常備委員十名ヲ設ケ其任期ハ一ケ年トス。

但第一期ハ、本年ノ議会ニテ公撰シ、第二期以後ハ各地方ヨリ撰出ス。

第三章

正副総理ハ、通常会幷ニ臨時会ニ於テ決定セシ事件ヲ実行ス。

第四章

常議員ハ、党中ノ利害ニ関スル重要ナル事件ヲ評議ス。

第五章

幹事ハ、会計及ビ党員ノ出入、文書ノ往復、所有品ノ監護等ノ諸事ヲ分掌ス。

第六章

常備委員ハ、本部ノ議事ニ参シ及ビ本部ノ事業ヲ翼シ、各地方ヲ巡回ス。

第七章

総理幷ニ常議員ハ給料ナシ、幹事以下ノ役員ニハ定ムル所ノ手当金ヲ与フ。

第八章

凡ソ役員ハ再三ノ撰ニ当ルヲ得。

第九章

地方部ハ、中央本部ニ対スル部理一名ヲ置ク、其他ノ役員ハ揮テ地方ノ便宜ニ任ズ。

第十章

地方部ニ於テハ、毎年六月、十二月両度其地方党衆ノ名簿ヲ調整シ、其加除増減ヲ明ニシテ、中央本部ニ送達スベシ。

第十一章

吾党ト主義ヲ同クシ、新ニ党衆タラントスル者ハ、其住所若クハ寄留地ナル地方部ニ於テ、其人ノ族籍姓名身分ヲ査察シ、然ル後之レヲ容ス可シ。

第十二章

党中ヲ脱セントスル者ハ、其理由ヲ詳記シタル書面ヲ以テ、本人ノ住所、寄留地ナル地方部ニ届出ヅ可シ。

第十三章

毎年十月、地方部ヨリ代議員ヲ出シテ大会議ヲ東京ニ開ク、其議会ニ列ナル議員ハ、一小団結ニ付五名以下トス。

第十四章

大会議ニ於テハ、党中一般ニ係リ創起ス可キ事件、施行ス可キ事件ヲ議定ス。大会議ニ於テハ本部役員ノ改撰ヲ為ス。大会議ニ於テハ、総理幷ニ幹事ヨリ前年度ニ在テ施行シタル事件、及ビ会計ノ決算報告ヲウケ、翌年度ノ会計予算ヲ議決ス。

第十五章

緊要ナル事件ノ通常会議ノ期ヲ待チ難キ者アルトキハ、総理ハ臨時ニ各地方部ノ代議人ヲ招集シテ会議ヲ開クコトアル可シ。

（此稿未完）

公証人設置

〔一一・一五、東京日日〕近々政府は公証人規則を発行せらるゝ趣なるが、此の規則は新たに一の公証人と云ふ者を置き、貸借及び売買其他契約上の公証をなし、彼我の義務を尽さしむる者にて、其種類は殆ど今日の代言人に似たるものなりとか、既に其規則中にも、免許を得たる代言人は公証人となるに別段の試験を要せずとありて、其他は代言人の試験の如く始審裁判所の査定を受る者なりと云ふ、偖その公証の手数料は五百円迄は百分の一、五百円以上二千円迄は二百分の一、二千円以上五千円迄は四百分の一、一万円以上は何程にても千分の一なるよし、又此の公証人たるべき者は満二十歳以上の男子にして、百円以上の地券若くは三百円以上の公債証書を其区の裁判所へ預け置き、公証に要用なる布告規則を暗記する者に限ると言へり、既に昨日は本案の為め元老院にて第一読会を開かれしが、七番議員柴原君は該法は良しとするも、逐条挙げて民情に適当せりと云ふべからず、故に全部附託の委員を置き充分之を修正し、然して本議に掛らんとの事を建議せらる、十五番大給君、拾九番箕作君之を賛成し則ち議場の問題となりしが、廿二番渡邊清君は

之を不可とし、此の公証人を置く時は更に一つの代言人を社会に現出すると同くして、或は公証人は夫よりも威力を有し、恐らくは後来人民が財産の権を挙て公証人の掌握に帰するに至らしめん歟、故に今日は此を廃棄し、治罪法も実施せられ民法も発行の後ち本案を公布あるべきが至当の順序ならんと述べられたるが、一人の賛成者なくして遂に全部附託の委員を置くの説に可決し、議長は五名の委員を選みて議会を散ぜられしと云へり。

白虎隊の碑建立

〔一二・一八、朝野〕 旧會津藩の白虎隊といふは、僅かに成童を過ぐるの少年を組織したる者にて、戊辰の年、會津城の海内諸雄藩の攻囲を受るに当り、無援の孤軍を以て勝に乗ずるの猛兵に抗し、一以て十に当らざるなく、弾尽き刀折れ、残す所僅かに十有五人乃ち相率ゐて飯盛山によぢ、顧て城頭烟燄天に漲るを望み、事已に去るを知り従容耦刺して死せし忠勇義烈の美談は、人の知る所なるが、今度同地の町野、西川、常盤等の有志者が相謀りて資金を募集し、白虎隊の石碑を飯盛山に建立するの企てありといふ。

開拓使遂に廃止の運命

北海道に新に県を置く

〔一二・二九、東京横濱毎日〕 一回国中の輿論を動かしたる開拓使の件は、官有物払下の令中止せらるゝと同時に物議鎮定の姿なりしも、該使全体の処分は如何あらんと思惟せしに、昨日に至り彌々廃止の事に決し、左の如く開拓使へ達せられたりと云ふ、併し其達文に依れば、置県の処分定まる迄開拓使旧官員にて事務を取扱はるる儀と思はる。

曩ニ其使ヲ置カレ北海道開拓ノ事務ヲ委任シ、十ケ年間別途ニ定額金ヲ支出シ来候処、来ル十五年ニ至リ満期候ニ付、同年限リ廃使置県ノ処分ニ可及候条、別紙条項ニ随ヒ関渉ノ各省ニ協議シ、将来置県ノ方法詳細取調上申可致此旨相達候事。

一、県地ノ区域ヲ劃シ、県庁ノ位置ヲ定ムル事。
一、県庁ノ経費幷官民費ノ区分ヲ定ムル事。
一、所属諸鉱山及鉄道処分ノ事。
一、所属諸牧場其他開墾地処分ノ事。
一、所属船舶処分ノ事。
一、所属諸器械処分ノ事。
一、屯田兵処分ノ事。
一、学校処分ノ事。

明治十五年
（一八八二年）

大学教授の栄職を抛つて代言人に

鳩山和夫の決心

〔一・四、東京日日〕　嘗て米国エール大学校にて法学博士の栄位を得られ、昨年帰朝して我が大学法学部の教授たりし鳩山和夫氏は、兼てより我国に代言人の尊重せらるゝこと英米の如くならざるを歎き居られしが、此たび断然と大学教授の栄職を辞し、代言人となりて世の無告の人民を助けらるゝと云ふ、善良有識の代言人の増加するは公衆の為に最も喜ばしきことにこそ、然れど一喜一憂は人世免がれ難きことにて、氏が代言人となられしを、大学法学部の学生たちは最も惜まるゝとぞ。

勅諭を軍人に下し給ふ

兵馬の大権朝廷にあるを具さにのべ給ひて

〔一・六、東京曙〕　畏くも綾にかしこき我が天皇陛下には、一昨四日政事始めに臨御ましましたるとき、大臣参議并に武官の方々へ左の勅諭を賜ひしとの由。

軍人ニ下シ給ヘル勅諭

我ガ国ノ軍隊ハ、世々天皇ノ統率シ給フ所ニゾアル、昔神武天皇躬ヅカラ大伴・物部ノ兵ドモヲ率キ、中国ノマツロハヌモノドモヲ討チ平ゲ給ヒ、高御座ニ即カセラレテ、天下シロシメシ給ヒシヨリ二千五百有余年ヲ経ヌ。此ノ間、世ノ様ノ移リ換ルニ随ヒテ、兵制ノ沿革モ亦屢々ナリキ。

古ハ天皇躬ヅカラ軍隊ヲ率ヰ給フ御制ニテ、時アリテハ皇后・皇太子ノ代ハラセ給フコトモアリツレド、大凡、兵権ヲ臣下ニ委ネ給フコトハナカリキ。中世ニ至リテ文武ノ制度、皆唐国風ニ倣ハセ給ヒ、六衛府ヲ置キ左右馬寮ヲ建テ、防人ナド設ケラレシカバ、兵制ハ整ヒタレドモ、打チ続ケル昇平ニ狃レテ、朝廷ノ政務モ漸ク文弱ニ流レケレバ、兵農オノヅカラ二ツニ分カレ、古ノ徴兵ハイツトナク壮兵ノ姿ニ変ハリ、遂ニ武士トナリ、兵馬ノ権ハ一向ニ其ノ武士ドモノ棟梁タル者ニ帰シ、世ノ乱レト共ニ、政治ノ大権モ亦其ノ手ニ落チ、凡ソ七百年ノ間、武家ノ政治トハナリヌ。

世ノ様ノ移リ換リテ斯クナレルハ、人力モテ挽回スベキニアラズトハイヒナガラ、且ツハ我ガ国体ニ戻リ、且ツハ我ガ祖宗ノ御制ニ背キ奉リ、浅間シキ次第ナリキ。降リテ弘化嘉永ノ頃ヨリ、徳川ノ幕府其ノ政衰ヘ、剰ヘ外国ノ事ドモ起リテ、其ノ侮リヲモ受ケヌベキ勢ニ迫リケレバ、朕ガ皇祖仁孝天皇、皇考孝明天皇、イタク宸襟ヲ悩シ給ヒシコソ、忝ケナクモ又惶ケレ。

然ルニ、朕幼クシテ天津日嗣ヲ受ケシ初メ、征夷大将軍其ノ政権ヲ返上シ、大名小名其ノ版籍ヲ奉還シ、年ヲ経ズシテ海内一統ノ世トナリ、古ノ制度ニ復シヌ。是レ文武ノ忠臣良弼アリテ朕ヲ輔翼セル功績ナリ、歴世祖宗ノ専ラ蒼生ヲ憐ミ給ヒシ御遺沢ナリトイヘドモ、併シナガラ、我ガ臣民ノ其ノ心ニ順逆ノ理ヲ弁ヘ、大義ノ重キヲ知レルガ故ニコソアレ。

サレバ此ノ時ニ於イテ兵制ヲ更メ、我ガ国ノ光ヲ耀カサント思ヒ此ノ十五年ガ程ニ陸海軍ノ制ヲバ今ノ様ニ建テ定メヌ。夫レ兵馬ノ大権ハ朕ガ統ブル所ナレバ、其ノ司々ヲコソ臣下ニハ任スナレ、其ノ大綱ハ朕親ラ之ヲ攬リ、肯テ臣下ニ委ヌベキモノニアラズ、子々孫々ニ至ルマデ篤ク斯ノ旨ヲ伝ヘ天子ハ文武ノ大権ヲ掌握スルノ義ヲ存シテ、再ビ中世以降ノ如キ失体ナカランコトヲ望ムナリ。

朕ハ汝等軍人ノ大元帥ナルゾ。サレバ朕ハ汝等ヲ股肱ト頼ミ、汝等ハ朕ヲ頭首ト仰ギテゾ、其ノ親ハ特ニ深カルベキ。朕ガ国家ヲ保護シテ上天ノ恵ニ応ジ、祖宗ノ恩ニ報イマヰラスルコトヲ得ルモ得ザルモ、汝等軍人ガ其ノ職ヲ尽スト尽サヾルトニ由ルゾカシ。我ガ国ノ稜威振ハザルコトアラバ、汝等能ク朕ト其ノ憂ヲ共ニセヨ。我ガ武維レ揚リテ其ノ栄ヲ耀カサバ朕汝等ト其ノ誉ヲ偕ニスベシ。汝等皆其ノ職ヲ守リ、朕ト一心ニナリテ力ヲ国家ノ保護ニ尽サバ、我ガ国ノ蒼生ハ永ク太平ノ福ヲ受ケ我ガ国ノ威烈ハ大ニ世界ノ光華トモナリヌベシ。

朕、斯クモ深ク汝等軍人ニ望ムナレバ、猶訓諭スベキ事コソアレ。イデヤ之ヲ左ニ述ベム。

一、軍人ハ忠節ヲ尽スヲ本分トスベシ。凡ソ生ヲ我ガ国ニ稟クルモノ、誰カハ国ニ報ユルノ心ナカルベキ。況シテ軍人タラン者ハ、此ノ心ノ固カラデハ物ノ用ニ立チ得ベシトモ思ハレズ。軍人ニシテ報国ノ心堅固ナラザルハ、如何程技芸ニ熟シ学術ニ長ズルモ、猶ホ偶人ニヒトシカルベシ。其ノ隊伍モ整ヒ節制モ正シクトモ、忠節ヲ存セザル軍隊ハ、事ニ臨ミテ烏合ノ衆ニ同ジカルベシ。抑モ国家ヲ保護シ国権ヲ維持スルハ兵力ニ在レバ、兵力ノ消長ハ是レ国運ノ盛衰ナルコトヲ弁ヘ、世論ニ惑ハズ政治ニ拘ハラズ、只只一途ニ己ガ本分ノ忠節ヲ守リ、義ハ山嶽ヨリモ重ク、死ハ鴻毛ヨリモ軽シト覚悟セヨ。其ノ操ヲ破リテ不覚ヲ取リ、汚名ヲ受クルナカレ。

一、軍人ハ礼儀ヲ正シクスベシ。凡ソ軍人ニハ上元帥ヨリ下一卒ニ至ルマデ、其ノ間ニ官職ノ階級アリテ統属スルノミナラズ、同列同級トテモ停年ニ新旧アレバ、新任ノモノハ旧任ノモノニ服従スベキモノゾ。下級ノモノハ上官ノ命ヲ承ルコト、実ハ直ニ朕ガ命ヲ承ル義ナリト心得ヨ。己ガ隷属スル所ニアラズトモ、上級ノ者ハ勿論、停年ノ己ヨリ旧キモノニ対シテハ総テ敬礼ヲ尽スベシ。又上級ノ者ハ下級ノ者ニ向ヒ聊カモ軽侮驕傲ノ振舞アルベカラズ。公務ノ為メニ威厳ヲ主トスル時ハ格別ナレドモ其ノ外ハ務メテ懇ニ取扱ヒ、慈愛ヲ専一ト心掛ケ、上下一致シテ王事ニ勤労セヨ。若シ軍人タルモノニシテ礼儀ヲ紊リ、上ヲ敬ハズ下ヲ恵マズシテ一致ノ和諧ヲ失ヒタランニハ、啻ニ軍隊ノ蠹毒タルノミカハ、国家ノ為ニモユルシ難キ罪人ナルベシ。

一、軍人ハ武勇ヲ尚ブベシ。夫レ武勇ハ我ガ国ニテハ、古ヨリイトモ貴ベル所ナレバ、我ガ国ノ臣民タランモノ武勇ナクテハ叶フマジ。マシテ軍人ハ戦ニ臨ミ敵ニ当ルノ職ナレバ、片時モ武勇ヲ忘レテヨカルベキカ。サハアレ、武勇ニハ大勇アリ小勇アリテ同ジカラズ、血気ニハヤリ粗暴ノ振舞ナドセンハ武勇トハ謂ヒ難シ、軍人タラムモノハ常ニヨク義理ヲ辨ヘ、能ク胆力ヲ練リ思慮ヲ殫シテ事ヲ謀ルベシ、小敵タリトモ侮ラズ、大敵タリトモ懼レズ、己ガ武職ヲ尽サムコソ誠ノ大勇ニハアレ。サレバ武勇ヲ尚ブモノ

ハ、常々人ニ接ハルニハ温和ヲ第一トシ、諸人ノ愛敬ヲ得ムト心掛ケヨ。由ナキ勇ヲ好ミテ猛威ヲ振ヒタラバ果ハ世人モ忌ミ嫌ヒテ豺狼ナドノ如ク思ヒナム。心スベキコトニコソ。

一、軍人ハ信義ヲ重ンズベシ。凡ソ信義ヲ守ルコト常ノ道ニハアレド、ワキテ軍人ハ信義ナクテハ一日モ隊伍ノ中ニ交リテアランコト難カルベシ。信トハ己ガ言ヲ践ミ行ヒ、義トハ己ガ分ヲ尽スヲイフナリ、サレバ信義ヲ尽サムト思ハヾ、始メヨリ其ノ事ノ成シ得ベキカ得ベカラザルカヲ審ニ思考スベシ。朧気ナルコトヲ仮初ニ諾ヒテ、ヨシナキ関係ヲ結ビ、後ニ至リテ信義ヲ立テントスレバ、進退谷マリテ身ノ措キ所ニ苦ムコトアリ、悔ユトモ其ノ詮ナシ。始メニ能々事ノ順逆ヲ弁ヘ、理非ヲ考ヘ、其ノ言ハ所詮践ムベカラズト知リ、其ノ義ハトテモ守ルベカラズト悟リナバ、速ニ止ルコソヨケレ。古ヨリ或ハ小節ノ信義ヲ立テントテ大綱ノ順逆ヲ誤リ、或ハ公道ノ理非ニ踏ミ迷ヒテ私情ノ信義ヲ守リ、アタラ英雄豪傑ドモガ禍ニ遭ヒ身ヲ滅シ、屍ノ上ノ汚名ヲ後世マデ遺セルコト其ノ例尠ナカラヌモノヲ、深ク警メデヤハアルベキ。

一、軍人ハ質素ヲ旨トスベシ。凡ソ質素ヲ旨トセザレバ、文弱ニ流レ軽薄ニ趨リ、驕奢華靡ノ風ヲ好ミ、遂ニハ貪汚ニ陥リテ志モ無下ニ賤クナリ、節操モ武勇モ其ノ甲斐ナク、世人ニ爪ハジキセラル、迄ニ至リヌベシ。其ノ身生涯ノ不幸ナリトイフモ中々愚カナリ。此ノ風一タビ軍人ノ間ニ起リテハ、彼ノ伝染病ノ如ク蔓延シ士風モ兵気モ頓ニ衰ヘヌベキコト明ラカナリ。朕深ク之ヲ懼レテ曩ニ免黜条例ヲ施行シ畧此ノ事ヲ誡メ置キツレド、猶モ其ノ悪習ノ出デンコトヲ憂ヒテ心安カラネバ、故ニ又之ヲ訓フルゾカシ。

汝等軍人ユメ此ノ訓誡ヲ等閑ニナ思ヒソ。

右ノ五ケ条ハ軍人タランモノ暫モ忽ニスベカラズ。サテ之ヲ行ハンニハ一ノ誠心コソ大切ナレ。抑モ此ノ五ケ条ハ我ガ軍人ノ精神ニシテ、一ノ誠心ハ又五ケ条ノ精神ナリ。心誠ナラザレバ如何ナル嘉言モ善行モ皆ウハベノ装飾ニテ何ノ用ニカハ立ツベキ。心ダニ誠アレバ何事モ成ルモノゾカシ。況シテヤ此ノ五ケ条ハ天地ノ公道、人倫ノ常経ナリ。行ヒ易ク守リ易シ。汝等軍人能ク朕ガ訓ニ遵ヒテ此ノ道ヲ守リ行ヒ、国ニ報ユルノ務ヲ尽サバ、日本国ノ蒼生挙リテ之ヲ悦ビナン。朕一人ノ懌ノミナランヤ。

懸箱から立箱へ郵便函成長

〔一・九、東京日日〕　従来府下各所の郵便取扱所にある書状投入函は大率ね懸箱なりしが、今ど一般に立箱に改められるべきに付き其場処々々へ仮標示を建てられたり。

出雲今市の葬式　朝鮮式に哭声満街

〔一・一〇、朝野〕　島根県より帰京せし人の話に、彼の地神力郡今市町にて葬送に出逢ひしに送者の哭声満街に喧しく、余は不審に思ひかく哭声の甚しきは如何なる訳かと土人に尋ねしに、当地の葬送は一般にかくの如くなり且つ意宇郡の大根島は之より一層甚しく、人死すれば泣上戸を雇ひ、故らに哭泣せしめて葬式の供をさせるなりと語たり云々、さりとは妙な風習。

ドクトル先生の漢語　患者を驚倒さす

女の漢語もはやる

〔一・一〇、明治日報〕　九州に其の名高かりし小琴女史が流石は亀井同載の娘だけありて、漢学を能し書画に妙なるを以て其を鼻に掛け、常に陳文漢文否陳言漢語のみ使居りしに、一日一鬻魚夫の来りしを見受け声高かに喚で曰く、魚売人魚売人其代価如何と、固り一丁字だに弁ぜぬ漁夫の争で之れを解すべき、只茫然として答ふるよしもなかりしに、例の小琴女史は微笑ながら重ねて曰く、愚哉愚哉、漁夫猶解せず去りて人に問ふ、人の云ふ、子の之を解せざるや宜矣、在吾語爾、抑女史の最初に云ひしは爾々なり、終りに云ひしは斯様々々の訳にぞあると告げしに、漁夫は諾して他日また女史を訪ふに、女史詰ること前日の如し。此の時漁夫従容として答ふるに暗語を以てす、女史不解、漁夫曰く愚哉々々と、これはこれ小琴女史が時と処を択ずして、平均に漢語を囀りしより招きたる失策にして、今人の伝へて以て笑柄とする所なるが、今此に聞得たる一話は之に似て而して非なることにぞある。今其のことを書さんに、東京を去ること遠き肥後の熊本の坪井となん言へる所に住ひする「ドクトル」某は、当時同地にては第一等とも称ゆべき程の国手なるが、同人は常に漢語のみを使ふ癖ありて熊公、八公の宅に行きても、此の時分なれば先挨拶にも鳳暦佳慶千里同風などと陳立るにぞ、和漢蘭山人は毎々迷惑するとイト多しと云ふ。此の程のことゝか「ドクトル」先生は或鯰公の細君の病気の診察に趣き、先一室に打通り細君の腹部を上へ下へと無証矢鱈に撫でつ摩擦つしながら、一際声を潜めて胸の加減は如何なりや、瀉(為)するや否と問試みし所、細君は顔を赤めながら全快の上は兎も角も御意に従ひましょうと答へたるにぞ「ドクトル」先生は重ねて言ふ言葉なく、口を鉗みて早々退去しと同地よりの報知あり、さてもさても。

北海道に函館等三県を置く

—開拓使遂に廃止さる—

〔二・九、東京日日〕　太政官第八号　○開拓使ヲ廃シ、函館、札幌、根室ノ三県ヲ置ク。

但管轄区劃ハ追テ布告スベシ。右奉勅旨布告候事。

明治十五年二月八日　　太政大臣　三條　實美

内務卿　山田　顯義

義農作兵衛の祠　至仁遂に身を殺す

〔二・一三、東京日日〕　義農作兵衛は伊豫国伊豫郡筒井村の人なり、享保十七年（今を距る百五十年）の秋、此国の物穀実らずして蒼生の色枯れ萎み飢に苦みて死する者数を知らず、此時作兵衛は来年播種の料にとて種麦一斗を持てり、されど自己は云ふに及ばず一家の妻孥みな饑に瀕めども此麦を食はんとせず、親族朋友のものこれを聞て、命は物の種なり、其麦ありとても御身方死なば何にかせん、明年の儲は又後にもせらるべし、今日の命を活る謀をし玉へと諫むれども作兵衛は聞かず、今年の凶歉は各々も知れるが如し、田

畝は蕪れ人屋は荒みて凡そ此伊予一郡に明年の播くべき麦種の一粒もある可らず、されば己れが此種を食はざるは此一斗の麦を残して明年数百束の刈穂を収め、洽ねく我一郡の人を救はんと思ふにあり、己れ一身は惜むに足らずとて遂に食はずして餓て死しぬ、これに続て長娘も死し、次なる女も死せんとせしを、従弟なる三郎右衛門と云ふもの我家に携へ帰り辛くして命を全くせしめたり、是より養ふて己が子としたるを、此事国の守の聞に入り、深く作兵衛が心術を賞せられて、其年十二月に命をもて三郎右衛門に故作兵衛が作業悉皆と外に米五俵を賜はり、三郎右衛門を佐兵衛と改名せしめられ、夫より続きて今の藤野作平に至れり、然るに国人は今に至りて作兵衛の徳を忘れず、本年はそれが百五十年忌に当ればとて、有志者相会して一字の祠を建て義農神社と称し、作兵衛が霊を慰めんとて此程其筋へ此事を願ひ出たるよし、尼氏の曰ふ殺身而成仁とは此等の人か、百世にして令聞の表はるゝ宜なりと云ふべし。

憲法取調の為 伊藤博文渡欧

随行は伊東巳代治、平田東助等

〔二・二八、東京日日〕 本日の叙任欄内にも記せし如く、昨廿七日参議兼参事院議長伊藤公は其兼官を免ぜられ、陸軍中将兼参議参謀本部長議定官山縣公は、参謀本部長を罷られて参事院議長に任ぜられ玉へり。夫に付き下々にては、西郷公が農商務卿より参謀本部長に、全権公使吉田君が公使より農商務卿に転じ玉ふべしなど申し合るが如何にや。扨て伊藤公は太政官大書記官山崎直胤、参事院議官補兼参事院書記官伊東巳代治、大蔵権大書記官兼外務権大書記官参事院議官補河島醇、大蔵少書記官平田東助、外務少書記官兼参事院員外議官補吉田正春の方々を随行にて来三月九日頃歐洲へ赴かるべき命を被られしとの御事なり。或は曰ふ此行は自余の御用にあらず、来る廿三年を期して開かせらるゝ国会の準備の為め、歐羅巴の国々を廻遊ありて、上下議院の模様どもを親しく御覧ぜられんが為なりとか、若し此説にして実ならば、在上既に此の御用意あり、我々人民も亦この盛意を体して各自の政党を組織し、天晴れ見事なる国会を八年の後に開くべき準備を怠るべからず、兎にも角にも喜ぶべき報と云ふべし。

陸軍大学校

設置問題決定

〔三・八、東京日日〕 参謀本部中に陸軍大学校を設けらるゝよしは前号に記せしが、今ど参謀本部条例を改正せられて、同校設置を明定せられたり。(下略)

七百を超えた鉱山 機関師が不足

お蔭で汽船休航

〔三・一四、東京日日〕 畿内から九州中国へ掛て鉱山の多きこと殆ど七百廿余箇あり、然るに昨年より尚又た開坑して其数を増したれば、人夫の払底は申に及ばず、元来何れも蒸気器械にて発掘すれば機関師に乏しく、因て此ごろは汽船の機関師を増給して雇ひ上ぐるゆゑ、此が為めに、汽船は休航するもあるよし、斯く鉱山の開く

るは、物産繁殖の一端にて喜ぶべき事にぞある。

立憲改進党を組織す

大隈重信を党首に推戴して
犬養、尾崎、箕浦等悉く傘下に集る

〔三・一四、郵便報知〕在野の名士中にて屈指の称ある河野敏鎌、前島密、北畠治房、小幡篤次郎、成島柳北、小野梓、沼間守一、牟田口元學、嶋本仲道の諸君及び矢野、藤田、箕浦、犬養、尾崎等が相結び、全国に散在する同主義者と交誼を厚くし懇親を結ぶの目的を以て、此度一党を集団し之を立憲改進党と名け、大隈重信君を招請して其首座に立たしめんとの心組なる由なるが、同君も之を承諾されたりと聞く、又其結党式の日限は未だ定まらざる趣なれども、不日に之を行はるゝの見込なりと云ふ。今其同主義者に示さるゝ趣意書を得たれば左に掲ぐ。

立党改進党趣意書

(中略)我党ハ実ニ順正ノ手段ニ依テ我政治ヲ改良シ、着実ノ方便ヲ以テ之ヲ前進スルアランコトヲ冀望ス、依テ約束二章ヲ定ムル如左。

第一章　我党ハ名ケテ立憲改進党ト称ス

第二章　我党ハ帝国ノ臣民ニシテ左ノ冀望ヲ有スル者ヲ以テ之ヲ団結ス

一、王室ノ尊栄ヲ保チ、人民ノ幸福ヲ全フスル事。
二、内治ノ改良ヲ主トシ。国権ノ拡張ニ及ボス事。
三、中央干渉ノ政略ヲ省キ、地方自治ノ基礎ヲ建ツル事。
四、社会進歩ノ度ニ随ヒ、選挙権ヲ伸闊スル事。
五、外国ニ対シ勉メテ政略上ノ交渉ヲ薄クシ、通商ノ関係ヲ厚クスル事。
六、貨幣ノ制ハ硬貨ノ主義ヲ持スル事。

立憲帝政党の組織と綱領

福地源一郎、丸山作業が主唱で産れる

〔三・二〇、東京日日〕立憲帝政党ハ其党議ノ綱領ヲ定メテ之ヲ世ニ公ニシ、以テ大ニ計ル所アラントス、(中略)

立憲帝政党議綱領

(中略)

第一条　国会開設ハ明治二十三年ヲ期スル事聖勅ニ明ナリ、我党之ヲ遵奉シ敢テ其伸縮遅速ヲ議セズ。

第二条　憲法ハ聖天子ノ親裁ニ出ル事聖勅ニ明ナリ、我党之ヲ遵奉シテ敢テ欽定憲法ノ則ニ違ハズ。

第三条　我皇国ノ主権ハ聖天子ノ独リ総攬シ給フ所タル事勿論ナリ、而シテ其施用ニ至テハ憲法ノ制ニ依ル。

第四条　国会議院ハ両局ノ設立ヲ要ス。

第五条　代議人選挙ハ其分限資格ヲ定ムルヲ要ス。

第六条　国会議院ハ国内ニ布クノ法律ヲ議決スルノ権アルヲ要ス。

第七条　聖天子ハ国会議院ノ議決ヲ制可シ、若クハ制可セザルノ

大権ヲ有シ給フ。
第八条　陸海軍人ヲシテ政治ニ干渉セシメザルヲ要ス。
第九条　司法官ハ法律制度ノ整頓スルニ従テ之ヲ独立セシムルヲ要ス。
第十条　国安及ビ秩序ニ妨害ナキ集会言論ハ公衆ノ自由ナリ、演説新聞著書ハ其法律ノ範囲内ニ於テハ之ヲ自由ナラシムルヲ要ス。
第十一条　理財ハ漸次ニ現今ノ紙幣ヲ変ジ交換紙幣トナスヲ要ス。
右ノ緒言幷ニ十一ケ条ハ実ニ立憲帝政党議ノ綱領ニシテ、其吾曹ガ平素ヨリ開陳スルノ主趣ト同一議タルコト読者諸君ノ疑ヲ懐カザル所ナルベシ、然バ則チ今ヨリシテ後ハ吾曹コノ党議ヲ賛成シ、其党ノ勢力ノ益々世ニ振興セラレン事ヲ冀ハザル可カラズ。（下略）

東京府の小学教則

〔四・七、時事〕　甲第三十四号　○小学教則別紙之通相定メ本年五月一日ヨリ施行候条此旨布達候事。
但唱歌ハ授業法等取調中ニ付整備ノ上施行致スベク、且教科用書ハ追テ相達スベシ。
明治十五年四月五日　　東京府知事　松田　道之
小学教則
第一章　小学科ノ区分
第一条　小学科ヲ分テ初等中学高等ノ三トス　（下略）

板垣死すとも　自由は死せず
―板垣退助の兇変続報―

〔四・一二、東京日日〕　板垣君の兇変に付き警視庁より三名の御用掛を派出せしめられ、又其筋より各府県へ今度板垣退助兇徒の為に負傷したるに付ては、自然其党派に影響を及ぼし人心の動揺も計り難ければ、右に関したる儀は仔細に内申すべしと内達せられたるよし、又岐阜県庁より兇徒相原尚褧（ナオブミ）（先に直文とせしは同訓の誤か）が履歴を其筋へ電報せられたるを見るに「ナホブミは相原セイハウ（仙友の誤か）の長男にして年齢廿七、文学は同国セイハウ国枝敬宇に受け専ら経書を学び、当明治七年より京坂藝州等の名所旧跡を探り、十年帰国後再び他へ出でず、十二年同県師範学校に入り内外の歴史を好み、十四年二月卒業して尾張三河の内学校教員となり、政治に関する党派に入らず又刎頸（フンケイ）の友（トモ）もなく、交際の知己を望むも乱雑を好まず新聞社員等にも知己なし、主義は漸進にして支那の文天祥の如きを欽慕すと云ふ、其暗殺を企てたる趣意検事取調べ中未だ申供せず、板垣異状なしとあり、（中略）
又去る九日刊行の愛知新聞附録を見るに、事は大同小異なれども頗る其前後詳細を書せり、曰く（此報知は同君に随従せし諸氏の起草にて、君も閲覧せられたるよし端書にあり）四月六日此地有志者の懇親会を富茂登村神社中教院に催し同日午後二時より会場に臨む、会員百有余名席上演説等相済み午後六時十分過板垣氏退場せんとす竹内氏立て板垣氏退場の際会員が見送りをなす時は席の乱るべきに

付、其儘着席し居るべきとを述ぶ、因て板垣氏は退場して玄関を出でて進むこと五六歩、何者とも知らず突然後(ウシロ)より板垣に飛び懸り抱き附きしと見えたるが、早くも袖の後より電光一閃忽ち一振の短刀を右手に握り前に廻し、板垣氏の右胸へグサと突立たり、板垣氏は何にするかと呼で之を振離せしに、賊は仕損じたりとや思ひけん、前に廻りて再び短刀を挙て板垣氏の左胸の上部を突しに、君には屈せず此を振払ひ、暫く右手を以て支へつゝ遂に右手を以て賊の持つ刀を摑(ツカ)み之れをもぎ取らんと争ふうち、又たもや左頰と右手に疵を負ひ既に支へがたき場合になりしに内藤魯一氏は斯くと見るより大喝一声飛び掛り、彼の賊の肩先き摑んで左の方五六歩の外に投げ付けたり、継で後藤秀一、本多正直、早川啓一、伊藤市藏等の面々駈付けて折重り、起んとあせる賊を起しも立てず乗り掛りヒシ〳〵と縛り上げたりと、又板垣君には賊と引離れ面部より淋漓(リンリ)たる血を振はるゝ折しも、大野齊市抱き揚げしが、続て小室英之(マヽ)、竹内綱等駈付け介抱をなし門外に出でたりしが此時大野は君の鮮血を見て覚えず慟哭(ドウコク)し悲声を発して曰く嗚呼残念なる哉と、君は之を聞き顧みて静かに呼んで曰く、諸君歎ずる勿れ、板垣退助死するも日本の自由は滅せざるなり、諸君勉めよ哉、又曰く、誰か吾党を過激と云ふ、彼却つて是の過激の事をなすと神色自若、皆な曰く、負傷は如何に、気分は如何と、君曰く、胸に二ケ所の突疵を受けたり深く肺部に及ぶならん、然れども気分は平日に異ならずと、衆始めて胸部に疵を受けたるを知る、竹内君は襟を開きて之を見るに果して左右の胸上部に剣痕あり、流血淋漓たり、小室氏傍より君に問て曰く、（此間呼吸は如何、君曰く等の数字あるべき歟）別に障害あるを覚えず、小倉曰く、然れば肺に異状あるなからんと衆始めて安堵の思ひをなせり、宮地茂春君を負ひ門前の傘屋太田卯兵衛の家に入る、小倉氏直ちに帯を解き服を脱して君を掩ふ、竹内、小室、宮地、上岡、安藝等親近の諸人該家の内に入り、表を閉し裏通に人を付け厳に之を守る、蓋し雑沓中の同類猶ほ若干あるを知るべからず、殆んど敵中にあるの思ひをなせばなり、是れより先き当地自由党の人々は各々奔走し、病院に馳せ或は警察署に赴き異変を急報せしかば（岩田德義専ら尽力せり）、暫くして警部山崎正巡査を率ゐ来り、先づ賊を受取り次に太田が来て君の負傷を訪ひ止まつて非常を警む、医師次で至る、青木雄哉、竹山嚴、病院副長西川點藏等来て君の疵所を検し治療をなす、了つて君を輿(カゴ)に扶け載せ途上を数十人にて警衛し旅館玉井屋の別荘に帰る、時に午後十時過なり。（下略）

褒賞条例第一号の受賞者

〔六・一六、郵便報知〕曩に褒賞条例を頒布せられしが、今度始めて左の通り第一号を以て褒賞を授与せられたり。

日本帝国褒賞ノ記　　工藤仁三郎

青森県下陸奥国東津軽郡原別村

明治十四年十二月十八日青森県下同国同村海岸ニ於テ、同郷小笠原三藏乗組タル漁船暴風激浪ノ為メ覆没シ、其瀕死ヲ認メ自己ノ危難ヲ顧ミズ之ヲ救済ス、依テ明治十四年十二月七日勅定ノ紅綬褒賞ヲ賜ヒ、其善行ヲ表彰ス。

明治十五年五月一日

奉勅

元老院議官兼賞勲局副総裁　従四位勲四等　大給　恒
此証ヲ勘査シ第一号ヲ以テ褒賞簿冊ニ登記ス
賞勲局主事従五位　平井希昌
同一等秘書官正六位　横田香苗

露国清廷へ難題を吹掛く
折角結んだ伊犁条約も一片の反故

〔六・二三、東京日日〕　伊犁の条約に依り、露清の葛藤も全く解けたりと余処ながらも悦び居たりしは空頼めにて、此度又々露国より非常の難題を清国に申し掛けたるに依り、清国政府にては当路の方々は寝食をを打忘れらるゝ程の心配にて、若し露国の要求の如くせば前の条約も全く無効に属し一片の敗紙たるに過ぎざるべし、若し又之れを拒むに至りては露清再び兵馬の間に相見えざるを得ざるべし、実に関係容易の事に非るなり、即ち其要求は左の如し。
第一条、露清の境なる満洲士官は満洲兵の外は一切之れを率ゆべからざる事及び清士官は必ず清兵のみを率ゆべき事。
第二条、伊犁なる兵営の清兵は全く満洲兵と交代すべき事。
第三条、露政府は伊犁条約に定めたる如き一ケ年の中には伊犁を還附せざる事。
第四、第五、第六の三ケ条の要求は、再度の確報を得ざれば爰に記載して世に公けにするも憚りあるべき難題にて実に清国も之を忍ぶ能はざるべし忍ぶ能はざれば兵馬相見えざるべからず、実に難事と云ふべし、扨又露国が何故に満洲人をして守境の兵たらしめんと望めるやを問ふに、満洲人は概ね利慾に走り、貨賄之れを誘ふに安ければなるべし云々と、本月二十一日のガゼット新聞に見へたり、信偽は如何のものにや。

新橋―日本橋間　鉄道馬車始て開通

〔六・二六、東京日日〕　鉄道馬車　○同馬車は昨廿五日仮に業を開き、午前十時に発車を為し、本府少書記官銀林君及土木課の官吏三名が第一車に乗込み、新橋より日本橋迄往復し、続いて六台順次に発車し、終日の雨天にも拘はらず乗人は室に溢るゝ程にてありし。

日本銀行条例制定発布

〔六・二八、東京日日〕　太政官第三拾弐号　○日本銀行条例左ノ通制定ス。
日本銀行条例
第一条　日本銀行ハ有限責任トシ本行ノ負債辨償ノ為メ株主ノ負担スベキ義務ハ株金ニ止マルモノトス。○第二条　日本銀行ハ本店ヲ東京ニ置クベシ、各府県ノ首邑其他要用ナル地方ニ支店出張所ヲ設置シ、又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンデンス」ヲ締約スルヿヲ得、但支店出張所ヲ設置シ又ハ他ノ銀行ト「コルレスポンデンス」ヲ締約スルトキハ、其事由ヲ大蔵卿ニ具状シテ其許可ヲ受クベシ、又大蔵卿ニ於テ支店出張所ヲ要用ナリトスル時ハ、銀行ニ命ジテ之ヲ設置セシムルヿアルベシ。○第三条　日本銀行ノ営業年限ハ開業ノ日ヨリ満卅年トス、但株主総会ノ決議ニ依リ営業ノ延期ヲ請願スルヿヲ得。○第四条　日本銀行ノ資本金ハ壱千万円ト定メ、之ヲ五万株

ニ分チ一株弐百円トス、但株主総会ノ決議ニ依リ資本金ノ増加ヲ請願スルコヲ得。〇第五条　日本銀行ノ株券ハ総テ記名券トナシ、日本人ノ外売買譲与スルヲ許サズ。(下略)

女子に体操　―親の心配の種―

〔七・一〇、東京日日〕　此頃西京にては諸寺院の勧化と云ふ名にて五人八人づゝ群をなし、甲掛と脚半に菅笠を眉深に冠り、鳧鉦を叩きて念仏やら詠歌やらにて市中を貰ひ歩く者多きが、其中には十七八の娘を装り立て、同じく普陀落やを詠はせると云ふ、是は西陣の織物職の娘共にて、斯な事でもせぬ時は糊口の出来ぬからなりとぞ、西陣の不景気と、娘達の難渋思ふべし。又一つは是も西京近傍の或る地方にては、小学校の教則中に体操の科目を置き、可愛らしい糸さんや美しい嬢さん抔に、一二三四の号令で頭を掉らせ股を広げさせるなど、有られも無い真似をさするに付き、唯さへ君の僕のと云ひたがる娘子は弥々荒らくなり、男の子同様の起居をすれば、両親達は心配して退校をさせるも多しと云ふ。是も此の地方女子の一厄と云ふべきか。

京城の府兵数百人蜂起して　我が公使館を包囲乱撃す　花房公使以下身を以て逭れ長崎に帰る

〔七・三一、郵便報知〕　去る二十三日朝鮮国の府兵数百人が、不意に起りて京城に在る我が公使館を取囲み、小銃を打掛け、四方より襲ひかゝりたり、固より我には兵備なきうへ、不意を打たれしものなれば、花房公使、近藤領事をはじめ、陸軍士官、警察官等勇を奮つて漸やく一方を切り抜け、朝鮮の王宮に到り扶助を請はんとせられしも、宮門を堅く閉して入れざれば辛うじて一と先づ仁川港へ避けられしが、此処にもまた〳〵一隊の兵起りて小銃をつるべ放つ中を、漸くにして一条の血路を開き濟物浦まで追げ来り、幸ひ浦辺に繋ぎありし小船に皆々取り乗り、風にまかせて沖遙かの方へ出られたるを、英国の測量船がはるかに之を見付け、船を近づけて一同を救ひ揚げ、懇切なる取扱ひにはじめて九死を出で、昨日長崎港へ着されたりとの電報が、同所より其筋へ達しましたが、此騒動に付負傷者は多けれども即死は巡査二名、陸軍佐官何某と其配下の兵士八名は生死のほども未だ分らぬ由、此暴挙を企てたるものは多分鎖国党にして、我が公使館を襲ひたる後は王宮を始め同国の諸官庁をも襲撃せしとの事、猶詳しくは聞込み次第報道すべし。

共同運輸会社へ　政府の命令書

〔八・五、陸羽日日〕　彼の共同運輸会社の事に付、去二十七日又又其発起人たる遠武秀行氏外数名を農商務省へ呼出して命令書を達せられ、且同社定款の草案をも下附せられたれば、同社に於ては此定款を会議の上、其条項に付き猶伺出づる手筈なりとか。又同社創立の上は東京に本社を置き、内国各港へ分社を設くる由に聞けり。其命令書は左に、

命令書

第一条　政府ニ於テ、戦時非常ニ際シ供用スルニ足ル可キ汽船及

帆船ヲ製造シ、漸次本社へ交付スベシ。其金額ハ先ヅ百三十万円トシ、之ヲ以テ政府ノ株金ニ充ツ可シ。(但シ汽船及ビ帆船共、本条目的ノ為メ要シタル増費ハ之ヲ其株金中ニ算入セザル可シ)○第二条　毎期政府ニ於テ領ス可キ利益配当金ハ、其株金ニ対シ年二歩ヲ以テ限トシ、其以上ノ利益ハ本社ノ総収入ニ組入レ保険準備等ニ充ツベシ。○第三条　本社ニ交付シタル船舶ハ、総テ海軍ノ附属ト心得ベシ。(但臨時、海軍卿ノ命令ニ依リテ徴収スルヿアルトキハ相当ノ費用ヲ給スベシ)○第四条　海軍ニ於テ使用ノ為メ船内結構ノ変更ヲ要スルトキハ、海軍省ヨリ其費用ヲ給スベシ。○第五条　戦時及ビ非常ノ時ハ本社ノ都合ヲ問ハズ、政府ニ於テ其各船(政府ヨリ交付シタルモノト否トヲ問ハズ)ヲ使用スルヿアル可シ。(但其運賃ハ予メ相当ノ額ヲ定メ之ヲ給ス可シ)○第六条　海軍兵学校又ハ官立商船学校ニ於テ卒業シタル生徒ヲ実地航海修業ノ為メ、政府ノ命ヲ以テ本社ノ船ニ乗組マシムルヿアルベシ。(下略)

閔台鎬閔謙鎬を襲撃し更に
激徒王宮に乱入し閔妃を弑殺

〔八・七、東京日日〕　朝鮮ノ事果シテ吾曹ガ予想セシ如ク内外同時ニ発シタル事変ニテアリキ、初メ花房公使ノ電報ヲ得タルニ当リ、吾曹ハ本月一日ノ紙上ニ於テ、彼ノ激徒等ハ王宮ヲ襲ヒ、閔台鎬、閔謙鎬ノ邸ヲモ襲ヒタリト云ヘバ、韓廷ニ勢力ヲ得タル開国党ヲ殺シ、国王ニ迫リテ擯斥ヲナサシムル歟但ハ廃立ヲ行ハンノ逆謀ヲ企テ、内外同時ニ事ヲ発シタル者ヤモ計リ難シ、若シ幸ニ王宮守兵ノ力ヲ以テ激徒ヲ邀撃シテ之ヲ破リ、其勢ニ乗ジテ縲捕シ、平和ニ復スルコトヲ得タランニハ我談判ノ都合モ宜シカルベケレドモ、若シ不幸ニシテ擯斥党ノ激徒其志ヲ逞クシテ開国党ヲ退ケ、国王ヲ挟ミテ頻ニ擯斥ヲ国中ニ令スル乎、或ハ国王ハ京外ニ蒙塵シ、激徒王位ヲ乱リテ国乱ヲ起スノ有様ニ至ラバ、我ニ於テモ談判ハ偖テ置キテ、更ニ大ニ計画スル所アラザル可カラズトハ開陳シタリ。

然ルニ今ヤ陸続馬關ヨリ到来スルノ電報ニ拠レバ、大院君ハ王宮ニ押入リテ閔王后(即チ王妃ニテ閔祀翊ノ妹)幷ニ世子ノ妃ヲ毒殺シ、前総理大臣李最應、通商司堂上経理事金輔鉉、理用司堂上経理事閔謙鎬、監工司堂上経理事閔台鎬、及ビ尹雄烈等凡ソ十三人ノ大臣貴官ヲ殺シタレバ、参判閔祀翊ハ京城ノ近傍ニ潜伏セリ、由テ大院君親ラ政権ヲ掌握ストアレバ、此変ヤ全ク擯斥党ニ出デ、大院君其首謀ト成リテ開国党ヲ一掃セルノ変乱ナリト知ラル。而シテ国王ハ無事ナリト聴ユレドモ、幽閉セラル、乎、或ハ京外ニ蒙塵ナル乎未ダ知ル可カラザルナリ。(下略)

暴慢の大院君
暴動の張本人

〔八・一六、朝日〕　今回朝鮮暴徒の張本たる大院君といへるは、元より正しからぬ性質の人にて、先に今王の年已に長じ給ひたれば、其摂政たる大院君が政を返すに及び、猶権勢に恋々たるの色ありしに、大臣閔氏等の親政論を主張せしに由り、止むを得ず大権を棄てたれど、之が為常に欠望の念を抱けり、王妃の兄閔升鎬は兼て大院君と中善からざりしが、或夜升鎬の家に火を放つ者ありて、閔氏父

子其母とも三人焼死を遂げたるとあり、又李最應は大院君の兄なれど是亦相善からず、曾て最應の家にも火を放たんとしたるものあり、之を捕へて糺問せしに其口供甚だ怪しむべきこと多かりしかど、満朝大院君の威勢に怖れて事遂に曖昧にして罷めり、又王妃は善く漢書を読み、且其天賦頴敏にして時事を解し、温柔以て内を治め、国母の名に耻ぢざるが故、人民の尤も仰望する所となれど、常に大院君に容れられず、又世子の妃は閔台鎬の女、閔泳翊の妹にして本年十一なるが、去年立妃の議定まる此時にも大院君は大に異議を鳴らし、其不当を極言すれど議論行はれざりけり、又去年李裁告（大院君の庶子）の事変にも朝野の物議沸くが如く、其事大院君に連累するの証迹あれど、裁告の自害せしがため曖昧に局を結びたり、是等の事は常に皆大院君に関係せざることなく、殊に其性残酷なれば人を害して忌憚する所なく、摂政十年の間屢々大獄を起し、朝野の人を死刑に処したると凡そ十万人に下らず、其陰険なるは世の知る所なれど、又一方に就て其人となりを視れば内行修り書を読み、周公孔子の道を語りて平生国体論を主張するに依り国中頑民の心を収攬し、無謀の徒多く之に服従し、且其俸禄の甚だ厚きを以て、門下の食客常に千を以て数へり、故に平生悪む所にて誣るに法を以てすべからざる者は、之を害するに暗殺を以てす、又国王を目して亡国の君とし、近来は王宮に伺候せず、却て国王より臨幸せらるゝことあるも、君は之を謝絶して対顔を許さゞることあり、其傲慢無礼なる此の如くなるを以て考へれば、君が今回の変乱を企つるや実に一日にあらずして、竟に今日に破裂せしものなるを知るべし。

日韓条約有利に締結さる

我国満を持して遂に放たず

〔九・四、東京日日〕　朝鮮談判約定書　○府下の諸君へは昨日特に通知に及びたれども、本文は素より伝聞に係れるものなれば、誤謬なしとは保し難し。

　朝鮮政府ハ廿〔ママ〕日ニ叛徒ヲ逮捕シ首謀者ニ厳罰ヲ加フベシ、右審判中我之ニ立合フベシ、被害者家族ノ生計ヲ扶持スル為メ五万円ヲ払フベキ事。

　朝鮮政府ハ朝鮮人ノ為メニ生ジタル損害幷ニ費用ヲ賠償スル為メ五十万円ヲ毎年十万円宛年賦ニテ払フベキ事。

　我公使館保護ノ為メ我兵員ヲ屯駐セシムベシ、朝鮮政府ハ兵営ノ建築幷ニ修繕ノ費用ヲ負担スベシ、但シ一ケ年経過ノ後ハ我公使ノ見計ヒニ依テ兵員ヲ引払フ事アルベキ事。

　朝鮮政府ハ国王ノ書簡ヲ以テ謝罪ノ為メ、特命ノ使節ヲ派スベキ事。

　元山津、東莱府、仁川府ノ条約規定ハ今後朝鮮里数五十里タルベク、且二年ノ後ハ之ヲ朝鮮里数百里ニ擴ムベシ、而シテ一年ノ後楊華津ヲ貿易ノ為開クベキ事。

　公使領事幷ニ其属員及ビ其家族ハ、礼曹ヨリ発スル旅券ヲ携帯スレバ内地ニ旅行スル事自由タルベシ、各地方官ハ旅券ヲ検査シ旅人ヲ護衛スベキ事。

馬建忠清国皇帝の旨を承けて
大院君を誘拐して国内に幽閉

〔九・七、東京日日〕 八月二十六日馬建忠ハ京城へ入リ、饗応ニ託シテ大院君ヲ其陣営ニ招キテ之ヲ諭シ、遂ニ漢陽ニ在ル清国軍艦ニ来ラシメタリ、丁汝昌ハ同日直ニ大院君ヲ連レ、天津ニ向テ出帆セリ、北京ニ護送スル為ナリト云ヘリ。

清廷より差遣されたる馬建忠観察使が、大院君を捕へて本国に送りたる事に就ては、当時種々の風聞ありて、或は此執拗頑固の大院君韓廷にある時は、日韓の談判到底平和に帰すべからざるを慮りて、これを韓王幷に其宰相等に諭し、且つ事変の顚末を察するに、大院君も亦此事に関するの責を辞するを得ざるべきを説き、一時大院君をして支那に避けしめ、而る後ち充分に平和の談判を結ぶに若くはなし、然らざれば朝鮮社稷の安危如何はこれを保証すること難かるべしと説き、大院君にも亦た其旨を諭して、遂に斯く取計らひたるものなりと云ひ、或は南大門酒宴の席に於て、支那皇帝の命令なりと脅迫して、大院君を要し之を軍艦に送りたりと云ひ、又は欺いて軍艦を見物せしめ、其儘解纜したりとも云ひ、未だ孰れが是なるを知らず、其は暫らく措き、公使が京城を去られたる後は、馬氏の韓廷に於ける頗る威力を有するもの丶如くなり、然れども我公使に対しては、未だ曾て朝鮮為中国之属邦など云ふ気色をも顕はさゞりしと云ふ。

朝鮮開化党の親玉 金玉均 全貌

〔九・一一、時事〕 過日来韓客金玉均氏の事に付き諸新聞紙の記す所を見るに、我輩が曾て聞く所に異なるもの多し、我輩は毎度氏に接して談話したることもあり、又他の韓人より氏の平生を伝聞したることもあり、其大略を述れば、金玉均は貴族にして京城に居り、父を金炳箕と云ふ、江陵府使なり、玉均は本年卅六歳、従三品弘文館の校理に任じ、政機の官に非ざれども、夙に開国の説を唱へて後学を誘進し、文明の道に就かしむるを以て己が任と為し、曾て一日も之を忘れたることなし、且其為人悪を悪むこと甚しく、例へば古史を読ても、邪曲の小人反覆常なきの条に至れば、必ず憤怒して止まずと云ふ程の性質なれば、今人に交るも亦斯の如く、毫も人の不正を赦さず、故を以て彼の国頑固守旧の徒にして之を忌むのみならず、開化者流と唱る輩にても往々相容れざる者なきに非ず、頑固党の説に、金玉均は執権の大臣に非ずして自から任ずるに開国の大事を以てし、交隣の高官に非ずして毎に外交の利を語る、是れ唯名声を外国の人に釣て内国に誇らんとする者なり、早く之を殺すに非ざれば朝鮮必ず大変あらんなどゝて流言密語する者多し、其最も甚しきは大院君にして、金玉均が大院君と絶交して相往来せざるは年既に久し、君が摂政中には父炳箕の官をも奪はれたるに至れり、左れ共玉均氏は曾て之を意とせず、益志を決して開国の事を図り、独り心に謂らく、隣に交らんとするには隣の情を知ること緊要なり、自から日本に行かんとするも、常時固より国論の許す所に非ざれば、乃ち其人物を求め百方苦心の折柄、偶然に或る寺院の僧侶李東仁な

る者に逢ひ、氏は之と同居すると十日の間、竊に東仁の共に語る可きを知り、東仁も亦常民僧侶の身を以て、貴族の優待を蒙りたることとなれば深く氏の恩に感じ、其交際漸く深密なるに及んで語るに実を以てし、日本行の事を嘱したるに、東仁は死を以て誓ひ、竊に釜山浦に入り遂に逃亡して日本に来航したり、玉均氏は貴族なれ共家甚だ富むに非ず、李東仁が日本行に付ては田園を売却して旅費を給し、在日本中も時々本国より金を送りたる其主人は内実玉均氏にして、朝鮮国中氏の親友開化党に非ざれば之を知る者なし、本年春は氏自から日本行を決し、徐光範と共に日本に来り、正に其帰途に就て今回の事変を聞たることとなり、其日本に来る時も魚允中氏の添書を以て東京の或る士人を訪ひ、金、徐二氏の外に朴泳孝、閔泳翌も同伴の筈なりしが、不幸にして閔氏は母の喪に罹りて、之が為めに同行を止たりと云ふ、此一事を以ても金玉均が閔泳翌を売る云々の説は全く無根の流言なるを推察す可し、又其流言の行はるゝ原因に就ても聊か聞知する所なきに非ざれ共、人の私事に亙ることなれば爰に之を略す、我輩は必ずしも力を尽して金玉均の為に弁護するには非ざれ共、日韓の交際日に繁多なるの時に際して、我日本の友たる可き者は彼の開化者流の外に求む可からず、而して金氏の如きは党中の巨擘なれば、其平生の顚末を記して人の惑を解くは、我朝野の為に大切ならんと信じて、敢て爰に筆労を厭はざるものなり。

東京専門学校 いよ〳〵開校の運び

〔九・二二、郵便報知〕兼て都鄙の間に評判高かりし牛込早稲田に設立の東京専門学校は、追々開校の運びに到り、来月十五日前後を期して開校の典を行はるゝ由、同校は政治法律理学の数科を設け、其速成を旨とし、傍ら英語学科を置き有志の人をして英書を自読するの力を養はしめ、大に期する所ある由、其校長は大隈英麿君、其議員は鳩山和夫、小野梓、矢野文雄、島田三郎、其他幹事は秀島家良、其講師は此度東京大学を卒業したる法学士砂川雄峻、同岡山兼吉、同山田喜之助、文学士高田早苗、同山田一郎、同天野為之、理学士田中館愛橘、同石川千代松、田原栄等の諸君が担当さるゝ由なれば定めて盛大なる学校と為るならん、今や天下の輿論は翕然として政治法律の学に赴くの隆に当て、此の諸名士の相依て斯の盛大の学校を起すは、国家の元気を養ふ為め最も慶賀すべき事どもなり。

朝鮮の国旗制定と其の理想

支那のそれに倣ふ可らずと大気焔

〔一〇・二、時事〕（前略）是迄朝鮮には国旗と云ふべきものなきに付き、今度支那より来りたる馬建忠が、朝鮮の国旗は支那に倣ひ、三角形の青地に龍を画くべし、本国支那は黄色を用ふれども、朝鮮は支那の東方に当る属邦たるを以て、東は青色を貴ぶの意に依り青地を用ふべしと指図したるに、国王は大に憤り決して支那の国旗に倣ふべからずとて、四角形の玉色地に大極の図（二つ鞆絵）を青赤にて画き、旗の四隅に東西南北の易の卦を附けたるを、自今朝鮮の国旗と定むる旨沙汰せられたりとなり。

陸軍裁判所を廃止 軍法会議を置く

〔一〇・三、東京日日〕 去月廿二日第五十七号を以て達せられし如く、此度陸軍裁判所を廃せられしに付き、同省にては直に東京鎮台へ軍法会議を置き、軍事に関係の裁判事務を扱かはしむる事となり、是までの裁判長及び評事主理等は理事審事録事に転任せられたり、又武官より兼任の向きは非職を以て本官を扱はるゝ由、又た以来東京鎮台にて公判を開かるゝ時は、陸軍部内の者に限り傍聴を許さるる事に相成りしよしに聞く。

「朝鮮は大清国の属国なり」

清国皇帝の上諭出づ

〔一〇・一六、東京日日〕 上海通信（十月四日発） 頃日来港中大院君には已に准釈を得て回国となりたる旨専ら伝言すれども、更に確報もなければ、小生は例の臆測の訛言に過ぎざる可しと存じたるに、全く根拠のなきにてもなきことにて清歴八月十二日の上諭に、

朝鮮我国大清の属国たり、世々藩封を守り素より恭謹と称す、朝廷の視ること内服に同じく、休戚相関せり、前きに張樹聲の奏に拠るに、朝鮮国乱軍変を生じ、突に六月間に於て王宮を囲逼し、王妃難を被り大臣戕せられ、日本使館も亦た禍害を受くと、故に即時張樹聲に諭し、水陸各軍を調派し前往援勦をなさしめ、又た李鴻章の仮期已に満るを以て召して天津に赴き会同して査辦をなさしめ、旋て提督呉長慶、丁汝昌、道台馬建忠等師を率て東渡し進で該国都城に抵り、乱党一百数十人を拿獲し、厥渠魁を殄し、其脅従を赦し、旬日の間禍乱悉く平ぎ人心大に定まる、該国の輿論を採訪するに咸称す、（下略）

と、李昰應処分付きたる処、同国王には最はや乱党も平ぎ人心も定まりたるを以て、親父を海外に竄居せしむるに忍びざる人子の至情により、何卒回国を准され度旨礼部に願出でられ（此奏は未だ本港に達せず）たる処、又々清八月十六日左の通回諭ありたり。

礼部奏す、朝鮮国王の来咨転奏各一摺并に抄録の原咨等呈覧、該国此次乱軍の変、朝廷已に兵を発し戡定せしに、深く感激を知り殊に嘉尚をなすに堪へたり、称する処の中情震迫天恩を瀝懇し、准して李昰應をして国に回らしむるの一節に至り、李昰應宗属の至親を以て積威震主、宗社を危くせんことを謀りたる其罪は逭る可きなし、朝廷法を酌み情を推し、姑く寛減に従ひたるは前きに已に諭旨を明降し、地を択み安置し廩餼を優給せしは原と格外の恩施に属す、該国王天倫を顧念するは定着を懐ふに係り、李昰應年老多疾なるを以て、咨して礼部に由り代奏をなし、恩を乞ふ詞意迫切、自から人子の至情に属す、惟に李昰應は罪を該国の宗社に獲る者甚だ大にして、該国王は既に先統を承け応さに宗社を以て重しとなし、復た一己の私を顧ること能はず、請ふ所の李昰應を将て釈回の処着して議を庸ゆること毋らしむ、仍ほ其歳時に員を派し省回し、以て該国王思慕の情を慰せしめ、嗣後再び続請を行ふを得ざらしむ、該部知道欽此。

右の再諭に拠り之を察すれば、前の李昰應帰国との説は全く同国より右願出を差出したる節、清廷の処分は問はで、定し准可なるべしとの推測が次第に口より耳に伝へ、誤伝して已に帰国せしと察し

たる者なる可し、右にて各処分も大半は相片付、丁汝昌氏は已に天津の総兵に栄遷あり、馬建忠氏にも右の功により不日佛国に派せられ、曾公使の参賛に昇進との説あり、併し未だ該国に顧みる所あるにや、牛庄より西入の来信に提督宋氏には四千の精兵を帯び、同港より朝鮮に抵る要隘の地に駐紮し陸続兵員を添ゆる由、其地名は西語にて伝へたるを以て漢字にて的指すること能はざれども、之を測訳するに恰も魯松口と名くるものゝ如し、果して然らんや、猶ほ確聞を待つ。

朝鮮は清の属国なれば……

逆臣大院君は清国内へ監禁

〔一〇・一六、東京日日〕　大院君昰應氏は、既に赦されて故国に帰るやの説ある旨は先号に記載せしが、全く誤謬と見えたり、即ち本日の外信欄内に記載する如く、清廷は韓王の陳情の表は、天倫より論ずれば余儀なき義ながら、其の悪逆は一再ならず、兵士の糧餉を求るに託して宗社を覆へさんとするは逭るべからざるの罪犯ゆゑ、特恩を以て今般直隷保定府地方へ安置し永く国に回ることを准さず、仍ほ廩餼（フチカタ）は優給するとの旨を先月二十三日清暦八月十二日に申渡したりとぞ。悉しくは外信欄内、朝鮮は我国大清の属国たり云云の上諭を見よ。

朝鮮使節参内　謝罪書　捧呈

〔一〇・一八、東京日日〕　前号にも記したるが如く、韓使朴泳孝以下の人々は一昨日外務省へ出頭して、今般来朝の趣意を陳べ、参内謁見仰せ付けられたき旨を申出でられたるに依り、外務卿は直ちに其趣を太政官へ上申せられたる処ろ、本日午後二時謁見仰せ付けらるべき旨を達せられたるを以て、正使朴泳孝、副使金晩植、従事官徐光範の三人、参内謁見のうへ国王幷に禮曹よりの謝罪書を捧呈せらるゝよしにて、右通辯官をば、外務三等属淺山顯藏氏が勤めらるゝよし、右参内国書捧呈の一義畢りたるうへ、外務省に於て償金仕払方法其他の事件の会議を開かるゝよし、偖て一昨日韓使の外務省に出頭してより青松寺の旅館に帰らるゝや、井上外務卿にも直ちにこれを訪問せられたるよし。

蘭と萬年青流行　一株数千円の呼値

〔一一・二、東京日日〕　静岡より名古屋地方へかけて、近頃蘭、萬年青の類大に流行するよし、去る廿二日にも遠州長上郡天王村の竹山某が追善のために盆栽会を開きたるに、近国近郷より出せし数は夥たゞしく、その売買の価など驚くべく、賀治谷と称ふる蘭にて其価千七百円なるを会主竹山が買ひ取りて、直に名古屋の某へ二千円にて売りたり。また萬年青の司縞返と云ふを二千八百円に買ひこれも直に三千六百円にて買ひしものあり、此の他多くの売買ありしは僅か七時間ばかりにて、十万二三千円に及びしと云ふ。（下略）

洋蠟四千挺がけの光力燦然と

銀座街上の電燈昼を欺く

宴席を設けて警視総監も見物

〔一一・四、東京日日〕去一日夜始めて点光せし銀座二丁目大倉組の電気燈は、当日米国電気会社の代理人ポツトル、機関師フヒツフの両氏出張し、午後七時半に点燈す、其装置は摩擦電気燈にて、第五号機械タイフモ運転には室内に五馬力の蒸気を備ふ、電柱の高さ五丈、火力は洋臘四千挺がけなり、最初に摩擦硝子の火室を用ゐ、火力を保ちて柱下に光線を伝へ、第二に磨き火室にて光線を四方に散じ、第三に赤色の火室にて全く光線を発射せしむるの装置たり、十時まで点燈す、一時間の点燈費金二十銭と云ふ、此日同店の横町なる相生亭に宴席を設け、樺山警視総監、芳川府知事、其余の紳士等数十名来会せらる。折ふし雨降出せしは遺憾なりし。

遁竄の大院君 直隷省保定府に永住の宣命

〔一一・七、朝野〕彼の大院君は、支那皇帝より直隷省保定府に永住すべきの宣命をうけてより、配所の月に故国を慕はるゝ中にも、支那語の勉強に稍や憂苦を忘れ、以前に変りし情況にて在すとかや。

布哇から「棚ぼた」の大福音
議会の決議で五十万円を支出し
日本農民の移住を懇請

〔一一・二八、東京日日〕布哇公使　○公使カベナ氏の今度渡来せられたる公用の主旨は、先に本社の紙上にも掲げたるが、其他に帯られたる彼の政府の用向と云ふは、我国と彼国とは風土気候等も甚だしき差違なく、耕作漁業も我国のものを用ひて直さま彼国に移すことを得るなれば、彼国の諸島中へ我が人民の移住の義を取計らはれ度く、尤も此義は彼の国皇も殊の外企望し玉ふ処なれば、去る八月中同国首府ホノルルに議員を召集し此事を議せしめたるに、満院の賛成を得て日本国并に葡萄牙国人民の移住奨励費として、五十万円を支給すべきに議決せり、斯れば此事は更に旧条約の上に差加えられ度きものなりとの趣にて、既にカベナ氏は此新条約締盟の任をも帯び来られたる旨に聞けり、或る場所の取沙汰にては、我が政府も其所望を聴許し、此新箇条を盟約せらるべき歟と云ひ合へり、又是と同時に葡国へも布国の近衛佐官マクフアレキン氏を公使として遣され同様の談判に取掛られたる由なるが、葡国人は此に先だち既に布国へ移住して、農業を営む者も少なからざるよしなれば、葡国にては此条約を異議なく承諾せらるべしと云ふ。

布哇皇帝戴冠式参列を兼ね
移民条約締結の重要任務を
帯びて杉特命全権公使布哇に出張

〔一二・五、朝野〕前項に掲げし如く杉宮内大輔は特命全権公使兼任を命ぜられ、近日布哇国へ赴かる由、尤も重もに植民の事を談判せられ、暫時にて帰朝と申す事。

〔一二・六、東京日日〕布哇国差遣の杉全権公使の一行は、布哇公使ジヨンマキニカペナ氏の一行と共に、来る十二日出帆の米国郵船に搭じて出発せらるゝよしなるが、杉公使の斯く至急に赴かるゝは、布皇戴冠賀使の外に、彼国植民条約等の御用を兼ねられたるな

れぱなりと云ふ。

萬年青 遂に大下落

〔一二・六、東京日日〕 京都府にて萬年青(オモト)の弊害を矯(タ)めんと告諭せられし文は前号に載る如し、其効忽ち顕れ千円の物は五十円と下落したれば、奇利を占んと慾ばりしものは胆落ち気沮(ハマ)み、顔色青くなる許りなるが、中には悪むべき横着者ありて制禁と云ふではなし天下の法度は三日が極り、今三十日我慢して一月にもならば本に復して、価額の出るは必定だと頻りに触廻り、愚人を教煽(オダテ)歩くは付元気に景気を落さじとするならんが、昨今の場合売手いよ〳〵多く買手更になし、一片の告諭よく数百家を蘇生せしむと云ふも可なり。

警視庁 新庁舎落成

〔一二・六、時事〕 警視庁新築落成 ○同庁新築落成に付、一昨日より諸局とも新築の方へ引移られたり、右祝宴として警視総監より各官員及び御雇、給仕、小使、八品商頭取、用達商人までへ辨当酒料等を賜はり、新聞記者へも金五十銭宛の酒肴料を賜はりしといふ。

巡査帯剣 施行

〔一二・八、東京日日〕 巡査に帯剣を許さるゝの布令ありしに依り、漸々施行の筈なれど、普通の剣にては長きに過ぎ進退の自由ならざるより、特に短きを用ひしめらるゝの評議あるよしに聞けり。

河野廣中の一味逮捕始末

〔一二・一七、朝野〕 仙臺繪入新聞抄略 ○福島県会議長河野廣中氏外二十四名捕縛の上、若松へ護送になりし景況を同地よりの通報の儘に記せば、去る二日の夜十二時過ぎ河野氏以下県会議員其他自由党員数十名が、福島無名館に於て若松事変鎮静の計画を討議し、各々宿所へ退き同館には右廿五名残り最早寐に就かんとするに当り、表門に怪しき物音する故小使を出し様子を伺はせたるに、数十名の警官股引脚半草鞋がけ、各日本刀を帯し入り来る有様なれば、小使は驚き、案内もなく大勢押来たるは暴賊かと疑ひ、泥棒と声を発せんとするを矢庭に引き伏せ縄をかけ、直ちに館内にふみ込み河野氏以下二十五名を縛し同所の警察本署に拘引し、先づ河野氏の衣類を剝ぎ丸裸となし、衣類一枚づゝ取放し綿の中までも改められ、其の中の袷一枚を同氏に着せ、翌日二十五名とも巡査数十名が附き添ひ若松地方へ護送する途中、幾千人とも数知れざる人民が蜂起して二十五名の人々を取返さんとする勢ひに、僅かの巡査にては護送覚束なく既に危き折から、二百余名の壮士戎服を着し日本刀を帯し、黒頭巾に面を隠し来たりしは定めて河野氏以下を救ふ為めの人かと大勢の者も手を控へて伺ひ居たるに、右黒頭巾の面々は巡査を助けて囚徒を護送したり、是れ若松の低聲党とか云ふ面々なりと、扨若松につくや、葡藩の比用ひられし牢獄に幽閉されたりと云ふ、其の護送したる彼の二百余名の者には着せし翌日何れも若松警察署へ呼出され、臨時巡査の認可状を渡され帯剣を許され、当分御用に応ずべき旨を申渡あり、各自受書を差上げ入監人の看守をも彼の党が勤め居るといふ、(下略)

明治十六年

（一八八三年）

禁獄四年八ケ月　陸奥宗光出獄

〔一・六、朝野〕去る明治十一年八月禁獄五ケ年に処せられ、久しく宮城の監獄につながれ居たる陸奥宗光氏は、旧臘三十一日特典を以て減等せられ直ちに放免になり、当時仙台南町の古川良助方に滞留し居らるゝ由、同日同氏の留守宅へ電報ありたれば、迎ひの為め金田某が該地へ赴かれたりと云ふ。

海軍兵学校落成

〔一・一一、東京日日〕海軍兵学校同校は来る三月中に新築へ引移られ、校内の諸事を大に改正せられ、官吏御雇より小使に至るまで都て艦内に準じて就職すべき様にせらるゝと云ふ。

天皇様へ毒を盛つた者がある　其の御身代りの三條實萬公

三條星の謂れ〔一・一一、東京日日〕二品久邇宮朝彦親王の御内へ、歳暮の御礼として本願寺の島地教正、続いて白峯宮の宮司吉田默氏が伺候せられしに宮には御対顔ありて四方山の御物語の末、今度別格官幣社に列せられし豊榮神社（毛利元就）常磐神社（水戸光圀、同齊昭）照國神社（島津齊彬）の事に及びし時、宮には改めて仰せ出さるゝ様、余の三人に於ては仔細なし、唯水戸の齊昭が別格官幣社に祭らるゝと同時に三條實萬も此恩命を承りて然るべき義かと思はる、此義は實美が発言いたさでは成らぬ筈なるに、自分の父ゆゑ遠慮せしものならん、何にもせよ当時朝廷の御為に忠精を擢でたるは数多き公卿の中にも實萬ほどの者はあらじかし、余も實萬に申進められて皇家の大計ども奏し参らせたる事度々あるにて知りぬ、其余内外の事に就て彼が心を苦めたるは如何計りの事ぞとや思ふ、さしも勤王無二と聞えつる齊昭も余の目より見る時は實萬の次たるべし、されば此四人の忠誠を賞させ玉ひつる美挙に加へて、實萬をも別格官幣社に斎はせ玉はば錦の上に花を添るが如く、世の人もいよゝ朝廷の御恩の麗しきを喜び称へ奉らん、余は一月早々此事を建白いたすべく思ふなり、其方共は何とか思ふと仰せられければ、両氏も宮の思し召の厚き事を深く感佩し、此事御成就の日には祠の建立万端の事ども我々両人も身に担任奉りて御取持申すべし、呉々も有難き御旨を承るものかなと申して頓て退出せられたり、其後宮には實萬卿の忠精の次第を御自ら仔細に書綴らせ玉ひ、其筋へ差出させ玉ふ御運にまで至れりと西京のさる方より書送られぬ。

附て曰ふ此報道に付き文久の頃西京に居りしと云ふ社友の語りしは、其頃京都の童共が、今度私に天皇様へ毒を上たものが有たを、轉法輪の三條さんが御身代に立て失ならしやツた、其魂が天に上つて、アレ見いアの星さんに成らしやれた、アレが三條星で天竺から天子様を守護なされるのじやと云ひ囃して市中の辻々に立て空を眺むるもの多かりし、如何さま三條公の忠精は其頃京中の者の云ひ知らざるは無く、我々の耳にも屢々聞込たる事ありしと云へり、此亦た卿が生前に皇家の御為に身を忘れ玉ひし一斑を証するに足りぬべし。

清国、朝鮮の自由貿易権を獲得す
韓国は日本政府の追随を極度に懼る

〔一・一三、東京日日〕　去る八日九日両日の外報欄内に掲載せし如く今回支那政府と朝鮮政府との間に水陸貿易章程を締結せし折り、支那人は京城を始め朝鮮国内何れの地にても自由に商業を営む事を得るとの条款を裁するに臨み、朝鮮出張の官吏は此を拒みて、若し中国人にして此自由を得る時は倭人も亦た此に準拠して、内地に自由の貿易を許すべしとの談判を始むるならん、殊に倭人は頗る議論に巧にして此を抗拒するは最も難く、為に我国上下の迷惑を惹起すに至らんも測るべからず、願くは此の条文中本款だけを削除して朝鮮の無為を諒らせ玉へと哀陳せしに、官吏は大に憤り、汝日本をのみ畏懼して特り我が大国の威を恐れざるかと一喝したれば、朝鮮官吏は再び口を開く能はず、竟に其如くの約を締びたりと云ふ、源来支那政府は自ら朝鮮を属邦視し、公然と「為中国之所属」など文書に記しながら、其属邦と通商条約を締盟して後、初めて其国人が彼の国内に貿易する事を得ると云ふは前後相適はざる事にして、益益前言は例の誇大の妄言たるを証するに足るべしとの評もあり、併し矛盾と撞着は彼国政策の一つなれば、此事に限りて左のみ怪しむにも足らざる歟。

別嬪先生演説会に祝文を朗読して拘引

〔一・二二、繪入朝野〕　朝野新聞社の高橋基一先生始め其一行が北越佐渡を巡廻せらるゝ時、越後の国蒲原郡柏崎に到られし折から、同所の寺院西福寺において政談演説会を開かれしに、其とき同地の西巻開耶女史と云へる別嬪が祝文を朗読されしより、其筋へ拘引に成つたと云ふ。抑も〳〵此開耶女史は学校教員にして、其風姿自然高尚なり、且容貌うるはしく、開耶の名に因みて額は霞のうちに現はれし富士の峯かと疑はれ、芙蓉の眸り丹花の唇る、肌膚は越路の雪に似たり、当年稍やく十七年、所も丁度仏場なれば、天人天降りしも斯やと思はれ、祝文朗読の声は玲瓏として宛も迦陵頻伽の囀る如く聴衆は頭を傾け暫時の間静粛たり、頓て読み終るや、拍手喝采の声満場は潮の湧くが如くなりき。然るに其日臨場の警部補佐藤藤太郎氏は之を聞き咎め、遂に演説場より拘引なし、柏崎治安裁判所において対審の末、学校教員にして政談演説場に臨むは、集会条例第十四条及び明治十四年七十二号布告に照し罰すべきの所、女史は満十六年以上二十年未満なるを以て、刑法八十五条に照し一等を減じ、罰金一円五十銭にて済みたりと、一昨日帰京せし人の話し。

工部省 廃止
各局課は農商務省に転轄せらる

〔一・二六、時事〕　先頃中より噂ありし如く、工部省は愈々廃し、工作局は総て海軍省に附属し、工部大学校の建物は陸軍大学校とせられ其他の各局課は大概農商務省へ属轄せしめらるゝ旨、此程内閣に於て決議になり、両三日内に発布せらるゝ由、右に付佐々木工部卿は参議兼海軍省御用掛に任ぜらるゝといふ。

陸海軍兵備拡張の勅諭降下

廟議遂に増税の已むべからざるを宣布

〔一・二七、時事〕　此程兵備拡張のことに付、地方官へ勅諭あり し其写を得たれば、左に掲ぐ。

　勅諭ノ写

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ国家ノ長計ヲ慮リ、宇内ノ大勢ヲ通観シテ戎備ノ益皇張スベキ事ヲ惟フ、玆ニ廷臣ト謀リ緩急ヲ酌量シ、時ニ措クノ宜シキヲ定ム、爾等地方ノ任ニ居ル、朕ガ意ヲ奉体シテ施行愆ル事勿レ。

右に付内務卿より各地方官へ達せられたる者は左の如くなりと。

今日勅諭ノ儀ハ深ク将来ノ形勢ヲ御洞察、国ヲ保護スルニ必要タルヲ以テ、陸海軍一層拡張ノ御趣意ニ候、右ハ巨額ノ入費ヲ要セザル可ラザル事ニ付増税ノ廟議ニ有之、然ルニ民心ニ関スル儀ニ付、宜シク聖意ヲ奉体シ、能ク人民ニ貫通候様厚ク尽力可有之、猶委細ノ儀ハ内務大蔵両卿ヨリ追テ伝達可有之候事。

清国世界有数の巨艦を造る

〔二・五、東京日日〕　清国の註文にて近頃獨逸ステッチンなる「バルカン」造船所に於て製造する二隻の甲鉄艦の如きは非常に強大なるものにて、巨大なる「クルップ」砲三四門と数多の小砲を備へ、水雷火防禦の用に供する「ノルデンフェルド」砲の如きは十二門程を備へ、甲鉄の厚さは十三「インチ」乃至十六「インチ」にして、速力は十四「ノット」半なるものゝ由、是れ我が扶桑艦と雖ども猶ほ一歩を譲るべき巨艦にして、東洋に於て第一等の軍艦と称すべきのみならず、全世界に多く見ざるの軍艦なり、此艦一隻は既に昨年中にほぼ成功に至り他の一隻も最はや落成に至りしなるべしと云ふ、又同国政府より英国へ註文し、英国に於て現に製造中の軍艦も八隻程あり、これは前の二隻に比すれば小形なるものゝ由なれども中には甲鉄艦もありて孰れも良軍艦なり、且近ごろ発明の新器械中にて尤も著名なる彼の魚形水雷器の如きも総計二百箇を清国より獨逸へ註文し、右出来の上は製造法をも伝習する為め二人の書生を送りたり、固より専売を得たる人の秘密の製造を伝習するとなれば、莫大の謝金をも出すとなるべけれども、費用の如きは総て少しも之を厭ふの模様なき由、尤も清国には海軍士官の熟練なる者は甚だ乏き様子なれども、四億万の人民中何ぞ多少の俊髦なからんや、日ならずして熟練勇胆の士官をも生出するは疑ふべからず、斯の如き有様なれば欧羅巴の陸海軍新聞にも、清国が海軍拡張の事は殆んど日々に記載しありて各国其進歩に驚かざるはなく、既に英国の如きは（内治の改良を先にし国権の拡張を後にするグラドストン氏の政府なれども）従前の東洋艦隊にては最はや清国の海軍に敵するに足らざれば、東洋の平和を維持し印度濠斯太剌利に於て其国の権利を損ぜざらんを欲すれば、東洋の海軍を増さざるを得ずとて今度新たに強大なる軍艦を製造して東洋艦隊に加ふるとに決したりと云ふ、英国すら既に然り、況して僅に一葦帯水を隔たるのみの隣国にして、殊に武備の一点に至りては開闢以来嘗て一歩をも彼れに譲りたるとなき我国に於て、今日空しく彼れが兵備の斯の如く盛なるを見、且つ羨み

且つ畏れて拱手傍看するは殊に残念なると謂ふべく、且つ此有様にては到底其侮を禦ぐこと難かるべし、されば万々戦争の憂なしとするも国威を損せず国安を維持せんと欲すれば、我国にても陸海の武備を拡張するより外に道なし、然らば是等の為めに自然少許の租税を増加せらるゝとあればとて、彼れ此れ苦情を鳴すものゝ如きは之を繊芥微塵も愛国の心なき卑劣漢と謂ふより外に辞なかるべし。（兵事新聞）

伊豆七島謝恩の献品

〔一・七、奥羽日日〕　伊豆七島の人民が去月一日に各島より総代二三名づゝを出して八丈島に集会し、旧幕時代は一周年に只両度の航海のみなれば、凶歳などに際しては飢饉の患も少なからざりしが、維新以来は堅牢なる船舶の多分に出来して東京其の他各地方へ幾回となく航海することを得、又東京府庁の保護も頗る優渥なれば今年は各島より土産を宮内省へ献ぜんとの評議をなし、大島よりは海老、利島よりは鮑、新島よりは海苔、神津島よりは鰹節、三宅島よりは太織生絹、御倉島よりは椎茸、八丈島よりは乾鮑及び八丈織紬等を献ずることに決し、近々惣代二名が上京して右の品々を献納すると云ふ。

保証金制度を新設して

新聞条例 改正さる

〔四・一七、郵便報知〕　太政官布告第十二号　○新聞紙条例別冊ノ通改正ス。

明治十六年四月十六日　太政大臣　三條　實美
内務卿　山田　顕義

新聞紙条例

第一条　新聞紙ヲ発行セントスルモノハ、其発行所ノ管轄庁（東京府ハ警視庁）ヲ経由シテ、内務卿ニ願出デ准許ヲ受ク可シ。時々ニ刷行スル雑誌雑報ノ類ハ皆此条例ニ依ル。

第二条　新聞紙発行ノ願書ハ左ノ事項ヲ掲ゲ、持主若クハ社主ヨリ差出ス可シ。

一、題号。
二、記載ノ種目（政治法律農工商業等ノ類）
三、刷行ノ定期又ハ無定期（毎日毎週毎月又ハ無定期ニシテ逐号発行スル者）。
四、発行所及印刷所。
五、持主若クハ社主及編輯人印刷人ノ属籍身分氏名年齢住所

第七条　内国人ニシテ満二十歳以上ノ男子ニ非ザレバ持主社主編輯人印刷人トナルコトヲ得ズ。公権ヲ剝奪セラレタル者ハ持主社主編輯人印刷人トナルコトヲ得ズ。公権ヲ停止セラレ及演説ヲ禁止セラレタル者、其停止禁止間亦同ジ。

第八条　新聞紙ノ発行ヲ願出ヅル時ハ、保証トシテ左ノ金額ヲ納ム可シ。但専ラ学術技術統計及官令又ハ物価報告ニ係ル者ハ此例ニ在ラズ。

一、東京ニ於テハ千円
一、京都、大坂、横浜、兵庫、神戸、長崎ニ於テハ七百円。

一、其他ノ地方ニ於テハ三百五十円。
一、一月三回以下発行スル者ハ各前項ノ半額。
第十三条　新聞紙ハ其刷行毎ニ先ヅ内務省ニ二部、管轄庁（東京府ハ警視庁）及本管始審裁判所検事局ニ各一部ヲ納ムベシ。
第十四条　新聞紙ニ記載シタル事項、治安ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壊乱スル者ト認ムルトキハ、内務卿ハ其発行ヲ禁止若クハ停止スルコトヲ得。
第十七条　一人又ハ一社ニシテ数個ノ新聞紙ヲ発行スル者、一個ノ新聞ヲ停止セラレタルトキハ其停止中他ノ新聞ヲ発行スルコトヲ得ズ。（下略）

帝政党分析表

〔四・二〇、土佐新聞〕〇或る著書に帝政党員の分析表を記載したるが、或はさることもあらんかと思ふまま即ち左方に抜抄して看官に示すこと爾り。

第一、利欲の為に説を変じたる新聞記者及び自称学士の輩。（二分）
第二、国学に凝り固り時勢に迂なる老人、及び私学者又は神官の輩。（三分）
第三、飯の種に追れたる過激書生の已むを得ずして該党のお蔭をたのむ輩。（五分）
第四、此の党に入れば官吏となる事を得ると妄想せし迂潤人物。（六分）
第五、官庁に阿りて銭を儲けんとする横着商人の義理づくで加入せしもの。（三分）
第六、一図に朝廷の御為を案じ奉りて未だ真正の愛国心を解せざるもの。（二分）
第七、自由改進とは社会党に類せしものと思ひ誤りし漢学者。（一分）
第八、精神をもつて国に報ぜんと欲し真に漸進主義政論を持するもの。（一分）

郵便局の名称

〔四・二二、東京日日〕此ほど駅逓局より各郵便取扱役へ駅逓編制法第二条但書の旨趣を誤解し、駅逓出張局ある所は従つて其の地郵便局の名称消滅するものの如く心得るものあれど、右は決して消滅する儀にてはなく、駅逓出張局をして兼て其地の郵便局の事務を取扱はしむる儀にして、彼此両局の名義を存し、各々其職務を同所にて取扱ふ儀と心得べき旨を達せられたりと云ふ。

上海の邦人商賈　漢口に向つて発展

〔五・四、東京日日〕上海よりの報知に、同港に在留の日本人は現今数百人あり、商業はまづ活潑の姿にて、数百の商家は互ひに商買上に競争の色ありしが、先月中に二分通り同国漢口にむけ移店し貿易上ます〳〵都合よし、欧米諸国の商人も多けれど、一番日本商の扱ひが面白いと評ありとの趣きを、大坂から出店せし者より申越したり。

国立銀行条例改正に伴ひ

各銀行発行紙幣の消却を命令

〔五・一一、郵便報知〕　去る五日第十四号の布告を以て国立銀行条例を改正し、其第百十二条に依り各国立銀行の紙幣を其営業年間に悉皆消却すべきに付、当局の日本銀行并に各国立銀行へ大藏卿より命令の大意は左の如しと。

国立銀行発行ノ紙幣ハ国立銀行条例追加第百十三条ニ依リ、各銀行ノ営業年限内ニ悉皆消却スルモノトス。又日本銀行ハ各国立銀行ノ発行紙幣消却方ヲ引受ケ、各其営業年限内ニ悉皆之ヲ処分スルノ義務ヲ負フモノトス。（下略）

速記者の巣立ち

〔五・一三、東京横濱毎日〕　日本傍聴筆記学会にて、此程定期試験を行はれしに、卒業したる者廿四名あり、此等は会則に依り実地練習に従事せしめらるゝ由にて、すでに此程四ツ谷区会、水産会、工學会等より招聘せられたる由。（下略）

日韓貿易現況

〔五・二二、東京繪入〕　朝鮮の貿易年表を見るに、昨明治十五年中日本より朝鮮各港への輸出総計は、百五十八万七千六百八十二円三十八銭一厘にして、朝鮮より日本各港へ輸入総計は百二十万二千四百七十五円六十三銭七厘なり、又貨幣及金銀地金の輸出通計は七万四千七百四十六円九十五銭にして、輸入通計は五十七万八千百三十五円九十二銭一厘なりと。

九州政党の近状

〔五・三一、郵便報知〕　目下九州に樹立する所の政党数種ありて、就中其党員広く九州の各郡に渉りたるものを九州改進党とす。其他豊州立憲改進党あり、大分県下豊後国一円豊前国二郡の団結に係り、其勢力殆ど一地を圧せり。又筑前に嘉麻穗波鞍手三郡の有志者が組織したる筑紫立憲改進会なるものあり、其主義目的は略ぼ東京の立憲改進党に同じ。又鹿児島に河野主一郎氏等が結成せる三州社あり、全く同地改進党とは分立して関係なけれども亦た一種の政党視せざるを得ず、其威勢漸く盛んなるが如し。扨て九州改進党に反対して樹立するものは肥後の紫溟会、筑後の筑水会、同く白日会、豊前豊津、筑前秋月の各派及び福岡の葵心社等にして、此葵心社なるものは客月丸山作楽氏の漫遊せし際神官輩を集めしものにて、当時多人数結合の由なりしが今は晨星と一般の景気なり。又九州改進党は目下肥後、鹿児島、肥前、筑前及び柳河、久留米、人吉、豊後竹田等の志士より成立ち、殊に肥前、筑前の如きは佐賀、福岡の士族大半此の党中にあり、然して鹿児島、肥後等は三州社、紫溟会などの別派あるにも拘はらず、其勢ひ盛んにして実に勇々敷有様なり。又言論文章を以て政治主義の拡張に従事するものは長崎、福岡、熊本、豊津、鹿児島の各新聞社是れなり、此数社の内長崎鎭西日報、熊本の紫溟新報は漸進の名を以て旗を樹て、西海日報、熊本新聞は九州政党の局外に中立せり云々。（筑前博多より報知）

日本に始めて綿を齎らした印度人 新波陀神として祀る

〔六・一三、郵便報知〕 綿花の世に最大有要の物たるは今更に贅言を須ゐざるが、抑も今を距る千八十五年のむかし、桓武天皇の御代延暦十八年中に天竺国の人（即今の印度人）愛知県下三河国幡豆郡天竹村の某に綿実を与へしが我国に綿花の伝はりし始にて、其後朝廷より諸国に其種を播しめたまひ、漸々其培養を盛んにし、遂に今日の有様となりたるは人々の知る所なるが、其昔天竺人より綿実を受たる同村の某は川厚寺といふ寺の和尚にて、天竺人の恩に背かじと播種の事には終身怠たらざりし由、されば今日に至り同村の有志若干名も其天竺人の徳を仰ぎ、新波陀神と号して子々孫々まで祭祀せんと愛知県庁へ出願せしに、県令も其挙を賛成され内務省へ請はれし処、去月廿四日聞届の旨指令ありしに付、同村の者は目下其廟社建築に着手したりと。

旧弊あと戻りお祭り騒ぎが流行る

〔六・一六、團團珍聞〕 誤災礼（ごさいれい） ○古きを温（たつね）て新きを知るとでも云（いふ）のか物事が後戻りするので旧弊連は大悦びの処へ、又元の通り誤災礼（ごさいれい）があるので、フルメカ獅子（しゝ）を担ぎ出し、野蛮（やばん）の太鼓を持ち、迂頂天の踊り屋台で痴奇（ちき）ゝゝ鈍（どん）ゝと賑やかす様子だが、安上りに山の神の祭りで済せば宜（よい）に、余り賑やか過ぎ後で娘を売たり嫣（かゝ）を出す様な瑣話戯（さわぎ）が始まらねば宜（よい）がと、云のも矢張り後の祭りだ。

三百代言の横行

〔六・一八、郵便報知〕 当今頻りに無智の人民を煽動し、無実の詞訟又は告訴を起こさせ、其間に立入り餬口を為す輩日増に多く、日々発兌の諸新聞を展読して少しく誹毀等に渉るの文字ある時は、其指名者の許に至りて之を読聞かせ、辞を巧みに之を怒らせ、其新聞社へ取消正誤の談判を引受け、奔走して示談金等を貪るなど宜しからざる悪弊増長せしとの事に付、其筋にて其三百代人を事とする者等の住所姓名等を専ら探偵さるゝ由。

官報 第一号発行

〔七・三、郵便報知〕 太政官文書局刊行の官報は、昨日を以て其第一号を発兌されたり、其体裁は予て記せし如く、三十字詰五十行八葉十六面のものなり。

清国の兵制

〔七・一六、官報〕 兵事 ○清国兵制 清国政府ハ千八百八十年ニ於テ、従来ノ兵制ヲ改正スルコヲ決シ、爾来同政府ハモーゼル銃及ビクループ砲ヲ獨逸国ニ依頼シ、又在伯林清国公使ハ獨逸兵書ヲ飜訳セシメタリ、李中堂ハ千八百八十一年二月天津ニ兵学校ヲ設立シ、清国士官二名旧獨逸国ノ下士壱名ヲ以テ該校ノ教員トナシ、既ニ該校ニ於テ歩兵三大隊、砲兵二大隊、騎兵二大隊ヲ卒業セシメタリ、而シテ此ノ卒業シタル兵士ヲ諸隊ニ分遣シ新式教導ヲ為サシム。斯ノ改正ニ因テ清国ハ二十四軍団及近衛数隊ヲ有ス、其ノ合計ハ

百二十九万人ナリ、内常備歩兵三十万人、予備歩兵四十万人、騎兵五十万人、砲兵一万七千人、水兵三万二千人、後備水兵三万人、士官一万千人ナリ、此ノ兵ノ費額ハ国税ヲ以テ之ヲ支辨シ、其ノ総費額ハ八千万両ナリ。

清国所府ハ頃日ルウシユーラウーニ於テ海軍ノ要港ヲ設ケ、甲鉄張ノ砲台ヲ築キ、クループ砲ヲ備ヘ以テ戒ニ備フト云フ。（六月二日刊行佛國デバ新聞）

恐れ多くも供奉整はせざる儘に
聖上岩倉公を 病牀に問はせ給ふ

〔七・二〇、郵便報知〕 岩倉公は頃日軽快を覚えられしかど、俄かに暑気の烈しくなりしため、再び苦悩を増し容体危篤の趣を侍従方より奏上されしを以て聖上は太く驚かせ玉ひ、直ちに慰問せんとの御諚にて出で立たせ玉ひしかば、供奉護衛の準備整はず、德大寺宮内卿が御陪乗を致し、詰合の長田宮内権大書記官及び侍従が供奉を承はり、御先導の騎兵護衛の警官も間に合はざりしかば、近衛士官一名が騎馬にて御先導を仕り、昨日午前八時御出門にて御車の轍りを早め、岩倉邸へ臨幸あらせられ、親しく病床に就て御慰問遊ばされし趣に承はる。

岩倉具視薨じ廃朝仰出さる

〔七・二一、東京日日〕 太政官告示第四号 ○前右大臣岩倉具視本日午前七時四十五分薨去ス。

右告示候事。

明治十六年七月二十日　太政大臣　三條　實美

太政官号外達〔官省院庁府県へ〕 前右大臣岩倉具視薨去ニ付、本日ヨリ三日間廃朝被仰出候条、此旨相達候事。

明治十六年七月二十日　太政大臣　三條　實美

各通　陸軍省
　　　海軍省
　　　司法省

前右大臣岩倉具視薨去ニ付、本日ヨリ三日間死刑ヲ行フコトヲ止ムベシ、此旨相達候事。

明治十六年七月二十日　太政大臣　三條　實美

岩倉前右大臣薨去ニ付廃朝被仰出候処、右ハ聖上朝政ニ臨マセラレザル儀ニテ、官庁ノ常務ヲ廃候儀ニハ無之候、此段為念申進候也。

明治十六年七月二十日　内閣書記官

（官省院庁府県長官宛）

岩倉前右府の辞表

〔七・二一、東京日日〕 岩倉右府の辞表 ○公が御生前の御辞職の事は昨日の新聞にも記せしが如く、過日来三條相國公によりて屢屢願ひ奉られしかど其請を允し給はず、更に充分の療養すべき旨を諭させ給へり、然るに前右府には猶已んごと無き事とて去る十八日

左の上表を捧げ玉ひしに、其御志の切なるを察し給ひ、翌十九日に特旨を以て陳情を允し、更に本座の宣下を賜りたりと官報に見ゆ。

臣具視庸劣ノ身ヲ以テ盛運ニ遭遇シ、無比ノ寵眷ヲ忝クシ登テ台輔ノ重キニ列ス、爾来膂力ヲ陳ベ心血ヲ竭シ、夙夜鞠躬シテ敢テ及バザランコトヲ恐ル丶、者玆ニ十有余年ナリ、伏シテ惟フニ国歩非常ノ時ニ際シ大ニ典憲ヲ定メテ皇猷ヲ振張シ、万世続グベキノ計ヲ為スハ陛下ノ遠ク祖宗ニ続ギ、近ク先帝ニ承クル所ニシテ、而シテ鴻業未大成ヲ頌スルニ至ラズ、是臣ガ駑鈍ヲ量ラズ黽勉列ニ就キ以テ今日ニ至ル所以ナリ、今臣不幸ニシテ犬馬ノ病ニ罹ル、自省ミルニ愆テ微功ヲ録シ、顕重ノ地ヲ極メ、勲位両ツナガラ隆ニ、寵光共ニ至ル、仍労憊ノ身ヲ以テ徒ニ権勢ニ列シ、久シク朝覲ヲ欠キ機務ヲ曠クシ、以テ陛下ノ知遇ヲ辱カシムル如キアラバ臣ガ罪誠ニ重シ、伏シテ願ハクハ陛下臣ガ微衷ヲ憫ミ、賜フニ骸骨ヲ以テシ、臣ヲシテ重キヲ解キ神ヲ休ヘ以テ徐クニ病ヲ養フコトヲ得セシメバ、臣死スルノ日ト雖猶生ルノ年ノ如クナラン、前キニ陛下万乗ノ尊ヲ屈シ、辱ナク牀蓐ニ臨ミ、又勅使ヲ賜ヒ慰ムルニ優旨ヲ以テシ、臣ノ請フ所ヲ允サズ、深ク聖恩ニ感ジ措ク所ヲ知ラズ、而シテ臣仍天威ニ忤ヒ重ネテ懇祈スル所アル者、衷情至切他アルニ非ザルナリ、臣心ニ誓ヒ節ヲ執ル、進退ヲ以テ臣子ノ義ヲ二ツニセズ、若聖明特ニ天聴ヲ垂レ静養ノ暇ヲ賜フコトヲ得セシメバ、臣亦当ニ湯薬ヲ力メ病愈ルヲ待テ再ビ天顔ヲ咫尺ノ間ニ拝シ、以テ臣ガ悃誠ヲ攄ベ微忠ヲ致シ、仰イデ陛下ノ偉業ヲ賛頌スルノ日アルコトヲ得ン、惟陛下之ヲ察セヨ、臣具視誠惶誠恐頓首頓首。

明治十六年七月十八日

右大臣　岩倉　具視

有栖川宮威仁親王を社長に拝戴し
水交社　開社式を挙行

〔七・二三、郵便報知〕　海軍出身の人々にて創立されたる芝公園内の水交社は、今度大に改正され、更に海軍大尉有栖川威仁親王を社長に、川村海軍卿、中牟田中将の二君を副社長になし、海軍文武官の人に限り其社員となるを得る規則に改め、来る廿七日更に開館式を執行さる丶由。

伊藤博文西園寺公望等帰朝
午前二時臨時汽車を仕立てて入京

〔八・六、郵便報知〕　嘗て報道せし如く伊藤参議の一行は、去月二十八日の朝佛国郵船タナイス号に搭じ、香港を出発せられし旨の電報達せしかば、遅くも三日の夕刻までには横浜へ着さるべしと、各参議を始め貴顕の方々及び右一行の親族の人々、皆横浜へ出張して来着を待受けられしが、其夜十時までも郵船の入港なきを以て、航路の故障等にて遅滞に及びしならんと、山田、山縣の両参議及び親族を除くの外は一先づ帰京されし、其夜の十二時十五分ごろ、予て本牧沖まで遠見に出張してをりし水上警察の船が、遙かにタナイス号の入港を認め直に漕帰りて斯と報じけるより、山田、山縣の両参

議及び沖神奈川県令、有馬税関長が二艘の小汽船を艤して出迎ひ、本船の碇泊を待て伊藤参議の一行を移し乗せ、同十二時五十五分に東海鎮守府へ上陸し、同府にて暫時休息して臨時汽車の用意整ふを待ち、同二時十分発にて山田、山縣両君と共に恙なく着京し、品川停車場より下車して高輪八ツ山の私邸へ入られたり、右一行にて帰朝されし人々は岩倉具定、西園寺公望、山崎直胤、吉田正春、伊東巳代治、河島醇、外に華族廣橋、戸田、相良等の諸君にて、何れも一昨日追々に帰京され、親族故旧互に其無異を祝し、歓声湧くが如き中にも岩倉君のみは旅愁中新たに大故の哀悼を添えたれば、断腸に堪えらるまじと心中のほど推察仕つる、斯くて一昨日と昨日は各参議は勿論、其他貴顕の方々陸続高輪の邸を訪はれ、又宮内省よりは酒肴を下賜せられて其労を慰問されしが、本日は午前九時に参内して謁見のうへ、各国巡回中の事共を奏上致さるゝ趣に聞く。

横須賀へ鎮守府移転　**横浜に海軍出張所**

〔八・二三、朝野〕横須賀造船所は海軍省の直轄にて、其人員官吏は東海鎮守府の管轄なるが、同所の追々盛大に赴くに従ひ、遠隔の地に在りては不都合も有るに付、鎮守府は横須賀へ引移し、海軍省出張所を横浜に設けらるゝやの風説あり。

井上哲次郎の「西洋哲学講義」発兌

〔八・二三、時事〕此度発兌になりたる井上哲次郎氏著の西洋哲学講義は、シユウエグレル、リユウヰス、ユーベルウエグ諸氏の哲学史に拠て西洋哲学の梗概を講述したるものにて、希臘以下の哲学を第五期に分ち、巻一はテールス氏よりソクラチース氏に至るまで、各哲学家の主義行状に就て其概略を歴述したるものなり、著者は哲学の我邦に入ると日猶ほ浅きを以て未だ哲学の何物たるかを知らざる人あらんとて、通篇簡易を旨とし哲学の字義より説き出し、初学の徒を導かんとする趣向なるが如く其用意の周到を知るに足れり、著者の言の如く哲学の我邦に入ると日猶ほ浅きが故に、古今哲学家の人名主義を知るもの少きは無論なるが幸に近来は世上の少年目にABあるもの多ければ、其人名主義抔の余り世に知られざる者丈けは原字を欄外に載せては如何ならんか、去るときは原字と訳語を対看することを得、読者の記憶を便にし自然著者の素志を達するの一助ともなるべし。

太田胃酸　定評あり…類似品が続出

〔八・二八、いろは新聞〕胃散といへば呉服町の雪湖堂（太田信義）と人が信じて疑はねば、外に如何程類似が出来ても間違へる気遣ひは有りませんが、近頃同じ様な装置で胃散々々と売出す者が所所に沢山出来たから、決して元祖のものと間違へて下さるなと、太田本家より諸新聞へ広告しました。

儘ならぬ宮仕の長旅路も了へて
今こそ「自由」の故郷へ!!
なにがし風流公達のお土産ぞ何々

〔八・二九、朝野〕深窓の中に成長給ひし公達（キンタチ）にも、彼思案の外

といふ色情には迷れ易き者にや、頃は明治の十四年、春も早過ぎ青葉の茂る夏樹立、杜鵑鳴くてふ或夜、公達には昼間の労を慰んと新橋辺の一楼に上り給ひし其折に、杯酌に侍せし歌妓の窈窕たる美貌に御心を留められ、夜となく日となく御側近く召し給ふより、下賤に謂ゆる廓の金には詰る習ひ、御手許の不如意にならせ給ひしより、日頃東洋の自由家と称せられし御身にも寵妓の為めには換へ難くやありけん、苦海にあらぬ官海へ身を沈め（否）浮べ給ひしは、同年六七月の頃なりし、夫より花晨月夕に玉盞を傾けらるゝ折には側へ招き寄せられ、手中の花掌上の玉と寵愛しみ給ひしが、月に群雲花に嵐の譬への如く、公達には某貴顕の欧洲へ赴かるゝ随行の一人となり給ひ、日頃は片時も離るゝ事を好ませられぬ中なるも、公事には是非もなく〳〵袂を分ち、欧洲へと渡らせられ身は天涯の客となり、万里の波濤を隔てし身は、只さへ物憂きものなるに、況してや君には二世かけて契り給ひし寵姫をば、遠く三千余里を隔てし此の地へ残し置き給ひし事にしあれば、公事の暇の徒然には吾妻の空を詠め、指僂へて其帰朝を待ち給ひしも、昨日と過ぎ今日と暮して飛鳥川、淵より深き御心の漸く届きて某貴顕の帰朝も已に近きたれば公達は深く喜び、彼の女も定めて心憂く待ち侘びしならん、土産物には何善けん角善けんと御心を労し給ひしが彼の地は名に負ふ文明国、一物として奇らしからぬはなし、況してや巴里の綾羅錦繡は他に比類なき名産なれば、此を購ひ帰りて彼女に贈り喜ぶ顔を詠めんと、百九十法の高価を吝まず購ひ入れ、此程帰朝せらるゝや彼の女に与へ給ひしかば、女の喜び一方ならず、又一層の媚を呈して君の御心に従ひ参らせ、日夜御邸へ参り御機嫌のみを伺ひ居るとは、優にやさしき話にこそ。

福島事件は内乱罪と判決

河野廣中は軽禁獄七年他は六年

〔九・三、東京日日〕 九月一日高等法院裁判言渡書。

福島県磐城国田村郡三春町平民　河野　廣中　卅四年三月
軽禁獄七年

同県同国同郡同町　平民　田母野秀顕　卅四年八月
同　六年

同県同国標葉郡高瀬村　士族　愛澤　寧堅　卅四年三月
同　六年

同県岩代国安達郡二本松町士族　平島　松尾　廿八年十一月
同　六年

東京府深川区深川伊勢崎町士族花香恭法次男　花香恭次郎　廿七年三月
同　六年

福島県岩代国安達郡二本松町士族　澤田清之輔　廿一年一月
同　六年

右被告人等ハ政府ヲ顚覆セン ヿヲ相謀リシトノ公訴ニヨリ、検察官ノ意見、被告人等ノ答辯、辯護人等ノ所論ヲ聴キ、被告人等ノ白状及証憑書類ニ基キ、高等法院裁判長、陪席裁判官評議ノ上判決スルヿ左ノ如シ。

判決

右被告人等ハ明治十五年七八月中、福島県福島町無名館ニ於テ政

府ヲ顚覆スルヿヲ目的トシ、内乱ノ陰謀ヲナシタルモノト判定ス、其証憑ハ左ニ是ヲ明示ス。（下略）

安南遂に城下の盟を為す
安南は佛国の属領地たるに至らん

〔九・四、東京日日〕 佛兵ノ為ニ順化府ヲ陥レラレ、安南ハ和ヲ乞ヒタルノ報道ニ引続キテ、安南ハ遂ニ城下ノ盟ヲ成シタルノ報道ヲ得タリ、此報道ヲ横浜刊行エコ新聞ニ載セテ、トリクー公使ヨリ我国駐劄ノ佛国代理公使ノ許ニ達シタル者ナリトアレバ、其出処モ判然トシテ確実ナリト思ハル丶ニ付キ吾曹ハ昨日ノ紙上ニ訳出シテ読者ノ参観ニ供シタリ、昨日ノ外信欄内ナル佛国安南和親予約ト題セル条即是ナリ。而シテ此和約ハ佛国政府ニ於テ直ニ批准セルヿ、本日ノ外国電報ニアルガ如シ。

初メ佛国ノ兵ヲ安南ニ構ルヤ、其ノ口実トスル所ハ、安南ニ於テハ千八百七十四年三月十五日（安南嗣徳二十七年一月二十七日）佛国特命全権辨理大臣海軍少将ヂリプレート、安南特命全権辨理大臣刑部尚書黎循、礼部尚書院文詳ト調印シタル所謂ル安南条約ヲ実施セザル事ヲ譲ムルニ出デ丶遂ニ遠征ノ挙ニ至レルナリ、彼ノ安南条約ハ、其体面コソ安南ヲ独立国トシテ処スルガ如クニ見ユレ𪜈、其ノ実相ハ明カニ佛国保護ノ下ニ立タシメ、安南ヲ挙テ佛国主権ノ普及スル所タラシムルニ在ルヲ以テ清国モ安カラヌ事ニ思ヒテ紛議ヲ起シ、安南国民モ佛国ノ命令ヲ戴クニ堪ヘザルヨリ、往々之ニ抗拒シテ今回ノ兵難ヲ惹起シタル義ナリ、然レ𪜈安南ノ兵力孱弱ニシテ進ミテハ佛兵ニ勝ツヿ能ハズ、退キテハ自境ヲ守ルヿ能ハザルヲ以テ、佛兵ニ蹂躙セラレテ和ヲ城下ノ盟ニ媾ジ、此ノ予約アルニ及ベリ、此ノ予約ヲ将テ之ヲ前ノ安南条約ニ比照スレバ、佛国ノ為ニ著ク利益タルベキ条款ヲ約セルヿ、更ニ安南条約ニ超過スルヲ知ルナリ、之ヲ評シテ今日復タ安南国ナシ、安南ハ全ク佛国ノ領地タルノ状勢アリト云ハンモ蓋シ其実ヲ失ハザルベキ歟。（下略）

獨逸協会学校　校長は――西周

〔九・二九、東京日日〕 此程開校ありし獨乙学協会学校の校長及び幹事は、秋季惣会に於て左の両君が選定相成りしと云ふ。

校長　元老院議官　西　周
幹事　獨乙国法律博士　山脇　玄

熊笹の実四千五百俵
凶歉の前兆と限らず

〔九・三〇、朝野〕 山梨県駒ケ嶽に接する山脈の西山の半腹は、熊笹繁茂して凡六里許りに亙る由なるが、去る七月下旬右の熊笹実を結びたること、長野県人某が奈良田温泉よりの帰途発見し、其の食ふべきことを近傍の村民に告げたるより人々採収して粉となし或は団子となして食料に供し、南巨摩平林、鷹峯、小諸、奈良田の諸村は一戸五六口の家は十俵（四斗入）以上、少人数の家にても五六俵を採取し右諸村にて採収したる総高は四千五百俵の多きに至り目下猶採収中の由。右の熊笹は追々枯死するにより、村民等は本年の旱

魅の為めと思ひ居る由なれど、凡そ竹類は数十年にして実を結び、其母竹は枯死するものなれば熊笹も同様なり、又竹林実を結ぶは翌年凶歉の兆なりと言ふ説あり、右は往年駒ヶ嶽の山腹にて熊笹実を結びしに翌年偶ま気候不順にして五穀不作なりし故、斯く言ひ伝ふるものなるべけれど、竹の結実は年の豊凶に関せず、昔より熊笹の実を結びたること処々にあり、正徳享保の頃実を結びたる時は豊年にて、其翌年も亦豊年なりしといふ。又往年美濃、近江、飛騨にも此事ありて、飛騨高山近郷にては二十五六万石を採収せり、同所にては自然粳(ジネンコウ)又笹麦と称し、炊ぎて飯となし又粉となして団子或は饂飩に造り食ひたるに、其味麦に劣らざりしといへり。

鹿鳴館　何と華やかな開館式

内外の貴顕紳士一堂に集つて大浮れ

〔一一・三〇、郵便報知〕　鹿鳴館開館夜会の景況　○紅葉ふみ分け鳴く鹿の声聞く秋の晩に際し、恰もよし鹿鳴館の開館あり、其式場の概略を記さんに予て掲載せし如く、正門には大国旗を掲げて弓形の緑門に菊花を点綴し、本館を中心に望んで路を左右に分ち、無数の球燈を其間に掛け連ね、或は山形をなして高く雲際に輝き、或は直条或は曲線、紅白相映じて樹影の間に交錯す、館の正面には瓦斯火光を以て鹿鳴館の三大字を燃点し、燦然四辺を照らして白日の如し、真に是れ不夜の仙境なるべし、午後八時半より嘉賓来集し、須臾にして数百の車馬園中に充満せり、主客応接の礼終り、衣冠巾幗相分れて各其室に入り、女子は左辺の一室に集り、男子は玉突所に集りて互に生平を話するあり、疎闊を謝するあり、偶語する者あり、彷徨する者あり、各待つ所ある者の如し、既にして奏楽の声起り、衆賓相携へて楼上の巨室に入り、内外の縉紳貴女交錯して舞踏をなすを、囲み視る各々品評する所あるが如し、此間館外にて煙火を揚げ柳影花紋空中に舞ひ人をして快と呼び壮と叫ばしむ、時に楼上には楽曲の調子を逐ふて舞踏の一連あり、又た楼下には黄白人種入雑りて玉突の戯あり、正に十時衆賓皆な楼下右辺の立食堂に入り、酒饌の饗に就きたり、抑も我国にては、従来西式の饗応に適すべき会館はなかりしゆへ、夜会等には為めに混雑を免がれざりしが、此館は専ら西式の饗応に適するを主として経営したるものなれば、楼上楼下大小十有八室ありて、喫煙室あり休憩室ありて備はらざる所なく、殊に玉突所の如きは五基の台を設けあれば、同時に数組の需に応ずべし、其他館内の装飾什具等多く費やさずして観美を尽せるの趣工多し、此夜会合せるは、皇族大臣参議を始め内外の貴客貴女凡そ五六百名なりしと見受けたり、外国婦人の衣裳は天鵞絨を着せるもの多きを見て、或る紳商は近来巴里の新様を逐ふて天鵞絨の流行する模様あるよしを聞きしが、生絲の売れずして不景気の一原因をなせるも此が為めなりなど私語きけるあり、衆賓各歓を尽して退散し了りしは午後十二時頃なりし。

足尾銅山近況

〔一二・四、官報〕　農工商事項　○足尾銅山景況（栃木県報告）
栃木県下野国各郡内ノ坑業ニ於ケル試掘或ハ借区中ニ係ルモノナキニアラザレモ、概ネ微々タルモノニシテ一々歴挙スルニ足ラズ、

独リ上都賀郡足尾村(旧安蘇郡ニ属ス)足尾銅山ハ、其ノ採掘最古ク出鉱亦常ニ多シ、特ニ本年七月以降掘当ト唱フル場所ニ至リテハ慶長年間着手以後未曾有ノ出額ナリ、其ノ斤量ノ詳細ハ未ダ覈査スルニ至ラズト雖、掘込間数ノ若キハ既ニ六百余間ニ及ブ処アリ、而シテ近年坑品ノ販路ハ専ラ海外ニ在リテ、就中佛蘭西国ヲ以テ一大花主トナセシガ、即今ハ朝鮮国ヘノ輸出却リテ其ノ右ニ出ヅルニ至レリ。抑々本山ノ周廻ハ凡三里拾八町余ニシテ、岩石多ク山巓復タ樹木ヲ生ゼズ、慶長十五年備前ノ人来リ始メテ此ノ銅山ヲ発見シ当時ノ領主日光座禪院ニ請ヒ之ヲ試掘ス、此ノ時出鉱頗ル多シ、因リテ之ヲ幕府ニ呈ス、適々徳川家光袴着ノ慶事アルニ会フ、以為ラク是祥瑞ナリト、遂ニ該山ヲ以テ御用山ト為セリ。享保年中貸下金等アリテ該業ヲ保護シ、又鑄銭署ヲ此ノ地ニ設ケラル、(古銭ノ裏ニ足ノ字アルモノハ此ノ署ノ鋳造ニ係ルト云フ)是ニ於テ一時僻地ノ繁盛ヲ極メタリ。後年貸金ヲ停メラレシヨリ漸々衰微ニ赴キ鑄銭署モ亦廃セラルヽニ至レリ。然レ𪜈猶ホ幕府代官ノ管署アリテ之ヲ管理セシガ、明治維新ノ後所管県庁ノ管理ニ帰スルニ至レリ。初メ発見試掘セシ備前人ハ富巨万ヲ致シ帰国ニ臨ミ石碑ヲ山下ノ大圓寺境内ニ建テ其ノ源由ヲ勒セシガ、後歳月ヲ経テ同寺廃頽シ、石碑モ亦剝落シテ其ノ文字ヲ失セリ。然ルニ今ヤ世上各地不景気ヲ唱フルノ日ニ際シ、独リ此ノ地繁閙ノ状ヲ呈シ、其ノ人迹ノ繁キ、工夫及諸商人ヲ合セテ三千余人ノ来往アリ、故ヲ以テ目下家屋ノ新築ニ従事スルモノ亦少カラズ。

徴兵令改正　全国皆兵主義

〔一二・二八、官報〕　布告○第四拾六号　徴兵令別冊ノ通改正ス。

右奉勅旨布告候事。

明治十六年十二月二十八日

太政大臣　三條　實美
陸軍卿　大山　巖
海軍卿　川村　純義

(別冊)

徴兵令

第一章　総則

第一条　全国ノ男子年齢満十七歳ヨリ満四十歳迄ノ者ハ総テ兵役ニ服ス可キモノトス。

第二条　兵役ハ陸軍、海軍共ニ常備兵役、後備兵役及ビ国民兵役トス。

第三条　常備兵役ハ別チテ現役及ビ予備役トス、其現役ハ三箇年ニシテ年齢満二十歳ニ至リタル者之ニ服シ、其予備役ハ四箇年ニシテ現役ヲ終リタル者之ニ服ス。

第四条　後備兵役ハ五箇年ニシテ常備兵役ヲ終リタル者之ニ服ス。

第五条　国民兵役ハ年齢満十七歳ヨリ満四十歳迄ノ者ニシテ、常備兵役及ビ後備兵役中ニ在ラザル者之ニ服ス。

第六条　各兵役ノ期限已ニ満ルト雖モ、戦時或ハ事変ニ際スルトキ、若クハ臨時ニ演習或ハ観兵ノ挙アルトキ、若クハ航海中或ハ外国駐劄中ハ其期ヲ延スコトアルベシ。

第七条　重罪ノ刑ニ処セラレタル者ハ兵役ニ服スルコトヲ許サズ。

(下略)

明治十七年（一八八四年）

修學院村の離宮 縦覧を禁じて保存

〔一・一八、日本立憲政黨〕 京都修學院村の離宮（俗に御茶屋）今度拝観を禁止せられ、且つ右構内の藏六庵へは石川丈山の修學八景の詩を書せし額面を掲げられ、保存掛二名巡査二名外に七名計り常に詰切りて鄭重に保護せらるゝ趣なり。

栃木県庁移転運動

〔一・二〇、朝野〕 栃木県宇都宮の有志人民は先きに県庁移転の儀を請願したれば、日ならず御聞届になるべしとて右費用の内へ金六万円を献納せんと計画し、此内宇都宮にて四万円、那須、鹽谷、上都賀、芳賀の四郡にて二万円出金のことに予定したる由、其外有志の許より五百円乃至七百円づゝ出金せんと云ふもの続々ありて、宇都宮の鈴木久右衞門、玉屋與平、古口長藏の三氏は已に二千円づゝを出金し、孰れも本年四月迄に悉皆上納する都合なりと同地より報あり。

×

〔一・二一、官報〕 布告 ○第二号

栃木県庁位置ヲ下野国河内郡宇都宮ニ改定ス。

右奉勅旨布告候事。

明治十七年一月廿一日

太政大臣 三條 實美
内務卿 山縣 有朋

中学校通則 制定

〔一・二八、東京日日〕 文部省第弐号〔府県へ〕中学校通則左ノ通相定候条、此旨相達候事。

明治十七年一月廿六日 文部卿 大木 喬任

中学校通則

第一条 中学校ハ此通則ニ遵ヒテ之ヲ設置シ、中人以上ノ業務ニ就ク者若クハ高等ノ学校ニ入ル者ノ為メニ、忠孝彝倫ノ道ヲ本トシテ高等ノ普通学科ヲ授クベキモノトス。

（下略）

欧洲の天地を一変せしめた
一左官職バダンゲー

〔一・二一、東京日日〕 事間接に出づれども欧洲の景勢を一変せしめ、近世の歴史に大変革を与へたるは獨相ビスマルク公の偉業にも劣らじと云ふは、過日シャントネイにて歿せし左官職のバダンゲーと云へる人の事なり、その昔佛帝ナポレオン第三世陛下、未だ路易(ルイ)ナポレオン親王と申されし比、ハムと云へる城壁の中に囚虜となりて幽せられ給ひし時、此バダンゲーは件の城壁修覆に使役せられけるが此君の幽せられ給ふを見てあたら龍種を斯く幽囚の中に朽果てしめ参らせんは残念の事なり、此君ならでは帝政恢復の偉業を奏すべき大器あるまじ、我身は斯る賤業に従事するもの、世に在ればとて何かせん、よし〳〵身を殺して仁を為すとは此時なりけりと独り心に思ひ定めつゝ、或日番人の目を忍びて親王の獄舎に忍び入り、

此意を通じて己が着たる職人の古マンテルに、帆木綿にて造りたる光の生ずるまで垢の附きたるヅボンを親王に着せ、己が帽をも執りて被らせ参らせ、脂に穢れて真黒になりたる烟管を己が口より直(すぐ)と親王の御口に含めさせ、是にてはよもや見咎めらるまじ人の見ぬ間にいざ疾々と促がしつゝ、是も序にと云ふに任せて親王は有合せし板一枚を肩に担ぎて陰に抜け出で給ひしが、誰か此御様を見て怪むべき、処々の関門々々に咎むるもの一人もなく、安々と遁がれ出で給ひて後扨ては帝業を開くの基を立てられける、然るにバダンゲーは事顕れて捕へられ暫時獄舎に繋がれ居しが、天運茲に循環して世はナポレオンの世となりにければ、バダンゲーも召出され昔日の賞として御手許より千二百フランづゝの年金を下し置かれたり、バダンゲーは其の後故ありてルドと改名し、普く世の人の知る処となりしが此程死去せりと云ふ、成る程一匹夫にして欧洲の運命を一変せしめたりと云ふも理(ことは)りなりけり。

聖上畏くも隆盛が事を忘じ給はず
せめて其子供達は召出せよ
と有難き御言葉に次男亀次郎恐懼上京

〔一・一三、開花新聞〕　故西郷南洲翁の次男亀次郎（十六）氏が、此程上京を命ぜられし趣は先頃の紙上に記せしが、今其次第を聞き得しまに〳〵書記(かきしる)さんに、過般宮中に於て高島中将が御陪食を仰せ付られし折柄、御談話の序、聖上より隆盛には子供ありやと御下問あらせられければ、中将には二三人も之あり候と答へ奉りし処、聖上には、隆盛こそ末路は能くせざりしかど国のため勤労も致せし者なれば、切(せめ)て其子供だけは海外へ留学にても致させ、然るべき者に取立得させては如何にと勅意(みことのり)ありしかば、御陪席の人々も恐れ多き御意なりと、聖恩の深きを推はかられて思はずも感涙に袖を湿され、軈て亀次郎氏へ上京の内命ありしとの事なれば、出京の上は官費にて海外留学を仰せ付らるゝならんと噂あり、誠然らんは翁が地下の歓如何ばかりならん歟。

横綱免状と吉田家（一）

〔一・一四、朝野〕　力士梅ケ谷藤太郎、吉田善門氏より横綱免状を渡されし事は已に記載せしが、一時五條家より右免状を渡さるゝとの風説ありしは、同家は野見宿禰の後胤なれば、総て相撲の免状は同家より渡さるゝものと京攝の人々多く信じ居たるより誤伝せしものならんとの事なり。今吉田氏家記の抄略を得たれば之を登録して看官の一覧に供す。

肥後熊本吉田追風家記抄略

一、元祖吉田豊後守家次はもと木曾義仲旗下の士なり。後ち致仕して越前に退居す（是より先き聖武帝神亀年中志賀清林なる者あり、故実に通じ相撲の道に精し、朝廷命じて相撲行司官とし世々其職を襲がしむ、壽永の比に至り志賀の子孫断絶して行司官欠く）後鳥羽帝の時廃典を再興せらるゝに当り行司官なくして相撲の節会を行ふことを得ず、是時に当り豊後守家次志賀氏故実の伝を受け、相撲の道に精しく其名一時に高し、朝廷召して相撲の家司御行司とし節会に用ゆる所の白張団扇、唐団扇及木剣等を賜ふ、日本相撲の家司御行

司の名此時に始まる、文治二年六月なり。爾後毎年七月を以て節会を行はせられ、追風必らず其式に与る、子孫世々名を追風と命じ御行司の職を襲ぐ。是より以来諸国皆相撲の儀式は必らず追風に準ずると猶往時志賀氏の例の如し。家次天福元年四月廿日を以て没す時に年八十なり。

同二代三代四代五代皆豊後守追風と称す、六代目長左衛門、七代目長吉郎、八代目長八郎、九代目十代目皆長太夫、十一代目長次兵衛、十二代目長左衛門、十三代目長助は攝津浪華に住す、此時洛中専ら相撲の技行はるると雖ども例式悉く壊乱して勝負判決明瞭ならず、ために争の端となる、長助之を概歎し十八歳の時上京して例式を復古す。

正親町帝永祿年間朝廷の節会また起り長助行司官となり、数代中絶したりしも亦豊後守追風と名乗り毎年節会の行司に与る。一日関白二條公追風を召して相撲の例式を問ひ、且つ団扇に一味清風の四字を自書して之を賜ふ。関白近衞公も亦た烏帽子狩衣を賜ふ。天正中織田信長公に召され武家相撲の式を定め其行司となる、秀吉公も亦屢々之れを召し行司を勤めしめて団扇等を賜ふ、其後家康公之を江府に召し、将軍前の式を定め且つ行司を勤めしむ、相撲の盛んなる此時を以て最とす、慶長十九年十月十一日追風没す。（以下次号）

横綱免状と吉田家（二）

〔一・二六、朝野〕肥後熊本吉田追風家記抄略の続

同十四代目を長左衛門尉追風と云ふ、十三代追風の孫なり。十三代追風の嫡子豊助早世す、因て豊助の子長助（即ち十四代長左衛門と云ふ）十七歳にして祖父の跡を相続し後ち本名に改む、京師五條に住す、亦本朝相撲の家司にして朝廷の御行司を勤め団扇を頂戴す。関白二條公より織紋の巻物を賜ふを以て行司装束唐衣四の袴を製す。元和中、紀州和歌山に於て東照宮祭典の節紀州侯の招きに応じ、一里塚と云ふ処にて祭典相撲会の規式を行ひ、無銘の刀一腰及び麻上下等を賜ふ、後明暦二年五月十一日没す、享年五十五。十五代目を長助追風と云ふ。十四代追風終身娶らず故に子なし、大矢八左衛門の二男を養ふて嗣とす、十五歳の時相続し亦た追風と名乗る、年尚ほ少きが故に家人尺子茂太夫なる者後見す、是の時に当り朝廷の相撲節会中絶するにより、二條公に因り武家奉公の事を請願し、勅許を得て細川家に奉仕し、名を善左衞門と改め（爾後世々細川家に仕ふ）相撲の司行司官なるとを幕府に届け、爾来相撲に関する時は追風の号を用ふ。旧に依り此技に関する諸般の例式相伝及び諸免許等を為す、元祿十三年二月三日没す。

十六代、十七代、十八代、十九代目幷に善左衛門と通称す、十九代の時寛政三年六月将軍徳川家齊公の時、吹上に於て相撲式の行司を勤め白銀を賜はる、同六年濱の庭中に於て同式を勤む、文政元年十月八日没す。

廿代、廿一代、廿二代目亦た皆な善左衛門と称す、二十三代当主善門なり。

元祖豊後守追風より廿三世六百九十余年の久しきに及べども、相撲の例式は今日に到るまで失墜なく相伝授し、後鳥羽帝、正親町帝より勅賜の物品及関白二條、近衞両公を始め諸公より賜与の諸品も悉皆今以て所蔵す。

大谷派本願寺再建用の縄材として
女の髪毛 二千五百貫目
白髪亦二百五十貫、一念こそは怖しけれ

〔三・七、朝日〕 女のかみすぢにてよれる綱には大象も能くつながれと徒然草にも見ゆる通り、其力の強きことは実に頭髪に如くものなかるべし。されば今般大谷派本願寺の再建用の縄の資料に供せんとて、北国筋の信者が兼ねてより女の頭髪を多く貯へおき、之を昨今同寺へ寄進せし高は已に拾二貫目入の俵二百三十個もあり。別に又去月の二十八日越後新潟近傍の信者より同様寄進したる頭髪の総計二百五十七貫目は残らず白髪なり。(中略) 此白髪にて製せし縄は、祖師堂の棟木上の節用ひらるゝ都合なりとか、何にしても大壮なる頭髪といふべし。

地租条例 制定発布さる
地租は百分の二箇半と決定

〔三・一七、時事〕 太政官布告第七号 ○地租条例別冊ノ通制定シ、明治六年七月第二百拾二号布告地租改正条例及地租改正ニ関スル条規其他本条例ニ牴触スルモノハ廃止ス。
但東京府管轄伊豆七島、小笠原島、函館県、沖縄県、札幌県、根室県ハ当分従前ノ通タルベシ。右奉勅旨布告候事。
明治十七年三月十五日
太政大臣 三條 實美
大藏卿 松方 正義

地租条例
第一条 地租ハ地価百分ノ二ケ半ヲ以テ一年ノ定率トス。
但本条ニ地価ト称スルハ地券ニ掲ゲタル価額を謂フ。
第二条 地租ハ年ノ豊凶ニ由リテ増減セズ。
第三条 有租地ヲ区別シテ二類ト為ス。
第一類 田、畑、郡村宅地、市街宅地、塩田、鉱泉地
第二類 池沼、山林、原野、雑種地
第一類中又ハ第二類中ノ各地目変換スルモノヲ地目変換ト謂フ。
第二類地ニ労費ヲ加ヘ第一類地ト為スモノヲ開墾ト謂フ。
第一類地又ハ第二類地ノ山崩、川欠、押堀、石砂入、川成、海成、湖水成等ノ如キ天災ニ罹リ地形ヲ変ジタルモノヲ荒地ト謂フ。
(下略)

皇子明宮御学問

〔四・一〇、郵便報知〕 皇子明宮は明治十二年八月卅一日の御降誕なれば未だ満五年にならせ玉はぬも、御智恵の敏くおはすは六七歳のものに優りて最とかしこう存ずる旨は嘗て記し奉りしが、頻りに物よまんと仰せらるゝにより、先ごろ華族勘解由小路資生、長谷信篤の両君に侍講を命ぜられしを以て、両君が一日代りに出仕して午後一時より四時まで御側に侍し、幼稚園の記及び同読本を御教授申し上げらるゝに、一度習はせられし所は暗誦あそばさるゝまで忘れ玉はず、日々御教授申す文字の数が少なきとてむづかり玉ふともお

はせど、凡そ幼少の者に書を学ばすには其脳力を苦しめぬ程に授くるが教育の道にて、才気ある小児は往々学び足りぬ様に思ふもあれど、是れ却て本人の才智を誘ふて発達せしむるの効あるものにさふろふと言上致されし道理を能く御解得ありて、其後は侍講の方が御教授申すまに〱習らはせらるれど、何となく御日課の不足なる御気色のあらはるゝにより、御読書の後に種々なる智恵の輪、智恵の板を御弄びに取り奉り、並べかた、取りはづし等の工夫に御心をうつし奉りて、偏へに御智恵の発達を導きまゐらせしに、面白きこととて種々御工夫あらせられ、其器の単一なる分はお教へ申さゞるに早や御手づから取りはづし等を遊ばさるゝにぞ、侍講は勿論御附の方々何れも感じ入り、末頼母しき御事と窃かに祝ひ申しをらるゝ趣にもれ聞きぬ。

製茶輸出の元祖大浦慶女表彰

〔四・一八、東京日日〕　長崎県長崎区油屋町の大浦慶は、女ながらも我国の茶を輸出せば大に利益するとあらんと、今を距ると三十年前即ち嘉永六年に、長崎港出島に在留の和蘭人テキストルに諮ひ、肥前国藤津郡嬉野製茶の上下数種を択びて見本を装理し、英米及び亜刺比亜の三国へ向け輸送方をテキストルに依託せしに、其の後ち三箇年余を経て英商オールト始めて日本より良好なる茶の出るを知り、該見本を携へ長崎港に来りて巨額の茶を註文したり、然れども当時我が国の製茶は只自家用の需用と内国の需用とに供給するに過ぎざりしを以て、産額寡少にしてオールトの望に応ずると能はざりしかど僅に一万斤を肥前、筑後、豊後、肥後、薩摩、日向の数箇国より買集めて売渡したり、是れ製茶輸出の嚆矢にして、是より我国人も大に海外に茶の需用あるを知るの始めにして、人々製茶の国益たるを悟り、海外の需求も年を逐ひて増加し、遂に今日巨額の輸出を為すに至りしは慶の功実に多しとし、此のほど農商務卿より左の如く褒賞せられたり。

功労金二十円　大浦　慶

婦女ノ身ヲ以テ率先製茶ノ外輸ヲ謀ル、其功労特ニ著シ、依テ之ヲ褒賞ス。

日本鐵道　設立経過(一)

〔五・一四、朝野〕　近日開業式を行はるゝ日本鐵道会社の起因なりとて或る方より寄送されたるまゝに左に録す。

日本鐵道会社の起因を聞くに、明治四年に故岩倉公が全権公使として欧米へ渡航せられし折、始めて鉄道に乗りて大に其便利なるを感じ（此時京浜間鉄道工事中）我邦に於ても彌よ此の業を盛んならしめんと思立たれ、英国にて華族蜂須賀、鍋島両氏にも其事を謀られしより、両氏は其意を体し此事を書面に認め彼地より元大藩たりし華族方に寄送せられし故、右華族方連署を以て鉄道敷設の建言書を政府に呈せられしに、政府にては先づ既成鉄道の払下げを願ふ方宜しからんとの内諭ありしとかにて敷設の儀は中止の姿となり、其後高島嘉右衛門氏は東京青森鉄道起工の事を華族会館へ建議され、又其頃大坂府知事たりし渡邊昇氏も華族に移文して鉄道起工の事を勧誘されしも其事の行はれざりしが、明治十年の頃華族諸氏が第十五國立銀行を設立されたるは、鉄道起工の企図を含蓄せしものにて

公債証書抽籤の時は該金を鉄道資本に充て、銀行営業期限満ちたる上は銀行を変じて鉄道会社となすの精神にて、是亦故岩倉公の深慮せられしものなりと云ふ。其後政府にて起業公債を起されたる時、鉄道起工の企図ありと風聞せしも其事無かりしを、華族藤波、大久保の両氏は遺憾に思はれ奮然東京高崎間の鉄道起工の事を企図し熱心止まず、遂に同族萬里小路、武者小路両氏と謀り故岩倉公に建議し、同族に於て此業を負担せんと同蜂須賀、伊達、池田及び熊谷武五郎氏等と共に尽力されたり。（以下次号）

日本鐵道 設立経過(二)

〔五・一五、朝野〕又一方にては安場、安川、中村、高崎の諸氏其他太田黒、林の両氏も其以前より起工に熱心なりしが、去十四年一月の頃右安場〔等〕の諸氏は故岩倉公に謁し、親しく建白されしに公は大に感称され、我れ既に鉄道起工に熱心せり、又我が同族の発意と兄等の発起と符合せり、就ては誓て励精尽力すべし、然れども線路をして青森に達せしめざれば国家に益なし、民間にて鉄道を興すは其事至難なり、兄等第二の維新と心得努力して怠るなかれと申さる、又公は藤波氏等に安場氏等と一致して尽力すべしと諭されたり、是に於て遂に双方合併して愈々東京青森間鉄道敷設の議に一決し、規則編製の事は肥田濱五郎氏之を担任し、太田黒惟信、林賢徳の両氏等其事に与り、又藤波、大久保、萬里小路、伊達、蜂須賀、武者小路、池田等故岩倉公の邸に至り同族を募るの方法を議し、又公は同族一同を華族会館へ招集して該起工の事に付演述ありたり。又仮事務所は最初大久保氏の邸に設け、継で故岩倉公の邸内に移したる後西村貞陽氏、竹内某、鈴木某、松崎某等も亦議事に与りたりと云ふ、創立規則成るに及んで政府に於ては故岩倉公及び伊藤、大隈の両参議が受持たれ特許条約案確定せり。去る十四年四月四日に至り仮事務所を第十五國立銀行の楼上に移せり、此時に至り漸次発起人（即五千円以上持株の者）増加し、加入金高殆ど六百万円に至りしより、起工請願書を政府に呈せり云々。

兌換銀行券条例 制定公布

日本銀行に於て発行し銀貨を以て兌換

〔五・二六、官報〕第拾八号 ○兌換銀行券条例別紙ノ通制定シ、明治十七年七月一日ヨリ施行ス。
但明治七年九月第百号布告ハ此条例布告ノ日ヨリ満一ケ年ノ後廃止ス。
右奉勅旨布告候事。
明治十七年五月二十六日
左大臣 熾仁 親王
大藏卿 松方 正義

（別紙）
兌換銀行券条例
第一条 兌換銀行券ハ日本銀行条例第十四条ニ依リ、同銀行ニ於テ発行シ、銀貨ヲ以テ兌換スルモノトス。
第二条 日本銀行ハ兌換銀行券発行高ニ対シ相当ノ銀貨ヲ置キ、其引換準備ニ充ツベシ。

第三条　兌換銀行券ハ租税海関税其他一切ノ取引ニ差支ナク通用スルモノトス。（下略）

安南戦後の情態

〔六・七、郵便報知〕　久々の戦乱の後故人気甚だ穏やかならず騒擾今に絶間之れ無く候、国中到る処流亡無頼の徒あり、争闘中は軍陣の間に出没して衣食を貪ぼり居りし者、今は煖飽の便りを失ひ隊を結び伍を為し、山野谿郊に隠見し良民を鈔掠すること少なからず、干戈相撲の声は已に息みしなれど、剪径劫客の警益々盛んなり、佛兵も此儘に放任して帰旋は致し難かるべく相見へ候、或る高官の話に佛兵も国中掃浄鎮撫のため、仍ほ一個年半位は駐まり居らざるを得ざるべしと此言尤も相聞へ候、云々と頃日海防（ハイホン）よりの状に見ゆ、一個年半を期さずんば寧静に帰せずとの計算は当否を知る可らざるも、戦後風塵荒涼の趣は想ふべし。

碓氷嶺開鑿　竣工して開通式挙行

〔六・一八、官報〕　碓氷嶺開鑿（長野県報告）

長野県ニ於テハ明治十五年以来道路開鑿ノ業ヲ企テ、先六十三万円ノ資金ヲ費シテ七箇所ノ道路ヲ開鑿スルニ決シ、昨十六年二月ヲ以テ（第一着）仲山道碓氷嶺ノ開鑿ニ着手セシガ、今回該工事落成シタルヲ以テ去月廿二日山縣内務卿、内務大書記官中村孝禧、同県令大野誠等臨場シテ開道式ヲ行ヘリ、県令ヨリ内務卿ニ奉呈シタル工事報告書ハ即左ノ如シ。

碓氷新道開鑿ノ顛末

（中略）明治十五年七月開鑿起工ノ事ヲ県会ニ諮問シ、翌八月十一日国庫補助金ノ事ヲ稟請セリ。其ノ山路改築ノ予算ヲ六十三万円トシ、七箇年ノ竣工ヲ期シ、年々費ス所ノ金員ヲ九万円ト定メ、三万円ハ国庫ノ補助ヲ請ヒ、四万五千円ハ地方税ヨリシ、一万五千円ハ義捐金或ハ協議費ヲ以テセントセシニ、十二月六日ニ至リテ其ノ裁可ヲ得タリ。依リテ直ニ臨時県会ヲ開設シ、支出ノ方法ヲ議セシム。其ノ決スル所当初ノ計画ニ異ナラズ、即其ノ開鑿スベキ路線ノ主眼ナルモノト、其ノ概算金額ノ配当トヲ併セテ之ヲ左ニ記載セン。

第一、碓氷嶺壱線　此ノ費額十二万円。
第二、小縣郡ヨリ東筑摩郡ニ達スル壱線　此ノ費額十七万円。
第三、上下水内郡ノ内ヨリ越後国ニ達スル壱線　此費額六万円。
第四、下伊那郡ヨリ美濃国或ハ三河国ニ達スル壱線　此費額九万円。
第五、北安曇郡ヨリ越後国糸魚川ニ達スル壱線　此費額九万円。
第六、西筑摩郡鳥居嶺及同郡ヨリ美濃国ニ達スル壱線　此費額三万円。
第七、諏訪郡ヨリ甲斐国ニ達スル壱線　此ノ費額壱万円。
委員局費六万円

翌明治十六年二月改築路線ノ最枢要ナル碓氷新道開鑿ノ第一着手ヲナサントシ、委員ヲ派出シテ実測ニ従事セシム。（中略）

五閲月ノ後、測量完結シ、其ノ起工ヲ稟申セシハ七月四日ニシテ、此ノ路線ノ予算ニ対シ、二万八千四百四十八円ノ補助ヲ允可セラレシハ十一月七日ノコトナリキ。客歳八月廿六日試ニ開鑿工事ヲ起セシ以来、月ヲ閲スル十月、日ヲ重ヌル二百六十九日、今日遂ニソノ竣功ヲ告グルニ至リシナリ。是ニ於テカ、纔ニ目的ノ一部ヲ達シ漸

ク将ニ殖産興利ノ緒ニ就カントス。（下略）

長崎造船所　三菱へ廿五年間貸下

〔六・二五、朝野〕　工部省所轄長崎造船所は、今般二十五年間の約束にて三菱会社へ御貸下になりし趣にて、該社副社長岩崎彌之助氏は右工場請取の為め、本日東京丸にて彼地へ趣かるゝ由。

日本鐵道会社　開業式挙行
――上野山下は灯の海人の波――

〔六・二六、郵便報知〕　前号に記せし如く日本鐵道会社に於ては、第一区線路上野と高崎間の鉄道落成に付昨廿五日其本開業式を執行す、上野停車場に於ては其入口五ケ所に緑葉門を飾り、国旗及び会社の旗章を掲げ数百の紅燈を掛列ね、構内所々に紅白唐縮緬の旗八十旒(三菱会社の贈品)を樹つ、式場は長六十間横八間の仮家にて柱等は皆緑葉を以て包み、紅白縮緬の幔幕を張り廻らし正面には菊章紫縮緬の幕を張り、緑葉を以て包みたる額面に黄菊を以て鉄道開業式の五大字を点綴したるを掲げ、国旗社旗数十本を樹て装飾す、便殿は三間に四間の浄室にて天井は煤竹と青竹を以て張り、四壁は緑葉を以て包み奇種の盆栽を陳列す、式場の庭廻りにも同様盆栽及び草花等を植付けて美観を添ゆ、其前庭に紅白の幕を以て花台の形を造り、其上に各種の菊花を集めて造りたる大花瓶を置き、之に枇杷石榴等諸種の草木を挿み立花の如く為せしは頗る見事なりし。

聖駕は午前六時三十分仮皇居御出門、（中略）同七時五十分吉井会社長の奏上に依て御料の汽車へ乗御あらせらる、此途中同鐵道首唱発起人十四名、及び重立たる社員等に拝謁を仰付らる、御陪乗は有栖川宮、伊藤宮内卿、徳大寺侍従長、藤波侍従、池田侍医、副島一等侍講等及び毛利工部少技長（井上鐵道局長の代理）吉井会社長にて、其他の貴顕は供奉に列せられ、予定の通り同八時に汽笛一声勇ましく御発車あらせらる、（中略）右の列車は前号に記せし順序の如く各駅を経て正午十二時高崎の停車場へ着し、午後三時同所を発して同七時上野の停車場へ帰着す、聖上は吉井会社長の御先導にて便殿へ入御、暫時の後同七時二十分式場へ臨御あらせられ、勅語を賜ふて再び便殿へ入御あらせらる、続て開業式の祝詞等ありて同八時御発輦、天機麗はしく還幸あらせらる、吉井会社長は直に御礼の為め参内致さる、此時夜会の招待を受けたる朝野の紳士陸続来集し、株主来賓一同へ食堂に於て立食の饗応あり。

此日早朝に降雨ありしも程なく歇み、只曇りて冷気を覚えしのみなれば大に便宜よきを以て、上野停車場の内外は見物人黒山の如く容易に身動きもならぬ程にて雑沓を極めたり、烟火は午後より引続き打揚げ夜に入り仕掛烟火を点じて其奇巧を示し、馬鹿囃子と太神楽は午前七時より囃し立て手踊と軽業は午後二時より交る〳〵に演じて、夜に入り電気燈を点ぜしを以て数千の紅燈と相映じ場の内外白昼の如く、為めに烟火も其光を失ひたり、夕刻より見物人殊に群集し芋を洗ふが如き有様にて怪我せし者も多くありしよし、又汽車往復の沿道各駅、殊に熊谷、高崎の両駅等は見物群集し頗る盛況なりしと、其悉しき模様及び爰に聞洩したる事等は次号に追記すべし。

華族令　公侯伯子男の五等爵制定

〔七・八、時事〕　宮内省達〔華族一般へ〕　華族令左ノ通被仰出候ニ付此旨相達候事。

明治十七年七月七日

奉勅　宮内卿　伊藤　博文

華族令

第一条　凡ソ爵ヲ授クルハ勅旨ヲ以テシ宮内卿之ヲ奉行ス。

第二条　爵ヲ分テ公侯伯子男ノ五等トス。

第三条　爵ハ男子嫡長ノ順序ニ依リ之ヲ襲ガシム、女子ハ爵ヲ襲グコトヲ得ズ、但現在女戸主ノ華族ハ、将来相続ノ男子ヲ定ムルトキニ於テ、親族中同族ノ者ノ連署ヲ以テ宮内卿ヲ経由シ授爵ヲ請願スベシ。

第四条　嗣今有爵者又ハ戸主死亡ノ後男子ノ相続スベキ者ナキトキハ華族ノ栄典ヲ失フベシ。

第五条　有爵者ノ婦ハ其夫ニ均シキ礼遇及名称ヲ享ク。

第六条　華族戸主ノ戸籍ニ属スル祖父母、父母及妻及嫡長子孫及其妻ハ倶ニ華族ノ礼遇ヲ享ク。

第七条　本人生存中ニ相続人ヲシテ爵ヲ襲ガシムルコトヲ得ズ。但刑法又ハ懲戒ノ処分ニ由リ爵ヲ奪ヒ又ハ族籍ヲ削ラレ、更ニ特旨ヲ以テ相続人ニ授クル者ハ此例ニ在ラズ。

第八条　華族ノ戸籍及身分ハ宮内卿之ヲ管掌ス。

第九条　華族及華族ノ子弟婚姻シ又ハ養子セントスル者ハ、先ズ宮内卿ノ許可ヲ受クベシ。

第十条　華族ハ其子弟ヲシテ相当ノ教育ヲ受ケシムルノ義務ヲ負フベシ。

東京大学新築落成　理学部は一ツ橋の儘

〔八・一一、東京日日〕　本郷元富士町へ新築の東京大学は全く落成せしに付き、一昨九日より移転、事務を扱はる、又た法文の両学部は、来る九月十一日より新築の校舎にて授業せられ、理学部だけは従前の所に置かれたり。

神仏各派各宗に管長を置く　神仏教導職を廃止して

〔八・一一、官報〕　第拾九号　○自今神仏教導職ヲ廃シ、寺院ノ住職ヲ任免シ及教師ノ等級ヲ進退スルコトハ、総テ各管長ニ委任シ、更ニ左ノ条件ヲ定ム。

第一条　各宗派妄リニ分合ヲ唱ヘ、或ハ宗派ノ間ニ争論ヲ為ス可カラズ。

第二条　管長ハ神道各派ニ一人、仏道各宗ニ一人ヲ定ムベシ。但シ事宜ニ因リ神道ニ於テ数派聯合シテ管長一人ヲ定メ、仏道ニ於テ各派管長一人ヲ置クモ妨ゲナシ。

第三条　管長ヲ定ムベキ規則ハ、神仏各其教規宗制ニ由テ之ヲ一定シ内務卿ノ認可ヲ得可シ。

第四条　管長ハ各其立教開宗ノ主義ニ由テ左項ノ条規ヲ定メ、内務卿ノ認可ヲ得可シ。

一、教規。
一、教師タルノ分限及其称号ヲ定ムルコト。
一、教師ノ等級進退ノ事。
以上神道管長ノ定ムベキ者トス。
一、宗制。
一、寺法。
一、僧侶幷ニ教師タルノ分限及其称号ヲ定ムルコト。
一、寺院ノ住職任免及教師ノ等級進退ノ事。
一、寺院ニ属スル古文書、宝物、什器ノ類ヲ保存スルコト。
以上仏道管長ノ定ムベキモノトス。
第五条 仏道管長ハ各宗制ニ依テ古来宗派ニ長タルモノ、名称ヲ取調べ、内務卿ノ認可ヲ得テ之ヲ称スルコトヲ得。
右布達候事。
明治十七年八月十一日
太政大臣 三條 實美
内 務 卿 山縣 有朋

佛国艦隊突如臺灣を砲撃す

〔八・一二、東京日日〕 八月九日上海発 ○佛軍は、去る五日に臺灣のキールン港を占領せり、併し清国全権曾公と佛全権パテノートル公との間の談判も全く破れたりと云ふにあらねば、一挙は只々示威の為にせられたるものなるべしと思はる。

露国虚無党 執拗に皇帝を狙ふ

〔八・一八、東京日日〕 先月廿一日露国ワルソー府の火薬製造所にて火薬破裂し、天地も一時に崩るゝ計りのひゞきを発し、震動恰も地震の如くなりしかば、近傍の家屋には破損せし所もあり硝子障子は大抵砕けたり、此変に兵士の即死せしもの二人、負傷せしもの多かりし、併しまだ其暴徒の踪跡を得ず、之も多分は虚無党の所為なるべしと云ふ、又過日同府にて捕縛せし虚無党数人を糺問せしに、此者共の目的は露帝が同府に行幸なる時其宮殿を破潰して帝を弑し奉り、夫よりポーランドと西方露西亜にて反旗を飜へし、ジユー人種を初として豪富を奪掠せんとの目的なりし事、判然せりと云ふ。

清佛事件急転して問題複雑化
臺灣基隆の無警告砲撃から

〔八・二〇、東京日日〕 清佛交渉事件電報集録
(前略)
○八月十一日午後六時四十五分厦門発、佛国軍艦ガリツソニエール号及びウキラル号は去る八日午前八時に鶏籠(キールン)を砲撃し、砲撃二時間にして砲台を破砕せり、同地乱民の掠奪は無算なり、佛兵上陸の際少々死傷ありし風聞なり、淡水口の騒動頗る甚だし。
○八月十日午後四時十五分福州発、佛兵既に鶏籠に上陸し、清兵は撃ち散らされ、佛軍士官二人、兵士四人討死せり。
○八月九日午前十時五分厦門発、福建号淡水口より着せり、同船は又淡水口に帰へらんとす、蓋し彼地より乗客を乗せ来らんが為めなり、彼地(淡水)にては商業停止なり、居留外人は無難、鶏籠陥れ

り、其砲台は砕かれ石炭砿は破壊せしめられ、石炭は悉く焼尽くされたり。
○八月十二日午後十一時福州発、当地英国副領事は領事館の公文書類を残らず携帯して、同国軍艦チャンピオン号に積み込みたり、福州の砲撃を蒙らんことは日々待ち受けらる。
○八月十二日午後六時七分厦門発、鶏籠砲撃中ウヰラル号少しく損傷を受く、佛兵討死二名、負傷六名、砲台は悉く破砕せらる、清人は自ら其石炭に火を放ち、又石炭砿及び採砿器械をも残らず破壊せしめたり、同地は目下佛軍の占領する処たり。
○八月九日倫敦発、佛国請求の償金額は八千万フランク（凡そ千六百万弗）に減ぜられたり。

佛艦福州を砲撃す

〔八・二六、東京日日〕　今ヤ福州砲撃ノ景況ヲ詳聴スルニ、佛国艦隊ハ去ル廿三日ニ於テ錨ヲ揚ゲ福州ノ港ニ溯駛シ、其船政局ニ向、幷ニ九隻ノ砲艦ヲ以テ編制セル清国艦隊ニ向テ砲撃ヲ初メ、凡ソ三時間ノ砲撃ニテ全ク船政局ヲ打毀チ砲艦七隻ヲ打沈メ、免レタルハ僅ニ二隻ノミト云ヘリ。此分ニテハ福州ノ砲台モ打砕カレテ福州ニハ復タ佛兵ニ敵スベキノ兵備ヲ残サヾルベシ。十数隻ノ佛艦ヨリ打立タルヿナレバ、清国ノ方ニハ死傷モ少ナカラザルベク、佛国ノ方ニモ亦幾許ノ死傷アルベケレモ、其詳報ハ未ダ吾曹ニ達セザルナリ。斯ク福州ヲ砲撃シタル上ハ、佛将ハ時機ヲ失フヿナク直チニ其兵ヲ上陸セシメテ、福州ノ要地ヲ占取シテ以テ其ノ行軍拠地トナス事ナラント思ハル。（下略）

清帝佛国に対し開戦を宣布し黒旗の首将劉永福を征討提督に任ず
東京の佛国占領地恢復を図る

〔九・一、東京日日〕　清廷が彌よ公然開戦を宣布せられし事は取り敢へず一昨卅日本紙の附録を以て特に読者に報道し置きたるが、今之に関する諸報を左に集録すべし。

清廷は八月廿八日の上諭を以て清国内に開戦の事を宣布し、佛国軍艦の清国港湾に入るものあらば其地方の総督巡撫は之を撃ち退くべしと命じたり。

清廷は劉永福（黒旗の首将）を提督に任じ、兵を率て東京（トンキン）を恢復するの任に当らしめたり。（一昨日本紙附録）

本日の京報に長文の上諭を載せ開戦の事を清国人に公布せり。其大意は、佛国条約に違背し将校を以て指揮する所の戦を始めたり、因りて何れの港にても佛艦入港することあらば総督巡撫に於て之を攻撃し直に要処に出兵すべし。又黒旗党劉永福を提督に任じ、東京界内に於て是迄佛国に占取せられたる各処を恢復することを命ず。尤も総べて外国人幷に佛人は均しく地方官及統兵官に於て之を保護をなすべし。且国人に於ては決して騒擾の挙を為すべからずとの旨なり。（一昨廿八日北京電報）（一昨日官報号外）

（下略）

茨城県の自由党爆弾兇器を携へ
加波山に楯籠つて暴挙を企つ

〔九・二七、朝野〕　茨城県下眞壁に一群の暴徒集合して、去る二十三日の夜警察分署を乱妨し、勢を纒めて加波山に楯籠りしとは取敢へず前号に掲げ置きしが、猶其の詳報を得むと種々探訪して聞集めたる事どもを左に記さむ。元来眞壁下館辺には自由党員最も多かるが就中詭論を持する決死派とか自称するもの数名あれど、名望資産ありて之れが総括をなす者も無く孰れも同輩同等の壮士にて、旧下館士族の子弟など僅に勢力を有するが如きも近来甚しき困窮に陥り、百事意の如くならざるより一も二も時事に憤悶を抱き、今度栃木、福島両県の開道式に付顕官諸公の多く同地に赴かるゝを機会とし、古河宇都宮の間において為す事あらむと数人申し合せ祕密に手配りをなすよし其筋にて探知せられ、暴発以前に逮捕せずばゆゝしき大事に及ばむと夫々着手せらるゝを暴徒の早く聞知りしともいひ、最初欺かれて同意せし一人の者が悔悟して委細に自首せしより事の玆に及びしともいひ、前後何れか分明ならねど露顕の上は詮術なし、手を束ねて縛せられむより寧ろ花々しく戦はむとて俄かに眞壁町へ押出せるにて、（中略）一群三四十人は真先に奮激突進斃而後已と大書せる旗を押建て、（筑波山より二里許を距て高さ一里程なる）加波山へ楯籠りしとの注進あるより其筋にも専ら警戒せられしに、廿三日の夜に紛れて山を下り突然眞壁の町屋分署を襲撃し、人家へ乱入して金穀を強奪し再び加波山へ引退きしかば、廿四日の払暁に下妻、石岡の両警察署より警部巡査数十名加波山へ向け出張されしに、暴徒の山を下り来るに端なく麓に出会ふや否や、暴徒は小銃を放ち掛けて無二無三に押懸るを、警官は防ぎ戦ひ負傷せし者数名あり、死者も一名ありしと聞けど屈せず暴徒を追ひまくりて愈々進撃されしかば、暴徒の方にも死傷ありて竟に加波山に足を止め兼ね右往左往に散乱せしが、余程狼狽せしものと見えてはじめ屯集せし所に爆裂薬廿四包ほど一筥に納めたるを遺失しありしと、斯て二十五日の朝に至りアマヒキ山に屯集せしとの注進頻りなりしかば、東京其筋へも電報ありて、勝間田警保局長は同日午後陸路出張を仰せ付られ即刻に出張せらる、又憲兵第二大隊第二中隊一小隊をも派遣せらるべしとて、小島中尉、江原曹長が出張を命ぜられ、尚ほ本部よりも春田憲兵少佐、立山軍医が出張せらるゝ事となり、少佐以下兵卒は同日後五時川蒸気船にて出発せられたりと聞けば、不日鎮定に至るべけれどまた聞込次第報道する所あるべし。

五大洲に跨る属邦植民地を一丸として
英国、大英聯邦の構成を企図
委員より発せられたる聯邦会議の趣意書

〔一〇・一、時事〕　大英聯邦創立の計画　○大英国及びその殖民地を聚結し以て一大聯邦を構成するの計をなすがため、七月廿九日英国及殖民地の有志者数名相謀りて会議を開きたり、其会議を開くの旨趣書（委員より発したる）大略左の如し。

第一　大英国及愛蘭幷ニ加拿佗、豪斯答拉利、南亜米利加其他諸殖

民地ヲ以テ構成スル此ノ帝国ノ聯合ヲ永持センガタメ政治機関ヲ拡張シ、以テ海外諸属地ノ人民ヲシテ該帝国ノ内治外交其他一般ノ利害ニ関スルヿニ就キテ相当ノ発言ヲ為シ、該国ヲ維持スルノ責ニ任ゼシムルヿ極メテ必要ナルベシ。

第二　斯クノ如キ政治機関ノ拡張ヲ必要ト思料スル所ノモノハ之ヲ公然主張スベキノ時機既ニ達セリ。

第三　該帝国ノ聯合ヲ永持シ、更ニ進ミテ聯邦ヲ構成スルノ必要ナルハ既ニ明ナリト雖モ、今爰ニ此聯邦ヲ構成スルノ細目ヲ評定シ、又ハ其時機ヲ予定スルガ如キハ却テ事ヲ擾スルノ恐アルヲ以テ敢テ之ヲ為サヾルベシ。

第四　右ノ目的ヲ達スルガタメ目下実施スベキハ本国（英、蘇、愛ヲ云フ）及諸殖民地ノ人民ヲシテ其聯合ヲ永持シ竟ニ進ミテ聯邦ヲ構成スルヿノ極メテ利アルコトヲ知ラシムルニスギズ、其聯邦ニ関スル細目ニ至リテハ恰当ノ時機達スルニ迨ビ本国及諸殖民地ノ為ニ之ヲ整頓スルノ任ニ当ルモノニ委スベシ。

第五　該帝国ノ聯合ヲ永持シ竟ニ聯邦ヲ構成スルニ至ルハ、其方法ヲ熟按シ之ヲ誤ラザルニ於テハ決シテ難シトナスベカラズ。

第六　委員ハ此会議ニ於テ一協会ヲ創立シ、以テ該帝国ヲ永持スルノ利アルヿヲ主張シ、及聯邦政府ノ組織ヲ講究シ、竟ニ其目的ニ達スルノ準備ヲ為サシメンヿ欲ス。

小坂鉱山払下げ　久原庄三郎引受

〔一〇・一四、時事〕　従来工部省にて管理採掘せし陸中国鹿角郡小坂村の鉱山（金銀）は、嘗て同村の豪農某が払下げの事を其筋へ請願せし由なるが、其筋にては既に他に貸下ぐべき人物決定せし趣にて、右願書は却下になり、此度東京府平民久原庄三郎氏（大坂藤田傳三郎氏の兄）に貸下げる事になりたる由、聞く所によれば同山は二十五万円廿ケ年賦にて払下げ、又同所の建物幷に仕入の食料其他の品等は十万円十五ケ年賦にて是も払下げとなる約束にて随分利益あるべし、既に明治十六年度の歳入予算表にも同鉱山の作業純益金四万〇三百円とあり、官の仕事にしてかくの如し、是れが人民の私業となりたらばまた一入の利をます事ならん、何にしても今度貸下げの命を蒙りし者は高運なる人なりと云ふ、右に付丹羽工部書記官は、同鉱山分局長大島氏と立合ひにて久原氏へ引渡し、又工部省にては当分の内、同分局残務掛を設置したり。

埼玉県秩父に暴動起る

〔一一・四、東京日日〕　茨城の暴動も事なく鎮静に帰し、暴徒共は大方は縛に就きたりとの賀すべき報を聞く今日に当りて、我々は又々不祥にも埼玉の警報に接したり。事甚だ容易ならねば我々は所所に人を走らせ、最も信憑すべき報道を得たれば左に列挙して読者に報道すべし。其中最も近きに得たる電報は左の如し。

十一月二日〇時埼玉発電報。本県下秩父郡の暴徒既に九千人に及ぶ、銃器刀剣等を携へ同郡小鹿野町に火を放ち大宮郷に向け押出す模様なり、其勢ひ猖獗為めに巡査七名死傷あり、仍て警部巡査にて速に鎮制し難き勢あり、もし遷延久しきに亙らば他の地方に波及すべきの恐あるのみならず、輦下に接近の地なるに依り万一影響を都下に波及する事ありては容易ならざる儀に付き速に鎮定したし、至

急憲兵の出張ありて取り鎮められん事は県下良民一般の企望なり。
十一月三日午前同所発。暴徒一昨夜秩父郡大宮を襲ひ警察署、裁判所、郡役所を砲撃し、官吏とあれば捕縛するの勢に付郡吏等は同郡名栗村へ引き揚げたり。又暴徒の一手は榛澤郡寄居へ向け一方は千五百人程を二手にし、其一手は名栗村、一手は小川に向け進撃、入間、川越町を襲ふ模様あり、且つ比企郡の浮浪輩も之に応ぜんとする状あり。（下略）

自由党遂に解散式を挙ぐ

板垣曰く「土佐に帰つて昼寝をする」

〔一一・四、東京日日〕 自由党解散の続報

同党の解散せしことは去る廿九日本社新聞内国電報欄内に掲げしが、今会議当日の景況を聞に、廿九日午前九時大坂府西成郡大融寺に開会し列席する党員百余名、片岡健吉氏が議長となり、内藤魯一、高橋基一、小林樟雄、佐藤貞幹の四氏は説明委員となられ、板垣君も二三の説明あり、彌よ解党するに決したれば其残務取扱を佐藤貞幹氏に託し、通信は自由新聞社に頼ると議決し午後一時閉場せられぬ、同三時よりは又北の新地裏町たる静観楼に有志懇親会を開かれしに、出席せられし人々には旧総理板垣退助君を初とし、片岡健吉、内藤魯一、高橋基一、大井憲太郎、稲垣示、小原鐵臣氏等百六名にて二三氏の席上演説あり、酒杯も漸く廻る時板垣君起て中央に進出で、諸君よ私は諸君と共に自由党の事に預り、慫て総理の重任に推撰せられ、其後尚諸君と共に東西に奔走し已に前年岐阜遭難の事ありしが、幸に軽傷にてありつれば今尚ほ諸君と同心協力なせしも、如何せん本日解党の議に決するに至れり、然るに私は前年乗馬を貰ひし事ありて、凡十年間も馬に跨りし事なく中絶なしあるにも係らず之を乗試むるに何も前年に異なりし事なかりき、今斯く解党に際会し、今日諸君と別を告るに至り一言を呈したき事こそあれ、世の諺に言はずや、斃れて止むと、私は之に反対し斃るも猶且止まずと覚悟せり、本日諸君と別を告ぐるの後は土佐の新田に引取りてしばしが間は昼寝々々とは余りの長寝でもある乎、先づ兎も角も寝る目的なり、若し此間には命脈の絶え死に至るも図られず、其時諸君は私をして草葉の蔭に葬り僅に目標の碑を建て給はれ、然る後時機に遭遇の時こそ一大石碑を建設あらんを深く諸君に望む云々と弁じ了られ復席せんとせらるゝ際、壮年の人々は総理を胴に上げ参らすべしとて皆集来り、サア〳〵とて立掛り十分時間も上げ参らせ、板垣君は復座して愉快々々と微笑せられしとか。（下略）

鹿鳴館の夜会

〔一一・五、東京日日〕 一昨日の天長節には、例に依りて外務卿井上伯には其の北方（きたのかた）と共に主人となりて夜会の盛宴を鹿鳴館に張られたり。午後九時頃より案内に応じて来会せられたる賓客には、皇族大臣参議各国公使諸省局部の長次官、陸海両軍の将校、有爵の歴歴紳士の方々いづれも其伉儷を同伴ありて参会あり、勲章金綬は紅裳紫綱に相映じ、庭上の音楽は園外の烟火と相応じ、満堂の燭光は昼よりも明かに、廻廊の球燈は球を貫ぬくかと疑はれたり。挿花の風流なる粧飾の閑雅なる、実に宏麗と清逸とを併せ中々の見物なり

き。取分きて勝れて見えたるは御息所を始とし参らせ、北の方奥方娘君たちの御出立と云ひ御振舞の優にやさしくあり、自から気高くもありて、能く内外の交際に慣れ玉ひたる様の逈かに去年に勝れて、実にも斯る会場の光を増すことの外国の貴婦人にも劣り玉はざるぞ貴かりける。主人の井上伯御夫妻は平素(いつも)ながら、内外の来賓に遺る方なくもてなし振の篤くておはしければ、舞踏と立食とに何れも歓を尽し楽を極めて夜の深行くも知らず、十二時ごろに至りて散ぜられたり。尤も横浜の来賓の為にとて別仕立の汽車を用意せられてありぬ。

清国互市場は英国が独占め

清国二十二開港場の貿易概観

〔一二・二、官報〕　清国ノ貿易港（九月十一日刊行露国官報）

近頃発兌ノ獨逸国新聞ニ拠ルニ、現時清国ニ於テ外国人ノ為ニ開キタル互市場ハ都合二十二港ニシテ、其ノ重ナル箇所ハ廣東、上海、天津、厦門、福州、汕頭、漢口、太沽、芝罘、淡水、寧波等ノ十六港ナリトス。而シテ是等ノ諸港ニ在留セル欧米諸国ノ商売ハ、無慮五千三百人ニ達セリ。即チ英国人二千五百名（商社ノ数二百二十）獨逸人五百二十二名(同六十二)、米国人四百名(同十八)、佛国人三百二十名(同十二)、西班牙人二百名、其ノ他澳太利、露西亜、伊太利、丁抹等ノ商估輩若干名ナリトス。就中取引ノ最盛ナルハ英国ニシテ、貿易ノ総価額凡ソ百分ノ六十ハ英国トノ貿易ニ属セリ。之ニ次グ者ハ獨逸国ニシテ、其ノ次ハ佛国ナリトス。昨年中該二十二港ニ於ケル貿易ノ景況ハ、輸入四億千百万馬克ニシテ輸出三億九千三百万馬克ナリ。其ノ出入船舶ノ数ハ英国船一万四千二百艘、獨国船千六百艘、佛国船百七十七艘、噸数合計九十五万六千噸余、殊ニ清国貿易港中最繁盛ナルハ廣東港ニシテ、昨年中該港ノミニ於ケル貿易額一億三千三百万馬克ニ上レリ。其ノ輸出入品ハ米、絹、紡絲、綿、小麦及綿布等ニシテ売買ハ殆ド英商ノ手ニ帰セリ。（下略）

韓国償金残額　還附の義挙

〔一二・八、東京日日〕　明治十五年八月卅日の談判にて朝鮮より我国へ十ケ年賦にて払込む事と定りたる償金五十万円の内にて、十万円は已に払済と相成り残り四十万円なるが、今度右四十万円は彼地へ還附せらる事と決したれば、已に其趣を朝鮮に照会ありて相済みたり、委細は本日の社説に明かなり、実に明治昭代の一大義挙なり

韓廷二大党派の軋轢遂に爆発し

突如　京城に変乱起る

竹添公使兵を率ゐて王宮を守護す

〔一二・一六、東京日日〕　朝鮮暴動の変報

吾曹が聞得たる程の次第は昨十五日の本紙附録を以て読者に報道したれども、其の或は散逸せんも計り難ければ、更に其後に知り得たる所を加へて之を左に記載す。

朝鮮に二大党派あり、相互に軋轢するは吾曹が屢々報道せる所の

如し、其一を進歩党とし其二を守旧党とす、守旧党の方は朝鮮旧来の制度事物を守株して動かず、鋭進の開化を謀ることを嫌ひ、飽までも旧套を維持するの思望なれども、今日の勢となりては最はや鎖国と云ふ訳にも行かず、殊には露国の辺疆を接するあり、日本も亦最も恐るべきの国たり、此際に当り迚も独力にて国家を保たんこと覚束なければ、寧ろ清国に従ひ其附庸となりて国安を計るに若かずと考へ、諸事清国に依頼するの党なり（或者は此党を事大党「大に事ふるの意」と名けたり）。進歩党は之に反し、今日の形勢にては盛に朝鮮の進歩を謀りて以て其国の独立を維持せざる可からず、日本を初とし英米諸国みな朝鮮を独立国とは認めたり、何条清国に附庸たる事のあるべきぞ、文武の事および制度事物に於ても力の及ばん程は開明の進歩を勉めざる可からず、夫には日本は尤も親密にすべきの良友なりとするの党なり（或者は此党を独立党「自国の独立を謀るの意」と名けたり、即ち世に云ふ進歩党なり）。斯くの如き党論にてあれば其相和せざるは勿論の義にて、其間に権威を争ひ名利を望み、嫉妬偏執の甚しき士風なれば動もすれば廟堂の更迭をなし、時としては毒殺暗殺も行はれ、腕力を以て争を決する事なきに非ずと知られたり。金玉均、朴泳孝、洪英植、徐光範など云ふ人々は日本にも来り外国の事情をも知りたれば、国王を輔佐して進歩を謀り国王も亦独立国の体面を維持せんには開明の制度に倣て改正を成すの要を知し召されたれば、進歩党の勢力は韓廷に盛なるが如くには見ゆれども、守旧党は原来その人数も多く積威に拠りて要路にあるもの少なからねば、機会さへあれば国王を挾で進歩党を退くるの気勢あるを以て、余程あぶなき場合にて静謐を保てるものと思はる。然るに閔泳翊は国王の外戚にて最も勢力ありて、一時は進歩党の首領とも望まれたる人なるが、如何なる仔細にや此節に至り変説して守旧党となりければ、其為に両党の場合は一変して守旧党の勢力を添へたるなるべし。尤も朝鮮の兵隊の京城に守衛するものを左営、右営、前営の三営に分てるが、前営（五百人ばかり）は日本を師として操練すれども、左右の両営は支那風を学び、彼の閔泳翊は即ち右営の総督なれば、是等の辺より自から守旧党となりたるもの歟。又京城に駐屯の支那兵は一昨年の秋頃には三千余人なりしも、追々に引上げ今は僅かに三百人ばかりの小人数なれども、日本兵も同じく減じて漸く一中隊に過ぎず、去れども此両国の兵隊が同じ京城に駐屯する所よりして、守旧党にも進歩党にも幾分か其心に影響して若し事あるに臨まば依頼するの情を懐かしめたるものと考へらるゝなり。

倩今度の変乱は進歩党の方より手を出したるが如し、此の党の中にも過激派ありて、先づ廟堂にて勢力ある守旧党を除かざれば十分の改革事業は行はれ難しなどゝ思ひ、密に謀を運らし不意に起りて閔泳翊を初め守旧党の諸大臣を刺殺するの挙動に及びたるは不思議の次第なりと云ふべし。其変の起りたるは本月四日の事にて右の過激の徒は閔泳翊および其他の高官六名を刺殺し（此外にも殺されたるもの有りしならんか）政権は却て進歩党の掌握する所となりぬ。去れども守旧党は之を傍観して黙止すべきに非ざれば、同じく兵を集めて将に王宮に迫つて進歩党を殺して復讐せんと企てたる色の見えたるにや、国王王妃より特使を我が公使館に遣はされ、早く日本兵を率ゐ来りて王宮を護衛し玉はるべしとの御依頼ありし由（此時は国王の御一命にも係はるべき危急にてありしならんか）。竹添公使

には此の御依頼に応じ、直様日本兵を率ゐ王宮より入直して護衛したり（是れ四日の事なるべし）。是を見て守旧党には扨こそ此度の変乱には日本兵も与したるなれやと思ひけむ、又は国王を日本兵の手に取られては大事なりとや考へけむ、支那兵と合したるが如し（朝鮮兵と支那兵と合したる所は太だ不分明なり）。竹添公使は我兵を率ゐて四日の夜には王宮を警衛し、翌五日に至れば守旧党は支那兵と合して王宮に押寄せ来る。城内の朝鮮兵は之に向て防戦したるが、一戦して忽に敗れ直に戈を倒して降り、却て彼兵と一になりて王宮に乱入せんとて我兵に向て発砲したれば、我兵も止むを得ず之を邀へ戦ひたり。六日に至り我兵は去る四日より王宮を護衛して恰も敵国の中にあるが如き有様なるに、兵粮も已に尽き打出るの一策のみなり。六日に至りて支那兵は宮中の韓兵の内応にて王宮に乱入し、国王王妃を奪ばひ去りたりとも云ふ。竹添公使には其の害の国王に及ばんことを慮り、王宮を護衛して徒らに戦を開かんは事宜しからずとや思はれけん、兵を纒めて王宮を出られたり。其路を要して暴徒（支那兵も加はりしと思はるゝなり）より襲ひ掛たれば、此方よりも之れを防戦して我方には士官一人兵卒二人の即死、三人の負傷あり、彼方には多人数の死傷ありければ、此処を打破りて公使館に帰られたり。

此時に当りてや、京城は以ての外の騒動なれば暴徒なども起りたるならんが、七日に至れば暴徒は我公使館を襲ひたり、竹添公使には依て公使館一行および我国民の京城にあるものを纒めて京城を去り仁川を経て濟物浦まで引上げられたり、其後は我新築の公使館も暴徒の為に焼かれたりと云へり。（下略）

サンスクリット　大学文学部で講義を開始

〔一二・一七、日本立憲政黨〕東京大学にては、来十八年一月より文学部内に於て毎週二回づゝ、サンスクリット語学（即ち悉曇梵字の学）の講義会を開かれ、四学部の学生中にて志願のものは、本月十四日までに書面を以て願出づべしとの事なり。此会の開かるゝに及ばゞ、彼の眞言陀羅尼などといふものを専用とする輩は、最先に入会することなるべしといふ。

韓国皇帝安穏

〔一二・一七、東京日日〕乱後朝鮮国皇の在す所は如何、又は玉体に御恙もあらせられずやと吾も人も憂ひ参らせしが、一昨夜左の電報の或る方へ達したる旨承り及びぬ。

十二月十五日午後六時二十分釜山発電報　〇国王は清兵護衞にて京城にあり、外人の通行は遮断せりとの風説あり。

逓信省設置　工部省廃止

〔一二・二三、東京日日〕太政官第七拾号〔官省院庁府県へ〕

今般逓信省ヲ置キ、駅逓、電信、燈台、管船ノ事務ヲ管理セシム。

工部省ヲ廃シ、鉱山、工作ノ事務ハ農商務省ニ、電信、燈台ノ事務ハ逓信省ニ、工部大学校ハ文部省ニ属セシメ、鉄道事務ハ当分ノ内内閣ノ直轄ニ属セシム。

明治十八年十二月二十二日

奉勅　　太政大臣公爵　三條　實美

京城事変の裏に袁世凱あり

金晩植の手書に其の策謀暴露

〔一二・三一、時事〕 金晩植の手書 ○十二月四日京城の騒動に引続きて朝鮮政府の更迭あり、五日も無事六日も無事の処、此日の夕刻に至り支那兵の総督袁世凱大兵を率ひて大闕に攻入り、警備の日本兵を攻撃し同時に在京城の支那商人に命令して、見当り次第に日本人を屠殺せしめたるその惨酷なる事の次第は過般掲載したる井上角五郎、今泉秀太郎両君の遭難記事中にも詳かなるが、右記事中にある如く此夕井上君等は京城苧洞の博文局に在りたるに、局長金晩植より急使として張某来り、金氏の手書を井上君に渡して急難を報じたるにより、始めて大事変の起りたるを知り、其儘日本公使館に逃げ来りたるなりと、今金晩植が井上君に贈りたる書簡の写を得たれば左に掲ぐ、

承審　旅候萬祺。仰慰々々。今聞。袁氏従宣仁門率兵而入。為有攻撃貴國公使之勢。又聞。命華商輩。將有不平之擧於貴國人。晩植與貴下。數年斡旋。今聞此事。義不可不報知。故略此不宣。詳細事。叩之于張司事。如何。

十九日　晩植

此書簡の趣に依れば、袁世凱が支那兵を率ゐて大闕に入りたるは、王宮守護の為めにあらずして、竹添公使を攻撃するが為めなりし事と、又袁世凱が支那商人等に命令して、日本人を殺さしめたる事とは甚だ明白なり、書中要句の傍に圏点を附したるは時事新報記者が注意なり、金晩植は明治十五年朴泳孝が日本に使節として来りたる時副使を勤めたる人にて、此時より既に十分事大党主義の人なりしなり。

年の暮厄払ひ経

〔一二・三一、時事〕 疫はらひましよ御疫はらひましよ ○アヽラあぶないな〳〵、今晩こよいの峠にて、三年以来の旧疫を、筆の力ではらいましよ、去る月日は矢の如く、明治十四五年のころ、文明開化の秋風に、四角な文字の返りざき、彼処のお庭をながむれば、仁義礼智の御教訓、こなたのお席の講釈に、毎度伺ふ孝経は、親の手作の青表紙、嬢さん達は格別に、努礼式さへ静〳〵と、やさしき女大学は、難有くない男子の、筆に任せた手前味噌、おかみさんは困ても、亭主のすきな赤表紙、拍子そろへて支那朝鮮、周公孔子の末孫、が久留兵衛どんに撃立てられ、内の焼けたも苦にならず、隣に出す痩腕を、頼む飴屋の事大党、豆腐にかすがい糠に釘、何を目途に安閑と、春の柳の風ならで、慶祐宮の刀風は六個の首を吹き飛ばし、側杖喰ひし日本人、あとの始末は如何ならん、是も儒の字の御利益か、アナ恐ろしの周公や、ヤレ恨めしの孔子様、あなたの教に首つたけ、かぢりついたる其の首は、ころりと落ちて国も亦、ころりと倒れん其様は、余所ながらにもお気の毒、毒性なことと云はゞ云へ、我れは隣に懲〳〵し、独り転ばぬさきの杖、文明開化の長足を、西洋流に踏しめて、三年の睡眠長くとも、此疫払がゆり起し、彼の青表紙を取上げて、西の海とは思へども、筆の払ひのことなれば、大文字筆に墨たツぷり。論語巻の初より、真黒にべたり〳〵。

明治十八年
（一八八五年）

砲兵工廠大繁忙　大晦日も元日もなし〔一・三、東京日日〕

砲兵工廠　○同廠は前号にも記せし如く殊の外の御用繁にて、昨年は一日の休暇もなく、日々午前七時より午後十時まで十五時間の就業にて、三十一日に漸やく御用仕舞となりしが、一月は一日より御呼出しにて昨二日より相も変らず午前七時より午後十時まで、同じく日々十五時間の就業の義を申付られたりと云ふ。

警保学校　新築

〔一・三、東京日日〕内務省警保局にて新築に相成りたる赤坂葵町の警保学校は、来る二月上旬を以て開校式を執行することに決定し、一両日中よりその教場の整頓等に着手せらるゝ都合にて、清浦警保局長、畠山内務権少書記官等を初めとし、警保局員又は警視官地方警部等の人々が、原書若くは訳書等により、正則変則共に警察上の学科を修習せしめん為めの設なるべし。

米相場記事に出るブルとベアの謂れ

〔一・一〇、東京日日〕熊の手下　○熊(ベール)と云ひ牛(ブル)と云ふは米国にて相場師の綽名なり、凡て売方に立ちて何でも相場を叩き下げんとするものを熊と呼び、買方に廻りて其の相場を押上んとする者を牛と呼ぶは、熊は手を以て撃ち牛は角をもて跳ね上るの技倆によりて名づけたる者とかや、是はウオール街の事なるべし、熊の大将は仲間を結び如何にもして相場を下落せしめんと手を廻はして安直を売出して見たれども、中々相手が強ければ思ふ半分にも相場に響かず、其中には仲間結合上の事なれば、十銭張りもあり合百師もありて、相談は常に喧しく手は廻りかね勝になりぬ、其の今日の相場は急に下落すべしとも思はれねば、先づ組合をときて銘々に思ひ〳〵の見込を立つべしと熊の大将が言ひ出せば、仲間の大手筋は其義尤も然るべしと同意したれども、例の鼻ッ張りの十銭ばり連中が不承知を言ひ出して折合はず、去らば各方は仲間を結びて売続くるとも勝手にせよ、我等は仲間を脱けて是より一本立の相場をなすべしと言ひたり、之を聞て十銭ばり連が押かけて、大将には今更一同を見放ち玉ふか、然る上は以来決してお味方いたし不申と云へば、大将はあざ笑つて御味方せぬも小癪千万なり、是までヤレ証拠金に差支るだの追敷に困るだのと無心ばかり云ひて金を貰に来たる癖に、ドフなりとも思ふ儘にせよと言ひ放され、連中はシホ〳〵として引下りたりと云ふ話、ソレデ市が栄えたり。

たッた二日の駈け足談判

韓国我が要求を容れて危機を脱す

〔一・一四、東京日日〕已ニ昨今ノ紙上ニ報道スルガ如ク、我ガ特派全権大使井上公閣下ニハ、十二月卅日ノ夜ヲ以テ仁川ニ着シ、本月三日ヲ以テ京城ニ入リ京畿監営ニ旅館シ、六日正午ヲ以テ朝鮮国王ニ謁見シ、七日ニハ朝鮮全権大臣左議政金宏集ニ会シテ談判ヲ開カレタルニ、彼方ニテハ尽ク我要求ニ応ジタルヲ以テ満足ノ結果ヲ得ラレ、八日ニハ之ヲ結了シ、九日ニハ其ノ条約書ニ調印シテ使命ヲ全ク畢ラレ、十日ニハ再ビ国王ニ謁シテ告別セラレ、十二日ニハ

仁川ニ着シ、十四日ニハ薩摩丸ニ乗船セラルベキ都合ナリト聞クナレバ、十六日ニハ馬關ニ着セラレ、十九日ニハ帰京アラセラル、日取ナルベシ。（下略）

十年がゝりの訴訟　八百人の不服上告

〔一・一七、朝野〕三河国碧海郡外三ケ村聯合小作人八百名へ係る、地主山中七左衛門外七名の延滞米金請求一件の訴訟は、名古屋始審裁判所岡崎支庁にて九ケ年の長きに亙り審理の末、小作人の方敗訴となりたるを不当なりとし昨日大審院へ上告せしが、書類は長持二棹に納め、代言人仁平豊次氏是に附添ひ、惣代人はじめ重立つもの六十人程出京したる由、近来珍しき多人数の訴訟にこそ。

佛国東京占領決意

〔一・一九、東京日日〕本日の横濱メイル新聞が、ルートトル会社より得たる電報なりとして掲げたる所は左の如し。

一月十七日倫敦発電

佛国宰相フエルリー公は、佛清の紛紜を定むるの唯一手段なりとして、直に東京の占領を仕遂げんと決したり。

臺灣再封鎖

佛提督宣言

〔一・一九、東京日日〕佛水師提督クールベー氏は、去る三日左の告示を鶏籠にて発せられしと、時事新報に見えたり。

今日佛国は、清国に対して報償を実行する際なれば、余は佛政府より委任せられたる権限により、一時中止したる臺灣封鎖を本月七日より我水師の力を以て厳重に施行することを布告し、且つ和親国の船舶には其船積を完備して封鎖したる場所を立ち去らしむる為めに、一日間の猶予を許すべき旨を布告す、但し封鎖したる場所の堺線は、海岸より五英里の外に及ぶべし。

一月三日鶏籠にて　水師提督クールベー

朴泳孝憎まれる

辻便所を作つたのもハイカラの一つ

〔一・二〇、東京日日〕昨年十二月四日韓京の変乱後、いづれに往きしや踪跡未だ詳かならざる朴泳孝が常に守旧党に憎まれたる由縁を聞くに、同人は前年我国に来り、日本の制度文物を目撃して大に感奮する所ありて、自国の制度風俗を改良せんと試みたり、その頃は府尹たりしを以て、京城の辻々に日本の如く便所を設け、彼の道路を以て厠にあつる陋風を改めんとし自邸には大なる浴室を建て、韓人が一月に一回か二回ならでは入浴せざる習慣を改めんとし、又その庭内は悉く西洋風に模擬し、自身は概ね洋装をなし、西洋鞍をおきたる馬に乗りて府内を通行したれば、守旧党は殊の外之を憎み、朴泳孝は国を改良するを名として、其実は王位を窺覦するの陰謀ある者なりなど、取留めざる事を以て讒謗し、遂に金陵の都尉に下だされたり、左れども尚ほ屈撓せずして国の改良に熱心したりしとぞ。又その他の韓廷の大官は、常に外出する時には三四十人の従者に警衛せしむるに、朴泳孝のみは衆人の疾悪する所となるを知れば、一層その人数をもますべきに、洋装にて西洋鞍に跨がり、単騎にて来

往す、其の胆壮には内外人ともに感嘆して措かずと聞けり。

朝鮮事件解決の条約締結

〔一・二二、官報〕 太政官第壱号 ○客歳十二月朝鮮国京城ニ於テ生起セシ事変ニ関シ、今般同国政府ニ談判ヲ遂ゲ、左ノ通結約ス。

右告示候事。

明治十八年一月二十一日

太政大臣公爵 三條 實美
外務卿伯爵 井上 馨

此次京城ノ変係ル所小ニ非ズ、大日本国大皇帝深ク宸念ヲ軫セラレ玆ニ特派全権大使井上馨ヲ簡ビ、大朝鮮国ニ至リ便宜辨理セシメラル。

大朝鮮国大君主宸念均シク敦好ニ切ニ乃チ金宏集ニ委ヌルニ全権議処ノ任ヲ以テシ、命ズルニ懲前毖後ノ意ヲ以テセラル、両国ノ大臣和衷商辨シ左ノ約款ヲ作リ、以テ好誼ノ完全ヲ昭カニシ、又以テ将来ノ事端ヲ防グ、玆ニ全権ノ文憑ニ拠リ、各々名ヲ簽シ印ヲ鈐スル左ノ如シ。

約 款

第一 朝鮮国、国書ヲ修メテ日本国ニ致シ、謝意ヲ表明スル事。

第二 日本国遭害人民ノ遺族并ニ負傷者ヲ恤給シ、暨ビ商民ノ貨物ヲ毀損掠奪セラルヽ者ヲ塡補シテ、朝鮮国ヨリ拾壱万円ヲ撥支スル事。

第三 磯林大尉ヲ殺害シタル兇徒ヲ査問捕拿シ、重ニ従テ刑ヲ正ス事。

第四 日本公館ハ新基ニ移シ建築スルヲ要ス、当ニ朝鮮国ヨリ地基房屋ヲ交附シ、公館暨ビ領事館ヲ容ルニ足ラシムベシ。其修築建建ノ処ニ至テハ、朝鮮国更ニ弐万円ヲ撥交シ、以テ工費ニ充ツル事。

第五 日本護衛兵弁ノ営舎ハ公館ノ附地ヲ以テ択定シ、壬午続約第五款ヲ照シ施行スル事。

大日本国明治十八年一月九日

特派全権大使従三位勲一等 伯爵 井上 馨印

大朝鮮国開国四百九十三年十一月二十四日

特派全権大臣左議政 金 宏 集印

另 単 （下略）

華族の婦人は何々子と称ふべし

〔一・二九、改進新聞〕 華族婦人の称呼（となへ） ○従来華族方の婦人は何子と渾て子の字を附けて称来りしに、近来に至り間々子の字を省き、単に何とのみ名乗る向もありて、華族名鑑記載方に不都合なれば、自今可成丈（なるべくだけ）子の字を附すべし、且つ目今の称名を取調差出すべき旨、其筋より各華族へ通達ありたるよしに聞く。

沢庵乱高下 日韓戦争立消で

〔二・一、東京日日〕 大坂にて、朝鮮事件の起りしよりもし開戦に至りなば、沢庵漬大根の需用は非常に多かるべし抔との明考案より、頻りに買ひ込むものありしより、忽ち価の三割四割方も騰貴したるが、或る商人の一手に五万樽程も買ひ入ければ、遂に一樽七十余銭に迄あがりぬ、然るに今度弥よ平和の局を結びたれば、又其価一時に下落し、昨今三十四五銭

にまで下落したりと云ふ、乱高下は銀貨のみならず。

水交社開館式

〔二・三、東京日日〕 前号に記載せし芝公園内へ新築の水交社は、彌々昨二日午後一時より開館式を執行せられ、社長威仁親王殿下には開館の祝詞をのべさせ玉ひ、川村海軍卿の答辞及び社員の祝詞等あり、式畢りて立食の盛宴を開かれたり。

岩崎彌太郎逝く

—三菱会社長—

〔二・九、東京日日〕 三菱会社長従五位勲四等岩崎彌太郎君は、曩に胃癌の難症に罹られ療養に手を尽されたるも其効なくて、一昨七日午後六時三十分に卒去せられたり、君享年五十三歳なりと云ふ、右に付き来る十三日午後一時に下谷茅町十一番地の宅を出棺ありて染井の墓地へ葬送せらる、神葬式にして祭主は千家尊福君、副祭主は本居豊穎君なり、(下略)

岩崎彌太郎の石棺

中は楠と檜と杉と桐の四段重ね

〔二・一五、讀賣〕 岩崎彌太郎氏の遺骸を納めし石函の中は、楠の四寸厚の柩、其次は檜の二寸厚、次は銅の落しにて、其次は杉の正目、次の肌付は桐の絲正なりと、石函の蓋には高知県下井口村従五位勲四等岩崎彌太郎、天保十五年十二月十一日出生と記せり、また墓地へ建し標木は長さ一丈六尺、巾一尺余の檜の節なしにて、是ばかりの代価百六十円なりといふ。

髑髏七百

市中から出る首切奉行苛政の跡か

〔三・六、改進新聞〕 京都三條通千本西へ入る旧土築(どゐ)と称する藪地は維新以前罪人を処刑せし処にて、此程該地を開墾せし人の話によれば首落穴と称し当時斬罪に処せられたる首を埋めたる一の穴あり、夫等の者の髑髏を近傍の墓所に移さんと掘出せしに其数七百余個を得たり。安政年間京都の東奉行たりし關和泉守といふは首奉行と綽号(アダナ)せられし人にて、五両以上の盗賊は都(すべ)て斬に処し、在職中一千五百十八人其刑に処したりと、当時の苛政思ふべし。然れば件の髑髏は全く其頃刑に処せられしが今に存在せしなりと、其の髑髏の中には元治元年七月十八日此処にて斬に処せられたる当時の勤王家平野次郎氏の髑髏もあるべしとのことにて、有志の輩は協議の上夫等の人の為め不日一の碑を建設するとの事なり。

大学制帽

学生から希望提出

〔三・一〇、郵便報知〕 東京大学にては是まで一定の制帽なかりしが、学生の体面を保持し互に品行を磨励するには、外形上に於ても一種特別の表象あるを要するものに付今度学生有志者申合せ、欧洲諸大学にて用ゆる大学帽の形を折衷し一定の帽子を製して之を用ゐ、学生の製帽に代へたき旨を東京大学綜理へ出願し許可を得たれば、近々之を用ゆる筈なり。依て教官及び職員中にも同様の帽子を

用ゆべしと云はるゝ人も多しと聞く。

日本薬局方—編纂終了—

〔三・一〇、朝野〕　明治十五年の比より内務省に於て日本薬局法編纂に着手せられしが、右は此程脱稿したる由なれば、遠からず施行せらる可しと云ふ。

米国より寄贈の　高声伝話機
数尺離れても聞えるし　十数人一緒にも聞える

〔三・一三、朝野〕　工部大学校教授工学士藤岡市助氏の去歳米国費府へ出張の節、トーマス・エイ・エヂソン氏に面し、同氏発明の高声伝話機を贈られむことを約したるに、此程工部大学校へ贈り越されたるに依り、同校にて之を実験されしに、其効用は左の如し。

輓近世界中最も発明力に富みたりとの英名を博したる米国紐育府のトーマス・エイ・エヂソン氏より工部大学校に贈進したる高声伝話機の此比到着せしに付、直に同校電気工学試験場内に於て試験されしに、其の伝ふる所の音声極めて明晰且つ高朗にして、該機を離るゝこと数尺なるも、其の云ふ所の言辞を明瞭に聞き取ることを得、又彼処に在りて微音に談話するも此所に於て之を聞き取り了解し得べし、又音楽詩吟唱歌等を試むるに、其の室に在るもの十数人をして、皆其の伝ふる所の声音を聞き、覚えず快と呼ばしめたり、実に此の電話機の働きは、通常の電磁伝話機（エレクトロ、アクネチフク、テレホウン）の比に非ざるなり。

三井八郎右衛門襲名—其の披露と祝宴—

〔三・二七、改進新聞〕　三井八郎右衛門氏　○同氏は先代高福翁の長子なるが、今度高朗と改名し同氏の総領長四郎氏が八郎右衛門と改名されしに、其の披露として此程貴顕紳士へ贈り物ありたるに付き、去る二十二日北垣京都府知事を始め書記官、収税長には、祇園中村楼へ三井高福、高朗、八郎右衛門、源右衛門、元之輔、辨藏、能勢規十郎の諸氏を招かれ報酬の宴を開かれしと同地よりの通信。

七宝焼の発明家　梶常吉の功績

〔三・二八、東京日日〕　我国の七宝焼は目下中外に声誉を得たるが、抑も七宝器は南都正倉院の宝庫に現存する八稜鏡の背に鮮明なる七宝の嵌飾あるを以ても、千余年前既に此製作ありしことを知るべし、然れども爾後絶て之を作る者なかりしに、尾張国海東郡正治村の人にて旧名護屋藩士梶常吉といへる人が初め薫金の業を営み居たりしが、二十余歳の時或る陳編中より、楽焼の法を発見し、其後又阿蘭陀焼と呼べる七宝器を獲て之を解き剖ち、其製式方法を暁るに随ひ、文政七年初て之を作らんと思ひ起しゝより多くの歳月を費し、幾回となく試験を積み、心を苦しめ、遂に能く其目的を達し、広く其製法を世間に伝へて以て今日の盛大を致せしは、実に梶常吉氏が再び七宝の製作を日本に興起したるに依れり、左れば同氏の名誉は永く我国工業の歴史に赫灼たらしむべきものなりと、或人は語りき。

神出鬼没の佛提督

三時間の砲撃で　澎湖島を占領す

〔四・三、東京日日〕　三月卅一日附を以てクールベー提督より電報を以て、左の澎湖島占領の電報を佛国政府へ送りたる趣、昨日香港より東京佛公使館へ電報達したりと云へり。

余は去る廿九日に於て、三時間の砲撃を以て澎湖島を占領し、塁塞砲台を破壊し、遁走したる清兵の諸営を取りたり、我軍死傷甚だ少く、清兵死するもの頗る多し。

クールベー提督は、何時の間に澎湖島に向ひしか、吾々は未だ曾て知らざる処なりしが、今突然此報に接し、実に提督の進退の迅速にして出没自在に清兵を苦しむる技倆には驚かざるを得ず。

英国、朝鮮巨文島を占領か

極東の英露関係ますく険悪

〔四・一四、改進新聞〕　四月十一日午前十一時十五分上海発英軍艦アガメノン号がハミルトン港（巨文島）を占領したるとの風聞あり、或は未遂ならんか。英国軍艦が巨文島を占領して、同島に其国旗を掲げたりとの風説ある由は、既に去る十日の本紙上に記せしが、今此電報によれば右の英国軍艦とは有名なるアガメノン号なりと知らる。同艦は此度本国より香港に来り、同所にて何か封印したる儘の訓令書を受取り、三月二十三日には同港を出発すべき筈にて石炭七百噸を積入れたるが、右の秘密訓令書とは巨文島占領の事なりしならんかと思はる。尤も此電報にも風説とあり、未だ確実なることは云ひ難ければ又通信者も未遂ならんとの疑ひを存したる程なれば、未だ確実なることは云ひ難けれ共、一昨々夕発兌のヘラルド、ガゼット二新聞にも又同様の事を載せ（尤も是等の新聞には、アガメノン号が同島に行きたる由を記せず）、又我々が信ずべき筋より聞得たる所にては、此事は確実ならんとの事なれば、多分無根の風説に非るべしと信ず。（中略）先日より本紙上に記載せる如く目下英露両国の関係は日増に切迫の勢ひにて、露兵と阿富汗人との間には既に戦端を開きたりとの報ある程なれば今度の模様次第にては両国間の大戦争となるも測られず、斯る有様なるに、露国の軍艦は既に濟州島の近海に出没して頻りに同島に注目する景色なれば、英国も之に相応する土地を其の近傍に得て、一には石炭兵糧等の貯蔵所となし又一には近海に於て露艦の運動を控制するの便に供せざるべからず、左れば英国は今度此等の目的にて同島を占領したるものなるべし。一説には、英艦が同島を占領したるは、始終之を英属とするの意にはあらずして、全く朝鮮政府より之を借用するの見込なるべしと云へり。

朝鮮のキーサン　官妓となつた謂れ

〔四・一九、朝野〕　朝鮮の妓生は必ず官禄を受るゆゑ之れを官妓と名づく、昔時も妓と称するものはありたれども官妓とは呼ばざりしに、壬辰年中、日本との戦争ありしとき、平壌の妓月仙と、晋州の妓論介とは、忠義の心を抱て自ら倭将に捕はれ、毒酒を進めて其将を殺しゝかば、其後両妓の廟を建て、毎年五月三十日を以て祭典

を行ひ妓生（キーサン）に禄を与へて官妓と称するに至りしなりと。

全国を分つて七軍管とする
鎮台条例公布せらる
先づ差当つて六軍管十二師団制

〔五・一八、官報〕　太政官第弐拾壱号〔陸軍省・司法省・府県へ〕
明治十二年（九月）第三拾三号達鎮台条例左ノ通改正候条、此旨相達候事。

明治十八年五月十八日

太政大臣公爵　三條　實美

鎮台条例

第一章　総則

第一条　日本帝国陸軍彊域ノ区画ハ地勢ニ依リ人口ヲ量リ、全国ヲ分テ七軍管トナシ、一軍管ヲ分テ二師管トナシ、各軍管ニ鎮台ヲ置キ、各師管ニ営所ヲ置キ、以テ府県ト相対峙シ其管内ノ静謐ヲ保護シ、併テ守備ノ計画、軍隊ノ管轄、壮丁ノ徴募ヲ掌ドラシム。

第二条　各軍管ニ常備、後備ノ二軍ヲ置キ其常備兵ヲシテ鎮台営所分営及ビ要塞ニ屯駐セシム。

第三条　凡ソ鎮台ニハ司令官即チ師団長一名ヲ置キ、中・少将ヲ以テ之ニ任ジ、其軍管内ノ軍令ヲ董督シ軍政ヲ総理ス。営所ニハ司令官一名ヲ置キ、其地所在ノ旅団長ヲシテ之ヲ帯バシメ、鎮台司令官ニ隷シ其師管内ノ事務ヲ区処ス、但鎮台所在地ノ師管ニ営所ヲ置カズ、其事務ハ直チニ鎮台ニ於テ執行ス。〔中略〕

七師管彊域表〔要略〕

第一軍管　東京鎮台
　第一師管　東京（分営高崎）　第二師管　佐倉
第二軍管　仙台鎮台
　第三師管　仙台（分営新發田）　第四師管　青森
第三軍管　名古屋鎮台
　第五師管　名古屋（分営豊橋）　第六師管　金沢
第四軍管　大坂鎮台
　第七師管　大坂（分営大津）　第八師管　姫路
第五軍管　広島鎮台
　第九師管　広島　第十師管　松山（分営丸亀）
第六軍管　熊本鎮台
　第十一師管　熊本　第十二師管　小倉（分営福岡）
第七軍管　〔空白。追テ撰定とある〕

各地飢饉の惨状

〔五・一九、朝野〕　各地の惨況を略記すれば、秋田県仙北郡金澤村江州八幡等は二三日間絶食者多く、新潟県長岡にては路傍に食を乞ひ甚しきは餓死せんとする有様に付、有志者は協力して救助せり、兵庫県淡路にては困窮の村日に増加し、内赤貧者は北海道へ移住せむとす、茨城県猿島郡辺は困難者多く、豪家の尽力にて僅かに一命を繋ぎ居れり、京都二條外堀には投身多く為めに交番所を設けらる、且同府下は乞食多く入り込み、昼は橋上に袖乞し夜は橋上に露臥し、又貧のため棄子多し、福井敦賀地方は強盗非常に増加せり、滋賀県

西近江比叡山下近村の農民は県庁より粥を施されしにて露命を繋げり、同県愛知郡大町村××千五百人余の内八九分は戸長へ詰め掛け、甲は二日、乙は三日間絶食せりとて泣付きしより慈善家は米と薪とを施せり、三重県阿拜郡深溝村は戸数六十戸計りにて卅戸余は有志者より粥を貰ひて食し居れり、愛知県西春日井郡各村は貧民日日増加に付有志者は粥を施与せむと協議中、但馬国出石郡出石町は新乞食多く出現せり、千葉県銚子港伊貝村は去る四月初め飢饉に迫るもの三百人計ありて、粥を施与せし後追々其人員増加し、同月下旬に至りては千四五百人となり施与も続き兼ね、三十日間程にて止めたりと、其後は如何せしや、和歌山県那賀郡は人口八万人あり、粥を啜るもの二万人にして飢饉に迫る者三千余人なり、大分県大分よりの報中、近在近郷は皆食尽て只餓死を待つが如し、群馬県前橋高崎市街は豆腐殻を常食とし、又此程赤城山麓にて小児二人餓死したりと云ふ、徳島県那賀郡辺は将に餓死せむとするもの千二百余人、鹿児島県日置郡は餓死するもの甚だ多し。

現今日本十傑指名の当選者

〔五・二〇、今日新聞〕 日本十傑指名 ○予て諸新聞を以て広告せし現今日本十傑の指名は幸ひ諸君の賛成を得て、去十五日限り到達せし投票は一千四百零六通の多きに至れり（〆切後に達せしものは没書とす）。

依て此指名書につき各々点数を計算して左の最高点者十名を得たれば、催主は此方々を以て日本現今の十傑と定めたり、其姓名は左の如し。

問題	指名	点数
政治家	伊藤博文君	（九二七）
軍師	榎本武揚君	（四二三）
学術家	中村正直君	（五九二）
法律家	鳩山和夫君	（六一八）
著述家	福澤諭吉君	（一、一二四）
新聞記者	福地源一郎君	（一、〇八九）
教法家	北畠道龍君	（四八六）
商法家	澁澤榮一君	（五九六）
医師	佐藤進君	（五六五）
画家	守住貫魚君	（四五九）

（下略）

朝鮮の奇習 〔五・二一、朝野〕 朝鮮の風習 ○飲銅 婦人懐胎して、其胎児男子なりと想像するときは、其母は銅を磨りて其粉末を食物に和し之を食ふ、其子生るゝに及びて果して男子なれば、銅粉を乳汁に混じて飲ましむ、蓋し銅は男子の気力を養ふの効ありと云ふ俗言を信ずるに依るなり。

石香 石炭は渓間或は海岸に露出するものあれども国人は其用を知らず、之を石香と名づけ白檀沈香と同じく仏前に供し来りしが四五年前より日本人等が燃料に用ふるを見て初て其用を知り石香といふ名称も漸く消滅するに至れり。

不植桃 春時桃花を愛することは、日本、支那に異なる所なしと雖ども、俚俗に桃花は邪鬼の憑るものなりとて、門内には決して之

を植うることなし。
　高麗葬　往古高麗と称する時代に在ては、国人長寿にして大概百五十余の高齢に達し尚死するの期なく、老耄極りて小児の如くなり、子孫も殆ど持て余し、地を掘り廬を結び、其中に両三日間の食物及び其老人が平生嗜みたる物品等を供へて、生ながら之を放棄したりと云ふ、現今好事家の愛玩する古器物は、多くは高麗葬の塚より掘り出だしたるものなりと、又人を罵詈するに、日本にて擲り殺すぞと云ふを、朝鮮にては高麗葬にして遣るぞと云ふなり。

韓国の独立承認と日清約款

京城事変の惨禍を一転して

東洋和平の緊楔は作られたり

〔五・二八、東京日日〕　日清約欵　○吾曹が読者諸君と共に其発表を竢ちたる日清約欵は、昨夜本紙を印刷に附したる後ち官報号外を以て告示せられたれば、本紙の附録として不取敢之れを読者諸君に報道す。
○太政官第三号
客歳十二月朝鮮国京城事変ノ際、日清両国交渉ノ事件ニ関シ今般清国政府ト談判ヲ遂ゲ、左ノ約書ヲ締結シ且照会書ヲ領収シ、以テ其事局ヲ結了ス。
　右告示候事。
　明治十八年五月廿七日　　太政大臣公爵　三條　實美
　　　　　　　　　　　　　外務卿　伯爵　井上　馨

大日本国特派全権大使参議兼宮内卿勲一等伯爵　伊　藤
大清国特派全権大臣太子大傅文華殿大学士北洋通商大臣兵部尚書直隷総督一等粛毅伯爵　李
各々奉ズル所ノ諭旨ニ遵ヒ公同会議シ専条ヲ訂立シ、以テ和誼ヲ敦クスル有ル所ノ約欵左ニ臚列ス。
一、議定ス、中国、朝鮮ニ駐紮スルノ兵ヲ撤シ、日本国、朝鮮ニ在リテ使館ヲ護衛スルノ兵弁ヲ撤ス、画押蓋印ノ日ヨリ起リ四ケ月ヲ以テ期トシ、限内ニ各々数ヲ尽シテ撤回スルヲ行ヒ、以テ両国滋端ノ虞アルコトヲ免ル、中国ノ兵ハ馬山浦ヨリ撤シ、日本国ノ兵ハ仁川港ヨリ撤去ス。
一、両国均シク允ス、朝鮮国王ニ勧メ兵士ヲ教練シ、以テ自ラ治安ヲ護スルニ足ラシム、又朝鮮国王ニ由リ他ノ外国ノ武弁一人或ハ数人ヲ選傭シ、委ヌルニ教演ノ事ヲ以テス、嗣後日中両国均シク員ヲ派シ、朝鮮ニ在リテ教練スルヿ勿ラン。
一、将来朝鮮国若シ変乱重大ノ事件アリテ、日、中両国或ハ一国兵ヲ派スルヲ要スルトキハ、応ニ先ヅ互ニ行文知照スベシ、其事定マルニ及デハ仍即チ撤回シ再ビ留防セズ。
大日本国明治十八年四月十八日
特派全権大使参議兼宮内卿　勲一等伯爵　　伊藤博文　画押
大清国光緒十一年三月初四日
特派全権大臣太子大傅文華殿大学士北洋通商大臣兵部尚書直隷総督一等粛毅伯爵　　李　鴻　章　画押

照会（下略）

帝国財政の鞏固を図るべく
不換紙幣を一掃す

〔六・七、東京日日〕紙幣交換布告　〇我帝国政府ハ昨六日太政官第十四号ヲ以テ紙幣交換ノ事ヲ布告セラレタリ、其ノ布告ハ吾曹直ニ之ヲ昨夕ノ紙上ニ登載シテ読者ニ転報シタリト雖モ、其事体重大ナルヲ以テ更ニ之ヲ左ニ再載スベシ、其ノ布告ノ文ニ曰ク、
政府発行ノ紙幣ハ、来明治十九年一月ヨリ漸次銀貨ニ交換シ、其交換シタル紙幣ハ之ヲ消却スベシ。
但交換ノ手続ハ大藏卿之ヲ定メ、日本銀行ヲシテ其事務ヲ取扱ハシムベシ。（下略）

六十軒に釜三個

〔六・八、東京日日〕鹿児島県下鹿児島の近傍なる沖之村は、分けて窮民の多きところなるが、戸数六十余戸の内僅かに釜の三個ほどあるのみにて、六十余戸は順次にその三個の釜を使用して各家の需用にあて居れば、其窮迫の状思ふべしと同地の新聞に見えたり。

皇族も御通学不可
庶民と一般待遇の海軍兵学校

〔六・一二、東京日日〕海軍兵学校の生徒は是迄、皇族に限り特別を以て通学を許され来りしが、追々校則も改正相成り、今は何族を問はず一般入舎の事とせられ、現に華頂、梨本の両若宮にも同校に寄宿遊ばさるゝ事となり、掛り官はせめては見苦しからざる迄に一室内を修繕せんと既に着手せられたるを、伏見、北白川の御親戚より別室修繕等の儀は無用にせられたく特遇は却て教育の妨げなれば、一般の生徒同様の扱ひに頼むとの御依頼にて、竹の園生の末葉まで人間の胤ならじと云ひし御身も、通常生徒と同室に在するよしなり。

伊太利で浮世絵愛翫

〔六・一六、自由燈〕西洋にて美術の元祖絵画の本家とまでに称へらるゝ伊太利人は、兎角に我が享保年間に出版せし浮世絵に自然の雅致あるを愛玩なし、一枚五六銭にて買ひ求め之を本国に送りしところ、此の頃需要者の多きにつれて一枚二十銭内外の相場にまで騰貴したるより、府下の古本仲間は互に手を分けて右の買出しに廻り居るとのこと。

清佛条約十箇条

〔六・一七、東京日日〕佛清和約十ケ条の要点は一昨々日の本紙に掲載して読者の覧に供せしが、今又た其詳細なるものを天津の電報に得たれば之を左に掲ぐ。
六月十五日午後二時五十分天津発電報
佛清条約の要点左の如し。
第一条　佛国は東京及其境界に於て秩序を保持するの責に任じ、清

国は東京と廣西、廣東、雲南の三省との間に在る境界に付同様の責に任ずべし、而して犯罪者交付条約は今後之を訂定すべし。
第二条　佛国幷に安南の間に何等の条約を結ぶとも、清国に於て之を干渉せざるべし、尤も佛国の方に於ては、右条約中に清国の名声を傷害すべき箇条は一切之を差加へざることを約す。
第三条　佛清両国は本条約へ記名の日より六ケ月内に、東京幷に清国間の境界を区定する為め委員を派遣することに同意せり。
第四条　境界線区定の後は、佛清両国より其臣民へ該線超過の為め通行旅券を下附すべし。
第五条　清国は境界に於て貿易市場二ケ所を定め、各所に税関を設立し、佛国は該所に領事をおくべし、且つ清国亦東京に於て重要の都府に領事をおくべし。
第六条　東京と廣西、廣東、雲南三省との間の内地通商条約は、本条約へ記名の日より三ケ月内に、其の為めに命ぜられたる委員に於て之を取極むべし。
第七条　佛国は東京に於て通路幷に鉄道布設のことに可成速に着手すべし、且向後清国に於て鉄道を布設せんと欲せば、清国は右布設の工事を佛国に註文すべし。
第八条　本条約は十ケ年の後に改正すべし。
第九条　本条約へ記名の後海上にて船艦捜索を廃止すべし、而して佛兵は直に鶏籠を引揚げ、且一ケ月の後には臺灣幷に澎湖島を退去すべし。
第十条　本条約の批准は北京に於て之を交換すべし。

海軍は麦飯　脚気患者一人もなし

〔六・二五、東京繪入〕　海軍にては本年の一月以来、各艦営をはじめ監獄に至るまで、悉皆麦飯を食料となせしに、当今に至りては一人も脚気症に罹るものなく、偶々之あるも皆再感のものなりと。然すれば麦飯の効あるも再感は是非もなきか。

コンゴー自由国創立せらる

〔六・二六、官報〕　公果自由国創立ニ関シ、倫敦府知事ノ奏詞幷ニ白耳義皇帝ノ勅答（五月五日刊行倫敦タイムス）
公果自由国創立ノ事ヲ賀スルタメ、倫敦府知事ハ昨四日白耳義皇帝ニ謁見シ、左ノ奏辞ヲ呈シタリ。
謹ミテ奏ス、陛下今回亜弗利加ニ於ケル蒙昧ノ地ヲ開キテ文化ノ域ニ致サンガタメ、公果自由国ヲ創立セラル、誰カ其ノ事業ノ偉大ナルト、其ノ利益ノ洪渥ナルトヲ称讃感謝セザラン。夫我ガ倫敦府ハ常ニ宗教道徳及通商貿易ノ進歩ニ対シ、一大関係ヲ有スルモノナリ、今ヤ陛下大義ニ依リ、正理ニ基キ、公果地方ニ於テ奴隷ヲ廃シ教育ヲ興シ、商工ヲ勧ムルノ基ヲナシ、儼然タル政府ヲ建テラルヽハ誠ニ公明正大ノ挙ニシテ、其ノ功実ニ大ナリ、是余ガ茲ニ倫敦全府ノ人民ニ代リ、感謝セザルヲ得ザル所以ナリ。
聞ク所ニ拠レバ、陛下嘗テ人ニ語リテ曰ク、凡辺僻ノ地ニ居リ、未文化ノ沢ニ浴セザル人民ハ、宜ク憫察スベシト宣ハレシト。嗚呼陛下ガ今回公果ニ関シテ行ハレタル所ハ、即此ノ語ノ実ヲ表セ

ルモノナリ云々。
是ニ於テ皇帝ハ左ノ勅答ヲ賜リタリ。（下略）

獨逸、墺伊とガッチリ組む
欧洲外交の興味三国同盟に聚る

〔七・一、東京日日〕英国政府の外交政略に於て、墺獨伊の三国は密着の同盟をなしたりとは、昨日の紙上にて公けにしたる倫敦の電報に見えたる所なるが、横濱ヘラルド新聞は此電報に就て考案を下して曰く、此電報に云ふ所は蓋し事実なり、ビスマルク公は英国に於て保守党が政局に臨みたるとにつき、満足の意を表するとを猶予せざるなり、電文を以て推せば三国の同盟は即ち英国外務省の政略を助くるの目的に出でたるならん、去れば露国の希望は之が為に挫かれて孤立恃なきの地に立つに至るべし、然れども十分の確説を為すには尚ほ詳報を待たざるべからずと云へり。（下略）

南洋諸島に関し英獨の協約

〔七・三、官報〕英獨ノ南洋諸島ニ関スル協約（五月九日刊行澳国ノイエ・フライエ・プレッセ）○南洋西部諸島ノ件ニ関スル英国及獨逸国ノ委員ハ、近頃該諸島ノ事務殊ニ通商上ニ関スルノ事務ニ就キテハ、両国互ニ同一ノ政治ヲ施行セン事ヲ議決シ、左ノ諸件ヲ協約シタリ。

何等ノ件ニ対シテモ両国ノ人民同一ノ権理ヲ有スルヿ。保護税ヲ課スベカラザルヿ。両国互ニ船舶ノ運動ヲ妨止スベカラザルヿ。兵器弾薬及火酒ヲ販売スベカラザルヿ。サロモン諸島、新ヘブリーデン諸島、フロインドシヤフト諸島及シツフエル諸島ヲ共同営業地トナスヿ。該諸島ノ独立ヲ害セザルヿ。サモアニ関スル各問題ハ暫ク議定セザルヿ。フイヂー委員ノ報告ニ関シテハ三名ノ獨逸人ニ五万円ノ報酬金ヲ与フルヿ。

（六月九日官報外報欄内参看）

地主六分小作四分　各地小作慣行調査

〔七・八、朝野〕県下各戸長役場にては頃日小作慣行調査中なるが、先づ小作人と地主との収穫割合は小作人五分地主五分より、小作人三分五厘地主六分五厘迄にして、平均大概小作人四分地主六分、尤も畦畔等に植付けたる大豆類は、此余分にして悉皆小作人の所得なりと云ふ、又県下に於て小作証書を取り置く地主は甚だ少なしとの事、且其貢米も穀物不出来の凶年には幾分か減少し、一層甚しき凶年には悉皆免除するの慣行ありと云ふ。〔福井通信の一節〕

不景気にもがきぬく此の折から
——天譴何ぞ苛烈執拗なる——
暴風豪雨五畿五道に亙る

〔七・一〇、東京日日〕全国ノ洪水　○吾曹ガ陸続各地ヨリ接到スル所ノ通信ニヨレバ、去月三十日ヨリ本月一日ニ掛テノ洪水ハ、殆ド全国ニ普及セル者ナリト云ハザル可カラズ、西海、南海、山陽、山陰、五畿、東海、東山ノ諸道ハ皆多少災ニ罹ラザル所ナシ、山陰、

北陸ヨリシテ両羽ニ渉リ、函館ニ至ルノ西海岸ノ降雨ハ左ホドニ強カラザリシカドモ、暴風ノ為メニ田園村落市街港湾ノ損害ヲ被レルヿ敢テ洪水ニモ劣ラザルガ如シ、諸府県ヨリノ報道ヲ将テ之ヲ我東京ニ比スレバ、東京ノ水害ノ如キハ其災ハ猶軽シト云フベキナリ、市邑ノ中ニモ尤モ水害ノ重キハ大坂ニシテ之ニ次グモノハ西京ナリ、次デハ久留米、熊本、岡山、鳥取、大垣、伏見ノ諸所ナルベシト思ハルヽナリ。

五畿内ヲ見レバ、山城国ニハ宇治川、桂川、加茂川、木津川ノ水害アリテ西京及ビ伏見ヲ初トシ、乙訓、宇治、久世、相楽ノ諸郡ハ尤モ其ノ災ヲ被リタリ、大和国ニハ大和川ノ溢流ノ為メニ、添上下両郡ヨリ郡山近傍ヲ災シ延テ大坂ニ及ボシタリ、其中ニモ尤モ激シキハ淀川ノ洪水ニテ、河内国ハ枚方ノ堤防ノ潰裂シタルガ為ニ、茨田、交野、志紀、讃良、澁川、河内、若江、丹北ノ諸郡ハ殆ド一面ノ水トナリヌ、然ルニ淀川ノ水害ハ敢テ玆ニ止ラズ、攝津国ハ東成住吉ノ二郡即チ大和川以北ハ一円ノ水ト成リ、島上、島下、西成ノ三郡ヲ浸シタリ、大坂ノ市中ニモ内外船場、島ノ内ヲ除クノ外ハ概ネ皆水ヲ被リ、大坂全都ノ洪水ト云フベキ惨状ヲ見タルヿ我ガ連日ノ紙上ニノセタルガ如シ、而シテ大坂ヨリ神戸ニ達シ、西京ヨリ大坂ニ達スルノ鉄道線路モ亦聊カ其災ヲ受ケタリト云ヘリ、然ラバ則チ五畿ニテ今日マデ先ヅ差シタル水害ヲ被ラザルハ和泉ノ一国ノミナル歟。

東海道ヲ見レバ先ヅ伊賀国ハ服部川幷ニ阿拜、山田両郡ノ諸川暴漲ノ災アリ（六月十七日ノ大雨出水ノ割合ニハ損害ハ少ナカリキ）、伊勢国ニテハ安濃川ノ満水ニ堤防ヲ壊リ、桑名、長島近傍ハ田畑人家トモ一円ノ浸水ナリ、町屋川、員辨川モ出水シ、松坂川ハ同ク堤防切レテ松坂ノ大橋ヲ流シタリ、尾張国ハ東山諸川ノ流注スル所ナレバ、争デカ此度ノ難ヲ免ガレンヤ、木曾川満水ナル上ニ庄内川ハ是迄ニナキ大水ニテ沿岸ヲ災シ、名古屋城ノ如キモ亦損所ヲ生ジタリ、三河国ニテハ矢矧川ハ七合五勺以上ノ出水、大平川モ満水シ、遠江国ニテハ天龍川、大井川暴漲シ、大代川、野谷川等皆溢レ、駿河国ニテハ安倍川、富士川、狩野川、巴川、興津川皆洪水シテ其災少カラズ、甲斐国ニテハ笛吹、釜無、相模ニテハ相模、酒匂ノ諸川暴漲シテ堤防橋梁損ジタリ、武蔵国ニテハ東京ノ出水ヲ初メトシ、多摩川、利根川、荒川、江戸川、烏川等ノ出水シタルガ為メニ多少其災ヲ被ラザルノ郡ナシトス、下総国ハ江戸川筋關宿ノ水位甚高カリシガ為メニ、堤防処々ニ破潰シテ沼川ノ耕地ヲ害シタリ、加フルニ利根川ノ堤防ノ、香取郡神崎橋向地先ニ潰裂シタルヲ以テ洪水氾濫シタリ、此分ニテハ志摩、伊豆、上總、常陸モ亦水害アリシ事ト思ハルヽナリ。

山陰、山陽ノ両道ハ未詳細ノ報ニ接セザレドモ、既ニ五月六月ノ間ニ於テ各地ヨリ水害ノ報道ニ接シタレバ、其最後ノ水災ヲ免ガレザルヿ知ルベキナリ、（下略）

外山正一の抜刀隊の詩

軍歌となる

〔七・一五、東京横濱毎日〕曾て外山正一氏が、新体詩抄中にものせられし抜刀隊の詩は、今度我国の軍歌となすとに定め、此程よ

り教導団軍楽隊の教師佛人ルルー氏が、大中小の喇叭にて調子を添へ、楽手八十名に唄はせしに頗る面白く又た此事叡聞に達し時々御好みあらせ玉ふといふ、右の軍歌は左の如し。

我は官軍我敵は、天地容れざる朝敵ぞ、敵の大将たる者は、古今無双の英雄ぞ。

之に従ふ兵（ツワモノ）は、共に慓悍決死の士、鬼神に恥ぬ勇あるも、天の許さぬ叛逆を、起しゝ者は昔より、栄へし例しあらざるぞ。

敵の亡ぶる夫れ迄は、進めや進め諸共に、玉ちる劒（ツルギ）抜き連れて死する覚悟で進むべし。

割引の上に景品　三菱共同の喧嘩

〔七・一七、自由燈〕　割引の外にお菓子進上　○神戸の新聞に曰ふ、三菱、共同両会社の競争はいよ〱甚だしく、乗客賃銭六七割の割引は已に過般来の事なれど、此の日頃北海道移住民或は募集兵卒等の数百人の乗客ある時は、一人の賃銭五十銭位にても乗船せしむる上に、尚ほ又た両三日以前より三菱会社はその三菱の標を押したる大いなるカステーラ、共同運輸会社は是れも社の印ある白砂糖の如き菓子を各乗客に与ふるよし、此の向にては此の先きだん〱増長して、遂には下等客にはフラン毛布一枚づゝ、上等客へは金時計一ケづゝを与ふることになるかもしれず云々。

銅山の現況

〔七・一七、時事〕　我国の鉱産物には金、銀、鉛、鉄の諸鉱も多けれども其の最も主要なるは石炭と銅との二にして、工学士的場中氏の説に拠れば、去る明治十四年中日本国の銅の産出は凡そ四千七百噸にて同く輸出高一千三百噸許りなるが故、我国の銅は半数以上内国の需用に終り、外国に出るものは僅に産額の四分の一にすぎざるなり、尤も銅の産出は年を逐ふて次第に増加し、明治七年より十四年に至る八ケ年間に産出高二倍余の進歩を為したれども、外国輸出高はこの八年間毎歳些少の増減あるのみにて一向に増加せず、又我国銅鉱の産地は普く全州に亘り、一県一国として銅鉱を産出せざるの所無く、銅山借区の類は全国を通じて総計七百五十六箇所の多きに及べども、右の内過半は唯借区の名あるのみにて産出の実なく、尤も稍々著明なる銅山の所在を挙ぐれば東北陸羽より京攝地方に及ぶの間は国の脊梁ともいふべき中央の山脈及びその北面に産し、是より以西は山陰、山陽、南海の三道にまたがりて大に産出多く、夫より西辺に至るほど漸く減少して西海道に入れば幾んどその跡をたつの有様なり、又北海道の如きは未だその捜索往届かずと雖も、諸学士の検定にては銅鉱の産出地として望を属するに足る者は絶てなかるべしと云へり、銅の産出の多寡に就ては各府県の優劣を見るに、愛媛県は全国中第一番にして、次に秋田、次に岡山、大坂、島根、福島、福井、栃木等の府県なりと。

伊豆のクサヤの干物

〔八・一二、朝野〕　伊豆諸島の干物（俗にクサヤと云ふ）は一種特別の製法にて、塩溜と称する一の大箱を備へ、其塩水は十五六年乃至三四十年も貯へ置くものにて古き程製造家の名誉なり、此塩水の中に新鮮の魚を投じ製造するものなるが、嗜好人は同島の産に限

るとて痛く賞味し、売捌け方頗る善かりしに、近年衛生学進歩し、健康上に害ありとの説に嗜好人も漸く減少し製造家も大に困却せしが、自ら招くの禍にて致方なき次第なり、されど東京府庁の諭達に依り此度該製法を廃して新鮮の製法に改良したれば、需用者供給者ともに、此害を受けざるに至るべしとの事。

教育令 改正発布せらる

〔八・一二、官報〕第弐拾三号 ○明治十三年十二月第五拾九号布告教育令左ノ通改正ス。

但明治十四年七月第三拾八号布告中、教育令第九条トアルヲ教育令第八条ト改メ、同十五年十二月第五拾六号布告ヲ廃止ス。右奉勅旨布告候事。

明治十八年八月十二日

太政大臣公爵 三條 實美

文部卿 伯爵 大木 喬任

教育令

第一条 全国ノ教育事務ハ文部卿之ヲ統摂ス、故ニ学校教場幼稚園書籍館等ハ公立私立ノ別ナク皆文部卿ノ監督内ニアルベシ。

第二条 学校ハ小学校中学校大学校師範学校専門学校、其他各種ノ学校トス。

第三条 小学校及小学教場ハ児童ニ普通ノ教育ヲ施ス所トス。

第四条 中学校ハ高等ナル普通学科ヲ授クル所トス。

第五条 大学校ハ法学理学医学文学等ノ専門諸科ヲ授クル所トス。

第六条 師範学校ハ教員ヲ養成スル所トス。

第七条 専門学校ハ法科理科医科文科農業商業職工等各科ノ学業ヲ授クル所トス。

第八条 各町村ハ府知事県令ノ指示ニ従ヒ、独立或ハ聯合シテ其学齢児童ヲ教育スルニ足ルベキ一箇若クハ数箇ノ小学校、又ハ小学教場ヲ設置スベシ。

但本文小学校又ハ小学教場ニ代ルベキ私立小学校又ハ小学教場アリテ、府知事県令ノ認可ヲ経タルトキハ別ニ設置セザルモ妨ゲナシ。

第九条 凡児童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ学齢トス。

〔下略〕

日本最初の 専売特許

〔八・二〇、中外物価新報〕本年七月一日より専売特許条例の施行ありし以来、出願人随分多かりし由なるが、本月十四日に至り始めて専売権を特許されたる人名発明品等は左の如しと云ふ。

専売特許証の番号	発明	出願者の氏名	府県名
第一号	堀田錆止塗料及其塗法	堀田 瑞松	東京
第二号	生茶葉器械	高林 謙三	埼玉
第三号	焙茶器械	同 人	同
第四号	製茶摩擦器械	同 人	同
第五号	稲麦扱機械	宮本孝之助	東京
第六号	工夫釵	山本熊太郎 松井兵次郎 黒田伊三郎 大津百太郎	東京

第七号　勾帯　　　　杉村儀兵衛　　同

大院君帰国に内外の悩みあり

〔八・二三、東京日日〕　朝鮮の大院君が、近日帰国せられんとて既に天津まで罷り下られたる事は前号にも記載せしが、君は当今の后妃及び外戚閔氏とは讎敵の間柄なれば、后妃は同君の帰国ある事を憂慮あらせて、頻りに尼ともなりて此世を遁がれんと望まるゝよし、上海辺りにて風聞せり、其実如何あるべきか。又た大院君も頓かに帰国ありては民情も如何あらん歟と、李鴻章なども心配せしと見え、先づ提督丁汝昌を朝鮮に派遣し、大院君不日帰国あるべき旨を朝鮮国に報道し、其人情を視察して彌々大丈夫と認むるときは、君を送り帰へさるゝ手筈なりと云へり。

鹿児島県甑島の惨状　飢餓で一島全滅状態

〔八・二八、朝野〕　鹿児島県甑島の人民は近来飢餓に迫り、一ト方ならざる惨状を呈せし趣は予て聞く所なるが、同島の惨状はますます甚しく、既に餓死したるもの三人あり、又餓死同様病死するもの数ふるに遑まあらざる程にて、現に瀬々の浦の如きは戸数僅かに四十余戸なるに、病死せし者三十九人の多きに上りしと、今之れを一戸五人宛とすれば殆むど五分一に当る割合なり。偖何故に斯く病死する者多きやと云ふに、近比穀類とては一切食するを得ず、唯だ草根木皮などに頼りて今日の露命を繋ぎ居り、是さへ既に食ひ尽して目今は人間の食する能はざるものを食し、遂に下痢を起したるに原因せりと、本年八月二十日の鹿児島新聞に見えたり。

沙門の六根汚染して霊験益々アラタカ　方丈に大黒様を安置　管長怒つて十月限り撤去を命ず

〔八・二九、朝野〕　大黒の厳禁　○我邦の沙門は近来一種の神を信じ窃に方丈の中に安置す、之を大黒と云ふ、此大黒は深夜利益を与ふるとは聞けど福利を授くる事はなく却て若干の賽銭を貪ぼるのみなりしが、沙門の六根汚染するに随ひ、次第に其威光を増して執事の職を奪ひ、衣服の洗濯庖厨の調理に止まらず、寺中の雑務は一切引受くるに至りたれば、衆生を彼岸に済度する身分にて、斯る淫神を尊敬するは不都合なりと、曹洞宗にては管長より数年論達されしかども慈悲の涙と煩悩執着の妄念とに暗まされ、殺活自在の妙手もて此淫神を打破すること能はず、矢張仏壇の後などに隠し置きしが、今度更に管長よりの厳達にて、来る十月を期し放逐せずば、屹度処分する所あらむとの事なり、末世の今日とは言ひながら、最早妄執を去り清浄の心身に立戻りさうなものと、拂子(ホッス)を携へたる或禅師の語られき。

徳島県窮民　飢餓に迫る八万人

〔九・三、朝野〕　徳島県下にて目下飢餓に瀕する窮民の数を其筋に於て調査せられたるを聞くに、八万千五百二十四人にして、全管内の人口に比例すれば殆ど十分の一、二を占むと云ふ、且つ其営業に就きて区別すれば左の如し。〔原文数字に誤がある〕

農業二万六千八百二十三人、工五千五百五十三人、商五百八十四人、漁四千二百八十四人、無職三千七百四十六人。

又其救助の為め町村費の支辨に属せし金額の数は、金二千九百十六円七十四銭九厘○米百廿六石三斗四升五合、麦百十一石三斗九升二合六勺（此代千二百七十七円五十一銭一厘）、合計四千百九十四円三十九銭一厘。

又有志者の義捐に係りたるは金二千四百卅五円廿三銭九厘○米九百七十七石七斗八升二合、麦千七百十三石九斗七升七合、キリイモ一石二斗、蕃薯廿斤（此代一万五千九百五十円九十九銭四厘）○合計二万百四十五円二十八銭四厘。又地方税中備荒儲蓄金より給与せしは一万二千三百九十円八十一銭九厘。以上合計三万三千五百三十六円四十銭六厘なりと云ふ。

皇后宮の令旨を奉戴して
華族女学校　新設さる

〔九・五、官報〕宮内省達〔華族一般へ〕華族女学校規則左ノ通相定候条、此旨相達候事。

明治十八年九月五日　　　　宮内卿伯爵　伊藤　博文

華族女学校規則

第一章　通則

第一条　本校は皇后宮令旨に依りて建設し宮内省の所轄とす。

第二条　本校に入学の生徒は華族の女子にして、年齢満六年以上満十八年以下に在る体質健全の者たるべし。

但本校の都合に依り士族平民の女子と雖も入校を許すことあるべし。

第三条　本校の教旨は彝倫を本とし、女子に適当したる学術技芸を教授するに在り。（下略）

津田うめ子等の　明治女学校

〔九・一一、東京日日〕明治女学校　○麹町区飯田町一丁目七番地に設くる同校は、津田うめ、植村きの、富井くら、人見ぎん、木村くら、木村熊二、植村正久等の人々が発起して設けたるものにして、英語を主とし之に和漢文を交へたる高等普通科を教授する由にて、此程中より生徒を募集に着手したるが志願人の申込は来る十五日を限らるゝ由、又教員の諸氏は何れも学校基礎鞏固なるまでは実費支払にて授業に従事すると云ふ。

天保老人までが　意外！束髪賛成

〔九・一二、日出新聞〕東京にては、女子師範学校の生徒を始め、貴顕の奥方、新聞記者の細君等が追々束髪となり、又京都倶楽部会員中の内儀さんにも、束髪となり、洋服を着する人もある程にて、何れ追々此挙を賛成するもの日に月に増加するならんが、何分束髪の儘にて帽子を被らねば、何やら自ら変な心地し、又見慣れぬ者の他目より見るときは、尚更可笑なものなりとの取沙汰もあればとて、東京なる束髪会幹事渡邊氏は、適当の帽子を工夫中なりといふ、尤も此束髪の事の如きは、迚も天保以前の人々には行はれずとは予て、覚悟の事なるに、茲に思の外なる一話は、東京京橋区槇町に菓子商

を営む某は、已に六十路を越えたる老人なるに、束髪の事を聞いて大に之を賛成し、妻や娘を説得し、櫛笄等を悉く売払はせ直に束髪にさせたるよし。

三菱と共同運輸と合併して 日本郵船会社 創立さる

〔九・一七、郵便報知〕 三菱、共同両会社の合併に付ては、財産処分方に関して共同の役員中に異論百出して頗る紛雑を極め之が為め容易に纒まりかぬるやの噂ありしが、愈々折合の付きしと見え昨今の紙上に載する如く、共同運輸会社より其の結果を株主に広告するに至れり。今ま両社合併及び新汽船会社設立に関し、余輩の聞き得たる所を左に列記すべし。○新汽船会社々名 日本郵船会社と称す。○新会社創立手続 会社の組織方法に就て政府に於て其の草案を編成し、三菱、共同両会社より二名づつの委員を出して評決せしむる都合にて、三菱よりは莊田平五郎、岡本健三郎（岡本氏が三菱の社員たりしことは、我々の是迄聞及ばざる所なるが、或は今度の事件に関し該社の為め尽力せしより斯は命ぜられしもの歟）の両氏、共同よりは森岡昌純、小室信夫の両氏其筋の特選にて委員に命ぜられ、既に其の評議に取掛りたれば不日に決定すべしと云ふ。○資本金 共同運輸会社の広告にも見えし如く、新会社の資本金は総額一千一百万円にして、政府株二百六十万円、共同人民株三百四十万円、三菱株五百万円より成る、政府は此の総額に対し十五ケ年八朱の利益を保証し、会社の利益八朱以下なれば其の不足は政府より補足せらるべし、政府は所有株二百六十万円に対し一般の株主同様に利益配当金を受くれども、是れは国庫の収入となさず旧会社の権利に属し新会社より仕払ふべき負債の償却に充つ、負債の総額は幾何なるか其詳細なることは未だ聞かざれども、両社に対し各々五十万円合せて百万円許なるべしと云へり、最初三菱会社にては其の回漕事業に関する財産を取調ぶべき命を受け六百五十二万円と書出して其の筋の認可を得たれども、社長岩崎氏は其の金額を新会社の資本金となすを好まず、其の一割五分即ち凡そ百万円を海運事業の為め更めて其の筋へ献金されたり、今其談を聞くに、元来両社合併の事は固より其の好む所にあらず、飽迄も三菱会社を存して益々海運事業を拡張せんことは其の最も欲する所なれども、近時の成り行きにては帝国海運事業の運命も如何あらんかと危ぶましむるものあり、三菱の名も事業も帝国の海運事業には換え難きを以て、已むを得ず合併の説を容れたることとなり、既に帝国海運事業の為め自から犠牲となる以上は、或る可く新立会社の負担を軽ろめ其の利益を保護せざる可らず、就ては財産相当価の一割五分を献じて新会社の利益を増進せんとの意見にて、其筋に於ても之を嘉納せられたりとの事なれば、新会社が三菱に負ふ所は凡そ五十五万円許なるべし。

女子師範は師範へ合併

〔一〇・一、官報〕 文部省第九号〔府県へ〕 従来特ニ女子師範学校を設置し居候向ハ師範学校ニ合併スベク、且向後女教員ヲ養成候節ハ師範学校ニ於テスベキ儀ト心得ベシ此旨相達候事。

明治十八年十月一日　文部卿伯爵　大木　喬任

万年筆を発明

〔一〇・一三、東京横濱毎日〕童僕に命じて水をよび、其水を硯池に移し其墨を摩し、摩すること度にすぐれば粘(ねばり)を生じて墨の用を為さず、度に及ばざれば墨、紙面ににじんで字画を乱し、まさつ度に適ふたる時も一字に一回、二字に一回筆を硯池内に潤さゞるを得ず、是れ支那流儀の筆に固着したるの不便なり。西洋紙にあらざれば書くを得ず、西洋紙に書くもしば〳〵インキ器壺にペンの尖を入れざるを得ず、新聞記者、著述家の手をして、インキ壺と用紙との間に奔命に労れしむる者は、西洋筆に固着したる不便なり。此に日本橋区本石町時計商大野徳三郎氏なる者あり、一種の筆を発明し名づけて万年筆と云ふ、形、普通の鉛筆の如く、其軸中に洋墨を詰め、螺旋緩急の作用にて或は太く或は細く自在に書くことを得、一回墨汁を詰め数日使用して尽きざるの便ある者なり、束髪会起りて女髪結胆を冷やし、羅馬字会起りて漢学者流狼狽せり、此万年筆世に出でば洋筆漢筆の二の者、一大革命をうくること遠きにあらざるべし。

共立学校の創立者 高橋是清渡欧
商標取調の為

〔一一・二二、朝野〕農商務権少書記官高橋是清氏の商標取調として欧洲へ赴かるゝ由は予て記載せしが去る十九日神田淡路町の共立学校教員一同は、同氏を神田明神社内の開花楼に招待して送別の宴を開きたり、是れは数年前氏の大学教官鈴木氏と共に此校を興し、勤勉努力せし功に依り日に月に盛大となり、目下は生徒の数も殆むど一千名に上らむとし、教員も三十余名ありて、其内大学教官十余名あり、殊に先比より大学教師英人コックス氏及び有名なる神田乃武氏も英語の教授を担当せらるゝ様になりしも、其原は、同氏等の辛苦経営せしによればとて、斯くは招待して送別の宴を開かれしなりと云ふ。

駅逓局貯金課を 東京貯金預所 —と改称す—

〔一一・二四、朝野〕萬世橋内の駅逓局貯金課は、来る明治十九年一月より東京貯金預所と改称になる由同貯金課にて預りし金高は、去る明治十年度一ケ年分と本年に入り一ケ月分と比較するときは、却て本年の一ケ月分の方が多額なりと云ふ、公債証書の騰貴と斯く貯金の多額に至るとを見れば、商業社会の不活溌なるを推知するに余あり。

博愛社活動案
欧米の赤十字社事業に倣ひて

〔一一・二四、時事〕博愛社拡張　〇同社の設立は去る明治十年西南騒擾の際始て設けたるものにして、其会社長は佐野元老院議長、副社長は大給恒の両氏にして、大臣、参議を始め其他貴顕の賛成多かりしが、其後争乱の鎮定せしより、目下は唯其社のみ残り、僅かに時として貧民の施料に止まる位なるが、今度同会の幹事諸氏の発言にて一入社務を拡張し、欧米各国の同社に倣ひ、戦事は勿論、無

事の時も夫々準備し、貧民施料等を広く設けんと、此程、会員一同築地の精養軒に会して協議をとげたるよし。

内閣組織に関し 詔勅を賜ふ

〔一二・二三、官報〕 詔勅

朕惟フニ経国ノ要ハ官其制ヲ定メテ機関各其所ヲ得ルニ在リ、内閣ハ万機親裁専ラ統一簡捷ヲ要スベシ、今其組織ヲ改メ諸大臣ヲシテ各其重責ニ当ラシメ、統ブルニ内閣総理大臣ヲ以テシ、以テ従前各省太政官ニ隷属シ、上申下行経由繁複ナルノ弊ヲ免レシム、乃各部ニ至テハ官守ヲ明カニシ以テ濫弊ヲ除キ、選叙ヲ精クシ以テ才能ヲ待チ、繁文ヲ省キ以テ淹滞ヲ通ジ、冗費ヲ節シ以テ急要ヲ挙ゲ、規律ヲ厳ニシ以テ官紀ヲ粛ニシ、徐々ニ以テ施政ノ整理ヲ図ラントス、是レ朕ガ諸大臣ニ望ム所ナリ。中興ノ政一タビハ進ミ、一タビハ退クベカラズ、華ヲ去リ実ヲ務メ、綱挙リ目張リ、永遠継グベカラシム、諸臣其レ各、朕ガ意ヲ体シテ奉行スル所アレ。

明治十八年十二月二十三日

奉勅　内閣総理大臣伯爵　伊藤博文

第一次伊藤内閣出現

理想は責任内閣制

〔一二・二三、東京日日〕 我大政府にては今歳末を以て断然大改革を行はるべしとの事は、吾曹夙に之れを聞知し其の概略を去る十七日の紙上に記載してより、其発表の日を世人と共に待ち居たるが、彌よ昨日を以て発表せられたれば、取り敢へず昨夕甲号の附録として之を読者に報道したり、吾曹は尚ほ漏れたるを補はんが為め、百方に手を配りて聞き伺ひたる事実は、即ち更に宮中に三職を置かれ、内閣に十一大臣を置かれたること是れなり、其官制は左の如し。

○宮中に内大臣幷に宮中顧問官及び内大臣秘書官を置き、官制を定むること左の如し。

内大臣　一人
宮中顧問官　十五人以内（一等官より三等官に至る）
内大臣秘書官　一人又は二人

○内閣に内閣総理大臣、宮内、外務、内務、大蔵、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、逓信の諸大臣を置き以て内閣を組織せらる。
○太政官、太政大臣、左右大臣、参議、各省卿の職制は全く廃せられたり。
○又た工部省、制度取調局、参事院をも廃せられたり。
○従前太政官取扱の事務及び鉄道の事務は、追て何分の御沙汰あるまでは内閣に於て管轄せらる。
○電信、駅逓、燈台、管船事務は逓信省に於て管理す。
○鑛山局は、農商務省の所轄となる。
○工部大学校は文部省の所轄となる。（下略）

明治十九年

（一八八六年）

潜水艇 横須賀で試験

〔一・二〇、東京日日〕去る十五日横須賀海軍水雷局にて組立たる潜水船の試験を同港にて執行せられたり。同船は針路を定めて水に潜れば、一分時に水面下四尺を百二十ヤード駛行し得べしと云ふ。

道全土開拓の実を挙げる為め

北海道庁 を新に設置

〔一・二七、官報〕第壱号 〇北海道ハ土地荒漠、住民稀少ニシテ富庶ノ事業未ダ普ク辺隅ニ及ブコト能ハズ、今全土ニ通ジテ拓地殖民ノ実業ヲ挙グルガ為ニ、従前置ク所ノ各庁分治ノ制ヲ改ムルノ必要ヲ見ル、因テ左ノ如ク制定ス。

第一

函館、札幌、根室三県並北海道事業管理局ヲ廃シ、更ニ北海道庁ヲ置キ、全道ノ施政並集治監及屯田兵開墾授産ノ事務ヲ統理セシム。

第二

北海道庁ヲ札幌ニ、支庁ヲ函館、根室ニ置ク。

明治十九年一月二十六日

奉勅　内閣総理大臣伯爵　伊藤　博文
内務大臣伯爵　山縣　有朋
農商務大臣子爵　谷　干城

×

〔一・二七、官報〕第六号〔省院庁府県へ〕〇北海道庁官制ヲ定ムルコト左ノ如シ。

明治十九年一月二十六日

奉勅　内閣総理大臣伯爵　伊藤　博文

第一条 北海道庁ニ左ノ職員ヲ置ク。

長官　理事官　属

（下略）

鹿鳴館ならでは夜も日も明けず

〔二・二七、東京日日〕山下町鹿鳴館は、来る三月一日に井上外務書記官の送別の宴あり、翌二日は貴顕夫人の踏舞会あり、三日は東京府知事の夜会、四日は西郷海軍大臣の宴会、五日は長岡、大村両華族の宴会、六日には谷農商務大臣が欧洲行の留別の宴を開かると云ふ、七輪に火の気なく俎板の乾き上りし料理店の主人にして此を聞かば、艶羨に堪ずして、為に浩歎を発するなるべし。

帝國大学令 公布せらる

〔三・二、官報〕朕帝國大学令ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治十九年三月一日

内閣総理大臣伯爵　伊藤　博文
文部大臣　森　有禮

勅令第三号

帝國大学令

第一条 帝國大学ハ国家ノ須要ニ応ズル学術技芸ヲ教授シ、及其蘊奥ヲ攷究スルヲ以テ目的トス。

第二条　帝國大学ハ大学院及分科大学ヲ以テ構成ス、大学院ハ学術技芸ノ蘊奥ヲ攷究シ、分科大学ハ学術技芸ノ理論及応用ヲ教授スル所トス。
第三条　分科大学ノ学科ヲ卒ヘ定規ノ試験ヲ経タル者ニハ卒業証書ヲ授与ス。
第四条　分科大学ノ卒業生若クハ之ト同等ノ学力ヲ有スル者ニシテ、大学院ニ入リ学術技芸ノ蘊奥ヲ攷究シ定規ノ試験ヲ経タル者ニハ学位ヲ授与ス。
第五条　帝國大学職員ヲ置ク左ノ如シ。
総長　勅任　評議官　書記官　奏任　書記　判任　（下略）

大学院規程

〔四・三、郵便報知〕帝國大学にては大学院規程を左の如く定められ一昨三十一日総長より達せられたるが、大要従前東京大学学士研究科規則と同様に思はる。

大学院規程

第一、大学院ニ入ル学生ハ、其ノ特ニ攷究セント欲スル学科ヲ定メテ帝國大学総長ニ願出ヅベシ、学力優等品行端正ノ者ニ限リ之ヲ許可ス。
分科大学卒業生ニ非ザル者ハ、特ニ設ケタル定期ノ試験ニ依リ其学力ヲ検定ス。
第二、帝國大学総長ハ、大学院学生ノ攷究セント欲スル学科ノ主管分科大学長ニ諮詢シ、教授ノ中ヨリ其指導ヲ担当スベキ者ヲ指定シ、学生ハ其指導ニ従ヒ攷究ノ業ニ従事ス。
第三、大学院学生ハ給費及自費トス。
第四、大学院ノ給費学生ハ評議会ノ議ヲ経テ定員内ヲ以テ総長特ニ之ヲ命ジ、定規ノ手当及学術若クハ技芸攷究ノ費用ヲ給ス。
第五、大学院ノ自費学生ハ学術若クハ技芸攷究ノ費用ヲ辨ゼシム、但シ其費用ヲ補助セシムルコトアルベシ。
第六、大学院学生ノ学術若クハ技芸攷究ノ期限ハ二年ヲ超ユベカラズ、其試験ハ毎年十月ニ於テ之ヲ行フ。
第七、大学院ニ於テ特ニ攷究セント欲スル事項ハ、評議会ノ議ヲ経テ之ヲ定メ、総長其委員ヲ命ズ。

寝とられた夫を金十円で小作に借用

〔四・九、郵便報知〕群馬県下吾妻郡原町の農某（四十三年）は、妻子ある身ながら同町なる或家の後家お泰と通じ、日夜淫楽にのみ耽る費用に窮せしより、某の妻お梅が夫に秘して若干の金を貯へおるを引出さんと、某と相談の上五十円の借用証を書かせ、其証書を以てお梅へ辨償を促がせし処、さんざん人の夫を横領しておりながら相対づくの貸金を私に催促すべき道理なしと其辨償を拒みしゆへ、お泰は怒りの体を粧ひ、横領こそ相対づくの事なれ、金銭の貸借は斯く証書のあるとなれば裁判所へ訴ふべし、然る時は身代限りを為して妻子離散するの憂目なしとも云ひ難しと嚇したれば、之を償ふ程の金円なしと謝するゆへ是非なく、然れば金五十円の抵当として、夫某を貴殿へ差入れ置くといふ証書を認めよと、強ゐて其証書を貰ひ受け、公然と某を自分方に寐泊りさせ相替らず娯しみおりしが、何分酒銭等に乏しきよりお泰より利子の請求に及びたるに、夫を抵

当にこそ入れたれ、勝手に玩弄せよとの証書は認めず、然るに私が大切の品を昼夜自由に使ふを利子と見做せば更に不足はなかるべしとの答に、お泰も黙せしが、頃日お梅が閨淋しくなりしうへ、養蚕の期節に向ひ多忙なるに付、お泰に向ひ其事情を述べ、其抵当物を三ケ月間ばかり我方へ小作に借受けたし、然る上は小作金として十円差出すべしとの請求に応じ、金十円を受取りて抵当品を小作としてお梅方へ差戻せしといふが、近頃馬鹿々々しき話なり。

師範学校令

〔四・一〇、官報〕 勅令 第十三号 〔明治十九年四月九日〕

師範学校令

第一条 師範学校ハ教員トナルベキモノヲ養成スル所トス。但生徒ヲシテ順良信愛威重ノ気質ヲ備ヘシムルコトニ注目スベキモノトス。

第二条 師範学校ヲ分チテ高等尋常ノ二等トス、高等師範学校ハ文部大臣ノ管理ニ属ス。

第三条 高等師範学校ハ東京ニ一箇所、尋常師範学校ハ府県ニ各一箇所ヲ設置スベシ。

第四条 高等師範学校ノ経費ハ国庫ヨリ、尋常師範学校ノ経費ハ地方税ヨリ支辨スベシ。(下略)

小学校令

〔四・一〇、官報〕 勅令 第十四号 〔明治十九年四月九日〕

小学校令

第一条 小学校ヲ分チテ高等尋常ノ二等トス。

第二条 小学校ノ設置区域及位置ハ府知事県令ノ定ムル所ニ依ル。

第三条 児童六年ヨリ十四年ニ至ル八箇年ヲ以テ学齢トシ、父母後見人等ハ其学齢児童ヲシテ普通教育ヲ得セシムルノ義務アルモノトス。(下略)

中学校令

〔四・一〇、官報〕 勅令 第十五号 〔明治十九年四月九日〕

中学校令

第一条 中学校ハ実業ニ就カント欲シ、又ハ高等ノ学校ニ入ラント欲スルモノニ須要ナル教育ヲ為ス所トス。

第二条 中学校ヲ分チテ高等尋常ノ二等トス、高等中学校ハ文部大臣ノ管理ニ属ス。

第三条 高等中学校ハ法科医科工科文科理科農業商業等ノ分科ヲ設クルコトヲ得。

第四条 高等中学校ハ全国(北海道沖縄県ヲ除ク)ヲ五区ニ分画シ、毎区ニ一箇所ヲ設置ス、其区域ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル。

第五条 高等中学校ノ経費ハ国庫ヨリ之ヲ支辨シ、又ハ国庫ト該学校設置区域内ニ在ル府県ノ地方税トニ依リ之ヲ支辨スルコトアルベシ。但此場合ニ於テハ其管理及経費分担ノ方法等ハ別ニ之ヲ定ムベシ。

第六条 尋常中学校ハ各府県ニ於テ便宜之ヲ設置スルコトヲ得。但其地方税ノ支辨又ハ補助ニ係ルモノハ各府県一箇所ニ限ルベシ。

(下略)

諸学校通則

〔四・一〇、官報〕勅令 第十六号 〔明治十九年四月九日〕

諸学校通則

第一条 師範学校ヲ除クノ外各種ノ学校又ハ書籍館ヲ設置維持スルニ足ルベキ金額ヲ寄附シ、其管理ヲ文部大臣又ハ府知事県令ニ願出ルモノアルトキハ之ヲ許可シ、官立又ハ府県立ト同一ニ之ヲ認ムルコトヲ得。但寄附人ノ望ニ依リ其名称ヲ附スルコトヲ得。

第二条 寄附金ハ其寄附人ヨリ指定セシ目途ノ外ニ支消スルコトヲ得ズ。

第三条 学校幼稚園書籍館等ノ設置変更廃止、其府県立ニ係ルモノハ文部大臣ノ認可ヲ経ベク、其区町村立ニ係ルモノハ府知事県令ノ認可ヲ経ベク、廃止ハ府知事県令ニ上申スベシ。

第四条 凡教員ハ文部大臣若クハ府知事県令ノ免許状ヲ得タルモノタルベシ。（下略）

支那婦人禁足案

日本婦人には役者を買ふ自由があり

〔四・一〇、東京日日〕凡そ我国婦女子の自由（とはチト大層だが）は之を西洋に較ぶれば其優劣如何は知らざれども、之れを隣国たる支那の婦人に較ぶれば霄壌の差異ありと云ふべし。例へば我国の婦人上は御簾中、奥方、貴夫人、令嬢の貴より権妻、神さん、かゝあ、山の神、娘、芸者、女郎、お炊（さん）の賤に至るまで劇場に赴き、なま青き役者共のつらをながめて涎を垂らすの自由あり（貴重の自由）、もそつと甚きは役者共を召して盃酌に侍せしめ、以て畢生の快楽とするの自由もあり（極点の自由）、此自由を初として物見遊山、随分勝手に振舞へば振舞はれぬ訳もなき様なるが、支那にては全く斯る自由を得ず、古は上等夫人は深窓の裡に垂れ込めて決して公場に出顕せざりしが、此頃漸く此風を脱して、たまには劇場に車を枉ぐるの婦人もあり、其他物見遊山に出掛るものあるに至りてければ、北京の道台ツエンハイ氏は之れを見て大に風俗の衰頽せるを嘆じ、此の弊害を矯めんが為め罰令按を草して之れを上奏し、厳禁を命ぜられんことを請ひたり、其禁令按に曰く、

若し今後婦人の身として公場に立ち入る者ある時は厳に其従婢を罰すべし、若し従婢を家に残して自ら外出する時は其夫を罰すべし、若し其夫人の夫は文官たる時は官吏懲戒令に当つべし、武官たる時は杖刑に処すべし。

若し此議にして行はれなば、支那婦人の不自由想ひ遣るべし、我国の夫人連、此国に生れたるの幸福を賀し給へ。

メートル条約に加入す

〔四・二〇、官報〕勅令 ○朕明治八年佛蘭西国巴里府ニ於テ獨逸国外十六箇国ノ間ニ締結セルメートル条約ニ加入シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治十九年四月十六日

内閣総理大臣伯爵 伊藤 博文

外務大臣伯爵　井上　馨

（下略）

九州の中央貫通
大分熊本間の道路開鑿事業竣工す

〔四・二一、東京日日〕　大分より熊本に通ずる従来の道路は崎嶇たる山道にして、狭隘迂廻車輪を馳す可らず、其の不便尠からざるを憂ひ、一昨十七年改築の工を起し、巉巖を砕き渓壑を填め、多くの労力と金銭を費し本年に至り漸やく竣功したり、実に此の道路は九州の中央を貫き百貨運輸の要路なれば、土民の悦び大方ならず。

小笠原島に命名

〔四・二一、朝野〕　小笠原島　○同島を分ちて父島、母島、兄島、弟島、の名称を附せらるゝ筈にて、去る明治十四年二月より取調べに着手せられ此程已に調査済となり、江口東京府御用掛をして撮影せしめられしが、測量主任者は三浦内務二等属、田中同六等属の二氏なりと聞く。

エトロフ島開拓

〔四・二一、朝野〕　北海道庁にては、今度盛んに擇捉（エトロフ）島を開拓せらるゝことに決定し、該地に赴かるゝ吏員は目下東京に在て器械等を買入れられ、一両日中に赴任せらるゝ由。

看病学校　米国人の力で出来る

〔五・一、内外新報〕　京都に在留せる米国の医師ペリー氏は、我国に未だ一の看病学校なく、従つて適当の看病人のあらざるを以て、京都に同学校を設立せんものと二三の有志者に謀りし処、何れも大にこれを賛成し、先づペリー氏より本国へ適当の教師招聘の事を照会し、其相談調ひたる上にて直に其の設立に取掛るべしと話の纒まり、早速同氏よりボストン府立看病学校の副校長ウリー・チヤズ女子へ来朝して教授の労を執られたしとの趣を委細申送りたるに、同子は他の国ならば兎も角、日本ならば依頼を受けずとも自ら進みて力を尽すべしとて快く承諾し、直に便船にて来着しペリー氏の許に投じたるを以て、有志者等は大に喜び先づ二千円を以て今出川近傍に清潔の地を選みて建築する事に決したるが、同校一切の費用はチヤズ女子等の尽力にて、米国の有志者より醵金して支出する事となりたる趣なり。尤もボストン府の有志者等は、ペリー氏が此の美挙あるを嘉して幾分か其費用を助けんとて、女子が渡来の節にも多くの金員を托して送り越したりとぞ。尚ほ同校の愈々開校する運びに至らば、大坂の有志と謀りて分校を設立する筈なりとぞ。

税権恢復、治外法権撤廃等々
条約改正の幕　今日ぞ切つて落さる

〔五・一、東京日日〕　前にも記せし本日（五月一日）午後二時より開かるべしと云ふ条約改正会議は、其事彌々事実にて、既に四五日前我が外務大臣井上伯より、五月一日外務省に於て開議の旨の案内状を各国公使へ送られ、一同差支なき由の返答をも得られたりと云へり。又或る人の説に拠れば、本日は総本議即ち第一読会にして、

第二次会は本月中旬に開かるべし。（此は本日の会議を終りて後、各公使にも夫れ〳〵取調の時日を要せらるゝに依てなり。）夫より引続き会議ありて、早くば来六月上旬遅くとも同月下旬には議決に至るべき御都合なりと申す事なり。此回の事に就ては井上大臣、青木次官其他首立ちたる外務の方々の奔走周旋一方ならず、殊に大臣次官の二君は十分の熱心と、非常の尽力とに依て最美の成果を結ばしむべしと奮励せらるゝ由に聞けり。嗚呼此日や我国の志士論客が、数年前より筆に口に痛論し激論し、慨歎大息これに次ぐに泣涕を以てしたる迄の条約改正、税権恢復、治外法権漸次廃止の萠芽を、我が日本の国土上に開拆したるの初日なり。其秋実の如何は今より図り知る能はざれども、此の明治十九年五月一日といふ年月日は、我国外交の歴史上に永く存在して忘るべからざるの日なるべし。

高等師範学校・高等中学校・東京商業学校

〔五・一、東京日日〕　勅令　○朕高等師範学校、高等中学校、東京商業学校ノ官制ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治十九年四月二十九日

内閣総理大臣伯爵　伊藤　博文
文部大臣　森　有禮

（下略）

大阪の「朝日新聞」東京に支局を置く

〔五・二、東京日日〕　大阪の朝日新聞社は追々盛大に赴くに付き、此の度び東京の看客の便宜を計り、銀座一丁目に支局を置かれたり。同新聞は日々三万五千余枚を刷出す由なれば売れ高の多きは蓋し全国第一なるべし、委しくは本日の広告にあり。

虎の門工科大学　本郷へ移転に決す

〔五・九、東京日日〕　虎の門内の工科大学は、本郷の帝国大学院構内へ新築の上（工事は一年間の見込の由）彌々移転する事に決せり。其跡は多分學習院とせらるゝならん。

条約改正会議　本会議始まる

〔五・二二、東京日日〕　本日は条約改正会議の第二会を外務省に於て開かるべし、其第一会は吾曹が前号にも時機を過らず報道せし如く去る二日を以て外務省に開かれ、各国全権残らず集会あり、其席に於て我外務大臣井上馨伯爵は、条約改正全権たるの資格を以て我天皇陛下の御詞を各全権に伝へ、本会を開くべき旨の演舌あり、了りて議案及び其参考書を一々配布せられ、夫より調査の猶予として殆んど三週日を与へられたり、其間或は函嶺に世熱を避け、専ら此事にのみ沈思静考せられたる方もあり、又は私事を擲ちて本務にのみ従事せられたる方々もありて、彌よ本日より本会議を初めらるるの運びに至りたるは実に喜ぶべきの至にして、又た各全権の労も少小にあらずと察せらるゝなり、左れば本日より総体議を初として逐条議に移らるゝには如何なる模様を顕はすべき歟、我草する処の議案の正理に適ひたるを認められ円滑に経過すべき歟、其如何は吾曹が読者と共に昼夜最も配慮する所なり、此儀に就きては吾曹満腔

の宿論あり将に口外に溢出せんとすと雖ども、猥りに之れを発言せば為めに当局者諸全権に妨害を与へんことを恐れ、敢て之れを発せず。然れども吾曹は特に此の一条に注目して怠らざれば、機の発すべきを見て充分に所見を開陳すべきのみ。

電燈会社設立を企図
澁澤、安田、大倉等の発起で

〔五・二三、東京日日〕 電氣燈会社同会社創立の事は過日の紙上にも記載せし所なるが、尚能く聞く所に拠れば、同会社の発起人は矢島作郎、澁澤榮一、安田善次郎、大倉喜八郎等の諸氏にて、資本金二十五万円の内七万円は右発起人より醵出し、其残額を一般より募集せらるゝ由なり、然るに其申込額は案外多く既に資本金額の上に出でたれば、同会社建設までは当分銀座なる大倉組にて其事務を取扱ふ事とし、其器械をば過日米国紐育府のエジソン会社に注文せられたるが、米国にては日本より電気燈製造器械の注文は之が最初の事ゆゑ、今後も引続き右器械を売付んと思ふものから頻りに之を競争するに付き、我に取ては大に都合宜しとの事なり。（下略）

予約出版の信用　完成するものが少い

〔六・一九、東京日日〕 近来、大部の予約出版の企を為す少なからず、然るに能く其約束を実践して完備に至らしめたるもの多からず、依て予約出版の信用は殆んど地に墜たる姿なるが、京橋区南佐柄木町の成文社より小説稗史の予約出版を初め、眞田三代記十五冊、繪本三國志三十冊の功を終り、又た南總里見八犬伝五十冊を出版せり、右等は古書の翻刻に過ぎざれども、能く約を守れるものと云ふべし、今一歩を進めて世に益ある新著若くは翻訳の大業を企てたらんには更に妙ならん。

佐渡金山の収支

〔六・三〇、東京日日〕 昨十八年度即ち明治十八年七月より、十九年三月迄の佐渡鉱山の収支総額を聞くに、掘採したる金銀、価二十八万二千二百四十円七十六銭八厘にして、之れを掘採するが為めに消費したる金額は、九万二千百九十八円五十八銭一厘なりと聞けり。

金玉均に退去命令を発す
朝鮮との国交に妨害ありとし

〔七・三、東京日日〕 朝鮮の亡命金玉均氏が、岩田某と変名して我が東京府下に潜匿し居たるは人の知る所なるが、山縣内務大臣は去月十二日、府知事県令及び警視総監に左の如く達せられたりと云ふ。

朝鮮国民にして国事犯の為めに彼の国を亡命したる金玉均は、目下我が帝国内に住居せり」日本天皇陛下の政府は、日本天皇陛下の領地内に金玉均の住居するは、日本天皇陛下の政府が親睦の交を為す朝鮮政府に対して妨害あるのみならず、日本帝国の平和静

謐及び外交の安全を危くすべきものなりと信認するの理由あり。故に余は、余に委任せられたる職権を以て、此の訓令を送達したる日より十五日以内に、日本天皇陛下の領地より立去り、且つ此の命令を取り消さるゝまで右の領地外に留るべき事を金玉均に命ぜり。右に付き余は卿等に命令委任するに、右に掲げし諸官吏又は卿等が、此の訓令の謄写を金玉均に附して、此の命令を実施せんことを以てす、尚ほ又此国を立去らざることあらば拘留すべき権理を附与す、就ては精々速かに日本天皇陛下の領地より金玉均を追放するの手段を為し、訓令の目的を遂行すべし。

慶應生徒西洋料理に舌鼓打つ

〔七・一〇、時事〕 日本衣食住改良の事は近来大に世人の注意する所なるが、就中食物の改良は急務中の急なりとて、世上に往々其実施を見る折柄、芝区三田二丁目慶應義塾にては、本月初めより賄所に西洋料理人を置き、学生の望みに応じて西洋風の肉食を与ふる事となしたるに、其価は案外に廉にして日本流の米食と格別の相違なきより、学生等は大に悦び断然米食の陋習を破るべしとて、此西洋食に改むる者日に増加するよしなり。

本初子午線 **経度計算方及標準時**

万国子午線会議で決定す

〔七・一三、官報〕 勅令第五十一号 〔明治十九年七月十二日〕

一、英国グリニッチ天文台子午儀ノ中心ヲ経過スル子午線ヲ以テ経度ノ本初子午線トス。

一、経度ハ本初子午線ヨリ起算シ東西各百八十度ニ至リ、東経ヲ正トシ、西経ヲ負トス。

地方官官制 **公布せらる**

県令・権令等の旧名称が無くなる

〔七・二〇、官報〕 勅令第五十四号 〔明治十九年七月十二日〕

地方官々制

府県

第一条 各府県ニ職員ヲ置ク左ノ如シ。

知事 書記官 収税長 属 収税属 典獄

副典獄 書記 看守長 看守副長

第二条 知事ハ一人、勅任二等又ハ奏任一等トス、内務大臣ノ指揮監督ニ属シ、各省ノ主務ニ就テハ各省ノ大臣ノ指揮監督ヲ承ケ、法律命令ヲ執行シ部内ノ行政及警察ノ事務ヲ総理ス、但東京府知事ハ勅任一等ニ陞ルコトヲ得。（下略）

ラムネ払底—コレラ流行のお蔭—

〔七・二〇、大阪日報〕 虎列刺病流行に付、氷水等の代りにラムネを飲用するもの頗ぶる多くなりしにより、神戸十八番館にて製造する同品は昨今既に払底を告げたるに付、盛んに製造し居るも、其の注文高の十分の一にも足らざる程なりと。

東海道線敷設で静岡県民狂喜

〔七・二〇、静岡大務〕 弐千万円の中山道鉄道公債を募集して、其工事を起されしより以来玆に三年、其線路も既に横川まで開通せしも名にし負ふ険阻の箇所多く、殊に彼の碓氷峠の如きは、同工事に取つて最も険難なるを以て、政府に於ては更に精密なる実測を遂げ、種々協議の末、同工事を中止して東海道へ敷設せんとの議盛んに起り、既に去る十二日内閣に於て確定議となりし由窃かに伝聞せしが風説全く虚ならず、実に昨日を以て東海道鉄道敷設の義を発布されたり。則ち左に記する通り、我社の東京通信員は、電報をなせしにつき、尚詳細の事を読者に報ぜんものと、更に電報を以て問ひ合せたるところ、次の如く返報あり、依て其全文は明日の紙上へ掲載し尚説明する所あるべけれど、兎に角中山道の工事を中止して東海道へ敷設することゝなりし上は、里程に於て七十五里の増長を見、且つ鉄橋架設を要する諸川少なからざれども、其工事の難易費額の多少等は中山道に要するものと同日の論にあらず、又其線路は各宿駅に通ぜらるゝや、又は海岸に採らるゝやは、今日に於て知ることを得ざれど、将来製茶、紙類、綿、木綿、米麦等の物産益す勃興するの盛運に達するは明かなる事実なれば、吾々は先づ一大白を挙げて此一大快事を慶せんと欲するなり。

○七月十九日午後一時東京特発電報　東海道鉄道発令なつた。

○返電　昨夜八時本社着東京特発電報に曰く、

本日閣令第廿四号を以て、中山道鉄道を見合せ、右公債残額の内一千万円をもつて東海道鉄道を敷設することに決したる旨公布あり。〔別電報略〕

消防夫　等級に不平

〔八・七、改進新聞〕 東京の町火消しは旧幕府の頃其の人数凡そ六千人程もありしが、近頃は漸々減少して東西四十組即ち纒ひ四十本の人数二千人内外とは成れり。偖其の消防夫の等級は、通常火消を五等とし、夫より順を追ふて道具持（纒梯子なり）となり、町内持（一ヶ町の頭）となり、世話役となり、喞筒先持となるを法とし、又此上に六人の頭取あり、是は筒先持の中より人望ある者が推挙さるゝ事にて、通常火消より此の頭取に経上るには余程の骨折なり、故に生涯の中に頭取と呼るゝことなくして死する者も多しとか、然るに此度其筋より右頭取以下五段の等級を四段に減じ、世話役筒先持を一等に道具持を二等に定められしより、其間にありし町内持は云はゞ非職とも云ふべき姿にて、通常火消の部類に属せしかば、従来の町内持は多年火の子の中を奔走して漸く其の位置に上りし甲斐なく、通常火消しに落されるとは道理に欠くることなりとて、頻りに不服を唱へ出し、頭取仲間へ迫りたるに、頭取仲間でも是れは一理ある事なりと道理に思ひ、今度各組の頭取が申し合せ、頭取を一等、世話役を二等、町内持を三等、道具持を四等、通常火消を五等とし、仲間の折合のつく様に改正せられたき旨其筋へ出願するとかにて内々評議中なりと。

金玉均小笠原島に護送

〔八・一〇、東京日日〕 屢々紙上に報道せし如く、予て横浜伊勢

山三井の別荘に拘留せられ居たる金玉均氏は、愈々去る七日午後五時横浜出帆の秀郷丸に載せられ、それより品川に廻航し来りて同夜は同湾に泊し、一昨八日午前六時三十分の解纜にて、小笠原島へ護送せられたり、聞く所に拠れば、去る六日神奈川県警部長より金氏が日本を去らざるは不都合なれば、来る八日横浜発の帆船秀郷丸にて小笠原島へ拘致する旨を申渡されたるに、金氏は此の命令に服せず、最初内務大臣の命令書の主眼は、拙者の日本国内に在るは、内治外交に害ありとて、国外に追放せんとするに在りき、然るに今や日本国外へ追放せずして日本国内の遠島へ送らんとするは命令の趣意に背馳せり、拙者は内務大臣の命令を遵奉して米国へ渡航せん者をと思ひ、知人に依頼して旅費の才覚中なれば、小笠原島へ送らるる事丈けは見合はされたしと答へしが、暫くして神奈川県より、小笠原島へ送るとて内務大臣の命令に異変あるに非らず、唯だ野毛山と小笠原島との場所を異にするのみと知るべし、但し米国へ赴くは金氏の勝手次第にて日本政府の干与する所ならざれども、金策に就て確乎たる実証を示すに非ざれば小笠原島行を猶予し難しと達せられたり、依て貿易商会の朝吹英二氏は同日神奈川県庁に出でゝ金氏の為に哀訴ありければ、翌七日迄に金策に関して確乎たる保証を為せば聞届くべしとの事なりしが、同日に至りて其の運にも至らざれば、金氏の小笠原島行は愈々決行せらるべき事とはなれり、此事に関して時事新報の報ずる所に拠れば、朝吹氏はグランドホテルの宿料及び旅費として金氏の為に千円出金することを許諾保証したるに、神奈川県にては金額を限らず、金氏の払掛金を一切朝吹氏にて償辨するの保証を為すに非ざれば不可なりといひ、朝吹氏は此無限の責任を承諾すること能はずといふを以て、事遂に調はざりしといへり、（下略）

名判官玉乃世履歿す　大審院判事長

〔八・一〇、東京日日〕大審院判事長正四位勲二等玉乃世履君は、兼て脳病にて悩み居らるゝ由に聞きしが、療養効なくして遂に昨日午前九時卒去せられたり、天命とはいへ明治の一大明法官を失ひたるは寔に惜むべきの限なりといふべし、君は山口県の人にて、文政八年己酉七月に生れ、官途の履歴（明治十二年迄）は左の如くなりと。（下略）

清水の次郎長正業に就く

温泉宿を経営し利益は公共事業へ

〔八・一八、東京日日〕駿州清水港にて有名なる次郎長の山本長五郎は曩に賭博犯懲罰事件に付き其筋に捕はれ、入獄中能く獄則を遵守し、改心の状あるを以て其筋の恩典を蒙り仮出獄を許されしが、帰宅の後は益々其品行を慎み、旧子分等の来る事あれば悉く教諭を加へ、決して政府の制禁を犯し不正の業を為すべからず、早く正業に就くべしとて、其都度若干の資金を与へ帰らしむるも常の事なりしが、今度自身も同所向島へ汽船宿兼温泉を開業し、彌々正当の商業を営み、子分等に対して其亀鑑とならんとて、已に家屋の建築に着手したるが、最早普請も落成したれば不日開業の繁昌するに至らば、一切私利を営まず、其利益金は悉く公益の事業に之れを投ぜん

との覚悟なる由、此程同地より上京せしものゝ噺なり、果して此説の如くならば、流石は清水の治良長と云ふべし。

共立女子職業学校

女子に必要な資格の科目は皆教へる

〔八・二二、東京日日〕神田区錦町二丁目に取立つる共立女子職業学校は、裁縫、編物、刺繡、造花、押絵、組糸、紙細工、藁細工、玩具、洗濯、図画等の諸術を教へ、兼て読書、習字、算術、家事、料理の諸課業をも授くるとの事なれば、女子一人前の教育に於て、欠くる所なき好学校と云ふべし。

屯田兵を増置す

〔九・二六、朝野〕此度内務、外務の両大臣が北海道を巡視せられたるに、その工業等は何分是れまで予期したる程の見込もなく、両大臣も頗る失望せられしが、独り屯田兵は其の進歩の著名なる驚くべき程にて、現今根室の屯田兵は戸数二百廿戸家族一千五十八人にて、其開墾に着手せし土地は四里四方に跨り、毎月三回づゝ練兵をなし、その余は何れも家族と与に耒耜（すきくわ）を執つて農業に従事せり。両大臣は巡視の際、右の景況を目撃して大に之を称賛せられ、土地も開け、兵備も整ふは一挙両得の策なるにより、後来之を拡張して北海道へ一万以上の屯田兵を設くる様の見込みを立てられたりと。尤も今度根室へは百廿戸の屯田兵を増置せらるゝ筈にて、遠からず家屋の建築にも着手せらるゝと云ふ。

皇城二重橋を鉄橋に御架替

〔一〇・六、東京日日〕二重橋の鉄橋　○皇城二重橋は、彌々精鋼の釣橋を架設せらるゝ事に決し頃日伊里商会へ其調進を命ぜられたり、同商会にては予て獨逸製鉄所に申通じて橋の製図も十分に取調ある事故早速工事に着手すべく、今より八ヶ月の後には竣工すべしと云へり、其釣橋の概略を云へば下には精鋼を以て彎月形の橋台を装置し、其上に一直線の精鋼橋を架設し、台と橋との間には枕にゴムを充填するが故に、如何程重量ある物品を載積するも、ゴムの弾力にて之に耐へ、且載量を軽く柔かく持たすと云ふ、又欄干其他の彫鏤結構は目を驚かす美麗なるものゝよし、総て此橋は百五十年間損壊なしの受合なりとか聞けり、又西丸旧大手の橋は二眼の石橋に改造せらるゝと聞く。

壜詰の酒売始め〔一〇・七、毎日〕我邦酒類小売者は孰れも大樽に酒を蓄へ、買人の来るを待ち、目前にて徳利或は小樽に盛移（ツギウツ）す習慣にて、盛（ツギ）の多きと少きとに依り自然其家の繁昌にも係るを以て、各競ふて盛（ツギ）をよくせんことを務むるの余り、或は水を和し、或は悪酒を混ずる等の事なしとも言い難ければ、洋酒の如く、二合或は四合宛一壜詰となすに若ずとの説を為す者もありしが、夫等の為めにや、今度日本橋区彌生町の岡商会にては日本酒販売の改良を企て、攝州灘、今津、西宮等の酒造家と特約を結び、酒を大中小の壜に詰め大売捌を始めたり。

朝鮮在留日本人 〔一〇・七、朝野〕 本年八月の調査に係る朝鮮国京城居留の我邦人は、合計百三十一人、内男九十四人、女三十七人にして、戸数は二十六戸なり。

仁川領事館よりの報告によれば、該港居留営業者の数は、総計二百八十九人なり、内工業者百十人、雑商五十九人、貿易商四十二人、日雇稼ぎ三十九人、飲食店二十三人、仲買商十六人、但し此の内日雇稼ぎを兼ぬる者百三十二人なり。右総計の内工業者の最も多き訳は、該港開市の日尚浅く且従来の商店等は内外を問はず概ね仮造に係りしに、商況やゝ一定の目的を得しより、漸次之を改造し、或は新設を企つるもの多きに依るなり、然るに昨今は右等建設の事も止み、為すべきの業もあらざるより、自然其の日雇稼を兼業するもの増加せしものなりと云ふ、その他雑商貿易等は、昨年と増減する事なし、尤も其業は幾分か増進せし有様なりと。

又本年七月の調査に係る朝鮮国釜山港居留の我邦人は合計千八百〇七人、内男九百十八人、女八百八十九人にして戸数は四百三十一戸なりと。（十月六日官報）

露清国境問題俄然逆転す

露西亜は満洲にまで喰入らんとす

〔一〇・一二、東京日日〕 清露境界画定事件に付、露国よりも特に委員を派し、清国よりも呉大澂を委員として派遣したる末、無事に談判の調ひたる旨、露国の官報に見えたりとの報ありしに反して、今また聞く所によれば、露国委員は満洲の東北、朝鮮の境界迄一帯の地を露領たらしめん事を主張し、清国当初の見込とは案外の申出を為せしを以て、呉大澂は清国の望む処を主張せしも、露国委員は前議を守りて動かざれば、呉氏も独断にて之れを画定すること能はず、此の事を総理衙門に上申し、其訓令を待て更に談判を開くべき筈にて、目下該協議は恰も中止の姿となり、両国とも示威を以て勝算を博せんとするの意か、互に屯兵を増員する等只戦備を厳にする事にのみ汲々たるものゝ如し、もし此談判の再び協定すること能はざるに於ては、到底清露二大国が砲烟弾雨の中に相見るの不幸はさくべからざる勢なりと、北清よりさる方への通報中に見えたりといふ。

銀座の煉瓦家屋千四百四十四軒　年賦皆済者は一割

〔一〇・一六、朝野〕 新橋より京橋に至る間の煉瓦家屋は、東京府の共有金を以て建設し年賦にて望みのものへ払ひ下げられたるものなるが、右の家屋総数千四百四十四軒の中、本月までに其家屋代の皆済となりたるものは、百四十五軒にして、其所有権を得たる人員は、僅に七十一名なりと云ふ。

各地鉄道現状

〔一〇・一六、朝野〕 日光鐵道 同鉄道敷設の儀は、今度政府に於て公然認可せられ、已に下測量も済みたるを以て、栃木県知事樺山氏は此程書記官、土木課長、属官等を率ゐ、安生上都賀郡長（敷設地の郡長）并に同鉄道の発起人を案内として、線路を検分せられ

しといふ。

桐生小山鐵道　此鉄道の事に就ては、桐生通信及足利通信にも屡屢噂をかゝげしが、今又聞く所によれば、小山宿より桐生迄の間（十六里）を第一区とし、桐生より前橋に至るの間凡そ九里を以て、第二区とし、先づ第一区より工事を起し、第一区の落成したる後、第二区に及ぼすの計画にて、既に線路の実測に取り掛り、製図の調製にも着手したりと云へば、最早近々其筋へ出願するの運びに至るべしとの事なり。

信越鐵道　越後直江津と、信州上田間の鉄道は、其工事を取急ぐ由にて、越後国中頸城郡關山以南は、追々落成せし場所もあれど、大田切の坂路に架設す鉄橋は、頗る大工事なれば、容易に落成に至らざるべしと、又此鉄橋さへ出来すれば、直に信州線路と聯続するを以て、目下人夫を増し、頻りに工事を急ぎ居るといふ。

東海道鐵道　同鉄道線路に当る静岡県下は、嶮山大川等多ければ隧道鉄橋等種々の大工事を要するを以て、其地形地質等検分の為め鉄道工事に著名なる鉄道局御雇英国人オールド・リッチ氏は、過日東海道に向け出発せられしが、目下既に遠州地方に在りて測量中なる松本、南の両技師の意見にては断然線路を海岸に取り、停車場は横須賀、中泉、浜松の三ケ所におくの見込みなりと、然るに豊田郡加茂西村の鈴木浦八、磐田郡見付駅の成瀬彌九郎の二氏は、線路及び停車場模様換の儀に付請願の筋ありとて、此程上京せられたり。

大坂堺間鐵道　同会社にては追々線路を延長して、大和地方へも達するの計画ありて、已に河内国國分駅迄は測量も済み、目下五條迄測量中の処、此頃下項に記す通り、同府下の有志者中別に大和、河内、攝津鐵道を敷設せんとの計画を為す者ありて、株主の総会を開き、去月廿四日其筋へ出願に及びたれば、坂堺鐵道会社にては、延長の得失に就き評議中なりと。

九州鐵道　福岡県にて、去月廿八日同鉄道敷設の事に付会議を開き、福岡県丈けの見込を夫々議決せし事は、過日の紙上に記したるが、熊本県にても近々有志者の大会を開き、熊本県内に限れる見込を決定する筈にて、目下同県農商課に於ては、鉄道会社収支予算其他此事に関する緊要の諸件を至急取調中なりと。又佐賀県にても鍋田県知事が主唱にて、佐賀市街の有志者を同所の協和館に召集し、鉄道敷設の急務たるを説き、左の談話を為されたりといふ。（下略）

第八回条約改正会議

〔一〇・二二、東京日日〕　第八回の条約改正会議は、彌々昨二十日午後二時より例の通り各国全権委員は外務省に参集せられ、楼上の第一面謁所に於て開会せられたり、第九回は二十八日に開会の御都合なりと聞く。

洋服流行

〔一〇・二四、郵便報知〕　近来洋服を着用する者多く、且つ冬季に際せるを以て新裁の注文多く、又陸軍軍人の服制改革に付、来月三日の天長節に着すべき正服の注文等輻湊し、士官の制服に使用する濃紺の羅紗は目下京浜間に品切となり、各裁縫店とも非常に繁忙なり、又昨今は官吏始め商人に至るまで黒の綾羅紗仕立のフロックコートを好むに付、同品も何程か価を引上げたり、即ち黒綾羅紗最上等一組廿三円位、並十八円位、仕立代は最上等六円、

並上等五円五十銭、其他縞羅紗の地合にてスコッチの類も大に行はれ、服一組背広仕立にて、最上等十六円、中等十三円、上仕立代四円廿五銭、並上三円七十五銭位なり、又フラネルは獨逸製のモロフ厚地が流行し、其価一ヤール四十五銭位、英国製薄ロ地一ヤール七十五銭位にて、是また大に捌けるといふ。

今や自転車は欧米の流行物

驚くべし其の速力は駿馬と同一程度

〔一〇・二八、郵便報知〕　自転車は当時欧米諸国流行物の一に居り、其構造の方法も追々精良に趣き、従て大に其速力を増加せるが、頃日米国にて自転車の達人と聞へたるガウード氏が、衆人の参観を請ふて自ら試験したる時の如きは、一英里を駛るに僅か二分三十二秒を費せしのみ、此割合を以て行かば一時間には二十三英里（凡そ我九里余）を駛行するを得べく、是れ駿馬の疾駆すると粗ぼ同一の速力にて、今日まで試験したる所にては、斯る速力に達せる者なし、向後は其構造方も使用法も共に進歩して、大に世間の実用を為すに至るべしと、近着の米国新聞に見えたり。

文部省が小学教科書編纂

印刷機械まで獨逸へ注文

〔一一・五、時事〕　文部省編輯局長伊澤修二氏が小学教科書の事に関し曩に森文部大臣へ呈出したる意見書は既に採用さるゝ事となりしにや、同所にては此頃已に印刷器械を外国へ注文し、用紙買入等の準備にも着手したる由なるが、追て諸般の手筈全く整ひたる上は小学教科に関する書籍は一切同局員にて編纂し、自今向ふ五ヶ年間に全く編纂を終る見込にて漸次着手の運びに至るべき筈なりと云ふ、尤も右編纂の方法は甲乙の編纂者が全く受持の書冊を成就したる上は先づ局員一同の目を通して各其意見を附せしめ、更に討議の上一定の意見を定めて之を同局長に差出し、局長は又其一伍一什を点検し、意見あらば之に附紙を為して再議に附し、局中の議全く一決したる処にて之を文部大臣に持出せば、大臣自から之を検閲して更に民間の諸大家にも質問し、然る後始めて教科書と為すの手順なる由、扨て又伊澤局長が意見の大略なりといふを聞くに、従来小学教科書類は大抵書林の手に成りしが、かくては代価の高直なるが為め、貧民の子弟は之を購買するに苦しむが上に、尚ほ其書籍とても元と一個人の力に成りたる者なるが故にとかく不十分の感なきに非らず、今官の手にて之を編纂し又印刷するときは、完全の教科書を得るのみならず、其代価の如きも書林の売直段に比すれば、大方三四分の一の安直にて売捌く事を得て、一般の子弟に対しては則ち教育進歩の一補助とも為るべしといふに在る由なるが、此には随分異論も多き由なり。

明治二十年
（一八八七年）

男女口入宿の扱高五十八万人

〔一・九、東京日日〕 昨十九年中府下の諸請宿が口入にて周旋せし男雇人は、五十二万三千九百四十人、女雇人が五万九千九百二十五人にて、請宿の数は四百八十九軒なりと云ふ。

観音崎砲台　大砲十二門据付

〔一・一一、朝野〕 相州の観音崎は東京湾の海門に当る要害の地なれば其の筋にても最も注意して砲台を設けられしは皆人の知る所なるが、同工事は一昨十八年十一月中に起工して其の落成を急がるより、昨今にても日々三百余名の工夫を使用して猶ほ工事中なるが、工長田村陸軍大尉を始め掛員は非常に勉強し、徹夜せらるゝことも屢々なりと云ふ、砲台は第一第二第三第四の四区に分ち、第一区に二門、第二区に六門、第三区に二門、第四区に二門を据付あり、第一区の右側なる山の上には四門の臼砲を据付あり、此れは大坂工兵工廠にて鋳造せし銅臼工なり、此辺は岩石の山なるが火薬を以て削夷せられたるものなり、砲台と砲台の間は隧道を造りて往来し、隧道の側面にて弾薬庫の設けあり、各砲台とも尽く地下掩蔽部及火薬庫を設けありて、構造極めて巧なりと云ふ、此の工事は本年五月中には全く竣工する筈なりと聞けり。

接吻と耶蘇教とで社会矯正　此の両者で淫風の一掃何ぞ難からむ

〔一・一一、時事〕 人の交情は男女とも愛情の頗る激切熾盛なる時、肢体を以て相接着するにあらざれば満足せざるものなり、小児を愛する母が頬を以て他の頬に接着し、相抱き相吸ふは人の知る所なり、彼の青衿妙齢の春を懐ふも、畢竟愛情の綣綿濃厚なる自然の理性に出づるものなれば、痛く之れを抑圧すべきにあらず、自由に其の顧恋の情を発せしめて可なり、然れども、活潑の活動力を有する耶蘇教の如きものなき時は、愛情変じて淫情とならざるもの極めて稀なり、而して耶蘇教の克く淫慾を殺ぎ貞傑を有たしむるは吾人の疑はざる所なれども、仍ほ且之れと共に愛情を満足せしむる接吻の風を社会に行はれしめざるべからず、内には耶蘇教の感化あり、外には接吻の風習あらば、淫風を一掃する何の難き事か之れあらん。(札幌矯風居士)

県会と知事の衝突　到る処に演ぜらる

〔一・一四、東京日日〕 曾て前号の紙上に報道せし、彼の高知県会と同県知事と法律の見解を異にし法制局の裁定を仰ぎたる件は、其後同局に於て両三回審理会を開かれし由なりしが、尚昨日も同件の審理会を開かれ、略ぼ審定せられし由なれば、発表も近きにあるべき歟、其他新潟、愛知、栃木の諸県会より裁定を仰ぎ居るよしにて、同局の審理委員は頗る多忙の由なり。

西洋娘節用 〔一・一四、東京日日〕 西洋娘節用は春煙小史木下新三郎氏の訳述にて神田福田町の誠之堂より出版せり、此原書はセクスピヤ著浄瑠璃本中のロミヨ、エンド、ジユリエートと云へる

劇にして、両人が艱難の状、ジュリエートがロミヨに別を惜しむ一段いとも面白く書きたるものなり、訳文も流暢なり。

第二高等中学校　仙台に建設と決定

〔一・一五、郵便報知〕　第二高等中学校　○同中学校の位置は曩きに宮城県仙台と定められしかば、同県下の有志者は其創立費を寄附せんと各郡区に寄附金を募りしに、県官裁判官郡区吏員は勿論一般人民に至るまで、毎戸若干づゝの出金を承諾せしに付き、之を二月四月の二期に取集め其筋へ差出す筈にて目下手配中なるが、其の設立の場所は仙台区内何処に撰定するや未だ定まらざる由なり。

御用商人追放　今度は入札の弊

〔一・一五、朝野〕　諸官省には去る明治十二三年頃まではお出入町人の如き御用達商人あり、何品に限らず入用のある時は此の用達に云付け買上げしより、御用達商人は自づと利益を壟断するの風に成り行き、品質も粗悪に流れしにぞ、其筋の役人も此れでは成らぬとお気づかれ、追々と御用達の数を増し御用品の見本を示して銘々に価格づけを入札せしめ、安直の者に受負はしむる事になせり、此の入札に付ても投票の仕方や開札の方法に弊ありとか申す者あるも、兎に角多数の商人を集めて其の内の安直者に請負はしむるは、旧時の御用達商人に利益を壟断せしむるに比して利益多きは固より明白なるも、斯の如く多数の御用達より入札にて買上ぐる事になりては、御用達中に於て互に競争を為し、不思議の弊害を生ずることあり、其の故は、正当の代価即ち時の相場十銭のものを十銭に入札すれば迚も落札すること能はざるより、相場にも頓着せず九銭五厘とか八銭五厘とかに入札することなり。商人は損をして倉を建つると云ふ諺はあれど、十銭の相場の者を九銭に売りて引合ふ道理なければ、種々の魂胆を運らす者あり、其は明ら様には申し難きも、数日前の事なりし、現に神田辺の商人が某所に熊野びん（炭の名）千俵を納むる事になり、荷車にて送り込みしが、扨て千俵と云へば中々の大数にて、一々貫目を正す訳にも行かぬより、此の内より五六俵を引出し、之を衡に懸けしに何れも七貫目ありたれば、千俵とも悉く七貫目ならしにて納まりしと云へり。元来この熊野びんは如何に大俵の物にても六貫目に過ぐるものは普通にはあらざるが、此の某は特別に熊野へでも註文したるものか、但しは東京にて尽く俵を直し、七貫目俵と為したるものか訝かしきことなり。（中略）何物にても相場と云ふものあれば、其の筋の官吏も成るべく注意し、去る不都合なき様適当の方法を設けられたきものなりとの投書ありたり。

英国遂に巨文島を放棄す

〔一・一六、東京日日〕　英国政府が一度占領せし彼の巨文島を、今度彌々放棄し、該島に経営せし諸建築物を公売に附し、兵士を撤去する事に決したる由は、既に前号の紙上に記載せるが如し、且つ該島は清国に譲与するものにあらずして、朝鮮国に還附するものなりとの事なるが、聞く処によれば、英国政府は最初よりこれを清国に譲与するの義を唱へしものにあらず、固より該島は朝鮮国に還附すべきものなれども、これを撤去するに付ては、清国は朝鮮国の為めに、決して之れを他国に渡さゞる旨の保証を為すべき旨を密議せし

に、清廷は英政府の望む如き十分の保証を為す事を拒みしが為め、還附の議も暫らく中止の姿となり居たるものにして、是れ即ち英清両国間に、巨文島譲与の議ありと流伝せしものなるべし、然るに今度右の密議も整ひて、彌々朝鮮国即ち所有主に還附する事に決し、此事を公にするに至りしものなるべしとの説あり、如何にや。

世界無比の長鉄道 ―露京から清国へ―

〔一・一六、東京日日〕 露国政府が中央亜細亜に向て一大鉄道を布設せんとの計画ある事は、曾て本紙に掲載せし事ありしが、近着の西報に依り其布設線路の概略を聞くに、先づ工事を土耳格の君斯坦堡府に起し、ペルシヤ、アフガニスタン、サマルカンド、コウカンド、西藏等の各地を経て、アルタイ山脈を横断し、遂に清国の北部に達する数千里間に、世界無比の一大長鉄道を布設せんとの目論見なりと云ふ。

女子の服制に関する 皇后宮の御思召書

洋服は日本の古制に近く国産を以て
之を作れば工業と美術の奨励たらん

〔一・一九、朝野〕 婦女服制の事に付、皇后陛下より左の通り仰出されたるにより、一昨十七日宮内省より大臣勅任官華族の向きへ、夫々伝達せられたる由。

婦女服制の事に付て
皇后陛下思召書

女子の服はそのかみ既に衣裳の制あり、孝徳天皇の朝大化の新政発してより、持統天皇の朝には朝服の制あり、元正天皇の朝には左衽の禁あり、聖武天皇の朝に至りては、殊に天下の婦女に令して、新様の服を着せしめられき、当時固より衣と裳となりしかば、裳を重ぬる輩らもありて重裳の禁は発しき。されば女子は中世迄も都鄙一般に紅袴を穿きたりしに、南北朝よりこのかた干戈の世となりては、衣を得れば便ち着てまた裳を用ひず、纔かに上衣を長うして両脚を蔽はせたりしが、近く延寶よりこなた、中結びの帯漸く其幅を広めて、全く今日の服飾をば馴致せり、然れども衣ありて裳なきは不具なり、固より旧制に依らざる可らずして、文運の進める昔日の類ひにあらねば、独り坐礼のみは用ふること能はずして、難波の朝の立礼は、勢ひ必ず興さゞるを得ざるなり。さるに今西洋の女服を見るに、衣と裳と具ふること本朝の旧制の如くにして、偏へに立礼に適するのみならず、身体の動作行歩の運転にも便利なれば、其裁縫に倣はんこと当然の理なるべし、然れども其改良に就て殊に注意すべきは勉めて我が国産を用ひんの一事なり、若し能く国産を用ひ得ば、傍ら製造の改良をも誘ひ、美術の進歩をも導き、兼て商売にも益を与ふること多かるべく、さては此挙却て種々の媒介となりて、特り衣服の上には止らざるべし。凡そ物、旧を改め新に移るに、無益の費を避けんとするは最至難の業なりと雖ども、人々互に其分に応じ、質素を守りて奢美に流れざるやう能く注意せば、遂に其目的を達すべし、爰に女服の改良をいふに当りて、聊か所思を述て前途の望みを告ぐ。

明治廿年一月

國民之友第一号　〔二・二〇、大阪日報〕　近来我国の文壇上に於て、嶄然頭角を顕はしたる、将来の日本の著者德富猪一郎氏は今度東京にて民友社と称する一社を、赤坂区榎坂町五番地に設立し、毎月一回國民の友と題する雑誌を発刊する筈にて、既に去る十五日其の一号を発兌せしが、同雑誌は専ら政治社会経済及び、文学上のことを詳論する目的にして、其の記事の如きも、之を時事評論、国民の友、論説、特別寄書、雑録等の数項に区別し、就中其の特別寄書は、現今東京に在りて有名なる人々と特約を結び、其の諸氏の起稿に係る者を掲載すると云ひ、殊に同氏が文章の巧妙流暢なるは予て世人の知る所の如くなれば、同雑誌の高尚にして有益なるは、此頃多く其の比を見ざる所なり。

有志共立東京病院は東京慈恵医院と改称
皇后宮御監督の下に置かる

〔三・八、朝野〕　東京慈恵医院　○有志共立東京病院は、今度皇后陛下の聖眷の下に置かせらるゝ事となり、東京慈恵医院と改称し其の規則をも改められ、皇后陛下の慈旨を奉じ、貧民にして疾病に罹り、医薬を得るの力なき者に施療する処とせられ、又其の慈恵院を維持するには、皇室の賜金幷に慈善有志者の寄贈醵金を以てし、幹事は婦人会員の中より皇后陛下御特選遊ばされ（任期は一ケ年）商議委員及び院長次官は皇后陛下の旨を以て、有志医師に御依嘱遊ばさるゝ事とせられ、醵金は満五ケ年を以て一期と定め、其の法を三種に分ち、第一種千円以上は現金を出すに及ばず、只其の利子年一割より八朱に当る金額を毎月或は毎半年に醵出し、第二種五十円以上千円以下も亦現金を出さず、只其の利子年一割三分より一割に当る金額を醵出すること前に同じく、第三種百円以上幾万円に拘はらず其の現金を醵出する時は、同院之れを預り置きて、其の利子を使用し、満期の後ち元金を返還する事にせられたり、又同院にて施療する患者を無紹介患者、有紹介患者の二種に分ち、患者自ら来院して施療を乞ふ者を無紹介患者とし醵金者の紹介証を以て施療を乞ふ者を有紹介患者となせど、同院に於て施療至当と認むる者にあらざるよりは、施療をなさゞる由、然し臨機他の患者を診察治療する事あれど、斯る場合金には身分相当の寄附をなさしめらるゝ都合なりと云ふ。

米国軍艦の射的演習
池島住民十一名を殺傷す

〔三・一七、内外新報〕　曩に射的演習の為め長崎入港の折、池島に向けて発砲し、因て島民十一名を死傷せしめたる米国東洋艦隊なるオマハ号の艦長セルフリッヂ氏は、去る十一日同国政府より電報を以て至急帰国すべき旨を命令せられたるよし。風説に拠れば、同氏の帰国を命ぜられたるは軍法会議に移すの為ならんかと云へり。又同艦乗組士官諸氏は目下長崎病院にて治療中なる負傷者へ即座に応分の金を贈与し、其後尚又義捐金六百余円と三十余円とを募り、之を死者遺族及負傷者へ至急に送付せんとて、公然日本官衙に依頼

するときは、手数と面倒とを生ずるに付き、直に人民に送届たしとなし、同艦乗組の宣教師ライト氏の手を経て在長崎同国宣教師スタウト氏へ依頼せしに、スタウト氏は同港人平山蓑田の両氏をして右金員を齎らし同日池島へ渡海して配布に尽力したりとぞ。又去る十一日午前十二時頃同港居留地の米国婦人シャツフルド、セーテアの両女より目下長崎病院へ入院し居る負傷者池田常太郎、川尻茂作、井上チヲの三名へ慰問のしるしとて、蜜柑一籠を携帯して恵与したる由なり。

海軍大学校　設立に決定

〔三・二五、東京日日〕海軍大学校は彌々設立せらるゝ事に決し、已に校規等を取調中なるが、其校は海軍兵学校を以てこれに充てらるゝ筈にて、同校の広島へ移転次第、兵学校、水雷部、機関学校等にて卒業せし生徒を大学校に入らしめて高等学科を修めしめ、学期二ケ年にして士官に任用せらるゝ都合なりとぞ。又同校の定額資金は金三万円とし、創立費は金四万円を充てらるゝ由なり。

海防の充実一日も緩うすべからずと

畏くも御内帑御下賜の詔書

〔三・二六、東京日日〕詔勅　〇朕惟フニ立国ノ務ニ於テ、防海ノ備一日モ緩クスベカラズ。而国庫歳入未ダ遽カニ其ノ鉅費ヲ辨ジ易カラズ。朕之ガ為メニ軫念シ、玆ニ宮禁ノ儲余三拾万円ヲ出シ、聊カ其ノ費ヲ助ク。閣臣旨ヲ体セヨ。

明治二十年三月十四日

奉　勅　　　内閣総理大臣伯爵　伊藤　博文

伊藤総理大臣各府県知事を鹿鳴館に招集し

国民忠誠の献金を募らんとす

〔三・二六、東京日日〕（前略）内閣総理大臣伊藤伯爵は、去二十三日を以て出京中の府県知事を鹿鳴館に招かれたる席に於て、此事を演説せられたり。其要領に曰く、

往時我国鎖国を以て国是とし、四鄰交通を杜絶し東海の一隅に蟠居したるも、今は往来通聘万国交渉の道日を逐て頻繁を致す、而して独り通商貿易の一事に止まらず、政治法律経済凡そ軍国経営の要務一として外国に交渉せざる者なし、之を要するに今日の国是とする所は、則万国公法の範囲に生活する各邦の班列に就き、互相交際の間、応に得べきの権理を得、応に尽すべきの義務を尽し、邦国の体に於て卓然独立の地位を占めんと欲するに在り、今回顧して之を三十年前の形勢に比較せば其懸隔実に霄壌も啻ならず、蓋東洋の局面に於て既に一大変遷を経たるは予が各位と共に信じて疑はざる所なり、然るに交渉の頻繁は随て事端を滋し、各国時に或は其意見を偏執して、其利益を相譲らず、是に於て乎何等の邦国も決して百年の平和を保証し難きは、宇内の歴史に於て免るべからざる過去の事実にして、各国方に陸海兵備の強大を務め、進取競争の政策は駸々として未だ其止まる所を知らず、禍機何処に伏蔵し潰裂何日に在らん歟、逆め料るべからざるは亦現時の常

勢なり、古人云ふ兵は兇器なりと、然りと雖も今日の兵備は翻て平和を保持するの要具にして、兼て義務を決行するの実権なり、一国若し軍備の充実するなくんば、何に頼て以て自立を図るを得ん、我が国は四方環海到る処沿海防線の地に非ざるはなし、故に自衛の道に於て海防を厳にするは、之を焼眉の急に譬ふべし、今若し列国の状勢を察せず、海外の変局を審にせず、妄意自ら恃み苟且偷安以て眼前の無事を僥倖せば、一朝不測の虞あるに当て誰れか噬臍の悔なきことを保たん乎、我皇上陛下為めに深く宸襟を悩ませられ、嚮に既に廟謨を確定し、陸海軍に命じて計画する所あらしめられたり、此頃又内閣に勅し、宮禁の儲余を以て海防の費に充るの旨を降し玉ふ、今敬で之を各位に宣示す、各位等牧民の職に在り、宜しく聖慮の在る所を奉体し、一国の臣民をして時務の急を覚り、護国の義を知らしむることを惟務むべし、ふに朝野を問はず苟も愛国の心あるものは、必ず大猷を賛襄し其資力を致し、以て同心叶力の誠を展ることを惜まざるべし、抑海防の費年に鉅万を要す、専ら国庫の常給に依る時は、其功程の緩にして時局の急に応ずるに足らざらんことを恐る、此れ亦各位の素より熟知する所なり、若し地方の資産有る者にして自ら奮て海防の費を助けんことを望む者あらば、各位は其財産の果して余裕あると、其果して自己の情願に出るとを詳にし、事状を具へ宮内省に上申し、宮内省は相当の手続を以て之を軍務官に移し、以て各人の目的を果すの用に供せしむべし、之れ固より行政の命令を以て督促するの事に非ず、但だ臣民忠愛の徳義に訴ふるのみ、予は各位の必ず此意を了解して錯誤なきとを信ず。

皇后宮御ものし給ひし御唱歌

金剛石の歌 **華族女学校へ御下附**

〔三・二七、郵便報知〕 左の唱歌は皇后宮御製にて、今般華族女学校へ御下附相成りたる由。

金剛石も、みがゝずば、珠のひかりは、そはざらむ。
人も学びて、後にこそ、まことの徳は、あらはるれ。
時計の針の、断まなく、めぐるがごとく、時のまも、ひかげをしみて、はげみなば、いかなるわざか、ならざらん。
水はうつはに、したがひて、そのさま〴〵に、なりぬなり。
人はまじはる、友により、よきにあしきに、うつるなり。
おのれに、まさる、よき友を、えらびもとめて、もろともに、こころの駒に、むちうちて、まなびの道に、すゝめかし。

大阪電燈会社 **鳥居利郷が創立**

〔四・五、朝野〕 大坂西区江戸堀通一丁目の鳥居利郷氏は、今度東京の電燈会社に倣ひ、大坂電燈会社なる者を設立したるが、其目的は大坂中の諸製造会社及芝居小屋等に点火する電燈を総て請負ふ計画なりと。

古郵便切手の蒐集

〔五・一二、毎日〕 古郵便切手の集覧会 ○目下佛国ボルドー府在留中なる、播州葡萄園長福羽逸人氏より、大日本農会録事平野師

應氏への書信に、佛国巴里府抔にては昨今専ら古郵便切手の「コルレクション」を為す者多く、就中貴女社会等には非常に行はれ、現に此品のみを売買する商店日を追て増加し、殊に我国の切手抔は品僅少なるが故に珍重も亦非常なり、為めに本邦より拙者へ送りし書状の切手抔は、未だ着せざる前に買予約を為す者あり、左れば着するや否や一日も切手の手許にありしことなく、忽ち買人数名に争ひ取らるゝ有様なり、故に我国にても右様売買を流行させるに於ては面白からんと思ひ、昨今当地に流行する切手帖及び其他数十の郵便切手を回送するに付き、「コルレクション」を試みては如何云々とありし由、依て平野氏は右勧告に基き、近来内外新古の郵便切手を取集め右の「コルレクション」を始めんと目下計画中なりと云ふ。

所謂ブールス条例公布さる

〔五・一四、官報〕　勅令第十一号〔明治二十年五月十四日〕

取引所条例

第一章　総則

第一条　取引所ハ商業上ノ取引ヲ便利ニシ、市価ヲ平準ニシ、商業上公正直実ノ風ヲ養成シ、商業上ノ慣習ヲ統一維持シ、須要ノ報道ヲ伝播シ、及取引所会員ノ間ニ生ズル争論ヲ仲裁スルヲ以テ目的トシ、商業上便宜必要ノ地方ニ於テ、其地方ノ商人農商務大臣ノ特許ヲ得テ設立スルモノトス

第二条　取引所ニ於テ売買取引スベキ物件ハ、重要ノ商品、公債証書、証券、株式等ニシテ、創立員又ハ取引所ノ出願ニ依リ農商務大臣ノ認可シタルモノニ限ル。

第三条　取引所ヲ設立スルニハ東京大坂ニ於テハ三十人以上、其他ノ地方ニ於テハ十五人以上、会員タルヲ得ベキ者創立員トナリ、地方官庁ヲ経テ農商務大臣ニ願出ベシ。（中略）

第二章　会員

第十二条　会員タルコトヲ得ル者ハ、其取引所所在ノ地ニ居住スル商人ニシテ、会員タルノ義務ヲ尽スコトヲ得ル者ニ限ル、会員ニ非ザレバ取引所ニ集会シ売買取引ヲ為スコトヲ得ズ。

第十三条　会員タル者ハ身元保証金三百円以上三千円以下ヲ差出スコトヲ要ス。

第十四条　左ニ掲グル者ハ会員タルコトヲ得ズ。

一、婦女及ビ未丁年者、但婦女ノ代理人、未丁年者ノ後見人ハ会員タルコトヲ得。

二、公権剝奪若クハ停止中ノ者。

三、身代限ノ処分ヲ受ケ、未ダ辨償ノ義務ヲ終ヘザル者。

四、第六条、第十五条ニ依リ除名セラレタル者。（中略）

第四章　仲買人

第二十条　取引所ニ仲買人ヲ置ク、仲買人ハ他人ノ委託ニ由リ売買取引ヲ為スヲ以テ業トシ、自己ノ為メニ売買取引ヲ為スコトヲ得ズ。

第二十一条　仲買人ノ営業ハ一部ニ限リ数部ヲ兼ヌルコトヲ得ズ

第二十二条　仲買人タラント欲スル者ハ農商務大臣ノ免許ヲ受クベシ、之ヲ受ケタルトキハ免許料金五十円ヲ納ムベシ。

第二十三条　仲買人タルベキ者ハ、会員ニシテ営業保証金一千円以上二万円以下ヲ差出スコトヲ要ス。（下略）

新条例発布で両取引所大狼狽

〔五・一六、時事〕　一昨十四日午後官報号外を以て取引所条例の発布ありたり。兼ねて株式取引所米商会所などにては万々覚悟の前ながらも、既に先々より其筋に対し種々の意見を開申し置たる次第もあれば、或は多少斟酌する所あらんとは予め期したりけん、今度発布になりたる条例の趣旨は其辺に関しては何等の色気も見えぬ者から、両会所の役員株主及仲買人中には随分喫驚したる向きも多く、昨十五日は休業にも拘はらず、両会所も頭取以下の役員は早朝より会所へ出頭して種々評議に時を費やし又双方の仲買人は午後より夫夫集会を開き相談中の趣きなり。其の模様は未だ聞き及ばざれども、或る説には最早やかくなりたる上からは詮方もなき次第なれども、新取引所の設立は徒らに他人の手に打任すべき道理もあるべからず、此中の酸辛は多年甞め尽したる我々こそ率先して其の創立委員と為り、株式米商双方合体して創立の事に周旋するこそ至当ならんとの説もある由にて、之より先き去る十三日午後既に株式取引所及米商会所の役員及仲買人中の重だちたる人々は、兜町の柴芳亭に集会し、右と同様なる意味の相談もありたる趣きなるが、又一方にては両澁澤、原、大倉、安田、三野村、西村、川崎の人々もこの事に就き相談する所あらんとて、一昨十四日新取引所に関係を有すべき商売柄の紳商へ向けて、明十七日坂本町の銀行集会所へ参集し、同事件に関して協議を開くべき旨を申送りたりと云ふ。

博愛社を日本赤十字社と改称

〔五・一八、東京日日〕　博愛社の欧洲赤十字社に加盟ありたる事は人の知る所なるが、今度宮内、陸軍、海軍三省の認可を経て愈々日本赤十字社と改称せられ、又た其新社則に拠り本月二十日に社員総会を開き、常議員三十名を選挙せらるゝ由なり。

大阪の旧自由党員呆然失望

板垣の伯爵拝受の決心を聴取し

〔五・二〇、朝野〕　大坂府大坂通信（五月十六日発）〇旧自由党総理板垣退助氏が、今回伯爵を授けられ、華族に列せられしに付ては、当地旧自由党員中には随分八ヶ間敷議論もあり、同氏は果してこれを受けらるゝか、将た辞退さるゝや、兎に角其来坂を待ち決心の存する所を聞かんと待ちに待ち構へしが、去十四日午後同氏には当地に着し、中の島三丁目花屋方に投宿あるや否や、旧自由党員土倉庄三郎氏を始め、数十名の有志者には直に同家へ詰掛け、氏の所存は如何にやと尋ねしに、同氏には今回図らざりき恩命あり、余はこれを拝受する積なりと語られし由にて、有志者は其意想外に出たるに驚き、中には其不可なる所以を激論せし者もありしやに聞き及びしが、昨今尚ほ此事に付相談中なりと、聞く所に由れば土倉庄三郎氏の如きは、曩きに板垣君が郷里に引籠られし以来は、月々百円宛の手当金を同君に贈り、其他の有志者にも相当の手当金を贈り居たりと、板垣氏には明日午後神戸に出でられ、有馬の温泉に入浴さるゝ由なり。（略下）

勝安芳の授爵に　徳川慶喜満悦

〔五・二七、改進新聞〕此たび勝君へ授爵の御沙汰ありしや、静岡に居らるゝ徳川慶喜公には殊の外悦ばれたるよしにて、頃日或る人が勝君のもとを訪ねしとき同公より送り越されし書を見せられたるが、其文面は左の如くなりと。

拝啓昨今好時節愈御清穆御起居奉欣賀候。扨て此程は以特旨伯爵御親授華族へ被為列候趣き承知仕恐悦無量奉存候。拙子に於ては殊更難有真大慶無之上奉存候、御歓奉申上候。

かくてこそよるのにしきのうらみなく、そのいさをしも千代に残らめ。

前文申上度如此御座候、頓首。

五月十二日　徳川　慶喜

勝安房殿玉机下

又た勝君には、初め一旦授爵を辞し奉りし時其向へ出だせし書面の写しをも書き添へ其の奥へ、

浮雲のうきてたゞよふさま見れば、我身のうへもかくこそありけれ。

と認めて、返書を呈せられしと聞きぬ。

新発明　自動売物箱　―倫敦の事―

〔五・二七、金城だより〕近頃の新発明にして最も珍らしきものの一つは、倫敦に於ける自動売物箱の工夫に如くものはあらじ。但し此新発明は今の分にては唯だ巻煙草を売る装置のみなれど、追つては諸種の売物をも為し得るに至るべし。サテ其自動箱の形容如何にと言へば取りも直さず通常の書状差入れ箱を見るが如くなり。人あり、若し巻煙草を買はんと欲するものは此箱の頂きにある孔の中に、其の煙草の価だけの銭を入れ遣る時は、一部の機械直ちに運動を始めて其要する処の煙草直ちに箱の下辺の口に顕れ出づるの趣向なり。此発明一と度出るや、世人其珍奇と至便なるとに驚きて大評判となり、今は停車場、蒸気車、鉄道馬車、乗合馬車等は申すに及ばず、何処となく公けの場所にして此箱の設けあらざるはなく、已に倫敦市中に其数七千を設置するに及び、尚ほ此上速かに五万以上増加すべしとの見込にて、発明者は諸鉄道会社よりの註文のうち漸くにして其百分の十五丈けを果したりと言ひ、此割合を以て推す時は発明者の利益は確かに年々二万磅宛を永続すべしといへり。サテこの自動箱の行はるゝ其最初の間は市中の博徒等此箱を欺きくれんとて種々の悪計を試み、銭の代りに錆びたる鉄釘の如きものを入れて之を煙草に代へんとし或は銅銭に穴を穿ちて之に糸を附けて投入し機械運転の央ばにして之を引上る等種々の悪戯を試み、為に機械の具合を損ぜしむる事ありて設置者は大いに困却せしが、其後箱は改正を加へて今は貨幣の外は決して外物を投入する事能はざる様になしたりと言へり。

大阪府測候所の天気予考　八割方適中

〔六・五、東京日日〕大坂府測候所ニ於テ天気予考ヲ実施セシハ、

去ル明治十六年二月ニシテ、当時ハ諸器械及職員等完備セザルヨリ、自然其ノ成績不十分ナリシガ、昨十九年ニ至リテ稍々好果ヲ得ルニ至レリ、今昨年一箇年ニ係ル予考ノ適否ヲ示ス、左ノ如シ。

天気予考ハ適中日数二六六、偏中日数五六、不中日数四三。上ノ偏中一半ヲ適中ニ加ヘ、一半ヲ不中ニ合セバ適中二九四、不中七一、適中百分比例ハ八〇ナリ。

風方向予考ハ適中二八二、偏中五三、不中三〇。上ノ偏中一半ヲ適中ニ加ヘ、一半ヲ不中ニ合セバ適中三〇八、不中五六、適中百分比例ハ八五ナリ。

風力予考ハ適中二七三、偏中五七、不中三五。上ノ偏中一半ヲ適中ニ加ヘ一半ヲ不中ニ加フレバ、適中三〇一、不中六三、適中百分比例ハ八三ナリ。

之ニ依リテ観レバ天気、風位、風力共概シテ予考百ニ対シ三分ノ二以上、適中セシ割合ナリ、而シテ毎日予考ハ、午後六時乃至九時ニ於テ翌日天候ヲ予定セシモノニシテ、之ガ調査ヲナスニハ総テ一日中最多ノモノヲ取リ之ヲ定ム、但風位ハ四方位ニ分チ、風力ハ疾風以上ヲ強トシ、和風以下ヲ弱トス。（大坂府）

尾去澤事件

〔六・一二、朝野〕　尾去澤鉱山の再報　〇該山の騒擾一件に付ては数度本紙に掲載したるが、共報道たる彼れに偏し此に党し、正鵠を得る能はざるの憾ありしに、今其当途者より秋田県庁へ向け該件の顚末を報告したるものを、秋田日日新聞に載せたれば、重複を厭はず之を再録して読者の参考に供す。

抑も同鉱山は本邦屈指の鉱山にして、金銅を産出し、土着の坑民は凡三千余にして、開坑以来百有余年の久しき虚日なく採鉱せり。去る明治五年東京豪商岡田平藏氏の稼行となり、同氏老後岡田平馬氏の借区となり、同十年に至り岡田平太氏外二三者の発企にて、岡田家に鉱業会社を設立し、今の頭取平太氏稼行主たり。爾後銅価の低下にて事業上の影響も尠からず経済の困難を生ぜしかど、金塊の騰貴に由て漸やく補ふに足れり。然るに本月十四日の事なり、東京の代言人佐伯剛平が右会社株主阿部潜の代人となり、同郡小眞木銀山支配人河野幾藏、松田金三郎等は東京下谷辻金五郎の代人となり共謀して暴徒を嘯集し、該鉱山岡田平太氏の事務所を襲ひ、暴行したる顚末を聴くに、先是東京本社は前頭取平馬氏死後は、財用困難を極めて資本金に欠乏を告げ、次第に負債を増して社業を維持するの術策に尽きけるにぞ、阿部潜は頭取平太氏の委托を要求して該地へ出張し、役員幷に坑夫等の員数を減じ、事業を縮小し経費を省かんとの目的を以て改革を試みたり。然るに改正上に其当を失して、事業練磨の人々皆職を辞するに至り至難の事業をして新進無経験の若輩に委ねたれば、到底改良の効を奏せず、以前に倍し困弊の極りしかば、本年一月阿部潜は止を得ず事業全部の負担を頭取平太氏に復し、自ら任を解きたるに付き、岡田氏は実地に出張して会社一切の事業及び諸負債共自ら担任せられ稼行法に改良を加へ日増盛況を呈し、年来の疲弊を回復するの運に際したり。而して其爰に至らざるに先んじ、阿部潜は東京下谷辻金五郎外三人と坑業上に係る契約を取結びたるも、自己の利を計るに止まり、本主岡田家に損失あるを以て、頭取岡田氏は断然之を謝絶せしことあれば、今回の暴行一件

も多分此等の遺恨に原因せしならんと。偖十四日の現状は東京代言人佐伯、河野、松田の三人を始め、青山金一郎、松平庸、喜多村理左、木村良一、渡邊兵太郎等数名が主謀者となり、黒澤忠七、工藤専太郎、吉田三郎、菊地六太郎、青山新吉、阿部勝彌、木村清助、齋藤千代治、北村直治及び小眞木銀山の手代数十名は其従者となり、同日午前九時ごろ尾去澤鉱山の頭取岡田氏が事務所へ出頭するを待設け、一発の炮声を合図にして、数知れぬ暴行者が後の深林より恰も雲霞の如く顕れ出で、鯨波の声を作りて押寄たり、暴徒の銘々は棍棒又は仕込杖短銃等を携へ、血気勃々奔馬の勢にて、驀地に事務所へ乱入し、各部署を定めて四面より取囲み、同処詰合員一切外出するを得ざらしめ、又外来者を防がん為め、股引半纏の服装を為したる職人体のもの無慮七十名に得物を引提げ厳重に警備せしめたり。斯て局内に闖入したるは某代言人、河野、青山、喜多村、松平、木村等の三四十名は一着に頭取岡田氏を要し、我々共は阿部潜、辻金五郎の代言人なり、速に事務を引渡す可しとの理不尽なる挙動なるにぞ、詰合の諸氏は其理由を尋ね穏かに談判を望みたれども、此方は馬耳東風の体にて毫も聴容るべくも見へず、益々暴威を逞ふし妄言罵詈恰も左右に人なきが如し、首謀たる代言人河野等は従者の面々に号令を発するや否、突然起て戸障子を明放ち上局へ乱入し、詰合の防ぎ拒むを突伏せ押倒し、無理無体に諸帳簿及書類を封鎖し金庫を差押へ、詰合員の所有物を押収し、次で社印を奪取らんとするなど乱暴狼藉至らざる所なし。加之代言人は一の書冊を取出せし上、事務引続の捺印す可しと脅迫せしも、流石耐忍にも自若として応諾せざるのみか、傍ら彼等を防禦して一歩を退かざるにぞ、暴徒等は益々威力を張り、已に早や詰合諸氏に危険を加へんとするに際し、冥助乍ち来り同郡警察署の知る所となり、警官及び戸長役員の出張せらるゝと同時に暴徒等は右往左往に散逃れて、蜘蛛の子を散したる如く、林間に逃亡するもあり、渓谷に墜落するもあり、見る目可笑しき許なりしが、首謀者は直に拘引せられ、当時取調中の由なれば、不日正当の処分を蒙むるならん。

高知県の政談家 悉く実業に転身

〔六・一六、朝野〕 高知県に政談家の多きことは世人の能く知る処なるが、彼の政談家は近来変じて事業家となり、県会議員中にても有名なる中山秀雄氏は紙業組合頭取となり、同島田糺氏は漁業組合の頭取に、又同議長弘田正郎氏は蚕糸業組合頭取となり、何れも熱心して其の事業に勉励なるが、中にも島田氏は県下の水産物を諸国に輸出せんが為め、此程高知物産会社なるものを起し、又県会議員武市安哉氏は農益会社なるものを設け農業上の利益を計画せり。右に付是等の事業家は去る十二日一大懇親会を開きしが、同盟の会社は三十四社もありたる由。

東京英和学校 開堂式挙行

〔七・一、郵便報知〕 東京英和学校開堂式 ○昨日青山南町なる同校は、今回校舎新築落成したるを以て昨日其の開堂式を挙行せり、式場にはジョージ・コクラン氏の祈祷、コルラル、マルレー、スチーブン、ソプパー諸氏及び渡邊大学総長等の祝詞演説あり、夫より又た来賓の祝詞演説数番ありて最後にホウキッチトン氏の祝福あり

て全く其式を終りしが新築の校舎は中々壮麗に覚へたり。

米国では婦人に参政権附与
先づ其の技能を実験の爼上に

〔七・一〇、朝野〕　米国カンサス州の新市法は婦女に投票権を与へたり。又同国加里福尼州ストックトン府の住民は、婦女に市政権を与へて実験をなすことに決定せり。故に同府の区長議員等は総て婦女を以て組織し、自今一箇年間同府を以て婦女の管理に帰し、運河、鉄道其他の公業を監督せしめ、其成績を実験する筈なり。之に由りて米国各地の人民は近世史上に無類なる此実験の結果を見んことを切望し居れり。婦女にして果して能く政績を挙ぐることを得ば、他の地方のストックトン住民の例に倣はんこと盖し疑なかるべしと、昨日の官報外報欄内に見ゆ。

東京近傍海の収穫　〔七・一二、朝野〕　本年府下海苔の名所なる荏原郡各村に於て収穫せし海苔の高は七千四百四十万枚余、此価三十万六千百四十円余にして、之に使用したる海面の坪数は五十四万五千五百卅五坪五合なりしとぞ、尤も淡水の交和宜しからざる場所は幾分の不作なりしも品川台場近傍は頗る発生宜しかりしに付、前記の如く好結果を得たりといふ。

官吏服務紀律改正

〔七・三〇、官報〕　勅令第三十九号〔明治二十年七月二十九日〕

官吏服務紀律

第一条　凡ソ官吏ハ天皇陛下及天皇陛下ノ政府ニ対シ、忠順勤勉ヲ主トシ、法律命令ニ従ヒ、各其職務ヲ尽スベシ。

第二条　官吏ハ其職務ニ付本属長官ノ命令ヲ遵守スベシ。但其命令ニ対シ意見ヲ述ブルコトヲ得。

第三条　官吏ハ職務ノ内外ヲ問ハズ、廉耻ヲ重ジ貪汚ノ所為アルベカラズ。

官吏ハ職務ノ内外ヲ問ハズ、威権ヲ濫用セズ、謹慎懇切ナルコトヲ務ムベシ。

第四条　官吏ハ己ノ職務ニ関スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハズ、官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ズ、其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス。

裁判所ノ召喚ニ依リ、証人又ハ鑑定人ト為リ、職務上ノ秘密ニツキ訊問ヲ受クルトキハ本属長官ノ許可ヲ得タル件ニ限リ供述スルコトヲ得。

第五条　第六条〔略〕

第七条　官吏ハ本属長官ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ、営業会社ノ社長又ハ役員トナルコトヲ得ズ。

第八条　官吏ハ本属長官ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ、其職務ニ関シ慰労又ハ謝儀、又ハ何等ノ名義ヲ以テスルモ直接ト間接トヲ問ハズ、総テ他人ノ贈遺ヲ受クルコトヲ得ズ。

官吏外国ノ君主又ハ政府ヨリ授与セントスル所ノ勲章、栄賜、俸給並贈遺ヲ受クルニハ天皇陛下ノ裁可ヲ要ス。

第九条　左ニ掲ゲタル者ト直接ニ関係ノ職務ニ居ルノ官吏ハ、其饗

燕ヲ受クルコトヲ得ズ。〔略〕
第十条　凡ソ上官タル者ハ職務ノ内外ヲ問ハズ、所属官吏ヨリ贈遺ヲ受クルコトヲ得ズ。
第十一条〔以下略〕
第十七条　本紀律ハ高等官、判任官及俸給ヲ得テ公務ヲ奉ズル者ニ適用ス。

鳥海号進水式
石川島平野造船所で我国最初の砲艦製造

〔八・二三、郵便報知〕予ねて記載したる如く今度石川島平野造船所に於て新造せし一等砲艦鳥海号は去る二十日其進水式を同所に於て執行せり。同所長平野富二氏が此造船所を創立してより茲に幾んど十年の久しきを経、其間汽船帆走船等を製作せしこと百有余艘の多きに至りたれど、右は何れも商業航海の用に供する船舶にして、其の鉄製の砲艦を製作するが如きは実に今回が初めなる上、我海軍省が自国の私立造船所に船艦の製作を命ぜしも亦た之を以て嚆矢とす。

皇子嘉仁親王　儲君に御治定

〔九・一、朝野〕明宮殿下は追々御成長被遊に付、昨日は御誕辰日なるを以て御先例に依り、儲君に御治定在らせられ、同夜宮中に於て御宴を開かせられたる由。

外遊中の關直彦から
日本条約改正問題に関する通信

〔九・一一、東京日日〕泰西見聞録（八月五日倫敦発）關直彦報
日本条約改正　小生出発後我条約改正の進歩如何ならん歟と陰ながら配慮し居り、定めし今頃は略ぼ其会議をも首尾能く終りつらんと予期し居たるに、豈に計らん、再び中止の姿とならんとは、ソモ如何にして知る歟と云ふに、昨夜当国下院に於て議員ヲー・ビー・モルガン氏より、政府に向て日本条約改正の儀は如何相成りし歟と質問せしに、外務次官ブル・フハーガッフン氏は左の如く答へられたり。曰く、
日本と諸国との間の条約を改正せんが為め、東京に開かれ居たる会議は、日本政府の要求に依りて中止せられたり、但し其中止間の期限を定められず、女帝陛下の公使は一旦帰国して、此儀に関して尚ほ女帝陛下の政府と協議を遂ぐべき筈なり。
条約会議の事は頗る秘密なれば身輦轂の下に居るも之れを詳にする能はざるを、況んや万里の異郷に在りて、其事情を詳にするを得べけんや、然れども条約会議中止の事は其当局者たる英国外務次官の議院に公言したる事なれば、確実なるは疑ふべくもあらず、又た公使一旦帰国して本国政府と協議する所あるべしと云へば、徒らに暑中休暇間の中止とも思はれず、必らず深き事由ありての事ならん歟と想像せられ、実は杞憂に堪へざるなり、希くは我正当の望を全くし、我が中古封建の世に結びたる陳腐の条約を、十九世紀末の今

日に改正して、十五ケ諸条約国の公平至明を天下に示されんことを望むに切なり。

西郷隆盛の写真は世に無し
実は永山矢一郎の写真

〔九・二一、讀賣〕　西郷隆盛翁の真影の世になきは人の知る所にて、世人が想像を以て作りし翁の肖像といふものと、同県人にして翁と共に戦死せし永山矢一郎の写真を見て翁の真影として売る者あり、世人も夫を真と思ふは遺憾の事なりとて、同県出身の人々が審議し、西郷従道、黒田清隆の両氏が検定、山下親房氏が撰者となり、床次正精氏が画きし真像を、銀座三丁目の太盛堂より発売せしが、威容あたりを払ひ、一見して翁の真を知に足れり。

沃度採取法発見
六十の老人本多善右衛門の功績

〔一〇・二七、郵便報知〕　沃度は元来医師、染工、写真等の必要薬品にして、年を逐ふて其の需要次第に増加せしも、皆な之れを外国に仰げり、其の筋の調査に拠るに年々外国より沃度及び其の塩類の輸入せるは七万封度内外にして、此価凡そ三十万円なりと云ふ。我国の沿海に産する海草中には沃度を含有すること多きを以て、何とかして此海草より沃度を製造せんと官私共に尽力し、或は海外に渡航して其の製造法を探究せしもの少なからざりしも、未だ十分の効を奏したることなかりし。浅草区の本多善右衛門と云へる本年六十歳ばかりの老人は、性来応用化学を好み、数年前より右の沃度製造方に心を傾けたりしが、遂に本年五月最とも純良なる結晶沃度を製出せり。因て之を衛生局に差し出して試験を受けしに、最良剤たるものと認定され製造鑑札を下渡されたり。同局告示の分析表によれば百分中沃度九十九、一八を含み、彼の兼ねて最良品の評ある佛国製の沃度に優ること数等なり。右に付き内外人の注文続々之あり、夫々製造の準備も整ひ、既に此の薬材の産地たる千葉県下朝夷郡の官地を借用して、同地方の人民とも夫々約定済となりたるを以て、既に日本沃度製造会社と云へるを設立し目下専ら製造中なり。又近近東京府下へ売捌所を設置する都合なりと。

第五高等中学校
熊本へ設立と決定　隣県負担額きまる

〔一〇・二八、東京日日〕　熊本県に於て去る十四日より開会せし第五高等中学校明治廿一年度経費各県分担額議定委員会は議事全く結了し本日閉会せり、其議決せし各県分担額は金二千八百六十五円長崎県負担額、金五千七百九十三円福岡県負担額、金三千五百卅三円大分県負担額、金二千七百四十三円佐賀県負担額、金四千五百八十三円熊本県負担額、金千七百八十円宮崎県負担額、金三千七百三円鹿児島県負担額、合計二万五千円なり、斯く修正議決せし要旨は、七県聯合の学校費なれば其分担額に於ても一半は各県国税高及地方税高を率とし、一半は人口数を率として之を定むるは正当にして、

生徒修学等の便否に依り特に学校説置及医学部所在の県へ増加すべきの理なしと云うにあり。（熊本県、本年本月廿七日官報）

参謀本部地図由来記

〔一一・一一、官報〕 陸海軍 ○参謀本部陸軍部測量業程 帝国版図ノ測量ハ軍務及民政教育其他百般事務ノ用ニ充ツベキノ地図ヲ製造スルタメ施行スル者ニシテ其測量ノ順序タルヤ、基線測量ニ基キテ施行スル所ノ一等三角測量ニ起業シ、次ヲ逐テ二等三等及四等三角測量ヲ施シ、以テ地形測量ノ基礎ヲ設ケ、次デ二万分一ノ尺度ニ由リ地形測量ヲ施シテ、家屋、垣墻、道路、流水、各異ノ耕地、森林等凡ソ此尺度ニ化成シテ明示スルヲ得ルノ地物ハ挙ゲテ泄ラスナク及土地ノ高低険夷ヲシテ一目ノ下ニ瞭然ナラシムルノ原図ヲ製シ、其完成スルニ従ヒ、直チニ彫刻、石版或ハ電気銅版ニ附ス、之ヲ地形図ト名ク。此図ヤ詳明ナル地表ノ光景ヲ観察スルノ用ニ充ツル者トス。而シテ又更ニ原図ヲ十万分ノ一尺度ニ縮写シ、土地ノ総形及区部ノ光景ヲモ、同時ニ観察シ得ベキノ地図ヲ製シ、彫刻銅版ニ附ス、之ヲ帝国図ト称ス。此両地図ハ相侍チテ百般ノ供用ヲ充足スル所ノ者ニシテ、一回開版スルノ後ハ地図払下規則ニ拠リ、公衆ニ払下グルモノトス。

帝国版図ノ測量ハ明治十三年ニ於テ剏業スル所ニシテ、当時ニ在リテハ三角測量ニ充ツベキ人員器械具備セザルガタメ、先ヅ地形図根ノ基礎ニ由リテ、東京周囲ニ地形測量ヲ起業シ、技手ヲ養成シ及三角測量ノ準備ニ従事シ、明治十五年ニ於テ三角測量ニ着手シ、業ヲ相模野ノ基線ニ起シテ一等三角網ヲ房総常武相豆駿甲諸州ニ敷置シ次デ相豆駿甲ノ諸州ニ二等乃至四等三角測量ヲ施シ、逐次ニ小三角州網ヲ完成スルヲ以テ、明治十八年以降三角測量ノ基礎ニ由リ、相豆ノ二州ニ地形測量ヲ施スヲ得タリ。爾来三角測量ハ日ヲ逐ヒテ拡張シ、一等三角鎖ノ如キハ遠江国三方ケ原及近江国饗庭野ヲ経テ岐分シ、一ハ阿波国西林村ノ基線ニ達シ、及一ハ将ニ伯耆国天神原ノ基線ニ連綴セントシ、二等三角測量ハ之ニ追蹤西行シ、其先頭ハ近江国ニ達シ、三等及四等三角測量モ亦着々其歩ヲ三尾ノ二州ニ進メリ。又地形図根ニ由ル地形測量ノ東京周囲ニ起業セシモノハ、既ニ関八州ニ渉ルニ及ビテ之ヲ止メ、及明治十七年大坂周囲ニ起業セシ者ハ既ニ兵庫、明石、須本、和歌山及奈良地方ニ及ブ、次ヲ以テ今京都地方ニ着手セリ。又三角測量ノ基礎ニ由リ、相豆ノ二州ニ施セシ地形測量ハ、進ミテ今駿甲ノ二州ニ就業セリ。左ニ三角地形両測量業程一覧図及完成面積表ヲ載セテ、測量ノ進歩及既往ノ成績ヲ示ス。（陸軍省）

金澤工業学校開校式

〔一一・二六、官報〕 石川県金澤区ニ於テ金澤工業学校ヲ設立シ去月廿六日開校式ヲ挙行セリ。同県知事ハ当時来県ノ森文部大臣及随行ノ秘書官、視学官ヲ伴ヒ、同県書記官等ト共ニ臨場シ、其他商工等有志者会スル者百余名ナリ。又今度森文部大臣来県ノ際県下有志人民相謀リテ同大臣ヲ金澤勧業博物館ニ招待シ、紀念ノ為「エンサイクロペヂヤ・ブリタニカ」一部ヲ第四高等学校ニ寄附セリ（石川県）

○長野県尋常師範学校ハ昨年八月臨時県会ニ於テ建築ノ議ヲ決シ、

同十二月ヨリ起工シ、此程落成セルヲ以テ去月廿五日開校式ヲ執行セリ（長野県）
〇山口県ニ於テハ女子ニ高等普通ノ教育ヲ授ケ、若クハ師範学校へ入学スベキ階梯トナサンガタメ、本年九月吉敷郡山口ニ山口女学校ヲ設ケ、生徒五十名ヲ入学セシメシガ、追々志願者ノ増加シ、在来ノ校舎狭隘ヲ告グルヲ以テ、此程ヨリ事務所教場等ヲ新築セシガ、今般落成シタルニツキ更ニ生徒二十九名ヲ増募スル都合ナリ。（山口県）

日本赤十字社の篤志看護婦人会

〔一二・六、朝野〕日本赤十字社 〇有栖川一品宮御息所殿下其他貴婦人方の発起に由り、篤志看護婦人会なる者を開設し、赤十字社員たる婦女子は総て入会を許し、毎月第一、第三の木曜日を以て傷者、病者に応ずる看護法を実修せしめ講師は同社員なる陸軍一等軍医正足立寛氏之を負担し、開会日猶浅しと雖も、実益大に顕れ、入会する者追々増加の景況あり、抑婦人看護の事たる、戦時同社の幇助に緊要なるのみならず、平時に在ても婦女子たる者は看護法の一端を修得せば、衛生上自家の実益も亦鮮少ならざるべし。之を広く有志の婦女子に勧告し、入会者をして益々多からしめんことは、記者の希望する所なれば、追々同会の教程等を示すことあるべし。

島津久光薨ず 三日間廃朝仰出さる

〔一二・八、東京日日〕維明治二十年十二月六日前左大臣従一位大勲位公爵島津久光薨ず、享年七十一歳なり、詔して朝を廃せらる三日、蓋し岩倉贈太政大臣に於けるの例なり。夫れ久光公は維新の元勲中興の棟梁にして夙に順聖公（薩摩太守齊彬朝臣即ち公の兄なり）の遺志を承て宗家を輔佐し、文久の初め尊攘の議論頻に世に起りて、公武の間将に破綻に至らんとせしを見て、慨然これを匡救するの大志を発し、親ら東西の間に往来して以て国家の禍乱を防ぎ、以て秩序の紛擾を障るに尽力し、皇国を泰山の安に置きて、帝室の実権を復するを其心として始終渝らざるの大節を竭されたるは、公衆の挙て知る所なり。（下略）

火薬庫兵器庫 特に取締厳重

〔一二・二八、東京日日〕一昨日より陸海軍部内の火薬庫等は云ふ迄もなく、兵器貯蔵庫等の取締向は頗る厳重となり、夜間は其近傍を兵卒をして巡邏せしめらるゝ事となり、又海軍兵学校勤務の兵曹等は外出を差止め、校内の取締を一層厳重にせられたるよし。

果然保安条例第四条実施 危険人物を皇城三里外に追放 尾崎、星、林、片岡、中島等の闘士悉く追はる

〔一二・二八、東京日日〕保安条例発布につき、其筋にては同条例第四条に拠り、治安を妨害するの虞ある者と見認められし人々を、皇居を距る三里以外の地に退去せしむる為め、一昨廿六日午後五時頃より、夫れ〳〵手分けして拘立に着手せられたり（此日は前号にも記せし如く、府下各警察署半数の巡査は芝公園彌生社の忘年会に

参集せしが、午後三時頃俄に総員引揚となり、帰署するが否、同日の非番巡査をも呼上に成り、此事に着手せられしなりと云ふ)。其中首立たる人々は、星亨(三年)、林有造(三年)、中島信行(三年)、島本仲道(三年)、尾崎行雄(三年)、片岡健吉(二年半を申渡されしが、不服にて、目下警視庁へ拘置)。山本與彦(高知二年半同上)、宮地茂春(高知二年半同上なりしが承服に付送出さる)、竹内綱(二年半)、中江篤介(二年半)、吉田正春(二年半)、坂崎斌(二年半)、廣瀬正猷(二年半)、安藝清秀(高知二年半)、横山又吉(高知二年半)、山田泰造(二年)、和田稲積(高知二年)、川島烈之助(萩城一年半)の諸氏にて、又南波登發、樽井藤吉、長田房太郎、庄司徳三郎の人々は拘立になり(或は云ふ何れも一年半なるべしと)、楠目馬太郎氏は引致拘留中との事なり。其余退去を命ぜられしは、一昨夕より昨日午後迄にて惣員三百人余と聞えしが此人々の住宅は皆警官(被処分者一人に付巡査二名宛)が出張して、右退去の旨を申渡され(居宅ある者は一週間内、寄寓者は即刻)、其場にて承服の向は直ぐ様附添て(或は云ふ派出所送り)新橋上野両停車場、若くは品川新宿千住等へ送り附け見届の上にて帰署せられ或は其言立の筋に依ては警察署へ引連らるゝ向もあり(又此中には放免となりし者もあり)、中にて尤も不服を言ひ或は理由を聞ん抔云ふ者をば皆警視庁へ差廻されたるなりと云ふ。而して府下中京橋、本郷、小川町、愛宕町の四署管内には下宿屋最も多きに付、他の警察署より応援の巡査を差廻はされたる程なりとか(又吉原に追跡したる警官も数十名あり、同所にて処分を受けたる人々は稲辨楼にて五名、其外併て数十名の多きに及びたり)。(下略)

特許局 新置 **局長は高橋是清**

〔一二・二九、郵便報知〕昨今の公報欄内にあるが如く、今度農商務省専売特許局を廃し、更らに特許局を置き夫々官制を定めしが、聞く所に拠れば、人民より特許願を差出し若し特許せられざる時は、そのせられざる理由を質問することを得る手筈にて、斯る場合には審判官が特許法に関する書籍等に就きて其の理由を説明する由。此等の書籍は旧同局長高橋氏が欧洲巡回中各国の専売特許院に就きて新古のあらゆる書籍を買置きたるに依り、追々外国より到着するを以て、書籍陳列所を設くる筈なり。従来の規模を益々拡張する都合にて、是までの本局は狭隘なるを以て、日比谷鹿鳴館最寄りへ建設し、其の構造は二階建にして経費は二万円ばかりの予算にて既に臨時建築局へ依頼せり。依て建築局にては同局雇獨逸人某をして製図に着手せしめ、図面出来次第直ちに工事に着手する趣。尤も楼上を書籍の陳列所となし、楼下を本局に充つる手筈なりと。又た昨日局長以下の官吏を任命し、局長は矢張り前の専売特許局長高橋是清氏が命ぜられ、其の他局員には審判官に中橋德五郎氏、審査官に大森俊次、深堀芳樹、小出秀正、小杉轍三郎、吹田鯛六の諸氏が任ぜられ、外に審査官補五名、属官十四名、技手四名なりと云ふ。

新聞紙条例 **改正**

〔一二・二九、官報〕勅令第七十五号
〔明治二十年十二月二十八日〕
新聞紙条例

第一条　新聞紙ヲ発行セントスル者ハ発行ノ日ヨリ二週日以前ニ発行地ノ管轄庁（東京府ハ警視庁）ヲ経由シテ内務省ニ届出ベシ。
第二条　新聞紙発行ノ届書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ。
一、題号　二、記載ノ種類　三、発行ノ時期　四、発行所及印刷所　五、発行人、編輯人及印刷人ノ氏名年齢
編輯人ハ二人以上アルトキハ其主トシテ編輯事務ヲ担当スル者タルベシ。但紙面ニ部門ヲ分チ、各部門ニ主任編輯人ヲ設クルコトヲ得。
第三条　届出ヲ為シタル後、題号、記載ノ種類、又ハ発行人ヲ変更セントスルトキハ二週日以前ニ第一条ノ手続ニ従ヒ届出、発行ノ時期、発行所、印刷所、編輯人、印刷人ニ変更アリタルトキハ一週日以内ニ第一条ノ手続ニ従ヒ届出ベシ。
第四条　発行人死去シ又ハ法律上其資格ヲ失ヒタルトキハ一週日以内ニ発行人ヲ定メ、第一条ノ手続ニ従ヒ届出ベシ。其届出ヲナスマデハ仮発行人ノ名義ヲ以テ発行スルコトヲ得。
第五条　発行ノ届出ヲナシタル日又ハ発行休止ノ日ヨリ五十日ヲ過ギテ発行セザルトキハ其届出ノ効ヲ失フモノトス。
第六条　内国人ニシテ満二十才以上ノ男子ニ非ザレバ発行人、編輯人、印刷人トナルコトヲ得ズ。
第七条　編輯人、印刷人ハ互ニ相兼ヌルコトヲ得ズ。
第八条　発行人ハ保証トシテ左ノ金額ヲ届書ト共ニ管轄庁（東京府ハ警視庁）ニ納ムベシ。
一、東京ニ於テハ千円。
一、京都、大阪、横浜、兵庫、神戸、長崎ニ於テハ七百円。
一、其他ノ地方ニ於テハ三百五十円。
一、一月三回以下発行スルモノハ前記ノ半額。
保証金ハ時価ニ準ジタル公債証書又ハ国立銀行ノ預手形ヲ以テ納ムルコトヲ得。
学術、技芸、統計、官令、又ハ物価報告ニ関スル事項ノミヲ記載スルモノハ本条ノ限ニアラズ。
第九条　保証金ハ新聞紙ノ発行ヲ廃止シ又ハ其発行ヲ禁止セラレタルトキハ之ヲ還付ス。（下略）

出版条例　改正

〔一二・二九、官報〕　勅令第七十六号
〔明治二十年十二月二十八日〕

出版条令

第一条　凡ソ機械舎密其他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハズ文書、図画ヲ印刷シテ之ヲ発売シ又ハ頒布スルコトヲ出版ト云ヒ、其文書ヲ著述シ又ハ編纂シ若クハ図画ヲ作為スル者ヲ著作者ト云ヒ、発売頒布ヲ担当スル者ヲ発行者ト云ヒ、印刷ヲ担当スル者ヲ印刷者ト云フ。
第二条　新聞紙又ハ時々ニ発行スル雑誌ヲ除クノ外、文書図画ノ出版ハ総テ此条例ニ依ルベシ。但雑誌ニシテ専ラ学術技芸ニ関スル事項ヲ記載スルモノハ内務大臣ノ許可ヲ得テ此条例ニ依ルコトヲ得。
第三条　文書図画ヲ出版スルトキハ発行ノ日ヨリ到達シ得ベキ日数ヲ除キ、十日前製本三部ヲ添ヘ内務省ヘ届出ベシ。
第四条　官庁ニ於テ文書図画ヲ出版スルトキハ、其官庁ヨリ発行前製本三部ヲ内務省ニ送付スベシ。（下略）

明治二十一年（一八八八年）

大晦日に建竣つて先づ新春を仰ぐ
九段の大華表

〔一・二、郵便報知〕一昨年来其鋳造に着手したる靖國神社の大華表は、旧臘三十一日を以て全く建立の功を終へたり。此華表は大坂砲兵工廠に於て、大尉天方道氏の董工(みかじめ)にて鋳造の業を終へ、昨年十月廿八日東京に到着せしが、柱の高さ五十尺、径三尺八寸、蓋木の長さ六十二尺五寸、径五尺と云ふ非常の大華表なれば、其運搬据付には余程の手数を要し、総費額三万五千余円の内、一万五千円は東京に到着したるより建立までの諸入費にかゝりたる由なるが、右の建立の工事を請負ひたる者は今川小路の戸叶秀利なり。

勲章等級と大勲位菊花章頸飾

〔一・四、官報〕勅令 ○朕、各種ノ勲章等級製式及ビ大勲位菊花章頸飾ノ製式ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治二十一年一月三日

内閣総理大臣伯爵 伊藤 博文

勅令第一号

一、寶冠章

勲一等ヨリ勲五等ニ至ル、婦人ノ勲労アル者ニ賜フ。

章 宝冠ト竹桜ノ形ヲ以テ飾ル。

綬 地黄色、双線紅色。

一、勲一等旭日桐花大綬章

旭日大綬章ノ上級トス、勲労アル者ニ賜フ。

章 旭日ト桐花ノ形ヲ以テ飾ル。

綬 地紅色、双線白色。

一、瑞寶章

勲一等ヨリ勲八等ニ至ル、勲労アル者ニ賜フ。

章 鏡珠ノ形ヲ以テ飾ル。

綬 地淡藍色、双線橙黄色。

一、大勲位菊花章頸飾

頸飾ハ大勲位ニ叙セシ者ニ特別之ヲ賜フ。

菊花菊葉ノ形ト明治二字古篆文ヲ以テ飾ル。

江田島の海軍兵学校 新築落成す

〔一・一四、郵便報知〕兵学校次長三浦海軍大佐、本郷海軍大尉の両氏は、広島県江田島に新設中なる兵学校検分を終て帰京せしことは前号に記せしが、此の検分に係る精細なる事実を昨日有地同校長より海軍省へ具申せり、尤とも同兵学校は既に落成したるを以て、近々土木会社より同校移転委員へ引渡す都合なれば、遅くも来る六月までには彌々同校へ引移るべしといふ。

岡倉覚三、フエノロサと協力し
官立美術学校創立に尽瘁

〔二・八、朝野〕美術学校 ○同校創立の事に関し其の筋にては、

さきに御雇米人フエネロサ、文学士岡倉覚三の二氏をして、欧米に航し美術上の景況を視察せしめ、右の二氏は帰朝の後主任となりて、同校教授方法等の事に関し種々取調べ中の由なるが、近来教授の方法に付、日本風を基礎となすべしとの説と、欧米風の実物模写に倣ふべしとの二説に分れ居る由にて（中略）又た同校にては来る九月頃開校する筈にて、生徒七八十名を募集する由なるが、今回は創立の際なれば、入学試験を為すにも普通の学力如何は第二に措き、専ら美術思想ありて、其の道に心得ある者を採用する筈なりと云ふ。

献芹遂に二百万円を突破す
聖旨に感激したる国民の誠忠

〔二・一〇、時事〕 客年中海防費として献納に係る金額支消方に関し、宮内大臣は叡旨を奉じ、去る三日を以て陸軍大臣へ左の通牒をしたるよし。

昨廿年三月十四日海防費ノ儀ニ付内閣大臣ヘ勅諭ノ趣、内閣総理大臣ヨリ各府県長官ヘ宣示シ猶海防自衛ノ急務タルヲ演述ニ及ビシニヨリ、爾来華族、各府県ヨリ陸続海防費献納願出シ処平素ノ儲余ニ係ル者ト雖モ、薄産者ノ献金ハ御採納遊バサレザルノ思召ヲ以テ、官吏ヲ除クノ外ハ一個人千円未満ノ金額ハ御採納在ラセラレズ、且深キ叡旨ヲ以テ献納期限ヲ昨年九月三十日限ニ定メラレ、同日迄ニ各庁ヘ受理シテ当省ヘ進達シ、聞食届ラレタル金額別冊献金人名簿ニ掲グル如ク、総計二百十三万八千五百二十四円二十二銭一厘（下略）

一昨十九年中の虎列拉病
患者十五万五千死亡十一万

〔三・二三、朝野〕 内務省衛生局の報告に係れる一昨十九年虎列剌流行の記事を一読するに、同流行病の全国に惨害を及ぼしたる現状は、実に竦然として毛髪を立つるほどなり、同年の大流行は十二年以来の惨害にして、其の患者の総数は十五万五千五百七十四人、中死亡者十一万〇〇八十六人の多きに達し、死者の数は三分の二以上なりし、又病勢の最も熾んなる同年八月中には、全国にて一週間の患者五万七千人の中三万七千人の死亡あり、東京は同月廿一日より九月三日迄の間、毎日の患者は三百以上に達し、五箇所の避病院は已に悉く充満して、三ケ所の火葬場は日夜火烟を絶たず、旧棺未だ尽きずして、新棺山を為すの惨状を現はし、之が予防費及び其他に費したる金額は、国庫金、地方税費、協議費、寄附金合計にて百九十万四千五百十五円七十一銭二厘の巨額に達し、我が東京計りにても地方税にて二十一万千七百五十九円三十六銭九厘、協議費にて一万九千四百五十円二十銭二厘を費やしたりと云ふ、本年以後はまた斯る惨害を被むることなかるべしと雖も、万一の事は期し難きにより、世上衛生家に向ひて十分の注意を望まんとす。

市制町村制　実施理由説明

〔四・二五、官報〕 市制町村制理由〇本制ノ旨趣ハ自治及分権ノ原則ヲ実施セントスルニ在リテ、現今ノ情勢ニ照シ程度ノ宜キニ従

ヒ、以テ立法上其端緒ヲ開キタルモノナリ、此法制ヲ施行セントスルニハ必先ヅ地方自治ノ区ヲ造成セザルベカラズ、地方ノ自治区ハ特立ノ組織ヲ為シ、公法民法ノ二者ニ於テ共ニ一個人民ト権利ヲ同クシ之ガ理事者タルノ機関ヲ有スルモノナリ、其機関ハ法制ノ定ムル所ニ依テ組織シ、自治体ハ即チ之ニ依テ其意想ヲ表発シ、之ヲ執行スルコトヲ得ルモノトス、故ニ自治区ハ法人トシテ財産ヲ所有シ之ヲ授受売買シ、他人ト契約ヲ結ビ権利ヲ得、義務ヲ負ヒ、又其区域内ハ自ラ独立シテ之ヲ統治スルモノナリ、然リト雖モ其区域ハ素ト国ノ一部分ニシテ、国ノ統轄ノ下ニ於テ其義務ヲツクサヾルヲ得ズ、故ニ国ハ法律ヲ以テ其組織ヲ定メ其負担ノ範囲ヲ設ケ、常ニ之ヲ監督ス可キモノトス。

国内ノ人民各其自治ノ団結ヲ為シ、政府之ヲ統一シテ其機軸ヲ執ルハ、国家ノ基礎ヲ鞏固ニスル所以ナリ、国家ノ基礎ヲ固クセントセバ、地方ノ区劃ヲ以テ自治ノ機本ト為シ、以テ其部内ノ利害ヲ負担セシメザル可カラズ。

現今ノ制ハ府県ノ下、郡区町村アリ区町村ハ稍自治ノ体ヲ存スト雖モ未ダ完全ナル自治ノ制アルヲ見ズ、郡ノ如キハ全ク行政ノ区劃タルニ過ギズ、府県ハ素ト行政ノ区劃ニシテ、幾分カ自治ノ制ヲ兼ネ有セルガ如シト雖モ、是亦全ク自治ノ制アリト謂フベカラズ、今前述ノ理由ニ依リ此区劃ヲ以テ悉ク完全ナル自治体ト為スヲ必要ナリトス、即チ府県郡市町村ヲ以テ三階級ノ自治体ト為サントス、此階級ヲ設クルハ分権ノ制ヲ施スニ於テモ亦緊要ナリトス、蓋シ自治区ニハ其自治体共同ノ事務ヲ任ス可キノミナラズ、一般ノ行政ニ属スル事ト雖モ、全国ノ統治ニ必要ニシテ官府自ラ処理スベキモノヲ除クノ外、之ヲ地方ニ分任スルヲ得策ナリトス、故ニ其ノ町村ノ力ニ堪フルモノハ之ヲ其負担トシ、其力ニ堪ヘザル者ハ之ヲ郡ニ任ジ郡ノ力ニ及バザル者ハ之ヲ府県ノ負担トス可シ、是階級ノ重複スルヲ厭ハズシテ却テ利益アリト為ス所以ナリ。維新ノ後政務ヲ集攬シテ一ニ之ヲ中央ノ政府ニ統ベ、地方官ハ各其職権アリト雖モ、政府ノ委任ニ依テ代テ事ヲ処スルニ過ギズ、今地方ノ制度ヲ改ムルハ即チ政府ノ事務ヲ地方ニ分任シ、又人民ヲシテ之ニ参与セシメ、以テ政府ノ繁雑ヲ省キ、併セテ人民ノ本務ヲツクサシメントスルニ在リ而シテ政府ハ政治ノ大綱ヲ握リ方針ヲ授ケ、国家統制ノ実ヲ挙グルヲ得可ク、人民ハ自治ノ責任ヲ分チ以テ専ラ地方ノ公益ヲ計ルノ心ヲ起スニ至ル可シ、蓋人民参政ノ思想発達スルニ従ヒ之ヲ利用シテ地方ノ公事ニ練習セシメ、施政ノ難易ヲ知ラシメ、漸ク国事ニ任ズルノ実力ヲ養成セントス、是将来立憲ノ制ニ於テ国家百世ノ基礎ヲ立ツルノ根源タリ。（下略）

枢密院の機能

憲法制定の諮問所とならん

〔五・一、朝野〕本紙の官令に掲載せし通り、我政府は勅令第二十二号を以て、愈々枢密院設置の事を公布せられたり、右は此頃中より頻りに噂ありたる改革沙汰の結果にして、已に本紙上には参議院の設置あるべしと記載せし所ありしが名目に相違ありて終に枢密院と云ふ事とはなりたり、右に付本社にては、昨日不取敢号外を発行して直に配達せしも、尚府外の分は行届かざるに付更に其の要領

を記さん、扨て同院の性質より見れば、国務諮詢の一官衙にして、至尊陛下が至高顧問の府となる以上は、本邦未曾有の一新院と云ふべし、左れば其の組織と云ひ任官者と云ひ、何づれも注目すべきものにして、議長伊藤伯を始として十二名の顧問官は概ね宮内より出でられたり、其の間最も注目すべきの要点は、久しく民間に在りたる勝安芳、河野敏鎌両氏の新に出でゝ右の栄職に就きたる事是れなり、是れこそ政府の間に一の新元素を持ち込みて、真の改革を仕遂ぐるの基となるべしと想はる、斯る重要なる一新院の職掌は如何といふに、その第一項及び第二項を按ずれば取りも直さず憲法制定の諮問所と云ふて差支なからん、憲法諮問の事に付ても、近来頻りに輿論の起らんとする時に当り、此の院一たび立ちて稍満足する所あるべし、又その事務規程第二条及び第三条中には、帝国議会云々の文字あり、勅令中に此の文字の現はれたるは今度を以て第一回となすべく、此の後同院と帝国議会との関係如何を知らるゝなり、元来同院の起因は英国のプライヴィー・カヲンセル(Privy Council)に在るを以て、今まその来歴を略言し以て読者の参考に供せん、英国の枢密院は国政を討議する為めに相会する枢密議官の集会なるが、その議官の数は往年十二人の制限なりしも、後大に増加して定限なきに至れり、近時の慣例によれば、議官中同院の討議に与るものは特に召喚せられたるものに限れり、枢密議官は英国出生の臣民たるを要し、勅状叙任状を用ひずして国王之れを任命し、王の生存間は其の職を保てども、王は随意に之れを罷免するの権を有せり、然れども一千七百八年、アーン王は嗣王の為めに謝絶せらるゝに非れば、六ケ月間継続するものとせり、枢密議官の職務は公平に国王に助言し、其の他一切の職務を尽すに在り、同院の由来は頗る久しきを以て、其の間幾多の変更ありしと雖も、一千八百二十九年に、ジョージ四世が枢密官の特別保護を撤せしが如きは其の最なるものなるべし云々。

廿一年間の要路に立つた人々
—薩・長・断然優勢—

〔五・六、東京日日〕維新の初には総裁、輔相、議定、大臣、納言の重職には専ら皇族、公卿、諸侯を任じ玉ひたれば、其職に上りたる方々数多おはしけるが、皇族は畏し申上るに及ばず、其他今日に至るまで重要の地位に立てる方々は旧公卿にては三條、東久世、徳大寺、西園寺、旧諸侯にては鍋島、蜂須賀の諸公に過ぎざるが如し、然るに薩州、長州、土州、肥前出身の方々が明治元年より今日まで交る〲重要の地位に上られたるを数ふれば随分の多人数なり、先づ顧問官、参与官、知事、参議、卿、大臣を一括して「大臣の部」とし、輔、副知事、大少輔、次官を一括して「次官の部」となして之れを左に挙示せんに、

○大臣の部(△印は既に物故せられたる人なり)

薩州(十一){△小松清廉、△西郷隆盛、△大久保利通、寺島宗則、△伊知地正治、黒田清隆、西郷従道、川村純義、松方正義、大山巌、森有禮

長州(八){△木戸孝允、△前原一誠、△廣澤眞臣、伊藤博文、山縣有朋、井上馨、山尾庸三、山田顕義

土州（七）{後藤象二郎、板垣退助、佐々木高行、河野敏鎌、△齋藤利行、福岡孝弟、谷干城

肥前（五）{副島種臣、大隈重信、大木喬任、△江藤新平、佐野常民

此他は旧幕より勝安房、榎本武揚、尾州より田中不二磨の三君ありしのみ。

○次官の部（△印同）

薩州（七）{△上野景範、吉田清成、△吉原重俊、△鮫島尚信、吉井友實、樺山資紀、森岡昌純

長州（十一）{△大村永敏、鳥尾小彌太、宍戸璣、品川彌二郎、井上勝、青木周藏、△玉乃世履、河瀬眞孝、杉孫七郎、野村靖、桂太郎

土州（二）　細川潤次郎、岩村通俊

肥前（二）　中牟田倉之助、山口尚芳

其他は前島密（越後）芳川顕正（阿波）鄕純造（旧幕）九鬼隆一（同）津田出（紀州）陸奥宗光（同）花房義質（備前）辻新次（信州）三好退藏（高鍋）小澤武雄（小倉）の諸君にて、尚この外に数名ありしと覚えたり。

青山練兵場新設

火薬庫は大塚村へ

〔五・九、朝野〕　先頃青山へ陸軍練兵場を新設されしより、千駄ケ谷村なる陸軍火薬庫も、同場内へ構込となりしを、更に同村旧福島邸へ新築するの議ありしも、不都合の箇所あるに付、大塚村陸軍馬病院跡へ新築することゝなり目下工事中なるが、来る六月卅日限り落成の筈にて、七月中旬に移転の運びなり、又該新倉庫は都合九棟なる由。

参軍官制制定

参謀本部条例廃止

〔五・一四、官報〕　勅令　○朕参謀本部条例ヲ廃止シ、参軍官制制定ノ件ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十一年五月十二日

内閣総理大臣伯爵　黒田　清隆
陸軍大臣伯爵　大山　巖
海軍大臣伯爵　西鄕　従道

勅令第二十四号

参軍官制

第一条　参軍ハ帝国全軍ノ参謀長ニシテ、皇族大中将一名ヲ以テ之ニ任ジ、直ニ皇帝陛下ニ隷ス。

第二条　参軍ハ帷幄ノ機務ニ参画シ、出師計画、国防及作戦ノ計画ヲ掌ル。

第三条　凡ソ戦略上事ノ軍令ニ関スルモノハ、専ラ参軍ノ管知スル所ニシテ之ガ参画ヲナシ、親裁ノ後、平時ニ在テハ直ニ之ヲ陸海軍大臣ニ下ダシ、戦時ニ在テハ参軍之ヲ師団長、艦隊司令長官、鎮守

府司令長官、若クハ特命司令官ニ伝宣シテ之ヲ施行セシム。
第四条　参軍ハ陸海軍ノ参謀将校ヲ統轄シ、其教育ヲ監督ス。
第五条　参軍ノ下ニ陸軍参謀本部海軍参謀本部ヲ置キ、陸海軍将官各一名ヲ以テ其長トシ、参軍ヲ輔翼シ、部事ヲ管掌セシム。
第六条　参軍ニ陸海軍参謀本部副官（少佐大尉ノ内）各一名宛ヲ専属ス。

陸軍大学校　条例改正

〔五・一四、官報〕勅令　○朕陸軍大学校条例中改正ノ件ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治二十一年五月十二日

内閣総理大臣伯爵　黒田　清隆
陸軍大臣伯爵　大山　巖

勅令第三十四号
陸軍大学校条例中左ノ通改正ス。
第一条　陸軍大学校ハ、各兵科中少尉ノ学術才能衆ニ超ユル者ヲ選抜シ、以テ軍事諸般ノ教育ヲ完全ナラシメ、且高等兵学ヲ教授シ、将来参謀官、高等官衙副官及教官ニ充ツルヲ目的トシ、並ニ高等機務ニ堪ユベキ学事上ノ基礎ヲ修習セシムル所トス。（下略）

憲法草案大会議

聖上御親臨皇族顧問官大臣悉く列座

〔五・二七、東京日日〕憲法草案会議　聞が如くなれば、枢密院に於ては一昨廿五日を以て議長伊藤伯爵、副議長寺島伯爵を初めとし、諸親王方、三條公爵、各顧問官には何れも出頭せられ、午後一時聖上には該院に出御あらせ給ひ、黒田総理大臣及各大臣にも臨席ありて憲法草案の会議を開かれ午後三時まで討議あり、入御の後三時三十分に一同退散せられたり。議事は固より機密なれば、之を洩れ聞くに由なけれども、該会議は当分の間隔日ぐらゐに開かるべしと云へり。是より先き伊藤伯爵には憲法の草案を各顧問官に交付し、会議に先ちて其熟読攻究の都合を計られたりと聞えたれば、扨は其用意も整ひたるに付き、会議を開かるゝの場合に及びたるもの歟。

我日本帝国の憲法は明治十四年の勅諭に、将に明治二十三年を期し、議員を召集し国会を開き、以て朕が初志を成さんとす、今在廷臣僚に命じ、仮すに時日を以てし、経画の責に当らしむ、其組織権限に至ては朕親ら衷を裁し、時に及で公布する所あらんとすと宣はせて、夙に欽定憲法たるの旨を明かにせられ、爾来伊藤伯爵が親ら欧洲を巡回して広く各国の制度を取調べ、帰朝ありて各大臣と共に専ら其経画に従事せられたれば、勅諭の所謂在廷臣僚に命じ、仮すに時日を以てし、経画の責に当らしめられたるの時期は方に其局を結び、是よりして其組織権限を親裁あらせて公布せしめらるゝ時期に移るの時なりと知らる。但し憲法制定の大義に関しては、昨二十年九月二十八日を以て総理大臣（伊藤伯爵）より大政の方針を各地方官に訓示されたる文中に、惟ふに各国に在て各其沿革の事蹟に由て取る所の軌轍相同からず、従て各種の主義互に流派を別ち、未だ

帰一する所あらず、学説を講ずる者亦各自意見を持し、敷衍皇張して互に相譲歩せず、皆一の理趣意象ありて以て世人の視聴を聳動するに足らざるは無し、而して其間理論相投ずるの徒漸に団結を為し、互相衝磨するの現象を呈することを免れざるは、此亦各国往々見る所の情勢なり、抑も我国に於て上祖宗の神器を永遠不侵の地に置き皇室の乾綱を維持し、下臣民に向て代議の権利を附与せんとするは是れ神祖以来国体の大事にして皇家継述の宏謨に係る、而して臣民何人か之を私議するとを得んや、今の時に当り憲法発布の前、或は後に於て敢て憲法の親裁を異議する者あらば、断じて言論及請願の自由の範囲の外に出るものとし、若し或は此を名として異動を謀り又は教唆する者あらば、治安を維持するが為に臨機必要なる処分を施すべしと見えたれば、憲法の親裁は決して臣民の異議を許されざるや明瞭なり。今日黒田伯爵に於ても大政の方針は伊藤伯爵と同一の主義を執らるゝと云へば、此議に関しても亦素より其帰着を殊にせられざるべし。（下略）

横浜地価騰貴　坪十円を抜く

〔六・五、東京日日〕世人の知る如く一昨年八九月頃より昨年二三月頃までは、彼の内地雑居説の行はれし為め、何処も地価に激変を生じ、殊に横浜の如きは最も甚しかりしが、一たび条約改正会議も延期となりしより、漸々下落に傾向して一時見込買を為したる輩は、地租と金利に逐はれ持余したる者も少なからざりしが、近頃又横浜築港の議決し愈よ着手するとの巷説伝播せし以来又々地所熱に浮され、同港内田町高島町神奈川駅埋地戸部町等の地所を競ふて買入れんとするより、同町辺の地価は時々日々に騰貴して、殆んど停止する処を知らざるの現況にして、最近の平均相場は左記の如くなれども、此時価にては容易に売渡さず目下白眼合の姿なりと云ふ。

	旧価	現価
内田町辺	坪二、三円	十一二円
高島町辺	坪五、六円	十二三円
神奈川駅埋地辺	坪四、五円	十円以上
戸部町辺	坪五、六円	八、九円

海軍兵学校官制

〔六・一四、官報〕勅令　○朕海軍兵学校官制ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治二十一年六月十三日

内閣総理大臣伯爵　黒田　清隆

海　軍　大　臣伯爵　西郷　従道

勅令第四十四号

海軍兵学校官制

第一条　海軍兵学校ハ海軍将校ト為ルベキ生徒ヲ教育スル所トス。

（下略）

捻の押蓋、ゴム附　新案糞尿汲取桶
昼間汲取許可第一号

〔六・一五、東京日日〕深川区深川本村二百番地東京農肥会社平

松源藏外四十九名は、京橋区彌左衞門町七番地寄留宮崎県士族齋藤耀徳氏の製造に係る糞尿汲取桶は、捻の押蓋にて合口へ護謨を附たるものにて尤も臭気の漏れざるものに付、昼間汲取の儀を出願せし処、一昨日警視庁に於て許可せられたるが、是が昼間汲取の第一号にて、第二号は南豊島郡西大久保村の星川三之丞が願ひ出たる桶は、牛込区改代町四十番地寄留山口県士族齋藤清一が製造せしものにてこれも良製に付同日許可せられたり。

昨年中の新設会社

資本合計六千八百万円

〔六・一七、朝野〕　昨年中新設諸会社の数殊に夥しく、其の資本金の非常の額に達せしことは予て記るせし処なるが、農商務省にても同会社のことに就いては特に注意する処ありて、各府県に照会し、昨年中に興起したる諸会社の数及び其の資本金を取調べたるに、新設諸会社の数は五百四十九にして、此の資本金六千八百〇五万二千九百十四円、増株会社の数は五十三にして、此の資本金千〇六十一万一千六百六十円、合資本金七千八百六十六万四千五百七十四円、以上の会社を業別にすれば、農業会社三十四、此の資本金三十八万五千百三十円、商業会社三百二十五、此の資本金六千〇七十八万二千〇二十四円、工業会社二百四十三、此の資本金一千七百四十九万七千四百二十円なりと云へり、然しかねても記せし如く、此の調べ中には鉄道会社の如きものにても、本免状の下附ならざる分は算用しあらざる由なり。

博士はハクシ也

昔のハカセは官名―今の学位と区別せよ

〔六・二一、金城だより〕　学位令にある博士と言ふ文字の発音方は、従来唱へ来りたる如くハカセと読む事と思ひの外、ハクシと発音する事になり居る由。今其所以を尋ぬるに、博士といふ文字は我国にて従来ハカセと読み来りしも、是れは官名にて学位にあらず、其文字を学位に用ふるは今回が始にて、今日の博士は昔の博士と全く無関係なれば、其区別を明かにせんため斯くはハクシと読むとなりと、尤も此発音方は主務大臣の特命なりと云ふ。

明治初年の政治機構明解

〔六・二四、東京日日〕　立法議政の諸部　○内閣の命数は、吾曹昨日の紙上に開列したり、今や維新以来立法に関するの諸官衙の廃置分合して以て今日あるに至り、遂に明治二十三年の帝国議会に遷移すべきの迹を尋ねて、以て読者をして其素あるを知らしめんと欲す。謹で按ずるに明治元年正月十七日政府は総裁、議定、参与の三職を総裁、神祇、内国、外国、海陸軍、会計、刑法、制度の八科に分ち、同二月に此の三職八科を三職八局となし、総裁局には正副総裁、輔弼、顧問、弁事、史官等を置き、同三月五ケ条の御誓文を以て国是の大本を定めさせて、其第一には広く会議を興し万機公論に決すべしと宣示せられたり。同閏四月に三職八局を廃し、太政官中に議政、行政、神祇、会計、軍務、外国、刑法の七官を置き、議政官中に

上下の二局を設け、上局には議定、参与を置きて政体を創立し、法制を造作し、機務を定決し、三等官以上を詮衡し、賞罰を明にし、条約を定め、和戦を宣する等の事を掌り、下局には議長、議員を置き、上局の命を承けて議する所の条件租税及駅逓の章程、貨幣を造り、推量を定め、外国の新条約、内外通商の章程、開拓、宣戦媾和、水陸捕拿、招兵聚糧、兵賦を定め、城砦或は武庫を築き、彼藩此藩との争訟等を議せしめ、以て全く立法の権を執るの官となし、行政官には輔相、辨事等を置き、天皇を輔佐し、議事を奏宣し、国内の事務を督し、宮中の庶務を総判するを掌り、全く行法を執るの官となし、神祇、会計、軍務、外国の四官も此の行政官の中に在り、刑法官は法律を総判し、監察、糺弾、捕亡、断獄等の事を掌り、司法の権を執るの官となし、以て三権分掌の制を定められ、同時に頒布の政体書に、天下の権力総て之を太政官に帰す、即ち政令二途に出るの患なからしむ、太政官の権力を分つて、立法、行政、司法の三権とす、即ち偏重勿らしむるなりと見えたり。是に於てか議政官の上局には議定（親王、諸王、公卿、諸侯）参与（公卿、諸侯、大夫、士、庶人）を置かれ、下局には議長、議員を置かるゝ事となり、乃ち貢士對策所を設け、議政官下局章程に拠りて策問の条件を議せしめたり。然るに議政、行政の事務は、当時実地に於て分劃し難きを以て、同年九月の命令にて議定、参与の両職をして姑く仮に行政官に入り、機務を商議せしめたり。

斯の如く議政官を設け、議事を開く事を試みたりと雖も、議事の体裁未だ定らざりしを以て、明治元年十一月に初て議事體裁取調所を東京に置き、同十二月に公議所を置き、翌明治二年三月を以て、諸藩の公議人三百七十六人を集めて議事を開かしめたり。此の公議人の職は、議員にして朝命を奉じ藩情を達するを旨とする者たり。同時に待詔局を置き、貴賤を論ぜず上書建白其言ふ所に任せ、当否を議するの所とし、同四月には議定、参与の両職が行政官に入りて機務を議するの制を停め、再び政体書の制に復し、以て改正の日を俟たしめたり。抑も政府が其初に於て立法、行政の二部を分ち、議政官を行政官の上に置きて、以て其権を重くしたりと雖も、当時の実際を視れば、政権は常に行政官に在りて所謂議政官は立法部の名あつて其実を保たざるに付、政府は其時機の尚早きを覚り、乃ち明治二年五月十三日の勅令を以て議政官を廃し、更に上下二局の会議を開く事に定めたり。然るに同七月八日の官制改革を以て、行政官及上局会議を罷め、更に神祇、太政の二官、民部、大藏、兵部、刑部、宮内、外務の六省を置き、公議所を廃して集議院を置き、待詔局を廃して待詔院を置かれたれば、立法議政の権は此時よりして全く之を行政権内に収め、僅に集議院を以て行政官の諮問に備ふるの地を遺存せしめたるに過ぎざりき。同八月待詔院の事務を集議院に併せしめたり。尋で明治四年七月の改革を以て、太政官三院の制を設け、正院は庶政を総判し、左院は諸立法の事を議し、右院は諸省長官当務の法案を草し、諸省の議事を審調する所となしたるに由り、制度局を左院に併せ、集議院も廃せられて、其待詔院より引続きたる建白を受理するの事務は之を左院に移したりき。依て此間の廃合を臚列せんに、

〇公議所は、明治元年五月貢士對策所を京都に置きたるに始まり、同十二月に初て公議所を東京に置き、議事體裁取調所を置き、諸

藩の公議人を以て議員たらしめ、同二年二月に諸学校より公議人を選定して出さしむる事としたるに、同年七月八日に廃せられて其事務を集議院に併せたり。

○待詔院は明治二年三月待詔局を東京城内に置き、貴賤を論ぜず上書建白其言ふ所に任せ、其当否を議する所とし、同七月待詔院と改称して、上下二局を設け、同八月に該院の事務を集議院に併せたり。

○集議院は明治二年七月を以て設けられ、公議所の事務を継続し其会議を開きたるに、翌三年九月に会議を閉ぢ、諸議員（即ち公議人）をして各々帰藩せしめたり、復た会議を開かず、毎月六回諸建白を受理する而已に止まりければ、四年八月に左院の所管に属し、七年六月に廃せられて其事務を左院に併せたり。

○制度局は明治元年正月、制度科を設けたるに始まり、同二月に制度事務局を置き、官職、制度、名分、議制、選叙、考課、諸規則等の事を掌りしが、同閏四月に廃せられたり、然るに翌二年四月を以て、更に制度寮を置き、又これを廃して更に制度取調所を置き、同八月に制度局と改称したるが、四年八月の改革にて左院に併せたり。

左院は右の如くに、明治四年七月の勅令を以て諸立法の事を議する所と定められ、制度局及び集議院の事務を併せ、表面より見れば立法部の体要を備へたるが如くなりしと雖も、其実力は微々として僅に行政官の諮詢に備はるに過ぎざりしを以て、其重を寄するに足らざりしが、遂に明治八年四月の改革にて廃院となりて、今の元老院は実に之れに代つて起りたるなり。

日本製鐵会社 設立認可さる
—資本金五十万円—

〔七・六、朝野〕 日本製鐵会社 ○同社創立の企あることは嘗て記載せしが、右創立の趣意を聞くに、当世紀は実に鉄の時代にて、本邦にても益々其需要増加するに、其供給は大概外国に仰ぎ、一昨十九年輸入高は未製品二十万七千九百十七円三銭、半製品八十二万九千二百二十八円七十八銭、已製品二百十二万七千四百一円七十四銭、合計三百二十四万四千五百四十七円五十五銭にて、之を前十七、十八両年度に対照すれば、其著く増加せしは勿論、輸入高の内已製品常に多数を占め、半製品之に次ぎ、未製品は凡そ已製品の六分一内外なれば、即ち製造の供給を以て需要の増加に比するに、其及ばざること、凡六分の五にして、今後製造すべきの余地は目下の五倍なるを知るべし。斯る製鉄の利益を挙て外人に帰せしむるは、甚だ策の得たるものに非ず。

且明治十八年本邦産出の鉄価は二十六万千円余にて、輸入の十分の一内外のみなれども、是は人力未だ尽さず、遺利未だ挙らざるの致す所なれば、此際主として本邦の産鉄を製し、其足らざるものは之を外品に仰ぎ以て、本邦の需要を充すこととせば、第一需要に応ずること迅速にて時間を徒費せず、第二工費低廉となり、第三已製品の機械器具は未製品に比して運漕保険料等を多く要するものなれば、今是等の已製品を輸入せざる時は其れ丈の費用減少し、第四製作の工費は総て邦人の手に落る等、直接に利益あるのみならず、其

間接の利益も亦多き中にも鉱業を旺盛にし、邦内の産鉄高を増加し工業の発達を促し鉄類輸入の宜を制して価格の平準を保たしむるを得る等の如きは最も著き効験なり、依て玆に本社を創立することゝなりたり。

最初此創立を首唱せしは品川忠道氏にて京浜間の紳商之に賛成し、即ち東京にては笠野吉次郎、川村傳衞、奥三郎兵衛、佐々木荘助其他の人々、横浜は原善三郎、茂木惣兵衞、箕田長二郎、平沼専藏、西村三郎等の諸氏総計二十五名発起人となり、本社の製造販売すべき物品は前記鉄を以て主眼とするも、傍ら銅器銅線をも製造することゝし、即ち其目を挙れば鉄、銅、其他金属各種の物品、鋼鉄、船舶、銅鉄線、鉄道用の車輛並諸機械、鉄橋、本邦形及び西洋形の権衡製作の下受等とし、株金は五十万円、一株五十円、内十五万円は発起人にて負担し、其営業期限は廿箇年と定め、過日其創立事務所を京橋区南飯田町に設置し度旨を其筋へ出願せしに、去二日認可されたる由。

大朝の村山龍平東京に進出

「めざまし新聞」を買収して東京朝日新聞と改題して発行

〔七・一〇、東京日日〕 大坂朝日新聞の社主村山龍平氏は、此度めざまし新聞を譲り受け、東京朝日新聞と改題して本日より発刊するに付、去る七日各新聞記者を築地の壽美屋に招きて祝宴を開きたり。

直接税・間接税の別

〔七・一三、官報〕 大藏省告示第九十五号 ○本年法律第一号市制第百三十一条町村制第百三十六条直接税間接税ノ類別ハ、左ノ諸税ヲ以テ直接税トシ、其他ハ間接税トス。但府県区町村ニ於テ特ニ徴収スルモノハ、府県知事ノ稟申ヲ以テ之ヲ定メ、其直接トスベキモノハ府県知事ヲシテ管内ニ告示セシム。

明治二十一年七月十三日

内務大臣伯爵 山縣 有朋
大藏大臣伯爵 松方 正義

国税
地租 所得税
地方税
地租割 戸数割 家屋税 営業税 雑種税
区町村費
地価割 段別割 戸別割 家屋割 営業割

支那字が一番適切「昇降機」の解説

〔七・一五、東京日日〕 昇降機 ○欧米にて四階、五階若くは七階、八階の楼（即人家）に昇るに、昇降の労を援んが為に一の機械を設け、其れに乗りて昇降す、（其土地の便宜に随ひ、水力蒸気力或は鉄鎖の装置を用ふ）此器を米国にては、Elevator（扶助の義）蘇格蘭にては Drop（下降の義）と云ふ、然れども此の器の用たる、単に「高むる」「揚る」に止まらず、又「降る」事あり、さり

とて之を「降る」と云ふも同く十分の意を尽さず、到底米国の「扶助」の義適当なるべしと西字新聞に見えたるが、今我々は東洋なる支那字を藉りて昇降機と云はゞ最も意義明瞭にして、誰も異論は無きなるべし。

磐梯山大爆発　被害甚大

民家埋没、住民死亡数ふべからず

〔七・一九、官報〕 磐梯山噴火ニ付被害ノ景況　○福島県耶麻郡磐梯山噴火並ニ被害ノ景況ハ昨十八日ノ本欄ニ於テ掲載セシガ、猶取調タルニ埋没戸数百九十五戸、妨害ヲ被リシ家屋六十三戸、負傷者三十七人ニシテ、死屍十一体ヲ発顕セリ、該山二里四方ハ噴火灰燼ノタメ草木枯死シ、且ツ長瀬川流滞停シテ二里四方ニ溢ル、因テ直ニ同県ニテハ、防禦ニ力ヲ尽セリ、而シテ該山ノ鳴動ハ漸ク止ミ、再ビ破裂ノ恐ナカルベシ。又昨十八日午前十一時十五分、猪苗代発同県ヨリノ電報ニ、磐梯山噴火ノタメ凡ソ二丈余ノ下ニ埋没セシ戸数ハ四十四戸、潰家ハ四十三戸、半潰十二戸、死亡セシ者凡ソ五百人余、内死体発顕ノ者四十八人、今ニ知レザル者四百七十人余、負傷シテ目下治療中ノ者三十七人、斃馬発顕ノ数四十五頭ニシテ、余ハ未ダ明瞭ナラズトアリタリ。（内務省）

ブラジル国　奴隷廃止令

〔七・二八、時事〕 近頃伯剌西爾国会に於て可決せし奴隷廃止令の本文は大要左の如し。

第一条　本令実施ノ日ヨリ伯剌西爾国ニ於ケル奴隷民ハ総テ自由民ト見做ス事。

第二条　奴隷ニ沈メル婦女ノ産出セシ子女ヲシテ、其養主ニ対シ尽スベキ将来ノ義務ヲ免除セシムル事。

第三条　本令ニ基キ解放セラレタル奴隷民ニ対シ、今ヨリ二年間其解放時現住ノ州内ニ在住スベキ旨ヲ告達スル事。

第四条　本令ノ実行上事ノ状情ニ由リ必要ト認ムル規則設定ノ件ハ、総テ之ヲ行政官ニ委ヌル事。

第五条　本令ノ意義ニ反スル従前ノ法令ハ総テ無効ノ事。

但し本令の発布によりて新に自由権を与へられたる者のみにて、其数六十万人なり、其他奴隷に沈める婦女の産出せし子女に対し、其年齢二十一歳に達するまでは自由を与ふる事に一定せしは千八百七十一年中の事なり、然るに今回の発令に由り終世の自由を得るに至りたる該子女の数は四十万人許りなりとす。（本年六月十三日露国兵事新聞）

世界の商船数と其の総噸数

英国は全体の七割を占めて世界を睥睨

〔七・二九、朝野〕 千八百八十六年、世界にある汽船の総数は九千九百六十九艘、総噸数一千五百五十三万一千八百四十三噸にして之を国別すれば、

国別	船数	噸数
英国	五、〇五七	六、一六九、〇六五

英領殖民地	七五三	四二六、八〇六
佛国	五〇九	七四二、六六二
獨逸国	五七九	六五四、八一四
米国	四〇〇	五〇三、六七七
西班牙	四〇一	三五六、九一二
伊太利	一七三	二三〇、三四二
和蘭	一五二	一七五、四七六
露西亜	二一二	一五三、三二九
瑞典	四三七	一五八、七八八
嗹馬	二〇〇	一四〇、〇〇九
那威	二八七	一四二、一八五
墺太利	一二三	一四五、五一一
白耳義	六八	一〇五、五〇八
日本	一〇五	七七、九三六
希臘	八二	五九、八三九
ブラジル	一四二	六二、〇六〇
智利	四三	四一、五三〇
支那	二七	三七、三一九
土耳其	八二	五四、六九七
葡萄牙	二七	二三、三二六
墨是哥	一五	一七、六六四
アルゼインタイン	四三	一七、〇八九
布哇	二一	一〇、九六七

以下之を略す

又同年世界各国にて製造せし船舶噸数の国別左の如し。

英国	二二四	二七四、二三四
英領殖民地	一六	三、六五七
獨逸	二三	三六、三一〇
米国	一六	一八、七九五
佛国	六	八、三四五
墺太利	三	四、七八四
瑞典	一二	四、五九六
那威	三	一、六四七
和蘭	五	一、一九八
其他の諸国	五	三、三七五
合計	三一二	三四六、九四一

千八百八十五年には、英国は世界各国にて製造する船舶の七割九分を製せしに、千八百八十六年に至りては七割七分に減じたりと雖も、尚英国は第一に居れりと、一昨日のメールに見えたり。

金玉均 小笠原より北海道へ移住

〔七・三一、東京日日〕 一昨年来小笠原島の孤客たりし朝鮮人金玉均氏は転地療養の為め今回我政府の特許を得て北海道札幌へ移住する為め、去る廿八日午後六時同島より横浜へ帰港したる駿河丸にて小野田旧島司と共に着港、同夜は横浜本町四丁目旅店高野屋に一泊、翌廿九日午後三時函館行き高砂丸にて従僕小野次郎（朝鮮人）小笠原巡査小澤清六の両人附添同港を出発したり。同港に滞在中は神奈川県警察本部に於て警護せし由なるが、田同県警部長は金氏出

発の際、本船迄見送りたり、又目下神奈川の高島嘉衞門氏の別荘に滞在中なる朴泳孝氏は、金氏出発の前、旅寓へ訪問して数刻談話せしと云ふ、金氏は一昨年小笠原島へ移さるゝ際は頗る不満なりしが、今回の移住は毫も不満の色なく、出発の際は最も元気能かりしと聞く。

琉球の断髪問題　断髪者には嫁をくれぬ

〔八・八、朝野〕我社は曾て沖縄県下の事情に審かなる人の話を聞きて、小学の児童に断髪する者多く、此等の輩は他人の勧誘によるにあらずして、自身の発意に基けるが故に、其の勢焔従て熾なる旨を報道せしが、本月一日発兌の福陵新報は琉球通信と題して登載する所を見るに、同地に於ける結髪者流の勢焔も亦た頗る熾なるの有様を知るに足るを以て、玆に転載し世人の一覧に供す。余等（通信者）一同某校の訓導某氏（那覇の士族）を訪ふ。此の人は沖縄師範学校の卒業生にて土人中にては頗る進取の気象ある教育熱心家なれども、例の結髪先生なるが、談話の序、君は何故に断髪せざるか、教育家には不似合ならずやと問ひしに、其の人答へけるやう、僕も之れを知らざるに非れ共、独身のことなれば早晩妻を迎へざるを得ず、然るに当地にては断髪者に妻を与ふるものなし、故に已むを得ず当分髪を蓄へたりと、云々。

小笠原島の白人　密猟に出稼ぎ

〔八・九、朝野〕頃日小笠原島より帰りし人の話を聞くに、同島居住の白人は大凡四十名にして、内英文を草し英語を話し得る者は僅かに一両名に過ぎず。他は皆愚昧なる野人のみなるが、此の種の人民が業とする所は漁猟耕作等にありと、又た同島へは毎年外国船来り碇泊し、白人を雇入れて何地にか行くを常とし皆な捕鯨船なりと称せしが、島人も亦た全く捕鯨船なりとして毫も疑はざりし。然るに近頃に至り、右は全く臘虎の密猟船にして、同島の白人は皆其の雇使する所となれるものなりとのこと判然せしが、此れは給料の低廉なると捕獲に巧みなるとに因り、態々遠方より伴ひ来るの労を避け、此の島の人民を使役せるならんと察せらる。

三池砿山　無名の一紳士に払下　三井武之助は退いて保証の地位に

〔八・一九、東京日日〕官業を以て民業と競争するは、吾邦経済上の進歩を妨害するものたるを以て、吾曹は常に之を論じ、凡そ官業にして之を人民に委せ、以て其独立を計らしむるを得べきものは、成るべく之を民間の然るべき者、若しくは会社に払下げられんことを企望したりき。然るに過日来、三池炭砿も入札を以て人民に払下げらるべしとの議を大蔵省にて一定せられぬ、斯る業は其初め政府の力に拠らずんば、人民の手にて継続し得ざるの業なりしも、今や民間の工商業とも莫大の進歩を来せるが為めに、随分斯る大事業を引受けて、其継続を為し遂げられざるに非ず、現に高島炭砿の如き、後藤伯が管理中はいざ知らず、三菱会社の之を引受てより以来却て其業を盛大にし（世上に工夫虐待の風聞はあるにせよ）、経済上の点よりは政府の管理する三池砿山にも優るの有様を呈するに至れり、

然らば即ち三池砿山とても之を民間に払下るに於て、何の苦慮する所か有らん、故に吾曹は其売払ひの事、最も然るべき義と信じたり、右につき大蔵省は過日其払下げ投票の会を開き、望の者をして此が入札をせしめたりしに、吾曹が曾て報じたる如く其入札者は左の如くなりし。

(一) 四百五十五万五千円、京橋区銀座二丁目十番地佐々木八郎。

(二) 四百五十五万二千七百円、京都上京区第十二組永原町六番地島田善右衛門代川崎儀三郎。

(三) 四百二十七万五千円、下総東葛飾郡本行徳加藤總右衛門。

(四) 四百十万円麹町区富士見町五丁目十番地三井武之助。

右数名の中にて、第一高点者たる佐々木八郎氏は、吾曹が未だ曾て其名を聞かざりし所の紳士にして、其の財産の果して斯る大事業を継続し得るや否を知る能はざりき、其次点たる島田善右衛門氏の如き、固より京攝間に有名なる豪商なれば、此業を継続するには必らず適当の人なるべしと思はれぬ、最後に至りて三井武之助氏の如きは日本にても古来一二と称せられたる豪家なれば、無論其当を得たる人なるは世人の共に認る所なるべし、然るに此回の投票は単に高点者に払下げらるゝには非ずして其入札者の身分果して適当なるや否やを其筋にて調査せられ、確かに適当なりと認められたる上ならでは、払下げを許可せられずと云ふに依り、右開札の日より今日に至る迄、海中の珠果して其何人の手に落るや知らざりしが為に、世人は是れに注目して殆んど目下の一問題となりしが如し、然るに今聞く処に拠れば、其の第一高点者たる佐々木氏に払下を許可せられたりと云へり、果して氏は之を引受るに適当の資産を有するや否や大蔵省にても必ず十分に之を調査せられたるものならん、且つ又或る人の説に拠れば、三井組にて同氏が此業を担保すると云へば、万一同氏の身分永遠に此業を継続するに足らずとするも、名にし負ふ三井組の、政府に向て公然之を保証する以上は、将来に於て蹉跌の事万々有るまじと信ずるなり、唯望む所は同氏は三井組と同心戮力して政府が之を払下るの目的に背かず、益々其事業を盛大にして、以て我邦の富源を闢かるべき事にあるのみ。

北海道土人と兵役の義務

〔八・三一、東京日日〕 北海道の土人は教育も普からず、又国に対する義務は負はしめずして度外に置かれたるが、いつまでケ様に為し置くべきにあらずとて、今度陸軍省にては彼の土人を北海道庁の原籍に加へ、壮丁は屯田兵籍に編入して農兵を組織せんとて、目下取調中なりと云ふ。

箆棒に高価な米国の結婚周旋料—後家さんが最高—

〔九・二二、東京日日〕 自由結婚の行はるゝてふ欧米諸国に於て怪しく思はるゝは結婚媒妁会社の設けなり、近着の米国新聞に載せたるを見るに、紐育結婚会社は左の周旋料を以て、世の小胆なる少年の為に好みに任せ婦女の周旋を為すと云ふ、我々思ふに日本人ならば此の周旋料は反対ならんことを望むならんと、看客如何でござる。

十五歳より二十歳までの貴女は十弗、二十歳より廿五歳までの貴女は廿五弗、廿五歳より卅五歳までの貴女は廿五弗、三十五歳よ

り五十歳までの貴女は五十弗、寡婦は百五十弗、結婚破約の保険料は百弗、父の許可を受けんには(性質に依り)十弗より五百弗。

日光ホテル　盛大に開業式挙行

〔一〇・四、郵便報知〕　内外貴顕紳士の来遊に供する為め、日光に建築したる日光ホテルは、去三十日開館式を挙行せり、当日招待によりて来場せしは樺山栃木県知事郡長を初め、各官吏及び東京横浜より来りし内外の紳士数十名にて、園内には各条約国の国旗十旒を翻へし千余個の提灯を吊るしたり、開館式見物かた〴〵近在四五里内外より出掛けたるもの頗る多く、先づ日光始めての賑ひとも云ふべき有様にて、開館の式を了へて来賓へは二ヶ所の食堂に於て立食を饗し、余興には煙火、撤餅、角觝、手品、軽業、手踊り等あり し、主客歓を尽して午後九時頃ろ退散せり。ホテルの建築は中々壮観にて来賓の人々何れも賞賛し、既に同日より来泊を申込みたる外国人も少からざりしと。同館の監督は加藤昇一郎(県会議員)相談役は福島宜三、小林德松の諸氏にて、開館当日も専ら此人々にて周旋せり。

憲法制定会議　聖上御励精

〔一〇・一九、郵便報知〕　皇帝陛下の日夜政治に大御心を注がせ玉ふ趣は、嘗て承り及ぶ所なるが、殊に先頃より宮中に於て開く樞密院の会議には、常に臨御ましまして、親く議事を聞召され、又同院に於て会議中なる帝国憲法の条項中に御不審の廉ある時は、同院議長伊藤伯を御前に召して、親しく御下問あらせらるゝとあり、既に先に伊藤伯が韓露近海の巡視を了へて帰朝の後初めて参内天機を伺ひ奉りし折り、陛下には伯が旅行中同院議事の模様を親しく御物語りあり、且つ何々の条に付て甲顧問官は斯く〳〵の意見を陳じ、乙顧問官は之れに反対して斯く〳〵弁論せしが、結局斯様の議決に至りしと、一々顧問官の開陳したる議論と其の議決に至りし趣旨を備さに語らせ玉ひ、然る後ち汝の意見は如何にと問はせ玉ひし趣なるが、聞くも畏き事にこそ。

鐘紡の工場　三千坪の大建築

〔一〇・一九、時事〕　鐘ヶ淵紡績所　○同紡績所は本年四月以来工場其他家屋の建築に着手中にて、倉庫四棟は全く成功を告げ、工場の周壁も高三間有余迄煉瓦を積上げ、既に七分通り竣成し、其総建坪は三千坪にも下らざる平家なるが故に、工場の壮大なる、殆んど東京市内に類ひなき大建築なり。

石州を広島県に　管轄替の運動

〔一〇・二〇、郵便報知〕　石州一円を島根県より割て広島県に合併せんとの説は、之を数年前に唱ふるものありしが、此頃に至り其説再発せり、今ま其の理由を聞に広島県に編入せられなば、地方税の総額六万円を減少すること、石州の島根県庁を距ること遠きは六十余里に及び、近きも十数里あり、然るに広島県庁とは遠きも三十余里に過ぎず、其の他商業上の取引に至りても、雲州地方とは殆んど之なき姿なるも、広島地方とは実に頻繁なる取引ある等の諸件な

りと。

「大阪日報」を再興して
「大阪毎日新聞」と改題続刊

〔一一・一三、東京日日〕休刊の大阪日報を再興し、大阪毎日新聞と改題して東海散士柴四朗氏を其主筆とし、宮崎三昧道人其小説を担当して絵入六頁の大新聞とし、来二十日より続々刊行する由なり。

減税後の大阪堂島米商会所逐日殷賑
繁栄まさに昔日に還らんとす

〔一一・一八、東京日日〕今は昔千分の二の重税を米商会所に課せらるゝことゝ相成てよりは、大阪堂島米商会所の如きは、非常の影響をうけ、嘗ては一日百万石内外の取引、五百名以上の仲買人ありし同所は見るかげもなく衰頽し、仲買人は僅に二十余名に減じ、日々の取引は一万石以下に下り、到る処に貸家、売家の張り札を見うけ、今にも三寸息絶えなんとする有様なりしに、さきには主務大臣の更迭に依て営業延期の恩命に接し、今は又減税の沙汰を得たるより、漸く一陽来復の運びに向ひ、一度は百四十円迄に下落せし米商会所の株券は、先月延期以来だん〳〵騰て百八十円となり、去る十三日には百九十三円迄押し上げて、是迄到る所に見受けたる貸屋札も、客月来追々に減じ来り、殊に去る十三日の如きは一時に数十枚の貸屋札をはぎ去りて、仲買人も日増に増加するの傾とはなりぬ、されば定期米の如きも俄に七銭方の騰貴を来たし、此分にては日ならずして、昔日の繁昌に立戻ることを得べしとて、会所も株主も、仲買人も一同喜悦の色見えて、より〳〵祝賀の相談などもあるよしなり。

玄洋社も先づお金

〔一一・二三、高知日報〕福岡に其の社ありと知られたる玄洋社は、政海の風潮外に独立して、専ら力を実業に用ひて、大に其の潜勢力を養成して、他日の大運動を期することは世人の頗る注目する所なれども、同社の実業は、大抵新創の者多くして、只だ其の資本を放下するまでにして未だ充分の利益を収むるの場合に至らざるを以て、同社中の困難少からずと雖、社長頭山満氏を始め、同志の人人皆な熱心業務に従事して、方々頻りに其困難を推し払ふて其の目的を達せんことを勉めつゝある折柄、我が政府は当県炭山採掘上の方針を一変して、遽かに十六坑区内八坑丈の束縛を解放せしかば、同社の意向は近時鉱業の点に注射し居る由なれば、近々都合よき方に向ふなるべしと聞く。

東京美術学校　上野に移転す

〔一二・一二、東京日日〕小石川植物園中に在りし東京美術学校は、彌々昨日を以て上野の教育博物館中へ移転せられたるが、新生徒の入校は来一月中旬にして授業は二月より初めらるべしといふ。

機密費 解説

〔一二・一三、山形新報〕今年府県会紛議の焼点と云ふべきは彼の機密費なるが、或人の説なりと云ふを仄かに聞くに、元来政治部内には何れの国にもセクレット・フオードと云へる秘密費あり、就中欧洲大陸諸国の政府には此費用最も多し。日本は欧洲大陸の如くに秘密費を沢山に置くの必要なけれど又幾分か秘密費の必要なきを得ず、府県庁も政府の一分なれば、多少秘密費を要すること必然なり、殊に警察上には秘密を要すること少からず、然るに所々の府県会が機密費に就き、一の公開の議場にて番外に説明せよと云ふは、如何にも政治と云へる者の真相を知らざる議会なり、左りながら現在秘密費の中には、往々充分の調査を為すべき者あり、例せば甲は許多の犯罪人を拘捕して僅々千円前後より消費せざるに、乙は少数の犯罪人を拘捕して数千円の費用を要したりと其筋へ報告したる者あり、此類の警察費額に至りては、府県会が費額に対し苦情を鳴すよりは中央政府に於て黙視すべからざる者なれば、厳重に取り調ぶる都合なりと語られし由。実に一家の家政にも、往々人に対し公言し難き者もあれば、警察上の事務は公開の議場に報告し難きこともあるべし、併し理事者に於ては余まり懸け直のなき様、議案を編成せられたきものなり。

首切浅右衛門の首切刀を奉納

〔一二・一五、讀賣〕麹町区平川町弐丁目の山田吉亮は、彼の首切浅右衛門の家筋にて、同家に伝来の備前長船の刀は、長さ弐尺三寸五分、鈕元一寸、中心六寸七分、重ね二分、反五寸にて、先年和泉屋治郎吉事鼠小僧を断罪に処せられしときに用ひ、また一口の拵附新刀は高橋おでんの首を切りたるものゝ由なるが、同人は今度此二口の刀を、日本橋区小傳馬町旧牢敷跡の祖師堂へ奉納すると云ふ。

特許条例 公布

〔一二・二〇、官報〕勅令 ○朕特許条例ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十一年十二月十八日

内閣総理大臣伯爵 黒田清隆
農商務大臣伯爵 井上 馨

勅令第八十四号

特許条例

第一条 新規有益ナル工術、機械、製造品及合成物ヲ発明シ又ハ工術、機械、製造品及合成物ノ新規有益ナル改良ヲ発明シタル者ハ此条例ニ依リ特許ヲ受クルコトヲ得。

特許トハ発明者ニ他人ヲシテ其承諾ヲ経ズシテ前項ノ発明ヲ製作、使用又ハ販売セシメザル特権ヲ許スコトヲ謂フ。

第二条 左ニ掲グル発明ハ特許ヲ受クルコトヲ得ザルモノトス。

一、飲食物嗜好物
二、医薬並其調合法
三、特許出願以前公ニ用ヒラレタルモノ、但試験ノタメ公ニ知ラレタルコト二年以内ノモノハ此限ニ在ラズ。(下略)

明治二十二年（一八八九年）

仮の御宮居十有五年長き御不便を忍ばせ給ひ
今日ぞ大内山に春は回りて
宮城御移転の盛儀

〔二・一一、朝野〕畏くも我が文武皇帝陛下は今十一日を以て新築の宮城へ御移転の盛式を挙げさせ給ふと承はる。是れ実に帝室非常の事に属す、宜しく之を史上に特書して後世の紀念に存すべきなり。

吾人幸に生れて此奎運に際し身親しく龍顔麗はしく鑾輅を輾らせ、輪奐たる新宮城に入らせ給ふを拝す、豈に杯を挙げて皇城の落成を祝し聖寿万歳を唱へて皇室の億万斯年（マヽ）に栄え、天と与に窮り無きを慶し奉らざるを得んや、然れども去明治六年皇居炎上以来十有五年の久しき、玉体を仮御殿に置かせ給ふて、万事御不自由の下に歳月を送らせ給ひし御事を推し奉れば誠に勿体なき限りにして、申すも畏れ多き事ながら臣民忠君の情に於て一日も心に安んずる事能はざりし所たり。左れば平生御膝元近く侍候し奉る当局の有司は申すも更らなり、遙かに九重の雲を望める我々草莽の小民に於ても早く皇城の新営其工を竣へて一日も速かに玉体を安んじ奉り、天機の麗はしき御有様を拝し奉らばやと祈らぬ者はなかりき。今にして工事愈よ落成を告げ、鳳輦の此に移らせ給ふを見るは誠に目出度き次第にして、国家の慶事之に過ぎたるは莫きなり。

仄かに承る、此度落成の新皇居は建築万端に意を用ひて諸事鄭重を極め、其の清浄荘重なるは申す迄もなき事ながら、左りとて華麗奢侈の廉は之れなく、殿宇内外の構造より室内の御装飾品に至るまで、唯だ皇室の尊厳を保てる迄に止め、敢て善美を求めて驕奢めきたる所は少しも見受け奉らず、荘厳美麗と申さんよりは、寧ろ清潔質素とも称す可き御結構なりと承はる。誠に畏れ多き事ながら陛下にして宮殿を経営し給ふ、仮令ひ国力を傾けて万国無比の金殿玉楼を築かせ給ふとも、帝室に忠なる臣民誰れか復た聖意に応じ奉りて、心身を此に効さざらんや、而して陛下の至仁至徳なる、敢て華美を好ませ給はず、万事清潔を旨として驕奢を斥け給ふ事斯くの如し、吾人臣民たるもの焉んぞ聖徳の優渥なるに感泣し、益々忠勤を励みて国家の為めに尽さざるを得んや、吾輩は此処に恭しく本日の御移転を賀し、聖寿の万々歳を唱へて皇室の彌や栄えに栄え給はん事を祈り奉るものなり。

日本野球の元祖　平岡熙一

〔二・一五、時事〕鉄道局技師平岡熙一氏が曩に学業研究として米国へ滞在中、身体の健康を保護せんが為め、学習の余暇には種々の運動を務めたりしに、寧ろ虚弱の質なりし氏の身体も、多年の学習中一度も病に侵されたることなきのみならず、筋骨益々強壮を加へたる事実の明白なるより、学業成て帰朝の後も常に朝夕運動を事とし、鉄道局技師と為りて新橋停車場に在勤するや、技手の諸氏へ親く種々運動の効能を説示し、最初僅に数名の同意者を得て、同構内の空地にて仮運動場を設け、嘗て在米中伝授したる運動技術中ベースボール（球抛）を規則正しく教授したる処、漸次之に仲間入す

る者ありて、都合三十余名に及び、今月今日迄殆んど十余年間終始渝らず規定の運動を行ひ来り、尚ほ此間も氏は諸学校教諭に慫慂し、飽く迄ベースボールを我邦に拡めんと種々尽力したるに、最初の程は容易に拡るべき様子もなかりしが、追て体育の事は世の一問題となりたる以来、右運動術も漸く行はれ、三四年前来は諸学校及び陸海軍人中にも続々氏に就て教授を乞ふ者あるに至りたる由、氏は三四年前運動会員たる人々三十余名と写真を取り、帰朝以来日本にベースボールの先導者と為り、追々該運動の開けたる事実を書き綴りて、在米国中運動教師たりし某氏へ、写真と共に送致したるに、教師の喜び限りなく、手簡の儘新聞に掲げたるのみならず、更に自身製造のベースボール（代価百弗位）を平岡氏に贈り、且つ叮嚀なる書簡を寄せて、深く其功労を賞したりと。

元来米国にては、ベースボール常に盛んに流行し、各都府とも其の仲間組合を設け、競馬などの如く時々球抛の勝敗を試み、広く公衆に縦覧せしむることとなるが、其の技術者へは組合中より一年千円以上の給料を支給する程人気の集りし体育上必要の技術と知られたるものなる由、平岡氏は目下既に時機の到来せるを期し、遠からず東京に一大運動場を開設し、玆にベースボールを広く一般人に拡むるのみならず、此内には更に弓銃射的場、馬場、撞球場、其他尋常の運動を実施することを得る大運動場を開かんとの計画ありと云ふ。

六ケ月現役制度の服役費用負担者

〔二・一、郵便報知〕 改正徴兵令第十一条の中に、官立府県立師範学校の卒業者は、六ケ月間陸軍現役に服する事を得、其の服役中の費用は当該学校より之を辨償するものとすと云へる項あるに付き、当該学校とは其の卒業したる学校なるか、或は卒業者を傭入れる学校なるか、世上の一疑題なるが、今ま確なる或筋の説明なりと云ふを聞くに、当該学校とは卒業者の修業せる師範学校にして、かくの如く制定せし主意は、従来師範学校の教課中には兵式体操ありて、武官の教師を招き操練を勉むれども、在学四年間に徐々之をさづけたり、然るに改正徴兵令にて六ケ月の陸軍現役を以て之れに代へ、師範学校の兵式体操を全廃する都合なり、されば師範学校の負担する入費の如きも一方に体操教師を廃し、生徒の在校期間六ケ月を減じたるに付き、陸軍服役六ケ月間の費用を辨償するとも、別段大なる経費を増さゞるべしとの事也。

祝典に「万歳」発声の評議

西洋流に何とか趣向したいもの

〔二・八、中外商業〕 発声して祝賀する事 〇西洋諸国に於ては其至尊の市街を御通輦相成るときは発声して万歳を祝すること一般の例にて、既に我国に於ても往古は御通輦の際に声を発して敬愛の祝意を表するの風習もありたる由なれど、中古以降は此風全く廃止に属し、却て無言の間に敬礼を為すの風習となりたるなれば、来る十一日御通輦の際には、彼の英国に於てホウレー〱〱と称して、陛下の万歳を祝するが如く、何とか発声して奉祝の意を表する事をも許可せんとするの内議ありと云へば、多分古例に依て許可さるゝならん。

紀元節の歌

高崎正風作歌・伊澤修二作曲

〔二・九、時事〕来る十一日憲法発布式に、府下各小学校生徒が、聖駕奉迎に際しての唱歌は、略ぼ君が代と内議もありし由なるが、紀元節の歌として、式部次官高崎正風氏の作、東京音樂学校々長伊澤修二氏の作曲に係る、武徳、仁徳、皇基、国体の四頌歌もあることなれば、同日は之を謡はしむる事に改まりしといふ。右の唱歌は左の如し。

一段　武徳の頌

雲に聳ゆる高千穂の、高根おろしに草も木も、なびきふしけん大御代を、あふぐけふこそたのしけれ。

二段　仁徳の頌

海原なせる埴安の、いけのおもより猶ひろき、めぐみの波に浴し世を、あふぐけふこそたのしけれ。

三段　皇基の頌

あまつひつぎの高みくら、千代よろづよに動きなき、もとゐ定めしそのかみを、あふぐけふこそたのしけれ。

四段　国体の頌

空にかゞやく日のもとの、よろづの国にたぐひなき、国のみはしらたてし世を、あふぐけふこそたのしけれ。

衆議院議員選挙法　公布さる

〔二・一一、官報〕法律　〇朕、樞密顧問ノ諮詢ヲ経テ、衆議院議員選挙法及附録ヲ裁可シ之ヲ公布セシメ併セテ帝国議会ヲ召集スルノ年ヨリ本法ニ依リ選挙ヲ施行セシムベキコトヲ命ズ。

御名御璽

明治二十二年二月十一日

内閣総理大臣伯爵　黒田　清隆
樞密院議長伯爵　伊藤　博文
外務大臣伯爵　大隈　重信
海軍大臣伯爵　西郷　従道
農商務大臣伯爵　井上　馨
司法大臣伯爵　山田　顯義
大藏大臣兼内務大臣伯爵　松方　正義
陸軍大臣伯爵　大山　巖
文部大臣子爵　森　有禮
遞信大臣子爵　榎本　武揚

法律第三号

衆議院議員選挙法

第一章　選挙区画

第一条　衆議院ノ議員ハ各府県ノ選挙区ニ於テ之ヲ選挙セシム、其選挙区及各選挙区ニ於テ選挙スベキ定員ハ、此ノ法律ノ附録ヲ以テ之ヲ定ム。

第二条　府県知事ハ其ノ府県ノ選挙区ノ選挙ヲ監督ス。

一選挙区ノ選挙ハ郡長又ハ市長其ノ選挙長トナリ之ヲ管理ス。

第三条　一選挙区ニシテ数郡市ニ渉ルトキハ、府県知事ハ其ノ郡長

又ハ市長ノ一人ヲ命ジ選挙長タラシムベシ。
第四条　一市ノ域内ニ於テ数選挙区アルトキハ、府県知事ハ区長ヲシテ其ノ選挙長タラシムベシ。
第五条　選挙ニ関ル費用ハ地方税ヲ以テ支辨スベシ。
第二章　選挙人ノ資格
第六条　選挙人ハ左ノ資格ヲ備フルコトヲ要ス。
第一　日本臣民ノ男子ニシテ年齢満二十五歳以上ノ者。（下略）

貴族院令 公布
貴族院の機構と任務

〔二・一一、官報〕
（前略）勅令第十一号
貴族院令
第一条　貴族院ハ左ノ議員ヲ以テ組織ス。
一、皇族
二、公侯爵
三、伯子男爵各々其ノ同爵中ヨリ選挙セラレタル者。
四、国家ニ勲労アリ又ハ学識アル者ヨリ特ニ勅任セラレタル者。
五、各府県ニ於テ土地或ハ工業商業ニ付多額ノ直接国税ヲ納ムル者ノ中ヨリ一人ヲ互選シテ勅任セラレタル者。
第二条　皇族ノ男子成年ニ達シタルトキハ議席ニ列ス。
第三条　公侯爵ヲ有スル者満二十五歳ニ達シタルトキハ議員タルベシ。
第四条　伯子男爵ヲ有スル者ニシテ満二十五歳ニ達シ、各々其ノ同爵ノ選ニ当リタル者ハ七箇年ノ任期ヲ以テ議員タルベシ、其ノ選挙ニ関ル規則ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。
前項議員ノ数ハ伯子男爵各々総数ノ五分ノ一ヲ超過スベカラズ。
第五条　国家ニ勲労アリ又ハ学識アル満三十歳以上ノ男子ニシテ勅任セラレタル者ハ終身議員タルベシ。
第六条　各府県ニ於テ満三十歳以上ノ男子ニシテ、土地或ハ工業商業ニ付多額ノ直接国税ヲ納ムル者十五人ノ中ヨリ一人ヲ互選シ、其ノ選ニ当リ勅任セラレタル者ハ七箇年ノ任期ヲ以テ議員タルベシ、其ノ選挙ニ関ル規則ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。
第七条　国家ニ勲労アリ又ハ学識アル者及府県ニ於テ土地或ハ工業商業ニ付多額ノ直接国税ヲ納ムル者ヨリ勅任セラレタル議員ハ、有爵議員ノ数ニ超過スルコトヲ得ズ。
第八条　貴族院ハ天皇ノ諮詢ニ応ヘ、華族ノ特権ニ関ル条規ヲ議決ス。（下略）

千古不磨の大典
憲法発布 の大盛儀挙げらる

〔二・一二、東京日日〕　昨明治二十二年二月十一日を以て宮城正殿に於て千古未曾有の大典を挙げ、万代の基本たる帝國憲法を発布あらせ給ひぬ。我々新聞記者も亦た其御式を拝観するの栄を賜ひたれば、左に其御模様を記して読者一般の覧に供す。

当日は我々三千九百万の人民が待ちに待ち奉りし大式日なるを以て、空晴れよかし、風穏かなれよかしと禱り奉りしに、如何なる天候にや、一昨夜の雨は変じて雪となり、昨日午前の六時頃は五寸許りも降り積み、七八時に至りても尚降り頻りたれば、畏き辺にも嘸かし御難義と推し量り奉りしに、宮中にても古今の大典、参列の面面も千載の一遇と思へば、降る雪も積む雪も物の数ともせず、宮中には其御支度既に整ひ、参殿の面々も時刻に先き立ち、我一にと参向ありたれば、午前八時前には一同参着ある。八時に至りて紀元節御親祭式を行はせ給ひ、群臣百僚予て仰出されし次第の如く着床、午前九時我叡聖文武なる天皇陛下は、賢所に渡らせ給ひ、御玉串を奉り給ひ、御拝ありて恭く憲法発布の御告文を奏し給ふ。其御告文は左の如し。

告文

皇朕レ謹ミ畏ミ、皇祖、皇宗ノ神霊ニ誥ゲ白サク、皇朕レ天壌無窮ノ宏謨ニ循ヒ、惟神ノ宝祚ヲ承継シ、旧図ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ。顧ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ発達ニ随ヒ、宜ク皇祖、皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ、典憲ヲ成立シ、条章ヲ昭示シ、内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト為シ、外ハ以テ臣民翼賛ノ道ヲ広メ、永遠ニ遵行セシメ、益々国家ノ丕基ヲ鞏固ニシ、八洲民生ノ慶福ヲ増進スベシ、玆ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス。惟フニ此レ皆、皇祖、皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラズ。而シテ朕ガ躬ニ逮テ時ト倶ニ挙行スルコトヲ得ルハ、洵ニ皇祖、皇宗及我ガ皇考ノ威霊ニ倚藉スルニ由ラザルハ無シ。皇朕レ仰テ、皇祖、皇宗及皇考ノ神祐ヲ禱リ、併セテ朕ガ現在及将来ニ臣民ニ率先シ、此ノ憲章ヲ履行シテ愆ラザラムコトヲ誓フ。庶幾クハ神霊此レヲ鑒ミタマヘ。

右畢りて群臣百僚一同拝礼、御祭式形の如く相済む。午前十時各親任官、公爵、勲一等、勅任官、府県知事、麝香間祗候、候爵、伯子男爵総代入場、又た各国公使館員一同入場ありて玉座の左傍に起立す。其他参列に与りたる奏任官府県会議長、拝観を仰せ付られたる各外国人及新聞記者一同御廊下に整列す。稍やありて黒田総理大臣、伊藤樞密院議長、大隈外務大臣、松方大蔵兼内務大臣、山田司法大臣、西郷海軍大臣、大山陸軍大臣、井上農商務大臣、榎本遞信大臣入場、暫くありて伶人君が代の楽を奏す、洋々たる和楽の音と共に、聖上、皇后両陛下には、龍顔麗はしく正殿に出御あらせ給ふ聖上高御座に着御あらせ給ひ、左の勅語を下し給ひぬ、一同敬礼謹みて之を拝聴す。其の勅語は左の如し。

憲法発布勅語（略）

右畢りて帝國憲法を御手づから内閣総理大臣に授けさせ給ひければ、黒田総理大臣には、玉座の辺りに出て恭しく之を拝受し奉る。（中略）そも此日正殿には凡そ我国文武の功勲と富貴智識文学名望ある者を総べて集へられ、其上にも赫灼たる聖主の仁徳を加へられたるものにして、加ふるに千古未曾有の宝典を下されたるなれば凡そ此上に立勝るべき壮観は又とあるべくもあらざるべし。此日は予て数年来憲法の取調に粉骨砕身せられたる伊藤樞密院議長、井上同書記官長、伊東、金子の両書記官も列なられしかば、御式の済むや何れも此方々の手を握りて其労を謝し、此盛典を祝せぬものはなかりき。殊に議長には誠に安心の体其顔色に溢れて見受けられたり。

吾曹も亦た深く其誠忠能く聖主を輔翼し奉り国家の為めに尽されたる功労を謝し参らするなり。

森有禮刺殺さる

〔二・一二、東京日日〕　昨朝八時頃森文部大臣の永田町なる官邸に一人の男来りて、拙者は山口県人にて、内務省土木局の雇を勤むる西野文二郎（二十五）と云ふ者なり、唯今に限り至急上申致し度き義あり、是非とも謁見を賜はるべしと云ふに、大臣は参朝の時刻も既に迫りぬ、申すべき義あらば退朝の後にこそとあるを、猶押返して是非に是非にと申すにぞ、然らば第一の応接の間にて対面すべしとて正服を召されながら其間の入口に出で向はるゝ時、彼の者は既に早く其場所に居りて、隠し持たる一尺余の出刃庖丁を閃かし、右の脇腹を深く刺し参らせたり。

大臣は刺れながら引組みて、廊下を居間の方へ、上になり下になり転び行て、遂に二人とも打倒れ捻ぢ合ひ玉へるを、此騒ぎを聞たる文部省属官某は直に馳せ附け、大臣が居間なる仕込杖を引抜て唯一刀に曲者の首を半ば過ぎ打落し、返す刀に急所を指貫きたりければ、此にて曲者は息絶へたり。

斯て大臣をば居間へ扶け入れ、高木、實吉、橋本の三国手附添ひて治療せられしが疵口深く腸に入りて、内臓三寸余も出でたりと云へば、御命も如何あるべき歟。昨夕あたりの御苦悩は大方ならざりし由に申す。扨又た右の曲者が死体は麹町警察署に引渡されて面相を写真せられ、同区役所にて即日青山墓地へ埋められぬ。其死骸の懐中に二尋余りなる遺書あり。其刺殺の趣旨は、先に大臣が伊勢の太廟にて云々の挙動せられしとか云ふを憤りて、当日大礼の御席に参列させ参らすまじとの趣なりとか。されど此は風説中の風説なれば真偽は知らず。兎にも角にも千載の一遇、万古の盛事と申す目出度き日に当りて、斯るおほけ無き振舞するは、憎みても猶余りある者にこそ。

ステッキを以て御帳を掲ぐ
森有禮の不敬事件

〔二・二四、東京日日〕　兇徒西野文太郎が森文部大臣を殺害したる趣旨書の中に、神宮に不敬を加へたりとの一事、重もなる原因を形造りたる如く唱道する者あるに就ては、本社は特に之を在山田の通信員に通じて虚実如何を探問せしめたる処、当時通信員は其始終を目撃し居たるを以て、左の一事は自ら保証の任に当るべしとて其模様を報道し来りたるを見るに、曰く、同大臣は一昨十二月下旬学事視察として本県に来着したる事ありしが、此際大臣は両神宮に賽せばやとて一同廿八日石井三重県知事其他の随行員と共に、先づ豊受大神宮に参拝するの都合なりしかば、神宮司庁よりは午後二時五十分頃尾寺禰宜之に随従し、社殿には案内したるが、大臣は何思ひけんヅカヅカと進み入り、右手に携へし「ステッキ」を以て御門扉の御帳を高く揭げたるを、尾寺禰宜は此門内には、皇族以外の入内するを禁ずる旨を申通じたるに、大臣は僅に頷づき、左手に帽を脱して此所に初めて参拝を遂げ、其儘帰路に就き、夫より皇大神宮へ参詣の筈なりしも俄かに模様替となり、直に二見ケ浦なる賓日館に宿泊

し、皇大神宮へは終に参拝せざりし事となれり。
以上は余が同大臣の一行が当山田に着したる当時、目撃したる所にして、其他別に参拝中に変りたる出来事ありしを見ざりし云々と見えたり。
果して然らば同通信員が言ひ送りたる丈けの事実は当時にありし事ならんと思はるゝなり。

一年志願兵条例

〔二・二七、官報〕勅令　○朕、陸軍一年志願兵条例ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。
御名御璽
明治二十二年二月二十五日
内閣総理大臣伯爵　黒田　清隆
陸軍大臣伯爵　大山　巖
勅令第十四号
陸軍一年志願兵条例
第一条　徴兵令第十一条ニ拠リ一箇年間陸軍現役ヲ志願スル者ハ兵種及備戍地ヲ選ビ服役スルコトヲ得。但服役中ノ費用官給ヲ受クル者ハ此限ニ在ラズ。
第二条　一年志願兵ノ被服、装具、弾薬、武器及属具ハ其所属部隊ヨリ現品ヲ給シ、其被服費、装具費、弾薬費、武器及属具修理費トシテ金六拾円ヲ納メシム。但服役満期ノ際精算ヲ為シ、残金アルトキハ之ヲ還付ス。武器及属具ハ服役満期ノトキ之ヲ返納セシム。(下略)

出師、国防、作戦の計画を統一すべく 参謀本部条例制定さる

〔三・九、官報〕勅令　○朕、参軍官制、陸軍参謀本部条例、海軍参謀本部条例ヲ廃シ、参謀本部条例ノ制定ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム。
御名御璽
明治二十二年三月七日
内閣総理大臣伯爵　黒田　清隆
陸軍大臣伯爵　大山　巖
勅令第二十五号
参謀本部条例
第一条　参謀本部ハ之ヲ東京ニ置キ、出師、国防、作戦ノ計画ヲ掌ドリ及ビ陸軍参謀将校ヲ統轄シ、其教育ヲ監督シ、陸軍大学校、陸地測量部ヲ管轄ス。
第二条　陸軍大将若クハ陸軍中将一人ヲ帝国全軍ノ参謀総長ニ任ジ天皇ニ直隷シ、帷幄ノ軍務ニ参シ、参謀本部ノ事務ヲ管理セシム。
第三条　参謀次長一人ヲ置キ、陸軍中将若クハ陸軍少将ヲ以テ之ニ補シ、参謀総長ヲ輔佐ス、但之ヲ置クハ事務ノ繁閑ニ従フ。
第四条　凡ソ戦略上事ノ軍令ニ関スルモノハ専ラ参謀総長ノ管知スル所ニシテ、之ガ参画ヲナシ親裁ノ後、平時ニ在テハ直ニ之ヲ陸軍大臣ニ下シ、戦時ニ在テハ参謀総長之ヲ師団長若クハ特命司令官ニ伝宣シテ之ヲ施行セシム。

第五条　参謀本部ニ副官部ヲ置キ部内ノ庶務、会計、経理ノ事ヲ管掌シ、兼テ陸軍文庫ヲ管理セシム。（下略）

改正 憲兵条例

〔三・二九、官報〕 勅令 ○朕、憲兵条例ノ改正ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治二十二年三月二十八日

内閣総理大臣伯爵　黒田　清隆
内　務　大　臣伯爵　松方　正義
陸　軍　大　臣伯爵　大山　巖
海　軍　大　臣伯爵　西郷　従道
司　法　大　臣伯爵　山田　顕義

勅令第四十三号

憲兵条例

総則

第一条　憲兵ハ陸軍兵ノ一ニシテ陸軍大臣ノ管轄ニ属シ、軍事警察、行政警察、司法警察ヲ掌ル。其戦時若クハ事変ニ際シ特ニ要スル服務ハ別ニ之ヲ定ム。

第二条　憲兵ノ職掌、軍事警察ニ係ル事ハ陸海軍大臣ニ隷シ、行政警察ニ係ル事ハ内務大臣ニ隷シ、司法警察ニ係ル事ハ司法大臣ニ隷ス。

第三条　憲兵ハ行政警察、司法警察ニ係ル事件ニ付、警視総監、府県知事（東京府ヲ除ク）及検察官ノ指示ヲ受ク。

第四条　憲兵ハ其職務ニ於テ正当ノ職権ヲ有スル者ヨリ要求アルトキハ直ニ之ニ応ズベシ。

第五条　憲兵ハ左ニ記載スル場合ニアラザレバ兵器ヲ用フルコトヲ得ズ。

第一　暴行ヲ受クルトキ。

第二　其占守スル所ノ土地又ハ委托セラレタル場所若クハ人ヲ防衛スルニ兵力ヲ用フルノ外他ニ手段ナキトキ、又ハ兵力ヲ以テセザレバ其抵抗ニ勝ツ能ハザルトキ。

第六条　必要ノ場合ニ際シ内務大臣、陸軍大臣合議シテ、憲兵ヲ一時其管轄地外ニ分派スルコトヲ得。

配置編制

第七条　憲兵ハ各府県ニ配置ス、其管轄地ハ府県ノ管轄区域ニ依ル。

第八条　東京ニ憲兵司令部ヲ置キ各府県ニ憲兵隊ヲ置キ、区分シテ各管区ニ憲兵分隊ヲ置キ、各巡察区ニ憲兵一伍若クハ数伍ヲ置ク。

（下略）

墨田河上の一高大競漕会
満都の人気を此の花下に集めたる

〔四・一六、東京日日〕 第一高等中学校競漕会

第一高等中学校第二回の同会は、去る十三日隅田川の上流に催されたり。会場は例の大学端艇倉庫及福岡楼にて、審査長は山田海軍大尉、審査官は岸同大尉、田中同少尉、名誉委員ストレンチ氏及山口鋭之助氏、会長は古荘嘉門氏、委員長寺田勇吉氏、委員杉田爲

常、倉山唯水の二氏にて、午前八時より距離一千メートルの間に於て其競漕を始めたり、当日は天気にも似ず夜来吹続く西北の風は猛威を逞くして、長堤に砂を飛ばし塵を挙げ、河心に白波を躍せたり、加ふるに前日来の雨に水嵩の増りしに、此頃の時候とて潮流最も烈しかりし折なりければ、左しもボートに於ては其敵なしと迄知られたる同校生徒も、風伯水師の力にや妨げられたりけん、日頃五分間にも達しつべき距離は十一分二十秒を費して、漸く赤の勝となりたり。

扨其の勝負は、第二番赤の勝八分二十六秒（廻行）第三番白の勝七分四十一秒（直行）第四番白の勝十分十秒（廻行）第五番白の勝八分二十六秒（直行）第六番紫の勝六分二十秒（廻行）第七番紫の勝七分三十二秒（廻行）第八番白の勝八分二十六秒（直行）第九番白の勝七分二十九秒（廻行）第十番白の勝五分五十秒（直行）第十一番白の勝七分三十秒（廻行）第十二番は予て配布せし番組の十三番と十二番と順を換へたるが赤の勝にて、五分三十六秒（直行）第十三番は帝国大学職員と同校職員との取組にて、殊に当日中の面白き取組なれば、人々皆其勝負如何にと注意したるに、始の程は両艇共前後なく并行して漕ぎ来りしも、廻標に至りし時大学員の乗組みたる赤艇は手後れとなり、遂に同校員の乗組みたりし白艇の勝を制したるは喝采を得たり。第十四番赤の勝六分五十秒（直行）第十五番は商業学校生徒の競漕にて赤の勝、第十七番は帝国大学々生の競漕にて白の勝、第十九番は緑の勝なり、第二十番は六分五十二秒にて白の勝なり。

扨其次は選手競漕にて、榎本子爵夫人財嚢と共寄贈せし金十円を、此の第一着者に七円、二着に三円を与へられ、其の名誉と云ひ、且つは数日来費したる苦心と云ひ唯此の一挙の勝負如何にあれば、梅若、吾妻、綾瀬、待乳の四艇は、白赤緑紫の印を載せ、四方に起る贔屓の声、門出を祝ふ楽隊の音に送られて優々流を下りたり。頓て一声の号令と共に四艇流を溯り潮を切り先を争ひ、互ひに負けじ劣らじと漕ぎ来りたるが遂に梅若（赤服）の勝となり、待乳二着を占めて当日の会を終れり。

来観者は北白川の若宮、榎本文部大臣、濱尾専門学務局長を始め、各宮立学校の職員其他の紳士貴婦人にて、楼上楼下に充ち満たり。又此日十里の長堤人の山を築き、竹屋の渡し舟は溢るゝ計りにて、一時車馬の通行を禁止したりし。

海兵団条例公布

〔四・一七、官報〕勅令第四十六号〔明治二十二年四月十六日〕

海兵団条例

第一条　海兵団ハ鎮守府所在ノ地ニ置キ、軍艦乗員ノ補充及軍港守禦ノ兵ニ充ツベキ現役下士卒ヲ教育訓練シ、新兵ヲ徴募シ、予備兵、後備兵ヲ招集スル所トス。海兵団ハ所属鎮守府ノ名ヲ冠シテ某海兵団ト称ス。（下略）

第一、第二、第三の「社會燈」皆停止

〔四・二八、郵便報知〕大坂に於て発兌せし社會燈といへる破壊主義の雑誌は、先に停止を命ぜられし間もなく「第二社會燈」を発兌せしに、是亦第一号にて停止を命ぜられ、今度また「第三社會燈」を発兌したるに、是も昨日発行を停止せられたり。

大同団結遂に分裂して
新に大同倶楽部を組織す

〔五・一〇、郵便報知〕　大同団結の大会　○世人の注視せる大同団結の大会は、愈々本日午前江東中村楼に於いて開会したる由なるが、来会者凡そ四百余名にして、其の内議席に列りたるは三百名許りなり、兼ねて非政社論を主張し、過日来委員会に於いて激論せる大井憲太郎、内藤魯一等の諸氏は一人も出席せざるに依り、別に異論を唱ふるものもなく、至つて静穏の姿にて午前十時開会、熊本の前田案山子氏が会長席に付き、起草委員にて取調べたる議案に付き会議を開きたるが、大同倶楽部の名を改めて大同協会と為すべしと、常議員の各府県一名宛とあるを二名となしたしとの、両修正説が問題となりたれども、孰れも僅かに四五名の賛成あるのみにて消滅したるに依り、総べて原案に可決し、散会せるは十一時なりと云ふ。其の議決は左の如し。

我輩ハ政治上意見ノ小異ヲ捨テ大同ヲ取リ、以テ倶楽部ヲ組織シ、之ヲ大同倶楽部ト名ク。

第一条　本倶楽部ハ左ノ目的ヲ同フスル者ヨリ成立ス。

第一、我国独立ノ大権ヲ鞏固ニスルヿ。

第二、責任内閣ノ実行ヲ期スルヿ。

第三、財政ヲ整理シ民力ノ休養ヲ謀ルヿ。

第四、地方自治ノ制度ヲ完全ニスルヿ。

第五、言論集会結社等ノ自由ヲ期スルヿ。

第二条　本倶楽部ハ之ヲ東京ニ置ク。（下略）

生れて十八年……遂に辛抱出来ず
汽車に便所　ボツ〱取付ける

〔五・二六、時事〕　鉄道の線路次第に延長するに従ふて、車中の乗客も兎や角と用意すべき事多く、又不都合を感ずる事も尠なからず、最初の程は我慢して不自由を忍ぶ可きも到底今日の儘にては妙ならずとの事は、世間の人も言ひ当局の人も注意して、例へば東海道鉄道の開業以来も、逐々改良に眼を着け、最初より京浜間の振合を以て何時々々までも押通さんとの意見にてはなく、現に汽車中に便所を設くるの計画の如きも、今日に至りては着々その運びに至り、差向き下等客車十輛計りは、既に此程より便所附のものを使用せり。右便所は下等客車の中央に構へて、両方に入口を設け、中は日本風の結構なり、左れば、上中等の乗客は、上下するに便なる故、停車場にて用事を達し、下等客は何処にても不自由なく、其の用を済まし得らるゝ筈にて、此の一事は今後逐々整頓して、更に一言の喙を容るゝ者なきに至らん。

扨てその筋にて、夫丈けの仕向けあれば、乗客の方も亦注意して、決して粗忽なき様すべきは勿論なるに、下等乗客の常として、何事も程合を知らず、汽車の進行中は、無論用便を達する事能はざる者と心得、偶々汽車の停車場に停まるを待つて互に競ふて便所に入るが故に、停車場内は、前日に引替へ、不潔至極の場所となり行くの傾きあり、是は甚だ乗客の不注意とも申すべき事にて、停車中は無

論、車中便所の必要ある筈なく、進行の途中でこそ、是等の備へ附けを要する訳なるに、却て停車場に停まる最中、之を濫用するとは、実に以ての外の不始末なりと云ふ可し。依て乗客は成る可く注意して、停車場にある間は、態と遠慮し、最も人家離れて、其の用事を達する様致したき事なり。

後藤伯邸にて　蓄音機吹込

〔六・二、郵便報知〕　蓄音器のことは曾て本紙に詳記せしが、一昨卅一日午後三時より六時迄、高輪南町後藤伯の邸に於て同器を試験したり、器械は四谷舟町廿六清水玄牝氏が米国技師ラスロー、ヒヨルチル両氏を誘引して運転せしめ、聴者は後藤伯、栗野秘書官、長與専齋等の諸氏にて、最初に米国より蓄音し来れる英語世界漫遊の咄同上ピヤノー、横浜より蓄音し来れる日本長歌、同上三味線、笛、太鼓、胡弓等の打囃しの音を聞き取り、次に後藤伯は「此器械は何と云ひますか」の一語、栗野氏は「いろは四十八文字」を吹き込み、夫れより又後藤伯の「春過ぎて夏来にけらし」の百人一首の歌、長與氏の「此機械にて西洋各国諸大家の蓄音せる諸の演説が聞きたし」との一語、清水玄牝氏の「君の為め国の為めとて尽す身の、なりいでぬとや人に云はれん」の歌を吹込みて、直に之れを聞き取りたるに、言語調子毫も真に違はず、最も妙味を覚えたりと。

五銭白銅八百万円を流通せしめ
五銭銀貨、二銭銅貨及天保銭、文久銭を引揚

〔六・五、朝野〕　予て本紙上に記載せし五銭の白銅貨は既に余程鋳造も出来し、大坂より廻送し来りし故、去る一日より出し始めたるが、同貨は本年度中に二百五十万円を出し、猶ほ続々鋳造して八百万円に至るまで民間に流通せしむる予定なりと、而して此の白銅貨を流通せしむるに就ては、五銭銀貨、二銭銅貨、天保銭、文久銭の四種の通貨を引上る筈なりと云へり。此の四種の補助貨幣の発行高は天保銭、文久銭等の発行高判然せざる故確たる事は知れ難きも、焼失したる分等をも見積り概算して八百万円前後なるべしと云ふ。

下瀬雅允重傷に屈せずして　強力爆裂薬の発明に成功

〔六・一八、時事〕　海軍省にては、従来水雷用其他、炸薬（弾丸の中へ塡る火薬）等に使用するものは、重に目黒の火薬工廠にて製造する綿火薬なりしも、之を獨逸国の海軍水雷に使用する爆裂火薬に比較すれば、余程劣れるよしにて、同省より右火薬製造法の伝授を受けんとて、獨国政府へ依頼せしも、未だ其の運びに至らざるを遺憾なりとて、昨年六月中より海軍三等技手工学士下瀬雅允氏が種種丹精を凝して製法に着手したる水雷用爆裂火薬は、従前の火薬より殆んど五倍の弾力を有し、獨逸製の火薬にも優るものなるが、同氏は同火薬製造に着手せしより既に五回の試験をなせしに第二回目に誤りて右手に負傷し、一時高輪の海軍病院に入院して治療を施せしも、遂に負傷の際右腕の筋を絶ちて漸く全癒に至りしが、其の屈伸自在ならざるも屈せず、同氏は熱心に製造せし甲斐ありて、此程

成績を得たるより、海軍大臣の命令により、近日千葉県下下総国下志津原に於て大試験を執行する手筈なりと。

一夫一婦制確立の建白

〔七・二、東京日日〕婦人矯風会北部員の諸子が、今度一夫一婦の件に付其筋へ建白を為すとて、目下会員七百余名の連署を需め居らるゝが、来る五日には彌々其筋へ差出すよし、其書面は二十五ケ条より成立たるものなりと云ふ。

皇城門外立像の図案公募

聖上断乎原図案を斥け給ひ

宮中顧問官等恐懼措く所を知らず

〔七・二四、讀賣〕皇城門外立像図案募集の事は既に世人の知る所なるが、此事に付ては最初三重県より立派な図案を差出し、顧問官中にも之を賛成するものありて、遂に奏上の手続に及ばれたりと。然るに其の図案が二重橋の入口に跨りて、今上陛下の名馬金華山にめさせ給ひたる所なるより、天皇陛下は之を叡覧あらせられて、此図一点の批難すべき所あらざれ共、近時外交の道漸く其の歩を進めたるの場合に於ては、追々諸交際国の帝王も来遊あるべきに、朕が馬足の下を通して宮城へ入らしめんは交際上如何ならんと曰ひければ、列座の人々一同恐縮し、額に汗するものもありしとか、爾来聖意を奉戴し、広く図案を募るに至りたるなりと、仄かに承はり及びぬ。

大学は寧ろ「官房学校」と改称せよ

試験の評点で官吏の格付

〔八・六、朝野〕帝国大学のカメラリズム ○獨逸語のカメルは官房の謂ひにして、カメラリズムは官吏養成の目的を以て、国家学を教授せんとするものゝ主義とする所にして、謂はゞ役人学派とでも申すべきものなるが、曩きに政府は文官試験規則を発布して、其中には帝国大学の法科文科卒業生に限り、試験を用ゐずして試補に任用するの条款を設け、爾来之に拠りて同卒業生を採用せしより、靡然として官吏を志ざすに至り、特に総長及び法科大学教授は、官吏を望むものは政治科に入るよりは法律科を修む可しと注意せしより、今は法律学を専攻するもの年を遂ふて増加し、世の心ある人は窃かに前途の成行きを憂慮せし程なるが、過日総理大臣は試補任命の件に付き帝国大学総長に向つて「卒業試験評点平均八十五点以上は年俸六百円、七十九点以上八十五点迄は五百五十円、六十五点以上七十九点迄は五百円、落第点以上六十五点迄は四百五十円の年俸を給与す。」との訓令を下せしより、是より後は単に点数の一点にても多からんことに汲々する弊害を生ず可し、大学の名称は遠からずして官房学校又は官吏養成所と変改す可しとて、其筋の人々中にも痛く心配するものもある由。

何と大ッぴらに 婦人が海水浴

〔八・一七、朝野〕避暑の旅行は近頃官吏学生計りに限らずして、

東京より諸方に出掛くる連中には紳士紳商の類も多けれども、頃日大磯に滞留する旅客中には官吏学生の種類多く、殊に驚くべきは婦人連の大胆にも浴場に遊泳し、塩気強き大濤の畏ろしき音にて打ち来るにも構はず、妻君令嬢幷に女教師女生徒らしき連中が、身に薄き金巾の西洋寝巻を纏ひ、首に大なる麦藁帽を冠り、三々五々相携へて余念もなく海中に遊び戯むるゝ事なり。

　塩気は無遠慮にも吹きしきりて、却て婀娜なりと云はゞ云へ、兎に角外の場所にては迚も見得られぬ一種の風体を現はし来りて、余り行儀のよき方には非れども、孱弱なる我国の婦女子が斯る風となりしも亦開化の一端ならんか、去り乍ら右の浴場中には男女混同にて、荒波の急に注ぎ来る時などには、慣れぬ婦人は狼狽の余り、先づ誰れにても手近く立ちたる人に縋りて扶けらるゝ場合もあれば、之が媒介となりて如何なる椿事の起るやも知れずとは、例の老婆心なるべし。（下略）

風月堂がビスケット製造
近くフランス流のコーヒー店も開く

〔八・二〇、毎日〕京橋区南鍋町風月堂主人の次男米津恒次郎氏は、八年前西洋菓子と料理法研究の為め欧米に航し、彼地の商館等に入り実地の研究を積みて此の程帰朝せしが、手始めに佛国にて調達せしビスケット製造器械を据付けて最上ビスケットを製し、追つては場所を選み佛国風の珈琲店を開く筈なりと云ふ。

畏くも条約改正問題に関し殊に御軫念
勝伯の意見書を徴させ給ふ

〔八・二〇、東京日日〕掛巻も綾に畏こき我が叡聖文武天皇陛下には、此度の一大事条約改正の義深く大御心に掛けさせ玉ひ、常に殿上人に御諮ねある趣は前号に記して、竊に聖徳の有り難きを頌し奉たるが、此頃端なくも洩れ承たる一事こそ、筆にも口にも及ばれぬ明徳と云はんかな、濬哲と頌せんかな、承るが如くんば聖天子は先頃有栖川の宮して樞密顧問官勝安房伯に御下命あり、条約改正の義に付て思ひし程を申上げよとの仰せ出されありしが、猶御心足らせ玉はぬが故か、重ねて宮内大臣土方久元子をして親しく勝伯に就て意見書上れよと命じ玉ひたるよしなり、此の有り難き聖命には勝伯などて躊躇し奉るべき、仰畏みて即日より斎戒沐浴して奏上の用意に取掛り、今は草稿中なりとぞ、皇哉嘻明徳。

海軍旗章条例

〔一〇・八、官報〕勅令　○朕、海軍旗章条例ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治二十年十月七日

内閣総理大臣伯爵　黒田　清隆

海　軍　大　臣伯爵　西郷　従道

勅令第百十一号

海軍旗章条例

第一条　海軍旗章ノ名称ハ左ノ如シ。

第　一　天皇旗
第　二　皇后旗
第　三　皇太子旗
第　四　親王旗
第　五　海軍大臣旗
第　六　将　旗
第　七　代将旗
第　八　先任旒
第　九　軍艦旗
第　十　艦首旗
第十一　長　旒
第十二　当直旗
第十三　運送船旗
第十四　要招水先旗
第十五　海軍病院旗

海軍旗章ノ制式ハ別図ノ如シ。

第二条　天皇旗ハ、天皇乗御ノ艦船ニ於テ大檣頂ニ掲グ。
天皇旗ヲ掲ゲタル艦船ニ於テハ区別旗旒（海軍大臣旗、代将旗、先任旒ヲ云フ、以下同ジ）及長旒ハ総テ降下ス可シ。
天皇乗御ノ端舟ニ於テハ、天皇旗ヲ舟首ノ旗竿ニ掲グ。

第三条　皇后旗ハ、皇后乗御ノ艦船ニ於テ大檣頂ニ掲グ。
皇后旗ヲ掲ゲタル艦船ニ於テハ区別旗旒及長旒ハ総テ降下ス可シ
皇后乗御ノ端舟ニ於テハ、皇后旗ヲ舟首ノ旗竿ニ掲グ。
太皇太后、皇太后、艦船又ハ端舟ニ乗御ノトキハ前諸項ニ同ジ。

第四条　皇太子旗ハ、皇太子乗御ノ艦船ニ於テ大檣頂ニ掲グ。
皇太子旗ヲ掲ゲタル艦船ニ於テハ、区別旗旒及長旒ハ総テ降下ス可シ。
皇太子乗御ノ端舟ニ於テハ、皇太子旗ヲ舟首ノ旗竿ニ掲グ。
皇太子妃、艦船又ハ端舟ニ乗御ノトキハ前諸項ニ同ジ。

第五条　親王旗ハ、親王乗御ノ艦船ニ於テ大檣頂ニ掲グ、又端舟ニ乗御ノトキハ舟首ノ旗竿ニ之ヲ掲グ、但親王、武官ノ資格ヲ以テ乗艦若クハ乗舟ノトキハ之ヲ掲ゲズ。
内親王及親王妃艦船若クハ端舟ニ乗御ノトキハ前諸項ニ同ジ。

第六条　海軍大臣旗ハ、海軍大臣公務ヲ帯ビ乗艦シタルトキ大檣頂ニ掲グ、又公務ヲ帯ビ端舟ニ乗ルトキハ之ヲ舟首ノ旗竿ニ掲グ。

第七条　将旗ハ司令長官、司令官タル将官、指揮権ヲ帯ビ乗艦シタルトキ、大将ニ在テハ大檣頂ニ之ヲ掲ゲ、中将ニ在テハ前檣頂ニ之ヲ掲ゲ、少将ニ在テハ後檣頂ニ之ヲ掲グ。
少将二檣艦ニ乗艦シタルトキハ将旗ヲ前檣頂ニ掲グ。
中将二檣以下ノ艦ニ乗艦シタルトキハ将旗風上ノ上隅ニ紅球一箇ヲ附シ、少将二檣以下ノ艦ニ乗艦シタルトキハ将旗風上ノ上下隅ニ紅球各一箇ヲ附ス。
将旗ヲ陸上ノ旗竿ニ掲グルトキモ亦同ジ。
司令長官、司令官タル将官公務ヲ帯ビ端舟ニ乗ルトキハ、将旗ヲ舟首ノ旗竿ニ掲グ、但中将及少将ニ在テハ紅球ヲ附スルコト前項ニ同ジ。

第八条　代将旒ハ司令官タル大佐指揮権ヲ帯ビ乗艦シタルトキ大檣頂ニ掲グ。司令官タル大佐公務ヲ帯ビ端舟ニ乗ルトキハ、代将旒ヲ舟首ノ旗竿ニ掲グ。

第九条　先任旒ハ同港内ニ二艘以上ノ軍艦碇泊シ、司令長官司令官不在ノトキ先任艦長之ヲ後檣頂ニ掲グ、但二檣艦ニ於テハ前檣頂ニ之ヲ掲グ。

第十条　軍艦旗ハ在役艦ニ於テ後檣縦帆架若クハ艦尾ノ旗竿ニ掲グ。

第十一条　艦首旗ハ在役艦碇泊中艦首ノ斜檣若クハ艦首ニ掲グ、但風雨又ハ操練等ノ節ハ時宜ニ依リ之ヲ掲ゲザルコトヲ得。

第十二条　長旒ハ在役艦ノ大檣頂ニ掲グ、但二檣艦船ニ於テハ後檣頂ニ之ヲ掲グ。

長旒ハ海軍所属運送船ニ於テ、船長海軍将校ナルトキモ亦前項ニ依リ之ヲ掲グ。

先任旒ヲ除キ他ノ区別旗旒ヲ掲グルトキハ、長旒ヲ掲ゲザルモノトス。

長旒ハ艦船長公務ヲ帯ビ端舟ニ乗ルトキ、又ハ訪問使他ノ艦船ヲ訪問スルトキ、舟首ノ旗竿ニ掲グ。（中略）

附　則

第十八条　軍艦旗ハ明治二十二年十一月三日ヨリ用フ。

◎天皇旗〔図、謹略〕

地色、紅〇菊章、金〇横、縦ノ一ト二分一〇菊心、旗面ノ中心〇菊心径、縦ノ十分一〇菊全径、縦ノ三分二。

雨風ノ際用フルモノニハ、黄旗布ヲ以テ菊章ヲ作ル。

皇后旗、皇太子旗、親王旗ニ在テモ亦同ジ。

◎皇后旗〔図、謹略〕

太皇太后旗、皇太后旗亦同ジ。地色、紅〇菊章、金〇横、縦ノ一ト四分三〇燕尾開裂、横ノ三分一、上下等分〇菊心、燕尾ヲ除キタル旗面ノ中心〇菊心径、縦ノ十九分一〇菊全径、縦ノ三分二。

◎皇太子旗〔図、謹略〕

皇太子妃旗亦同ジ。

地色、紅〇菊章、金〇輪廓、白〇縁、紅〇横、縦ノ一ト二分一〇菊心、旗面ノ中心〇菊心径、縦ノ二十六分一〇菊全径、縦ノ二分一〇白輪廓、縦ノ十五分一〇紅縁幅、縦ノ十五分二。

◎親王旗〔図、謹略〕

内親王、親王妃旗亦同ジ。

地色、白〇菊章、金〇縁、紅〇横、縦ノ一ト二分一〇菊心、旗面ノ中心〇菊心径、縦ノ二十六分一〇菊全径、縦ノ二分一〇紅縁幅、縦ノ十五分二。

◎海軍大臣旗〔図、1〕

地色、白〇桜錨、紅〇錨索、黄〇山形、紅〇横、縦ノ一ト二分一〇桜錨ノ中心直線、横ノ二分一線ニ一致ス〇桜ノ全径、縦ノ六分一〇錨幹長、縦ノ三十分ノ二十三〇桜ノ上端ヨリ錨ノ下端ニ至ル、通ジテ三十分ノ二十八〇桜ノ上、錨ノ下ヨリ旗面ノ端ニ至ル、各縦ノ三十分ノ一。

錨幹径、縦ノ十七分一乃至十分一〇横杆径、縦ノ十五分一〇錨腕、横ノ四分一（錨爪ノ尖点ヨリ錨幹ノ中心線ニ至ル直線〇錨

索、縦ノ二十分一○山形紅線、縦ノ二十分一○山形位置形状。頂点ノ高、縦ノ六分一。上山形ハ縦ノ二分一ヨリ起リ、下山形ハ縦ノ三分一ヨリ起リ、三個ノ山形ヲ連接ス。

◎将旗〔図、2〕
地色、白○日章光線、紅○横、縦ノ一ト二分一○日章中心、旗面ノ中心○日章径、縦ノ二分一○光線幅、十一度四分一○光線間隔、三十三度四分三○光線数、八線
二橋以下ノ艦及端舟又ハ陸上ニ掲揚スルトキ区別ノ為メ附スル紅球ノ径ハ、縦ノ十分一、球心、隅ノ両辺ヲ距ルコト各縦ノ十五分二。

◎代将旒〔図、3〕
地色、白○日章光線、紅○横、縦ノ一ト四分三○燕尾開裂、横ノ二分一上下等分○日章中心、燕尾ヲ除キタル旗面ノ中心○日章径、縦ノ二分一○光線幅、光線間隔、光線数、将旗ニ同ジ。

◎先任旒〔図、4〕
地色、紅○日章光線、白。右ノ外、代将旒ニ同ジ。

◎軍艦旗〔図、5〕
地色、白○日章光線、紅○横、縦ノ一ト二分一○日章中心、旗面ノ中心ヨリ風上ノ方ニ偏スルコト縦ノ六分一○日章径縦ノ二分一○光線幅、十一度四分一○光線間隔、十一度四分一。

◎艦首旗〔図、6〕
地色、白○日章、紅○横、縦ノ一ト二分一○日章中心旗、面ノ中心○日章径、縦ノ三分二。

◎長旒〔図、7〕

地色、白○幅、長ノ十二ト十分七○上端ニ軍艦旗ト同一ノ日章光線ヲ附ス。

◎当直旗〔図、8〕
地色、紅○山形、白○横、縦ノ一ト二分一○山形ノ幅及位置ハ海軍大臣旗ニ同ジ。

◎運送船旗〔図、9〕
地色、白○山形、紺○横、縦ノ一ト二分一○山形ノ幅及位置ハ海軍大臣旗ニ同ジ。

◎要招水先旗〔図、10〕
地色、白○日章、紅○縁、紺○横、縦ノ一ト二分一○日章中心、旗面ノ中心○日章全径、縦ノ二分一○紺縁幅、縦ノ十五分二。
◎海軍病院旗〔図、11〕
地色、白○四隅、紅○横、縦ノ一ト二分一○紅隅ノ長、縦ノ四分一○紅隅ノ幅、横ノ四分一。

改正条約の実施期明記が問題

其期日までに国別談判完了の見込立たず

〔一〇・一九、東京日日〕明治廿三年の二月十一日は、米独露三国の改正条約実施の期限なりとの事は兼て聞けり、然るに目下談判の有様如何を見るに、英伊の諸国は中々急に運びそうにも見へず、イザ他国は改正条約実施と云ふ暁に、英、伊、墺、西其他の諸国は更に談判纏まらずして旧の儘にて残らんには是ぞ由々しき一大事、若し最恵国条款に依て権利を主張せられんには、我国は如何して之を拒み得べきやとの事は夙に識者の憂ふる所なりしが、当局者は嘗て伊藤伯其他の忠告により、此の期限をば延期の申込を為され、外国も亦粗之を承諾したるやにも聞きし事あり、依て聞き及びし儘を記して、疑を有して一度世上に報道は致し乍らも尚心安からず思ふて夫々探訪を遂げたるに、全く以て左る談判は無りし由にて、伊藤伯の辞表の如きも亦幾分か此の点にも関係ありてなりとか聞き及べり(此事亦前号に記す)。右に付或人の言に国別談判を開く以上は、実施期限は少くとも他の諸国との改正談判総て結了したる後にせざれば、後日の困難を生ずべき事も当然なるに、流石は強硬政略を採らる丶当局者丈けありて、大胆にも二月十一日の実施期限とせられたる事如何にも千慮の一失と申す外無しと雖も、此事もし外交用告知文にでもあらんには変更も易すけれど、実は条約文の末文に明に記しある事なれば、……既に調印済となりし条約文の末文……に記しある事故に、鳥渡延期を求るも易かるまじく思はる、扨も〳〵と心配気の物語りは道理なり。

大隈外務大臣 右足を切断

〔一〇・二〇、時事〕一昨日伯が兇徒の暴行に罹りし際恰も外務省の門前を通り掛りたる高木海軍々医総監は爆発の物音と馬車前後の火煙とに驚き、這は唯事ならずと、振向く途端に門外鮮血淋漓として斃れたる者あるを認め、益々爰に怪訝して、直ちに伯の官邸に到りし時、伯は既に応接室のソハーに凭り其傍に伯の夫人並に秘書官等聚り、ソレ薬よ、ソレ水よと、右往左往の混雑中なりしが、今高木総監の到るを見て、先づ差当り傷所を検めんと、ヅボンを切り割き検査せし其疵は、昨日来の本紙上に掲載せしが如し。

伯は其時、高木総監に物語りて、最初爆弾の破片飛んで右足に中りし時は、火の粉の散乱して面部にも来りしを以つて右足よりも寧ろ面部を気遣ひ、火傷したるやに感ぜしが其後馬車より下るに及びて始めて右足の疼痛甚しきを感じたりと。此時高木氏は尚ほ能く面部を検したるに、左の眼下と頰骨の辺に火傷の微痕を留めたれども、這は差して治術を施す程の事にてもなかりしと。

斯くて官邸より使を四方の国手に馳せ、夜の七時頃には、大学の

医師ベルツ氏、佐藤進氏も来邸し、細かに疵痕を検したるに、踝上の疵は膝下の疵よりも深く、骨砕け肉爛れて、外口は既に紫色を帯び肉中爆発弾の砕片尚ほあるを見たり。是より先伯は疼痛に堪へずやありけん。頻りに苦悶の体なりしかば、或は葡萄酒或は氷水を呼び尚ほ高木氏は、モルヒネの皮下注射を試みたり。

然れども、左まで其苦痛を減ぜざる際恰も以上の諸国手並に伊東、岩佐、池田の三侍医も会診して、伯が万全を謀るには其毒の全身に播及せざるに先だち早く截断するに如かず云々の評議中にも血は滴りてソハーの下の敷物に湛へたり。固より繃帯は掛けあれども、出血更に止まらざるの模様なれば傍の見るもの手に汗を握る折柄、伯は声を励まして「速に切断せられよ」と促がし、施術は佐藤国手にて高木総監之を助け慈恵医院の看護婦コロールホルムを用ひ、橋本国手之を督せり。佐藤国手の外科施術に巧みなるは、世人の普知する処なるが、此日は特に意を留めて、先づ外皮を割き肉を切り骨は鋸を以て引切り大小の血脈を一々其管にて締め、石炭酸を以て其截断口を灌漑し外皮を以て之を包むや、護謨管を透して薬剤注入の用意をなし、全く其術を終りたるは八時半なりし、其截断は膝上凡そ二寸七八分にして、大腿骨凡そ三分一より下にありしと。切断後疼痛猶甚しく伯は終夜安眠する能はずて昨暁に至り、疲れ寝入りにうと〳〵と眠りに就けりといふ。

立太子式を挙げさせ給ふ

古式に則らせ給ひ

〔一一・三、東京日日〕嘉仁親王殿下、御称号明宮は、今上皇帝第三の皇子にして、明治十五年〔十二年の誤記〕八月三十一日東京青山御所に於て御降誕あらせらる、同年十二月より御養育御用掛故従一位侯爵中山忠能勅を奉じて日比谷なる自邸に於て御養育申上げ奉る、同十八年三月二十三日青山の明宮御殿に御転住、同二十年八月三十一日儲君と定めさせらる、同二十年九月十九日より思食を以て學習院に御通学遊ばさる、爾来一般の生徒と同じく毎日御通学あらせられ、今日に至るまで更らに怠り玉ふ事なし、同二十一年八月箱根山中塔の澤に成せらる、これを御旅行の始めとす、本年一二月には熱海に、七八月には興津に成せらる、是等の御旅行は御衛生上の為めなりと承はる、本年二月二十三日赤坂離宮内花御殿に御移転以来、男子のみにて奉侍する事になれり、本年八月三十一日にて御齢十歳〔御数へ年にて御十一歳〕にならせらる、仍て本日天長節を以て皇太子の宣下あらせらるゝ事とはなりぬ。（下略）

壺切の御剣伝進

〔一一・三、官報〕御劒伝進　○皇太子殿下へ御先例ニ依リ壺切ノ御劒ヲ伝進セラレ左ノ勅語アリタリ。

勅　語

壺切ノ劒ハ歴朝皇太子ニ伝へ、以テ朕ガ躬ニ迨ベリ、今之ヲ汝ニ伝フ、汝其レ之ヲ体セヨ。

文部省の小学讀本

〔一一・四、官報〕文部省編輯局ニ於テ今般小学讀本巻ノ一ヲ出

版セリ。本書ハ曩ニ編製セル読方作文教授書ニ次ギテ、小学ニ入リ第二年ノ始ヨリ読方及作文ヲ授クルニ供スルモノニシテ、全部ヲ四冊ニ分テリ、其体裁ハ初ハ最モ解シ易ク、学ビ易キ材料ヲ択ビテ談話体ニテ之ヲ記シ、次第ニ進メバ平易ナル文章体ヲ以テ農工商ノ実業ニ関スル事項ヲ挙ゲ、之ヲ聯綴スルニ道徳上ノ説話ヲ以テセリ。而シテ毎課ノ鼇頭ニハ其課新出ノ文字ヲ竝記シ、其首ニハ課中ニアリテ読ミ難ク解シ難キ熟字ヲ摘挙セル等、カノ小学読方作文教授掛図ト等シク、専ラ合級教授ニ便ナランコトニ注意セリ。(文部省)

あばれ放題の壮士に手古ずりて
議会幷議員保護法律の制定

〔一一・八、官報〕法律　○朕議会竝議員保護ノ件ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治二十二年十一月七日

内閣総理大臣公爵　三條實美
司法大臣伯爵　山田顯義

法律第二十八号

第一条　法律ヲ以テ組織シタル議会ニ対シ公然誹毀侮辱シタル者ハ、二月以上二年以下ノ重禁錮ニ処シ十円以上百円以下ノ罰金ヲ附加ス、但議会ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ズ。

第二条　前条議会ノ議員ニ対シ其公務上ノ言論行為ニ付公然誹毀侮辱シタル者、又ハ議員ニ暴行ヲ加ヘタル者ハ、一月以上一年以下ノ重禁錮ニ処シ五円以上五十円以下ノ罰金ヲ附加ス。

第三条　議員其公務ヲ行フニ当リ暴行脅迫ヲ以テ其言論行為ヲ妨害シタル者ハ、四月以上四年以下ノ重禁錮ニ処シ五円以上五十円以下ノ罰金ヲ附加ス。

第四条　議員ノ職ヲ辞セシムルノ目的又ハ其公務上ノ言論行為ヲ妨害セントスル目的ヲ以テ、議員ヲ脅迫シ又ハ恐喝シタル者ハ十一日以上二月以下ノ重禁錮ニ処シ二円以上二十円以下ノ罰金ヲ附加ス、但被害者ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ズ。

第五条　第二条第三条ノ罪ヲ犯シ因テ議員ヲ殴傷シタル者ハ、刑法殴打創傷ノ各本条ニ照シ一等ヲ加ヘ重キニ従テ処断ス。

石見の製鐵業組合　採掘場二百箇所・製鉄所五十箇所

〔一一・八、東京日日〕島根県邑智郡は古来鉄業盛にして、採鉄場は二百四ヶ所、製鉄所は五十五ヶ所ある由なるが、近年洋鉄の輸入益々多きに伴ひ、競争上粗製の弊漸く行はるゝの傾向あるにぞ、今度有志は共弊を矯正せん為め、同県の認可を得て石見製鐵業組合といふを設けたりといふ。

日本の陰暦と清国暦との差異

〔一二・二六、官報〕日本陰暦ト清国暦トノ差異　○来ル二十三年陰暦十二月ニ於テ閏アリ、而シテ清国光緒十五年暦十二月ニ於テハ閏ナキヲ以テ我邦陰暦ト清国暦トニ差異アルヲ疑フ者往々之アリ、特ニ彼我ノ間ニ在リテ商業ヲ営ム者ノ如キハ、契約其他万般ノ枢機ニ関係アルヲ以テ、其如何ヲ知ラント欲スル者亦尠カラズ依テ

左ニ其差異アル理由ヲ略記シ以テ之ヲ開示ス。（文部省）

清国順天府観象台ハ、我日本東京天文台ノ西二十三度十七分ニ位スルヲ以テ、二十四節気及朔弦望等ノ時刻ノ、我日本ヨリ遅キコト一時三十分余ナリトス。故ニ月ノ大小、節気ノ日時ニ於テモ間々不同アリ、且ツ日本ト清国トハ、暦法及根数トモ異ナルヲ以テ、随テ閏月等ニ大ナル差異ヲ生ズルハ怪ムニ足ラザルモノトス。然レドモ今玆ニ古暦中閏月ノ異同最モ著シキモノ一二ヲ挙ゲテ尚ホ之ヲ証明セン。

但シ清国ニ於テハ、時憲暦ト称シ、康煕永年暦ヲ行ヒ来レリ、而シテ現今尚ホ之ヲ採用セリ。

一、日本延寶（丁巳）年十二月ニ閏アリ、然レドモ此年清国ニハ閏月ナシ、而シテ其翌年即チ清国康煕十七（戊午）年三月ニ閏アリ。

一、日本延享二（乙丑）年十二月ニ閏アリ、而シテ其翌年即チ清国乾隆十一（丙寅）年三月ニ閏アリ。

右ハ各其差ノ顕著ナルモノニシテ、爾他一二月ヲ差フルモノヽ如キハ枚挙ニ遑アラズ、乃チ前陳ノ理由ナルヲ以テ、日本陰暦ト清国暦トニ差異アルハ当然ノ事ナリトス。

大臣身元しらべ

〔一二・二九、大毎〕 各大臣の旧名、号、令夫人を調べたるに左の如し。

	旧名	号	令夫人
山縣有朋伯	狂介	含雪	友子
青木周藏子	周三	琴城	イリシャーベット
松方正義伯	助左衛門	海東	満佐子
西郷従道伯	新吾	南溟	清子
山田顕義伯	市之助	空齋	龍子
大山巌伯	彌助	（未詳）	捨松
榎本武揚子	釜次郎	梁川	多津子
後藤象二郎伯	象二郎	暘谷	雪子
岩村通俊君	初猪三郎後左内	貫堂	多計子
土方久元子	初楠左衛門後大一郎	秦山	亀子

此他伊藤春畝翁の旧名俊介、井上世外居士の旧名聞多、大隈重信伯の旧名八太郎の如き、普く人の知る処なるべし。

条約改正と各地建白数

〔一二・二九、大毎〕 此程其筋にて調査せし処に由れば、条約改正に対する建白総数は五百八十三編にして、其中管轄庁を経て捧呈せし同建白数は左の如し。

東京廿一 京都六 大阪三 千葉廿五 愛知十九 高知卅一 愛媛廿五 香川十五 新潟廿四 群馬九 宮城卅二 静岡八 山形五 兵庫卅一 三重十八 奈良四 長野廿一 広島十八 長崎十五 和歌山四 鳥取八 岐阜十 秋田二 山口二 青森三 福岡六 岩手四 福井一 宮崎一 山梨二 埼玉二十 神奈川二十 浜松十六 福島卅四 石川十八 大分四 岡山六 徳島二 栃木六十六

明治二十三年（一八九〇年）

商業手形の流通を鼓吹奨励

金融の逼迫を緩和すべく

〔一・一七、時事〕 田尻銀行局長が近頃大藏大臣の旨をうけ、頻りに商業手形の流用を奨励し、已に日本銀行にては之を準備金にあつる事に定めて実行もし、又同局長がさきに大坂に於て、銀行者其他紳商を集めて演説したる引続を以て、尚ほ今度東京の重立ちたる諸商人に対し同一の趣旨を以て演説し、大に流用を広めんとの計画ある事はかねて本紙上にも記したるが、今又聞く処によれば、近年我諸商業は大に発達するに従ひ、流通資本は之に準じてたえず増出するも金融は常に必迫の状況を呈し、殆んど際限なき有様なり、是ぞ全く商業手形流用の便法未だ行はれざるによるものなれば、篤と之を実業者に謀り、右に関する諸般の障碍をも除却し、大に其流用を盛んにして追ては東京大坂の間にも共通の方便を開き、双方の利便を達せんには、忽ちにして幾百万円の流通資本を増加すると難からず、さすれば独り全般の金融を円滑ならしむるのみならず、各商業者に取ても取引上少なからざる便利を達し、同時に日本銀行が兌換券の加減に最も好都合を与ふるならんと云ふ。

実業界の大頭株　多くは官界出

〔一・二四、東京日日〕 官吏にて商売人となりたる人　○郵船会社長森岡昌純氏は兵庫県令たり。日本鐵道会社長奈良原繁氏は元老院議官たり、甲武鐵道会社長大久保利和氏は公使館書記官たり、通運会社の眞中忠直氏は遞信大書記官たり、日本製鐵会社の品川忠道氏は農商務大書記官たり、北海道炭坑鐵道の堀基氏は北海道庁第一部長たり、同昆布会社の廣瀬氏は同理事官たり、白露鑛山会社の伊藤彌二郎、高橋是清の二氏は鑛山、特許の二局長たり。總武鐵道の牧朴眞氏は法制局書記官たり。九州鐵道の高橋氏は上海の領事たり、其の他關西鐵道の中野氏、山陽鐵道の中上川氏、讃岐製糖取引所の飯山氏、其の他紳商と呼ばるゝ人々は何れも一度は官吏たりし人なり。

我国の電燈事業長足の進歩

〔一・二四、時事〕 東京電燈会社が始めてヱヂソン電燈を我邦に導き、先づ一まとめに架設したるは去る明治十九年春、官報局印刷所を始めとして陸軍士官学校之に次ぎて同種の電燈を点火する事と為り、実験先づ人々の疑を晴らし、続て之れに信用を措くの場合に進み、東京電燈会社は麹町第一電燈局を開き、尚ほ尋いで第二、第三電燈局を開設し、宮城内一円に之を架設する事と為りしは大に該業の進歩を促し、大坂、京都、名古屋、神戸の各都会に於ても各電燈会社の開設あるに至り、之れより流行の徴始めて顕はれ来りて、各地紡績会社等の諸工場は互に競ふて之を点火する一方には、東京にて品川電燈会社及び日本電燈会社相ついで起り、更に近頃帝國電燈会社の創設もありと云ふ。東京外に於ては又之と前後して北海道電燈会社、箱館電燈会社、静岡電燈会社、長野電燈会社、熊本電燈会社、長崎電燈会社、横濱電燈会社及博多電燈会社、廣島電燈会社何れも既に創設の許可を得たり。尚ほ此他に計画中なるものは、金沢、大津、水戸、仙台等なり。此順序にて進むときは、将来我電気燈事業

は驚くべき進歩を為すの景気あるが如し。（下略）

柿の実 佛国のお目に止る

〔一・二四、毎日〕曩に本邦より我邦産柿果の精細なる図を佛国巴里博覧会へ出品せしに、伊太利国未蘭府フラヽリインゼキヨリー社々員は之を観て大に感じ、博覧会の我事務官へ請求せしも余備なきを以て其需めに応ずる事能はざりしが、今回同社より遙に我大日本農会へ、右柿実図並に果実目録の請求をなし、併せて同社よりも果実目録を逓送すべき旨申越せしと。

電話局 は無理矢理開始

〔二・九、時事〕電話交換の事は度々記載せる如く加入者思はしからずして尚ほ三百の予定に満つるは愚か、漸く府下の分百余名にすぎざれども、ともかく一とまづ開始して実益を知らしむる筈にて、廿三年度即ち来る四月より支出すべき金額は已に政府の認可する所なれば、即ち同月より着手し、おそくも五六月の交には一般の交換を開く由なるが、其中央交換局は差詰め日本橋電信支局を以て之にあて、開業早々は現在の各電信支局をして取扱はしめ、追々は純然たる電話局を所々に設置する都合なりと云ふ。

偖又加入者の多少に拘はらず当廿三年度より始めねばならぬと云ふ訳は、本年度の経費は已に政府の認可する所なれども明年度よりは申す迄もなく衆議院の議にかゝり、加入者の有無多少に依り費途を増減する事故、本年より実際に試みて支出の額も定めざる可からざればなりといふ。

インフルエンザ 初渡来

〔二・一四、東京日日〕昨年来欧米諸国に於て猖獗を逞ふせしインフルエンザ病は、過日神戸に於て発生せしやの噂ありしが、愈々横浜まで侵入し来りて、同地居留外人は既に二十名も感染せしものこれあるよし、医師ヱンドウキッチ氏の報告に見ゆ。日本人にも定めて多少の感染ありしならんが、此際予防怠る可らずとて、神奈川県にては昨日地方衛生会議を開き、之れが予防法を協議し、衛生局よりも掛員を遣したりと聞く、気味の悪き話にこそ。

丸の内払下 由来と其の結末 十万坪百五十万円 岩崎の手に落つ

〔三・三、國民〕昨年来世間の一問題となりたる丸の内陸軍省用地払下の事は、同省より内務省に委托し、既に入札法を以て公売に附したれども、最初の予算額よりは非常の廉価にて、到底之れを払下ぐること能はざるより、遂に其事も止みたるが如き姿ありしも、今般三菱社と協議整ひ、殆んど最初陸軍省の予算通りの価格を以て、丸の内所在の用地并に神田三崎町なる練兵場をも併せて同社へ払下ぐることに決定したる由は、不取敢昨日の欄外を以て（電報とせしは衍なりき）報ぜしが、今その払下げの由来及び其結果なりと云ふを聞くに、三菱社と内議の整ひしは昨今の事なるが、陸軍省に於て丸の内なる同省所属の地所を払下ぐる事に決定したるは、宮城接近の兵営（近衞は除き）を市外適当の地に移転せんとの計画より生じ

たる趣にて、原来今の諸兵営を丸の内に設けたるは、維新草創の初、形勢上已むを得ざる事情あるを察し、且つ旧諸侯の邸宅を其儘使用し得るの便益上より悉く之れを現在の位置に設けたるなり、然るに其後天下の形勢追々変更し、帝都の壮観日に繁盛を加へ、殊に宮城も御落成に至り和気熈々たるの今日、近衛以外の兵営を宮城接近の地に置くの必要もなく、且つ軍隊の風紀を維持する等、其他兵卒の取締向きに就ても、市内繁華の地に置きては彼是れ不便不利なる事尠なからず、且つ又市区改正の挙もありて、到底永く之れを現在の儘に差置くべきにあらず、然らば之れを移転するには果して如何なる位置を撰むべきやと云ふに、軍事には自から軍略ありて、唯市外なれば何れの処にても差支なしと云ふが如き無造作の談にも行かず矢張り衛戍上及び非常配兵の事、又は衛生上等の事にも予め注意せざるを得ず、彼の工兵営を中山道の要路たる赤羽に設け、教導団を國府臺に移し、其他士官学校、戸山学校の如き、又た近くは練兵場を青山に設けたるが如き、皆な戦事配兵防守の事に注意したるものにして、今日に在らずして、遠く数年前に在りと云ふ、陸軍省の意見既に斯くの如くなれば、先づ営舎建築の費用を取調べたるに兵営の新築費凡百七十万円余を要する由にて、此巨額を一時に国庫より支出することなかく〳〵容易の事にあらず、左りとて他の諸官衙と違ひて、一年度毎に十万二十万円と小切り払ひを為し、漸く以て移転せしむると云ふ訳にも行かざる所より、遂に其所属地を払下げ其代価を以て建築費に充てんとの議起り、先づ宮内省へ是非とも御買上相成る様、陸軍省又は大藏省より宮内大臣へ協議したれども、帝室に於ても金円の御都合上より御所有地と為すこと能はずして止みしが、恰も昨年条約改正の談判漸く其歩を進むるに際りて市内の地面俄に其価格を騰貴したるを以て、此際之れを払下げなば以て当初の目的を達すること容易なるべしとの考より扨こそ昨年此の払下げの事に確定したるなりと、扨て之れが払下げの方法順序は如何にすべき、之れを入札法に依りて公売せんか、外国人金主となり内国人の名義を以て皇城接近の地を占領せらるゝも面白からず、左りとて入札法に依る時は払下人の内実にまで立入りて、其金主に制限を立ることも叶はず、同省の本意は之れを一個人の専有に帰せしむることも望まず、成るべくは社会公共の用に供する方に払下ぐることを望み居りしに、幸ひ市区改正の事大に其歩を進めたるを以て、先づ之を内務省に謀りしに、彼の市区改正に伴ふて某々の資本家主となり建築会社創立の企もあれば、之れを払下げては如何との事にて、直に此等の資本家に謀りたれども固より営利的の会社の事なれば、迚も同省が望む所の代価を出すこと能はずして立消へとなりたり、於是乎入札法に依て払下げを為すの已むを得ざるに至り、昨年十一月頃東京府に托して入札せしめたるに、是より先き外務大臣遭難の為め条約改正中止の姿となり、地価亦た下落して曩時の価格を失ひ、入札の結果平均六十七万余円に過ぎずして、是亦同省の希望を満たす能はずして已むを得ず之を取消すに至りたり、然るに其後東京市会中の有志家一二の人々、市の基本財産として之れが払下げを望むものもあり、遂に同省に申出でたるに、同省にても固より望む所なれば、成る可くは之れを払下げんと考たれども、市に於て之を払下ぐべき共有金は、僅に六七十万円にして又々沙汰止みとなりたりと云ふ、然るに会計法其他の都合より是非とも二十二年度内に決定し置かざれば、

彼の移転の計画も幾年を俟て成就すべきや、殆んど其の目的もなきより、此上は已むを得ず大資金家に謀りて、一手に払下げしむることゝなり、乃ち三菱社岩崎彌之助氏に謀り、当廿二年度内に完納の約定にて総坪十万八千三十五坪余を、概計百五十余万円にて払下ることに決定し、愈よ双方内約相調ひたる者の由、尤も右の内市区改正に要する道敷地二万余坪を除去する故、総坪数は全く十万坪には満たず、随て此払下代金も減少するを以て、更に神田三崎町の練兵場地坪三万坪余を加へて売却することゝ為し、此の代価凡三十万円と見積りたるも、矢張り前同様道路敷を控除するに付き結局金百五十万円余にて売買の内約定結了したるなりと云ふ。

米国の「蒙古人事件」問題化す

在米古川嚴憤慨して一書を公刊

〔三・一八、中外商業〕曾て米国桑港に在留する富江某なる者が、米国婦人と結婚の約成り、其の免許状下附を桑港府庁に出願したる処、蒙古人種に対する法律を引用し、日本人を蒙古人種と判定して免許状の付与相成難しと拒絶され、次で又桑港在留の大澤榮三氏が同港へスチング法律大学校へ入校を出願せし処、同校会議の末矢張日本人は蒙古人種なれば大学に入校するの権なしと決せられしが、当時華盛頓州に代言事務を取扱ひ居たる古川嚴氏は大に切歯扼腕し、直に桑港に到りて蒙古人種に対する法律等を取調べたる上、試みに右大学校へ入学願書を差出したるに果して拒絶されしかば、氏は愈よ切歯措く能はず、昨年五月一篇の告文を本邦に送り越すや、忽ち全国の一問題となりしが、氏は今度其の顚末を根拠とし、米国の建国より、白皙人種の政略、支那人の情況、之に対する法律、日本人種確定の訴訟提起の理由等を詳論して一冊とし、蒙古事件と名けて世に公にしたり。出版所は小石川区表町五十九番地日本同志会なり。

米国公使館を建築して貸与

下関償還金の返礼

〔四・三、東京日日〕外務省が米国公使館の換地として、榎町一番地を大倉組より七万余円にて買入れたりとの事は、前号の紙上に掲載せしが、是れは彼の米政府が一昨年我政府へ返還せし下の關償金の恩義に酬ゆる為にて、現在の米国公使館は余り粗末なればとて前記の地所を購ひ、此に立派に公館を建築して米国公使へ貸与ふる事となりたる由、右に就き米公使は、右の約定愈々成るに於ては、直ちに之れを本国政府に報告し、国会の査閲を経て我政府の厚意を謝する筈なりと云へば、其の約定は双方共に意を用ひ、完全無欠聊か憾みなき様に取組まん迚、昨今頻りに取調中なりと云ふものあり。

民法

一部公布さる

〔四・二一、官報〕法律

○朕、民法中、財産編、財産取得編、債権担保編、証拠編ヲ裁可シ、之ヲ公布セシム。此法律ハ明治二十六年一月一日ヨリ施行スベ

キコトヲ命ズ。

御名御璽

明治二十三年三月二十七日

内閣総理大臣兼内務大臣伯爵　山縣　有朋
海軍大臣伯爵　西郷　従道
司法大臣伯爵　山田　顕義
大蔵大臣伯爵　松方　正義
陸軍大臣伯爵　大山　巖
文部大臣子爵　榎本　武揚
逓信大臣伯爵　後藤象二郎
外務大臣子爵　青木　周蔵
農商務大臣　岩村　通俊

法律第二十八号〔略〕

商法　公布せらる

〔四・二六、官報〕　法律

○朕、商法ヲ裁可シ、之ヲ公布セシム。此法律ハ明治二十四年一月一日ヨリ施行スベキコトヲ命ズ。

御名御璽

明治二十三年三月二十七日

内閣総理大臣兼内務大臣伯爵　山縣　有朋
〔各大臣副署〕

法律第三十二号〔略〕

赤ゲット　出世して田舎紳士の身に纏はる

〔五・二四、朝野〕　ツイ此頃までは辻車の前掛け、掛茶屋の敷物を以て安身立命の地となせる汝も、今は俄かに昇進して田舎紳士（漢と云はずして紳士と云ふは紳士中之れを為す者あるに因れり）の肩辺に纏はるゝに至れり。汝が面色益々赤きを加へたるが如く見ゆるは身に余る栄華を恥ぢらいて然る乎、悪く云へば簑を代理し、善く云へばショールを代理す、何にしても辻車の前掛けに優ると遠し。況や啻だに田舎紳士の肩辺に纏はるゝのみならず、又時々田舎美人の螓首を擁護する事あるに於てをや。汝は元来印度、亜米利加などの黒ん坊に売付けんがために製造せられたるものなり、其証拠には欧米に於ては汝と会合する事を得ず、然るに今や仍ち堂々たる日本帝国に侵入し世間至る処汝と遇はざるはなし、嗚呼栄誉なる哉赤ゲット。

陸軍大将　大西郷以来初めて出現

〔六・九、官報〕　叙任及辞令　○明治二十三年六月七日。

陸軍中将従二位勲一等　伯爵　山縣　有朋
陸軍中将大勲位　彰仁　親王

任陸軍大将（各通）

陸軍中将従三位勲一等　子爵　三好　重臣

兼任監軍

陸軍少将従四位勲二等　男爵　野崎　貞澄

任陸軍中将（各通）（下略）

陸軍少将従四位勲三等　川上操六
陸軍少将従四位勲三等　桂　太郎

威海衞砲台竣工

〔六・一一、東京日日〕清国威海衞の砲台は去る明治廿一年より候補道載宗騫及張紹華の両氏が命を奉りて工事に着手せしが、漸く此程竣工を告げたる由、其内即ち威海衞の入口北山嘴と云ふ所に在る三坐の砲台の如きは、築造尤も堅牢にして遙に旅順、大連灣に向ひ、北洋の要害を守るには頗る倔竟のものなりと云ふ。

農科大学設置　東京農林学校昇格

〔六・一三、朝野〕農林学校を帝国大学に合して其分科大学になすの説は、既に昨年中本紙上に掲載せし所なるが、陸奥農商務大臣の新任以来第一着手に此事を断行せり、即ち一昨十一日の勅令第九十二号を以て、東京農林学校を帝国大学の分科大学となし、同日勅令第九十三号を以て帝国大学令第十条中に農科大学を加へ同大学を分て農学科、林学科及獣医学科の三科とする旨を公布せられたり。今其の理由を聞くに農学進歩の我国に必要なるは言ふを待たず、既に農林学校の卒業生には農学士の称号を与へ大に其組織の拡張せんとするに当り、更に同校生徒を優待して大学生となし、且つ農学科に尤も必要なる理化器械及動物植物の標本等は今後大に整備するの必要あるも、是等は既に理科大学に於て完備する所なるを以て農科にも兼用するときは費用を省くと尠からず、尚理化学等の教授も理科大学教授をして担任せしむるを得、之れを概して教授上便利にして且つ費用を省き得るに依ると云ふ。

アイノ人減少理由　黴毒遺伝及内地人と交通の為め

〔六・一五、朝野〕アイノ人種減少の主なる原因は、全く遺伝の梅毒病にて、同人種にて梅毒の遺伝性なきは絶てなき程なりと云ふ。次にアイノ人種の婦人は、内地の人と交通以来頗る内地人に恋愛するの傾あるより、是亦甚しく同人種を減少する媒介となれる由なり。

第一回総選挙　都下開票の日　戦ひの果てとも見えぬ無気味な静けさ

〔七・二、東京日日〕七月一日と云へる選挙の日は、暁を告ぐる鶏鳴と共に来れり、五千余の選挙者中には夜前碌々眠らぬもあるべし、況て四十余名の候補者は中々以てマンヂリともせじ、見れば一面の曇天、ア、此の雲行きではと先づ案じる胸の中、顔の色さへボンヤリと蒼ざめぬるも多からん、ソレも道理、天下分け目の戦争、今日一敗地に塗れば、恢復の期は四年の後なり、妻子に水盃までして打て出たるものなるを、不肖ながら男一疋の我輩が、受合つたと誓言して出馬させたるものなるを、墓なく打負けては弓矢八幡、引ては返されぬ此所で討死！、いづれもの気組は先づ斯うならんか、流石に東京は東洋文明の中心、たとひ気の早い神田はありとも、脳

天気の魚河岸は控へたりとも、打ち合ひ攫み合ひ人殺し―怪我人―疵―血―呻き―叫び―棒―ポンプ―階子―等の浅猿しき野蛮騒ぎ、忌はしき不祥の文字は見もすまじきがソレにても、狂奔―雑沓―、盆と正月と師走と、祭礼と婚礼と葬礼と一所になりたる程の事はあるならんと思ひきや、流石は花の都、閑雅幽静きはまりたる有様にて、抹茶の会、一中節の順講と言はんも愚か、各選挙場の門前は、白衣の警官の護衛せらるゝ片傍に餌を拾ふ雀、昼寝する犬も見えたり。

（下略）

佐渡の窮民二千数百名暴起

新潟県知事遂に軍隊の出動を請求

〔七・五、東京日日〕　新潟県下佐渡国相川に貧民の暴動起こり、富豪又は米商を襲ひたるも、警察官の尽力にて鎮撫したる事は過日の紙上に記るしたるが、其後又々暴動再挙したる由、電報の儘本日の紙上に記し置きぬ。然る処昨三日午後八時新潟県の電報に曰く、相川の貧民二千数百名再び暴起し、坑夫之に加はりて其勢猖獗なり。」警官の手にては到底鎮撫覚束無しとて、新潟県知事は第二師団歩兵第十六聯隊新発田営所に出兵を請求せり。」今四日午前六時四十分直江津発の電報に曰く、相川の暴民は其勢盛にして、各地の評判悪しき金満家、米商等の家屋、倉庫を襲ひ、乱入して衣類調度を奪ひ居れり。（下略）

失業救済事業

賢し福井県の着眼

〔七・一二、朝野〕　貧民救助の工事　○予ねて電報にも記せし如く、福井県福井市にては、貧民を救助するに当り、徒らに米穀を与ふるときは自然彼等をして依頼心を増長せしむるの憂ひありとて、更らに道路修繕の工事を起し、之れに貧民を駆りて使役する事に決定し、既に過日来老若男女の別なく力役せしめ、相当の米穀金銭を附与せる趣なるが、其後は七八歳の小供より六十歳前後の翁媼に至るまで何れも破れ笠を戴きながら、喜んで就業せる模様なり。

役者の声色を貯へて客を呼ばう計画

花屋敷の奥山閣に蓄音機

〔七・一九、時事〕　金色の鳳凰樹梢の上に翼を張りて朝陽に閃くものは是なん浅草公園花屋敷の五層楼奥山閣なり、物珍づる人情とて去る二十年中本所の丸山家より之を移したる当座は日々登覧客の引も切らず、其評判は屋上の鳳凰と共に高かりしが、府下の男女も既に一遍通りは上り尽くせしにや、同園の牡丹、菊見に筇を曳き鉄欄中の猛虎に一片の牛肉を投ずる者も、復た登閣の念を発せざるに至りしならん、閣内極めて寥々なりしが、さすがに客足をつなぐに抜目なき園主は、米国人エヂソン氏の発明に係る蓄音器を此の程より閣上に備へつけたるにぞ、昨今俄に登閣者の数をませしよしなるに、通常人の音声を蓄へおくのみにては興薄すければ、幸ひ近傍の市村座に出勤中の俳優にたのみて舞台声を其儘吹込ませ、中幕の太功記尼ケ崎の台詞を聞かしめんとの計画中にて、榮之助の初菊がやさしき声音にて、良人の討死遊ばすを妻がしらいで、と朗かに聞え了れ

ば、又菊五郎の十次郎が、また二つには初菊どの、まだ祝言の盃をせぬが互ひの身の仕合せ、と綴り出し、又秀調の操が、軍の首途にくれ〴〵もおいさめ申した其時に、左團次の光秀が、女童の知る事ならず、壽三郎の皐月が、野末の小屋の□□にも劣る抔と、奸雄の漫言、慈母の訓誡、貞婦の諫言着々ひゞき渡り、目をとぢて之を聞けば恰も其人が之に扮し居れるかと疑ふ迄に妙味を感ぜしめんとの趣向にて、如何にもこれは面白かるべし、又来る二十三四日頃より盆栽の朝顔を飾りて入谷通ひの風流客をも引寄する工風なりといふ。

越前の漆搔き〔七・一九、國民〕　漆樹は日本全国到る処に培養するものなれども、其漆液をかき取るは福井県下越前の農民にして、凡そ毎年一千五百名内外の農民は、四五月頃より日本全国に出稼して漆液搔取に従事し、冬季漸く帰国するが、其賃銭として得る所は毎年拾万円以上に及びけるが、本年の漆搔の相場大に下落して、其賃銭を得て生活する農民は非常に困却し居れりとぞ。

新条約改正案と諸新聞論評

秘中の秘タイムス新聞に現はる

〔七・二四、東京日日〕　外務大臣青木子爵の条約改正案なりとてタイムス新聞に記載せしより、忽ち秘中の極秘も世に漏洩するに至りしは過日の紙上に記せし処なるが、今東京諸新聞の意見を左に摘録せん。

○郵便報知新聞　其或る年限に於て治外法権は撤去すべしといひ、居留地外に入込む外人は日本の法律に従ふべしと云ふの語気を察すれば、蓋し治外法権を撤去せざる年限内と雖ども、自ら好で内地に雑居し、日本の法律に服従するを甘んずるものは、之を許して雑居せしむるの意味なるが如し。此新案や甚だ良し、唯其果して行はれ得べきや否やを疑問とす……無遠慮に内地雑居を許す可し、其代り治外法権を撤去せよ、不動産は所有せしむべく、我々に税権の自由を返戻せよと発言するより善きはなし、而して之を上策といはざるは列国の承諾を得難きを憂とするのみ。

○大同新聞　其全文を一読するに非ざれば容易に賛成同意を表す可からざれども、其大要に就て之を論ずれば、吾輩は其改正の順序を得たるものと断言せんと欲するなり……汝の利益とする治外法権は之を撤去せよ、然れども汝の希望する不動産の所有は之を拒絶すべしといへば、何ぞ能く平和の手段を以て条約改正の談判を成就すべけんや。

○國民新聞　……タイムス記者はその新条約案に対して頗る好意を表したり。その表したるは日本を愛好するが故に非ず、英国の利益を東洋に拡張する英人的の眼孔を以て爾か云ふなり、……只我外交家が好潮汐に乗じて猛然我改正案を一擲の中に成就せしめんことを望むなり。……初度の帝国議会はソレ我邦積年の屈辱を伸ばす一大好機会に非ずや。

○朝野新聞　……其外人法官任用の条を除きたるが如き、治外法権全廃の後にあらずんば不動産所有の権を許与せざるが如き、之を大隈伯の前案に比すれば、素より遙かに優る所あるが如し。既に前案に左袒して熱心其断行を主張したる吾輩豈に之に対して反対せんや

……去り乍らたとへ外人法官任用の一条は取除きたりとするも、所謂一定の年限なるものにして其期悠久に失し、永く我国権国威を回復する能はざるが如きあらば、例の国権論者は又必ずヤツキとなりて攻撃せん。

電話交換には　婦人採用　と決定

〔八・六、東京日日〕　辰の口新設の電話交換所は、昼夜の休みなく事務を取扱ひ、又た各警察署消防署を始め医師も多く加盟したれば、急病火災盗難等不時の異変ありたる時など、其利用実に夥多しかるべしと云ふ。又電話の結附け方は総て女子を用ふることに決し、一人百線宛を受持たしむるとの事なり。

蒸気喞筒の馬馴し　カラン〱が邪魔

〔八・二二、東京日日〕　カランカラン抜き　○近頃蒸気喞筒の馬馴らしと見え、消防隊の人々が喞筒を粧ふて市中を馳駆する事屢々なり、之れ治に居て乱を忘れざる古語にも合ひ、至極感服の外ゆはじ、されど何時も大鈴をカランカランと鳴らすより、それ火事よ火の手はなきかと驚き騒ぐものも少なからざるよし。カラン〱抜きにては演習の出来ぬものにや。

清国へ遁竄の琉球の支那党一部帰島す

〔八・二五、朝野〕　琉球の旧藩士中頑固なる一派は、支那党又たは黒党と称し、其の人員凡そ二百名許りあり、孰れも慷慨悲歌の士にして多少勢力を有せしが、我が政府曩に廃藩置県の果断を下だすや、同島を脱して清国福州に渡航し、古来同国政府が琉球より派遣せる使節の駐在所に充て、国庫金を以て維持し置く琉球館と云へるに滞留し、支那政府の保護を仰ぎ居り、或る時は清帝に謁見して日本の羈絆を免れ同国の藩屏たらんことを乞ひ、又或る時は窃かに本島に帰航し同志を携へて支那に渡り、大に為す所あらんと企てけるより、沖縄県庁にては同党員の帰島する毎に深く其挙動を探り、之を糺問して相当の取締に付する事もありしが、此頃又た四十名許り、ヤンバラと号する小船に搭じて帰島せり、彼等は本島を去てより十三年目に帰り来りたれば、妻子四方に離散し中には一家全く断絶して跡なきあり、此荒況に接して茫然自失殆ど為す所を知らざる者の如し、今回帰島せる者は最早目的の達し難きを覚りしか、又は他に謀る所ありや、未だ其挙動の窺ひ知る者なければ、沖縄県庁にても暫く不問に付し置く由なり。

屯田兵土地給与規則

〔九・六、官報〕　法律　○朕、屯田兵土地給与規則ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治二十三年九月五日

内閣総理大臣伯爵　山縣　有朋
内務大臣伯爵　西郷　従道
大藏大臣伯爵　松方　正義
陸軍大臣伯爵　大山　巖

法律第七十九号

屯田兵土地給与規則

第一条　屯田兵トシテ北海道ニ移住スル者ニハ、一戸凡ソ一万五千坪ノ土地ヲ給ス。其ノ下士ニ任ゼラレタルトキハ凡ソ五千坪ノ土地ヲ増給ス。

屯田兵出身ニアラザル下士ニシテ、屯田兵条例ニ依リ服役スル者ニハ凡ソ二万坪ノ土地ヲ給ス。

第二条　移住ノ屯田兵二百五十戸以内ヲ以テ屯田兵村トシ、一戸凡ソ一万五千坪ノ割合ヲ以テ戸数ニ応ジ、其ノ村ノ公有財産トシテ土地ヲ給ス。

公有財産ノ管理利用竝ニ開墾ノ事ハ、屯田兵司令官ノ命令ヲ以テ之ヲ定ム。

第三条　屯田兵及屯田兵村ニ給与シタル土地ハ、服役中及其満期ノ年ヨリ十年間国税及地方税ヲ免除ス。

第四条　移住ノ年ヨリ三十年間ハ屯田兵ニ給与シタル土地ノ譲渡若ハ質入書入ハ無効トス。且強制執行ヲ之ニ施スコトヲ得ズ。

（下略）

陸軍部内に獨佛衝突の発端

川上操六等盛んに獨逸式を発揮

〔九・二五、國民〕　或は佛式を廃すべしと云ひ、或は獨式を用ふべしと云ひ、陸軍部内に於ける獨佛の衝突は愈々見はれ来れり、これは目下川上操六氏以下の獨逸帰りの先生が主張する所なるよしなるが、元来日本の陸軍なるものは先づ佛国を模形とし師範として建てたるものなれば、維新創業の際早く已に佛人の勢力ありしが、其後ベルドとなん呼べる一将校を佛国より傭入れたり、此人の父は佛国陸軍を改造して学理的の修練を得せしめたる功ある人とて、其名中外にひびきたれば、ベルド氏の子日本に傭はると風説せらるゝや、獨逸政府にては大にアセリ、佛国のベルド行く以上は必ず勢力を日本に得ん、何ぞ吾国よりも一名将を発して之に競争せざると張り込みし折り、日本より将校傭入の事を申し込みたれば、是れ幸とメッケル氏を送りたり、当時同氏は微官の身ながらも其才略早く已に獨逸軍隊の中に輝きたりし位の人なれば、日本に来るや忽ち陸軍部内の声誉を博し得て眼ある将士は之を以て他日為すあるの人となしたりし、されば此時獨逸の勢力は十分の発達をなしたるに、折も折とて久しく獨逸にありし各将校の帰り来たるに会ひ、いよ〱獨逸風を吹かす事となりたるなり、メッケル氏の我国に来る、右の如き獨佛本国の張り合より来りし偶然の事なりしが、同氏は国に帰るや否や春の暁とか云へる一文を艸して獨逸軍隊の弊を諷嘲せしかば、之が為め一時不評判となりしが、今や大に新帝の用ゆる所となりて遂に昇進の著しき軍隊中にありて大佐に歴進し、其名声同国に赫々として、此頃某日本人が書肆にて有名なるメッケルの書を買はずやと勧められしとき、此は余が親しくメッケルより得たる書なりと云ひしかば、君は如何にして大名藉々たるメッケルを知り給ふやと問ひしに、彼は嘗て日本にありきと答へたれば書肆は愕然たりしとなん。此る有為の人物のあればこそ獨逸風も強く吹くなれ、これにつきても人物の感化力は大なるものかなと某将校の談話。

記者倶楽部　議会の筆記権を獲得の運動

〔九・三〇、時事〕　現在の政治党派に関係なき全国地方新聞記者諸氏が東京に会合して協議の上、相連合し新聞記者の社会に対する責任を全うし、且つ業務上相互の便利を計る為め、今度共同新聞倶楽部なるものを設立したるよしにて、倶楽部は全国を三区に分ち、毎区より一名づゝの常務委員を撰挙し、合議の上帝国議会の傍聴席を倶楽部に申うけ、毎議会中筆記通信の事務をとり、平時は各地に起りたる重要事件を互に報道するものなりと云ふ、既に倶楽部に加入したる新聞記者は、九州に在りては福陵新報の川村惇、九州日々新聞の熊谷直亮。中国に在りては山陽新報社の栗本勝太郎、松江日報の藤原銀次郎。関西は大阪毎日新聞の門田正經、岐阜日々新聞の川上熊吉。関東は茨城日報の飯村彛、上毛新聞の篠原叶。東北は福島新聞の榊時敏、奥羽日日新聞の槇武等の諸氏三十余名にして、其他尚ほ代理又は照会中のものもあり、全国を通じて少くとも三十五六の地方新聞社は加盟の運びなりと。

五百年前の古証文で　朝鮮譲国　の説

〔一〇・三、東京日日〕　朝鮮国は明年開国五百年に相当するを以て、今の国王李氏は位を鄭氏に譲るべし（此開国五百年といふは、今の李氏の代となりしより五百年を経たるの謂にして、五百年目には李氏が鄭氏に王冠を譲るの約ありたるよしに伝ふ）。若し鄭氏にして王位を占る時は、当時の王城を全羅道に遷すならんとの説朝鮮国中に頻りなるよし、同地よりの通信に見えたるが、仮へ数百年前の当時に於て李鄭相譲るの約ありしにもせよ、今日の形勢同国に取りては危急存亡の秋と云はざるを得ず、然るを何ぞ自から好んで自他相譲、国勢一変して天下紛擾の禍を求めんや。且つ同国の歴史を案ずるに、李鄭の間此の如き約束ありしを見ず、抑も今日の朝鮮といふは、始め朝鮮の名を以て建ち、而して三韓及三国高麗の称号を経て又其故号に復したるものなり。

　朝鮮の始祖を李成珪といふ、咸鏡道の人なり、資性才徳に富み、勇武亦た人に絶す、初め咸鏡道安邊の地に在りて、職を萬戸に奉じ能く其任に堪へたり、後感ずる所ありて都城に赴き、高麗王に仕へ、軍に将として功あり、幾もなくして大将軍に擢でられ、且つ其女を納れて王妃となす、是れより成珪の恩威並び行はれて其姓名海内に震ふ。当時国王驕淫日に甚しく、国民挙つてこれを怨み、竊かに意を成珪に属す。恰も王将に明国に叛かんと欲し、成珪を始め三大将に令して大軍を率ゐて鴨緑江に出でしむ。成珪軍に告げて曰く、我再三王を諌れども聴かれず、事遂に玆に至る、今寡兵を以て明の大衆に向ふ、一敗地に塗るゝや火を睹るより明かなり、我が一介の命は敢て惜しむに足らざれども、数万の将卒を奈何ん、擅に軍を旋すの罪は我衆に代りてこれを受くべしとて、即ち路を転じて帰途に就く、衆皆大に喜ぶ。王其命を用ひざるを怒り将にこれを殺さんとす、王の侍従走りて成珪に告ぐ、成珪宮に入りて王を廃し、遂に自立して王となり、故号を襲ふて朝鮮と称し、使節を明に遣はして臣と唱へ、明の服色制度を用ゆ、これを復古朝鮮の大祖となす。大祖制書あり曰く、西は礼を失はず、東は信を失はざる時は、即ち国体を損ぜず、李氏万代国を保つべし云々とあり。是に因て之を観れば、明

年李鄭相譲の説は全く好事家の捏造に出でたるなるべしと、或人は物語りき。

民法 財産取得編・人事編公布

〔一〇・七、官報〕号外 法律 〇朕、民法中財産取得編人事編ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。此法律ハ明治二十六年一月一日ヨリ施行スベキコトヲ命ズ。

御名御璽

明治二十三年十月六日 内閣総理大臣伯爵 山縣 有朋

〔各大臣副署〕

法律第九十八号〔条文略〕

小学校令 公布さる

〔一〇・七、官報〕勅令 〇朕、小学校令ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治二十三年十月六日 文部大臣 芳川 顯正

勅令第二百十五号

小学校令

第一章 小学校ノ本旨及種類

第一条 小学校ハ児童身体ノ発達ニ留意シテ、道徳教育及国民教育ノ基礎竝其生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス。

第二条 小学校ハ之ヲ分テ、尋常小学校及高等小学校トス。市町村若クハ町村学校組合又ハ其区ノ負担ヲ以テ設置スルモノヲ市町村立小学校トシ、一人若クハ数人ノ費用ヲ以テ設置スルモノヲ私立小学校トス。

徒弟学校及実業補習学校モ亦小学校ノ種類トス。

第二章 小学校ノ編制

第三条 尋常小学校ノ教科目ハ、修身、読書、作文、習字、算術、体操トス。

土地ノ情況ニ依リ体操ヲ欠クコトヲ得。又日本地理、日本歴史、図画、唱歌、手工ノ一科目、若クハ数科目ヲ加ヘ、女児ノ為ニハ裁縫ヲ加フルコトヲ得。

第四条 高等小学校ノ教科目ハ、修身、読書、作文、習字、算術、日本地理、日本歴史、外国地理、理科、図画、唱歌、体操トス。女児ノ為ニハ裁縫ヲ加フルモノトス。

土地ノ情況ニ依リ外国地理、唱歌ノ一科目、若クハ二科目ヲ欠クコトヲ得。又幾何ノ初歩、外国語、農業、商業、手工ノ一科目、若クハ数科目ヲ加フルコトヲ得。〔下略〕

刑事訴訟法 公布

〔一〇・七、官報〕号外 法律 〇朕、刑事訴訟法ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治二十三年十月六日 内閣総理大臣伯爵 山縣 有朋

法律第九十六号

刑事訴訟法目録〔略〕

〔各大臣副署〕

帝國議会召集

〔一〇・一〇、官報〕詔勅 ○朕、帝国憲法第七条及第四十一条ニ依、本年十一月二十五日ヲ以テ帝國議会ヲ東京ニ召集ス。

御名御璽

明治二十三年十月九日

内閣総理大臣伯爵 山縣 有朋

〔各大臣副署〕

法律勅令の豊年 二百日間に三百卅件

〔一〇・一二、東京日日〕明治二十三年は豊年なるべし。一月以来昨日に至る迄日曜七十日大祭祝日七日を除けば、僅に二百〇七日に過ぎざるに、法律一百四件、勅令二百卅二件、合せて三百卅六件の発布ありたるこそ、賑はしとも盛とも称へやうも無き程なれ。是のみにて一日の平均一件六分二厘三毛一五八弱なるは、何と驚き入たる事ならずやと櫻田閑人は報ぜり。

文部省直轄学校官制

〔一〇・一五、官報〕勅令 ○朕、文部省直轄諸学校官制ノ改正ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治二十三年十月十四日

内閣総理大臣伯爵 山縣 有朋

文部大臣 芳川 顯正

勅令第二百三十三号

高等師範学校官制

第一条 高等師範学校ハ文部大臣ノ管理ニ属シ、師範学校、中学校及小学校ノ教員ヲ養成スル所トス。〔後略〕

女子高等師範学校官制

第一条 女子高等師範学校ハ文部大臣ノ管理ニ属シ、女子師範学校、高等女学校及小学校ノ女教員竝幼稚園保姆ヲ養成スル所トス。

〔後略〕

高等中学校官制

第一条 高等中学校ハ文部大臣ノ管理ニ属シ、高等ノ普通教育ヲ授ケ、及大学竝高等専門学科ノ学習ニ須要ナル予備ヲ為サシムル所トス。

高等中学校ハ全国ヲ五区ニ分割シ、毎区ニ一校ヲ置キ、第一高等中学校、第二高等中学校、第三高等中学校、第四高等中学校、第五高等中学校トス。其区域ハ文部大臣ノ定ムル所ニ依ル。

第二条 高等中学校ハ法科、文科、理科、医科、工科、農科、商科等ノ専門学部ヲ設クルコトヲ得。〔後略〕

高等商業学校官制

第一条 高等商業学校ハ文部大臣ノ管理ニ属シ、商務ヲ処理経営スベキ者、又ハ商業科ノ教員タルベキ者ヲ養成スル所トス。

第二条　高等商業学校ニ附属主計学校ヲ置ク。附属主計学校ハ官庁、銀行、会社等ノ会計事務ニ関スル必須ノ学科及実務ヲ教授スル所トス。〔後略〕

東京工業学校官制

第一条　東京工業学校ハ文部大臣ノ管理ニ属シ、職工長又ハ工業科ノ教員タルベキ者ヲ養成スル所トス。

第二条　東京工業学校ニ附属職工徒弟学校ヲ置ク。附属職工徒弟学校ハ、主トシテ木工若クハ金工ヲ業トスル者ノ子弟ニ実業ヲ授ケ、適良ノ職工ヲ養成スル所トス。〔後略〕

東京美術学校官制

第一条　東京美術学校ハ文部大臣ノ管理ニ属シ、絵画、彫刻、建築及美術工芸ノ技術者、又ハ普通ノ図画教員タルベキ者ヲ養成スル所トス。〔後略〕

東京音楽学校官制

第一条　東京音楽学校ハ文部大臣ノ管理ニ属シ、音楽師又ハ音楽教員タルベキ者ヲ養成スル所トス。〔後略〕

東京盲唖学校官制

第一条　東京盲唖学校ハ文部大臣ノ管理ニ属シ、盲唖教育法ノ模範ヲ示シ、兼ネテ盲唖ヲ教育スル所トス。〔後略〕

法官の服制

〔一〇・二五、東京日日〕　斯ぅ様なる物　〇抑もこゝに安置し奉る冠、上衣を読者は何と思ひ玉ふぞ、此ぞ一昨日勅令第二百六十号を以て公布せられたる我が神聖なる法官（〇〇では無し）が我が神聖なる託宣（否）裁判を降だし玉ふ新製（イヤ〳〵）神聖なる法服（抱腹にあらず）なり。但し神聖々々といふも奈良の古社寺の開帳場なる霊宝にあらず、集古十種の小野の篁が冠の古手となし思しそ、蝦夷落の義経が着たるアツシの古物（笹龍胆の紋附とはチト苛い？）とな謂ひそ、詰り共源を阿佐(あさ)太子の聖徳太子が御衣に取りて共流れを王政復古の今日に酙れたる（？）いとも尊とき物なるべし。我々は唯惜しむ、共口にせらるゝ律令の大寶の古へを共儘ならずして言さへぐ夷風を交へられたることを、されど此のほうふくのほうかんの前に立つ蒼生はいよ〳〵ますく共の尊厳に敬服して恐れみ畏こみ敬つて共の宣言を承はるならん。蓋し千早振るあらぶる人事の岩戸神楽の神つ代の、神随の大御代に遡ぼるべき前兆にこそと思へば、穴尊と！穴かしこ！トッピキピーのピイ。

突兀天空に聳ゆ浅草凌雲閣
日本最初の**エレベートル**まで取つけて

十二階の高楼　〔一〇・二七、時事〕　凌雲閣運転式の景況

二本の指先きに一個の星を抓み取り、一擲して安房の鋸山を打ち越し、太平洋に二ツ玉を躍らせん事いと難き業にあらざるべしと空想をひき起さしめるものは、浅草公園の凌雲閣十二層楼上の観なり、同閣は客歳十月に起工し、十一ヶ月の日子を経て両三日前落成したり、閣の地盤は地を穿つこと二丈、猶其下に二丈の杉丸を打ち込み、四寸角の松柱を横様に数層排列し、然る後砂利とセメントをたゝきつめたるものなれば、天然の石盤よりも堅固にして、閣は赤煉瓦を八角に積みこの高さ二百二十尺、内部の坪数三十二坪あり、偖下層初階より八階迄は電気モーターの運転に依りて昇降台（エレベートル）を一分時間に昇降せしむべく、此の昇降台は高さ八尺幅八尺に五尺五寸、十五人より二十人までの客を一時に乗せ得べく、電気モーターは米国紐育より購入せしものにて十五馬力を有せり、閣の九階は上等休憩室と為し新古の美術品を陳列しかねて楽器電話機等の飾り付けもあり、二階より八階迄に四十六個の売店を設け各国の品物を売り捌くに、縦覧人を慰めんがため支那店に至れば売り人は支那服をつけ一切清国品のみを商ふ筈なり、十階は眺望室に充て閣の周囲に椅子を排列して観客の便に供し、十一階は閣の表裏に五十燭のアーク燈二個を吊るし且つ毎閣三個づゝの電燈あり、十二階には三十倍の望遠鏡を具へあれば、肉眼にて及ばざる所八州の野を俯視すべし、又閣全体の窓は百七十六個を有し以て八方を望むべく、而して一層は一層より眺望の区域を広めて漸次佳境に進めば、紅粉緑黛の俗美人も十二層の楼上に至り、身は是れ羽化して登仙し、広漢宮裏に入りて嫦娥の侍女となりしには非ざるかとの疑ひを起すならん、右落成に付明二十八日開閣式を挙行し、翌二十九日より衆庶の縦覧を許す筈にて、（中略）因みに記す、同閣の縦覧料は大人八銭小児四銭なるが、昇降台に入れば労せず八階まで一瞬に昇降し得べく、上野の森を打越して彼方を望み、千住製絨所や王子製紙所の烟筒が宛ながら竹の子の頭を擡げたるにはあらざるかと思ふ程の奇景を眺め得るに比しては、頗る価値なりとの評あり。

教育勅語

国民道徳の大本を御垂示

〔一〇・三一、官報〕訓令　〇文部省訓令第八号〔北海道庁府県へ〕今般教育ニ関シ、勅語ヲ下タシタマヒタルニ付、其謄本ヲ頒チ本大臣ノ訓示ヲ発ス。管内公私立学校へ各一通ヲ交付シ、能ク、聖意ノ在ル所ヲシテ貫徹セシムヘシ。

明治二十三年十月三十一日

文部大臣　芳川　顯正

×

文部省訓令〔直轄学校〕今般教育ニ関シ、勅語ヲ下タシタマヒタルニ付、其謄本本大臣ノ訓示各一通ヲ交付ス。能ク、聖意ノ在ル所ヲシテ貫徹セシムヘシ。

明治二十三年十月三十一日

文部大臣　芳川　顯正

別紙

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗国ヲ肇ムルコト宏遠ニ、徳ヲ樹ツルコト深

厚ナリ。我カ臣民克ク忠ニ、克ク孝ニ、億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ済セルハ、此レ我カ国体ノ精華ニシテ、教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス。爾臣民父母ニ孝ニ、兄弟ニ友ニ、夫婦相和シ、朋友相信シ、恭倹己レヲ持シ、博愛衆ニ及ホシ、学ヲ修メ、業ヲ習ヒ、以テ智能ヲ啓発シ、徳器ヲ成就シ、進テ公益ヲ広メ、世務ヲ開キ、常ニ国憲ヲ重シ、国法ニ遵ヒ、一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ、以テ天壌無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ。是ノ如キハ独リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス、又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顕彰スルニ足ラン。

斯ノ道ハ実ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ、子孫臣民ノ倶ニ遵守スヘキ所、之ヲ古今ニ通シテ謬ラス、之ヲ中外ニ施シテ悖ラス、朕爾臣民ト倶ニ拳々服膺シテ、咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

×

訓　示

謹テ惟フニ、我カ、天皇陛下深ク臣民ノ教育ニ軫念シタマヒ、茲ニ恭ク勅語ヲ下タシタマフ。顕正職ヲ文部ニ奉シ、躬重任ヲ荷ヒ、日夕省思シテ嚮フ所ヲ愆ランコトヲ恐ル。今勅語ヲ奉承シテ感奮措ク能ハス。謹テ勅語ノ謄本ヲ作リ、普ク之ヲ全国ノ学校ニ頒ツ。凡ソ教育ノ職ニ在ル者、須ク常ニ聖意ヲ奉体シテ研磨薫陶ノ務ヲ怠ラサルヘク、殊ニ学校ノ式日及其他便宜日時ヲ定メ、生徒ヲ会集シテ、勅語ヲ奉読シ、且意ヲ加ヘテ諄々誨告シ、生徒ヲシテ夙夜ニ佩服スル所アラシムヘシ。

明治二十三年十月三十一日　　文部大臣　芳川　顕正

帝国大学教授重野安繹の
教育勅語奉戴に関する演説

〔一一・五、官報〕帝国大学ニ於テハ天長節ノ日午前九時工科大学中庭ニ教員学生生徒ノ一同ヲ会シ、総長去月三十日教育ニ関シ賜ヒタル勅語ヲ拝読スベキニ附キ、謹デ拝聴スベキ旨ヲ述べ、書記官ヲシテ之ヲ朗読セシメ、次デ天皇陛下ノ万歳ヲ祝シ奉リ、畢テ総長ノ訓示及文科大学教授重野安繹ノ演説アリタリ。其筆記及学生ノ朗読シタル文ハ左ノ如シ。（文部省）

加藤帝国大学総長ノ訓示（略）

文科大学教授重野安繹ノ演説

勅語ノ大旨ハ、蓋シ忠君愛国及ビ父子兄弟夫婦朋友ノ道ヲ履行スルニ在リテ即チ五倫五常ノ道ナリ。（君臣父子等ハ其ノ体、恭倹以下ハ其ノ目ナリ）五倫五常ハ儒教ノ名目ナレバ、是ヲ儒教主義ト云フモ不可ナカルベシ。然ルニ斯ノ道ハ実ニ皇祖皇宗ノ遺訓ナリト宣ヒシハ、深キ仔細アル事ナリ。夫レ儒教ハ應神天皇ノ御宇ニ渡来セシニ、其以前我国ノ事蹟ヲ考フルニ、此ノ五倫五常ノ道自カラ備ハリ、其名目コソナケレ、道ハ尽ク善ク行ハレタリ。（是事ハ下官十年前ニ斯文学会ニ於テ其証跡ヲ挙ゲテ辯明シ、其説同会雑誌ニモ載セタリ）然レバ五倫五常ノ道必ズシモ儒教ヲ待チテ我国ニ行ハレシニアラズ。即チ其著ルシキ事跡ヲ証セバ、皇統一系万古無窮ナルコト、恐レ多クモ一百二十余代ノ天皇ニ、暴逆無道ノ御方一人モマシマサズ、又紀元以来二三千年ノ間、臣民

ニ悖逆残暴ノ所行甚ダ少ナク、一家一郷ヨリ全国ニ至リ相親和シテ今日ニ至ルハ、世界万国ニ比類ナキ証跡ニシテ、倫理名教ノ自然ニ風俗ヲナセシモノト謂ハザルヲ得ズ。斯ル国俗ナルヲ以テ、凡ソ此ノ土ニ生ヒ立チシ人ハ言フニ及バズ、他国ヨリ渡来セシ人種ニモ忠君愛国ノ人往々有之、其例ヲ挙ゲバ田道間守ノ垂仁天皇ノ仰セヲ受ケテ、外国ニ使ヒシ帰朝ノ時、天皇崩御マシマシシヲ悲ミ、（此朝ニハ殉死ヲ禁ゼラレタルニモ拘ハラズ）山陵ニ復命シテ自死セシガ如キ、又阿知使主ノ履中天皇ニ仕ヘ奉ツリ、仲皇子ノ変ニ天皇ヲ負ヒ奉ツリ辛フジテ危難ヲ免レ玉ヒ、秦酒公ノ雄略天皇ヲ諫メ奉ツリ、琴ヲ弾キ和歌ヲ詠ジテ天皇憤怒ノ宸念ヲ霽ラセシガ如キ、田道間守ハ（儒教渡来以前ノ人）新羅人種、阿知使主ハ漢靈帝ノ子孫、酒公ハ秦始皇ノ後葉ナリ。又坂上田村麿ハ阿知使主ノ裔、即チ漢人種ナルニ、北狄ヲ追ヒ払ヒ我版図ヲ全クシ、粛慎靺鞨マデモ皇威ヲ拡張セリ。此ノ人人ハ外国ヨリ渡来セシ人種ニテ、顧ミテ其本国ヲ見レバ、君臣相殺シ、父子相賊シ、兄弟夫婦朋友相互ニ残虐戕害シ、国祚為ニ短促シ頻々革代ノ禍アルニ、我国ニ於テハ顕然タル忠君愛国ノ事業ヲ奏シ、其子々孫々倫理ヲ履ミ行ヒ、世々我国家ニ功績アルハ如何ナル故ゾト思フニ、是レ蓋シ我国土ノ性質淳粋優美ニシテ、外来ノ者モ自然ニ敦化シテ此ニ至リシナラン。（国土ノ性質ハ学理上尤モ研究スベキ点ナレバ、諸君モ此ノ処ニ注意アリタシ）斯ル善美ノ国土ナルヲ以テ、天祖ノ御意ニ協ヒ天孫降臨マシマシ、爾来善政懿教ヲ施シ玉ヒ益々風俗淳美ニナリ、五倫五常ノ道古今ニ貫通流行セシナリ。故ニ勅語ニ斯ノ道ハ皇祖皇宗ノ遺訓ナリト宣ヒシト恐察奉ツルナリ。抑儒教ハ支那ニ起リ、所謂五倫五常ノ名目ヲ設ケ、精微ニ其道理ヲ攷究シ、人事ノ儀則ヲ立テタレバ、我先皇之ヲ採用シ玉ヒ、二千年来其教ヲ遵行セシニ因リ、一タビ倫理ノ事ニ説キ及ベバ、皆儒教主義ナリト人々心得ルハ、本末ヲ誤レリト云ハザルヲ得ズ。倫理ノ教ノ儒教渡来以前ニ行ハレシハ、諸君国史ヲ一閲シテ知了アルベシ。

偖又一言致シ度事アリ。道徳倫理ノ教ハ、平常ノ道ニシテ決シテ新奇高尚ナルモノニアラズ、故ニ古人之ヲ穀粟ニ喩ヘ、庸徳之行庸言之謹ト云ヘリ。其凡庸尋常ナルガ、尤モ行ヒ難ク履ミ難キ所以ナリ。儒教モ、仏教モ、耶蘇教モ、蓋シ皆然ラザルハナシ。然ルニ世人其平常ナルヲ以テ、或ハ目シテ浅近トシ、或ハ称シテ固陋トシ、之ヲ軽ンジ棄ツルハ、穀粟ヲ棄テ、異味奇饌ヲ求ムルノ類ナリ。前ニ総長ノ述ベラレタル礼譲ノ如キハ、殊ニ足元ノ教ニテ、古人モ徐行後長者謂之悌ト云ヒ、人々誰モ能スベキ行ナレドモ、為サヾレバ遂ニ不悌ニ陥ル。大学ハ礼義ノ府ナレバ、総長ノ謂ハレシ如ク、先ヅ足元ノ教ヨリ実行シ、全国生徒ノ標準トナリテコソ、今回勅語ノ御趣旨ヲ遵奉スト謂フベキ歟。（下略）

帝國ホテル　—新築竣成す—

〔一一・九、東京日日〕此頃開業せし麴町区内山下町の帝國ホテルを一見し、家屋の構造室内の模様等を見るに、大体の模様は横浜なるグランドホテルの規模を数倍広めたる構えにて、其の辨利なるは云迄もなく、先づ入口庭前の構へ馬車廻しの模様等亦申分なし。馬車人力車置場あり、又馬屋あり。玄関の正面に広間あり、左に来

賓を受付る事務室あり、いと広やかなる談話室あり、此室内には数脚の椅子を備へ、ピヤノ、ヲルガン等の備あり。玉突場あり舞踏室あり、何れも百畳敷位の室なり、此舞踏室は尤も広く五六百人も集まるべき会合には此室を以て臨時食堂にあつる由。又酒類の売場あり喫煙室あり、碁局あり食堂あり、新聞縦覧室あり。湯殿、便所の構造等に至つては実に清潔を極めたり(以上階下)。

二階、三階は都て寝室にあて、所々に小談話室を設けたり。其構造は大概居間、寝間の二間に仕切り、装飾は特別上中下の四段に別ちあり。都て寝室六十有余間ある由、而して其一室一日の料金は、五十銭以上七円迄、食料は朝食五十銭、昼七十五銭、夕食壱円、又特別の料理は如何程にても客の需めに応ずる由、されば一日の室代食料共廉なるは二円七十五銭、特別上等にても一日九円位なるべし、夫も数週間滞在の分は特別の割引なりと申す事。又前日よりの申込なれば幾百人前の料理も引受る由。蓋し料理代と宿泊料は彼の家屋の構造の高きに反し至つて軽便を極めたるが上に、営業上食料よりは一文の利益を見ぬ覚悟なりと云へば、只宿泊人の為のみならず、懇意の客を携ふるも可なり、鳥渡一杯の洋酒を飲みに行くも可なり。而して家屋の構造室々飾付等より云へば、欧洲に於ても、先づ上等の旅館に匹敵し得べしと云へば、是より外来の貴紳等あるも、更に差支無かるべしと思はる。東京市の用意此に至つて初めて全し。

議会召集 第一日の光景

全国民待望の国会は開かれたり

〔一一・二六、東京日日〕 廿五日の曙の空ほの〴〵と明け初めて午前七時ともなる頃、両議院の門前は早や人の山をなせり、予ての手筈にや警吏は院の内外より、一方は練兵場に、一方は新し橋を渡りて久保町通りの四辻まで五十米を隔てゝ警備し、猶往来の雑沓を制せんとてか往還の道路を左右に分けて通行せしめぬ。総ての体嘻々たる裏に、厳粛々たる様ありて、あはれ第一期帝國議会召集の景況よと見受けられたり。

さる程に旭日影ゆたかに昇りて時計の針八時を指す頃ともなれば、当日召集の上下両院議員諸氏引続き参院ある、貴族院なるは多くは馬車にて、衆議員なるは人力車なり(津田眞道、末松謙澄の二氏は馬車)、其出立或は礼帽なるもあり、略服なるもあり、巻烟草(シガー)を薫らする、杖を捻くる、其のありさまは様々なるが、孰れも車は一様の新調に、車夫はきり立ての法被、股引、笠の蓋ひ白々と人避くる掛声も勇ましく、容子も殊に気の利きて見ゆるもげに宜べなり。乗つたる主公は連夜会議のご疲労なるべし、意気揚々たる顔色の中におのづから眠たげに見るもおはせしが、彼の東京府第三区選出のMP風間信吉氏が四辺も輝く計りなる塗立の馬車に打乗り門前まで走らせて、サッと下るや、予て待設けたる黒七子紋附の羽織仙台平の袴着したる選挙者らしき人々十数名に出迎へられ、一礼さはやかにして門内に進まれたるは一層目覚しき振舞にて、其他植木枝盛氏が此の美麗なる中を物ともせず、はや未の時を下りたる外套に太き杖をつき、悠々徒歩して院に入りたるも中々に人目を驚かせり。斯くて両院内部の選挙となる其の模様は次項の如し。

(下略)

衆議院の議事振を視る
先づ全院委員長の選挙から
―新聞社の議会傍聴記―

〔一二・三、東京日日〕 衆議院議事傍聴記（十二月二日）〇午後一時三十分開場、中島議長報告して曰く、議事録は毎々官報号外を以て可成的速かに議員諸氏に配布すべし、而して本日は全院委員長の選挙より取り懸るべしと告ぐ。百五十七番（大江卓氏）起立して曰く、本員は議員を称呼するに、番号を以てするは不可なりと思考す、故に今後は各自の姓名を点呼ありたしと述ぶ。二百番（野口褧氏）の賛成ありしが、二百八番（安田愉逸氏）は反対して、番号を以てするを便利なりと述ぶ。

議長満場に問ふ。大多数にて不相変番号を呼ぶを可とする事に決し、百五十七番の動議廃案となる。」

此れより全院委員長の選挙に懸る、其投票の結果左の如し。

百三十点	河野　廣中氏	百〇一点	島田　三郎氏
三十四点	楠本　正隆氏	一点	大江　卓氏
九点	末松　謙澄氏	五点	松田　正久氏
三点	芳野　正經氏	一点	井上　正一氏
一点	片岡　健吉氏	一点	古莊　嘉門氏

当日の出席者は二百九十二人にして百四十七点即ち過半数なるに係はらず、最多数者百八十四番（河野氏）も漸く百三十点のみなりければ、爰に決戦投票に取り懸らざるべからざるに至り、議院規則に従ひ多数者二名百八十四番（河野氏）、二百四十六番（島田氏）両人中にて決選投票を為すとと定りたり。

時に議長は無効投票六票ありとの報告を為す。百六十四番（淺野順平氏）立つて、議院規則第卅条より推考するときは、無効投票六票を除きたるものを全数と認めて、其れより過半数を割出すべしと動議す。

百五番（末松謙澄氏）起つて百六十四番を駁して曰く、淺野氏の説は説き得て妙なり、されど如何せん議事規則第四条に投票により云々と記載せるは、無効有効の区別をなさず、故に算用に於ては氏の論最も可なれども規則に於ては如何ともす可らず、矢張り無効投票六票をも加へたる全数の過半数を以て算すると定めざるべからずと述ぶ。

議長満場に問ふ。大多数にて規則書通りに可決す。」

其の議終るや否や、百四十六番（早川龍介氏）起立して曰く、右の如き紛議は必らず屢々此議院規則の上に生ずべし、故に我輩は昨日公言せり、かゝる不完全一夜造りの議院規則は篤と下調べの上、充分の修正を加へざる可からず、然るを多数専制の議決にて通過せしは返す〲も遺憾なり、現に今其の不都合の例証を出したるに非ずやと。氏の一言は時に取りてイト愛嬌ある様見受けたり。斯くて午後三時三十分全院委員長投票多数者百八十四番（河野氏）、二百四十六番（島田氏）両員の決選投票を行ふ。其得票左の如し。

百四十三点	河野　廣中氏	百四十一点	島田　三郎氏

此時全院二百九十三人となれり、（一人増加）平均半数は矢張り百四十七点なり。然るに百八十四番（河野氏）の比較多数も亦た過

半数に足らず、又無効投票即ち白紙の分五枚ありし。爰に於て十二番（堀田忠司氏）は、宜しく比較多数者を取りて此選を決すべし、然らざれば幾度繰返すも到底過半数を得難かるべしと云ふ。百八十一番（工藤行幹氏）之れを賛成す。三十六番（大谷木備一郎氏）は、無効白紙投票五枚を除去して百四十二点を以て過半数と為し、河野氏を過半数と認むべしと云ふ。八十三番（東尾平太郎氏）は再決選を行ふべしと主張す。二百六十四番（綾井武夫氏）は起立して、議院規則の不完全よりかゝる議論を現ずるなり、即ち末松氏の論の如く、規則三十条を頭から改正すべしと云ふ。五十九番（關直彦氏）起立して曰く、規則三十条が単に過半数のみを目的としたるが故に、遂に延て毎回過半数を得ざるの不幸を見るに至らんとす、因て本員は議院規則中不完全条文の改正を望む、即ち綾井氏を賛成す。其れより東尾、井上、長谷場、折田、大江の諸員立つて交も〳〵討議し、議場の喧噪沸くが如し。（下略）

支那労働者の為
横浜の日本労働者大恐慌

〔一二・一三、あづま新聞〕　横浜労働社会の惨状は実に眼も当てられぬ有様なるが、其原因とする処は一昨年来上海香港地方より一人五弗にて搭載し来るの約をなしたる獨逸汽船の為め、殆ど一千二三百人の支那人の出稼ありしと共に、是等支那人の労働を卑猥にするに拠る者なるに、近頃又英人フーザー氏は十八万円の資金を投じ、更に陸海運搬の労働請負会社を組織し、従来我労働者の負担し来りたる業務を挙げて、支那出稼人に代へんとするの考案ありと聞けば、今にして之が救済策を講ずるにあらざれば、横浜に於ける我労働者の一大驚慌を見るに至る、亦た近きにあるべし。

商法実施期　廿六年に延期

〔一二・二七、官報〕　法律

○朕、帝國議会ノ協賛ヲ経タル商法及商法施行条例施行期限法律ヲ裁可シ、玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治二十三年十二月二十六日

内閣総理大臣伯爵　山縣　有朋

〔各大臣副署〕

法律第百八号

明治二十三年四月法律第三十二号商法及同年八月法律第五十九号商法施行条例ハ、明治二十六年一月一日ヨリ施行ス。

商法延期祝宴　商法延期会凱歌を揚ぐ

〔一二・二七、東京日日〕　予て商法の延期を主唱して、遂に其目的を達せしを祝せん為め、同会員諸氏は一昨廿五日午後五時より浅草鷗遊館に於て盛宴を開き、会する者無慮百七八十名、幹事の一人木村粂市氏が先づ開会の趣旨を述べ、次に小川爲次郎氏本会の目的を達し得たる所以、及び商事倶楽部を設るの必要を説き、次に三番叟、越後獅子の所作事、鷗踊り、市中音楽会の奏楽等ありて、一同歓を尽して散会せるは午後十時頃ろなりしと云ふ。

明治二十四年
（一八九一年）

社會党株式会社

一株十円　成功の暁は一株に一町歩提供

〔一・一一、東京日日〕　社會党の内幕　〇一昨年の冬なり、神代復古事務所といふを府下赤坂辺に設けしが、其の性質社會党類似のものなりとて忽ち其筋より解散を命ぜられたり。然るに其後又々牛込区原町一丁目廿六番地某方を以て本部とし、帝國大社会なるものを設立して神代復古の目的を主張したるを、旧臘十二月十九日を以て同じく其筋より解散を命ぜられしが、其の主唱する所は神代の無君無政府に復するとかいふ途方途轍もなきものにして、此者共が目的を達するに於ては、日本臣民一般の産を平均し、貧民を救助する云々との旨趣を表とし、其の手段は会社の如きものを設立し、一株を十円として一人にて一株以上の株主となり、之が社員となりたるものには其会が目的を貫徹するの日一株に付地面一丁歩を給与し、以下株数に応じ地面を短縮するとかいふ秘密条件附の不適法契約なりと云ふ。又此等発起人は右解散を恐れ密に手段を廻らして、総ての協議は芳原の妓楼に於て催すよし、既に一両日前も右の妓楼に集会し密談を遂げたりとの噂あり。

議院内外の取締頗る厳重を極む

〔一・一三、郵便報知〕　予算案の紛紜起りてより決死の壮士が檄文を配布せりとか或は院内に爆裂弾を投ずるとか不穏の流説取り取りにして、此頃は院の内外を問はず人心恟々として初春ながら何処となく殺気立ち、下院の曲角などには幾多の巡査立番し、議員、職員及び新聞記者の外は曲角より通用門に至る間は一切乗車通行するを許さず、又普通の人々には立番巡査が一々誰何して詳細に取調ぶ。院内にても取締厳格を極め一通りの事にては中々応接所に入ること叶はず、是れまで議員とか職員とか面会を願ふ人あるときは、先づ受附掛に至り名札を投じ、守衛は其の名氏と先方の名氏とを名簿に控へし後給仕が先方に取次ぎをりしが、去十日よりは是まで通りの手続きに加へて其の名札に下院受附印といへる章を捺して取次がしむることゝせり。

再び保安条例実施

壮士跳梁　議員の身辺安んずる処なく

〔一・一五、東京日日〕　昨日今日とは思はざりけり、保安条例は一昨夜いよ〳〵発布せられぬ、帝國議会議員に対し忌はしき暴行悪むべき脅迫を試みんとするの虞ある者は同条例第四条により帝國議会開会中退去を命ぜられ、同夜十時より向ふ十時間を限りそれ〴〵立退の命を伝ふ、其の人名は左の如し。（中略）

退去命令書

〇田中警視総監より退去者に与へたる命令は左の如し。

明治二十年勅令第六十七号保安条例第四条に依り初度帝國議会開院中皇居三里以外の地に退去を命ず。

但此命令書を受けたる時より十時間内に退去すべし。

明治二十四年一月十三日

警視総監子爵　田中　光顕

（下略）

樞密顧問官元田永孚
聖上の師表として徳望一世に高し

〔一・二三、東京日日〕　我が天皇陛下の師表として徳望一世に高かりし正三位勲三等元田永孚君は、去る十三日より流行のインフルエンザに罹られ熱度非常に高く、最初は岩佐侍医一人の担当にて治療を加へられしが、両陛下にも深く宸襟を悩まし玉ひ、更に池田侍医をも御差向あり、大学教師ベルツ氏も立合にて百方手術を尽されたれど遂に力及ばず次第〳〵に衰へ行き最早頼み少なく見えられし頃（一昨日午後四時）特旨を以て男爵を授けられ金一万円下賜せられたり、斯くて同六時に至り溘然長逝せられぬといふ。葬儀は来る廿七日神田裏猿楽町出棺、青山墓地へ神葬せらるゝよし。

電燈恐怖から電話恐怖へ
議事堂焼失以来電燈に神経過敏となり一転して電話恐怖—「コレラは伝染しないか」

〔一・三、郵便報知〕　議事堂焼失以来電気燈は勿論総ての電気作用物に対し恐れを抱くもの甚だ多く、或る電話加盟者は専門の技師に就て「電話は非常に英敏にして能く音声を伝ふるものなるが、若し加盟者の中に虎列刺病等ありし場合には其の病毒を各加盟者に伝ふることなきや」と質問し、又或る者は「電話から火は発しませんか」と質問するほどに至りしと。

退去者取調標準
脅迫の事実歴然たる者を処分

〔一・一五、朝野〕　今回其筋に於ける退去者の取調べは頗る急劇に出でたるも、其割合には先年施行の時に比し誤認の少かりしは当局者の誇る所なりといふ。右取調べの標準は昨今議員に対し書面を送附し若くは強迫を試みたる等の事実を以て証拠と為したるよし、然れば余り世に評判なき人にて退去人名中に加はり、又評判高き壮士にして退去者中に加はらざるものありといふ。

國會議事堂焼失す

〔一・二〇、郵便報知〕　今朝零時卅分頃一声の半鐘寂寞を破り、寝入ばなの眼を擦りて起き出で見れば新し橋なる國會議事堂の方に当て猛火炎々として天を焦せり、是れ衆議院内政府委員室電管暴騰して発火したるものにて、最初当直の守衛巡査等死力を尽し消し止めんとなしたれど何分力及ばず、其中火は忽ち貴族院の方に燃へ広がり、名に負ふ大建築も忽ち猛火の中に包まれ了りぬ。早鐘はジャン〳〵と耳を聾するまで揩り立てる際に土橋消防組と麴町消防組は第一番に駈け付け、虎の門外なる堀の水を充分に注ぎ掛けたれども、何分此仮議事堂は木製にペンキを塗りたるものなれば火の移りは至て早く、中々中途にて之を消し止むべき力も無し、警察官、憲兵及び消防夫は必死の働きにて議事堂外の周囲に人の垣を繞し数十台の大小ポンプは新し橋の上並に土手の囲外に居並びて百線の水を噴き掛け、漸くにして傍聴人控所と南門の傍なる新聞同盟詰所を残したり、然し上院、下院及び富士見軒の出店等は全く焼失し五時頃鎮火す、

鉱山熱旺盛　借区願一万四千

〔二・一二、國民〕昨年の八月以来各鉱山の借区を願出る者非常に多く現に農商務省の鉱山局に堆積して未だ指令を与へざるもの猶ほ一万四千余通ありたりと。

維新の元勲三條實美薨ず

聖上親臨畏くも病牀を見舞はせ給ふ

〔二・一九、東京日日〕三條内大臣は去る十日より流行のインフルエンザ熱に罹られぬと聞えしかば、親しき方さまは申すに及ばず畏きおん辺りよりも御見舞の事どもあり、麻布市兵衛町なる邸には伊東方成、橋本綱常、ベルツ等の諸国手詰切られて療養残る方もおはさざりしが、何分当年五十五と申ふす高齢なり、薬石の験はか〴〵しくも見えず十四日には熱度四十度の高きに達し気管支炎をさへ引起し玉ひたれば、国手を初め伺候の人々も安き心とても無し、斯くて看護に手を尽し参らす程に、熱度稍薄らぎて一日に一分方づゝは減じたるが、兎角する中に肺炎となりぬ、こは如何にとふためき合ふ程に、一昨十七日の夕四時頃よりは痛く疲労の気味にて喘ぐ咳の痰を吐き切ることも得ならぬ迄になり玉ふ、医士等も御容体如何にやと手を拱く程なり、此事御家より諸方へ告知らせられたれば皇族、大臣、勅奏官の方々、馬車馳せて詣う来玉ふ引きも切らず、中にも土方宮内大臣は昨朝其の病床におはして御危篤の容体御覧あり、急ぎ参内して此由かくと奏せさせ、何分にも疲労甚ければ今午後迄の存命覚束なう存ずると申されけるに、いと痛く驚かせ玉ひて直に行幸仰出され御鹵簿の整ふをも待たせず、午前十一時と申すに公爵邸に臨御あらせ玉ふ、斯て病床に臨ませられ御慰問の勅語辱けなくも親しく宣らせ玉ふ、公は上と見奉りて起き上らんとし玉へども叶はず、幽かに耳を傾けて有難き大御言承はり唯感涙に咽ばせ玉ふのみ、上には猶後枕にある親族の方々を御覧あり篤く看護すべしとの渥き御言を賜はりて同き四十五分といふに還御あらせぬ。還幸あらせ玉ふが否、徳大寺侍従長は勅使として参向あり、左の勅詔を下させらる。

内大臣従一位大勲位公爵　三條　實美

朕践祚の初幼冲にして一に輔弼に頼る、卿躬重任に膺り奨順匡救誼師父に同じ、覃竭懈なく終始渝らず、洵に是中興の元勲実に臣庶の龜鑑たり、玆に特に正一位に叙し純忠を表彰す。

御璽

明治二十四年二月十八日

宮内大臣従二位勲一等子爵　土方久元印

奉勅

さる程に四時四十分に非常に衰弱し玉ひて物もつや〴〵見入れ玉はず、遂に午後七時十五分と申すに薨去ある、一人の御歎き、万民の悲み、凡そは此時に止めたり、葬儀は国葬とか申せども其日は未だ決定せられず、宮中府中打しめりて唯闇夜に星影を失へるが如し。

議会の三奇観　〔二・二五、東京日日〕衆議院に於ける昨日の三奇観は、〇百一票と百二票　第一政府より廻附し来つたる予算案追加案（即ち議事堂建築費）を特別委員の手に附すべきや否やに付

ての論なり、是れにつき其説二に分れ、特別委員に附せんとするものの百一人、其議に及ばずとするもの百二人……其差僅に一票。

○政府案手つかずの通過　是迄の政府案に無疵に通過したるもの唯の一つだも無きに、昨日の議事堂建築費のみは其儘ソツくり通過せり……其の通過するや議場の天井遙に鼠鳴きの声を聞けり……議員諸君も亦正直極まる哉。

○二百廿五に対する十七　地租減軽案は十七に対する二百二十五の多数にて議場を通過せり……何等の大多数！

肥桶の中に沢庵を漬け込む

沢庵騰貴から練馬百姓の奸策

エドツコフンガイ〔二・二五、都〕　府下北豊島郡練馬村は音に聞えた沢庵の名所で年々の仕込は夥多しきものゝ由なるが、昨年は非常に直が上り馬鹿々々しい程の儲をした者があるのみか、同年埼玉県が水害を被り余程大根を損じて居るから彌々騰貴するだろうとの考へで全村残らず大根に実を入れ目覚しいほど仕入れた所、其中には旋髪（ツムジ）の曲つた慾張連中があつて肥船の肥桶の中へ多くの沢庵を漬け、更に其の沢庵を詰替へて売捌いた事が其筋へ聞え、夫では衛生に害があるとて多くの沢庵漬は孰れも封印を附けられ、検査済の上で無ければ発売する事が出来なくなつたので村中の騒ぎ大方ならず、若し廃物になれば大根を肥料にせねばならず、其時には大きな損だと涙ぐんで居る向きもあるが、正直に四斗樽に詰めた者まで此の疑を請け酷く困つてゐると云ふ。

終身懲役の罪囚脱獄して

奏任官五等の判事に出世

遂に露顕して盗賊判事の名は高し

〔三・三、郵便報知〕　長崎県福江区裁判所の予審判事辻村庫太は明治十三年三池監獄を破獄して脱走したる終身懲役囚渡邊魁なること暴露せり。当時長崎三井物産会社五島支店に在り手代をなしたりしが遊蕩の末自から管理せる同社の資金八十余円を竊取したりしが、忽ち縛に就き旧法に拠て終身懲役の宣告を受け、三池懲役場に服役中同十三年七月脱監し、諸処に出没して強竊盗を働きゐしが、後姓名を変じて東京に出で法律学校に入り、卒業の後判事登用試験に首尾よく登第して判事試補を拝命し、長崎始審裁判所々轄福江治安裁判所詰となりしは明治廿一二年の頃なりし。昨年九月に至り判事に昇進し、奏任官五等に叙せられ同支庁の予審掛となりしが、誰言ふとなく彼は強盗判事なりと言ひ囃せしが終に警官の耳に入り、曩に長崎警察署の警部にして現に大村区裁判所の検事なる某氏は、当時彼が竊盗事件に関係あれば其人相を識知せるを以て竊かに福江に往きて探偵し、直に捕縛して去廿四日長崎地方裁判所へ護送したり。数年来裁判官に身を隠して発覚せざりしは悪運強き曲者といふべし。

後醍醐天皇紀以後の史料四千六百冊

編年史料一部完成

〔三・七、朝野〕　編年史料完成　○帝国大学臨時編年史編纂掛編

纂の文保二年後醍醐天皇践祚より今上天皇慶応三年に至る五百五十年間の編年史料は、明治九年一月太政官修史局に於て着手し二十三年三月に至り完備せる由、其史料は合計四千六百六冊に渉れりと。又二十三年四月より、更に前代に遡り後朱雀天皇長暦元年より花園天皇文保元年迄二百八十一年間の史料をも編纂する筈なりといふ。

ニコライ大会堂 巍然たる偉容帝都を圧す

〔三・一〇、東京日日〕 開堂式 〇駿河臺なるニコライ堂の開堂式は一昨日挙行したり、来会する者無慮三千余人、其重もなるは西郷伯爵夫人、後藤伯爵夫人、各国公使、ボアソナード氏及び重野安繹氏、中村正直氏等其他の諸氏にて、式畢りて立食の饗応あり、頗ぶる盛会なりしよし。

露国皇太子来遊に疑惑の眼

〔三・一五、東京日日〕 近く来遊あるべしといふ露国皇太子の御上に就きては種々風説流伝して、中には尋常の漫遊に非ず御通過の路筋も異様なり、若くは我国の軍備を観、険要を探り、他日東亜蚕食の張本せらるゝにやあらん抔との浮説さへ起るに至れり。されど右は決してさる深き御所存ありて然るにはあらず、今回は単に名邑勝区に目を歓ばしめ高山巨海に精神を養ひ玉んとの目的に外ならず、但し物に触れて情を動かすは人間の常なり、況や賢明の聞へある殿下に於てをや、御ゆくての途に開港互市の場を見ては通商貿易の盛衰を問ひ、砲台城堡の地に臨みては軍備兵数の多少を訊はせ玉ふこともあらん、是は素より旅客といふものゝ本分にして、箇様の限界の遷り変り事物の珍らしきを見るからに利益も興味もあるものにて、殊に軍備の如き、我にして心して兵員、銃砲、百般の準備真に残る処無くあるならば、他日全露西亜の帝王に即かせ欧亜諸洲に雄視し玉ふべき御身故、さらに願ひても見せ申し度き程の事なり、此等の事につき区々の不快の情を齎らすは洵に小丈夫の事、決して物に心得ある人の意に介すべきことに非ず、況やさる御心もなしといふをや、さるを種々附会の臆説を唱へ、貴重の外賓に猜疑を挾み、彼の国人の感情を損ひて善隣の実を破るが如きは豈又た愚ならずや、殊に我国には現今一塊の妖雲所々に飛行し動もすればステツキの雨拳骨の霰を降らす、斯る危険の時に当り斯る説を言ひ触して血気の壮漢を煽動するが如き最も以て然るべからざる事なるべし云々と或る外交家はしみ〴〵社友に物語れり。げにもうべ我々の心すべき事になん。

衆議院の諸党派と其の党員

〔三・一五、時事〕 衆議院の議事終りて目出度閉会式を挙行せし後も代議士の奔走は相変らずにて、殊に立憲自由党の如きは種々様様と評議を尽くし居れども、昨今尚ほ未だ分裂の下模様全く之なしと云ふべからず、然るに大成会、國民自由党、自治派の人々は協同倶楽部と称する非政社の一団体を組織し同倶楽部にては然るべき人を撰び全国諸道遊説の途に上らしめんとする計画成れり、而して立憲自由党幷に大成会の籍を脱し、未だ何れの党派にも加入せず又一派の旗幟をも押立てざれども目するに無所属を以てすべからざる仲間も少なからず、是等の人々の運動は随分世人の注意をひく事なる

べし、依て今衆議院議員二百九十五名（辞職等の為めに差引くべき者五名あれば、三百人減じて二百九十五名となる）を党派に依て色分けすれば左の如し、尤も其色の少しく不明に属するもの、大成会及び立憲自由党中に三五名あれど、夫等は皆従来所属の部に算入し、又大成会及び立憲自由党を脱したるものは脱党派てふ名目の中に概括し、且つ依然大成会に籍を存しながら協同倶楽部に加入せしもの四十名に下らざれば、左表中に大成会廿七人と云ふは、協同倶楽部に入らず、純粋に大成会員たる人の数と知るべし。

協同倶楽部	八十一人	立憲自由党	七十七人
脱党派	四十八人	改進党	三十八人
大成会	二十七人	無所属	二十四人

（下略）

同志社大学開校式

〔三・二三、能仁新報〕同志社大学の開校式 ○故新島襄氏が一世の事業として計画せし私立大学の一部たるハリズ理科大学は、其校舎幷に諸機械等悉皆完備せしに付、来月七日を以て之が開校式を挙行する筈にて、其前日即ち六日には一般人民の縦覧をも許す都合なりと云へり。

朝鮮内地に於る日本人の大事業

〔三・二六、都〕朝鮮政府より其筋へ依頼になり、元日本運輸会社の副頭取林德右衛門氏の手を以て建設したる在朝鮮日本製紙場（京城を距る三里）の工事は今回全く落成したるに付、来る五月廿日を以て盛に開業式を行ひ、第一着に朝鮮諸官衙は勿論一般朝鮮内地にて需用すべき各種の用紙類を製造し、引続き近く同政府が発行すると云ふ地券用紙を漉立る都合なりと、右に付林德右衛門氏の代理として琴井周司（自由党代議員）は来る三十日横浜出帆の郵船にて該地へ渡航すると云ふ。

北里柴三郎破傷風の病源発見
コッホの門に此世界的栄誉を贏ち得

〔四・一、東京日日〕我が北里医学士はコッホに優る新発明を為せり

○世に破傷風ほど恐ろしき病は尠かるべし、抑もテスタス（強直症即ち破傷風）は創傷の一症状として現はれ、其最も疑はしき点は患者自身に覚らざる程の些細なる創傷より来るに在り、細微なる原因にして斯くの如き偉大の恐るべき結果を来たすもの、此症を措て他に其比を見ず、当時獨逸に留学中の我医学士北里柴三郎氏は、大日本私立衛生会の依托を受け、辱くも皇后陛下より同会へ賜はりたる古弗（コッホ）氏新発明の肺病薬液伝習費を以て現に古弗氏に就て研究中なるが、今や黴菌学の進歩に従ひ数千年来不明に属せる強直症（破傷風）の病源を説明し得るに至りたるのみならず併せて其療治法をも発明し、其大発明は反て古弗氏の新発明に優れりとの名誉、実に我北里氏に属するに至りたり、現に医学上に属する一雑誌は「吾人歓喜の声は遠く太平洋中に反響を為さん、蓋し氏の大発明の名誉は古弗氏の門に出でたる日本の北里ドクトルに属すればなり。」と絶叫して其

功労を称賛するに至れりと。

警視庁官制改正

〔四・二、官報〕勅令第三十四号〔明治二十四年四月一日〕

警視庁官制

第一条　警視庁ニ職員ヲ置ク左ノ如シ。

警視総監　警視
技　師　消防司令長
警察医長　典　獄
警　部　警視属
技　手　消防士
警察医　監獄書記
看守長　消防機関士

第二条　総監ハ一人勅任トス。

（下略）

西郷隆盛生存　露国より帰朝？

〔四・二、日本〕西郷翁帰国の風説に就て怪むべき条々は、載せて昨日の紙上に在り、然るに今また九州日日新聞を見るに、同新聞は例の鹿児島新聞の投書を載せ、更らに同記者が彼の突然帰朝して世人を驚かしたる緒方夫門氏を訪ひて談話したる中の疑ふべきものを附記せり。其文に曰く、

氏は曰く、去十年八月日薩の間に於て軍敗るゝや、其の前月余は急用ありて日州永井村より馳せて本陣に赴き西郷翁に談ずる所あらんとせしも翁重傷を負て面することを得ず、因て桐野、村田、逸見等の驍将に逢ひ血を啜りて深く善後の策を約して別を告げたり。当時偶々戦中海に航して帰りたる一壮士、急に桐野等に告げて曰く、縦令不幸にして軍敗るゝも来八月に至れば実に吉報あるべし、二艘の外艦必ず細島に着せんと。余は傍に在りて之を聞き居たれば、桐野等が空しく首を併べて城山一坏の土と消へ失せたりと云ふは容易に信を置く能はず。想ふに彼等（桐野、村田等）は当時莫大の大金を所持し居りしとなれば、右外艦の到るを待ち之に搭じて直ちに海外に走り今尚ほ生存し居るも測られざるべし。併し西郷翁丈は当時重傷の身となり居りしとなれば或は敗軍の時某将が其の頸を刎ねたりと云ふ説真に近からんか。さりながら余は是れとても未だ十分に信を置く能はず。余の未だ潜匿中の事を人に向つて口外せざるは必竟此等の事情あるがためなり云々と。左すれば右鹿児島新聞の報はあながち無根の事と即断し難し、兎に角夢幻の如き咄なれば姑らく記して後報を期すべし。

緒方氏の所謂此等の事情云々とは如何なる事なりや、此風説百出の時に当ては其事亦た大に南洲翁以下の事に関係あるが如し、知らず果して信乎。

蒸し返さるゝ　西郷隆盛生死論

〔四・五、東京日日〕西郷隆盛の生死に就て　○西郷隆盛翁は十年の役に戦死せずして露国に遁れ、今度露国皇太子殿下の一行と共に帰朝する旨の風聞続々各新聞紙上に現はれ、甲伝へ、乙伝へて、果てはその生死に就き賭するものさへ出づるに至れるが、初め十年

の役、戦敗れて氏等の打死と覚悟するや其官軍に首級を奪はれんことを恐れて別府新助、西郷の首を刎ね之れを隠瘞したるに、官軍の人々浄光明寺に於て検屍の際西郷の胴のみは発見したるもその首級の見へざるにぞ、百方物色して遂に之れを見出し、当時参軍たる山縣、川村両将を始じめ、其他の諸将校立合の上それを検し、特に山縣、川村両伯の如きは、年来艱難を共にしたる知己のことゝて其死骸を見て今古の情に堪へず、悲歎斜ならざりしと聞く、此の如き次第なれば西郷の今尚ほ存生し居る謂はれなく、又山縣伯を始め当時検屍に立合ひたる諸将校の人々何れも西郷を熟知せざる者なかりしゆゑ似而非首を西郷の首と見誤る筈もなし、尤も右の風説は当時賊軍参謀たる緒方夫門氏の今回突然帰家したるより起りたる事柄なれども西郷に関しては前条の次第なれば万々生存し居るべき訳なしと云へり。

高峰譲吉米国で名利併せ得たり

〔四・一五、朝野〕　予て報じたる如くウヰスキー酒新醸造法を発明し、米国政府の特許を得て彼の地に一の会社を起したる高峰譲吉氏は、此度同会社より其偉勲に酬ゆる為め功労株四万株（一株十弗）を贈られたるよし、氏が発明醸造法の効著しきは之れにても測り知らるゝのみか、需用の数日に増し加りて株券の市価已に十五弗に騰貴したるも買方の声のみにて、売惜み強く、此先き猶五十弗迄には慥かに騰貴するに至るべし。高峰氏は静かに此時を待て其株券を売り放ち、一攫して二百万弗の巨額を獲るの目的なりといふ。是さへあるにイルリノイス州なる一会社に特許を与へて、其報酬として年年二十万弗を受くるの約を結びたるよしなれば、氏の富源は酌めども尽きぬものとなり、頓て帰朝の晨に錦を飾るの時あるべし。氏の利は浮き物にあらずして最も真面目なり最も羨むべく又最も慕ふべし。滔々として徒らに狡詐を逞ふし、一挙して万金を得んと計る投機者流は、少しく考ふる所ありて可なるべし。

渡船のお茶の水に釣橋架設

〔四・二、時事〕　昨年十一月廿七日より起工せし駿河臺東紅梅町河岸より師範学校前、即ち御茶の水に架する釣橋工事は、本月三十日までに竣工せしむる予定なりしも、雨天の日七十余日ありし為め、漸く橋台及び橋脚の落成せしのみにて、竣工は来る八月頃なるべし、尤も同橋の鉄材は英国へ注文し、既に到着したれば目下石川島造船所にて組み立て中のよしなるが、橋台建築費は一万八千余円にて、清水滿之助氏が受負ひ、未成釣橋の長さは三十八間、幅六間なりと云ふ。

麻布一聯隊　麦飯

〔四・二六、東京日日〕　第一師団に於て毎年四月頃より兵士の食料を麦飯に改め脚気病の発生を予防し来りしが、本年は同病発生の兆候なければ多分改正せざるべしとの事なれど、麻布なる第一聯隊に於ては去る十日頃より麦飯に改めたりといふ。

露国皇太子来朝　長崎に上陸

〔四・三〇、東京日日〕　内國電報（廿八日午後六時長崎発）

露国皇太子御召艦に於て耶蘇復活祭執行あるに因り、三日迄は上陸なし。

同殿下は今日午十二時有栖川威仁親王殿下を艦内に招かれ饗応せられたるも、同殿下は御謹慎中故、有栖川殿下には藤井大尉を率ゐて御略服にて赴かれたり。

同殿下は有栖川殿下が、天皇の命を奉じ護衛艦を率ゐ出迎はれしと、各地市民の歓迎するを意外に思され、頗る御満足の体にあらせらる。

有栖川殿下には今日九時卅分旅館に於て、露国皇太子殿下の随行官水師提督ナジモフ氏、露国公使、領事、我が接待官一同に接せらる。

皇太子殿下には各地市民の招待は大に御満足あらせらるれど、一一御受けある事は叶はざれば、一市一邨全体よりするに非ざれば御受けあらざるよし。

又同殿下には本日午後三時過、市街を微行し、鼈甲屋に御立寄りありたり。

大審院長決定 兒島惟謙就任

〔五・七、東京日日〕 昨六日大坂控訴院長兒島惟謙氏は大審院長に補せられ、大審院判事北畠治房氏は大坂控訴院長に補せられたり。

人造絹絲 獨逸が実用化に成功

〔五・九、日本〕 佛国の化学士シャルドンネーが植物性分質を以て絹絲類似の物品を製造するの方法を発明せしとは世人の既に熟知する所なるが、今や此発明は獨逸に於て実用に供せられんとす。是より先き佛国に於ては既に擬絹の製法に対し専売特許を与へたるも、此の擬絹の物質たる、甚だ燃焼し易き性質を有せしがため、之が発明者は巴里万国博覧会に於て、充分の好結果を得る能はざりし、是を以て獨逸の専売特許局も亦此発明の製法に対し保護を与ふることを拒絶せり。

然るに近頃絹物製造家トルマンはストラスブルクの絹商ブルーム・アウシエルと協力して一種の沾染法に依り右擬絹の燃焼し易き性質を除去することを得るに至りたるに因り、此両人は獨逸に於てシヤルドンネー発明の製法を以て擬絹を製し得るの権利を得たり。且つ獨逸政府よりは専売特許状を付与せられ、既にトルマンの製造所に於ては、夥多の擬絹製造に着手せる由なり。

此人工絲は真物に比して殆ど真贋を辨知し難き程にして、其の堅緻の点に於ても、亦真物に譲らざるものなりと云ふ。

露国皇太子御遭難 ―暴漢は護衛巡査の津田三藏―

〔五・一二、東京日日〕 露国皇太子殿下御容体（十二日午前一時京都発）

宮内大臣宛　川上　中将

露国皇太子殿下本日午前八時京都を人力車にて御発、大津所々巡覧の末滋賀県庁にて御昼餐、午後二時前県庁御発し、僅に六七丁な

る大津京町御通行の際、右側にある途上警衛の巡査津田三蔵なるもの、突然抜刀皇太子殿下へ斬り掛け帽子を通し、右の御鬢の上部を後より前へ掛けて二ケ所の疵なり、察するに一太刀にて斬れしものなり、暫く路傍の小店にて出血だけを止め繃帯を纒ひたる上、県庁へ御引戻り暫く御休憩、京都、大坂等の医者へ電報を発したり、夫れより馬場停車場より汽車にて京都へ御着、五時十五分頃御旅館へ御帰り相成り直ちに御治療に取掛りたるに、御負傷は頭蓋骨までには達せず、疵口一ケ所は長さ九サンチメートルとの診察なり、只今御治療済みにて御気分は確かなり、狼藉者は希臘親王殿下杖にて撃ち倒されたる所へ何者か狼藉者へ重傷を負はせたり、是は只今取調中なり、右上申す。

露国皇太子御見舞の為

聖上御西下

〔五・一二、東京日日〕 天皇陛下には御軍服にて本日午前六時御出門、同二十分新橋へ御着、同三十分発の臨時汽車にて西京へ向け行幸あらせられたり、御陪乗は徳大寺内府仕つらる、右に付皇后陛下、皇太子殿下及び有栖川、伏見両宮を始め松方、後藤、陸奥、樺山、山田等の各大臣、各宮中顧問、枢密顧問、文官高等官等数十名、新橋停車場へ奉送せられたり。畏くも陛下には龍顔常ならず見えさせ、痛く宸襟を悩ませらるゝ御模様に伺ひ奉られたり。本日は午前六時の通常汽車にて御発車と御予定なりし趣むきなれども、昨夜宮内省の混雑一方ならず、遂に御間に合ひ兼ね臨時汽車を差立てしものなりとか、奉送員の中には伊藤伯も見えぬ、又た皇后陛下は御洋服、明宮は陸軍少尉の正服を召させられたり。

露国皇太子の御旅館に

聖上親臨御対面遊ばさる

太子神戸御帰艦に御同乗御西下

〔五・一三、官報〕 御対面 ○今十三日午後零時十分、京都発ニテ京都府書記官尾越蕃輔ヨリ花房宮内次官へ宛テ左ノ電報アリ。

今午前十時五十分御出門、露国皇太子殿下ノ御旅館へ行幸、殿下へ御対面、御容体御尋ネ遊サレ、同十一時四十分還幸アラセラレタリ。(中略)

○今十三日午後三時二十五分発花房宮内次官、香川皇后宮大夫宛、川上陸軍中将、三宮外事課長ヨリ左ノ電報アリ。

露国皇太子殿下ハ、御療治ノタメ神戸港へ御帰リ御乗艦相成ルタメ今午後四時三十分京都御発車、天皇陛下ニモ神戸迄御同伴アラセラルヽ筈ナリ。

治療は軍艦に於てせよと

露国皇后より来電

〔五・一四、東京日日〕 (十三日午後六時京都発) 露国皇后陛下より公使への電報只今到着す、治療は軍艦に於てせよとの事にて、午後四時、天皇陛下も御同行にて神戸へ向け御出発あり。

事変に対する露国の態度如何
全国民の憂忡唯だ是れのみ

〔五・一四、東京日日〕 此際日本人が聞かんと欲する事件

霹靂一発此度の一大出来事の生出するや、五畿八道、日本全国、津々浦々至る所、苟も日本人民たらん者、此凶事に向つて眉を顰めざる者はあらず、上は叡慮を悩まし奉り、下は吾人の悲嘆唯ならず、或時は天に向つて号び地に伏して哭し、又或時は喪家の犬の如く茫然として我を咎め、自失して策の出づる処を知らず、唯だ長榻に臥し頭を抱いて、左に列記する諸問題に向つて心密かに其の答へを待つの外無きなり。

○(第一)露国皇太子殿下の御容体如何。
○(第二)皇太子殿下の御感情併て東京へ御来迎相成るや如何。
○(第三)我政府より露国政府へ申送りたる書状の返信如何。
○(第四)露国皇帝陛下より我邦駐輦の皇太子殿下及び公使への御申達の一条如何。
○(第五)露国政府及同国新聞紙の模様如何。
○(第六)英国政府及び人民が此出来事に就ての意考如何。
○(第七)獨米両国が我邦人の情を斟酌して、益々彼我の交情を温むる様其労を採るや如何。
○(第八)其の筋に於て如何なる謝意を表せんと欲するか。
○(第九)露国皇帝陛下は我邦人の情を酌み、その謝意に満足を表し玉ふや如何。
○(第十)此出来事が将来我人種上の名誉に影響を及ぼすや如何。

有栖川宮を露国へ御差遣

〔五・一五、東京日日〕 社説に論ずる如く露国皇太子殿下御遭難に付ては速に特派全権大使を露廷へ遣はされて、露国皇帝、皇后両陛下へ御見舞申上げさせたしと吾曹は望み参らせたる処、我が朝廷に於かせられても已に御評議ありし事と見えて、左の如く御内定ありし由に承はる。

特派全権大使
　有栖川熾仁親王殿下
副使
　子爵　榎本　武揚氏

右に依て見れば榎本子が昨朝御召にて西上ありしは、右副使を命じ玉ふが為めにてありしと見えたり。又威仁親王殿下には露太子殿下御遭難の現場に居合はせて実地の有様を詳にし玉へば、露廷へ陳述の為め或は御同行あらせらるべしとも申す。

露国皇帝皇后より御謝電

〔五・一五、東京日日〕 露国皇帝皇后両陛下より、我天皇、皇后両陛下へ答られたる御返電。

我親愛なる愛子は今度貴国にて難に遭ひたれども、幸に天の冥助に依て大事に至らざりしよし、貴陛下が此兇変に付種々に叡慮を労せられたるを謝す。

大津事変に関する監督官の処分

〔五・一六、日本〕 叙任辞令。

免本官　滋賀県知事　沖　守固

免本官　滋賀県警部長　齋藤　秋夫

従七位　齋藤　秋夫

位記返上致すべし（下略）

露皇太子の感謝　上京御中止

〔五・一七、官報〕 露国皇太子殿下御親電　○露国皇太子殿下ハ昨日我天皇陛下ヘ御親電ヲ以テ、

余ガ父タル皇帝ハ、余ガ西比利亜ヲ経テノ旅行ヲ為スノ前、浦鹽斯徳ニ於テ暫時休養スルコト必要ナリト判断シ、日本ヲ去ルノ訓令ヲ余ニ与ヘタリ。依テ余ハ来ル五月十九日即チ火曜日、露国ニ向ヒテ直ニ出発スルコトニ決セリ。陛下ニ暇ヲ乞フノ時ニ際シ、当国ニ於テ陛下及臣民ヨリ受ケタル懇篤ナル待遇ニ就キ、更ニ真実感謝ノ意思ヲ述ベザルベカラズ。余ハ陛下及皇后陛下ガ過日来表示セラレタル厚情ハ、決シテ忘却セザルベシ、且ツ余ハ自ラ皇后陛下ヘ尊重ナル敬礼ヲ呈スル能ハザルコトヲ深ク遺憾トス。陛下ヨ、希クハ余ガ日本ヨリ持チ帰リタル処ノ記念ハ、毫モ隔意ヲ交ヘズ、唯日本ノ帝都ニ於テ両陛下ニ拝顔スル能ハザリシヲ遺憾ト為スヿヲ推察シ賜リ度」

旨仰セ進メラレタル由、供奉宮内大臣ヨリ宮内次官ヘ通電アリタリ。

出張裁判　津田三藏の為に

〔五・二〇、官報〕 叙位及辞令　○明治二十四年五月十九日・

検事総長　三好　退藏

大審院検事　川目　亨一

津田三藏被告事件ノ審問裁判ヲ為ス為メ裁判所構成法第五十一条ニ依リ、大津地方裁判所ニ於テ大審院ノ法廷ヲ開クニ付出張ヲ命ズ

（各通）（五月十九日司法省）

判事　土井庸太郎

裁判所構成法第五十五条ニ依リ津田三藏被告事件予審判事ヲ命ズ

（五月十八日大審院）

大審院部長　堤　正巳

同　判事　中　定勝

同　土師　經典

同　安居　修藏

同　井上　正一

同　高野　眞遜

同　木下哲三郎

津田三藏被告事件ノ審問裁判ヲ為ス為メ、裁判所構成法第五十一条ニ依リ大津地方裁判所ニ於テ大審院ノ法廷ヲ開クニ付出張ヲ命ズ

（各通）（五月十九日同）

聖上畏くも露艦に臨御

〔五・二〇、東京日日〕 天皇陛下は露国皇太子殿下の御召艦へ御

着の時、同殿下は甲板まで御出迎ひ、御先導にて殿下の御室へ御案内に相成り、暫く御対話の後食堂へ成らせられたるに、御対食の時露国皇太子殿下は日本皇帝陛下の万歳を唱へ玉ひ、同時に軍隊は日本の音楽を奏し、次に我が天皇陛下は露国の皇帝、皇后両陛下并に皇太子殿下の万々歳を唱へ玉ひ、此の時軍楽隊は露国の音楽を奏し、次に我が天皇陛下は希臘国親王殿下の万歳を唱へさせられたるに、軍楽隊は希臘国歌を奏し、有栖川大将宮殿下も御陪食相成りたり。

津田三蔵は無期徒刑

〔五・二九、東京日日〕兇徒津田三蔵が謀殺未遂罪に服して無期徒刑に処せられたることは昨日号外を以て府下の読者に報道せしが、其判決文は左の如し。（廿七日午後十一時三十五分大津発）

判決書

三重県伊賀国阿拜郡上野町大字徳居町士族滋賀県近江国野洲郡三上村大字三上寄留

津田　三蔵

安政元年十二月生

右三蔵に対する被告事件検事総長の起訴に依り審理を遂ぐる処、被告三蔵は滋賀県巡査奉職中、今回露西亜皇太子殿下の我邦に来遊せらるゝは尋常の漫遊に非ざるべしと妄信し私かに不快の念を抱き居たる処、明治廿四年五月十一日殿下滋賀県へ来遊に付、被告三蔵は大津三井寺境内に於て警衛を為し其際殿下を殺害せんとの意を発し時機を窺ひ居たる処、被告三蔵は次で同町大字下小唐崎町に警衛し居たりしに同日午後一時五十分頃、殿下が同所を通行あらせられたるに当り此機を失せば再び其の目的を達するの時なかるべしと考定し其帯劒を抜き、殿下の頭部に二回切付け傷を負はせ参らせしに殿下は其難を避けんとせられしを、被告三蔵は猶其意を遂げんと之を追蹤するに当り他の支ふる所となり其目的を遂げざりしものと認定し、右の事実は被告人の自白、証人向畑治三郎の陳述、大津地方裁判所予審判事の作りたる検証調書、証人北賀市太郎、西岡太郎吉、医師野並魯吉、巡査菊地重清の予審調書及び押収したる刀に依り其の証拠充分なりとす。

之れを法律に照すに、其の所為は謀殺未遂の犯罪にして刑法第二百九十二条第百十一条第百十三条第一項に依り、被告三蔵を無期徒刑に処する者なり。

犯罪の用に供したる刀は滋賀県庁に還付す。

明治廿四年五月廿七日大津地方裁判所に開く大審院法廷に於て検事川目亨一立会の上宣告す。

裁判長大審院判事　堤　正巳
陪席判事同　中　定勝
同　同　土師　経典
同　同　安居　修藏
同　同　井上　正一
同　同　高野　眞遜
同　同　木下哲三郎
書記　大審院書記　西牟田豊親
同　同　笹本　榮藏

言海　大槻文彦　十八年苦心の大著

〔六・二五、東京日日〕　言海は大槻文彦氏が辛勤経営の筆に成る、氏の文部省に在るや其の編纂に従事して十有余年怠ることなし、後ち右の草稿下附を請ひて自ら出版す、此の間又数年を費やしぬ、前後十数年の刻苦、硯の海の底深くとも短き筆の命毛中々に云ひ尽すべうもあらず、此度全く成りぬ、祝宴を芝紅葉館に開く、（下略）

小学校長と訓導

〔六・三〇、官報〕　勅令　〇朕　市町村立小学校長及教員名称及待遇ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム。

御名御璽

明治二十四年六月二十九日　　文部大臣伯爵　大木　喬任

勅令第七十三号

市町村立小学校長及教員名称及待遇

第一条　市町村立小学校長及教員ノ名称左ノ如シ。

一、小学校長。

二、高等訓導　高等小学校ノ本科正教員タル者及尋常小学校ノ本科正教員中高等小学校ノ本科正教員タルコトヲ得ルノ資格ヲ有スル者ノ名称トス。

三、訓導　尋常小学校ノ本科正教員タル者ノ名称トス。

四、准訓導　小学校ノ本科准教員タル者ノ名称トス。

五、授業師　小学校ノ専科正教員タル者ノ名称トス。

六、准授業師　小学校ノ専科准教員タル者ノ名称トス（下略）

三井家三井組の沿革と家憲

〔七・四、時事〕　今の三井一家を起して日本国中一二の富豪となすその基礎を定めたるは、享保年中の三井宗竺と云へる人にして、此人始めて伊勢の松坂より東京に出張して広く営業を始め父宗壽の遺言を集めて家法を制定したり、今日まで三井一家の憲法として遵守する所即ち是れなりと云ふ、此家法は同家の秘書として固より他人に示す事なければ其詳細を知るものは世間にまれなり、されど三井一家の一種奇異なる仕組みも、此の宗竺の制定したる家法に基くものなる事は世間に知るもの多きが如し。元来三井一家と称するは都合十一軒ありて、宗竺に弟五人あり之を五軒として、他の五軒は同家の婦人出でゝ嫁したる其夫、同家に功労あるなどよりして、三井を名乗らず他家を唱へ乍ら一族となり居るもあり、三井組と称するは此の十一軒の共同商店にして、十一軒の一族は此共同商店に依りて商業を営み、得たる処の利益は共同のものとし、家々の費途は各家に相当する分限の定めあり、之に従ひ三井組より支給する事となり、されば三井組は三井十一家の集りて組織したる社会党の想像せる社会の如く、各家は各家として特別に商業を営む能はず、家財、古道具其他動不動産も各家の所有物あれども、大抵は家々に要する費用の金額を組より支給する事にして、組に何程の収入あるも之を分配して各家の財産と為すを得ず、固より費用を組より受取る高は家によりて差等あれば、家の格式は多少の相違あらんも、組の営業を担任して勢力あるは家の格式に拘はらず時の同族中最も有力なる人をあぐる家法なれば、詰り時の執権者たる其家が本家たるの外観あ

り、かゝる一種の家法を遵奉して資産次第に増加し、以て今日に至りたるものなり、左れど長き歳月の間には種々の変遷ありて、今は八家に減じ他の三軒は廃絶したる由。斯の三井組は維新後に至り其資金を投じて三井銀行を起し、営業の時日久しきに従ひ次第に事務を拡張して、今は各地に支店或は出張所を設けたる事三十、之に使用さるゝ人員は一千人以上となり、此他各地に取引銀行ありて、其営業の手広くして金融上世人に便益を与ふる事、今は全国第一なりと云ふ地位に至れり。（下略）

オツペケ名人　〔八・二六、國民〕「オツペケ」節の名人川上座の頭取音に名高き音次郎丈が打扮（いでたち）、白鉢巻に陣羽織、勇ましや勇ましや。

硫　黄　島　**三島　小笠原島の所属**

〔九・一一、東京日日〕勅令第百九十号　〇東京府管下小笠原島南南西北緯二十四度零分より、同二十五度三十分、東経百四十一度零分より、同百四十一度三十分の間に散在する三島嶼を、小笠原島の所属とし、其中央に在るものを硫黄島と称し、其南に在るものを南硫黄島、其北に在るものを北硫黄島と称す。

朝鮮防穀令事件の由来

朝鮮半島常に問題多し

〔九・二三、東京日日〕近来朝鮮の事国人の議に登るもの多く、或は済州島事件と言ひ、或は防穀事件と言ひ、此等は皆な直接に我国に関係するものにして、其の成行如何に依ては我国の権利にも利益にも至大の関係を及ぼすべきの事件たり、更に其の内に入つて見るに、前には某強国と密約の風説あり、今亦た大院君何事をか企てんとするの状ありと伝ふ、此等は皆な真の風説に止れば事の分明ならざる今日に方りて左まで驚くにも騒ぐにも及ばず、吾曹は只だ当局者の注意保護に一任して前年の如く我が国民の侮辱を蒙ることなく我が居留民の惨状に罹ること無らんとを切望して止まんと欲するものゝ、前の交渉事件に至つては聊か思ふ所を陳べて注意を乞はざるを得ず、蓋し済州島事件に至つては過日の紙上に開陳せしが如く事々しく騒ぐべき程の事にもあらずと思はる、何れ其の確報は遠からぬ内聞くとを得るならん、夫の防穀令事件は誠に悲むべきの一問題なり。

此の防穀令の布かれしは蓋し明治二十二年に在り、此の令の出る予期すべからざるの時に在り、然るべき理由なきの時に在りしを以て我が居留商人は事の意外なるに驚きたり、既に売買の約束を調へ莫大の手附金をも渡したる折柄右の如き突然の禁令を布かれ、約束の物品は得ること能はず手附金は取戻すこと能はず、之れを朝鮮国に訴ふるも言を左右にして取合ふべき景色なし、是に於て両国間の談判となれり、亦た止むを得ざるの勢と謂ふべし。聞く所の如くんば我が政府の要償せる所は二十万円なりと言へり、顧ふに朝鮮政府悦んで我が要求を容るゝや否や。

蓋し独立国が国内に防穀令を布かんことは、決して咎むべきことにあらず、現に露国は本年国内の穀物の不作にして穫る所国内の需

要に応ずるに足らざる可きを慮りて、穀類輸出〔禁止〕の令を布きたり。

吾曹今要償の趣意を聞くに、大に其の然るを見る、凡そ一国政府が此の如き禁令を布かんとするに方りては国内必ず此の如きの事情あり、且つ予め各国領事等に向つて相当の通知を為し、且つ又た事後の結果をも引受くるの覚悟無かるべからずと言へり、当時朝鮮の為す所は如何ん、事全く之れに反し、国内非常の豊作たりしのみならず、我に向つて何等の通知をも為さず、且つ事後の結果に向つても更に処する所なし、是れ当を得たるの所為と謂ふべきか、顧ふに朝鮮政府も我が商人被害の実情を審にせば必ず之が要求を拒まざるならんと信ず。

然れども吾曹の知るところを以てすれば、朝鮮政府は財政には常に窘窮せるの政府なり、斯れば朝鮮にして事の理否曲直を審にするも其の財政に困難なるが為め、言を左右に托して之れを遷延し、或は全く之れを拒絶するが如き事あらんには我国は如何に之れを処すべきか、是の時に方つても我は敢て怒るを要せず、只だ静かに事の理否を辯説して、彼をして悦んで我の請求に応ぜしめんことを謀るべし、彼れ一時に之れを支払ふこと能はずんば前年の例もあり、徐徐に償却の道を立てしむべし、妄に彼をして憤怒せしめんは不可なり、我は只だ被害の救済を得れば則ち足れり、或は若し之れが為め彼をして怒らしむること有らんか、彼れ小弱なりと雖も、亦た顧問画措の士なしとせず、況んや彼は常に諸国紛擾の原因をなすほどの重要なる地位にあるものなれば、姦智猾骨に長けたるの国あつて、其間に如何の秘計を廻らさんも知るべからず、苟も此の如きことあらんには永く東洋の平和を破り再び回収すべからざるの結果を来たさん、些々たる事件のために此の如き釁隙を開かんには我が国の政略上の可とする処にあらず、顧ふに我が当局者は既に此に洞見せる所あらん、朝鮮政府も亦た悟れる所あらん、吾曹は飽までも穏便に事の結局せんことを希ふて止まず。

津田三蔵病死す

〔一〇・二、東京日日〕 無類の兇漢津田三蔵は病死せり、内務大臣は昨日を以て左の電報（十月一日午前八時北海道庁発）に接せり。

無期徒刑津田三蔵は本月廿七日より肺炎症に罹り危篤の処、本日午前零時三十分病死せり。

北海道庁長官

内務大臣宛

早稲田文学 創刊

〔一〇・二八、東朝〕 我文学をして円満ならしむべき方便として和漢洋三文学の調和を目的とせる早稲田文学は今度いよ〳〵其第一号を発行せり。本号には釈義の部に三島中洲氏の荘子、畠山健氏の萬葉集、講述の部に關根正直氏の徳川文学の現象、大西祝氏の論理学、評註の部に饗庭篁村氏の巣林子院本、坪内逍遙氏のセキスピヤ脚本評釈及び時文評論の部に文部の紛乱、文体の成行、史学の風潮等を掲げ、何れも早稲田専門学校一派の手に成れる文学専門の好雑誌なり。

濃尾地方大地震

死屍累々酸鼻を極む

〔一〇・三〇、東京日日〕 大震!! ○安政の大地震と云へば之れを談ずるだにも都下の人士をして当時を追懐せしめ戦慄せしめざるはなし、蓋し自ら其の酸鼻の実況を目撃し万死の危難を免れ来りたるが故なり、今や愛知、岐阜、福井の三県を初めとして其他二三の府県に於ても我同胞数十万の生民は略ぼ安政の震災と相同じき惨状を目撃し、数千の人民は為めに死傷の不幸に陥りたるぞ是非もなき。

一昨朝我都下に於てせる軽震は、僅かに都人士の夢を覚ませしに過ぎざれば何人も左程とは思はざりしが、昨朝来東海道諸県及び関西府県より続々接手する所ろの報道に拠れば、各地の災害頗る甚しかりしのみならず、殊に岐阜、名古屋の如きは尤も甚しかりしものの如し。

岐阜市に於ては人家悉く転倒、且つ全焼、死傷数を知らず、同県下笠松、竹ヶ鼻等も人家概ね転倒せるのみならず、木曾川近傍土地陥落、剰へ出水の災に罹れりと云ひ、又た尾張の枇杷島、一ノ宮、津島、岩倉、稲澤等にては全村家屋悉く倒れ、出水夥しく火焔四方に起り、昨朝までの調査に依れば愛知県下のみにて即死千五百卅余人、負傷二千五百六十余人に達せりと、而して其精細の調査は未だ之れを知るに由なし、其他監獄、裁判所、停車場等の転倒、鉄道の破潰等、惨状実に目も当てられざる如くなりと云ふ。

吾曹は昨日を以て特に社員数名を岐阜、愛知の両県下に派出し実地を視察せしめたれば詳細の報道を読者に与ふることを怠らざるべし、実に安政以来非常の震災なりと云ふも亦た過言に非ざるを悲しむものなり。(下略)

条約改正覚書各国公使に交付

〔一一・一、東京日日〕 曰く閣議に提出したり、曰く談判の端緒を開きたり、曰く草案成れり、曰く然らずと、人をして恰も箱の中の物を占ふが如き感あらしむるものは彼の条約改正の成行なり。然れども今ま最も信ずべき人の云ふ所を聞くに榎本外務大臣は去る八月五日(?)本邦駐剳各国公使に対し修好条約の改正に関する覚書を配送したるよし、右に就き各国公使は目下夫々該書の調査中なりと云へば、条約改正の潜勢力は蓋し追々増進するの傾きあるもの丶如し。

一椀一銭の牛飯屋増加 〔一一・六、朝野〕 牛飯屋の増加○一椀一銭と筆太に記るしたる行燈を見世先に掲げて商ひする者、各区内とも日増しに殖るよし、又馬肉を商ふ者は昨年の三分の一に減少したるよしなり。

富士山異状 〔一一・九、官報〕 富士山巓崩壊 ○富士山巓ノ模様平常ニ異ナルヲ以テ、所在警察官ハ同地近傍ノ者ニ就キ取調ベタルニ、去月廿八日震災後凡ソ十分間ヲ経テ非常ニ鳴動シ大雷ノ如キ響アリタル由、因テ山梨県境界籠阪峠山腹ニ到リ望遠鏡ヲ以テ熟視スルニ山巓ノ北面牛ケ窪ヨリ釋迦ケ嶽ニ方リテ凡ソ広サ二百間、

深サ百間程崩壊シアリタル旨報告アリ。（静岡県）

新築議事堂　参観人十余万

〔一一・一九、國民〕 去る十五日より三日間両院の参観を許したるに、初日は二万三千人、二日目四万余人、三日目に至りては一層の雑沓を極め、一々名刺を受取ることも叶はざれば、其数も知れ難けれども、大凡の積りにて五六万も入りしならんが、此三日間に受取りし名刺は院内に一小丘を築きたり、両院に於ては始め斯る雑沓を来さんも知れずとて、議員一名に百枚づゝ参観券を配付せんとの議ありしも、可成多く参観せしめんとの主旨にて其議を止めたりとのことなるが、一人にて二千枚余を出せし議員ありし位にて、両院に於ては意外の混雑に驚きたりと。

医薬分業論反対　医師側運動開始

〔一一・一九、東京日日〕 医薬分業の問題に付き全国薬剤士諸氏が熱心に奔走せることはしば〳〵本紙上に記せり、議会の有様を見れば其の議随分通過しさうなれど、医師社会には往々此説に不賛成の向きありて、或る一部の医士は頃日来此事に就き協議を開き居るよし、中にも長谷川泰、鈴木萬次郎諸氏の如きは熱心なる反対論者にて、医師幹事会を開き調査委員を撰定し、飽くまで反対の運動を試みんと目下準備真最中なりと聞く。

天災年の柿の核

〔一一・二〇、東京日日〕 天変地異の年は柿の核逆になり居ると古人の言伝ふとかにて、安政年間大地震の節も此の兆ありしよしなるが、今回の震災に心付き種を割りて改むれば、果して其核逆になり居り、中には平年通り成り居るものもあるも多くは逆なり、扨て右の説世間に評判となるや、昨今蜜柑の出揃季節、樽柿共に稍下向を顕はす筈なるに、核の逆なるを試さんと買ふもの多く為めに売口よく相場格別下落せざる由、妙な所に気配の付くものなり。

一夫一婦の請願　婦人矯風会から

〔一一・二六、東京日日〕 婦人矯風会より一昨年中元老院へ一夫一婦の制を立てられんことを請願せしが未だ何等の沙汰なきに付、今般帝國議会へ同様の請願を為す都合なりと云ふ。

金玉均帰国説に韓廷大驚愕

〔一二・一五、朝野〕 十二月四日発の朝鮮通信に曰く、金玉均氏帰国の風説近頃朝鮮に起りて上下の驚愕一方ならず、韓廷就中閔門一派、殊に王妃殿下は、非常に恐怖せられ、積憂の余遂に病を発せられしと伝ふに至れり、左れば日本の新聞は金玉均が神戸に来りしと明記したり、次の郵船には長崎又は對馬に渡りしとのべ報告をもたらすし、否金玉均は疾く既に全羅道に到着せりなど、風説百出し、夫れが為め金氏の遺族親戚はその筋に捕はれて厳重の拷問をうけ居れりといふ、実に韓廷の騒動は名状し難く、俄かに兵丁を募り俄かに巨文島辺に汽船を派遣する等防禦用心、をさ〳〵怠りなきもの〻如し。

明治二十五年
（一八九二年）

一票金五円也
それでも売惜みの奈良県の投票相場

十円の夢を見る 〔二・一〇、國民〕 奈良県に於ては昨今投票買廻りの競争一層烈しくなり、遂には一票五円の相場を現はすに至りしが、撰挙間際には十円にも至るべしとて未だ売離さず持堪へ居るものありと。

御料の名馬 金華山

〔二・一一、國民〕 宮内省に於て大切に飼育し居る御料の馬拾弐頭ある中に、金華山は陛下の別て愛でさせ給ふ駿馬なる事は人の知り奉る処なるが、同馬は去る明治二年四月宮城県下鬼首に於て産出せしものにて、且つ年齢廿四年に達し、之れを人間の齢と比する時は恰も七十以上に相当する年なれども少しも弱りたる処なく、已に昨冬神奈川県に於て挙行せし近衞諸兵小機動の節も陛下には二日間該馬に跨らせ給ひ戦況を御巡覧あらせられしが、第二日目は、終日乗らせ給ひし事なれば如何あらんと供奉の人々は危ぶみて御召替の友龜を差上んとせしに、陛下には是非に金華山をとの御意なれば是非なく差上たる処、又々其日終日山野を御巡覧あらせ給ひしかども同馬は少しも弱りたる事なく平日の如くなりしには人々も大に驚きたり。斯は古今に見ざる処なりと或る馬術家の直話。

選挙干渉 極めて露骨

〔二・一二、日本〕 干渉是拙策 ○選挙競争の弊は復た言ふに忍びざるなり。吾輩は曩に解散善後策を草して政府及党派に注意を望みたれども、狂風暴潮の趨る所は何人もよく吾輩の言を容るゝに遑なかりしと見え、遂に今日の如く無数の醜態凶事を世上に露現せしむるに至れり、吾輩復た何をか言はん。斯る時勢に在りては徒らに正理公道を説くも何等の効果をも生ずること能はじ。（中略）

我が人民に在りて政治思想の幼稚なることは政府も民党も共に認むる所なるべし、政治思想の幼稚なる人民に在りては独り政界に狂奔する者のみを以て政界の要素なりと為すべからす、政府又は民党の尻馬に乗りて狂奔する者は寧ろ社会の根抵を遠れる一種の人々たることを記憶せざるべからす、専制政治を離るゝこと未だ数年を出でざる我が人民に在りては勿論なり、仮令立憲政治に慣れたる人民と雖も政界に勢力ある者は独り政界に狂奔する者のみに非ず、若し人あり、夫の狂奔者のみを政界の要素と為し、其他の深沈者をば物の数ともせざることあらば、是れ其の人自身は未だ専制思想を脱せざる者なり、然らば則ち此の多数なる深沈者の意に満足せざる者は縦ひ一時に多数を占むることあるも到底輿論の信用を得る者にはあらず。

此の推理よりすれば今回選挙の結果のみは未だ以て双方の信用如何を卜するに足らずして、寧ろ其被選挙方法の如何によりて以て之を判ずるに足らん。

吾輩は今日の政界に向つて君子の道を責むる者にあらざるなり、今日の政界も亦た固より斯る責任を負ふこと能はざるべし、然りと雖も彼れ等は少くとも其の挙動の巧拙には責を負ふことを肯んずべ

し。（中略）

今や解散後の総選挙に際し、現政府は更らに前内閣の方針を飜へして種々の手段を選挙に用ひ、世人をして官吏的干渉を選挙に行ふものと揚言せしむ、前期の選挙には政府の反対党が党派的干渉を用ゐたることは、多数の議員を有せしにも拘らず世の尊信を失ふの原因と為れり。是れ今回の解散に際しても世人の憤激を薄くせる彼等の弱味なりと言ふべし。若し政府は今反て其の敵の弱味と為れる所を学び敢て此の選挙に好器械を用ゐるあらば是れ其の方法の最とも拙なる所にあらずや。若し果して世人の言ふが如く官吏的干渉を行ひたりとせば、吾輩は其の当不当を論ぜずに寧ろ其の巧不巧を論ず。而して吾輩は慥に之れを現政府の拙策とするに躊躇せず。然りと雖も今日は官民共に唯だ法律の禁否を見るのみ、法律に禁ぜざれば何事をも為し得べしとするは今日一般の常態なり、民党も政府も法律の範囲内に於ては其手を下すや至らざる所なし、人或は之を法治国の常態なりと云ふ、然らば此常態に向つて徳義上の事を勧告する、誰か其の耳に入れん。官吏的干渉は固より良き手段にあらずと雖ども法律は官吏にも選挙被選挙の権を与へたり、彼等は政界に奔走するも法律は之を禁ぜざるなり、猶ほ公選職員等が選挙に狂奔するも法律に触れざるが如きのみ、是れ失は法に在りて人に在らざるものなり。

今ま試に風聞に拠て政府と民党との双方に属する選挙器械即ち「肩書」を比較せば、

民党方

府県議員の肩書ある人　市会議員の肩書ある人　市長の肩書ある人　町村議員の肩書ある人　町村長の肩書ある人

政府方

府県知事の肩書ある人　郡長の肩書ある人　警部の肩書ある人　巡査の肩書ある人　其他官吏の肩書ある人

双方に於て斯の如き肩書は選挙場裏に最勢力ありと云へり。或は宜しく民党に属すべき人にして反て公に政府に賛する人もあるべく或は宜しく政府方に属すべき人にして暗に民党方に賛する人もあるべし、然れども其多数は大抵前表の如く分るゝことを失はじ。此の外に又は民党方より「大隈伯」及び「板垣伯」の連名を以て候補者を広告するに対し、政府方よりは「某伯」又は「某子」の名を以て夫れ〳〵の知人に書面を送ることあるべし、是れ亦た今日の勢ひ已むを得ざる次第なるべきか。

官吏的干渉は甚だ面白からざることなりと雖ども既に選挙競争を是認する以上は亦た致方なし、唯だ今日に在て非難の論拠と為るべきは「官吏が選挙人に向つて非常に勢力あるが故に、其の肩書ある人の勧化は、殆ど行政的干渉に同じ」と云ふに在り。然れども吾輩の見る所にては左程の勢力あるべしとも思はれず。現に民党一輩の言ふ所によれば政府は殆んど民間に信用なしと云へり、信用なき政府に使はるゝ者は焉んぞ選挙人に勢力あらんや。官吏が選挙に勢力ありと言ふは政府が民間に信用なしと云ふの説と殆んど相ひ矛盾するものにあらざるか、吾輩は官吏の肩書を以て格別の効力なしとする者なり、格別の効力なくして反て選挙の結果に良民社会の悪感触を附せしむるものなり。（下略）

大干渉・大暴圧 遂に流血殺傷の惨

〔二・一六、東京日日〕（十五日四日市発）第五区の自由改進の両党は各々劒銃を以て遊説し、両三日前より双方衝突の模様あり、近きに事あらん。

（十五日名古屋発）昨日第七区なる牟田に於て壮士の争闘あり、憲兵七名同所へ差向けらる、当名古屋市の選挙会は平穏なりし。

（十四日熊本発）福岡県三池郡二川村にて民党三名殺され負傷者数名ありたり。

（十五日福岡発）昨夕上妻郡福島に於て民党の傭悪漢高橋多助方の悪漢中野種吉と喧嘩し、短刀にて切らる、検事調べ中軽傷なり。

（十五日福岡発）佐賀県知事より熊本第六師団への請求に依り、同師団は当地（福岡）の分営第二十四聯隊に本日一中隊を同県に差向くべき旨訓令ありしに依り、直ちに同地に向け一中隊を出発せしめたり。

（十五日高知発）本日（十五日）午前四時幡多郡長代理細川郡書記同村和田村役場に於て民党の為めに殺害せらる、犯人は今捜索中なり。

日本醜業婦濠洲全土に跋扈
在留邦人彼等の退去運動を開始し
一醜業婦拳銃を放つて会合を威嚇

〔三・九、毎日〕濠洲クインスランド在留の日本人中には、我国醜業婦女退去問題起れり。我売淫婦の濠洲に渡来せしは、タアスデ島に来りしが始めにて、爾後西濠洲コーセキ、南濠洲パーマーストーン、ポートダウキン及びクインスランドのタアスデ島等に、到る処に其影を見ざるなきに至り、移住日本人一般の名誉を害し、殊に七年前タテスデにある我醜業婦に就て、外人大に日本人を非難せしより彼我の間に争闘を生じ、和歌山県人四名は対手の為めに殺害せられ、広島県人渡邊俊之助氏は、書を我名誉領事ヱーマアスク氏に呈し其の処分を乞ひ、争闘の事は其後平穏に帰せしも醜業婦の滋蔓は彌甚だしく、同胞の名誉を害する亦殊に甚だしきを以て、有志家数名は該醜業者に就き、徳義上日本国民の前途を考へ帰国せん事を勧告せしも更に些少の効なかりしが、昨年十一月十五日、有志家一同集会し、改めてタアスデ島の知事タギリス氏に面し乞ふ所あらんと議決の際、一発の砲声響き弾丸飛び来りて、同席したる平野千助氏に的中せり。列席者大に驚き政庁に訴へしが、其の兇行者は醜業者原田キヨなるものにて有志の運動を阻害せんとの意に出しなりと云ふ。其の裁判は未だ結了せざれども、彼れキヨに属する二名の婦女は十二月上旬知事タギリス氏より帰国を命ぜられ、他の醜業婦一同亦帰国を命ぜられ、特に三週間の余日を与へられしに、彼等は今に至り帰国せず、之を政庁に問へば知事は彼等莫大の負債あるを以て猥りに之を帰国せしめ他人の権利を害す可からずと答へたり。此事に就ては種々の怪聞あるに付、日本人廿余名は本年一月八日右事件に付メルボルン府に在る日本名誉領事ヱーマークス氏に助力を懇願せしに、一月廿八日に至り氏は電報を以て願書正に落手せり、委細便船に托し回答せんと答へたるよし、鎮西日報に見ゆ。

択捉島へ試航成功

〔三・九、毎日〕 先月廿六日を以て北海道根室の國花咲より択捉へ向け出帆したる日本郵船会社の汽船播磨丸は、首尾能く試航海を了して去る三日花咲へ帰航したる由。同島は絶海の孤島にして冬期間は海上流氷多く船体破損の恐あるを以て、今日まで是の航海に着手したる人なかりしに、今度道庁長官渡邊千秋氏の周旋に依り是の航海を試みるに至りたりと。

尤も播磨丸出帆の際とても船員一同は満足に回航し難きを憂ひ、大に前途を気使ひたる由なるに、海上無事六日許りの日子を費して花咲湾より二哩余地方迄堅氷を截て進航し、首尾能く其目的を達したるは船員の面目なるは勿論、同島将来の為め頗る賀す可き事なりとて道庁の人々は満足し居るよし。

裁判医学を法医学と改称

〔三・一七、東京日日〕 片山医学博士の説に依つて医科大学にては昨年十一月より裁判医学の語を法医学と改めたるが、此学は法官も充分講究すべきものなるを以て、法科大学に於ては此れを科目に加へ、去月より第一、第三の木曜日を以て第三年級の科外科として片山博士の講義を始め、府下は勿論地方の法官にも特に傍聴を許せり。

青少年の眼 実業に向ふ

〔三・一八、東京日日〕 自由民権の説盛にして政治法律学大に行はれし頃に於ては少年の子弟ら此風潮に迷はされ速成を希ひて東京に出で中途業成らずして落魄する者多かりしかば心ある者は之を慨嘆する者も多かりしが、爾来教育者は眼を此点に注ぎ、学問を教授する傍ら生徒をして心を実業に傾けしむる様薫陶しつゝありしかば、其効空しからずして此頃中小学校を卒業したる者は多く実業に従事する事となり、又中学生徒にて中途退学し東京等に遊学する者を減じたり。

芋製印形奇譚

〔三・一九、朝野〕 西南の役、事済みて後、岩谷松平氏は素と鹿児島の人なるを以て三井銀行三野村氏の托を受けて、逸早く金禄公債証書を郷地の士族より買ひ取らんとて赴きしに、戦乱後の疲弊に困みし士族は、案の如く手放す者多かりしかば、岩谷氏は先づ半金を与へて約定証書を受取りぬ。然るに兵変その外混雑に際して実印を紛失せし者多く、已むを得ず間に合せの為めに甘藷を刻みて之れに代へ、その証書に捺印し了らしめたり。其の後再び半金を渡して金禄公債を受くるに及び、彼れより添へて渡したる売渡済の証書名下の捺印、孰れも先きの者と異なりしかば、帰京の後ち三野村氏は稍々岩谷氏を疑ひたりしといふ。

実は甘藷の生物をヅタ切にしたるなれば、日を経るまゝに涸枯れ萎びて、形も縮まるべく皺もよるべく、印形の変はりしも亦た尤もの次第なり。

茶史子曰く、豈唯だ甘藷のみならんや、石の印も時あつてか磨滅するものとせば、一使用毎にその幾分を磨り去られ、形を変ずるものと見ゆ、印形は人の心の標章なり、心だに誠ならば芋印形人に負かじ。

西比利亜大陸を単騎縦断

福島安正少佐の突飛大胆な計画

〔四・二、東京日日〕　少佐福島安正氏の大胆旅行　○此の事に就ては本社曩にその概略を報じたりしが、玆に伯林の某氏より彼の地新聞に記るしたるものとて訳送せられぬ。其の前文によれば、福島氏が此の旅行をば大胆にして驚歎すべき日本武官の標目として賞揚せるものゝ如し、吾曹は唯だ氏が此の艱難を冒して恙なく帰朝の日を見んことを希ふのみ。

露領沿岸の漁区完全に獲得

地方庁と直接契約の特権を握る

〔四・三、朝野〕　露領西伯利亜沿岸の魚介に富むは夙に世人の知る所にて、明治八年五月時の駐劄露京本邦公使榎本氏が、露京に於て樺太千島交換条約を締結するに当りても、同条約中に日本漁夫はヲホツク海の諸港及び柬察加の海港に至り漁業を営むことを得との一項を設けたり。其後子が西伯利亜の大陸を横断し、帰朝するの途、浦潮斯徳に滞り、親しく同地近傍漁業の実況を視察したるに、同地に産出する鮭の漁期は我北海道よりも大凡一週間許り早きを見て、直ちに之を本邦に輸入せば、所謂ハシリ鮭にして従て二三割の高価に之を鬻ぐこと難きにあらざるべしとて当時某氏に勧め其輸入を営ましめたるも、漁業税頗る重く一プート（我四貫五百目）に付き五ペックの割合なりしかば従て其原価も廉なる能はざるより遂に収支相償はずして止みたり。然れども漁夫にして自ら漁業を営むときは、仮令重税を払ふも其利益少なからざるべきを以て、爾後コルサコフ港駐在貿易事務官久世原氏は、同港地方に我漁夫の出漁の道を開かんと謀り、昨冬同港より帰朝の途、浦潮斯徳駐在貿易事務官二橋謙氏に会し語るに此事を以てし、共に樺太千島交換条約に依りて地方庁より認可を得ることを勉め、此程に至りて漸く認可を得、来る六七月頃より実施さるゝことゝなりたり。

其認可の条件なりと云ふを聞くに、漁業区域は地方庁に於て之を定め、捕獲せし魚類は先づコルサコフ其他露国地方官の指示する場所に至りて検査を受け、規定の税金を納め、又た漁夫はコルサコフ駐在の日本貿易事務官より認可状を得て之を携帯すること等なりと云ふ。

曹洞宗両派遂に分裂と決す

越前永平寺と能登總持寺と分立で解決

〔四・三、東京日日〕　去る二十二年来久しく紛々を極めし曹洞宗にては、今度漸く波瀾収り、後来は越前永平寺と能登總持寺と分離両立し、總持寺の方は現住職畔上氏を共儘管長に戴く事となり、現在金三十万円はこれを平分する事を改革派より申出でしも、永平寺派にて少しく異議あり、金額の点に於て今に相談中なりと云ふ、右に付き改革派は、本日午後一時より芝公園内源流院にて協議会を開く由なり。

医術開業試験　写真で　首実験

〔四・七、郵便報知〕　今度施行する府下本年第一回医術開業試験は本年より一層厳重にし、写真を願書と共に取り置きたれば、試験の当日書記をして一々本人と写真とを対照せしめたる上試験場に入らしむる由。

変死を遂げたる内國通運社長
其生涯は　我国通運事業の活歴史

〔四・一〇、朝野〕　内國通運会社々長佐々木荘助氏は去る七日午後七時三十分本所相生町の私邸に於て溘焉不帰の人となりぬ、氏は実に我国に通運の便を開きたる鼻祖にして其経歴は即ち我国通運事業の歴史なりと云ふべし。

佐々木氏の略伝

氏は天保五年十一月を以て茨城県眞壁郡下妻町に生る、父を長谷川又右衞門と云ひ同地方屈指の豪商なり、氏は其六男にして幼より頴悟の聞え嘖々たりしと云ふ、長ずるに及びて以為らく、僻陬の地素より大事をなすに足らずと、即ち去つて江戸に至り、更に以為らく、男子儒者となりて世道を裨益することなくんば僧侶となりて衆生を済度すべく、然らずんば身を商界に委ね商業の発達を謀り国益を増進すべしと、千思万考の末儒者たらんことを決し大槻磐溪の門に入り切磋琢磨の効忽ちにして嶄然頭角を現はす、然れども氏の親戚は却て氏が儒学に耽溺するを厭ひ商業家たらんことを慫慂することと甚だ切なりしかば、氏は飜然前志を変じ実業家たらんとし、日本橋瀬戸物町の飛脚問屋泉屋事吉村甚兵衞氏の丁稚となる、時に年甫めて十六歳、是れよりして氏は忠直以て主人甚兵衞氏に仕へ、誠実以て朋輩と交り、其顧客に対して懇切を主としたれば、甚兵衞氏の信用も浅からず、数年を閲して支配人に挙げられたり、是れ氏が我国通運事業に尽力するの機会を与へたるものにして、氏が同社を創立するに至るまでの困難辛苦は誠に意外に出づるものあり、今ま之を記さんには勢少しく我国維新前飛脚問屋の有様及び通運事業の大略を述べざるべからず。

維新前の通運事業

今の日本橋が未だ木橋に改められず土橋の旧態を存せし頃、橋畔廣小路に、毎朝飛脚屋の目標を掲げ、其傍に番人もなく叺を据へありたるは今日の郵便函と同一の性質を有するものにして、書状差出人は書状に賃銭を附し此叺に投入し、飛脚屋は毎夕之を取り集め、夫れ〴〵受信地に発送せり、而して其賃銭は三都会一通八文位なりき、是れを当時の郵便制度とす、往古飛脚屋の数は未だ詳ならずと雖も、安政年間定飛脚屋と称せしは島屋佐兵衞門、京屋彌兵衞、山田屋八左衞門（京屋山田屋は一店にて両名なり）、泉屋甚兵衞、江戸屋仁三郎の五店にして、各国繁盛の都会には悉く支店を設け、互に聯絡を通じ、書状、金円、小荷物、大荷物の運送を営み、大政革新の後に至りても、驛遞司の配下に属し、依然として其業に従ひしが、明治三年七月驛遞司御用ありとて吉村甚兵衞氏を召喚したれば、支配人佐々木荘助氏主人甚兵衞氏に代り同司に出頭したるに、時の驛遞権正前島密氏、大佐官山田頼富氏列席にて、今般政府に於て信書

郵便の法を施行せらるべきに付き、参考としてこれまで飛脚問屋が取り扱ひたる書状逓送の方法を取り調べ、書面として当司に差出すべしと達したりし、然るに氏は予て

福澤諭吉先生の著書に依り

大略泰西の事情をも知り、飛脚の不完全なるを悟り居りしを以て前島氏等の言を聞き更に感ずるところあり、郵便事業を政府に委ね政府の保護を得て通運事業を営なまんと欲し、之れを同業者に謀りたれども一人として之れに応ずるものなかりしかば、氏は断然甚兵衛氏と議し、驛遞司の命に応じ、詳細なる取調書を呈出したり、是に於て驛遞司は四年三月始めて東海道筋及び三都に郵便を開きたるに、各飛脚屋は大に驚愕し、或は地方官に愁訴し或は出張郵便官に嘆願するなど混雑一方ならざりしも、政府は断乎として動かず、愁訴嘆願の総代を処罰したりしかば、各飛脚屋は今は是れ迄なりとて政府の事業に対ひ激烈なる競争を試みたるの極、一時は飛脚屋の信用遙に驛遞司の右に出づるに至りしかど、佐々木氏は是れ政府事業の創立日猶浅きに由る、異日其整頓を見るに及ばゞ飛脚屋の信用は忽ち地に墜ち其営業を維持すること能はざらんとて益々通運事業に従はんとするの意を固ふし、同年六月中道中運賃の改正に託し東海道各駅を遊説し辛じて多少の同意者を得たり、其後前島氏欧米に遊び帰朝の上驛遞頭に任ぜらるゝや、氏は飛脚屋の重立ちたる人々を呼び出し、郵便は政府の直轄に属すべきものなれば飛脚屋が之に向ひて競争を試むるの不利なることより、同業者一致して一会社を創立し驛遞寮（此時既に司を寮と改む）の監督を受け郵便御用を営むべきことを説諭したるに、之に服するものなかりしが、佐々木氏独り其意を了し、甚兵衛氏と謀り、五年三月資本金六万五千円を以て陸運元会社創立の義を出願し同五月許可を得しも、種々の障礙ありて六年に至るまで会社の体裁を完備せしむること能はざりき、以て当時創立者たる佐々木氏の困難を計り知るに足るべし。

同社の営業を開始するや

先づ仮に北陸陸運元会社と合併し、六月に至り神奈川小田原間に駅逓馬車を設く、是を東海道馬車の嚆矢とす、八年二月諸陸運会社解散の令出で、通運事業は陸運元会社一手にて行ふことゝなりたるを以て、同社は社名を内國通運会社と改め吉村甚兵衛氏頭取となり佐々木荘助氏副頭取となり、海陸の便に依り大に事業を拡張し社運益々盛大となり、当時資本金二十五万円なりしが遂には二百二十万円に増加するに及びたり、其後甚兵衛氏死し佐々木氏自ら社長となり以て今日に至る。（下略）

一県の面目に係る鼻糞の火葬

〔四・二〇、日本〕 滋賀県の代議士某氏は毎日鼻糞を丸め、冬季は火鉢に、夏季は煙草盆の火中に投込む癖あるが、若し東京の堂々たる代議士集会の席上に於いて遠慮もなく鼻糞を火葬せらるゝことあつては、本県の面目に関する次第なれば注意の上にも注意せよと、撰挙区の有志者より昨日郵便葉書を以て忠告状を発したりとは馬鹿気たる話なり。

東京築地活版所（広告）―嘉永年間開業―

〔四・二六、時事〕 諸君！諸君ハ我ガ東京築地活版所ハ嘉永初年

東洋諸邦ニ率先シ長崎ニ起リ続テ当地ニ開業シタル老舗ニシテ、我ガ全国ハ云フニ及バズ支那朝鮮印度諸国ヨリモ続々其ノ註文ヲ受ケ、欧米諸国ノ印刷事業ニモ劣ラザル程進歩ヲ成シツヽアル事ヲ御存知デ有リマセウ。諸君ハ我ガ製造所ノ活字ト云ヒ印刷ト云ヒ、字体ノ正シク備ハリ地金ノ堅ク締リテ印刷ノ鮮明ナル世間ニ傑出シタルヲ御覧デ有リマセウ。此ノ外罫、花形、インキ、コロータイプ等都テ精良巧美ヲ極メ、直段ニハ特ニ割引ヲナシ、御註文ハ実直ニ取扱ヒ、毫モ疎略ノ無イ事ヲ御経験デアリマセウ。今日ハ政治ノ意見、新著、新作ヲ印行スルニ尤モ印刷必要ノ時ナレバ、時機ヲ失ハズニ御依頼アレ、喜ンデ大方各位ノ高需ニ応ジマスル。御名刺ノ如キ、短簡少数ノ印刷ノ如キハ郵券御代用払ニテ貴命ニ従ヒ升。

東京市京橋区築地二丁目拾七番地
電話二百八十七番
登録商標〇(略)有限責任　東京築地活版製造所

足尾鉱毒事件で
古河市兵衛八千円を提供せんとす

〔四・二七、東京日日〕　群馬県下に於ける足尾銅山鉱毒事件、本紙第四欄に記する如く、古河市兵衛氏より八千円を出し、知事其間に斡旋して相談まとまりたるも、栃木県下は古河氏より堤防修繕といふ名目にて出金することになし十九名の仲裁委員まで申送りたるも、八釜敷苦情付の土地なれば或は承諾せざるやも計りがたし、其時は古河氏も断然意を決して法衙に黒白を明かにせんとの決心の由なれば、とにかく右の諾否は来月初旬までに返答あるべしとのことにて仲裁委員諸氏は目下被害村民等と協議中なりと云ふ。

帝大学生の制服　学生は廃止を決議

〔五・五、郵便報知〕　先年欧化主義の流行に連れ各官立学校生徒の制服を定むることゝなりしが、近頃は大学生などにても制服を着用するもの尠く、思ひ〳〵の衣服を着する様になりたれば、学士会の人々は斯くては制服を定めし趣旨にも反するゆゑ必らず制服を着せしむべしとの議を提出せしより、掛員は一両日前其の可否を学生一同に諮問したるに、学生は各年級毎に評議を遂げ、今日の如く儀式立たる場合にのみ制服を着すべきことゝなすは差支なけれども、若し平常是非共着用すべしとありては寧ろ制服を廃止する方然らんとの旨を答申したる趣にて、近日大学評議会に於て何れかに決する筈なりと云ふ。

松方総理大臣　大干渉の辯明

〔五・一三、寸鐵〕　松方総理大臣の演説　〇昨日上奏案に付き第四席立川雲平氏の演説終るや、松方総理大臣は演壇に登りて一場の演説を為したり。即ち左の如し。

　諸君今ま議題と為り居る選挙干渉の上奏案は内閣大臣を譏誣するの甚だしきものであります故に玆に一言せんとす、上奏案に上せある行政百司が擅に職権を私し、各管内選挙人を誘惑し、若しくは之れを脅迫したり抔との事実は本大臣は決して認めざるものであります。狂暴の徒ありしときは当該官吏は躊躇せず直ちに正

当の手続をなし、之れを逮捕し取調を為し、決して不問に付したることなし、然るに上奏案を閲すれば内閣大臣は行政百司の上に居りながら乱虐の挙動を視て之れを制することをなさず、非法の行為を措て問ふことをなさず、行政百司其職権を擅私し、以て民意を枉屈する云々とあり。又島田君の演説を聞くに選挙当時は無政府の有様否無政府より甚しと云はれし如きに至つては譏誣も亦甚しと謂はざる可らず、如此上奏案議場に上りたる上は、政府は決して之を黙過せざるべし、又議員諸君も必ず排斥せらるゝならん。

終に臨んで一言せんに、立川雲平君の演説の終りに於て宮内省の金二百五十万円の利子を選挙の運動費に充てたる抔実に奇怪の言を聞くものかな、何の証拠ありて如此言を吐きしや、決して如此事なきを断言す。実に如此誣妄のことを此の議場に於て明言するとはけしからぬことであります。

聖上議会の経過に御軫念

宿直の侍従一々奏上

〔五・一三、東京日日〕 宿直侍従の奏上 ○申すも畏きとながら仄かに承る処によれば、天皇陛下に於かせられては帝國議会開会以来日々の議事に付き叡慮を注がせ給ふに付き、閉会の後は日々議事の模様を宿直侍従より奏上し奉るとのことなるが、昨日も上奏案の否決するや、電話を以て宿直侍従の許に通じ、侍従より逐一奏上し奉りしやに承はりぬ。（東京通信社）

混乱を重ねたる第三議会 遂に停会

〔五・一六、官報〕 詔勅 ○朕、帝国憲法第七条ニ依リ、五月十六日ヨリ二十二日迄七日間帝國議会ノ停会ヲ命ズ。

御名御璽

明治二十五年五月十六日

内閣総理大臣兼大蔵大臣 伯爵 松方 正義

〔各大臣副署〕

布哇国に革命機運

〔五・一八、東京日日〕 ニウヨーク・サン新聞はホノルヽよりの私信をのせて曰く、布哇国は今や革命の気を以て充たされ戦争将さに起らんとして人々恟々、政府は大に恐れて王城の警備を厳にして非常を戒む、革命党は頗る多数にして皆なカノカ人種に属しロバート・ウイルコックスなる者之れを率ゆ、而して其の目的は現政府を顚覆して共和政体を形成するか、然らざれば合衆国に附属して共制下に立たんとするに在り、コックスは夙に伊太利の兵学校に学び、帰へるに及んで職を陸軍武官に奉じ居たるが、時の政府にいれられず、遂に職を免ぜらる、コックス大に之れを怨みとし、常に快々として楽まず、今を去る四年前、故カラカワ王の時一度革命を企て事成らずして禁錮に処せられ、其後放免せらるゝに及んで復讎の念慮益々甚だしく、土人は日々圧制をうけて其の不平今や絶頂に達したるを見、時機熟したりとして大に土人を煽動し、数月前より頻りに軍器、弾薬を購入し、革命党は日々各分島より入り込みてホノルヽ

全府は革命党を以て充たされ、連夜秘密会を開き、昼間は示威運動をなして屡々王城を騒がせり、政府は専心鎮撫に尽力すれども武備足らずして王城をさへ安心の地におく能はず、今日の謀宜しく合衆国より軍艦を派遣して之れを保護するの外なしと云々。

足尾鉱毒事件　田中正造の質問

〔五・二五、朝野〕足尾銅山鉱毒の儀に付質問。（田中正造氏提出）

栃木県上都賀郡足尾銅山は近年工業の盛大を致し、同山より流出する鉱毒は群馬栃木両県の間を通ずる渡良瀬川沿岸七郡廿八ヶ村に跨り巨万の損害を被らしめ、尚ほ毒気は年を追て愈々其度を加へ、現今に至ては之が為めに田畑の殆んど不毛に至るもの大凡そ千六百余町歩に及び、其他尚ほ害の及ぶべき土地甚だ多し、加之渡良瀬川堤防の芝草漸次枯死するが為に、一旦洪水の氾濫するあらば意外の崩壊を来すべく、且つ渡良瀬川の魚族は頓に其数を減じ、現今に至ては殆んど其跡を絶ち、為めに漁業を以て生計を営むもの明治十四年には二千七百七十三人なりしに廿一年には七百八十八人に減じ、現時は、殆んど皆無の有様となれり。而して鉱毒の加害は啻に此に止まらず引て飲料水に波及し、沿岸人民の衛生を害する等其惨状実に見るに忍びざるなり。而して這般の惨状を来さしめし所以のものは多年行政処分の緩慢に失したるが為めならずんばあらず。就ては政府は更らに之れが処分を為さゞるに付、明治廿四年十二月十八日第二回議会に於て右に関する質問書を提出したるに、農商務大臣は同月廿五日、書面を以て答辯したり、而して其答辯書中「被害の原因に就ては未だ確実なる試験の成績に基ける定論のあるにあらず」云々とあり。然れども之唯一時の遁辞たるに過ぎず、何となれば同文中末段に至ては、「鉱業人は鉱業上為し得べき予防を実施し、尚ほ獨米両国より三種の粉鉱採聚器を購求し、各種合して廿基を新設し、一層鉱物の流出を防止するの準備を為せり云々」と陳じたるは暗に鉱毒の有害なるを自認したればなり。如此農商務大臣の答辯は前後撞着曖昧模稜遂に其要領を得る能ず、然ども渡良瀬川沿岸被害の原因たる足尾銅山より流出する鉱毒に在るは既に掩ふ可からざるの事実にして、実地を一見するものは悉く認知する所なれば学術的試験を要せずして明なり。況んや明治廿四年十二月八日農科大学教授丹波敬三が、群馬県新田、山田、邑樂三郡の組織に係る水利土工会に於てなしたる報告及明治廿五年二月栃木県に於て出版したる渡良瀬川沿岸被害原因調査に関する農科大学の報告書中には左の如く記載しあるに於てをや。

田圃被害の原因は、土質中に存する銅にして、其毒は足尾銅山にありと云ふを憚らざるなり云々。（丹波敬三報告）

（前略）渡良瀬川沿岸耕地土壌の理化学的組織に変状を来たし遂に諸種の植物にして正規の生活を全ふする事能はざらしめたる所以は、要するに洪水の氾濫に際し、有害なる淤泥の澱渣、混入せしに依らずんばあらず云々。

足尾銅山採鉱の坑内撰鉱所より流出する水は、夥しく銅鉄及硫酸を含有す。（中略）全く淤泥の渡良瀬川に流入し、其河川を溷濁し、其河身を壅塞するを防ぐ能はざるは明白なる事実なりとす云云。

渡良瀬川の河底に沈澱する淤泥は、植生に有害物を含有する所以は、此淤泥洪水氾濫の際、田圃に澱渣若くは流失せしに因ること明白にして、足尾銅山工業所排出水の渡良瀬川に入るものは有毒物を含有すること亦事実なり云々。(以上農科大学報告)

是れ実に農商務大臣の所謂確実なる試験の成績に基ける定論にあらずや。蓋し足尾銅山鉱毒の有害なるは既に世人の認むる所也、加ふるに今又此学術的試験の成績あり、原因既に顕然たりと云ふべし。

按ずるに日本坑法第十欵第三項には、試験若くは採掘の事業は公益に害あるときは農商務大臣は既に与へたる許可を取消すことを得とあり。

法律文既に如此、被害の惨状既に如彼、其原因亦既に顕然たるに、政府は尚ほ之を傍観坐視し、其処置を緩慢に付し去る理由如何、既往の損害に対する処分如何。

右議院法第四十八条に拠り更に質問す、国務大臣は議院に出席して必明答あらんことを望む。

天然痘猖獗　千人以上の府県

〔五・二五、朝野〕天然痘は最早追々消滅の模様となれり、今一月一日より五月十七日迄の間に千人以上の患者ありし府県は左の如し。

府県名	患者	死亡
東京府	六、三八六人	一、四五九人
栃木県	三、三二〇	三八六
神奈川県	三、一九〇	九二四
茨城県	二、〇六六	三四八
千葉県	一、三二五	一四六

右の外各府県下多少患者あり、之を合算する時は、総患者は二万零八百六十六人、死亡四千二十五人なりと云ふ。

ノッペラポーのキンライ〳〵

〔六・三、讀賣〕ヤッツケロ節の音頭取キンライ〳〵の名人上手と、守子社会に評判高き一人の壮夫あり、二子の袷に一反の白木綿ぐるぐると巻き附け、麦藁帽子の大きやかなるを阿彌陀に冠りて、夜な夜な四ッ谷、新宿の市街を歩き、浄瑠璃で仕上げたと云ひ相な咽喉に調子をはずませ、「高楼金殿に住居して、頭にロンドン高帽子、胸にスキッツル金時計」と異(オツ)にうなるは流石は土佐の山間より躍り出でたる自由男児と見えたりけり、此の男元来之を道楽にするでも何でもなく、詮方なさの仕末なれど、元は立派の紳士が成れの果尾羽打枯らしたる椋鳥とは知られたり、思ひ起せば幾年の昔、まだ此の男が新橋近き或る衙門(ヤクショ)に職を奉じて給料取の身なりし頃は、然程立派といふにはあらねども「抱車に乗り込んで、校書(ネコ)や幇間(タイコ)に金をまき、物見遊散に華美尽し、寸尺伸びたる鼻の下、八字の髭は立派なり」粋が身を喰ふ習ひとて咽喉の好いのが仇となり、ツヒ迷ひ込む目無鳥、女にかけては職務も忘れ、為たい三昧した罰にて、主人と頼む高輪の親父に睨め付けられ、「これが銭取面(ゼントルマン)の本分か、此な奴輩は用捨なく、片端からヤッツケロ。」と終にお払箱になりし果が今の身の上とは、実にやノッペラポーノキンライ〳〵。

憲法疑義に聖断降る
予算の協議権は上下両院軒輊なし

〔六・一四、時事〕 貴族院に於て、昨夜九時半頃鉄道敷設法案を議了し特に検事補設置案の議事に移らんとするときに際し、蜂須賀議長は用事ありとて暫時議長席を細川副議長に譲りて退場せしが、間もなく出で来りて、去る十一日本院より上奏したる件に対し、唯今松方内閣総理大臣より伝達ありたりとて、左の詔勅を朗読せり。

其院六月十一日附の上奏の件は憲法上の疑義に属するを以て朕は之を樞密顧問に諮詢したり。樞密顧問は憲法第五十六条に依り議決して上奏すると左の如し。憲法上予算に対する貴族院及衆議院の協議権は、我が帝国憲法第六十五条に依り、衆議院は貴族院に先ちて政府より予算の提出を受くるの外、両院の間に軒輊する所なき者なり。

故に後議の議院は前議の議院に対して、何等の羈束せらるゝことなく、従て前議の議院に於て削除せる歎項を存留するは、素より後議の議院の修正権内に属す可きものとす。但し後議の議院は前議の議院に対し、議院法の命ずる所に依り同意を求むるを以て、唯一の手段とするのみ。朕は此の樞密顧問の議決を採納して、其の院の上奏に答へ、此を領知せしむ。

御名御璽

〔総理大臣副署〕

徴兵忌避　尻からはげるチン案

〔六・二三、讀賣〕 牛肉と頬かぶり　○可笑しな標題なるが事柄も亦余程可笑しい。此程滋賀県下の或る徴兵検査所にて検査の際、一人の男は自ら痔疾なりと云ひ、赤肉が臀の間からぶら下り居るので何れも看板附きの痔疾だと思ひの外、医官が股をひろげさすると、ぶらさがりたる肉忽ち落ち、全く牛肉を挾み居たると分り、並居る面々孰れも吹き出ださぬはなく、又一方は××を紙にて裹み、梅毒なりと偽りたるも、警官が其紙を取ると別に創も無く無事息災で居るので、これも一場の物笑ひとなりしとぞ、明治二十五年の今日にも、未だかゝる呆痴漢のあるとは驚き入たることならずや。

兒島惟謙頑として大審院長を辞せず
旧藩主の勧告も峻拒

〔六・二五、東京日日〕 大審院長兒島惟謙氏は旧宇和島藩士なり、此度の事起るに及び、旧藩主伊達正二位（宗城氏）は深く之を憂ひ、兒島氏をして速に辞職せしめんとてしば〳〵兒島氏を説き、再昨朝に至り更に氏に会して只管辞職を勧められしかども、剛直一徹の兒島氏は身苟も大審院長の職にある間は栄辱共に一身に止まらず、此事に関しては既に惟謙なし院長あるのみなりとて泣いて旧主の忠言を拒みたりと云ふ、我豈に兒島氏に同情を表せずして可ならんや。

（見聞子投）

壮士退治　〔六・二六、寸鐵〕　昨日園田警視総監は、近来自から壮士と称し各地に徘徊し動もすれば人家に立入り、政治又は金銭貸借等の事にまで強談或は脅迫の言を吐き、之を謝絶するも容易に立去らざるが為め迷惑する者尠からざる趣き、右は畢竟被害者に於て手数と後難を厭ひ申告の手続を尽さゞる者多きが為め彼等をして益々増長せしむるの嫌あり、右等の所為に対しては固より法律の制裁も有之ものに付、自今若し此行為に遭遇若しくは見聞する等の事あるに於ては速やかに最寄警察官吏へ申告すべしと告示したり。

京城に怪聞頻り也　大院君邸変事に関し

〔七・一〇、東京日日〕　去月の朝鮮京城の出来事に就ては怪聞嘖嘖信偽急かに極め難し、昨又た去月廿三日附の特報に接す、参考のため左にこれを抄す。

大院君邸の変事に関し、昨今一種の怪聞あり、曰く院君は実に薬籠的の人物なり、何となれば君の一挙一動は或は良薬を出し或は毒薬を投じ以て韓廷を起伏せしむるの力あるを以てなり、即ち時に頑固の行ひを為し、時に姑息の説を放ちて政綱を紊乱せんとするの害ありと雖ども、若し今日此の君微つせば、李氏の王位は其れ将た那辺にか帰すべきや、現に閔族の院君に対する恰も目の上の啖瘤と一般、常に之れを切り、之れを除かんとして得べからず、故に今回の変事の如きも衆皆な閔族の上に目を注ぎつゝありしに、果して其の内官の言を漏聞して益々其疑ひの度を高めたり。

曰く今回の爆発事件は全く閔族の陰謀に出でたるものにして、其の目的とする所は院君を放犯して王位を遷し独り政権を擅にせんとするに在り、即ち今王李熹殿下に迫りて昌徳宮に移し参らせ、代ふるに、王妃閔氏の出たる世子坧殿下を以てするの非望たりしこと照然たり、尤も今度の仕組は全く或る国の尻押に成りたる者なりとて爾来露国抔は非常に目を附けられ居れども、未だ妄りに信じ妄りに評すべきものに非ざるなり、兎に角今日不憫なるは国王殿下の御身上なり、其杖とも頼むべきは独り生父院君あるのみにして、他は皆表裏の臣隷なりと云々。

信用組合の嚆矢

〔八・六、朝野〕　信用組合の嚆矢　○前内務大臣品川子爵の立案に係る信用組合法に就きては、民間の実業者中其効益の少々ならざるを認めたるも未だ之を実際に施したるものとては聞かざりしが、静岡県掛川町には予て資産金貸付所なるものありて勧業資金一万二千余円を低利にて其の地方の農民の耕作水利道路等の事業に向て貸与し来りしを、今回旧来の組織を改め、更に定款社則等を設け純然たる信用組合となす事に決し、近々其定款の認可を出願する筈なりと聞く。

女房の価一銭五厘　〔八・一一、讀賣〕　女房を一銭五厘で売り渡せしといふは神武以来あんまり聞かぬ珍事なり。山口県阿武郡紫福村辺にては、近頃紋紙といふ懸賞品を出して紋紙を売り廻る中にも、同地の某と云ふ男が出したる賞品は自分の女房にて、紋一ツ一銭五厘にて例の如く十二支の紋紙を出せしに、其女房と云ふは縹致(キリヤウ)と云ひ何と云ひ田舎には珍しき尤物なれば忽ち売り尽し、サテ

開票と云ふ暁になると同時、同地の道路改修工事に付て出稼せる土方の某と云ふ独身者に当りたるより、土方の喜び一方ならず、サア女房を受取らんと迫りしに、男も今更染馴みし妻を僅一銭五厘に売渡すことかと思へば情なさ限りなけれど、何と仕様もあらざれば、しぶ〳〵女房を渡したるが、土方は同地に住居ては旧の亭主もあり、かた〴〵物騒なればとて此の程右の賞品と手に手を取つて故郷石州を指して立帰りたりと、野蛮の土地とは云へ、何れも言語同断といふべし。

丸の内に三菱の大建築工事

建坪四百坪五層楼　地上八十尺

〔九・四、東京日日〕　三菱社が丸の内の旧陸軍省用地八万余坪を払下げて目下建築中なる家屋の設計を聞くに、建坪四百余坪にして五層楼となし、欧米の建築に倣ひ地中室を造り、夫れより層一層と組立てゝ四階の軒下は地上を抜く五十尺にして、屋の棟迄は凡そ八十尺以上なりと云ふ。而して此の建築たる総計二千坪即はち四千畳を数かるべき程のものなれば、土台の如きも余程注意し、周囲には四尺の松丸木を打ち込み、中には三間のものを凡そ一万本も使用し、其上に花崗石（ミカゲイシ）を敷き煉瓦を以て築立つる由にて、間口は二十五間、奥行十六間、入口は三箇処に附け人々の出入に便にし、地中室は重もに金庫其他の物品を貯蔵する処となし、五階も亦器物什物を入るる用に宛つるとかや。又同家屋は何人にても申込みに応じて貸し与ふる筈なるが、二階は既に百十九銀行に特約整ひ、三階は多分郵船会社が引移るならんと云ふ、其他四階も生命、火災保険会社なんどより已に申込みありたれど、是等は左のみ場所も入らねば室内の一局部にて充分ならんと云ふ事なり。兎に角同工事は明年中には悉皆落成する予定なりと云へば、竣工の上は府下に一偉観を添ふるなるべし。

下瀬雅允　強烈の爆薬を発明

直に我が軍用に決定

〔九・七、郵便報知〕　我海軍技師下瀬雅允氏は数年来爆裂薬の研究に従事しつゝありしが、此頃に至り遂に一の安全なる爆裂薬を発明し今般之を我軍用となすことに決したるよし。右は取扱上至極安全なるのみならず、爆裂力の強大なる、従来のものに数倍するが故に、爾後我三等艦は二等艦に代用すべく我一等艦は英国一等艦に拮抗するを得べしと云ふ。我国にして此一大発明あり、独り氏の名誉のみならんや。

遠からず滅亡の運命を辿る千島の色丹土人

〔九・一七、讀賣〕　千島国色丹土人は往年占守島より移住せしめたるものにて、当時男女合計九十七人なりしが、爾来年々其数を減じて現時六十人足らずに減却したる由。其原因は元来同土人は同族婚姻なるが上に頗る早婚の弊あり、殊に先年来一種の肺病発生して産子に遺伝し、為めに夭死するもの多く昨廿四年中の如きは一人の出生だになく、而かも五六人の死者あり、此有様にて推し行かば、遠からず同人種の滅亡を見るに至るべく、優勝劣敗の原則に制せられ

たる生存競争の結果とは申しながら、一人種の末路亦た憐むべきものなりと或人は話せり。

村の倹約令 〔九・一八、朝野〕 岡山県上道郡幡多村長某は水災の後今日を慮りて去十一日同村の人々を召集して節倹規約書なるものを示し、今後は堅くこの規約を守る様にとて懇に勧誘したりと、今ま其の規約書なるものを得たれば左に掲ぐ。

一、死者あるときは、左の規定による。

一　親族、其他当日の世話係と雖も、総て漬物茶漬を出し置く事。

二　死後死者に対する仏事、神事等のための客来は一切禁止のこと、凡て飲食物を供することを得ず。但し遠隔の親族は漬物に茶漬を出すも妨げなし。

一、出生婚礼、其他吉凶諸祝及祭礼は左の規定に依る。

一　鮓、平芋、牛蒡、肴、生酢、汁。

右の通り倹約たることを結約し若し違反するものある時は過料金として金十銭を徴収し、再犯以上に至るものは其の度毎に十銭を増加す。

此の寒空に甲冑で水泳 百九歳の老翁

〔一〇・一、國民〕 紀伊国和歌山藩士にして禄高四百石を領したりし神野九兵衛と云ふ老翁あり、壮年より武芸に長じ、殊に水泳を好くし、病と云ふ事を知らず、此人は徳川十一代将軍家齊公将軍宣下の翌年、即ち天明八年の生れにして、本年一百九歳なるが、其の壮健なること驚くばかりにて、本年旧主徳川茂承侯、同令息正五位頼倫君和歌山に赴きし際、竹製の甲冑を身にまとひて数十間を水泳して御覧に供し、一向疲労の姿なきには侯を始め随従の面々舌を巻きて賞賛せしと。尚ほ此の上何歳迄寿を保つを知らずと見ゆるまでに壮健なりと。

正倉院勅封の次第

〔一〇・二、東京日日〕 此程正倉院宝庫勅封の御用を帯びて奈良に赴かれたる杉子爵は、すでに御用を畢へ帰途に就かれたる由なるが、今右勅封の次第を承るに、其儀式はいと鄭重なるものにて、御錠は正扉の中央に在り赤銅古鰕形にして、勅封の節勅使は服面(ふくめん)をなし、先づ捧げ来りし御璽ある奉書を七ツ折となし御錠を巻き、五色の彩糸もて之れを結び（此の結び方は秘法なりとか）其上に美濃紙にて包み、尚其の上を油紙にて巻き、更に其上を竹皮にて巻き、其上より桐一寸板にてつくりたる覆箱を被らしめ、其上に普通の錠を付せらるゝものなりと。

教科書秘密漏洩事件の真相

〔一一・八、東京日日〕 多年文部省中に纏綿固着して弊患を成し、之れを除かんと欲して除く事能はざるものは教科書検定の事より起る官民の聯絡接続なり。此を以て河野文相が本年初めて教科用修身書の検定取調に着手するや、先づ其の主任者たる図書課長の交迭を断行して空気の一新を謀り、傍ら書肆競争の熱度を減却するの方針を執りて、総て検定取調上の成行模様は発表まで極めて厳秘を守りて、当局者の外決して窺知し得ざらしむるの方策を定め、万般の注

意頗る周到緻密に亘りし事は夙に吾曹の聞き及ぶ所なり。然るに何ぞ図らん審査央にして其の最とも厳秘を守りて漏洩の防禦に力を致し居りたる審査の成行模様何時か省外に漏洩して世間に知れ渡り、剰へ審査の図書に利害の大関係を有せる書肆社会の知悉する所となられとは、文部大臣の驚愕は一方ならず、直ちに手を八方に分つて漏洩の火元を探偵せしめたるに、其の結果として日頃大木伯の邸に出入する書籍出版業者鶴橋某より秘密の洩れ初めたる事を発見せり。是に於て乎文部大臣は省中図書検定に関係あるもの丶全体に就て厳しき吟味を初めたりしが、事の大木伯邸に出入する鶴橋某に係ると聞いて図書課長たりし澤柳政太郎氏は初めて大に悟る所あり、大臣に対して事明に自分の過失を陳述せり。其の要に曰く「事此に至りし上は包むも詮なし、明に予の過失を白状して其責に任ず可し、今回の事は正しく予の手より漏洩したるに相違なかる可し、何となれば大木伯邸出入人より漏れし以上は予を措いて他に其過失者ある可き筈なければなり、予一日大木伯を訪問し談偶ま教科書の事に及びし時、伯は予に向つて当時着手中に係る修身書検定審査の成行如何を問へり、予は固より大木伯が前の文部大臣として教科書の編纂に熱心なりし事より、又た樞密院議長たる今日の地位よりして伯を信ずること厚き、偶ま服務規律の守らざる可らざるを忘れて予は直ちに口頭を以て大要を答へ且つ書面に認めて詳細の秘密を漏したり。(然れども実は其の時澤柳氏が一応拒んで答へざりしを、伯が強ひての求めに黙し難く遂に漏洩に及びたる事事実なるが如し)併し予が伯に漏洩して後の関係は固より予の知る所にあらず云々」此の澤柳氏の自白に依りて漏洩の火元は即ち明白となれり、而して大木伯と鶴橋某との関係に到つては、既に世間にも言伝ふるが如く、伯が澤柳氏より得たる秘密書類を不注意にも応接室の卓上に載せ置きしに、右鶴橋が伯を来訪したる際測らずも之れを一読して其の秘密を知り得たるものなりと。

創立以来最高の手形交換高 一千二百万円

〔一一・一〇、東京日日〕東京手形交換所は昨年種々改良する処ありて同三月一日より交換を初めたりしが、交換高の最高なりし月は去月を以て第一とす、今其の高を記さば千二百四万千百七十円二十五銭六厘なりと云ふ。

大火や震災が刺戟 火災保険多忙

〔一一・一三、東京日日〕尾濃の震災と神田の大火とは大に全国の人心を驚動し、人々をして深く非常に備ふるの念慮を生ぜしめたる矢先のことゝて、東京にては酉の祭りの三度あれば本年火災の多かるべしと云ふ老人の杞憂も満更勢力なきに非ず、又地方には連年の豊作にて今や衣食には不足を感ぜず、漸くに前途をも考へ貯蓄心を生じたる折柄なれば、本年は稍冷気を覚えたる頃より都会と地方とを問はず火災保険の依頼者俄かに増加して、明治火災、東京火災の両会社とも昨今非常の多忙の由にて、明治火災にては日々依頼者三四十名を下らず、東京火災にては去る九、十の両月は依頼者何れも昨年の同月に倍し、尚ほ本月は昨年本月の二倍以上に上る見込みなりと、又大坂には明治火災、東京火災の両支店及び新設の日本火災の三社があるが、何れも中々の好景気なりと云ふ。

天理教会 ―一名美人手踊教会―

〔一二・一四、朝野〕 一種の神教あり天理教会と云ふ。深川黒江町に其の本部を置き、府内各所に其分会あり、然るに同じ天理教会中にも唱詞のみを唱へて祈禱する一派と神歌及び手振り（舞踏）をなして教義とする一派とあり。現に京橋区内にて神歌の踊りをなす新富町の教会は曩に布教を差止められしが、其後神田区多町二丁目乾物商中代萬吉（天理教会主）も矢張り手踊りをなす教派を奉じ、夜々男女の信徒をして盆踊的手振りをして唄ひつ舞はしめつして布教せしより、先月中警視総監は風紀を紊るものと認め、其教会に対して布教を差止めしを、中代萬吉は服せずして同月下旬警視総監を相手取り命令取消の訴訟を提起したり。代言人は到底原告天理教会に勝訴の見込無きものとなし本訴取下の意見を有し居れども教会は飽迄も此命令を取消さんと熱望せる由。偖て此の天理教会の会長と呼ものは何れも十五六歳なる妙齢の女性にて、常に紅粉を粧ひ髪飾を繕ひ衣服は白無垢に紫色の袴を着け、羽織は普通女流の用ゆる手頃似合の最華美なるを纒ひ、信者の請に依り崇め祭る天輪王の前にて祈禱するなり。又求めによれば種々の咒咀をも行ふ由にて、熱心なる信者は賽銭の外に三円五円乃至は十円位寄進する者ありと云ふ。因に記す前号の紙上に京橋八丁堀の天理教会々長村上マチが昨今命令取消の訴訟を提起せし如く（通信社の報に由り）記載したれども右は本文に掲ぐる中代萬吉の誤聞なる由、又八丁堀松屋町の天理教会々長は川幡某と云ふ十五許りの美人にて是は既に蠣殼町二丁目へ移転したりと云ふ、穴賢々々。

隻手對馬海峡に露艦を喰止めんとし 一死国に殉せる小者安五郎 姓を賜り士族に列せられ靖國神社に合祀さる

〔一二・二二、朝野〕 回顧すれば文久元年四月十二日なりき、卯の花落しサト降り頻りて、左なきだに湿り勝なる此頃の空や恐ろし、巨砲一発日本海を劈つて露国の軍艦對馬に押し寄せ無二無三に上陸して此処を占領せんとするけはいなるより、島人の驚き幕吏の周章一方ならず、人心恟々として為す所を知らざる此急激の寸間に在て、神州の気慨男児唯一人衆に先んじ、大船越の瀬戸の関所を無法にも強て通行せんとしたる露艦を、金輪際喰ひ止めんとして露人の為めに銃殺せられ、日本魂を後世に遺して屍を海辺に曝したる同島大船越村の小者安五郎は、其後士族に列せられ、松村を姓とし、昨年亦靖國神社に合祀せられて聖恩枯骨に及びしが、茲に對馬地方の有志者は、村永島司外二三の有力者の賛成を得て氏の紀念碑を建設し、永く烈士の模範となさんと目下熱心に奔走中なり、安五郎たるもの亦遺憾なかるべし。

編者略歴

荒木昌保（あらきまさやす）

大正十四年四月熊本県に生る。京城師範学校本科卒。十五期海軍飛行科予備学生。成蹊大学政治経済学部卒。同大学研究生、日本特殊鋼株式会社調査役、経営コンサルタント等を経て文筆活動に入る。

科学技術史、教育史、経済史、日韓関係史等の該博な学殖を基礎に、多くの伝記の著作に当ると共に明治史を研究、その広範な視野と透徹した批評眼には定評がある。著作には「鉄鋼ガイドブック」「日本の特殊鋼業」「七〇年代の求人作戦」「わが転機」などのほか社会評論多数。

≪明治百年史叢書≫

第250回配本／第253巻

（分売不可）

新聞が語る明治史（第一分冊・明治元年〜明治二十五年）

昭和五十一年七月二十五日印刷
昭和五十一年八月　五　日発行

監修　土屋喬雄（つちやたかお）
編者　荒木昌保（あらきまさやす）
発行人　成瀬恭
印刷所　有限会社明光社印刷所
製本所　佐抜製本所
発行所　株式会社原書房（はらしょぼう）
東京都新宿区新宿一―二五―一三
振替口座　東京五―一五一五九四番
電話〇三（354）〇六八五番（代表）

落丁、乱丁本はおとりかえいたします。

3322-13530-6945